信濃蠶絲業史

下卷

凡例

一、本書は信濃國に於ける蠶絲業發達過程の經濟史的論究を避け、蒐集せる史料を整理し略ゝ年次を逐ふて編纂せるものなり。

一、本書記述の範圍は信濃國に限定せるも、所々本邦全般に關するものあり。これ、記述の順序としてかくせざれば該事項を明にする能はざればなり。

一、本書は上、中、下三卷に分ち、上卷には栽桑、養蠶、天柞蠶、人物の四篇及び年表、參考書目、中卷には蠶種、染織の二篇、下卷には製絲篇を收めたり。

一、本書の史料は明治四年以前のものは既刊の書籍、雜誌若くは縣下各地に於ける諸家の記錄文書等に據り、明治四年より同九年迄は長野、筑摩二縣の公文により、明治九年以降は長野縣公文を主として諸家の記錄文書其他を參酌して編纂せり。

製絲篇目次

第一章　總論……一
第一節　本邦製絲業の起源に關する傳說と上古の蠶絲業……一
第二節　中古の製絲業……四
第三節　白絲輸入時代……九
第四節　近世蠶絲業の擡頭……一三
第五節　信州製絲業の搖籃時代……一五
第六節　江戸時代信州製絲業の發達……一八
第二章　江戸時代信州各地に於ける製絲業の發達……二六
第一節　飯田地方……二六
第二節　諏訪地方……四三
第三節　上田地方……五四
第四節　松代地方……九一
第五節　須坂地方……一〇五
第六節　其他……一一三
第三章　開港以後の製絲業……一三〇
第一節　過渡時代……一三〇

第二節　信州に於ける器械製絲の二大系統……一三五
第三節　信州各地に於ける器械製絲の勃興……一八七
第四節　製絲改良と粗製濫造の取締……二三六
第五節　信州絲の聲價挽回策……二五五
第六節　生絲改會社……二八四
第七節　米國絹絲會社の信州生絲評……三四四
第八節　生絲取締規則の廢止……三五九
第九節　生絲改所の設立……三七八
第十節　器械製絲の改良……四〇一
一　長野縣製絲場の設立……四〇一
二　友誼社の事業……四七五
三　器械製絲の改良……四七九
第十一節　生絲改所存廢問題……五五一
第十二節　生絲同業組合……六三六
第十三節　蠶絲業組合……六五一
第十四節　蠶絲業振興に關する各種の施設……七〇五
第四章　日清戰爭より世界大戰に至る時代……七五四
第一節　蠶絲業各種團體の活動……七五七
第二節　長野縣製絲家の縣外發展……七八三
第三節　鐵道の開通と製絲業……八一三

第五章　大正時代……八一七
第一節　製絲改良發達に關する本縣の施設……八一七
第二節　世界大戰の影響……八三九
第三節　關東大震火災と製絲業……八四四
第四節　經營組織の變更……八四六
第五節　規模の擴大と工場の增加……八五一
第六節　各種機關の發達……八五三
第六章　現代……八六二
第一節　製絲業受難時代……八六二
第二節　不況對策……八六九
第三節　生絲同業組合沿革……八九二
第四節　長野縣產業組合製絲組合……九〇二
第七章　製絲技術の變遷……九〇五
第一節　原料處理……九〇五
第二節　繰絲法……九二二
第三節　共同揚返……九四九
第四節　燃料……九六五
第五節　原動力……九七五
第六節　製絲用水……九七九

第七節　生絲整理……九八四
第八章　經營史……一〇三六
第一節　企業形態の推移……一〇三六
第一項　營業製絲……一〇三六
第二項　組合製絲……一〇六九
第三項　製絲業經營の困難……一一〇五
第二節　工場の設備……一一一三
第一項　工場の敷地建物……一一一三
第二項　工場規模の擴張……一一二一
第三項　工場管理と能率增進……一一二九
第三節　職工……一一四七
第四節　製絲金融……一一三三
第五節　原料……一一三三
第六節　生絲生產費其他……一一四〇
第九章　皇室と信州蠶絲業……一一五〇
第十章　本縣製絲業者の米國視察と米國絹業者の入信……一一六五
第十一章　生絲貿易に關する史料……一一八五



岡谷製絲場全景

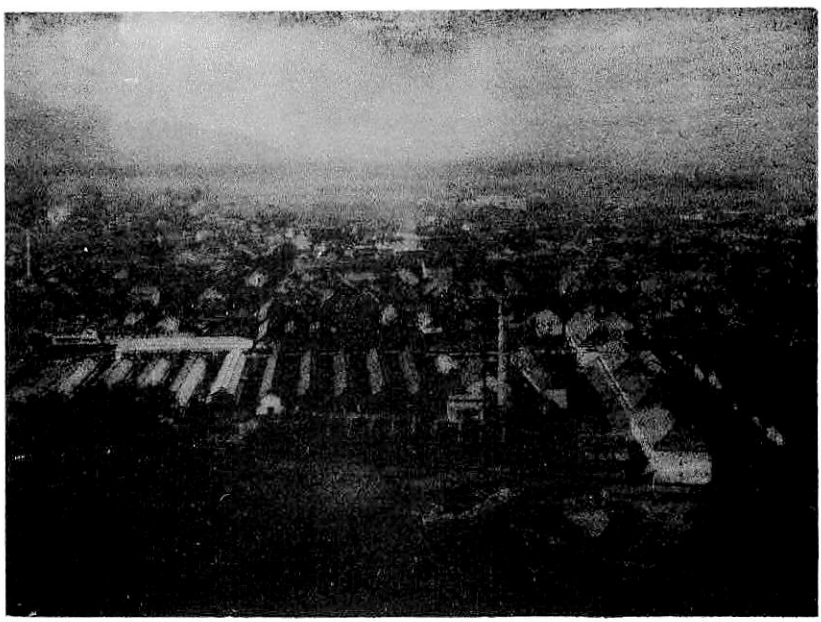

須坂製絲場全景

第一章　總　論

第一節　本邦製絲業の起源に關する傳說と上古の蠶絲業

機殿舊記によれば天照大神天香山に桑を植ゑ天八千々姫をして蠶を養はしめ給ひ、其繭を口に含み絲を繰り齊服殿に神衣を織らせ給ふといふ。これ固より傳說なりと雖皇紀五二一―五七四年代漢武帝の時日本麒麟錦十端を貢したりと傳へられ、（杜子美詩文類集註韻府續篇―大日本蠶史）又、後漢書に本邦の事を記して「土蠶桑に宜しく、機織を知り縑布を爲る。」とある」に徵し、其技術の進步せるを見るべく尙、魏志倭人傳に正始四年（皇紀九三）日本の使節魏に赴きて其王に絳青縑緜衣を贈れるを見れば其機織の技術の進步發達せる一班を窺ふを得べし。

又垂仁天皇二年（六三三）任那の使者歸國するに方り赤絹百疋を賜ひ任那王に致さしめたりといへば之に伴ひて製糸の術も漸く發達せるものならんと考へらる。

然るに應神天皇十四年（九四三）百濟王縫工女を貢し（十有四年春二月百濟王貢縫工女曰眞毛津是今來目衣縫之始祖也＝書記卷十）ついで弓月王の歸化となり、（記）本邦蠶絲業は劃期的の進步をなすに至れり。今、日本書紀によりて當時の大陸蠶業輸入に關する事件を列記すれば

一、應神天皇十六年百濟ノ古爾玉織工西素等ヲ貢ス（紀）

一、同二十年漢王の裔阿知使主其子都加使主己が黨類十七縣の民を率ゐて歸化す。皆綾を織るの工人なり。(紀)

一、同三十七年阿知使主都加使主を吳に遣はし縫工女を求めしむ。(紀)

一、同四十一年阿知使主父子兄媛弟媛吳織穴織の四女を伴ひ吳より歸る。(紀)

一、仁德天皇(九七三)阿知使主の率ゐ來りし女工を弓月王孫の普洞王に賜ひ絹を織り蠶を養ふの詔を下し給ふ。二王卽ち百二十七縣の民を諸國に分置し蠶を養ひ絹を織りて朝廷に上る帝喜びて波多の姓を賜ふ。(姓氏錄)

一、雄略天皇十四年(一、三〇)正月身狹村主青等吳より漢織吳織衣縫兄媛弟媛を從へ歸る。(紀)

一、顯宗天皇九年(一、四五)百濟人奴理使主之後彌和(ミワ)、蠶を養ひ機を織りて絁絹を獻ず仍て調ノ首の姓を賜ふ(姓氏錄)

如斯大陸蠶業の輸入につとめ且朝廷に於て保護奬勵の結果は著しき發展を遂げたるが如く日本書紀雄略天皇十五年の條に

詔聚秦民賜秦酒公、公仍領率一百八十種勝部奉獻庸調絹絁絇朝廷因賜姓禹豆麻佐(紀)

とあり此貢物を納る爲に諸の秦民を役して八丈の大藏を宮側に構へしといふ。以て絹絲類の生産增加の狀を想望すべし。

孝德大化元年(一、三〇五)所謂大化の改新行はれ政体を改革し職業世襲の制を廢し絹絁を製する國は絹絁を以て調貢と爲し其絹絁は並に長四丈巾二尺五寸を以て匹となさしむるに至りては製絲の術もいよ〳〵進歩せしなるべく、持統天皇の六年(一、三三)には紀に

「免伊勢國今年調役然輸其二神郡赤引絲三拾五斤」(紀)

とあり、是絲に關する記事の單獨に數量を明記して正史に記されたる最初ならん。

超えて文武天皇大寶元年（一、三六一）大寶の律令を頒たるゝに及び其調之絹絁等郷土の所出に從ふべき事を示し、美濃の絁は長五丈二尺巾二尺二寸を以て匹となせといひ、織部司管する所の河内の廣絹を織る戸數を定めて三百五十戸と爲す（續日本紀）等によりて其盛なる狀を見るべく、大寶三年癸卯紀伊國奈加、名草の二郡をして調の布を停めて糸を献せしめ、又、元明天皇七年（一、三四）二月辛卯の詔に「人衣食足るときは共に禮節を知り身貧窮に苦む時は竟て奸詐を爲す絁糸綿布の調を諭す國等は調庸の外に人毎に絲一斤、綿二斤、布六段を以て産業を資て苦乏せしむること無らしむべし（續日本紀）

卽、知る奈良朝時代に及びては絹絁綿布と共に糸は調貢品の一として認め徴せられたることを。

元正天皇養老元年（一、三七）五月我信濃國の絁が始めて調として貢せられし事は續日本紀に

令上總信濃二國始貢絁調

とありて明かに我信濃國も手引の太絲を以て製せる絁の産ありて調として朝廷に上れる事を示すと共に製絲の行はれたる事を想像し得らる。

同三年五月制して諸國の貢調を定む。短き絹狹き絁、麁く狹き絹、美濃の狹き絁の法各々長さ六丈濶さ一尺九寸とす（續日本紀）ついで聖武天皇天平元年（一、三八）十二月癸丑諸國の四丈の廣絁を停めて皆六丈の狹絁と爲さしむ（續日本紀）とありて當時絹絁が調貢品として用ひられし事及時の遷移に從つて時々廣狹あり長短ありし事を知るを得べし。

第二節　中古の製絲業

桓武天皇延暦十三年（一、四五四）都を平安に遷し織部司を皇城内に置き盛に好絹を織らしむ。當時好絹の最美なるものを「波久の幾奴」と云ひ其輕薄なるものを「加登利」といひ「宇須毛乃」といひ（西陣織物提要）盛に絹織物を産出せるを見れば之が原料たる製絲も亦相當に發達せるなるべし。類聚三代格によれば延暦十五年太政官符官備前國鐚鐵を進むる事を停止すべき事、自今以後宜しく鐵を收むることを停めて絹にあらざれば卽糸便に隨て輸すべしとあり。ついて仁明天皇承和二年（一、四九五）太政官處分す伊賀尾張外八ヶ國等の國年料に貢輸する練絲等宜しく其色を減し生絲を進らしめよ（續日本後記）とありて其品種を減じて生絲を多く進らしむべき事を示されたるを以ても生絲の需要益々多きを加へたるを知るべきなり。

同承和五年には太宰府例進の緋の綿紬一百端を今紺紬十端黑紬四十端緋紬五十端に定む（續日本後紀）とあるを見れば其産地の全國に普及せるを見るべく實に盛なりといふべし。

然れども生産の增加に伴ひ粗製濫造の弊を生ずるは古今の通義なりと見え貞觀六年（一、五三四）太政官符を東海東山北陸山陰山陽南海太宰府に下し調庸の絹布廉惡に流れしを責め自今改めざれば之を論ずること格の如くにして曾て寬恕せすと（續日本後紀）あり續いて貞觀十四年には「太宰府輸す所の絹綿廉惡殊に甚しく宜しく新典を降し、更に將來を肅ましむべし、仍て其麁惡の絹一百疋に及び綿一萬屯に滿たば彼の府の藏司の別當及び使監典並ニ見任を解却せん（類聚三代格、日本後紀）といひ、光孝天皇仁和三年（一、五七七）には伊賀、伊勢、尾張、伊豆、近江、美濃、越後、丹波

但馬、播磨、備前、備後、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐の國絹を貢する處惡殊に甚しくして昔日の如くならず勅して、國宰を譴め正倉の舊樣の絹を探り取り每國に一匹を賜ひ舊樣に依り織り作らしむ。

第六十代醍醐天皇延長五年（一、五七）十一月延喜式及軍撰の延喜格成る。其延喜式によれば國內の蠶絲を上中下の三級に區別せられたり。

上絲國＝伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波　計十二ヶ國

中絲國＝伊賀、尾張、遠江、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播磨、長門、讃岐　伊豫、土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向　計廿五ヶ國

鹿絲國＝駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野　計十一ヶ國

而して當時の日本六十餘州中產絲國四十八ヶ國を數へ之に畿內五ヶ國を加ふる時は全く產絲國に入らざるは僅に十數國に過ぎず、又盛なりといふべきなり。然るに其後、承平天慶の亂起るや天下騷然百事弛廢して蠶絲業も亦衰へたるは養蠶篇に記せるが如し。

其後、後白河天皇保元元年（一、一五六）保元の亂あり平治元年平治の亂あり引續いて源平迭に覇を爭ひて爭亂熄む時なく一八五二年源賴朝征夷大將軍に任ぜられて天下一度靜謐に歸すと雖、忽、承久の變起りて、幾部司漸く衰へ絹を製すること甚だ尠く諸國に於て絹絁を製造して產物となすは丹後、加賀、尾張等の數國に過ぎずと云ふ。（西陣織沿革提要）而して鎌倉時代に於ては源賴朝以來勤儉尙武を大方針とし北條氏亦之を踏襲したれば蠶絲業就中製絲染織等の業興るに至らず次に建武中興の政又忽ち失敗に歸して吉野時代に入り南北の抗爭五十七年に及び爭亂全國に波及して益々蠶絲業の衰微を來し貢絲貢絹の如きは元より廢れて室町時代に入り公卿貴紳の需用する絲の如きは遂に隣邦支那及

其他外國所産の白絲を輸入して縷に其需要を充すに至れり。然れども此間全く蠶絲業廢絶せるには非ず比較的戰塵を蒙ること尠かりし地方の豪族等によりて其命脈を維持せられし事は左に揭ぐる數項によりても察せらるべし。

一、保元元年（一一五六）藤原基衡陸奥出羽押領使となり佛像等を作りし際佛師慶雲に贈りし物の中に「黃金百兩、鷲羽百束、水豹皮六十枚、馬五十匹、細布二千端、白布三千端、信夫毛知摺千端京師與慶雲且積生美絹船三艘寄之三年而慶雲造佛畢」と

一、文治四年（一一八八）陸奥押領使藤原泰衡「貢馬黃金蚕絲」

一、文治五年十一月因幡前司廣元、賴朝の使節として上洛し綿千兩を仙洞に奉る是駿河國富士郡の濟物なり。（蠶史）

一、建久三年（一一九二）相模國吉田神社の年貢を運上する送文のこと染衣五切代百文各廿文上品の八丈絹六匹代百廿文各廿文（蠶史）

一、建久五年（一一九四）十月鎌倉より貢馬八匹並ニ砂金紫絹、染絹、綿等使者雜色之を相具して上洛す。（東鑑）

一、同六年十二月賴朝駿河國富士郡の濟物綿千兩を京都に進ぜらる。常清時澤等を以て使者と爲す。（蠶史）

一、同年四月賴朝相模武藏兩國の所の絲綿等を京都に進ぜらる新藤二郎俊長之を相具す。（蠶史）

一、建保三年（一二一五）十二月廿日甲辰施二絹布等於善光寺僧徒一給。布施右衞門尉奉二行之一

一、文永二年（一二六五）幕府は商人の居所を定めて九ケ所とし、當時の市に七座あり絹の座炭、米、檜、物、千朶積、相場、馬の座是なり。

一、正平の頃大內弘世京都の織工を招き下し絲米小路に工舍を建て絹布綾羅を織らしむ。元中八年說（三省堂年表）

一、元中二（二三八五）織工和泉の堺に機業を開き盛に錦綾を織る。而して當時專ら絹絶を織出したるは加賀、丹後上野

等の數國に過ぎずといふ。

元中九年（一三九二）所謂南北朝の合一によりて天下稍々小康を得るや應永元年（一三九四）翌々年義滿將軍職を子義持に讓りて太政大臣に任ぜられ驕奢を極めしより服飾華美を盡し、かば機織の技術大いに進歩し、明德二年山名氏清堺に城を築きて泉府と號せし以來諸國の工人此地に集り或は絹帛を織り、京師、山口の織工と競爭せしが其後京師山口ともに衰へて堺のみ益々精巧を極めたりき（横井時冬氏日本工業史）然れども久しく戰亂打續きたる結果蠶絲業衰へて其原料たる絲は殆んど之を明國より輸入し、以て其需要を充せるが如し。而して其白絲輸入の創始は恐らく既に記せる元中二年泉州堺に機業の起れる頃ならん。

然れども足利義滿を始め貴族等の需要する精巧なる絹織物に至りては之を支那より輸入せしものの如く、英人アダムスが英國東印度會社へ報告せる文書中にも日本への輸入品として「絹織、天鵞絨、繻子、緞子、生絲、絹絲、絹沓下あり、戊子入明記に見えたる日本國王（實ハ足利將軍）及び日本國王妃（實ハ將軍室）へ贈れる代物中には縑、綵絹、素絹、等絹織物の名見えたり。

應仁元年（一四六七）山名細川の兩氏京師に戰ひしより天下の大亂となり、西陣の機業廢絶し諸國の蠶絲業衰微せること養蠶篇に詳說せるが如しと雖「此頃國人猶未だ木綿を知らず貴族は絹及絹綿を用ひ武士以下の平民は悉く麻布を用ひ冬は麻布の間に蒲の穗を入れ或は麻屑を入れて綿入の如くして用ひたり」（竹越氏日本經濟史）といへば絹絲の需要は依然として減ぜず從つて其一部は之を輸入に仰ぎたりとするも一部は之を京都、山口、堺等比較白戰塵の外に立てる地に於て製造せられたるものならん。

卽當時の輸入品中白絲は其首位を占め天文十二年（一五四三）八月葡萄牙人多襭島に來りて鳥銃を傳へ、西班牙人平戶

に來り翌天文十三年葡萄人蘇摩に來りて貿易を求めしより、和蘭、暹羅安南等の諸國とも交易をなすに至り白絲及絹布の輸入益々多きを加へたる事は次の表に依つても其一班を窺ふを得べし。

和蘭人レオナルド、カンプスの計算による日本輸入貨物（日本經濟史）

品目	數量	原價（フロリン）	賣價（フロリン）
精製白絹絲	三、〇〇〇（ピコル）	五四〇、〇〇〇	一〇八〇、〇〇〇
粗製絹絲	五〇〇	九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
白切り絹絲	一〇〇	二二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
白撚絹絲	一〇〇	二二、〇〇〇	三〇、〇〇〇
屑絲	一〇〇	一九、〇〇〇	三〇、〇〇〇
以下單位不詳			
黒チヤウル（柳條）	一五、〇〇〇	三七、五〇〇	六七、五〇〇
染色 arngzynen	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
黒繻子	二、〇〇〇	一六、〇〇〇	二四、〇〇〇
黒ダマスク	五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四七、五〇〇
普通繻子	八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四七、五〇〇
黒天鵞絨	二、〇〇〇	一六、〇〇〇	二六、〇〇〇
黒粗吳羅（カメロツト）	二、〇〇〇	一六、〇〇〇	二四、〇〇〇
白繻子	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三一、二五〇
ダマスク	二、〇〇〇	七、〇〇〇	一二、〇〇〇
緋綾	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	二二、〇〇〇
緋縮緬	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

縫取セルジ	三、〇〇〇	一三、五〇〇	二一、〇〇〇
白縮緬	三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一三一、二五〇
縫取セルジ	二、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
最上厚物	五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
計			

就ケムフエルは鎖國以前日本の貿易品中最も利益のありしは織物類であり貿易額に於ては生絲が最も多かりしといへり。

尙此外支那より輸入せられし白絲及絹織物類の多かるべきは言を俟たず。以て當時戰亂の世と雖も蠶絲類の需要相當に多かりし事を知り得ると共に、我國蠶業が衰頽して其需要する蠶絲類は殆んど海外生産のものに依存せる事實を認識するを得べし。

第三節　白絲輸入時代

其後慶長三年（一、五九八）朝鮮より始て木綿の種を傳へしより民其利を知り忽ち天下に遍く、良田に植うるに至りしと（逸史）木綿の初めて本邦に傳はりしは桓武天皇延曆十八年（一、四五九年）七月にして天竺人三河に漂着せる時之を齎らせるものなるも其後一旦中絶せしが大永元年（一、一八一）相州三浦に木綿を栽培し漸次各地に播殖し時人之を三浦木綿と稱ふ（大日本農史）と稱する說と、文祿三年（一、三五四）内藤如安）德川氏政權を掌握するに及びて頻りに木綿物著用を百姓に强制せしより寛永五年を始め其明に使し明より木綿を得て大和に植うとの二說あり）後屢々御觸あり。江戶時代の初期に於ける蠶業は遲々として進まず、必要の白絲は依然として之を海外の輸入に仰げり。

慶長七年（一六〇二）一商船長崎に漂着し多數の生絲を搭載し、之を鬻がんとすれども當時戰亂の餘之を購ふ者なく手を空ふすること二年、屢々長崎奉行小笠原一庵に買取方を哀訴せるを以て、一庵は德川家康に謁し其情を具陳す。玆に於て家康は和泉國堺の高人、高名屋宗岸、奈良屋道汐等十人を召して買取のことを謀る。商人等諾して長崎に赴き京師及長崎の豪商をも招き協議の結果之を買取りて出帆せしむ。家康喜びて之に奉書を與ふ。曰く

異國船著岸之時定置年寄共、絲之直不致以前に諸商人、長崎へ不可入候。絲之直相定候上は萬望次第致商賣べき者也。

慶長九年五月三日

本多上野介

板倉伊賀守

と、卽堺、京、長崎三ケ所の商人は白絲輸入に關する特權を附與せられたるのみならず、絲之直不定內は他の百貨も商賣する事不能と規定せられたれバ貿易に關して最大特權を附與せられたるものといふべし。然れども其最初にありては白絲の需要多からず何れも捐失を蒙りしといふ。（横井時冬日本工業史）

其後慶長十一年（一六〇六）外船又々多數の白絲を輸せしかば、商人等去年家康の旨をうけて買取りし高に割符し之を買取しより、白絲輸入は數商人の專賣に歸し、是等の商人を白絲割符商人と稱し、其中更に若干の「絲年寄」を置きて統轄せしめ、且、三ケ所特權商人の白絲買取の配分率、卽「糸高」を堺百廿丸（一丸ハ五十斤）一一斤百六十匁）京百丸、長崎百丸と定めしが其後泰平打續き需要の增加するに伴ひ、是等の白絲割符商人は生絲の輸入を獨占して莫大の利益を占むるに至れり。

慶長八年（一六〇三）徳川家康征夷大将軍に任ぜられて幕府を江戸に開き同十九年大阪冬の陣によりて豊臣氏全く滅び天下一統の政に歸せしより江戸の發展は物すごく、其繁昌は忽ち京、阪を凌駕するに至り風俗自ら華美を競ひしかば生絲の需要も從つて多く白絲割符が三ケ所の商人に壟斷せらるゝを不便として屢々江戸の商人より陳情する所ありしかば寛永八年（一六三一）遂に江戸の商人をも加へて四所の割符とし其題絲高堺百廿丸京百丸長崎百丸江戸五十丸と定めしが後大坂三十丸を加えて五ケ所とし後、柳營料として更に吳服所六十丸を加へ後又、博多十二丸半筑後五丸肥前五丸對馬二丸半小倉一丸半とせり。

是より先元和二年徳川家康の薨ぜし時其遺品中蠶絲に關係せるものは、生絲三百八十貫金襴百卷、縱子千八卷、繻珍百七卷、倫子三百五十九卷、紗綾百八十三反、選絲千五十八疋、甲斐絹六百廿四反（駿河御分物御道具帳之覺）等なりきといふ以て家康の內的生活の一班を窺ふと共に是等夥敷白絲絹織物等が多くは唐船又は蘭船によりて舶載されしを知るべし。

島原の亂後徳川幕府は耶蘇教を嚴禁し（寛永十五年）寛永十六年七月（一六三九）には外國貿易を禁じ、和蘭人と支那人とにのみ通商を許し、ついで寛永十八年平戸の蘭人を長崎出島に移すや、堺の商人等近年江戸、大阪商人の增加によりて割符高を減じたる事なれバ此際唐船同樣蘭船舶載の白絲をも專賣せんことを請ひて許され五所の商人に割符せらるゝ事となれり。

かくて白絲割符商人は其專賣によりて莫大の利益を獨占せしかば、大阪の役には軍用品を運搬して徳川氏を授け島原の亂にも軍役を助け徳川氏の日光廟を造營するに當りて建築用の石材を運搬し、又、三十三回忌には唐銅の燈籠を獻じ、後正保四年長崎港の海口に幅三十間、長三里の船樋を架し、將軍代初には白絲を進獻する等普通の課稅以外種

々の名目を以て寄附又は納貢を餘儀なくせられ、長崎往復各方面への進物、交際費等頗る多額に上り商利も之が爲に空しきが如き場合も尠からざりしといふ。

是より先白絲賣買の法春季價格を決定し一ケ年間高低するを得ざるの定なりしかば利を見るに敏なる唐船は春季價格決定の際少量の白絲を持參して絲價を昂騰せしめ其後に於て多量の白絲を輸入して利益を占めしかば割符商人等之を惡して買はず、承應三年(二、三四)十三萬餘斤の白絲堆積せしかば、幕府は割符商人が從來特權を有して莫大の利を占め乍ら、今、買はざる不都合を責め大阪御藏所より銀五千五百貫を出して其白絲全部を購入すると共に絲割符制度を停止して相對貿易となせりこれ實に明曆元年(二、三五)なりき。於此割符商人周章狼狽して割符制度の存續を嘆願せしも遂に聽されず。其後寛文十二年長崎奉行牛込忠左衞門の議によりて市法賣買を行ひて相對貿易を制限せしが之にも又弊害を生ぜると割符商人の嘆願とによつて、貞享二年(二、三四五)明曆割符制度廢止後三十年にして絲割符制度を復活し市法會所を割符會所と改め絲割符宿老二人を置き毎年首座一人來府し將軍に謁して物を進獻せり。而して、從來白絲以外は相對賣買なりしに此時より輸入絲類一切を割符法とせり。

又同年貿易額制限令を布き蘭船は銀三千貫唐船は銀六千貫を限り清國船の數は一ケ年七十艘以內と定めしかば輸入白絲の數量も次第に減じて西陣にて使用する原料に不足を來たし和絲の使用隨而增加しひいて養蠶業の隆盛と製絲業の發達を誘致するに至れり。

題絲高の變遷

市場名＼年號	慶長八年	寛永八年	貞享二年	元祿十年

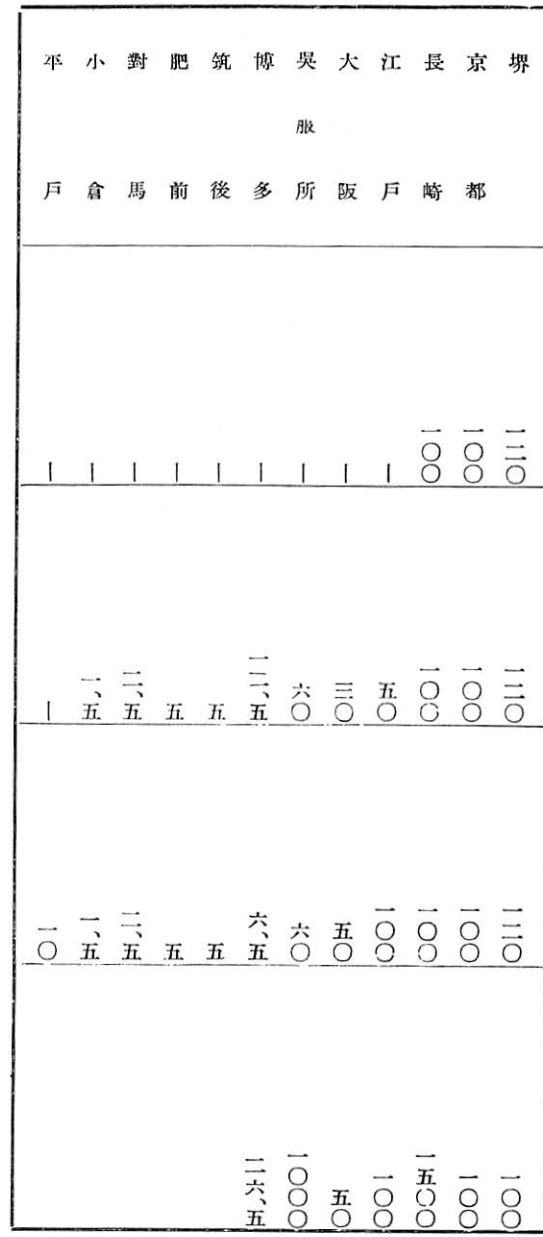

第四節　近世蠶絲業の擡頭

徳川氏の天下を一統するや封建の制度を確立し諸侯統御の方法として諸侯の配置に細心の注意を怫ひ親疎大小強弱を犬牙錯綜せしめ以て互に相控制せしむると共に諸侯をして貧國弱兵に陥らしむるの政策巧妙を極めたりき。卽寛永十二年參勤交代の制を定めて諸侯をして江戸に壯麗なる邸宅を構へしめ以て諸大名及其藩士をして都會華美の風に侵

染せしめ豪奢なる生活を營ましめ、或は隨時轉封を行ひ、幕府工事の手傳ひ、日光代參、勅使朝鮮使節の饗應等の役を命じて其財力を消耗せしめ一面に於ては文學を奬勵し以て士風を柔弱ならしめたり。

是より先寛永五年幕府は節儉令を發し百姓衣物の事として「百姓の衣る物は布木綿たるべし、但名主其他百姓の女房は紬衣物迄は不苦其上の衣裳を着候はゞ曲事たるべきこと」と令して百姓の衣類を制限し、ついで寛永十九年五月廿四日鄕村に觸出され條目には

男女衣類の事

「此以前より如御法度、庄屋は絹紬布木綿を可着百姓は布木綿たるべし。右の外襟帶にも仕間敷事」

とあり同年八月十日在鄕に觸出されし條目には右の外

「袖ユキ丈長く仕間敷事」とあり、

又、慶安二年には

「百姓は衣類の義木綿の外は帶にも履物裏にも使はざること」

と令して奢侈を戒しめ乍ら反面諸大名の豪奢を極め華美を競ふの風は寧ろ之を奬勵するの策に出しかば武士階級に屬する者は所謂浪人者にても羽二重龍紋の小袖を着し緞子、精巧等の袴を着くるに至り、自然絹織物の需要を促かし京都西陣は固より上州桐生等に於ても精巧なる織物を出すに至り、是等織物の原料として最初は支那和蘭等より輸入の白絲を使用せしが其後需要の增加に伴ひ明曆の頃より諸國に於ても生絲の産出を見るに至れりといふ。

信濃國の蠶絲業がまづ蠶種製造販賣の業より發達し來りたる事は蠶種篇に詳述せるを以て之を略すも、蠶種の製造には養蠶業を伴ひ、且、又蠶種製造の際種繭に適せざる繭、及び蠶種製造後の出殼繭等も昔時商業發達せず、又、其

利用方法の研究等も不十分なりし時代に於ては、之を取扱ふ專業者もなかりしかば、男達が製造せる蠶種を携えて諸國に行商する所間農間稼期間に女子供の仕事として或は出殼繭を以て眞綿を製造し紬を紡ぎ機を織り、或は選出繭より手挽絲をとりて絹を織る等の事行はれしならんと想像せらる。江戸時代の初期に於ては此事に關する文獻見當らざるも安永二年埴科郡森村に生れし中條唯七郎の見聞集錄（同村久保田菊夫氏藏）卷十二の記事の如きはよく此間の消息を物語るものなり。（染織篇第二章主なる絹織物の沿革參照）

第五節　信州製絲業の搖籃時代

平安朝時代には絲國として四十八製絲國の伍班に列せる信濃も其後本邦製絲業の衰微と共に衰へことに蠶絲業の暗黑時代と稱せらるゝ鎌倉室町時代より引續く戰國時代を經て全く衰微の極に達せしが安土桃山時代を經て江戸時代の初期に至り天下漸く一統の機運に向ふや漸く安じて農桑の業をつとむるに至り當初は養蠶家は自家飼養の繭を以て自給自足的に製絲、機織より衣服を製する迄の事を行ひ、蠶種製造家は出殼繭其他利用の爲に同樣の事を行ひしが北信に於ては慶安寬文の頃より進んで白紬又は上田縞製造の爲に紬或は絹絲を製造する者を生じて生絲は漸く商品化さるゝに至り南信に於ては夙に近江商人中津川商人等の購求せるより其需要に應じて元祿の頃より爲登絲として生絲を製造するに至れり、尤、北信に於ても上田藩は元祿五年「絲繭用の目的を以て飼育せるものにて蠶種を製造する事を禁じ」たるを見れば既に製絲を目的とせる繭の生産に從事せる養蠶家ありし事を證すべし。然りと雖も是等の製絲は多く手挽による極めて原始的の方法によりしものにして其産額の如きも言ふに足らざるものなりしならん。

然るに元祿以後華奢の風益々盛となり絹布の需要愈々增加し製織に染色に各技巧を凝らし新趣向を競ふに及び各地に於ける絹機業の躍進振は目ざましく、田宮楚州著の「和漢絹布寶記」による天明年間絹織物主要産地及主要織物調によれば

京都＝錦綾諸織物、羽二重、本紅等の絹布縮緬
近江＝羽二重、縮緬
丹後＝縮緬、絹
加賀＝太織、絹撰絲
武藏＝川越絹、秩父絹
上野＝縮緬、戻子類、絽、桐生龍紋、安中龍紋沙綾、富岡藤岡ノ紋絹
岩代＝福島龍紋、福島絹
相模＝八王子絹
甲斐＝紬、紋郡內、郡內絹
美濃＝縮緬撰絲
下總＝結城紬
信濃＝紬
伊勢＝安濃津戻子
中國筋＝山繭紬

等各地に亘り各種類の絹布を産出せるを見る隨而其原料たる生絲の需要の激增せるは言を俟たず、京都西陣織物の原料は大部分之を輸入白絲に仰ぐとするも、其他の地方にて需要する生絲は大部分之を和絲に仰ぎ、ことに貞享二年白絲輸入制限以後は西陣に於ても和絲使用增加するに及び益々生絲の生產を必要とし我信濃の如く夙くより蚕蠶の行はれたる地方に於て製絲業が早く蚕蠶又は機業等より分離して專業化するは當然の成行と言はざるを得ず。

信濃に於て製絲が企業として行はれたる記錄は元祿六年飯田に於て美濃より工女八人を聘して絲取を始めたるを初とし、寶曆年間には伊那郡各地を始め木曾地方にも絲を產出し、享和年中には諏訪地方に登せ絲を業とせる者出、文化に至りては各地に製絲を營む者出たる記錄あり（次章參照）而して其販路は太筋は「爲登絲」として美濃京都方面へ仕向け細筋絲は上州桐生地方へ販出するに至れり。

又大塚良太郎氏著「蠶史」によれば信州生絲は、天保の頃既に錢屋五平によりて米國に輸出せられたるが如し。『天保二年五月二日加賀の人清水五平（錢屋五平）太平丸（二千石積）に搭し我が雜貨を載せ三宅島に航すと揚言して窃かに米國に到て第一着の互市をなす、桑港の豪商フレンチ、アンクス深く其商機贍略に富めるを愛し修交頗る親密なり連年盛んに米國と通商生絲を輸出すること極めて多し、上信二州蠶業の盛大は實に此に根基す（海國）』とあり此文によりて察するに錢屋五平の米商フレンチアンクスと取引せる生絲は上信二州の產を多く含めるが如し、然らずんば「上信二州產業の盛大は實に此に根基す」といふ能はざるべし。」たゞ當時の輸出は密貿易に屬するを以て其內容を審かにするを得ざるのみ。兎に角信州蠶絲業は江戶時代に入りてより、氣候風土の斯業に適せる點もあれども國人の非常なる勤勉努力によりて急激なる發達を遂げ開港後忽ちにして其產額天下に冠たるに至れる次第は章を逐ふて之を叙せんとす。

第六節　江戸時代信州製絲業の發達

江戸時代に入りてより幕府及諸藩の蠶絲業を奬勵せるは既に述べ來りたるが如くなれども信濃諸藩に於ては江戸時代の初期に於て之を保護奬勵せるの事實殆んど見當らず、栽桑の部に詳說せるが如く寧ろ禁止壓迫の事實多し。

然るに漸次斯業の發達し來れるは多くは國人自身の自發的企業に基くものにして、稍々隆盛に赴くに及びて諸藩は之に對し運上を課し、取締制度を設け、後には多少の保護奬勵をなすに至りたるものゝ如し。

足を彼津輕藩が元祿十三年野本道玄(著者)の建議に基きて、養蠶師、織物師、絲取女を聘して指導に當らしめ、仙臺藩が寶永中京都の織工を招きて機業の傳習につとめ、米澤藩が自ら「養蠶手引」を板行して國中に頒行せるとは大に其趣を異にす。卽、天惠少くして他に現金收入の途なき信州人が刻苦精勵自ら求めて隆盛の域に達せしめたる產業なる事は、こゝにも又見らるゝなり。

而して藩の保護によりて一時隆盛を極めたる地方が其後漸く衰へ明治維新後に及びては見るべきものなかりしに反し、我信州の製絲業が益々發展して蠶絲王國と唱へらるゝに至りしを見れば自力更生の効果の偉大なる思半に過ぐるものあらん。

信濃の地、面積八三九方里山岳重疊して其間數多の盆地に分ると雖、犀、千曲二川の流域たる北信と木曾、天龍の流域たる南信との二つに大別するを得べし。而して其地形交通の便否により南信地方は美濃飛驒地方より繰絲の術を傳へ、北信は主として上州より絲挽の教師を聘して其傳習をうけたる結果自ら製絲の方法にも上州流と濃飛流との

二大系統ありしこと史實の證明する所なり。然れども其後座繰器械上州に於て發明せらるゝや恰も横濱開港の爲に輸出の途開け蠶絲の需要激增せるの事實と相俟つて非常なる速度を以て各地に普及し、明治六年以後器械製絲の勃興に至る迄南北の別なく座繰製絲時代を現出せり。

江戸時代信州製絲の始め

江戸時代製絲の初は元祿六年六月飯田町池田町本田孫藏美濃國關の庄より製絲工女八人を聘して手挽製絲をなせしを始とし、上田地方は寶曆十年より、諏訪及松代領内は明和の頃より、須坂領内は天保の初より手挽提絲を製出せしが、文化年間には其生産高次第に增加し諸所に絲市を生ずるに至り、上州地方の商人來りて之を購買せり。然るに桐生地方の如きは細筋絲に非ざれば之を需用せず、太筋絲は主として西陣又は岐阜地方へ仕向たりしが、漸く信州絲の名高く文政二年に至り生絲の品位を上中下の三等に區別し大櫻中櫻小櫻等の名稱を附し西陣へ移出するに至れり。世俗往々生絲を「のぼせ」と稱するは其名稱の起原が飯田地方にありたるにせよ或は上田地方にありたるにもせよ、此當時の上方と稱せられる西京西陣へ登せたるより起れることは誤りなきが如し。かくて生絲を「爲登絲」といひ、製絲を「のぼせをとる」といふに至り此名稱は今尙翁媼等の口より往々きくを得べし。

文化文政以後蠶絲業の有利なる副業たるを見るや、各藩とも農間耕として漸く保護奬勵を加へ、就中、上田藩の如きは天保年間大に當業者を奬勵し、車取二ツ枠製絲を嚴禁し、(粗製濫造防止の爲) 上田産物改所をおきて一提毎に檢印を捺し以て粗製濫造を防遏せり。

又此頃松本藩に於ても産物改所を設けて生絲の檢査を行へる事は天保九戊戌年四月同地方絲仲間規定に「絲出來次第御會所御改請賞貰可致拔荷等仕間敷事」とあるによりて知らるれども未だ盛なるに至らざりき。

偶々嘉永六年五月米艦の浦賀に投錨するや攘夷鎖港の論上下に沸騰し、政界の不安動搖は延いて財界に惡影響を及ぼし、生絲價格の如きも一時大に下落し、製絲業の如きも將に地に墜せんとせしが、世界の大勢は日本人の好みたるにもせよ好まざるにもせよ開港論に合流するを餘儀なくせしめ、遂に安政五年の條約となり、其六年より公然生絲の輸出行はるゝに至り、我信州生絲も世界の市場に見ゆるに至りたりき。

然れども此開港に伴ふ大なる犧牲として櫻田門外の白雪を紅に染め或は坂下門外の變を惹起するなど幾多の事變に遭逢せしかば、絲價の高低一ならず、加ふるに幣制の不備は銀價の亂高下を伴ひしかば、爲に不測の損失を免れず要するに生絲賣買の如きは投機者流の事として製絲業者も其影響をうけて頗る不安定の事業なりき。

左の御觸は此間の消息を物語るものなり。

一

不遠鎖港之應接被在候自然外夷ゟ扱爭端候ゝ一同皇國之ゝ(ため)盡力可相働之分被　仰出候依而ゝ兼々申達置候通萬一之儀有之候共猥ニ動搖不致あふれもの等徘徊可致も難計銘々申含致用心相互ニ火之元心付大切ニ可致候

但し横濱表え絲荷等差出候儀見合可申事

右之趣御領內村々小前末々まで不洩樣可被相觸候

亥　九　月　（文久三年）　（日瀧村井澤儀一氏藏）

卽右の文書は通商條約嚴として存するにも拘はらず、生絲輸出を禁ずるに等しき達なりと言はざるを得ず。

是より先万延元年某日、幕吏和蘭七番館の倉庫を點檢し其在庫生絲の多きに驚き、如斯多量の生絲を外國に輸出せば逐に國內絹布の跡を斷つに至るべしとの虞を抱き、之を幕府に復命せる爲、幕府は生絲輸出制限令を發し、一日の

生絲賣込高を五百斤に限定し、荷生絲を直接神奈川に輸送するを禁じ、江戸に十組の問屋を設け輸出生絲は必ず此等問屋の手を經べき事を命じ、且、其輸送高を江戸の問屋一戸に付一日十駄（一駄は四梱）に制限せり。於此生絲商等は此問屋を廢せんが爲に二三ケ月の休業をなし、万延元年九月五日に至り此問屋を廢せりといふ。此休業中に於ても「交易廢せらる」といひ或は「異人を退去せしむる」等の流言蜚語續出し、爲に商人は資本を蕩盡し農家は販路に苦しみ（徳育當時四十匁の絲相場は八九十匁に下落）財界の不安動搖は言語に絶せり。

生絲を直接横濱へ出さず必江戸問屋の手を經べき事の通知

一御開港場所貿易に差向候生絲類買入並ニ國々ゟ差贈候荷物も有之候處今般各方ゟ御取調筋も御座候ニ付而ハ向後貿易賣込商人各方ゟ買請候分ハ時々相場ヲ以買受候義ニ付口錢ハ差出不申國々ゟ買入候今ゟ高金之品物ニ而正味九貫目入壹箇ニ付金壹分宛差出引取可申事

但國々ゟ是迄差送り候荷主之儀者向後御手許に相廻仕切被成候共荷主方御相對被成候共當表差構無之候事

一、御開港場所に各方ゟ御出店之儀ゟ元締筋而已ニ而外國人直賣込之儀ゟ難相成旨店及御斷御尤之儀ゟ致承知候事

但御普請中御開港場知邊之方に御來談之上御借受ニ而改方被成候旨致承知候乍併此儀ゟ絲賣込願添有之方ゑ御同宿ゟ及御斷候事

一、各々方ゟ送狀無之荷物ゟ爲積戻候趣承知いたし候事

一、各々方ゟ買受候品代金掛賣無之現在取引之儀是又致承引候事

一、御開港場所生絲賣込願添之者名前書今般差出候ニ付此名前之外之者江贈狀御附被成候義者御斷申候事

右之廉々御示談ニ相成候ハヾ御出張有之義ニ付爲取持對談致度候事

右者此度江戸表絲問屋行事惣代之者示談被罷趣候ニ付一同集調之上前書之通リ及挨拶候此段御心得之上御調印可有之候　以上

覺

室町貳丁目　越後屋喜左エ門

通貳丁目　山形屋三郎左エ門

伊勢町　松尾久左エ門

通油町　近江屋與左エ門

右之通問屋被仰付候何國ゟ絲持參之仁有之候而茂右問屋江相入壹箇ヨ付御役金五兩宛相納荷物相渡當所絲問屋出張所ゟ請取是迄之通荷主勝手之所ゟ持參賣込相願候事ニ候　以上

萬延元

申年

（松本市　石井素次郎氏藏）

依之絲價日に月に下落して底止する所を知らざる如き有様なりしが同年九月五日各自、自由に外人に賣る事を許さ

れしより各商の飛脚矢を射るが如く東西に馳せ晝夜數十里を驅け廻りて生絲の賣買に從事するの景況を呈せり。

隨而絲價も忽ち奔騰して九十匁より一躍六十匁乃至四十匁迄に賣買さるゝに至れり如此絲價の亂高下により製品の上下によらず賣却の時期によりて著しく絲價の高下を來し上京にして一日早きが爲に安く、一日猶豫せる爲下等品にして最上絲より三四割の高價に賣却せる者あり、於此當業者は利不利は全く僥倖にありとして品の善惡を擇ばず一時の僥倖を夢みて將來國産の聲價を失墜するを省みず粗製濫造是れ事とし單に生産費の低減のみに汲々たる有樣なりき。

開港當初我信州ことに佐久小縣更埴水内高井六郡の製品の如きは從來爲登絲を製造し來れる結果所謂夏引の手捉にして絲筋甚だ太く外國人（特に佛國）の擯斥する所なりかば文久元年頃は絲價地に墜ちしを以て上州地方より二ツ取器械を移入し來り之を用ひて大に利を得たりしも、此絲價の奔騰に刺戟せられて粗製に陷り細大其度に適せず揚返し二口枠を一綛になし、或は口付をなさず打付又は揚返しの手數を省かんが爲に直に上ケ取をなすものあり、故に品質大に劣るに至れり。

爾後貿易の途稍備はり文久三年頃に至り相場一定し追々精品を製造すると共に座繰器械場を設くるもの輩出し上田地方に於ては朱判、無双、稀無双等の等級を設けて其品質を區別したりしが文久三年攘夷論再び旺盛となり、前記九月の如き達を發し且、次の如く絲之儀當年は作柄も不宜之處一己の利潤に迷ひ御國内之差支に頓着なく」云々の故を以て「程能掛合致御國内之差支不相成樣可致候」と可成海外輸出を防遏するの方針に出、ついで同年十二月には絲其外之品々右場所に持參出賣致間敷候」と令するに至れり。

有馬遠江守殿御渡候御書付寫

大御番頭衆

大目付江

神奈川御開港以來諸商人共猥ニ貿易致し追々諸色拂底相成候ニ付取締之爲メ生絲其外日用之分五品諸國在々ゟ直ニ神奈川表ニ積出し貿易致候義不相成旨去ル萬延元年申之年相觸置其上絲之儀當年ゟ作柄も不宜之處銘々一己之利潤ニ迷ひ御國内之差支ニゟ更ニ頓着なく貿易荷物その分ニ仕入致追々御府内江持出候趣ニ相聞候左候而ゟ彌拂底相成自然直段も彌增引立詰りゟ世上一統難義ニおよひ候事ニ候條御府内ゟ勿論在々諸商人ニ到迄其段能々相辨程能掛合致御國内之差支不相成樣可致候

右之趣御料私領寺社領共不洩樣可觸知者也

九　月（文久三年）

（日瀧村井澤儀一氏藏）

文久三亥年九月「御觸書控帳」

横濱におゐて異人交易之品々取扱候町人共迷惑難澁致候もの有之哉ニ相聞候依而者兼而當九月中觸置候通交易之絲其外之品々右場所江持參出賣致間敷候自然非常之儀等有之候而ゟ如何ニ付猶又申達候

右之趣御領内村々江不洩樣可相觸候

亥　十　二　月　㊞

（日瀧村　井澤儀一氏藏）

其後攘夷鎖港の論漸く衰へ開港貿易の方針確定し、元治慶應の交各藩とも種々の制度を設け粗製を戒しめしも未だ

著しき効果を見るに至らざりき。

明治元年以降輸出額の增大に伴ひ粗濫の弊益々甚しく或は卷紙の裏に鐵粉土砂を糊付し、或は繰湯中に食鹽を入れ又は、粗惡の太絲を中心に入れて外部に良絲を卷く等の詐術を施す者あり偶々(註)精良の品を製する者ありと雖一旦貿易上に於て信を失へるが爲等しく外國人の疑惑を受け信州製絲の名は外商の擯斥する處となり、聲價頓に地に委するの悲境に沈淪せり。

故に此の重要物產の過半は上州前橋商人の手を經て同地產の名義を以て輸出するに至れり。之を以て外商は之を吾政府に建言し嚴重に談判する所ありしかば、我政府も深く此狀態を憂慮し之が改良是正を企てんとし、明治四年六月製絲方法書を頒ち、又畏くも我が皇室に於かせられても製絲に關する告諭文を發せられ、上州富岡に製絲場を設けて範を示され、其後各地に之を模したる器械製絲場設立せられ座繰製絲漸く減ずるに至れり。ついで明治五年十一月各府縣の代表者を租稅寮に召集して製絲の方法を諮問せられしが、其際長野、群馬の代表者等は彼の二つ取器械廢止の意見を建議し、其結果生絲改會社設立さるゝに及び同會社の規則中に之を禁ずるの條項を設けて製絲方法の改良をなすに至れり。

以上は江戸時代に於ける信州製絲業發達の概觀にして、其各郡、各藩等に於ける發達の狀況は項を改めて次に詳述せんとす。

註　外商數多の婦女子を雇ふて近來各地方より僞造物を製出すること又少なからず凡該品を取扱ふ人に於て目途二種あり一は濱地へ持出し賣込を謀り

屑物の不正

分析さるゝ時は必破談のことも有れども時としては買取ることもあり又一は外商は盲人に等しかかる贋造品を不知して買取なりと知りつゝ出荷するあり最可憎の事なれども又如何とも爲す可らず前陳の如く同様にて價の高低廣きは信州の品に上州を加へ上州の生皮苧え八王子の品を混交する等にて譬へば六十弗の品へ四十弗の品を混合して五十弗に賣りて快よき思をなせり是等は畢竟些々たる事にて同屬品の國名を換ゆるのみにて左のみ咎むべきにも非ざれども其甚しきに至ては外形は屑斗絲にて內眞に「ヲヽクチ」の悪品を屑斗絲の如くして入れ込み、古綿へ糊を付し、楮又は麻屑等を以て生皮苧を僞造し眞綿の內に振り繭或は生皮苧を入れ握りの中へ振り繭を入れ甚しきは砂を入るゝ等其調合の種類一にして足らず是等は前述二種より出づる所にて賣込檢査の際外商に認められ破談は更なり彼等を欺かんとする狡猾無類の卑劣心を了知され甚太しき嘲りを請くるを常とする更に此品を賣込に於ては「娘ハイケン」の上(但多くの婦女子をして眞僞を分析すること)直組をなさんと約し時日を費して目方を減じ其上利子も嵩みて大いなる損耗を來たすもあり實に慨歎に堪へ難し」

(製絲團結同伸會社第一次絲方報告　五〇—五一頁)

第二章　江戸時代信州各地に於ける製絲業の發達

第一節　飯田地方

飯田地方の製絲は信州各地中、最も古き歷史を有するものゝ如しと雖記錄の存するものとしては「飯田細釋記」に「元祿六年(二、三五三)六月、(飯田)池田町本田孫藏美濃國關の庄より絲繰女八人呼出し絲取を始む」、とあるを以て最

初となすべし。これ伊那地方が延喜式の上絲國たる伊勢、尾張、三河等に近く、古くより美濃中津川、坂本等との交通しげく、後には飯田より大平街道をへて木曾妻籠に出、妻籠より美濃岩村に通じ、又、三河方面へも古くより吉田(豊橋)との間に中馬の往來ありし關係上、貞享二年白絲輸入制限令出で、西陣に和絲使用を奬勵せる結果、和絲の需要增大し、各地の和絲盛造盛となり、信州地方の製絲も追々西陣方面へ移出せらるゝに至りしを以て、斯く、美濃より工女を聘して稍專業的に製絲を營むに至りしものならん。

ついで寶暦二年(二、四一二)三月二十七日には絲一把に付銀一匁の運上を徵し、同四年(二、四一四)四月廿六日よりのぼせ絲三百匁一把に付銀一匁の運上を申付しこと近世鄉土年表及松尾村史等に見え、寶暦八年(二、四一八)には絲商人の旅札始まりしと云へば飯田には其地に産出する絲多くして絲賣買を生業と爲す者多く、遂に進んで他所絲をも賣買する者生じたるが爲是等の商人に對し旅札と稱する鑑札を與ふるに至れりしものならん。

如此飯田地方が信州に於ける製絲業の先進地たる資料は極めて乏しき物たりと雖も、諏訪地方に於て早く飯田枠と稱する絲枠を用ひたる點(平野村誌)等より考察するも、飯田地方が江戸時代に於ける信州製絲の發祥地たることは疑なきものゝ如し。

絲の運上始る

飯田地方の生絲は其後生産の增加に伴ひ藩に於ても其取締をなすと同時に運上を課したる事は左に揭ぐる如く松尾村史及近世鄉土年表等に見えたり。

1、寶暦二年三月廿七日(二、四一二)

糸の運上始る糸一把に付銀一匁

(松尾村史　近世鄉土年表)

2、寶暦四年四月二十六日（二、四一四）

本年よりのぼせ糸三百匁一把に付銀一匁の運上申付らる。（松尾村史　近世郷土年表）

3、寶暦八年五月（二、四一八）

飯田糸商人の旅札始る。（松尾村史）

右は元祿時代より始まれる製絲事業が寶暦の初めに至りて既に運上を課する程度に進歩せる證とすべく、又上田市史料寶暦十年六月奉願口上書中に「近年飯田にて美濃より絲取來り只今にては絲場と相成爲登繁昌致候由承及候」とありて飯田の絲場として早く開けたる事、上田地方に喧傳せられしを知るべし。

又、仲馬一件記錄の記す所によれバ寶暦十二年「伊奈郡飯田より絲八拾一駄木曾妻籠へ送る」とあり同十三年には伊奈道間々の村々より絲拾駄飯田に入る」とあり尚其參考として附記する所によりて當時の絲は三百目壹把百弐拾把を一駄とせるものなるにより一駄は三十六貫目なれバ八拾一駄は二千九百十六貫の巨額に上る。以て其盛なる一班を知るべし。

寶暦十二年

伊奈郡飯田より糸八拾一駄木曾妻籠へ送る。（中馬史料）

寶暦十三年

伊奈道間々の村々よりまゆ八拾駄、糸拾駄飯田に入る。（中馬史料）

仲馬一件記錄集

中馬渡所々に送候荷品覺

三州吉田に送候分

寶暦十二午年中
一、眞綿　壹駄　駄賃拾壹文ゟ拾三文程　弐箇附壹駄　但壹箇付拾參〆目程
同断
一、椀　〆　弐駄　駄賃壹駄ニ付拾壹文ゟ拾弐文程　四箇附壹駄　但壹箇七〆目程
同断
一、た葉こ　〆六拾駄　駄賃壹駄付拾文ゟ拾弐文程　弐箇附壹駄　但壹箇ニ付拾四〆目程
同断
一、麻苧　〆　拾駄　駄賃壹駄付拾文ゟ拾弐文程　弐箇附壹駄　但壹箇付拾四〆目程
同断
一、本地椀　〆百弐拾駄　駄賃壹駄付九文ゟ拾壹文程　四箇附壹駄　但壹箇付七〆目程

三州吉田道
〆百九拾壹駄

美濃岩村邊に送候分

寶暦十二午年中
一、まゆ　〆百四拾駄　駄賃岩村迄三割合を以相極送申候　弐本付壹駄　但壹本ニ付拾四〆目程
同断
一、煙草九百四拾五駄　弐箇附壹駄　但壹箇付拾四〆目程
同断
一、椀　〆　拾　駄　四箇附壹駄　但壹箇七〆目程
同断
一、柿　〆百拾六駄　弐箇附壹駄　但壹箇七〆目程

同　一、木履〆百三十八駄　四箇附壹駄　但壹箇付七〆目程

同　一、紙數〆　弐　駄　弐箇附壹駄　但壹箇＝付拾弐〆目ゟ拾壹〆目程

美濃岩村迄送

〆千三百五拾壹駄

木曾妻籠に送候分

同　一、午年中　糸〆八拾壹駄　駄賃壹駄＝付四百五拾文ゟ五百文程　弐箇附壹駄　但壹箇付九貫目程

同　一、椀數〆　拾　壹駄　駄賃壹駄＝付四百五拾文ゟ五百文　四箇附壹駄　但壹箇付七貫目程

同　一、煙草數〆弐百五拾七駄　駄賃　同　弐箇付壹駄　但壹箇＝付拾四〆目程

同　一、紙數　壹　駄　駄賃　駄　同　弐箇付壹駄　但壹箇付拾弐貫目ゟ拾參貫目程

同　一、水油數〆三拾七駄　駄賃　同　弐箇附壹駄　但壹駄＝付拾三貫目ゟ拾四貫目程

同　一、醬油數〆拾　九　駄　駄賃　同　四本附壹駄　但壹本＝付六貫目程

同　一、溜數〆　三　拾　駄　駄賃　同　四本附壹駄　但壹本＝付六貫目程

同断
一、菜種〆七駄　　弐箇附壱駄
駄賃　　但壱箇ニ付拾参〆目程

木曾妻籠

〆四百四拾五駄

惣荷高合弐万千四百五拾三駄

右者信州伊奈郡飯田町荷問屋並商人共中馬之者ニ相渡所々ニ掛合候荷物庭帳書抜書面之通御座候尤年ニより少々宛増減御座候得共例年格別之相違は無御座候御尋ニ付書上候處相違無御座候　以上

堀大和守城下

信州伊奈郡飯田町

本町通知久町通

問屋

九郎平

番匠町通松尾町通

問屋

文四郎

傳馬町通櫻町通

問屋

米倉幸内様

高橋八十八様

右之外考書折本ニ而認差上候左之通

上略

三太夫　本町通庄屋

儀兵衛　知久町通庄屋

喜三郎　番匠町通庄屋

伊平治　松尾町通庄屋

源六　傳馬町通庄屋

新兵衛　櫻町通庄屋

三郎右衛門

一、蛹之義は生キ物内ゟ籠り居候故一時手入遅候而も仕之虫喰出まゆ用立不申候

（略）

一、糸之義と大金之代呂物ニ御座候へと宿繼送放しニと決而相成不申候

此譯糸と掛目三百目結壹把ニ付代金壹兩貳分位仕候もの本馬壹駄に百貳拾把付に改候ものに金百八拾兩程之物ニ御座候右ケ様成品々を相考九品申上候處甚巧と奉存候其品と先書ニ申立候通最早當夏以來種々之事共工み出し駄賃等も高直ニ申掛候御事

（下略）

（飯田本町櫻井權三郎長吉所持仲馬一件記錄集　飯田圖書館藏寫本）

文政六年五月廿四日（二、四八三）飯田藩は再絲撚女の他所絲屋へ行くを禁じたること近世郷上年表に見え同七年六月飯田領内に於ては一般に自家用の生絲をも屆出しめし（小林郊人氏記錄）といへば當時飯田領内一般に製絲業普及發達し遂に工女の爭奪さへ行はるゝに至れるを見るべくことに再絲撚女の他所絲屋へ行くを禁ずとあるによりて以前より屢々工女の爭奪戰行はれて禁令を出せしことを證すると同時に製絲業の隆盛を物語るものなり。

其後飯田地方の生絲産額は益々增加し、弘化元年（二、五〇四）九月十四日より同十六日まで絲運上取集の書類によれば

一、地糸〆　二、六三七把百七十匁　此運上二貫六百三十七匁五分七厘六毛

一、他所糸〆　三、九〇七把九十四匁　此運上一貫百七十二匁一分九厘四毛

（近世郷土年表）

合　計　六、五四四把

にして他所絲の産地は不明なり。

ついで弘化三年（二、五〇六）飯田藩生絲及繭の取調をなせること近世郷土年表及小林氏の調査に見えたれども其際の數量は知るに由なし。

天保五年三月水野越前守忠邦老中に列せられてより頗る緊縮政策を執りしが、同十二年五月よりは特に極端なる節儉主義を執り衣服に關しても嚴重なる制限を設け所謂禁絹令を強制したるを以て、京都西陣に於ては織屋及絲屋等仲間は其仲間を廢して休業するに至りしかば羽倉簡堂は「西上記」に其狀況を述べて

「西陣の織戸は此より先綿紗を織ること千端客歲壯齋令の下るや、日々織るところのもの二十端に過ぎず」

といひ禁絹令以前兩に百三四十匁の生絲三百二三十匁に下落し、其爲に製絲業者の衰微を招來せり。

されば佐久間象山は其上書中「高貴の人節儉にして木綿紬を着用すれバ諸國に於て綾絹等を織出する者猝かに生産を失ひ職工も產を失ふに至るべし」といへり。

然れども悠久なる時の流と共に自ら變り行く國民の好尚は法令を以て直に抑止し得べくも非ず、江戸文化の爛熟時代と稱せらるゝ文化文政の雰圍氣中に生長し華奢風流に狎れたる國民生活の程度を一朝にして急に低下せしむること容易の業に非ず、武士階級及富民階級の絹布に對する愛着の念は容易に去らず、禁絹令の効果も極めて一時的にして、公には綿服を着し家に在りては絹布を纏ふもの比々皆然りしといふ。されバ我信濃各地に於ける蠶絲業の如きも大なる打撃を蒙ることなく、ことに幕末に於ける各藩の財政窮乏の結果は陽に禁絹令を布き陰に蠶絲業の助長を奬勵せしかば漸次信濃全國に普及し安政の開港に至り一大躍進をなすに至れり。

弘化五年（二、五〇八）六月飯田候は領内へ絲引二付六ヶ條の達書を出せり其要點は

一、糸を引くものは町方年番方にて糸札を受取る事

一、糸取人數書付相調べ糸役所へ届ける事

一、繭を買ふものは貫目を届ける事

一、他所買絲其都度届ける事

一、白家川の糸も札を取受其出役所へ届ける事

一、他所へ糸を賣る者は役所へ届け改を受ける事

一、糸引き始めの日を役所へ届ける事

として此六ヶ條により飯田絲も「絲札」と稱する鑑札ありし事、白家川絲も同樣鑑札をうくべき事、他所賣買は届ける事等は明なれども絲取人數書付相調べ絲役所へ届ける事とあれども其當時調査せる人員製絲數量等は全く不明也

安政五年（二、五一八）六月飯田藩は「江戸並に大阪市中へも交易の爲外國人居留の符に付諸國の物産手廣く搬運勝手に商賣致すべきものなり云々（大意）との達あり之によりて飯田絲も多分輸出せらたる事ならんと想像すれども（明治六年出版の皇國産物往來に信濃は六十余萬石と五千八百有余石金銀飯田絲惣而絲の出留地は蠶種紙、出殼、屑絲は必ずありと知れよかしとあるによるも）飯田町よりは未だ其史料發見せられず、飯田の近郊上郷村原六右工門氏は横濱開港以前より丹波地方に其生産せる絲及美濃中津絲及諏訪絲等をも移出し居たりし由にて次の如き「丹後表絲賣上帳」と稱する横帳を所持せり。

丹後表糸賣上帳

浅茂川藤屋茂兵衛殿　　み子山美濃庄殿
瀬戸平殿　　縫屋澄藏殿
峯山松江屋藤七殿　　鶴屋善兵衛殿
橋木菊右工門殿
芋野村常五郎殿　　一、中津糸上物七拾五把
新城村治左衛門殿　　スワ絲　拾五把
木くし八百藏殿　　代金貳拾四兩貳分
五十川吉田屋治兵衛殿　　丹後久美濱町中米田爲助へは明治十年頃迄種を送りて取引をなせりといふ。
溝川市五郎殿　　（上郷村　原六右工門）

されば横濱開港以後直に輸出せりと思しく安政六年未十一月廿二日附絲荷物請取書[註1]及び萬延元年正月海屋久次郎の手を經て英商に賣渡せる絲仕切書[註2]を所有す、而してこれ恐らくは今日迄に發見せられたる信州生絲輸出の最初の仕切ならん。

卽製絲の起原に於て最も古き記錄を有せる飯田地方に於て海外輸出に於ても最初の仕切を有せる事蓋し偶然と雖も又當然の結果といふべきなり。

覺

一、絲荷物拾貳箇

右之通慥ニ請取申候處實正也則神奈川表ニ無相違御下し可申上候且又右爲替金千九拾貳兩也於彼地右荷物引換ニ請取無相違御渡可申上以爲後日依而如件

安政六年　新町二條台町
未十一月廿二日　越後屋孫右衞門 □
中島屋六右衞門樣



（中島六雄氏藏）

覺

一、絲荷物貳箇
同文ニ付略ス
水戸屋源之助樣
中島屋六右衞門樣

覺

一、生絲百九斤　但　壹斤
銀百六拾五匁かへ
代銀拾七貫九百八拾五匁

一、同　四百拾五斤　但　壹斤
銀百五拾七匁五分かへ
代銀六拾五貫三百六拾貳匁五分

一、同　貳百貳拾斤　但右同斷



（中島六雄氏藏）

代銀三拾四貫六百五拾目
合銀百拾七貫九百九拾七匁五分
　内
銀五貫八百九拾九匁八分七厘五毛　會所入用口せんとも
引〆　銀百拾貳貫九拾七匁六分貳厘五毛
　爲洋銀貳千四百貳枚九分五厘
右ゑ英商茄士石に賣渡代銀受取
書面之高差引相渡此表出入無御座候以上
申正月（万延元年）

海屋久治郎　○
辻治郎左衛門殿（川路村）
山崎六右工門殿

尙開港當初横濱に出せる飯田絲は頗る良好のものたりし事は鑑史に「明治十六年農商務省諮問會に於て原善三郎が生絲販賣上の沿革を說明せし條中に開港貿易の當初生絲問屋中井重兵衛の店頭にて前橋人道具屋又藏といふもの佛國二十番館ロレルの手代支那人ハシヤウに初めて前橋絲を一兩に百五六十匁の相場にて賣與し

たるを嚆矢とし其後二十日を經て佐久郡の絲及勝山の絲等は次第に上騰し九十匁となり當時の取引は總て一斤に付一分銀貳個と云ふて賣渡したりと而て前橋絲は和一斤十一半位なりしも追々進て安政六年十一月には信州上田松代提絲は十二半より十三にて上等は十五位なりし其頃仙台美濃長濱カヂヤ絲等は追々出港ありしか信州飯田の島田造りは全國第一の高價なりしと」（蠶史）

信州産の生絲中最も早くより絲格の標準とされたるは飯田絲なり。蠶業大辭書に「飯田絲繰返しは一本の絲を極めて小さき穴に通して綾無しに揚けたるものなり。昔は西京西陣機業家に賣却し愛用せられしものなるが現今は全く跡を止めず此造りは圖の如く奥州絲に類似し三百目位を一束とし生絲の紊亂を避くる爲長手は兩方に元結を通して緊く縛りたるものなり」とあり。明治六年墺國博覽會に於ける審査官長「ハイメンダー」の飯田絲と美濃の曾代絲とを一括して批評せるものによれば「此種の絲は大抵美質と稱して可なり色白く其用途によりては他絲に優ることあり、然れども其最大の欠點は同包の中内面の絲外面に比すれバ殊に惡しきにあり、故に賣行宜しからず用方少し、其束方を改革するに非れば廣く世の愛用に充つるに足らず。」といへり。飯田絲の如きも當時既に粗製濫造の弊に陷れるを見るべし。



横濱開港以後生絲の輸出好況を呈し、各地とも其生産を增加せしが、飯田領内に於ても生産の增加と共に生絲賣買業者も亦增加し、其賣捌方法等も區々にして種々不取締不都合等も生ぜしかば、文久三年（一八六三）三月飯田藩主は生絲掛役人に命じ横濱及江戸の商人に交渉し、今後飯田産の生絲は、江戸南槇町西會所住友吉次郎名代泉屋市郎右工門、同所三田南台町萬屋安五郎、横濱辨天通萬屋四郎右工門店預り人和三郎の三名に引請しむる事とし左の約定證文を交換せり。

爲取替甲規定證文之事

一、今般御國産生絲之儀是迄諸々エ持込御賣捌被成候處不取締之筋有之候ニ付此度御領主堀大和守樣右生絲掛リ御役人衆中樣ヨリ御預有之候ニ付我等方々ニ引請横濱出店ニ而賣捌可申候。尤右荷物到着之節生絲壹箱代金百五拾兩之相場之節三分二之爲替金御用達可申筈、且、利足之儀ハ金百兩ニ付金壹兩之外ニ爲替打料金貳分並ニ運上所上納賣込口錢賣上之節一同請取差引相渡可申候則利割左ニ

一、當月廿六日ゟ翌月晦日迄壹ヶ月利可被下候

一、當月朔日ゟ翌月五日迄壹ヶ月利可被下候

右之通御引合申上候上は聊相違無之然ル上は壹箱たり共外店ニ相贈（送）候儀一切無之筈堅規定取極申候前書之通御對談取極候上は聊違變無之候爲後日取替規定證文仍如件

江戸南槇町西會所

住友吉次郎名代

泉屋市郎右エ門 ㊞

同所三田南台町

萬屋安五郎 ㊞

横濱辨天通二丁目

萬屋四郎右エ門

右店預人 和三郎 ㊞

堀大和守様

御用達　小西業助殿

生絲御取締方

升屋久兵衛殿

同　近江屋喜代太郎殿

同　板屋治郎兵衛殿

同　清水屋平助殿

（大原友次郎氏藏）

慶應二年五月生絲の手數料改正され尚生絲、蠶種元紙に付取締の注意公儀より達せらる

一、生絲改方手數料として御國遣之分は壹貫目に付十五匁の割、外國行の分は今般の御仕法にて是迄、御府内問屋共所務致し來り候歩合は相止候ニ付、同壹貫目に付三十匁の當りを以て都て品にても代金にても相納可申事

一、寺社領の儀は諸入費として取立高の内五分引去其余は被下候事

一、生絲荷造り致し候以前小括み分改印請可申改濟みの分は貫數書付にて相渡可申事

一、絲荷蓮へ從公儀御渡有之候大燒印相捺し候事　但外國行きの分は猶前に御渡しの小燒印打添候事

一、絲荷繩結目へは改之小印を押可申間手厚之紙にて封いたし差出可申事

一、御領私領國所之印も附候事

一、改濟荷造りの上外國行等定まり候儀も有之候はゞ改印相渡し候場所にて口絲不足の分取立可申事

（以下蠶種紙之儀略）

慶應二年十二月觸

神奈川表に於て生絲並に蠶種紙改方之儀是迄定例之印無之品ノ内へ無印又は紛敷印有之品取交持越候分は輸出差留其儘荷物差戻し來り候所追々右樣の荷相聽以の外之儀ニ付以來定例之印に相振候分は神奈川奉行に於て改印の上無用捨取上げ增印御渡しに相成候間心得違有之間敷ものなり

慶應四年閏四月飯島陣屋より

一、蠶種紙生絲冥加金永取立之儀は當年は半減之事

一、御國外國行之無差別蠶種紙は本歩一枚に付永廿五文生絲一貫に付口絲拾五匁の割の事

一、蠶種紙外國行の朱印不押事

一、去る卯年（慶應三年）之通相心得無差支賣買可致事

第二節　諏訪地方

諏訪藩に於ては寛政六年五月廿九日從來冬期間の副業として行はれ來れる綿打商賣がやゝもすれば農業を疏略にし風儀を亂す原因となるの理由によりて禁令を出せるが其一に

『一御城下並在々迄近年綿打之宅並登せ絲仕入商賣致候者の宅に女子供を集め、絲取り、よりこより候出相聞候。當然の稼に相成候共行々風儀相亂候基に候間向後右商賣の者宅に女子集候儀令停止候。尤商賣致候者より請取人々之

宿ニおゐて父母之手元ニ而絲取綿打よりこより候稼者勝手次第之事候」（下略）

五月廿九日（寛政六年）　高作左エ門
井雄右エ門
久平左エ門』

（平野村誌）

とあり之によれば寛政の頃諏訪には登せ絲仕入商賣のものあり然も其宅に於て女子供を集め絲取をもなさしめたる如くに見え絲師中には仲買の傍ら自宅に於て絲取子を傭入れて手絲の引を製造せしものと思はる。

かくて明和を經て安永年中に至りては江州商人が生絲賣買の爲に此地方に活動し來れる事も次の記錄によりて窺ふを得べし。

當村之義は飯田様高遠様御通行並御陣屋御役人方様其外御用通り御衞府商荷物而已通り來り候處安永年ゟ江州商人荷物絹麻紅花絲荷物等通り候處近年中馬便り宜敷旁以駄數多く通り候（岡谷村惣百姓願ニ付書上帳）

右の文中に見ゆる絲荷物は果して諏訪地方産のものか或は甲州方面の者か不明なれども明和年中よりまい眞綿運上を徵せられたる此地方の事なれバ、安永頃にいたりては自家用製絲のみならず商品としての製絲も行はれたる事たらんと想像せらる。

これより約二十余年後の享和三年十二月には上諏訪裏中町惣代及び組頭より町年寄並に問屋の手を經て登せ絲改問屋の指定を受たき旨の願書を町奉行所に提出せり。

「（前略）近年登せ絲之義町在共に商賣に仕候者多、當時ニテハ相應之金高も取捌申候哉に御座候御運上も無御座候。

問何卒此度町内爲御救右問屋仰付被下置候ハヽ口錢取集御上的納仕候。口錢之儀者金壹兩ニテ銀壹匁位ニテも可然哉ニ乍恐奉存候。御情を以爲取集料右口錢半減被下置候ハヽ、右之分御傳馬役助成ニ仕度奉願上候(後略)(平野村誌)

右の文書によりて當時猶諏訪に於ては生絲に對する運上なかりしも「當時相應之金高も取捌申候哉に御座候」とあり且金壹兩ニ付銀壹匁の口錢の半分を以て御傳馬助成の財源と爲すを得る點より考ふるに郡内に於ける生絲の生産は相當の額に上り商品として上方方面へ移出せられしが如し。而して翌文化元年に至りて此裏仲町の請願は藩に於て詮議せられ、二月同町より左の如き登せ絲仕法書を徵せり。

一、在町ニテ登せ絲商賣仕候者御運上之義御觸流被成下候上札相渡置候樣仕度御事

一、當町之内ニ問屋前立置可申候間懸合候樣被仰付被下置候ハヽ、絲取子人數相尋届次第小札相渡帳着仕置改之節取子共通帳を改共上絲匁方吟味仕候得ハ相分り可申奉存候御事

一、絲相場之義者七月末ゟ八月九月ニハ大概相登セ候間右三ケ月平均ヲ以相場相定金壹兩ニ付銀壹匁ツヽ御運上取集申度奉存候御事。

一、改相廻リ候節之義者五月ゟ八月頃迄之内絲取候故右四ケ月之内見計折々相廻相改可申候事

一、御運上取集之儀者、八月ゟ取集、銘々帳着仕、御運上望出候ものゟ印形取、御運上相添幕迄ニ上納仕、右之内半減頂戴仕度奉存候御事。

右之外心付候儀モ御座候ハヾ乍恐追々御伺申上度奉存候以上

子二月(文化元年)　裏中町惣代　皆右衛門

同　祖右衛門

組頭　茂右衛門
同　忠右衛門（平野村誌）

ついで同年五月十二日愈々共願書を聞届けられ、村々へ左の廻状順達せられたり。

「上諏訪裏中町傳馬爲助成登セ絲口錢取集願出右問屋裏中町田のや傳藏伊勢屋平七と申者申付口錢爲取立候間御郡中在町登せ絲商賣致候者、右兩人之者方ニ而絲取共之數小札請取、絲取共に右小札並まゆ引絲賃錢取引通帳面銘々渡置爲絲引候上右札數之通引絲問屋に差出目方改受可申候。右絲於問屋賣捌候者並自分相對ニ而賣捌候者、共ニ賣捌候節之相場を以金壹兩ニ付銀壹匁宛口錢指出可申候勿論登せ絲商賣之外自用又脇々ゟ被頼引絲いたし候分口錢不及候。（後略）（平野村誌）

子　五月十二日（文化元年）

久　左衛門
小　渉
山　牧　太

之に對し同日裏仲町惣代組頭及絲問屋兩人連名にて請書を提出せり。（平野村誌）

而して之は飯田絲の運上始れる寶暦二年よりは五十三年後、飯田のぼせ絲の運上始まりし寶暦四年より五十年後にして「のぼせ糸」の名稱も飯田に始まりて此地方に及ぼせるものなるべき事は年代の關係より見て當然と考へらる。

かくて信濃全國としても製絲業の漸く普及發達せる文化文政時代には、諏訪に於ても各地に製絲業起れるが如く、明治十三年の申告書によれば豊田村伊藤助藏は「文政二年」より平野村埧澤徳次右衛門は文政三年より、下諏訪の埧澤市郎兵衛は「累世生絲製造に從事開港以前は西京西陣の絲を製糸し毎歳絲荷若干駄を輸送せしが開港以後專ら横濱

行とせり」といひ、平野村尾澤金左衞門は「文政年中亡父金藏代より西京絲登せ其他製絲絲業に丹誠す」といひて其企業が何れも文政年間にあることを說けり。以て諏訪郡製絲の勃興せるは文化文政の時代にありし證となすべし。

就中增澤德次右衞門は文政三年始めて登せ絲製絲器械を發明し其製造せし處の品を美濃國岐阜或は京都等機屋の用にし數十年間倦む事なく其業を營みたりといふ勿論其發明せりと稱する製絲器械は手挽の一種ならんも其構造等につきて知るを得ざるは遺憾なりとす。

當時諏訪藩三萬石の領內に於て幾許の生絲が生産せられしやにつきては文化十癸酉年間下村武居代次郎諏訪侯より御用金調達の內命をうけたる時の答申書控に

「御當所に而も少々も身上宜敷者共追々心懸(中略)家業出精仕候得バ急度御用相勤可申奉存候殊に近年御上樣ゟ思召ヲ以桑苗等迄被下置候故人々蠶養に心を入當年抔ハ八九千兩も絲金御領分へ入金ニ相成申候尤他所ゟ貳千兩前後まゆ買入可有之哉。絲引賃も七八百兩子供稼仕候。絲引商人も少々ヅツハ德用御座候何れニモ頓買金六七千兩は御領分之金ニ而間に合ひ他所金借候商人ハ御座有間敷哉。左候得者貳千三千之御用ハ御領分ニ而御用辨可仕奉存候云々」とありて諏訪領內一ケ年絲の收入八九千兩に及び其內他より購入の原料繭代二千兩を引くも尙六七千兩の收入あり、且絲引賃錢も七八百兩あることを知ると共に藩侯の御用金調達の可能性ある產業として蠶絲業を擧げたる點は當時既に蠶絲が諏訪に於ける最重要なる產物たる位置を占めたる事を物語るものなり。(平野村誌　武居代次郎記錄)

註　平野村誌に文政八年とあれども武居代次郎記錄によれば文化十癸酉年なるが如し干支か文化十癸酉年と文政八乙年と何れも酉なるか爲の相違ならん。

其後天保時代に入りては、嘗て寬政六年絲師の宅に於て女子供を集めて製絲するを禁ぜられたる爲出釜(だしがま)の方法により稍々大規模に手挽製絲を行ふものを生ずるに至れることは天保四年(一、四三)及同十一年の清水久兵衞並に久左衞門手

記「絲目引上帳」の記載を平野村誌の表示せるものによりて明かなり。

	天保四年絲目引上帳（清水久兵衛）	天保十一年絲目引上帳（清水久左衛門）	備考
取子數	二十一人（外に眞綿製造一人）	七人（外に眞綿製造一人）	
取子所在村	濱、小尾口、岡谷、新屋、敷、小口、東山田	濱、東山田、小口	
期間	自六月二日至七月十三日四十一日間	自六月三日至七月十九日四十六日間	
原料繭總量	三百五十八盃一釜	百八十四盃	
取子一人當原料繭	最多 三十九盃 平均 十七盃強	最多 四十六盃 平均 二十六盃強	
絲一盃＝付目	最多 四十二匁 最少 二十七匁 平均 三十二匁弱	最多 四十二匁 最少 二十三匁 平均 三十一匁強	
眞綿製造	原料生産高 四斗六升四百五十五匁	三斗七升二百六十五匁	十一年分には不明のものがある 十一年分には八月中に十一日間繰絲した者一人ある 四年分の内十六盃は夏子とある

天保十一年武居代次郎金銀當用出入帳のものを表示せるもの

（清水久朗氏藏）

	取子數	取子所在村	期間	一人分賃錢 最多	一人分賃錢 最少	備考
春蠶	三十八人	今井、小井川、下ノ原、横川、中屋、東堀、友ノ町、山田（間下）	自六月廿日至七月十九日	一兩ト百三十二文	六百文	取子肩書ナキモノ五人アリ自村間下ノモノカ
夏蠶	六十七人	東堀、原、横川、小井川、新田、山田、中屋、今井（間下）	自七月廿八日至九月十四日	一兩一分二朱ト三百三十八文	一朱	所在村中原トアルハ下ノ原カ、新田ハ不明

右は當村に於ける記錄の存するものに就ての記載なれども此他同村内は勿論其他郡内各地にも多數の絲師ありて夏期の農間稼として手挽の製絲を行はしめたる事は想像に難からず。下諏訪の三井十一氏の談によれバ同家に於ては嘉永二年始めて座繰器械を用ひ藏の前に庇を出して座繰繰絲をなせりといふ。其後、弘化嘉永を經て安政の時代に入りては一旦禁止せられたる絲取女を雇ひて製絲する事も再び行はれたるが如く、明治十三年の申告書には小井川の宮坂嘉衞門は安政四年六月飯田より工女を雇入れ、小口直左衞門は安政四年六月飯田町より工女を雇入れ、其傳習を受けて一層良製に盡力せしといひ何れも小規模ながら工場經營に（勿論家庭工業の程度）向つて進みつゝあるを物語れり。

安政開港以後生絲の海外輸出の刺戟をうけて、製絲業益々盛大となり生産の增加をはからんとして手挽製絲より器械製絲に向つて進展せるは他の地方と一般にして諏訪郡の座繰製絲器械の移入が萬延文久の交にありしは次の如し。

一、安政七年二月（二月廿八日萬延と改元）伊勢崎新町小幕久兵衞ニ聞き同國總社の人某の發明せる「リヤンドリ器一個を購入す

清水久左衞門申告

二、亡父德次右衞門萬延元年二ツ繰り座繰器械を發明す（之は次に記する增澤龜之助氏談によつて多分上州よりの移入を發明と記せるものならんと想像せらる）

增澤清助申告

三、文久元年武州八王子より二つ取座繰器械二台を購入し來り翌年自宅にて製造販賣す。郡内五十挺、上伊那平出十八挺、美濃國桐洞村日下壁喜平二挺甲府柳町太田屋佐平へ十五挺送る

增澤龜之助氏談

右は談なれども同氏が研究調査せられたる記錄を見ての談にして文久二年郡内へ五十挺賣却せるを見ても座繰製絲が郡内に普及しつゝあるを見るべし。

三、上州松井田邊にて座繰と稱する新發明の座繰器械あることを聞き元治元年其器械壹箇を求め自ら傳習をうけて歸

る　　北村庄八申治

四、文久二年上州碓氷郡安中邊に座繰と稱する器械發明せしを聞及び直に該地に出發し其近傍數日間徘徊し甲に倚り乙に倚り改補の目的を起て其器械二三を求め來りて裝置し文久三年六月開業困苦自ら工女に傳習し盛業に至らしむ

（小口直右衞門申告）

五、十八の時（文久元年に當る）「久　で「ゼンマイ」二台を高崎から持つて來た「自分も賴まれて行つて「久　のおばさん（清水久左衞門妻女）と二人でその「ゼンマイ」で始めて一夏絲をとつた

（平野村誌小口りう女談）

六、舊來國用向製絲をなせしが文久年度二ツ取流行

（田中半左衞門申告）

七、文久三年坐繰器械の便宜を認め元治元年座繰器械五ケを購求開業す　（平野村　笠原吉三郎申告）

諏訪製絲の海外輸出

「東洋蠶史手記」によれば安政六年七月甲府綠町藤井屋彌助、青沼の人伏見屋治右衞門は生絲賣込を田中太七に依賴し同人之を英一番バルベルに三千斤を八月三度に賣渡すべき約をなせしが八月に入りて地方絲價昂騰の爲所約の三百斤を仕入るゝ事能はず、甲州島田糸二百五十斤（五梱）と共に信州諏訪鐵砲造の粗惡なるもの三百斤「六梱」合計五百五十斤を以てバルベルに勘辨を請ひしにバ氏大に怒り此五百五十斤の內二百五十斤は見本に同じきも余は見本と異るとて承知せずして物品を取上げ剩へ代金を支拂はざりしといふ。

而して右東洋蠶史手記の記事中に現はれたる信州諏訪鐵砲造三百斤は恐らく諏訪生絲の海外に輸出せられたる最初のものならんと思はる。之につぐを平野村清水久左衞門の報告に記されし「祖父久左衞門以來登せ絲を製し來り安政六年九月橫濱に行き同所本町保田屋善藏に依賴し外人に販賣するに其品格不良にして低價なり」とあるものとす。た

ど惜むらくは之に關する當時の文献なきを以て取引の數量價格等不明なるも前記東洋蠶史手記と照合して諏訪絲の下等品にして價格の低廉なりしを知り得べきのみ。

ついで東洋蠶史手記に八月安政六年諏訪の丸三と稱ふる林屋善右衞門飯田地方の島田絲若干を一分銀九個にて外商モスに賣約せりとあるも此際取引せる絲は飯田絲にして諏訪絲に非ず。

平野村誌は前記丸三が上田の萬屋平八と共同し安政六年九月横濱の保田屋善藏と生絲賣買の契約をなし同年十月十一日受渡しをなせる事を記し、丸三には當時のさし引帳保存せらるれども東洋蠶史手記の記す所及び丸三所藏の帳簿等によりて是等の絲が諏訪絲なりや將又飯田又は曾代其他の絲なりやは明かならざれども外商に賣渡せる事は左の書簡によりても明かなり。

横濱表上首尾之趣先以御同慶ニ存候。右ニ付飯田絲一千斤十日渡御手合ニ相成候段、就而者是非共九日迄二十八箇丈ケを荷物相揃候樣御取計被下候樣奉願上候。異人是迄之處追々承候處引合之儀者至而手堅き趣ニ御座候間跡々者兎も角も壹千斤丈ケ者吳々九日迄ニ横はま揃に相成候樣何分御願申上候」（後略）

九月二十日（安政六年）　萬屋平八

右は萬屋平八より㊂の番頭政太郎宛のものにて此文中にもある如く㊂が飯田絲一千斤の手合をなせることを記しあるによりて㊂の取扱ひたる絲は諏訪絲の外に他所産のものを多分に含める事が知られ、そら等の絲が海外に輸出されたる事は「異人云々」によりて知らる。

諏訪よりの海外輸出に關する仕切書の最も古きものは丸三所藏のものにして左の如し。

仕切書覽

一、越前
生絲百六拾八斤五分
代洋銀五百五拾六枚五厘
壹斤に付洋銀三枚三分替

內

拾壹枚貳厘壹毛　御運上銀口錢引
貳　拾　枚　ベケ絲直引
三枚と銀九匁　貫々荷作り諸色掛り共
此トル貳分八厘六毛
〆參拾四枚四分七毛

差引殘而洋銀五百廿壹枚六分四厘三毛

右者英商貳番ロレル方ェ賣渡シ代金請取書面之通り差引相渡し申候以上

萬延元年申七月十日

横濱本町五丁目
石川屋與助㊞

林善左衞門殿
太田屋佐兵衞殿

右は越前産の生絲を甲府の太田屋と共同して輸出したる仕切にして同家には此他にも多數の仕切書及生絲輸出に關して記載されたる日記、書簡等あり。又林民之助、增澤善太郎氏等にも萬延、文久頃の輸出仕切書ありて諏訪地方の絲師連が生絲生産の業に從ふと共に其賣買の業にも廣範圍に亙りて活躍せるを見るべし。

慶應年間に及びて製絲業者の增加せる狀は上諏訪町桑原町土橋年太郎氏所藏



（土橋年太郎氏藏）

慶應元乙丑年
絹絲御鑑札御請取帳
六　月　　土橋半藏

中に

一、貳百枚　丑六月十七日　御鑑札
一、貳拾壹枚　丑六月廿八日　同斷
一、五拾枚　丑十一月廿八日　同斷

の記事あり少くとも領內に貳百七拾壹人の絲師ある事を示し、次に

慶應元乙丑年
絲荷御運上金請取帳
六　月　　土橋善藏

によりて上諏訪、小口、下諏訪、岡ノ谷、造酒川、下桑原村、神戸村の各地に絲屋ありて右各地絲屋より運上を取立たる事を知ると共に諏訪に於ける慶應年間の絲屋の分布を知るに足る。

かくて業者の增加に伴ひ同業者間の統制を圖る爲に慶應元年及二年の二回に絲引賃其他につきて申合をなせること

左の如し

定

一、絲撓賃之儀者壹盃貳百文に取極申候
一、夏繭之儀者壹盃百四十八文に取極申候
一、入枠之義者金壹分ニ付上取手七日撓習見斗ニ候
一、鑑札無之候もの一切繭買不相成候事
一、新規之もの有之候ハヽ早速惣代申出鑑札受賣買可致候事

右條々堅相守可申候。万一心得違之もの有之候ハヽ聞及次第早速惣代ニ可申出候以上

慶應元乙丑年五月

絲撓惣代

（増澤善太郎氏藏）

一、繭買商賣仕來り候者悴壹人者仲間入取不申候。其外何人有之候共又者年季者繭買出候とも昨年取極之通仲間入一統に差出商賣可致事
一、休候者臨時入用御座候得者相談之上割合之處差出可申事。
一、他所ゟ繭支配候者有之候ハヽ早々取方に廻し可申事。
一、絲取之義者他之絲取へ狹間取候義不相成尤繭遣し置候者有之候ハヽ繭引上ケ其間惣代ニ差出可申事
一、絲取賃之義者春繭三升（此頃ハ一盃ハ三升？）ニ付貳百文宛拂候事
一、夏蛹三升ニ付百四拾八文宛拂候事。

右ヶ條之通り心得違無之様急度相守可申事。

寅　六　月　（慶應二年）

第三節　上田地方

上田地方製絲の起源

上田地方に座繰製絲の行はれしは信濃蠶業沿革史料に記する如く文化五年（二、四六八）頃よりなるべしと雖手挽絲の行はれしは恐らくは江戸時代の初めにありしなるべし。現に上田町海野町柳澤健太郎氏及同町七軒町宮下連三氏所藏の覺書及日記には寛文天和の頃既に上田島を産せること明記せられ、且柳澤氏覺書中に貼込みある享保八年の上田縞の見本切を見るに全く手挽によりて製せる太絲なるが如し。

宮下氏は元小縣郡城下村の名門にして江戸時代の初めに上田に移住せるものゝ由にて寛文元年より明治廿四年迄の日誌美濃半紙約百枚綴のもの四十二冊を藏せらる。其寛文三年（二、三二三）十月廿五日の條に

一、御上ヶ嶋貳拾貳端代金拾貳兩ならし壹反ニ付貳分三匁ツ　（宮下日記）

ついで寛文七年（二、三二七）十月九日

一、御上ヶ嶋四十貳端代金貳拾五兩瀨戸兵右衛門ニ持參仕上ル此內三兩ハ本島町ノ兵右衛門請取めい〳〵に相渡申候事　（宮下日記）

とあり同月十日に

一、白紬四端代金壹兩錢壹〆四百拾壹文調
　切ちん三十貳文毎度金貳兩ニ遣差引貳分三百八十五文也ハ文へ相渡　（宮下日記）
とありて紬とは明かに區別しあり。
又柳澤氏は眞田氏の築城以前より同地に住せる由にて古文書數十冊を有し問屋及本陣を勤められたる關係上、天和以來之に關係せる事項を覺書として保存せらる其天和二年のものに

天和貳壬戌歳覺書　二、三四二　（上田海野町柳澤健太郎氏藏）

七月廿一日
一、御上ケ嶋高百三十五端兩町へ被仰付候本ともニ
十月十日　（二、三四二）
一、うんの町太郎左衛門紬縞壹端上り嶋之内代金貳分五匁六分此錢四百七十五文好陽院様へ上り請取申候鴫澤文太夫へ請取遣し
同月九日　（二、三四二）
一、御上り嶋兩町にて百三十五端大塚半右衛門様ニて上ケ申候内御本縞三十五端角左衛門權左衛門同道仕候
（柳澤氏覺書）

とありて七月廿一日兩町（原町、海野町）に上ケ嶋百三十五端被　仰付十月九日出來上りて指上げたる事を示せり。
而して「上ケ嶋」とは上田嶋の古き名稱にして、後享保二年藩主の京都所司代を勤むるに及び、上田嶋として諸國に聞ゆるに至りしが如し。實際兩家の文書中「上田嶋」と明記せられしは柳澤氏覺書享保八年九月八日の條に見えた

る左の記事を以て初めとなす。それ以前は御上ヶ嶋と記せり

上田縞覺

一、もく嶋弐端　□　但　三丈物くしらさし　仁右衛門

右ハ地栗色白糸にても〳〵　吉右衛門

代金壹兩弐分四百文

但　壹反ニ付三分弐百文ツヽ

一、立横縞壹反　 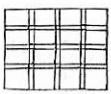 　但　三丈四尺五寸　くしらさし　與兵衛

右ハ地白もへき色にて

本之通

但　三丈物一反代弐分壹貫文ノ割

一、地黒嶋壹端　但　三丈物くしらさし　七左衛門

右ハもへき色にて立横縞

代　貳歩壹貫文

一、立横小縞壹端　　但三丈物

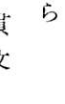

くしらさし

右者本之通　　與兵衛

（代　貳分壹貫文）

一、御本なし壹端　　但三丈物

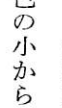

瀬左衛門

右ハ地茶色

白あさきの小から

代　貳分壹貫文　　傳五郎

一、御本なし　但三丈物

右ハ地紺あさき色の小から

代　貳歩壹貫文

〆七端

内　壹端紫縞

代〆　四兩壹分四貫七百文

合〆　五兩壹歩也

兩替四貫七百文也

右之通ニ致し本紫鳰後ニ被仰下候壹反共ニ合貳反先頃永雨之時分ニ染掛申候も色合悪敷（出來上り？）候間染直させ申候右にて出來仕？出來次第差上可申候先右八反之內七反出來仕候間目錄之通差上候

九月八日（享保八年）（三、三八三）　柳澤太郎兵衛
瀧澤助右衛門

（篠原）
又右衛門樣

海野町清六と申者上京仕候間一筆啓上仕候益々御勇健之御勤仕被爲遊候旨傳承目出度恐悦ニ奉存候然ハ每度被仰付候綿縞此度出來仕候間七反差上候紫島之義別紙ニ申上候通染直し中ニ付尙出來仕不候追而出來次第差上可申候隨分入念申付御意ニ入申上申候奉願候謹言

九月八日（享保八月）二、三八三　柳澤太郎兵衛
瀧澤助右衛門

又右衛門樣

寛文三年十月廿五日（二、三三三）

一、御上ケ島貳拾貳端代金拾貳兩ならし壹反ニ付貳分ニ歟ヅヽ

寛文六年七月廿一日（二、三三六）

一、まわら作り人足當町ニ而賃手之外廿人上々壹貫目代し兩五百八拾貳文中ニ拾貫目代六拾參兩貳分七百九十三文惣代メ七拾兩三分三百五十五文上壹兩ニ付四百廿ヅヽ中兩ニ付四百七拾壹ヅヽかへ

（宮下日記）

寛文七年七月十三日　（二、三二七）

一、眞ゐさ三十二メ目代金七拾五兩貳分

但壹兩ニ付四百三十八匁ヅツ作り番海野町買手太郎兵衛七兵衛原町清兵衛七郎右衛門作り人足片町ニ而十三人ヅ、出す事

同　十月九日　（二、三二七）

一、御上島四十貳端代金貳拾五兩瀬戸兵右衛門に持參仕上ル此内三兩ハ本島町ノ兵右衛門請取めい〳〵ニ相渡申事

十月十日　（二、三二七）調

一、白紬四端代金壹兩金壹メ四百拾壹文

切ちん三十貳文毎度金貳兩ニ遣差引貳分三百八十五文也ハ文へ相渡　（宮下日記）

延寶三年十月三日　（二、三三五）

一、御上ケ島六拾五端指上ケ申候時ノ與右門九左衛門ハ左之代金

天和三亥六月廿三日　（二、三四三）

一、島紬拾五反内　島拾壹反　原町　同四反　海野町

右之金子八兩貳分壹メ百文七月朔日受取

天和三年十月十三日

一、御上島本間市郎左衛門様ニて指上申候　與五兵衛　兵右衛門

天和四年卯月十四日　二月廿一日貞享ト改元　（二、三四四）

一、御奥様御用島三端代弐兩五匁　内弐分十匁　原町　嘉衛門

一、御隱居様御用島廿端一廣嶋御前様御用島弐十五端右はいつものごとく出來指上申候　（宮下日記）

貞享元子年十月九日　（二、三四四）

一、御上島磯村佐左衛門様ニて指上ケ申候　九右衛門　清治郎

五月九日　（二、三四四）

一、廣島御前様御島三拾五端

御隱居様弐拾端御仰付候事

貞享元年十月三日　（二、三四四）

好陽院様御誂之御本島壹端代弐分拾匁與四郎

十月廿三日　（二、三四四）

一、御上ケ島六拾五端代金三拾六兩三匁五分

一、御隱居様御用島五十五端代三拾兩弐分拾弐匁五分

元祿七年十二月廿六日　（二、三五四）

一、御上縞四十六端代金弐拾七匁壹分銀七分　（宮下日記）

廿日　（貞享三年寅霜月）（二、三四六）

一、御奥様御誂之御本縞六端內三端原町ニ而申付候御本縞之外海野町八右衛門方へ申付卯二月三日出來上指上申候

十二月九日　（二、三四六）

一、殿様御本綿五端出来仕上ルならし弐分五匁ツ、内弐端原町弐分五匁與四郎弐分五匁仁助是は出来仕候ころおくり申候　（宮下日記）

請取申御金子之事

一、御本島九拾八端　但壹端ニ付弐分四匁五分ツ、

一、なえ鳴弐十五端　但弐分三匁五分ツ、

二口〆金七拾五兩壹分三匁五分

右之通御島紬代金慥請取銘々島立方へ相渡申候

元祿三午年　三、三〇　十二月廿日

助右衛門
八右衛門

白井定右衛門様
瀬村治右衛門様　（宮下日記）

請取申御金子之事

一、御隱居様御用御本島四拾端　但壹端ニ付弐分四匁五分ツ、

此代金廿三兩

一、御奥様御用御本島九端　但壹端ニ付弐分四匁弐分ツ、

此代金五兩拾匁五分

右之通おり出し御西振

元祿三午年 二、三五〇 十二月廿日

白井定右衛門様 （宮下日記）

八右衛門

助右衛門

寶永元年十二月三日 （二、三六六）

一、御本島七拾八端外 追割四端

並尺壹反貳分ト七匁ツヽ

長尺壹反壹兩ト七匁四分ツヽ （宮下日記）

享保八年 （二、三八三）

覺書 （柳澤氏覺書）

五月吉日

又右衛門様より御誂之島八反

一、貳反 代之内新壹反取リヘ渡ス

七月十二日

本むらさき内壹反ハ

一、貳反 もくしま 金貳分渡ス 吉右衛門

一、壹反 黑しま 與左衛門

一、壹反 彌本 清兵衛 與兵衛

一、壹　反　こん縞白アリ　同　人
一、壹　反　本なし小島　瀬左衛門
一、壹　反　同　斷　傳五郎
メ
一、御本島廿六端之内
廿　反　ナリ　十月十三日ヨル
又　六　端　十一日ヨル
一、本紫絹縞壹端　但三丈四尺五寸　半右衛門
代　三歩壹貫百文
但　三文物壹反ニ付
代　三分五百文之割
一、同　壹　端　但　三丈物
代　三分五百文
二口メ金壹兩貳分壹〆六百文
右之通縞出來仕候間指出し申候もやう御意之入申候へゝしと奉願候草々
十一月五日　（享保八年）二、三八三
太郎兵衛
助左衛門

篠原又右衛門様

町便御座候間一筆啓上仕候日追冷氣强罷成候へ共益御機嫌能御勤仕被遊候由傳承目出度大慶ニ奉存候此方相暮多事無御座候然者毎度被仰下候本紫絹縞貳反此度指出申候毎度申上候通色合悪敷織直し候間及延引候此度之島御意ニ入申のしと奉願候

十一月五日（享保八年 一七二三）

太郎兵衛
助右衛門

篠原又右衛門様

而して上田縞が手引糸にて織れるものなることは前記享保八年の見本切及び嘉永三年上田藩主松平忠國公の養蠶業を奬勵せられし頃、近來製法粗悪に流るゝを以て注意書を發したるものに「名産上田縞は古來ふといとに、つよく手よりをかけ、よわきあくにて織り上げ染かたに心を用ひ德用專一に織出と見えたるを以て略想像せらる。而して天和二年頃既に兩所にて百三十五端の御用を命ぜられて期日に納入するを得たるを以て見れば其絹糸の產額も相當の額に達せるなるべし。

是より先信濃國ことに上田地方は蠶種製造及蠶種商人の本場として全國的に行商販賣を續け居たるを以て、各地の地理人情風格は元より產業上の施設經營等に就て知るの機會多く殊に蠶糸業に付ては特に關心を有せる筈なるを以て苟くも是等に關し便利なる器具機械の發明、斬新なる方法を發見せば之を其鄉國に持ち來すに吝ならざりしは當然の事にして次の文書は其一斑を窺ふに足るものなり。

寶曆十辰年六月

奉願口上書

飛州高山小坂村女

き　よ

右は飛州より吉右衞門と申者同道拾貳人之內右女相雇糸爲探妻子見習家業仕度奉存候御領分村々より飛彈國へ蠶種商賣例年罷越候者へ承合候處慥成者共の由申候御慈悲七日迄逗留宿奉願候被爲仰付被下候ハヽ難有奉存候以上

右之通吟味仕候處相違無御座候□取時節ニ候得共當所の爲にも罷成可申候宿被仰付被下候ハヾ私共迄難有奉存候以上

長島へ呼寄候糸取女御役所へ御届不申上候由依之長島押立被付共上庄屋要助追込被仰付長島村へ糸取女雇候儀難成被仰付候由藤三郎方にて段々道具等拵仕入仕又見覺候へハ當地の爲ニ相成彌當地糸場相成候而織屋呼寄候様可罷成近年飯田にて美濃より糸取參り只今にては糸場に相成專爲發糸繁昌致候由及承候間何卒逗留仕候様仕度再應申上候

一糸取女逗留願御世話被下候旨御奉行様被仰候間願出候様被仰下候則藤三郎方より願上候處勝手次第被仰付則藤三郎御手代中へ遣し候　（上田藩及同藩間屋史料）

卽、飯田地方に於て美濃國より工女を聘して新らしき繰絲法を行ひ絲場となりしを見て、其蠶種の得意場にして、製絲業の先進地たる飛驒より工女を雇ひ來り、以て、上田地方の製絲業を改良進歩せしめ進んでは織屋をも呼寄機業地たらしめんとするの希望を述べたるものなり。

然も其希望は果して實現せられし否やは之を知り得べき資料見當らず、長島村の例もあれば保護奬勵等の事なく「勝手次第被仰付」の程度にて余りに盛大には行はれざりしが如し。

上田地方に大いに製絲の行はるゝに至りしは文化五年（二、四六八）上塩尻村藤本善右衛門（昌信）佐藤八郎右衛門山崎五郎右衛門、清水銀右衛門、清水重兵衛、原源十郎、清水忠助、佐藤嘉平次、春原杢左衛門、原太左衛門等藤本善右衛門宅にて製絲の方法を協議し始めて提絲の端緒を開きし以來なるべし（信濃蠶業沿革史料）

藤本家の日記によれば文化五年戊辰年正月四日善右衛門宅にて寄合申候

藤本善右衛門、住屋十兵衛、中屋源十郎、湊屋政之助、山本屋五郎右衛門、井桁屋銀右衛門、絲屋嘉平次

申合新糸挽稼方試み相始り候處諸事睦敷致相續繁昌仕度發願に付毎月二十六日夕會合致し尤も蠶影山日待と唱諸事辨利に相成事申談極

一、當春上州より糸挽師呼寄相始入用に付出來不出來に不拘桐生へ遣し賣次第損益は連名平均ニ相談仕候事

但五月新繭は格別右之通五月朔村役へ申届

一、正月二十日村寄合の跡にて糸挽相始め度事村方へ申談

一、同廿三日上州前橋在原の郷高山要七同人妻右は源十郎と舊冬引合置候ニ付き來る糸挽の師匠なり

一、繭仕入候分一軒にて引受入用の方へ割遣し可申に定む角屋安兵衛右發願の内ゟ相加り都合八軒にて相始め

一、絲師匠の宿は祐次方へ相頼み止宿爲致候

一、追て湊屋忠助桂屋吉右衛門加入して拾軒に成候

一、正月廿六日絲挽始め二月十日迄に諸所にて不殘挽始め

一、三月廿三日源十郎宅へ上州桐生藤生善藏殿御立寄此節出來上り糸四百目余入貳袋同人へ賣遣候

（信濃蠶業沿革史料）

とありて此年上野國前橋在原之郷より高山要七夫妻を糸挽の師匠に頼み同氏が糸挽道具を携へ來りて始めて提絲の製造法を傳授し玆に上州流の座繰製絲行はるゝに至りしものゝ如し。

而して其生産せる提絲は、日記に見ゆるが如く上州桐生の人藤生善藏に四百匁余入貳袋を賣りたるを始めとして同人の手を經て桐生方面へ賣り試み、其桐生地方の使用に適するを認めらるゝや更に右善藏の紹介を以て多くの絲挽師匠を聘し、同郡内中島、上田、荒屋、御所諏訪形、上田原、神畑、室賀、保屋、舞田、夫神、丸子、長瀬、海野、埴科郡内鼠、新地、森、倉科、土口、中澤、松代、及其近在各村落にも奬勵して漸次擴張するに至れりといふ（信濃蠶業沿革史料）

而して「絲市出入書留」（南條村鄉土研究所藏）によれば同天明元年頃迄は鼠宿は二ノ日新地は七ノ日、兩村にては月六の日の紬市場なりしが其後自然衰微して近年は蠶專一に相勵み絲の生産增加せるも近在に市場もなく上田へ持出せば同地の商人に安値に買はれ上州に送れば遠路の爲失費多く收入相償はざるを以て文化六年巳之六月より二、七の定日糸市を開き度旨領主（眞田家）へ申立、願之通り申付られたるを以て近郷へも廣告し糸市を開きたる所、上州より糸買人も入込繁昌してお互に利益を得たるに、上田町に於ては、右の糸市は農村として、商業都市たる上田町の市場を奪取べき工なりとて文化七年午年正月之を寺社奉行に訴へ其結果親藩たる上田藩と譜第とは言ひ乍ら眞田侯の幕府に於ける關係等もありて遂に鼠　新地の敗訴に歸するに至りし如し。

然れども此糸市出入により更埴二郡の製絲業は當時頗る隆盛に赴き其糸市が上田商人の死活問題として訴訟沙汰に及ぶ程多數の生絲を產出したるを見れば文化五年に上州原之郷より高山要七夫妻を聘して糸取の師匠とせるは從來行はれ來りし手挽若くは座繰を此時上州流の座繰に改良して生產能率もあがり絲の品位も向上したりと見るを至當とす

べきか。斯くて敗訴後松代藩に於ては右、丈右衞門等を物産掛の用達として市場を松代に開かしめ藤本善右衞門も松代地方に至りて製絲の普及其販賣に盡力せり。

絲市出入書類

此書類は半紙四折五六十枚綴三冊より成る「絲市出入諸事書留」に據る。鼠新地に於て絲市を始めたるに上田町に於て差障（故障）申出たる出入書類

親藩たる上田藩と外樣たる松代藩と共間に天領も介在し且つ新興の産業に關する百姓と商人との爭ひにして産業及社會上重要の資料たり。

(一) 乍恐以書付訴訟奉申上候　（文化七年正月）

松平伊賀守領分信州小縣郡上田町問屋年寄總代訴訟人　問屋太郎兵衞年寄九左衞門

新市場相立候出入

眞田彈正衞樣御領分同州埴科郡鼠宿村相手　名主　市郎左衞門　組頭　藤藏　長百姓　重左衞門

同州同　郡新地村同　名主　利左衞門　組頭　彦右衞門　長百姓　與四右衞門

右訴訟人太郎兵衞九左衞門奉申上候上田町の儀は御城下にて古來ゟ御高田畑一切無御座候市場交易助成を以一宿家內はこくみ北國往還御傳馬役其外御用向相勤來り候所相手村方の義は上田坂木兩宿間の村にて農業を以事足村柄宜敷にまかせ無謂新市相目論見去ル文化六年巳之六月より新市相初め俄に見世店取銘諸方ゟ引札等出し日用塩茶等は不及申上田蠶物絹島紬鳴等に到迄取捌、剩遠國之商人迄引付市立仕候　北國筋並埴科更科水內高井四郡の義は右兩村に掛り不申候而は外に返り筋無御座一方口の場所に御座候所日々持出候產物市人を差面上田市場可奪取工を企候得は以後上田町之

者共家内はこくみ候手段無御座難儀至極奉存候ニ付鼠宿村新地村兩宿役人共に申通爲致止宿候は格別其外行暮足痛の
出申候共商人並往來の旅人右兩村におゐて止宿爲致候義は相止宿場助成に差障ニ不相成様可致旨御(裁?)許被成下置候處
又候新市相初め宿場助成にも差障全餘情を企古來の宿場可取潰手段其上市場御制札も相掛り候義に御座候得は不得止
事今般無是非御訴訟奉申上候何卒格別之以御慈悲右名面の者共被召出御吟味之上新市場相止古來の市場相續仕候様被
仰付被下置候ハヽ御用向は勿論家内にこくみも相成誠に永久の御救と冥加至極難有仕合奉存候猶御尋之砌乍恐口上に
て可奉申上候以上

文化七午年正月　　訴訟人（前出と同文略）

寺社御奉行所様

如斯訴狀差上候間致返答書來ル三月十三日評定所に罷出可對決若於不參は可曲事者也

午正月廿八日　　和泉御印　右京御印　安藝御印　中務御印　若狹御印
御用方無印　同上
兵庫御印　伊勢　主膳　肥前御印　土佐御印

相手（前出と同文略）　右村々五人組年寄名主

(二)　午恐以書付奉申上候（文化七年三月五日松代留守居役所宛新地村和吉丈右衛門）

要點抜書「兼て申上置候村々惣代の儀承り候所御料所村々申聞候は内々頼候趣承知候得共拾四ケ村へ金貳拾兩宛相
渡置候はゝ惣代早速出府可致旨申之候ニ付……金談に拘り候は不實の儀……自然訴訟方へ洩聞え候ては御吟味の節
定て可申上……早急相談の上御窺も不仕飛脚以相止候様兩村役人ゟ申遣候」「御在所へ拾ケ村早々出府仕候様當御役
所より御在所表へ御沙汰被成下度奉願上候」

(三)　乍恐以返答書奉申上候　（文化七年三月十日）

前文及訴訟方の申分を書ける部分省略

品能申立候得共、市立の事のみ實事にて其餘の事共全取拵申立候儀に御座候

上田町御高田畑無之市場交易を以一宿はこくみ候旨申上候得共近邊村々田畑夥敷越石に所持仕大百姓數多有之當村の義は兩組にて先年は九百石余御高田畑有之候所千曲大川絲村にて出水の節川欠或は流失仕度々國役御普請被仰付候得共難相保當時に至漸く三百石餘の田畑相殘り候得共薄地にて作毛實法悪敷依之無據桑畑に相仕立蠶專出精仕御年貢上納の手當に仕候右躰困窮の村柄殊更三拾ケ年以前迄は鼠宿にて二之日新地にて七之日兩村にて月六日之紬市場ニ御座て相應の交易仕候所專紬買入候もの不如意に相成仕入金に差支自然と衰微仕村柄彌增困窮右ニ付近年蠶專一に相勵候所女子供には最上の手業に付近邊村々流布仕餘程絲出來仕候得共近在市場も無御座上田町に持出し候得は下直成直段付候て甚不辨利無是非近村申合上州表に附送り候得は遠路出費多分に相掛り引合不申依之村々申談先年の例を以二七定日絲市相初申度段領主役所に申立候所願之通被申付候ニ付則近鄕に右之段相達し訴訟方村々にても初市爲祝儀酒肴等差越候者數多有之上州表より絲買人入込正路の相場を以相調候間近在の者歷然の國益を相悦追年繁昌可仕樣子に御座候誠に絲一條の市にて聊外商には抱り不申見世店大造取銘候樣申立候得共跡形も無之僞りに御座候於當所鹽茶草履わらんし酒小賣等商候者は九人の外無之尤仕入方は上田町より通狀にて引取聊の營の外商の義は則上田町より多分罷出市日一日之借宅にて夕方は引拂申候然ル處當村方に大造成商人有之趣一方口に付諸方の持出の産物差留候抔全の僞北國往還は一筋に候へ共近邊の義は道筋多自由に通行仕候此度絲市相立候ニ付上田町より諸商人大勢入込却而助成には相成候得共差障相成候謂無御座是迄捌方無之を見掠下直に相調高利を貪候所絲市相立候故利分薄を憎自分勝手之

欲心より出訴仕候義と乍恐奉存候（下略）

絲市相立候に不差障候様被仰付被下置度憎心相止睦舗仕候様被仰付度（下略）

文化七年午三月十日　　眞田彈正忠領分信州埴科郡鼠宿村　新地村役人名

寺社奉行所様

（これは留守居役所へ伺の上三月十三日評定所に於て松平和泉守の御諮に對しての答書なり）

(四)　廿八箇村訴願狀

要點抜書「右絲市自然御差留にも相成候ては村々の者共家業を失ひ助成甚難儀に奉存候ニ付一統申談爲惣代私共出府仕候」「近年村々出精蠶仕立……凶作の年柄にても御年貢手當に仕」「追年まゆ澤山出來候故下直に罷成格別の利潤も無御座絲に取揚候得ば餘程爲に相成候故近年少々宛相始候處近邊市場無之甚差支無據上田町へ持出し候得共捌方無之を見掠至て下直成直段付候て引合不申殊更女子供市場へ持出し取引仕候事にて道法遠く候ては難罷出依之兩村は元來市場にて最寄も宜敷候間村々より相進願主役所に爲相願候所願之通被申付去巳の六月中より市相立申候「何卒以御慈悲上田町より差障不申様被仰付被成下置度奉願上候」「鼠宿新地兩村一同奉請御吟味度奉願上」

眞田彈正忠領分信州更級郡綱掛村力石村、上平村、新山村、五明村、山田村、若宮村、須坂村、羽尾村、八幡村、向八幡村、志川村、郡村、桑原村、下横田村、小森村、中澤村、東福寺村、同州埴科郡德間村、粟佐村、內川村、倉科村、千本柳村、森村、生萱村、雨宮村、吉村、岩野村

〆廿八ケ村惣代　更級郡八幡村各主郡藏　同郡綱掛村名主政野右衞門

寺社御奉行所様

㈣　乍恐以書付奉申上候（御調様子報告御留守居役所へ文化七年三月十九日）

要　點　拔　書

「昨十九日可罷出旨御差紙松平和泉守様より頂戴仕候ニ付一同罷出候所吉田源治郎様御掛訴答名前年御調の上御吟味御座候」「鼠宿新地市相立候始末御尋御座候ニ付鼠宿重左衞門申上候は……先年市場と申證據在之哉と御尋に付當時聢と仕候證據も御座候得共古市之場に相違無御座候様申上候」「市場助成の儀御尋に付絲買人より貰入込候商人に晝飯等差出し鳥目百文宛取之在々より大勢入込候得は惣て商も有之市場助成相成候」

㈤　御調様子報告　　文化七年四月廿七日

要點拔書「鼠宿新地兩村の義三十ヶ年以前迄は紬市相立候由申立候處年限相立候ては新市同様に候間不相成いづれにも上田町に掛合不行届の旨仰聞「上田町へ御尋兩村にて上州表に絲持出候ても故障無之哉其義はいつれゟ持出候ても差障之筋無之然らば兩村にて市と申名目目限相定不申上州に限らず何方の者へ成共賣て及掛合候て絲賣渡し候様致し候はゞ可然いつれにも勘辨致候様被仰渡「八幡網掛も上田町迄は村々より里數遠絲持出し難義ニ付兩村に絲市相立様仰付られたし其外品々申す」「市掛札差上絲市とは無之旨仰られ候」

㈥　眞田彈正忠留守居への御達並ニ御答書

御領分鼠宿新地兩村絲市仕度旨相願候節の願書寫並右願之通被仰付候節近鄕近村差支有無相糺候義も有之候はゞ右書類品々御取寄御差出の叓

答書要點「いつとなく市立薄罷成候様相聞候得共今般新市取立候義に無御座候」「兩村願書の通承届置候迄にて最寄町在共御領内は勿論御料御他領故障相糺候義無御座候」「高札場掛札は掛り役人相代り候に付一同相渡候間鼠宿新地

兩村に限り同年五月中新規に書替相渡候筋には無御座在所表古例を以取計候義に御座候」　附　兩村市立願書省略

(八)　鼠新地村方より差出候追訴狀　（文化七年五月九日）

（前文略）　一當村は田畑所持仕罷在候ニ付市場渡世不仕候共差支無之樣上田町之者共申上候得共兩村高合九百八十八石七斗四升八合　內六百八十八石六斗九合　年度不知前々より次第川缺川成石砂入或は山崩等の荒地に有之

殘高三百石壹斗三升九合生地

この內高百四五十石宛は年々川附水難有之

作付地所兩村にて漸百五六十石の外無御座候仕義故農業計にては何分相續難し……年貢免相書に歷然……

凡三十ヶ年程以前之頃より兩村市立甚薄相成候始末は右休之荒地多、追々百姓株に相離れ候もの相增兩村共居村の營難出來無據他國稼等いたし度き旨追々村役人迄申出候間最初は其時々村役人共承り置領主役所へ相届け候得共其後際限も無之樣成行往々離散之趣意にも相當り不容易段察當請候程の義御座候

共後近年先規通市立渡世相成候始末は領主品々勘辨之義共相願兩村取續の爲少々宛之元手を以絲稼に取掛り候所格別精力を勵候故に哉判て出來方宜自然と近鄉田畑重之村々迄一統農業の間一圓右業流布仕猶又三四ヶ年以前より年增市立の姿に相成既に去巳年領主役所に申立市場定日其外取締り之儀ニ付前々より相渡り候高札書替相願候處則先規の通定二日七日十二日十七日廿二日廿七日鼠宿村新地村市並押賣狼藉喧嘩口論或は博奕賭の勝負其外非義不致物毎正直可仕旨三ヶ條有之右の旨異背の放有之におゐては曲事たるべきものなり文化六年五月日と認め領主職奉行役三人連名有之尤御公儀樣御高札の外領內限り寺社取締り並市場等之義に付往古より所々高札場其外掛札仕來り候分は何れも書替相願候か又は職奉行役人入替り之砌は其時々名前年號書替り候は松代領一体にて當村々の義畢竟前々より市立有之

候村々故先規之通掛札書落被申付候義ニ御座候

一、上田町之義は田畑無之御城下町にて市場交易助成を以一宿相續いたし北國往還御傳馬役其外御用相勤候由申立候得共往古上田町と唱候は當時在郷分に入田町鍛治町貳ケ所も同樣當時在郷分に相成候同宿役相勤居當時上田町と申候は横町、海野町、原町、木町、柳町五ケ所家數六百軒餘に相限り候處先年當兩村困窮に落入追々市立薄相成候以來自然と右上田五ケ町往還續岩下、堀、踏入、新町、常田、山口、房山、上下紺屋町、鎌原、西脇、新町、坂上、高橋、生塚、諏訪部、坂下瓦燒〆拾八ケ所家數貳千軒餘いづれも前書五ケ町同樣市立諸色賣買いたし候樣相成次第に繁昌仕候に付既に寛政年中及出入上田五ケ町ゟ古町續拾八ケ町に相掛り在郷分市立に差障候得共其時々五ケ町之者とも申分相立不申今以上田五ケ町之外在郷分御同領拾八ケ所高合凡壹萬石余之一同上田市之名目にて毎月定日の市立有之商家重々相續罷在候得共御同領の故に候哉其儘差置候得共右始末は元來當兩村市立薄相成候以來全く新規に取立候義相違無御座候間却而當村々より故障可仕筋に候得共自然と數十ケ村に取續に抱り候故其儘差置候得共右始末は元來尙兩村市立薄相成候以來全く新規に取立候義相違無御座候間却而當村々より故障可仕筋に候得共自然と數十ケ村に取續に抱り候故其儘差置候得共右之次第は近郷近村村々御糺被成下置候得は明白相分り可申哉ニ奉存候右上田五ケ村之外十八ケ所は全在郷に御座候段聊相違無御座候

一、當村の新市相立候趣引札いたし候樣訴訟之者共申立候得共右は先規之通諸色賣買と心得候ては差支候義ニ付全く當時可賣捌絲市故案内の爲引札仕候義ニ御座候間何卒以御慈悲右之段御聞届願上候以上

文化七年　　眞田彈正忠領分

五月九日　　信州埴科郡鼠宿村（名略）右三人代名主　十右衛門

同州同　郡新地村（名略）組頭　丈右衛門　長百姓　和吉

寺社御奉行所様　（御留守居へ伺指圖ニヨリ奉行所へ差出）

(九) 乍恐御尋に付以口上書奉申上候御事　（御調報告）

要點奉行所「市立願の時代は？」答「古來よりに就治定難申上」

奉行所「市立始の節願立候證書有之哉且札の儀も願立候哉」答「願可申儀と存候得共相分不申制札も願に就立來り候と奉存候」貼紙（此段追訴とは齟齬仕候御勘辨奉願候）

(十) 御調様子報告

要點奉行所尋「制札は寫の通紬市の節も有之候や去年中新規にて有之や」答「先年より市制札掛置候はゝ今度上田表にて差障申まじく候此點如何」答「市は衰微したれど制札は其儘立置候。去年中絲市願に付墨入有之建替候」尋「年來ならば古札も可有之」答「古制札は墨入の節引替領主役所へ差出申候」

(十一) 乍恐以書付御訴申上候　（文化七年六月七日）

一、御領分信州鼠宿新地八幡網掛右四ケ村之者共奉申上候私共儀昨六日御呼出にて罷出候所、鼠宿新地兩村絲市之義領主役人に御達有之夫々被成御尋候所、鼠宿新地兩村市立有之候證據物も無之候旨被相答候上兩村にて是又證據もの等無之候上は三十年來中絶いたし候て去年中領主役所へ相願相始め候上は新規同樣に有之殊に是迄無之絲市にて孕新市に相違無之其上領主役所に相願候はゝ近宿近村村々にも得と相掛合候上にて相初可申處無其儀段は麁忽之到領主役所に相願候迚他所の障にも不相構自分勝手のみにて市相初候義不都束之至り御吟味有之市掛札之義も御高札場に掛候義は有之間敷先達てより申聞候通日限不相定絲買人之者共に相掛合可遣渡其義は上田町之者共より差障不申由兩村に

て得と勘辨可致旨被仰聞且先月中差上候追訴之義も一向御取用無之段被仰聞候ニ付夫々御答申上候得共何にても御取用無之兩村市に差障有之哉も難計旨被仰聞其餘訴訟方に御尋向一切無御座兩村難題のみ御沙汰有之候此段乍恐以書付御訴奉申上候　以上

文化七年六月七日

御領分鼠宿村　重左衛門　八左衛門
新地村　文右衛門　利之吉
八幡村　郡藏
網掛村　政野右衛門

(出)　乍恐以書付奉申上候　(文化七年十月廿三日)

信州埴科郡鼠宿村八左衛門同郡新地村丈右衛門奉申上候

私共出入候紛中に有之候處於國許市立候趣訴訟方申立候旨にて今日私共御呼出被仰聞候は御吟味中右躰之義決て有之間舗處市立候ハヽ訴訟方にも掛合之上可仕處無其義奉請御察當奉恐入候一件御吟味中は決て市相立申間舗旨村方之者共に申付置候處右之段奉請御尋奉恐入候　然る上は早々飛脚差立篤と相紛若右躰の義御座候ハヽ此末御吟味中は市立不申候樣可仕候此段書付を以奉申上候以上

午十月廿二日

鼠宿村　長百姓　八左衛門　同　半左衛門
新地村　組頭　丈右衛門

寺社御奉行所樣

絲市出入附記

絲市出入諸事書留は文化七年十一月廿一日の記錄で終つてをり此他の書類は有無不明であるか裁許の結果は鼠新地の絲市は停止を命ぜられたのである。鼠新地及應援の村々總代から十一月廿一日提出の拜借金嘆願書中是迄年來御領分より出入に付出荷仕止宿中雜用村方出金出來兼拜借金を以諸拂等仕安心罷在……春夏無差支止宿仕難有仕合奉存候、然る所秋中より拜借難相成旨被仰渡必至と差支難義至極仕候ニ付御在所表御掛樣迄度々奉歎訴候得共御聞濟無御座定に途方に暮殊更一件永引訴答根氣くらへの出入の由　宿喜右衞門初同家業のもの共迄申之此上永引候はゝ如何可仕と彌增心痛罷在候……」とあるのに見ると出入は根氣くらべと成つた上松代藩の助力も得られぬ樣になつたらしい、絲市停止の裁許があると間もなく松代藩では新地村の丈右衞門等を物産掛の用達として市場を松代に開かしめて居る。

蠶絲業の發達は小縣郡上鹽尻村の人藤本善右衞門か文化五年同志九名と相はかり上州から絲挽師匠を聘し小縣郡埴科郡、更級郡の諸村に奬勵したのに始まり鼠新地の絲市は文化六年新地村の絲屋丈右衞門の發意により鹽尻村の善右衞門等と協議の上開設したのである。（南條鄕土研究ニヨル）

斯くて上田地方の製絲の技術漸く進歩し且其製絲は細きを以て重もに桐生地方へ移出し松代地方は太きを以て京都西陣に移出したりといふ。又西陣へ送るには絲の荷造も桐生へ送る物とは違ひ賣場毎に元結にて括り五揚宛を小袋に入れたりといふ。又、藤本善右衞門の考案を以て絲の品位を分ち三ツ櫻、四ツ櫻、五ツ櫻と三種の等級を定め又其値段も凡そ之を定めたれバ需要者は之によりて注文の便を得、工女は之によりて良絲を製せんと努力するに至り彼我共に利する所多かりしを以て松代藩主は文化十四年四月及文政二年卯十月の兩度に之を賞せり。其賞狀左の如し。

又松代藩主眞田家文書

文化十三子年ゟ文政三年辰年迄　絲一件之儀日記ゟ書拔



上田御領鹽尻村

善右衛門

右之者爲登絲之義最初ゟ立入甚深切取計追年相弘候ニ隨ひ彌致心添去年中ニ至候而は絲名目も相定り荷印を以通用等之致手始奇特之事ニ候依之申渡方も可有之哉之處彼是故障之筋も有之哉ニ相聞候ニ付暫褒美不及沙汰且年來深切ニ取計方之義は其筋にも相通候段

但御地領者之義有之候得ゑ態々召呼爲申聞候義も如何ニ付當表に罷越候節召呼口達ニ而爲申聞候樣致度旨

とありて藤本氏が上田領民たるを以て賞與をも遠慮せられし事情を附記しあり、且、同年及同年以前に於ても松代爲登絲の爲に盡力せる人々を褒賞せられしは別項松代製絲の條に述ぶるが如し。

尙此際松代領內の爲登絲につきて盡力せる者に鼠村仁右衛門なる者ありて善右衛門と同時に眞田侯より賞せられたり（信濃蠶業沿革史料にある丈右衛門ならんか？）

鼠村

仁右衛門

右之者鹽尻村善右衛門ゟ一致爲登絲之義最初ゟ甚深切ニ取計近年相弘ニ隨ひ彌々厚心掛市日無悔怠罷越繭仕送り等も致し其外細々右賣買引立之手段一途ニ相心掛致出精一段之事ニ候猶以

已來絲市繁昌之義心掛可致出精

但遠方之義ニ付罷越召出口達ニ而爲申聞候樣致度旨右被仰渡絲世話人共ニ申渡罷出次第相届候樣申渡

（文化十三子年ゟ文政三年辰年迄絲一條之儀日記ゟ書拔）

此他松代町內の者にて同時に賞せられたる者數名あれどもそは松代の部に記すことゝせり。

而して此褒賞中に「爲巻絲」とある名稱の信濃に於ける起源は飯田の部に述べたる寶曆四年四月廿六日（二、四一四）「本年よりのぼせ絲三百匁一把に付銀一匁の運上申付らる」とあるを初見とすべく同地方が最早くより江州商人或は美濃國中津川の商人の手を經て京都西陣に上せたるより稱へたるものゝ如し。飯田、諏訪、上田、松代等信州各地に於ては製絲をのぼせといひ絲を取るを「のぼせ」をとるといひて「のぼせ」は生絲の代名詞の如くなり海外輸出始まりし後も猶此名稱を唱ふるものありき。而して其のぼせの製法は繭五粒を附け腕に掛けて糾り糾りては引出して枠に掛け一粒終る時は更に一粒を加へ而して其絲口を他の絲筋の間へ叮嚀に割り込み親切に挽きたるものにて絲質も強く、絲類も少かりしといふ。後に座繰器械を用ふるに至りても概ね五粒位をつけ一粒終る毎に一粒を加へ細大なき樣に製せしとは明治十一年九月九日　明治天皇御巡幸の際長野製絲場にて座繰繰絲を奉仕し天覽の光榮を擔へる長野市錦町宇敷きく安の談話なり。

如斯上田提絲は親切なる方法によりて製絲せしかは世間の評判も宜かりしが追々生産高の多きを竸ひ當時の所謂仕掛取と稱する器械（勿論座繰）製絲行はれ大いに其品質を墮せしかば上田藩は天保四年仕掛取を禁じ、天保十二年にはのぼせ取締の爲左の役員を定め、且のぼせ絲の品位を五段に分ち、城下の內にて京都へ生絲を爲登者あらバ其部度毎に出荷の員數を勘定所へ申出づべき事を命ぜり。

天保十二年上田藩肝煎

爲登絲取締役　土屋仁助　島田參助
爲登絲仕方方　島田万助　白木屋增太郎
爲登絲吟味役　山口屋市太郎
買　役　白木屋勘三郎　和泉屋甚三郎

然るに利に赴き易きは人情の常にして、爲登絲の粗製尙止まざりしと見え嘉永二年上田藩より左の如き注意書發せられたり。

一、のぼせ絲仕掛取の義は絲不宜取引上差支ニ付去ル天保四巳年停止申付置候。若し隱し取致し候者有之ハ名產を穢し國益を妨げ候罪不輕候條嚴重の咎可申付大工其外指物師平人にても仕掛取の器物疹へ候義是又停止申付置候處中には心得違の者有之哉之趣相聞不相濟事ニ候得共先此度ハ格別の勘辨を以て令容赦今後、改方の者見廻り差出候間此後若隱取致候者有之候ハヽ無容赦嚴重ニ咎申付候條心得違無之樣可致候

一、右のぼせ絲坪方にて他處商人に賣渡し候事不相成段も兼々相彌置候處心得違の者有之候趣相聞候前同斷改方の者見廻り差出候間此以後心得違無之樣可致候

右之趣小前末々迄不洩樣嚴重可申聞候事

酉　六　月　（嘉永二年己酉）

而して嘉永初年に於ける上田地方提絲の產額は幾何なりしか不明なれども上田町の產額ハ宮下日記嘉永三年十二月十二日の條に

十二月十二日
産物半年改高

一、一万八百四拾四疋　絹紬改料　三〆貳百五拾三匁三分五厘
一、拾　七　疋　生絲改料　五匁壹分
一、六千九拾壹反　横ゑ織改料　六百九匁壹分
一、七千五百二反　木綿改料　三百七拾五匁壹分
一、四千六百四十六筋　帶改料　三百四拾八匁四分五厘
一、七千百三拾九提　絲改料　貳〆百四拾壹匁七分
〆六貫七百三拾八分
右改料例年上納今日改申候

（宮下日記）

とありて上田提絲は半年に一提四百目として貳千八百五十五〆六百目七千壹百參拾九提此改料貳〆百四拾壹匁七分にして上田物産中上田綿につぎて第二位を占め全改料の二七%強を占むるを見れば當時既に上田町の重要物産たるの位置を占めたるや知るべし、況んや上田提絲の産地は單に上田町のみに非らず其領内一圓にしてことに依田窪地方の如きは其主なる産地たりし事は飯沼付吉池定之助氏の嘉永五年絲方書抜控、絲方出入帳同絲方仕入金並賣上金請取控嘉永六年絲方諸雜用控同年絲賣上勘定書同年荷造諸入用控（何れも取引先は藤生善三郎㊞伊勢屋銀助等上州桐生の商人なり）及安政万延文久等の多數の絲仕切及書簡によりて知るを得べし。

上田藩は安政五年養蚕絲挽方に關し重而注意書を發して曰く

爲登絲引方之義兼ニ相觸置候處近來猥りに相成兎角果取候を第一と致し粗末の品多分有之上方筋上州筋共外諸國共賣先差支候趣相聞御領産之名目にも相拘はり候得者向後粗略の引方無之様急度心得可申候事」と共粗製濫造を誡しめ爲登絲引賃を定めて

一、上々絲　繭一舛ニ付　銀五分
一、上　絲　同　同四分五厘
一、中　絲　同　同　四分
一、引き習　三　揚　無　賃

右之通御座候

となせり。此頃絹織物の漸次精巧に赴くに連れ細口の上絲を要求する聲大となりしが如く「當所産物のほせ絲之儀是迄諸國に引合來候所近來引方みだりに相成揃口不宜歎敷儀ニ御座候然る處此度從御上様産物永續致し候様被仰付候ニ付往々手廣に相成候様仕度候間已來絲引方入念致し可成丈細口に製し可被下候萬一不引合之品御拂被下候釜元には商人共一同御斷申上候」と商人より釜元卽製絲家に向つて要求せり。

安政五年四月井伊直弼大老に任ぜられ同年六月米國との通商條約に調印せしを始として諸外國との條約に調印し翌六年六月より神奈川に於て外國との貿易を開始するに及び生絲の如きは一躍市價奔騰せしが其以前卽條約調印以前の市價は宮下日記によれば左の如く安政五午年は平均兩に百五十四目八分安政六未年は兩に平均百三十二目なりき

安政未六年三月廿七日　（三、三九）

一中之條御陣屋より御掛合有之ニ付生絲直段四季相場書之振合を以書上候様被　仰付候ニ付申付候處左ニ

一、生絲買附直段上中下平均金壹兩ニ付

午六月十八日市ゟ　同廿五日市迄　百五十九目
同　廿八日市ゟ　七月八日市迄　百七十二目
七月十日市ゟ　同晦日市迄　百六十九目
八月三日市ゟ　同五日市迄　百五十六目
八月十八日市ゟ　同晦日市迄　百四十七目
九月三日市ゟ　晦日市迄　百四十七目
十月三日市ゟ　同晦日市迄　百四十九目
十一月三日市ゟ　同晦日市迄　百五十一目
十二月三日市ゟ　同十五日市迄　百五十三目
同十八日市ゟ　同廿八日市迄　百四十五目

安政六年五月愈々來る六月より神奈川にて貿易開始の旨達せらるゝや上田藩に於ては町役人を産物會所へ呼出し「今度紀州、會津、上田三家より交易を願ひ立て幕府の聞濟みとなり、此ニ家の交易に關する取扱は芝金杉町撰之助に委任し、來月二日交易手始と相成に付上田産物品々此度出荷する樣」と申聞けられたり。此時、右撰之助に取扱はせる品目は

一、白絲同織物類　一、眞綿　一、漆　一、木綿　一、紙類

安政未正月八日市ゟ　同晦日市迄　百四十目
二月三日市ゟ　同十日市迄　百三十五目
二月十三日市ゟ　同二十日市迄　百三十目
同廿三日市ゟ　同晦日市迄　百二十五目
三月三日市ゟ　同十五日市迄　百三十目

右之通御座候以上

未三月廿七日
（安政六巳未年）
二、五一九

上田町
米屋勘左工衞
堺屋平左工門
布屋七兵衞
萬屋八
（宮下日記）

十、生　蠟

の數種なりしが、輸出最初の事とて如何なるものを輸出せば歐米人の嗜好に投すべきや殆んど見當つかざりしが城下町に小牧太郎左工門と稱する佐久間象山先生門下の學者あり㊀商店に來り色々勸めて横濱表に出品せしめたる由にて例へば鹿の胎兒は藥になる所より鹿胎子（ロクタイシ）と名づけて賣出すといふ風にて、生絲も此人の勸によりて出品せるが如く商標の如きも此人の考案にて最初は「無雙」といふ文字を包裝の上に書きしか次に「稀無雙」とし次に「朱判」といふ字を書きて最上品たることを示すことゝなせりといふ。（上田市蔦屋忠七氏談）

○提絲運上の增加

生絲が輸出品として蠶種につぎて有利のものたるを知るや、各地競つて其買集めと輸出に狂奔せしかば上田は提絲の集散地として活況を呈し來りしが、之に反し從來上田地方第一の物産として嘉永三年十二月調に於ては上田物産稅收入の四八%余を占めたりし上田島の減産となりしかば上田藩は當時最有利なる提絲に轉課せんとし左の達しを發し從來提絲の改料銀三分を倍額の銀六分となせり。以て提絲賣買の如何に有利なりしかを見るを得べし。

「産物料錢の義は御領分極難の者御救助之爲御手當法取立相成候御趣意候處横濱開港以來絲之賣買專に相成織物少き故判錢揚り高著く減少いたし殊に御勝手向の義ハ段々申諭候通必至と御難澁相成當今の姿にては極難の者御救の義も如何程に可相運哉と深く御心痛被爲在候處白絲の義近年格別高直に相成多分之利益も有之趣相聞候ニ付右絲判錢是迄一提に付參分つゝの處當七月より今年限猶又參分ツヽ、增上納申付候間御時節柄の程厚く相辨何れも出精書面之通上納可致候事

文久三年正月

（上田市史料）

絲價の昂騰と奸商取締

かくて翌元治元年には七八月頃迄兩に七八十匁なりし提絲は九十月頃四十八匁となりしかば不正の手段を以て絲の增量をはかる等の奸商續出せしかば同年六月上田藩は左の如き注意書を發し其取締を嚴にせり。

「御領産提絲ノ義他國に勝れ交易評判宜數趣に候處近年心得違の者有之、太元結を卷にいたし別製目方附候不正の品相用候者有之趣全く眼前之利益に迷ひ都而國産の名折ニ相成國益衰微の基に仕出し候義不相辨不埒の至に候兼て先年觸置候通內山紙二ツ切幅五分五厘より六分限の卷紙相用ゐ都而正路に取扱いたし永く國産の本意不取失樣厚く相心得可申候以後心得違之者有之候ニ於ては急度取糺の上曲事可申付候

六　月　（元治元年）

而して此に指摘せるは「太元結」のみなれども各地に於て奸商續出し不正狡猾有らゆる奸策を行ひ絲の括り目に瓦礫鐵屑等を入れ或は絲を砂糖水に浸す等の手段によりて絲量を增加し以て不正の巨利を博せんとせり。是、元より厘毛の重量を增加して利を得んとする商人本來の利欲に驅られたるものなりと雖、當時の行爲は單にそれ而已に限らず殆んど言語に絶せる手段をとれるは、幕末日本全國に漲り居たる攘夷思想より、外國人を夷狄視し發見せられざる限りは如何なる手段をなすも差支なしと道義の觀念を超越して行へる行爲に非ざるなきやを思はしむ然るに焉んぞ知らん歐米先進國の文明は遙かに我國を凌駕し、彼の我を俟つ野蠻未開を以てし絲荷授受の際倉庫內に於て短銃を以て我商人を威嚇せる等の事ありしといふ。卽彼我を知らず我亦彼を識らず所謂相互の認識不足に基くもの大部分を占めたるに非ざるなきや　記して識者の教を俟つ。

我政府並ニ當局者此に見る所あり其弊を矯めんと欲し屢々諭達を發し、取締を嚴にし或は保護奬勵の方法を講じて

其改良進歩を謀れり。

慶應二年生絲改の爲幕府に於て改印を造り之を上田藩にも貸し渡し、改の上捺印證明せしむる事とせり。よつて上田藩は業者に對し、産物會所に於て改印を受けたる後賣買致すべき旨を申渡すと同時に荷造、取扱方及冥加銀上納方如左申渡せり。

一、生絲改受ノ義ハ一提ニ付先ニ相觸置候産物改所ヨリ相渡し候口紙を以て卷、改印受可申事

一、他國へ出候絲荷物之義改處へ差出候節御國遣又ハ外國行は夫々國譯いたし何れも小提にて一旦改め候上は口絲上納濟ニ付其儘莚包荷造いたし産物會所に差出大燒印と受荷造繩括り目を手厚の紙にて封印いたし改印をうけ差上可申候萬一荷物の內一提にても判洩れ有之候節は横濱關門に於ては其荷物不殘御取上相成候趣ニ付手落無之樣精々入念可致事。

一、改印請他ニ賣渡申間數候萬一心得違之者於有之嚴重之處可申付候事。

但川中島武石へ出張取計可申事。

慶應三年十月十四日德川慶喜大政を奉還して明治維新となるや、海外貿易は益々盛となり上田藩は其産物輸出の爲明治二年五月横濱表交易賣捌方取締の爲左の役員を置けり。

御領産賣捌取扱頭取　肥前屋七右衞門

絲屋万之助

肥前屋治郎兵衞

大和屋三郎兵衞

御領産賣捌取扱　　不入屋修　助
小橋屋傳右工門

而して御領内の物品は右五軒の問屋へ入荷賣込を命じたり。

明治四年五月生絲製造規則

一、近來生絲製造方猥りに相成外國人本國へ差送り候處繰戻しに相成兼候絲多分有之西洋一般品評悪しく既に機屋職も持て余し候生絲、佛英兩國にて四万箇も其儘積込有之賣買相成兼候趣ニ付昨夏中より賣込値段日増下落當春ニ相成候ては麁製にて値段に不拘不揃之品、横濱にも澤山有之日本商人案外之損失いたし候義實ニ可歎之至りに候何卒當年より相改製作方聊表裏之品無之様格別入念いたし、自然西洋諸州迄信義相立不易之御國益相成候様致し可申候依て左の通製作可致事

一、車挽にても手挽にても二口取無用、一口取ニ限可申事

一、繭挽始め五ツ附末ニ至り候は、六ツ附に致し、のりを掛可申上は絲細く末絲太く挽候事堅く無用惣て裏表無之様挽未に至り候ハ、水を取り特精々上絲ハ製し可申事

一、大むくへ揚け候候節絲切れ候は、綻とつなき附繰返し出來候様揚け可申事

繰返しニ相成兼候節ハ西洋迄參り候ても積戻しに相成挽主へ返り可申義も可有之　哉精々深切ニ製作可申事

一、ふし上り不申様氣を附成丈むらなしの上絲に製し可申事

一、糸巻紙へ挽人の名前相印し賣買可致候

賃挽の者も同斷名前を出し可申事

但名前の印ハ判形にいたしたく候事

一、巻紙の義は内山紙幅五分竪二ツ切ニ致し可申事

右之趣聊心得違なく入念製作いたし候ハヽ御國益は勿論之事銘々とも分に應じ利益可相成ニ付何にも厚く相心掛可申候事

辛未五月（明治四年）

上田地方に於ける生絲取引

上田商法社

上田地方に於ける生絲商の最も古きものは㊀萬屋平八にして當時㊁或は萬平といへば誰知らぬものなき老舗なりき（田中忠七談）といふされば明治五年生絲の粗製濫造取締方法を設くる爲大藏省租稅寮に於て全國より「身代も相應にて村方說得も行届可申程の人物を撰出租稅寮へ差出す可き旨を命ぜられたる時長野縣代表として唐木銀三郎、（屋代町）吉池定之助（飯沼村）と共に其子長岡萬平は當時の長野縣立木兼善より上京を命ぜられしが、折柄、上田町に蠶種原紙賣捌所創立の事ありし爲手代深町茂太郎代つて滯京し同事務を取扱ひたる爲生絲改會社結立の際ハ上田生絲改會社の社長には右深町茂太郎命ぜられたるを以て茂太郎は非常ニ心苦しく是非自分を退役せしめて萬平を社長に命ぜられたしと明治六年七月三日長野縣參事楢崎寛直に嘆願せりその願書に「私義十壹才ゟ當五十九才迄四拾九年之間右萬平養父平八代ゟ三代之間相勤候餘功を以妻子扶助相營居候處」とありて深町茂太郎の仕へたる時代のみより考ふるも文政年間より繼續せること明にして、之につぐを「蔦忠」商店田中忠七等とす、同氏談に「私の內で生絲商をする樣になつたのは㊀よりは後で初め飛驒へ行つて絲を拵かせて之を商つて居たが其中に横濱へ種を出す樣になり屢々㊁へ

も出入して居たが祖父（田中忠七）の營業振や氣質を見て万平さんが絲商を始めては如何かと勸めてくれたのが緣で生絲商を始めたらしい其頃上田へは北信一帶は申に不及南信地方からも座繰絲が集つて來てつまり上田は提絲の中心地であつた、又提絲は信州上州八王子岐阜の地方が主産地で奥州方面はすべて島田造又は鐵砲造であつた、」といひ平野村誌にも㊂林善左衞門の手代嘉平と此萬平の手代深町茂太郎宛安政六年さし引帳の存せる事を記され然も同書に引用せる安政六年九月二十日附萬屋平八より㊂の番頭政太郎宛の書簡によれバ「就而者是非共九日迄に十八箇丈ケを荷物相揃候樣御執計被下候樣奉願上候」とありて萬屋が横濱出荷の信州系絲荷を總括する大問屋らしく群馬縣桐生市の生絲商江原友次郎翁の談にも「上田は信州の横濱であつた」と言はれしを見れば幕末開港當初より明治の二十年以前迄は實際上田は提絲の中心市場として頗る殷賑を極めしものなるべし。

當時の絲は手挽又は座繰のみなりしが其後明治十二年七月長岡万平田中忠七上州の人竹内勝造等相謀り前橋地方に於て專ら行はるゝ處の座繰器械の良法なるを聞き前橋地方より志鎌某を招き之を教師として水車を以座繰試驗所を創立し提絲改良の先驅をなせしが數年にして社運衰微し、ついで明治十八年上田町に蠶絲製造並ニ蠶絲商組合設立さるるや巡回檢查人をおき郡內を巡回せしめて製絲の良否を檢して大に之が改良を計り又紅女賞與法を設けて之を奬勵せり當時の取引高を知るに足るべき資料に乏しきも左に揭ぐる明治十六年十二月及十七年二月の提絲統計表は其一斑を窺ふに足らん。明治十九年上田大神宮造營され其道路開通せらるゝや此道路に長岡万平百人取の器械製絲場を建て信陽館と稱し明治二十二年七月より開業せりこれ上田に於ける器械製絲の最初にして頗る優良なる生絲を製出するに至り提絲の如きは漸く衰ふるに至れり。

上田提絲統計表　　明治十六年十二月分

朱　判	十六箇	此量目	百五十一貫二百八十五目
稀無双	八十七箇半	同	八百十貫百三目
無　双	十八箇半	同	百七十二貫二百五十一目
合　計	百二十二箇	同	千百三十三貫六百三十九目

同附屬品

屑斗絲	三十九箇	此量目	三百五十一貫目
生皮苧	三十箇	同	二百七十貫目
合　計	六十九箇	同	六百二十一貫目

右八本年十二月中當組同盟者ヨリ輸出セシ荷物量目取調上申仕候也

明治十七年一月

上田組生絲荷造所

頭取　吉池悦之助

長野縣令　大野誠殿

上田提絲統計表　明治十七年二月分

朱　判	一箇	此量目	八貫八百二十目
稀無双	十五箇	同	九十四貫二百三十五目
無　双	三箇	同	二十六貫六百六十五目
合　計	十九箇	同	百二十九貫七百二十目

右ハ本年二月中當組同盟者ヨリ輸出セシ荷物量目取調上申仕候也

明治十七年三月　　上田生絲荷造所

長野縣令　大　野誠殿

第四節　松代地方

松代領内に製絲事起る　（享保十二年――元文元）

松代領内に於ける蠶絲業は明君眞田幸弘公が有名なる恩田杢民親を用ひて之を奬勵せしより始まれるものゝ如し。而して製絲業の創始に當りて最も功ありしは領内中澤村玉井市郎治なることは一般の認むる所なりと雖其製絲創業の年代及製絲方法の移入せられたる地方につきて異説あるを以て參考の爲其諸説をかゝぐ

一、明和六年甲州より移入せりと稱する説

（前略）明和七年甲州都留郡實納村より幸藏夫婦を雇ひ村内の婦女を集めて繰絲及機業の道を教ふ。（更級郡誌）

天明八年上州桐生より大工を雇ひ機具を拵ふ（更級郡誌）

二、上州より移入説

當時松代藩蠶業掛たる堀内與一右衛門の記し置ける「堀内日記」文化八辛未年の部には左の如く記しあり

一、ね〻拵義中町吉左衛門を始め其外一兩輩呼寄（此絲ノ義中澤村市郎治上州ヨリ人ヲ呼寄、手始致拵始メ）絲拵相始世話一統弘め之催致候處（此節同町師岡七郎右衛門殿よりも町年寄北村甚兵衛を以て同義有之候處此方にて同穿

鑒之上案文を以て書面取上の事故右を寫出候由依て御上の日記には此方三郎右衛門殿差出候を御書留相成候由）當町商人共商買風義兎角不宜候處今般新規の絲爲始候事故遖々以ての外心配之取扱を以て何とか絲稼□□相弘り候樣種々工夫の上悉く懸引取計候處弘り始め其上當町に是迄市一切無之處絲を數多拵絲市相立度專ら取立に懸り候處、弘り方宜見込通り颯々と開け始め候に付尙以一途に懸引候處市相立樣子も段々相增絲屋拾軒出來段々開け（是迄蠶致し來り候上聊も當國にて絲稼無之故皆繭にて上州等へ賣候故に第一直段も不宜候處新場村々へ桑植蠶飼を爲致候には其繭此土地にて絲に製し不申候ては格段に蠶飼の利潤宜不相成候故彼是種々の義相含み誠に晝夜右等の義のみに寢食を忘れ取掛り居り候處絲稼は實に滿ち居候事と相見不日に弘り追日樣子も相增繭直段は過半上り先ツ双方共宜敷釣合に相成著面白相成候）翌申之春撚子人數相尋候處二千何百人と云程に相成外稼と違ひ若輩の女子供一日十文之上之稼に相成候迚評判宜且蠶之種次第に存付桑蠶絲天晴開け始候。

御城下ちんきぬ機之稼引立追々上州の如く爲致候樣被仰渡候間是又手始め致し、松井綱と申すを山中にては横麻上下地を取立桑蠶絲機の義精限に有丈と存取計候處（尤改役の方御用多相勤ならぬ國益は余計に勤）忽桑植蠶飼絲稼迄は大きく相開け委細は産物取計日記等に有之に付略す。（堀内日記文化辛未年）

之は埴科郡誌に「森村柏原左兵衛上州碓氷郡室田村大工仁右衛門妻某を聘し、提造手撚絲を製し森村、倉科村の婦女に傳習し毎月日を定めて森村觀音寺内に市場を開きしに上州前橋地方の商人來りて之を買收せり。某其後更級郡網掛村和助といふ者に雇はれ該地方に繰絲を教へしが、文化九年頃松代に聘せられて繰絲業に從へり。森村の人笠井和七製絲の事に精進せしめ是亦菊屋傳兵衛の支配人に聘せらる」

とあるものと年代に於て一年の差あれども略々符合すれば、或は堀内日記に「中澤村市郎治上州より人を呼寄手始

拵始」とあるものと同様の者に非ざるか即中澤村市郎治は森村に來り居たる前記上州碓氷郡室田村大工仁右衛門の妻を聘し來りて松代地方の繰絲の教師とせるに非ずやとも考へらる。又、森村笠井和七の仕へたる菊屋傳兵衛は明治六年に松代生絲改會社創立の際社長たりし豊田傳兵衛に非ざるか記して後の批正を俟つ。

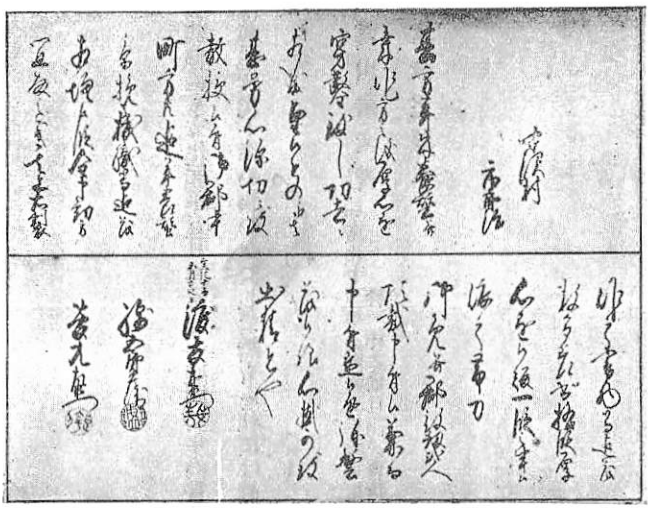

尚此頃森、倉科地方は製絲業益々盛にして文政四年倉科村石杭の人近藤すめ女、更級郡稲荷山町柏屋笠井某に聘せられて該地方の婦女に繰絲を傳授せりといふ。

三、片岡志道見聞錄

本書には製絲業が何れの地方より入り來れるやを記さざれども蠶絲業が中澤村市郎治の創始なる事につきて記せる點は前二者と一致す

四、玉井家の賞狀

中澤村　市郎治

其方儀年來養蠶幷桑作り方の儀厚心懸穿鑿致し功者に相成望候ものにて甚勞心深切に致教授候ニ付御郡中町方共追年養蠶絲挽機織等迄茂相增候段全申勸方宜敷之義其上右製作之書物等迄茂數多差出格段厚心掛候趣一段之事に依之帶刀

御免幷郡役籾貳人頂戴申付候兼而申付置候通彌繁茂候樣心掛可

致出精者也

文化十酉
五月廿四日　渡友右衛門㊞
綿五郎兵衛㊞
菅九左衛門㊞

尙此他にも文化元年五月の賞狀一通同二年の賞狀一通同五年賞狀一通ある由更級郡誌に記載しあれども文書の存するは前記文化十年の物のみにして然もそれには眞田家文書にも之を裏書すべき左の記事あるを以て最正確なるもとの考へらる。

五、眞田家文書　「文化十三年ノ文政三年辰年迄絲一件之儀日記ノ書抜」

文政三辰年

中町　彌十郎
吉左衛門
仁兵衛
唯七
荒神町　六郎兵衛
武左衛門
（伊セ町中町）惣與惣右衛門（藏門）

右之者共儀最初絲市之義相企挽方萬端發端中澤村病死市郎治　同様之趣之所當年〻御出方之儀も相心掛候由ニ付世話役相勤之內郡役壹ツ被下候

三　月　六　日　（文政三辰年）

之に依りて松代地方の蠶絲業は中澤村市郎治の率先創始せる所たるは明なりと雖、其移入の經離が果して上州なるや甲州なるやは未だ確證を得るに至らず。而して松代町に於ても前記堀內與一左衞門を始め中町吉左衞門與惣左衞門唯七、仁兵衞、彌十郎、伊勢町惣藏荒神町六郎兵衞武左衞門等協力して製絲を始め且絲市を開けること前出の堀內日記及眞田家文書「文化十三子年〻文政三辰年迄絲一件之儀〻日記書拔」の扉に

文化九申年

一去〻年（文化七年）以來御町方絲繰之者多勢罷出候趣を以御褒賞之儀取調正月十九日主膳殿〻相伺之處二月十一日伺之通被仰渡當番平馬宅ニて申渡

金百疋

□壹斤ツヽ

丶丶町　和　七
いセ町　惣　藏
中　町　東　作
金彌悴
仁　兵　衞
吉左衞門
唯　七

新左衛門
與惣左衛門
武左衛門
六郎兵衛

長井平馬
荒神町
正月御用番小山田主膳　當番　師岡七郎右衛門

とあり次に文化十三子年の條に

中町
吉左衛門
與惣左衛門
唯七
仁兵衛
彌十郎
伊勢町
惣藏
荒神町
六郎兵衛
武左衛門

右之者絲繰商賣致發端其上弘方之義專相心掛候間町在邊迄も右商賣追年致繁昌往々一統利潤ニも可相成一段之事候依之？座幷申付候

文化十三子年六月

とあるを以て證となすべく堀內日記に絲屋十軒出來とある十軒は前記文化九年金五疋？壹斤ツヽ賜はりたる十軒なる

が如し。

尚同文書に松代町にて賞せられたる者に

紙屋町　長五郎
馬喰町　文三郎
荒神町　榮助
　　喜三郎

右之者爲登絲商賣致手廣出精市毎多持出馴合宜万端正路賣捌之段相聞先年申渡候趣意相守奇特之事候彌以心掛可致出精候

七月六日（文化十四年）

町奉行中

絲世話人

イセ町　惣藏
中町　仁兵衛
　　吉左工門
　　與惣右衛門
　　唯七
　　彌十郎

武左工門
六郎兵衛

右之者爲登絲商賣幷弘方世話之義最初ゟ申付候趣意相守數年之間出精取締方宜輔追々及繁昌既ニ去年中至候而者賣買金高共莫大之儀一統專之助成相成一段事候依之爲褒賞粗子壹表ツヽ頂戴右可被申渡候

正月十五日　（文政元年）

町奉行中

（眞田伯爵家文書）

依之是を見れば松代の製絲業は文化の初年より漸く盛大に赴き之が取締として絲世話人を置きしこと明にして「絲一件之儀日記より書拔」の扉に

一、絲世話人共當年ゟ御出方之儀も相心掛候由ニ付世話役相初之内郡役壹人宛被下

文化三辰年三月六日

とあるに符合し、且、「世話役相初之内」とあれば世話役を設けたるは文化二三年頃にして然も最初より利益ありしは「御出方之儀も相心掛」とあるによりて想像せらる。而して其後世話役の盡力によりて藩の財政にも好影響を與へたりと思しく同書に

文政七申年六月十八日

絲世話人中町仁兵衛唯七荒神町武左衛門、六郎兵衛一代切上下着用差免之事

と絲世話人の賞せられ居るによりて察せらる。

松代地方製絲業の普及

堀内日記に「是迄養蠶致し來り候上聊も當國にて絲稼無之故皆繭にて上州等へ賣候故第一値段も不宜」とある如く從來此地方に製絲なかりし事は前引用の賞狀等にても明かなり、然るに文化五年（更級郡誌によれば昭和六年）頃より製絲業起るや同日記に「絲稼は實に滿ち居候事と相見不日に弘り」とある如く製絲業は松代町及其附近農家の渇望する所たりしを以て頗る急速に普及し文化九申年之春挽子（工女）人數を調査せるに二千何百人を數ふるに至りしといふ以て其普及の迅速にして盛んなる狀を見るべきなり。

次に製絲の隆盛に赴くに連れて必然的に原料繭の問題の起り來るは當然にして、松代に於ても文政十四年に於ては原料繭安の爲に相當の利益を得たれども今年は原料繭拂底從て高値の爲元師共採算立たざる理由を以て同町に繭問屋を設け共取引を圓滑にせん事を出願し伊勢町惣藏、中町仁兵衞、吉右衞門、唯七、與左衞門、彌十郎、荒神町武左衞門、六郎兵衞の八人は願の通り繭問屋を申付られたり。共願書等左の如し。

乍恐以口上書奉願候御變

一、爲登絲追々繁昌仕元師共と不及申大勢之挽子共迄一統助成罷成有難仕合奉存候去年中御領分御近領共ほゆ出來方宜値段下値ニ而絲相場高値ニ而御座候故融通宜取引仕候處當年はまゆ値段高値故當時絲相場に引合兼申候尙追々絲値段引上候趣も相見不申候へハ中々去年中之如ニと融通出來兼元師共心痛仕罷在候迚も去年中之通ニと稀之義且又まゆ買取候者は多勢御座候得は賣人は至而少く入荷不足にて御座候故元師共難澁仕候間領分御近領之まゆ商人共に掛合候處御町に繭問屋無御座候故持込候而も世話いたし候者無之差支候趣申聞候尤七月中迄は年々御近在等のまゆ銘々ほゆ買取仕テ□渡世仕候得とも八月中ゟと一向買入方無御座候故、鼠村仁右衞門手引を以市日毎ニ貳三駄ツヽ持込候得とも大勢之元師共吾勝ニ引譯候義故値段相極候杯と申內に人に被買取候間無據先分取ニ仕追々値段相極候

儀ニ御座候勿論仁右衛門正路ニ取引候故右之品々指支ハ無御座候得とも一躰まゆ拂底之時節故高値にまゆ持込候義故元師共利潤薄く御座候、依之いせ町市日之節ハ同町惣藏中町市日之節は同町與惣右衛門荒神町市日之節は同町武左衛門、右三人之方會所と相極申度幷私共八人に繭問屋被　仰付下置候樣奉願上候。左候得者御拜借金等を以當節ゟ向々に引合仕置少々ツヽも値段下値之まゆ取捌仕一統之融通罷成候樣仕度奉存候且又市日毎ニ私共右會所に打寄候儀幷會所掛り合等之口錢取申度奉存候。右は私共利潤之ゑゑ等之義ニ而も決而無御座候是迄ニ相成絲市年々無甲乙繁昌仕度而已之義ゟ御座候然ル上者御手附樣方市日毎ニ御立合御吟味被成下猥之義無御座不締之義無御座候樣仕度願上候。右之趣宜樣被　仰上御情奉仰候以上

文政元寛年

伊セ町　惣藏
中町　仁兵衛
吉左衛門
唯七
與惣右衛門
彌十郎
荒神町　六郎兵衛
武左衛門

右年寄檢所充所

右之通私共組合之者及奉願ニ付詮義仕候處相違無御座候此段宜樣被　仰上可被下置候以上

伊セ町　惣　藏
組合惣代　徳兵衛
中　町　與惣右衛門
組合惣代　忠左衛門

中町仁兵衛
組合惣代　七郎太
中　町　彌十郎
組合惣代　利三郎
荒神町　六郎兵衛
組合惣代　元右衛門

中町唯七
組合惣代　善兵衛
荒神町　武左衛門
組合惣代　重　助

前書之通奉願候ニ付承届奥印仕差上申候以上

いせ町　名主　左兵衛
中町　名主　忠三郎
荒神町　名主　喜左衛門

右願之通申付書付左之通

伊せ町　惣　藏
中町　仁兵衛
吉左衛門
中町　唯七
同　與惣左衛門
同　彌十郎

荒神町　武左衛門
同　六郎兵衛

其方共願之通一統爲融通繭問屋一株申付候

六月十一日

右者年寄當番增田德左衛門檢所幷三町名主惣代壹人召出申渡尤絲世話人之內貳人惣代召出

とあり尙次に

一、絲世話人共絲元師共八拾壹人市場規定觸流且印鑑之儀舊冬〻段々願出候ニ付承糺候上御勝手方へ申立願之通取計

印形世話人共に相渡遣ス

とあれば文政元年松代町の絲元師卽製絲營業者八拾壹人を數ふるに至れるを示し前記堀內日記の文化九年同地方工女二千人といへるに對照して共普及の速にして盛なりしを見るに足るべし。

又當時の製絲業功勞者として

中町　彌十郎
吉左衛門
仁兵衛
唯七

荒神町　六郎兵衛
武左衛門

右之者共儀最初絲市之義相企掟方萬端發端中澤村病死市郎治同樣之趣之所當年ゟ御出方之儀も相心掛候ニ付世話役相勤之內郡役壹人宛被下候

三　月　六　日（文政三辰年）

尙同日伊勢町惣藏中町與惣左衞門は同上の理由により「當年切郡役壹人」を給せられたり。

（眞田伯爵家文書）

天保時代に入りては松代藩內の製絲の產額增加せると共に絲會所を設け常時當直を設け其交代も嚴重に行はれたるが如く交代の節出番遲刻し監督の同心巡回の節不在にて左の如き一札を入れて詫びたることあり。

絲會所泊之儀等閑に相成段相聞當節大金之荷箇預り置万一異變有之候而ゝ會所御取立之基義相失ひ不容易御儀如何相心得候哉之段御尋被成下奉恐入候。兼而銘々御尋通相心得晝夜無油斷泊り等も嚴重罷出候處商賣方取込候節ゝ夜分深更迄も取調に相掛候儀茂御座候ニ付出番遲刻に罷成既に此度御同心衆御廻之節不罷出居候段蒙　御尋候而ゝ一言之申譯無御座奉存候。向後ゝ手元用向等差置、泊刻限には急度可罷出候間、是迄之義ゝ御流被成下置候樣奉願候

以上

天保二卯年七月

伊七町　絲御會所世話方　保　平㊞

中町同斷　仁兵衞㊞

同斷　吉左衞門㊞

同斷　唯七㊞

荒神町同斷　武左衞門㊞

（眞田伯爵家文書　天保二卯年正月絲日記）
掛綿貫新兵衛

又、此生絲保管の爲の土藏ありて萬一の場合に供へたりしも、近年荷嵩も增加し且油荷物等茂積入し爲狹隘を感じ且、土藏附近平家建込火災の節防火に不便なるを以て、八田嘉右衛門方の防火設備宜しき土藏に積置度旨を出願せり之によつて松代地方の生絲及紬等の生產增加の一班を知り得べし。

絲方土藏火盜之手配兼而被仰渡、用心水、目塗土、其外防道具等用意仕、發端世話人泊茂相勤め候處近年荷厝も相增、其上土藏西之方平家建込居、戶前之方茂庇等造掛有之、萬一火災之節ハ防方如何可有御座哉、甚以、不安心奉存候ニ付右手配方奉伺度奉存罷在候所、此節紬荷物茂積入候付而ゟ猶々氣遣數奉存同苗嘉右衛門ゟ申談仕候間同人方土藏之內非常防方宜、戶前之內ニ荷物當座假積移仕泊之者右之方ニ爲相勤申度奉存候。此段申上候尤銘々手配之儀評議取調追而申上度奉存候　以上

卯十月廿日（天保二年）

八田喜兵衛
八田辰三郎

製絲業者及其生產高の增加に伴ひ、之に鑑札を下附して稅金を徵收せし事は他の諸藩と同樣なりし如くなれども、何年頃より始まりしやを知るべき材料を得ざれば之を明にする事能はざるを遺憾とす。然れども天保二年の絲日記には鑑札下附願休業願無鑑札營業をなしたる謝罪等あれば天保以前より免許制度は行はれしものならん。又犯則としては「月切絲寶高御書上可仕處絲貫高書上を怠御縱り申上狀」の如きものありて、製絲高の屆出を怠りて脫稅をはかり眞勝寺に縱り同寺は掛なる綿貫新兵衛に縱りたる狀數通見えたり。猶今日の所謂統制の爲に挽子六人以下の過小製絲家免許取消の所

置に出でしが其際群小製絲家より「撚子六人以下は御鑑札御引上の令に對し「不出精之筋に當り奉恐入候來年は如何樣にも出精仕撚子相增候樣取計申度奉存候當年之處ハ何卒御許し被成下置度」との願書を提出せる人名を見るに紺屋町長左衞門原村絲元師新平、妻科村唐絲師治兵衞、牧島村絲元師常右衞門、保科村絲元師萬藏、安庭村絲元師嘉右衞門小松原村同元右衞門利忠治、笹平村吉右衞門、要右衞門、善助等ありて絲元師即製絲家は廣く其領內に分布せる狀を窺ふを得べし。

埴科郡誌に

「松代藩は寬政の頃物產掛を置きて奬勵の結果文化八年に至りて藩意始めて達せりといふ。其方法は物產掛にて繭を買上げ、之を繰絲業者に下附して生絲に製せしめ、後絲商人をして伊勢崎桐生足利地方に販賣せしめ後に西京西陣に輸出したり。生絲を西陣へ輸出したる功勞者は藤本善右衞門なり。」と記載されあること既に記せるが如し。

第五節　須坂地方

本縣製絲業の中心地として諏訪と共に中外に其名を知られたる須坂地方も其製絲創業の歷史は比較的新らしく、其文獻にして今日迄に知られたるものとしては僅に東行社所藏の帳入箱の表に「天保乙未年絲仲間帳入　世話人藤次郎　京助」とあるを以て、最も古きものとなす。之によりて天保六年（一、四九五）頃同地方に製絲業を營む者漸く多く、絲仲間を作り規定を設け世話人を置きて取締其他の事に任ぜし事を知り得べきのみ。續いて天保十二丑年六月六日須坂藩よりの御觸書に「是等仲間へ加入不致ものは古來仲間の者に及示談」とあるによりて古來仲間の存在せしことを想像し

得べく、而して其古來とは、恐らく前記天保六年頃なるべき事は、嘉永元年五月廿三日繭商人惣代及絲商人惣代連名にて御奉行所に提出せる文中「去る天保度御取締之義奉願是迄渡世致し來り」とあるによりて略々推定するを得べし。

又天保十二年須坂藩の御觸書を見るに

天保十二丑年六月六日須坂藩御觸書

「爲登絲商賣渡世之儀仲間有之須坂町ニ而年行司相定置候由之處新規に右渡世始候者之內仲間へ加入も不致一己の勝手儘に相初候向も有之由如何之事に候以先右渡世相始候者は勿論是迄仲間へ加入不致ものは古來仲間之者に及示談其旨町村役人並年行司之者奥判之書面を以申出候樣可致依而右商賣之者に追而運上銀可申付間其旨可致候、且又當時商賣致居候者之名前人數取調書上可申事

但仲買之者にも追而取調運上銀是又申付候間其旨可相心得候」

（浦野茂八氏藏）

とありて當時猶未だ營業者の氏名人員の調査も出來居らず、從而運上等をも課したる事なき事明らかなれば上田、松代地方の製絲業が漸く盛大に赴きて其利益の不尠ことを見聞せる同地方の商人が天保の初期に於て副業的に創始せる者ならん。

今井誠太郎氏の「須坂の製絲業に就て」と題する論文によれば須坂町東行社所藏嘉永七年絲屋仲間連名覺に記名せられたる製絲家三十七名にして、此三十七名につき同地の神尾甚七、北村茂三郎、小田切清之丞、小田切小三郎、牧常作、土屋榮七、牧茂助等の協力により其時代の職業調査を行へる結果を見るに、

穀商九名　綿商七名　締油商五名　農業二名　醸造業二名　古着、藥種、瀬戸物、建具、士族、仕立屋、古道具商

各一名　不明六名

又其後座繰時代の連名百四十八名の職業別は

穀商十九名　綿商十二名　締油商十一名　煙草商六名　建具商六名　農業十名　仲買商四名　菓子商四名　醸造業三名　蠶種業三名　古着商三名　紺屋三名　雜貨商三名　呉服商三名　藥種商二名　薪炭商二名　宿屋二名　仕立屋二名　材木商二名　士族二名　豆腐屋一名　織物業一名　不明一名（合計數多きは兼業者ある爲也）

なりといふ。以て當時の製絲業は副業として本業の片手間に妻女等が家内工業として營みたる程度に過ぎざるものたるを知るべし。

明治六年六月長野縣下に生絲改會社の創立せられし際六月二日迄に報告せられたる須坂生絲改會社同盟人員八三八名（勿論是は町内のみに非ず）に達するにも拘はらず明治十一年本縣に提出せる須坂町誌に記載されたる同町の生絲産額一千六百六十八貫に過ぎず、此間少くとも四五ケ年を經過し然も其間に明治九年の絲價好況時代ありて、縣下一齊に製絲額の增加せる時代なるに鑑み昔時の産額實に微々たるものなりしこと想像に難からず。

安政萬延の交に於て須坂の絲商より京濱地方に移出せる絲の比較的多きは同地産のみならず、各地より買集めたる物をも含むによるならん。

絲師と繭仲買人との閙着

如斯須坂製絲業の始は副業としての過小經營なるを以て工場主は原料の仕入より燃料の心配迄悉く一手に營みことに同地は附近に繭の生産地を控ふるを以て後年製絲業の盛大に赴ける後も猶工場主自ら坪買と稱して直接生産者より繭を買入れたる位なれば此時代に於ては盛に此坪買を行へるが如く爲に繭仲買人との間に利害の衝突より紛爭を來し

嘉永元年五月御鑑札取扱掛り武右衛門瀧右衛門兩人の扱によりて漸く落着せること次の證文に見るが如し。

尙此證文中注意すべきは弘化三年繭仲買人に鑑札を與へて取締をなせること及び今度の和解によりて絲師には絲幷繭賣買の鑑札を下附され冥加永年々三百文宛を課せられたる事なり。

絲師商人惣代須坂中町半藏外商人より爲登絲追年諸國に引合候樣致度由を以去る天保度御取締之儀奉願是迄渡世致し來り候處一昨弘化三年年中繭之儀も追々品澤山に相成自他入込賣買仕候儀ニ付右商人共に是亦爲御取締御鑑札被成下候處仲間商人共絲師ニ而も繭賣買之儀ハ仲買同樣之儀ニ付仲買仲間に取結度旨申ニ付絲商人之儀者諸國に引合之値段承合仕入致候儀ニ而仲買共は絲師に値段問合ニ而及相談候儀有之候得共絲師共より仲買に相談および候儀無之迷惑之段申斷候所右御鑑札掛瀧右衛門武右衛門より仲買共申談之節絲師ゟ惣代差出絲師相讀之節も同樣可致旨和融之儀申諭候間其段承伏仕候得共仲買之者共一切不承知之趣ニ付絲師之義ゟ別御鑑札被成下度段奉願仲買惣代須坂町佐七外兩人申立ニゟ前書繭賣買之儀町方ゟ勿論自他申談不正之義無之樣商賣仕來候處絲屋共之儀も繭商人同樣之儀ニ付一同申談不取締之儀無之樣申談度御鑑札掛り瀧右衛門武右衛門に和融之儀賴入候得共絲屋共不承知申シ右兩人よゟ仲買共願之趣差控候ハヽ兩人心得を以和融爲致候樣可取計精々申諭候得共絲商人之內ニ而も在方に罷出不正之買請方等致候者も有之ニ付其砌證書取置儀抔有之右体之始末旁々ニ付一同和融之上渡世致度奉願候所双方共不和合ニ而者往々相互渡世向も差支可有之ニ付格別之以　御勘察左之通ニ被仰渡候

一向後絲師商人ゟ絲師切之仲ヶ間相結ひ可申尤仲買之者共ゟ隔意有之候而ゟ不可然候間仲間之者取締方申談之節者惣代兩人幷行司共都合三人罷出取締方及相談行違之儀無之樣正路ニ渡世可相勤旨被　仰渡候

但絲師商人之儀絲幷繭賣買之御鑑札一同ニ被成下候間御冥加永之儀年々三百文宛上納可仕旨被　仰渡候

右之通被　仰渡一同承知難有奉畏候爲後鑑連印御請證文差上申處如件

嘉永元申年五月廿三日

繭商人惣代須坂新町　佐七

同斷下町　與七

同斷行司中町　新兵衛

絲商人惣人惣代同所　半藏

同斷新町　市右衛門

同斷行司下町　喜右衛門

四郎右衛門組與頭　忠右衛門

新町上組同斷

新左衛門
下町同断　與兵衛
御鑑取扱掛リ　武右衛門
同断　瀧右衛門
名主　都合五人
町年寄

御奉行所

（浦野茂八氏藏）

横濱開港により生絲の海外輸出可能となるや須坂製絲家も自家製造の生絲は勿論善光寺平一帶に亘りて生絲を買出し之を横濱に搬出して輸出せることは牧茂助（現牧和夫氏）所藏の次の仕切及同氏所藏萬延元年「大寶惠」等によりて證するを得べし。此仕切に記されたる横濱アセン様とはいかなる人なるか不明なれども萬延元年の大寶惠に記されしロレル様は佛國二十番館ロレルにして開港の初より中井重兵衛等と取引せる人なり。

一、生絲拾參籠　壹千拾四斤

代千貳百貳拾貳兩貳朱

未八月三十日（安政六巳未）

横濱アセン様　　（牧和夫氏藏）

萬延元年大寶恵

横濱ニ而賣捌　ロレル様

一、メ　參拾五俵也　　貳千九百七拾四斤也

代　參千七百五拾七兩貳分と四百四拾八文

（牧和夫氏藏）

此他牧和夫氏所藏の横濱及江戸への賣揚控、田中橋藏氏所藏の生絲賣上仕切等によりて開港以後生絲の賣買が頗る活況を呈せるを知ると共に、之に刺激せられたる須坂製絲家は勿論製絲家以外の人々も製絲企業熱旺盛となり、加ふるに萬延元年より座繰製絲始まりて其生産の增加と絲質の向上とを來せり。同地に座繰製絲の行はるゝに至りしは、萬延元年頃同地の原田屋新兵衛なる者上州前橋より器械を購入し來り之によりて繰絲せるを始めとなし、其後明治四年富岡製絲場設立せられて佛國式器械製絲行はるゝに及び明治六年同所に入所して佛國式器械製絲を傳習し來れる松代の人海沼房太郎氏の來りて器械製絲を傳ふる迄は專ら此座繰製絲行はれ從來の手挽に比し絲質の向上能率の增進を來し此に座繰時代を現出せり。

當時製絲家增加の狀況は東行社の絲屋仲間連名覺によるに萬延元年の新加入者須坂町二十五名小河原村三名綿內村一名計二十九名に及び明に其急激なる發展の迹を物語れり。

如斯輸出の好況と絲價の昂騰とに伴ひ其製法の粗濫に赴けるは各地と殆んど其規を一にし、之に對する取締方法の

講ぜられたる事も亦同様なれども、須坂に於ては開港以來製絲を營める人々が明治八年に及びて東行社を組織し今日迄繼續し來れるを以て、是等に關する文獻の遺れるもの多く、之によりて當時の狀況を察知する事を得るは他に見る能はざる所ならん。卽「東行社絲仲間規定」文久元年には「素人より乘合商を禁じ」當國上州以外へ自分持にて差出す場合の御冥加銀を規定し、出荷は年行司に屆くべきを規定し、文久二年の規定には「近年絲出來方猥に相成」と其粗製に赴けるを指摘し「所產物の名目に拘り往々渡世に不相成哉と」懸念せる事情をのべ、稍詳細に製絲の方法、絲繰賃工女爭奪」等の場合に關する規定を作り最後に規定違犯者は五日間の休業をなさしむる罰則迄も定め記名調印せり。

（東行社絲仲間規定書）

規　定

一、素人より乘合商ひ決而致間敷事

一、絲荷物之儀當國上州兩國之外に自分持にて差出候節ハ爲御冥加金百兩ニ付銀六十匁づゝ御上納可仕事

一、何方に成とも出荷仕節ハ荷物並屆場所年行司に相屆け年番にて賄濟の上出立可致事

右は文久元酉三月御掛より嚴敷御達有之ニ付相定申候

（東行社絲仲間規定書）

文久二戌五月規定

今般御冥加御免ニ相成、處當仲間におゐて若夫々の心得方有之候而は如何敷別而近年絲出來方猥に相成是迄の成行ニ而ハ諸方に之捌方不便利、所產物の名目に拘り且往々渡世ニ不相成と一同見込懸念仕候ニ付衆評熟讀の上取究規定

左之通

一、御上様御法度の趣堅相守正路渡世可致事

一、古來取究之規定聊カ無異失相守可申事

一、絲繰賃之儀まゆ八升渡し正五ツ附壹揚に付銀六匁宛ニ相定　但太絲目方落等は賃錢の內減し勘定致し定之外仮令內々たりとも增賃又は祝儀など決而差出間敷事

一、當仲間に於て頼おき候繰人へ萬一仲間外のもの勝手のまゝに頼みつき候はゞ篤と承届年行司へ相談之上幾重にも手強く掛合差止可申(カサネテ?)不行届之儀有之、事立候共仲間一同執計可致事

一、萬一心得違ニ而規定背き候もの有之者その當人五日の內商賣相休可申事

右之通表書連印名前のもの一同承知の上堅取究候上ゝ聊無相違執計可申候以上

（東行社藏）

生絲課稅問題

生絲課稅は何時頃より始まれるかは判明せざれども前記嘉永元年繭仲買人との爭の際の文面より見て天保年中より行はれたるが如く、嘉永元年繭仲買人との均衡上絲師は繭壹買をも行ふを以て、嘉永元年より年々冥加永三百文上納の事と定まりたるは是又疑ふ可らざる事實なり。然るに其後何時の頃よりか御鑑札一枚に付御冥加銀十八匁となりたる事これ又次に揭ぐる慶應元年の嘆願書に見れたるが如し、然るに文久三年攘夷鎖港の論喧しく三月將軍入京以來攘夷論益々熾烈となり五月十日を以て攘夷實行の日と定め同日長州藩は遂に外國船を砲撃するに至り八月に入りては攘夷親征の議行はるゝに至りし程なれば須坂藩に於ても次の如き觸を出せり。

從てかゝる危險なる商買ことに「取引を見合すべし」と令するに至れる生絲賣買に課稅するは不合理なれば文久元年末絲師冥加免除、無鑑札商賣を許せるが如し。（乍恐以書付奉願上候參照）

不遠鎖港之應接被爲在候自然外夷ゟ扱爭端候ゝ一同皇國之ゝゑ盡力可相働之分被　仰出候依而ゝ兼々申達置候通萬一之儀有之候共猥ニ動搖不致あふれもの等徘徊可致も難計銘々申含致用心相互ニ火之元心付大切ニ可致候

但横濱表ニ絲荷等差出候儀見合可申事

右之趣御領內村々小前末々まで不洩樣可被相觸候

亥　九　月　（文久三年）　㊞

（日瀧村井澤儀一氏藏）

文久三年朝議一變してより後形勢好轉し海外貿易の如き益々有望となり生絲の輸出も順調に行はるゝに至りしかば無鑑札無課稅時代に却而不取締の爲粗製に陷るの弊を釀しゝに鑑み文久三年冬中從前通銀十八匁宛の御冥加を徵收する事となれり。

然るに慶應元年須坂藩は稅制を改めて絲賣上金高百兩ニ付銀三拾匁同買方世話人相立買金高百兩ニ付銀拾五匁ツゝ上納すべき事となせり。

於此絲師仲間一同より此稅金の過大なるに堪え難しとて靑木甚九郎、山田屋重右衞門（丈右衞門）を惣代として「先前通御鑑札頂戴仕り銀拾八匁ツゝ上納仕度」且「當年は格別利益有之を以て御領內絲師一同にて御冥加金四拾兩獻上仕度」歎願に及びたる所幸にして聞届けられたり。其歎願書及之を聞届けられたる當時の東行社の記錄次の如し。

乍恐以書付奉願上候

須坂絲師仲間行司源之亟組条松同勘右衛門組忠兵衛並惣代一同奉申上候私共年來
御鑑札頂戴仕　御冥加銀拾八匁宛毎年御上納仕仲間取締行届彌增國産名目宜相成一同難有仕合ニ存商賣出精仕來候
處去ル文久元年酉年暮御冥加御免被成下置　御鑑無御座商賣仕候處兎角商買向不取締之儀御座候而一同心痛仕居り候
折柄昨冬中先前之通　御冥加御上納可仕旨御觸示御座候ニ付當春中銘々名前取調書奉差上一同難有仕合ニ存罷在候處
今般絲賣金高百兩ニ付銀三拾匁內買方世話人相立買金高百兩ニ付銀拾五匁ツヽ御冥加御上納可仕旨被　仰付奉畏候得
共當地絲商賣之儀は殊ニ寄他國迄茂まゆ仕入ニ罷出（燒失）他處之商人ト相場を張合絲相場ニも引合兼候程之直段迄買取
仕入致候義ニ御座候商內金高ニ而御冥加御上納仕候而ハ御當地商人共他處商人ゟ自然氣おくれいたし仕入手薄ニ相成
其上金高百兩ニ付御冥加銀三拾匁上納仕候義ハ銘々內外奉申上兼候儀も御座候而深く心痛仕候廉も出來致且買方世話
人相立御冥加上納爲仕候而ハ他處ゟ入込商人稀ニ相成市場衰微之基ニも可相成哉與歎敷存候可相成御義ニ御座候ハヽ
右賣買共乍恐　御冥加御免被成下置先前之通御鑑札頂戴仕御冥加銀拾八匁ツヽ御上納仕度此段偏奉願上候且當年之儀
ハ銘々利潤ニも相成候間　御領內絲師一同ニ而別爲御冥加金四拾匁獻上仕度奉願上候何卒格別之以　御憐愍右願之通
御聞濟被成下置候ハヽ御仁惠之程一同難有仕合ニ存候以上

慶應元丑年九月

須坂絲師仲間惣代
横町上組願人　丈　右　衛　門
同處差添人　清　水　伊　作

同處源之丞組

願人　青木甚九郎

同處差添人　五右衛門

須坂絲師行司

源之丞組　粂松

同斷　勘右衛門組

忠兵衛

横町上組

與頭　青木與三郎

源之丞組

與頭　山岸與曾七

勘右衛門組

與頭　小田切嘉兵衛

御役場

前書之通須坂町絲師惣代之者奉願上候ニ付私共奥印仕奉差上候以上

町年寄

小田切藤兵衛

名主蠶御運上掛兼　土屋榮七

蠶御運上掛　牧九郎右衛門

同斷　浦野堅助

（小田切藻兵衛文書　中澤吉四郎藏）

（東交社文書）

慶應元年七月御運上被仰出

一、手絲金百兩ニ付銀三拾匁

一、買絲金百兩ニ付銀十五匁

右之通被仰付仲間一統難澁ニ付御免願致候得ども御聞濟無之惣代青木屋甚九郎、山田屋重右衛門相願押而以願書歎願仕御領内一同ニ而金四拾兩獻上申立御聞濟相成然ル所綿内村絲師ゟ金貳兩貳分爲差出メテ四拾兩相納申候藻後念印置候如件

（東交社藏）

（小田切藻兵衛文書）

生絲之儀近來賣捌方猥ニ相成諸民難澁之趣相聞候ニ付今般御取締之ゑめ諸國生産元方支配御代官ニおゐて御領ゐ勿

論最寄小給處寺社領之分共相改御預り處之分ハ銘々役場ニ而取扱爲登絲又ハ織元遣用其外外國行之分共夫々改印いたし候筈ニ付都而改を受實意ニ取引可致候右改方手數料として絲荷貫數ニ應し夫々口絲取立小給處寺社領之分ハ諸入費引去其餘地頭に被下萬石以上領分之儀ハ改印御貸渡ゟ相成間都而御料之振合を以領主ニ而相改手數料も所務致し右取立高之內相當之冥加相添改相濟候口々仕譯書一同年々六月十二月兩度最寄御料役所ニ可被差出候然ル上ハ是迄横濱行之分江戸問屋共方ニ而相改候仕來ル以來御廢止之儀與相心得委細之儀ハ最寄御代官處に可被承候蠶種紙之儀も近來不馴之者共猥製作賣買いたし養蠶之者共難儀ニおよひ候趣相聞候ニ付是又生産元方御取締之ため國々支配御代官ニおひて御料私領之無差別共筋取扱候者之內肝煎申付元帋漉立候場所ゟ買集改印之上蠶種製作人共に相渡候筈ニ付何まも右改印有之元紙に種仕付銘々國處名前相記し正路取引可致候尤外國行之分ハ製作出來之品最寄御代官江差出改印を受相當之冥加相納候義與相心得以來生絲並蠶種紙共改印無之品一切賣買致間敷候若心得違之者於有之ハ其品取上ケ急度可申付者也

右之趣御料私領寺社領共不洩樣可被相觸候

正　月　（慶應二年正月ナラン）

別紙從

公儀御書付寫壹通相達申候御領內村々小前迄不洩樣可被相觸候以上

正月廿三日

御郡代御判

御領内村名主
與頭
百姓代

（中澤吉四郎氏藏）

開港以後勃興之機運に向へる製絲業ハ其後の好況と萬延以後座繰器械の使用とによりて生産彌が上にも增加し加ふるに須坂絲師連中の活躍によりて東は中野方面より西は稻荷山地方に至る善光寺平一圓に亘りて生絲の仕入を行ひ須坂絲師の手によりて江戸、横濱等に搬出せらるゝ生絲の數量夥しき高に上りしかば粗製麥除と課稅との目的の爲に慶應二年五月より、須坂濱は同町勘定藏に於て改印を行ふ事となり、共細則等五月九日を以て發布せられたり則生絲賣買を免許制度とし改印なきものは一切賣買を禁じ、御冥加銀は絲壹貫目に付內國用は十五匁外國輸出は三十匁とし自家用絲も內國賣買同樣の課稅をなす事、冥加銀は須坂町日々の相場を以て定むる事を規定せること左の如し。

次で左の如き御觸書出づ

水野和泉守樣御渡候御書付寫壹通

生絲之儀御取締之趣此程相觸候趣も有之候所、新絲古絲不拘當五月ゟ改印相始候筈ニ付同四月中迄之分ゟ是迄通取扱五月以後之分ゟ改印無之品一切賣買難相成候條其旨可心得者也

慶應二年正月廿四日

（浦野茂八氏藏）

生絲御取締之儀ニ付當春中從
公邊被仰出候通銘々可相心得候且改處之儀ゟ須坂町於勘定藏改印いたし候間是又相心得製作之生絲差出改印を受賣買

渡世を實意ニ可致候依而取極振
御冥加上納等左之通

一、生絲之儀ハ壹括りツヽ口帋巻改印致候事

一、御國遣生絲之儀者
公邊ニ御冥加絲目壹貫目ニ付十五匁ツヽ御極被仰出候

一、外國行生絲之儀ハ
公邊ニ御冥加絲目壹貫目ニ付三拾匁ツヽ御極被仰出也

一、在町ニおゐて自分製之絲を以絎紬其外相仕立候分是亦生絲ニ而前同様改印御國遣之通御冥加可相納事

一、御冥加銀之儀ハ須坂町日々之相場を以御極被仰出候間實意取調書上可致事

一、御冥加銀之儀ハ改印相濟次第早々相納可申事

右之趣被　仰出候間生絲渡世之者共ニ不洩様可被相觸候

五　月　九　日（慶應二年）　　御郡代御判

尚々改印之儀ハ係り之者ゟ委細可申聞候改日限之儀近日取極可及沙汰候以上

（小田切藻兵衛文書　中澤吉四郎氏藏）

生絲之儀追々製作出來之者も有之哉ニ相聞候處改印を不受候而江戸表に持出し最寄辨利之方ニ而改印を請候者も有之哉又ハ於當地改印無之品賣買渡世致候者も有之哉ニ且又相聞以之外不埒之事ニ候若心得違を以改印無之品賣買致すにおゐてハ調之上其品取上ゲ急度咎可申付候且品ニ寄不時見廻り之者差出銘々宅製作出來之分爲取調候間其旨可相心

得候

右之趣生絲渡世之者共之不洩様可被相觸候

七　月　（慶應二年）　御郡代御判

尚々心得違無之様生絲行司之者萬端世話可致候以上

（小田切藻兵衛文書）
（中澤吉四郎氏藏）

須坂製絲取扱の問屋を指定す

幕末に於て各地より横濱表に出荷する生絲の輻輳するに連れて自然混雜を來せしかば須坂藩に於ては横濱絲問屋中小松屋平兵衛、絲屋萬吉の兩商店と交渉し、口錢等は他の問屋と同様仲間取究の通りにて特に須坂藩製出の絲荷を取扱ふの特約を結び其旨領分絲師に觸示し絲仲間行司牧藻助等より御請書を提出せること次の如し。

奉差上御請書之事

近年横濱表江生絲向追々出荷仕同慶絲問屋之儀は銘々向々の問屋へ荷物差入商賣仕候處右絲荷物之儀は御改印も有之殊ニ代高金之品ニ付自然混雜間違等差起奉蒙　御苦惱候義且は荷主共及難澁之儀も難計厚以　思召横濱絲問屋小松屋平兵衛、絲屋萬吉兩問屋へ荷主共爲筋に相成候段御掛合被成下置右兩問屋限ニ荷物差入商賣可致口錢向之儀同處取究振合之外別段相增之儀無之問屋共不取計之儀候はゞ孰れの問屋へ引越荷物差入商賣仕候而も不苦趣被仰渡御座候ニ付仲間一同請判仕り候處右御趣意一同奉畏難有仕合奉存候依後鑑御請證文奉差上候處仍如件

慶應二寅年十一月

横町下組

絲仲間行司　牧　藻　助

四郎右衞門組　持田藤治郎

同組々頭　栗田清之助

横町下組々頭　忠之助

御役場

前書之通絲師年行司ゟ御請證文奉差上候ニ付私共奥印仕奉差上候以上

町年寄　小田切藻兵衞

名主　土屋榮七

絲師御運上掛り　牧九郎右衞門

（小田切藻兵衞文書）
（中澤吉四郎氏藏）

當時町內に於ける製絲は主として小田切辰之助、牧新七等の所に集め年番之を持參せりといふ。（小田切清之丞談）

又、輸出絲は善光寺平一帶より買ひ集めて横濱に送れるものゝ如く、萬延元年牧茂輔（助とも書く）生絲仕入覺によれば其生絲仕入地は領内の外保科、井上、森、矢代、塩崎、松代、稻荷山、川中島等の各村に亘れり。

第六節　其　他

一　木曾地方の製絲業

木曾地方の蠶絲業は古老の口碑によれば寶永年中五木伐採禁止令出しより、從來檜物細工を以て副業とせる農家は新なる副業として蠶絲業に轉ずるに至れりといふ。ついで享保年中福島町伊東淳氏の祖先が飛彈より工女を聘して製絲を始めたりとの説あれども記錄の徵すべきものなし。

寶曆の「吉蘇志」に「郡の南部蠶を養ひ絹絲を産す」といひ就中須原村の條に「此邊養蠶稍多し」と記せり。之を記錄に徵するに奈川村庄屋組頭より奉行所に差出せる乍恐口上覺の㈢に曰く

一、蠶飼之義出精飼立申候繭之儘ニ而賣拂候而ゝ格別之助成ニも不相成候ニ付絲ニ引結縮緬ニ織出候ハヽ、夫丈之潤ニも可相成儀付承知仕候絲ニ引候儀も少々ハ引申候追々引習ハせ可申候織屋之義當時望之者も無之候蠶飼之義出精飼增之樣ニ可仕候

と、卽繭の儘にて販賣する而已にては利益少きを以て製絲を爲さしめ更に機業に迄進展せんとせしも、機業の方は時期尙至らざりしが、製絲の方は少々づゝ引創め追々盛大に赴かしめんとするの意圖を有することを認むるを得べし。

卽木曾の製絲が同地方の養蠶業と共に寶曆の頃より始まり文化時代に入りて相當盛となりし事は馬籠村大脇氏雜錄㈢

乍恐奉願上候御事中

木曾谷中三十三ヶ村一統右の風俗相移り二十年來此方凡一ヶ年に金高七八千兩宛も絲代谷中に相納り右之潤にて宿々村々迄も露命を繋ぎ居候得共木曾谷中と申候ては余程大造成義に付七八千兩位取上候而茂下地困窮之宿村故諸事跡引に相成候間、山村様へ御願(預?)申上度々御拜借仕荒地三分切起桑苗植付候得共谷中之事故中々行届不申候。御時節柄と申誠ニ恐多御願ニ奉存候得共此上御拜借金等仕夫々世話仕候得ゝ年々壹貳万兩宛茂絲代金相納候茂眼前ニ相見ニ申候左候得ハ莫大之御益と奉存候。絲之義初メゝ京都西陣へ相送候得ゝ何程ニ而も捌候得共岐阜之義ハ御領分之事々付重ニ岐阜ニ差送申候。左候得ゝ双方之益々相成申候年々岐阜絲問屋ニゝ七八千兩宛絲差送り來候義ニ付右絲問屋共之内ニハ大家夫々御座候ニ付問屋共ニ岐阜御役所ゟ調達金乍恐被仰付右金子を何ゟ之御役所様ニ成共御廻し被下置御拜借仕年々差送申候絲拂代を以元壹割御利足迄も諸勘定引落御返納相立候而も尤も貫無御座候間可相成ゝ纔之御利足ニ而此節御金三千兩御拜借仕夫々ニ少々宛成共貸附追々絲過分に出來仕候様仕度乍恐奉存候。御憐愍之御勘考被爲遊候上何分右願之趣御聞濟被下置候ハヽ生々世々難有仕合ニ可奉存候宜敷様被仰達被下置候様御願奉申上候以上

文政十二年丑三月

木曾拾壹宿並貳拾貳ヶ村惣代

上松宿年寄　兵　左　衛　門

須原宿庄屋問屋　西　尾　治　郎　左　衛　門

同所問屋　木村平左衛門
野尻宿問屋　喜左衛門
三留野宿年寄　藤左衛門
馬籠宿年寄　兵右衛門
荻原村庄屋　清兵衛

本文、文政十二年より二十年前は文化七年にして其頃より谷中に入る絲代七、八千兩あり、尚絲代一二萬兩宛入るも眼前に見ゆといひて、其發展の速なるべきを示せり。

而して木曾絲の販賣先は岐阜なりし事も此文によりて明瞭に知らる。

尚木曾の製絲が飛驒の絲引女によりて始められし事の記錄は著者の寡聞なる未だ見たる事なしと雖も、南安曇郡、東筑摩郡等に於て飛驒より工女を聘せる記錄あり、現に飛驒より工女に來りて安曇に土着せる入等もある點より考へ又、交通不便なりし當時に於ける飛驒桑の分布が南安より木曾にかけて多き點より見更に木曾のつぼ絲商として有名なる下條祐助氏（徳川林政史研究室の所氏談によれば同家は名古屋藩士にて二千五百石の家なりきといふ）の店にて製造するつぼ絲の原料は飛驒にて製造せる生絲を

用ひしといふ事等彼此綜合して考ふるに木曾の製絲が飛驒より傳はりしものたるは疑なきが如し。

二、松本地方の製絲



東筑摩郡波多村中島象之助藏

松本地方の養蠶業が氣候の關係より其發達極めて遲く明治維新前に於ては八ツ切十六切等極少量の蠶種を掃立之を飼養するに過ぎず從つて製絲業の如きも天保の頃に至りて漸く手挽の製絲行はれたるが如く、東筑摩郡波田村中村膀次郎翁（文久二年生）の談によれば其祖父菊彌時代に松本侯より桑苗を下附せられて養蠶をなしついで飛驒より工女を雇ひて絲挽を始めたりといふ、今同家所藏の天保九年四月の絲仲間「定」を見るにその第一に「從御上樣桑苗數年之間御領分に被下置」とありて前記勝次郎翁の談と符合し、又、絲の挽方、工女の問題、生絲改、御免札（鑑札）等の事迄記しありて天保の初年より養蠶行はれ同九年頃には製絲業も相當盛になれるが如く見ゆ。同家に於ても菊彌の子民藏時代には工女も十人位に增し炭取にて製絲し動力としては水車を用ひ、揚返は裏二階にてなせりといふ。當時の製絲は全く家庭工業として發達せるものにして工女の如きも同

家の二階に宿泊せしめ揚枠は勝次郎翁の母が之をなせしといふ。

此頃島内村下平瀬（當時は安曇郡）の人望月瀬左衞も製絲業を初めしが最初は自家生産の繭にて僅の手挽絲を製するに過ぎざりしが追々事業を擴張して飛驒より工女を傭ひ（當時の工女たりし中野はな女今尚生存して木曾に居るといふ。）自宅に宿泊せしめて製絲せしめ更に此絲を植物性染料にて染め上げ五色絲と稱して販賣し頗る利益を得しかば自家の製絲のみならず附近の製絲をも買ひ集め妻女は染工を傭ひ入れて之を染め瀬左衞は農閑を利用して遠く駿、遠參各地に販賣せりといふ。



今尚同家には弘化五年正月の「彩絲註文控」存し、又、當時盛に製絲を營みたる名殘として天保十三壬寅年大工□□作之と書せる座繰器械（齒車を使用す）及び細工所上篠野井川島作治と記せる製絲器械（齒車の代りに螺旋を使用す）を存し、明治初年の「絲師」鑑札等を所特せり。（寫眞參照）

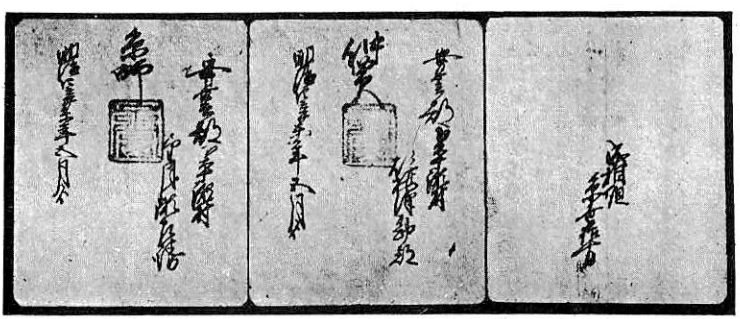

又、慶應元乙丑年閏五月吉日長壽屋持用と書せる二つ取器械貳個あり然も此器には上に「五」「參」等の番號と「長

壽瀬」の家號とを記しありて同一の器械數台ありし事を示し揚返用大枠も二個殘存せり。同家は明治三十四年二月廿八日火災に罹りたる由にて罹災前には絲引屋と稱する長屋、より屋と稱する長屋等存せしといふ。又此彩絲は藩侯へも獻上せる如く

安政二年極月廿三日御冥加町在致献上候人別之寫に

一、眞　綿　貳百把　町在絲師中
一、眞　綿　五　把　町在絲師中
　毛せん三枚　行司中
一、五色絲　五拾把　平瀬村　瀬左衞

の如く見えたり。尙此帳に松本領内の絲師並に絲師行司中より眞綿並に舶來品たる毛氈を獻上せる所に安政頃松本領内に相當絲師のありし事及彼等が舶來品を得たる經路等も想像せられて興味津々たるものあり。

尙昭和九年八月十四日の南信日々新聞に「座繰は外人が發明せるものを東筑摩郡島立村松尾晴見氏の祖父が始めて手に入れ初代兼太郎氏はる〴〵諏訪から習ひに來てひろめたもので片倉氏は此禮に歸村してから諏訪名產の蜆を送つた」との記事ありしにより從來上州に於て發明せられたる事が一般に認められ居たりし座繰器が果して外國より輸入せられたりとせば製絲業史上に大異狀を來すべき事項なるを以て松尾晴見氏に照會せるも何等の回答に接せざりしを以て更に島内村（南信日々に島立とあるは島内村の誤）に行き同村の役場につきて調査せしに松尾家にて養蠶製絲等を始めたるは德瓢（名本は德兵衞なれども衞門兵衞等の名を禁ぜられたる爲改めし由）にして次は重義信重德の順序にて晴見氏は戸籍によれば豊科町丸山七郎二男にて大正六年七月十四日松尾こはる養子となり同九年一月廿三日こはる死亡によりて相續せる人にて明治九年七月廿五日當時の

安曇郡高家村及島内村生絲營業人二十五人より筑摩縣參事高木惟矩へ差出せる公文書にも松尾ふみ名義にて届出松尾徳瓢は代印をなしあり前記望月瀬左衛は生絲營業人惣代として届出あり、且、記錄の存する點より見ても望月瀬左衛が最も古く松尾徳瓢は庄屋にして資産も裕なりし關係上瀬左衛より大仕掛に行ひたる迄の事にて外國より輸入せりといふが如きは恐らく誤りならん。ことに望月家に現存する天保十三年の坐繰器はたとひ不完全のものたるにもせよペルリ來航より十年も以前に製作せられたるものなる點より見るも外國より輸入せるものとは考ふる事能はず。

尚此望月瀬左衛は明治十一年には美濃國加納より縮緬教婦を連れ來りて縮緬の製造に從事せることは同村胡桃澤勘部（現原胡桃勘内氏の父）日記に「岐阜縣下美濃國加納宿舊清水町赤塚佐七殿内ゟとを縮緬教婦に聘せること其往復の郵便賃貳錢駄ちん四圓十三錢五厘十一年一月十二日着」等の記事によりて知られ同氏が養蠶より製絲へ製絲より染色へ染色より織物へと常に進取的態度を以て活潑に事業を營みたる進歩的事業家たりし事を親ひ得ると共に當時より信州の蠶絲業は養蠶より機業に迄進展すべき何物かを暗示せられ居たるが如き感あり。

第三章　開港以後の製絲業

第一節　過渡時代

座繰製絲全盛時代

開港以後生絲の海外輸出追々盛大に赴くに伴ひ、古來信州地方に行はれ來りたる手挽絲は絲筋太き爲外人、ことに當時第一の顧客たりし佛國の要求に適せず、爲に價格一般に低く從而利益も少かりし。

偶々安政の頃上州に於て座繰器械の發明あり萬延文久の頃我信州の製絲家之を移入して大に能率を增進せしめ（座繰器移入に關する諸說參照）品位を向上する所あり隨而價格も騰貴して利益を回復する事を得しかば、各地靡然として之に趨き忽ち全信州に普及せり。

ことに其二ツ取器械（俗にリヤンドリ器械）は從來の製絲器械に比して製絲能率大にして其製造せる生絲の價格も高價なりしかば、埴科郡屋代町唐木銀三郎の如きは之を得ん爲に百方苦心し文久元年上州群馬郡野良犬村虎屋善治と云ふ者の代理人靑梨村彌兵衞に依賴し、數百個の同器械を製し教師工女を招請せんことを計畫せるに、幸、同郡東船山村櫻堂組山崎源藏の妻茂登なる者は上州金子村の產にして二ツ取製絲熟練の者なりしかば之を招きて教師となし自家の工女に傳習せしめ或は隣村隣郡に奔走して此器械の有利なる事を誘導する等二ツ取器械の普及に盡力せしとい

ふ。（明治十三年申告書）

尙、各地之に類する苦心をなせる者多かりし如く、其爲數年ならずして、此二ツ取器全縣下に普及し產繰製絲全盛時代を現出せり。

然るに人情利にのみ走り安く、追々狡猾に流れ一時の利益に迷ひ粗製濫造者多く、たま〳〵精良品を製する者有りと雖、一度貿易上の信用を失墜したるが爲正路の營業者迄も其疑惑を免かるゝ能はず從而利益も亦得ること能はざるに至れり。

機械製絲の勃興

於茲政府も深く之を憂慮し明治元年四月、大總督府は蠶卵紙生絲改所を江戸呉服橋內牧野駿河守邸內に設け輸出品は檢査をうくべき事を武藏、相模、上野、下野、信濃、尾張、近江、丹波、但馬、越前尾張加賀等の諸藩及代官に令し、同年八月には蠶卵紙及生絲營業者に鑑札を下附して其取締をなし、同二年九月民部省は不正品取締の爲蠶絲改所を各開港場に設けて輸出の蠶絲及蠶卵紙を點檢し（且、蠶卵紙は其紙裏に產出の國郡町村氏名印を押捺すべきを達し）左の稅則を定めたり。

一生　絲	九貫目に付稅金四兩	
一のし絲	同	三分
一屑　絲	同	一朱
一眞　綿	同	一兩
一皮むき生皮苧	同	一分二朱

一出穀兩　同　　二分
一山繭種　同(?)　　三分
一種　紙　本部一枚永百文

同年十月民部省より藩縣(甕史)に會して蠶絲、人參其他貿易品賣買は一初開港場の通商司に申請して其指揮を仰ぎて取引せしめ（甕史）二年十一月收稅局より江川太郎左衞門等へ達して

「今般蠶種紙生絲取締の爲株鑑札を渡すにより其支配所內右渡世の者は東京府海運橋收稅局へ願出る樣達すべし近傍の領主地頭へは夫々達すべし、但本文願出する者村役場へ奧印願書を持來し別に役人は差添には及ばず」

と、要するに明治元年及二年頃政府の斯業に對する態度は收稅と海外濫出防止の二點にありて未だ製絲改良の方法等には及ばざりしが如し。

然るに明治三年に入りては大に本邦製絲改良の必要を感じ來れるが如く同年二月政府は本邦製絲の方法從來其宜しきに適はざるを以て之が革正の議を民部大藏の兩省に下せしに、咸「名師を海外に徵し一大製絲場を興し佳品を製出して市上に好評を博せば農商之を羨望して自ら生絲の改良を得べし」との意見なりしかば政府は此議を可として大藏少輔伊藤博文租稅正澁澤榮一等に命じて、在留佛人「チブスーケ」並に同國商人「カイセモール」を紹介として同國人ブリウナを雇入るゝ事を計畫するに至り、又、同年二月には生絲製不宜西洋より繰絲機械を取寄べき說を配布するに至れり。

かゝる時代の要求によりて明治三年六月二十一日前橋藩は官許を得て本邦在留の瑞西人ミュラーを聘し（四ケ月間限、一ケ月俸給壹枚ツヽ銀三百）前橋市細ケ澤町武藏屋伴七宅を借入れミウラーの指揮を以て木製六人取洋式共撚器械を据付け、九月廿五日

より事業に着手せしも空氣不宜、其他不便多かりしを以て更に適當なる地を撰定の上移轉せんとの議起れり。然るに當時藩中に於て外人の雇入れを非難するもの多く忽ち藩内の評議沸騰し商人は新法の行はれて自己の不利を來さん事を恐れ流言百出往々外人に危害を加えんとする者あるに至り、生絲の製造に困難を與へしも、漸くにして南勢多郡岩神村觀民の明き地を買入れ此處に假工場を新築し九月廿五日開業せり（大日本蠶史　群馬縣蠶絲業調査書）大日本蠶史に明治四年六月小縣郡諏訪方村外五ケ村は製絲機械所建設の爲め同地宮下理兵衛女子七人を率ひ上田藩より前橋製絲所に來り傳習を受けしむ（中略）然れども此業遂に成らず」とありこれ蓋し信州より機械製絲傳習の爲他府縣に工女を送れる始ならん。

又、蠶史其他によれば當時大藏省爲替御用を勤めたりし小野善助は瑞西領事「シーベル」（横濱九十番館主）の勸により洋式製絲所設立を企圖し、前記「ミュラー」の期滿ちて前橋より解雇せらるゝや之を聘し明治三年末（十一月）築地入船町（平野村誌には榮町）に工場を建築し伊太利式六十人繰の設備をなし古河市兵衛を主任とし（平野村誌及本縣公文小野組閉店に關する大藏省指令綴）奥羽信州の繭を購ひ來り、奥州三春の人夷屋阿蘇周平をして之を擔當せしめ製絲をなし、翌四年には九十六人に擴張せしが、後原料繭運搬の便を慮り之を奥州二本松に移して專ら三陸各地の成繭によりて之を製し、次で信州諏訪及び各所にも亦大小の機械を裝置し良好の製絲を得ん事をつとめしに成績大に擧り品質完美し聲價亦内外商人の間に高く當時世間之に傚ふもの頗る多かりしといへり。

小野組築地製絲所の閉鎖は明治六年六月なれども諏訪に器械製絲の起れるは明治五年にして小野器械方記に「明治五年三月小野組は上諏訪町土橋半三郎と談合の上同町より繰絲傳習工女を築地製絲所に送る」とある如く五年三月より傳習をうけしめ別記深山田製絲所の項に記せる如く同年八月より繰業を開始せるものにして築地の影響を受くる事

大なるも築地閉鎖後之を取毀ちて移せるものに非ず。

是より先明治四年六月廿二日中野縣を改めて長野縣とし、同十一月には信飛兩國を長野筑摩の二縣に分管せしめ舊中野縣權知事立木兼善は長野縣權令に舊伊奈縣大參事永山盛輝は筑摩縣參事に任ぜられたり。爾來明治九年八月廿一日兩縣合併に至る迄何れも本邦に於ける主蠶縣として專ら其改良發達に努めたり。惜むらくは當時の書類、兩縣の合併筑摩縣廳の火災等によりて散佚して傳はらざるものあるのみ。

明治五年五月三日大藏省は「蠶種生絲の說」を刊行して蠶種生絲は海外貿易上の名品なれば優等品を製造し聲價を失はざる樣注意すべき事を地方長官に諭しついで富岡製絲場全く竣工し事業其緒に就けるを以て製絲諭告書を各府縣の當事者に頒てり。

かくて同年十月富岡製絲場開業し、民部權大屬尾高惇忠主任となり雇外國人先づ雇工女四名に繰絲法を授け順次他の工場に及ぼせり。雇外國人ブリウナは月給六百弗賄料百五十圓檢查人「ベラン」は同百五十弗賄料六十、六圓等なり。

於是本邦に伊太利式製絲法の外に佛國式繰絲法傳はり之に倣ふもの多く、信州に於ても松代六工社、小諸高橋平四郎等は率先佛國式によりて繰絲せり。

明治五年工部省に於ても製絲試驗所を建設し坐繰器械を以て製絲を試む。（蠶史）

東洋蠶史手記に「工部省勸工寮に於て曩に前橋藩か雇ひ后ち古河市兵衞が聘したる瑞西人ミルランを雇入れ佐々木長淳をして擔當せしめ築地製絲所と同一なる構造を以て九十六人繰製絲所を建設し四年十二月落成五年一月二十五日より製絲せり口出工女は二人に一人の割合を以てす此場工女中五十余人は築地製絲所にありしものを雇用し松谷

德平妻トク娘チョヤス教師たり

明治七年秋八月加賀藩士族上田富藏上州人松谷德平等協同して政府より借受（保證金二千圓家賃六百圓雜具拂下金九百圓を納めたりしが同年十二月上田富藏等は之を横濱辨天通り二丁目橋本屋彌平支配人天田武助（是レハ家號ニシテ小暮彌平ハ假名ナリ實ハ小暮久三郎）に讓れり（貯蓄金額六千圓をも附屬して讓れり是は永久一ケ年ニ付金千三百圓つゝ利益を受くるの約束なりしも僅ニ三千余圓を受取たるに止れり」と）

第二節　信州に於ける器械製絲の二大系統

信州に於ける器械製絲には東京築地製絲所に模せる伊太利式と官設富岡製絲場に範をとれる佛國式との二大系統あり。

伊太利式のものは長野筑摩二縣の爲換方を勤めし小野組の後援によりて設置せるもの大部分を占め更に之を模せる幾多の小工場ありて多く南信地方に行はれ、佛國式のものは松代町大里忠一郎等の經營せる西條製絲場（後の六工社）小諸町高橋平四郎經營の製絲場等にして北信地方之に倣ふもの多し。

然れども當時の製絲家は概ね資力薄しくして築地或は富岡の如く完全なる設備をなす能はず其建物は固より動力、繰絲器械小道具に至る迄便宜工夫して或は六工社式或は中山社式等と稱すべき簡便なる新樣式によれる事は平野村誌同誌下卷一五四頁　富岡後記　同書二頁　及高橋平四郎傳　六年三月工ヲ起シ六月其功ヲ竣ル其機械タルヤ一二官立製絲所ニ模倣スルモ運動ハ水車ヲ用ヒ鐵造ハ木製ヲ以テスルガ故ニ云々　等に見ゆるが如し。以下此二大系統に屬する主なる製絲工場につきて略說せんとす。

一、深山田製絲場

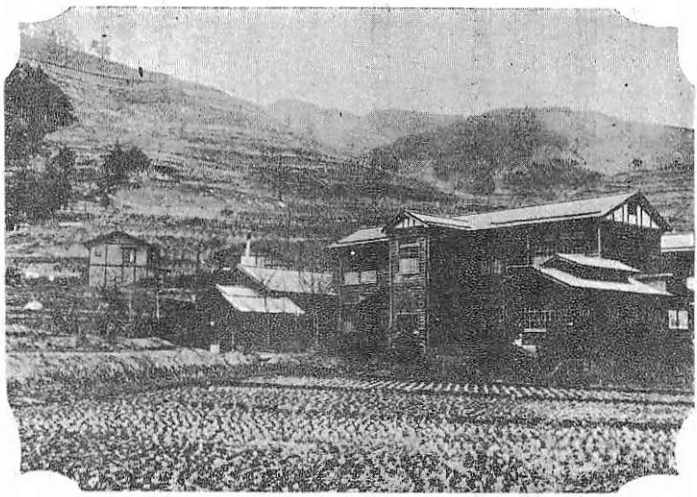

深山田製絲場跡

建物ハ現在諏訪中學校寄宿舍ニシテ其左端ニ圓突ノ見ユ
ル炊事場邊ニ水車ヲ仕掛ケ愛宕樣ノ水ヲ引イテ運轉セシ
メ繰場ハ二階建ノ寄宿舍ノ邊ニアリシトハ當時ヨリ土
橋家ニ出入セル小口銀助翁（八十一才）ノ談ナリ

深山田製絲場之經營者＝に就ては多少の異說あれども當時長野、筑摩兩縣の爲換方を勤めたる小野組の經營たる事は本縣所藏公文編冊（自明治七年至明治八年）小野組閉鎖店ニ關スル大藏省指令中「小野組所有品評價仕譯」中明治八年一月十二日土橋半藏より筑摩縣權令永山盛輝に提出の左の公文書によりて明瞭なり

去ル一月五日小野組生絲製造機械御貸渡相成候ニ付拜借仕度者有之候哉聞含可及義御沙汰候ニ付諸方絲商人ニ聞合候得共今以拜借仕度者無之候猶亦勉勵仕詮索致拜借仕度者有之次第直樣御屆奉申上候以上

諏訪郡上諏訪村之內
下桑原耕地

明治八年一月十二日　土橋半藏㊞

右代印　小松操八

筑摩縣權令永山盛輝殿

而して其直接擔當者は土橋半三郎（龜屋半三郎と稱したるも本名半左衞門後改名して半藏と稱せる人の如し）其後半三郎は財政不如意となり弟善藏及息年太郎等其經營に當りたる事は小野組閉店に關する大藏省指令綴中に左の文書あるによりて察せらる。

書附を以奉申上候

筑摩縣御管下諏訪郡上諏訪村土橋善藏に殘貸金千圓と元同所龜屋半三郎に貸金ニ有之候所右半三郎儀身代向不如意ニ而既ニ先年分散致候節最早可取立見込無之候ニ付損金ニ見做帳消ニも可仕之處弟土橋善藏成者兄半三郎借用金償却致度存意ニハ候得共元ヨリ他性へ入家之身分ニ而其義も不相叶仍而本人より賴談ニハ以來生絲買次口錢百分ノ一之歩合を以年々差金可致樣申出候ニ付其儀ニ任セ約束仕置候處當組破產ニ及候ニ付而ハ自然ト破約之姿ニ立到リ候其餘事を以取立可相成見込更ニ無之候御尋ニ付此段奉申上候以上（但昨年中生絲見込無之候ニ付一切買次爲致不申候）

六月十四日　　小野組絲店
　　古河市兵衞

勘查局
御中



深山田製絲場之建築に就ては土橋年太郎氏所藏の「小器械方記」に「六月八日吉辰製造所取建大橋氏同行見分深山田治定」とありて小野組の手代大橋眞六と同行實地見分の上敷地を決定し翌九日より工場普請器械器具の設備に取かかり六月廿二日棟上をなせり而して其建築諸設備は總て藤森儀右衞門之に當れり。

當管下諏訪郡上諏訪村士橋半藏ヨリ別紙之通同郡下桑原耕地字深山田小野組製絲所建築方ニ付上諏訪村藤森儀右衛門ナル者雇料之儀願出候付相糺候處右建築ニ付而者百般同人ニ相任築造致候處素ヶ雇稼之者ニ無之候故帳簿等ニも記載不致候間先般深山田製絲費用未拂高取調之節不心付調洩相成候段恐入候旨申立不都合之次第ニハ有之候得共事實憫然にも相聞候間小野組上田出店ニ相詰居候中根久助儀も當今出京罷在候趣ニ付猶同人御取糺之上特別之御詮議ヲ以未拂高ヘ御調加ヘ相成間敷哉仍本人願書相添此旨申上候　以上

明治八年二月廿二日　　筑摩縣權令　永山盛輝（盛輝）

大藏卿大隈重信殿

（朱書）

第六千二百五十二號

上申之趣聞届候條未拂之部ヘ組入追テ一般之可處分事

明治八年六月廿二日　　大藏卿　大隈重信（大藏卿印）

かくて銅鍋は松本町銅子屋市右衛門（又やくわんやとも云佐原市右衛と稱し、開港頃より生絲賣買をもなせり）大和村銅子屋藤助に陶器類は伊那郡赤羽ヘ瓦は神宮寺桶笊等は松本其他ヘ註文したる記事あり。

七月五日には水車及枠台一部落成し「ぜん前大わく假に取立心見候處至極廻り方宜敷大慶存候」とあり大仕掛方記によれば七月十六日よりはクド築立に着手十八日より積取掛十九日より伊那松本方面より蒲追々入荷し七月二十日製絲

用水試驗二十二日には春蠶蛹夏蠶蛹につき絲量檢査をも行ひ居れり。而して七月廿六日迄大工三人乃至四人入り來り居たるが如く尙八月十五日より廿日迄釜土直しをなし次に「八月廿二日絲挽初め」とあり次に

一、壹人　通に付文治殿

とあれば八月廿二日開業しこれ以後は總べて通帳にて勘定せるものなるべし。

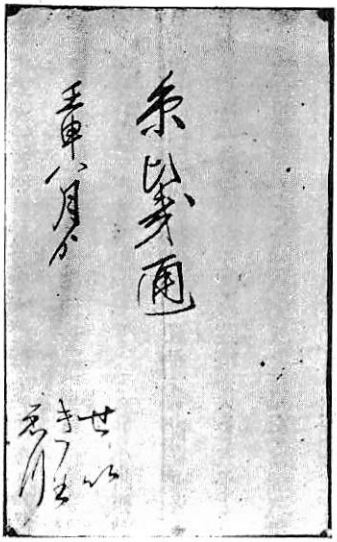

（深山田製絲場　口明蛹手卷請取通擊付　土橋年太郎藏）

（深山田製絲ひき通　土橋年太郎藏）

創業の年月に關し信濃蠶業沿革史料大日本蠶史蠶史等に明治六年八月とあれどもいづれも信濃蠶業沿革史料の誤謬を其儘記せるものゝ如く最近平野村誌に於て訂正せる如く五年八月を正確なりとす。當時深山田製絲場の擔當者たりし土橋善造同彦太郎の文書を所藏せる土橋年太郎氏方につきて著者の調査せる所によれば寫眞の如き數通の絲ひき通及口明蛹手卷擊付請取通ありてこれに壬申八月分又は壬申十月等と明記しありて明治五年八月より絲ひきを開始せるを示し、又前記小野組閉店に關する大藏省指令綴にも見え又明治十三年申告書中千野安太郎は「明治五年東京人小野善助氏以太利器生絲製造場ヲ本村字深山田ニ創ム是ヲ本郡該品改良ノ濫觴トス依テ同六年

之ニ模シテ云々」といひ片倉兼太郎同光治連名の同申告書にも「明治五年小野組ニテ本郡上スワ字ミヤマタニ機械ヲ設立スルニツキ云々とあり。武居代次郎申告書にも「小野組ニテ築造シタル深山田製絲器械ニ模シ明治六年十八人取ノ製絲場ヲ設立シ七月ヨリ着手開業セリ」とあり小野組が六年より開業せるものならば之に倣ひて同時に開業する事は殆んど不可能なり此他深山田製絲場が五年より開業せることを明記せるもの多く、又、深山田開業當時の工女にして今尚存命せる小松かね女藤森けん女等の談によるも五年より創業せる事は明らかなり。たゞ同年は創業の際とて極小人數にて繰絲せる事は事實にして全部の完成を見たるは翌六年なること次に掲ぐる土橋善造及同彦太郎の届出書類に「先般來官許を蒙り」といひ「彌全百人挽成功日々挽立罷在とあるによりて察するを得べし。

（但百人挽は文章のあやにして伊式ハ三人一組なれば九十六人取ならん）

御届之事

一、當郡下桑原村地ニ發行仕候生絲イタリヤ器械製絲場之儀ニ付先般來蒙官許尤成功之上者爲御檢査御出張可被下置御附札ニ御座候處尚又小枠挽繰返シノ器械に改造仕旁以遲延引ニ及候得共彌全百人挽成功仕日々挽立罷在候此段御届奉申上候　以上

明治六年八月

第拾三區六小區

土橋善造㊞

土橋彦太郎㊞

筑摩縣權令　永山盛輝殿

右の通届出候間取次差上申候

右副戸長
松村孫三㊞

雁田村關菊之助製絲所

諏訪郡上諏訪町の深山田製絲所につぎ信州に於ける器械製絲場として最も古き歴史を有するものを上高井郡中條村（雁田）の製絲所となす。同製絲所もみ山田製絲場と等しく東京小野組の資本によりて設立せられたる物なることは同所擔當者にして小野組閉店後其跡を引受け引續き經營の任に當れる關菊之助の資本金拜借願」、「嘆願書」等に「私儀明治六年中小野組ニ據テ製絲器械九十六人取設立仕候處翌七年十一月中同組破産ニ付小兒ノ母ニ離レシ如ク」[註(二)]とあるによりて知るを得べく、其形式は明治十七年同所より縣に提出せる履歴書に「明治六年七月七日開場九十六人立繰方六十六人口出三十人」とあれば深山田と同樣伊太利式なるが如し。

卽信州に於ける最初の器械製絲は、南北共に伊太利式にして何れも小野組の資本によれるは一奇とも稱すべく、又小野組の信州器械製絲業の發達に貢獻せる所も亦大なりといはざるべからず。

而して同製絲所の經營は最初より前記關菊之助之に當り、小野組閉店後同人之を拂下げしも資金欠乏の爲明治八年一ケ年間休業し翌九年より賃挽の方法によりて製絲をなす事二年翌明治十一年政府に請ひて資金五千圓を拜借し始めて獨立して製絲を營むことを得たり。

當時の製絲は相當良質の物を產せしが如く明治十年速水堅曹の巡視せる際の批評にも「九月一日關菊之助の器械を一覽す此器械百人繰と云ふ則ち築地の形なり思の外能く整ふ然れ共人物なく資金なし土地亦便ならず危哉、若し此三件を得ば器械は此近方第一なりと認む」。とあり。

次で翌十二年には前記拜借金を以て獨立營業をなし初めて八百圓の利益を得翌十三年にも好況に乘じて千八百圓の利を得しも、明治十四年より十六年に亘る不況續の爲負債山積し、ことに横濱市戸部町内山芦雪より借用せる金錢の問題の爲關菊之助は拘引せらるゝに至りしかば遂に廢業するに至れり。

關菊之助經營の製絲所は如斯事情にて廢業するに至りし爲其事績の詳細は之を知るに由なきも明治十七年七月前に政府より拜借せる五千圓を請求せられし際、開場以來の沿革を一表に示し、且、菊之助不在に付猶豫せられたき旨を嘆願せる左の書類により略想像するを得べし。

註(一)

歎願書

長野縣信濃國高井郡雁田村

關　菊之助

私儀明治六年中小野組ニ據テ製絲器械九十六人取設立仕候處翌七年十一月中同組破產ニ付小兒ノ母ニ離レシ如ク資金方法相立難ク不得止資金拜借歎願仕候處特別ノ御保護ヲ以テ去々十一年中金五千圓御貸下ゲ被成下豫メ方法相立御仁政奉戴シテ營業罷在候然ル所猶此上進歩仕度候へ共何分數万之資本金無之テハ及シ難クシテ年月ヲ空シク流行セシムルハ實ニ遺憾難退難然他ニ金策之方法無御座乍恐去ル拜借抵當之余ニ豫備抵當トシテ地券證他ヨリ借請相備置候分御解許被成下候ハヾ一層金策法モ相立一際盛興及ス目途相立候間何卒豫備抵當ノ分御解許被成下候樣伏テ奉歎願候以上

明治十三年四月

右願人　關　菊之助

右受人　金井源藏

水内郡金箱村

高井郡雁田村　吳羽平治右衞門

高井郡押羽村　曾我市之丞

長野縣令楫崎寛直殿

註(二)　明治十七年七月　上高井郡雁田村關菊之助製絲所

明治六年七月七日開場九十六人立（繰方六十六人　口出シ三十人）資本金六千圓内五千圓拜借金　一千圓他借金

年次	仕上ゲ高	同元價	純益	損
開年初年	繭百五石 輸出絲八十四貫二百四十八目國用製ハ除ク	金三千圓 製造入費五百十四圓八十錢 當場ニテ賣渡シ 金三千五百十圓		金四圓八十錢
七年	繭二百二十石 輸出絲百八十貫 國用製ハ除ク	元價金七千九十六圓 製造入費千百圓 當場ニテ賣渡シ 金八千二百三圓五十錢	金七圓五十錢	
八年	官物御拂ニ相成十月ヨリ關 菊之助所有物ニ相成休業	休業		該場再興ノ策ヨリシテ舊扶桑商會社長阿部房三郎ノタメニ金壹千圓餘失費ス
九年	繭八十八石 輸出絲七十貫目餘	賃製絲ニシテ代價不知製絲賃九貫目ヲ以七十五圓金五百八十三圓製絲賃宗括	金五十圓	
十年	繭二百二十六石餘 輸出絲百八十貫目餘	賃製絲ニシテ代價不知製絲賃九貫目ヲ以七十五圓金一千五百圓製絲賃宗括	金百五十圓	
十一年	繭三百六十石 輸出絲二百七十五貫目餘	賃製絲ニシテ代價不知製絲賃九貫目ヲ以七十五圓金二千二百九十一圓製絲賃宗括	金二百圓 資本拜借金二萬五千圓願高ノ内金五千圓御貸下相成候	大破修繕費 金一千二百圓

十二年	拝借金ヲ以獨立營業繭四百七十二石輸出絲三百八十七貫目餘國用製ハ除ク	元價金一萬六千三百七十五圓製造入費三千二百二十五圓輸出賣上二萬四百圓	金八百圓	金四百圓舊費ヲ償
十三年	同繭五百三十石餘輸出絲四百四十七貫目餘同	元價金二萬百六十圓製造入費四千二百二十一圓輸出賣上二万六千百八十一圓	金一千八百圓	
十四年	同繭六百四十四石餘輸出絲五百三十九貫目餘同	元價金三萬四千四百十二圓製造入費五千五百八十八圓輸出賣上三萬二千五百圓		
十五年	同繭六百石輸出絲四百八十貫目同	元價金二萬六千圓製造入費五千三百三十圓輸出賣上二萬四千圓		
十六年	同繭六十三石輸出絲五十三貫五百目同	元價金千八百圓製造入費四百二十圓賣上金二千六十圓		
十七年	武州橫濱戸部町内山芳雪ヨリ借用金被告事件ニ付昨明治十六年九月ヨリ關菊之助不在休業			

前橋、築地、富岡桑坂等各所に伊太利式又は佛國式器械製絲場設立せられ、其製品の橫濱市場に於ける聲價は到底從來の座繰製絲の及ぶ所に非ず其利益も亦莫大なりしかば之に倣はんとする者ありと雖、其設立に要する費用莫大にして到底地方少資本家のよく企及すべき所に非ず、然るに前記の如く明治五年八月東京小野組（社長小野善助）は諏訪郡上諏訪町下桑原村深山田に百人取の製絲工場（實は九十人若くは九十六人）を建設し翌六年より更に同組の直接經營、又は、其資本的援

助により當國内に續々器械製絲場の設立を見たり而して其主なるものをあぐれば

釜數	所在地	經營者	擔當者
九十六人取	諏訪郡下桑原深山田製絲場	小野組	土橋善造
九十六人取	高井郡雁田製絲場	小野組	同　半造
十八人取	筑摩郡淺間器械所	小野組	關　菊之助
十八人取	筑摩郡松本器械所	小野組	二木立造
七十人取（五十四人）	伊那郡宮田村器械所	小野組	平澤長造
未詳	小縣郡上田	小野組	岩崎正義
二十人取	伊那郡阿島	小野組	長谷川範七
二十人取	同　郡飯島	小野組	宮下權四郎
同			
二百人取	高井郡中野製絲場	小野組援助	共立
五十人取	埴科郡松代六工社	同	宇敷則秀
			大里忠一郎

等にして同組が當國製絲業の發達に寄附せる功績は沒す可らざるものあるを以て次に同組と當國製絲業との關係に就て述べんとす。

信州製絲業と小野組との關係

明治初年信州各地に勃興せる器械製絲に伊太利式と佛國式の二大系統あり而して伊太利式に屬する東京築地製絲所に模せるものは主として小野組の資力によれる事は前述の如し。而して同系統に屬するものが先づ信州に入れる事に

つきて蠶史に「六年六月頃東京築地古川器械所を崩し小野組に於て信州地方各所に移す、是信州器械所を建設するの濫觴なり然れども本業を知らざるもの〻所爲なれバ決して成功覺束なし」とあり。これは築地製絲所を崩して移したる器械所の創業年代を示すものにして前述雁田村關菊之助（明治六年七月七日開場）宮田村平澤長造（明治七年開業其工女監督木村淺治は小野組の番頭にして器械は元より釜たき工女等を東京より連れ來れる事は長造の嫁嘉永五年生平澤てい女八十四才の談なり）其他の工場之に當るが如く、前記み山〻製絲場の如く築地製絲場廢止以前工場を築地に送りて修業せしめ明治五年既に開業せるものも亦小野組の資力によれる事は既に考證せるが如し。

乃ち信州各地に勃興せる器械製絲は小野組の資力によりて先づ創業せられ其後之に倣ふもの續出し以て他日信州をして製絲王國たらしむるの素因をなせるものにして其功績は沒す可らざるものあり。嘗て諏訪地方製絲業者有志相謀り本縣器械製絲の發詳地たる上諏訪町み山〻に小野善助記念碑建設の企ありしは當然の企といふべし。當時小野組の援助を蒙りたる製絲家の如きは多く失敗して事業を今日に繼續し居る者少かるべしと雖、直接間接に其影響を被りたるもの蓋し尠からざるべし。「蠶史」に「信州各所に移すとある各所とは何處を指すや不明なれども長野縣公文編冊明治七年より八年に至る小野組閉店に關する大藏省指令綴中

「小野組所有品評價仕譯」に

信濃國筑摩郡　松本町支店

一金貳百七拾四圓五拾壹錢五厘　借屋へ建繼分並雜品

金百六拾九圓貳拾參錢九厘　古絲其外

內金三參圓四拾四錢五厘　器械所一式

金七拾四圓八拾參錢壹厘

一金百七拾壹圓五拾壹錢四厘
金七圓拾壹錢三厘
內金百四圓四拾七錢壹厘
金五拾九圓九拾三錢
一金七百拾七圓貳拾九錢九厘
金貳百八拾圓三拾三錢壹厘
內金三百拾圓三拾九錢五厘
金百貳拾六圓五拾七錢三厘
一金百五拾七圓七拾五錢
金百五拾五圓
內金貳圓七拾五錢
一金五百八拾七圓五拾貳錢八厘
金四百九拾三圓七拾九錢
金九拾三圓七拾三錢八厘

筑摩郡岡本村之內
淺間耕地器械所
雜器類
踊其外
器械所一式
諏訪郡上諏訪村
下桑原耕地器械所
器械場並附屬品一式
蛹類其外
雜品類
平野村之內
間下耕地
武居時次郎方ニ有之品々
手屑絲
雜品類
伊那郡
宮田村器械所
器械所並附屬品一式
蛹其他雜品共

內金四拾圓四拾七錢三厘
金五拾三圓貳拾六錢五厘

蛹其外
雜品

喬木村之內
阿島耕地
長谷川範七方ニ有之候殘蛹代

一金貳拾四圓拾壹錢三厘

飯島村

一金拾圓六拾五錢八厘

宮下權四郎方ニ有之候屑絲其外

飛驒國

一金七拾五錢

高山出店ニ有之候雜品

合金千八百四拾四圓拾貳錢七厘

內

器械所

金九百八圓八拾八錢貳厘

古絲並
蛹其外共

金六百七拾五圓五拾五錢五厘

雜品

金三百五拾九圓六拾九錢

右之通有之候也

明治八年四月廿七日

とありて松本、淺間、下桑原（深山田）間、下宮田、阿島、飯島の七ケ所に小野組關係の器械製絲所ありし如く尙此外當時の長野縣管內に於ても上田及雁田（高井郡）にありし事は同書「管下上田町中根久助帳簿引渡方之義伺」に「上田出店同。所。製。絲。所。」とあり、又、高井郡雁田にありし事は「小野組製絲場工女歸鄉旅費立換金下戻方之義伺及び「關

菊之助立替出入金高」「小野組元所屬製絲場地代諸費之儀ニ付再伺」等によりて知るを得。是より先小野組に於て長野筑摩兩縣の爲替御用を勤めたる外縣廳限賦金並各種之預り金其外出納等をも取扱ひたる爲松本、長野、上田の三ヶ所へ出店を設け、小野組手代蒲生庄七は松本町南深志町一番町近藤源次郎宅にありて、中根久助は上田原町岩崎正義建家借受、大槻眞六は長野西町中澤吉右衞門の家を借りて前記爲換其他の事務を取扱ふ外各所に在る小野組關源の製絲場埴科郡關屋村赤芝銅山等を經營若くは監督し尙其他の製絲場に對しても財政的援助を與へたることは明治十三年本縣第一回共進會の際各製絲場より提出せる履歷書にも見えたり。要するに小野組は當國に始めて器械製絲場を創設せしめ或は製絲場設立者に資金を融通し廢藩置縣後財界の動搖甚しく殊に金融機關の闕乏せる時代にありて唯一の金融機關として活動し以て本縣蠶絲業の發達に貢獻せるも一朝其瓦解に逢ふや其直營に關する工場は固より、其資金を小野組に仰げる工場は殆んど將棋仆しに工場閉鎖又は破壞の止むなきに至れるものなり。

小野組閉店の影響

明治七年十一月廿日小野組閉店するや本邦經濟界に大恐慌を來し殊に信州製絲家の蒙りたる打擊激甚にして信州最初の器械製絲場たる上諏訪村下桑原耕地深山製絲場の如きも拂下又は貸下ぐる事となりしも、拂下は元より借入人も無く遂に取壞しの運命に立至り淺間耕地の分は從來小野組經營時代業務を擔當せる二木立造拂下願を出せるも低價の爲落札せず、[註二]又雁田村の工場は關菊之助引受經營せるも資金薄弱の爲程なく失敗するに至れり。[註三]

有名なる松代六工社の如きも其創業に當りて小野組に資金を仰げることは「富岡後記」八十三頁「六工社と小野組」の條に「此頃只今の銀行と同じやうな仕組みの小野組と申すが上田町にありました六工社では繭は此手から間に合せて居られるやうに大里樣がお話しになりました。（但し金子のやうに私は見受けて居ました）大里樣は小野組の事を

お店（たな）お店と申されました」とあり次に八十五頁「閉業祝と仕着せ」の條々も此度お店が閉店になりまして其方へ遠慮も致さねばなりませず云々とあり又六工社履歴書及明治十三年第一回長野縣共進會に提出せる申告書にも「生繭を貯ふるは微力の及ぶべきに非ざるを量り小野組に依頼し漸々方法相整ふの運に趣く」云々

とあるを以て知るを得べし。

小野組出店製絲場工女歸鄕旅費立換金下戻方之儀伺

今般小野組破産ニ付追々御布達之趣ニ依リ管下同組ノ出店江官員派出檢査爲致候處高井郡雁田村ニ有之製絲所ハ小縣郡上田町ナル同組絲店ニ於テ本年九月中元主ヨリ代價ヲ以讓受候由ニ付是亦檢査爲致候然ルニ右場之工男女共休業之儘差置候テハ給食上ノ冗費不少候ニ付夫々歸鄕爲致候際遠來之者共依頼之旨ヲ以戸長ヨリ施費貸渡方伺出候趣無餘義次第ニ相聞候間同郡中條村關菊之助江一時立替出金致サセ別紙之通執計ワセ候就テハ右立替金員相當ノ利子ヲ加ヘ小野組合御所分濟之上ニテ取揚金之内ヨリ下戻シ方相成候樣仕度仍テ添書之寫壹通御見合迄ニ差添此段相伺候條至急御指圖被下度候也

明治七年十二月二十三日

參事楢崎寛直代理

長野縣權參事　小倉勝善　㊞

大藏卿大隈重信殿

伺之趣工男女旅費之儀ヽ兼而雇入之節約定モ可有之儀ニ付右約定面ニ照ラシ支給可致筋ニ候ハバ伺之通リ聞届候條小野組取リ上金之内ヲ以テ戸長共ヘ速ニ返濟方可取計事

但雇入之節歸鄕旅費支給之約定無之儀候ハバ各本人ヨリ返濟爲致候儀與可相心得事

明治七年十二月二十六日　　大藏卿　大隈重信印

註(一)

權令
參事　大屬　開産社掛

上諏訪村ニ有之小野組生絲製造機械之義同村ニハ當時御拂下ケ又ハ拜借等ニて開業資力之者無之趣申出候然ル處此機械ハ無類之生絲産出致候趣ニ付開産社ニ於テ引受ル手術ハ無之哉來ル十五日社長罷出候ハヾ取糺方法相立候テハ如何可有之哉

明治八年一月十二日

附箋一　淺間村器械評議廻し決議之分ト同樣可取叶哉

附箋二　開産社ニテ引受候而ハ商業ニモ關シ候儀ニ付社長及掛リ之者も盡力最寄人民に懇諭永續之方法爲相立候儀ニハ如何

去ル一月五日小野組生絲製造機械御貸渡相成候ニ付拜借仕度者有之候哉聞合可及承御沙汰候ニ付誰方絲商人に聞合候得共今以拜借仕度者無之候猶亦勉勵仕詮索致拜借仕度者有之次第直樣御届ケ奉申上候　以上

諏訪郡上諏訪村内
下桑原耕地
土屋半藏印
右代員　小松操八

明治八年一月十二日

筑摩權令　永山盛輝殿

註(二)

明治七年十一月小野組閉店の影響

一、淺間村製絲器械

參事　大屬　開産社掛

淺間村製絲器械之義同村二木立三ヨリ別紙之通御拂下ケ願出候處低價ニ相見候間是迄小野組ト定約之上絲引致候手續取糺候處是亦別紙を以て申出候依而□□仕候ニ此上開産社ニ於テ右器械ハ相當代價ニテ御拂下相願候テ尚立三ト定約取結製絲永續爲致候テハ如何可有之や付テハ尚十五日社長集會之節前文之次第可申含哉

明治八年一月十日

附箋　一

本文淺間村製絲器械ハ二木立三拂下ケ出願ノ代價低下タラバ其不適ヲ懇諭シ更ニ相當代價ヲ以テ拂下ケ可申出旨相達可然カ、且開産社ヘ拂下之儀ハ素々同社ハ人民共有ノ財本ヲ備ヘ其財本ヲシテ不給ノ國民ヘ開産勵業ニ賑貸スベキモノナレハ永年不易ノ基礎ヲ立ツ迄ハ社中ニ於テ自ラ開業商業スルハ不可然カ

附箋　二

本文製絲場及器械共開産社ニ買入ルヽハ不可然何トナレハ若シ天災ニ罹ルトキハ幾許ノ元金ヲ減シテ之ヲ償フ者ナルニ因リ當社ニ於テ資金ヲ貸出シ地主二木立三ト和議シ最寄人民ノ共有物トナサシメハ可然歟

附箋　三

藤井權大屬外二人之見込至當被存候然ルニモセヨ十五日集合之節見込爲申立候方如何可有御座哉

口上之記

私屋敷内に小野組ニ而製絲場建築いたし生絲製造之儀ハ私に上任蘭にて受取製絲九貫目ニ付製造料金八拾圓ニ而受負仕其他製絲賣却ニ期待計算之上賣得有まハ蘭仕入之代金利子幷製絲場建築入費金利子を除き殘りは賣得を以製絲場建築入費金に充て右元金相濟候上ハ製絲場私所持にいたし夫ゟ後ハ蘭仕入金利子除之外ハ私方へ可受取筈ニ對談仕候故別段地代ハ申可受取約定不仕候此段御届ニ付奉申上候也

筑摩郡淺間村

明治八年一月　二木立造印

筑摩縣權令　永山盛俊殿

記

筑摩縣淺間村小野組建築製絲場

一、建家幷器械　但小道具式世帶道具共

右者去十二月中御改之節詳細調書差上置候通り建家物品共代價百拾圓ニ而御拂下ケ被成下置候ハバ卽金御上納可仕候此段奉願上候
以上

明治八年一月

筑摩縣淺間村
二本立造

筑摩縣令　永山盛輝殿

記

一上繭壹貫目　此代價貳圓卅四錢位
此生絲八十五目出來
一生絲九貫目を以壹箱とす
此繭入用高　百十三貫目程
此代價　貳百六十四圓四十錢餘
製造料　八十圓
〆金參百四十四圓四十貳錢
此利子　貳十圓六十六錢五厘貳毛　六ヶ月分壹割貳分餘り
又〆三百六十五圓八錢五厘二毛

横濱賣込見積
一、生絲百斤　但シ此目方拾六貫目
此代價洋七百枚位　但洋壹枚金壹圓三厘三毛換
一、生絲九貫目　但シ此斤數五十六斤貳歩五厘
此代價　金四百六圓八十六錢參厘八毛
差引　四十壹圓七十七錢六厘六毛

内　製絲場建築入費金利子
　生絲賣込口錢運送太賃
右者去戊年繭生絲相場大概見積奉申上候也

明治八年一月　　筑摩郡淺間村　二木立造㊞

筑摩縣權令　永山盛俊殿

註（三）

乍恐書付を以て御伺奉申上候

第拾八大區高井郡雁田村ニ有之小野組製絲場之儀同組閉店一條ニ付一式去七二月中御封印ニ相成候趣承知仕候右者同所製絲改方當會社請持ニ付無程營業之季節ニも相成候處同組御所分濟相成候而者開業者不及申御所置ニ寄入札御拂下ケニも可相成儀ニ御座候哉又ハ御貸付ニ相成候儀ニ候哉私共爲心得此段御伺奉申上候以上

第十七區八小區
高井郡須坂町
生絲改會社
副社長　小柳寅吉
社長　牧茂助

明治八年二月十三日

長野縣參事　楢崎寛直殿

第百八十三號

小野組元所屬製絲場地代諸費之義ニ付再伺小野組元所有物高井郡雁田村之有之當縣預ケ金抵當之製絲場地代其外諸費地主關菊之助ヨリ申立候ニ付御所分之義願書相添伺候處菊之助申立て小野組ニ於テ可仕拂之明文無之判然難致ニ付詳細取調更ニ可申出旨九月十九日ヲ以御指令有之右ハ小野組閉店後今般入札拂致候迄之地代並諸費ニテ既ニ先般伺書

別紙ニモ地主並小野組手代連印ニテ同組未拂之分ヘ増加相成候様願出候文面有之ニ付同組負債ニ加入相成候様相伺候義ニテ左ナクハ五月十日附ニテ同組預ケ金抵當物ニ關シ候地租區入費其他之諸費ハ右賣却代價之内ヨリ仕拂候積リ云々御達ニ準シ取上金之内ヨリ仕拂可申哉此段再應相伺候也

明治八年九月廿六日

長野縣權令楢崎寛直代理
長野縣權參事　小倉勝善□

大藏卿大隈重信殿

（朱書）

第壹萬百廿七號

伺之趣製絲場賣却代價之内より仕拂其縣預ケ金抵當物ニ掛リ候諸費之内ヘ組入更ニ明細帳差出可申尤拂方之儀ハ都テ製絲場賣却期限ニ寄月割ヲ以渡方取計候儀ト可相心得事

明治八年十月四日　大藏卿大隈重信□

（第一回の伺は出第百七拾壹號にて九月八日伺九月十九日再調査の指令あり）

二、六工社創立以前松代地方蠶絲業の狀態

松代地方は藩主眞田氏の保護奬勵によりて夙に蠶絲業發達し文化年間より爲登絲と稱して手挽若くは座繰による

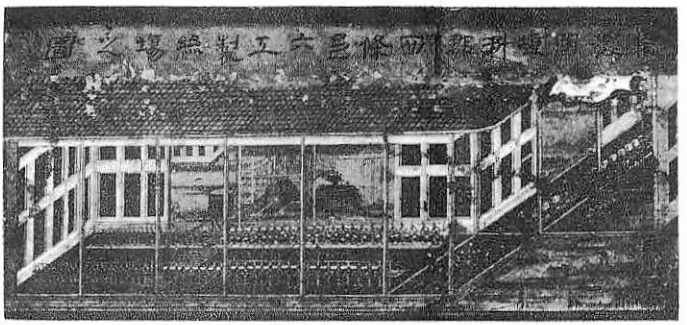

六工社製絲場　明治十一年ニ描ケル錦繪

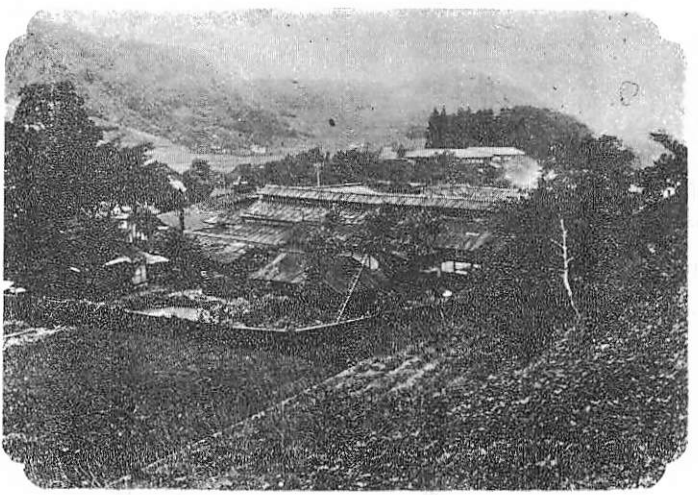

現在の六工社（昭和十年六月撮影）

生絲を京都西陣若くは桐生方面へ移出せる事は既に記せるが如し。明治維新後廢藩置縣によりて士族の常職を失ふや本縣當局に於ては一は其授産の爲一は皇國の名産增殖の爲製絲場設立の件を勸誘する所あり、之に刺激せられて製絲業を創むるもの各地に起れり。

然るに松代地方は古來製絲業盛なりし地にして附近に桑田豊かに養蠶の業開け殊に西條村の如きは明治八年の調査によるに

戸數　四六七戸　　人口二、二四一人　男一、一〇四　女一、一三七

耕、宅地反別　一三三町八反二畝一八歩

内　田　三九町五反五畝二一歩
　　畑　七一町四畝一七歩
　　宅地　二二町八反二畝一〇歩

山林原野　五四一町一反二畝六歩

内　原野　一八五町五反四畝廿三歩
　　山林　三五二町四反四畝一〇歩
　　竹林　三一町　三畝　三歩

繭　三百二十四石二斗

生絲　六十一貫九百二十目

（明治八年調査西條村誌）

にして山林の面積田反別の九倍に近く頗る薪炭に富み廢藩以前にありては地方農民は農閑を利用して薪柴を松代町に鬻ぎ以て其生活に資する者多かりしが廢藩後士民の離散と町の疲弊とにより此薪柴の販路減少し、他に何等現金收入の副業なかりし同村民の財政的困難は想像の外にありき。

殊に明治二年松代藩に於て商法社を設け藩札を發行したる結果物價騰貴し藩札の價値次第に低下し同三年所謂松代騷動なるもの起りて商法社の頭取更級郡羽尾村大谷幸藏の宏壯なる邸宅を手始めとし之に關係せる人々並に地方資産家の破壞、放火せらるゝもの數を知らず益々地方の疲弊を甚しくせり。

於茲疲弊せる地方の財政を救濟し失業せる士族に適當なる職業を與へ地方の繁榮を圖らんとするの議識者の間に擡頭し最も同地方に適せる產業として製絲業を撰ぶに至れり。

是より先甲寅以降貿易の爲蠶絲類の價格一時に騰貴し、人々競つて此業に走り郡下各村とも之を產せさるの村なき

に至れり。今明治十年埴科郡一町廿二ケ村より地誌編輯掛に提出せる村誌より蠶絲關係の物産を摘錄すれバ左の如し

一、生絲　二、一七四貫四九五匁
一、蠶種　二四、六六〇枚
一、繭　四、二三五石五一九
一、眞綿　五〇五貫八〇〇匁
一、綿紬　七八二反
一、木綿　七、八三六貫七〇〇匁
一、白斜子　一七八疋
一、白絹　一四一疋
一、白紬　二〇五疋　以上

卽郡下のみにても繭の産額四千二百三十五石餘にして、明治十一年六工社拜借金願に附記せる「繭仕入金製造費額製絲高取調書」によりて考ふるに工女六十名十ケ月作業するものとして平均一人に付一日の使用繭當時の繰絲能率にては四升五合にして一ケ月二十七日繰業する計算にて生繭七百貳拾九石の積算なれバ原料繭は地方産のものにて十分間に合ふべく、燃料の豊富なる事既記の如く器械運轉の動力源たる水力は十分なれバ夙に經世の志を抱きことに經濟の才に富める大里忠一郎等玆に見る所あり同志數名と謀り同地に製絲場を製置せんと企つるに至れり。而して原料繭、燃料、動力の次に最も必要なるは共資金と優良なる、製絲工女を得ることゝの二點にあり。これより先長野縣は製絲業奬勵の爲富岡製絲所へ傳習の女子を入場せしむべき旨を管下へ示達せるも一般に流言蜚語に恐れ人身御供にでも上

る如く考へ之に應ずるものなかりき。松代地方に於ても第十三大區副區長（富岡日記等に區長とあれども當時の區長は竹村子習なり）横田數馬熱心に勸說せるも一人も應ずる者なく却つて同家に年頃の娘あるに出さざるを非難する者すらありしかば氏は率先其最愛の女英子（横田元大審院長小松元鐵造大臣の姉）を派遣する事に決意せり。之に刺激せられ富岡行を願ふもの續出し忽ち次の十六名を得たり。

河原均次女	鶴子	十三才	金子好次郎妹	新子	十四才
和田盛治姉	初子	廿五才	酒井金太郎長女	民子	十七才
米山友之郎妹	鶴子	十八才	坂西某次女	瀧子	十五才
長谷川藤左衞門長女	淳子	十四才	宮坂某許嫁	しな子	十四才
小林石左衞門長女	高子	廿一才	同次女	岩子	十七才
福井友吉長女	龜子	十八才	塚田長作長女	榮子	十七才
東井吉五郎三女	留子	廿一才	春日喜作次女	蝶子	十七才
横田數馬次女	英子	十七才	小林某長女	岩子	十七才

而して是等の人々を富岡に派遣せる目的は出發の際横田數馬が其愛娘英子に諭して『扨此の度國の爲に共の方を富岡御製絲場へ遣はすに付ては能く身を愼み國の名家の名を落さぬやうに心を用うるやう入場後は諸事心を盡して習ひ他日此の地に製絲場出來の節差支へこれ無きやう覺え候やう假初にも業を怠るやうの事をなすまじく一心にはげはげみますやう氣を付くべく』云々といへるに見るも一には他日松代に製絲場建設の際の準備として遣はせるものたるや明らかなり。

かくて明治六年二月廿六日一行十六名松代町を出立し三月一日富岡に着し同月三日製絲場に入場し、翌七年七月迄

同場にありては製絲を習ひことに七年五月末には六工社の工事も進捗せるを以て横田氏より尾高富岡製絲所長に特に松代出身の工女に製絲業一と通りの事を教授せられ度旨懇願する所ありしかば横田英子和田初子等に之を教授せられ同年七月初(七日)には業を了へて一同松代に歸郷するに至れり。

尙工場の建築器械の製造及据付等に關する今日の技師ともいふべき人を養成するの必要ありしを以て松代より男工生徒として富岡へ入場せしめんと欲し富岡製絲場へ願ひ出明治六年七月官許を得て大塚直之進、田中政吉、海沼房太郎の三名を入場せしめ、且[註一]、横田氏より特に尾高氏に依頼して休日毎に場内を拜見するの許可を得寢食を忘れて苦辛研究し約三四ケ月にして、一と通りを習得して歸郷し大里氏と共に工場建築の事に當れり。

註(一)

記

埴科郡第二十九區西條村
百六十番屋敷位
士族
峯治長男　大塚直之進　癸酉二十才

同郡同區馬喰町
四十六番屋敷住
士族
孝之助弟　田中政吉　同二十才七月

同　郡同　區新馬喰町
四十七番屋敷住
農
吉治長男　海　沼　房　太　郎
同　二十才八月

繰絲器械追々取建申度之處男工生徒之者無之然ル所七等出仕大久保殿等過頃上州富岡表江御出張之節製絲所官員尾高大屬殿男工之義御掛合有之候所兩三名繰絲修業之者御指出可有之旨相伺候付右名面之者同所繰絲場江罷越習業仕度願出候間御添翰被成下度此段奉願候以上

第二十九區
松　代
副區長　横　田　數　馬㊞
區長　竹　村　學　習
庶　務

明治六年七月

長野縣權參事　楢　崎　寛　直　殿

權參事

別紙願之通聞届左之通添翰札渡可申哉

當縣貫屬士族
松代住峰治長男
大　塚　直　之　進
當二十才
孝之助弟

田中政吉
當二十字七月

當縣管下信濃國埴科郡
新馬喰町四十七番屋敷住
農吉治長男
海沼房太郎
當二十才八月

右之者其表おゐて繰絲術修業致度段申出候先般大久保利貞打合之都合モ有之旁願之通聞届差出申候可然御取計有之度此段申入候也

明治六年七月

長野縣

富岡表
製絲場
御中

六工社の建築

一方大里忠一郎は横田數馬の助力を得同志春山、塘澤、土屋、岸田、松本、相澤、宇數、中村の八名と相謀り資金貳千圓を據出し不足分(註一)九百五十圓は一時他より融通して松代町の隣接村西條村字六工に富岡に模し五十人繰蒸氣器械製絲場を建築せり。其費用及規模は明治十一年繭貯藏用土藏、繰返場等建築の爲官金拜借を願出たる書類に添付せる左の書類に見るが如し。(註二)

註 (一)

同盟人員加入金額並場中役員分課徴表

長野縣下第十三區五小區

一金三百五十圓
一金三百圓
一金二百五十圓
一金二百五十圓
一金二百圓
一金百圓
一金百圓
一金三百圓
一金百五十圓

信濃國埴科郡西條村製絲場

長野縣下第十三大區五小區
信濃國埴科郡西條村二百六番地居住
士族　大里忠一郎
同　百六番地居住
士族　春山喜平次
同　百五番地居住
士族　增澤理介
同　二百五十二番地居住
士族　土屋直吉
同　百十五番地居住
士族　岸田總雄
同　百三十三番地居住
士族　松本仙治
同　二百十二番地居住
平民　相澤元左衞門

長野縣管下第十三大區四小區
信濃國埴科郡松代町六十番地居住
士族　宇敷則秀
同　九十三番地居住
平民　中村金作

〆金弐千圓也

右者同盟加入金無利息追々益金之内ヲ以テ消却可仕分

一金 三百 圓也　但一ヶ年一割五分利子付

右者埴科郡西條村吉野芳馬ヨリ借用金

一金 百五十圓也　但一ヶ年一割五分利子付

右者更級郡杵淵村倉田三之亟ヨリ借用金

一金 百 圓也　但一ヶ年一割二分利子付

右者埴科郡松代町青柳增太郎ヨリ借用金

小以金五百五十圓也

右ハ製絲場建築ノ際資本金不足ニ付臨時歳覺金示談之上返濟延期仕置候處當今返濟之道切迫仕居候

一金 三百 圓也　但一ヶ年一割五分利子附

右ハ埴科郡松代町生絲改會社長副豊田傳兵衞、山崎藤助、飯島新兵衞ヨリ借入金

一金 百 同也　但一ヶ年一割五分利子付

右者同郡西條村山下木之助ヨリ借入金

小以金四百圓也

右同斷歳覺金當子年ヨリ四ヶ年賦返濟方示談仕候

小以金九百五拾圓也

右者負債金現今並年賦返濟之分

惣計金弐千九百五拾圓也

製絲場建築ニ付同盟加入金負債金共如件

場中役員分課表

頭取　壹員

場中一切之事務ヲ統轄スルコトヲ掌ル

會計方　壹員

生繭製絲ノ出入工男女之給料器械修補其他諸之雜費等總テ金錢出納ニ關スルコトヲ掌ル

檢査人　壹員

工男女之勤惰ヲ監察シ等級黜陟及製絲ヲ檢査スルコトヲ掌ル

器械掛　壹員

器械取扱新造修補業都テ器械ニ關スルコトヲ掌ル

差配人　二員

日々生繭工女へ分賦シ且製絲收取兩品出納之ヿヲ掌ル

右役員ヲ以テ場中ノ事務ヲ分課擔當セシメ場中取締ヲ嚴ニシ製絲場盛大ニ相進ミ候樣勉勵可仕候事

右之通リ御座候　以上

埴科郡西條村製絲場

頭取　大里忠一郎

會計方　土屋直吉

明治九年三月

註（二）

製絲場建設費並製絲益金積拂借金返納見込書

長野縣下第十三大區五小區

信濃國埴科郡西條村製絲場

製絲場建築並器械造營費積書

一、金貳千圓也

右者同盟加入資本金

一、金九百五十圓也

右者資本金不足ニ付臨時歲覺金

〆金貳千九百五十圓也

此譯拂

一、繰絲場五十二坪一棟

此建築費金二百八十五圓

但二階工女部屋ニ用ユ

一、帳場二十八坪一棟

同　金二百四十五圓

一、工女部屋十四坪　一棟

同　金百六十三圓

但　二階付尤モ平坪ノ場當今操返シ場假用

一、水車櫃並釜場二ヶ所

同　金四十五圓

一、門口二ヶ所並外圍

同　金七十七圓

一、雜物置並薪置場二ヶ所

同　金五十二圓

一、地形並石垣

同　金九十五圓

一　蒸器械壹式

金二百八十圓

一、蒸氣器械一式
　同　　金七百圓
一、大小枠並小道具一式
　同　　金百十五圓
一、夜具並雜物一式
　同　　金百六十圓
一、工女部屋拾二坪一棟
　同　　金百二十五圓
一、蒸氣器械十五品　出來榮不都合ニ付不用ニ相成候
　同　　金三百五十圓
一、炊所十五坪一棟
　同　　金百七十圓
〆金二千八百六十二圓
殘金八十八圓也
　有者明治七年開業之砌工女教育其他之入費ニ遣拂
一、土藏十五坪一棟　　但生繭並製絲屑絲等置場
　此建築費金二百四十圓
一、操返場十七坪五合一棟
　同　　金百七十五圓
一、撚懸器械五十組
　此製造費金三十五圓
〆金四百五十圓也

右者此度拝借金之内ヲ以造營可仕積り

製絲益金凡積

垣科郡西條村製絲場畧圖

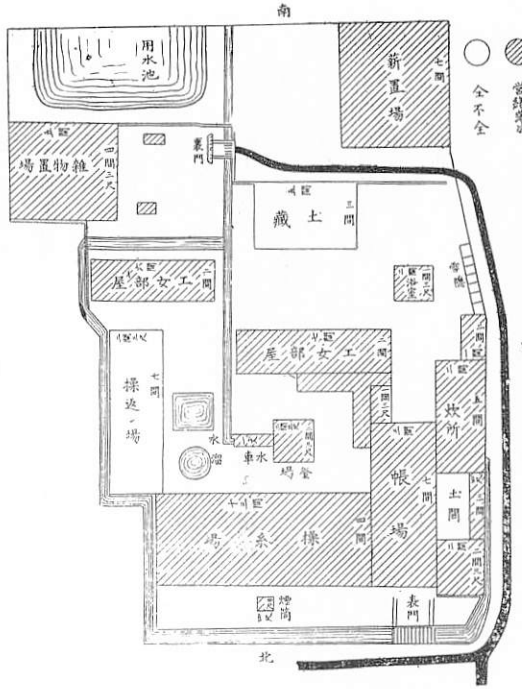

金　五　圓

金四圓五十錢　蒸氣釜場差配人二名但右同斷

賄方二名　但　一名　二圓二十五錢

壹ヶ月二十七日立十ノ日休暇保

一製絲高四十八貫六百匁

此製造賃金四百五圓三十二錢四匣　但百匁ニ付金八錢三厘四毛　但生繭六十石七斗五升挽上ケ一升ニ付絲匁平均

八匁積リ工女五十人一日一人ニ付平均四升五合挽

一等工女一人ニ付　五升五合

二等同　斷　五升

三等同　斷　四升五合

四等同　斷　四升

五等同　斷　三升五合

内譯

金五圓　頭取壹名

金三圓　會計掛壹名

金三圓　檢查人壹名

金三圓　器械掛壹名

金五圓　差配人二名但一名二圓五十錢

金　一　圓　　小使　壹名

金三圓五十錢　　工女取締教授婦一名絲結ヲ兼ル

金　二　圓　　絲結工女一名　操返場世話向ヲ兼ル

金　百　圓　　操絲工女五十名

但　一等工女金三圓二等工女金二圓五十錢三等工女金二圓　此平均一人ニ付金二圓ニ當ル
四等工女金一圓五十錢五等工女金一圓

金　三　圓　　操返小女五名　但一名金六十錢

金百三圓五十錢　　惣人員六十九名賄料　但一名金五錢宛

金五十五圓　　薪　代

金　二十　圓　　筆墨其他諸雜費

金　五　圓　　器械並ニ修復料

小以金三百二十一圓五十錢

差引金八十三圓八十二錢四厘　　壹ヶ月利益金

寒氣中三ヶ月休業金九ヶ月營業

一金七百五十四圓四十一錢六厘　　壹ヶ年利益ノ金

內

金百五十四圓四十一錢六厘　　蒸氣器械掛り以下六十四人ヘ夏冬二季衣服仕着セ代

殘金六百圓　　年々金利益金

拜借金負債金消却概表

明治九子年

製絲場壹ヶ年益金高

一金六百圓

内

金二百五十圓　拝借元金千圓ノ内年賦返納
金七十五圓　右金千圓ノ内子年一割利子上納
金　百　圓　負債金四百圓ノ内返済
金六拾圓　右四百圓子年一割五分利子消却
小以金四百八十五圓
殘金百拾五圓　器械修復備金
明治十丑年

同

一金六百圓

内

金二百五十圓　拝借殘金七百五十圓ノ内返納
金七十五圓　右金七百五十圓丑年壹割利子上納
金　百　圓　負債殘金三百圓ノ内返済
金四十五圓　右金三百圓丑年一割五分利消却
小以金四百七十圓
殘金百三十圓　器械修復備金
明治十一寅年

同

金一六百圓

内

金二百五十圓　拝借殘金五百圓ノ内返納

金　五十　圓　　右金五百圓寅年一割利子上納
金　百　圓　　負債殘金二百圓ノ內返濟
金　三十　圓　　右金二百圓寅年一割五分利子消却
金　七十　圓　　同盟加入資本金ノ內消却
小以金五百圓
殘金百圓　　器械修復備品
明治十二卯年
製絲場壹ヶ年益金高
一金六百圓
內
金二百五十圓　　拜借殘金貳百五十圓皆納
金二十五圓　　右金二百五十圓卯年一割利子上納
金百　圓　　負債殘金百圓皆濟
金十五圓　　右金百圓卯年一割五分利子消却
金七十圓　　同盟加入資本金ノ內消却
小以金四百六十圓
殘金百四拾圓　　器械修復備金
殘金四筆〆金四百八十五圓
右每年仕拂殘金修復備金積立置明治十三辰年ニ至リ蒸氣釜製造其他ノ器械物修繕ノ豫備金
右割合ノ通リ拜借金負債金共消却仕リ候ニ付キ明治十三年辰年ヨリ全益金ヲ以テ同盟加入資本金消却尙製絲法盛大相進ミ候樣協議ノ上方法設立可仕候
右製絲場建築費並拜借金返納負債金其外消却ノ目途取調候處如斯御座候以上

頭取　大里忠一郎
會計方　土屋直吉

明治九年三月

而して其資本金貳千圓の出資額は註(二)の如く大里忠一郎の三百五十圓を筆頭とし合計貳千圓にして工事半にして不足をつげし事は前述の如き狀態なれば器械設備等にも頗る苦心せし事言をまたず彼富岡製絲場が當時の金にて約二十萬圓を費し長野製絲場（これは明治十一年の設立にて後なれども）の蒸汽機罐代に貳千百拾圓を費せるに比せば思半に過ぎん。

卽註(二)に見る如く蒸汽器機一式にて僅七百圓を費せるに過ぎざれば銅製の釜を松代町の銅壺竹內仁助に造らしめ上部を浦鉾形とし背に蒸氣を通ぜしむる穴を設け他の一つの穴にはボロを捲ける木栓を施し竈は土にて築ける物なりし爲（六工社製絲場寫眞參照）九日に一度位元釜の掃除と塗替を要せりといふ。かゝる不完全極まる機關なりしかば後年視察に來れる伊太利人は一見直ちに室外に逃げ出せりといふ。

其他の部分につきても大里氏は嘗て汽船に居りたる經驗ありしを以て蒸汽釜より大管を通して小管に移る方を受持ち海沼氏は其他の細部及機械全部につきて設計及指揮をなせりといふ。

海沼房太郎は前の註(一)に記せる如く松代町新馬喰町四十七番居住農吉治の長男にして幼時市中を野菜など賣歩行きしも兎角農を嫌ひ富岡日記によれば廣小路眞田（横田英子の姉の家）の家來分となり二人扶持を貰ひ同家へ出入せし人なりといふ。頗る器用の人なりしと見え僅々三四ケ月の間富岡製絲場にて傳習せしのみにて、横田氏のかつて寫し來りたるブリュナ條約書明細書を唯一の參考書として、六工社の建築を完成し後には須坂町松本町等各所の製絲場建築に當り招聘せられて指導監督の任に當り、明治十五年には松本町に於て恐らく本邦最初の製絲雜誌繰業所報を發刊せるなど長野縣製絲業の爲に功献せる事多かりしが惜むらくは其後の消息を知る能はず。

次に製絲場建設に苦心せる人々は銅のパイプを製作せる元松代藩鐵砲鍛冶横田文太郎及金兒某大車小車ゼンマイ等を作れる元松代藩御鎗師湯本宇吉工場を建築せる大工與作等にして是等の人々を指圖して工場を完成する迄の大里氏及海沼氏の苦心は實に想像に余りあり富岡日記に横田英子の母が英子をたしなめたる言葉の中に「あれ迄になる迄の御困難はまあどの位だと思ふ。海沼などは夜もろくろく眠られぬと申して居た。繭を二つに切つて釜の代りにし、針金を曲げて蒸汽の通る管のやうにし大里さんと二人で實に實に何共申されぬ苦心をしてやうやう管も拵へ機械も曲りなりにもとられる樣になつたのは實に御兩人の御苦心からだ」とあるを以ても斯業發達の爲に先人の拂はれたる努力は唯々感謝と敬服との爲に自ら頭の下るを覺ゆるなり。

六　工社の創業

工場の設備略整ひ漸く創業せんとせるに當り幾多の故障を生ぜる事は明治九年及十一年拜借金願、明治十三年第一回長野縣共進會の際六工社より提出せる業務沿革總說に「右創業の初め奸商の讒說に當て內外嫌疑を懷くに遭ひ一朝瓦解に屬せんとし」とあるによりて知るを得べきも、奸商の讒說云々の內容は知るに由なし兎に角共爲資本の全部を固定資本に注入して尙且不足を生ぜる同社は賃挽をなさんと欲するも製絲依托の繭客もなく生繭蒐集は微力にして不能の狀態に陷り殆んど困窮の極に達せしが幸小野組より資金の融通を得て繭を購入し同年七月十一日より試驗製絲を始め八月二十五日愈々五十人座の開業式を盛大に擧行するの運びに至れり。

然るに同年十一月小野組閉店の厄に遭ひ再び資金難に陷り、辛うじて十二月迄繰絲をつゞけしが時、嚴寒に向へるを以て同月十二日閉業せり。

翌明治八年同じく資金に苦しみしが幸上州前橋の商勝山宗三郎との交涉成立し同人より生繭の送致をうけ賃挽をな

すの契約にて漸く製絲を續け、翌九年も同様の方法にて繰絲せしが、同年は絲價騰貴し相當の利益を收めたる事は明治十三年共進會の申告書に「該商人分外の利に甘んじ巨額の繭數送す」云々とあり、且勸農局速水堅曹の指導、工女の熟練等により稍衰運を挽回するを得、翌十年には六工社發明の輕便蒸氣器械は資本少き當時の製絲家に歡迎せられ遠きは九州邇きは上越其他より來つて教を乞ふもの相次ぎ製絲場建設につき範を六工社にとるもの多きに至れり。

又、同年釜數を增して六十釜とせしも資金乏しきを以て依然賃繰の方法によれり。

然るに翌年前記勝山宗三郎は從來の契約を解き生繭の送附を停めしかば再び資金難に苦しむに至れり。

然れども明治八年以後將に閉業せんとせる同製絲場をして製絲を繼續するを得しめたるもの一に勝山宗三郎の後援によれるを以て明治十八年農商務卿は之を追賞して金貳拾圓を賜へり。註(一)

註(一)

勝山善三郎父

故勝山宗三郎

金貳拾圓

橫濱開港以來專ラ製絲輸出ノ道ヲ講ジ或ハ生絲ノ方法ヲ改良シ或ハ松代六工社ノ後ヲ受ケテ之ヲ釐革シテ業ヲ士民ニ授クル等常ニ本業ノ擴張ヲ圖リ身ヲ以テ公益ニ委ネ其功著シ因テ之ヲ追賞ス。

然るに幸にも當時士族に對し金祿公債證書の恩賜ありしかば、之を以て加盟を請ふもの多し、よつて共祿券を本社に集合して金策をなし生繭を買ひ集め始めて自己の資金によりて營業をなす事を得たり。尙同年同盟相謀りて二十釜の增釜をなし、大枠直揚器械を設くる等工場の改造をも行ひしかば尙資金の缺亡を免れざりき。

然るに同年九月に至り昨年十二月以來內務省に出願せる勸業資金壹萬五千圓貸下げの指令下り、年末には同金拜借の特典に浴せるを以て更に規模を擴張して百人取の工場となし（明治十八年申告）同十五年には更に松代町に工場を新築して共

に六工社と稱しこゝに七十人繰の增釜をなせり（此增釜につきては明治十八年の申告書には十六年七十人を增して百十人とすとあり桂之進氏談には十八年松代工場七十人を增すといひ富岡後記の巻末記には「十り羽田五年百三十人繰りの工場を松代町に新築し兩工場併せて工男女四百數十人に及び」とあり、然れども西條に百人松代に百三十人としても二百三十人なれば巻末記の誤記なるべし。）

ついで明治二十年七十人繰を廢して百三十人として繭倉庫附屬建物等を建築せり。

當時兩工場を併せて釜數二百三十余に達し、工場內に工作場を設け堅牢を主とせる製絲專用汽罐の製作をなし遠近同業者の需要に應ずるの計畫をたつ。彼創業の際製造せる由緒ある銅製汽罐は此頃潰せるが如し。羽田氏談に二十二年頃銅製汽罐を潰すとあり明治二十二年農商務省技師高島北海、非職長野縣屬三吉米熊歐洲出張を命ぜられ之と同時に六工社長大里忠一郎は埼玉縣競進社長木村九藏群馬縣吾妻蠶種業社長田中甚平等と共に農商務省の依囑により蠶絲業視察として伊佛の視察をなし共後直ちに單身米國に渡りて機織業を視察し同年十月歸朝後益々斯業の改良に努めしが廿六年商法實施の際に至り兩工場の組織を改めて兩社各獨立せる合資會社とし西條村にあるを本六工社と改稱し土屋直吉を社長とし松代にあるを六工社と名づけ羽田桂之進を社長とせり。

社名及社則

本社創立の際は特別の社名なかりしが如く明治七年十一月の報告には西條村器械製絲場とあり、明治八年創立の中山社の申告書にも松代西條製絲場とあり明治九年及十一年本社より提出せる拜借金額にも西條製絲場とあり六工社の名義の見えたるは明治十一年十二月の六工社定則を始とす卽同年新加盟者を加へて同盟三十二名釜數八十釜に達せしかば玆に社名を六工社と稱し、定則並に爲申合規則を制定し、本縣の許可を得たり。本社の建築設備經營法等は明治八年諏訪郡平野村に創立せられたる中山社を始め縣內各地遠く越中等に迄範を垂れ傳習に來れる者も多かりし由に付左に明治十一年制定の定則及爲申合規則を揭ぐ

六工社定則

夫生絲ハ本邦第一ノ名産ニシテ交通ノ享利ヲ得ルコト最大ナリ海外諸國ニ於テモ其美ナルヲ信ズ依テ益々良品ヲ製造シ美名ヲ各國ニ輝カセント玆ニ同盟ヲ結ビ各自資本金ヲ出シ一社ヲ設立シ、營業勉勵殖産富國ノ基礎ヲ起サント欲ス同盟協議ノ上決定スル所ノ條々左ノ如シ

第一條

當製絲場ハ六工社ト稱シ長野縣下信濃國埴科郡西條郷第二百六十三番地ニ設置スベシ

第二條

當六工社資本金ハ七千五百圓トシ五十圓ヲ一株トシ惣計百五十株ト定ムベシ

第三條

生繭仕入資金トシテ各自所有ノ金祿公債證書ヲ明治十二年一月ヲ期トシ該社ヘ差入レベシ社長副之レヲ相預リ預券ヲ附シ金策ヲ遂ケ生繭仕入資本金ヲ豫備スル事但右公債證書ハ明治十二年一月ノ通價ヲ以テ之レヲ正金ニ見做シ出金帳簿ヘ其事由ヲ登錄スベシ

第四條

當六工社永續期限ハ明治十三年ヨリ十ケ年間タルベシ滿期ニ至リ延年ヲ望ム節ハ社中一同衆議ノ上官ノ御許可ヲ得ベシ

第五條

會議ハ毎年一月十日ヲ定日トシ闕筵ナク會同シ社長副取締役ヲ選擧シ其年ノ景況ヲ論ジ其衆議ヲ採用スベシ

第六條

當六工社株主姓名住所其他株式ノ數左ノ如シ

金額	株數	住所	姓名
七百圓	十四株	信濃國埴科郡西條村	士族　大里忠一郎
七百圓	十四株	同	同　宇敷則秀
七百圓	十四株	同	同　春山喜平治
五百圓	十株	同	同　增澤理介
五百圓	十株	同	同　土屋三喜治
四百圓	八株	同	同　岸田脩直
三百圓	六株	同	同　宇敷則明
三百圓	六株	同國同郡松代町	平民　中村金作
二百圓	四株	同	士族　宮島嘉織
二百圓	四株	同	同　三澤清美
二百圓	四株	同國同郡西條村	同　富岡良右衞門
二百圓	四株	同	同　駒村佐十郎
二百圓	四株	同	同　大塚峰治

百五十圓　三株　同國同郡松代町　同　白川稅
百五十圓　三株　同　同　竹内直太郎
百五十圓　三株　同　同　宮入半之亟
百五十圓　三株　同　同　羽田三藏
百五十圓　三株　同國同郡西條村　同　青柳增太郎
百五十圓　三株　同國同郡西條村　同　西澤貞取
百五十圓　三株　同　同　岸田義右衞門
百五十圓　三株　同　同　松本仙治
百五十圓　三株　同　同　成本治雄
百五十圓　三株　同　同　古川光義
百　圓　二株　同國同郡松代町　同　德田房人
百　圓　二株　同國同郡西條村　同　清水角治
百　圓　二株　同　同　酒井周兵衞
百　圓　二株　同　同　吉澤周一郎
百　圓　二株　同　同　岸田耕造
百　圓　二株　同　同　小林林忠
百　圓　二株　同　同　倉島波之助
百　圓　二株　同　同　增澤藤十郎
百　圓　二株　同　同　相澤芳太郎

第七條

社中ノ衆議ハ直ニ公明正大ヲ宗トシ三分ノ二以上ノ衆議ヲ採リ決評スベシ

第八條

本社長副取締役ハ社中ノ會議ニヨリ入籤ノ法ヲ以テ取締役五名ヲ選擧シ其選ニ入ル者互ニ公選シテ社長副各一名投擲スベシ

第九條

製絲ノ業ニ通ジ兼テ商賣貿易ノ機ニ達シ言論審詳ニシテ應接凝滯ナキ者ヲ選ビ社長トシ温篤持重ニシテ群衆ノ和輯スル者ヲ選ビ取締役トシ社中ヲ總括ス

第十條

社長副取締役ノ任期ハ一ケ年ヲ以テ一期トシ期滿レバ改選スベシ最衆望ニヨリ勤續スルモ妨ゲナシ

第十一條

社長副ハ該社ノ都合ヲ謀リ簿記出納檢查方差配人等ヲ選任スル權アルベシ

第十二條

社長副及ビ評議役ハ該社事務ノ可否ヲ謀リ至當ノ方法ヲ設ケ簿記出納檢查方差配人等ノ分配指揮スル權ヲ有スベシ

第十三條

總テ社中衆議ノ要スル件ハ社中三分之一以上ノ同論ニ從ヒ之ヲ

決定スベシ若シ會議ニ當リ自身出席シ難キモノハ同社ノ者ニ委任スルコヲ得ベシ

第十四條

諸簿册記載ノ方法文書ノ体裁入費計算出納ノ規則等ハ社長、副取締役ノ考案ニ因テ之レヲ定メ緊要ノ件ニハ長副及某取扱シ者檢印シテ後證ニ供スベシ

第十五條

社印ヲ製造シ往復文書社ノ名稱ヲ用ユルコアレバ必ズ社印ヲ捺スベシ最モ公牒又ハ契約等ノ書面ニハ長副及其事ニ關係スル者名印ヲ加フベシ

第十六條

製絲品位三等ニ區分シ一束毎ニ一等ヨリ三等迄三種ノ印紙ヲ區別帖用スベシ

第十七條

金銀ノ取扱ニ於テハ最モ長副之ニ注意シ嚴肅ノ制ヲ設ケ社中ノ供信ヲ徵スベシ出納ノ簿册又ハ金銀受取渡シノ書類ハ必ズ其取扱シモノヽ檢印ハ長副承認ノ印ヲ加ヘ置クベシ

第十八條

荷物輸出ノ節ハ長副ノ考案ニ從フベシ

第十九條

社中役員月給定メ

金七圓　社長

金五圓　副社長

金三圓五十錢　取締役

第二十條

就中年期中事故アリテ脫社ヲ望メバ其事ヲ審糺シ不得止去ルモノハ社入株金並利益損耗精算ノ上相渡スベシ

第二十一條

毎年十二月十五日ヨリ二十日限リ年内總精算擔當損益金共出金高ヘ割渡スベシ

但公債證書ノ分ハ差入レタル月ノ通價ヲ以テ出金額ニ定ムルコ

第二十二條

此定則ハ社中ノ決議ヲ經テ官ノ許可ヲ得ルニ於テハ何時ニテモ改正加除スルコヲ得ベシ

第二十三條

此定則ハ之レヲ二通ニ認メ一通ハ官ノ御檢印ヲ請テ正ニ之レヲ會社ニ藏メ一通ハ奉呈シテ他日ノ保證ニ供シ候コト

右之條々確定證據トシテ各姓名ヲ記シ調印致シ候事

長野縣下北第十三大區五小區埴科郡西條村二百十八番地

大里忠一郎
同　三百五十七番地
宇敷則秀
同　百六番地
春山喜平次
同　百五番地
增澤理介
同　二百五十二番地
土屋三喜治
同　百十五番地
岸田脩直
同　三百五十七番地
宇敷則明
長野縣下北第十三大區四小區埴科郡松代町
中村金作
同　千二百六十八番地
宮島嘉織
同　九十一番地
三澤清美
長野縣下北第十三大區五小區埴科郡西條村二百十番地

富岡良右衞門
同　三百三十八番地
駒村佐十郎
同　二百十一番地
大塚峰治
長野縣下北第十三大區四小區埴科區松代町百十三番地
白川稅
同　千二百九十七番地
竹內直太郎
同　五百七十一番地
宮下半之亟
同　千二百九十三番地
羽田三藏
同　千二十一番地
青柳增太郎
長野縣下北第十三大區五小區埴科郡西條村三百五十九番地
西澤貞坂
同　二百四十七番地
岸田義右衞門
同　百三十三番地

松本仙治
同
八十七番地
成本治雄
同
三百六十八番地
古川光義
長野縣下北第十三大區四小區埴科郡松代町千二百四十七番地
德田房人
長野縣下北第十三大區五小區埴科郡西條村八十二番地
清水角治
同
百三番地
酒井周兵衛
同
二百九番地
古澤周一郎
同
二百三十一番地
岸田耕造
同
四百一番地
小林林忠
同
三十三番地
倉島波之助
同
八十三番地

增澤藤十郎
同
百七番地
相澤芳太郎
同

六工社株主姓名錄

金額	株數	住所	姓名
七百圓	十四株	信濃國埴科郡西條邨	士族 大里忠一郎
七百圓	十四株	同	同 宇敷則秀
七百圓	十四株	同	春山喜平次
五百圓	十株	同	增澤理介
五百圓	十株	同	土屋三喜治
四百圓	八株	同	岸田脩直
三百圓	六株	同	宇敷則秀
三百圓	六株	同國同郡松代町	平民 中村金作
二百圓	四株	同	士族 宮島嘉織
二百圓	四株	同	三澤清美
二百圓	四株	同國同郡西條邨	同 富岡良右衛門
二百圓	四株	同	同 駒村佐十郎
二百圓	四株	同	同 大塚峰治
百五十圓	三株	同國同郡松代町	同 白川稅
百五十圓	三株	同	同 竹內直太郎

百五十圓	三株	同	宮入半之丞
百五十圓	三株	同	羽田三藏
百五十圓	三株	同	青柳增太郎
百五十圓	三株	同國同郡西條村	西澤貞取
百五十圓	三株	同	岸田義右衞門
百五十圓	三株	同	松本仙治
百五十圓	三株	同	成本治雄
百五十圓	三株	同	古川光義
百　圓	二株	同國同郡松代町	德田房人
百　圓	二株	同國同郡西條邨	清水角治
百　圓	二株	同	酒井周兵衞
百　圓	二株	同	吉澤周一郎
百　圓	二株	同	岸田耕造
百　圓	二株	同	小林林忠
百　圓	二株	同	倉島波之助
百　圓	二株	同	增澤藤十郎
百　圓	二株	同	相澤芳太郎

以上

信濃國埴科郡西條村

明治十一年十二月　　宇敷則秀

春山喜平次

六工社爲申合規則

六工社資本金拜借上願御許可ヲ奉蒙シタルニ付該拜借金永遠保全營業勉强殖産富國ノ基礎ヲ起サント欲ス因テ臨時會議ヲ開キ同盟協議シ決定スル所ノ條々左ノ如シ

第一條

一、六工社定則第三條ニ因リ各自所有ノ祿券豫而本社ヘ差入置タル分社長ヘ讓渡ノ手續ヲ以書換ノ上抵當ニ上納シ卽チ左ノ條約證書ヲ交付ス該金錄公債證書ハ渾テ政府ノ御買上相場ヲ以テ通價ト定ム

約定證券

一、金錄公債證書何分利附額面何百圓　番號　何丶丶

此通價金何百何拾圓也

右當社爲資本書面之通御差入正ニ受取拜借金抵當致上納候因テハ社長春山喜平次ノ名義ニ書換候ニ付テハ該券面ヘ對シ貴殿ニ於テ所有之權無之尤拜借金保護之義ハ統テ定則並ニ爲申合規則之趣ヲ確守シ決シテ違犯スヘカラス因テ約定證券如件

社印

社長

明治十二年十月　　何之某印

副社長　何之某印

取締役　何之某印

同　何之某印

社員

何之某殿

第二條

一、社長改撰スルト雖モ抵當ノ公債證書所有名義書換ヲ要セス因テ後任ノモノニテ勿論此義務ヲ負擔スルモノトス

第三條

一、該抵當金祿公債證書利子毎年兩度五月十一月社長副之内縣廳へ出頭シ御下ケ金領收ノ上松代第六十三國立銀行へ別段定期預ケノ約定ヲ以テ相預ケ置、拜借金年賦上納ノ豫備金トシ上納期限中ハ決シテ之ヲ引戻スコヲ得ヘカラス

第四條

一、社員事故アリテ出仕ヲ望メハ定則第二十一條ニ因リ之ヲ置分シ本社ヘ差入タル金祿公債證書ニ對スル證書ヲ買入レ以テ之ヲ返却スヘシ

但シ本條額面ヘ對スル毎年御下附ノ利子ハ精算ノ上本社收益金ノ内ヲ以テ割戻シ第六十三國立銀行へ別段定期預ケノ利子ハ追年本社へ收メ本人へ不拂戻モノトス

第五條

一、該金祿公債證書當籤之節ハ右ヘ對スル金祿公債證書買入代リトシテ上納ス右歩合金有餘ノ如キハ第三條ノ手續ヲ以テ第六十三國立銀行へ預ケ置クベシ

第六條

一、明治二十二年ニ至リ拜借金年賦上納相濟低當品御下附ノ節ハ更ニ株主ノ總會ヲナシ衆議ヲ採リ永遠活計ノ方向ヲ得殖産富國ノ一大基本ヲ立ツルコヲ要ス

第七條

一、此爲申合規則ハ之ヲ二通ニ認メ一通ハ本社ニ藏メ一通ハ奉呈シテ他日之保證ニ供シ候事

右ノ條確定シタル證據トシテ各姓名ヲ自記シ調印致候事

長野縣埴科郡西條村百五番地

春山喜平次

同　三百五十七番地

宇敷則秀

同　二百十八番地
大里忠一郎
同　百六番地
增澤理介
同　二百五十二番地
土屋三喜治
同　百十五番地
岸田脩直
同　三百五十七番地
宇敷則明
同　松代町
中村金作
同　千二百六十八番地
宮島嘉藏
同　同　九十一番地
三澤清美
同　西條村二百十番地
宮岡良右衞門
同　三百三十八番地
駒村佐十郎

同　二百十一番地
大塚峰治
同　松代町百十三番地
白川稅
同　同　千二百九十七番地
竹内直太郎
同　同　五百七十一番地
宮入半之丞
同　同　千二百九十三番地
羽田三藏
同　同　千二百十一番地
青柳增太郎
同　西條村三百五十九番地
西澤貞取
同　同　二百四十七番地
岸田義右衞門
同　同　百三十三番地
松本仙治
同　同　八十七番地
成本治雄

同　三百六十八番地
同　古川光義
同　松代町千二百四十七番地
同　徳田房人
同　西條村八十二番地
同　清水角治
同　百三番地
同　酒井周兵衛
同　二百九番地
同　吉澤周一郎
同　二百三十一番地
同　岸田耕造
同　四百一番地
同　小林林忠
同　三十三番地
同　倉島波之助
同　八十三番地
同　增澤藤十郎
同　百七番地
同　相澤芳太郎

合資會社六工社定款

明治二十五年本縣へ提出セルモノ

第一章　總則

第一條　當社ハ合資會社ノ法制ニ從ヒ茲ニ從前ノ定款ヲ改正シ合資會社六工社ト改稱シ長野縣埴科郡松代町三十七番地ニ設置ス

第二條　當社ノ目的ハ生絲屑物並ニ織物類製造賣買及之ニ附帶セル事業及繭絲屑物並ニ織物類ノ受託賣買ノ事業ヲ營ミ以テ本業ノ伸張ヲ計ルニアリ

目的ノ營業ニ必要又ハ便利ノ事業ハ當社營業ノ部內ニ包含スルモノト看做ス而シテ其事業ノ取捨ハ事務擔當人ノ決定ニ任ズ

第三條　當社ノ製絲ハ精細ニ品位ヲ鑑定評定シ其等級ニ依リ當社ノ商票ヲ貼付スベシ

但　等外品若ハ一束ニ滿タザルモノハ商標ヲ貼付セズ

第四條　當社々員ノ責任ハ有限ニシテ其出資額ニ止ルモノトス

第二章　資本及出資

第五條　當社ノ資本金ハ金一萬五千圓トス

第六條　當社ハ社員四名ヲ以テ組織シ各社員出資額ハ左ノ如シ

金七百五十圓也　大里　孝
金七百五十圓也　土屋三喜治
金一千五百圓也　大里忠一郎
金一萬二千圓也　羽田桂之助
計金一萬五千圓也

第三章　社員ノ權利義務

第七條　社員ノ議決權ハ出資額ニヨリ等差アルコトナシ

第八條　社員ハ當社ノ營業年限中出資ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得ズ
但總社員ノ承諾ヲ經テ出資ノ幾分ヲ拂戻スルハ此限リニアラズ

第九條　各社員ハ業務擔當人ノ認可ヲ得テ其持分ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得此場合ニ取得者ハ讓渡人ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第四章　役員ノ選任及權限

第十條　當社ニ業務擔當人トシテ左ノ役員ヲ置ク
一、社　長　一名
一、副社長　一名

第十一條　社長ハ此ノ定款ノ條項及總會ノ決議ヲ施行シ當社ノ營業ニ關スル百般ノ事務ヲ處理擔當ス

第十二條　副社長ハ社長ヲ翼賛シ社長事故アルトキハ其事務ヲ代理シ社長ト連帶シテ其責ニ任ズ

第十三條　業務擔當人ハ社員中ヨリ選任シ其任期ハ一ケ年トス
但シ總社員四分ノ三以上ノ同意アルトキハ一ケ年以内ト雖モ解任スルコトヲ得此場合ニ後任者ハ前任者ノ任期ヲ起ユルコトヲ得ズ

業務擔當人ノ選任ハ總社員四分ノ三ノ多數決ニ依ル

第十四條　業務擔當人ハ裁判上ト裁判外トヲ問ズ總テ會社ノ事務ニ付キ會社ヲ代表ス

第十五條　業務擔當人ハ其在任中ニ生ジタル損失ハ故意ニ出ルニアラザレバ自己ニ其責ヲ負ハズ

第十六條　業務擔當人ハ會社ノ營業上必要アルトキハ他ヨリ金員ヲ借入レ又ハ他ニ立替ヲ爲スコトヲ得

第十七條　業務擔當人ハ業務ノ施行ニ關スル手續ヲ定メ及當社ノ爲メ必要又ハ有益ト認ムルトキハ當社ノ事業ノ幾部ヲ臨時社外ニ委囑シ又ハ必要ノ人員ヲ雇入ルヽコトヲ得

第十八條　業務擔當人ハ自己ノ計算ニテモ第三者ノ計算ニテモ當社ノ營業部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得ズ

第十九條　業務擔當人ノ報酬ハ社員總會ニ於テ之レヲ定ム

第廿條　社員中ヨリ顧問役ヲ推薦シ以テ當社ノ事業ニ關シ相談ニ備フルコトヲ得

第五章　社員總會

第廿一條　業務擔當人ハ決算期ヨリ一ケ月以内ニ於テ總社員ヲ召集シ事業ノ景況ヲ報告シ貸借對照表ヲ作リ總會ノ檢査及ビ認定ヲ受クベキモノトス

但シ業務擔當人ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ社員二名以上ノ申立アルトキハ臨時總會ヲ召集スベシ

第二十二條　臨時總會ニ於テ議スベキ事項ハ總社員ノ過半數ヲ以テ決ス

第二十三條　當社ノ損益決算ハ毎年一月ヨリ五月ノ間トシ業務ノ都合ニヨリ業務擔當人ニ於テ適宜決定シ純益金ハ總社員決議ノ上之レヲ處分スルモノトス

第二十四條　當社ニ損失アリテ資本金減少スル時ハ資本高ニ復スル迄利益金ノ分配ヲ爲サヾルモノトス

第六章　解散

第二十五條　當社ハ社員過半數ノ決議ニ依リ何時ニテモ解散スルコトヲ得ルモノトス

第七章　諸契約印章

第二十六條　債務又ハ責任ノ契約又ハ認諾ニシテ當社ヲ羈束スルニハ必ズ當社ノ社名及印章ヲ用ヒ且業務擔當人ノ署名捺印スルヲ要ス若シ此ノ要件ノ一ヲ缺カバ當社ハ其責ニ任セズ

第二十七條　當社ノ印章左ノ如シ

（字體隷書方一寸一分）

合資會社六工社之印

第八章　雜則

第二十八條　此ノ定款ハ實施ノ上都合ニヨリ總會ノ決議ヲ以テ何時ニテモ更正加除スルコトヲ得ベシ

以上此ノ定款ハ總社員ノ多數決ヲ以テ改正決定シタルヲ證明スル爲メ各自記名調印スルモノナリ

信濃國埴科郡松代町三十七番地
大里孝

同國同郡同町同番地
大里忠一郎

同國同郡西條村百六十二番地
土屋三喜治

同國同郡松代町千二百十二番地
羽田桂之進

第三節　信州各地に於ける器械製絲の勃興

中野製絲場

下高井郡中野町は江戸幕府時代幕府の直轄地にして代官の駐在所たり、明治維新後伊那縣中野廳所在地となり、明治三年中野縣廳の所在地となり（註明治三年九月十七日割伊奈縣管轄地置之）常に地方政治の中心都市として商業繁昌し其物産の如きも文久三年中野村輸出高を見るに

一、繭百五十九石
一、蠶卵紙　二萬二千二百二十四枚内二萬枚輸出
一、生絲百八十貫目
一、出殼繭　三百六十八石
一、白紬　八千匹

等にして相當豊富なるものなりしが、明治三年十二月〇〇日暴動蜂起し、之が爲に市中不斷燒失し、ことに有產階級の住宅土藏等放火又は破壞されしもの大部分を占めしかば從來の不景氣に彌が上にも拍車をかけ同町の財政は益々困難に陷れり。然るに翌四年六月中野縣廳せられ同月廿五日（註一）長野村に移廳するに至りしかば同町の疲弊益々甚しく失業者續出するに至れり。

註（一）

其縣自今長野縣ト被改候事

辛未　六月　　太政官

前書之通被仰出候間可得其意就而ハ來廿五日長野村へ移廳相成候間同日以後ハ諸願伺届等都而同所縣廳に差出可申旨無洩可觸示此廻章早々順達留村ゟ可相返者也

辛未　七月十三日　（明治四年）

中野縣廳

於玆同町有志相謀り一大製絲場を建設して一は以て失業者に職を授け一は以て同町の物産を增し以て疲弊困憊の極に達せる同町財政の更生を圖らんとし、副戶長近山勝右衞門綿貫政平、山岸清左衞門、町田儀平、戶長白井彦兵衞區長山岸精一郎等連署を以て長野縣權令立木兼善宛出願せり。

縣に於ても大いに之に同情して小久保少屬を派して之を奬勵し、中野町有志の醵金二千六百五十九圓、近傍町村有志の醵金四百弐拾參圓縣費四百五十圓總工費參千五百參拾弐圓を以て地を中野町の東北常樂寺大門に相し間口十六間奥行六間の繰絲場其他の建物を建築せり。

左圖は明治六年縣廳へ提出せる願書に添付せる圖面の寫しなり。

又、左の寫眞は創業當時の中野製絲場を同町出身の畫家法眼關長年の描きて近山勝右衞門に贈れるものにして以て當時の盛況と水力運轉による器械製絲の狀況とを察し得べき貴重なる資料なり。

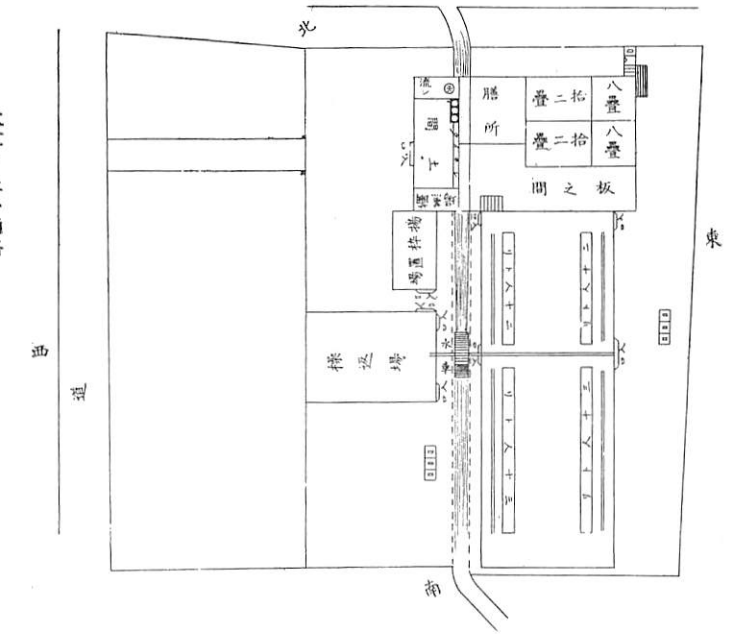



中野製絲場之圖　（近山覺重氏藏）

又、中野製絲所建物の見積書は次の如し。

器械
役所
操返場

建築積立

役所建築積立〆金六百四拾八圓貳錢貳厘
器械所建營積立〆金五百廿八圓壹錢貳厘六毛
操返場建營積立〆金百拾六圓七錢四厘
惣〆金壹千貳百九拾貳圓拾錢八厘六毛（千貳百九拾參圓八厘六毛ノ誤）

右ハ製絲器械所御普請建家見積代金取調奉差上候處相違無御座候以上

右

中野村請負人
大工　籾山久太郎㊞
同　上村七藏㊞
同　渡邊直作㊞

明治六年七月

中野製絲所は如斯縣の奬勵と、中野町及附近町村の共力とによりて工事に着手し、明治六年八月竣工と同時に繰業を

開始せるものにして、半官設とも稱すべく、其工事中も常に縣官員出張して監督の任に當れるが如く、左の書類は之を證するものなり。

（本多勝柄案）

一、中野町に製絲器械取設ニ付而ハ是迄說諭之有無ヲ論ゼス區內出金ハ一ト先、差出切ト心得上納可致旨相達可申哉

一、製絲所法方相立チ益金有之候期ニ至リ候ハヾ何年賦ゟカ取極元金に利子相副下ケ渡可申積相達し可置哉

一、器械場出來迄ハ官ニテ世話致シ遣可申哉

符箋一、製絲會社出來迄官ニ而世話いゑし遣候積相達し有之候上ハ營繕中生產係ハ人邂逅見リ候而ハ如件

符箋二、器械出來迄ニ不限製絲所法則彌相立候迄官ニテ世話爲致候方如何 ㊟ 下野

一、出納會計ヲ掌ル者取極可申出旨相達可申哉

符箋上略但會計掛リハ正副區長ニ而兼任申付可然ト存候

一、世話方並營繕掛リ共下方申立之人名に被仰付可然哉

一、出納會計ヲ掌ル者ハ元締ト稱シ世話方並營繕掛リ共呼出人撰之通被仰付候段申渡請書可申付哉

一、器械場出來之上ハ下方に御渡切相成候儀ニ付繭買入工女雇入等ハ差支無之樣可取計旨相達可申哉

符箋　器械場出來之上ハ繭買入工女雇入方等ハ世話取締役擔當爲致而ハ如何 下野

一、下方出金差出方之儀ハ季節見込申立次第適宜官ニテ取立下ケ渡可申哉

符箋出金之義季節ニ至リ申立次第出金人ゟ取立候樣ニ而ハ遲延及ヒ可申ものも萬一有之候儀計出金願出候節ハ其時ニ縣廳へ取立置會社ゟ願立次第下ケ渡候而ハ如何ト愚考 ㊟

一、入費高壹割御下ケ金之外下方出金模様ニ寄諸入費仕拂差支拜借願出候ハヽ是迄掛リ小久保少屬ヨリ申渡置候次第も有之且器械創業之事ニ付非常之御詮義ヲ以一時御繰替多少御貸渡可有之哉

但凡見込金千圓也

一、製絲所規則法相立早々可伺出旨可申渡哉

右ゝ中野町に製絲所御取設ニ付取計方相伺申候猶相洩候義ゝ追々伺可申候

七月五日（明治六年）

備考 ㊢ハ楢崎寛直、 ㊣ 等は檢印なり。

尙工事着手の月日及竣工の日等は史料欠乏して知るに由なきも、六年八月に繰業を開始せる事は明治十年長野縣管下製絲工場調、明治九年及十一年の拜借金願書等にも見え、上高井郡雁田に於て關菊之助が小野組の助力を得て建築明治六年七月七日開場せる九十六人取の製絲工場と共に長野縣に於ける器械製絲工場の鼻祖と稱すべく當時の筑摩縣管下諏方郡下桑原村の深山田社と共に信州に於ける工場經營による大規模なる製絲工場の權與なり。

然も翌七年には釜數を增加して二百人取となせしかば其規模の大なる點に於て官設富岡及奥州二本松製絲場と共に我國三大製絲場と稱せらる。

然れども其設備及繰絲の方法經營の內容等に至りては同所が半官設の共立にして終始一貫せる經營者もなく又數年にして屢々經營者を替え遂に廢業の悲運に際會せしかは史料散送して知るに由なきを遺憾とす。

而して同所の責任者として出納會計は前記縣書類に見る如く正副區長に兼任せしめたる關係上山岸精一郎を社長と

記せるものあれども明治十年長野縣製絲場調には「共有持」とあり十二年二月調査には「共立製絲所」とありて當時は社長も社名もなかりしが如し。

同所は資本少き爲最初より賃挽の方法によりしも收支償はず常に資金難に苦しみしが明治九年には政府より七ケ年賦にて金三千五百圓を借入れ以て共挽回を圖らんとして長野縣に出願し、縣に於ても創立以來の關係上捨置く能はず內務省へ請願し同年四月十八日を以て貸下げの恩命に接せり。

租第二十七號

中野町製絲場本資金拜借ノ義伺

管下信濃國中野町ノ義去ル午年舊中野縣下暴動之節市中不殘燒失ニ相成一同困苦罷在候處縣廳ハ長野町ヘ移轉旁一層活計方目途ヲ失ヒ憫然ノ次第ニ候去ル六年一月以來人民困難ノ情体不忍見聞候ニ付水車仕懸製絲場設立ノ義最寄村々富有ノ者共ヘ中野町立直方トシテ同盟募金及說諭追々設立ノ手段相立夫々取掛追々ニ盛大ニ可爲致見込ノ處累年蠶種紙並生絲代價及下落就中同町ハ蠶種生絲製造所ニ有之共立ノ者共一般及破產必至困迫之折柄右製絲場ハ凡半方建築相成候處諸拂方差支共儘差置候外手段無之種々歎願申立候ニ付近村有志ノ者ヘ募金及說諭種々以才覺漸々取續細々營業罷在既ニ昨八年橫濱表ヘ聊出荷ノ處一際品位相揃ヒ於洋人モ專ラ懇望ノ趣ニテ多數出荷候ハヾ隨而益金モ相增可申ノ處前文ノ次第ニテ自今ノ景況無餘儀製絲場本資金拜借願出候ニ付取調ノ上官員差出篤ト事情承糺候處申立ノ通相違無之不忍見聞次第ニ付拜借金消却方法見込製絲出納總計及有志金抵當地等實地爲及檢查候處事實相違無之ニ付人民保護ノ御主意且ハ御國產名譽可引起一端ニテ難差置義ニ付願金高三千五百圓利子年四朱ノ割ヲ以テ御貸下相成返上納ノ義ハ本年ヨリ七ケ年賦一ケ年五百圓ヅヽ年々十月限リ無相違返納可爲致候間特別ノ御詮議ヲ以テ御聞届相成候樣致シ度

然ル上ハ向來急度御國産ヲ引起シ同所立直ハ不及申管內各村製絲品位相進方ノ勸ニモ相成隨而御國益ニモ可相成義ニ付情態御明察如何樣ニモ御許容相成度仍テ拜借金證券場所繪圖面出納概計表有志差加金一人別及歎願書共相添此段御伺候也

明治九年一月十八日　　長官

內務卿　大久保利通　殿

書面之趣金三千五百圓製絲所資本トシテ其縣ニ貸下ゲ候條相當ノ抵當品ヘ地元戶長奧書爲致確實ノ證書共廳ニ取置キ右品書寫相副金額受取方大藏省ヘ可申出其返納ノ義ハ當明治九年七月ヨリ十六年六月迄七ケ年間ニ割合年々五月限リ返納ノ義ト可相心得尤モ利子ノ義ハ年六朱（卽百分ノ六ニ引直シ）前季ノ通リ年々元金一同上納ノ積ヲ以ヲ山岸清左衞門外十四名ヘ貸渡將來精良ノ品位產出候樣厚可致說諭事

但シ初年度利子ノ義ハ金額受取候其月ヨリ起算シ尤モ取立方ノ義ハ十五日前貸ノ分ハ一ケ月分十六日後貸下候ヘバ半ケ月分ニ起算可致事

明治九年四月十八日　　內務卿　大久保利通

然れども其後の經營宜しからず、從來の焚釜器械は薪炭を要する事多く各釜湯の溫度一定ならず隨而製絲も一定せずとの理由により明治十年之を廢して蒸汽器械にかへしも工事不完全の爲蒸氣薄弱にして沸騰に至らず不得止製絲數量を減じ、薪を用ふる等の爲損失金三千圓に及び翌十一年には此器械を捨て更に完全なる蒸氣器械に改造せるも今度は購繭資金無く再び資本金三萬圓の貸下方を嘆願せり同嘆願書に「多年勞役を累ね授業なしたる工女三百餘名も有之ながら目今之を廢業可致は如何にも心外遺憾に不堪」といひ或は「滿場工女あるも一粒の生繭無之東西奔走漸商夫に

邂逅するも唯命之聽製絲着業候より利益の細小なるは勿論製絲品位の精粗を正否なすの違あらず遂に器械の聲價を損す」と悲痛なる叫びをあぐるに至れり。

然れども是曾に同製絲所經營者の罪のみに非ず官の奬勵により眞に自己の本業として飽迄此の爲に奮闘せんとする卽ち之を生命線として死守する底の覺悟を有する實業家の經營に非ず「貧窶の小民の勞力を盡したる資本」たる事は事實なるも經營者は區長戸長といへる如き肩書の人々にて斯道の經驗知識を有せる人々に非ず且、其人々の生活は別に窮迫して飽迄製絲業によつて活きんとするにもあらず。かゝる人々によつて經營さるゝが故に十年の如き失敗も當然來るべき運命にありたりと云はざるを得ず。內務省勸農局速水堅曹は蠶業視察として明治十年九月一日午後中野製絲場を見て之れが感想と批評とを、述べたるものはよく此邊の消息を喝破せり。曰く

「九月一日午後中野町の器械を一覽す共有社と稱し二百人取、此業場は發端官の說諭に成りしも方法未立たず、眞に夢中の如し。今賃引を成す。而して擔任者も無く、業務經濟共に知らざるものゝ考按にして器械は種々不都合あり規則は悉く紊れ、說諭せんとするも責任者なし。嗚呼官に於て猥りに愚人を誘導するの弊此に至るかと嘆息す」

と書して擱筆せり。世の指導の地位にある者再讀三思すべきにあらずや。

信陽社時代

明治十四年中野製絲場は負債山積し當時長野西町に在りし長野銀行へ擔保に入るゝに至りしかば時の縣令楢崎寬直は本縣勸業課長本多勝柄をして之が經營指導の任に當らしむる事とせしかば同氏は本職を辭し、長野銀行頭取荒木左衞門同行重役山口粂太の二氏と共に此製絲場を經營する事となり名も信陽社と改めて繰業を開始するに至れり。

本多氏經營主任となりしより繭藏及び見世を造り、繰絲の方面に於ても改良を施し、極めて良質の生絲を生產する爲



本田勝柄（烏田五郎氏藏）

に苦心經營せるも時恰も絲價暴落に際し、ことに其販賣に關して横濱在留外國貿易商との間に葛藤を生ぜる等の不況時代に遭逢せしかば經營意の如くならず僅々二ケ年にして廢業するに至れり。

日の出松社時代

本多氏廢業後明治十六年より中野町田中作兵衞之を引受け日の出松製絲場と號し同年春挽より運轉せしが製絲場の指導監督は專ら本多氏の女婿島田五郎氏之に當り會計は作兵衞の弟關太郎之に當れり。

然るに田中氏の經營四年（？）にして關島之助（中野町誌に山口島之助とあり）弟仲七兩人に之を引受け營業せしも僅か一ケ年にて失敗し明治二十年五月より再び田中家にて經營するに至れり。

元來田中家は中野地方の素封家にして古くより綿の製造販賣業を營み、同地方に綿栽培の盛なりし時代に之を買集めて「中綿」「よりこ」等の製造を業とせり。田中作兵衞未亡人（日の出松創業時代作兵衞の令息幼名助太郎襲名して作兵衞と稱す）の談によれば其頃同家には二十余人の女工が居て眞劍で製造する「よりこ」は毎日其の日の中に賣れて仕舞ふ「よりこ」は絲に紡いで持つて來て又「よりこ」と換へて行く者もあり、木綿織にして來て換へて行く者もあつた。又、「よりこ」や「綿」を直接買つて行く者もあつて非常に繁昌した。其頃は蠶業が今日の様に盛んでなかつた時代であるから、春蠶の繭の出來る迄と冬とは製絲の原料がない爲大抵休業して居た、從つて此間の支出の爲に、多少利益があつても食ひ込んで仕

舞ふのが普通であつたが内ではこんな譯でそんな事は無かつた。」といふ。

田中氏は元來かゝる纖維工業に關係ある家に育ちたる生粹の商人なるが上に、經營の手腕も勝れ、且、機を見るに敏にして前々よりの職業の關係上地方の信用ありし爲、藏代の如きも一々支拂はずとも置いて行くといふ有樣であり且、橫濱の問屋等よりも場合によつては十分融通をなせし爲其發展目覺しく藏倉庫の如きも頗る美事なるものを建築するに至れり。二代目作兵衞氏經營の時代は絲價漸く安定し明治廿三年米國銀貨問題の爲に暴落せるを除けば概して順調に運びことに明治三十二年の如きは八百圓(五月)より千三百圓(十一月)に暴騰せる爲非常の好景氣となり未曾有の利益を得たりといふ。

然るに好事魔多く大膽にして商機を見るに敏なりし同氏は此三十二年の枠洗ひと同時に逝去し跡には夫人と遺兒のミなりし爲遂に廢業の止むなきに至れり。然れども其爲同家は他の製絲家が翌卅三年の暴落にて失敗倒產者續出せる際にも其禍を免れ依然として今日に至る迄繁昌を續くるを得たり。

中野製絲場水車跡

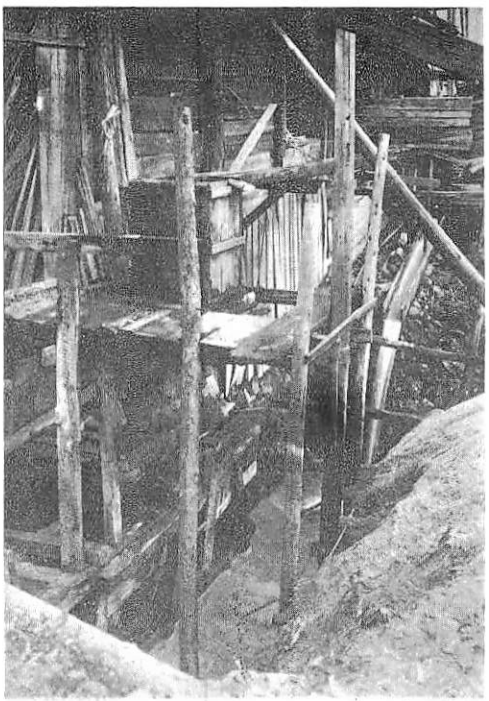

石垣の所は夜間瀨川の水を引いて濕を作りし所なり

田中作兵衛沒後も日の出松の社名を變更せず上高井郡小布施村中村才助中野東町の北島屋、下高井郡田麥村の某等代る代る之を經營せしが何れも失敗に終り、創業の古き點に於て又規模の大なる點に於て上州富岡、岩代、二本松と共に本邦の三大製絲と稱せられたる中野製絲場も明治三十八年全く廢業の止むなきに至れり。

其後、大正五年五月東京より山崎友作なる人來りて此製絲場跡の水車を利用して製材業を始めしも二年にして廢業し、大正七年五月より下田彦作なる者製材業を營み居たりしが、最近電力の普及と共に水車を廢し、昭和六年七月よりは電力を以て製材業を營み居れり。寫眞は當時の面影を存する中野製絲場水車場跡なり。

中野製絲所各時代製絲高

調査年月 / 項目	共立中野製絲所時代		信陽會社時代	日の出松時代	
	明治十年五月	明治十二年二月	明治十六年十二月	明治二十六年十月調	
釜數	二〇〇	二〇〇	六四	一三四	
蒸氣焚大別	焚火	蒸氣	蒸氣	蒸氣	
運轉	水力	水力	水力	水力	
一ヶ年製絲高	一一、一四〇	六四〇	三四三〆	一、三四〇〆	
職工 男	一	一〇〇	七五	？	
職工 女	二〇〇	二一〇〇			
經費	一	一	二、一八七	？	
純益	一	一	一	？	

明治維新後松本平に於ける器械製絲の創業者は何人なるや頗る明瞭を闕くと雖、明治六年の調査によれば岡本村瀧澤作五郎二木立造南深志町近藤源次郎、村井町村八木茂戸、北新村長岡敬十郎、津野喜八(伴野喜八?)の五ケ所に器械製絲あり、而して八木、長岡、津野の三は十人取にして運轉に何を用ひたるやも不明なれど岡本村及南深志の工場は何れも十八人取にして運轉には徑一丈の水車を用ひたる旨を明記しあれバ恐らくは此二製絲場が松本平に於ける權輿ならん而して此二工場は共に東京小野善助の松本出店請浦生庄七の出資によりて出來たるものにして殊に岡本村淺間製絲場につきては本縣公文中に左の書類あり。

以書付奉申上候

當御管內御國産之生絲盛大ニ相成候處筑摩郡淺間村溫泉之儀素ヨリ清湯ニテ從來製絲ニ相用至テ艶美上品ニ出來候ニ付當御縣御爲換方小野善助名代浦生庄七方ニテ當六月中イタリヤ國製絲器械普請相始八月中出來私共世話方被申附追々製造仕候處絲掛子等モ手馴候ニ付今般右出來之製絲差入御被見ニ候以上

第二大區五小區筑摩郡淺間村
右絲世話方
瀧澤作五郎○
同
二木立造○

明治六年十月十七日

筑摩縣權令　永山盛輝殿

(明治六年公文編册生絲ノ部二)

卽同工場は信州に於ける小野組經營の他の工場と同じく伊太利式十八人取器械にして明治六年六月起工し、同年八月竣工と同時に繰業を開始し、十月に至り既に精好なる生絲を得たるを以て永山權令に差上ぐるに至れるを知るべく南深志町に於ける近藤源次郎擔當の十八人取製絲場も等しく小野組の經營にして明治六年十二月の調査に載せたる點より見て略々同時に開業せるものに非ずやと想像せらる。

要するに松本平に於ける器械製絲の創業者は其後の調査に前記廣丘村の八木茂戸は五年五月の創業と記し（明治六年筑摩縣の調査に記載しあれば蓋し五年五月創業せるものならん。然れども明治十三年本縣共進會の申告書には明治九年三月一八にて上州富岡を模し水車を用ひ二十人繰器械を裝置すとあれば明治九年富岡式に改めしものか）同村の安藤音十も五年五月と稱し和田村の百瀨寬次（同人の明治十三年申告書には四年手挽より二十八人の座繰とす七年炭火七人取器械とし九年富岡に模し工女二十人取とすとあり。）上原源十郎の二人は五年四月と稱し筑摩地村吉田吉郎次は六年五月といひ塩尻町村の吉江唯七は六年七月と稱し何れも多少小野組より早き樣に報告しあれども八木長岡の兩名を除けば他は六年の調査にも記載されず、且其後自家の報告にも座繰と明記しある程なれバ座繰器械にして所謂器械製絲には非ざるものゝ如し。

卽ち松本平に歐洲風の器械製絲を創立して同地方器械製絲の先驅を爲せるものは淺間の二木立造、瀧澤作五郎、南深志の近藤源次郎等の工場にして三氏の功亦沒す可らざるものなるを知るべし。

近藤、瀧澤の兩氏は小野組閉店後挫折せるが如くなれど二木立造は小野組閉店後先に擔當せる工場を拂下げ、明治九年富岡製絲場に行きて之を熟覽せるも微力不可及を知り松本の鐵工丸山彌平なる者と謀り同年より十二年迄四ケ年間に五度改造し漸く輕便の汽罐を發明し其價五十圓乃至百圓にて三十釜乃至五十釜に充用し得るものを製造するを得之を用ひて製絲し明治十年內國勸業博覽會に出品して花紋賞牌を賜はり益々製絲業を興さんとせしも未だ果さずして病沒し嗣子種作其跡をつぎ事業を擴張して二十六人取とし、同族二木端午も明治九年七月より六十人取製絲工場を淺

間に創めて共に明治十三年頃營業せるが如し。明治十三年申告書によれば「明治十一年蒸汽罐を横須賀より買入一層勉勵すと雖工女未だ進まず、製絲は三井物産會社に依頼して佛國里昂に賣ると雖開業以來三ヶ年一年たりとも利益なしといひて左表を添えたり。

明治十年	明治十一年	明治十二年	明治十三年申告迄
八〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、八二八斤五	一、三五二斤
四、八〇〇圓	七、〇〇〇圓	一五、九二五	未詳

尚二本端午の跡は明治十六年頃より奥澤喜十郎之を經營せるが如し。奥澤喜十郎は二木端午の弟に生れ出でゝ奥澤家を繼げる人にして明治四十二三年頃迄信府組と稱し安原の赤羽勝太郎村井の安藤類次横田の穗刈某堂町の下里某と共に共同出荷を行へりといふ。

又片丘村田中右一は其申告書によれば明治三年前橋縣民の製絲所を視察し、歸りて器械製絲に改めんとせるも容易に行はれず、其後富岡製絲場成るに及び自ら同場に入りブリュナ氏の直傳をうけ歸りて彼此酌量參考して器械製絲を創めたること別項十三年申告書に見る加く明治十二年には一社を結びて榮成社と稱し田中氏自ら巡廻監督せりといふ然れども是等の件につき片丘村役場につきて調査せるも今日何等記錄の徵すべきものなきもブリウナの直傳をうけたるを事實とせば松本平に於ける佛國式製絲の創始者ならん。

片岡村

田中右一申告書

抑養蠶製絲ノ業タルヤ輸出第一ノ要品タルヿ夙ニ著明ニシテ頗ル其巧積ヲ顯スト雖モ吾信濃ノ如キ現ニ蠶業ニ宜キ

地ニシテ久シク他業ニ委シ製絲ニ佳ナル繭ヲ得ルモ其製猶粗漏ニ屬スルモノナキニ非ス之レ實ニ從來ノ慣習タル手引製或ハ坐繰ヲ以テ製造ヲ爲セシガ我國通商ヲ開シヨリ以來生絲ノ名海外ニ著レ物産ノ冠タルヲ以テ其價一時ニ騰貴シ農商不虞ノ利ヲ得タルニヨリ會々僞製質造ヲ爲シ狡奸利ヲ規ルモノ多ク嘗テ英國倫敦ニ於テ機工ニ適セサル者數千筐堆棄スルニ至リ是ニ於テ聲價頓ニ下落シ輸出ノ數モ亦漸減ス之カ爲ニ農商産ヲ破ル者比々之アルニ至ル予常ニ之ヲ患ヒ方今ノ際ニ當ツテ宜ク富岡興産ノ計ヲ爲ニハ豈又勉メテ輸出物産ノ冠タル養蠶製絲ノ浩業ヲ振起改良シ以テ其産出ノ增植ヲ謀ニ加ン乎然而信ヲ海外ニ取ニ非ンバ焉ソ人民生産ノ基礎ヲ立貿易ノ利源ヲ開クヲ得ント熟々其方便ヲ考ルニ未其術ヲ得ス當ニ從來ノ坐操ニ工夫ヲ廻シ繰絲ニ捻撚ノカヽルト揚枠ニ綾振ヲ附是ヲ試ムルニ再繰容便ニシテ品位殊ニ優美ナリ依之彌々志ヲ勵マシ養蠶擴張製絲改良ノ事ニ注慮シ鄉里ノ庶民ヲ奬勵シ努メテ草萊之原野ヲ開墾シ桑樹ヲ植栽培養セシメ吾信國ヲシテ益養蠶ヲ盛大ナラシメ製絲ノ事業ヲ大ニ振作スル所アラシメントス是ニ於テヤ臥テハ千思萬考シ起テハ旁咨博詢ス折柄傳聞ス或人ノ曰フ今度上州前橋ニ於テ深澤速水ノ兩氏力ヲ協セ瑞西人ヲ雇ヒ一ノ製絲場ヲ創設セリト予直ニ該所ニ至リ其便否ヲ觀察スルニ舊來ノ座操ニ比スレハ其規模ノ大ニシテ勞ヲ省キ事業速ニシテ製額ノ多キヲ信認シ是ヨリ鄉里ニ歸リ國內ノ有力者ニ謀リ器械ノ便捷ノ巧用ヲ說キ東奔西走此レカ革正ヲ勸奬スト雖モ動モスレハ因循狐疑シ實ニ着手スル者甚稀ナリ之ニ加フルニ大工其他職工ノ未タ建設熟練ナル者ナク經營尤困難ニシテ未タ整備ノ竣功遂ル能ハス殆ント敗失ヲ取ラントス然ニ方今政府ノ厚ク勸業ニ注意セラル辱クモ朝廷方ニ觀察採擇スル所アリ議ヲ民部大藏兩省ニ下シ其建議ヲ可トシ一時巨額ノ費ヲ覩ミスシテ萬世ノ大利ヲ謀リ上州富岡ニ一ノ大製絲場ヲ建築セラル乃チ其事ニ從ハシム實ニ明治三年春二月也然ト雖モ事業浩大ニシテ經營速ナラス凡二年ヲ經ル明治五年七月ニ至リ漸構造就成ス同年十月竣功ヲ奏シ繰絲開業ノ緒ニ就ケリ其主意タル素ヨリ精良ノ生絲ヲ製出シ外

カ聲譽ヲ海外ニ轟カシ內ハ人民模範ノ爲裝設セラレ有志者ハ傳習ヲ免シ他日延テ之ヲ天下ニ及ホサント叡旨ヲ感体シ予卽傳習ヲ志願シ該所ニ行キ職ヲ奉シ佛人プリユナ氏ノ敎授ヲ學ヒ夙興夜寢以業務ヲ勵ミ其間該所機械惣体大小トナク悉ク圖面ニ採リ粗臆測了知スルヲ以テ職ヲ辭シ國ニ歸リ再ヒ衆庶ヲ鼓舞シ豫メ謄寫スル處ノ圖記ヲ以テ參考酌量シ力メテ入費ノ減少ヲ計リ此ヲ職工ニ示シ蒸汽ノ運轉ハ水車ヲ用ヒ繰絲揚枠ノ器械ハ必要ノ所ハ金物ヲ用ユレ𪜈多クハ諸財木ヲ以テ之ヲ作リ製造ヲ試ムルニ特ニ純美ノ良品ヲ製絲セリ此ヲ販賣スルニ價格三分ノ一ヲ增セリ是ニ依テ庶人始テ之ヲ欣美シ四方靡然トシテ之ヲ倣ヒ工業日月ニ進歩ノ景狀ヲ觀ル玆ニ至テ初テ久來ノ素思ヲ達スルヲ得タリ是ヨリ一層奮勵ノ氣力ヲ增シ去ヌル明治十一年中原某ト謀リ力メテ物産ヲ弘張シ益々商業盛大ナラシメンコヲ企テ結社ノ便利ナルコヲ近邊同業ノ者ニ說クニ衆之ニ應ス明治十二年一社ヲ結立シ榮成社ト稱ス然ニ衆皆予ニ本社監督ノコヲ望ム乃チ諾シテ任ヲ受爾來社中ヲ廻覽シ頗ル製絲ノ隆運ヲ贊シ且又資本融通ノ便法ヲ設ケ産出ノ生絲ハ盡ク橫濱ニ輸送シ販賣スルニ絲品同製ニシテ〔テドロ〕相揃産出ノ增加スルヨリ亦幾分ノ價格ヲ增セリ旣ニ客歲橫濱ニ於テ共進會ニ本社々長中原某ヲシテ出品セシム然ルニ四等ノ褒賞ヲ受ク猶本年ニ至リ我縣廳ニ於テ同州上田町ニ共進會ヲ開說セラレ管內ヨリ產出スル物產ヲ陳列シ其巧拙精粗優劣ヲ一場ニ判明シ農商各其職業ヲシテ進取競勵セシメントノ御注意ヲ奉体シ謹而前書ノ出品ヲ爲ス依聊起業ノ沿革ノ總說履歷ノ概略ヲ陳述スルコ爾

前書申告ノ件々相違無之候也

明治十三年十月

出品主

田中右一㊞

前書相違無之候ニ付保証仕候也

戸長代理

筆生　上條彌衛㊞

深山田製絲場設立の影響

深山田製絲場の創業と共に其影響を受けて諏訪地方各所に製絲工場の設置を見るに至れり。今、同製絲場設立後五ケ年間に於ける諏訪地方器械製絲場の設立せられたるものを擧ぐれば左の如し。

明治六年十二月調

		下桑原村	
水車徑一丈五尺	九十人取	土橋半藏	
		土橋善藏	
	同	村	
水車徑一丈一尺五十四人取		小平源三郎	
		今井村	
		今井要四郎	
		大和村	
水車徑六尺	十人取	關盛復	
		（下スワ村）下原村	
水車徑五尺	十人取	中村平助	
		高柳丹次	

明治七年十月十日調は六年と全く同様なり八年には調査を欠き九年の調査には前記五工場の外に

平野村
六人取　吉田和藏
平野村
六人取　高橋幾之助
中洲村
五十人取　濱八曾右衞門
下諏訪村外一人
五十人取　增澤市郎兵衞
湖南村
八人取　牛山保藏
同村
十二人取　關兼藏

次で明治十年の調査には前年の工場大部分見へず唯今井要四郎小平源三郎のみ殘りて左の八工場となれり。

平野村
百人取　武居文炳
同村外八人

十二人取　林　熊吉
同　村
十五人取　清水久左衛門
同　村
十八人取　今井要四郎
長地村
十四人取　山田甚右衛門
上諏訪町
五十四人取　小平源三郎
四賀村
二十人取　伊藤孫藏

而して是等の工場が果して咸深山田に倣へる伊太利式のものなりしや否やは正確なる史料を缺くと雖六人十二人十五人十八人五十四人等の工場は伊太利式三人一組の組織にて繰絲せる工場に非ずやと想像せらる。特に下桑原村の土橋善藏同半藏瘡當の工場は卽深山田社にして、明治七年十一月小野組閉店迄は同組の經營たりしが其後明治九年迄の調査には工場名を載せあるも恐らく繰業はせざりしならん。同家に現存せる書類には深山田社の項に記せる如く明治五年より七年迄の書類のみにして其後の消息を斷てる點よりかく想像せざるを得ず。

尙上諏訪町小平雪人氏所藏の明治六、七年頃出版と推定せらるゝ「信濃諏訪賣買獨案內」と稱する木版刷小冊子には製

絲關係の案內多く記されあるも器械製絲は





と明記しあり他は





の如く記してありて明かに區別せられたり。

又、當時上諏訪町に生絲市ありしが如く同書に



の如く記されたり。卽之に因つて同所には每月五、十日の兩日生絲繭の市あり上町及表中町の兩會所にて其取引行はれたるものか、或は上町と表中町と月若くは日を異にして生絲及繭の賣買行はれたるものの如し。

小平源三郎は奈良屋と稱し高島藩より酒屋の特許を得て大に財を積み殿樣と御家老以外は白壁を塗らせぬといふ時代に白壁の土藏を五十間も建續けた上諏訪第一の富豪なりし爲み山田製絲場の出來たる翌年直に五十四人取の工場を建てゝ製絲を始めたる由にして明治十六年十二月末長野縣に於て調査せる十人繰以上器械製絲場調に存すれども其後何年頃廢業せしや明かならず明治廿六年の調査には影を沒せり。

其後引續き本業の酒造を營みしが最近家道傾き昭和十年其藏をも取壞すに至れり。

又、上諏訪町大和の關盛復は舊高島藩士族にして大和に住し、同藩士族授產の一法として製絲を始めたること松代六工社高遠盛進社等と其設立の趣旨を等くし同地の豪農茅野彌右衞門に說きて其出資を仰ぎたるが如く後茅野氏が鷲湖社を創立するに至れるも同氏及竹田偵造等の勸說に基くこと多しといふ。

又、今日世界第一の製絲工場地帶と稱せらるゝ平野村川岸村地方にも當時未だ器械製絲場と稱すべきものなかりしが如く、明治六年筑摩縣書類によれば當時の今井村（現平野村今井）の今井要四郎が明治六年六月僅々十人取の器械製絲を創めたる事見ゆるのみ、尚明治十三年長野縣共進會の際同人の申告書にも「東京ニ出府シ築地工場ヲ一覽シテ歸リ六年一月着手六月落成シ築地ヨリ傳習セル小松ムメヲ雇ヒテ教師トス九年十八人取トシ十二年富岡ヲ一覽シ其長ヲ採テ新築シ二十四名ヲ以テ開業シ長地村山田ジュン檢査人今井治之助ノ教授ニヨル」とありて筑摩縣書類六年六月開業に符合す。此他には同年頃武居代次郎も或は器械製絲を始めたるものに非ざるかと想像せらる。そは小野組閉店に關する大藏省指令綴「小野組所有品評價仕譯」中に

平野村之內間下耕地

一金百五拾七圓七拾五錢　武居時次郎方ニ有之品々

金百五十五圓　手　府　絲

金貳圓七拾五錢　雜　品　類

なる記事深山田製絲場淺間器械所等と併記せられあり。又、平野村誌にも武居代次郎書簡を引用して「平野村及その附近に若干の器械製絲の創始を見たことは明である。而しておそらくはこの武居代次郎がその率先者であらうと思料される」とあり。然れども武居代次郎の器械製絲場は前記の如く明治六年十二月、同七年十月十日、同九年等の製絲工場調に見えず、十年五月調査の長野縣管下製絲器械一覽表（松本生絲改會社）にも見えず越えて明治十三年御巡幸に付南部七郡に命じて調査せしめたる報告書に始めて武居代次郎明治十一年六月創業人力十八人繰一ヶ年製造高二百二十五斤男四人女十八人とあれば武居代次郎が器械製絲を創めたるは明治十一年六月なるも、それ以前小野組の經營、武居時次郎

後の代次郎へ擔當にて伊太利式器械製絲を營みしが小野組の閉店によりて廢止せるものか、又は十三年の武居代次郎申告書に「小野組ニテ築造シタル深山田製絲器械ニ模シ明治六年十八人取ノ製絲場ヲ設立シ七月ヨリ着手開業セリ」とあれば武居代次郎が明治六年七月より器械製絲を創業せるものか、此邊の消息は極めて明瞭を欠く。

又平野村誌に同年始めたるものとして上濱の清水久左衛門、小口の吉田和藏をあげられたるも是又前記の如く吉田和藏は明治九年の調査に始めて見え清水久左衛門は明治十年五月の調査に始めて見えたれバ、明治十三年調査の如く早くとも明治八年六月創業ならんと考へらる。

調査洩は別として一般に後の調査の際早くより創業せる如く報告するは容易なるも未來の創業を豫想して記す事は困難なれバ明治六、七、九、十の四回調査に見えずして明治十三年の調査に始めて見えたる創業年月が十一年六月なれバ先以て之を正しとせざる可らず、尤も小口氏の述べられたる如く所謂「キカイ」と座繰との區別は當時にありては甚區別し難かりし爲にもよる事ならん。

卽、前述の記錄以外に新史料出ざる以上は中山社創立以前平野村には製絲器械として存せるハ今井村に今井要四郎經營の十人取ありしのみ、にして其經營も未だ家内工業の域を脫せざる極めて小規模のものなりしが、中山社創立さるゝに及んで始めて當時としてハ完全なる建築と設備とを有せる製絲工場を見るに至れり。

中山社の創立

既に述べたるが如く小野組が深山田に製絲場を創立せしより、之に倣ひて製絲場を設くるもの郡内各地に起りしが何れも小規模設備不完全のものにして、名は器械製絲といふと雖も座繰器械を距ること遠からず平野村誌によるに「人力若くは水力により一連の心棒に架せられたる絲鍋を均一に廻轉せしめ工女は專ら繰絲に從事し、ケンネル式施緻裝

置を有する」ことが器械製絲の座繰製絲と區別せらるゝ要點なりしといふ。

かゝる時代に於て平野村閣下字中山に建築せられたる中山社は其建築に於ても、設備に於ても、正に當時の模範工場たりしは疑を容れず。卽同社の設立は岡谷地方が後日世界の岡谷たるに至るの礎を据えたるものといふべきなり。

平野村誌及び武居小太郎氏の談によれバ中山社は殆んど武居氏同族の經營になるものにして後記生絲製造場願書に署名せる九人中七人は同族にして其關係左の如し

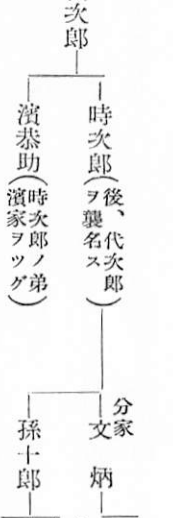

殘る二人の中、濱岩藏は大工井上壯吉の父は代次郎方の番頭なりしといへば後の匿名組合の如き組織なりしならん。

中山社の設立及其後明治十三年迄の沿革は明治十三年上田町に開かれたる第一回長野縣生絲繭共進會出品申告書に詳かなれバ左に之を掲ぐ。

業務沿革總說

附出品者履歷　中山社

我諏方郡ノ如キ生絲ヲ以テ名ヲ四方ニ傳フルヤ久シ而シテ外交開ケシヨリ以降輸出ノ物品タルヲ得テ製絲家倍々增殖シ業務ノ繁盛ナル其製出年一年ヨリ增加スト雖モ舊慣ニ苟安シ曾テ外人ノ望ミヲ絕ツ事ヲ患ヘズ然ルニ明治五年小野組ニテ歐製ニ模倣シ本郡上諏方村深山田ナル地ニ百人繰ノ器械製絲場ヲ設立シ良絲ヲ製スルト聞キ有志九名協同シ器械製絲場ヲ建築セント謀リ直ニ該場ニ就き機械ノ便否製造ノ難易品位ノ精粗等盡ク精究シ其大要ハ了解セシモ事業

ノ重且大ニシテ資本ノ及ハサルヲ慮リ空シク歳月ヲ荏苒セリ翌六年ノ夏江州ノ舊知中根久助ナル者當時小野組ニ隨從シ上田支店ニ在リ同盟武居代次郎ノ家ニ來リ本郡ノ生絲ヲ買收セン事ヲ請フ爾時同氏ニ語ルニ前ノ事情ヲ以テシ且器械設立ノ方法ヲ談ズルニ數員團結シテ一場ヲ設ケンヨリ寧ロ各自適宜ニ設ケ一体ノ良絲ヲ製シ之レヲ聚合シテ販賣スルノ法理財上ニ便益アラン事ヲ懇々説明セリ因テ同氏ノ言ニ應ジ翌七年深山田製絲器械ニ模擬シ各自十人乃至廿人座ノ器械ヲ設ケ併セテ同所ノ工女數名ヲ雇ヒ其傳習ヲ受ケ七月ヨリ開業ニ及ベリ同年モ又中根氏生絲ノ買收ノ事ヲ以テ屢々此地方ニ來往ス我九名ノ製絲ヲ同氏ニ販賣スルニ粗糙ニシテ相當ノ賣價ヲ得ルニ足ラズ因テ同盟協議シ同氏ニ謀リ小野組ノ資力ヲ藉リ鄉キノ設置ヲ廢止シ更ニ百人繰ノ工場ヲ新築セントス同氏當時ノ實況ヲ察シ大ニ其美擧タルヲ稱讃シ速カニ其意ヲ承諾セリ之レヨリ專ラ器械設立ニ注意シ首トシテ富岡製絲場ヲ一覽シ其他各地ノ器械ヲ熟察シ其輕便ナルモノヲ折衷シ運轉ハ水車ヲ用ユルト雖モ汽機ニ至ツテハ中根氏豫テ説クトコロノ松代西條製絲場ニ於テ富岡ノ蒸汽機ヲ模シ簡易ナル汽機ヲ使用セルノ事ヲ尚同氏ニ詳質シ其規模ニ倣ヒ之レヲ裝置セリ汽鑵ハ意匠ヲ以テ假ニ鐏釜ニ便宜ノ製作ヲ附シ新規鑄造ス此二機ヲ實驗スルニ運用最モ自在ナリ爾後近傍新築セル製絲場夥多ナリト雖モ汽機ニ至ツテハ此二機ヲ模造スルモノ概ネ十ノ八九ニ居レリ是ニ於テ同盟武居文炳所有中山ナル地ヲトシ十一月一日ヲ以テ土木ヲ起シ建築ニ着手セリ日ナラズシテ小野組閉店ノ不幸ニ遭遇シ後來ノ望ミヲ失フノミナラズ資本上一ノ困難ヲ生ジ一朝瓦解ノ形勢ヲ兆セリ然レモ又前日ノ焦心苦慮ヲ水泡ニ付スルヲ慨シ同盟勇往奮發シ翌八年四月全ク土木ノ功竣ルヲ得タリ之レヨリ先キ既ニ協同結社本場建築ノ允可ヲ筑摩縣廳ニ得タルヲ以テ之レヲ稱シテ中山社ト云フ、五月上旬佐久繭ヲ買收シ開業着手ニ及ベリ工女ハ同盟ノ舊雇ト客歳深山田ノ傭人トヲ併セ其尤ヲ拔キシガ猶欠員アリ加之ナラズ其伎倆練磨セザルヲ以テ品等精良ナラズ七月ニ至リ上州富岡ノ人松浦水太郎ナルモノニ依頼シ富岡製絲場ヨリ

教師二名ヲ聘シ其教授ニ依リ大ニ改良進歩ノ功ヲ奏セリ卽チ小野組ニ亞テ本郡ニ器械製絲場ヲ設立スルモノヲ本社トス翌九年ハ僥倖ニシテ一般ノ絲價非常ニ騰貴シ相應ノ利益ヲ得タリ翌十年六月開業ノ前ニ際シ圖ラズ祝融ノ災ニ罹リ本場器械雜具及買收シタル繭若干石悉皆燒失シ甚ダシキ損耗ヲ招ケリ新築ノ費盡ク償ハザルニ此災害ニ遇ヒ頗ル至難ヲ極メ殆ド一回廢業セントセシカ社中ノ奮勵ニ因テ直ニ再築同年九月中落成シ倉卒開業ニ及ブト雖モ百事錯雜業務意ノ如クナラズ是ニ於テ一層本業ヲ恢弘セント謀リ上州勢田郡星野長太郎氏ニ就キ製絲ノ方法ヲ諮詢シ且富岡製絲場等ヲ熟覽シ彼之採擇シ歸鄉ノ後直ニ之レヲ施設セントスルニ一朝ニ其体面ヲ革ムル能ハズ因テ漸次ニ着手整正スルヲ要ス同年ハ半途ヨリ開業セシニ因テ製造高前年ニ比シ僅々其半額ニ過ギザルノミ翌十一年ニ至リ前年ノ損失ヲ回復セントシ孜々勉勵スルモ賣買ノ價格不均ナルヨリ同年ノ營業ニ於テ幾分ノ損失ヲ致セリ翌十二年ハ一般ノ絲價漸々騰貴シ若干ノ利潤ヲ收メ稍比年ノ衰狀ヲ挽回スルニ及ヘリ同年ハ故アツテ十月下旬ヲ以テ閉業セリ當十三年ニ至リ悉ク機械ヲ改補シ汽鑵ヲ新設シ略々改良ノ目途ヲ達スルヲ得タリ後來ノ規畫ハ時ニ隨テ推移シ彌々本業ノ進歩ヲ致シ信憑ノ海外ニ深カランコヲ企圖ス

前書申告ノ件々相違無之候也

長野縣下信濃國諏訪郡平野村

明治十三年十月二日　　出品主　中山社

又、明治十八年の中山社申告書により十三年以後の沿革を附記すれば十四年武居文炳退社此年十二月製絲總額ノ内六百三十一斤ヲ横濱同伸社ニ依賴シテ佛國里ヘ直賣ス、同年絲價低落、本社亦非常ノ損傷ヲウケ十五年ハ器械損傷ニヨリ工女ヲ五十人トス十六年社員五名故アリ退社ス本年モ工女ハ前年ト同數ナリシモ非常ノ勉勵ニヨリ生絲ノ製產額殆

ド其二分ノ一ヲ增加ス十七年ハ僅ニ器械ヲ修補シ工女七十二人ヲ使用セリ本年（十八年）汽機ヲ改作シ十分ノ利用ヲ加ヘ一層ノ注意ト奮勵トヲ以テ回復セントス

十三年　長野縣共進會　二等賞

十四年　第二回內國勸業博覽會へ出品　二等有功賞

十五年　七縣聯合共進會出品　三等賞



中山社社にて使用せる大鍔釜

（平野村誌より）

卽ち深山田製絲場の設立を聞き有志九名協議し該場を參觀し其大要を了解せるも小資本の企及すべきに非ざるを慮り荏苒歲月を經過せしに小野組手代中根久助の來りて武居代次郎方に宿泊せるを幸とし之に議りて各自小經營を以て創業せしも良絲を製するを得ず依て再び同氏に議り小野組の資本を借りて設立せんとせるも同組の瓦解に遭ひ爾後全く九人の合同出資によりて建築及設備を完成し八年六月より開業する事を得たり。

而して其設備は「富岡製絲場及各地の器械を一覽し其輕便なるものを折衷し」とある如く可成輕便實用を主としたれば富岡製絲場及松代六工社に模したる佛式なれども更に自家の工夫を加え一層に簡便のものとなせるは其蒸汽機鑵の條に「松代西條製絲場に於て富岡の蒸汽機を模し簡易なる汽機を使用せるの事を尙同氏に詳質し其規模に倣ひ之れを裝置せり汽鑵は意匠を以て假に鍔釜に便宜の製作を附し新規鑄造す」とあるによつて分明なるが如く寫眞の如き構造にして六工社の銅釜を更に簡單にし實用化せるものなり。

同社が一度、此簡易なる鍔釜を用ひて蒸氣を發生せしめ、之によりて蒸氣製絲を始むるや村内は勿論、近傍各地、此中山式汽機を用ふるに至れり。申告書に「爾後近傍新築せる製絲場夥多なりと雖も汽機に至つては此二機を模造するもの概ね十ノ八九に居る」といへるものあながち誇張の言とのみ見る可らざるに似たり。

中山社の位置は平野村間下字中山と稱する地籍にして東に中山と稱する小丘陵あり麓に本澤川と稱する小渓流あり其扇狀地の傾斜を利用して水車を設けんが爲なる事他の初期器械製絲工場の建設と其撰を一にす。

尚又其敷地一反二畝は全部同盟者の所有にして其大部九畝十八歩が武居文炳の所有にかゝり、殘三畝十二歩は井上壯吉の所有なりし點も大に便宜を得たるならん。次の願書寫にも水車の便宜と耕地水曳に故障なき點を述べたるによるも之を察するを得べし。

中山社の建設は申告書に明治七年「十一月一日を以て土木を起し」とある如く同日起工式を擧げ實際工事を始めたるは「武居代次郎日記」明治七年の中に

十一月　七　日　今日器械建築之繩はり。
同　　九　日　今日ゟ器械屋土地搆
同　　廿五日　今日承り候ニ小野組戸〆申候様人々申唱候。右ニ付恭助筑摩行絲代金之處受取ニ參り候處一切浦生氏留守ニ而相ワカリ不申候。
十二月十七日　今朝ゟ中山會社建築ニ付大工三人參り止宿之事
同　　廿五日　器械棟上之餅搗致ス。
同　　廿六日　今日器械棟上致ス。

とあれば十一月七日着手し十二月廿六日棟上せるが如し。

其建物の構造は別繪圖に見るが如く、地形を利用せる所謂崖造りにして繰絲場は南向、間口十二間奥行六間、木造二階建木羽葺の建物にして同盟九人中唯一の現存者なる武居文炳翁の談によれば階上を繭置場に充て階下は繰絲場にて土間なりしといふ。又、次の建物は間口九間奥行五間の平屋造りにして其東の方を再繰部とし次を炊事部とし、西の方に帳場ありしといふ。水車は本澤川の水を分ちて運轉せしめ再繰部の東及繰絲場の東の二ケ所に之を設け之により車の運轉をなさしめたりといふ。

生絲製造場願書

私共儀

爲産業水車新器械ヲ以テ生絲製造仕度依之平野村内間下耕地武居文炳所有地字中山ト申所水車便宜ニ付工女百人撓製絲場建築仕度尤モ耕地水曳等差障無之候間別紙繪圖面相添へ奉願上候御許容被成下置候上ハ相當之稅納仕度此段奉願上候以上

明治八年三月

第十三大區小一區諏訪郡平野村内岡谷耕地居住

農　武居孫次郎

濱　岩藏

武居孫十郎

士族　武居國吉

武居文炳

井上壯吉

濱　恭助

筑摩縣權令　永山盛輝殿

柿澤賜
武居時次郎

前書之願出情實取糺候處相違無御座候ニ付取次差上申候

右村戸長　柿澤藏六
副戸長　宮坂金左衛門
同　林五平

願ノ趣聞届候事

此税納之義ハ追而何分之沙汰ニ及事

明治八年三月廿八日

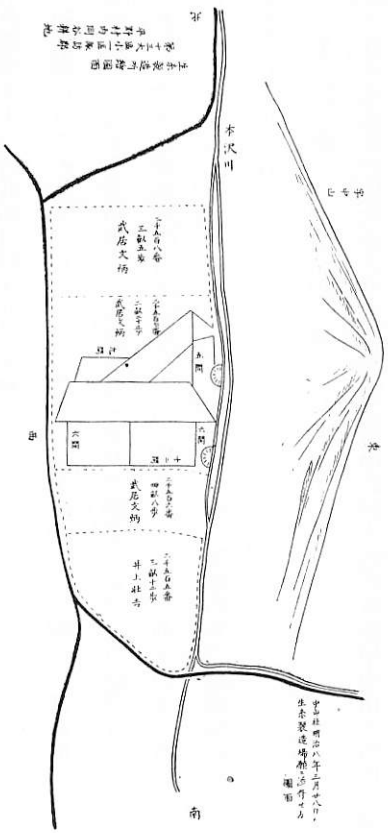

勤くて設備完く成れるを以て翌八年三月「生絲製造場願書」を提出し同月廿八日認可を得六月より繰業を開始するに至れり。

備考　繰業開始の日は明治十年五月調長野縣管下製絲器械一覽表に八年六月とあるによる。

又、建築費は同表によるに一千九百圓なり。

武居文炳翁の談によれば繰絲工女は九十六人にして通勤出來ざる者は九人の工場主の家に分宿せしめて別に寄宿舍を設けざりきといふ。中山社製絲場の形式は平野村誌所載の如く

伊太利式　築地製絲所（明治三年）→み山た製絲場（明治五年）←中山社

佛蘭西式　富岡製絲場（明治五年）→西條製絲場（六工社）（明治八年）

卽ち信州に輸入せられたる伊佛二大系統の代表たるみ山た製絲場及び西條製絲場（六工社と稱せるは明治十一年後）を父母として之を日本化簡易實用化せる諏訪式製絲型の根源をなせるものなる點に於て特筆大書すべきものなり。

原料繭の購入はまづ甲州繭を買つて地繭を買ひ次に佐久上州飯田の順序に買ひしといふ。

製絲の狀態については平野村誌に

「中山社の工女は大抵諏訪で中でも村の者が多かつた、が伊那から來た者も少しあつた大枠工女は上諏訪のものが多かつた。年齡は二十二三才が最高で大部分は十二三才から十七八才のものであつた。朝もおそく（六時頃）始まり夕方もまだ明るい中にもう夕食をすまして歸つた「ドンタク」といつて一週一回の半休もあり、作業中もあきれば自由に山や川へ出て遊び蒸汽の立たぬ時などは上段のふき上げ（揚返）工女と拳を打つてゐる程で今と比較して至

つて自由であり氣樂なものであつた。」

見番は皆仲間の家の人々輔よせや手屑集めは見番や教婦がやつた。

繰方を教へる人は上諏訪から三人來た藤森けん女(安政三年生)の談によれば「中山社へは小松かねさんと二人で教師に行つた。中山社でも一時共撚にしたが忽やめた」。といひ他の一人は言はず。二口取であつたが中々二つ枠で取れる人は少なかつた煮鍋で煮た繭を繰鍋の半月の中へ一粒宛撰つて入れ繰絲するといふ丁寧なやり方であつたから、普通は毎日四升桝一盃半位その頃一日の繰目八十匁といふ人は最優工女であつた。大抵十四中位の絲をとつた大枠は四角で小形である。

春挽は始めは二十日か多くて二十五日間位夏挽は六月田植終つた頃から十一月時分迄。賃金は絲仕舞の日自分で貰ひに行く。一ケ年十二三圓が普通であつた」

とあるも當時の製絲功程に關しては、明治十年五月生絲會社の調査によるに繭一升の平均絲目六、六匁乃至九匁にて四十二工場の平均八匁強なれば四升桝一盃半即六升にては四十八匁なれども中山社は一人一日繰目二十二匁五分にして四十二工場中最も少く從つて百斤の製絲賃は百三十八圓五十錢にして最高なり。

尙同年度の製絲高四千百九十斤にして四十二工場中大町伊東氏の四千六百十一斤につぎ第二位を占む。

これ同書に道樂器械と呼ばるゝ程設備にも種々研究を積み改良を加へ繰絲の方法についても同樣入念なりしと、前記の如く自由であり呑氣でありし爲ならん。

同社は明治十年六月十九日不幸にして祝融の災に罹り建物は勿論器械雜具及び買收し置きたる繭等悉皆燒し甚しき損耗を招き大打撃を蒙りしも、直ちに再築に着手し、九月中落成し、上州勢多郡より星野長太郎を招きて其教を請ひ翌十三年には鍔釜を廢し甲府より職工を招きて始めて蒸氣汽罐を新設する等常に地方業者の木鐸となり、諏訪製絲業

發達の爲に貢獻せり。

中山社は其後明治十四年に武居文炳の退社せるを始とし、同仲社に依托して佛國に直輸せる生絲の絲價低落等により非常の損害を蒙り、翌十五年は五十人取に縮少し、且社員も五名故ありて退社せしが非常の勉勵によりて生産高は前年より增加せり。

明治十七年には器械を修補して七十二人取とし以て明治十九年四月迄維持せしが同年確榮社と合同して平野社と改稱せられ遂に廢社さるゝに至れり。

然れども其建物は尙久しく存在し、引續き繰絲は行はれ居たりしが、明治三十四年頃全く取拂はるゝに至り此由緒ある製絲場も遂に其姿を見る能はざるに至れり。

尙、當時諏訪地方製絲業經營の木鐸たりし中山社々則條例（明治十年制定　濱浩平所藏）を左に揭ぐ。

中山社則條例

一、中山社中製絲營業爲可致九名結社シテ一名二百五十圓宛合金二千二百五十圓券ヲ製絲場器械建築致製絲潤益ノ內ヨリ右結社金利子年內一割二分ノ計算ヲ以テ年々一株ヘ三十圓宛利子相渡可申事

一、社中九名ノ中ニテ社長一人副社長一人取締役三人共任相當ノ者選擧依頼ノ事

但副社長ノ儀者帳場並總而製絲場一般ノ諸世話可致ニ付一同得其指揮不平之諸行有之間敷事

取締役ノ儀者右副社長同樣ノ心得ニテ日々兼勤致事

一、繭仕入方之義者製絲根元ノ事故一層注意無之候而者不相成義ニ付仕入方頭取二名共任相當ノ者ヱ依頼致都而右頭取ノ差圖ヲ受取計可申事

一、製絲掛リ世話方ノ義者社中壯年ノ者日々五名宛交番致都而製絲法方檢查致粗製無之樣注意可致事

一、大枠場檢查並絲仕判方之義者製絲掛リ五名宛出張絲

仕制致終日無退座大枠方ノ注意可致事

一、製絲方粗漏出來候得者製絲掛リ教師爲責ベキ事

一、每月一日社中一同致會議其期節ニ差懸リ候用談者勿論銘々存付見込ノ義者商議可致事

一、每月三十日限リ會社差引計算表ニ仕立、十一日休日社中一覽可致事

一、副社長一名取締役之內ニテ宿直之事

但宿直者日當一匁增事

一、製絲掛リ之內ニテ一人每夜宿直之事

但日當右同斷

一、他出日當規則者、東京横濱往來一日十六匁ツヽ、繭仕入方出張ノ者一日十二匁ツヽ、平常出勤之日當八匁ツヽ、定之事

一、社中工女宿直ニ付工女一人ニ付宿料年分拾錢宛相渡可申事

一、社長ノ義者日勤無之ニ付、日當ヲ省キ年分世話料五圓相渡可申事

一、絲預ケ候者ヘ世話料一箇ニ付拾二錢五厘宛相渡可申事

一、金錢不用之分者社長ヘ預置入用次第持參可致事

一、社中日日通勤ノ向者出退共六時間無遲滯急度相勤可申、若シ差掛リ候用事之遲刻出席之者ハ日當平均可致事

一、冬春製絲休業中者飯炊一人爲護家社中ニ而二人ツヽ、五日交代出勤可致候若シ晝之內無據用事出來一人欠番候共夜中ハ急度二人相勤可申事尤モ宿直計ニ出勤候ハヽ、日當二分五厘相增可申事

但シ宿直者都合ニ寄一人者代用ニ而モ不苦候

一、月並差引計算系者社長、副、取締罷出月〆勘定可致事

一、召抱月給日當定

一、教師者一等月給ニ而盆祝儀五十錢暮祝儀一圓定事

一、工女日並勘定一ケ月限仕立法則日々取揃之數ヲ〆其日數ヘ割ヘシ

右平均勘定一人別ニ日當勘定捗方ハ先百名ノ内第一等ノ取桝高ノ者三、四名出シ其他ノ取桝高之者三四十名ヲ出シ此三四十名ノ取桝ヲメ其人員ヘ平均シ一人ニ付何升何合ト成ル是ヲ一等ノ日當拾錢ヘ食料三錢ヲ加ヘ十三錢トナル之ヲ右ノ平均一日ノ取桝ニテ割ハ一升ノ掫賃何程トナル此目安ヲ人々一日ノ取桝ニ掛レバ銘々ノ日當出ル尤モ其一日給ノ内ニテ食料三錢ヲ引去リ右目安ヲ月括惣桝メヘ掛レバ銘々ノ月給メ高也但シ上製ノ絲出來候者又ハ同等之師ニ而絲目出シ候者ヘハ日々製絲懸リニテ檢査ノ上左ノ規則之通褒賞遣シ候

取桝十盃ニテ

星七ツヲ一等　一日五厘增
星六ツヲ二等　同　四厘增
星五ツヲ三等　同　三厘增
星四ツヲ四等　同　二厘增

但シ一等ノ工女ハ右之增ナシ尤モ賞札ハ遣シ候得共唯星數ノ定價ノミ赤星ハ五厘青星ハ三厘星數ダケ銘々ノ勘定ヘ加ヘ遣ス事

一、第一等ノ者ヘハ月十錢宛褒美遣ス事

一、繭撰計リノ者ハ一等工女ニ一匁落之事

一、大枠方ハ工女一等之事

一、食糧方工女一等並ノ事

右食糧方ヘハ暮ニ金一圓ツヽ祝儀遣ス事

一、男召抱之分ハ日當八匁暮ニ祝儀一圓遣ス事

一、工女三等師ハ一升增ノ事

一、休日ハ一ケ月三日定メ但シ一ノ日也但シ半日休ニテ一日ノ日當遣ス事

一、例年盆中工女共外總体ヘ手拭一筋ツヽ祝事、暮ニハ適當ノ品見計祝可申事

一、製絲ニ付社中歡シキ事有之候節ハ一同ヘ祝儀可致事

一、每年九月三十日限リ食事三度ニ限リ候事

一、年々潤益金之内、株金利子其他修覆諸入用引キ去リ殘金有之分者社中九名ヘ分配之事

一、豫備金ノ義者每年手屑眞綿實子賣上ゲ備置臨時之手

當可致事

一、今十月一日條例之役員社中相談之上選擧依賴有之候

上者本役ノ者ニテ急度相勤可申事

社長　武居圓吉　　同斷　武居定次郎

副社長　武居孫次郎　　同斷　武居弓三

取締 繭方頭取兼　武居孫十郎　　同斷　武居十太郎

同斷　濱恭助　　同斷　濱万平

取締役　井上保兵衛　　同斷　柿澤賜

製絲世話掛リ　武井國吉　　副社補助　武居代次郎

同斷　井上壯吉　　取締補助　濱岩藏

同斷　武居文炳

右箇條之通社中集議ノ上確定致候事

明治十年十月一日

社印□□

白鶴社

下諏訪に於て下諏訪神社前に共同揚返所を設け、白鶴の商標を附して横濱の原善三郎商店に生絲を出荷せるものを白鶴社と爲す。

同社は其盛時十數人の社員ありしと雖最初より其中心となれる人々は增澤市郎兵衛三井仁兵衛岩本甚造等なりとす。

增澤市郎兵衛は奈良屋と號し同地の吳服商にして累世生絲製造に從事し西京西陣に絲荷若干駄を輸送し居りしが開

港以來横濱に出して海外輸出を試むるや當時本邦の製絲粗製濫造のものありて外商の擯斥する所となるを目擊し絲質第一主義をとり、白鶴の商標を附し一見其粗製品の混入なきを識別し易からしめ以て外商の信用を博するに努めたり。同氏の明治十三年第一回長野縣共進會に提出せる業務沿革總説に「器械は坐繰と雖も最も供用の繭質を撰び紅女を懇諭し絲目に係はらず只管絲品の精良なるを優等とし其資給を增し以て之を奬勵せしが故に時價に低昂ありと雖も此間未だ甚だしき失敗に遇はず」と云へるを見て其目標の奈邊に存せしかを知るべし。

明治八年自ら富岡製絲場にいたりて具さに視察を遂げ、歸來村内に器械製絲場を建設せんとして其適地を物色し同村武居と稱する地水質頗る佳良にして、且水車の便あるに由り、地を茲に相し、同九年五月富岡製絲場に模して五十人取の製絲場を創設し、運轉は水車により焚火にて蒸氣を發せしめ以て煮繭及繰湯用となせり。これ先きに小野組の經營せる深山田社並中山社を除くの外諏訪郡には未だ他に類なき設備にして下諏訪に於ける器械製絲の嚆矢たり。此時深山田は既に小野組の閉店により廢止に歸せるを以て、其紅女優なるものを雇ひ入れ他の紅女に傳習せしめ明治十一年には紅女十人を增して六十人とし、猶又、三井仁兵衛、岩本甚藏と謀り勸農局試驗場教師中野健次郎及女教師二名を招き明治十一年八月より十一月に至る九十日間各自の紅女をして傳習をうけしめ益々生絲の品位上進を圖れり。

明治十二年三井、岩本の兩氏と社を結び白蓮社と號せしが、翌十三年共同場返場を新設し絲質を一定し、共同白鶴社と改め各自製造を均一にして、絲品を精良にし以て販賣の便を圖れり。

左に參考の爲明治十三年第一回共進會の際三井仁兵衛の提出せる履歷書を掲ぐ。

長野縣信濃國諏訪郡下諏訪村四百貳番地

名稱　白鶴

從來座繰器械ヲ以テ製造シ絲銘白鶴ト唱ヒ相當ノ價格ニ販賣シ爾來營業スト雖モ精良絲ヲ得ルハ器械製ニアルヲ悟リ去ル明治九年改良シテ富岡ニ全模シ新タニ器械場ヲ裝置シ運轉ハ水車ニ由リ蒸氣ヲ用ヒ工女三拾名ヲ以テ開業ス其製造スル處ノ生絲僅カ六百七十四斤ナリシカ百斤ノ價一千百七十七弗ニ販賣スルヲ得タリ、爾來益々精良ナランコトヲ勉ミ當國中ニテハ相當精製ナルモ橫濱輸出ノ際各處ノ製造絲ヲ閱スルニ我右ニ出ルモノ亘多ニシテ未タ製工ノ拙ナルヲ常ニ嘆ス依テ更ニ一洗シ明治十一年工女拾名ヲ增シ同村同業人增澤市郎兵衛岩本甚藏ト謀リ勸業局試驗場中ヨリ技術卒業人中野健次郎外繰絲教女二名テ聘シ名々輪流ニ教授ヲ受ケ其示教ニ隨ヒ月ニ日ニ進歩シ昨明治十二年製額一千百斤價格一万〇九百三十圓ヲ得タリ尙又進歩念一倍シ以テ右二名ト岩波芝吉ト結社ヲナシ社名ヲ白鶴社ト改稱シ揚返シ場ヲ新タニ裝置シ絲品ヲ一定ス工女二百餘名ヲ使役シ進歩ノ功ヲ奏セントス（下略）

前書申告ノ件々相違無之候也

明治十三年十月

右

三井仁兵衛

長野縣下信濃國諏訪郡下諏訪村

戸長　山田政之丞　正倫

然るに明治十四年商權恢復問題の失敗により一時解散の悲運に遭遇せしも同十六年に至り米國適用品を製造し大い

に聲價を博することを得たり。（人物篇三井仁兵衛傳參照）

明治十七年再び結社し三井仁兵衛社長となり其後明治四十年迄經營せしが、其頃各工場共規模大となり共同は却つて便ならざりし爲遂に同社を解散して各自獨立經營をなすに至れり。

如斯白鶴社は明治四十年を以て全く解散せりと雖も諏訪郡に於ける器械製絲改良の先驅をなし優良なる生絲の生産に努めし功偉なりといふべし。同社長三井仁兵衛が明治廿四年七月勅定の絲綬褒賞を賜はりて其善行を表彰せられしも宜なりといふべし。

鷲湖社

諏訪郡にありて深山田、社、中山社白鶴社につぎ率先器製絲を創め、絲質第一主義によりて當時粗製濫造の弊風を打破し同儕の模範となり製絲業の發達に貢獻せるものを鷲湖社となす。

而して鷲湖社の經營は全く社長茅野彌右衛門の拮据黽勉百折不撓專ら同社の爲に盡瘁せる賚に外ならず、

彌右衛門は天保七年十一月を以て上諏訪町大和に生れ諏訪三萬石中下筋第一の豪農にして傍ら質屋を營みしが質草にも生絲は取らぬといふ堅氣の人なりしが明治五年小野善助來りて同郡深山田に伊太利式製絲場を建つるや之に倣ひて製絲場を創むるもの各所に起り而も本だ其隆盛を見るに至らず、會々廢藩の令ありて士族其産を失ふもの相踵ぐの時舊高嶋藩士族武田禎造、牛山吉正等來りて氏に士族授産の爲製絲業を起すべき事を勸說す。於茲其請を納れ明治六年を以て伊太利式製絲場を創設し名づけて小富士器械といひ地方職無きの徒に職を與へ產無き者に生活の資を得せしめんことをつとむ。其頃工女の歌に

「小富士器械はしのだの森よ

といへり。こは同社の工女が主として村内の人々にして小娘あり女房あり子持の年増ありしもの、又以て地方人を潤せる狀を想見すべし。ついで同志を勸誘して製絲場を設けしめ後之を團結し名づけて鵝湖社といふ時に明治九年一月なり明治二十七年制定ノ申合規約ニハ明治十年設立しとあり（明治十三年十月申告書ニ明治十一年四月茅野彌右衞門外四名結社ストアリ社員ノ氏名分明ナラズ武田牛山柳田等？）此時從來の伊太利式を富岡式に改めしも事業不熟練の爲收支相償はず困難日に加はれり。時に勸農局卒業生中野謙次郎に隨へる熟練の女教師を傭入教師とせしが伊國流にして炭火を用ふ故に光澤不良にして絲質精良ならず仍て蒸氣製に改良し稍進歩を見るに至る。明治十三年の申告書に「上州富岡機械を模倣し水車を用ひ三十人取を設置し教師兩名を傭入す而して熟練するの工女少く新に傳習の工女多く技業熟練に至らず」とあり、卽ち同年より佛國向の生絲を製出せるも製法未熟絲質亦良好ならず價格低廉收支償はず、社運漸く衰頽を見るに至れり。

然れども氏は百方之が挽回の爲に努力したるは同申告書は「茅野彌右衞門を除くの外は微々たる一士族にして資金十分ならず此を以て生計の方向將に破れんとす、と雖、同氏の奬勵努力を得て漸く發奮の勢力を得」とあるによりて徵すべし、かくて、翌十二年には十五人を增して四十五人とし、勸農局卒業の士を聘し老練の工女を雇ひ炭火鍔釜を廢して中山社の武居圓吉に謀り橫須賀製鐵場の蒸氣釜を模造し東京より鐵板を購求し鐵工小林與平に命じ蒸氣釜を張立改良の功大に擧る。

明治十二年絲價並ニ銀價の騰貴により意外の利を得たりといふ。

明治十四年機械を增置して益々社運の擴張を圖りしに此年內外商商權を爭ひ互に執て相讓らず爲に賣買の途杜絕し製絲家は販賣の機を失し或は販賣せるも代金を得る能はず、翌十五年に至りては葛藤漸く解くと雖も市況沈滯し其賣

價は以て原價を償ふに足らず製絲家の破産するもの續出し、同社中廢業するもの三名十五年又一名廢業し殘るもの僅に三ヶ所釜數百〇七個となり土崩瓦解の慘狀を呈せんとせり。而も茅野氏は熱心なる社員と共に益々其團結を鞏固にし堅忍持久時運の回復を待てり。

當時の社員は茅野吉三郎氏〔彌右衞門―丹治　定治―吉三郎〕の談によれば大和の柳澤善藏(三〇釜)上諏訪の横川浣四郎(二〇釜)同上諏訪小林伊助(二〇釜)㊀藤原平治及茅野に二人大丸茅野彌右衞門の家號は大丸又ハ丸仙といふ一二〇釜合計二百五十釜位にして武田禎造專ら事務に當れりといふ。

かくて百難を排して良絲主義によつて製法の改良に腐心せし甲斐あり同社の白菊印は頗る聲價揚り横濱に輸出されて常に賞讃を博し、招待さるゝ場合にも常に正座に据えられたりとは武田禎造氏の談なりといふ。

是より益々斯業の發展を圖らんとし、主として生絲の審査を嚴にし絡交の整理、絲量の一定等百般の點につき改良を加へしかば、同社の製絲は他の製絲に比し優位を占めたり。

十八年に至り社員二名を增加し釜數百九十七箇となり同年神奈川縣に於ける一府九縣共進會には二等賞を得同年八月佛國巴里大博覽會には本邦製絲を代表して出品し一等有功賞を得たり。

明治十九年增釜して二百三釜とし檢査人をおき共同揚返場を設け以て絲質の均一を圖り水質を驗し巡回檢査人を置き各製絲工場をして製絲法を一工場の如くならしめ且、色澤の潤美を期せしに精良の名大に揚り普通より百斤に付五十弗の高價を以て賣買せらるゝに至れり。

同年宮城縣伊具郡齋藤喜平次、同忠四郎の兩氏來つて同社製絲の實況を視、其製法に倣ひ各五十人繰工場を設け同二十年山形縣西村山郡長及び同縣蠶絲業組長柴田七郎兵衞の需に應じて二百人繰の工場を創設し、檢査人及職工を派

して指導せり。又、明治二十一年群馬縣倉ヶ野驛松本勘十郎及書上順四郎兩氏の請により同所に鷺湖社の製絲方法に倣へる二百人繰の製絲場を建築し光塩社と稱し檢査人及工女數名を派遣せり。此他同社の名を慕ひ來りて教を受くるもの頻る多く其名簿存すといふ。明治二十四年七月三日朝廷特に社長茅野彌右衞門の功を賞して勅定の絲綬褒賞を賜へるも亦所以なきにあらざるなり。

當時鷺湖社の社員たりしもの左の如し。

社長　茅野彌右衞門

副社長　三井廣健　明治二十七年四月此人ナシ

社員　武田禎造

（彌右衞門ノ實弟）茅野貞治　明治二十七年ニハ嗣子吉三郎トナル

柳澤善藏　明治二十七年四月副社長

藤森源左衞門

五味文七

北澤久藏

濱之助

茅野丑太郎

横川洗四郎

小林伊助

横川庸賢
藤森相蔵
宮坂康光
河西勝三郎　明治二十七年四月此人ナシ
畑政一郎
宮坂善吉
小口代吉

明治二十七年四月ニハ此外ニ社員トシテ

の三名加入す。

卽社員は上諏訪下諏訪四賀平野（平野村宮坂勘三郎八十一年鷲湖社ニ同盟ス）等の各町村に渉り釜數合計五百釜に達せり。而して社員武田禎造は頭腦明晰雄辯滔々學識技術共に優れ且識見高き敏腕家にして明治十九年縣下蠶絲業組合時代には其幹部として大いに活躍せるのみならず頗る製絲業に熱心にして深く名譽を重んじ精良なる生絲を製造して海外に輸出し以て本邦の名譽をあぐると共に社名を海外に聶かさん事を勉め改良に改良を加へたりといふ。されば同社の製絲は第三回內國博覽會に於て一等有功章を同第四回に於ては三等有功章を得明治廿五年米國シカゴ萬國博覽會に出品して優等の薦告をうけ又、宮內省の御用として御下命を忝ふせりといふ。

然るに同氏は病を得て夙世し同社の柱石を失ひ加ふるに其良絲第一主義なりし爲利益を度外視しことに水質惡しくして絲量少かりし爲經營思ふに任せず漸く負債を生じ加ふるに社長の後繼者は斯業に熱心ならざりしこと及金融機關

の不備等の爲茅野家の沒落と共に鷺湖社も亦解散の止むなきに至れり。時に明治廿九年にして茅野社長六十一才の時なりき。

（實業家偉人傳　明治十三年及明治十八年共進會申告書　牛山竹次郎氏
茅野吉三郎氏　小口小次郎氏等　談　鷺湖社申合規約、信濃譽等による）

明治十年以前の信州製絲場

明治十年以前の製絲場調査の今日に遺れるものは、明治六年十二月調及び明治七年同九年の三種なり。而して是等の表によりて當時の製絲場なるものを瞥見するに、多くは副業に非ずんば士族授産の爲に企てられたる事業にして、「專業として之に生命を打込んでやる」といふものは寥々として曉天の星の如く多くは、資本もなく經驗もなき人々の事業なれば、一起一仆其興廢の迅速なること走馬燈も啻ならず。今日右調査表によりて歷訪するも明治六七年の表に揭げられたる諸家の如きは殆んど轉業、廢業若くは廢絶して尋ぬるに由なきもの大部分を占む。然れどもこれ信州製絲業發達史上看過す可らざる貴き犧牲にして、是等先輩が所謂皇國名産の聲價を失墜せざらんが爲にいたせる獻身的の努力と優良なる生絲を産出して信州生絲の名聲を內外に發揚せんが爲に、利益を度外して製絲改良に苦心せる六工、中山鷺湖白鶴社等の事績を見る時信州が製絲王國の名を得たる事の偶然に非ざるを知ると共に、是等有名無名の失敗者と見ゆる先輩に對し感謝の念油然として湧き起るものあり。嘗て上諏訪町に於て小野善助の頌德碑を建つるの企あり、不幸にして實現せられざりしも、彼が信州製絲業の開拓者たり若くは開拓者の擁護者たりし點より見れば同地の有志によりて此擧ありしは當然にして前述せる失敗者と見ゆる先輩に對する感謝の表現に外ならず。

次に明治六、七、九年の製絲場表を揭ぐ

筑摩縣管下生絲器械一覽表　　明治六年十二月

明治七年製絲場一覽表

動力	工女數	製絲場所在地	稼人
水車徑一丈	一八人	信濃國筑摩郡岡本村	瀧澤作五郎 二木立造
同徑一丈	一八	同同南深志町	近藤源次郎
同徑七尺	一〇（七人）	同伊那郡高遠町	池上庄太郎
同徑一丈一尺	五四	同諏訪郡下桑原村	小平源三郎
同徑一丈五尺	九〇	同同同	土橋半藏 土橋善造
同徑六尺	一〇	同同大和村	關盛復
同徑五尺	一〇	同同下原村	中村平助
同	二〇	同伊那郡飯島町	宮下權四郎
同	二〇	同同阿島村	長谷川範七
同	一〇	信濃國諏訪郡今井村	今井要四郎
同	一〇	同筑摩郡古見村	上條保次郎 鹽原三彌 上條元衛 塩原儀造 鹽原啓吉
同	一〇	同同村井町村	八木茂戸
同	一〇	同同北新村	長岡敬十郎
同	一〇	同同同	伴野喜八

製造人						
姓名	住所	製絲高	一ヶ年	工女數	運轉	
藤森幾太郎	信濃國高井郡来子村	一八、〇〇〇	二八、三五二	六	水車	
青木甚九郎	同　同　須坂町	三六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一二	同	
高津岩吉	同　同　小布施村	三六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一	人力	
小野關組　菊之助	同　同　中條村	四四八、〇〇〇	六三六三、六三〇	九〇	水車	
高橋平四郎	同　佐久郡小諸町	三五六、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	三二	同	
町田昭造	同　同　御馬寄村	七三、〇〇〇	一、〇七一、四〇〇	二〇	人力	
並木甚三	同　同　野澤村	三六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇	水車	
黒澤由羽次郎	同　同　畸田村	四〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	一〇	同	
上條保次郎外四名	信濃國筑摩郡古見村	？		一〇	同	
八木茂戸	同　同　村井町村	七三、〇〇〇	一〇石	一〇	同	
小澤三七	同　笹本村今井村	四五、〇〇〇	一			
長岡敬十郎	同　同　北新村	？		一〇	水車	
津野喜八	同　同　同	？		一〇	同	
生絲改會社　久保田良之助	信濃國小縣郡長瀬村	一五一、一〇〇	二、一二〇、〇〇〇	三〇	同	
飯島勇吉	信濃國埴科郡松代町	七三、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	三〇	水車	
大里忠一郎	同　同　西條村	一六八、七五〇	三五〇、〇〇〇	五〇	水車蒸氣	
外二人　生絲器械製絲場	同　高井郡中野町	六七五、〇〇〇	一、七〇、五七〇	二〇〇	水車	
小野組　蒲生庄七	同　筑摩郡淺間	九〇、〇〇〇	一〇石一〇人			

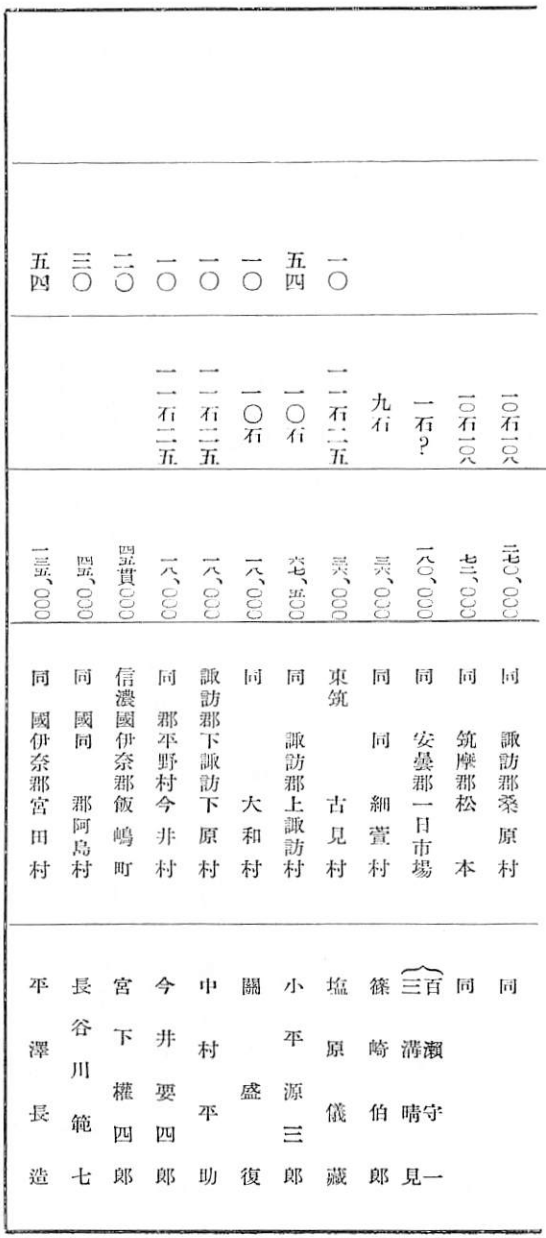

		一〇石一〇八	二七〇、〇〇〇	同　諏訪郡桑原村	同
		一〇石一〇八	七二、〇〇〇	同　筑摩郡松本	同
		一石？	一八〇、〇〇〇	同　安曇郡一日市場	百瀬守一 三溝晴見
		九石	三六、〇〇〇	同　同　細萱村	篠崎伯郎
	一〇	一一石二五	三六、〇〇〇	東筑　古見村	塩原儀藏
	五四	一〇石	六七、五〇〇	同　諏訪郡上諏訪村	小平源三郎
	一〇	一〇石	一八、〇〇〇	同　大和村	關盛復
	一〇	一一石二五	一八、〇〇〇	諏訪郡下諏訪下原村	中村平助
	一〇	一一石二五	一八、〇〇〇	同　郡平野村今井村	今井要四郎
	二〇		四五貫〇〇〇	信濃國伊奈郡飯嶋町	宮下權四郎
	三〇		四五、〇〇〇	同　國同　郡阿島村	長谷川範七
	五四		一三五、〇〇〇	同　國伊奈郡宮田村	平澤長造

明治九年製絲器械

一、十八人取　信濃國筑摩郡岡本村　瀧澤作五郎　外一人

同　南深志町

一、十八人取　近藤源次郎

同　伊那郡高遠町

一、七人取　池上庄太郎

同　諏訪郡上諏訪町

一、五十四人取　小平源三郎

同　同　同

一、九十人取　土橋善造　外一人

同　同　同

一、十人取　同　關　盛復
一、十人取　同　下諏訪町　中村平助
一、二十人取　同　伊那郡飯島村　宮下權四郎
一、二十人取　同　同　長谷川範七
一、十人取　同　筑摩郡信樂村　中田貢
一、十人取　同　諏訪郡平野村　今井要四郎
一、十人取　同　筑摩郡山本村　上條保次郎外四人
一、十人取　同　廣丘村　八木茂戶
一、十人取　同　新村　長岡紋十郎

一、十人取　同　津野喜八
一、六人取　同　諏訪郡平野村　吉田和藏
一、六人取　同　高橋幾之助
一、五十人取　同　中洲村　濱八會右衞門外貳人
一、五十人取　同　下諏訪村　增澤市郎兵衞
一、八人取　同　湖南村　牛山保藏
一、拾二人取　同　關兼藏
一、六十人取　同　筑摩郡南深志町　平林與吉外一人
同　洗馬村

一、二十人取　　鹽原喜平太　　十七人

九年製絲場表　　高井郡　　十八人

製絲水車器械御届　第十七大區　八小區　　六人

高井郡須坂、小山村　　十人

水車十一人　　小山　遠藤新三郎　　六人

六人　　田中錄助　　十四人

十一人　　內山榮五郎　　十人

六人　　田中治郎兵衛　　十二人

十四人　　田中半兵衛　　八人

廿四人　　遠藤萬作　　七十人

須坂

廿四人　　青木甚九郎　　十六人

十七人　　神林民藏　　十六人

十七人　　青木忠兵衛　　十五人

七人　　神尾甚七　　六人

十二人　　上原吉之助　　二十人

牧友之助

小山安兵衛

浦野近之助

小林伸太郎

中澤仁作

小林善右衛門

青木松之助

小柳寅吉

持田藤治郎

神林淺吉

小田切武兵衛　小田切豊太郎牧瀨之助

牧丹三郎　牧清三郎

小田切又三郎

高井郡新保　押鐘市彌

同　岩中島新左衛門

吉田平林惣吉

同　西條黑島彌七

第四節　製絲改良と粗製濫造取締

製絲改良と粗濫取締

明治維新後海外貿易進み盛大に赴き殊に生絲の海外輸出逐年增加し其金額は輸出品の首位を占むるに至り隨而其利益も少からざりしかば製絲事業熱頓に勃興し大小の製絲家續出せり。

殊に信州の如きは古來養蠶業盛にして製絲の原料たる繭の產出多く、初期工業經營の動力源たる利用可能の水力豐富にして其小規模のものに至りては僅少の資本を以て直に繰絲する事を得創業極めて容易なりしを以て俄作りの群小製絲家輩出し不完全なる機械を用ひ未熟なる工男工女を使用し海外需要者の要求が那邊に存するやをも研究せずして製造せる爲如何はしき製品も多く、ことに開港以來蠶種好況の波に乘じて多數の良蠶種を海外に輸出し國內に於ては粗惡の蠶種によりて養蠶せる爲、漸次原料繭の質を低下せしめ外國機業家の使用に堪えざる如き生絲を輸出するに至りしかば明治四年四月十四日外國生絲商人等會合して製絲改良の意見書を作り之を我政府に呈せり。

於玆同年六月民部省は之を飜譯し「製絲方法書」と題して全國に頒布し以て製絲の改良を圖らしめんとせり。同書の全文次の如し。

千九百七十一年第四月十四日商人會議社に會合せる生絲商人の惣代役より刊布せる論文

去ル二三年前より歐羅巴の製造家日本の生絲を使用するの量次第に減少し殊に此九、十ケ月以前の頃よりは極めて少く當今の場合にては此方より輸出する分量の方甚多くして使用の量と拮抗する事能はず然れば倫敦及歐洲の各地に

有り餘れる粗絲の高夥敷しければ此の地より輸出する商人は必ず大損耗を爲すなるべし。

扨歐洲の人の日本の生絲を使用する事の斯く減少したるは近頃ありたる戰爭の故にはあらず尤も其頃佛國にては生絲を使用する事著しく減じたれど英（イゲリス、スエーデンブロシヤ）瑞宇等の國々にては却て前日に比すれば大に盛んなり故に右の國々にて數年前までの如く日本の生絲を好みて使用せば佛一國にて費す程の量より尙夥敷ことなるべし然るに其事無きは歐羅巴圖洲の人盡く咸（ミナ）日本産の生絲を好まざるによるなりされば余輩今玆に其の使用の減じたるは右の戰爭の故には非ずして全く別理あることを述べ次に當今の形勢に成り至れる原因を載すべし。

抑十二三年前には日本生絲の始て歐洲に到りし時は六七箇の繭を合せ糾りさる細絲に割合には其の數少なく且當時上州信州より出す所の者は細微にして且剛なり又仙台より出せるものは右二州の産に稍遜るといへ共是又細微を以て稱せらる加之潔美にして光澤あり且其の質の剛強なる實に日本の織工等の第一佳品と稱するは宜なりと思はれたり。

扨其頃（卽十一二年前）歐洲には蠶の病流行するをもて細絲を産する事極めて少かりしかば其缺乏を充んが爲に競ふて日本より買込み行きしが此時より其品質の良好なるをもつて歐洲の人皆之を貴重せり。

又武藏、奥州、甲州、越前（マチタ）美濃、但馬等の國々に産するものは多少は有れども九箇より十箇尙其以上の繭を合せ繰りたる粗絲にて是も其品初發美潔なりし間は外國の工人等皆之を使用せるをもて横濱の商人も亦喜んで之を購求せり是より稍後に至り横濱に輸す所の生絲粗絲に比すれば細絲の售れる事貴きを觀て絲商人は次第に皆細絲を製する事となれり是に困て其の利得從前に比すれば甚多し然るに此商人等歐洲の人は素何等の故に細絲を好めるやといふ事を知らざるをもて其繭の品質には意を用ひず唯偏へに之三四箇四五箇或は五、六箇の繭を合せ繰りたる細絲をば歐羅巴人の望み好む所と做し細ければ細き程已等の爲にも外國人の爲にも利益ある事と認めたり。是大なる錯誤なり

且十、十二或は十五箇を合せて一絲と爲すべき繭は固より三四箇乃至四五箇を合せて一絲と爲すに適當せざれば此頃より製出せる生絲は養に上、信、奥、より出せる生絲の如き粘靱強剛（ネバリツヨキ）の質を存せざるなり蓋し細絲を製出せんとには唯繭の良品を撰ぶのみならず粗絲に比すれば平滑潔美ならしむるが爲には大に細心注意を要するなり。

日本の紡友等從來細絲を製するに習はざるもの數回拙惡のガイドル（即ち枠也）を用ひ或は全く之を用ひず糾りならして粗造に且脆弱なる絲を製出せしが近頃一箇のガイドルを具へたるに繰車諸國に行はるゝより右の弊害は稍避くべきに似たれども小繰車より大繰車に再び卷く時には尚精好のガイドルなきを以て同じく粗造の絲となるなり。

又土地卑濕にして地面の高さ海面に等しき地或は海邊の地に産するもの繭は其質脆弱柔軟にして氈毛の如く細絲を製するに適せざるものあり。

凡そ此等の事故に因りて日本の産する所の絲之を卷くに極めて困難なるのみならず買人も用ひ人も大に時と錢とを費すなり。

偖又日本の生絲の漸く劣惡に赴ける一大根源は五六年前より盛に行はるゝ蠶卵紙の交易なり此交易（はじ）瓶まりてより歲々良好の蠶種を輸出する事極めて多く隨つて一歲一孵の新繭をもて製する所の絲に大に減少せるが故に此缺乏を充んが爲に昔は大抵眞綿を製するにのみ用ひたる劣惡の一歲再孵の繭にて絲を製するをもて其絲は皆脆弱にして質海綿の如く粘氣もなく彈力もなく歐羅巴人が細絲を使用せんと欲する目的には適せざるなり。

右の如く年々一歲一孵の良蠶種を歐洲に輸出して是が爲に大なる損害を被ふる事を日本人人の心附かざるは尤も異しむに堪へたりされば伊佛等の國々の工場杯は全く日本に産する蠶卵の給を仰ぎて其業を營む程の事なりといへども是即ち日本の大害なり蓋し外國の商人等が其始高價を投じて蠶種を競求せしは損あるに似たれども是が爲に其國々の

蠶種盡く良質に回復し再び本の如く細絲を製する様に成りて今は日本の品より却て其國々の産を競求せしむるに至りしは贏利豈莫大ならずや是を以て日本の絲商人を自ら毀傷するを顧みず歐洲の製蠶上に大忠功を致したりといふも亦誣言に非ざるなり夫一歲再孵の繭にて製する所の生絲は前に述るが如く歐洲の工人等の使用に適せざるは其所以ある事なり因て次に其理を條列して知らしむべし。

第一外國の種買商人等數回往驗して一歲再孵に繭の劣惡なるを悟れるをもて當時は唯一歲一孵の蠶種のみを購求せり。

第二歐洲にては一歲再孵の繭の價一歲一孵の繭の價に比すれば賤き事四分一より十分一までに當れり。

第三歐洲にては製絲の機器も精好に工手も甚熟練し且能く注意して業を操るをもて一歲再孵の繭の價賤しき者を用ふべき筈なれども是を用ひて製せる絲は其質劣惡なるが故に伊佛の如き細絲を製する所に於ては再び之を使用せざる事となりたるなり。

右に記載せる件々は日本商人等の思慮が淺きと先知の識なきとによりて皆知らざる所なり方今歐洲諸國の日本産生絲を使用する者皆其絲の細きに過ぎ廢處多く且其質不潔にして紊亂し節目多く又糙澁にして其色惡きのみならず玉絲と唱ふるものを雜ゆるを患ふ凡そ此等の事は十一二年にては甚だ希なることなりしが當今は盡く皆此劣惡の品を製するをもて之を歐洲の工人等の使用に供せんが爲に仕上るには至しく勞費を掛るのみならず廢處多く出でゝ其損倍蓰するなり扨斯く日本の生絲著く劣惡に赴けるをもつて歐洲にて染物師織物師の方へ粗絲を仕入するを生業とする者等僅にても不齊不潔にして細きに過ぎるか或は荷作り惡しき時は決して其生絲を用ひず故に此二三年前より買入れたる生絲は夥敷售れずして大に横濱の商人等の損耗となれり是に因りて外國の工人等が日本の生絲の劣惡になれるを憎みて

次第に伊佛支那の産に愛を遷せるも理なりと見るべし。

尙外人の患とする所は日本の商人等が持來る諸種の生糸の共に皆其産處と品質とを區別せずして上州信州なり初發に出せる形に綰ネ出すをもて横濱に於て之を購求する者は其果して何處の産なりやと疑惑解け難きもの屢之あり、尤本港にて目利する者は稀には自ら其産處を知るか然らざれば人に告知さるゝ事あれども本港を出て歐羅巴に到る時は直に工人の手に落るものに非ず必ず數回駈儈（なかがひ）の手を經るなり扨工人等は何れの品も皆上信二州の荷作りと同じければ固より産所の異なるを知らざるによりて此の二州の産なりと思ひ染壺に投じ機に上せて其欺かれたるを覺る事數回なり是によりて日本の綰糸は皆眞正の物に非ずと見放さるゝに至れるなり是然しながら日本の製糸家と産所の異なるに因りて繭の品質に差等ある事を心に忘れず機に上せたる上にて判然と美惡の差別あらしむる様に注意し製し出さば尙半ば其不信を回復するに足べかりしを惜哉然れば日本の國々等々にて其の出す所の生糸の荷作りの仕法を異にし彼此相混淆せざる様に爲す時は賣人にも買人にも大なる利益となるべし之を爲すとには次の如くせば其用尙廣かるべし。

凡ソ糸商人等は支那人のチョップ（即記號）と名くる如き記號を糸一束（大束をいふ）毎に附置きて互に他の家より出せるものと分別すべし是伊、佛、支那等にて行ふ法にて極く良法なり。

右の國々にて所謂チョップを用ふる商人は常に良好にして同一眞正の品を露くの名を得たるをもて其出す所の品は此等を用ひずして露く所の商人の品よりは捌きも早く直段も善く售るるなり是に因りて支那の商人等當今は其記號本國の文字のみならず英字をも記して外國人にも容易に知るゝ様にするをもて右の記號さへあれば外國の商人も些も疑惑を抱かず安心して之を購求し來る事久し是支那の商人等の注意して記號を用ふるの益なり。

凡そ良好の生糸を賣ると宣言する所の商買にして若し常に眞に良好の品を貯へ置きて鬻がば人皆其記號を認めて殊品なる事を知るをもて此の如き商賣には記號を用ふるの益極めて大なりと云へども若し此の記號を用ひて劣惡の品か或は美惡相混ずる品を賣るか又は其品質を漸くに惡敷爲す時は早晩必ず其聲價を落し其の本を折するなり又若し記號を用ふる事無き間一般になる時は其記號無きものは商人等皆其品の劣れるを證するに足るをもて其市價も自ら下落するなり。

生糸交易の創りし頃太き生糸を出せる甲州、マチダ近江、越前等の如き諸地方にても近頃漸くに太糸を出すを止めて當今は偏に細くのみ繰る事となりたるは甚だ悲しむべき事なり。

扨余が輩日本に産する生糸殊に綛糸の如きは數年前までの如く外國の人之を需用せぬといふ事を日本人の肝に銘ずる程に知らしめんと欲すれども伊佛の蠶種大に缺乏したる時節には其事も能はざりしが當今は蠶の疾も盡く消し右二國の外西班牙（スペイン）、厄勒都兒格（グリースタルキユス）、齊里悪（シ・リヤ）の諸國に産する者にて大抵歐洲諸國の工人等が需用に供給するに足るべく且此諸國に産するものは其繰法にも極めて注意するをもて精粗細太の品相混ずる事なきのみならず一束の糸に端より末に至るまで然も不平の處なければ向後必ず日本産の者より好んで購求せらるべしと思へず今ぞ諭海を加ば時なきは些か老婆親切を盡すのみさらば日本の人右の如く諸國に忌み嫌ふをも事とせず尚依然として細糸を製出せば是益々其智識の乏しきを徵するのみ唯數年前まで良好の細糸を出し且一歳一孵の良蠶を出せる地信州の上田依田上州の下仁田富岡安中大間間奥州の諸土の如きは次に載する所方法に從ほば細糸を製出するも妨げなしとす然れども余輩強て日本の人をして細糸の代りに前の如く太糸を製出せしめんとするものは前に述るが加く細絲は歐洲に産するものにて充分に其工人等が望を充るに足るべく其の缺く所の者は獨り日本と支那とにのみ産する太絲にあればなり。

支那に産する生絲は英及他の歐洲の工人等夥敷之を使用する事舊し然れば日本にても支那の産に匹敵するか成るべくば尚夫より優れる繭を八九より十十二乃至十五を合せて繰りたる絲を多く製出する事至急の要務なるべし又夫程の太さにして美しく潔く且平滑にして強剛に能く卷附たる絲を製し置かば其捌け必ず好く且善價を得ん事必せり。

蓋し太絲を製するは細絲に比すれば其費用を減殺するは人の皆知る所なれば日本の工人等も須く此事を忘るべからず又總て良好の細絲を製するに適せざる一歳再孵の繭は却て粗絲を製するには宜きものなり譬へば支那の如き一歳一孵の良蠶を産する事少き地にては其生絲大抵皆八十より二十乃至二十五箇までの繭を合せ繰るもの多きをもて知るべし。

又生絲の市價は固より彼供給と需用との減增に應じて其平衡を得るものなれば余輩嘱々と此に說かず唯力の及ぶ丈日本の生絲は何を以て斯く從來の聲價を失ひたるや且其聲價を挽回するは果して如何の策を用ふべきやといふ事を論述せんとに因て左の件々を條別して以て日本國中の人に示す。

〔子〕上州にては下仁田富岡安中大間間等信州にては上田依田奥州にては仙臺の如き一歳一孵の良蠶を出せる地のみ細絲を製する事を得べし。

〔丑〕凡絲を製するに繭の數六七箇より少く用ふべからず是にて歐洲の工人等が用に供するに其分細き絲を得るなり

〔寅〕細絲を製するには一歳一孵の良蠶を用ふべし。

〔卯〕八、十、十、十二乃至十五箇或は尚其以上の粗絲を製する時のみ一歳再孵の繭を用ふべし。

〔辰〕此三四年前夥敷製出せし如き細絲の數を減じ粗絲を多く製出せしむべし其故は粗絲は日本人にも外國人にも使用の途多く細絲の多く歐羅人が需用にのみ供すべきが如きに非ざれば之を製する者の爲に利益多あるべければなり。

〔己〕　凡ソ絲を引出す時は初より注意して取懸るべし紛亂して結節多ければ廢處多く出て使用する人の爲に大損なり且初發不用意に繰出したる絲を再び繰車に掛る樣にては截目多くなりて費多し

〔午〕　凡ソ絲を製するに成る丈粘靱にして強剛ならしめんとには細繰を仔細に糾合すべし糾合法を得たる者は其絲圓く否る者は其絲平區（ヒラメ）にして氈毛の如きもの多く且更に彈力なし。

故に陳述する所の專ら製絲工に關はる事なり次に絲商人等の心得を載すべし。

〔未〕　生絲は產處を以て逐はば之を類別すべし是大に利益ある事なり從來橫濱に出す所のものは必ず數處の產相雜りたれば日本及外國の商人等之を鑒別するに容しく時間を費すなり。

〔甲〕　向後賣出す生絲は逐一記號を用ひ賣人も產處も明細に知らるゝ樣にすべし其法凡そ橫濱に持來れる生絲は豫じめ日本と英との文字を以て其產せし洲郡府邑並に之を製出せる家と商ふ者との名を一束毎に委しく記し其品質は一二三四等の番號を附し是に又逐一記號を添へて其類を分つべし。

〔酉〕　生絲を俵に詰るに外面に良性の品を被ひ內部に惡質の品を詰る如き奸黠なる仕方は向後必ず之を止め同一の記號を附するものは細太形質共に必ず常に同一の物たるべし。

〔戌〕　生絲を荷作るには左までに肝要の事に非ざれば次の條々を注意して爲す時は每地其樣を異にするも可なり。

〔甲〕　凡ソ生絲を玉作るには內部までも自由に檢查の成る樣にすべし前年信州の飯田にて玉作りたる法の如く絲を緊く括る事は今も尙美濃にては爲る事なれども是にては括目を切離すに非ざれば仔細に檢查する事能はず然れども其外見を損ぜざる樣に心遣ひすれば內部に給ひ込んだる惡絲を見落す恐れあり極めて不便なりされば生絲を玉作るには些も其外見を損ぜずして全く吟味の行屆く樣にするを最も良法とす彼の上、信、奥等の國々にて爲す如く緩く括り置く

も之が爲に別段の故障は生ずまじ但し但馬の玉作りの法は伊佛等の仕方に大抵似寄りて是良法なれども其一束毎に逐一紙を以て括るは無益の勞なり大束毎に一の記號を附して足れり。

〔乙〕括りの絲は日本國中皆同重同大同質なるべし從來其事無きによりて一般に苦情を述べ不滿を抱ける根源となれり蓋し日本の括り絲は各州各府各地皆異なれるのみならず一俵一束毎に皆差異あり然れば全く外國の商人を欺くが爲にのみ斯く數種の括絲を用ふるといふ人あるも其理ある事なるべしと思はるゝ程なり又括り絲の外別に綰絲に紙を括るは甚不用のものなり向後宜敷廢すべし又括絲の太さは元結程に一定すべし。

右の件々を一般に知らしめて後來の爭論苦情は全く止むべし。

從來横濱の商人會議に加はる者も又是に加はらざる商人も日本絲の製法を改良せん事を企てる事數回なりしは日本人に粗拙なる繰器を用ひしむるの外一も綾着の實効なくして却て繰絲の法は日に粗漏になり絹絲の質は月に劣惡に赴けり。

今般横濱の絲商人等公に會議して日本の絲を製する工人及び其商人等に敢て從來の惡習を改革する事に眞實に注目せしめん事を決定し因て諭して曰く若し上に記述せし條々を守らざるに於ては歐洲の市場は必ず日本商人の爲に閉ぢて開かざるべしされば日本の生絲外國に輸出するの數漸く減すべく日本人と外國人の利益と富の根源ともいふべき生絲の交易終に衰廢すべしと。

畢竟日本國中の生絲製出に關る人は上は高貴の大名より下は卑賤の百姓商人に至るまで今回は是最後の諫言なれば懇に之を體認し未だ全く地に墜ちざる日本生絲の聲價をして再び從前の高處に挽回せば卽ち余輩に對して親切に報酬を思はんのみ

千八百七十一年四月十九日

於　横　濱

セ、エム、ジヤケイモツト

エフ、スケイドト

エフ、ケフルユウエイホワイト

シーバルデ

ジヨシエルマール

（松代館三郎筆記）

憶ふに信州製絲の質が遽かに低下せる所以の原因は多々あるべしと雖も、目前の小利に眩惑され不完全なる器械により て急に多量の製絲をなさんとせる爲粗製濫造の弊に陷りたるものゝ如し。而して當時主として使用せられたる製絲器械は所謂「リヤンドリ」と稱する二口取器械にして之による時は絲の切れたる場合に結び又はより付くることなくして打付をなし、爲に信州製絲の市價を低落せしめ信州絲といへば粗悪品の如く思はしむるに至りたるを以て明治四年松本藩に於ては製絲奬勵方法を講究し今井六衞、伊藤文七、上條清次、淺野嘉平、神田久藏、上條四郎五郎、伊東重右衞門、高橋平一を絲世話役に指命し以て共改良を圖り長野縣に於ても大いに製絲改良の急務を唱導せり。

翌明治五年六月大藏省は富岡製絲場建築全く成り事業其緒に就けるを以て製絲諭告書を頒ちて富岡製絲場設立の趣旨を明にし製絲の改良を圖り全國中規格の一定せる製絲を産出せしめんことを希望せり。

製絲諭告書

日本ノ産物ニシテ交易ノ大ナルト金高ノ上ルトハ生絲ニ過クルモノハナシ外國人モ之ヲ貴ビ御國中ノ利潤トナルコト之ヲ以テ第一トナス然ルニ御國ノ生絲如斯上品ナルハ土地ノ宜シキ故ニシテ其製法ニ至リテハ只人ノ覺ヘシ手心ヨリ出來セルモノニシテ其法未ダ精シカラズ近年交易ノ盛ナルヨリ粗惡ノ品次第ニ多ク其上御國中一樣ナラズ品柄宜シカラザレバ外國人モ之ヲ貴ハズシテ直段モ次第ニ下落シ交易ノ利分モ大ニ減少ス此損失ハ唯絲ヲ製スル者而已ニアラズ自然不融通トナルナリ然ル時ハ御國第一ノ品柄ヲ落シ其害全國ニ及ビ貧困ノ基ヲ生ズ歎クベキ事ナラズヤ右ニ付キ朝廷万民ノタメ被思旨此貧苦ノ基ヲ去リテ家々富饒ノ利ヲ得セシメントノ御趣旨ヲ以テ上野國富岡ヘ多分ノ入費ヲ掛ケ盛大ナル製絲場ヲ御建テ被遊佛蘭西國ヨリ生絲製造ノ師ト男女ノ職人數名ヲ雇ヒ入レ當夏ヨリ無類精好ナル生絲ノ製造ヲ御始メ成被御國中製絲ニ志アル者ヘハ士民ヲ論セズ熟覽ヲ許サレ此製絲場ニ於テ女職人四百人餘御雇入レ相成製絲ノ法ヲ學バセラル可キニ右女ハ外國人ニ生血ヲ取ラルヽ抔ト妄言ヲ唱ヒ人ヲ威シ候者モ有之出以ノ外ノ事ニ候女職人ハ製絲術傳習ノ上ハ御國内製絲ノ教師ニ被成度御趣旨ニ候得バ決シテ無疑念傳習ノ爲メ差出申可妄言ニ迷ヒ候テ御趣旨ニ悖リ候樣ノ義無之樣可致此製絲場ニ斯ク迄デ入費ヲ掛ケ盛ニ開カレ候御趣意ハ前文ノ通御國生絲ノ品万國ニ勝レ永遠ノ御國益ト相成リ全國民ヲシテ富饒ノ利ニ潤センガ爲ニテ只上ヨリ御世話被成候義ニテ決シテ下民ノ利ヲ上ヨリ奪候樣ノ譯ニ無之御場所悉皆成就製絲ノ術習熟ニ至リ候ハヾ民望ノ者ヘ御拂下ゲモ被仰付度御趣意ニ候間郡村製絲ノ者ハ不及申四方ノ人民厚ク御趣旨ヲ辨ヘ製絲ノ術ト傳習ニ心ヲ入レ精好ノ品多分出來候樣有之度候也

壬申五月

勸農寮

而して富岡製絲場創設せられ製絲の方法改良せられし後は古來唱へ來りたる「のぼせ絲」の名稱廢れ、提絲製絲、器械製絲、座繰製絲、長手造、鐵砲造等の名稱起り、上田提絲の名最世に知らるゝに至れり。

又、明治五年十一月八日生絲の精製を奬勵せんが爲收稅を廢し、製絲者に諭して其方法を精究せしめたり。

御國産の生絲の義に付ては御詮議の次第有之追々相達し候義も有之候得共、從前各所區々の收稅いたし來候當分壬申年より廢稅候條製絲方愈精良相成候樣勉勵可致旨可申諭事（蠶史）

明治六年一月生絲製造取締規則制定發布せられ、同年六月一日より之を實施せしむる事となり、ついで、同年四月十七日生絲製造取締規則追加を發布し尙五月には條中の鐵砲造中結印紙の寸法を定め、前に設立せられたる生絲改會社と相俟つて生絲製造の取締を嚴にするに至れり。

生絲製造取締規則

生絲ノ儀ハ國内ノ名產ニ候處近來製方麁抹ニ相流レ隨テ品位相劣リ加フルニ詐僞ノ所業モ不勘趣相聞外ノ外ニ候今般保護ノタメ別紙ノ通リ規則相定候條各地方官ニ於テ厚ク注意シ稼人共御趣意相辨ヘ詐僞濫製無之樣取締可致事

明治六年第一月

太政官

第一條

生絲之儀ハ海外輸出國内ノ區別ナク却テ結目ニ相用候印紙當省ヨリ其地方官ヘ相渡候條地方官ニ於テハ製造ノ凡積ヲ以テ何度ニモ印紙請取方申立ベク事

但本文ノ義ハ明治六年第六月一日ヨリ施行候筈ニ付結印紙ノ義ハ期限以前請取方行屆候樣夫々可申立事

第二條

地方官ハ右印紙ヲ生絲會社ヘ賣渡シ會社ニ於テ各製絲人ヘ可賣渡事

第三條

製造人ハ右印紙買請其國所名面ヲ記シ候押印致シ生絲一繰每亦ハ中結ニ雛形ノ通結用可申事

但巻目ヘモ製造人封印可致事

第四條

結印紙定額ノ代價ヲ以テ地方官ヨリ會社ヘ賣渡直ニ代金立其時々租稅寮ヘ相納可申事

但シ會社ヘ賣捌手數料トシテ其代金ノ一割即チ百圓ニ付金十圓下ゲ渡可申事

第五條

結印紙會社ヨリ製絲人へ賣渡候節ハ定價ノ外取立申間敷事

第六條

地方官ニ於テハ結印紙請取高辨代金納高及ビ會社へ下ケ渡ノ手數料共前一ケ年分取調年々二月中租稅寮へ差出來

第七條

結印紙代ノ儀ハ左ノ通リ

鐵砲造、島田造其外ニ相用候中結印紙

百枚ニ付　金五錢

提造其他小繰ニ相用候印紙

百枚ニ付　金三錢五厘

繭類ニ相用候印紙

一枚ニ付　金五錢

眞綿ニ相用候印紙

一枚ニ付　金十錢

第八條

製絲之儀ハ都テ入念汚レ或ハ切口等無之樣仕立詐僞ノ所業致ス間敷事

第九條

玉絲ハ屑斗絲屑絲皮むき等每品生絲ト總稱致シ候條同樣ノ心得ヲ以テ印紙ヲ可取扱事

第十條

繭眞綿出殼蛹山繭等ノ類都テ每箇上包へ印紙張用製造人國所名前等詳記可致事

但シ箇立不相成品ハ印紙扱用ニ不及候事

繭、出殼蛹、山繭一箇目方七貫目迄ヲ限リ造立印紙用可申右量目七貫目ニ不滿トモ箇立タル上ハ前同樣ユ印紙相用可申事

眞綿一箇目方九貫目迄ヲ限リ造立印紙張用可申其余前同斷

第十一條

上州富岡製絲場ニ於テ製造致候生絲タリトモ結印紙爲方之儀ハ同樣ニ候へ共印紙ノ義ハ當省ヨリ製絲場官員へ相渡候事

第十二條

明治六年第六月一日以後ハ印紙無之生絲並繭眞綿等密賣買致シ候節ハ其品取揚買請人製造人共其價ノ二十分ノ一科料可申付事

右之通相定候也

明治六年第一月

大藏省

生絲取締規則追加

鐵砲造製造ノ儀ハ一繰每ニ印紙卷用猶造上ケノ上中結ノ卷紙相用其上へ化裝相用可申事

右中結印紙へ封印ノ義ハ前規則ノ通可相心得事

各改會社ニ於テハ右化裝紙中通白地ノ處ヘ其國地郡村會社名前相認メ卷仕舞ヘ改印致可事

化裝紙拂下方ノ儀ハ外印紙同樣タルヘキ事

中結印紙代價　百枚ニ付　新貨五錢

化裝紙代價　一枚ニ付　新貨三錢

右化裝紙ノ儀ハ中結印紙ト相離レザル品ニ付（中結印紙百枚入用ナレバ化裝紙モ百枚入用ノ筈ナリ）必ズ一方引分ケ拂下ゲ相成候事

明治六年三月大藏省は生絲の粗製濫造を取締る爲に生絲賣買鑑札渡方規則を定め左の如き鑑札を渡し鑑札一枚に付金五十錢づつの鑑札料を徵せり。





鐵砲ニ相纏ヲゼ小提ニデ賣買致シ候分ハ提絲同樣ノ造結紙卷用可申事

右化裝紙ハ勿論卷紙類等都テ一旦扱用候紙ヲ裏ヒ相用候義決テ不相成方一右樣ノモノ有之ニ於テハ其生絲取上相當ノ過料可申付事

右之通相定候也

明治六年四月

大藏省

同規則次の如し。

生絲賣買鑑札渡方規則

生絲ノ儀ハ本邦ノ名産民間有用ノ物品ニシテ其利益不尠既ニ戊辰年元甃絲改所ヨリ右渡世ノ者ヘ取締ノタメ賣買免許鑑札相渡置候處生絲商人ノ内右鑑札所持無之者モ偖有之一般ノ取締ニ關シ不都合ノ次第且近來製方愈々粗漏ニ流レ或ハ詐僞ノ所業モ不少名産ノ聲價ニ差響不容易御國損ニ有之候間既ニ生絲製造規則モ御布告相成候得共猶賣買取引ノ間ニ於テモ舊弊存在ノ趣モ相聞候間爲取締更ニ生絲賣買鑑札相渡置候分ト引換可申若シ舊鑑札持無之分ハ管下生絲商人一人別ニ不洩樣相渡都テ別紙規則ニ照準取締可致事

明治六年三月

大藏省

規則

第一條

生絲賣買渡世ノ者ヘ去ル戊辰年後元甃絲改所ニ於テ鋪札渡有之候處今度國内一般生絲渡世ノ者其土地ノ模樣ニ寄取結タル會社中ノ者ヘ別紙雛形ノ生絲賣買鑑札更ニ大藏省租稅寮ヨリ可相渡候間其會社ノ管轄廳ニ於テ取調收與可致事

第二條

右會社ヘ加入致候者ハ其會社ヨリ其管轄廳ニ於テ開届生絲賣買鑑札相渡當人國郡村町名前等巨細取調鑑札料相添ヘ第七條ニ揭グル鑑札仕譯書差出候節一同可申立事

第三條

生絲賣買鑑札相渡候ニ付テハ鑑札一枚ニ付金五十錢ヅツ爲鑑札料上納可申付事

但戊辰後元甃絲改所ニ於テ相渡候鑑札所持ノ者ハ鑑札料相納ルニ不及新鑑札相渡舊鑑札ハ其廳ヘ引揚ゲ燒捨當人國郡町村名前トモ巨細取調可申立事

第四條

生絲賣買鑑札万一燒失流失盜難等ニテ失ヒ候儀有之其段申出候ハヾ事實取調ノ上新規則願受候節ノ鑑札料半數上納可申付事

第五條

生絲賣買鑑札願受候モノ向後廢業致度候ハヾ其管轄廳ヘ申立管轄廳ニ於テ開届鑑札取上ゲ第七條鑑札仕譯書差出候節可申立事

第六條

賣買鑑札ハ一名一枚ニ限リ候儀ニ無之素ヨリ賣買上必携ノ品ニ付手代其他多人數召使賣買致シ候者ハ願ニ寄何枚ニテモ可相渡尤鑑札料ノ儀ハ第三條ノ通收入致可事

第七條

右ニ掲グル鑑札ハ凡積ヲ以テ其管轄廳ヘ可相渡證候間收與仕譯書詳明取調年々九月中可申立事

第八條

各管內無鑑札ニテ賣買致シ候者有之於相顯ハ其品取上ゲ鑑札料二十倍ノ科料可申付事

但密賣買候者他ヨリ見出シ訴出ルニ於テハ其訴主ヘ取上品拂代金ノ十分ノ二褒美トシテ被下候事

第九條

生絲賣買鑑札ハ自己ノ相對ヲ以テ他人ヘ貸與ヘ候儀ハ決テ不相成候事

但万一私ニ貸與ヘ候モノ有之相顯ルヽニ於テハ鑑札料五倍ノ科料金取立可申事

右之通規則相定候事

明治七年二月生絲賣買取締の爲生絲賣買鑑札に下渡年月日を記入すべき旨を布達し、三月には橫濱居留地生絲商惣代拂人ジヤクモ外二名生絲改會社に來り生絲風袋の件を商議し、百斤に付元結印紙を合せて風袋二斤半其他の絲類は在目通とせんことを約定す。

六月內務省は生絲の諸印紙は爾來之を靑色に改め並に太政官より生絲其他賣買の鑑札規則中鑑札を遺失又は誤て毀損するものは七拾五錢の過料に處する旨布告せり。

七月內務省は生絲卷印紙につき布達し從來五寸五分なりしを五寸に改む。

十月內務省は生絲卷印紙の儀につき布達し

生絲卷印紙用の儀是迄印章卷込或ハ相顯し候向も有之不都合ニ付以來雛形ノ通り押印の位置變更候條印章より凡三分前後にて折返卷用繼印等前同樣可相心得此旨布達候事

明治九年三月、太政官布告生絲製造取製締規則中第十二條に追加す。（取上品ニ關スル件）

生絲製造取締規則發布せられし後同年五月本縣各生絲改會社總代埴科郡屋代村唐木銀三郎より生絲製造取締規則並ニ蠶種大惣代申合書によりて實施せらるゝ場合には本縣業者にとりては非常に都合惡敷點あるを以て左記の各項は之を訂正せられん事を陳情しついで十一改會社長副連名にて同樣の請願をなせり。其要點次の如し。

一、生絲提絲造は取締規則によれバ「一繰ニ付量目八匁以上五拾繰正味四百目ヲ以一提トス」とあれども當國生絲製方は煮繭器より小枠へ引立小枠より大枠へ、八繰宛寫揚、右五揚を取合量目三百二拾目位より四百目位迄にて一提となし來り、外國人も既に信州絲之仕來悉承知致し居るを以て四拾繰一提となされたく、但量目は壹繰八匁以上として輕くならざる樣に致すべし。

一、提絲造り押印の方法を改められ度き事

一、昨壬申年製造の殘絲を今般御下渡しの御印紙にて結換ふれハ絲筋も亂れ繰返し方も差支へ、新たの差別もつき兼ぬるを以て、製造人は無印にて會社の改印而已を捺し、新絲何提古絲何提と仕譯、送り狀に認め出荷致し度し。

一、蠶種製造者は生繭買取不相成、生繭取扱者は蠶種製造相成らざる事と規定せられあるも、右取扱人の十中八九迄は自作の桑葉を以て種繭を養立、尚又生絲製造の爲、生、乾共繭にて買入、兼業の者多分にあるを以て一方に片寄ては目下賣買鑑札渡し方にも困難を生ずるを以て、又、蠶種製造人は自家の養蠶せる種繭につき其貫目より蛾歩迄詳細蠶事世話役の檢査をうけたる上にて、生繭を買入るゝ事とし絲繭而已買入るゝ者は自養の繭に限り蠶種製造可仕御趣意なれば絲繭より種繭に流用さるゝ處なきを以て許可せられたし」云々

此出願に對し縣に於ても七等出仕大久保利貞權參事楯崎寛直權令立木兼善連名にて認可方を出願せり。

明治六年五月廿五日大藏省は製絲の良否は繰絲の方法にあり、繰絲の方法中最も緊要なるは乾繭の方法如何にありとし、從來我邦に行はれ來りし乾繭法の缺點をのべて之が改良を圖らんが爲に左の如き「蒸繭方法告諭書」を作り各府縣をして管内へ頒布せしめたり。

これ、古來の乾繭法は多く天日にて乾すを常としたれば繰絲の際解舒悪しく絲質を低下し光澤を損すること多かりしを以てなり。

蒸繭方法告諭書

府縣

別紙ノ通リ製絲蒸繭ノ方法告諭書相渡候條各府縣管内へ頒布可致候此段相達候事

大藏省事務總裁

正四位　大隈參議

明治六年五月

夫レ生絲ハ御國産ノ第一ニシテ其利潤モ世ノ普ク知ル所ナリ然ルニ近年製シ方麁抹ニ流レ隨テ品位相劣リ遂ニ名品ノ聲價ヲ失ヒ國家ノ洪利ヲ減損シ商賈或ハ破産ニ至ルハ豈慨歎ニ堪エザランヤ因テ其業ニ從事スルモノヽ爲ニ今政府既ニ外國製ノ器械ヲ購入シ上州富岡ニ製絲場ヲ建築シ佛人ブリユナ氏始メ外國人男女數名ヲ雇入レ其教授ヲ受ケ製絲試驗セシニ良好ノ絲ヲ製造シタリ其繰絲法最モ緊要ナル所ハ蒸繭ノ良法ニアリ之レハ從來御國内ニ於テハ繭ヲ太陽ニ晒シ其暖氣ヲ以テ乾カシ殺スハ之レ特ニブラン絲口ノ性ヲ變ジ其光澤ヲ失フノミナラズ暖氣不足ナルヲ以テ蛹速カニ死セズシテ蛾或ハ蛆ノ化出スル患勘カラズ今歐羅巴ノ繰械ヲ用ユルニ於テハ斯ノ如キ不便ナシ晴雨ニ拘ハラズ多數ノ

繭ヲ一度ニ蒸殺ス事ヲ得之レ其方法容易ニシテ其功用大ナルモノト謂ベシ依テ其方法概略ヲ左ニ示ス夫レ繭ハ總テ新鮮ナルヲ撰ビ（即チ絲ヲ吐キ始ムル日ヨリ十日ヲ經テ未ダ日光ニ晒ラサヾルモノヲ云フ）之レヲ屋根アル場所ニ入レ置キ細密ニ點檢シ量目ヲ掛ケ先ヅ大ナル釜ニ熱湯ヲ沸カシ側ニ圖ノ如キ戸棚様ノ大ナル箱（筥ハ成丈氣ノ洩レヌ様緻密ニ製造スベシ）ヲ置キ中ニ棚ヲ十段設ケ籃二十ヲ載ス一籃ニ容ル、處ノ繭五升合セテ一石ナリ其箱ノ戸ヲ密閉シ箱ノ底並ニ釜ノ蓋ニ小孔ヲ穿ケ竹筒ヲ曲折シテ之ヲ通シ以テ沸騰ノ蒸氣ヲ箱ノ中ニ入レ孔ノ上ヘ圖ノ如キ笠様ノモノヲ覆ヒ蒸氣ヲ受ケ其水氣オバ滴下セシメ熱氣ヲ留メテ繭ヲ蒸シ蛹死スルヲ度トス（蒸シ加減ニヨリ中タビ籃ヲ上下差シ替ヘルモ宜シ）此熱度大略百四十度ナリ然ル後蒸籃ヲ取出シ繭ヲ入レシマヽ重ネラ置キ布團或ハブランケツトノ類ヲ覆ヒ暫時濕氣ヲ取リ風氣快通スル所ニ置キ速カニ乾クヲ要ス示後李秋ニ至ルマデ日々攪散シ死蛹腐敗シテ繭ヲ損スルヲ防グベシ因テ器械ノ略圖ヲ添ヘテ製絲家ノ爲メニ其大概ヲ述ブ尚詳知セント欲スルモノハ富岡製絲場ニ就テ實地經驗スベシ依テ告諭ニ及ブモノ也

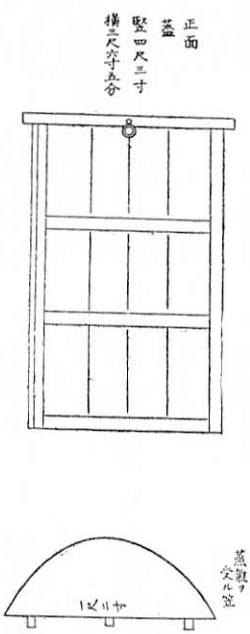

蒸箱ノ圖

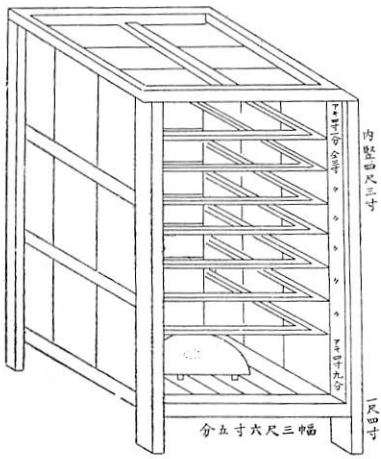

蒸籃ノ圖

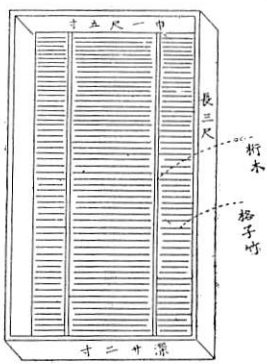

第五節　信州絲聲價挽回策

如斯政府に於て製絲論告書を頒布し或は生絲製造取締規則を發布して粗製濫造を戒しめ、或は蒸繭方法告諭書を頒布して製絲改良を指導する所ありしかば、明治七年六月には長野縣管下生絲改會社々長副以下協議して「製絲教論」と題する小冊子を印刷して縣下の製絲業者に頒ち、本邦各地の生絲と本縣生絲とを比較して本縣生絲の劣等なるを慨し「信州もせめては下仁田位の品位に製し候はゞ一ケ年に金十四万一千三百圓宛余分に利益あるべし」と稱して本縣製絲家の猛省憤起を促す所ありたり。後年の製絲王國も當時は下仁田を目標として其品位の向上に努力せるなど、先人苦心の迹を省みて實に感慨無量なるものあり。

製絲教論

「大日本の名産たるものは生絲並茶兩品たるべし信濃國は寒き土地故茶はいまだ開けず、昔古より蠶飼を專にして生絲を製すに限る去ながら自儘の製し方にては國內用は勿論海外諸國へ賣捌候ても年々評判悪敷値段も追々下落いたし往々身のはまりと成行候者目前之儀誠になけかはしき事なり殊に昨今中國九州邊日增に蠶業相開け桑畑盛大ニ相成一際上等之生絲を製し候ハヾ是迄信州之生絲は中等之品故新場上等之絲におされ國中破產之基ひに付今より一層心を盡し玆絲ヲ挽者は下仁田上等を目的とし上手之挽手は富岡器械絲を目的として挽出し候て世界萬國中へ信濃の名目も轟キ買人も數多註文も澤山くへり自然と高價に相成其身にこの利潤年々歲々子孫まで傳りよろこばしき事ニ付各會社衆議之上製絲方法大略左ゟ

一、原種極上之品位相撰揃立候事

下　略

一、繭五合或は一升煮て其鍋に置かす別器へ移し絲取鍋へ湯をあらたに沸し煑たる繭を五勺又は一合程づゝ小取ニ入テ小くに引あつめし但煑テあくの出る繭を取湯を度々取替絲に裏表の出來ぬ樣どこ迄も白くゝき通り候樣心掛ケし。

一、繭四ツ附ニいたしぬしヲ取むらなくよりを能々掛て引ゑし但極上等之繭三ツ附ニ而よりを掛けまむ猶よろし然共初心之手業に出來難し。

一、大ゑくへ上る時絲之切レロを能結ひとめへし絲ぢ附より附甚悪し。

一、貳つ取器械又ハ大ゑくへ貳本上ケ甚悪し壹ツ取壹本上け限るべし。

一、生絲卷紙壹かな毎御印章のならゑを候樣上下共卷紙の外へ出スへし

右之條々銘々心掛ケ下仁田より一際上絲に製し候ハヽ、百斤六百五十圓ヲ賣送行へし則上州富岡下仁田絲へ比較して年々損益左之通り。

當戌春横濱賣捌表

富國器械製絲造	百斤但十六貫目 代金八百圓	下仁田上中品絲	百斤同上 代金六百五十圓
六百駄 代金百〇二萬七千圓		同 代金八十三萬四千六百圓	
富岡絲と信州絲と代金相違 金三十三萬三千九百圓		下仁田絲と信州絲と代金相違 金拾四萬一千三百圓	
		信州産生絲平均	百斤同 代金五百四十圓
		同 代金六十九萬三千三百圓	
		右昨癸酉年長野縣管下六郡の製産高	

右之違ニ有之信州もセメテハ下仁田之品位ニ製シ候ハバ金拾四萬壹千三百圓宛年々餘分之利益ニ相成五ケ年積リテハ金七十萬六千五百圓拾ケ年積リテ金百四拾壹萬三千圓之利潤と相成ル實ニ莫大之金高ならずや有志之仁夫是を思ひ

明治七年六月　　長野縣管下　生絲改會社」

然れども粗濫の弊風は依然として容易に改らざりしかば翌明治八年本縣生絲改會社々長副建議して更に「製絲檢査法方書」を作りて叮嚀懇切に製絲、包裝の方法より、檢査の手續に至る迄を說き示し、一方縣當局に對しても、縣より一般に告諭書を發布すると共に掛り官員を派遣して町村を巡回說諭せられん事を懇願する所ありたり。

「製絲檢査法方書

各生絲改會社　　生絲製造方法ノ儀ハ去ル明治六年厚ク被仰出候趣モ有之生絲改會社設立以來品位相進候處昨七年ニ至リ舊習

ニ立戻リ詐僞濫製ニ流レ大ニ相場下落シ候故昨七年第六月報告シタル製絲教諭比較表ノ通リ當國ノ製絲ハ實ニ下等ニシテ上州富岡、下仁田等ノ上製ニ競レバ格外下直ノ賣買ニテ損害夥シク製造家ハ勿論商人ニ至ルマデ貧窮困苦ニ迫リ終ニハ御國内ノ衰弊ニ立至リ可申ハ目前ノ事ニ付歎息ノ余リ之レヲ外見スルニ不堪同今般各社長副建議ノ上製絲檢査方法ヲ設テ執行候間倶ニ愛國ノ情ヲ振起シ深ク注意シテ上等品ヲ製出シ一般大利ヲ得ン事ヲ要ス

明治八年四月三十日

長野縣管下

生絲改會社

第一條

一、本年七月一日より檢査役派出御管内一般巡回可致事

第二條

一、檢査役の儀は製絲精明なるものを十五名公選の事

第三條

一、檢査役巡村の節は前以報告可致候に付便宜の宅へ一人に付生絲の一揚苑に名札を付け製造判持參致さ、立會檢査を可受事

但臨時製造家へ立入戸毎に檢査致候儀も可有之事

第四條

一、生絲製造は繭付方の多少より差違ありと雖も檢査器械枠へ四百回り操返し量目輕重に由て等級を定むる事左の如し

但し此器械は一回り曲尺三尺八寸七分五厘にして四百回り惣丈一千五百五十尺也

一、繭「絲口太キハ四ツ付同細キハ五ツ付」四百回り操返し量目表一分五厘より裏一分六厘迄にてふし、むら切口無之撚懸り、つや宜しき品を第一等とす。

一、繭五ツ付同斷　量目表一分七厘より裏一分八厘までにて前同斷なるを第二等とす。

一、繭六ツ付同斷　量目表二分より裏二分一厘迄にて前同斷なるを第三等とす。

右之通に製造爲すと雖も表裏量目多分の不同あるか或はふし、むら切口あるか津や善らざる品は却て之れを等外とす。

但シ繭付敷により量目比較すると雖も絲口太細に由て量目の差異を生ず斟酌すべき事

第五條

一、惡性の繭にて前斷比較之通捉立難き分は繭幾個を付くるとも

ふしむら切口なく始より末に至るまで最目不同無之様挽立検査を受べき事

第六條

一、繭煎方は五合又は一升宛少しあわく煎て別器の水にひたし置一合程宛河度よも煎器に入れ熱湯を折々さし替へ濁らぬ様に致し太細ふし、むら等一切無之様に挽立且小枠より太枠へ繰返しの節は絲口叮嚀に結ひとめつなぎ、ふしの見へざる様結び先を鋏にて切り都て生絲を製造する者は自ら織物を製し候積りを以て萬端麁抹無之様取扱悉く六つかしき物と心得懇切を盡し上製に立至り候様厚く注意可致事

第七條

一、美繭を表掛にし玉繭悪蛹等を引込候儀は兼て御制禁に付無之筈に候得共萬一右様の製造する者有之に於ては何方へ賣渡し候共其品取上げ御廳へ差出し代價は勿論至當の過怠金其製造人より差出させ可申事

第八條

一、試驗濟の上は別紙雛形の檢查表へ詳細に記入し製造人姓名下へ製造判を押印可致事

但し檢查人持參にて正副二通相認候事

第九條

一、優れる上品は製造人一般の龜鑑とも相成べくに付檢查人證書を出し其絲壹操預り其上御廳へ差出し大試驗の上御賞與可遣之事

第十條

一、結御印紙の儀に付ては再三御布告も有之處多勢の中には心得違にて無印紙卷用候族も有之趣以の外の事に候以來右体の儀有之に於ては御規則の通り急度御處置可有之事

第十一條

一、右御印紙卷用製造人封印可致御布告の處押印無之族も有之製造人不分明なる故自然と粗製に流れ候基に付自養の繭を以て製造する者並に他人の繭を以て賃製致す者に至る迄急度押印可致事

但し賃製造致し候者は其繭主宅にて立會の上製造判押印致候儀は勝手たるべき事

第十二條

一、第十條第十一條の通り御印紙卷用製造人封印可致に付銘々結立候は必要の事に候所中には鳩田の儘賣買ゐし候者も有之畢竟心懸け不勉勵より起り候弊に有之候間以來結立候様可心懸事

但烏田造又は鐵砲造を製する者は中結化裝紙兩様に御印紙相用可申事

第十三條

一、製造印鑑の義は一昨六年中會社へ取置候處增減も有之に付今般更に相改め候間來ル六月十五日迄一村限り別紙雛形の通り正副二通宛相認メ會社へ可差出萬一印鑑不差出者は製造不相成候事

但本文正副二通の內一通は會社に納め壹通は檢査役にて持參回村の節製造人と引合の證とす。

第十四條

一、二ツ取器械の儀は兼面嚴重相廢し置候に付決而相用申間敷萬一相用候に於ては爲過怠器械並其製絲取上可申事

第十五條

一、粗製のものは懇切に教諭可致に付一已の私意をかまへず上製立至り候樣注意可致事

右之通相定候事

明治八年第四月

長野縣下

各生絲改會社

曲尺六分四方

何ノ誰	何國何郡何村何之誰	同斷
何ノ誰	何國何郡何村何之誰	同斷
何ノ誰	何國何郡何村何之誰	同斷

合何名

右之通當村生絲製造人印鑑取調差出候處相違無之候也

年月日

右村用掛

何ノ誰印

何郡何町村

生絲改會社

記

第何大區何小區

何郡何村

月日	一等	二等	三等	フシ有無	目方表	中	裏	撚有無	光澤有無	切口有無	長野縣下
											第何大區何小區 何郡何村

六月廿九日松代山崎藤助及上田深町茂太郎ヨリ「ムラ」の一界遺漏訂正願ノ結果左ノ通リ

明治八年	一等	二等	三等	フシ有無	ムラ有無	撚有無	絲切口光澤有無	目方表	目方中	目方裏	
月日											

以書附奉懇願候

生絲製造ノ儀ハ再度御布告も有之隨テ改會社ノ儀モ厚ク御保護被成下候ニ付一昨酉年ノ儀ハ品位相進ミ追々美品ニ立至リ可申社中一同喜悦仕候處昨戌年ノ儀ハ又々舊習ニ立戻リ粗惡ニ相流レ他邦ノ製絲ニ比較致シ候得バ格外低價賣却仕リ其損害夥ク終ニハ御管下一般疲弊ニ及可申悲歎仕且御規則ニ相悖リ候趣モ有之此儘等閑ニ致置候テハ難相濟儀ニ

奉存候ニ付今般各社々長會議ヲ設ケ別冊之通リ方法建議仕取計度候處會社而已之權ニテハ遠ク不及儀ニ奉存候間御廳ニ於テ別段懇切ノ教諭書御綴リ檢査回村方法書並製絲教諭書相添前以御布達ノ上掛リ御官員回村御說諭被成下候樣奉願候右御聞濟被成下候ハヾ御管轄一般莫大有益ニ相成社中一同難有奉感戴候　以上

明治八年四月

各生絲改會社

水内郡　長野町　副社長　牧野正治郎
同郡　飯山町　同
同　斷　嶋津祐四郎
同郡　新町　同
副社長　清水文助
更級郡　稻荷山驛　同
小出五十二
高井郡　中野町　同
永池伴助
同郡　須坂町　同

同　青木甚九郎
埴科郡松代町
同　山崎藤助
同郡屋代驛
社長　唐木銀三郎
小縣郡上田町
副社長　深町茂太郎
同郡飯沼村
社長　吉池定之助
佐久郡岩村田
社長　箕輪久五郎代
前嶋儀仲太

長野縣參事　楢崎寛直殿

製絲巡回檢査

於茲縣勸業課に於ても同年七月「製絲粗惡に流れず一際衆人の目を驚かす樣一同厚く心を用ふべき旨」說諭の通牒を發したるのみならず、同月掛官員を、檢査人同道にて、各地に巡回出張せしめ、生絲改會社々長副は申に不及到る



生絲檢査　右　本多勝柄（高井）　左　鷹野正雄（更埴）　島田五郎氏藏

處の製絲人、村吏等を最寄の會社長又は村吏等の宅に集め、豫而印刷携行せる說諭書を頒ち、良品を製出し反則を行はざる樣懇々說諭を加へ、更に、三井升一（更埴）森謙介（水內更級）本多勝柄（高井）等の縣官員を各郡衆絲場に派遣し、嘗て制定せる檢査表によりて製絲の檢査を行はしめたり。

然れども猶往々犯則を行ふ者ありしかば同年八月廿五日には「生絲製造心得書」を頒布して反則者の取締を嚴重にし以て本縣製絲の品位を高め其聲價を挽回せんことに努力せり。

先觸案

記

長野縣十三等出仕（同十五等出仕）

三井升一（岸本良孝）

右者當縣第八拾七號ヲ以相達置候通リ製絲說諭與して明後五日縣地出發製絲檢査人召連別紙之通巡回候條得其意製絲人に相違ふ都合無之樣可取計此先觸早々順達回尾ニ留置同人に可相返候也

明治八年七月三日

長野縣廳

生絲改會社

社長　副

各村用掛
戸長副中

追而休泊之義者差掛可申談候間賄方可取計候事

製絲説諭巡回取計方心得書

一、説諭書五百枚ツヽ、持参候事

一、巡回場所之義は製絲人之有無ニ寄取極候事故持場生絲改會社々長副に打合可取極事

一、着候ハヽ、持場會社々長副並所用掛等に談爾扱所又ハ會社及長副村吏之宅等便宜之場所へ村吏並模寄製絲人惣代與して一村兩三名つゝ呼寄熟々申諭其上説諭書人數之大小に應し見計下ケ渡可申事
但多製造之場所ハ一村毎ニ一場所ヲ設ケ説諭候義も可有之右ゝ土地及製造人之多少に寄尚宜可取計事

一、檢査人巡村之義ゝ村吏並製絲人に當縣乙第八十七號布達之主意ハ申ニヲヨバズ第三條製造家毎戸江立入檢査可致等之義を爲念可申聞置事

一、檢査人之義は隨行之外次ヨリ追々巡村候義ニ付其旨可申聞置事

一、檢査人之義ゝ所々ニテ製絲改手間取可申間官員之義ゝ説諭相濟次第適宜巡回之事

右之通り

七月

明治八年八月廿五日

勸業掛　本多勝柄

租稅課
權參事　庶務課

書面生絲改會社々長副協議ノ上申出ノ趣難捨置義ニ付御聞届相成左ノ通リ御指令相成別紙ノ通リ御布達相成可候や

但御採用ノ上ハ活字ヲ以テ一般觸ノ積

御指令案

書面願之趣聞届候條施行可致尤モ不可可及布達候事

乙第　號

生絲取締ノ義ニ付テハ明治六年第三十二號公布並明治七

年内務省乙第二十四號布達ノ趣モ有之生絲毎一操印紙卷用製造判押捺可致筈ノ處白紙ヲ以テ卷立又ハ印紙卷用候共製造人封印不致賣買候モノモ有之哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候自今別紙ノ通リ必於製造人賣渡前屹度印紙卷用製造判押捺可致旨區内製絲營業者ノ者共ヘ不洩様可相達ス此段申達候事

明治八年八月　日

長官代現

次官　御名

生絲製造心得書

第一條

一、生絲製造夫々造立ノ種類ニ應ジ規則ノ通卷紙印紙買請求相用每戸製造人自分製造判必押捺可致自儘ノ白紙ヲ取交セ卷用賣買致候候義ハ不相成事

第二條

一、島田造ノ義ハ規則ノ題リ中結印相用可申事

但舊來ノ唱ニテ枠放シノ儘無印紙ニテ賣買候義ハ不相成事

第三條

一、生絲買請自儘ニ造換候義ハ不相成事

第四條

一、無印紙生絲荷造ハ勿論持運候義ハ不相成事

但賃挽ニ他家ヘ僅品出置候絲製造人ニテ絲主方ヘ持運候義ハ此限ニニアラズト雖モ持參ノ上ハ絲主立會製造人ニテ結立印紙貼用製造判押擦可候事

第五條

一、前條ヲ犯シ候モノ見請候ハヾ差押居所姓名取糺最寄生絲改會社ヘ可届出事右ノ通可相心得候事

以書付奉申上候

生絲製造取締ノ儀ニ付テハ再度御布達隨而會社規則ノ趣モ有之且檢査方法施行ニ付追々品位相進ミ可申之處今以テ無印紙無製造印之品賣買致シ候向モ有之右ハ畢竟惡製ニ流レ候基ニ付全ク兩善ノ儀トハ難申旨社中ヨリ申出候者モ數多有之候ニ付各社集議之上別紙ノ通リ取極メ同盟人中ヨリ受印取置執行仕度候間此段御聞届ケ被成下且條數協議之趣意柄ヲ以テ一般御布達被成下候様奉願候右願之通リ御採用被成下候ハヾ自然品位相進ミ高價ノ賣買ニ

相成莫大ノ御國益ト奉存候以上

明治八年第八月廿三日

長野縣管下

各生絲改會社

長野町　副社長青木甚九郎

副社長山口条太　松代町

飯山町　副社長永島新兵衛

副社長島津祐四郎代　屋代村

小山宗七　社長唐木銀三郎

新町　副社長石坂治助

副社長清水文助　同新村彌吉

稻荷山村　上田町

副社長小出五十二　副社長深町茂太郎

中野町　飯沼村

副社長臼井長藏代　社長吉池定之助

米澤源次郎

須坂町

長野縣權參事　小倉勝善殿

會議確定書之事

生絲製造取締ノ義ニ付テハ明治六年大藏御省第三十二號

同七年內務御省乙第二十四號御布達會社規則ノ趣モ有之

候處御規則ニ悖リ寔貫致シ候向モ有之不相濟事ニ付キ各

社一般協議ノ上取極メ左之通

一、生絲ノ義ハ都テ御印紙相用製造人封印可致ノ處中ニハ結立候迄ニテ白紙ヲ以テ卷立候族モ有之右樣ノ類ハ決而賣買不相成候事

一、舊來島田絲ハ唱ヘ來リ候枠ハズシノ儘製造人ヨリ無印紙無製造印之絲買取買人ノ方ニテ自儘ニ結立製造印等相用賣買致シ候義ハ決而不相成候事

一、島田造リ中結印紙製造封印有之絲買受提絲造ニ決而致間敷候事

一、賃挽ニ出シ候絲ハ挽主ニテ結立御印紙製造印相用可申成規ニ付製造家ヨリ無印紙無製造印之品絲主持運候義ハ不相成更ニ製造人ニ持參爲致立會ノ上結立御印紙相用製造人封印可爲致事

但製造家ニテ絲主立會結立御印紙製造人封印相用持運候儀モ可爲勝手事

一、前條犯シ候者ハ其品取上ゲ買受人製造人共其價二十分之一科料可申付御規則ニ付同盟人相互ニ吟味致シ右樣之類ハ其品取リ上ゲ御縣廳ヘ差出御處分可受事

右之通リ相定候事

長野縣管下

各生絲改會社

此結果本縣製絲の品位大に進ミ其聲價を挽回せるが如く、唐木銀三郎の記錄によれば『以前本縣下の生絲は前橋市中平等の品よりも百斤に付洋銀二三十枚宛低價なりしも、明治八年以降却つて猛進し、同品よりも洋銀二三十枚ヅヽ高價に輸出し、管內製造の提絲を概測するに一ケ年分凡ソ四千箇の斤數二十萬斤と積り無慮洋銀十萬枚宛年々過分の利を得たり』とあり此數字は正確なりと斷定する能はざるも縣下十一會社の社長を兼務し實際に事務に携はれる人の記錄なれバ其概數に於て大なる謬なかるべく改良の効果偉大なりしを見るべし。

尙、筑摩縣管下に於ても粗製濫造の爲、破產に陷りし者すら尠からざりしかば、安筑兩郡に於ては七名の檢查人を撰定して製絲中戶每に巡回して精製方を懇諭せること次の文書に見るが如し。

御　届

生絲良製ノ儀ハ兼テ御世話筋モ被爲在候ヘ共間々自儘之挽立等モ有之畢竟昨年來竈製ヨリシテ値段低價ニ相成破産之者モ不少依而今般安筑兩郡同盟會議シテ茲ニ七名ヲ選擧シ爲檢査製造中製絲人戸毎ニ巡回シ精製方行届候樣懇々說諭仕度此段御届奉申上候以上

明治八年七月四日

撰定人

安曇郡豊科村　笠原鄰吉
同　郡南穗高村　篠崎伯朗
筑摩郡波多村　安藤縫次
同　郡和田村　百瀨寛次
同　郡深志町　藤澤東三
同　郡岡本村　二木立造
同　郡筑摩地村　古田精一朗
社長代理　西川吉重
副社長　小林德兵衞
同　今井六衞

筑摩縣權令　永山盛鄰殿

明治九年七月には新繭幷絲價非常に騰貴せる爲粗製濫造を爲す者多かりしを以て、松方勸業頭より長野筑摩の兩縣

に注意を發すると同時に「生絲營業人へ說諭之大意と題する告諭を發せられしを以て、縣は普く管下に諭達し、世話役檢查人等巡回懇諭せしも、尙、縣官員の巡回說諭を請へり。偶々內務省より權中錄西田榮太郎、來りて管下を巡視せしかば、長野縣に於ては雜稅掛森謙介案內役として隨行し、生絲商人製造人村吏等へも懇諭せること次の如し。

第七百二號

近況橫濱新繭生絲相場格外騰貴卽今同港へ輸送販賣スルハ未ダ熊谷縣下ノミナリ然ルニ人民爭テ競賣セントス欲スルヨリ先年價格ヲ落セシ時ノ如ク粗製濫造不勘候ニ相聞へ右ハ不容易義ニテ細民共目下ノ小利ヲ射濫造ヲ謀リ終ニ上武二州一般ノ聲價ヲ落シ可申ハ必然ノ事ト深ク心痛ノ至リ因テ不取敢同縣ハ一層可有注意旨反覆談示致シ置候條於其縣下モ尙亦右ノ景況御洞察ノ上豫而御配慮相成候樣致度此段爲御心得及御打合置候也

明治九年七月十日

勸業頭　松　方　正　義

筑摩縣參事　高　木　惟　矩　殿

生絲營業人共へ說諭之大意

近來新繭生絲ノ相場橫濱輸出上殊之外騰貴セシニ付人民競テ製造或ハ濫製ノ者モ有之哉ニ相聞へ候抑モ生絲ノ儀ハ我國第一ノ物產ニシテ輸出ノ盛衰ニ依テ內國人民ノ隆替ニモ關涉スル程ノ義ニ付維新以來厚キ御世話筋モ有之然ルニ先年不良ノ細民共眼前ノ小利ニ迷ヒ聊カ粗惡ノ濫製品ヲ輸出シテ外國人ヲ欺瞞セシカ故ニ一般ハ勿論國內ノ聲價ヲ落シ終ニ第一タル物產ノ名譽ヲ損スルニ至レリ然ルニ積年有志ノ養蠶家等深ク之ヲ歎キ政府保護敎諭ノ厚意ヲ奉戴シ振競シテ精良ノ上品ヲ製出シ漸クニシテ當今ノ景況ニ至ルヲ得タリ此際ニ當テハ各營業人共一層憤勉競テ良品ヲ製シ信州

一般ノ名譽ヲ海外ニ揚揮シ漸ク挽回セル聲價ヲ損スル勿レ夫レ粗惡ノ品物ヲ濫製シテ眼前ノ小利ヲ射永久ノ目途ヲ誤ラザルハ未開野蕃ノ風俗ニシテ文明進歩ノ國土ニ於テハ決シテ有ルコトナキノ理也如何トナレバ所謂己ガ股肉ヲ削テ腹ヲ肥スト一般ニシテ眼前ノ小利ヲ得ルトモ困敗ヲ招クノ基礎タレバナリ此ノ理ヲ以テ顧念セバ我人民タルモノ心ニ於テ豈恥サランヤ當縣既ニ玆ニ憂ルコト有リ去ル春縣廳下問會議ノ節衆議ノ依ル所ヲ採リ本年甲第百三十四號ヲ以テ布達セシ趣モ有之例令ハ各營業人中貧戻ナル惡夫有テ一人粗惡ノ濫製ヲ輸出スレバ其ガ爲信州一般人民精工ノ良品ヲ製出スルモ連及シテ共ニ汚名ノ域中ヲ免ルヽコト能ハザルニ至ル尤悲哉ニ堪ヘザルナリ依而各營業人共互ニ注意シ前顯縷述之趣旨ヲ厚ク相守リ萬一右等ノ者有之ハ速カニ可申出候萬一檢査ノ際濫製品有之ハ一般人民不容易大災害ヲ釀成スルニ付此段生絲營業人ニ無洩体認シ順次精良ノ品出來候様致度可相心得旨申渡事

今般新繭並生絲共頻ニ聲價騰貴セシニ付暗ニ不良ノ人民共目下ノ小利ニ迷ヒ粗製濫造候テハ到底縣下最優ノ良產品位ニ關渉可仕義ヨリ御憂慮被爲在御懇達之御趣旨一層注意此際ニ方リ斷然濫製ノ弊害ヲ矯正仕度右者昨八年之儀モ生絲製造ノ者ニシテ世話役限リ巡回致製造方精々懇談致候處顯然其實功ヲ得候義ニ御座候就テハ目下製絲專務ノ時期ニ立チ居リ候ニ付悉ク各世話役其持場限リヲ巡回可仕候ヘ共卒然私共而已ニテハ間々心得違之者有之哉モ難測儀ニ付本年ノ儀ハ一應御官員様御巡回製造人及工女ニ至ル候迄御懇達被下置候様仕度尤モ山梨、長野兩御縣ニモ專ラ御巡回有之趣傳承仕候關前々條之通リ御採用被成下候ハバ果然濫製ノ弊害ヲ除却仕リ候事ト奉存候心附候儀陳述仕候宜敷御聞取ノ程奉願候以上

明治九年七月十九日

生絲世話役惣代

笠原輝吉
向百瀬寛治
同古田精一郎
社長上原清七

筑摩縣參事 高木惟矩殿

參事 杉浦義方
權參事 第二課
七等出仕

勸業頭ヨリ別紙ノ通リ打合有之候ニ付即今至急ノ件ニモ有之候間不取敢頭取並世話及營業人惣代之者五六人呼出シ懇諭ヲ加ヘ並各部警察出張所ヘ申遣シ部内營業人共呼出シ別紙親切ニ告諭書大意ノ如ク申諭シ受書爲差出差越候樣出張警部ヘ御達可相成候尤モ兩支廳ノ分ハ支廳ヘ同斷申遣候見込ニ御座候此段相伺候事

九年七月十五日

兩支廳並各部警察出張所ヘ

今般横濱新繭生絲相場格外騰貴候得バ勸業頭ヨリ別紙寫シノ通申越有テハ掛官巡回ノ上一般營業人共ヘ可及說諭之處此節事務多忙ノ際難致出張候條部内製造人共呼出シ懇々說諭ノ上受書爲差出可差越依テ告諭書ノ大意別紙相添ヘ此段相達候事

九年七月十五日

南信地方巡視報告書

本月廿五日筑摩郡廣丘村始八木茂戸製絲器械見分同日今村本洗馬器械取巡回同廿六日諏訪郡平野村製絲人並生絲仲買之者共說諭請書取之同村中山器械見分同廿七日ヨリ同郡巡回器械取數十ケ所見分候處平野村井上保兵衛外七人六十六人取下諏訪村增澤市郎兵衛五十人取上諏訪村千野安太郎五十六人取關盛復廿人取宮川村兩角武兵衛八十人取右製絲何レモ精良上品ニ有之內務省派出官員モ深ク賞美致シ見本三斤ツヽ買入レ且又右ニ反シテ筑摩郡本洗馬器械塚原喜平太諏訪郡金子耕地濱八十右衛門製絲工女不熟練之趣ニテ粗惡品ニ有之依製絲方精々及說諭同廿九日伊那郡木ノ下生絲改會社ヘ出張大ニ村々製絲人說諭同日高遠町參着同所百人取器械見分右器械建築ノ手續同社惣代細田某外一人ヨリ申聞內務省官員酉田氏モ亘細聞取相成同三十日前同人飯田支廳付村々巡回ノ筈ノ處同所ノ義ハ製絲器械等多分無之殊ニ歸廳差急ギ候ニ付同所ヨリ高山支廳ヘ罷越ノ趣ニテ伊那郡坂下ヨリ神谷通木曾谷ト罷出末ヨリ西野通高山ヘ出張依而私儀ハ管內飯島製絲人說諭並器械見分同卅一日飯田支廳ヘ着明一日同所近傍改ノ由晴科逸製絲人申諭シ當村器械見分同三日通路見分取調候積尤モ日論見帳村方ヨリ悉皆差出ニハ無之候得共追々差出候趣キニ付先以テ金刺街道ヨリ取調候積且日論見帳村ニ有之ノ見込一村持場一里程ニシテ橋梁修築潰地買上代ヲ除キ道巾切リ廣メ土置人足賃金而已ニテ四千圓余其他過當ノ積方ニ有之候依而實地見分ノ上更ニ日論見候ラハテハ一定難相成義ト存候尙見分ノ上追々可申上候共先以テ前條ノ趣上局ヘ御申上達被下度此段申進候也

明治九年七月三十一日

飯田旅宿

川瀬清直

第二課

第三課御中

內務省西田氏縣下巡視ノ件

明治九年七月十三日

雜稅掛本多脇柄

權參事

第三課兼第二課

內務權中錄西田榮太郎管下巡視ニ付談示ノ廉製絲器械箇所之義ハ別紙ノ通リ調書相渡シ器械所創立ノ手續現今盛衰及製絲見本買上場所並新絲賣買之景況等誘引トシテ掛一名出張被命實地打合可然哉

九年七月廿二日

雜稅掛森謙介

權參事

第三課兼第二課

本月十三日內務權中錄西田榮太郎殿管下製絲器械盛衰並新絲賣買ノ景況巡視トシテ着縣右ニ付爲誘引出張被命右兩件ノ景況取調候處別紙甲印ノ通ニ有之候間供一覽候且這般勸業頭殿ヨリ御掛合有之候本年生絲製造之義ニ付云々御達シノ趣各生絲改會社最寄町村製造人商人共迄懇々及說諭罷在候處去ル十九日本省ヨリ西田榮太郎殿ヘ御用狀到着ニ付テハ曾テ勸業頭殿ヨリ御照會ノ趣一層注意可致旨談示有之候義ニ付其意差心得巡廻道筋村々商人製造人、村吏等ヘモ懇諭仕候間此段申上置候也

附　御用序ニ付當今蠶種賣買ノ景況取調候處乙印ノ通リニ申立候西田榮太郎殿昨廿一日上田表ヨリ筑摩縣ヘ出立

仕候

（甲）　製絲水車器械

明治六年創立　北第十九大區五小區高井郡中野町　共立

一、製絲二百人取

明治七年創立　北第十九大區七小區高井郡平穩村

一、製絲二十五人取

明治七年創立　春日與市

一、製絲五十人取

明治八年創立　北第十三大區五小區埴科郡西條村　共立

一、製絲二十四人取

明治九年創立　北第十七大區八小區高井郡須坂町　青木甚九郎

一、製絲七十人取

外小器械十三ヶ所　內　同區　同區　同町　小田切武兵衛外四人

一、製絲小器械六ヶ所　同區　同區　小山村　私立

右六箇所ノ義ハ方今專ラ營業罷在候

明治五年創立（明治六年七月七日開場）　北第十八區七小區高井郡中條村

一、製絲百人取
　明治七年創立
　　關　菊之助
一、製絲三十人取
　明治七年創立
　　北第九大區一小區小縣郡長瀨村
　　金井十郎
一、製絲三十人取
　明治七年創立
　　北第八大區五小區小縣郡小井田村
　　共　立
一、製絲三十人取
　明治六年創立
　　北第十一大區六小區小縣郡上田町士族其外
　　共　立
一、製絲三十人取
右四ケ所ノ義ハ方今疲弊切迫ニ付本年休業罷在候
　明治七年創立
　　北第十九大區六小區高井郡佐野村
一、製絲三十人取
　明治九年創立
　　春日與市
　　北第十三大區四小區埴科郡松代町
一、製絲三十人取
　　倉島良治
右二ケ所ノ義ハ方今器械全備不致候ニ付未手始不仕候
右之通リ御座候也

明治九年八月廿一日筑摩縣を廢して其信濃國分卽安曇、筑摩、諏訪、伊那の四郡を長野縣へ併せ飛驒國一圓を岐阜縣に合併せるを以て信濃國一圓始めて長野縣の管轄する所となり縣廳を長野町に置き楫崎寛直依然權令たり。筑摩縣廳止の公文左の如し。

其縣被廢飛驒國ヲ岐阜縣ヘ信濃國ノ分ヲ長野縣ヘ被併候條土地人民丈々可引渡此旨相達候事

明治九年八月廿一日　　右大臣　岩倉　具視

尙信濃一圓ヲ管轄スル初代長官タリシ楫崎權令ハ六年六月舊長野縣參事ニ任ゼラレ八年七月十九日權令ニ任ゼラレシヨリ引續キ新長野縣權令ニ任ゼラレ明治十一年七月廿五日令ニ進ミ十四年六月依願免官ニ至ル迄滿八ケ年合併後ノ長官トシテモ滿四年十ケ月、既往本縣歷代長官中任期最モ長ク然モ其時代ハ諸般ノ政務スベテ創業時代ニ屬シ殊ニ蠶絲業ニ於テハ之ヲ生命トセル本縣ニ於テ蠶種輸出ノ途杜絕シテ其窮狀言語ニ絕シ製絲業ハ手挽座繰等ノ原始的繰法ヨリ漸ク伊佛ニ模セル器械製絲ニ移ラントスル過渡時代ニ屬シ失敗又失敗製絲家ト投機師トガ同一視セラルヽ時代ニ當リ部下本多勝柄、森謙介吉川景京鷹野正雄等ヲ督シテ指導奬勵ノ任ニ當ラシムルト共ニ長野町ニ模範製絲場ヲ建テヽ其範ヲ示シ疲弊セル製絲家ニハ官金拜借ニヨリテ資金ヲ融通シ一方輸出杜絕セル蠶種ハ國內養蠶業ヲ奬勵シテ其方面ニ轉換セシムル等保護奬勵至ラザルナク眞ニ本縣蠶絲業創業時代ノ恩人トシテ深ク銘記スベキ人ナリ。

此時ニ當リ生絲ノ粗製濫造ハ獨リ本縣ノミニ非ズトニ明治九年絲價ノ昻騰ハ所謂無智ノ小民利ニ走ルノ結果益々此弊風ヲ助長セシムルノ傾向ナリシカバ豫テヨリ本邦生絲ノ改良ヲ主唱セル速水堅曹ハ左ノ如キ意見書ヲ呈シ上州、信州、奥州二本松ノ三ケ所ニ模範製絲場ヲ建設シテ之ヲ官設同樣ニ見做シ篤ク保護ヲ加ヘ、又、横濱ニ共製絲賣捌始メ各國相場ノ通信及各種ノ調査報告ヲナスベキ一店ヲ設ケテ互ニ連絡統制ヲハカリ漸次改良ノ目的ヲ達セントヲ謀レリ。其意見書ノ如シ。

凡ソ國家ノ事業ヲ進メントスルノ難事今更言ヲ待タズト雖モ謹デ我今日ノ形勢ヲ察スルニ內ニハ無智ノ人民アリ外ニハ富强ノ各國アリ進歩ノ事ヲ行ハント欲スル者ハ金力忽チ欠乏シ來リ節儉ニ處シテ從來ノ職ニ安ンズル者ハ到底外人ニ接スル能ハズ然レトモ幸ニ上聖德ノ大ナルト保護ノ渥キトニ依テ已ニ開明ノ國ト稱セラルヽヲ得ルト雖モ亦米國ノ盛挨土ノ進歩其他印度地方ノ比ニアラザルヤノ恐ナキ能ハズ抑モ此數國ノ如キハ盛ハ則盛進歩ハ則進歩ナリ而シテ其盛其進歩ノ稱呼ハ各土人ニアラズシテ全ク客來ノ外國人ニアルナリ豈歎スベキノ甚シキニアラズヤ我國幸ニ未ダ外國人ノ雜居スルモノナシト雖モ窃カニ聞クニ外國人ニ通ジテ仲買ヲナスモノアリ或ハ是ノ名ヲ以テ彼ノ事ヲ行フモノアリ之レ雜居ノ名ナクシテ實アルナリ早ク之ガ豫防ヲ講究セズンバ或ハ彼土人ノ如ク我人民モ早晩開明ノ稱ニ與カル能ハザルノ地位ニ陷ランカ聞ク今年生絲沸騰ノ際蠶種賣買ノ時ニ於ケルモ如斯ノ所爲アリト無智ノ小民利ヲ見テ走ルニ何ゾ義ト道トヲ顧慮スルノ暇アラン乎若シ此事月ニ益シ年ニ加サハ終ニ難澁ノ一大事件ナリ如斯ノ形勢ニ至テ上ハ强權ノ策ヲ行ヘツヽ下ハ凌遁ノ情ヲ釀シ上ヨリ開明ノ事ヲ施サルモ之ニ感スル能ハズ於茲適宜ノ處分適當ノ業務益々難事ニ及ハン乎然レバ今ノ策ヲナス者如何セバ卽可ナルヤ唯順序ヲ過タサルニ在而已何ヲカ順序ト云則チ人智ヲ察シ國力ヲ慮リ其業務ヲ熟知計畫シテ速功ヲ貪ラザルニ在ルナリ今養蠶製絲ノ二物ヲ見ルニ輸出品中最モ大ナルモノニシテ國家ノ盛衰ニ關係スベキヲ以テ內ハ勸誘保護ノ道ヲ盡サセラレ更ニ間然スル所ナキガ如シト雖今日ニ於テ或ハ過ニシテ紛糾ヲ生シ或ハ不及ニシテ進歩ノ道ニ迷フモノアルガ如シ何ヲ以テ如斯乎則人智ヲ察シ國力ヲ慮リ勇憤不顧ノ努力アルモノ素ヨリ人民ニ稀ナルハ勿論恐ラクハ上ニ於テ其業務ヲ熟知セラレザルニ出ルモノモ亦之アラン今般御改正ノ際小官ニ於テ兩務主任ノ命ヲ受ケ若事擧ラズンバ上ヨリ其責ヲ免レズ若シ事不當ハ下ヨリ怨言ヲ聞クニ至ル痛心恐懼

ニ堪ヘズ依テ潜越ノ罪ヲ不顧微心寸裏ヲ吐露シ假リニ生絲一分ニ付論說ヲ設ケ謹デ閣下ノ命ヲ乞フ

或人問生絲ハ全地球何レノ國上等ナルカ曰ク伊佛兩國ナリ曰ク生絲ハ第一ノ物產ニシテ殊ニ近來上下頗ル注意シ各所ニ器械ヲ設置シ精良ノ佳品ヲ見ルニ至ル其品ト雖モ彼二國ニ不及カ曰日本器械製上等ニ至リテハ敢テ二國ニ讓ルコトナシ然レトモ甚ダ微小ニシテ日本生絲全高百分ノ二三タルニ過ギズ故ニ歐米共ニ未知ラサルモノ多シ唯日本絲ト稱スルハ提絲鐵砲造而已苦器械製ノ如キヲ以テ全高ノ央ヲ過サシメナバ日本ノ生絲ヲ以テ二國ノ下ニ置可ラサルヤ曰然則官ノ力ヲ以テ日本全國ニ器械ヲ建立シ更ニ人民ニ貸與シ厚ク保護ヲ加ヘ上下共憤發勉勵セバ忽チ上製ニ可至乎曰決シテ無ラズ唯漸次ノ進歩ヲ誘導スルニアルノミ如何トナレバ斯ニ二ツノ職業アリ而同一ノ利ヲ得ルモノハ勞力ノ少ナキニ從ヒ亦勞力同一ナレバ利ノ多キヲ取ル之古今ノ通情也今日本人民粗製ヲ好ムニアラズ只管利ニ關係シ上製ニハ却テ利益ノ尠ケレバ也且假令器械ヲ全國ニ建設シ百方官ノ盡力ヲ以テ勸業セント欲スルモ上ニハ其業ヲ熟知スルモノ稀ニシテ下ニハ其業ヲ擔當スルモノ少ナキヲ以テ無益ノ大金ヲ費シ惜ラクハ其功アルコト遠カラン曰ク何ヲ以テ精製ニ利益ナキカ曰ク粗製ノ擅名ヲ以テ精製ノ微名ヲ壓スルト金力ノ乏シキヲ以テ確タルニ賣買ヲ成ス能ハザルト人民一般狀態ノ姑息ナルト此三ツヲ以テ然ルナラン曰各縣生絲改メ會社ヲ全國地方ニ設ケ尙横濱ニ一括シ以テ粗製ヲ糺サバ如何曰ク良法ノ如シト雖モ未可ナラザルナリ如何トナレバ物ニハ大小強弱アリ品ニハ善惡精粗アリ不得止ノ情狀ニテ決シテ一定スル能ハズト雖モ改良會社タルモノハ精粗ノ相當代價ヲ得セシメ兩品共ニ漸々進歩セシムルノ功ナカルベカラズ然レトモ今日ノ人民區々ノ職業ニ於テハ其理ヲ存シテ其實ハ立ツ可カラズ實ナケレバ必無害ヲ來タスベシ故ニ唯自今盡力スベキモノ強ヲ以テ弱ヲ倒シ粗ヲ以テ精ヲ害スルノ類專ラ保護シ漸次精ヲ增シテ粗ヲ減スルニアリ譬ハ初冬ノ草木ノ如ク精美ノ品々保護ヲ加ヘテ寒霜ヲ避ケシメ幾多ノ人望ヲ得セシム可シト雖悉皆ノ草木ニ至テハ又如何トモ

ナス能ハズ唯其良種ヲ撰ミ漸々之ヲ繁殖セシムルニ在而已偶有志ノ輩千辛萬苦稍精好ノ生絲ヲ造出スト雖或ハ不時ノ災害ニ罹リ或ハ一般ノ弊習ニ推壓セラレ其志望ヲ達セシト欲シテ得可ラザルノ類鮮ナカラズ政府ニ於テハ只此等ノ者ヲ補佐シ其志ヲ暢達セシメバ令セズシテ粗モ精トナリ免レテ恥ナキ弊習モ一變シ其改會社ニ勝ル萬々ナラン然ラバ其着手方法如何セバ則可ナラン曰ク之レヲ明細ニ述ルハ一朝ノ能スル所ニアラズト雖其大体ノ趣向ヲ左ニ記シテ以テ再問ヲ待タン生絲精製ノ基礎ヲ定メンニハ別紙圖面ノ通リ養蠶製絲ノ盛ナル上州信州岩磐陸羽ノ際ニ於テ三ケ所ノ本社ヲ置クベシ

其位置

一、上野内人民設立器械製絲場ヲ熟見シ地理ハ勿論水質及便否ヲ慮テ以テ決定スベシ

一、岩代二本松製絲會社ト定ム可シ

一、信州ノ内人民設立ノ器械製絲場ヲ熟見シ地理ハ勿論水質及便否ヲ慮リ以テ決定スヘシ

右三ケ所ノ本社ハ官ニテ特別ニ保護シ一切官行同様ニ見做シ資本金ハ一個所僅カニ五萬圓スツヲ以テ三ケ所ヲ合シテ拾五萬圓ヲ貸與シ進ムベキ道ヲ開キテ誘導シ退カントスレバ奮勵ノ力ヲ添ヘ偏ニ相本ヲ堅固ニ成シ而シテ諸縣ノ器械所ハ勿論前ノ手繰タリトモ上等ニ製絲スルモノハ望ニ應シテ組合ニ加入シ漸次利潤ヲ得セシムルノ方法ヲ行フベシ方法ノ一端ヲ揭グレバ

一、目今器械ヲ建設スルノ有志者ト雖モ其人ト金力トヲ慮ラズシテ容易ニ奬勵ス可カラズ

一、從前ノ座繰製絲ヲ以テ一歩進マシムルヲ以テ卽今ノ急務トス之ハ戸毎ト揚簀ヲ糺シ適當ノ雛形ヲ造リテ以テ敎示シ歐米機工ニ於テ繰返シ難キノ憂ナカラシム

一、其管轄廳ニ於テハ勸業寮ノ主意ヲ不誤厚ク監督保護ノ道豫メ協議及置ヘキコト

二、右三ケ所ノ本社ハ素ヨリ組合タルヲ以テ申合横濱ヘ一店ヲ置其製絲賣捌ヲ始メ各國相場ノ通信及報告等ニ至ルマデ便宜ヲナスベキコト

一、組合中ト雖モ營利上ノ都合ヲ能クスルノミニテ相互ニ損益ハ關係ナキモノニ定ムベシ

一、横濱ノ一店ハ生絲精製仲間ノ賣店ト稱シ勸商局ニテ特別ニ保護シ或ハ監督ヲ出シ生絲ノ爲替金ヲ貸與シ若干ノ利子ヲ取ラシメ亦横濱ニ於テ賣買ノ分多少ノ口錢ヲ取其店ノ入費ニ充ツベシ

一、横濱ノ一店ニ於テハ各國ノ相場及時々ノ電報等至急三所ヘ達シ又歐米ノ報告書等ヲ熟知シ本邦ニ於テモ彼ニ準ジ報告書ヲ作ラザルベカラズ

一、右貸與セシ生絲ノ爲替金ハ勸商局ニテ保護シ歐米ニ於テ直ニ上納セシムベシ

右書面ノ体裁ニ基キ職業商業ヲ分別シ保護ノ箇月ヲ定ムルコト左ノ如シ

三所ノ本社ヲ勸業寮及地方官ニテ保護スルノ箇月

第一條

一、其製絲場ニ於テ精良ノ佳品ヲ造出シ至當ノ利益ヲ得一般人民ノ龜鑑トナスベキコト

但遠隔ノ地方ハ横濱ニ於テ爲替金ヲ貸與スベシ

第二條

一、近傍諸縣及内國中生絲ヲ精製スルモノヽ依賴ヲ受ケ器械ノ便否理財ノ方法等懇切ニ談判シ組合ニ加入セバ爲替金ヲ貸與シ本社ノ生絲ト爲シ横濱ニ送ル可キ事

第三條

一、蠶種内國缺乏ト認ムルトキハ精良ノ品ヲ撰ミ適宜ニ取買之ヲ養蠶人ニ貸付シ翌年成繭ヲ以テ其代價ヲ返納セシムベシ

第四條

一、第一二三條ニ揭載スル事實ノ外資金ヲ流用ス可ラズ

横濱ノ一店ハ商業ニ屬スルヲ以テ勸商局ニテ監督スルノ箇目

第一

一、此店ノ頭取ハ三所本社ノ社長ニテ撰定シ店中一切ノ事務ヲ總括セシム

但政府及人民ノ信用ヲ得タルモノトス

第二

一、本社ハ勿議組合中ノ生絲到着セバ直ニ檢査シ凡同等ノ區分ニ加ヘ其員數貫目等ハ帳簿ニ於テ明了ニ分別シ歐米適當ヲ考量シテ以テ輸出ス可シ

第三

一、生絲着ノ上爲替金備用ヲ望ム時ハ時ノ相場ニ比較シ其代價ノ十分ノ八ヲ貸スモノトス

第四

一、利子取立ノ事

一、器械製第一等　利子ハ年八朱ノ日賦

一、二等以下　同年一割ノ日賦

一、座繰製第一等　同年一割二分ノ日賦

一、同　二等　同年一割五分ノ日賦

一、同三等以下組合ニ入ラシム可ラズ

第五

一、直ニ横濱ニ於テ賣込ヲ好ムモノハ其意ニ任セテ取計可シ

但商館ヘ賣込ヲ促ス可ラズ

第六

一、郡テ賣込代價受取ノ上入費等ヲ去リ殘金ノ五厘（千圓ニ付五厘）ヲ手數料トシテ此店ニ收入シ殘金ハ荷主ヘ戻ス可シ

但横濱ニテ賣込ノ分貸與金ノ利子ハ一等ヲ上ゲテ之ヲ取立ツ可シ

第七

一、着實ノ人材ヲ撰ミ（兩人ツヽ一人ハ日本ノ事情ヲ熟知シ商業ニ巧ナルモノ）一人ハ洋書通辨ヲ能クスルモノ）各國ニ出張セシメ賣却等ノ扱ヲ爲テシム

但此件不容易ナルヲ以テ一時各所ニ出ス能ハズ其業ノ盛大ト其人ノアルトヲ待テ派遣ス可シ

第八

一、各國生絲絹織物等ノ報告書等ヲ取リ集メ内國繭絲ノ高ヲ調査シ組合中ノ景況ヲ記錄シ盛衰損益ヲ糺シ年々ノ報告書ヲ作ラザル可ラズ

第九

一、各製造所目印ノ外此店ニ於テ精製仲間ノ印ヲ作リ別ニ貼用スベシ

第十

一、生絲類ヲ以テ各國ニ輸出シ賣却ノ上ハ其地ニ於テ勸商局ヘ上納セシメ其代價ノ證書而已ヲ本國ヘ送ルベキモノトス

第十一

一、最初横濱ニ於テ貸與セシ爲替金ヲ引去リ殘金ノ高ハ勸商局ヨリ受取利子ヲ引キ去リ尚殘金ハ荷主ヘ戻ス可シ不足ヲ生セバ荷主ヨリ取立ツ可キ事

第十二

一、手數料及利子ヨリ生ズルノ金ハ頭取ノ存意ヲ以テ之ヲ箇月ノ費用ト爲スベシト雖モ資本金ヲ以テ爲替全ノ外ノ貸與ハ勿論無抵當ニテ決シテ動カス可カラズ

第十三

一、賣込手數料及本店ヨリ貸與セシ金利ヲ以テ仕拂ノ箇月

一、頭取ノ給料及此店一切ノ費用

右融通ノ金員ハ凡百萬圓前後ヲ勸商局ヨリ貸與シ尚追々各國爲替金ノ多少ヲ以テ差引シ常ニ百万圓前後ノ資本金トス如斯シテ漸次進歩セバ上政府ニ於テ各國ヘ正金ヲ送ルノ手數ナク中ハ直志ノ力ヲ述ベ外ハ人民ノ産業ヲ補助シ國益年々增加スベシ而シテ其便否ヲ試ミ擔任ノ器量ヲ慮リ製茶ニ於テ同樣ノ事業ヲ兼シメ向後地方官ニ於テ製絲製茶ノ義ニ付拜借金ノ願ヲ停止ス

一、使役男女ノ給

一、歐米出張人ノ費用

一、都テ報告書ノ費用

第十四

一、假令本社ノ出荷ト雖手數料及利子ヲ取立資本金ヲ以テ本社タリトモ融通ス可ラズ又損失ヲ起スノ理ナシト雖萬一損失ヲ生セバ本社ノ社長協議ノ上之ヲ償フ可シ

第十五

一、此店ハ頭取及本社相當ノ三名ヲ以テ一ツノ商店ヲ開キタルモノトス故ニ件外ニ於テハ頭取ト雖三名ノ議決ニアラザレバ處分スル能ハズ亦此店限リノ資金ノ豫定スルノ外不足ノ損失ハ如何樣ノ事故アルトモ本社ニ關係ナキモノトス

第六節　生絲改會社

生絲改會社の設立

明治五年十一月大藏省は生絲粗製濫造の弊を矯正せんとし同月五日陸奥租稅頭より各府縣知事宛左の如き通牒を發し、各府縣の代表者を租稅寮に召集して協議會を開催せんとせり。

權　令　　租　稅　　課

（長野縣分）

生絲仕立方之儀兎角粗惡濫製ニ流レ本邦銘產之聲價ヲ滅却シ御國損不少儀ニ付夫々取締之方法御取設ニ付別紙名前之內身代も相應ニ而村方說得モ行屆可申程之人物ヲ撰ヒ來ル廿日限共御寮ニ差出可申旨　名前書ヲ以御達之內夫是人撰候處別紙十三名共任ニ堪候人物之趣相聞候ニ付則差出申候此上可然御取計有之度存候右及御報候也

壬　申

十一月十五日　　長野縣權令　立　木　兼　善

租稅頭　陸奥宗光　殿

記

當縣管下

信濃國埴科郡

矢代村

唐木銀三郎

小縣郡
上田原町
長岡萬平

同郡
飯沼村
吉池定之助

右に對する請書の一例

右被成御渡奉受取候　以上

十一月十五日

飯沼村
吉池定之助㊞

（筑摩縣分）
生絲仕立方之儀兎角粗惡濫製ニ流れ本邦銘産之聲價を減却致し御國損不少儀ニ付夫々取締之方法等取設申度就而者別紙名前之内身代も相應ニ而村方說得方等も行届可申樣之人物御撰來る廿日限り當寮へ御差出可有之候此段及御達候

壬申十一月五日　　租稅頭　陸奥宗光印

筑摩縣參事　永山盛輝殿
筑摩縣權參事　荒木博臣殿

記

信州諏訪郡下諏訪町

奈良屋市右衛門（增澤）

同　飯島村　北澤屋助　七（北澤）
飛州益田郡高山　小森武助
同　同　桑ヶ谷屋平六
信州伊那郡荒井村　山本屋正内
同　飯田東町一丁目　新井藤右衛門
同　藍屋敷　林善右衛門
同　松本　野口庄三郎

於茲各縣にては種々詮衡の結果當時の長野縣管下よりは

埴科郡屋代村　唐木銀三郎
小縣郡上田町　長岡萬平
同　郡飯沼村　吉池定之助

筑摩縣管下よりは

筑摩郡神林村　野口吉十郎
諏訪郡飯島村　北澤助七
伊那郡飯田町　新井藤左衛門
飛驒國高山町　小森文助

を撰出して上京せしむる事とせり。

かくて右代表者等は概ね同年十一月十八日縣地を出發して上京し租稅寮に出頭して政府の生絲製造に關する方針を承り且其諮詢に對し種々意見を開陳する所ありき。就中害木は學問もあり見識も勝れ辯舌も爽かなりし爲種々意見を陳述せしと覺しく其後陸奥租稅頭より長野縣への通牒中にも此事を記せり。

猶此際代表等は橫濱にも出張して生絲賣込問屋其他關係者とも委曲示談を遂げ、大体生絲改會社を設立して粗製濫造なき樣取締をなすことに意見の一致を見、且、取締規則、生絲改會社規則等の骨組をも定め翌明治六年二月八日歸縣して委細復命する所ありき。

此頃橫濱の生絲商は曩に各府縣生絲惣代之人々と協議せる主旨に基き更に審議の上明治六年（一、五三三）一月十日生絲改會社規則を定同年一月十二日租稅頭陸奥宗光の允許を得たり。其規則次の如し。

生絲改會社規則

夫生絲ハ本邦最上ノ名產交通ノ享利ヲ得ル品ナレバ各注意シテ其業ヲ勉勵シ精製スベキ處頃年貿易盛大ニ閉ケ輸出夥多ナルニ從ヒ粗製濫造ノ弊ヲ生ジ品位次第ニ下劣シ終ニ名品ノ聲價ヲ滅却シ商賈或ハ破產ニ至ルハ豈慨歎ニ堪ヘザランヤ因テ同盟結社シ回護ノ方策ヲ立ンカ爲メ製作場ニ於テハ殖產ノ眞理ヲ盡シ閉港場ニ於テハ製作ノ精粗ヲ改從來ノ弊害ヲ矯正シテ其蕃殖賣買トモ眞實ノ取扱ニ歸シ一般ノ公利ヲ起サンヲ謀リ玆ニ國々諸方ノ生絲惣代之者ト協議シテ左ノ規則決定セリ

明治六年一月十日

生絲改會社規則

第一條

生絲之儀ハ國內賣買海外輸出用共都而大藏省ヨリ御下渡之結紙其地方ノ生絲改會社ニ於テ製造人ヘ分賦シ候條製造人ハ結紙ヘ國所之名面ヲ記シ候押印致シ提造又ハ番長手造其余都テ一ト結毎ニ結ビ用其製造人押印無之品ハ賣買致間敷事

但シ改之節會社ニテ改濃之押印可致事

第二條

開港場生絲會社於テハ右結紙ヘ其地方生絲會社ノ押印ヲ證トシ

相改可申事

第三條

右結紙ノ儀ハ御規則ノ代價ヲ以テ其兼テ地方ノ會社ヨリ其本管廳ヘ相納可申ニ付生絲製造人ヨリ夫々取立可申事

第四條

右結紙無之生絲賣買御禁制ニ付テハ會社中ノモノ取引不致ハ勿論若シ違犯者有之候ハバ其品取上ゲ其地方御廳ヘ可申之事

第五條

之迄開港場會社ヘ加入シタル賣込問屋ト諸國取引ノモノトハ同樣ニ會社ノ仲間ト可相成事

第六條

諸國ノ會社ヨリ海外輸出之爲開港場ヘ差出候品ハ開港場會社又ハ其會社ヘ加入シタル賣込問屋に可差出事

第七條

前條結約之上ハ若シ諸國會社改印無之荷物開港場會社又ハ會社ヘ加入シタル問屋ニテ取扱或ハ爲替金等送リ商賣之世話致シ候者ハ會社ヨリ相當ノ罰金可取立之事

第八條

若又諸國會社ヘ加入之者開港場會社又ハ會社ヘ加入シタル問屋ノ手ヲ不經開港場會社ヘ加入セザル他ノ商人ヘ荷物等送リ候モノハ其所ノ會社ヨリ相當罰金可取立事

第九條

生絲海外ニ輸出致シ候分ハ各開港場會社ニ於テ改ヲ受可申尤モ改濟之上若シ値組不相成節ハ國內用ニ引戻シ候トモ荷主ノ勝手タルヘク其節ハ手數料ノ半高差戻シ可申事

第十條

右改濟之生絲濫製等ノ不正有之候ハバ開港場會社ニ於テハ產出之地方ノ會社ヘ掛合推窮之上其會社ヨリ至當ノ罰金可取立且地方ノ會社ニ於テハ其製造人ヨリ罰金取立可申事

第十一條

貿易品ハ相場物ニテ輸出遲速ニヨリ多分ノ損益モ有之候儀ニ付開港場會社ニ於テハ改方目利並取扱方手馴シモノ抱置精々手操之改上方致シ荷主ノ便利ニ相成候樣注意可致事

第十二條

近來二ツ取ト唱ヘ候器械專ラ流行致シ一人ニテ二口ヅヽ引揚候ハ辨利ニ相見エ候得共自ラ手配屆兼候場合モ有之譬ヘバ繭五ツ付ニテ挽キ初メ候內三ツ付二ツ付ニ切落候共其儘挽立候故絲ムラ相生ジ候ハ勿論大枠ヘ繰返シ候節ニ至リ柄メテ切口多ク相成其都度〳〵繫留候手數ヲ厭ヒ打付揚ニ致シ候故絲口散亂繰方惡シク相成畢竟社撰之製方トハ申シナガラ器械ノ粗拙ヨリ起リ候弊ニ有之候

間自今二ツ取リノ器械ヲ廢シ一ツ引ニ相改メ且大枠ヘ繰揚候節絲口叮嚀ニ繋ギ留節シ不立様結ビ先ヲ鋏ニテ切可申且又直取ト唱ヘ候ハ繭煮器ヨリ直ニ大枠ヘ引揚候モノ有之簡易ノ製方ニ相見得共煎水絲筋ニ糊着シ繰返シニ不相成故是又可爲廢止且絲挽立方ノ儀ハ折々水ヲ替ヘ初メヨリ終リ迄太細ムラ、ナク引立引水能ク乾シ可申別ニ雨天ノ節ハ大枠ヘ引揚ゲ火ニテ乾シ濕氣無之様可致事

但從來手引ニテ製造致シ來リ候向ハ之迄ノ通リ勝手タルベキ事

第十三條

都テ繭ヲ賃引ニ爲致候モノハ其製造人名ヲ爲　可申事

第十四條

結紙巻止メハ小麥粉其他重目ニ相成候モノヲ禁止シ米糊ニテ糠代一分位ノ内ニ付ケ巻立可申事

第十五條

元結ビノ儀ハ百本ニ付目方六匁ヲ限可申事

第十六條

長手造髱造結ビ絲ノ儀ハ赤絲淺黄絲ノ外相用ヒ申間敷事

但シ不結絲御印紙巻紙ニ差支候間小結致シ賣買可致事

第十七條

上繭ヲ表掛ニシ玉繭惡繭等ヲ裏掛ニシ或ハ小枠ヨリ大枠ヘ引揚候砌ニ一筋一所ニ揚込其外前件ニ書載タル不正ノ製造致シ候モノ有之候ハバ其品何方ヘ賣渡候共製造人ヘ相戻シ代價ハ勿論至當ノ罰金爲差出可申事

第十八條

出殼繭生皮苧皮ムキ屑絲山繭等ハ毎箇ニ上包ニ御規則ノ通リ御印紙張用ヒ木札ニ製造人ノ國所名面記シ會社之改ヲ受可申事

第十九條

開港場生絲改會社手數料

一、生　絲

一、屑　絲

一、眞　綿

一、生皮苧、皮ムキ

一、屑　絲

一、繭山繭

一、出賣繭

一、玉　絲

右品々孰レモ目利ノ上時ノ相場ヲ以テ代金ニ見積リ千分ノ五請取可申尤豊凶ニ寄リ其品出港ノ多寡モ有之且會社建築其他諸入費ニ充否ノ目途不相立依而試驗ノ上實際ニ應ジ猶增減可致事

第二十條

各地方改會社ニ於テハ前書ノ規條ニ準照シ取扱可申尤改手數料

前書結社規則開届候條後來此規則改正又ハ追補之儀有之候節ハ其都度申立可請許可者也

明治六年一月十二日

粗税頭　陸奥宗光

ハ儀ハ素ヨリ會社諸入費ニ充候爲ノ儀ニ候條精々省略致シ當分手數料トシテ千分ノ三取立試驗ノ上增減可致事

第廿一條

右會社諸入費元拂精勘定ノ儀ハ年々十二月限御支配廳ヘ差出シ檢査ヲ受可申事

右之通規則相定候事

明治六年一月三十日陸奥租稅頭より長野縣權令立木兼善同權參事楠崎寬直宛、横濱生絲改會社に倣ひ生絲改會社の設立を慫慂する所ありしかば(註㈠)同縣に於ては二月二十二日附にて一郡二ケ所宛生絲改會社を設立し毎社に社長一名副二名を置き一同協心合議して取締を十分にし本來之美聲を挽回し、猶進而精巧の品を製造する樣盡力すべく各最寄に於て社長副を撰出し三月十日より同月十五日迄の內に届出づる樣布達せり註㈡

註　㈠

生絲製造之儀近來踈漏杜撰相成或は詐僞之取業ニ渉御國產之聲價にも關係いゐし候ニ付宿弊矯正ニいたし度然る處横濱表おゐてハ既に從來之賣込問屋共會同いたし改會社取設度旨申立時勢適宜之儀ニ付卽免許いたし候就ては兼而呼出候諸府縣之もの共へも篤と御主意柄及談判候處何も其場所におゐて結社いゐし度旨申立猶横濱會社へも委曲令逐示談歸國爲致候右者從來粗製之宿弊を矯正し皇國名產之聲譽を挽回いゐし候基ニ候間猶委細は其縣下唐木銀三郎外二人より御聞取結社之障碍無之樣篤に注意有之度商絲人者勿論製作人ニ而も生絲賣ニ關係有之候者者總而社中連合いゐし候樣於御縣夫々御布告有之度存候

結社之儀者素ヨリ一管轄內を限り候儀にも無之其適宜之場所ニおゐて結社爲致度儀ニ付或者二三縣下ニ差跨協同立會いゐし候儀も可有之候條其模樣により隣縣御協議之上御處分可有之候生絲改會社規則書差進申候右規則ニ基各所結社之上者改而規則書並人名其外御申立可有之候

右結社之者者鑑札相渡候筈ニ付無鑑札之者者向後一切生絲賣買不相成尤鑑札渡方等之儀ハ不日一般公布可相成儀ニ候得共爲御心得

前申進置候

今般呼出候商人共へ道中往返並當地滯在中とも旅費之十等ヲ以日當被下候間テ常備金之内ヲ以渡方取計置追て詳細取調更ニ受取方御申出之儀ト御心得可有之候右申追候也

明治六年一月三十日　　租稅頭　陸奥宗光　印

長野縣權令　立木兼善　殿
長野縣權參事　楫崎寛直　殿

註(二)

二月二十二日布達　　租稅課

埴科郡屋代村　唐木銀三郎
小縣郡上田町　長岡萬平代
深町茂太郎
同郡飯沼村　吉池定之助

生絲製造之義近來踈漏杜撰或詐僞之所業有之御國産之聲價ヲ落シ一般之損耗不尠今回惡弊芟鋤之爲各府縣製絲惣代之者大藏省ヨリ呼出相成即於當縣前書名面之者上京申付候處下情御採訪彼是御詮議之上取締規則被仰出臨而改會社モ許可右者事ラ從前之舊弊ヲ矯正シ向來之新價ヲ騰揚スルノ御趣意ニ候條銘々能々注意可有之候就而者結社者先ツ一郡貳ケ所宛ト爲シ當分假ニ別紙之通區分毎社長一名副長二名ト定メ社中一同協心合議本來之美聲ヲ挽回スルハ勿論逐次精巧之品物製作候樣盡力可致候但社長副之義者最寄最寄選擧之

上來ル三月十日ゟ十五日迄之内毎社名面無洩可届出候依之別册生絲取締規則並生絲改會社規則相添此段相達候事

尚、改會社設立の場所に就ては前記三名に諮問され長野縣管下に關しては唐木銀三郎より、筑摩縣管下に關しては野口吉十郎今井六衛の兩人より別紙の如き意見書提出せられたり。此際生絲改會社設置の場所に關しては各地より陳情等ありたるが如く其一例として本縣公文中に殘れる飯山町のものを次に掲ぐる事とせり。

(一)

生絲改會社設置ノ場所ニ關スル意見書

生絲改會社箇所見込奉申上候

水内郡御縣下

五拾參區　五拾四區　五拾五區　五拾六區　五拾九區
六　拾　區　六拾壹區　六拾貳區　六拾參區　六十四區
六十五區　六拾六區　六拾七區　是迄長野村より達スベシ
六十八區　六拾九區　七　十　區　七十一區　七十二區

此五區ハ飯山町ニ付同町へ達スベシ

同　郡　山中新町

五十七區　五十八區　新町ヘ當ヘシ

高井郡　須坂町

三拾九區　四十　區　四十一區　四十二區　須坂ヘ達ス

同　郡　中野町

四十三區　四十四區　四十五區　四十六區　四十七區　夜間瀬村觸カヘ

四十八區　四十九區　五十區　五十一區　五十二區　赤岩

更級郡稻荷山驛

三拾區　三十一區　三十二區　三十三區　三十四區　三十五區　今里村

埴科郡松代町

二十九區　更級郡三十六區　同郡三十七區　高井郡三十八區　松代

同郡屋代驛

二十六區　二十七區　二十八區　今里村

小縣郡上田町

十四區　十五區　二十區　二十一區　二十二區　二十四區

二十五區　同郡飯沼村　上田町

拾六區　拾七區　十八區　十九區　二十三區　腰越村

佐久郡小諸町

一區　二區　拾區　拾壹區　拾參區

同郡野澤村

三區　四區　五區　六區　七區　八區　九區

拾貳區

佐久出張所ヨリ佐久地方ハ他郡ト違養蠶薄ク生絲出來高少キ故野澤村カ岩村田町之内一ケ所としては如何との伺ひあり。

右之通生絲改會社取建箇所並ニ區別組合セ見込奉申上候得共元來實地不案内之儀ニ御座候間可然土地御見立被成下一社ニ付社長副

社長二人宛御人撰被成下候樣奉願上候以上

埴科郡屋代村　吉池定之助
小縣郡飯沼村　長岡萬平
同郡上田町　唐木銀三郎
右兩人代參

明治六年二月廿四日
長野縣權令　立木兼善殿

(二)

乍恐以書付見込奉伺候

一、會社之儀者左之場所ニ相設度奉存候

○生絲改會社　筑摩郡松本町　同出張會社
同出張會社　會田町村　同
同　安摩郡大町村　同
同　伊奈郡高遠町

○生絲改會社　諏訪郡飯島村　同出張會社
同出張會社　同郡岡谷村

一、右會社表札之儀者左之通　御許可被下候

生絲改會社
生絲改出張會社

一、會社印形文字寸方左之通仕度候　（略）

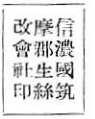

會社印　七分

一寸

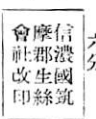

生絲改印　七分

六分

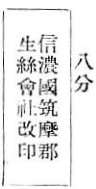

生絲改印　三分

八分

一、出張會社其他最寄爲取締左之人員ヱ命被下置度候

○印ハ請書差出之分

○筑摩郡松本々町　今井六衞

同　福島町　柏原鄕雄

○同　那會田町村　堀内藤四郎

○　横内市郎

の内一名へ被仰付度候

○安曇郡大町村　福島孫三郎

○伊奈郡木下町村　小林德兵衞

○同　高遠町本町　池上庄太郎

○　同　町　春日佐七

○諏訪郡上諏訪町　土橋半藏

○同　郡岡ノ谷　林善左衞門

○筑摩郡麻績町村　臼井立三

○　林　謙吾

右兩人ノ中一名

飯田町　新井藤右衞門

松尾町出張會社　小林源治郎

阿島村出張會社　長谷川範七

宮田村出張會社　代田宇源治

明治六年四月

標札

長四尺

□生絲改會社

横一尺

筑摩郡安曇郡伊奈郡御本縣付村々

一、生絲會社加入人員　惣計　千七百人

外ニ加入追願見込　三百人

諏訪郡

一、生絲會社加入人員見込　八百人

伊奈郡飯田御出張付村々

一、生絲會社加入人員見込　千人

全〆三千八百人

右之通凡見込奉書上候以上

明治六年五月

筑摩縣權令　永山盛輝殿

乍恐御書付奉願上候

筑摩郡神林村　野口吉十郎㊞

諏訪郡飯島村　北澤助七㊞

野口吉十郎印

今井六衞印

今般生絲製造取締御規則御布達相成生絲改會社御取設ヶ生絲結印紙並繭、眞綿改印紙共御下ヶ渡可相成旨拜承仕候從來飯山町之義も養蠶並生絲製造人等も有之候處近年追々盛業仕近鄕迄も多分製造人出來候義に付生絲改會社之義飯山町に壹ヶ所御取設被成下置度奉

願上候然ル上ハ御規則ニ照準シ万端取締向仕度生絲製造人惣代連印此段奉願上候以上

明治六年四月四日

水内郡飯山町

生絲製造人總代

原　藤藏㊞

嶋津常太郎㊞

原　友二郎㊞

飯山町長　嶋津忠貞㊞

代理

長野縣權參事　楢崎寛直殿

而して筑摩縣に於ては生絲改會社設立之場所見込と同時に、會社表札、會社印取締人各等をも報告せしめたるも長野縣下に於ては更に社長副の人撰をなさしめ其内申によりて任命し、其請書を徴せること次の如し。

權參事　　租稅課

生絲會社　並　社長副申付候御届

信濃國水内郡長野村

長野村會社

社長　牧野正左衛門

副長　佐藤半左衛門

同　林　省三

同郡飯山町

飯山町會社

社長　深堀林之助

副長　島津常太郎

同　服部傳右衛門

新町村會社

中野町會社

須坂町會社

松代町會社

同郡新町村

社長　吉村鶴彌

副長　清水文助

副長　内山善助

高井郡中野町

社長　町田儀平

副長　白井長藏

同松川村　小林万次郎

同郡須坂町

社長　牧茂助

副長　青木甚九郎

同　小柳寅吉

埴科郡松代町

社長　豊田傳兵衛

副長　永島新藏

同　山崎藤助

同郡屋代村

社長　唐木銀三郎

副長　新村彌吉

同　石坂治助

小縣郡飯沼村

社長　吉池定之助

副長　長瀬村　久保田　良之助
同　鈴子村　小野和　金治
同郡上田町
社長　成澤万五郎
副長　沓掛半平
同　岡崎榮吉
同　深町茂太郎
佐久郡前山村
社長　箕輪久五郎
副長　阿部万五郎
崎田村　同　黒澤利左衛門

上田町會社

岩村田町會社

右者當縣下信濃國之内生絲改會社創建之儀最寄便宜ヲ以六郡之内拾ヶ所取設度段願出候ニ付社長副人撰之上前書之者共江申付候依テ此段申上候也

明治六年月

岩村田町

長野縣七等出仕　大久保利貞
長野縣權參事　楢崎寛直
長野縣權令　立木兼善

（請書之一例）　奉差上御請書之事

今般生絲改出張會社取扱被仰付就而者御規則之條々堅相守生絲念入相改且製造人取締可致様被仰渡承知奉畏候依之御請書奉差上候處如件

明治六年五月

安曇郡大町村

福島孫三郎○

筑摩縣權令　永山盛輝殿

以下同文　筑摩郡會田町村　横内市郎　堀内藤四郎
同郡麻績町村　林　謙吉　臼井立三
松本本町　今井六衛
上諏訪町　土橋半藏
伊那郡木下村　小林德兵衛
伊那郡高遠本町　池上庄太郎　同町春日佐七

かくて生絲改會社の位置も定まり社長副の人撰も決定し社則も發布されたるを以て長野縣管下に十一ヶ所筑摩縣管下に二ヶ所の生絲改會社の設立を見左圖の如き看板を揭げて生絲の製造取締に任ずる事となれり。

四尺五寸

□
生絲改會社

八寸



（生絲改會社表札　唐木鷹三郎氏藏）

當時の長野縣管下生絲改會社規則は見當らざれども其追補は左記の如く、飽迄粗製濫造の弊を改めて本邦製絲の聲譽を高めんとの意氣旺盛なるを見るべく、又松本生絲改會社規則及び長野生絲改會社々則等によりて長野縣の規則も略々想像するを得べし。

生絲ノ儀ハ百種拔秀ノ名産高價金融ノ營業ナレバ懇篤精實ニ製造スヘキ處追年粗惡濫製ニ流レ加之訴僞ノ所業モ不尠終ニ名品ノ聲譽ヲ下落シ候ハ歎息ノ至リニ候處今般生絲製造取締御規則被仰出隨テ國々諸方ヨリ生絲惣代者被召出候ニ付地方開港場俱ニ結社同盟之法方取設從來ノ惡習ヲ洗除シ向後實直ノ處業ニ復シ內ニハ全國ノ利益ヲ倍シ外ニハ產出之美名ヲ海外ニ及ボサン爲メ地方惣代ノ者ト開港場取扱人ト合同シテ別紙ノ通生絲改會社規則ヲ建議シ各便宜ノ地ヘ會社建築候ニ付テハ地方開港場彼我ヲ論セズ右規則ヲ以テ所置スベク候得共猶遣洩ノ儀有之區々之處分ニ相成候テハ衆人ノ疑惑ヲ釀シ且憾慨ヲ生ジ候樣成行候テハ難相濟儀ニ付各社長副合談シテ左之條件ヲ盟約ス

生絲會社規則追補（長野縣管下ヨリ提出ノモノ）

第一條

玉絲、熨斗絲、屑絲、皮ムキ等每品生絲ト總稱致シ候御布令ニ付若シ生絲本品ハ取扱不申候共蠶ヨリ胎出之物品種ヲ除ク之外賣買候者ハ都テ社中ニ取結ビ御規則ノ鑑札相渡可申事

第二條

、生絲其外物品製造人會社へ持參ニテ改ヲ請フ候上賣買致シ候ハ至當ノ儀ニ高ヘ共衆人ノ苦情不拂候ニ付改印無之候トモ製造印ヲ證トシテ賣買致シ買纏メ人ニテ改ヲ請候儀勝手タルベキ事

但製造印無之品ハ決テ改印致ス間敷事

第三條

諸物品相場高下烈シク一時半日之遲速ニ寄損益モ有之ニ付改方申出候ハヾ迅速ニ改印致シ荷主ノ迷惑ニ不相成樣高端懇切ニ取計可申事

第四條

何方へ相越候テモ賣買ノ儀ハ各自勝手タルベク候得共駄荷ニ纏リ出荷ノ分ハ其產出ノ會社ニテ改ヲ受可申其外他ノ會社區組町村ヨリ申出候共決テ改印致ス間敷事

第五條

會社區組村々ヨリ物品持參致シ改ヲ請フベキ筈ニ候得共會社ヨリ懸隔道路不便宜等ノ場所ニテ多分物品モ有之改ノ儀申出候ハヾ其時日無遲延出張致シ荷主ノ難澁ニ不相成樣可致事

第六條

會社出席並改印ノ爲メ他所出張致シ候節ハ持辨當ニテ湯茶煙草ノ外相用申間敷事

第七條

製造品不正ノ儀有之開港場並其外ヨリ掛合ニ被及候節ハ其改候會社ノ落度タルベク候ヘ共他ノ會社持場村ノ製造品ニテ掛合方推窮致シ兼候節ハ頼ヲ受ケ其持場會社ニテ取計ヘキ事

但罰金其他出金等ニ拘リ候儀ハ改候會社ニテ可差出事

第八條

改ノ節荷主ヨリ物品買目書差出サセ其余送狀元控帳等嚴密ニ取仕立置年々十二月御支配廳之檢査ヲ受可申事

第九條

結社同盟人員取調ノ儀社長副ノミニテハ行屆申間敷ニ付村々戸長ヨリ調書差出サセ其節御鑑札稅金卽納可受取事

第十條

御布告ノ儀ハ不及申出京惣代並各會社ニテ通達致シ候儀有之候節ハ速カニ寫取受印之上刻限附ヲ以テ回達致シ賃錢之儀ハ請取方ニテ出錢之事

但一社限リノ用向ニテ差出候儀ハ別段之事

右之通各社長副衆議ノ上盟約仕候ニ付御許可被成下度此段奉伺候也

明治六年五月廿九日

各生絲改會社長副惣代

埴科郡　屋代村

社長　唐木銀三郎

長野縣權參事　楢崎寛直殿

生絲改會社規則　（筑摩縣管下ヨリ提出ノモノ）

生絲ハ御國産ノ最上品ニシテ累年盛大ニ相行ハレ來リ候處製絲方遂ニ杜撰ニ流レ詐僞濫造モ不勘ニ付其弊害ヲ矯正シ以テ眞實ニ生業ヲ開擴セシメン爲メ今般同盟結社シテ廣ク地方ノ情景ヲ視察シ便宜ニ依リ各社ノ規則ニ比傍シ往々法方隆盛ニシテ御主意徹底候樣玆ニ同盟協議シテ左ノ規則相定候事

第一條

今般生絲製造取締之儀ニ付御頒布相成候御規則ハ勿論横濱生絲改會社ニテ相定メ候規則之趣堅相守可申事

第二條

生絲改會社松本町ヘ取建其他村里爲便利會田町村麻績町村、大町村、木ノ下町村、高遠町、福島町右六ヶ所ヘ出張會社取設改方取扱可申事

第三條

松本町會社詰合人

社長一人　副社長一人　世話人二人　目利人二人

會田町出張所會社詰詰合人

副社長二人　世話人一人　目利人一人

麻績町村出張會社詰合人

副社長二人　世話役一人　目利人一人

大町村出張會社詰合人

副社長一人　世話役一人　目利人一人

木ノ下町村出張會社詰合人

副社長一人　世話役一人　目利人一人

高遠町出張會社詰合人

副社長二人　世話役一人　目利人一人

福島町出張會社詰合人

副社長一人　世話役一人　目利人一人

第四條

市日定日

三、八、五十ノ日　松本町

二、七ノ日　會田町村、福島町

三、八ノ日　麻績町村、高遠町

四、九ノ日　大町村、木ノ下町村

第五條

生絲幷ニ諸品改之儀ハ午前八時ヨリ午後四時限事務取扱可申事

第六條

結紙元結之儀ハ其會社ニテ賣渡シ遠隔之場所ハ地里相撰取次所

相設可成丈製作方ノ便利ニ相成様可致事

第七條

各會社諸入費金ハ生絲諸品改手數料ノ内ヲ以テ仕拂精勘定ハ年々十二月限リ御支配廳ヘ支出シ檢査ヲ受可申事

第八條

社中身元積立金左ノ通リ

正副社長人員ニテ金一千五百圓支出致シ會社建築普請入費ニ充テ殘リ金ハ各會社ニ備置社長副談示ノ上至當ノ利子ヲ以テ社中ノ者ヘ貸渡シ可申事

第九條

社入人ノ儀ハ何人打寄何程出金ニテモ不苦候事

第十條

社中ノ者村々七人ヨリ十人マデ組合相立詐僞濫製不正筋無之様相互ニ吟味可致候事

但シ悖則ノ義有之候ヘバ其組合ノ落度トス

第十一條

社入人員ノ内四十人乃至五十人ヲ括分致シ或ハ其地方ノ便宜ニヨリ人員ノ多寡ヲ斟酌シテ之レニ惣代一名ヲ撰擧シ折々會社ヘ集合御頒布相成候御規則ハ勿論尚時々商法ノ意味篤ト申合社中ノ者不行届族ヘハ厚ク説諭シ生絲精製方ハ勿論繭買ニ至ル迄正路ヲ旨トシ諸般注意可致事

第十二條

製造人賃引出枠爲致候ハバ製絲小枠ノマヽニテ引子持參致シ製造主方ニテ目前ニ大枠ニ揚ゲサスベシ其大枠ニ揚ゲル節生絲ノ粗精ヲ目利シ不正アラバ其引子ノ名ヲ會社ヘ申出デ其業ヲ止ムベシ又引子眞實ト雖モ其業ニ未熟ナラバ厚ク法意シ勉勵セシムベシ

第十三條

各出張所會社ニ於テ日誌ヲ控ヘ置キ諸般取計方詳記シ本會社ノ協議ヲ乞フベシ

第十四條

山蠶絲ハ外生絲ノ繰結ニ準ジ御印紙相用可申筈兼テ製造人ニ於テ心得可置事

第十五條

山蠶絲ハ一繰ヲ以テ御印紙一枚相用並中結ノ御印紙ハ一把一枚用可申事

但シ一把三百目トシ凡百十二繰ヲ以テ一把トス元結百本ニ付目方二十目ヲ限リ可申事

第十六條

社中ノ者ハ必ズ賣買鑑札所持可致尤一名ニテ數枚願下ゲ候者ハ其時ニ手代ノ名ヲ届出サセ御鑑札ノ番號ニ引合會社ノ添書相渡可

申候事

第十七條

添書渡方仮令ハ明治六年何郡何村何誰願下候番號ノ御鑑札手代何誰所持ト詳ニ記ス

但シ手代ノ者御鑑札ト添書ト二枚ズツ所持スルト可心得候事

第十八條

手代交替ノ儀有之候ハヾ必ズ鑑札願主ヨリ届出サセ添書認替與フベキ事

假令ハ此例

生絲賣買御鑑札第何番添書

割印　筑摩縣管轄第何大區何小區　何郡何村何誰手代何之誰

裏　生絲改會社印

年　月

第十九條

生絲枠揚出來次第賣却ノ期ヲ待ス市日定日各會社ヘ持參改ヲ受置可申事

第二十條

生絲檢印捺ス位置

髷造ハ中結印紙製造人封印ノ脇ヘ檢印スベシ

提造ハ元結ムスヒメノ上ヲ卷紙ヲ貼シ改印スベシ

但シ元結一筋返シマキ上ゲ卷紙ノ拔ケザルヲ要トス

第二十一條

提絲造會社封印卷紙ハ美濃紙内山紙ノ類都テ生漉ノ紙ヲ相用候事

但シ大概丈四寸六分巾一寸二分

第二十二條

生絲ト雖モ節立候分ハ玉絲ノ部ニ下シ自然汚レ染ミ等ノ品ハ染絲ノ部ニ下シ改印ハ勿論別ニ左ノ印ヲ擦スベシ

印形

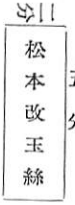

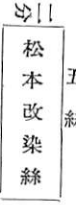

分社之ニ準ズ

第二十三條

端絲ノ分ハ改ノ節卷紙ヘ量目ヲ書記可申事

但一把未滿ヲ端トス

第廿四條

右確定候條々堅ク相守リ第一製法厚教諭致シ聊方法違背無之様可致注意其他向社中不都合無之様共議ヲ遂ゲ最モ犯則之者ハ顚末御廳ヘ申上其品取上ゲ至當ノ罰金取立可申事

右之通リ社中規則相定候事

明治六年六月

松本町生絲改會社

生絲改會社同出張會社掛リ人員名面

筑摩郡上神林村　社長　野口吉十郎
同　郡松本町　副社長　今井六衛
同　郡會田町村　副社長　堀內藤四郎
同　郡同　村同　横內市郎
同　郡麻績町村　同　臼井立三
同　郡同　村同　林謙吾
同　郡福島町　同　柏原鄕雄
安曇郡大町村　同　福島孫三郎
伊那郡木ノ下町村　同　小林德兵衛
同　郡高遠町　同　池上庄太郎
同　郡同　町同　春日佐七
筑摩郡松本町　世話役　宮坂彌衛
同　郡同　町同　淺野嘉平
同　郡同　町　目利人　三浦覺平
同　郡上神林村　同　上條元三

右人員ノ外世話役目利人追テ取調名面可申上候

參考　生絲改會社規則中現存スルモノ左ノシ

一、飛州　高山　規則及掛リ員人名　明治六年生絲之部貳
一、筑摩郡松本　同　同
一、飯田、松本
　諏訪、高山　規則追加　同
一、長野縣下各改會社　同　同

長野縣生絲改會社社則

昨明治六年一月以降被仰出生絲製造取締御規則ノ旨ヲ奉戴シ御鑑札御下渡順序並各地方改會社ニ於テ議定スル社則條款熟讀シ入社乞ヒ同盟結約ノ上ハ不正ノ所業違犯等ハ無之筈ナレト万一社中盟約ノ義務ヲ失ヒテハ不濟儀ニ付猶一層成規ヲ了知すランガ爲メ各町村結社ノ惣代ト倶ニ協議シテ社則ニ照準シ左ノ議約ヲ確定ス

明治七年第六月

長野生絲改會社

第一條

一、結社同盟ハ殖産之眞理ヲ究メ製造之粗惡ヲ矯正シ皇國之享利ヲ議リ互ニ協力勉勵シテ益精品産出スルヲ可心懸書

第二條

一、常生絲改會社ハ各地ノ會社ト一體ノ社中ナレハ開港場其他市在ニテ出會ノ節ハ夫々信義ヲ旨トシ懇切ニ和親シ且賣買之取引上ニ於テ自己ノ利益ヲ貪ル等狡猾之有間敷事

附　從來營業之者ヲ新業之者ヲ蔑リ我意ヲ抑壓スル事往々有之同盟旨趣ニ悖リ夫ガ爲メ社名ヲ汚スニヨリ右等ノ所業ハ急度矯正シスベテ新業之者ヘハ翼賛添力致スヘキ事

第三條

一、結紙御印鈐無之ハ勿論製造人押判無之生絲決テ賣買致間敷事

第四條

一、改御印紙並會社改印無之諸物品駄荷ニ纏候分他國出荷他會社區組町村江運送致間敷事

第五條

一、前鑑札ハ賣買上要用物ニ付自己ノ相對ヲ以テ他人江貸渡シ候者御規則ニ反背シ夫ガ爲メ濫業ニ立至ルニツキ不相成事

第六條

一、勸工御寮其外御用之諭タリ共御鑑札所持無之者エハ諭賣渡申間敷事

第七條

一、同盟人之中萬一不正筋相顯ルヽニ於テハ規則及規則追補之趣ヲ以テ取計可申事

第八條

一、御布告ハ不及申會社ヨリ通達致シ候事故有之節ハ速ニ寫取受印之上刻限村ヲ以テ回達致シ賃錢ハ配達先ニテ出錢之事

但シ大至急之用事ニテ持回達候節ハ本文同樣里數ニ割合出錢之事

第九條

一、每年五月中惣代一同會合ノ事

但シ其都度回達之事

第十條

一、此社則ハ會社同盟人之約定ニ付其景況ニヨリ不都合有之トキハ會議ノ上增減可致事

右之通確定候事

明治七年第六月十五日

第五十四區

水內郡長野村

生絲改會社同盟人

各村惣代

尚差當リ生絲製造取締規則によりて結社同盟之人名員數等の調査を行ひ之によりて鑑札並ニ稅金等を受取り縣廳及び大藏省に届出づる等の事務に關しては改會社の役員のみにては不行届の場合も生ずべきを以て、村吏に於而取調來る廿日迄に夫々會社へ差出す樣御布達を願ひ度との趣意書を長野縣下生絲改會社長副より縣に出願せり（筑摩縣下の書類は見當らざれども同樣ならんと想像す）

以書付奉願上候

今般生絲改會社取建並ニ社長副被仰付難有仕合奉存候然ル處六月一日ゟ御規則之通リ取扱可申之所最早日數も無乏御座候ニ付差向區分村々商人ゟ結社同名之人名員數取調並御鑑札稅金等受取之御縣廳並ニ大藏御省に御届ケ可申上之處會社而已之執計ニ而者行届申間敷如し差支ニ相成候節ハ御趣意ニ相悖ル且衆人、難澁を醸し可申ゟ一同心痛仕候間別紙雛形之通村吏ニ於取調來ル二十日迄ニ夫々會社に差出し候樣御布達被成下度尤も製造人印判乏儀も至急ニ彫刻致シ會社に印鑑差出し其余臨時申達候儀も有之候節ハ村吏ニ而注意可致旨御布告被成下候樣奉願上候

右願之通御採用被下候ハヾ會社永續ニ基本ヲ開難有仕合奉存候以上

明治六年五月十四日

生絲改會社

水內郡長野村

副長　佐藤半左衛門印

（以下各社長副名略之）

長野縣權參事　楢崎寬直殿

如斯改會社か村吏の援助を得て調査せる生絲改會社同盟人員は凡左の如し。

自明治六年六月二日
至同　年八月九日　報告の生絲改會社同盟人員

比し筑摩縣管下の同盟者少きに過ぐ。

長野縣管下總計七千二百七十四人（明治六年公文編冊生絲之部ニ見ル）

而して筑摩縣下に關しては別に左の書類あり。

内譯

記

飯沼生絲改會社	七六二
上田	一、五七二
松代	八六九
屋代	四三二
須坂	八三八
中野	六四六
稻荷山	六〇〇
岩村田	七六
長野	一、〇五二
飯山	三一七
新町	一一〇

生絲改會社加入人員總計

一人員四千七百六十六人

御鑑札五千四十七枚

内百二十六枚巳年御渡舊御鑑札

筑摩郡

一人員千七十四人　筑摩郡松本生絲改會社

御鑑札千百四十九枚

内舊御鑑札一枚有之

安曇郡

一人員八百七人　同斷

御鑑札八百十九枚

伊那郡

一人員四百一人　同斷

筑摩縣管下總計六百十九人

とありて合計七千八百九十三人なれども長野縣管下に

御鑑札四百四拾枚
內舊御鑑札壹枚有之

福　嶋

一人員貳百七十壹人　同斷
御鑑札三百參拾九枚
同百貳拾壹人追願

諏　訪　郡

一人員六百八十四人　諏訪郡生絲改會社
一御鑑札七百七拾壹枚
內百二十四枚舊御鑑札有之

右の書類によれば人員四千七百六十六人となり前記五月の千七百人に見込數を加へたる三千八百人より增加せるも猶長野縣管下に比して少く更に六年十二月十二日永山權令より陸奥租稅頭への報告五、九二六人が蓋し實數なるべしかく加盟人員及鑑札數の長野縣に多きは明治五年以降十一年迄の製絲工場が舊長野縣下の僅々十九に對し、舊筑摩縣下は三百六十一にして約二十七倍に達せる點より見て、北信地方が手挽座繰等小規模の製絲家及び之を賣買する小商人多かりし爲なるべし。

かくて生絲製造、販賣等の取締に關する設備は整ひ嚴重なる取締をなせるも尙粗製濫造をなす者絶えず、犯則者續出したるを以て明治六年十二月廿七日神奈川縣權令大江卓より楫崎長野縣參事宛に横濱並に八王子生絲改會社の願出

伊　那　郡

一人員九百四十三人　伊那郡飯田生絲改會社
一御鑑札九百四十三枚
內三十一人追願

飛　驒　國

一人員五百八十六人　高山生絲改會社
一御鑑札五百八十六枚
內百六人追願

右之通御座候以上

明治六年六月

により、生絲の品位を進め陵第せる聲價を挽回すべく各地生絲改會社設立場所へ横濱生絲改會社より星野惣七を巡回出張せしめ篤と協議せしむべき旨の内達相成頭よりありしを以て、結社の者共へ可然御達しを願ふとの照會あり、やがて星野氏は長野筑摩の兩縣下をも巡視指導せるが如し。

明治六年六月一日横濱生絲改會社は三越得右衛門、原善三郎、茂木惣兵衛、上原四郎右衛門、金子平兵衛の五氏官撰を以て社長に、手塚清五郎、鈴木保兵衛、吉田幸兵衛、田中平八四名を副社長とし瑞西人モチイフを檢査掛として開業せしが各縣下に於ても生絲改會社成立の旨をきゝ其取引上の證據たるべき改會社印鑑六通り並に社中三拾四名の印鑑を長野縣十一會社に廻送し來り同時に長野縣下の同盟人名並に印鑑を送致せん事を要求し來れり。(筑摩縣下の書類見當らざるも林泰三氏方に横濱三十四名の印鑑あるによつて同様なる事明なり)

一筆啓上仕候漸暑之節ニ御座候得共各様倍御勇健可被成御座珍重奉賀候然ハ當港改會社印鑑類幷結社中之印鑑共御廻シ申上候御落掌可被下候尤長野縣ゟ十二社ニ相成候旨承知罷在候得共其邊一向不分明ニ御座候間一ト纏ニ十二通御廻シ申候間乍御手數夫々ニ御分配可被成下候

一、不日ニ新絲輸出之時節ニ相成候處御地始御結社之向ゟ會社印鑑幷結社之人名印鑑モ當港江御廻し不相成御規則面改方差支候間是亦早速御廻し相成候様致度此段得貴意度如此御座候已上

第六月十三日

横濱
生絲改會社 印

上田
生絲改會社

万屋万平様
唐木銀三郎様
吉池定之助様

横濱生絲改會社連名

印鑑

社長　本町四丁目家號越後屋
三越得右店衞門支配人
田中彦七

同　同　五丁目井筒屋
小縣善三郎店支配人
社長　齋藤藤助

同　辨天通三丁目龜屋
同　原善三郎

同　貳丁目野澤屋
同　茂木惣兵衞

同　本町四丁目郡內屋
同　上原四郎左衞門

同　同町小松屋
同　金子平兵衞

辨天通貳丁目家號吉村屋
副社長　吉田孝兵衞

本町三丁目鈴木屋
同　鈴木保兵衞

同所　同町　芝屋
同　手塚清五郎

辨天通四丁目三國屋
副社長　原清藏

辨天通貳丁目絲屋
田中平八店支配人
同　久保田喜兵衞

本町壹丁目石炭屋
渡邊福三郎

同所貳丁目肥前屋
西村七兵衞

本町貳丁目家號田邊屋
伏島近藏

同所　同町　松村屋
杉村甚三郎店支配人
竹岡善七

同所　同町　常盤屋
福島瀨平

同所　同町　行田屋

行田小兵衛支配人
福島儀三郎
本町三丁目上澤屋
澁澤與三郎
同所四丁目小橋屋
岡本傳右衛門店支配人
田島清兵衛
同所　同町　敷島屋
原　正三郎
元濱町三丁目小林屋
小林彦助
南仲通三丁目川喜ゑ屋
川喜ゑ定兵衛
境町星野屋
星野宗七
同町米澤屋
高橋万右衛門
辨天通壹丁目京屋
田部井芳兵衛
同所　同町　富屋
堀越源七
同所同町

外村兩平
辨天通壹丁目橋本屋
小幕孫兵衛店支配人
岡嶋定七
同所　同町　永樂屋
樂千代八郎
同所貳丁目　橋本屋
橋本辨藏
同所　同町　大黒屋
榎本六助店支配人
樋口治郎兵衛
同所三丁目　野澤屋
中里忠兵衛
同所　同町　五中屋
五十嵐萬七
同所六丁目　海屋
細井久治郎後見
永井泰治郎

以上三拾四人
外
會社印鑑六通

而して當時横濱生絲改會社より送り來れる印鑑は左の如し。

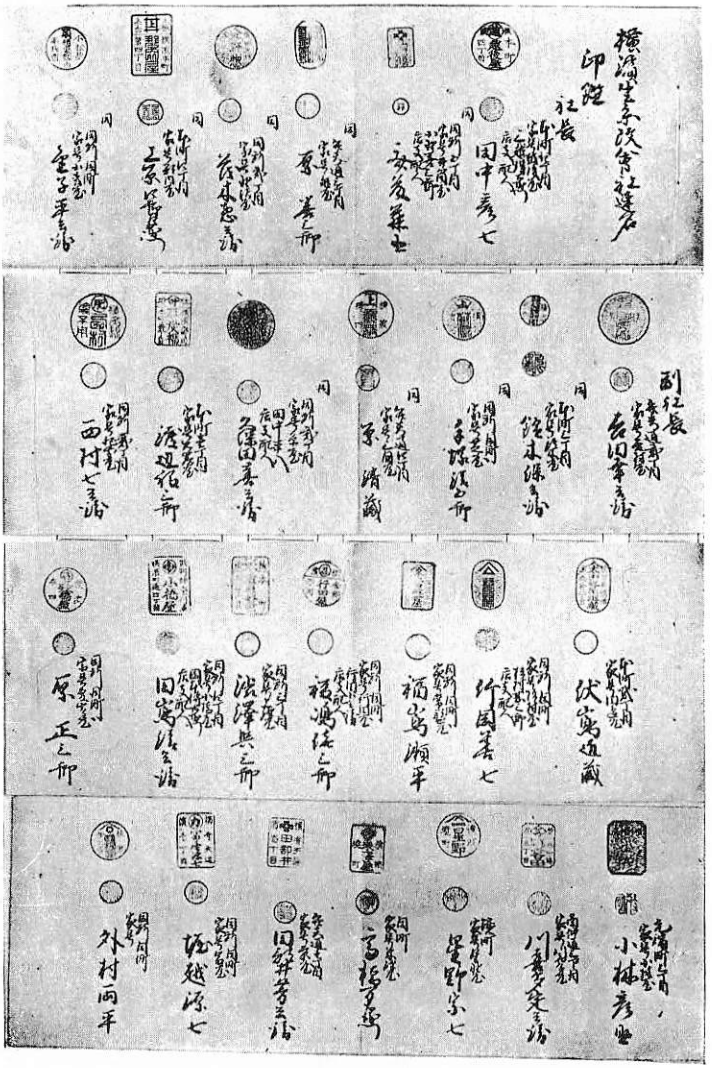

（小縣郡依田村吉池力氏藏）

次に横濱生絲改會社の要求により長野縣下十一會社より送れる印鑑は社長及副二名の印鑑並に改會社印四種にして

社長副の印鑑以外は各社とも同一形式にて會社名を異にするのみ。

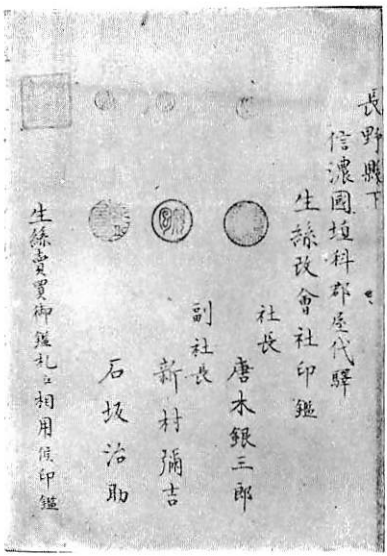

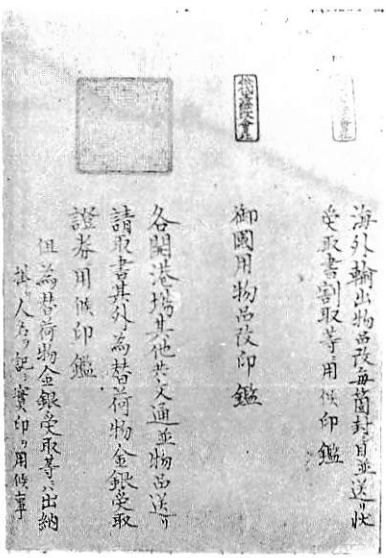

ついで六年七月には長野縣に於ては年來生絲商として活動し、且今回生絲改會社設立、生絲取締規則制定等に盡力せる唐木、吉池、長岡三名に對し一は以て其功勞に酬ひ一は以て今後當會社の爲に盡力せしめんと欲し生絲取締役を設けて、唐木、吉池の二氏は社長兼取締役、長岡氏は取締役に任し度旨松方租權頭に伺之上八月十二日其許可を得て三氏を取締役に任じ拾壹會社及十三の大區觸元へ此旨を通牒し取締上の便宜を言れり。

權參事　租　稅　課

生絲改會社取締役之義ニ付伺

當　管　下

信濃國埴科郡屋代村

生絲改會社社長　唐木銀三郎

小縣郡飯沼村　同　吉池定之助

同郡上田原町　長岡萬平

右之者共儀年來生絲賣買罷在身代モ相應村方說得候モ行屆御用辨も宜人物ニ而既ニ去冬中御寮に召出結社之義ニ付而ヶ格別勉勵仕候者ニ有之然ル處當管下之義ヶ養蠶盛之地ニ而生絲會社之義も拾壹社取設候程之義ニ有之旁以右銀三郎定之助義ヶ社長兼取締役萬平義ヶ取締役申付候に猶此上盡力會社永續之方法行屆可申哉ニ付前書之名義申付不苦候哉此段相伺申候以上

明治六年七月

長野縣七等出仕　大久保利貞

長野縣權參事　楢崎寬直

租稅權頭　松方正義殿

八月十二日　御下知濟來書

申達

埴科郡屋代村

生絲改會社々長

唐木銀三郎

小縣郡飯沼村

右同斷

吉池定之助

同郡

上田原町

長岡萬平

右之者共當管內生絲賣買取締役申付候條其段相心得各生絲製造人にも申聞不都合無之樣可致候

明治六年八月　日

長野縣參事　楢崎寬直　判

生絲改會社拾壹通

各區觸元拾三通

明治六年十二月十八日大藏省は第百七十九號を以て生絲改會社に加入する事を自由ならしむ。其條文左の如し。

第百七十九號

府縣

生絲改會社追々各所へ設立相成候處間には自余之商人共ヲ強而加入爲致社外之者ヲモ束縛致候哉ニ相聞へ右ハ畢竟

協同立會之主意ヲ以設社候義ニ付會社ヘ加入ハ各自勝手ニ可有之者勿論社則ニ不背候ハヽ致退社且社中社外之者内外人民ト自由ニ商業相營候トモ不苦儀ニ有之又開港場ヘ荷物運輸之儀ニ付テモ社外之者營業ニ故障不相成樣可致此旨布達候事

明治六年十二月十八日　　大藏卿　大隈重信

然るに此布告により會社の加入は名自の勝手たるべしとの趣旨を誤解若くは曲解して無謂退社する者も生じたるが爲生絲製造人並會社長副え左の說諭書を發せられ、社長副は協議の上一層嚴重に取締をなすべき旨連印の請書を呈出せり。

生絲改會社設置當時の生絲生産額は筑摩縣管下の分は松本生絲改會社々長野口吉十郎より筑摩縣へ報告せる次の書類(一)あれども長野縣下のもは未だ知ること能はず。たゞ明治六年生絲提造卷印紙繭出穀並眞綿印紙請拂表(二)生絲提造卷印紙下げ渡し高によりて（請取高九百萬枚下げ渡し高合計六百萬枚なり。）想像する事を得るのみ。

記

一、生絲提造

目方　壹萬四千九拾七貫貳百五十九目　（下ケ札）　内增　五百四十四貫八百九十九目

代價　四十九萬三千四百四圓六錢五厘　壹貫目ニ付　三十五圓　　代價　壹萬九千七十一圓四十六錢五厘

一、同　　繰造

目方　七千六百三十三貫六百目　（下ケ札）　外減九百五十貫目　飛驒增

代價　貳拾壹萬三千七百四十圓八十錢　壹貫目ニ付　二十八圓　　代價二萬六千六百圓　飯田減

一、同　鐵　砲　造

目方　三千三百七十八貫貳百四拾壹目

代價　拾壹萬千四百八十壹圓九十五錢三厘　壹貫目ニ付三十三圓

一、玉　　絲

目方　三百六十九貫七百九十貳目　（下ケ札）　同増百五十貫六目　スワ増

代價　五千五百四十六圓八十八錢　壹貫目ニ付　十五圓　代價貳千貳百五十圓九錢

一、熨　斗　絲

目方　四百六十六貫四百貳十壹匁　（下ケ札）　同増四貫貳百目　スワ増

代價　二千三百三十二圓十錢五厘　壹貫目ニ付　五圓　代價貳拾壹圓

一、山　蠶　絲

目方　貳百三十貫七百目

代價　壹萬二千六百八十八圓五十錢　壹貫目ニ付　五十五圓

一、生　皮　苧

目方　貳千四百七十貫六百四十目

代價　三千九百五十三圓貳錢四厘　壹貫目ニ付　壹圓六十錢

一、皮　　ム　　キ

目方　六百十貳貫目

代價　七百六十五圓　壹貫目ニ付　壹圓二十五錢

一、繭

目方　三萬三千九百四十三貫七十目（下ケ札）同增六百十貫目　飛驒增
代價　六萬七千八百八十六圓十四錢　壹貫目ニ付　二圓　代千貳百二十圓　飯田增
スワ減

一、出殼繭

目方　貳千六百三十七貫七百二十六目　同增　貳百貫七百目　スワ增
代價　六千五百九拾四圓三十一錢五厘　壹貫目ニ付　二圓五十錢　代價　五百壹圓七十五錢

一、山繭

目方　三百五十貫目
代價　千百貳十圓　壹貫目ニ付　三圓二十錢

一、眞綿

目方　千百貳十五貫目
代價　壹萬四千六十二圓五十錢　壹貫目ニ付　十二圓五十錢

筑摩縣管下信濃國飛驒國生絲繭類本年製造高凡右之通取調奉書上候以上

明治六年十二月

松本生絲改會社
社長　野口吉十郎○

筑摩縣

御廳

明治六年生絲提造巻印紙繭出穀並眞綿印紙請拂表

生絲改會社	生絲提造下ゲ渡高	同代價上納	同未納	繭出穀下ゲ渡高	同代價上納	同未納	眞綿印紙下ゲ渡高	同代價上納	同未納
請取高	九、〇〇〇、〇〇〇枚	○	○	二、〇〇〇枚	○	○	一、三〇〇枚	○	○
長野	三五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七九〇	七九〇	○	四五	○	四五
飯山	一一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一九〇	一九〇	○	五五枚	五五枚	○
新町	一五五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二九五	一七	二七八	二〇	二〇	二〇
中野	四九五、〇〇〇	四九五、〇〇〇	○	九五〇	九五〇	○	四五	四五	○
須坂	三四五、〇〇〇	二七五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、〇九〇	一、〇五六	三四	一〇	○	一〇
稲荷山	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	○	五九〇	二〇〇	五九〇	四五	一七	二八
松代	六一〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	○	二四〇	二四〇	○	四五	○	○
屋代	五二〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	○	四五	○	○
飯沼	九二五、〇〇〇	八六五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二三〇	二三〇	○	四五	○	○
上田	一、九一五、〇〇〇	一、二一五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二、四五	二、四五	○	一五五	一五五	○
岩村田	四〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、六一〇	二、〇五〇	一、五六〇	五〇	○	五〇
合計	六、〇〇〇、〇〇〇	四、九一〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	二三、〇七〇	七、九九八	二、二七二	五一〇	三一三	一九八
代價	割引	二、五四六、六五	○	○	三五九、九一	○	○	二八、〇八	○

參　事

今五日租稅寮官員宮崎有敬外一名入來參事殿ヘ御面會ノ上談事ノ內生絲改會社說諭ノ義申立右取計振承知ノ上隣縣ヘ發送可致旨申聞且同行神奈川縣添翰持參ノ會社人星野惣七義上田、飯沼、屋代會社等夫々力談相濟シ外會社長副トモ夫々相談致シ度趣ニ付旁十會社長副呼出シ別紙說諭趣意申含追而生絲製造人共夥多ノ村々巡回ノ上申諭候樣可仕哉此趣前同人ヘ及返答出發爲致可申候右ハ去月租稅權頭殿ヨリ御內達並右官員申立候趣モ有之ニ付一際盡力說諭可仕哉尤御許可ノ上ハ別紙活字板ニ取計巡回ノ節村々ヘ一枚ヅヽ相渡シ申度且佐久支廳ヘモ可申遣ヤ仍而相伺候也

一　月　五　日

生絲製造人並會社長副ヘ說諭趣意

生絲製造取締方之義ニ付テハ兼テ御布告モ有之一同協力生絲改會社設立相成大ニ製絲ノ品位相進ミ候ハ全ク同盟人共協同戮力ノ爲ス處ニシテ御國產ノ聲譽ヲ引キ起シ候ハ御趣意遵奉之廉相立一段之事ニ候然ル處於橫濱各國公使ヨリ自余ノ商人共ヲ強テ加入爲致或ハ社外ノモノヲ束縛致シ候等有之由、申立候ハ外國人召遣小使支那人等ハ貫見料ト唱ヘ多少ヲ貪候弊モ有之無謂不正ノ所業モ有之ヲ於其筋夫々御洗除相成爲夫去酉年大藏省第百七十九號御布告會社加入ハ各自勝手ニ可有之ハ勿論社則ニ不背候ハヾ致退社且社中社外ノモノ內外人民ヘ自由ニ商業相營候共不苦義又者開港場ヘ荷物運輸ノ義ニ付社外ノモノ營業ニ故障不相成樣可致有之候ハ素ヨリ同盟結社致シ候義ニ付無謂右御布告ニ相泥ミ退社ヲ相望候モ無之ハ無論ニ候得共彌會社盛大ニ爲趣倍々製絲ノ品位爲相進貿易上ニ於テ共權利我ニ歸シ候ハ必然ニ付一層盛擧益々保存相成候樣生絲製造人共ハ素ヨリ會社ニ於テモ改方等尙一層致注意結社ノ初意相貫候樣一同奮發

盡力可致事

生絲製造人並會社長副に說諭趣意

生絲製造取締方之儀ニ付而ハ兼而御布告も有之一同協力生絲改會社設立相成大ニ製絲ノ品位相進候ヘ全ク同盟人共協同戮力之成ス處ニシテ御國産ノ聲譽ヲ引起シ候ヘ御趣意遵奉之廉相立一段之事ニ候然ル處於横濱各國公使ゟ自余之商人共ヲ強而加入爲致或ハ社外ノものヲも束縛ゐたし候儀等有之由申立候ヘ外國人召遣小使支那人等ハ貰々料ゟ唱多少被貪候弊モ有之無謂不正之所業モ有之候ヲ於其筋夫々御洗除相成爲夫去酉年大藏省第百七拾九號御布告會社加入ヘ各自勝手ニ可有之勿論社則ニ不背候ハヾ致退社且社中社外之もの內外人民に自由ニ商業相營候共不苦儀又ハ開港場に荷物運輸之儀ニ付社外のもの營業ニ相障り不相成樣可致ゟ有之候ヘ素ゟ同盟結社いこし候儀ニ付無謂右御布告ニ相泥ミ退社ヲ相望候者も無之ハ無論候へ共彌會社盛大爲趣倍製絲ノ品位相進貿易上ニ於テ共權利我レニ歸し候ヘ必然ニ付一層盛擧益保存相成候樣生絲製造人共ヘ素ゟ會社於テも致方等尙一層致注意結社ノ初意相貫候樣一同奮發盡力可致事

前書ノ通被仰渡各社長副一同難有奉戴仕候就而者尙協議之上一層嚴重之方法取設追々可申立候依之一同連印奉差上處如件

明治七年一月八日

生絲改會社

水內郡長野町

副長　佐藤半左衛門　印

社長　牧野正左衛門　印

同郡飯山町

副長　服部傳右衛門　印

同　島津祐四郎印

同郡新町　副長　清水文助印

高井郡中野町　副長　白井長藏印

同　小林万次郎印

同郡須坂町　副長　青木甚九郎印

社長　牧茂助印

更級郡稻荷山驛　副長　柳原覺彌印

社長　水野重太郎印

埴科郡松代町　副長　永島新兵衛印

社長　豊田傳兵衛印

同郡屋代驛　社長　唐木銀三郎印

小縣郡上田町　社長　成澤万五郎印

同郡飯沼村　社長　吉池定之助印

長野縣參次　楢崎寛直　殿

久岩村田町　副　阿部萬五郎　同　黒澤利左衛門　社長　箕輪久五郎あり。之を加へて十一種になる。

備考　本書に佐久郡なく一月十五日追補の分に佐

明治七年一月十日長野縣下生絲改會社は規則を增製增加し縣の許可を得て縣下各生絲改會社長副連署にて横濱生絲改會社正副社長へ通知せり、其內容は次の如し。

生絲之儀者御國內無双之名品ニ候處近年粗製濫造ニ相流レ商賣破産之者も不少歎息之至候然ルニ昨年一月以降地方開港場共ニ協議之上改會社ヲ設立シ製造改正ニ方法施行精製之意ヲ盡シ候處産出之生絲追々善美之名譽擧テ暹而代價モ沸騰スルハ是ニ社中一同盡力勉勵之効驗相顯ルヽ所ナレハ昨年結約之旨趣堅固ニシ尙一層嚴重之方法取設ケ向後益々盛業ナラシメンカ爲各心得ヲ述テ以テ左之條條之通追補增加ス

第一條

一、結社之義ハ殖産之眞理ヲ盡シ製造之惡弊改御國內之利益ヲ謀候爲之儀ニ付横濱生絲改會社規則幷當地方社則追補之趣意彌以固守可致事

第二條

一、開港以來貿易上ニ係リ候而者本邦人不都合之筋而已多分有之候者全一已之利欲ヲ貪リ外國人ヲ欺ントスルヨリ却而損害ヲ醸候處結社方法之儀は詐僞濫製ヲ正シ益品位ヲ進マセ實直之交通ヲナスナレハ自然ト其權利我ニ歸シ候基礎ニ付向後此社則ヲ信用シ永續候樣各注意可致事

第三條

一、外國人ヲ勿論右召使之支那人本邦人等開港場開市場之外製絲産出之地方ニ相越何樣辯談候共素ヨリ御條約ニ相背候儀ニ付賣買決而致間敷事

第四條

一、海外輸出物品之儀ハ横濱社則第六條ヶ第八條迄結約之通開港場會社ニ加入セザル他ヨリ賣込問屋ヲ取引一切致而間敷事

第五條

一、外國商會ニ取引之節右召使之支那人或ハ藏番人ニ貫々料抔ヲ唱無謂金錢ヲ乞取候惡弊有之候處昨年一月設社横濱會社中商議之上相廢止候ニ付而ヲ萬一賣込問屋之手ヲ不經地方之商

人ニ直談申掛候共多少不論投與致間敷若賣込問屋ニオイテ右
貫々料は不申及其外不正之入費相掛申候ハヽ其趣同港會社ニ
相届ケ當方社中一同取引致間敷事

第六條

一、是迄ニ同盟ノ人退社致候儀ハ不相成筈ニ候處若不得止事筋
ニ而休業致度者者退社致可致候得共元來結社之儀者御國益ヲ
謀候義ニ候得ヽ萬一結社方法ニ差響候
御布令面等有之候共開港場會社幷ニ諸外會社決議之上ニ無之
候而者自己ノ便利ヲ以退社致シ候義ハ不相成候事

第七條

一、臨時發案入社同盟致度申出候者有之候ハヾ即刻御縣廳に申
尚同年一月十九日筑摩縣下の生絲改會社に於ても社中協議の上社則を追加すること左の如し。

奉願候

一、別紙ノ通社中協議之上社則追加仕度候間何卒御採用被成下度奉願上候　以上

明治七年一月十九日

松本生絲改會社

野口吉重郎

今井六衛

埒內藤四郎

立御鑑札下ケ渡差支不合成樣可致事

第八條

一、粗製濫造之品無之樣各注意可致筈候得共尚此上勉强致新規
發明之製造等有之候得ハヾ社中相互ニ教授シ益々美品ニ立至
候樣盡力可致事

第九條

一、此社則ヽ社中而已之契約ニシテ社外之者者關係無之事
右之通相定候事

明治七戌年一月十日

長野縣管下

各絲改會社

池上庄太郎
林　謙吾
諏訪郡生絲改會社
北澤太一郎
小口半藏

筑摩縣權令　永山盛輝殿

第一條

生絲並附屬各品商業ノ儀兼テ御渡相成候御鑑札所持無之者ヘハ當會社中ニ於テハ決テ取引致間敷事

第二條

海外輸出ノ儀ハ橫濱會社ト協議同盟ニ付當會社中之商人取引ノ儀ハ橫濱始其他開港市津綿而當會社聯合無之社外賣込問屋等ヘハ一切取引致間敷事

第三條

生絲各品製作出來次第賣却之期ヲ不待改ヲ受ケ置可申等ノ處兎角弊習ニ泥ミ無改ノマヽ賣買致候族モ有之右ハ畢竟社別ニ悖リ自然杜撰弊ヲ釀除ノ庭ニ立到候ニ付自今社別ノ通リ改濟之上賣買可致候事

第四條

外國商人ヘ取引ノ節ノ右召使ノ者ヘ貫々料藏番賃或ハ荷造料抔ト唱ヘ無謂金錢ヲ被乞取候等ノ弊習有之候橫濱會社中商儀ノ上相廢止候ニ付万一右等ノ者賣込問屋ノ手ヲ經ズ各地會社ノ商人ヘ直接申候共多少ヲ不論投與致間敷若シ賣込問屋ニ於テモ不正ノ諸費相懸候カ都テ盟約社別ニ相反シ候取計之有候ハヾ同港會社ヘ相届當社中一同取引致間敷事

第五條

臨時開業會社加入致度申出候ハヾ卽刻御廳ヘ申立御鑑札下ケ渡營業差支ナキ樣取計可申事

第六條

粗製濫造ノ品無之樣各注意可致候勿論ニ候條兼テ相定候成規相守リ益勉强致シ各其業ヲ練磨シ追々新規發明ノ製方等有之候ハヾ速カニ試驗シ實効ニ據テハ御廳ヘ申立相互ニ敎授ノ道ヲ可盡

事

第七條

結社以來各社ノ盡力ニヨリ生絲優等ニ進歩シ御國産ノ名譽ヲ上ゲ倶ニ公益ヲ起シ候基礎相建候ニ付尚一層勉強可致就テハ自今無謂退社致ス間敷旨嚴ニ盟決致シ候上ハ益々會社ヲ盛大ニ設行シ各其業ヲ盡シ候樣可心掛候万一示后御布令等ニテ此會社規則希望之一部ヲ相失ヒ候樣有之候共結社情約ヲ相解候樣ノ朋有之間敷若シ不得止事故有之退社致度族ハ情實篤ト協儀ヲ遂ゲ其仕宜ニ依テ取計可申事

第八條

此規則ハ社中各意混一同体之意ヲ以テ協議セシ事ナレバ素ヨリ社外ノ輩ニ關セザル丁猶社別ヲ以テ社外ノ者ヲ束縛スル樣ノ儀勿論有之間敷事

明治七年一月

右之趣可致確守事

明治七年三月十六日横濱生絲改會社より長野筑摩兩縣生絲改會社へ、生絲改會社々則打合の爲四月十五日より横濱に於て集會致し度旨通知ありしに付長野縣十一社惣代して唐木銀三郎深町茂太郎筑摩縣下よりは北澤助七之に參加し同會議にて決議せる事項を歸縣の上各社長に報告其承認を得更に兩縣の認可を得て來る六月一日より實施せんことを出願せり。

御届書

先般願濟之上横濱表へ出張仕集議ノ上横濱生絲改會社規則增加別冊之通リ改正仕今日歸國仕候此段御届奉申上候以上

五月十五日

諏訪郡生絲改會社

社長　北澤助七

筑摩縣權令永山盛輝殿代理
筑摩縣參事　高木惟矩殿
（長野縣下も略同文ニ付略ス）

證

一、開港場改會社手數料ノ儀ハ共品目利之上時々ノ相場ヲ以テ代金ニ見積リ千分ノ三直ニ荷主ヨリ受取可申事

一、生絲賣込口錢ハ賣込金高千分ノ十受取可申事

右ノ通リ各社協議ノ上確定致シ明治七年六月一日ヨリ八年五月卅一日迄請取八年六月一日ヨリノ儀ハ猶又協議ノ上取極可申候也

明治七年五月

横濱
生絲改會社
右會社三十三名惣代兼
副社長　手塚清五郎
社長　上原四郎左衛門
同　原善三郎

地方改會社御中

申合規則

昨癸酉年金國生絲産出場惣代ノ者一同協儀ノ上允可ヲ受
皇國内一般ノ生絲改會社ヲ設立シ其社則ヲ定メ御國産精品藩殖
センコヲ同盟シ舊染汚俗ヲ洗滌シ生絲及ビ其附屬品ノ聲價昂貴
ニ至リシハ全各改會社設立ノ効驗ト云フベシ然トモ各社遠邇ニ
隔立スルヲ以テ條規通スルコ能サル患ナキニモ非ラズ因テ今般
各地同社ノ長横濱ニ集會シ實際社則ノ便否ヲ談合シ後會社ノ永
續ヲ謀リ往々國産增殖ヲ進ムル爲更ニ左ノ條規ヲ增加ス

第一條

一、各地方結社ノ者生絲其外附屬品共海外輸出ノ爲メ開港場ヘ
送越候節其送狀ニ荷請主記名無之モノ間々有之夫ガ爲メ開港
場社外ノ者ノ名前書加ヘ荷物相送候者屢々有之規則ニ相背候
義ニ付以來荷主並荷請主共各社ニ於テ判然記名致シ送狀相渡
可申事
但シ荷主ノ勝手ニ付於東京賣捌可申哉モ難計候節荷請主名
前書加ヘ無之送狀相望ムトキハ東京小船町生絲改會社ヘ宛
ノ送狀相渡可申事

第二條

一、明治六年一月確定規則第十九條揭載開港場會社手數料千分
ノ五今般各社長、協議ノ上本年六月一日ヨリ更ニ千分ノ三ヲ
以テ取立社費ニ可充事

第三條

一、各地方會社ト開港場會社トハ一体ノ者ニ付社中ノ者社外賣
込渡世ノ者ヘ荷物送越候カ或ハ社外ノ者ヨリ送リ候荷物ヲ社
中ニ於テ世話致候者ハ規則ニ相背ニ付爲科怠金其代價ノ二十
分ノ一差出可申事

第四條

一、開港場開市場外ニ於テハ外國人ノ名前ヲ以テ生絲並附屬品
買取候儀ハ御條約面ニ依リ素ヨリ無之譯ニハ候得共万一外國
人ノ内小使等差出シ生絲其他附屬ノ品々買取候者有之ニ於テ
ハ會社中正路賣買上ニ差響候ニ付社中ノ者ハ一切取引致間鋪
万一心得違ニテ取引致者有之ニ於テハ其金高二十分ノ一爲科
怠金爲差出可申事

第五條

一、海外輸出ノ生絲並附屬品東京或ハ其他場所ニ不拘賣捌候儀
有之候共社外ノ者ヘ決テ賣渡申間鋪約束ニ付万一心得違致ス
者有之ニ於テハ反別ニ付其代價廿分ノ一爲科怠金差出可申事

第六條

一、生絲賣込ニ付貫々料或ハ荷造料等ハ一切差出申間鋪事
但シ斤目改ノ節金巾袋ハ有目通リ引去リ紙元結ハ百斤ニ付
二斤半ト取極候事

第七條

一、入社懇望ノ者有之節ハ其身ノ正否ヲ糺シ慥ナル者ニテ社則違存無之候ハヽ其處ノ會社限リ一同協議之上入社爲致候事

第八條

一、前顯ノ增加固守可致猶開港場地方會社關係事務不都合ノ義有之候ハヽ各社協議ノ上加除可致事

右之通確定候事

明治七年第四月

生絲改會社

前條允可ヲ請候迄違約無之爲メ一同記名調印確證候也

熊谷縣下上野國群馬郡前橋生絲改會社々長

下村善太郎

同縣同　國同　郡高崎生絲改會社々長

瀨下清三郎

同縣同　國碓氷郡安中生絲改會社々長

上原清七

同縣同　國甘樂郡下仁田生絲改會社々長

有賀善五郎

同縣同　國同　郡富岡生絲改會社々長

新井登毛

同縣管下十三會社惣代武藏國兒玉郡本庄生絲改會社長

諸井泉衛

同縣管下同惣代同國同　郡八幡山町舊玉八幡合併生絲會社長

久米又七郎

長野縣管下信濃國埴科郡屋代驛十一會社惣代

取締役社長兼　唐木銀三郎

同縣管下同　國小縣郡上田同惣代取締役長岡万平代

副社長兼　深町茂太郎

足柄縣管下相模國愛甲郡熊坂村生絲改會社長

熊坂半平

栃木縣管下上野國山田郡大間々町同副社長

須永惣四郎

筑摩縣管下信濃國諏訪郡飯島村同社長

北澤助七

同縣管下同　國筑摩郡松本伊奈郡木下町出張同副社長

小林德兵衛

同縣管下飛驒國大野郡高山同社長小森文助代

上野源次郎

新潟縣管下越后國蒲原郡新潟社長代

水野泡助

同縣管下同國魚沼郡堀内驛社長代

田中平八

神奈川縣雀下八王子生絲改會社々長

山上重郎左衛門　同　茂木惣兵衛
大塚宗兵衛　同　上原四郎左衛門
横濱生絲改會社々長三越得右衛門店支配人　同　金子平兵衛
深井太七　同　副社長吉村幸兵衛
同　小野善三郎后見　同　手塚清五郎
齋藤藤助　同　鈴木保兵ヱ
横濱　原善三郎　同　田中平八店支配人　久保田喜兵衛

長野生絲改會社役員の更迭

明治七年六月十九日長野生絲改會社長牧野正左衛門及ビ副社長佐藤半左衛門病氣に付役員の交迭を行ふ。

参事　生産方

別紙之通リ當所生絲改會社副社長兩人共病氣ニ付退役願立尤社長之病死ノ上ニ付旁取締無之仍テ區長等へ人撰申付候處別紙ノ通リ申立候間當社附區數十三區有之候間左ノ通リ長一人副三人申付候樣可仕哉仍テハ退役願二通、入札書付三通並申付渡右區内御達案相添此段相伺候也

社長　宮下瀧三郎
副社長　山口粂太
同　牧野正次郎
同　佐藤昌作

右四名呼出シノ上申渡候樣可仕哉尤外二人退役願モ御聞届ノ段可申渡積

持場區內布達案

申達

牧野正左衛門病死ニ付代リ

社長　宮下瀧三郎

增員

副社長　山口条太

父正左衛門病死悴

同　牧野正次郎

父半左衛門病氣ニ付代リ

同　佐藤昌作

右者長野村生絲改會社々長副病死其外ニ付代人右頭書之通申渡候條其區內同盟人共へ申通し候樣可致候此剩狀早々御令達追而可相返モノ哉

六月十九日（明治七年）

長野縣廳

生絲市日增加願

當地絲品賣買ノ儀從前各月三、八ノ日ト相定メ有之候へ共名實難被行遺憾至極ニ奉存候依テハ今般右市日定日ノ外各月五、十ノ日ヲ增加シ更ニ三、八、五、十ヲ以テ繭生絲ノ市日ト定メ賣買一層實際ニ相涉益盛大ニ相成候樣仕度最モ

生絲賣買致シ候者臨時全員差支候節ハ持耐賣捌候迄右絲預リ相當ノ利子ニテ貸渡可申尤左候得バ格外相庭ノ差異等無之正實ノ賣買ニ相成大ニ營業便利相成可申ト奉存候得共素ヨリ高價ノ絲品ニ付全員貸渡ノ儀心配仕小野組並有志ノ者等談判仕候處御國産蕃殖商人便利ノ儀ニ付資金融通盡力可致旨行届候儀ニ付前書市日增加ノ儀御允許可被成下奉願候右御採用ノ上ハ市場町入口並調密ノ場所ヘ建札ノ義御免被成下候樣奉懇願候　以上

明治七年六月廿五日

生絲改會社
社長野口吉十郎
副社長今井六衞

筑摩縣權令　永山盛輝殿

生絲改會社規則發布後、長野縣管下には十一會社、筑摩縣管下には二會社十二出張所を設くるに至り、長野縣管下の各會社は概ね社長副等の居宅を以て會社の事務所に充て此所に於て事務をとり來りしが、筑摩縣管下に於ては會社新築の議起り、松本生絲改會社の如きは從來借用せる今井六衞居宅を廢し新に間口六間奥行五間三階造の會社を建てん事を決議し大工棟梁中村善兵衞の設計圖を添え筑摩縣に出願し其許可を得たり。註(一)

註(一)

御願書

生絲改會社新築之儀明治八年七月蒙御許可候處建築適宜之場所無之ニ付追々延滯仕リ然ル處今般正副社長世話役並御鑑札願人共集議之上之レ迄ノ會社表ヘ別紙繪圖面之通リ新築仕度就而兼テ蒙御許容候建築目論見相違之廉出來仕候間尚費用積書相添ヘ奉差上候間御許容被成下候樣仕度且賣金ノ儀ハ兼テ奉申上置候通正副社長世話役並御鑑札願受之者一同ヨリ左ノ割合ヲ以テ出金其他社外ヨリ寄特金差出候者モ有之惣金額凡左ノ通尤モ建築費用殘金ノ義ハ明治六年社則第八條ニ依テ取廻シ候樣仕度此段御許容被成下置候樣奉懇

願候　以上

一金　三　百　圓　之迄ノ會社新築落成ノ上不用ノ建物賣却代金凡積リ

一金　八　百　圓　世話役並御鑑札願人ヨリ出金

但　世話役一名ニ付金三圓宛出金

御鑑札願下人ヨリ一名ニ付五十錢宛出金

出張會社御鑑札願下人ヨリ五十錢宛出金　内二十五錢各社へ積金

今般會社新築ニ付社中ニ無之人員十三名ヨリ寄特出金人別、別紙ニテ記載仕差上申候

一金　二　百　圓

一金　二十五圓

合金壹千三百二十五圓也

内

金　六　十　圓　大工手間扶持作料共

金二百九十一圓七十二錢五厘　諸　木　代

金七十二圓二十三錢　壁　方　一　式

金　六　十　圓　瓦　代

金十六圓六十八錢五厘　地形水盛共

金百十圓五十錢　石　方　一　式

金三十九圓八十錢　彫　物　一　式

金二十圓二十五錢　挽　物　一　式

金百九圓七十二錢四厘五毛　鐵　物　一　式

金七十九圓　建　具　一　式

金二十九圓七十五錢　塗　方　一　式

金十七圓十四錢六厘五毛　疊　一　式

金十一圓七十錢　經　師　一　式

金十一圓二十五錢　建前手傳萬力共
金十二圓七十五錢　足場木代
金六十圓　世話役惣代出勤日當百五十日見積り　但一日付四十錢宛一日兩人宛

小以〆金壹千二圓五十一錢二厘
殘而　金三百二十二圓四十八錢八厘
右之通見積書奉差上候　以上
明治九年四月十七日

生絲製造人惣代　藤澤三藏
同　古田精一郎
副社長　小林德兵衛
同　今井六衛
社長　上條清七

筑摩縣參事　高木惟矩殿

記

一金五圓　松本南深志町一番丁　太田政次
一金五圓　同　上條吉次
一金五圓　同　上條新七
一金貳圓　同　上條爲三郎
一金壹圓五十錢　同　上條勇七
一金壹圓五十錢　同　上條惣七
一金壹圓　長野縣下鐵物師屋村　宮坂國藏
一金壹圓　筑摩縣下科布村　板花万藏

一金壹　圓　長野縣下鐵物師屋村　宮坂善吉
一金五十錢　筑摩縣下深志村　原常吉
一金五十錢　同　岡本村　芦田太吉
一金五十錢　松本南深志町一番丁　久保田万吉
一金五十錢　長野縣下荒瀬下村　田中卯吉
合金二十五圓也

右之通リ今般生絲改會社新築金額ノ内ヘ寄附人名如斯ニ御座候　以上

明治九年四月十四日

社長　上條清七
副社長　今井六衛
同　林謙吾
生絲製造物代　古田精一郎
同　藤澤藤三

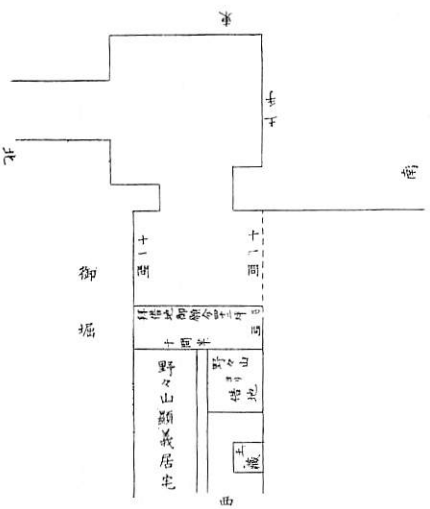

權　令

七等出仕

松本生絲改會社新築之儀別紙ノ通リ申立候間相糺候處當時取扱所間取リ等不都合ニテ不用ノ場所有之殊ニ手廣之建家所々破損出來年々ノ修繕入費多分相嵩ミ候ニ付今般社中協議之上別紙圖面ノ通新築致度趣ニ候得共後年修繕入費相省旁々便利之趣申立尤ニ相聞候間願之通御聞屆可相成哉

右御聞屆之上ハ舊大手前貫族野々山顯義屋敷內借地建築之見込尤モ同人屋敷內場狹ニ付別紙圖面朱引之通リ東西四間南北十間拜借之義願出候ヘ共右地所之義ハ御聞屆難相成左ノ通リ御下知可相成哉奉伺候

御　指　令

書面生絲改會社新築之義申立之通聞置候事

但　借地之義ハ詮義ノ筋有之難聞屆事

明治八年七月　　日

此際松本生絲改會社にては其管內世話役並鑑札願人より出金せしめたること前の註(一)に記せるが如く、此資金徵收につき別に規約を設け身元積金會社新築其他社入費補金として一人五十錢以上を徵收せるが如く當時の安曇郡（現東筑摩郡）嶋內村下平瀨望月初枝所藏、左の確條書は之を證明するものなり。

確　條　書

一、生絲ヲ國產第一タル言ヲ俟ス豫テ被仰出候御主意徹底シ結社之者協議ヲ遂ケ眞實之生業ヲ素ヨリ不都合無之樣可致管然ルニ其期ニ臨テ金融ナラサルヨリ商業差　モ不拘依而會社

規則第九條ニ基キ同盟中合身元積金改會社新築之費ニ充其餘ヲ總而融通ニ相備之ヲシテ社中差閊之者ニ貸ルセハ永續之基礎相立漸ニ國產增殖シ盛大之者　カランカ因入議シテ左ノ條ヲ擧ク

第　一　條

一、明治六年以降御布告御規則ヲ勿論會社中會規則堅相守可申事

第　二　條

一、社中積金ヲ金五拾錢より不拂身元ニ應し可成丈盡力積金可致事

第　三　條

一、會社新築ヲ正副社長及惣代協議不都合無之樣可致事

第　四　條

一、會社積金貸渡ヲ社長副惣代談判之上能ク其情實ヲ察し借主抵當品書入請人相定村吏奥印之證書差出し候はば貸附可申事

但社中ニ非サレハ貸與スヘカラス

第　五　條

一、貸附金期限六ケ月トシ之ヲ超スカス若期日延滯スル者アレハ共組合受入等ニ弁金爲致可申利子年貳割ト定都合ニ寄期限前之返金ヲ不苦事

第　六　條

一、積金を以本會社新築之餘金之分ヲ各會社人員江割合其會社ニ備置差閊之向江ヲ前條ニ比較シ買渡し可申事

第　七　條

一、諸入費仕拂利子取立其他出納計算ヲ生絲改之定日惣代兩名宛出勤諸帳簿檢査可致事

第　八　條

一、社入之者事故アッテ退社ヲ乞フ時ヲ元金相戻シ可申事

第　九　條

一、社入金請求は左之通記載之事

第號記

一包　何　圓

右は身元積金　會社新築費其他社入費備金正ニ請取申候最モ事故有而退社之節は此證書引換ニ元金相戻し可申候也

松本
生絲改會社

信濃國筑摩郡松本生絲改會社印

右雛條書之通生絲改會社新築ニ付積金之人別左之通

安曇郡島内村　望月瀨左衞

計三十名　松尾ふみ河野源七一圓其他五十錢宛

昭和八年十月三日

生絲世話掛り

望月瀨左衞殿

（望月初枝氏藏）

此他、飯田出張所諏訪郡飯嶋村生絲改會社等に於ても會社新築の議起りしが、飯田新築費用一千貳百五十八圓中明治六年より八年迄ノ益金貳百五十八圓を用ひ不足分一千圓也は社長副より借入建築せんとせるに[註(一)]對し諏訪に於ては「當今積金六百五十圓ニテハ出來仕難く且兩出張會社建築費用にも充置度候ヘバ建築入費不足ニ付社中一同規則の通リ積金爲致全備の上速に建築仕度」と[註(二)]諏訪獨特の堅實味を見せ遂に建築せずして此規則の廢止を見るに至れるが如し。

註(一)

九年飯田生絲改會社新築積書

生絲會社建築金積書

一、金壹千二百五十八圓　生絲改會社建築入費凡積

右金額ヲ以テ先般御届申上候圖面ノ通リ落成可仕見込ニ御座候尤モ詳細ノ義ハ當今難申立落成之上尚可申上候出金方法ノ義ハ明治六酉年ヨリ同八亥年十二月迄分社共諸雜費引キ去リ殘益金二百五十八圓有之候ニ付右ヲ充テ不足金壹千圓ハ社長副社長ヨリ借リ入置本年以後生絲其他類品改手數料之内ニテ諸雜費引去リ益金ヲ以テ漸次償却可仕見込ニ御座候御尋ニ付キ此段上申可仕候　以上

明治九年二月十五日

飯田生絲改會社

副社長　小林源次郎

社長　新井藤三

筑摩縣參事　高木惟矩殿

註(二)

生絲改會社建築願

諏訪郡飯島村生絲改會社建築奉願候處便宜ノ地ヲ相選ミ申出候樣蒙御沙汰候ニ付協議仕候處下桑原村適宜ノ地ニ見込相立仕候然處荒增計算仕候ヘ共當今積金六百五十圓ニテハ出來難仕且兩出張會社建築費用ニモ充置度存候ヘバ建築入費不足ニ付社中一同規則ノ通リ積金爲致全備ノ上速ニ建築仕度右積金全備仕候迄ハ之レ迄通リ事務取扱仕度此段奉願候　以上

明治七年九月

林　善右衛門
土橋半藏
北澤太市郎
北澤助七

筑摩縣權令　永山盛輝　殿

生絲改會社設立後其事業漸く整頓し來れる所、明治十年四月太政官第三十七號を以て生絲取締規則廢せられ人民の自由に委せしかば生絲改會社時代の生絲生産額に關する書類散逸して見えざれども廢止直前の明治八、九兩年の生産額は左記の如し。

生絲改會社時代信州ニ於ケル生絲生産額

生絲改會社名	明治八年生絲産額	代價	明治九年生絲産額	代價
松本	五、一一五、六五七、〇 貫 匁分	一一三、六八一、二六、六七 圓 錢 厘 毛	二、五四三、八八五、〇 貫 匁分	一一六、〇八二、〇〇、〇〇 圓 錢 厘 毛
福島	一、三七七、九四三、五	二八、三九八、七六、六七	八八八、八三三、〇	三、六四五、二九、三〇
高遠	三〇三、四九八、〇	六、七三二、二〇、〇〇	二九六、五三六、五	一一、四三三、七四、五〇
木下	五九九、七三〇、〇	一三、三七七、三三、〇〇	七二九、一一五、〇	二六、七二九、九〇、九〇
廠績	二一七、五〇〇、〇	四、八三三、三三、三〇	三三一、四〇〇、〇	八、五七〇、三七、〇〇
會田	八四、六〇〇、〇	一、八八〇、〇〇、〇〇	一二九、〇八二、五	四、一七八、三三、三〇
大町	一九四、六六五、五	四、三五五、九〇、〇〇	三五三、三八四、〇	九、六一九、二〇、〇〇
飯田	二、九三八、二四八、〇	九七、九四一、六〇、〇〇	二、六五八、三六八、〇	二八、一五〇、〇〇、〇〇

宮田	八二、七七三、〇	二七、〇〇〇、〇〇、〇〇	一、〇三一、九三一、〇	四五、九〇八、〇〇、〇〇
喬木	六〇八、〇七三、〇	三〇、二六九、〇〇、〇〇	六六八、八八〇、〇	二九、七四〇、〇〇、〇〇
諏訪	五、七三八、七四〇、〇	一三六、八三三、六五、〇六	七、八三五、三九三、〇	三三一、七四三、八九、七五
岩村田	二、三三八、九六三、〇	四三、七五九、七六、六〇	二、一七八、三三〇、〇	六九、五六五、七六、七〇
生田	四、一三八、三五三、〇	八四、九三五、九三、七〇	二、九〇六、四七四、〇	九一、七七三、八〇、六〇
上田	一三、一一六、一七〇、〇	二七三、二五〇、〇〇、〇〇	一七、七三一、一六〇、〇	五六二、五七五、〇〇、〇〇
稲荷山	五一〇、八八九、〇	八、九五七、六七、〇〇	一、三〇六、六七〇、〇	三七、七五三、五〇、〇〇
屋代	一、四二一、一九一、〇	二五、六五八、〇〇、〇〇	七九一、三四三、〇	三三、七四〇、〇〇、〇〇
松代	四、九〇一、八九四、〇	九四、一九九、〇〇、〇〇	三、六八一、五五八、〇	一一八、八四〇、〇〇、〇〇
須坂	二、七八八、三七六、〇	五〇、六六六、六六、六六	三、〇二九、五一八、〇	一一三、〇〇〇、〇〇、〇〇
中野	一、六八六、五五一、〇	三一、五五七、〇〇、〇〇	二、二三三、一九四、〇	七三、七三四、三三、三三
飯山	一五九、八六〇、〇	三、一九九、二〇、〇	一六九、〇四三、〇	四、八二九、〇〇、〇〇
新町	五六四、一三五、〇	一四、一〇三、三五、〇〇	四七五、〇〇〇、〇	一五、七三三、三〇、〇〇
長野	四〇三、六一四、〇	七、一三四、一一、九七	六七一、四三九、〇	一九、三五一、七〇、六〇
合計	四九、七九九、三三、〇	一、〇九二、七二三、七四、六三	五三、三一九、五三五、〇	一、八三六、五八四、九六、〇八

生絲改會社時代の生絲製造規定

生絲改會社の設立と共に諏訪及須坂の生絲改會社に於ては寫眞の如き規定を仲間中に頒ち之によりて生絲の粗製濫造を改め優良絲を製出せんことをはかれり。而して須坂のものは明治六年七月の制定にして此種規定中最初のものに

屬し生絲改良に重きをおき二口取を嚴禁し、製絲の方法を懇切に示し惡絲製造を根絶せしめんとして等外絲製造者に



（須坂生絲改會社生絲製造規定　浦野茂八氏藏）

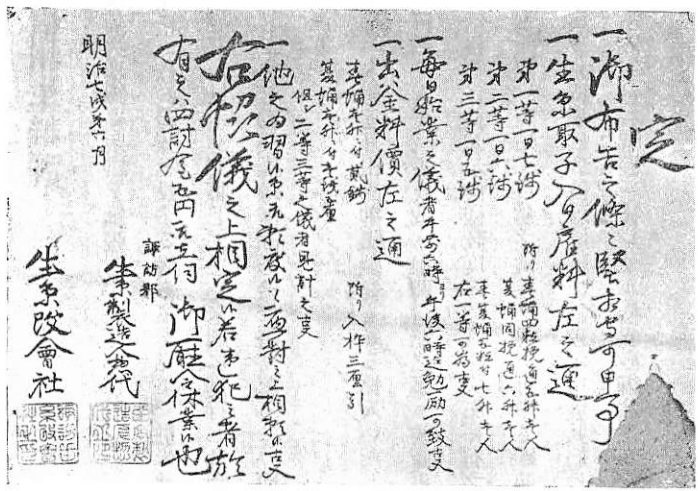

（諏訪生絲改會社生絲製造ニ關スル定　林恭三氏藏）

對する罰則を設け賃錢につきては一二三各等壹揚何程と規定せるのみなり。之に反し諏訪生絲改會社に於ては生絲改良に關することは御布告之條々堅相守可申事と簡單に記載せるのみにて、賃錢及始業之儀卽勞働時間出釜料等に就て

の協定を詳細に示し協定違犯者には罰金を課すべき事を記せり、以て兩地に於ける當時の製絲家氣質の一斑を察するを得べし。

第七節　米國絹絲會社の信州生絲評

開港以來主として佛英方面に輸出し居たりし本邦製絲が其後漸次米國に販路を擴張し、益々發展の傾向にあれども、兎角粗製品の混入ありて、爲に、洋々たる本邦生絲の前途に一抹の暗雲を投ずる者あるを見て、駐米桑港副領事富田鐵之助大に之を慨き、偶々歸朝せるを期として、日本器機製絲の見本を蒐集して之を米國に携行し米國絹絲業者に示し其忌憚なき批評を聞き以て本邦製絲改良の資に供せんとして之を勸業權頭河瀨秀治に諮りたるに、同氏も大いに其擧を賛し左の通牒を發して各府縣より見本絲を提出せしめたり。

今般桑港副領事富田鐵之助歸朝いたし候處同港の景況近來生絲の入荷逐月相當御國製絲も頗る輸入いたし候得共兎角粗製之品混淆有之夫ノ爲大ニ品位價格壓下せられ候勢ニ而自然輸入茂減少候哉ニ相聞遺憾之事ニ候條再渡ノ節各地器械取製絲見本持參致し着港之上尙會社等ト細大精粗品位價格等仔細差示候樣致度段協議之次第モ有之將來之實景等勘考候ニ本邦生絲大ニ信ヲ米國ニ得候ハヾ運輸ハ勿論諸事簡便ニ而頗ル貿易之便益ヲ興シ可申ト顯前ニ而彼國信疑之關係ハ實ニ肝要之義ニ候間副領事意見ノ如ク器械取精良ノ品持來爲致彼地商社に爲差示申度其筋に御下命之上右生絲一ト繰ツヽ至急差出方御取計有之度尤副領事出發不迫儀ニ付右時機ニ後レサル樣宜敷御注意有之度此段及御依頼候也

明治七年九月廿二日

勸業權頭　河瀨秀治印

筑摩縣權令　永山盛輝殿

右の通牒に接し本縣（當時長野筑摩兩縣）より各製絲家に見本絲を提出せしめたるに、筑摩縣下より提出せるもの左の如し。（長野縣下のものは書類見當らざれども後記一八七五年五月廿九日日本絹絲會社報告によれば十四名の出品者ありたる如したゞ從來提絲の中心地たる上田は器械製絲なしとの報告を註(一)の如く提出せり。

記

筑摩郡淺間村機械生絲壹繰	上等壹　目方十二目	小野組
伊奈郡宮田村機械生絲壹繰	上等壹　目方十一目	平澤長造
筑摩郡松本　同斷	上等二　目方十二目	小野組
伊奈郡飯嶋町村　同斷	上等二　目方十三目	宮下權四郎
同　郡阿嶋村　同斷	上等二　目方二十一目	長谷川範七
諏訪郡下桑原村　同斷	上等二　目方十一目	小野組
安曇郡細萱村　同斷	上等三　目方九目	篠崎伯郎
安曇郡一日市場村　同斷	中等一　目方九目	百瀨守一
筑摩郡村井町村　同斷	中等一　目方九目	八木茂戸
諏訪郡大和村機械生絲壹繰	中等一　目方十目	關盛復
同　郡下原村　同斷	中等一　目方十目	中村平助
諏訪郡今井村　同斷	中等二　目方十目	今井要四郎

筑摩郡古見村　同　斷　　中等二　目方十目　　塩原儀藏
同　郡今　村　同　斷　　中等三　目方十目　　小澤三七

〆生絲貳拾繰此目方

右之通改差上申候　以上

明治七年十月十日　　松本生絲改會社

而して右見本生絲差出したる後勸業寮より

先般御差出相成候富田副領事依頼之見本製絲之儀此程取纏送附いたし候依而ハ品位價格精粗適否等彼地商人共之鑑定相受報知可有之筈ニ付而彼地談判之都合モ有之候ニ付製絲高并賣却見込代價トモ詳細分明致し度候ニ付見本製絲ニ不劣品各種一ケ年出來高斤量并繭買入ヨリ之諸掛等其外本地ヨリ横濱に運送於同所賣捌候積運送諸費トモ精細取調賣却見込代價百斤ニ付洋銀何百弗位ニ候ハヾ引合可相成哉委詳承知致シ度右ハ副領事義本月廿日發艦可相成都合ニ付可成丈至急御取調御差出有之度此段及御達候也

明治七年十一月九日　　勸業權頭　河瀬秀治

筑摩權令　永山盛輝殿

追而解纜期日切迫之義ニ付自然往復間ニ合兼候節ハ後便より差送可申候得共可相成ハ期日前御申出有之候樣致シ度此段モ申添候也

との達に接し管下に左の如き通知を發せり。

先般差出候製絲之儀ニ付尚又別紙之通勸業寮ヨリ申越候間生絲見本差出候者共ニ申達年內生絲出來高幷繭買入ヨリ之諸掛リ其他運送之諸費九貫目壹箇ニ何程ニ候哉精細取調且賣却見込代價百斤ニ付洋銀何百弗位ニ候ハヾ引合可相成哉是又委詳爲取調大至急可差出事

明治七年十一月十四日　　本縣

飯田

高山出張所

之に對し各製絲家よりの報告に基づき本縣（長野縣筑摩縣）にては十一月十八日附を以て勸業寮に之を報告せり

其後米國絹絲會社に於ては、本邦より送れる見本絲、及其生產高、生產費、運賃、賣價見込等の資料に基づき詳細調査研究の後、一八七五年（明治八年）五月九日を以て富田副領事宛左の如き報告書を呈せり。

一千八百七十五年第五月廿九日

日本絹絲ニ係ハル米國絹絲會社報告　（譯吹田）

紐約克港シュアネ街九十三番

米國絹絲會社本局

紐約克駐劄日本副領事

富田鐵之助殿貴下

日本生絲ノ見本八十二個ニ製造人ノ名州名季名色名及ヒ紡絲ノ方法ヲ揭載シタル詳細ナル報告書ト米國市場ニ取テ右

見本ノ價値ノ有無及其適不適ニ就テ報告アランコトノ依頼トヲ添ヘ貴君ヨリ送ラレタル書翰及之レニ添ヘラレタル見本ヲ照シテ左ノ決議ヲ謹ンデ貴下ニ報知ス

決議富田氏ノ書簡及之レニ添ヘラレタル日本生絲ノ見本ハ此見本ヲ以テ表サレタル生絲ノ諸種ニ特別ニ關係スル處ノ製造者ノ委員ニ交付シ以テ右書簡中ニ陳述サレタル請求ニ從テ其各個ノ品柄ヲ檢査シ且夫レニ付テノ報告ヲ爲シ得ルコトノ爲メニス可キコト

右ノ決議ニ由リ左ノ委員從テ命ゼラレタリ

（委員ノ名玆ニ之ヲ略ス）

右ニ付我々ハ右委員ノ諸報狀ヨリ編集シタル左ノ報告ヲ今謹ンデ貴下ニ呈シ且見本ヨリ我々ノ得ル處ノ思考ヲ成ルベキ丈ケ簡短ニ陳說スベシ

第一ニ我々ハ何レノ地ニ於テ製造サルヽ處ノモノニモ劣ラザル生絲我々ノ大滿足ヲ述ベルコトヲ欲ス我々ハ絹絲市場ニ於テ前ニ日本絹絲ノ大半失ヒシ處ノ品位ヲ回復スベキ日本人ノ精巧及正意ノ證據タル此等ノ見本ヲ見ルニ由テ右良好ナル生絲ヲ得ルコトハ我々ノ固ク信ジテ疑ハザル處ナリ

日本絹絲ノ下劣ヲ致セシ處ノ原因ハ貴翰中說述サレタレバ玆ニ之レヲ再說スルヲ要セズ精巧耐忍ナル勞力ヲ巧ミニ適用スルハ絹絲製造ノ價値ヲ倍ス可シトノ事ハ旣ニ貴國人ノ了解スル處ナルガ故ニ貴國人ハ其方法一切ヲ全成ノ高位ニ至ラシメンガ爲メニ盡力スベキ其他ノ勸勵ヲ更ニ要セザル可シ

右ノ如ク精巧耐忍ナル勞力ヲ巧ミニ適用スルハ貴國人ノ之レヲ爲スニ於テ更ニ容易ナル可シ其故ハ昔日外國人ノ至レル以前ノ絹絲ハ其紡絲ノ方法ノ全成ナルト且ツ總テ美麗ナルトニ由テ其後ノモノト雖モ及ビ難キモノナリ其昔日ノ良

法ハ現今ハ歐洲ヨリノ新適用物ノ爲メニ補欠サルヽコヲ得テ更ニ一樣及ビ品格ヲ紡絲ニ與フルコヲ得ルナリ

貴君ノ報告書ハ三百有餘ノ紡絲所既ニ新法ニ依テ起サレタルコヲ告知ス此事ハ絹絲改革ノ主意何程ニ張擴セルヤヲ示スニ足レリ貴國人ハ絹絲ヲ包裝スルノ方法ニ於テ外國風ヲ採用スルコニ鋭意ナルニ因テ絹絲ノ眞質ヲ失ハザルベキコハ希望サルベキコナリ其故ハ若シ綛及ヒ卷ノ形並ニ絲ノ外面ニノミ不當ノ注意ヲ用ユルトキハ其成果ハ早クモ新絹絲ノ不信用ヲ釀成シ且現今行ハルヽ所ノ期望スベキ進歩ヲ遲滯セシムベケレバナリ

右ハ既ニ紡絲ヲ以テ爲シタル我々ノ經驗ニ由テ告知サルヽモノナリ其紡絲中ニハ全ク良好ト見ユレ𪜈現ニ製造ノ手續ヲ以テ試驗セントキハ甚ダ不良好ナルコトヲ證明セシモノアリ

右絲ノ中ニハ勞力及ビ損廢ニ於テ浪費ナク捲クコハ殆ド成リ難キモノアリキ紐ノ車跡ニ當テ絲ノ「ゴム」ハ絲線ヲ始終切破スルコナク分チ能ハザリシ程ニ强硬ナリキ此種ノ絲ノ價値ノ下レルヲ解明スルハ元價毎磅金貨七弗ノ日本絹絲ノ一組ヲ毎磅金貨二弗四十錢ニ賣賣シタルノ近況ヲ追思ス可シ若シ綛ノ一邊ヨリ他邊ニ至ルマデ絲線ノ横過サルヽコ更ニ急ニシテ其間所少ナキトキハ之レヲ捲クハ甚ダ容易ニ至ルベシ蓋シ右ノ如キ失錯ハ信實ニ盡力製造スルノ正意ノナキニ由テヨリモ寧ロ新法ニ於テ經驗ノナキニ由テ起サレタリ

現今行ハルヽ處ノ改革ニ付キ買主ノ方ヨリ相當ノ估價爲スコハ必ズナキノ狀アルベシ然レ𪜈數季ノ進路中ニハ其生絲ノ眞價ハ認識サレテ更ニ相當ニ報酬サルベシ總テ貿易ヲ其常習ノ進路ヨリ轉向セント圖ルニハ其成功ハ一ニ良好ナル物品ヲ賣ルニ從前ノ時價ヨリモ稍低キ價ヲ以テスルコ經驗上ニテ明カナリ故ニ生絲製造者ノ爲メニハ極メテ適當スル處ノ最良好ナル絹絲トナルニ於テノ外ハ眞ノ成功ノ望ハ絕テナキナリ

我々ハ此ノ報告ノ附錄トシテ順次ニ數個ノ見本ニ付テ更ラニ詳細ナル批評ヲ呈セシコヲ請フ此等ノ絹絲一般ノ品格ハ

此等ノ最モ適當特別ナル告知ヲ選出スルヿ容易ナラザル程ニ高シ現今合衆國ニ於テ我々ガ費ス處ノ生絲ハ毎歳大約一百万磅ナリ而シテ若シ貴國人ガ我々ノ需用ニ最モ適當セル品類ノミヲ我々ニ與フルトキハ我々右量中ノ多分ヲ日本ヨリ得ベシ歐洲ニ於テ甚ダ欲セラルヽ處ノモノト雖モ此國ニ於テ有用ナラザル多種ノ絹絲アリ就中之等ノ見本ノ多クノ如キ太サノ甚ダ細微ニ下レルモノハ殊ニ然リトス之等ノ絹絲中最モ良好ナルモノハ何レモ欲セザル可キモノナリ而シテ之等ノ見本ヲシテ此市場及ビ歐洲ノ市場ニ於テ上等ノ品位ヲ占有セシメン爲ニ之等ヲ標準ト爲シ置クハ單ニ緊要ナリ

此ノ最モ重要ナル事件ニ付日本ニ於ケル貴國人ト我々カ貴君ニ依テ通信スルノ好機會ヲ貴君カ斯ク懇切ニ我々ニ開キタルカ爲メニ貴君ニ拜謝ス　謹言

社長
ウヲルド、シエベル
書記
ハンブリウ、アルレン

順次ニ諸見本ノ詳細ナル批評ヲ記載セル報告附錄見本第一號ヨリ第四十四號ニ至ルモノハ他府縣ノモノナルニ付之レヲ除キタリ

第四十五號　白　筑摩縣下信州淺間　元小野組機械所製
第四十六號　白　同　宮田村　平澤長造
第四十七號　白　同　松本　元小野組機械町

第四十八號　白　同　飯嶋町　宮下權四郎
第四十九號　白　同　阿嶋村　長谷川範七
第五十號　白　同　下桑原　元小野組機械所
第五十一號　白　同　同　小平源三郎
第五十三號　白　同　村井町　八木茂戸女
第五十四號　白　同　細萱村　篠崎伯郎
第五十七號　白　同　一日市場　百瀨守一
第五十八號　白　同　大和村　關盛復
第五十九號　白　同　下原村　中村平助
第六十二號　白　同　今井村　今井要四郎
第六十三號　白　同　吉見村　鹽原儀藏
第六十四號　白　同　今村　小澤三七
第六十五號　青白　長野縣下信州室賀村　竹內平四郎
第六十六號　青白　同　同　宮原梅次
第六十七號　白　同　飯沼村　依田、長瀨、金井
第六十八號　白　同　中野町　水車機械所
第六十九號　白　同　中條元小野組所轄　關菊之助製

第七十號　白　同　小布施　高津岩吉
第七十一號　白　同　須坂　青木甚九郎
第七十二號　白　同　同　藤森幾太郎
第七十三號　白　同　松代　飯島勇太
第七十四號　白　同　西條　製絲場　製
第七十五號　秋蠶
第七十六號　白　同　御馬崎町　田昭造
第七十七號　白　同　野澤梁場　製
第七十八號　白　同　崎田黒澤出羽次郎
第七十九號　青白　同　小諸　高橋平四郎

此等ノ見本ハ紡絲ノ古及新ノ兩風ニ於テ最モ良好ナル信州絹絲ヲ十分ニ表明ス

此等ノ多クハ甚ダ美麗ナル絹ナリ然レドモ其太サ細微ニ過グ蓋シ此等ノ絹ハ歐洲ニ於テハ更ニ相當ノ代價ヲ導クベシ一樣ナルノ最モ極度ニ達セズシテ斯ク細微ナル絹絲ヲ紡ミ以テ增費ヲ招クハ詮ナキコナリ此等ノ絹絲ノ中ニハ太サノ五或ハ六「デニール」ニ下レル場所アリ之等ノ絹絲ヲ包裝スルノ新法ハ四十五號ヨリ五十一號ニ至ル及ビ五十八號六十六號六十八號七十二號七十四號七十五號七十六號七十九號ノ見本ノ如ク更ニ之レヲ好シトス古法卽チ「ダイボツト」（譯解前ニ出ツ）法ナルモノハ既ニ面目ヲ失フタリ之レ他ナシ甚ダ多クノ下劣ナル絹絲此形ニテ市場ニ出タサレタルニ因ルナリ七十三號及七十八號ノ見本ノ如キ紙ヲ以テ綛ヲ綑ルハ紡車ニ於ケル不成全ヲ隱掩スルノ便宜ヲ與フルニ由リ且又紙ノ

結頭ヲ切去ルニ當テ絹絲ニ危險アルト結頭ヨリ「ゴム」ノ流レ及フヨリシテ絹絲共ニ「ゴム」ニテ固着スル（六十七號ハ則チ此害ヲ受ケクリ）ノ恐レアルトニ由テ抗論スベキナリ

此等ノ最モ良好ナル絹絲ノ中ニテ十五號前橋ノ見本ノ如キ更ニ太サノ粗キニ於テハ此國ニ於テ其愛顧ヲ得ルハ必然ナリ又我々ハ輅車ノ屢次變スルヲ防カンカ爲メニ太サヲ一樣ニ爲スハ長サヲ變ズルノ現今ノ法ニ於テ緊要ナルヿナリ七十四號及ヒ七十五號ハ米國輅車ノ爲メニ絕ノ適當ナル長サノ見本ナリ

生絲試驗書

（譯高桑）

第四十六號

横濱ニ於テ送出シタル絹絲常量一百斤ニ付「メキシコ」貨幣ノ價五百二十五弗

日本輸出稅、運貨、保險料、及利益等ヲ加算シテ紐約港ニ於テ貿易スル常量一百斤ニ付キ合衆國貨幣ノ定價（ヘアーレンス）氏ノ想像ニ依テ六百七十ドル

紡絲人　宮田村平澤長造紡絲

國名　信州

季候　春

紡絲　機械ヲ用ユ

出來ノ模樣　撚リタル絕ナリ

絕ノ直徑　二十二インチ

試驗絲五束ノ平均ニ付

	總ノ外面		中部		內部	
太サ	極算	平均	極算	平均	極算	平均
五百「ヤート」ニ付「トラム」ノ割合	○、二一〇ヨリ○、二三	○、二一五	○、二一〇ヨリ○、二六	○、二二八	○、二一〇ヨリ○、二五	○、二一六
五百「メートル」ニ付「デニール」ノ割合	六、八七ヨリ七、九〇	七、三八	六、八七ヨリ八、九三	七、八三	六、八七ヨリ八、六〇	七、二一
百毎ニ付張力	百毎ニ付一二ヨリ一五	同一三五分一	同二ヨリ一九	同一五	同一〇ヨリ一六	同一二五分二
グラムスノ强サ	二十ヨリ廿五	二十三	卅ヨリ卅五	三十一	二十ヨリ廿五	二十一五分三

總高ノ極算	太サ	張リ	强サ
五百「ヤート」ニ付「トラム」ノ割合	○、二一〇ヨリ ○、二六	百毎ニ 一一ヨリ一九	一一〇ヨリ三五「クラムス」
五百「メートル」ニ付「デニール」ノ割合	六、八七ヨリ 八、九三		

總高ノ平均	太サ	張リ	强サ
五百「ヤード」ニ付「トラム」ノ割合	○、二二	百毎ニ 一三二分一	二五「グランムス」
五百「メートル」ニ付「デニール」ノ割合	七、四七		

寒暖計四十六度ノ水中ニ十二時間浸シテ試驗シタル質物無シ染色スベキ紡絲ノ多量ヲ煎騰シテ試ミタルニ「ゴム」ノ總高本量目ニ於テ百毎ニ十九

製工スルニ水ニ浸タサズ之レヲ捲ケバ最上ナリ又其「ゴム」ハ殊ニ水ニ和カナリ

潔白ナルニ、甚ダ純粹ナレモ幾多ノ微穴アリテ絲面ニ多毛ノ形ヲ顯セリ

煎騰セシトキノ光輝、光澤最モ良ロシ

「註解」　太サハ殆ド一樣ナレ𪜈今少シク一樣ナルヲ欲セリ而シテ強サ及强力ハ太サニ適當ナレ𪜈均シキニ非ズ繭絲ト之レヲ合シテ織ルトキハ其品最上ナルベシ十三「デニール」四分三乃至十六「デニール」百分ノ八十六ニ「ヲルガンザイン」ヲ造ルニヲ欲ス之レヲ平均シテ五百「メートル」二十五「デニール」ナリ或ハ一「トラム」四分三乃至ハ一「トラム」ヨリ一千「ヤート」ニ造リ平均百分ノ八十八「トラム」ナリ

若シ其品凡ソ三分ノ二粗惡ニシテ太サハ少シク一樣ナルトキ又ハ絲面ニ微穴多毛ナリ之レヲ織ルニ自由ナルトキハ衣服ノ絹ニ用ユレバ多クハ最上ノ「ヲルガンザイン」ト爲ルベシ出來ノ模樣ハ華美ナリ

第六十七號

横濱ニ於テ送出シタル絹絲一百斤常量ニ付「メキシコ」貨幣ノ價五百六十二弗五十

日本輸出稅、運賃、保險料及利益等ヲ加算シテ紐約港ニ於テ貿易スル常量一百斤ニ付キ合衆國貨幣ノ定價「ヘアーレンス」氏ノ想像ニヨリ七百十八弗

紡絲人　飯沼村依田社中

國　信州

季　候　春

紡絲　機械ヲ用ユ

出來ノ模樣

綛ノ直徑　二十二インチ

絲色眞白

試驗色五束ニ付

太サ

五百「ヤート」ニ付「トラム」ノ割合

五百「メートル」ニ付「テニール」ノ割合

張力

グラムスノ强サ

總高ノ極算

五百「ヤート」ニ付「トラム」ノ割合

五百「メートル」ニ付「テニール」ノ割合

總高ノ平均

五百「ヤート」ニ付「トラム」ノ割合

五百「メートル」ニ付「テニール」ノ割合

寒暖計四十六度ノ水中ニ十二時間浸シテ試驗シタル質造物無シ染色スベキ紡絲ノ多量ヲ煎騰シテ試ミタル「ゴム」ノ總高本量目ニ於テ百毎ニ十八

製工スルヿ、此紡絲ヲ浸タサズシテ之レヲ捲ケバ第四十六號ヨリハ其「ゴム」ノ和カナクトモ最上ナリ

潔白ナル事、甚ダ純粹ナレモ幾多ノ微穴アリテ絲面ニ多毛ノ形ヲ顯セリ第四十六號ノ如シ煎騰セシトキノ光輝、光澤最モ良シ

絲ノ外面		中部		內部	
極算	平均	極算	平均	極算	平均
○、一七ヨリ ○、二〇	○、一八五分四	○、一七ヨリ ○、二〇八分五	○、二〇	○、一七ヨリ 二〇	○、一八二分一
五、八四ヨリ 六、八七	六、四七	五、八四ヨリ 七、〇八	六、八七	五、八四ヨリ 六、八七	六、三六
百毎ニ 一〇又一七	一三二分二	同 八ヨリ一六	一二五分ノ三	同 四ヨリ一五	一〇二分ノ一
廿五ヨリ三十	二十八	十二ヨリ十五	十四	十ヨリ二十一	十八二分ノ一

絲ノ太サ	張リ	强サ
○、一七ヨリ ○、二〇八分五	百毎ニ 四ヨリ一七	一〇ヨリ二〇「グランムス」
五、八四ヨリ七、〇八		

絲ノ太サ	張リ	强サ
○、一九	百毎ニ 一二五分ノ一	一一〇「グランムス」
六、五六		

（註解）太サハ一様ナリ其張力及ビ強サハ織合スヿ能ハザル繭絲ヨリ生ズル處ノ浮薄ノ物ナルカ故ニ變化スルモノナリ何トナレバ絲ノ本質ノ裂目ト打破スルトキノ裂目ノ一様ナラザルガ故ナリ此太サハ本質ノマヽ用ユルトキハ甚ダ美ナリ十一百分ノ六十八乃至八十四「デニール」ニ「ヲルガンザイン」ヲ爲スヲ良シトス之レヲ平均シテ五百「メートル」ニテ十三「デニール」ノ割ナリ而シテ「ドラム」百分ノ六十八ハ百分ノ八十三「ドラム」ニシテ平均一千「ヤード」ニ付キ一「ドラム」ノ四分ノ三ナリ若シ此絹絲微穴多毛ノ面ナラズシテ張リ及強サ一様ナルトキ之レニ倍スル太サハ「ヲルガンザイン」ニ廢スルヲ良トス此價直ニ關係セザルモノナリ出來ノ凡ハ「ハーペルタイス」切ルニ就キ煩ハシキト此試見ニ依テ綛ニ害アルヿト「タイ」ヨリ「ゴム」ノ鎔流シテ紡絲ノ固着ンヤスキニ依テ其風甚ダ不順ナリ斯クノ如キ此見本ノ紡絲ヲ檢ネ試驗シタリ

テ、ネルソシ

ペツテルソン「ニウ、シユルシー」

一千八百七十五年五月八日　認

此報告によりて米國に於ける信州絲の批評を見るに、開港以前の本邦製絲が其繰絲の方法も宜しく絲其物も美麗なりしに、開港以後追々粗製となり、一方明治維新以後輸入せられたる器械製絲は其方法未熟にして缺點多く、ことに其揚返の際の不注意によりてセリシンの爲に膠着を來たし之を捲く際に枠角より切斷する物多く毎磅原價七弗のもの二弗四十錢にて纏に糶賣せる如き、又當時米國に於ては姫綾を希望せるに之に反せること、紙を以て綛を綑る事、紙の結頭を切去るに當つて絹絲を切斷する危險ある事、其他太さ一様ならず縺して細きに過ぐる事等の缺點をあげたり。

卽當時の本邦製絲は開港以前の素朴なれども親切なる製法漸く衰へ、器械製絲には未だ熟せずして所謂過渡時代現

象たる、粗製に非ざれば、未熟製絲のもの多かりしを知るべく、此米國絹絲會社の言へるが如く「昔日の良法と現今歐洲よりの新適用物の爲に補缺さるゝ事を得て更に一樣にして品格ある絲」を製出するは容易の業に非ざりしなり。

然れども其後本邦製絲家の努力によりて漸次其聲價を高め米國市場に於て支那絲を驅逐して其地歩を占めたることは左表によりて之を證すべし。

從明治八年七月 至同九年三月	直輸	八十八俵
從同九年七月 至同十年三月	同	九十俵
從同十年七月 至同十一年三月	同	千〇九俵

（勸業局雜報第十四號による）

而して明治十一年九月米國紐育駐在領事の報告に關る「日本絲の景況」（勸業局雜報第十四號）を見るに本邦製絲が如斯躍進を示せるものは五六年前富田鐵之助氏が日本生絲の廉惡に流るゝを慨き其改良を慫慂し、製絲家の猛省を促せる功に歸し「氏は日本絲精選の鼻祖とも謂ふべくして又我輩米國人として其質純良にして且其價低廉なるものを得せしむる恩人なり」と稱讃せり。富田氏の功固より沒す可らずと雖も、此改良の爲に幾多有爲の製絲家が其犧牲となりたる事は決して見逃す可らざる事實にして明治初期の過渡時代に於ける本縣製絲家の如きは、殆んど其財を傾けて或は伊、或は佛式器械製絲の設備をなし其製品に於ても寧ろ利益を度外視して成品の優良ならんことに努めたる結果製絲の品位は漸く優良に進みたりと雖、採算合はずして倒產するもの比々皆然り。彼、明治十八年より廿四年の交に於て製絲改良の爲に盡瘁せる廉を以て藍綬褒章を賜はりたる長谷川、大里の兩氏、廿四年絲綬褒章を賜はりたる鹽澤、茅野氏等の

其後の狀況を見れば其本縣製絲業の爲に抵せる功勞に對して酬ひらるゝ所の餘りにも薄きを悲まずんばあらざるなり。

第八節　生絲取締規則の廢止

明治十年四月太政官第三十七號を以て生絲取締規則を廢し、人民の自爲に放任する事とし、內務省も又乙第四十八號を以て生絲賣買鑑札を廢止する旨を布達し向後製造品は其結紙へ繭眞綿出穀山繭等は其上包へ製造人の國所氏名印を押捺せしむる事とせり。

依て本縣に於ても同年六月乙第五十八號を以て該製造品に捺すべき各自印鑑を七月十日迄に届出しめたり。

乙第五十八號

本年太政官第三拾七號公布之趣モ有之候ニ付テハ向後製造之生絲ハ其結紙エ繭眞綿出穀山繭等ハ其上包へ管下國所姓名ヲ記シタル該製造人ノ印ヲ可捺義ニ付各自印鑑貳葉ツヽ、脫漏ナク來七月十日迄各小區限別紙雛形之如ク簿冊ヲ製シ大區於テ取纏無遲滯可差出此旨布達候事

明治十年六月十二日　　長野縣權令　楢崎寬直

ついで同年六月本縣は乙第六十號を以て、他府縣に於ては印紙製造、改方方法等を設くる所あれども、本縣に於ては別に監督に關する規定等は設立せざるに付、各々自發的に精良品を製出する樣左の如き命令を發し、且、製絲心得

方を布達せり。

乙第六拾號

今般生絲取締諸規則被廢候ヨリ適宜印紙製造改方方法等設置之縣モ有之候得共本縣下ニ於テハ各注意シテ其業ヲ勉勵セシヨリ頻年製絲ノ品位相進ミ稍驗効相顯レ候ニ付別段改所方法等設立不致候得共各自勉力ノ心ヲ成長シ精品造出盛擧益保存セシメンガタメ左之通可相心得此旨布達候事

明治十年六月十五日　　長野縣權令　楢崎寬直

一、製絲人許多ノ中ニハ取締規則被廢候公布ニ泥ミ自然製方杜撰ニ流レ候モノ等有之テハ品位相劣リ隨テ價格モ墮落シ第一御國損ヲ招キ聲譽ヲ削却致シ候而已ナラズ各自破產ノ基ヒニ相成候間必詐僞濫製ノ所業無之樣可心掛候事

一、二ツ取器械製絲ノ義ハ其弊害不勘ヨリ他ノ障碍ニ相成候間右器械用ユベカラザル事

一、玉繭捲クルミ太元結濕リ絲等ハ賣買不致樣可相心得事

一、製造印字形等同一ナラスト雖モ本年三拾七號公布及ヒ本縣乙第五拾八號布達ニ矛盾ノ義無之樣可致候事

一、提絲造卷紙ヱハ製造人ノ印影必押捺可致候事

一、印肉ハ朱肉ヲ可相用候事

一、生絲買受候モノハ卷紙製造印ノ有無ヲ見分精粗混一ノ分別注意致スヘキ事

一、製絲期節ニ臨ミ候ハヽ掛リ官員巡回檢查說諭及ヒ候義モ可有之候得共區戶長ニ於テモ厚注意可致候事

然るに、生絲取締に關する諸規則の廢せられしを機として復、粗製濫造に傾き漸く改良其緒に就かんとせる製絲事

業に一大暗影を投ぜんとするの虞ありしかば同年七月本縣第二課より昨年通り檢査方法を設けて實施すべきにつき必ず檢査をうけ一時の利欲に迷はず一層勉勵して精良の生絲を製絲すべき事を說諭し、本縣生絲改會社も生絲取締諸規則の廢止に伴ひ粗惡品の濫造せられん事を憂ひて生絲檢査をなし、本縣限りの卷紙印紙を發行して取締を勵行せんことを建言せり。

生絲製造ノ義ニ付テハ之迄種々御世話モ有之當縣ニ於テハ各生絲會社長副共協議ノ上取結ビクル檢査方法施行候ヨリ各其業ヲ勉勵セシカバ自カラ生絲ノ品位相進ミ稍其効モ相顯レ候折柄當年生絲取締諸規則廢セラレ候ハ各自ヲシテ益々勉力ノ心ヲ成長シ良品製造セシメントノ御主意ナルヲ衆多ノ製絲人ナレバ若シ心得違ノ者アリテ諸規則廢セラレ候ヲ好キ事トスレバ外々ノ差響トナリ年來仕馴タル者モ自ラ勉ミモ薄ク相成隨テ品位相劣リ遂ニハ名產ノ聲價ヲ墮シ國家ノ洪利ヲ減損シ銘々ノ產業ニ關ハリ候業成行申ベクニ付本年當縣乙第六十號ヲ以テ製絲心得方布達致シ候義ニテ尙昨年迄ノ通リ檢査方法取リ設ケ御國益ハ勿論到底各自ノ利益ヲ得サセ度トノ御主意ヨリ深ク御世話有之義ニ付必ウルサキ事ト思ヘ一時ノ利ニ不迷業心掛一層勉勵シテ精良ノ生絲ヲ製出シ名譽ヲ海外ニ輝シ候樣可心掛製絲ノ工女ハ勿論製絲爲致候モノ及ビ村吏ニ於テモ右ノ趣キ厚ク相心得注意可致候此旨說諭ニ及ビ候事

明治十年七月

長野縣第二課

以書付奉建言候

各生絲改會社

本年太政官第三十七號並內務省乙第四十八號ヲ以テ生絲取締諸規則生絲賣買鑑札等被爲廢候ニ付テハ製絲ノ品位進步

且貿易上之損害等ニ關シ南北各社長副被召出御內問有之候ニ付左ニ申上候

一、生絲者皇國物産最第一之精良品ニシテ貿易上無比ノ佳品也然テ此上等品位ニ至リシ所以ハ生絲改會社設立以來一昨八年ヨリ檢査ノ方法取リ設ケシカ爲ニ品位相進ミ一層高價ニ至リ候處這般更ニ諸規則被相廢候ニ付此際ニ乘ジ自然粗惡之製出等有之候テハ迷惑ノ至リニ付檢査ノ方法不怠執行申度候

但檢査人ノ義這般被召出候人員十八名有之候ニ付九組トシ南大區ヘ三組北大區ヘ六組尤モ南大區ニ五六名有之趣ニ付可相成ハ都合十二組モ有之度候

一、生絲卷紙ノ儀先般御達シモ有之候得共無印紙ニテハ厚薄長短量目輕重ノ差違生ズベクハ目前ノ義ニ付キ貿易上ニ際シ外館厚重ヲ擢出シ薄紙ト雖モ厚紙ト見ナラシ斤目切相立不都合不勘義ニ付御縣下限リ印紙御發行有之度尤モ圖ノ如シ

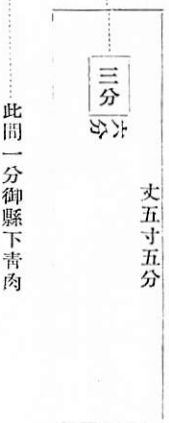

一、右御印紙ノ凡員數御管內南北ニテ壹千三百萬枚入用之見込ニ御座候

一、右御印紙賣捌之義從前手續モ有之候ニ付各會社ニ於テ分與候得バ速カニ行届可申候

一、御印紙御發行ニ付テハ巡回御檢査有之候得共自然粗惡濫製並御印紙有無共取糺且檢査諸入費充備トシテ各會社ニ於テ改方致手數料トシテ金高千分ノ三ヲ受取年々十二月中精算簿相副ヘ御縣廳ヘ上納仕諸入費之分御願下ケ仕度候

一、右改方執行候ニ付テハ會社送券無之荷物者取扱不申様通運中牛馬會社へ其趣御達シ被成下度別テ佐久郡之儀ハ上野國へ接シ候場所ニ付無印紙無改等ニテ抜荷多分會社而已ニテハ難行届ニ付屯所へ御達シ被成下取締方行届候様仕度候

一、生絲賣買營業之者御縣税御鑑札御下渡シ被成下度自然御下渡シ無之候ハヾ會社ニテ無税ノ鑑札下ゲ渡シ同盟協力盛大ニ至リ候様仕度候

一、横濱港申合規則披見仕リ候處ケ條ノ内第七條云々檢査所ニ屬スル諸入費ハ問屋口錢之内ニテ償可申由右ハ口錢ト唱ヘ多分ニ相掛ケ候テハ迷惑之レ迄ノ通リ御印紙料共百分ノ一分五厘ト居置且外館賣込志願ニテ其縣へ御願濟之者ハ同港結社ノ悪弊ヲ廢シ入社資本金等不差出自在ニ入荷可爲致之一ケ條增補有之候ハヾ其他不都合ノ義無之ニ付幾重ニモ打合可仕候

前願ノ通リ各社長副決議ニ付此段奉申上候　以上

以書付奉再建言候

各生絲改會社

生絲取締筋並生絲改會社被存廢等之儀ニ付御内問有之候ニ付建言仕尚追々熟考仕候處遺落之儀モ有之候ニ付左ノ通リ奉再言候

一、提造印紙御發行且改方等執行候ニ付テハ改物品數之儀提絲ハ不及申大器械製捻絲、嶋田、鐵炮、山蠶絲等御國用亦々海外輸出之區別ナク改方可致事捻絲、嶋田造、鐵炮造太絲玉絲熨斗絲、山蠶絲等ノ儀ハ凡三百目ヨリ乃至四百目ヲ壹把ニ造リ立中結ビ元結ヘ提絲印紙壹枚ヲ以テ之ニ差シ狹ミ圖面之通リ折リ返シ糊ニテ貼シ附製造印並改方封

印可致事

島田造リ

但捻絲、鐵炮造リ、山蠶絲其外者圖面ヲ略スト雖モ印紙ノ用方ハ此島田造リニ倣フベキ事

太政官第三十七號ノ御本縣乙第五十八號ノ御達シヲ以使府縣國郡村姓名相刻ミ候製造印押捺可致旨御達シ有之候得共印判職無數之所億萬之製造人目今新彫刻不行届之者ヲ犯則ト見做シ候テハ改方之儀差支候ニ付新調仕候迄ハ之レ迄ノ製造印取リ交ゼ相用サセ申度候事

印紙御新製ノ所最早季節後レニ相成リ製絲人共多數ノ入用ニ付分配行屆申間敷ニ付白紙ヲ以テ巻立置候物品犯則ト見做シ改印不仕候テハ賣買上差支億萬之製造人喋々苦情可申出ハ必然ノ義ト存ジ候間印紙御縣廳着荷ヨリ三十日以內ハ印紙白紙取リ交ゼ候品ニテモ改印致度事

但シ印紙御發行之儀ハ即日御達シ相成候上尚亦印紙着荷之節ニ至リ其當日ヨリ三十日目ヲ限リ白紙相用ヒ候儀ハ嚴禁ノ御達シ相成候樣仕度事

一、元結ノ義ハ御本縣第六十號御達シ中ニ有之候得共尚又百本ニ付キ量目六目ヲ限リ可相用旨御再達相成候樣致度事

前書之通リ各社長副再度協議之上如段奉建言候也

諏訪郡四賀村

社長　北澤助七印

筑摩郡松本町

社長　上條清七代理

近藤正親印

伊那郡飯田町
社長 新井藤三代理

古田精一印

長野市
副社長 山口条太印

飯山町
副社長 小山九市代理

小山磯右衛門印

中野町
副社長 白井長藏

清水文助代印

須坂町
副社長 青木甚九郎印

松代町
副社長 永島新兵衛印

岩村田町

副社長　黒澤利左衛門

黒澤鷹治郎代印

稲荷山町

副社長　柳原覺彌印

新町村

副社長　清水文助印

上田町

副社長　深町茂太郎印

生田村

社長　吉池定之助印

屋代驛

社長　唐木銀三郎印

長野縣權令　楫崎寛直殿

此年横濱生絲營業人一同協議の上「生絲商人申合規則」及「增補規則」を設け、神奈川縣廳へ届出、其許可を得て本年太政官第三十七號の趣旨及各管廳の制規に從つて製品の檢査をなし、且生絲檢査所を設け其所に於て生絲檢査を實施し生絲の聲價を維持し奸商の跳梁を抑止せんとしたり。其願書並に申合規則左の如し

生絲營業上之儀ニ付願書

生絲取締規則本年太政官第三十七號ヲ以テ被廢候旨公布相成候付テハ奸商黠買此際ニ乘ジ詐欺騙術之處行等有之候テハ信ヲ海外ニ失ヒ聲價ヲ墜ス而已ナラズ上ハ國家ノ損失ヲ釀シ下ハ荷主製造人等破產之基ニ可相成ト深ク苦心罷在候ニ付當港生絲營業人一同協議之上別紙之通リ申合規則相定メ候間特旨ヲ以テ御保護被成下度尤モ施行之儀御聞置被成候上ハ檢查所設定之地幷取扱事務細目等追テ伺出候樣仕度一同連署此段奉願上候也

明治十年十月

生絲營業人

一同連印

生絲商人申合規則

本年太政官第三十七號ヲ以テ生絲取締御規則並印紙等御廢止相成シハ必意各自ニ勉勵シ益々精良品ヲ製出セシメントノ深キ御趣意ニ可有之豈奮勵注意シテ益々營業ノ信ヲ得サルベケンヤ。恠ニ我々商人ノミナラズ總テ生絲ヲ業トスルモノ大幸榮ト云ヘキナリ然ニ我々今日迄實際經驗セシ貿易取引上ノ景況ヲ顧ルニ當ニ提絲卷紙ニ限リ一定セサレバ賣買ノ際必ズ種々紛紜ヲ生ジ荷主製造人ハ勿論到底國家ノ損失ニ至ルベキ恐レアリ旣ニ各縣ニ於テモ該取締方法及卷紙印紙等御施行相成尙違犯ノモノ無之樣本港ニ於テ一層取締爲行屆度旨本縣ヘ御依賴相成候趣則本縣丙第三百四十二號御達之趣モ有之候ニ付左ニ連署ノ商人集會協議シ此規則ヲ設ケ益々商業ヲ誠實ニ營ミ信ヲ將來ニ保タント欲シ自今能ク此申合ヲ遵守センコトヲ約ス

第一條

各地ヨリ製出スル所ノ提絲ハ兼テ打合ニ成タル各管廳ノ制規及本年第三十七號公布ノ御趣意ニ隨ヒ各問屋ニ於テ篤ト檢視シ遂ケ不正ノ品ハ一切輸入爲致間敷事

第二條

入荷ノ內若シ其管廳ノ制規ニ違背シタル物品ヲ詳記シ本人ノ管廳ヘ御掛合ニナルヘキ爲直ニ縣廳ヘ可届出事

第三條

單リ提絲ノミニ限ラズ荷請セシ生絲ハ總テ賣込帳ニ記載シ而テ縣廳ヨリ下渡サレタル雛形ニ倣ヒ每翌年一月二十日限リ製表ノ上縣廳ヘ可差出事

但シ此表ハ翌年ニ製スルト雖モ右雛形ニ依テ記載スベキ庫ニハ何時ニテモ賣込帳ニテ明瞭可致樣專ラ注意スベシ

第四條

前三ケ條ハ太政官並各地方管廳ノ制令ニ付若シ此約束ニ洩レタル商人各々手數ヲ經ズ捌ケ荷ヲ取扱セシモノアルトキハ直ニ縣廳ヘ可申出事

第五條

第一條第二條ニ記載スル手續ハ各問屋ニ於テ取扱フベキハ勿論ナリト雖モ商務繁劇ノ時ニ際シテハ自然疎洩ノ事ナキヲ保シ難キカ故ニ一同申合セノ上各問屋ノ内ヨリ惣代トシテ相當ノ人ヲ選ビ一ノ檢査所ヲ設ケ各問屋ニ着荷セザル以前之レヲ改メシムベキ事

第六條

第五條ノ檢査所ハ便利ノ地ヲ見計ヒ追テ設立シ出港ノ荷物ハ一切同所ニ持込ヲ要ス故ニ右場所設立ノ上ハ兼テ打合アリシ各管廳ニ通知シ生絲ノ荷主タルモノハ必ズ右場所ヘ置荷スベキ樣其管下ヘ豫メ御達シアランコトヲ願フベキ事

但改方之義ハ入荷之節地方改所封印判然タル品ハ送狀ト引合之レヲ證トシテ其儘荷受問屋ヘ引渡可申若シ封印ノ品タリトモ贈狀量目ト齟齬スルカ或ハ改封印無之荷物ハ詳細檢査ノ上引渡シ可申事

第七條

各問屋ニテ選ビタル惣代人ノ給料ハ勿論右檢査所ニ屬スル費用ハ各問屋ノ義務トシ入荷口殘リノ中ヨリ其高ニヨリ平均シテ之レヲ償フベキコト

第八條

此檢査所ハ當港生絲商人ノ申合ニ依テ成立シモノナレバ該諸入費等地方ノ荷主商人ニ關係セザルハ勿論右荷主商人ノ内御管廳ノ許可ヲ得テ外商ト直談判ヲ以テ取引賣買スルモノアルモ決テ故障致間敷事

第九條

此仲間申合規則第四條第五條ニ記シタル手數ヲ怠リタルモノハ金三百圓以内ノ科料ヲ追徵シ尙第七條費用ノ割荷ヲ出サシムルハ勿論タルベキ事

但第一條第二條第三條ニ違背シタルモノハ直ニ縣廳ヘ届出御處分ヲ受ケタル上其事ノ輕重ニ因テ本文ノ科料金ヲ收ムルモノトス

然れども取締の根本たる「生絲取締規則」並に生絲賣買鑑札廢せられたるを以て粗製の弊は自然增長する傾向ありしかば諏訪生絲會社及松本生絲會社の正副社長連署にて明治十年十月附にて本縣限り生絲業者へ鑑札を下附されん事を

出願せしかは勧農局へ出願せしも翌年一月不許可となれり。

生絲營業御鑑札願

生絲之儀ハ御國産ノ尤良品タルニ付過ル癸酉年生絲取締規則被仰出横濱會社ヲ始トシテ全國一般生絲會社ヲ設立シ詐僞濫製ノナカラシメンコヲ注意シ各種巻川御印紙ヲ御下附相成社入ノ者ハ銘々御鑑札御下與相願社中互ニ申合セ良品製造ニ注意致シ候ニ付右御則立以降品位尤モ昇進シ海外萬國へ御國産ノ名譽ヲ擧ゲ候次第ニ御座候處本年太政官第三十七號並内務省乙第四十八號ヲ以テ御鑑札及御印紙等御廢止ノ御布告相成候ニ付各社注意ノ目途ヲ失ヒ候處本年八月中御縣限リノ御印紙御下ゲ相成各社ニ於テ社中へ賣渡シ可申儀ニテ執行致シ候得共社入ノ目的タル御鑑札御引上ゲ相成候ニ付キ社中社外ノ別ヲ要セズ依之注意ノ機關ヲ外シ追々見聞及ノ處器械製平センマイニ至ル迄各年ノ製品トハ品位相劣歎息ノ限リニ候間何卒御管内限リ營業ノ者へ御鑑札御下ゲ相成候樣奉願上候然ル上ハ更ニ社則ヲ取設ケ一層注意勗勉シ良品製出仕度仍之兩社正副社長連署シ奉願候間御聞濟被成下置候樣奉願上候

明治十年十一月十七日

諏訪生絲會社副社長　北澤太一郎

同社長　北澤助七

松本生絲會社副社長

林　謙吾
今井六衛
同　社長
上條清七

長野縣權令　楢崎寛直殿
代理　長野縣少書記官　松野篤殿

以書付奉申上候

一、生絲改所御開設ニ付テハ生絲賣買御鑑札無御座テハ改方ノ儀ニ付數萬製造人ニ候得バ僅製造致候共買纏メ人ニテ御鑑札所持ノ成規ヲ以テ改方可申出ト奉存候

一、生絲ノ儀ハ類似ノ品ニ御座候ヘバ自然盜難或ハ遺失有之候共御鑑札所有ノ人ニ無之候ヘバ賣買不致義ニ付調方速カニ行届申候

一、商人共繭絲仕入方ニ他出致シ候節悉皆存知ル者ニ無之取引上ニ係シ御鑑札所持罷在候得バ疑ナク取結ヒニ相成一ノ便益ニ御座候

一、商人他出致シ或ハ東京西京ヘ賣捌方商法上ニ付何等疑念被懸取引ニ相成兼候場合モ有之右樣之事件御鑑札所持罷在候得バ速カニ商法取結可申候

一、御隣縣山梨ニテモ既ニ御鑑札御下ゲ渡シニ相成候傳聞然ルニ商人御鑑札無之候テハ商法取結ビノ際疑惑ヲ生ジ不都合不少候

右願之通り御聞濟被成下御鑑札御下渡ニ相成候樣此段連署ヲ以テ奉上申候　以上

明治十一年三月十三日

水內郡新町　清水文助
高井郡中野町　白井長藏
諏訪郡四賀村　北澤助七
小口佐右衞門
伊那郡飯田町　新井藤三
小林源次郎
筑摩郡松本　今井六衞
近藤正親

長野縣權令　楢崎寬直　殿

昨明治九年歐洲各地に於ける春蠶凶作なりし爲七月末より絲價漸次昂騰し九月二十日には千百九弗にて賣行ありし

好況なりしかば之に刺激せられて製絲業を創むる者續出し、明治十年五月に於ける長野縣管下製絲場數は五拾ケ所（内北信八南信四二）の多きに達し一ケ年の製造高二十萬斤を超ゆるに至れり。當時の製絲場の主なるもの左の如し。

長野縣管下製絲器械一覽表　明治十年調

製法	開業年月	器械大小	一ケ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
水力	明治七年七月	三十二人操	千二百九十六斤	女 三十二人		小縣郡芳田村	宮原梅治
同	明治六年五月	二十一人操	四百四十一斤	女 二十一人		同縣村	射手一平
水力蒸汽	明治七年八月	五十人操	三千七百九十八斤	女 五十人		埴科郡西條村	大里忠一郎
水力	明治九年七月	三百五十人操	一四九、七六〇斤 九百三十六貫目	女三百五十人		高井郡須坂町	田中治郎兵衛 外二十八名
同	明治七年七月	三十二人操	千二百八十斤	女 三十二人		佐久郡小諸町	高橋平四郎
同	明治六年七月	百人操	四千三百七十四斤	女 百人		高井郡雁田村	關菊之助
同	明治六年七月	二百人操	一萬千百四十斤	女 二百人		高井郡中野町	共有持
同	明治七年三月	二十五人操	千二十六斤半	女 二十五人		高井郡平穩村	奉日與市 宮崎嘉傳治

長野縣管下製絲器械一覽表（明治十年五月調）　松本生絲改會社

造立	築造費	工女	一ケ年製絲高	元繭代一圓ノ絲目	繭一升平均絲目	一日一人工女繰目	百斤製絲費		製造人住所氏名
明治九年七月	一七五圓	三〇取	三〇斤	二七五分	八五分	三〇〇分	二三五、〇〇錢	水車	信濃國安曇郡南穗高村　篠崎伯郎

| | | |

| | | |

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	河合勘藏
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	伊那郡藤澤村秋山甚三郎
七年八月	二、四〇〇	六五	一〇	二、〇三五	四四六	七二	二八六	一二六、三三	同	同	西高遠町神谷眞七郎外六名
		一五〇	一八	一〇七	五二三	六六	二五〇	一三三、三三	同	同	

計　二六、九三三斤　三、三七一、五

平均　八〇餘

當時本縣製絲場の實際は如何なる程度のものなりしかは、同年八月內務省勸農局速水堅曹蠶業視察として武藏、上野、下野、飛驒等と共に信州各地を巡回せられし際の概評を大塚良太郎著蠶史に記載せるものによりて見るに左の如し。

「八月二十七日信州小諸高橋平四郎の器械を一覽す三十二人繰にして炭火を用ひ器械は凡て富岡に模造すと雖至て粗にして且つ地理を誤りたるものといふべし。

同廿八日松代西條の器械所を一覽す社長は大里忠一郎にして五十人繰とす器械も至て粗なり口出釜不可にして手振も亦違ふ而て賃引ノ方法なり賞する所なし。

同廿九日長野縣廳に到り楢崎縣令に逢ひ提絲の檢査は無益なるを說き揚枠に改良すべしと圖を以て示す、又當所廿五人繰器械を見る松代と同一なり。

同三十一日本縣第二課十等屬を隨へ須坂に至り小田切武兵衞百人繰器械を始め或は五人或は十人の器械數ケ所を見る孰も無經驗の虛榮より成ること判然たり。百人繰の分も右の通り狹小にして檢査を爲し難く不潔なり故に堅曹は當

所に於て松代の者及當所の者を集め製絲の利害を諭し或は尋問に答へ頗る悟る所有りたるが如し。須坂の小器械は言語同斷或は擔下に在るあり、然れども是を以て日本の眞面目とも云ふ可きか是れ幾分か手繰に優るべしと雖も他日良業を害するの弊も亦頗る多からんと陰に嘆す。

九月一日關菊之助の器械を一覽す此器械百人繰と云ふ則ち築地の形なり思の外能く整ふ、然れども人物なく資金なく土地亦便ならず危哉若し此三件を得は器械は此近方第一なりと認む。

午後中野町の器械を一覽す共有社と稱し二百人取此業場は發端官の說諭に成りしも方法未立ず眞に夢中の如し今賃引を成す而て擔任者も無く業務經濟共に知らさるもの丶考按にして器械は種々不都合あり規則は悉く紊れ說諭せんとするも責任者なし嗚呼官に於て猥りに愚人を誘導するの弊此に至ると嘆息す堅曹此巡回に隨行して晝夜問んとするもの數十人にて頗る猶豫なく大に困難す然れとも一大緊用たる事業の方向を示さんには不眠も厭はず說諭す。

同二日田中村の器械を一見す（廿五人繰）是れは座繰に稻妻を用ひたるものにして揚枠に綾なく自ら奸策に似たり故に共非を說得す。

同三日中野町に再行し同處器械所維持の方法を敎ふ社中大に歡ぶ。

五日勸商局注文絲買取を縣廳に談し關菊之助に拜借金の念を斷たしむ。

六日滋賀縣官吏堅曹に隨行を止め上田より歸縣せしむ「長野縣官吏鷹野正雄堅曹に隨行す」此日中野町製絲所へ（廿五人繰）立寄り手振絲鍋等を直し自立の精神を示して夜行し筑摩郡淺間に到れり。

七日當所松之湯裡に二木種作の器械（廿四人繰）を一見す手振は山道器にして稻妻器を用ふ不良なり下淺間上原七左衞門の器械（六十人繰）を一見す當所も亦規則立たず絲の綾取不整なり同人は借用物なりと申唱居たり百斤の製造

費凡百九十圓なり。

堅曹は松本町に至り開産社生絲會社等巡行し改良の方向を示す生絲會社は銀行に接し將來事を爲すに足る。社長上條清七にして人物も甚宜し松本町を出發し村井器械所（廿五人繰）を一見す是れは筑摩郡中に於て佳なりと云ふべし併し手振を過つ故に之を教示す。

同八日伊那郡宮田村宮泉社器械所（六十人繰）一見す社長平澤長造なり向合の竈にして煙出し等頗る悪しく稱妻を用ひ居たるも何分夢中の業とす。

同九日阿島村長谷川範七の器械を一見す本人に面談し製絲の方法を說諭す同人は伊那郡中屈指の者にて特に養蠶製絲の改良に熱心なり器械も亦上質なり（五拾人繰）然れども手振相違し絲の巾狹し故に此點を改めんことを述ぶ。堅曹は範七同道にて高遠に至る當所は器械を熱望する處なり。然れとも佐々木長淳の製作に係る一人繰器械を慕ふ堅曹說て曰く生絲を製するは毎戸に製するを非とす假令何程精巧なるも一人繰器械の如きは取るに足らすと懇切に利害を示す。

高遠潤德社製絲所を一見す器械の不正なる綾取は毫もなし土藏造にて空氣通せず加ふるに焚火にして實に器械所たる組織に非す故に悉く其利害を示す。

同十二日下諏訪岩波某の器械所（廿五人繰）を一見す又上諏訪小平源三郎の器械所を一見す（三十六人繰）此邊二十人三十人繰の器械所ありと雖皆築地式形にて粗物のみならず扱方を知らずして取扱ふものあり且不潔も亦甚し依て將來改良の方針を說諭す同十三日岩波を隨へ平野村武井文炳の器械所を一見す（九十六人繰）此器械所は共撚にして肌釜一人挽にて口出し小鍋を用ゆる不可にして手振の一筋なるも亦不可なり絲鈎の見當遠も不可揚枠手振遠きに過ぐ

るも亦不可と此等の諸點を教へ玆に於て竪曹は信州の巡回を了れり。

信州の製絲器械は小野組の築地より持參せる器械と富岡の外見上より模造せしものとの成立にて取扱及維持執業の順序曖昧なれば概ね困難多し。」

第九節　生絲改所の設立

生絲改會社廢止後、漸く跡を絶たんとせし粗製濫造の弊再燃の氣勢を示したれば或は卷紙を用ひ或は巡回示諭する等監督の方法を講ぜしが明治十一年三月に至り生絲改所を設立せんとし南北大區舊生絲改會社々長副を集め長野東之門町石井廣吉宅に於て臨時下問會議を開き各委員等熟議の上左の答申書を提出せしかば本縣に於ては同月十五日主務省に對して生絲改會社設置願を差出せしに六月四日附を以て「書面願之趣聞置候尤改方ハ提糸而已ニ限リ候義ト可相心得事」と內務卿伊藤博文より認可を得たり。

今般生絲改所開設ニ付御下問相成左ニ御答申上候也

明治十一年三月

委員　山口粂太

代理　牧野多三郎

黒澤双三郎

成澤志之助

北澤助七
新井藤三
代理小林源治郎
唐木銀三郎

長野縣權令　楢崎寛直殿

第一條

一、壹等本所　檢査長一名　檢査副一名　檢査人二名
一、貳等本所　檢査長一名　檢査副一名　檢査人一名
一、參等本所　檢査長一名　檢査副一名　檢査人一名
一、四等本所　檢査長一名　檢査副一名　檢査人一名
一、五等本所　同斷

一、壹等分所　檢査長一名　檢査副一名
一、貳等分所　同斷
一、參等分所　同斷

第二條

一、檢査長ハ生絲改所一切之事務ヲ總轄シ諸役員ヲ指揮シテ百事統轄スルモノトス

第三條

一、檢査長ハ金錢ノ出納ヲ掌リ計算上ヲ正シ其總括ヲ調理スルモノトス

第四條

一、改手數料之義ハ分所ハ該月分翌月五日迄ニ物品貫目、姓名等詳細取調、調査帳相添本所へ送致シ本所ニ於テハ之レヲ取リ纏メ該所ノ分共調査帳相添へ同十日迄ニ第二課へ收納スル

但本條支廳附ノ分ハ其管廳第二課ヘ送納シ最モ調査帳ハ別紙雛形之通編製スベシ

第五條

一、檢査副檢査人ハ總テ檢査長ノ指揮ヲ受ケ及檢査長ノ職務ヲ補闕スルモノトス

第六條

一、本所檢査長ハ附屬分所ヲ巡視シ吏員ノ勤惰及計算上ヲ調査スルモノトス

第七條

一、分所ハ總テ本所ノ指揮ヲ受ケ事務取扱ベキ事

第八條

一、本所分所ニ於テ用ユル印

本所一切ノ證印ニ用ユ　分所一切ノ證印ニ用ユ

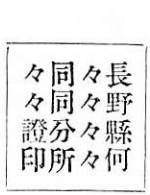

曲尺
一寸
二分
四方

曲尺長サ七分



物品改印及每箇封印送券受取書割印ニ用ユ　但五港ヘ印鑑回送致シ置ク事

第九條

一、改方之儀ハ品位ノ精粗ヲ檢査シ改印ヲ捺シ左之手數料ヲ收入スルモノトス

但　製造印無之品ハ改メザルモノトス

一、生絲　大提絲　鐵炮絲　島田造　山蘭絲　器械造　正目拾貫目ニ付　金九拾錢

一、太絲　玉絲　拾貫目ニ付金四拾錢

第十條

一、卷紙詐僞及太元結、濕リ絲其他濫造ノ品ハ差シ押ヘ第二課ノ處分ヲ可相請事

第十一條

一、生絲其外物品ハ製造人改所ニ必持參シ改印ヲ請フヘキ筈ナレモ便宜ニヨリ買纏メ人ニテ改印ヲ請フモ勝手タルベシ最モ改所ニ於テハ製造印ヲ證トシ改ムルモノトス

但物品ハ最モ相場高下烈シキモノナレバ改受人ノ損害ヲ生セザル樣專ラ注意スヘシ又改受人ノ情願ニヨリ派出シテ改ムルコトアルヘシ

第十二條

一、改所設置之儀ハ吏員自宅又ハ借宅該町村番地及家賃等第二課ヘ伺出指令可請事

調査帳（雛形）

第號	品名	量目	手數金料	願人	届所
明治年月日					

今般生絲改所御改設ニ付御下問相成候依而別紙方案ヲ以テ御答奉申上候

明治十一年三月九日　　委員

北澤助七
新井藤三
山口桑太
成澤志之助
黒澤双三郎
唐木銀三郎

長野縣權令　楫崎寛直殿

生絲改所設置方案

第一項

一、生絲改所設置箇所之儀些少ニテハ改方不行届無改印ニテ出荷候者有之ニ付テハ自然ト良品ニ相逆ミ難ク候ニ付數箇所ニ設置致度然レ𪜈經費相嵩可申候間物品ノ多少ヲ斟酌シ本所分所ヲ區分スル𠆢如左シ

一、本所　伊那郡飯田町
同　同所　喬木村
同　同　宮田村

一、本所　諏訪郡四賀村
分所　同　平野村
同　伊那郡木下町
同　諏訪郡上諏訪村
同　伊那郡東高遠町

一、本所　筑摩郡松本町
同所　同　福島驛
同　安曇郡大町村
同　筑摩郡麻績村

一、本所　佐久郡小諸町
分所　同　野澤村
同　下越村

同　穂積村
同　岩村田町
一、本　所　小縣郡上田町
分　所　同　生田村
同　同　田中村
同　同　保野村
一、本　所　埴科郡松代町
分　所　同　屋代村
同　同　更級郡稲荷山町
一、本　所　水内郡長野町
分　所　同　信濃新町
一、本　所　高井郡須坂町
一、本　所　高井郡中野町
分　所　水内郡飯山町

第二項

一、物品改方之儀ハ獨リ提絲ノミ精粗ヲ論シ候義ニ無之故ニ大器械製鐵砲造島田造、太絲玉絲其他山繭絲等マデ悉皆之レヲ改ル者トス

但　提絲ノ外相當ノ印紙製造スルモノトス

第三項

一、改手數料之儀ハ左ノ通收納スルモノトス

提絲、島田造、大器械製、鐵砲造、山繭絲
正目拾貫目ニ付キ　金九十錢
太絲、玉絲
右正目拾貫目ニ付キ　金四十錢

第四項

一、改所ノ義ハ官立ニ付テハ又吏員ノ儀モ官撰ニテ定ムルヲ適當トス但本所分所ノ事務多少ヲ斟酌シ左ノ通リ撰任スルモノトス

本所之部

上田町　四人

檢査長　一人　改所ノ事務ヲ總轄スルモノトス
檢査副長　一人　長ノ事務ヲ補助シ長欠席スルキハ長ノ代理スルモノトス
檢査人　二人　檢査長ノ指揮ヲ受ケ生絲ノ精粗ヲ改ムルモノトス

松代町、須坂町、中野、長野、小諸、四賀村、飯田、松本
右八ケ所

檢査長　一人　改所ノ事務ヲ總轄スルモノトス
檢査人　一人　生絲精粗ヲ改メ長ノ事務ヲ補助ス

分所之部

喬木村、宮田村、木下町、平野村、上諏訪村、東高遠町

大町村、福島驛、廠續村、下越村、穗積村、岩村田町
野澤村、生田村、保野村、田中驛、屋代驛、稻荷山町
飯山町、信濃新町

右二十ヶ所ハ壹ヶ所ニ付

檢査長　一人　前同斷

檢査人心得　一人　長事故アリテ欠席スルトキハ臨時代理スルモノトス

生絲改所御開設ニ付御議問ニ付御答

一、印紙賣捌方之儀各改所而已賣下ケ候テハ不都合有之ニ付人民望ミニ任セ賣捌差許可申尤モ望之者ハ區長戶長ノ連署ヲ以テ第二課可願出事

但賣捌差許候上ハ目標下渡スベキ事

右奉上申候也

明治十一年三月十五日

委員

山口粂太代理　牧野多三郎
黑澤双三郎
成澤志之助
新井藤三代理　北澤助七
唐木銀三郎

長野縣權令　楫崎寬直殿

生絲改所御設置方案第二項但書ニ提造リノ外相當ノ印紙製造スル云々ト有之候第一番議員之レヲ不可トシ第十七番議員ハ原案ヲ可トス論議二途ニ別レ議長之レヲ衆議ニ付スルニ第十七番議員ノ論說ニ同意者多數ニ因テ原案ニ決議相成候得共提絲ノ如キハ印紙ヲ要セザレバ提造スルヿヲ不得故ニ一定ノ方法ナケレバ不都合ニ候條既ニ御廳ニ於テモ印紙御製造相成候然ルニ大機械製、鐵砲造其外ハ印紙ヲ用ヒザルモ差支無之且外國人へ賣込之際ハ卷紙ヲ取除キ斤數ヲ量リ候等ニ御座候條別ニ印紙御製造無之候共不都合無之候得バ改印ヲ押スニハ卷紙ヲ要セザルヲ不得其卷紙ノ如キハ西之内紙ヲ横ニ曲尺一寸五分ニ切斷シ之レヲ相用ヒ之レヲ用ヘザレバ改所ニ於テ改メヲ成サザル旨製造人一般ヘ柳布達相成候ヘバ可然ト奉存候因テ方案第二項但書御取消相成候樣仕度此段奉建言候也

明治十一年三月十五日

議員

牧野正左衞門代人　牧野慶三郎
內山善助
牧喜助
成澤志之助
小口佐衞門

長野縣權令　楢崎寛直殿

唐木銀三郎

記

何郡何村

荷主何之誰

一生絲何箇　但何提

此正目　何貫何百目

内譯

何貫何百目　何々改所出張所　改濟

同　改濟

同　改濟

何貫何百目　何々改所出張所　改濟

同　改濟

改濟

此手數料金　何圓何錢

右御改被成下度手數料相添此段願候也

何郡何村

明治　年　月　日　願人何之誰

長野縣　何々　生絲改所出張所

印紙

請取之證

何國何郡何村

何之誰

生絲改手數料

金　何十圓

明治何年何月何日

長野縣生絲改所　印

生絲改所職員章程

第一條

一、檢査長ハ生絲改所一切之事務ヲ惣括シ諸役員ヲ指揮シテ百事統轄スルモノトス

第二條

一、檢査長ハ第一計算上ヲ正シ其惣括ヲ調理シ手數料ノ儀ハ該月ノ分翌月十五日限分所ノ方共取リ纒メ第二課ヘ差出スモノトス

但シ本條反廳付ノ分ハ其管廳第二課ヘ差出スモノトス

第三條

一、檢査人ハ總テ檢査長ノ指揮ヲ受ケ及ビ其職務ヲ補力スルモノトス

第四條

一、本所ニ於テハ各分所ヲ巡視シ吏員ノ勤惰及計算上ヲ調査スルモノトス最モ檢査長ノ職掌タルモノトス

第五條

一、分所之儀ハ監査人ヲ置クモノトス

第六條

一、分所ニ於テハ總ベテ本所ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ取扱フモノト

ス

第七條

一、分所ハ月々計算帳ヲ造リ明細記載シ壹ケ月取纏メ翌月十日限リ本所ニ差出シ本所ニテハ第二條ノ通リ調理差出スルモノトス

右件ハ確守スベキ事

明治十一年　　長野縣第二課

一、生絲改所　　松本南深志町

分所　　木曾福島驛

分所　　安曇郡大町村

分所　　筑摩郡麻績村

一、生絲改所　　諏訪郡四賀村

分所　　同　平野村

分所　　伊那郡木ノ下村

分所　　同　東高遠町

分所　　諏訪郡上諏訪村

右之通リ

本所二ケ所

六尺

□長野縣生絲改所

分所三ケ所

寸法前同斷

□長野縣南深志町生絲改所出張

分所四ケ所

寸法前同斷

□長野縣四賀村生絲改所出張

一寸角

長野縣南深志町生絲改所

製絲改所取扱條例

第壹則

一、改所ノ義ハ更ニ建設ヲ不要各所ニ於テ當分適宜ノ家屋ヲ借上用候事

改所詰人員左ノ如シ

上田詰

檢査長　一人

検査人　七人
小使　一人

松本詰
検査長　一人
検査人　七人
小使　一人

飯田詰
検査長　一人
検査人　七人
小使　一人

長野、松代、須坂、中野、小諸、四賀
以上六ヶ所之分
検査長　一人
検査人　五人宛
小使　一人

第弐則

一、検査長ハ生絲改所一切ノ事務ヲ總轄シ諸役員ヲ指揮シテ百事統轄スルモノトス

第参則

一、検査長ハ金錢ノ出納ヲ掌リ計算上ヲ正シ其總括ヲ調理スルモノトス

第四則

一、検査人ハ總テ検査長ノ指揮ヲ受ケ及長ノ職務ヲ補闕スルモノトス

第五則

一、改手數料及巻紙賣捌代價ノ内ヲ以テ改所ノ諸費ニ充殘餘ハ積置第二課ノ指揮ヲ受費用可致事

但出納計算帳ヲ造リ明細記載シ一ヶ月分取纏メ翌月十五日限第二課へ可差出調査帳ハ別紙雛形之通リ編製スベツ

第六則

一、改方ノ義ハ巻紙及詐僞濫製ヲ検査シ改濟ノ証トシテ左ノ印証ヲ調捺スベシ

七分

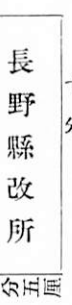

第七則

一、製造人ハ改所ニ必持參シ改ヲ請フベキ筈ナレ𪜈便宜ニヨリ買受人ニテ改ヲ請ルモ勝手タルベシ最モ改所ニ於テハ製造印ヲ証トシテ改ルモノトス

改調査表雛形

第　號	品名	量目	手數料金	願人
明治　年　月　日				届所

於茲本縣は右の答申に基づき同年六月十一日乙第五十七號布達を以て生絲改所假規則を發布し、提絲に限り改方を施行する事とし、長野、上田、松代、須坂、中野、小諸、松本、飯田、四賀の九ヶ所に生絲改所を、其他「各地便宜の地に出張所を設けて之を改むる事」及び卷紙印紙、改手數料に關する件、」「貳ツ取器械製絲其他の粗製濫造を禁ずる件」等を規定せり。

尙乙第五十七號布達に基づく生絲改所出張所位置及分轄區分は七月三日布達せられたりと雖北各大區のものに關する書類は未だ見當らず。

乙第五十七號

今般生絲改所設置別紙規則ノ通提絲ニ限リ改方施行候條昨十年本縣乙第六十七號布達ノ旨意ヲモ相心得必改ヲ可請尤印紙ノ義ハ各改所並出張所ニ於テ賣下候條同所ヨリ買受貼用可致義ト可相心得此旨布達候事

但各出張所ノ義ハ追テ地名確定ノ上可相達候事

明治十一年六月十一日　　長野縣權令　楢崎寛直

生絲改所假規則

第一條

生絲改所ハ長野上田松代須坂中野小諸松本飯田四賀以上九ヶ所ヲ置其他各他ノ便宜ニ據リ出張所ヲ設ケ改方取扱セ候事

第二條

提絲造ハ卷紙印紙ヲ貼用シ改ヲ可請事

第三條

改手數料ハ生絲拾貫目ニツキ金九拾錢宛取立候事

第四條

提絲造卷紙印紙ハ各改所ニ於テ賣下候事

但百枚ニツキ金貳錢五厘ツヽ徵收候事

第五條

貳ツ取器械製絲及玉繭撚クルミ太元結濕リ等ハ賣買不相成候事

第六條

詐僞濫造ハ改所ニ於テ差押ヘ可申出候事

右件々確守履行スヘキ事

乙番外　南各大區

本年乙第五十七號ヲ以テ布達置候生絲改所出張所位置及分轄區分別紙ノ通リ相定本月十日ヨリ改方施行候條提絲造ノ分ハ國用品ト雖モ都テ改ヲ可請義ト可相心得此旨布達候事

但生絲印紙賣捌度望ノ者ハ便宜ノ爲改所及出張所ニ於テ賣下候條戸長連印ノ書面ヲ以テ同所ヘ可申出事

明治十一年七月三日

長野縣權令　楢崎寬直

生絲改所並出張所分轄

一、飯田生絲改所　檢査長　小林源一郎

南第十八大區內四、五、六小區　同第十九大區

同第二十大區　同第二十一大區

同第二十二大區　同第二十四大區

宮田出張所

南第十八大區內一、二、三小區　同第二十三大區

一、松本生絲改所　檢査長　上條清七

南第一大區　同第二大區

同第四大區　同第五大區

同第九大區　同第十一大區內一、二、三、四、五、六、七、八、九小區

同第十一大區內二、三小區　大町出張所　南第十一大區內一、四、五、六、七、八小區　同第十二大區　同第十大區內十小區

麻績出張所　南第三大區

福島出張所　南第六大區　同第七大區　同第八大區

一、四賀村生絲檢査所　檢査長　北澤助七　南第十三大區內五、六小區　同第十五大區內一、二、三、四、五、六、七小區

平野出張所　南第十三大區內一、二小區　同第十五大區內八、九小區

上諏訪出張所　南第十三大區內三、四小區

木ノ下出張所　南第十七大區

西高遠出張所　南第十六大區

かくて生絲改所設置され提絲は總て該改所の檢査を經るに非ざれば管外へ販賣するを得ざる事となりたれども該改所の如きは官設に屬すと雖、全体の組織に制裁力を有せざるを以て犯則者を處分するの法規なく單に警告を加ふるに過ぎざれば有名無實の觀なき能はざりき此際に當り玉絲撚包み二緒揚の弊盛に行はれ且僞製濫造も世の進歩に伴ひ頗る巧妙を極め客易に之を判別し得られざるものあるに至る故に本縣に於ては該改所役員の請を容れ係官を派出し、共に之れが取締をなさしめたり。

明治十二年中生絲改手數料次の如し。

生絲改手數料收入調（明治十二年分）

勸業課

一、金百三十二圓三十錢九厘　小諸生絲改所　清水佐五兵衛
一、所四十六圓二十一錢二厘　飯山生絲改出張所　嶋津市重郎
一、金百二十九圓三十七錢八厘　稻荷山生絲改出張所　小出五十二
一、金三百七十九圓八十一錢一厘　松代生絲改所　松本愼藏
一、金三百圓五十三錢一厘　屋代生絲改出張所　唐木銀三郎
一、金六十三圓三十八錢八厘　平野生絲改出張所　小口佐左衛門
一、金九十六圓五十三錢七厘　松本生絲改所　內川平三郎
一、金千九百八十二圓四十錢　上田生絲改所　吉池定之助
一、金百九十六圓五十四錢九厘　中野生絲改所　白井長藏
一、金百九十五圓九十四錢三厘　生田生絲改出張所　吉池定之助
一、金十五圓二十五錢　福島生絲改出張所　藤澤平次
一、金三圓三十八錢　麻績生絲改出張所　馬淵義由
一、金十圓七十二錢六厘　木下生絲改出張所　小林德兵衛
一、金三圓八十四錢八厘　高遠生絲改出張所　北原壽三郎
一、金三十圓八十七錢五厘　穗積生絲改出張所　黑澤高次郎
一、金七十五錢二厘　諏訪生絲改出張所　小平彥四郎
一、金三十五圓五十六錢三厘　野澤生絲改出張所　箕輪久五郎

一、金十四圓七十二錢二厘　信岡生絲改出張所　內山嘉作
一、金三十六圓五十四錢二厘　須坂生絲改出張所　牧喜助
一、金三十七圓七十七錢四厘　長野生絲改所　牧野慶三郎
一、金十三圓五十七錢三厘　岩村田生絲改出張所　阿部保藏
〆金三千七百二十六圓六錢三厘

東行社生絲直取引の計畫をなす

明治十一年四月上高井郡東行社は墺國と生絲の直取引を開かんとし、見本絲五種合せて八百五十七匁を本縣の手を經て勸商局へ差出したるに、勸農局に廻送して試驗の結果絲細きに過ぎ且、絲質和かにして之を輸出せば却つて本邦生絲の聲價を墮し將來取引に不都合を生ずる處あるを以て見合はすべき旨の通知ありしにより會社に於ては此旨を了し見本として差上せる生絲五斤の返還を求めたり。

願書

北大區第十七區八小區須坂町
東行社々長
小田切武兵衛
同副青木甚九郎
同副遠藤万作

奉申上候明治十年九月中澳國人生絲直買之儀請求有之御管下ニ於テ直取引有志之者ハ可申出旨御布令相成候處本年弊社儀乍恐蒙御保護直取引仕リ彼國ト信義ヲ永遠ニ取結營業進歩仕度志願ニ付今般澳國へ爲見本製絲五斤余則區別表相添奉差上候間乍御手數右品同國へ御遞送先方ノ好否御尋問被成下先方ヨリ請求ノ有無報知次第御下知被下度先方採用有之ニ於テハ社中ヨリ二名出港ノ上實際直談仕適宜之條約仕度企望仕候間何卒以御賢意右願之通至急之御處置被成下度此段奉願上候　以上

右

遠藤万作

青木甚九郎

小田切武兵衛

代理

長野縣少書記官　松野鶴殿

製絲區別表

長野縣管下北第十七區八小區

信濃國高井郡須坂町

東行社

工女總計八百名	星分	區別製高	勤業月日	製絲法方	年中製出高
内七百名	金星	二千四百斤	四月ヨリ十二月迄	焚火製	凡積八千斤
	銀星	四千四百斤			
	朱星	千二百斤			
内百名	金星	千〇五十斤	四月ヨリ十二月迄	蒸汽製	凡三千五百斤
	銀星	千九百二十五斤			
	朱星	五百二十五斤			

凡積斤數總計一万千五百斤

右之通取調仕候處相違無御座候以上

東行社

副社長　遠藤万作

同　青木甚九郎

社長　小田切武兵衛

代理

長野縣少書記官　松野篤殿

器械製絲目改記

一、焚火製絲　金星　拾カナ

此目　百七十五文目

同　銀星　拾カナ

此目　百七十五文目

同　朱星　拾貳カナ

此目　百六十一文目

〆　五百十一文目

一、蒸汽製絲　金星　拾カナ

此目　百七十五文目

同　銀星　拾カチ

此目　百七十一文目

〆　三百四十六文目

惣目〆　八百五十七文目

右之通製絲見本差出候處確實候也

東行社

副社長　遠藤万作

同　青木甚九郎

社長　小田切武兵衛

代理

長野縣少書記官　松野　篤殿

乙第八十八號

勸甲第百十九號ヲ以テ御管下高井郡須坂町小田切武兵衛外二人ヨリ澳國ヘ生絲直取引之義ニ付見本絲原價書願人共ヨリ差出候分御回送落手尚勸甲第百三十三號ヲ以テ中野町製絲所麿山尚光外一人ヨリ前同樣直取引懇望之趣ヲ以テ云々御照會之趣トモ了承前書須坂町ヨリ差出候見本絲此程着ニ付勸農局ヘ差廻シ試驗爲致候處別紙ノ通ニテ彼ノ請求ハテトロ十六ヨリ十八デニールニ付何分細過ギ殊ニ湯加減ト相見ヘ絲質和ラカニシテ之レ等ヲ輸送及ビ候テハ却テ希望ヲ失シ本邦生絲ノ聲價ヲ落シ將來取引上ニ不都合可有之ニ付今一層精撰致シテトロ十六ヨリ十八迄ノ分製造御申付前書御差送之分ト引替申度且中野町之分ハ日今着品不致得共若シ須坂町同樣ノ品ニ候ハヾ之又再製御差廻シ相成度右ハ這般御回シ申置候見本絲ニ倣ヒ製造候樣御諭達有之度因テ試驗表三葉相添回答旁此段及御照會候也

明治十一年五月廿三日　　勸商局長

內務大書記官河瀨秀治代理

內務省權少書記官　鈴木利亨

長野縣權令椙崎寬直殿代理

長野縣少書記官　松野　篤殿

澳國御廻送被成下見本生絲勸農局ニ於テ御試驗表並ニ見本絲御添御下知被成下難有奉了承候右ハ先般貴君樣ヨリ生絲量目ノ義御伺申處日本量目十六ヨリ十八迄ト承候故右量目ニテ製絲差上候然處西洋量目ニテハ我量目二十ヨリ二十三

ニ相當リ此太サノ絲ハ弊社工女ノ義ハ工藝未熟ニテ太向ノ絲相揃製絲ハ製出致兼殊ニ當春所持ノ繭ハ皆下等繭ニテ迚モ難製候間何レ本年新繭出來ノ上工女ヘ勉強爲致追々上達之上明年ニモ製出奉差上度ト存居候間此段御執成之程奉願上候

且先般差上候見本絲五斤金嵩之義ニ御座候得バ御返却ニ相成様御所分被成下度此段奉懇願候以上

明治十一年五月一日　　須坂町

青木甚九郎

小田切武兵衛

長野御廳第二課

本多勝柄様

十月内務省は速水堅曹に命じ群馬、長野二縣の製絲業を視察せしむ當時巡回視察をうけたる本縣各地の製絲場及其講評左の如くなりき。

「十一年十月速水堅曹長野群馬兩縣巡回

十一月十日信州小諸に至り高橋平四郎の器械を一見す

同十二日縣廳に至り勸業事務の談判を成す

同　十三日　縣廳の製絲所を一見す（大里忠一郎の建設なり）五十人繰にして可なり整頓す然れども官業たるを以て永續覺束なしと思考す。

同　十四日　中野製絲所雁田製絲所等一見す中野器械は昨年に半減して改正す當時田中組の賃挽たり雁田村器械所は

大に進歩すと雖も資金甚乏しく田中組と合併す。

同　十五日　須坂松代等の器械を見分す。須坂は昨年に比すれば大に進歩す。東行社の小器械も昨年皆官の説諭に隨ひ當時一月二千斤餘を製作するといふ。

同　十六日　松代西條六工社を見分す六十人繰にして大に改正を加へたり。

二十一日　上田町に於て當所有志輩に生絲改良等の方向を説諭す。

二十二日　小諸に於て綾取ある新製揚枠を作らしめたり本日輕井澤旅店松本より吉池貞助大井榮作來て器械設置の利害を問ふ。依て綿密に教示す。」

明治十一年中信州生絲横濱入荷調

松代器械所生絲		英　斤	五千三百八十五斤七分五厘
上田	同	同	一万四百三十九斤七分五厘
諏訪	同	同	五万六千二百五十三斤七分五厘
伊奈	同	同	一万二百四十九斤五分
木下	同	同	二百十七斤五分
飯田	同	同	四千百五十二斤
宮田	同	同	二千百六十二斤二分五厘
中野	同	同	二千四百七十二斤七分五厘
松本	同	同	一万七千三百八十九斤五分

須坂同	同	一万四千五百五十斤七分五厘
阿島同	同	千四百一斤七分五厘
高遠同	同	二千五百七斤二分五厘
長野同	同	二千五百二十七斤五分
四賀同	同	二百九十二斤五分
赤穂同	同	三千四十五斤七分五厘
大町同	同	二百七十四斤五分
小諸同	同	千三十二斤
木曾同	同	千二百十六斤五分
小布施同	同	二百七十七斤五分
山本同	同	三百七十二斤
福島同	同	六百二十五斤五分
川中島同	同	五百八十五斤七分五厘
飯島同	同	三百九十六斤七分五厘
佐久同	同	三百四十九斤五分
合計	同	十三万九千百七十八斤二分五厘

同手取生絲

上田	英斤	十九万五千八百八十二斤	
佐久	同	二千七百五十四斤	
屋代	同	一万千八百三十七斤二分五厘	
諏訪	同	八千八百八十三斤七分五厘	
小諸	同	一万二千七百三十八斤七分五厘	
伊奈	同	七百五十斤七分五厘	
松代	同	一万五千九百二十七斤七分五厘	
飯田	同	三百六十六斤七分五厘	
中野	同	一万千八百九十五斤二分五厘	
高遠	同	六百三十斤	
松本	同	五千七百二十一斤	
生田	同	一万五百七十五斤七分五厘	
長野	同	四千二百七斤五分	
福嶋	同	百六十二斤	
赤穂	同	百五十九斤七分五厘	
飯山	同	千五百五斤二分五厘	
須坂	同	二千八百五十六斤	

四賀　同　九百八十三斤二分五厘
依田　同　九百十三斤五分
岩村田　同　千六百五十八斤二分五厘
穂積　同　三百九斤
合計　同　二十九万六百七十七斤五分

同山繭絲

松本　英斤　三百七十斤五分

三口合計　四拾三万二百二十六斤二分五厘

同附屬品

信州眞綿　英斤　四百五十斤七分五厘
同屑糸絲　同　三万九千百二十三斤二分五厘
同出賣繭　同　五万六千八百十一斤七分五厘
同生皮苧　同　十五万二千七百十二斤

右ハ長野縣ヨリ御照會ニ付昨十一年度生絲其他附屬品本港ヘ入荷ノ斤數取調差出ベキ旨御達ニ付取調候處前書之通リ相違無御座候也

明治十二年二月

生絲檢査所

總理代　藤澤九郎兵衛

第十節　器械製絲の改良

一、長野縣製絲場の設立

明治九年は絲價未曾有の好況を呈せしかば、蠶種の海外輸出不況後漸く製絲業の盛大に赴かんとする本縣製絲業に益々拍車をかけ大小の製絲場各所に創設せらるゝに至れり。然れども何れも目前の小利に汲々として永遠の國利民福を念とする者尠く依然粗製濫造相繼ぎ本邦名産の聲價を失墜せしむること大なりしかば、本縣當局に於ては屢々告諭を發し取締を嚴にし、係官員を出張せしめて巡視檢査せしむる等百方手を盡せしも、此弊風は容易に改まらざりき。於此當時本縣勸業掛たる本多勝柄の如きは長野に模範工場を建てゝ實地指導等を行ふに非ざれば百の訓令も無効なるべしとの意見を開陳したりき。

たま〳〵明治十年八月勸業局書記官速水堅曹縣下製絲場を巡回して實地示諭の後「何レモ不宜ニ付辨利ノ地ニ當國ノ龜鑑トナルベキ製絲場ヲ開クベシ」[註一]との意見を本縣當局に進言して去られしかば、本縣に於ては製絲の品位改良を圖り範を縣下製絲場に垂れんが爲に勸業資本金を以て上州富岡に模し地を縣廳の南に卜して製絲場を設立するに至れり。

長野縣製絲場附近圖
（明治十二年）

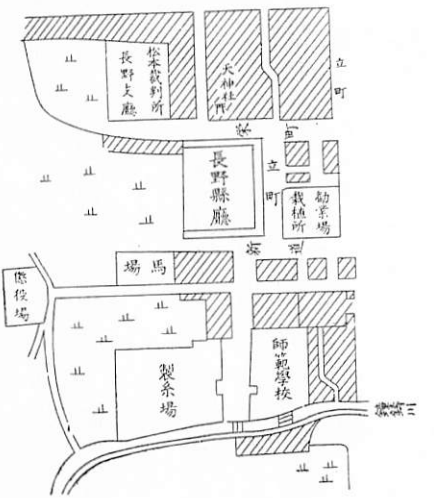

註一

九月十八日

權令 楯崎

少書記官 鷹野正雄

第二課 宮崎 神田

今般速水堅曹管下南大區製絲場巡回ニ付鷹野正雄出張被候命處製絲場器械之儀何れも不宜隘テ品位も落座繰ノ絲ニ壹歩ヲ讓ル程ノ絲有之全製絲器械掛方不相辨只々目下之利慾ニ走リ候而已ニテ永世産業ノ目途ニも相成間敷就テハ當國之龜鑑ニ可相成製絲所ヲ辨利之地に立并右本社ヲ設立候樣縣廳ゟ御世話有之方可然云々尤長官御出京之節御相談致し度趣同人ゟ談話ニ有之候

一巡回之儀も上田ゟ筑摩郡へ出夫よゟ伊那諏訪之兩郡ヲ經テ小縣郡長久保驛ニテ同人ト相別一昨十五日歸縣仕候。

卽速水堅曹の意見によりて本縣に製絲場建設の議起り、同年十一月には當時縣下斯道の先覺者たる大里忠一郎を雇ひ其準備を爲さしめたり。

當時長野縣より大里氏に與へたる辭令次の如し。

大里忠一郎

第二課當分雇申付候事

明治十年十一月

之によりて大里氏は一時縣雇となり製絲場建設準備の爲上京し種々奔走劃策する所あり其間の消息は次の書類によりて推察するを得べし。

明治十年十二月廿八日　　權令　名通信

第二課

第六課

第二課屬

大里忠一郎

一金七圓

右ハ生絲器械周旋等之爲出京中一時御雇入相成候處昨廿七日歸縣然ル處方今本課ニ於テ同人可爲取扱程之事務モ無之ニ付一ト先解職被命置追而器械場着手之際更ニ御登庁相成可然哉就テハ今般我々出京被命滯京中周旋方等ニテ彼是奔走致し候次第も有之候ニ付特別之譯ヲ以書面之通御手當金御下賜相成候樣仕度併テ相伺候也

二申本條御聞濟之上ハ左案ノ通辭令御下附相成可然哉

大里忠一郎

長野縣

大里忠一郎

第二課雇差免候事

十一月廿八日

金七圓

今般出京中製絲器械周旋方等骨折候ニ付頭書之通下賜候事

十二月廿八日

長野縣

偶々翌明治十一年明治大帝北陸御巡幸仰出され本縣下御通過の事となりしかば此際本縣産業狀態、就中製絲業の實況を天覽に供し奉らんが爲此計畫は極めて迅速に實行さるゝに至れり。而して其設立の趣意は一部の人々の唱ふるか如く御巡幸の際天覽に供し奉らんが爲に設立せられたるものに非ざる事は本縣農商課明治十一年御用留に

「長野縣下は養蠶著名の場所にして其方法夙に開け製絲も隨而多し。然れども製絲の術未だ精美に至らざるを以て品價優等ならず、惟ふに、從來官之勸奬盡さざるに非ざれども畢竟、說諭之一分ニ止リ工業之實驗を示さゞるによる。仍而縣廳に於て一の製絲器械所を設立し製絲之術をして愈々進歩せしめんが爲め蒸氣器械二十五人取製絲所を縣下長野町に設立之義已に本年六月中主務省に禀議の上目今營繕中にあれば出來の上は黽勉戮力其實理を明らかにして管下の標準になさんと」

とあるによりて縣下の模範工場として設立せられたるものなる事明らかなり。本製絲場の創立は、

縣記錄及び明治十三年長野縣製絲場業務沿革總說によれば上州富岡製絲器械に模擬し官有地七反七畝廿四歩を拂下げ現今、信濃教育會館及び同教員互助會等のある地より、長野新聞社、刑務所等の敷地に間口二十三間奥行五間の

製絲工場を始めとし工女部屋、食堂事務所、蒸汽釜場工女浴殿、表門番所其他附屬建物等を建築し器械は當時埴科郡西條村六工社長たりし大里忠一郎を本縣第二課當分雇とし、東京に出張せしめて之を購入し總工費一萬一千八百四十六圓四十三錢を費して同年九月迄に全部落成せるが如し。

製絲工場の受負者は不明なれども工女部屋食堂は埴科郡西條村六工飯島市藏の受負にして同家に

「　　大工棟梁　　飯島市藏

白斜子壹反

製絲場內工女部屋食堂請負方勉勵致し速に落成候段奇特ニ付頭書之通賞與候事

明治十一年九月　　長野縣第二課

と北村方義筆の褒狀を有すること及び同年九月九日明治大帝御巡幸の際製絲の實況を天覽に供せる事實より見て推定するを得。

當時本縣各地の製絲工場に用ひられたる汽罐は、極めて不完全なる銅製の釜なりしが本縣製絲場使用のものは前記大里忠一郎を東京に出張せしめて購求せる英國製六馬力の物にして其價格も別表の如く弐千弐百三十六圓六錢六厘に達せる其時代の諸物價（米一石代五圓廿五錢）に比し極めて高價なるものにして、運輸機關の不備なる時代なりしを以て東京より牛車に牽かせ碓井峠を越え漸く長野迄運搬し來れるものなりしといふ。

猶器械は鏡鑄川の水を分水し現在刑務所より瀧となりて流出し居る邊より引き來りて竹村差入所の裏手に徑一丈の水車を仕掛けて之を運轉せしめたり。

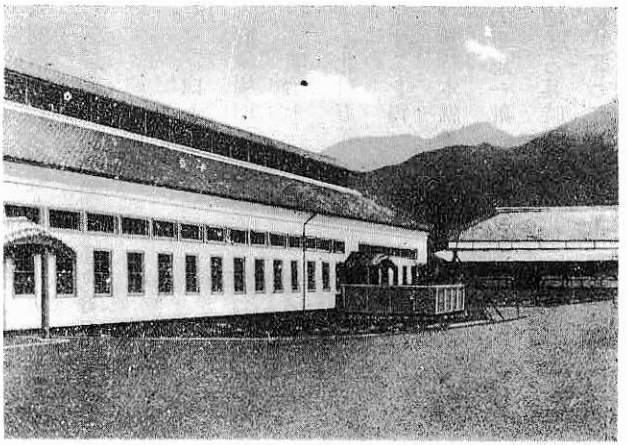

（長野縣製絲場之圖）

長野縣製絲場を正門（現在信濃教育會正門のある邊）より寫したるものにして左手は繰絲場及揚返所、結束所正面は食堂事務所繭取扱所工男寄宿所前面は貯水所なり。此他右手に二階建の工女寄宿舍ありたれども寫眞には入らず。尙繰絲場は少しく改造して現在長野新聞社となる。

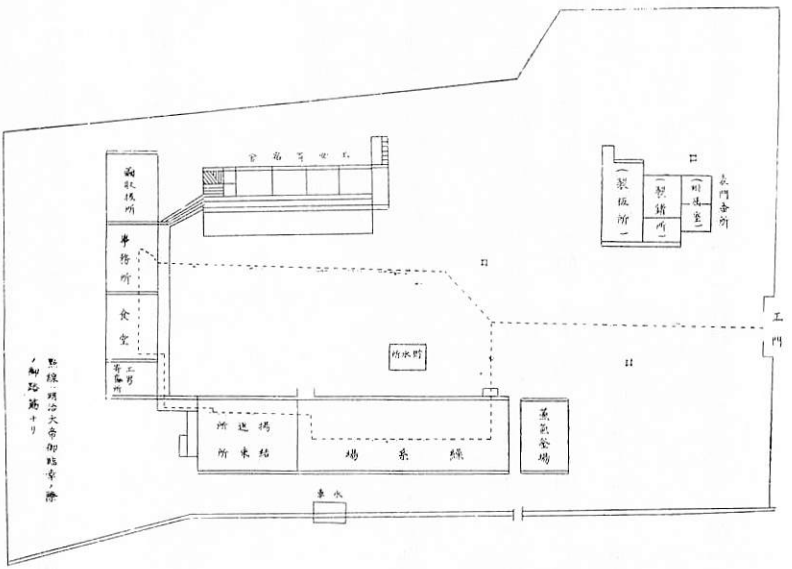

川　鑄　鐘

一、金九十一圓七十六錢三厘　永山庄吉持家買上代
一、金　五　圓　同人手當金下與
一、金二千二百五十四圓九錢七厘　製絲場一棟代
一、金四百七十三圓二十三錢七厘　事務所　同斷
一、金千八百三十七圓八十錢　工女部屋食堂二棟
一、金六百六十一圓八十九錢　土藏　一棟
一、金百十八圓八十五錢　土藏前廊下
一、金八十六圓三錢六厘　蒸汽釜場一棟
一、金四十五圓四十五錢　表門番所一棟
一、金三十五圓六十錢　建築小屋取役入費
一、金九十圓八十四錢八厘　疊百二十七疊新調
一、金十六圓七十六錢五厘　工女浴場其他
一、金五十九圓二十五錢　硝　子　代
一、金百四十二圓五十八錢五厘　建築ニ要スル入費
　但大里忠一郎請持分
一、金百二十一圓八十錢　食堂前廊下屋根用

一、金二十七圓六十八錢九厘　工女湯殿一ケ所木材代
一、金三百五十九圓六十三錢六厘　表門並外圍板塀一式
一、金十圓十錢四厘　土丹板其他運賃
合金六千四百三十八圓四十錢八厘

製絲器械入費

一、金九百九十七圓十九錢九厘　器械製造費
　但シ大里忠一郎請持分
一、金六圓十六錢四厘　鐵丸棒代
一、金三百二十三圓九十五錢　眞鍮四尺四方板金代
一、金十五圓　象皮
一、金二圓四十七錢　カラクリ鋲千本代
一、金七十六圓五十六錢　鐵板代
一、金二圓六十錢　ゴム板代
一、金七圓　白玉五十六代
一、金十三圓四十七錢五厘　眞鍮捻じ鋲大小代
一、金六圓　ペンキ代
一、金四十五錢　ケーシ硝子代

一、金四十五圓五十八錢三厘　鐵丸棒並角棒
一、金七圓九十錢　生ヅーク買上代
一、金　三　圓　製絲座操器械壹組代
一、金三圓五十七錢二厘　千本秤外小秤代
一、金二十六圓二十錢八厘　鐵ネジ鋲五千四十本
一、金三圓五十錢　八角時計一個
一、金十二圓　大時計　貳個
一、金四圓二十五錢　八角時計　壹個
一、金四圓八十一錢四厘　硝子横濱より運賃
一、金二圓三十七錢五厘　鐵棒同斷
一、金十二圓二十三錢　同斷
一、金七十八錢二厘　同斷
一、金六圓五十五錢九厘　同斷
一、金四十五圓九錢三厘　同斷
一、金十三圓二十二錢二厘　同斷
一、金九百五十圓　二十五人取增築

合金二千五百九十一圓九十五錢六厘

一金千六百四十二圓五十五錢六厘　舊器械費分

一金五百八十圓　敷地買上代

製絲場所有品取調書

一、建　坪（附屬建物共）　三百八十一坪五合二勺

此築造費　金六千七十八圓七十六錢九厘

外　三百五十九圓六十三錢九厘

合　六千四百三十八圓四十錢八厘

一、敷　地　反別七反七畝廿四歩

官有地二種　金五百八十圓

一、製絲器械

此買上代價　金二千五百九十一圓九十五錢六厘

一、蒸汽鑵

此買上代價　金二千二百三十六圓六錢六厘

合計金　一万一千八百四十六圓四十三錢

內譯

金九千三百四十六圓四十三錢

但安曇村薪炭收益金ノ內ヨリ支拂

金二千五百圓

但縣税金之内ヨリ支出

かくて製絲場の設備は略々整ひたるも繰絲工女は急速に養成する能はざりしを以て縣下各工場より優等の工女二十五人を撰出せしめ、松代町六工社長大里忠一郎を長野縣雇に登用して工場の經營監督に當らしめ同町横田英子を製絲教師として明治十一年八月を以て繰業を開始せり。

但し左記人名は明治大帝御巡幸の際に書上げたるものにして平月とは多少異なる所あるが如し。

勸業工場職工人名書

一、器械製絲工女貳拾五人立

製絲教授　横田ゑい

製絲檢査　埴科郡西條村製絲場

檢査工女　福井かゝ　長谷川むま

製絲授業

同場

授業工女

富杭坂吉出玉

岡全西岡川川

と ふ ゑ ミ け

さ 孫 き さ み 末

高井郡中野製絲場

操絲工女

吉日永大柴鈴袖小大富

池野 井山本木山野 川岡

し 澤

を や ま よ た も あ ま ち ま ら

や う 川 る い ね ん さ 光

更級郡御厨村製絲場

操絲工女

遠松勝

藤本田

た つ む

か め ね

安曇郡大町村製絲場

操絲工女

種山曾

山岸原

そ み ゑ

光 ね み

諏訪郡下諏訪村製絲場

操絲工女　小松ろね　伊藤もる　藤森それ

諏訪郡平野村中山社

四百廻り試驗工女　小松くに

同

絲結工女　田中つや　濱（ゑり）ん

埴科郡西條村製絲場

操返し工女　相澤むさ　山田うさ

同場

操返し授業　白澤むさ　西條かつ

同場

熨斗絲　徳嶋ひさ

製絲場天覽の光榮に浴す

明治十一年九月明治大帝北陸御巡幸の砌龍駕本縣を過らせ給ひ、同月八日夕刻鳳輦は豫而行在所と定められ給ひし善光寺別當大勸進に駐まらせ給ひ、翌九日縣廳師範學校等へ成らせ給ひ當製絲場にも御臨幸遊ばさるゝ事となれり。

是より先本縣勸業課に於ては製絲場へ御臨幸仰出させらるゝや奉迎の準備おさ〳〵怠りなく從來行ひ居りし器械製絲の外に座繰製絲、眞綿製造、紬引、機織、秋蠶飼育、綿紡器械運轉、撚絲器械運轉、藍染麻製造等をも同場に於て天覽に供する計畫をたて、それ〳〵堪能の工人を縣下に募集して其事に當らしめたり。

此際器械製絲奉仕の光榮を擔へる者は前出の女教師横田英以下の諸孃にして座繰製絲其他の奉仕者人名は次の如し

二、座繰製絲工女拾壹名

埴科郡　黑彦村
　米澤　ゑか
同　郡　東船山村櫻堂組
　西村　なか
同　郡　松代村
　酒井　つる
水內郡　鶴賀村
　淺倉　ふう
同　郡　長野村
　松澤　ゆね
同　郡　妻科村後町
　鈴木　きな

一、眞綿掛工女　六名

田中よ志

高井郡佐野村

春日ぶん

中川きよ

兒玉らん

更級郡羽尾村

西澤なか

一、紬引工女　六名

埴科郡西船山村杭瀬下組

上原[illegible]

小林[illegible]

小林[illegible]

上原ぶん

森い志

小林[illegible]

同村　同組

一、機械工女　貳名

青木ちそ
森　ふさ
伊藤つは
瀧澤すの

同郡　東船山村櫻堂組
西村まは

更級郡羽尾村
西澤ゑき

一、秋蠶飼育方

水內郡長野町
佐藤半左衞門二女
藤澤せゑ

小縣郡住吉村
矢澤きみ

渡邊平太右衞門
筑摩郡信樂村

一、新發明綿紡器械運轉　赤羽金次郎　野村孫太郎

一、同　筑摩郡波多村　臥雲辰致

一、同　同郡南深志町　横山與一郎

一、同　安曇郡倭村　上兼與四郎

一、同　上條綾治

一、同　伊那郡里見村　龍口重内

一、同　右同人

一、撚絲器械運轉　筑摩郡筑摩村　窪田武外七名

一、同　藍染

水內郡栃原村志垣組　　岡本五郎治

筑摩郡福島村　　田下兼太郎

同郡讀書村　　勝野玉吉

一、紙漉並麻製造

一、木曾産駒　貳頭

當時此の奉仕の光榮に浴せんと募に應ぜる人々の中には僅十三歳の少女にして熱心に志願し掛官を感動せしめて出場せる更級郡羽尾村西澤久左衛門娘なかの如き、七十八歳の老媼にして進んで出場奉仕せる埴科郡東船山村櫻堂組西村龍右衛門母の如き奇特の者もありき。

北第拾四大區三小區

更級郡羽尾村

西澤久左衛門娘

なか

拾參歳

座繰製絲工女

右之者儀優等之工女ニ付過日拙者在宅中勸奬仕候所篤ト家內申談事之上返言可及旨申候ニ付其儘出縣數月滯留仕居候所右留守中出場致シ度旨拙家內之者へ申置着服類其他悉皆用意仕候旨一昨夜中歸宅ニ付承知驚キ入右ニテハ壹名過

分ニ相成候間差止メ度懇々説諭仕候得共少年之弱心ニテ啻々悲歎痛泣仕居候實ニ觀ルニ不忍困難ノ儀ニ御座候間右壹名御増加被成下度尤座繰器械及諸道具等ハ悉皆取壊前垂板掛場之儀モ八間之所ニテ都合好壹名居並不体裁之儀モ無之候間此段出格之御愛憐ヲ以御聞届ヶ被成下度伏テ奉懇願候也

明治十一年九月五日

製絲場工女世話掛

唐木銀三郎印

長野縣令楢崎寛直殿

紬引工女の內

北第拾貳大區五小區

埴科郡東船山村櫻堂組

西村龜右衛門母

う

は

七十八歳

右之者儀此方ヨリ勸奨不仕候得共身體健康ニテ累年事業無懈怠仕來り本人及子孫之者ニ至迄志願ニ付聞屈候事

（下略）

明治十一年九月一日

製絲場工女世話掛

唐木銀三郎

長野縣令　楢崎寛直殿

かくて光榮の明治十一年九月九日重陽の日は來れり。此日陛下は午前八時行在所御發輦御馬車にて縣廳へ御臨幸楢崎縣令以下の官員御門外に奉迎申し上げ縣廳御巡覽の後師範學校に成らせられ次に當場に御臨幸遊ばされぬ。其次第は次の如し。

勸業工場へ臨幸之節手續書

一、師範學校ノ儀式畢リ次ノ

臨幸ヲ勸業工場トシ警部二名御先導ヲナシ、縣令供奉ス。

但第二課ノ屬ハ將ニ御發輦ナラントスルノ時先ツ二名製絲場ニ至リ工女及蠶蠶、藍染等ノ就業ヲ整頓ナサシメ門外ニ奉迎ス。

一、御　着　輦　製絲之業並養蠶、藍染、供天覽終而　還御

此光榮に浴せる當場及本縣製絲業者は勿論縣民一般の感激と奮起とは蓋し今日吾人の想像も及ばざるものありしならん。

かくて從來稍もすれバ投機師と目されし製絲家も器械工女と卑下されし製絲工女も皇國第一の名産を製造し國家經濟上重大なる役割を演ずる大切なる事業家及び神聖なる勞働者たる事漸く縣民に理解さるゝに至り各製絲家は聖旨を奉戴して益々精良の品を産出せんことを心掛くるに至りしは蓋し當然と云はざる可らず。

然るに此地水利に乏しく水質極めて惡しく絲質に惡影響を及ぼせるを以て井を鑿つこと三ケ所に及びしが試驗の結

果何れも思はしからざりしかば貯水槽を設けて汚物を濾過し種々苦心の結果漸く清水を得て絹質光澤共に良質のものを製造し得るに至れり。

ついで同年八月廿五人立を増設の計畫をたて八月十二日漸く竣工して合計五十人立の工場とし工男女合せて八十人（實際工男六人工女六十八人）を使用し同年の生絲生産高四百六貫五百五匁七分に及び、其價格も百斤八百六十二圓に達するに至れり。

氷と製絲との關係に就ては本書諸所に出づと雖も之に關し製絲家の留意せる長野製絲場及須坂製絲家の如きはなかるべし今明治十三年四月告示せられたる製絲場用水定性分析表を見るに、其苦心の痕察すべきものあり參考の爲左に之を掲ぐ。

製絲場用水假試驗告示

抑モ河水及井水ノ含有成分ヲ化學上ニ於テ分析シ其性量ヲ定ムルノ甚ダ難事タル世人ノ普知スル處ナリ之レニ其含有成分ノ量僅少ニシテ（千分ニ付テ比例ス）尋常ノ試驗ヲ以テ容易ニ檢出シカタシ故ニ其術ニ熟練セル者ヲシテ之レニ施用スル完全ノ器械及ヒ藥品ヲ備フルニ非ラサレハ實施シ能ハサル處ナリ然ルニ予カ如キ未熟者ニシテ且ツ所要ノ器械藥品モ全カラスシテ豈能ク其詳悉ヲ得ヘキモノナランヤ然レトモ今所有ノ試藥ヲ以テ假試驗ヲ行フト雖モ其定性ニ於テスラ判然決シ難キモノアリ況ンヤ其定量ノ如キニ至リテハ固ヨリ及フ處ニアラス元來水ハ其所在及ヒ含有成分ノ量ニ由テ其硬軟純雜ノ性質ヲ異ニシ從テ之レヲ使用スルノ功害モ亦自ラ差異アリ仍テ其硬軟ノ度ヲ定メント欲スルモ上記ノ如ク之レヲ分析シテ其性量ヲ定ルニ非サルヨリハ得テ能ク確定シタキ處ナリ（然レトモ表ニ記スル如ク第二號殊ニ第三號ハ硬水ニ屬スト云フモ大過ナカラン）而テ今左表ニ列記スル鹽基及酸類ヲ保有スルヤ試驗ニ於テ證スル處ナリ

明治十三年四月

病院藥局　小柳祥一

第一號鐘井堰流水定性假試驗表

石灰	著明
苦土	著明
曾靑母	小量
剝篤叟母	小量
硫化水素	不應
暗母尼亞	痕跡
硝酸	僅微
亞硝酸	極微
遊離炭酸	不應　但シ蒸發ノ際飛散セシナラン
硫酸	著明
塩酸	多量
燐酸	ナシ
亞酸化鐵及酸化鐵	ナシ
有機物	僅微
反應	中性
清濁及色	蒸發セルモノ淡褐色ヲ帶ブ
臭	蒸發セルモノ微ニ腐木ノ如キヲ覺ユ

第二號　鐘井堰流水定性假試驗表

石灰	多量
苦土	著明
曾靑母	適宜
剝篤叟母	小量
硫化水素	不慮
暗母尼亞	不應
亞硝酸	痕跡
硝酸	極微
遊離炭酸	不應　但シ蒸發ノ際飛散セシナラン
硫酸	著明
塩酸	適宜
燐酸	ナシ
亞酸化鐵及酸化鐵	ナシ
有機物	小量
反應	中性
清濁及色	蒸發セルモノ淡褐色ヲ帶ブ
臭	蒸發セルセノ微ニ腐木ノ如キヲ覺ユ

第三號汲間井水定性假驗表

石灰	多量

苦土　多量　　硫酸　多量
曾青母　適宜　　塩酸　過多
剝篤斐母　小量　　燐酸　ナシ
硫化水素　不應　　亞酸化鐵及酸化鐵　ナシ
暗母尼亞　痕跡　　有機物　小量
亞硝酸　極微　　反應　中性
硝酸　極微　　清濁及色　蒸發セルモノ淡褐色ヲ帶ブ
遊離炭酸　不應　但シ蒸發ノ際飛散セシナラン　　臭　蒸發セルモノ微ニ腐木ノ如キヲ覺ユ

かくて長野縣製絲場も明治十二年には設備の完成に伴ひ内容も略々整頓し、同年十月製絲場内規則、事業規則、教師心得、工女取締規則（ロ女ヘロ達）工女等級、工女寄宿舍規則等の諸規則制度等も發布せらるゝに至れり。而して是等諸規則も縣下の模範工場より發布せられたるものなれば縣下諸工場に於ても範をこゝにとりしもの多かるべきを以て煩を厭はず左に其全文を掲ぐ

製絲場内規則

第一則

工女及工男ハ毎月三回ノ休日十日廿日卅日ヲ除キ必ス毎日定則ノ時間中製絲場ヘ出席シ各業ニ從事シ恣ニ時間ヲ伸縮進退スルヲ許サス

但シ大祭日等ニ當リ臨時休暇ヲ與ナサシムルトキハ其時々掛リ官吏ヨリ通告スヘシ

第二則

教師ヨリ教授スル處及ヒ指揮スル處ニ於テ必ス違背スヘカラス尤モ教授スル所ノ意味了解シカタキ時ハ反覆質問シテ其要旨ヲ不謬樣注意スヘシ

第三則

工女工男各業ニ在ル時間中ハ其座席ヲ離去スルハ勿論猥リニ交話スルヲ禁ス

第四則

教師ノ指揮ニ違背シ我意ヲ主張スルカ又ハ怠惰教ニ從ハサル者アル時ハ教師ヨリ其事情ヲ事務所ヘ届出所分ヲ乞フヘシ

第五則

就業中發病等ニテ退席セントスルモノハ其旨教師ヘ相届ケ然ル後退席スヘシ

余シ急症ノ發病ハ此限ニ非ス

第六則

毎日請求渡シ繭並製絲トモ各自必ス鄭重ニ可取扱事

右規則ノ條々可相守者也

明治十二年十月　　長野縣

事業規則

一、日數二十五日以上就業ノ者ヘハ相當ノ賞ヲ與フルコト

但シ各自給料五日分ノ金額ヲ超過セサルコト

一、日數十日未滿就業ノ者ヘハ等級ヲ附セサルコト

一、就業中事故アリ取仕舞致サス引込候者ハ取掛ケノ繰絲ハ代リノ者ニ附與候事

一、病氣引籠ノ者全快ノ上出勤候共釜明キ候迄ハ外就業ヘ相廻シ候事

一、日々等級ヲ調査等級ノ順序ヲ以テ各自釜ノ位置ヲ相定候事

右ノ通相心得就業可致事

明治十二年十月　　長野縣

教師心得

一、繰絲ノ業ニ關スル事柄ハ一切之ヲ擔任スルコト

一、就業中ハ專ラ工女ノ勤惰巧拙ヲ見廻リ意ル者ハ之ヲ戒メ拙キ者ハ懇ニ教ルモノトス

但シ本文ニ授スルヲ本旨トナスト雖モ繭ノ口立アシキカ又ハ絲口付ケ方宜シカラサル者等アルヲ認ムル時ハ手ヲ下シテ之ヲ教ルコトアル可シ

一、毎朝工女ノ出勤簿ヲ調理シテ病氣引等ノ者アルトキハ掛リ官員見廻リノ節其事由ヲ相届可申事

但シ就業中症ノ輕キ病氣ニテ退席スル等ノコトハ業ノ終リシ後ニ其旨相届可申事

一、工女病氣引有之節ハ直チニ跡代リノ人繰リ致シ明キ台等無之樣精々注意ス可キコト

一、午前午後ニ一時半宛助教ト交替シ其傳習ノ席ニ就キ工女ヲ教ルコトトス

但シ替リ合ノ時間ハ時宜見計ヒタルヘシ

助教心得

一、助教ハ教師ニ亞クモノニシテ專ラ教師ヲ補助スルモノトス

一、新工女業前傳習方ヲ專務トス

但シ新工女ニ非ルモ繰リ方未熟ナル者アルトキハ直ニ其席ニ就テ之ヲ教ルモノトス

一、博覽會出品試驗絲ノ如キ其精好ヲ要スルノ類ハ之ヲ繰取スルコトアルヘシ

一、午前午後ニ一時半宛教師ト交替シ繰場ヲ見廻ルトキハ教師ト異ナルコトナシ

口女ヘ口達の寫

一、工男部屋其他賄所等ヘ猥りに出入するを禁ず若し止むを得さる用事有之時は入口に於て應接し其用を辨すべし

一、諸買物等有之小使に應接するの外猥りに湯呑所に於て雜談するを禁ず。

一、親戚等對面の節は必ず面謁所に於て其用を辨す可し湯呑所に於て談語し、又は出入口に於て應接するを禁ず

一、病氣引は勿論諸願届の儀は必ず部屋長へ申出部屋長より其事柄により教師又は取締へ可申立部屋長を經由せずして本人より直ちに申立つるを許さず

一、出勤簿に押印は正午の笛號にて午餐に就くの前に繰場に於て捺印すべし

但し小印失念の節は晩食後其旨部屋長へ申出押捺を乞ふべし

一、火災之義は災害其一已に止り候義に無之一度過失を生し候上ハ如何程後悔すると雖も又舊に復する事不能因て以來名々部屋には勿論寄宿場中火の之の儀別に入念相互に注意可致此段更及告達候也

二月十三日

寄宿工女中

擔當

工女等級調凡例

工女一ケ月間繰絲惣匁を就業日數に割合一日ノ業

絲匁	七十匁以上	金二錢八厘
同	六十匁同	金二錢七厘
同	五十匁同	金二錢六厘
同	四十匁同	金二錢五厘
同	三十匁同	金二錢四厘
同	三十匁以下	金二錢三厘

一、四百回試驗

一等賞四錢　十二半　十二半　十二半　十二半　十三

二等賞二錢　十二　十一半　十一半　十二半　十二

三等賞二錢　十一半　十二半　十二　十三　十三

四等無賞罰　十二半　十二半　十二　十三　十三

五等罰　十三半　十三半　十一　十一半　十一半

六等罰三錢　十二半　十二半　十一半　十三　十三

七等罰四錢　十二半　十〇　十一半　十四半　十四半

十〇以内十四半以上等外トス　此罰五錢

一、製絲品位檢査賞罰

一等品　賞三錢

二等品　同二錢

三等品　一　錢

四等品　同半錢

五等品　無賞罰

六等品　罰半錢

七等品　同一錢

等　外　同二錢

一、絲匁增減賞罰

絲匁　一匁增賞一點

絲匁　一匁減罰一點

一、絲結ビ給料

一等給金二圓弐拾五錢　但シ一ケ月就業日數二十五日トス

二等給金二圓　同

三等給金一圓五十錢　同

四等給金一圓廿五錢　同

五等給金一圓　同

一、新工女傳習中ハ雜業並ヲ以給料ヲ附與スルコト

但シ巧拙ニヨリ一ケ月又ハ一ケ月半ノ傳習ヲ要スルコトアルモ日數ニ應シ附與シ賞罰共無之コト

一、凡例中繭質ノ良粗季候ノ寒暖日ノ長短ニヨリ一定不變ノモノト成シ難キノ類ハ其時適宜斟酌スルコトアルベシ

一、揚枠工女給料　上等一ケ月金一圓ノ割下等一ケ月金七十五錢ノ割

一、雑業工女給料日當金二錢五厘

長野縣製絲場工女寄宿所規則

一、工女日々事業ノ儀ハ製絲場掲示規則ノ通リ可相守事

一、製絲傳習ノ儀ハ教師授業ノ通リ相心得諸事差圖ニ隨ヒ從事勉強可致事

位シ休暇日又ハ餘暇アル時ハ讀書算筆縫裁ノ業ヲ可心掛事

一、入場期限中ハ猥リニ退場ヲ許ササルコト

但シ不得止事故有之退場相願候者ハ事情巨細相認メ親戚並戸長證印ヲ受ケ申出候得ハ詮議ノ上差許スコトアル可シ自己ノ都合等申立候トモ一切採用不相候事

一、入場中不得止事故有之五日以内ノ歸省ヲ願フ者ハ其旨親戚ヨリ書面ヲ以テ可願出事

一、工女十八人ヲ一組トシ部屋長一人ツヽ相定候事

但シ部屋長ノ儀ハ一、二等工女ノ内ヨリ相撰之候事

一、銘々本籍戸主ヘ割符渡シ置用事有之應接ニ來リ候者ハ右割符持來可致割符無之者ハ親戚タリト雖面會ヲ不許事

位シ割符持參ノ者ハ事務所ヘ相届ケ許可ノ上對面可致尤モ應接所ニ限リ可申事

一、掛リ官吏部屋見廻リノ節ハ銘々正座シ一禮可致事

一、期限中休暇ノ外門外ヘ立出候儀一切不相成候事

位シ遊歩等ニテ外出ノ砌一人ハ不相成二人以上連歩差話スト雖モ出入必ス事務所ヘ可相届尤モ門限ハ午前第六時ヨリ午後第六時ニ限リ候事

一、外出ノ節ハ勿論部屋内タリト雖モ進退擧動總而謹肅ヲ旨トシ婦道ニ背戻ノ所業一切致間敷事

但シ戯言小謡高聲及袒裼等惣テ不品行ノ儀無之様心掛可申事

一、身體ハ勿論衣服等可成丈清潔ニ可致事

位シ衣服洗濯化粧等ハ休日タルヘキ事

一、病氣等ニテ出勤致シ兼候節ハ部屋長ヨリ教師ヘ相届可申事

一、工女部屋ヘ掛リ官吏ノ外男女トモ一切立入申間敷候事

但醫師並按摩等相招候節ハ事務所ノ許可ヲ得テ招入ス且ツ昊服小間物諸商人女髪結等一切出入ヲ不許事

一、工女部屋出入口鎖鑰ノ儀ハ取締ニテ預リ置キ開閉ノ節ハ自身取扱可申事

一、出火其他非常ノ節ハ官吏差圖ノ上一縷ニ相成立退可申事

右之條堅ク相守リ履行可致事

明治十二年十月

越而明治十三年には繭乾燥貯藏等の爲に繭室を新築し、又縣下各地の製絲場指導者養成の目的を以て工男生徒を募り左記五名を採用して製絲の學理と實際とを授けしが在學中其教科作業等に不滿ありて別項の如き歎願書を提出して多少の動搖をなせるも短期間の事とて程なく鎭靜せるが如し。

工男生徒

東筑摩郡　北深志町　小谷新七郎
南佐久郡　田口村　衣川早
東筑摩郡　塩尻村　吉水二郎
同郡　北深志町　上村正躬
南安曇郡　東穗高社　武田鷹三郎

歎願書

僕等身ノ不肖謭劣ヲ忖度セズ聊カ委ニ宿志ノ至願ヲ章句ニ編シ將ニ以テ請求スル處アラントス誠恐誠惶頓首々々謹ンデ書ヲ勸業課々長本多君ノ閣下ニ捧ゲ敢テ閣下ノ屢斷ヲ仰ント欲ス伏シテ惟ルニ黎民ヲシテ案寧ノ地位ヲ得シメ社

穫ヲシテ富強ノ基ヲ得ント欲スルニハ先ズ國産ヲ繁植スルニ外ナラズ國産ヲシテ繁植セシムレバ則チ國益々富ミ民益々安ンズ其レ之ニ依テ之ヲ觀レバ之ヲ精巧ニ製スルノ工者ヲ養成セズンバ有ル可ラズ今ヤ我國ノ實況ヲ觀一觀ズルニ當時產物ノ中生絲ヲ以テ最第トス其他陸續トシテ一々枚擧スルニ暇アラズ況シテ生絲ノ精良ヲ他縣ニ比較スルノ一點ニ至テハ中就吾縣下ヲ以テ精良ノ生絲ヲ製造スルノ術ヲ得タリトナス玆ヲ以テ之レヲ觀レバ堂々タル本縣ニ於テ晨ニ夕ニ鑒アリ以テ工男生徒ヲ招集シ他日此者ヲシテ精良ノ生絲ヲ製造シ猶一層今日ニ倍スルノ主意ニヨリ招集セシナラン幸ニシテ生等モ本課ノ允裁ヲ辱シ滋々汲々トシテ事業ニ從事スルコト玆ニ三四月當時尚規則全備セズ漸クニシテ經日規則ヲ編輯セラレ孜ク反覆熟讀スルニ第七條日々ノ課業云々ノ條ニ至ル每ニ未ダ嘗テ冊ヲ措テ慨歎セズンバナラズ玆ヲ以テ敢テ請求スル處アラントス諺ニ曰ク食ヲ欲スルニハ器ヲ先ニスト嗚呼生等ヲシテ本場ノ事業ニ從事スルモ規則ヲ先ニシテ以テ一々次序ヲ踏マスンハ何レノ時ヲ經過シテカ成業スルノ目的ヲ得ンヤ故ニ生等ノ志願スル處ノ課目ヲ別紙ニ概記シ敢テ裁許ヲ得ント欲ス幸ニ閣下ヲシテ憐察ヲ垂レ採用アラバ僕等ノ余榮之ヨリ大ナルハナシ恐惶敬シテ白ス

再願書

僕等前ニ筆ヲ閣スルニ臨ミテ目下尤モ憂苦ニシテ一日モ猶豫スベカラザル一事ノ出來シタリキ依テ閣下ノ煩勞ヲ顧ミズ尚復哀訴歎願スル處アラントス則チ他ニアラズ罹病等ノ費之ナリ忝クモ一ケ月手當金五十錢宛ヲ給與セラルヽト雖モ蓋シ此給與ヲ以テ無限ノ罹病費ヲ自便スルノ余剩アランヤ伏テ願クハ生等入場中總テ發起シタル諸病費ハ僕等滿期後月賦ヲ以テ返納致スベキニ付暫時恵借セン事ヲ閣下若シ前願共ニ特別寛大ノ仁惠ヲ垂レ至急英斷ヲ給ハラバ生等ノ幸福之レニ過ギズ依テ生等聊カ愚衷ヲ吐露シ哀訴歎願スルコト如此乞フ閣下之ヲ憐察セヨ　恐懼頓首

明治十三年八月五日

工男生徒

小谷新七郎
衣川早
吉水二郎
上村正躬
武田應三郎

長野縣勸業課長

本多勝柄殿

課目概略

操場事業

一、一人ニ付半日宛繰絲之事

揚枠場事業

一、生絲結方之事

一、テドロ及デニール取扱方事

一、セリメートル取扱方之事

面番所結事業

一、繭撰別之事
一、賞罰表編製之事
右
一、繰絲鍊一箇設置ノ事

以上

記

製絲場ノ内繭室ノ壁一式ノ見積リ出

但地坪九尺ニ五間ノ建

右仕様ノ儀ハ繭室垣方ハ戸隠竹ニテ立横共大繩ニテ垣壁塗リ方ハヒモ打大直シ中塗リ白シツクイニテ上塗リ仕候

但内ハ荒塗リ大直シ中塗リ白シツクイニ上塗シテ仕上可仕候

一、平　壁　坪　十九坪

但諸式ノ手間一式ノ内譯

一、戸　隠　竹　千百四十本　但シ一坪ニ付六十本ヅツノ積リ

代金二圓一錢二厘　但シ一本ニ付金一厘八毛ヅツ

一、大　繩　十五束二把　但シ一坪ニ付八把ヅツノ積リ並サケ繩共

代金一圓五十二錢　但シ一把ニ付金一錢ヅツ

一、粘　土　百　荷　但シ一坪ニ付五荷ヅツノ積リ

代金壹　両　　但シ一荷ニ付金一錢ヅツ

一、砂　十　駄　　但シ一坪ニ付半駄ヅツノ積リ

代金一両三十錢　　但シ一駄ニ付金十三錢ヅツ

一、ツ　タ　　但シ荒ツタ、ネコツタ共

代金二　両　　但シ一坪ニ付金五錢五厘ヅツ

一、石灰　十　俵　　但シ一坪ニ付金五十錢ヅツ

代金五　両

一、の　り　　但シ一坪ニ付金五錢五厘ヅツ

代金一　両

一、麻　ツ　タ　　但シ一坪ニ付金五錢五厘ヅツ

代金一　両　　但シ四寸、三寸

一、釘

代金三十錢

一、手　間　四十五人半　　但シ一坪ニ付二人半宛

代金十三両六十五錢　　但シ一人ニ付金三十錢宛

〆金二十八両七十八錢二厘

天井壁仕様ノ儀ハコマイノ儀ハ大竹ニテ横垣仕リ塗リ方ハ上下共荒塗リ大直シ小直シ中塗リ仕リ内ヨリハ白シツクイ

ニテ仕上可仕候

一、天井壁坪　九坪

但手間諸式ノ内譯

一、大　竹　二百本　但シ三寸廻リニ丈二間半一坪ニ付二十本積リ

代金五　圓　但シ一本ニ付二錢五厘ヅヽ

一、太　繩　五　束

代金五十錢　但シ一把ニ付金一錢ズツ

一、粘　土　五十荷

代金五十錢　但シ一荷ニ付金一錢ズツ

一、砂　四駄半　但シ一駄ニ付金十三錢ズツ

代金五十八錢五厘

一、ツ　タ　但荒ツタ、ネコツタ

代金　一　圓　但シ一坪ニ付金五錢五厘ズツ

一、石　灰　五　俵

代金二圓五十錢　但シ一俵ニ付金五十錢ズツ

一、の　り

代金五十錢　但シ一坪ニ付金五錢五厘

一、麻　ッ　タ　　但シ一坪ニ付金六錢五厘
　代金六十錢
一、釘　　四　寸　　但シ一坪ニ付三人積
　代金二十五錢
一、手　間　　二十七人　　但シ一人ニ付金三十錢ヅツ
　代金八圓十錢
一、入　口　三ケ所手間　　十五人但一ケ所ニ付五人ノ積リ
　代金四圓五十錢
一、天井窓三ケ所　手間三人　　但シ一人ニ付金三十錢
　代金九十錢
〆金二十四圓九十三錢五厘
惣　計
　〆金　五十三圓七十一錢七厘也
右之通ニ御座候間仕模見積リ出奉差上候
　十三年六月二日
　　長野縣製絲場掛御中
　　岡岩吉

記

繭室ノ壁一式ノ積出シ

一、平　坪　十九坪

一、天井坪　九坪

合　計　二十八坪

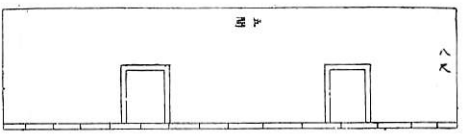

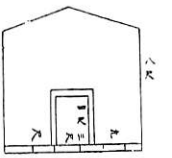

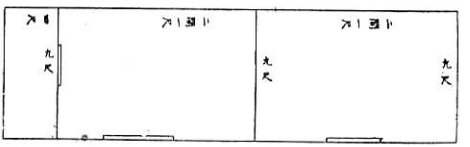

長野縣製絲場係御中

笹岡岩吉

ついで明治十四年に入りては本縣製絲場は其設立の趣旨に基く機能は既に十分に發揮せるを以て之を民間に貸下げ或は拂下げとなして民業となすに如かずとの意見が擡頭し來り同年三月十五日本縣より左の如く內務省へ上申の上、其認可を得て民間へ貸下ぐる事と爲せり。

勸第五十四號

製絲場貸下ケ之儀ニ付上申

本縣製絲場設立之旨趣ハ曾テ具申致置候通リ當時ニ在リテハ不可缺ノ要點ニシテ勢ヒ之ガ標準ヲ示シ、之ヲ誘導セザル可ラサルモ今日ニアリテハ、却テ、人民へ貸下スルノ優レルニ如カサルアルヲ以テ、今回ハ更ニ、該場ヲ擧テ請願者へ貸下候間此段上申候也

明治十四年三月十五日

長野縣令楫崎寛直代理

長野縣少書記官　鳥山重信

內務卿　松方正義殿

書面之趣聞置候事

明治十四年六月二十日

農商務卿　河野敏鎌

是より先明治十一年生絲改會社廢止せられし後本縣內製絲營業人集議し生絲改良を目的として友諠社を設け（後信濃生絲會社と改む）佐久郡小諸町高橋平四郎を會頭とし伊奈郡喬木村長谷川範七を副會頭とし、本縣八等屬應野正雄を

社長に同縣屬吉田景衛を副社長に迎へ生絲改及卷印紙賣捌等をなさしめ生絲の改良粗製濫造の取締をなさしめしが、長野縣製絲場の縣營を廢するに及び友誼社に十ケ年の期限を以て貸し下ぐる事となりしかば同社に於て借用の上同會頭高橋平四郎をして之を經營せしむる事となり本縣製絲場としての事業は十三年度を以て終をつげたり。（高橋製絲場及友誼社設立の項參照）

勸第六十九號

當縣製絲場貸下之儀ニ付勸第五十四號ヲ以テ曩ニ本省へ及上申置候處右請願人名及貸下條約書等可致回致旨勸第千二百九十四號ヲ以御照會之趣了承右者本年二月中管下生絲營業人等集會決議ヲ以テ生絲改良ヲ目的トシ友誼社ト稱スル一社團結候ニ付テハ該社ニ於テ借用之上同社員、佐久郡小諸町平民高橋平四郎ナルモノ負擔致度旨願出候ニ付別紙貸下概則ニ準據該場擧テ貸下候義ニ有之候條左ニ御了知有之度此段及御回答候也

明治十四年四月十六日　　長野縣令　楢崎寛直

勸農局長　品川彌二郎殿

追而友誼社決議案爲御參考一部差進候也

明治十四年友誼社第一回年報　附錄

明治十四年三月中友誼社會議之末該會改幹事一同評議シテ長野縣製絲場圍內敷地反別七反七畝廿四步並建家共本社ニテ借用致シ度旨縣廳へ上願本年三月中願之通允可ヲ得タリ其前右一同評議候旨ニテ製絲工場ノ儀者北佐久郡小諸町高橋平四郎負擔者ト定マレリ仍テ本社ト負擔者ト左ノ件々約定書爲取換候處如件

明治十四年六月廿日　　友誼社

約定書

第一條

一、縣廳ヨリ御下附ノ製絲場貸下槩則ヲ遵守スベキ事

第二條

一、事務所一棟及敷地周圍ノ附屬地ハ本社ノ支配トシ自餘ノ分ハ負擔者ニ於テ所轄スヘキ事

但建家無之地所ハ本社ニ於テ入用アル節ハ直ニ返付スベキ事

第三條

一、事務所一棟ヲ除クノ外家屋板塀其他破損所等ハ貸下槩則ニヨリ負擔者ニ於テ一切之ヲ修理スヘキ事

但表門修理ハ本社ニ於テ負擔スベキ事

第四條

一、製絲場借料金三百圓ハ貸下槩則ニ因リ負擔者ヨリ本社ヘ出シ本社ヨリ縣廳ヘ納ムヘキ事

第五條

一、前條借料金額之內事務所一棟分卽チ金三拾圓ハ本社ヨリ出金スヘキ事

第六條

一、製絲事業ニ關スル損益及訴訟等ハ本社ニ於テ一切關係無之事

第七條

一、製絲資金等貸借之儀ニ付本社ノ名義ヲ帶用スヘカラサル事

但最初縣廳ヨリ貸下金ヘ對スル證書及抵當等ニ友誼社總代ノ名義ヲ帶用スルモ本社ニ於テハ之ヲ償還スルノ負責ハ一切之レ無キ事

第八條

一、製絲場需用品物御拂下代金壹千貳百圓ハ年限滿期ノ節負擔者ヨリ縣廳ヘ納ムヘキ事

第九條

一、本社ニ於テ需用ノ分別紙調書ノ金額ハ本社ヨリ出金スベシ

第十條

一、時宜ニヨリ他人ヘ該負擔ヲ引讓ル時ハ後任者ヨリ第八條ノ金額ハ縣廳ヘ上納スヘキ旨堅ク締約ヲナスベキ事

但本條上納金ノ外既納ノ端金卽チ金貳拾參圓貳錢壹厘ハ後任者ヨリ可受取事

第十一條

一、事業負擔ノ儀ハ他人ヘ引讓ル事アル時ハ必ラス本社ノ承認ヲ受ケヘキ事

但後任者ヘ引渡之節製絲場用品物ノ毀損ハ元價ヲ以テ前任者ノ辨償トナシ前任者新調ノ品物ハ元價ヲ以テ後任者ヨリ前任者ヘ辨償スヘキ事

前顯條約書之通互ニ確守可致者也

又、本縣製絲場設立以來主として其指導經營の任に當れる大里忠一郎は埴科郡西條村六工に於ける自己經營の工場に不都合を生ずる故を以て十一年十二月辭職申出、同十二年一月退職せしが本縣製絲場も開業以來日淺く未整頓の故を以て雇は之を免ずるも、當分の內傳習の爲時々出頭すべしと命ぜられ居たりしが玆に致りて全く其關係を斷ち製絲

教師横田英子も十三年八月を以て解職せられたり。

願　　私　　儀

本縣製絲場御設置ニ付御雇被　仰付爾來該業ニ從事罷在候處豫而共立設置仕置候埴科郡西條村製絲場ニ於テ製繭蓄貯之道不都合ヲ生シ加之工男女教育方不行届該業進歩相弛ミ候由ヲ以同盟中ヨリ申越候次第有之事實困難之場合ニ付何卒御雇御免被成下度奉願候畢竟私情ヲ以奉願候段深奉恐入候ヘ共該場之方向ニ相關シ候儀ニ付願情御採用被成下度此段謹而奉上願候　以上

明治十一年十二月廿七日　　長野縣御雇

大里忠一郎

長野縣令　楫崎寛直殿

推名通信

明治十二年一月六日　　第二課

同

製絲場雇大里忠一郎ゟ別紙之通解職之儀願出候右ハ事實無據次第ニモ相聞候間願意御聞届ケ有之度最モ當場之儀開業以來日淺クシテ未タ整頓之運ニ不到因テ事業上ニ於テ追々同人ヘ協議致シ度義モ有之候間前條雇之義ハ被免候共當分之内傳習ノタメ月ニ十日間モ出頭申付更ニ月給金五圓宛下與相成候様仕度御聞届之上ハ右之辭令下付可然哉此段相伺候也

大里忠一郎

依願雇差免候事
明治十二年一月

長野縣
大里忠一郎

製絲事業取調之義有之節ハ時々出頭申付候事
但手當トシテ一ケ月金五圓下與候事
明治十二年一月

長野縣
大里忠一郎

日錄

一金五拾圓

製絲場創始ノ際格別盡力候ニ付日錄之通被下候事
明治十二年一月

長野縣
横田英

依願製絲場教師差免候事
明治十三年八月

製絲場

長野縣勸業課（？）
教師
横田英

製絲場創業以來能ク其職務ニ勉勵シ薫陶教育宜ヲ得各工女ヲシテ技術進歩ノ効ヲ奏セシムル段殊勝ノ至リニ候依テ金
貳拾圓賞與候事

明治十三年八月

長野縣勸業課

今、長野縣製絲場が官の事業として經營せられし三ケ年間の業績を表示すれば左の如し。

年度 / 項目	明治十一年	同十二年	同十三年
元繭代一圓ニ付絲目	二八匁	二六匁一分	一九匁五分五厘
使用男女數	男 五人 女 二七人	男 六人 女 六八人	男 十人 女 九六人
使用男女總計一ケ月ノ給料	七五円九四錢	一〇七円八三錢	一五二円一九錢
生絲百斤製造入費	二九七円九二錢	一九八円七二錢	二三八円四六四錢
新繭ヨリ新繭迄一ケ年製絲高	創業新繭期ヲ過ギシヲ以テ其高ヲ記セズ	四〇六貫五〇五匁七	七月ヨリ八月迄一〇六貫〇九五匁七
此賣先	横濱	同上	同上
使用釜數	二五	五〇	五〇

尚又明治十一年冬本縣製絲場と縣下松代六工社及小諸高橋平四郎の二製絲及び上州富岡製絲場、同國星野長太郎製絲場、東京新宿試驗場との製絲比較試驗表を揭ぐれば次の如し。

明治十一年冬上信兩國巡回中試驗表

製造所	富岡製絲	新宿試驗場足踏	長野縣廳	松代西條製絲場	群馬縣下水浪村星野長太郎	長野縣下小諸高橋平四郎
試驗日	十二月四日	十二年三月二十日	十一月十三日	十一月十六日	十一月二十六日	十一月十一日
工女人名	滋賀縣士族馬場佐野	東京府平民牛山富	松代士族小林秋	松代士族富岡登美	水浪村平民神山孝	小諸士族山岸孝
工女年齡等級	十九歲一等	十六歲三等	二十歲上等	十八歲上等	二十歲教師	二十二歲上等
繭產地	信州佐久郡	同	同	同	同	同
繭量目	七十目	同	同	同	同	同
繭粒數	五五二	五五〇	五五〇	五五〇	五五二	五五〇
製絲時間	九時四五始一時間一、三〇終晝休	一二、一一始一二、三〇終	一二、三五始一、四七終	一二、三始一、三〇終內二十分晝休	七、二〇始九、三八終	八、二六始二、〇〇終
費時間	二時四五分	二、〇九	三、一二	二、五八	二、一八	二、三四
製絲量目	一四匁五分	一四、九	一五、〇	一五、九	一五、九	一五、三
一時間繰目	五匁二分七厘	六、九三	四、六八	五、三三	六、九一	五、九七
繭一粒絲目	二厘七毛九九	二、九、一五	二、九、二三	二、〇、九九	二、九、八八	三、〇、一〇
繰絲中切斷數	五度半	一三	七	八	一三	九半
四五粒附令犯則	六粒三粒一度二五度	六粒三粒五度三三度	六粒三粒七度一七度	六粒三粒八度二四度	六粒三粒六度八度	六粒三粒一度三三度
四百廻リデニー量目ノ差	半デニー	一デニー	一デニー半	一デニー半	半デニー	一デニー
強力多少ノ差	五グラム	〇	四グラム	四グラム	一グラム	一グラム
延量多少ノ差	二一ミリメートル	一〇ミリメートル	一九ミリメートル	三五ミリメートル	二ミリメートル	一七ミリメートル
四百廻リ四ツ表裏平均ヲ以切斷ノ數	ナシ	八度	四度	九度	二度	四度

製絲殘繭	六八粒	七八粒	七五粒	七七粒	四〇粒	七五粒
絲目平均ヨリ過不足	不足八匁四厘八毛	不足二、四、〇	不足二、〇、〇	過六、七〇	過一、四、〇	過一、〇、〇

前表試驗ヲ以テ等級ヲ定ムルニ代價ノ假令ヲ取ルコト左ノ如シ

一ケ月製絲高	一貫三一七匁五分	一、七三一、五	一、一七〇、〇	一、三三二、五	一、七二七、五	一、四九二、五
右品位ニ隨テ繰賃	一八圓四四五	一九、四六六	一三、一〇四	一四、一二四	二〇、三八四	一六、七一六
內	一匁一錢四厘	同	同	同	同	同
揚返シ及給食料	九十錢 但四分ノ	一錢〇六毛 三圓六十錢 口出シ	一錢一厘二毛 九十錢 但四分ノ二	一錢〇六毛 九十錢 同	一錢一厘八毛 三圓六十錢 口出シ	一錢一厘二毛 九十錢 但四分ノ二
製絲工女ノ食料	一圓八十錢	同	同	同	同	同
製絲中切斷ノ償	二圓七十五錢	七圓五十錢	三圓五十錢	四圓	六圓五十錢	四圓七十五錢
粒數犯則ノ償	一圓三十錢	一圓九十錢	一圓二十錢	一圓六十錢	七十錢	一圓八十五錢
デテル差ノ償	五十錢	一圓	一圓五十錢	一圓五十錢	五十錢	一圓
强力差ノ償	二十五錢	〇	二十錢	二十錢	五錢	五錢
延量差ノ償	五十二錢五厘	二十五錢	四十七錢五厘	八十七錢五厘	五錢	四十二錢五厘
度外犯則ノ償	〇	二十錢	〇	〇	〇	三十錢
試驗中切斷ノ償	〇	三十二錢	十八錢	三十六錢	八錢	十六錢
殘金	右 十圓四十二錢	引 三圓八十九錢六厘	三圓三十九錢九厘	三圓八十六錢五厘	七圓十錢四厘	五圓四十六錢一厘

絲目增減ノ賞償	内 三圓三十六錢償	内 一圓二十二錢償	内 六大錢七厘償	外 二圓四十五錢六厘償	外 六十六錢五厘償	外 四十二錢六厘償
合計本金	七圓六錢	二圓六七錢六厘	二圓六大錢七厘	五圓三四錢五厘	七圓五十三錢	五圓九十錢七厘
右半額	三圓五十三錢	一圓三三錢九厘	一圓三十四錢三厘	二圓六七錢三厘	三圓八大錢五厘	三圓九十五錢三厘

一ケ月ハ二十五日一日ハ十時間百斤ハ七百圓ノ割ヲ以テ計算シ則利益金ヲ裁斷シテ一ツヲ工女ニ與ヘ二ツヲ職業所ニ收ム而シテ一ケ月四圓五十錢以上ヲ得ルモノヲ一等トス以下之ニ準ス

一等　四圓五十錢　二等　三圓七十五錢　三等　三圓五十錢　四等　三　圓　五等　二圓五十錢　六等　二　圓
七等　一圓七十五錢　八等　一圓五十錢　九等　一圓廿五錢　十等　一　圓　十一等　七十五錢　十二等　五十錢

以　上

十二年後半期
十三年前二ケ月　平均一日分及一人分繰絲高比較表

	一日分總計數	一日分總量目	一日分平均一人ニ付升數	一日分平均一人ニ付量目	一日分平均一人ニ付繰絲量	一升ニ付平均絲目
七月	二万五七二合二勺	三貫六八匁五厘	七升一合五勺	五、四、四	五七匁四六厘	八匁三厘五毛
八月	二、四五〇、五	一、八二、八二	五、四、四	四〇、〇五	三三、四	七、三、五七
九月	二、七六七、四	二、〇三〇、六二	四、三、三	三、七五	二六、五	七、三、三七
十月	二、三一〇、五	一、八五、四四	四、三、五	三五、〇六	二九、七	八、〇六
十一月	二、二九四、四	一、八四七、八二	四、二、四	三四、二	二八、七	八、〇五、三
十二月	二、二七一、一	一、七六五、八六	四、三、六	三三、九六	二八、三	七、七、七
計	一四、六五八、一	一二、三七一、〇八	二九、八、七〇	二三三、四九	二〇三、九	四六、六二、二

六ケ月平均	二、四四四、七	一、八九五、一八	四、九八	三八、七五	三四、〇	七、九九
三　月	二、六九〇、三	二、〇四五、九三	四、七三	三六、〇六	—	七、六四
四　月	二、七〇一、九	一、九一六、〇〇	五、〇九	三六、〇九	—	七、〇九
計	五、三九二、二	三、九六一、九三	九、八、一	七三、一五	—	一四、七、三
二ケ月平均	一、六九六、一	一、九八〇、九六	四、九、一	三六、〇七	—	七、三六、五

民間經營に移管後の長野縣製絲場

高橋製絲場

民間經營に移れる後の長野製絲場は最初小諸町高橋平四郎の擔當となり同年生絲二十六梱を製造して全部之を佛國に送りしが彼地の景氣不宜して賣行惡敷、加ふるに此頃內地に於ては從來生絲取引上に於ける外商の橫暴を抑えんとして橫濱生絲賣込商店結束して聯合生絲荷預所を設置し政府より百万圓を無利息にて借入れ地方荷主の金融に充て以て舊來の惡習慣を改めんとせしが外商は飽迄舊慣を墨守し其趣旨を不當專橫なりとし、同所規程に從ひ一切取引を爲さずとの態度に出でし爲、彼我の間に葛藤を生じ、取引中絕し金融閉塞して絲價益々低落し小諸町に於ける製絲にも大損害を生じ本縣よりの拜借金返濟にも差閊を生ずるに至り翌十五年には遂に開業する能はずして同年七月其負擔を辭するに至れり。

明治十四年三月ヨリ
同十五年六月マデ　製絲事業景況調書

明治十四年三月中舊友誼社ニ於テ奉拜借候長野製絲場工場擔當仕候ニ付御縣廳ヨリ右資本トシテ金弐千六百圓拜借仕
内千百圓該場器械
附屬品買上費ニ宛同年十二月迄營業仕生絲二十六個 七月ヨリ十
二月迄六個出來仕不殘佛國江直輸出致候處彼地ノ景況不活潑ヨリ
賣込漸ク延引ニ相成候處本年九月頃ヨリ少々宛賣却ニ相成候通報有之候得共昨年ヨリ絲價意外下落加之殘荷之分方今
[illegible]之景況ニ而尚夥多之損失ニ可相成甚痛心罷在候且本年之義モ三月中ヨリ開業可仕心算ニ付同場破損修繕等之儀奉請願
候處六月マデ御指令無御座爲メニ開業不仕候

右之通御座候也

明治十五年十一月四日

北佐久郡小諸町

高橋平四郎

信濃生絲會社御中

願書

御縣製絲場義去ル明治十四年三月中十ケ年期ヲ以テ御貸下ケ相成候處今般御都合被爲在候趣ニテ御貸下ケ規則第七條
ニヨリ右約定本年限リ解約候旨本月廿五日御達シ相成候ニ付則ハチ工場負擔者佐藤正作ヘ其旨申聞候處突然之義ニテ
驚駭罷在追テ請願可仕旨申出候ニ付尚篤ト申談之上更ニ上申可仕候得共不取敢此段奉上申候也

明治十五年十二月廿八日

信濃生絲會社

鷹野正雄

長野縣令　大野　誠殿

佐藤昌作の經營時代

よつて同年七月より長野町佐藤昌作共事業を擔任せしに同年十二月廿五日縣の都合を以て貸下解約の旨達せられしにより、本場の拂下げを請願せしに翌十六年六月廿日願意裁可され於茲本場は佐藤昌作の所有に歸せり。

同氏は明治六年長野生絲改會社創立當時副社長たりし佐藤半左衞門の嗣子にして父の辭任後、其後をうけて副社長たり、明治十四年縣下有志共力して本縣製絲場構內を借受げ揚枠器械所を設置し惟精社と稱するや之れが長となり該業に從事せしも横濱に於ける內外生絲商葛藤の爲に損害を被りて該社を解散するに至れり然れども不屈不撓猶製絲業に精進せる折柄信濃生絲會社の囑託をうけて明治十五年七月より長野製絲場の經營に任じ同年中就業日數百三十九日にして千三百五十斤餘を製出せり。

而して佐藤氏經營に入りてより場名を長野製絲場と稱し商標を貼付し横濱七十五番館へ百斤に付六百五十弗にて賣捌く事を得たり。(當時普通器械絲は六百二十弗なり)

明治十六年には七月五日開業就業日數百廿九日製絲高一千百六十五斤前年同樣七十五番館へ六百二十七弗半を以て賣却す。ついで明治十七年には七月五日開場一千四百五十斤餘を製絲せしが、製絲は米國向にして横濱四十七番館へ五百六十弗にて賣却し、一千二百餘圓の利益を得翌十八年には更に二十人取を增設したりしも其業績不明にして其後明治二十三年の不況により遂に沒落の悲運に遭遇せる如し。

製絲場賣却代收入調

一、金千六百七拾九圓四拾七錢四厘

長野町　山口　粂太

是ハ製絲場分割甲號取調六百九拾四坪五合九勺建物拂下代
（地所六百九十四坪五合九勺、事務所一ヶ所、浴場一ヶ所、物置一ヶ所）

一、金弐千七百七拾壹圓八拾錢七厘　同　佐藤昌作
是ハ同斷乙號再調九百六拾坪四五合四勺ノ建物拂下代
地所九百六十四坪九合四勺、土藏一棟、工女部屋一棟、製絲場一棟、藏前廊下一式、工女部居二棟、門番所一棟
雪隱二ヶ所、渡廊下一式、外圍板塀、繭燥殺所一棟、蒸汽鑵場壹棟、蒸氣鑵附屬器具煙筒㊀、製絲器械水車並水
上車水溜㊀

一、金五拾三圓拾三錢二厘　山口粂太
是ハ製絲場甲號板塀門井戸一式拂下代　表門一式

一、金五圓弐拾六錢　同　岡本孝平
是ハ製絲場內樹木拂下代

一、金三圓八拾四錢七厘　同　佐藤昌作
是ハ前同斷

一、金百弐拾五圓　監獄署へ送納可相成分

一、金五百六拾壹圓三錢　監獄署へ引繼地所代價
是ハ監獄本署へ引繼製絲場分地所代價割丙號ノ地所再調五百六拾壹坪三勺ノ評價ニシテ別段收入ハ不致候
合金五千百九拾九圓五拾五錢一厘

此金額ハ勧業資本金ノ内ヘ受入相成居候

右收入方ハ勧業資本金壹萬壹圓三拾錢六厘地方税貳千五百四拾三圓貳拾四錢三厘ト=割合右資本金ト地方税雜收入トヘ受入ノコト

但雜收入ヘ可受入金額ノ内=テ前顯監獄本署ヘ引繼地所評價ヲ引去リ殘額ヲ以收入ノコト

記

舊製絲場内

一、食　堂　間口　拾七間半
　　奥行　三間半　壹　棟

附　屬　品　共

右御引渡相成正=領收候也

明治十六年六月十二日

勧　業　課　御　中

監獄建築掛

貴課御管理之製絲場舊食堂御引渡濟=付テハ直チ=引建直シ=着手候間右=接續スル渡リ家並=雪隱至急御引拂相成度此段御照會=および候也

明治十六年六月十二日

勧　業　課　御　中

監獄建築掛

監獄ヘ引繼タル舊製絲場食堂其他代金不拂ノ爲勧業課ヨリ

十七年一月廿九日

同　四月四日
同　六月九日
同　十一月七日
十八年一月十七日
同　二月十二日

屢々請求セルモ取扱者不在ノ故ヲ以テ支拂ハズ十八年二月十二日漸ク副典獄三浦親庸之名義ヲ以テ取扱者目下上田出張中近々上田モ落成ニ付歸縣次第取調御返金ニ及ブベキニ付左樣御了知相成度トノ回答來レリ。

外

一、金百五拾圓　信濃製絲會社

製絲場貸下料　十五年三月ゟ同八月迄ノ分上納ニ付勸業資本金ヘ假ニ受入相成居候

勸業資本金棄捐之義ニ付伺

當縣製絲場拂下處分濟ニ付客年九月乙勸第一七號ヲ以テ仕譯書相添及御屆置候處勸業資本金ヨリ出途之內損失金別記之通ニ有之候間棄捐候義ト相心得可然乎此段相伺候也

長野縣令木梨精一郎代理
長野縣大書記官　鳥山重信

大藏大臣伯爵　松方正義殿

第二百十四號

伺之趣開届候事

明治十九年一月廿七日

大藏大臣伯爵　松　方　正　義　㊞

別記

製絲場拂下勸業資本損失金仕譯

一金壹萬貳千三百九拾圓七拾七錢八厘　資金前年ゟ越高

內

金貳千三百八拾九圓四拾七錢貳厘　地方稅財產へ引繼分

殘而

金壹萬壹圓三拾錢六厘　諸拂下代金收入

內

金四千百四拾五圓四拾壹錢　損失金

差引

金五千八百五拾五圓八拾九錢六厘

岡本製絲場時代

其後明治二十四年六月より同製絲場は長野町の人岡本孝平の經營する所となりしが同氏は當時煉瓦製造（碓氷峠隧道第十四號以北は同氏製造瓦練）印刷業（長野縣廳の印刷を請負せしといふ）瓦斯會社等各種の事業を營み、印刷業をなせる關係より後には信濃毎日新聞をも創め

たる人にして、製絲業に專念する能はず、各事業とも主任を置きて之に任じたる由にて製絲場は上諏訪町の人久保田俊吉主任たりし由從つて其業績も思はしからざりしもの〻如く、明治廿七年同二十九年等の打擊により、明治三十一年頃廢業せる由なり。同氏三男海軍中將岡本郁男書簡、練瓦製造業主任西澤菊造、信每關係瀧川國藏岡本家に仕へし小林乙松等談

斯くて此由緒ある長野製絲場も岡本氏廢業後銀行の所有に歸し一時長野大林區署となり、同署廢止後は長野郵便電信修技生の練習所となり、最近に至りて長野新聞社に改造せられて現在に及べり。

二、友誼社

友誼社設立前の狀態

明治十二年中鷹野吉田兩屬縣下を巡視して粗製濫造を誡しめしは旣に記せるが如くなりしが、翌十三年一月には上田生絲改所檢查長吉池定之助及南安曇郡倭村製絲營業人中野德市等より縣官の巡回說諭を請ひ來れり。註(一)

又、同月本縣勸業課に於ては提絲を器械製絲に模造するもの多きを以て、之が取締の方法を縣下生絲改所、檢查長、檢查人に諮問し註(二)其答申に註(三)基きて印紙を發行して機械製、坐繰、捻製其他一般に使用し、以て、製絲の統一改良を圖らんとし、內務卿の認可を請ひしも聽許せられざりき。註(四)

然れども卷紙印紙は之を用ひたるが如く群馬縣前橋伊藤武松より本縣勸業課に宛たる卷紙印紙受員證を存す。註(五)（提絲卷印紙沿革參照）

又、生絲の改良進步を圖らんが爲、品位によりて等級を分ち、精良の生絲を輸出せんとして揚枠を設くる者、水車の便なき地に於て器械製絲を行ふ者の爲に自轉器械を發明し之によりて製絲せんとする者等續出し來れり。註(六)

註(一)

註(一)　乞巡回教諭

上田地方生絲提造多分有之先年ヨリ度々御說諭モ有之追々盛大ニ趣キ可申ト存候處時節ニ至リ候得バ仲買ノ者多分ノ內奸商ノ族製造家ヘ立寄リ種々戯言申工女等ヲ欺キ御布達ニモ有之製造印等モ不爲押買歩行候ヨリ自然ト惡風ヲ生ジ僞製業致シ產名ニモ拘リ當惑仕居候處昨夏中揚篗機械發達有之ニ付幸ト存ジ御派出ノ上御說諭被下度奉願候處九月ニ至リ吉田景京殿御巡回ノ御沙汰有之候ヘ共最早旬後レニ相成殘念至極奉存候本年ハ初夏ノ內是非共御巡回ノ上懇々御說諭被下度此段奉願候　以上

明治十三年一月

上田生絲改所

檢查長　吉池定之助

長野縣勸業課御中

御說諭願

南安曇郡倭村

製絲營業人　中野德市

同　中野重左衞

右ハ生絲改良方法擧テ議決スル所ノ成議案條款右兩人共確守調印仕候處方今ニ至リ社外履行不都合申出候ニ付私共始メ本村戶長ノ場ニテモ懇々誘導致シ候得共履行不致故郡役所ヘ上願仕リ旣ニ御呼出シノ上再度蒙御說諭ヲ候處何分不聞入自儘ニ濫製粗造ノ所業實ニ歎息ノ至リニ候斯ノ如キノ弊害ハ一家獨立ノ小ヨリシテ一郡一國ノ名義ニ關スルモノナレバ難措事情ニ付御繁務ノ御中恐怖ノ至リニ候得共右兩人至急御召出シノ上一社團結ノ大幸御說明被成下置度奉願候　以上

明治十三年九月

南安曇郡

世話掛　轟昇一

同　三溝晴見

發起人　篠崎伯朗

長野縣勸業課長　本多勝柄殿

註(二)

提絲ニテ器械製絲ヲ眞似ル者ノ取締

一、生絲改所及出張所位置廢合可否如何

一、管内生絲改所ノ儀ハ提絲而已ニ限リ候處近來揚枠器械ヲ設ケ提絲ヲ本器械製ニ摸造ノ儀發行セシヨリ提絲而已製造ノモノモ器械製ニ詐僞スルモノ往々有之哉ノ趣相聞右ハ百中一モ有之テハ必竟本器械ト混淆候ヨリ自然本器械製絲ノ聲價ヲ墮落候儀ニ付長野縣下生絲ノ證トスル爲揚枠本器械製一般（改メハセズ）目今發行之印紙貼用スル儀ハ實際上ニ取可否如何

右見込書各自可差出事

明治十三年一月

勸業課

生絲改所

檢査長、檢査人中

記

委員　唐木銀三郎
　　牧野慶三郎
　　牧　茂助
　　小林德兵衞
　　小口佐左衞門

右委員ノ心得ヲ以テ議案調査可致事

註(三)

今般器械製絲其他ノ製絲印紙御發行ニ付該施行方法取調ノ委員ヲ被命則別紙之通リ方案取調上申候也

明治十三年一月廿三日

委員　牧野慶三郎
　　小口佐左衞門

小林德兵衛
牧茂助
唐木銀三郎

長野縣勸業課御中

我縣ノ生絲製造ノ方法タルヤ從來提造盛大ニシテ烏田造鐵鉋造僅ニアルノミ然ルニ近年蒸氣器械製漸ニ盛大ニ趣キシヨリ座繰製絲ヲモ器械製絲造ニ模造シ提造ニ於テハ管内各地ニ生絲改所ノ設ケアリテ該品製出ノ高ヲ知リ且ハ我縣ノ製絲タルヲ各地ニ判然ナラシム器械製絲及其他ニ至リテハ何等ノ方法ナシ故ニ製出ノ統計ヲ知ルノ途ナキヨリ勸業上不都合不少之ニ依テ印紙ヲ發行シ機械製座繰捻製其他一般ヘ挿用シテ一ハ統計ノ途ヲ求メントス該方法ヲ施行シテ實際ニ可ナランヤノ御下問アリ玆ニ御下問ノ主意ヲ熟意スルニ之寔ニ欠クベカラザルノ要點トス如何トナレバ捻造ノ製絲家ニ利益アルヨリ年ニ月ニ繁殖セントス其儘ニ經過スルキハ製絲ノ豊凶或ハ進歩ノ景況ヲ知ルノ由ナク之緊要トスル所以ナルヲ以テ各員ナルヲ表セリ因テ該施行方法ヲ議決アランコヲ

第一條

器械蒸氣製及座繰捻製（場枠器械製トモ云フ）烏田造鐵炮等ニ印紙挿用スルモノトス

第二條

印紙ハ左ノ雛形ノ如製造スルモノトス

曲尺一寸二分四方

印紙ノ圖



紅色

大日本帝國
長野縣製絲　和洋ノ文字アリ
但シ模様細密ニスルモノトス

第三條

印紙一葉定價金一錢トシ生絲所同出張所ニ限リ賣捌モノトス

但シ代價即納セシムルモノトス

第四條

大機械蒸氣製及坐繰捻製鳥田造鐵炮造ヲ製造スルモノハ出荷或ハ賣渡ノ節左ノ雛形ノ如ク届出ヲ認メ其分轄ノ改所或ハ出張所ヘ届出ルモノトス

届書

一、何々何箇　但何抱
　此量目何々
右製造致シ御印紙挿用シ出荷賣渡候處相違ナク御座候也
　年月日　何々
　何ノ誰
長野縣何々生絲改所　御中

第五條

改所及出張所ニ於テハ器械製其他ノ製造人ヨリ届出ル品類量目姓名等明細記載シ毎月本課ヘ具申スルモノトス

第六條

無印紙ノ製絲ハ横濱賣込問屋ニ於テ荷受セザルタメ本縣ヨリ神奈川縣ヘ豫メ照會シ置レンコヲ請求スルモノトス

第七條

此印紙ヲ挿用セザル製絲ハ賣買ヲ禁ズルモノトス

第八條

無印紙ノ製絲賣買スルモノハ該品差押ヘ本課ヘ具申スルモノトス

註(四)

器械製絲印紙發行ノ儀

明治十三年二月五日

鷹野正雄

大書記官

勧業課

庶務課

記錄掛

管内器械製絲ヘ印紙發行ノ儀左按内務省ヘ御上申相成可然哉

但勧農局ヘモ別紙御照會相成可然哉

勧第廿六號

器械製絲ヘ印紙發行之儀上申

當縣管内生絲製造締方ノ儀ハ去明治十年太政官第三十七號ヲ以テ生絲ニ關スル諸規則被廢候際提絲巻紙ノ一部ニ至テハ之レヲ一定セザレバ賣買上ニ於テ種々ノ弊害有之仍テ御省ヘ禀議ノ上提絲而已ニ限リ印紙發行罷在候處近來蒸氣器械製漸々盛大ニ及ビ價格モ該絲ハ高貴ナルヨリ巨多ノ製絲人中ニハ座繰製ヲ捻造ニ致シ器械製ニ詐僞候モノ有之趣ニ付客年中期節ニ臨ミ掛官員巡回說諭爲致候得共當管内ノ儀ハ僻地多クシテ人智モ開達ニ至ラザル故カ該業人共陽ニ承服ノ姿ヲナシ陰ニハ却テ目下ノ利ヲ逞フシ僞造漸次波及シ此儘經過スルトキハ自然聲價ヲ墮落シ海外輸出上ニモ影響ヲ來シ候儀ニ付製絲ノ進歩ヲ助ケル爲器械製絲等ヘ印紙發行候ハヾ一ハ僞造ヲ防ギ一ハ我縣ノ製絲タルヲ表シ或ハ製絲産出統計之道ヲ得ル捷徑ニモ相成彼我兩便ノ儀ニ付本年ヨリ印紙發行候條御聞置有之度此旨上申候也

但印紙圖面並貼用方ノ儀ハ追テ上申可致候

明治十三年二月九日

長官代理

大書記官

内務卿宛

書面印紙發行之儀ハ差閊届候事

明治十三年三月四日

内務卿松方正義

勸第二八號

勸農局ヘ御照會按

當管内生絲製造締方ノ儀ハ去明治十年生絲取締諸規則被廢候際提絲卷紙ニ至テハ賣買上種々ノ弊害有之ノ趣ヲ以テ御省ヘ稟議ノ上提絲而已ニ限リ印紙發行並改モ致シ來レリ然ルニ近來蒸氣器械製等漸々盛大ニ相成該絲ハ一層高價ナルヲ以テ座繰製提造リノモノモ目下ノ利ニ汲々トシテ器械製ニ詐僞候モノ有之趣相聞ヒ此儘經過スルヰハ追々波及ノ勢ニ相見エ難捨置候條蒸氣器械及揚枠器械製絲一把（二十本或二十五本）ヘ印紙一枚ヅヽ相用候ハヾ僞造ヲ防ギ製絲ノ進歩ヲ助クルノ次第ニモ相成且ハ之迄管内製絲ノ産出高ヲ調査スルノ道ニ困難セシモ之ヲ統計スルノ捷徑ニモ可相成ニ付器械製絲ヘ印紙發行ノ儀今般勸第廿六號ヲ以テ御省ヘ上申候儀ニ有之殊ニ群馬縣ニ於テモ揚枠器械製絲ヘ印紙貼用候趣傳承有ハ印紙彫刻ノ都合モ有之候條至急御聞置相成樣御取計有之度此段及御照會候也

明治十三年二月九日

長官代理

大書記官

勸農局長宛

追テ本文御尋ノ儀モ有之候ハヾ本縣八等屬吉田景京出張罷在候條同人ヨリ御聞有之度候也

註(四)

丙第百三十一號

勸第二十八號ヲ以テ器械製絲ヘ印紙貼用有之儀云々御照會ノ趣了承然ルニ右印紙發行ノ義ハ曾テ規則類被相廢候趣旨ニ悖リ不可能儀ニ有之且又群馬縣ニ於テ揚枠器械製絲ニ印紙相用候旨ノ儀モ何等ノ誤聞ニ候哉右樣ノ義ハ無之筈ニ候條何レ御上申而ヘ何分ノ御指令モ有之ベク候ハ共爲念此段及回答候也

明治十三年三月四日

勸農局長　品川彌次郎

楢崎長野縣令殿

註(五)

長野縣製絲卷紙印紙受負

今般長野縣製絲卷印紙御新調相成ニ付其彫刻及用紙摺方トモ向年來之義總テ弊店へ被命候ニ付左之定約ヲ以テ受負保證トセリ

第一條

一、御新調相成ベキ御印紙彫刻料ハ摺立方ノ多數ナルヲ以テ別ニ之ヲ不申受第二條ノ金額ヲ以テ受負料總額ト相定メ候事

第二條

一、用紙ハ西之内紙ヲ以テ摺立ヘク其用紙代價並ニ摺立手間料トモ總數八百五十萬枚ニ付金千四百四十五圓ト定メ弊店へ可申受事

第三條

一、摺方皆出來ノ期限ハ當明治十三年八月三十日ヲ目的トシテ無相違上納可仕事

第四條

一、前條期限ノ割合ヲ圖リ該印紙八百五十萬枚ヲ四度ニ分チ以テ御縣ニ納ムルヿ如左

第一回　二百五十萬枚　四月十五日限リ
第二回　二百萬枚　六月十五日限リ
第三回　二百萬枚　七月十五日限リ
第四回　二百萬枚　八月三十日限リ

右摺立出來ノ日限ニシテ納方ノ義ハ通運會社便ヲ以テ御絲へ遷送可仕其運搬費ノ如キハ之ヲ弊店ニ於テ操換置キ追テ御縣ヨリ御拂下可被下事

但摺立日限ヲ四回ニ分ツト雖モ納方ニ於テ該數ノ期日外ニ出ザレバ時宜ニヨリ其幾分ヲ先ヅ納ムルモ妨ナキヿ

第五條

一、該料金千四百四十五圓ヲ四度ニ分チ弊店へ受領スルヿ如左

第一回　金五百圓
第二回　金四百圓

第三回　金二百圓
第四回　金三百四十五圓

右受取證書ハ別紙ヲ以テ其都度御縣へ可差上事

第六條

一、用紙並摺方トモ御注文ニ齟齬シタル㆓アルカ或ハ版面磨滅及其他ノ事故等ニテ摺方不明瞭ノ品ア㆑ル時ハ納濟ノ後ト雖モ三十日內ニ仰聞ラル丶ニ於テハ更ニ無遲滯引換相納メ可申事

但シ本條ノ場合ニ於テハ其引換運送費トモ弊店ニ於テ可受持事

第七條

一、摺方日限無謂延期スル時ハ其期限經過スルニ付每回受負金額ノ百分ノ一ハ其過怠ヲ謝スルカタメ御仕拂金ノ內ニテ減省可仕候事

但シ盜火及其他一般ニ渉ル非常ノ事故アルヲ受負期限延滯ニ係ル㆑キ㆓ハ其旨速カニ御届ケ可申上ニ付キ此場合ニ於テハ本條ノ限ニ非ラザル事

第八條

一、前條過怠ノ直引ハ第一回ノ摺上期日ニ至リ百萬枚ノ金百七十圓卽チ此百分ノ一宛ヲ延期ノ日數ニ應シ受負金ノ內ニテ減省スルガ如ク余ハ之ニ憑據スヘキ事

第九條

一、此定約ハ摺方八百五十萬枚ヲ受負ベキ保證トスト雖モ御縣ノ都合ニヨリ弊店受負中尙幾許カ增加仰付ラル丶ニ於テハ總テ前各條ニ準據シ受負可仕事

第十條

一、第二條ニ揭ク㆑ル用紙ノ品種及彫刻略圖其他四方余白ノ廣狹等ヲ表スルガ爲メ左ニ正寸雛形ヲ貼付シ以テ他日ノ御照會ニ供スル事

（印紙雛形省略）

右定約受負保狀如件

群馬縣管下前橋北輪町二十八番地

伊藤武松

長野縣勸業課御中

註(六)

自轉生絲器械

生絲器械販賣願

諏訪郡永明村

土橋榮助

方今勸業ノ道日ニ月ニ駸々乎トシテ殆ト盛大ノ域ニ至リ物産ノ增殖諸製作ノ精工日月ニ進歩セリ此ニ於テ拙工私勸業擴張ノ御趣意ニ基キ數年來生絲器械ヲ製造スレ𪜈多クハ水車器械ニシテ水理ナキ地ノ製絲人該器ヲ設ケント欲スル𪜈不能又人ノ手力以テ運轉スルモ終日堪ヘ兼タレバ二、三人交代人夫ヲ雇用セザルヲ得ズ雇用スレバ費用モ增加シ從テ利潤モ淺少トナリ製絲人ノ憂フル𠮟一日ニアラズ故ニ拙工ヲ不顧新器ヲ製造シ以テ一ハ御國産增進ヲ祈リ一ハ其憂ニ換ヘンコヲ欲シ別紙圖面ノ自轉器械ヲ發明シ屢々檢スルニ水車ニ結構ナル器械ニ於テ製スル所ノ生絲ニ異ナルナク尙繭ノ良否絲緒ノ强弱ニ從ヒ强ハ强ニ由リ弱ハ弱ニ從ヒ運轉製造シ毫モ他絲ニ劣ルコナク該器之義追々聽求スルモノ日ニ增加シ自今大ニ便益ニ相成候間別紙圖面ヲ以テ尊覽ニ供シ候也

右

明治十三年四月廿六日

土橋榮助

戸長

金井義質

長野縣令楢崎寬直殿

註(六)

揚榛設立

小縣郡常磐城村

矢　島　精　六

私儀今般小縣郡常盤村七百八十九番地ニ水車力ヲ用ヒ座繰挽製絲揚枾器械（揚枾三十個ヘ小枾百三十個ヲ掛ケル）据付ケ近隣産出ノ製絲買入方法相定メ實踐度量試驗ノ上品位等級ヲ相分チ確實良製ノ生絲ヲ輸出シ聊カ御國益ノ端緒ヲ開度ノ素志ニ候間此段御聞濟被成下度奉懇願候也

明治十三年六月十七日

右

矢　島　精　六

戸　長　關　長　四　郎

長野縣令　楢　崎　寛　直　殿

前書之通相違無之奥印仕候也

小縣郡長　師　岡　政　擧

明治十三年六月十九日

註(六)

揚枾器械設立御願

小縣郡上丸子村

工　藤　庄　五　郎

小　林　幸　右　衞　門

右二名申合今般小縣郡上丸子村百二十九番地小林幸右衞門所有地ヘ座繰挽製絲揚枾器械但シ（揚枾三十二個小枾百二十八個ヲ掛ル）据付本村隣郷産出ノ製絲買入方法相定實踐度量驗檢ノ上品位等級ヲ分チ確實良製ノ生絲ヲ輸出シ海外人ノ欣慕ヲ得以テ御國産ノ聲價ヲ昂ケルヿヲ欲ス先般御布達ノ趣旨ニ基キ精良ノ生絲製出ノ模範ニモ相成衆人奬勵ノ一助トモ可成聊カ御國益ノ端緒ヲ開度素意ニ御座候郡内衆民ヘ普ク善美ノ品ヲ製出可致樣厚ク御說諭被成下度此段伏テ奉願上候　以上

明治十三年八月廿五日

右

小林幸右衞門
工藤庄五郎
右村戸長代理筆生　柳澤多作

長野縣令　楢崎寬直殿

前書之通相違無之奥印仕候也

明治十三年八月廿五日

小縣郡長　師岡政舉

友誼社の設立

然れども生絲の根本は繭にありて良絲を得んとせば必ず良繭によらざる可らず、而して假令良繭ありと雖、製絲の方法拙劣なれば又良絲を得る能はず、然るに開港以後蠶種の輸出大いに行はれ爲に蠶種の良否を問ふの遑なく、多く精良の品を海外に輸出して良品の減少を來たし、他方粗製濫造により國用蠶種の惡化を助長せしかば、明治七八年以後蠶種の海外需要激減せし頃の本縣蠶種の如きは古來の美名を失ひ精良の蠶種極めて稀少となれり。偶々明治十二年十一月横濱に於ける生絲繭共進會に於て良絲は良繭によらざる可らざる實物教育をうけ、長谷川範七の組織せる長谷川組を始め、各地に於て岩代丹治梅吉飼育の良種赤熟種を購求して以て蠶種の改良をはかり、其功を擧げんことするに至れり。

又製絲家に於ても製絲器械の改良工女の教育等によりて改良を圖らんとする者ありと雖亦密に粗製濫造僞造等によりて一時の利を得んとする狡猾漢も無きにしも非ざる事前述の如し。於此全縣下同業者同志協力して專ら蠶種の改良を促し、製絲の方法に注意し精良の生絲を製造し、皇國の名產たる聲譽を益々高めんと欲し、明治十三年二月左記の人々長野町長野縣師範學校に參集し縣下製絲業者同盟して一社を設くる事を決議し、社名を友誼社と定め、其設立趣

意書、會議假規則、社員心得其他を定めたり。

長野縣下製絲營業人集會成議案

明治十三年三月

參集人名

諏訪郡　上諏訪村　關　盛復
上伊那郡　高遠町　龜井則俊
下高井郡　佐野村　春日與市
西筑摩郡　駒ヶ根村　樋口半造
北佐久郡　小諸町　高橋平四郎
東筑摩郡　南深志町　大井榮作
下伊那郡　喬木村　長谷川範七
小縣郡　上田町　田中忠七
上高井郡　須坂町　小田切豊太郎
同　同　青木甚九郎
同　雁田村　關　菊之助
南佐久郡　田口村　小林伊助
同　穗積村　內藤太平
埴科郡　豐榮村　佐竹直躬
北安曇郡　大町村　曾根原大吉
同　同　杉木忠一
上高井郡　小布施村　小山作兵衛
北安曇郡　大町村　伊藤重右衛門
諏訪郡　平野村　武居文炳
上伊那郡　木下村　小林德兵衛
諏訪郡　下諏訪村　增澤市郎兵衛
同　上諏訪村　竹田禎造
同　中洲村　平林正美
同　湊村　味澤清八郎
東筑摩郡　南深志町　百瀨寬治
同　同　奧澤喜十郎
同　信樂村　中藤彌太郎
南安曇郡　南穗高村　篠崎伯郎
埴科郡　西條村　宇敷則秀

下高井郡　中野町　河野忠治
上伊那郡　西春近村　藤島卯平
南佐久郡　三分村　岩岡松次郎
下伊那郡　上郷村　松村一郎
同　鼎村　野口藤六
埴科郡　豊榮村　神戸文右衛門
同　同　小林繁
上高井郡　小布施村　關谷新作
同　同　山崎長八
上水内郡　中御所村　杭全鐵之助
東筑摩郡　廣丘村　川上善吉

製絲器械ノ便否賣買得失等ノ方法ヲ設ケ名譽ヲ海外ニ輝カセンニハ該業誠實ニ營ミ信義ヲ得ルニアリ其方法ヲ設クル左ノ如シ

第一條

製絲營業人全管同盟シテ一社ヲ設クル事

第二條

爰ニ參集ノモノ發起トナリ結社スル事

第三條

結社旨意槩則左ノ如シ

友誼社設立ノ趣意

抑モ蠶絲ノ良品ヲ製シ出サトンスルヤ業上ノ苦難云フヘカラズト雖モ工女ノ優劣ト繭質ノ良否トヲ實査シ其兩全ヲ得ルニアラズンバ空シク精神ヲ勞シ心志ヲ苦メ終ニ成功ヲ奏セザルニ至ル最モ注意セザルヲ得サルナリ方今同業ガ爲ス所ヲ槩視スルニ繭絲ノ良否ト需用ノ適否トハ措テ論セズ啻ニ製絲上ノミニ拘泥スル者ノ如シ恐ラク蹉躓ノ歎之ヨリ釀生シ來ラザルカ夫レ蠶種ノ種類ニ數種アリ春蠶、掛合、夏蠶、春夏蠶、秋蠶、五ツノ者之ナリ而シテ此五種ヲ以テ其可否ヲ斟定スレハ則春蠶ヲ最良品トシ掛合ハ之レニ次ク其他三種ノ者ノ如キハ不良尤モ甚シト雖モ思フニ之レヲ他方ニ比較スレハ信濃製ヲ以テ尤モ佳良質ノ者ト爲ス然ルニ開港後蠶種ノ輸出大ヒニ行レ彼レノ需用ヲ飽シムニ至リ爾來製造法漸ク却歩シ他ノ製品ト其良否ヲ辨ゼサル者ノ如シ必竟製種家ノ責ニ歸スル者ト雖モ亦製絲家ニ於ルモ之レヲ不問ニ於テ改良進歩ヲ謀ラザルハ其責ヲ免レザル所ナリ因テ全管同業ノ士ト友誼ノ二字ニ基キ同心協力一社ノ團結法ヲ設ケ專ラ

蠶種ノ改良ヲ促シ亞ニ製絲ノ業ヲ擧ゲ將來全社ノ富饒ヲ謀リ國民ノ本分ヲ奏サンコトヲ欲シ大ニ會議ヲ本縣下ニ開キ以テ確實美善ノ良法ヲ起サント欲シ假ニ定款ヲ設クルコト左ノ如シ

製絲營業人會議假規則

第一章　會社名義ノ事

第一條

一、此會社ハ全管同業者ヲシテ一家同心ノ厚誼ヲ結ビ將來協力進歩ノ功ヲ奏セン爲メ發ニ友誼ノ二字ニ基キ友誼社ト相稱シ候事

第二章　會社位置ノ事

第二條

一、本社ハ本縣下松本ニ於テ假ニ相設ケ追テ各郡ヲ大別シテ二三ノ要所ニ支社ヲ設ル事

第三章　役員ノ事

第三條

一、本社ニ左ノ役員ヲ置ク

社長　一員

副長　一員

一、正副社長及諸役員ハ追テ選任候事

第四條

一、各郡ニ左ノ世話掛リヲ置ク事

南佐久郡　一名　　北佐久郡　一名

小縣郡　一名　　更級郡　一名

埴科上水内兩郡　二名　　上高井郡　一名

下高井下水内兩郡　一名　　北安曇郡　二名

南安曇郡　二名　　東筑摩郡　五名

西筑摩郡　二名　　諏訪郡　五名

上伊那郡　三名　　下伊那郡　一名

第四章　職掌ノ事

第五條

一、社長ハ嚴肅ニシテ社中一切ノ事務ヲ總理スルノ權ヲ有ス

第六條

一、副社長ハ社長ノ補任タルヲ以テ疾病事故有テ不在スル等ノ事有ラバ總テ代理ノ權ヲ有ス

第七條

一、世話掛リハ正副社長ノ指揮ヲ受ケ受持郡内ヲ巡回シテ工女ノ勤惰ヲ監察シ業務ヲ奬勵シ工女ノ證票等ヲ附與スル等ノ事ヲ掌ル

第八條

一、世話掛リ給料ハ各郡ニテ負擔シ製絲人ヨリ適宜出金給與スル事

但本社設立ノ上ハ本社ヘ取纏メ更ニ給與スルモノトス

第五章　工女取締

第九條

一、工女ヲ雇使シ始メテ業務ヲ傳習スルノ際證票ヲ附與シテ就業ノ證ヲ表シ適宜年季ヲ約スル事

但年季ヲ約スル等ノ儀ハ其雇主ト工女ノ間ニ適宜示談スル事

第十條

一、工女ヘ附與スル證票ハ左ノ雛彦ノ如ク製造シ工女ノ人員ニ應ジ相渡ス者ナレバ證票原價ノ外ニ社費ノ見込ヲ以テ一枚ニ付キ金三錢ツヽ賦課スル者トス

表

證票

信濃國何郡何村
何某二女カ三女
何　某

友誼者之印

裏

信濃國何郡何村
何某就業工女
明治十三年何月何日　雇主印

第十一條

一、各所優等ノ工女ハ本社ヨリ賞譽ヲ與フル事

第十二條

一、工女ノ優劣各家ニ於テ適宜ノ試驗法ヲ設ケ等級ヲ附スルモノトス

第十三條

一、工女日給ノ如キハ各地物價ノ高下ニ因テ最寄地方ニ於テ一定スベキ事

第十四條

一、各自就業ノ工女ヲシテ他ニ於テ之レヲ雇使セント欲スル者ハ其雇主ノ承諾證ヲ得ザレバ之レヲ雇使スベカラズ

第十五條

一、總テ工女ハ明治十二年中使役セシモノヲ以テ該家ノ工女ト見做シ更ニ證票ヲ附與スル事

第十六條

一、客歳中一ケ所ニ止ラズ數ケ所ヘ渉リ經營シタルモノハ其日數尤モ多キ處ニ付テ之レヲ定メ更ニ證票ヲ附與スルコト

第十七條

一、同盟社中不得止事故アルカ又ハ都合ニヨリ一ケ年休業スル等ノ事アラバ假令就業ノ工女ト雖モ他ヘ雇使サルヽノ自由ヲ得タルモノト見做シ之レヲ妨害スルノ權利ナキ事

但シ工女ト相對示談ノ行屆キアル者ハ此限リニ非ズ

第十八條

一、明治十二年迄就業シ昨年休業シタル工女ハ十一年ノ雇主ニ附スル事

第十九條

一、第九條ヨリ第十八條マデノ規則ヲ犯ス者ハ係ヘ申出說諭ヲ請フ若シ該係ノ說諭ヲ守ラザル者ハ本縣勸業課ヘ上申シ更ニ說諭ヲ仰グ事

第六章　揚枠尺度ノ事

第二十條

一、同盟社中ヲ一家ト見做ス時ハ揚ケ返シ枠ノ周圍一定セザル如キ所謂濫製ノ一部分ヲ免レザル者ニ付改正センコトヲ欲ス幸ニ外國需用上ニ於テ一メートル半ヲ以テ適度トスルヲ聞ケリ（則我五尺ニ當ル）依テ該尺ニ改正スル者トス

第七章　結絲一定ノ事

第廿一條

一、結絲ノ如キハ蛇腹絹絲ニシテ色合淺黃色ニ一定スル事

第八章　デニール一定ノ事

第廿二條

一、生絲ノ細太ハ海外所トシテ別アリ則歐洲ノ如キハ四百回試驗器ニ充テデニール十二ヲ適度トシ米國向ハデニール十五ヲ適度トスル事

但量目七十一デニールハ我ガ一匁ニ充ル四百回ハ我千五百八十一尺七寸五分ニ充ル

第九章　製絲等級ノ事

第廿三條

一、同盟社中ノ製絲ト信實ノ賣買ヲ示サン爲等級ヲ區別ジ包紙ニ其等級ヲ正記スル者トス

第十章

第廿四條

一、製絲ハ左ノ鑓形ノ如ク捻造ニ可致事

雛形省略

第廿五條

一、製絲一繰量目廿目ヲ目途トシ三十繰ヲ以テ一束トナシ十五束ヲ以テ一箇トナス

但六繰並ベ五重ヲ以テ一束トス

社員心得ノ部

第一條

一、同盟社中ノ交際ハ第一信義ヲ厚フシ相互ニ業務ノ得失器械ノ便否ヲ研究シ内外ノ商況及養蠶ノ豊凶等ニ至ルマデ總テ通信報告ヲ廣クシ便理開進ヲ謀ル事

第二條

一、同盟社中ハ必ズデニール試驗器ヲ相備ヒ每繰ニ細太精粗ヲ試驗スル事

第三條

一、工女取扱ノ要點ハ第一業務ヲ懇篤ニ教示シ品行ヲ正シ就業時間中ハ雜話ヲ禁ジ怠惰ヲ戒メ改良進歩ヲ促ス事

第四條

一、工女ノ年齢ヲ檠スルニ早キハ學齢中ヨリ晩キハ二十五六才ニ止マル者ト雖モ十ノ八、九ハ二十才以下ノ年齢ニシテ既ニ縫針組織ノ業ニ至ル教授專要ノ時ナレバ製絲ノ一途ニ苦マシメ修身ノ道ヲ誤ラシムルハ雇主ニ於ケルモ本意ナラザルハ勿論ナレバ實クハ女子ノ父母ニ背リ本業余暇ヲ謀リ習字算術縫針等ノ業ヲ授與致シ度事

第五條

一、賄方ノ如キハ各自相異ニシテ一樣一体ニ出サルハ勿論ナレ𪜈食物ノ不良ヨリ健康ヲ害シ人命ニ關スル者ナレバ勉メテ新鮮ノ物ヲ撰ミ滋養專一ニシテ衞生ノ旨主ヲ誤ラザル事

第六條

一、頃年製絲ノ事業ハ著シキ進歩ヲ奏スト雖モ蠶業ノ如キハ上奥二州ニ比較スレバ遠ク及ザル處アリ之他ナシ上州ニハ田島佐藤ノ兩氏アリ岩磐陸羽ニ至リテハ丹治、中村ヲ始メ其他兩三ノ有志者有テ共ニ製絲家ト謀リ大ニ蠶業ヲ擴充シ方今ノ盛大勢ヒ全國ヲ壓スルノ景況ヲ現ハセシハ兩三有志ノ力ニ出ツルニ非ラズ全國一致ノ結果ニ成ルモノニテ上奥二州ノ光榮ナリ尙信州ノ如キモ又兩三ノ有志者爰ニ着目スル處有テ大ニ蠶種ノ改正ヲ欲シ非常ニ精神ヲ苦シムト雖モ製絲家ノ助ヲ得ザルヲ以テ未ダ一歩ヲ進ムル能ハズ實ニ歎息ノ至リナラズヤ宜シク同業諸君ノ高誼ニ於テ蠶種家ヘ對シテ改正ノ急務ヲ謀

リ養蠶家ヲ奬勵スルニハ第一良種ヲ撰マンコトヲ諭シ其良種ヨリ收スル所ノ繭ハ多少ニ不限一層ノ價格ヲ上セ購求スル等ノ事ハ製絲家ニ取リ義務ノ重キヲ負擔スル者トシテ只管改正ニ熱心ニシ勉メテ兩國ノ上ニ出ンコトヲ冀フナリ

但該條ノ如キハ官ニ乞フテ全管一般諭達ヲ仰キタキコト

第七條

一、本國ニ於テ製造スル處ノ蠶種マヽ固有ノ美質ヲ脫シ製絲上夥多ノ毛節ヲ顯ス如キハ夏蠶ノ惡質ヲ混淆スル所以ニシテ製絲上ニ取リ大至難ト云サルヲ得ズ依テ養蠶家ヘ奬勵スルニハ上州ニ於ケル鬼チヂラ（鬼チヂラハ繭ノ名稱）岩代ニ於ル丹治氏ノ赤引（赤引ハ繭ノ名稱）ヲ以テ專務ニ養成ヲ促シ度事

第八條

一、座繰並ニ手挽製絲ノ如キハ（手挽製絲ハ伊那郡ノ產ニシテ西陣用ニ供用スルモノ）間々小篋子ヨリ大枠ヘ上ゲ返スノ際綾振ヲ用エザルヲ以テ篋子上一條ノ絲他ノ絲ト堅硬シ層々錯雜再ビ繰返スノ困難ヲ顧慮セザルモノニ等シク之レ營業上ニ取リ貴重ナル信據ヲ捨テ返テ詐僞ヲ逞シフスルモノナランカ又投掛ト云フテ上返シノ際切レ口ヲ繫キ取ラズ其儘掛ケ上ゲ返ス等ノ如キハ製絲ノ製絲タル名義ヲ破ルモノニシテ已ニ伊那郡手挽製絲ノ如キ永ク濫製粗造ノ汚名ヲ來タセシハ他ニ非ラズシテ乃チ爰ニ原因スルモノト云ハザルヲ得ズ斯ノ如キノ弊害ハ一家一村ノ小ヨリシテ一郡全國ノ名義ニ關スルモノナレバ譬ヘ同盟社外ト雖モ大枠尺度ノ一体ニ改正スル如キ揚返シ器ヘ綾振ヲ用ヒ切レ口ヲ繫キトル等ノ緊要ノ廉ハ官ニ乞フテ親シク說諭アランコトヲ冀度事

第九條

一、座繰製絲ニ用ユル大枠尺度ハ周緯五尺ニ一定シ提造ヲ廢シ更ニ捻造ニ改メタキ事

第十條

一、手挽製絲ニ用ユル大枠尺度ハ周緯五尺二寸ヲ以テ一体致シ度事

明治十三年三月廿四日　　鷹野正雄

令　　勸業課

製絲營業人集會ノ儀別紙ノ通リ會議假規則相設可然哉

製絲營業人會議假規則

第一條　議場進退ノ事

凡會議ハ午前九時ニ始リ午後第五時ニ終ルヲ例トス時宜ニ依リ

之レヲ伸縮スルハ會頭ノ指揮ニ依ルベシ

第二條

衆員ハ豫メ抽籤シテ番號ノ順位ヲ定メ毎會其席ニ就クベシ

第三條

會場ニ於テハ會頭會員互ニ其姓名ヲ呼スシテ會頭若シクハ何番會員ト呼ヲ例トス

第四條

會員病氣其他事故アリテ當日出頭シガタキモノハ開議前必其事由ヲ記シタル届書ヲ出スベシ

第五條

會場ノ舖設備ハレバ呼笛ヲ以テ之レヲ報ズ衆員ハ其呼笛ヲ聞テ速カニ議席ニ就キ會頭席ニ出レバ各起テ禮ヲナシ然ル後議事ヲ始ムルモノトス

第六條

凡會員ハ禮儀肅整ナルヲ要ス或ハ欠伸私語シ或ハ議場ヲ徘徊スル等ノ事アルベカラズ

第七條

凡議事ノ時間ハ猥リニ議席ヲ離ルヽヲ許サズト雖モ若シ不得止事アレバ起テ自ラ番號ヲ唱ヘ一時退場スル旨ヲ會頭ニ述ベ認可ヲ待テ進退スベシ

第八條　會頭副會頭選擧ノ事

假會頭ハ會員抽籤シテ之レニ當ルヲ例トス

第九條

假會頭ハ投票用紙ヲ會員ニ分配シ先會頭ヲ選擧セシム衆員投票記シ了レバ書記之レヲ集合シ假會頭ノ面前ニ於テ其數ノ多寡ヲ點檢スベシ

第十條

假會頭ハ投票ノ最高數ヲ以テ當選人ト定メ姓名ヲ衆員ニ通知シ更ニ副會頭ヲ投票セシムル亦前條ノ手續ニヨルベシ

第十一條

凡會頭副會頭ノ選擧投票ハ被選人ノ姓名ヲ記シテ選擧人ノ姓名ヲ記サヾルヲ例トス故ニ各自之レヲ祕密ニシテ他人ニ洩スヿナキヲ要ス

第十二條

會頭副會頭當選人定マレバ假會頭ト直ニ衆員ヲシテ連署セシメ以テ勸業課ノ認可ヲ受クベシ

第十三條

會頭會場ニ於テ其職務ヲ行フトキハ副會頭ハ會員ノ列ニアルベ

シ會頭疾病事故アリテ出席セザルカ又ハ會議中自己ノ意見ヲ說明セント欲シテ會席ニ列スルトキハ副會頭會頭ノ席ニ就クベシ

第十四條

會頭ハ豫メ會員ヲ數組ニ分チ每組幹事一人ヲ投票セシメ組中諸傳達等ノ事ヲ掌ラシム

第十五條

幹事ハ會頭副會頭ノ旨ヲ受ケテ該組會議ニ關涉スル事務ヲ掌ルベシ

第十六條

書記ハ會議一切ノ庶務ヲ掌ルモノトス

第十七條

會頭議案ノ大旨ヲ辨明シ書記ヲシテ之レヲ朗讀セシム會員ハ本按ニ就テ疑議アレバ答辨者ニ質問スルヿヲ得ヘシ

但議案ハ會員ノ熟讀精考ヲ要スル爲前日交付スルヲ例トス

第十八條

會議ノ順序ハ部テ會頭ノ意見ヲ附シ衆員ノ議決ニヨルモノトス

第十九條　建議書ヲ會議ニ付スル事

凡會員ノ建議ニ係ヲモノヲ會議ニ付スルトキハ先會頭起テ建議書ヲ朗讀セシム此時本主ノ會員起テ自ラ其要領ヲ說明シ會議ニ付センヿヲ乞フベシ

第二十條

衆員建議ノ要領ヲ聞キ之レヲ會議ニ付スルヲ可トスルモノ多キトキハ其建議書委員ニ付シ參訂シテ議案トナスベシ

但本條ノ可否ヲ決スルハ可否札ヲ用ユルヲ例トス

第廿一條　討論ノ事

凡事ヲ議スルニ方リ發言セント欲スルモノハ先起テ會頭ト呼ビ會頭其番號ヲ呼ヲ待テ然ル後發言スベシ

第廿二條

凡原案ニ就テ異議スル所アリテ先發言スルモノヲ一動議ト爲シ次ニ發言スルモノヲ第二動議ト爲シ一名ノ贊成アレバ之レヲ問題トナシ遂次之レヲ區別シテ議事ノ混淆ナキヲ要ス

第廿三條

凡三次會ニ於テ動議ヲ發シ之レヲ贊成スルモノ五名以上アレバ會頭ハ議場ノ問題トナシテ衆議討論セシムベシ

第二十四條

議場ニ問題アルトキハ其可否決セザル間ハ他ノ建議ニ就テ駁論討議スルヲ許サズ

第二十五條　決議ノ事

凡可否ノ數ハ會員ヲシテ起立セシムルヲ例トス

第二十六條

凡原案ヲ賛成スルモノ二名以上ニ至ルカ又ハ一分時ヲ見合セ動議起ラサレバ會頭直ニ衆員ヲ起立セシメ以テ議ヲ決ス

第二十七條

凡議場ノ問題ニ付テ討論畢レバ會頭ハ先其問題ニ同意スルモノヲ起立セシメ若シ起立過半數ニ至ラズ他ニ問題ナケレバ更ニ原案同意ノ者ヲ起立セシメ以テ議ヲ決ス

第二十八條

議決ノ上ハ其件々簿書ニテ勸業課ヘ差出スモノトス

然れども當時同社の組織未だ完からず從つて其事業の如き亦見るべきもの無かりき。

於此翌十三年三月二十七日第二回の會議を開き本社事業遂行の爲に其陣容を堅くするの必要を認め會頭副會頭並に委員五名の選擧を行ひしに左の如く當選せり（出席人員三十四名）

會頭　二十點　北佐久郡　小諸町　高橋平四郎

副會頭　二十五點　下伊那郡　喬木村　長谷川範七

委員　小縣郡　上田町　田中忠七

東筑摩郡　南深志町　奥澤喜十郎

東筑摩郡　信樂村　中藤彌太郎

諏訪郡　平野村　武井文炳

北安曇郡　池田町　市川直三郎

ついで本社に於て量目紙發行、製絲場拜借、支社設立等を協議して散會せしが、前記役員は本社を代表して本社設立並に本社營業の事を縣廳に出願し三月七日を以て聽許せられたり。

先之會員の協議を以て當時本縣勸業課員たる勸業課八等屬鷹野正雄、吉田景京兩氏に對し現職を辭し本社の事務を負擔せん事を請ひしに幸に二人之を諾せしかば鷹野正雄を社長に吉田景京を副社長に推薦せしに三月三日附にて兩人より會頭高橋平四郎に請書を提出し（請書は北佐久郡小諸町高橋平四郎藏）又、委員中より主幹を撰擧せしに田中忠七當選せり。かくて六月十五日長野町本願寺別院に於て本社の開業式を擧行せり。

友誼社の事業

一、長野製絲場の經營＝明治十一年以降本縣に於て經營し來れる製絲場を本社にて借受け高橋平四郎をして之を擔當せしむ但し長野製絲場に關する詳細は長野縣製絲場の部に記したれば之を略す。

二、生絲直輸出奬勵の爲直輸出の目的ある製絲家及製絲社には官金を以て荷爲替前借金貸與の議あるを聞き、明治十四年五月廿三日當時上京中の高橋會頭よりの招電により鷹野社長上京大藏卿佐野常氏に面謁し、本社設立の趣旨及組織の大要を陳述し、且貸下金の事を請ひしに大に同卿も贊意を表せられ貸下金は追而詮議す可きを以てせられしが、社長は更に其他要路の人に同樣陳情し、結局貸下金八十萬圓を請願せしも群馬、福島、石川、埼玉、岐阜諸縣の製絲業者よりも出願ありしを以て四十五萬圓を三回に借用する事となれり。此金の取扱に就て本社と縣內各銀行との間に交涉を遂げ結局縣內五ケ所の國立銀行に於て取扱ふ事となれり。

三、生絲改及卷印紙賣捌　十四年八月三十日豫て本社より本縣へ請願中の生絲改、及卷印紙賣捌方の件一切本社へ委任さる。於此從來生絲改所に於て行ひたる生絲改は本社及本社の各郡支社に於て行ふ事となり、生絲卷印紙も同所に於て賣捌く事となれり。而して未だ支社の設なき地方に於ては從前の生絲改所檢查人に之を依托せり。（生絲卷印紙沿

四、横濱聯合生絲荷預所と外商との紛擾に際し本社のとれる態度、從來輸出生絲の販賣に關し幾多の弊害ありしは萬人の等しく認むる所なりしも內國商人は隱忍して今日に及びしが明治十四年九月遂に爆發して横濱聯合生絲荷預所と外商との葛藤となれり而して我の主張は取引の公正を期し商權の恢復を念とするより他意なきものにして固より當然の企なれバ本社に於ても大に該所設立の擧を贊し極力應援をなせり。

又本縣に於ても大いに此聯合生絲荷預所の擧を贊し大野縣令より十月十九日本社に下問書を發せられ、本社又之に答へて該所應援の意を明にせるは十月廿二日本社より該所に送れる書狀によりて想像せらる（下問書及書狀は横濱聯合生絲荷預所と外商との葛藤の項にあり）

尙本件に關し鷹野社長は十月廿三日上京し談判委員の一人に推選せられ他の委員と共に協力して其解決に力め漸く和解に至りしを以て十二月三日歸長せり。

社名改稱

翌明治十五年五月廿日本社通常會に於て社名を信濃生絲會社と改稱する事となり社長には鷹野正雄當選せり。

同年八月廿六日長野縣甲第百十八號を以て明治十一年六月乙第五十七號布達生絲改所假規則廢止されしかば生絲改卷印紙賣買等は引續き本社に於て行ふ事となり、明治十八年五月一日縣令第四十二號布達により蠶絲製造及蠶絲商組合規則布達せられ、長野に本部を置き各組合を統轄するに至る迄本社（初友諠社後、信濃生絲會社）に於て之を行へり。

卽、本社は本縣生絲同業組合の前身ともいふべく、官に於て未だ縣下全体を統制する機關を設けざりし時代に於て夙に製絲改良を目的として規約を設けて一致團結し縣下斯業の改良進歩と統制とに努めたる功は誠に多とすべき也。

友誼社より生絲改良につき本縣に建言

明治元年閏四月江戸呉服橋牧野駿河守邸内に「蠶卵紙生絲改所」設けられ、七月之を江戸堀松平和泉守屋敷に移し九月には各開港場に改所を置きて蠶絲の粗製濫造を取締しも容易に其弊害を除く能はず。

明治六年生絲改會社規則を定め各地に生絲改會社を設け（製絲篇第一章生絲改會社參照）しも効なく、十一年五月廢止となり、同年六月より各地に生絲改所を置き、提絲は總て該改所の檢査をうくるに非れば販賣する事を得ず」とせり。生絲改會社が生絲改所となりても看板の塗替だけにて製絲改良の上には左したる効なく、たゞ課稅の爲に行はるゝの觀ありしかば、縣下製絲業者は友誼社を設けて之が改良を圖らんとせしも民間會社としてハ施行し難き條項七ケ條を揭げ右條項を縣の說諭によりて施行する樣取計らはれたしとて左の如き建言書を提出せり。

建言書

一、檢査係リ員ハ當社維持法相立候迄ハ當分官ニ於テ設置カレ時々管內巡回養蠶製絲ノ兩業ヲ勸諭アラン事

一、生絲改所ノ如キハ有名無實ニシテ製絲改良ノ功ナク却テ自由ヲ妨害スルモノナリ因テ之ヲ廢止更ニ卷紙印紙ノ如キハ其村戶長役場又ハ最寄證券印紙賣捌所等へ委子賣捌セ度キ事

一、坐繰幷手挽製絲ノ如キハ間々小籠子ヨリ大枠へ揚返スノ際綾振器ヲ用ヒサルモノアリ又切口ヲ繫取ラズ其儘投掛ケ揚返ス等ノ習慣今ニ依然トシテ存セリ斯ノ如キノ弊害ハ一戶一村ノ小ヨリ一郡全國ノ名譽ニ關スル者ナレハ假令ヒ同盟社外ト雖大枠尺度ノ一体ニ改正スル如キ又揚返器へ綾振リヲ用ヒ且切レ口ヲ繫取等ノ要點ハ一定ニ改良致度キ事

一、坐繰製絲ハ從前ノ提造ヲ廢止更ニ捻造ニ改正致度事

一、手挽製絲ニ用ユル大枠尺度ハ周圍五尺二寸ヲ以一定致度事

一、坐繰製絲ニ用ユル大枠尺度ハ周圍五尺ヲ以一定致度事

一、方今養蠶家ニ於ル蠶業稍進歩ヲ現シ勢ヒ十年ヲ待タスシテ思想ノ外ニ出ン事ヲ冀スルト雖未タ良種ヲ撰ミ良繭ヲ得ントスル念慮薄ク啻ニ養成ノミニ心志ヲ苦シムルハ徒勞ニ屬スル者ナランカ今小縣郡上田地方ノ蠶種ヲ試ルニ固有ノ良質ヲ脫シ夏蠶ノ惡質ヲ相混スル者ナレハ一度改正ノ後ニ非サレハ敢テ信用スルニ足ラサル者ニシテ又奬勵スルニ益ナカラン玆ニ各種ヲ比較スルニ最良ノ點ニ位スル者上州ニ於テ佐藤某ノ鬼チヾラ（鬼チヽラハ繭ノ名稱）岩代ニ於ル丹治某ノ赤引（赤引ハ繭ノ名稱）ノ兩種ニ停ルヲ聞ケリ希ハ此兩種ヲ移シ大ニ養成ヲ奬勵シ猶養蠶家ヲシテ改正ノ急務ヲ促シタキ事

右七箇條ニ揚タル所ノ要點ハ當友誼社ノ規則ヘ編成シ施行相成難ク候間官ニ於セラレ御說諭上ヨリ改進ノ道ヲ開キ度因テ該社發起人連署シテ上願仕候也

明治十三年三月廿六日

友誼社發起人

青木甚九郎㊞

高橋平四郎㊞

大井榮作㊞

武居文炳㊞

宇敷則秀㊞

伊藤重右衛門㊞

長谷川範七㊞
關菊之助㊞
小田切豊太郎㊞

長野縣
勸業課御中

三、器械製絲の改良

器械製絲の改良に着手す。

本縣に於ける器械製絲は明治五年諏訪郡下素原村に深山田製絲場の設立せられし以來器械製絲場の勃興著しく、ことに明治九年以降其數急激に增加して全國の央に過ぐといふ。明治十四年同伸社第一次絲方報告によれば本縣生産の器械及座繰製絲は五、六五三・一七梱にして全國總計一三、四〇二・六一の約四二%に當れり。而して座繰製絲は漸次減少して器械製絲大部分を占めたる事は明治十二年九月鷹野正雄同十月吉田景京の座繰製絲巡回報告に見えたるが如し。

尙、此報告によれば「拙劣の器械を以て粗製をなす者あり、品位却つて座繰製絲に及ばざるもの不尠」とありて、本縣製出の器械製絲は品位下等にして國産の聲價を失墜せるを以て、之が挽回策を講ずるの必要と、昨十一年六月生絲改所設置以來提絲のみに對して改を行ひ其他に對しては改を行はざる不合理を打破し生絲改良の先鞭を着けんとして縣下製絲業者の主なる者を集めて衆議を盡さしめんとし、明治十二年二月本縣勸業課に於ては筑摩郡岡本村奥江喜

四郎等貳十六名を本縣製絲場に招集し諸問會を開き、製絲取締製絲器械の便否得失、工女問題、製絲檢査法、新規器械建設の際資本金に制限を設くる事等に就て審議せしめ其答申書を提出せしめたり。

諸問會に關する書類次の如し。

器械製絲營業人共へノ告達書別紙名面ノ者共へ早々御達有之度此段及御依頼候也

明治十二年二月　　長野縣勸業課

東筑摩郡役所御中

但外各郡役所へ相達候事

告達案

器械製絲ニ於ケル工拙其伍ヲ同クシ精粗其稱ヲ均クス豈事業ノ間然ナル斯ノ如シ方今當管内各自設置セル所ノ器械ヲ算スルニ其數稍内國ノ央ヲ過タリ然リト雖モ製絲ノ方法ニ至リテハ各自精粗大ニ異ナルアリ或ハ實業未熟ニシテ器械ノ有益ナルヲ利セズ故ニ實益ヲ見ル不能又或ハ工女ノ拙劣ナルヨリ濫製ニ流レ終ニハ弊習ヲ醸成シ然リ而シテ近年當國製出セル器械製絲ニ於テ聲價ノ墜落ヲ生ズルニ至レリ豈遺憾トヤ云ン玆ニ於テ一層實踐ノ方法ヲ設ケ工拙精粗ヲ推究シ各自其業ニ進ミ其眞利ヲ得セシメンコヲ量リ今回ノ次ノ名面ノ者本縣製絲場へ徵集シ器械ノ便否營業ノ得失及ビ取締ノ方法等衆議闘論シ以テ改良ノ先鞭ヲ占據セント欲セリ就テハ來ル三月十日迄本縣製絲場へ參集可致此段及告達候也

但出縣ノ義萬一本人差支有之候節ハ同業人ノ内ヲ以テ代理差出スベシ

明治十二年二月　　長野縣勸業課

徵集人名

筑摩郡岡本村　奥江喜四郎

同　和田村　百瀨寛治

同　福島村　原　政茂

伊那郡飯島村　堀越與治右衛門

同　同　宮下權四郎
同　南向村　小池治三郎
同　喬木村　長谷川範七
同　高遠町　神谷眞七郎
諏訪郡　下諏訪村　小口森藏
同　平野村　武居文炳
同　宮川村　兩角武左衛門
同　上諏訪村　小平源三郎
安曇縣　大町　伊藤德三郎
同　豊科村　本山鐵藏
佐久郡　小諸町　高橋平四郎
同　田口村　衣川堺
埴科郡　西條村　宇敷則秀
同　豊榮村　神戸文左衛門
同　同　小林石右衛門
更級郡　御厨村　馬場喜太郎
水內郡　妻科村　中澤由兵衛
高井郡　中野町　中江正直
同　雁田村　關菊之助
同　平穩村　春日與市
同　須坂町　小田切武兵衛
同　同　青木甚九郎

各營業人衆議問題項目

第一項

一、製絲場所在ノ地方ヲ區劃シ取締人ヲ撰定スル事

第二項

一、製絲場ニ於テハ精良ノ器械ヲ用ユル事
但在來不便ノ器械ハ改正セシムル事

第三項

一、各場擔當タルモノハ製絲ノ方法ヲ熟練シ品位精良ナラシム事

第四項

一、工女招來ノ方法ヲ立同業交際ヲ篤ニシ業上研究互ニ通信ノ道ヲ閉ク事

第五項

一、工女ノ優劣ニ隨ヒ雇料ヲ一定スベキ事

第六項

一、製絲檢查ノ方法ヲ設ケ濫製ノ製造ヲ驅除スル事

第七項

一、新規器械建設ノ向資本金ノ制限ヲ定ムル事

這回御管內製絲營業ヲ御徵集アツテ器械ノ便否實貫ノ得失及取締ノ方法等ニ至ル別紙御下問ニ付審議討論決議ノ上左ニ答辨仕候

一、器械製絲一体ニ可致云々

答辨左ニ

全管該營業者ヲシテ一社ノ團結法ヲ設ケ候上ハ製絲方法ノ如キ同一ニ致スベク勿論各自營業人ニ就テ輸出賣買上ニ信憑ヲ得ン爲豫テ商標取設有之ニ付更ニ化裝紙御發行ノ如キハ畢竟無功ニ屬シ候事結絲ノ義ハ蛇腹絢絲ヲ用ヒ色合ハ水淺色一定ニ致スヘキ事

一、向後製絲器械新規設立云々

答辨左ニ

新規器械ノ設立ヲ欲スル者ハ兼テ本縣勸業課ヘ御届マテニ致度事尤不適ノ者ト御見認アラバ維持方法等親シク御聞取ノ上可否御說諭有之度事

一、揚枠寸方一体云々

答辨左ニ

同盟社中ヲ一家ト見做スキハ無論揚返シ枠ノ周圍一定セザル如キ所謂濫製ノ一部分ヲ免レサル者ニシテ速ニ改正同一ニ出ン事ヲ欲ス幸ヒ外國需用上ニ於ケル（一メートル半）ヲ適度トスルヲ聞ク則我（五尺弱）ニ當ル因テ該尺ニ改正致シ度事

一、各製絲場ニ於テ製絲檢查云々

答辨左ニ

各製絲場ニ於テ必（デニール）試驗器ヲ相備ヘ置毎繰細太精粗ヲ試ミ品位同一ニ致度事

一、工女雇料云々

答辨左ニ

御下問ノ通リ最寄地方ニ於テ適宜一定ニ致候事

一、生絲賣買上云々

答辨左ニ

大井榮作
武居文炳
宇敷則秀
伊藤重右衛門
長谷川範七
關菊之助
小田切豊太郎

全管ヲ一社ニ結ビ候上ハ賣買上ノ如キ良法ヲ編成スルハ勿論ナレモ該事ニ於ケル云フベカラザル困難アリ追テ完全ノ法ヲ相設候迄各自自由專賣致度事

右御下問ノ條々答辨如斯候也

明治十三年三月廿六日

青木甚九郎
高橋平四郎

勸業課御中

同年三月縣下製絲業者の代表十八名より、器械製絲改良の爲取締勵行の必要を上申し、且、從來區々なりし結束絲を縣にて製造販賣せられん事を請ふに至れり。其上申書は次の如し。

上申書

客年六月中乙第五十七號ヲ以テ生絲改所御設置及御印紙卷用並改方等御布達相成御規則ニ照準シ以降各改所ニ於テ施行仕候得共晉ニ提絲ノ一種類ニシテ器械製ヲ初メ捻造鐳造鐵炮造等ノ他造ハ絕テ改ヲ要スルコナク提絲造ハ假令御國用ト雖モ御印紙卷用ノ上御嚴則ヲ被相定詐僞濫造ノナカラシメンコヲ御施行相成候ニ付テハ該提絲造ニ於ケル舊改會社廢止以後ノ製品ニ比較セハ品位昇進ゼシハ言ヲ俟タズ然ルニ捻造鐳造鐵炮造等ノ生絲ハ品位甚シク優劣アリ又僞造ノナキニモアラズ素ヨリ捻造ハ器械生絲ノ一種ナルヲ座繰一人取ノ生絲ヲ以テ長尺ノ大枠ニ移シ以テ之レヲ捻造トナシ器械製品ニ僞造スルモノ間々有之御國產ノ名譽ヲ汚シ可歎ノ第一ナリ仍テ提絲造リノミ改メヲ要スル以所ヲ倩熟

考スルニ該提絲ノ仕組ニ於ケル巻紙ニ厚薄アリ元結ニ細太アリ甚タシキハ巻紙ニ種々製造シテ量目ヲ附スルノ製絲人アリ依テ開港場輸出交際上實買濟ノ上百斤ニ付巻紙元結風袋引トシテ二斤五分或ハ三斤、三斤五分ト甚シキハ五斤六斤ノ斤引アリ依テ巻紙元結ノ一定セショリ概ネ二斤五分引ノ取引ト相成シハ改所御設立及巻紙ノ御發行ナレハナリ然ルニ器械捻造ノ儀ハ結絲ニ薄淺黄赤ノ各色ヲ用ヒ蛇腹絲製ニシテ細太アリ之レガタメ右風袋引トシテ百斤ニ付一斤ヨリ一斤二三分或ハ一斤五分ノ斤引アリ其實百斤ニ付二分五厘カ精々三分ノ外量目ノアル事ナシ凡ソ七分五厘ヨリ一斤マデハ實物ヲ空シク無代ニテ異人ニ押領セラルヽハ獨リ商人ノミノ損害ノミナラズ御國益ノ損益莫大ナルモノト奉存候右ハ畢竟造方ノ區々ニ及ヒ改要セザル以所ナリ仰願クハ結絲ナルモノ御本課ニ於テ御製絲ヲ被成下巻紙御印紙同様製造人ヘ賣下ゲ御管下一定ノ御方法ニ相定候ハヾ座繰挽ノ絲ヲ以テ捻造リニ仕立器械製ニ紛ハシキ僞造出來不申器械絲而已ヲ以テ價格相定リ可申右御採用相成候ハヾ百斤ニ付キ二分五厘實目ノ斤引ノミニ止リ可申ハ言ヲ不俟モノト奉存候間何卒該結絲御製絲上製造人ヘ御賣下ゲ相成却テ提絲同様御改被成下置候ハヾ莫大ノ御國益ト奉存候間此段御採用奉願候　以上

明治十二年三月

諏訪郡平野村

小口佐左衛門

諏訪郡上諏訪村

小平彦四郎

伊那郡木ノ下町

小林德兵衛

同　高遠町

北原壽三郎

筑摩郡福島村

藤澤平次

同　大町

河原傳四郎

東筑摩郡　南深志町

上條清七

同　北深志町

近藤正親

諏訪郡　四賀村

北澤助七

上伊那郡　太田村

井澤要太郎

埴科郡　松代町

松木愼藏

下水內郡　飯山町　嶋津祐四郎
上高井郡　須坂町　牧喜助
上水內郡　長野町　牧野慶三郎
北佐久郡　小諸町　鹽川清兵衞
小縣郡　上田町　吉池定之助
埴科郡　屋代驛　唐木銀三郎
下高井郡　中野町　白井長藏

長野縣令　楯崎寛直殿

其後民間に於ても小縣郡上田町長岡万平田中忠七等は揚枠器械を設立し、檢査を嚴重にして等級を分ち、確實良製の生絲を輸出せんとし、佐久郡小諸町高橋平四郎は、綾振り揚枠器を設け、又、更級郡力石村塚田榮六郎　依田貞吉

等は生絲印紙賣捌所を生絲改所のみならず町村にも之を設け、購求者の便を計り、無印紙卷用の族を絶たん事を請ふ等改良の方法を講ずるもの出しが、本縣に於ても同年九月生絲製造業者へ左の如き注意書を發して粗製濫造を誡しめ製絲の改良を計らんとし、同年九月小縣郡馬越村平民大井榮作は其友人吉池貞助述ぶる所の製絲要辨を本縣勸業課に呈し、且廣く同業者に廣告して製絲改良の指針たらしめんとせり。

又、上田生絲改所檢査人山崎爲右衞門は同年十月生絲改の儀に付改良の意見書を提出せしが、主として生絲賣買に關するものにして、生絲賣買を免許制度とし、生絲商組合を設け規則を定めて之を確守し無製造印賣買を禁じ絲買は絲買入の都度製絲業者に說諭して、良品を製造せんことをすゝめ、絲市の日を定めて他の振合等をも見細、太等なき樣規格の統一を圖らんとせる等其意見には見るべきもの多し。

生絲製造者へ注意

生絲ニ關スル諸規則去ル明治十一年中廢セラレ候ニ付本縣ニ於テハ粗製濫造候モノ無之樣種々布達相成候得共細商人ノ中ニハ諸規則ノナキヲ好キ機會ト心得濫造致シ破產候者有之哉ノ趣キ相聞キ誠ニ、ナゲカハシキ事ナラズヤ本年伊佛兩國ノ養蠶ハ氣候不順ナルガ故ニ遽作セシ趣ニテ生絲ノ價格騰貴セシニ付衆多ノ製絲人ナレバ昨年迄ノ始ク心得違ノ者アリテ製品ノ良否ヲ不問目下ノ利ニ迷ヒ濫製ノ生絲ヲ海外へ輸出候モノ百中ノ一モ有之テハ夫レ爲良劣錯雜一般ノ價格ニ差シ響キ竟ニハ各自ノ產業ニ關リ可申ニ付必ズ一時ノ利ニ不迷樣勉勵シテ其製ヲ精密ニシ其品ヲ純良ニシテ信義ヲ外商ニ不失樣可心掛候仍テ製絲致サセ候處ハ勿論工女ニ至ルマデ左ノ箇條厚ク相心得可申候此旨說諭ニ及ビ候事

明治十二年八月

長野縣勸業課

一、絲ノ太サ不揃ナルハ價格損減スルノ障害ナル故ニ必ズ均一可致事

一、生絲ノ細太ハ其好ミニ別アリト雖モ佛國ニテハ「テトロ」四百回長サ佛尺四百七十五メートル（我尺千五百六十七尺五寸）ヲ以テ一束ト定メ「デニール」權衡ニテ十二、十三（我量一分七厘ヨリ一分八厘四毛）迄ノ絲ハ織物ノ經絲ニ使用スルヲ以テ高價ナリト雖モ此量目ノ違フモノハ皆横絲ニ便用スル故ニ低價ナルヨシ又米國ニテハ十五ヲ適度トスル由ニ付キ注意可致事

一、揚枠ノ角立チタルハ揚ゲ返シノ節絲ニ切レヲ生ズルノ障害アルニ付キ角ヲ丸ク可致事

一、揚枠ノ角ニ水ヲ付クル時ハ角固マリテ繰返シノ節甚悪シク或ハ角ヨリ切レル事アル由ニ付注意可致事

一、大枠ヘ揚返シニ綾振ノナキハ繰返シニ害アルニ付必ズ綾振リヲ用ユベキ事

一、大枠ノ寸法ハ定マリナシト雖モ五尺二寸五分ヲ以テ普通トス可成ハ一体ニ相成様注意可致事

一、管下小縣郡上田町長岡万平其他近傍ニテ座繰揺揚枠器械場設立量目點驗品位等級相定メ專ラ改良セントス右等ハ良法ト思考候間座繰揺致シ候者ハ協心戮力シテ此方法ニ倣ヒ一体ノ生絲ヲ製出候様注意可致事

一、荷造ノ節ハ一層精密ニ檢査シテ幾通リニモ細太ヲ區別可致事

一、一綰中ニ絲ノ細太或ハ性質異ナルモノ混入スルハ勿論一把ノ内ニ表裏無之様可致事

一、海外ヘ輸出セントスル生絲ハ器械手挽ヲ不論右箇條ノ趣旨ト相心得精良ノ生絲ヲ製出シ皇國ノ名譽ヲ外國ヘ輝カシ候様可致事

一、本年内務大藏兩省甲第五十號及五十六號布達之通リ横濱町會所ニ於テ共進會開設ニ付テハ本縣乙第九十四號布達

ノ通リ製造人ノ榮譽幸福ヲ圖ル主意ニ付平素勉勵シテ出品候樣可致事

但近頃北佐久郡小諸町高橋平四郎ノ相設ケシ綾振リ揚枠器械ハ輕便ニシテ良器ナリ

揚繰器械設立御願

小縣郡上田町

長岡萬平

田中忠七

右二名ノ者申合今般小縣郡上田町ノ內柳町三千六百十番地小宮山瀧兵衛所有水車ノ餘力ヲ用ヒ座繰撚製絲揚繰器械（但シ揚繰八十個ヘ小繰三百二十箇ヲ掛ル）据付市內外産出ノ製絲買入方法相定實踐度量驗檢ノ上品位等級ヲ相分チ確實良製ノ生絲ヲ輸出シ海外人ノ欣慕ヲ得以テ御國產ノ聲價ニ昇ランコヲ欲ス曾テ先般御布達ノ趣旨ニ基キ精良ノ生絲製出ノ模範ニモ相成衆人奬勵ノ一助トモ相成聊カ御國益ノ端緒ヲ開度ノ素意ニ御座候仰冀クハ御廳御係官ニ於テ郡內衆民ハ普ク欣掌善美ノ品ヲ製出可致樣厚ク御說諭ヲ被成下置度此段併セテ奉懇願候也

明治十二年六月

右

長岡万平

田中忠七

用掛柴田孝重

戸長岡本傳作

長野縣令楠崎寬直殿代理

長野縣大書記官　松野　篤殿

書面揚機器械設立ノ義ハ聞届候事

但一般ヘ說諭ノ義ハ追テ何分ノ沙汰可及義ト相心得候事

明治十二年六月廿一日　　長野縣

生絲印紙賣捌假規則

一、生絲印紙賣捌所之儀ハ客歲生絲改會所ニ於テ賣捌候處數多製造人ノ中ニハ買求ノ不便宜ナルヲ唱ヘ無印紙卷用ノ族モ有之哉ノ趣キ相聞候ニ付今般更ニ町村ニ賣捌所ヲ差許候事

一、生絲印紙賣捌所ヲ志願スル者ハ本縣乙第五十七號及乙番外布達ノ通リ町村用係連印ニ願出ヲ以テ其所轄ノ生絲改所及出張所ヘ申出然シテ聞届クルトキハ請書ヲ差出シ同所ヨリ印紙ヲ受下發賣スベキ事

一、改所及出張所ニ於テハ其所轄町村ヨリ印紙賣捌所ヲ志願スルトキハ適宜ノ位置ヲ酌量シ之レヲ聞届クベキ事

一、生絲印紙代價ノ儀ハ手數料其外入費トシテ賣捌所ヘハ百枚ニ付二錢五厘之十分ノ一ヲ減ジ則二錢二厘五毛ナリニ相渡ス賣捌所ニ於テハ定價ヲ以テ賣捌キ超過スベカラザル事

但代金ハ卽納之事

一、賣捌所ニ於テ左ノ雛形ニ倣ヒ看板ヲ製シ戸外ニ揭クベシ若シ此看板ヲ揭示セザル者ハ賣捌所ヲ差留ムベキ事

二尺八寸

看板雛形

生絲印紙賣捌所

一、賣捌所ニ於テハ印紙ヲ絕サルモノトシ決テ製造人之差支ニ掛ラザル樣最モ注意スベキ事

右件々確守候事

明治十二年七月廿九日　　長野縣第二課

昨明治十一年賣捌人ヘ右御規則示拜承急度相守可申候以上

明治十二年五月廿八日　　更級郡力石村

願人　塚田榮六郎

依田貞吉

右村用係　山崎彌市

長野縣第二課御中

御届書

今般別紙之通リ器械絲製造方法取設候ニ付此段上申置候　以上

明治十二年九月三日　　長野縣下小縣郡馬越村平民

筑摩郡筑摩村十八番地寄留

大井榮作

長野縣勸業課御中

製絲要辨

盟友吉池氏ハ生絲製造ノ良法ヲ得ントシテ刻苦勉勵スル玆ニ年アリ然リ而シテ頃日氏ガ筆記セル者ヲ以テ予ニ示シテ

曰ク製絲ニ從事スル者此方法ヲ知ラズンバアルベカラス予探テ之レヲ閲スルニ最モ製絲家ノ必讀スベキモノタリ依テ氏ト謀リ其簡且便ナルモノヲ摘錄シテ以テ我同業ニ公告ス

明治十二年七月

共和商會發起人

大井榮作誌

製絲要辨

吉池貞助述

繭貯方

生繭ノ掻キ落シテヨリ四、五日ノ內ニ成ルベク良好品ヲ買入レ直ニ蒸シ乾カシテ風通シノ宜シキ所ニ置キ折リ〳〵掻キ廻ハスヘシ其內時日ヲ經レバ自然硬クナルモノナリ然リ而シテ下等ノ繭ハ絲ニナリガタシ又蒸方ハ先年大藏省御布達ノ方法ニ從ヒ器械等其製ノ大小ニ準ジテ適宜ニスベシ

繭撰別方

良好ノ絲ヲ製スルニハ第一ニ繭ヲ撰ミ別ルヲ肝要トス其形正シク皮厚ク光澤アリテ純色ナルヲ上等トシ夫レニ準ジテ中下ト三等ニ別ケ尓ハ撰出シテ絲ニ製スベカラズ

古繭ノ皮硬クナリタルヲ生ノ如ク柔カニスル方

繭ハ多氣ニ至レバ硬クナリテ煮ルニ其度ノ遠フモノナリ隨テ絲口立チ惡シク絲目モ又減ズルモノナリ依テ彼之ノ損失ヲ防グニハ藁灰ノ莚ヲ水ニ浸シ之レヲ土間ニ敷キ上ニ古繭ヲ一粒ナラベニシテ同ク水ニ浸シタル莚ヲ覆ヒ凡ソ十時間ヲ經ル時ハ繭柔カニ變ジ生ト同ジクナルナリ而シテ常ノ如ク繰レバ絲ノ立モ良ク繰時間モ早ク絲量モ生鮮ノ時ニ變ハル事ナシ而シナガラ右ノ如ク致セシ繭ハ翌日ニ廻ハスベカラズ必ズ其日ニ繰ルベシ又一方ニハ硬クナリタル繭ハ百度

内外ノ熱湯ニ浸シ凡ソ三分間程蒸シ柔カニ、ナリタルヲ揚ゲテ常ノ如ク操ルモ良シ又黴アル繭ヲ繰ルニハ口立湯二百度繰湯百五十五度ニシ繭一升ヘ上等ノ、シヤボン三匁桿ヲ湯ニ入レテ操ルベシ尤モ一升ヲ分ケテ煮ル時ハ其分量ニ應ジテ入レベシ

繰絲口立方

絲口ヲ挽キ立ルニ各地方種々ノ習慣アレモ大クハ絲口立タザルウチ繭ニ疵付釜ノ底ニ沈ミ終ニ絲トナラズ故ニ其損失少カラズ富岡ノ官工場ニテハ法國產（佛蘭西）ノ草ノ如キ柔ラカナル木ノ枝ヲ箒ニシテ之レヲ用ユル故此憂少ナシ之ヲ扱フ方ハ湯ヲ釜ニ滿シ別釜ニ煮タル繭ヲ移シ其中央ニ浮ベテ口ヲ立ツルナリ其時箒ヲ繭ニ、スルツケルニ徐々トシテ手輕ク繭ノ皮ニ疵付カヌ樣ニ注意シテ箒ヲ扱ヒ釜中滿面ノ繭ヲ三、四度ニ口立ツベシ又熨斗ヲ引キ出スニハ釜ニ湯ヲ滿シ純絲ト交ラヌ業注意シ手ヲ低クシテ扱ヒ必釜ヨリ四五寸以上揚ゲル可カラズ

繰絲方

繭ハ一度ニ凡ソ二合宛一升ヲ五度ニ煮ルベシ例ヘバ一升ヲ一度ニ煮テ口ヲ立ツル時ハ其中ノ良繭ノミ先ニ口立チテ繰ル故ニ半バ以後ハ次品ノ繭ノミニナリテ絲口モ細ク力モ弱ク切レ易ク之レテ纏ケバ節多ク粗品トナルナリ一升ノ絲首ト尾ト細太異ナリテ品格不揃ニテ上品ナラズ偖又繰ル時間二合ノ繭ニテ口ヲ立ル時間凡七分時繰時間凡十二分トシテ一升ヲ五度ニ煮テモ一時三十五分程ニ繰リ終ル樣ニスベシ而シテ常ニ厚キ繭三ツ薄キ繭二ツ合セテ五粒ヲ以テ一緌ニスル時ハ絲ノ力首尾モ整ヘテ細キ太キ班モナク出來ルナリ又絲ノ量ハ試驗器械ニ掛ケ四百周リニテ四百七十五メートルニテ佛蘭西ノ量目十二デニールノ絲ヲ得ルナリ而シ細太ハ買人ノ好ミト時ノ模樣トニヨリ異動ノアルモノナレバ一樣ニハ云ヘ難シ先首尾均一ノ品ヲ製スルコソ第一ナレ又繭ヲ繰ルニハ釜中ニ置クノ時間成丈勉メテ早ク操リ揚ケサス

可シ

繭煮方

繰湯熱度ハ繭ノ厚薄ト其性質ト氣候トニ依テ違ヒアリ大略六、七月頃繭ノ蛹ノ死セザル品ハ口立湯百三十度繰湯百十五度蒸乾シタル品ハ口立湯百四十度繰湯百二十五度同繭ニテ九、十月ニ至レバ百七十五度ニ百四十五、六度十一、十二月ヨリ翌年二月頃迄ハ百九十度ニ百五十五、六度三、四月以後ハ前年九、十月ノ度ニシテヨシ右ノ如ク時候ニ隨テ練ラスレバ絲ノ光澤モアリ且柔カニ良品ヲ製シ得ベシ又繭ハ余リ濁ラヌ様ニ注意シテ汲換ベシ其分量ハ假令バ一釜ニ湯四升入レルナレバ其二升五合ヲ替テ可ナリ之レニテハ湯ノ色少シ赤味ミアリ之レヲ適度トス若シ四升ノ湯ヲ盡ク汲ミ捨テ一向ニ清ク澄ミタル湯ニテ操ルハ却テ良カラズ絲性ニ含有スル、ヒフロインライム、アルフミイナ、フアルフストー、アルフミーナ、ハルス、ハクスフエトノ七原素ヲ消滅シテ絲ノ光澤ヲ失ヒ量目モ減ズルモノナリ因テ此加減尤モ注意アルベシ

操機械

絲機械ハ種々アレモ第一枠ノ廻轉ト蒸氣ノ力ト相應スルガ肝要ナリ若シ適應ナラザレバ縷ニ磨ズ絲量モ少ナシ先ズ適度トスル所ハ蒸氣ハ四、五分時間ニ二百度内外ニ沸騰シ枠ハ一分時間ニ二百八、九十廻轉スルヲ法トシ練熟ノ工女ニシテ前ニ述ブル如ク一升ノ繭ヲ一時三十五分時間許ニテ終ルベシ故ニ常ニ枠ノ廻轉ト蒸氣ノ力度ト遲速ナキ様ニ注意スベシ

絲揚返シ方

絲ヲ小枠ヨリ大枠ヘ移シ揚グルハ成ルベク速カナルヲ良シトス而シテ小枠ノ角々絲ノ結着凝固セシヲ解キ揚ゲ安カラ

シムルコト其日ノ操リ湯ト同ジ熱度ナル湯ヲ以テ仇々ノミヲ能ク濕シテ揚ゲ移スベシ決シテ水ニテ濕ス勿レ若シ水ニテ濕ストキハ絲硬クナリテ品位下ルナリ注意ス可シ

明治十二年十月九日　　吉田景京

大書記官　　勸業課

上田生絲改所檢查人山崎爲右衛門ヨリ別紙生絲改ノ儀ニ付意見書小縣郡勸業世話掛中澤盛信ヘ托シ差出候ニ付供電覽候

但シ他日ノ參考ニ相成儀ニ有之ニ付預リ置候積リ

生絲ハ御國産ノ隨一然ルヲ年々御世話モ被下候處商人ハ勿論製造家ニテモ兎角不相用勝手儘ノ所業ニ及ビ濫製ヲモ不構第一御國産之衰微ニ至リ候ハ是各一時ノ利ヲ見ンコトノミ欲シ永久ノ基ヲ開カンコトヲ思ハズ如何ノ次第ニ候是全ク制度立ザル故ト存候如何トナレバ各改所ハ被立置候ヘ共荷造上ノ改而已ニテ中賣等ニ至テハ相場ノ狂ヒ有之候節ハ無製造ノ絲モ無構買入レ自製造印ヲ押候族モ有之亦製造家モ絲ノ善不善モ不構一時ノ掛引ヲ重ニ致シ直賣ノミヲ心懸往々御國産ノ衰微ニ心ヲ不入歟敷事ニ存候一般能ク相心得御趣意ヲ相守リ候樣御制度有之度就ハ商人ニハ無製造印ノ品不取扱樣組合相定候カ鑑札ニテモ御渡シニ相成御規則御定ノ上製造人ヘモ懇々御說諭被下監查人体ノ者被仰付右之者折々見廻リ商人ヘハ無製造ノ品買入不致樣製造人ハ自儘ノ製造不致樣製絲ニ心ヲ上製ニ至リ候樣說諭致シ候ハヾ多分ノ御國産良製ニ相成追々繁殖仕可申ト存候

愚案

一、絲買ハ組合相定一人ニ付積金五圓ヅヽ、銀行ヘ預ケ置キ年々利子相下ゲ候事

但シ組合ハ多人數ハ不宜三十名以下二十名迄ノ内ニテ衆議致シ規則相定堅ク取極置可申事

一、絲買商人ハ改所ヘ願出鑑札ヲ受鑑札料二十五錢ヅツト相定メ同所ニ預リ置キ休業ノ節ハ下ケ渡シ候事

一、規則ヲ破リ無製造印ノ品買取候者ハ其品取上ゲ渡世ヲ止メサセ候カ亦渡世ハ其儘ニテ罰金申付候事

一、商人同志ニテ不正ノ儀有之ハ之又同斷之事

一、絲製造法モ絲商人モ製絲ニ能ク熟練致シ衆議ノ上一体ノ捌方ニ相成候様買入ノ都度說諭致シ候事

一、生絲出荷多分出候ハ七月初メヨリ十月末迄ノ事ニ付此四ケ月中定リノ市日御立市場ニ於テ專ラ相勵ミ賣買致シ候ハヾ他ヨリモ商人多ク入込居ル時節ナレバ絲ノ品位ハ勿論不日太ト細等モ一体致シ速カニ良製ニ立直リ往ク〳〵ハ此方辨理カト存候

一、製造人無製造ノ品賣候者ハ絲賣高ニ應ジ罰金申付亦不正ノ捌方致シ商人ノ目ヲ暗シ濫製致シ候者ハ別段ニ罰金申付候事兎角無製造ニテ賣買致シ候モ後難ヲ恐レズ御說諭モ不用勝手儘ノ捌方致シ良製ニ心ヲ入候者少ナク適々心違候モノ有之候テモ亦商人ノ内ニモ不善ノモノ有之買入方ニ心ヲ入レズ右故骨折候者モ自ラ心ヲ盡サヾル様成行次第ニ名聞惡敷成行申候

同年九月勸業課鷹野正雄は南信地方へ同十月吉田景京は北信地方へ、座繰製絲の巡視檢閲の爲出張を命ぜられしが其復命書は當時各郡の製絲狀況を知るべき貴重の資料たるを以て左に其全文をかゝぐ。

而して、此復命書並に舊生絲改會社々長兼生絲取締役たりし唐木銀三郎の伺書によれバ從來屢々粗製濫造を誡しめ製絲改良を訓諭せるにも拘はらず「玉繭撹クルミ」「鹽入」「砂糖和合」「無製造印」等の不正品及二ツ取等の濫製品、座繰絲を捻造りに僞造せる物等の弊害猶未だ除去せられず又、故老の談によれバ故意に水を掛けて重量を增加する者す

ら有たりといふ。

然れども、當局の指導奬勵により器械製絲をなすもの增加し、諏訪地方、須坂地方の如きは殆んど座繰、提絲等無きに至り、其他上下水内、安曇、伊那等も器械製絲の增加を見、唯更埴二郡及木曾福島地方に於て前記の如き粗製濫造の弊を認めたるのみにして大体より見て漸次進歩の道程にあるを見る。

座繰製絲巡回報告書(一)

明治十二年九月五日　　應野正雄

同　　勸業課

生絲改所事務上取調トシテ應野正雄南部ヘ出張ヲ被命該地巡回候處別段不都合ノ義モ無之候得共右ノ箇條ノ如ク目今ノ姿ニテハ南部一般提絲改ノ數モ昨年ヨリ多少相減可申上下伊那東西筑摩郡モ本年ニ至リ數ケ所器械增殖就中諏訪郡ノ如キハ器械ノ惣數凡百九十ケ所程有之右器械製ニ相成候儀ハ素ヨリ望ム處ト雖モ多クハ器械ノ名ノミニシテ却テ座繰製ニ劣ルモノ有之此儘ニテハ到底外商ノ信義ヲ失フ而已ナラズ生絲ノ價格ヲ減損シ御國損ニモ差シ響ク儀ニ付器械場所有主兼ネテ上申ノ如縣元ニ於テ集會協議ノ議事情承糺候處何レモ全管器械製絲取締ノ方法御設立相成度段申立集會協議ノ議ハ企望ノ旨ニテ既ニ別紙ノ如書面差出候モノモ有之尙集會ノ儀ハ追々可願出趣ニ有之候右集會協議爲致候義ハ追テ取調ノ上可相伺候此段復命旁々申上候也

一、諏訪郡ハ大般器械製トナリ自今迄座繰製造致シ候モノ無之乍然本年生絲ノ價格騰貴ナルヲ以テ夏蠶飼養セシモノ追々提絲製造可致見込ノ趣檢査人共申立候

一、上下伊那地方ノ如キモ追々器械製ニ相成提絲製造ノモノ高遠町ニ於テ多有右之見込ニテ向後提絲製造ノモノ昨年ヨリ減少可致見込ノ趣檢査人ヨリ申立候

一、東西筑摩郡モ未ダ改ハ無之福島邊ハ座繰製ノモノ多クハ大枠ヘ揚返シ捻造リニ致シ器械製ニ僞造是ノ爲器械製ノモノハ僞造品ト同一ニ見做サルヽヲ遺憾ニ思ヒ本絲改所ヘ種々申出候趣檢査人申立候得共座繰製ヲ捻造ニ致シ候儀ハ不相成旨別段成規ハ無之ト雖モ詐僞濫造ノ儀ハ不相成筈ニ付篤ト注意可致旨申談置候

一、南北安曇郡ハ製絲致シ候モノ僅少ニシテ大町邊ニ數箇所器械有之而已ニシテ目今ノ姿ニテハ提絲製造ノモノ無之見込ノ趣檢査人申立有之候

座繰製絲巡回報告書(二)

明治十二年十月九日　　吉田景京

大書記官　　勸業課

生絲改所事務上取調トシテ吉田景京北部ヘ出張ヲ被命各郡巡回候處目今ノ景況ニテハ座繰絲ハ一般ニ減少ノ勢ニテ加之各地共製絲器械ハ年一年ヨリ增殖シ又本年ノ如キハ揚枠器械盛ニ行ハレ各地至ルトコロ其設アラザルハ無ク過半ハ揚枠製捻造リトナスヲ以テ提ケ造リハ大ニ衰微セリ就中更級、埴科、兩郡ノ如キハ製額ノ減少スルノミナラズ惡習ヲ生ジ玉繭撰クルミ鹽入レ等ノ詐僞製多分ニ有之趣ニ付該村ノ製造人ハ勿論工女共ヘ說諭ヲ加ヘ尙後來取締方戶長ヘ申談ジ候處一層注意可致旨ニテ別紙甲印ノ通リ請書差出候其狀況ノ詳カナルハ左ニ埴科郡ノ部中開陳仕候却說追年器械製ノ盛ナルニ從テ間々捲劣ノ器械ヲ以テ粗製ヲナスノ類有之品位卽テ座繰製ニ及バザルモノ不拘大ニ器械製ノ名譽ヲ毀損シ國産ノ聲價ヘ差響キ候儀ニ付器械所有ノ者ヲシテ縣元ニ於テ集會協議之儀意見承知候處何レモ取締ノ方法無之

テハ不相成儀ト兼テ仰望ノ旨ニテ直ニ集合ノ儀別紙乙印ノ通リ願書差出候者モ有之尚追々可願出趣ニ付追テ取調ノ上可相伺因テ此段復命旁々上申候也

一、上下水内郡ハ一般ニ座繰製ハ衰微ノ勢ニ立至リ客年ニ比スレバ多少減額可相成然ル原因ハ追年器械製ノ盛大ナルニ随テ繭ノ價格大ニ騰貴シ座繰絲ニ用ユベキ繭ハ多クハ下等品ニ止マリ製額大ニ減ゼリ既ニ新町近傍ノ如キハ該地所産ノ繭ヲ地方ヘ買得ニ去ラルヽヲ慨嘆シ有志協力シ製絲器械ヲ設立シ地方ノ衰頽ヲ挽回セント盡力致シ居候趣檢査人ヨリ申立有之候

一、更級郡ハ從來座繰製ノミノ地方ニシテ且良品モ製出有之候處兎角製造印ヲ押捺セズシテ賣買ヲナス者年一年ヨリ增加シ故ニ粗濫ノ製モ至テ多ク本年ノ如キハ別ケテモ粗製モ有之趣ニ付專ラ注意致居候尤モ當郡ノ儀ハ十月中旬ヨリ十一月ニ至リ賣買ヲ爲ス習慣ニ付キ果シテ粗惡品ノ製出セシヤ否ヤハ未ダ實視セザレドモ多少有之ベクト思考致シ候ニ付精々探索致居リ候旨檢査人ヨリ申立有之候

一、埴科郡內屋代驛近傍村々ノ儀ハ本年生絲ノ價値騰貴セシニヨリ座繰製モ多ク有之隨而粗濫詐僞ノ製モ亦不勘趣候精々注意探索候處果シテ埴科郡ハ黒彦、內川村ヲ始メ更級郡ハ八幡村近傍十數ケ村ニ於テ玉繭挽クルミ其他塩入二ツ取等ノ詐僞粗濫ノ製造尤モ甚シク今日ヲ以テ豫防セザレバ蔓延不可計ノ勢ニ立至リ遂ニハ管下一般生絲ノ聲價ニ影響ヲ與ヘ候儀ニ付幸ノ巡回ニ付嚴重取締方有之候樣說諭相成度旨檢査長唐木銀三郎ヨリ申立ニヨリ則該村ノ製造人並工女共ニ至ル迄招集シ兼而御布達ノ旨趣ニ戻リ國産ノ名譽ヲ毀損シ犯則者タラザル樣反覆說諭致シ候處製造人共ニ於テモ大ニ奮發シ相互ニ取締ノ方法ヲ相設ケ從來ノ弊習ヲ矯正可致旨申立候村モ有之候ニ付尚篤ト戸長ヘモ後來注意方一層行届候樣申談ジ置候就而示後ノ景狀探索致シ置候樣檢査長ヘ申聞セ小縣、南北佐久郡巡回戻リ容子柄

相尋候其後ハ更ニ相止ミ毎村何レモ悔悟ノ景狀ト見認候旨檢査長ヨリ申出有之候松代町ノ儀ハ器械製練所各地ニ設立有之加テ揚枠器械モ追々增殖シ提ケ造リハ甚ダ僅少ナリ就シテ座繰製ハ昨年ニ比スレバ勢力ヲ失ヒ且本年ノ如キハ輸出品ノ製法ヲ誤リ太ト絲ヲ製出シ更ニ賣路ナキヲ以テ目下失敗ノ狀態ヲ現シ故ニ製造者ハ中止ノ姿トナリ製額ハ甚ダ少シ乍然別ニ後來ノ弊害トナルベキ兆候等更ニ無之趣檢査長ヨリ申立有之候

一、小縣郡ノ儀ハ接近郡ノ生絲湍湊ノ位置ニテ北部第一ノ改メモ有之候得共郡內製出品ニハ詐僞製ノ類ハ稀少ニシテ別ニ指目ス可キ粗惡品ヲ製出候程ノ箇所モ無之乍然兎角製造者ハ印ヲ押捺セズ買得者我ガ製造印ヲ捺シテ一樣ノ製品トナスノ習慣今日ニ至リ猶全ク改メズ隨而粗濫ノ製品モ眞ノ製造人ヲ識別シ難ク不慣ノ仲買商ハ鑑定ノ行届カザルガ爲メニ大ニ失敗ヲ取リ候者モ多分ニ有之趣畢竟無印ノ製品ヲ買者アルヨリ粗濫品之賣路ヲ開キシモノニシテ結局賣買者共ニ犯則タルヲ免レズ故ニ之迄精々注意致シ候ヘ共何分其効ヲ奏セズ此上嚴密ノ御規則御設立相成無印ノ品物ハ決シテ賣買無之事ニ相成候ハヾ其他ハ顧慮スルニ足ラザル儀ト推考候旨檢査長及檢査人ヨリ申立有之候

附　該郡ハ揚枠器械尤盛ニシテ就中長岡万平同盟ノ器械ヲ第一トス其他御所村傍陽村等ニ追々增殖シ故ニ座繰絲ハ一般該器械ノ範絡スル處トナリ日今ノ勢ニテハ遂ニ提ケ造ハ地ヲ拂テ其形跡ヲ絕ツニ至ル可シト檢査長ヨリ申立有之候

一、南北佐久郡ハ本年生繭ノ價格非常ニ騰起シ座繰絲ト生繭ノ價格殆ド其等ヲ同フス故ニ多クハ生繭ニテ賣却シタルヲ以テ製造ハ至テ稀少ナリ加之揚枠器械各地ヘ設立シ其景況小縣郡ニ亞ザ提ケ絲ハ實ニ衰微セリ又本年ハ最初ヨリ絲價ノ騰貴ナルヨリ初メテ絲商ヲ營ム者頗ル多ク因テ生絲改所規則ヲ不了解ノ輩モ不尠趣ニ付キ心得違ノ者有之樣各村ヘ說諭相成度檢査長並檢査人共ヨリ申立有之ニ付絲商有之村ヘハ客年乙第五十七號之御布達ヲ誤解シ犯則セザ

ル様懇切注意可致旨戸長へ申談シ候該郡ハ概シテ座繰製ハ昨年ニ比スレバ多分ノ減少ナルベキ旨検査長ヨリ申立有之候

一、上下高井郡ノ内須坂町ハ製絲器械尤モ盛ナル地ニシテ東行社同盟ノ器械ノミニテ既ニ五十六ケ所程モ有之故ニ座繰製ハ近傍村落ニ僅々存スルノミ加之本年ハ揚枠器械ノ設立モ有之旁提ケ造リハ全ク地ヲ拂フニ至レル趣検査人ヨリ申告有之候同郡内中野町最寄ハ須坂町邊ニ比スレバ座繰製モ多分有之候得共是又揚枠器械設立有之提ケ造リハ一般ニ廢止スルノ勢偶々提ケ造リヲ爲ス者ハ同製異造ノ別ヲ以テ一ハ改ヲ受ケズ一ハ規則ニ據ラザルヲ得ザルヲ以テ不平ヲ鳴シ候者モ有之候得共目今之勢ヲ以テ推考スルニ明年ニ至リ候而ハ結局御改正無之テハ必定大ナル弊害ヲ醸生シ可申ト痛心候趣檢査人ヨリ申立有之候

伺書

生絲改所設置並ニ製絲方法之儀ニ付テハ客歳乙第五十七號乙番外ヲ以テ御達相成尚追々御諭達モ有之候處方今埴科郡黒彦郡四隣數ケ村更級郡八幡村ヨリ上繰キ十ケ郡玉繭捩クルミ又ハ鹽砂糖合和ノ製造多分有之當惑仕居候處幸ニ今般吉田景京殿御巡回相成候ニ付此段詳細申立右村々巡回製絲人及商人迄懇々御説諭相願候ニ付以降相止リ可申候得共素々人情迷ヒ易キノ利慾ニ候得バ若シ今後ニ至リ候テモ右体ノ悪製致シ候者有之候ハヾ追々余村ニ蔓延シ終ニハ全管産名ニモ差響キ可申ニ付急度取締仕度候處御處分ノ決極不心得ニテハ取扱上不都合ニ付左ノ通奉伺候

一、前斷之悪製ニ就テハ生絲改所假規則第五條六條ノ通リ該品差押ヘ本課ヘ可申立候得共時宜ニヨリ直ニ警察署及分署ヘ訴出候テモ可然哉且御處分之輕重何等ノ邊ニ止リ候哉倍々御説諭而已ニ止マリ候哉

右件々至急御指令被成下度此段奉渇望候也

明治十二年九月十五日

生絲改所檢查長

唐木銀三郎

長野縣令 楫崎寛直殿

明治十二年濠洲シドニー農學會社に於て本邦生絲類集請求あり、勸農局より本縣に向つて出品方奬勵する所ありしにより、本縣は之を縣下製絲場に勸誘せしに、伊奈郡長谷川範七、小諸町高橋平四郎、須坂町東行社松代六工社及び本縣製絲場の五ケ所より出品せり。其數量價格等は別紙の如し。

丙第八百六十五號

濠洲シドニー府農學會社ニ於テ本邦生絲類集請求ニ付御管下各製絲所ヨリ生絲購求ノ義過般及照會候處通運便ヲ以テ御送附相成正ニ入掌致シ候則右代價別紙之通リ驛遞局ヲ經テ及御回付候間着ノ上ハ御査收請求證御差越相成度此段申入候也

明治十二年十二月十二日

勸農局長 松方正義

長野縣令 楫崎寛直殿

記

一金四圓八十八錢二厘　御縣製絲所製絲量八十三目代

一金二十錢　右八箱代

一金五圓十錢　長谷川範七製絲量八十五目代

一金十二錢　右同人ヨリ御縣迄運送費

一金六圓六十一錢一厘　高橋平四郎製絲量百十九目代

一金三圓九十四錢四厘　青木喜九郎外一人製絲量七十一目代

一金三錢三厘　右同人ヨリ御縣迄運送費

一金二圓二十七錢一厘　宇敷則秀製絲量四十一目代

一金二十錢　右同人製絲入箱代

一金七十八錢　右五ケ所製絲御縣ヨリ本局迄運送費

合金二十四圓十四錢一厘

右之通驛遞局ヲ經テ及御送付候也

明治十二年十二月

長野縣下拾人繰以上器械製絲所一覽表

明治十二年二月現在

位置	持主	創立年月	竈數	蒸煮	運轉	一ケ年製絲高	職工費	男女人員
南佐久郡中込村	關口忠七	明治二年八月	一八人	焚火	水車	一〇、五〇〇匁	六八、六四錢	男一人 女七人
同　郡穗積村	黒川佐左衞門	八、八	一〇	蒸氣	同	三〇、〇〇〇	二三四、七五	一　一三
同　郡白田村	田島喜平治外四人	二、七	三〇	焚火	同	三三、二八〇	二九三、八三	二　二〇
同　郡田口村	衣川倍	二、七	三〇	同	同	一三一、五〇〇	七一〇、七五	三　三三

北佐久郡小諸町	高橋平四郎	明治七年七月	三人	蒸氣	同	二〇四、八〇〇	一〇〇、〇〇	男四人女二七人	一〇	一〇
小縣郡長瀬村	金井十郎	六、六	一三	焚火	同	五四、〇〇〇	三九、〇〇	一	一四	一四
下高井郡中野町	共立製絲所	六、八	二〇〇	蒸氣	同	六四〇、〇〇〇	一	一〇	二一〇	一〇
同	郡平穩村	宮崎嘉傳治	二、七	一〇	焚火	同	三八、三〇〇	一	一	一〇
同	郡岩舟村	中島柳右衞門	九、七	一〇	同	同	一五、〇〇〇	一	一	八
下水內郡上今井村	豐津、上今井製絲所	五、八	一三	同	同	八、〇〇〇	一	三	八	
上水內郡妻科村	中澤由兵衞	一〇、七	二五	蒸氣	同	九四、一五二	一	四	三一	
西筑摩郡開田村	原傳之丞	一〇、七	一四	焚火	水車	一八、〇〇〇	一六〇、〇〇	一	一四	
同	郡王瀧村	松原八郎治	一二、七	一八	蒸氣	同	四六、二〇〇	四〇七、〇八	二	二〇
同	郡同村	皆戶兵左衞門	一二、七	一〇	同	同	一一、七〇〇	一〇四、〇八	一	一三
同	郡福島村	円山社	一〇、七	六〇	炭火	同	九八、〇〇〇	四三、〇〇	八	七〇
同	郡同村	中澤善吉	一一、七	二四	蒸氣	同	二八、二〇〇	二七四、〇六	三	二八
同	郡同村	古畑伊平	一二、七	一〇	同	同	一〇、一〇〇	九六、二五	一	一三
同	郡駒ヶ根村	原重次郎	九、六	四〇	同	同	六九、六〇〇	五一四、〇八	四	四六
同	郡同村	原十郎	一〇、六	一四	同	同	二〇、〇〇〇	一四八、六五	二	一六
同	郡同村	千村七郎左衞門	一〇、六	一八	同	同	二三、〇〇〇	一七五、〇〇	二	二〇
同	郡同村	澤木金九郎	一〇、七	一三	焚火	同	一三、五〇〇	六二、三〇	一	一四
同	郡大桑村	古根榮作	一二、八	一六	蒸氣	同	二〇、〇〇〇	一〇二、〇〇	二	一八
同	郡同村	山瀨文之助	八、六	二六	同	同	五四、〇〇〇	四八〇、〇〇	五	三〇

同	郡同村	川合助藏	九、八	一八	焚火	同	一八、〇〇〇	一五五、〇〇〇	二	一〇
同	郡同村	古瀨年藏	一〇、六	一八	蒸氣	水車	一七、〇〇〇	一〇八、五〇〇	三	一九
同	郡同村	篠原治左衞門	九、七	一四	同	同	三一、〇〇〇	一三九、九〇〇	三	一六
同	郡同村	木下傳助	一〇、六	二八	同	同	四〇、〇〇〇	二六六、六〇〇	四	二〇
同	郡同村	原織次郎	九、六	一五	焚火	同	一一、〇〇〇	一六八、五〇〇	一	一六
同	郡讀書村	笹原錠之助	一〇、七	一三	同	同	九、〇〇〇	六八、〇〇〇	一	一三
同	郡同村	西尾千葉吉	一〇、七	一三	同	同	九、〇〇	六〇、〇〇〇	一	一三
南安曇郡梓村		二村與三平	一〇、一〇	一〇	同	同	一五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一	七
同	郡烏內村	小原與次郎	一〇、七	一〇	蒸氣	同	一三、五〇〇	四八、〇〇〇	一	一一
同	郡同村	松尾德瓢	八、七	二〇	焚火	同	八〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三	一三
同	郡温村	小穴儀七	六、七	一〇	同	同	一三、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二	一三
同	郡豊科村	本山鐵造	一〇、四	二〇	同	同	四五、〇〇〇	三四、〇〇〇	二	一一
同	郡南穗高村	篠崎伯郎	七、七	二〇	同	同	五六、〇〇〇	三六、〇〇〇	三	二〇
同	郡明盛村	三溝茂久太	七、八	二〇	焚火	水車	二七、四〇〇	一〇九、一七〇	二	一一
北安曇郡常盤村		倉科豊次	八、七	一五	同	同	九、四〇〇	五〇、〇〇〇	一	一
同	郡松川村	奥原次郎作	一二、九	一三	同	同	一八、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一	一
同	郡同村	一柳幾司	九、八	一三	同	同	一五、一〇〇	一〇五、〇〇〇	一	一五
同	郡池田町	市川清	一一、七	四〇	蒸氣	同	一九八、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一	一
同	郡同町	矢口文造	一〇、六	二〇	焚火	同	一〇八、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	一	一

北安曇郡池田町	井口文司	明治二年七月	一五	同	水車	八一、〇〇〇	四三、〇〇	男一	女一	
同	郡同町	市川直三郎	二、七	二〇	同	同	九九、〇〇〇	五〇、〇〇	一	一
同	郡大町村	伊藤德三郎	二、一〇	六五	蒸氣	同	三五一、〇〇〇	一、八二、〇〇	一	一
同	郡同村	伊藤嘉次郎	一〇、七	二四	焚火	同	一二九、六〇〇	七三、〇〇	一	一
同	郡同村	西澤義一	九、六	三〇	同	同	一六一、八〇〇	一、〇六七、七五	一	一
同	郡同村	曾根原大吉	一〇、七	二〇	同	同	一〇〇、〇〇〇	六六、〇〇	一	一
同	郡同村	淺野末五郎	一〇、七	一三	同	同	六四、八〇〇	三八、二五	一	一
同	郡同村	佐藤庄平	二、七	二〇	焚火	同	一〇三、〇〇〇	六七、五〇	一	一
同	郡同村	杉木榮三郎	二、七	二三	同	同	六四、〇〇〇	三九、〇〇	一	一
同	郡同村	山田義平	二、七	一四	同	同	七四、六〇〇	四九七、三〇	一	一
同	郡同村	清水戈十郎	二、七	一〇	同	同	一五四、〇〇〇	五四、〇〇	一	一
同	郡同村	福島茂一郎	二、七	一〇	同	同	一五四、〇〇〇	三六三、〇〇	一	一
同	郡同村	伊藤文二郎	二、八	一〇	同	同	一五三、〇〇〇	三五八、〇〇	一	一
同	郡同村	山本清吉	二、七	一〇	同	同	一五四、三〇〇	三六〇、〇〇	一	一
同	郡中小谷村	相澤佐曾榮	二、七	二〇	同	同	一五一、〇〇〇	三三六、〇〇	一	一
上高井郡須坂町	東行社		八、五	七五〇	蒸氣、焚火	同	一七八、〇〇〇	一五、七〇八、〇〇	八〇	八一〇
同	郡八丁村	村石甚五郎	一〇、七	一〇	焚火	同	八、四〇〇	三〇、〇〇	一	四
同	郡井上村	北村龜之助	一〇、六	一三	同	同	一八、二四〇	一一七、二五	三	一三
同	郡小河原村	宮崎榮五郎	一一、七	一〇	同	同	一五、八四〇	六五、〇〇	一	一五
同	郡成田村關	菊之助	六、七	九六	同	同	一四三、五六〇	五、二九九、二四	一〇	一二三

同	郡小布施村	關谷又八	一〇、七	二一	焚火	水車	四九、九一〇	四六五、六〇	二一	二四
同	郡同村	高津岩吉	一一、七	二三	同	同	二四、九六〇	二三四、三〇	一一	一四
同	郡同村	神田善右衛門	一〇、七	一〇	同	同	三一、九一〇	二九五、三七	一一	一三
下伊那郡久堅村		小倉重郎平	一〇、七	一三	同	同	一〇、〇〇〇	九七、五〇	二	一三
同	郡泰阜村	吉澤藤藏	九、七	二六	同	同	三六、〇〇〇	三四、〇〇	四	二六
同	郡生田村	鹽倉代治郎	一一、九	二〇	蒸氣	同	一八、〇〇〇	七五、五〇	二	二三
同	郡同村	倉平岩男	一〇、七	四〇	同	同	五八、〇〇〇	二一〇、三〇	四	四三
同	郡龍江村	吉澤小平治	一一、七	二〇	焚火	同	四五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二	二一
同	郡同村	山下嵯一	一一、七	三〇	同	同	五〇、〇〇〇	三三、〇〇	三	三一
同	郡鼎村	五十君與三	八、七	三六	同	同	八一、二九〇	三五六、〇〇	六	三八
同	郡同村	本田佐吉	一〇、七	二八	蒸氣	同	四五、〇〇〇	一八五、〇〇	四	三〇
同	郡同村	原政四郎	一〇、六	二四	焚火	同	四四、八〇〇	一七〇、〇〇	三	二七
同	郡同村	野口藤六	一一、八	四〇	同	同	四一、〇〇〇	一六〇、〇〇	四	四一
同	郡松尾村	久保田菊藏	一一、七	二六	蒸氣	同	二五、三〇〇	四一、九九	三	二九
同	郡同村	松村留彌	一〇、七	一〇	同	同	三〇、五〇〇	三五、七三	三	三三
同	郡市田村	大洞善治郎	一〇、七	三〇	同	同	四七、〇〇〇	一三、三〇	四	三三
同	郡同村	木村五市郎	一〇、七	一五	同	同	二〇、三〇〇	一五六、五〇	二	一七
同	郡同村	原泰太郎	一〇、六	一五	同	同	二八、〇〇〇	一八六、九〇	二	一八
桐	郡神稻村	菅沼平八郎	一〇、七	二〇	同	同	三五、〇〇〇	二三〇、〇〇	一	一三

| | | |

| | | |

同	郡長地村	山田俊平	二、六	二〇	蒸氣	同	五四、〇〇〇	三八、〇〇	三	二〇
同	郡同村	山田長藏	二、七	二〇	同	手廻	四五、〇〇〇	三、六、八〇	三	二三
同	郡同村	山田清左衞門	二、七	一八	同	水車	四五、〇〇〇	三五三、〇〇	三	一八
同	郡同村	山田甚右衞門	二、七	一六	同	同	三六、〇〇〇	三三、〇〇	三	一六
同	郡同村	井上傳兵衞	二、七	一三	同	同	三一、五〇〇	二六八、〇〇	二	一三
同	郡同村	山田宗兵衞	二、七	一〇	同	同	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡同村	山田爲三郎	二、七	一〇	同	同	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡同村	山田村右衞門	二、七	一〇	同	同	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡同村	山田鐵藏	二、七	一〇	蒸氣	水車	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡同村	渡邊元右衞門	二、七	一〇	同	手廻	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡同村	八幡由兵衞	二、七	一五	同	手廻	三六、〇〇〇	二七六、〇〇	三	一五
同	郡同村	山田鶴之助	二、七	一〇	同	水車	二七、〇〇〇	二〇四、〇〇	二	一〇
同	郡下諏訪村	羽澤市郎兵衞	九、五	六〇	焚火	同	一八〇、〇〇〇	一、四一五、〇〇	六	六〇
同	郡同村	岩波芝吉	一〇、六	六〇	同	同	一八〇、〇〇〇	一、四一五、〇〇	六	六〇
同	郡同村	三井仁兵衞	九、五	四〇	同	同	一三六、〇〇〇	九九〇、〇〇	五	四五
同	郡同村	小口森藏	一〇、三	四〇	同	同	一三六、〇〇〇	九九〇、〇〇	五	四五
同	郡同村	小口佐左衞門	九、六	三八	同	同	一一七、〇〇〇	九五〇、〇〇	五	四三
同	郡同村	岩本甚藏	九、三	三〇	同	同	九〇、〇〇〇	七三、四〇	四	三四
同	郡同村	大和作兵衞	九、五	二四	同	同	七二、〇〇〇	五三四、〇〇	三	二四

| | | |

| | | |

同	郡湖南村	牛山保藏	二、七	二三	同	水車	三三、〇〇〇	一四四、二七	一	一三
同	郡同村	金子長內	二、七	二〇	蒸氣	同	五〇、五〇〇	三三八、五〇	一	一二
同	郡同村	關初平	二、七	一〇	同	同	一九、三〇〇	一三七、三〇	一	一一
同	郡同村	藤森茂右衛門	二、七	一〇	蒸氣	水車	一九、八一〇	一三〇、五〇	一	一一
同	郡同村	關伊助	二、四	一八	同	同	七六、七九〇	四一三、二七	一	一〇
同	郡同村	金子寅吉	二、七	二〇	同	同	四一、二〇〇	二六三、九三	一	一二
同	郡同村	金子治郎右衛門	二、七	二〇	同	同	二〇、五〇〇	一三一、九六	一	一二
同	郡豊田村	小泉時治	二、七	一五	同	同	一八、〇〇〇	一四〇、〇〇	一	一五
同	郡同村	申澤万平	二、七	一三	同	同	二四、五〇〇	一八五、〇〇	一	一三
同	郡同村	飯田清兵衛	二、六	一五	焚火	足踏	三六、〇〇〇	二五〇、〇〇	一	一五
同	郡同村	飯田勇助	二、五	一八	同	同	四八、五〇〇	三三五、〇〇	一	一八
同	郡湊村	田中半左衛門	二、七	二〇	蒸氣	水車	三七、四〇〇	二八四、〇〇	二	二三
同	郡同村	小坂八郎	二、七	一〇	同	同	二〇、九八〇	九七、三〇	二	一三
同	郡同村	味澤清八郎	二、六	一四	同	同	四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇	二	一六
同	郡同村	小坂常三郎	二、七	一二	同	同	三三、〇〇〇	二一九、五〇	二	一三
同	郡川岸村	片倉權助	八、七	三三	同	同	一四四、〇〇〇	六四四、〇〇	四	三一
同	郡同村	片倉幾太郎	二、七	二四	同	同	七二、〇〇〇	三三九、〇〇	三	二四
同	郡同村	橫內傳兵衛	二、七	一六	同	同	三六、〇〇〇	一七八、〇〇	二	一六
同	郡同村	橫內源右衛門	二、八	一五	同	同	三五、〇〇〇	一七四、〇〇	二	一五

同	郡同村	片倉光治	明治二年六月	三三	蒸氣	水車	一〇二、〇〇〇	四九三、〇〇	男四女三	
同	郡同村	中島與五郎	一〇、七	一三	同	同	四〇、〇〇〇	一九四、〇〇	二	一三
同	郡同村	中島常藏	一〇、七	一三	同	同	三〇、〇〇〇	一四四、〇〇	二	一三
同	郡同村	山崎兼吉	一一、七	一三	同	同	二七、〇〇〇	一三三、〇〇	二	一三
更級	郡氷鉋村	青木子成	一〇、七	三〇	同	同	一八〇、〇〇〇	—	五	三六
同	郡御厨村	兩名共有製絲所	一〇、七	三一	同	同	七三、〇〇〇	—	七	三七
同	郡小森村	組合製絲所	一〇、七	三〇	同	同	一七七、〇〇〇	—	五	三四
同	郡小島田村	相澤助市	一一、七	一〇	焚火	同	二、〇〇〇	—	一	四
東筑摩	郡入山邊村	宮坂佐次郎	一一、一〇	一〇	蒸氣	同	三、〇〇〇	二五、〇〇	三	一〇
同	郡波多村	牛丸忠三郎	一一、九	一〇	焚火	同	九、〇〇〇	三九、五〇	五	—
同	郡同村	武居旭次郎	一一、八	一〇	同	同	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇	八	—
同	郡同村	武居穗一	一一、八	一〇	同	同	五、〇〇〇	二〇、〇〇	五	—
同	郡同村	太田磯次郎	一一、八	一〇	同	同	一一、〇〇〇	四五、〇〇	六	—
同	郡同村	太田藤七	一一、八	一〇	同	同	一〇、五〇〇	四三、〇〇	八	—
同	郡同村	平林與五平	一一、八	一〇	同	同	二一、五〇〇	四七、五〇	六	—
同	郡同村	百瀨龜治	一一、九	一五	同	同	一三、〇〇〇	五〇、〇〇	一四	—
同	郡同村	安藤縫次郎	一一、八	一五	同	同	二五、〇〇〇	一三〇、〇〇	一五	—
同	郡同村	安藤善太郎	一一、八	一〇	同	同	三一、〇〇〇	一五〇、〇〇	一〇	—
同	郡同村	麻田円次郎	一一、八	一〇	同	同	一八、〇〇〇	八〇、〇〇	六	—

同	郡笹下村	上條友吉	二、七	一〇	焚火	同	二六、〇〇〇	一四三、〇〇	二	一〇
同	郡北深志町	笹井群平	一〇、七	一四	同	同	四三、〇〇〇	一九〇、〇〇	二	一四
同	郡洗馬村	塩原喜平太	九、七	三五	蒸氣	同	七〇、八〇〇	三七三、〇〇	三	三五
同	郡同村	百瀬榮五郎	一〇、八	一〇	炭火	同	一八、〇〇〇	一三〇、〇〇	一	一三
同	郡同村	上條竹四郎	二、八	一〇	蒸氣	手廻	九、〇〇〇	六〇、〇〇	二	一一
同	郡同村	高木傳三郎	九、八	一〇	炭火	水車	一八、〇〇〇	一三〇、〇〇	一	一一
同	郡室賀村	小林田作	二、九	一五	蒸氣	同	一八、〇〇〇	一三〇、〇〇	二	一五
同	郡廣丘村	八木茂戸	五、五	一八	同	同	六三、〇〇〇	二八〇、〇〇	三	二四
同	同	同	五、五	一〇	焚火	同	一八、〇〇〇	七〇、〇〇	一	一二
同	郡同村	濱野彰三郎	五、五	一〇	同	同	一八、〇〇〇	六〇、〇〇	一	一二
同	郡同村	百瀬綾十	五、五	一〇	同	同	一八、五〇〇	七五、〇〇	一	一二
同	郡同村	中村眞一郎	五、五	一〇	同	同	一三、五〇〇	五三、五〇	一	一二
同	郡同村	手塚源十	一〇、五	一〇	同	同	一四、〇〇〇	五六、〇〇	一	一一
同	郡同村	手塚要吾	一〇、五	二〇	同	同	四五、〇〇〇	一八〇、〇〇	一	一四
同	郡同村	上條源太郎	一〇、五	一〇	同	同	二九、〇〇〇	一一〇、〇〇	一	一三
同	郡同村	增澤修	一一、五	一〇	同	同	二九、〇〇〇	一一〇、〇〇	一	一三
同	郡同村	加藤吉十郎	五、五	一〇	同	同	四一、五〇〇	一一三、〇〇	一	一三
同	郡山本村	曾根末藏	一一、五	五〇	焚火	水車	一五三、〇〇〇	八五〇、〇〇	五	五四
同	郡同村	高橋多四郎	一一、五	一七	同	同	四五、〇〇〇	三五〇、〇〇	二	二〇

| | | |

同	郡筑摩地村	吉田吉郎次	二、七	二〇	同	足踏	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	三	三	
同	郡同村	矢彦澤平五郎	二、七	二〇	同	水車	三三、〇〇〇	二三一、七〇	一	二一	
同	郡同村	岩下治平	二、七	一〇	焚火	同	二〇、〇〇〇	一七七、〇〇	一	一一	
同	郡和田村	百瀨寬治	九、五	二〇	蒸氣	同	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二	二二	
同	郡同村	市川圓太郎	九、六	一六	蒸氣	水車	三五、〇〇〇	一四四、〇〇	二	一四	
同	郡同村	上原源十郎	九、六	一六	焚火	同	三〇、〇〇〇	一七三、八〇	二	一四	
同	郡同村	丹羽作四郎	一〇、六	一四	同	同	一八、〇〇〇	一〇三、六八	一	一三	
同	郡同村	上原七郎	一二、八	一三	蒸氣	同	九〇、〇〇〇	五一、八三	一	一三	
同	郡岡本村	二木端平	九、七	一六	同	同	一、一〇〇、〇〇	五一〇、〇〇	四	六三	
同	郡同村	二木種作	六、七	二六	同	同	七五、〇〇〇	二七、五〇〇	二	二七	
同	郡筑摩村	渡邊何永	八、一〇	二〇	同	同	五四、〇〇〇	三六〇、〇〇	二	二三	
同	郡同村	三代澤小一郎	一二、八	四〇	同	同	一三八、五〇〇	八三八、〇〇	六	四四	
同	郡山形村	山口權十郎	一二、七	二〇	同	同	三六、〇〇〇	三〇〇、〇〇	四	三三	
同	郡同村	奧原孫平	一二、九	一五	同	同	一四、〇〇〇	一一七、〇〇	二	二七	
同	郡同村	山口吉治郎	一二、八	一〇	焚火	同	一三、五〇〇	一一三、五〇	二	二一	
同	郡同村	上條森治	一二、七	二四	同	同	四八、五〇〇	四〇三、〇〇	一	二八	
同	郡同村	藤澤淳次郎	一二、七	一〇	同	同	三三、〇〇〇	二〇〇、〇〇	一	一二	
同	郡同村	中村丹三郎	一二、七	三三	焚火	水車	六〇、〇〇〇	五二一、〇〇	二	二三	
同	郡同村	堤龜十	一二、七	二〇	同	同	三五、〇〇〇	三一〇、〇〇	一	一二	
同	郡同村	山口德治	一二、七	一〇	同	同	二七、〇〇〇	二三五、〇〇	一	一一	

| | | |

一	一一	九、〇〇〇	八〇、〇〇	一一	一一	水車	同	同	一一、七	同郡同村	一ノ瀬嘉平治	
二	一三	三、〇〇〇	一七五、〇〇	三	一一	同	同	同	一一、八	同郡同村	小松岩松	
三	一一	二、〇〇〇	一九〇、〇〇	三	一一	同	同	同	一一、七	同郡同村	米山孫八	
一	一〇	一八、〇〇〇	四〇、〇〇	一	一一	蒸氣	同	同	一一、九	同郡中山村	百瀬徳一郎	
一	一三	一九、〇〇〇	六六、〇〇	一	一一	焚火	同	同	一一、八	同郡同村	中島鴛藏	
三	一四	一八、〇〇〇	六五、〇〇	三	一一	蒸氣	同	同	一一、八	同郡同村	降旗千代松	
三	一三	九、〇〇〇	一一五、二五	三	一一	同	同	同	一〇、七	同郡豊丘村	古屋鹿藏	
六四	六四	一〇五、七二六	一、〇五九、二六	六	一一	焚火	同	同	八、七	上伊那郡赤穗村	塩澤佐七	
四	三八	七二、〇〇〇	七一〇、〇〇	四	一一	同	同	同	八、七	同郡同村	中城善三郎	
三	三〇	二八、五〇〇	二八五、〇〇	三	一一	蒸氣	同	同	一一、七	同郡同村	大沼佐治郎	
一	一八	二四、〇〇〇	二四〇、〇〇	一	一一	焚火	同	同	一一、七	同郡同村	小町谷榮三郎	
一	一九	四〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇	三	一一	同	同	同	九、七	同郡同村	松崎丑太郎	
一	一八	二七、六六六	二七六、六六	一	一一	同	同	同	九、七	同郡同村	氣賀澤鐵之郎	
一	一六	一四、〇〇〇	一四〇、〇〇	一	一一	同	同	同	一一、七	同郡同村	非上吉兵衛	
一	一六	一四、〇〇〇	一四〇、〇〇	一	一一	同	同	同	一〇、七	同郡同村	諏訪德太郎	
一	一三	一九、三〇〇	一九三、〇〇	一	一一	同	同	同	一〇、七	同郡同村	戸枝藤太郎	
三	三三	三五、〇〇〇	三五〇、〇〇	三	一一	同	同	同	一一、七	同郡同村	原藤七	
二	一三	二四、一〇〇	二四一、〇〇	二	一一	焚火	同	同	一一、七	同郡同村	北村志滿	
二	一八	三五、〇〇〇	二三五、一〇	二	一一	蒸氣	同	同	九、七	同郡藤澤村	龜山茂三郎	

| | | |

| | | |

同	郡同村	瀬戸仁衛務	二、七	一〇	同	同	一五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二	六
同	郡南箕輪村	有賀又七郎	二、七	三〇	同	同	四五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五	三三
同	郡片桐村	宮下喜平次	二、七	三〇	蒸氣	同	三〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一	三
同	郡伊那富村	野澤善四郎	二、七	三〇	焚火	同	四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二	二〇
同	郡同村	林九郎治	二、七	一四	炭火	同	二七、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二	一四
同	郡同村	三澤傳藏	二、七	一六	焚火	同	一八、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二	一六
同	郡同村	矢島惣太郎	二、七	一〇	同	同	一四、〇〇〇	六五、〇〇〇	二	一〇
同	郡東伊那村	伊藤勝次郎	九、六	二〇	同	同	一八、〇〇〇	六〇、九〇〇	二	一三
同	郡同村	藤原勘藏	二、六	一六	同	同	一八、〇〇〇	四八、〇八〇	二	一八
同	郡同村	澁谷玉六	二、六	一六	同	同	九、〇〇〇	三〇、四〇〇	一	一七
同	郡同村	下平市太郎	二、六	三	同	同	九、七〇〇	三〇、五〇〇	一	一三
同	郡西高遠町	森本惠三郎	二、七	二八	蒸氣	同	三八、六九〇	三一五、〇〇〇	四	三一

第二回内國勸業博覽會審査官の信州蠶絲評

明治十四年六月第二回内國勸業博覽會の審査を終へ　明治天皇親臨して其褒賞授與式を東京上野公園に擧げ給ふ。其際審査官の信州製絲評を見るに「其一方に雄視して自ら鼎立の狀をなすものは福島・群馬・長野の三縣なり」とて當時三縣が本邦蠶絲界の重鎭たることを認め繭の品質に於ては福島を第一として長野之につげる有樣を叙して「群馬の繭は概して下劣なり。福島に及ばざる而已ならず、長野の上に位する事も難かるべし」といひ、次に三縣の特徴を述

べて「三縣の勢鼎立を爲すこと右の如しと雖も各其長所を異にせり。卽ち一方に長ずるあるも一方に短なるありて、到底未だ体を具へたる完全のものに非ず、福島は繭の品位を以て勝ち、長野は繭の多きを以て勝ち、而して群馬は製絲を以て勝つ如し、其相兼ぬる事を得ざるに至りては一なり。」といひて製絲に於ては群馬優れたるが如く評しあれども「同伸社第一次絲方報告」中明治十四年生絲其他附屬品入荷國澤一覽表によるに器械及座繰絲梱數、提絲雜絲個數に就て見るに、

國名	器械及座繰絲梱數	提雜絲個數
信濃	五、六五三、一七梱	三、五八〇、三六個
上野	二、七七八、一七	六、五六二、五五
岩磐	四二四、三四	六、六三〇、一六

にして器械製絲に於ては信州は嶄然頭角をあらはし同年全國總計一三、四〇二梱六一に對し四十二パーセントを占め、審査官の評の如く繭の多きを以て勝つのみならず生絲の多こにとも亦全國に冠たり翌十五年自一月至十二月同表に見るも

國名	器械及座繰絲産額	提絲折絲鐵砲絲其他	眞綿	熨斗絲	生皮苧	玉絲
信濃	七、〇四七個	四、三二二個	八個	一、三四五	三、四八一	
上野	二、六二九	八、三三六	一	七、五〇〇	三、六〇九	
岩磐	六七一	七、二八八	一、二七一	二、四七三	二、五二六	一三九
全國計	一六、六一〇	二六、三一一	一、二九五	一三、八八四	二一、四九九	二三九

にして器械製絲に於ては全國合計の四二パーセントを占め依然其王座を占むされば審査官も信州の蠶絲業を概評して「長野は其繭福島に及ばず其絲も群馬に若かず然れども、古來養蠶の盛なるに至りては海外能く其右に出づる者なし

蓋し該地人民の生活に最も緊切なる關係を有すればなり』と稱して信州蠶絲業は全國之に比すべき者なきを認め、且該地人民の生活に最も緊切なる關係を有すといひて蠶絲業が信州の人民にとりては特に離る可らざる緊切なる關係を有する特殊産業なる點を說けるを見れば、蠶絲業が信州に於ける特殊産業なる點は半世紀以前に於て夙に中央政府の認識する所となり居たるや明かなり。

明治十三年四月二十六日

鷹野正雄

勸業課

令

第四百九十三號

今般御巡幸被罷出候ニ付テハ製絲器械所ノ數等調致度候間左案南部七郡へ御達相成可然哉

南部七郡各通

今般御巡幸ニ付入用之儀有之候間其郡內方今製絲器械所商所幷器械維持盛衰之景狀及一器械所毎ニ一ケ年ノ製絲高等左表ノ通リ取調可差出此旨相達候事

十三年四月三十日

長野縣

製法	開業年月	器械大小	一ケ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
蒸氣力 水力ヵ	何年何月	何人操	何斤	男何人女何人	方今益盛業 或何々ニ付廢	何郡何町村	何ノ誰

明治十三年御巡幸ニ付調査セル製絲家一覽表（南信）

上伊那郡

人名	住所	今日盛衰	男女區別	壹ヶ年製造高	器械大小	開業年月	製法
岡村忠陸	上伊那郡西高遠町	盛業	男六人 女九十五人	二千六百斤	七十八人操	明治十三年八月	蒸汽
藤澤吉次郎	同 同	同	男八人 女七十人	六百七十三斤	六十二人操	同十一年六月	同
森本惠三郎	同 同	同	男四人 女四十人	五百斤	二十八人操	同 年七月	同
松尾金治郎	同 同	同	男五人 女四十二人	五百斤	三十人操	同 年同月	同
宮下喜平次	同 片桐村	同	女二十人	百八十七斤	二十人操	同 年七月	水力
堀越與次右衛門	同 飯島村	同	男三人 女二十五人	二百十九斤	二十人操	同十年七月	蒸汽
米山彌三郎	同 同	同	男四人 女三十三人	三百八十一斤	三十人操	同 年同月	水力
堀内藤太郎	同 同	同	男一人 女二十二人	二百六斤	二十人操	同 年同月	蒸汽
小林利三郎	同 同	同	男一人 女二十二人	百四十五斤	二十人操	同十一年六月	同
宮下權四郎	同 同	同	—	—	三十人操	同七年七月	同
長田增太郎	同 朝日村	同	男一人 女 七人	三十六斤	六人操	同十年七月	水力
宇治橋瀨八	同 朝日村	同	男三人 女二十三人	百二十斤	二十人操	明治十年七月	同
新村圓一郎	同 同	同	男二人 女 十六人	八十四斤	十四人操	同 年同月	同
瀨戸仁衛務	同 同	同	男一人 女 七人	三十六斤	六人操	同 年同月	同

開業ノ日淺キガ故未ダ盛ナルヲ得ズ

他行中ニ付休業

中谷彌三	同	同	同	同	同	男二人 女十一人	六十斤	十人操	同年同月
高木又七	同	同	同	同	同	男四人 女三十四人	百八十斤	三十人操	同十二年七月
北原政造	中澤村	盛業	益盛	男三人 女二十二人	二百斤	二十人操	同九年五月		
林伊三郎	同	同	同	男三人 女十八人	百八十斤	十六人操	同年同月		
井ノ口清六	同	同	同	男二人 女十八人	六十斤	十六人操	同年五月		
吉瀬房造	同	同	同	男五人 女十四人	七十五斤	十二人操	同十一年五月		
林音十	同	同	同	男三人 女十四人	八十斤	十二人操	同年同月		
宮脇清四郎	同	同	同	男二人 女十四人	百十斤	十二人操	同年同月		
北原甚四郎	同	同	同	男二人 女十八人	九十斤	十六人操	同年同月		
曾倉善吉	同	同	同	男二人 女十八人	九十二斤	十六人操	同年同月		
竹林重三郎	同	同	同	男二人 女十一人	九十二斤	十人操	同年同月		
北澤佐平	同	同	同	男一人 女九人	七十斤	八人操	同年同月		
久保田龜五郎	同	同	同	男二人 女十一人	三十五斤	十人操	同十二年同月		
林平造	同	同	同	男一人 女五人	三十斤	四人操	同年同月		
矢ヶ崎權三郎	三里村	盛裝ナシ	同	男一人 女十人	百斤	十人操	同十一年七月		
百瀬宇多治	同	同	同	男一人 女五人	五十斤	五人操	座操 安政七年六月		
小松六衛	同	同	同	男一人 女五人	六十斤	六人操	水力 明治七年七月		
今福清衛	同	同	同	男一人 女五人	五十斤	五人操	同 安政二年七月		
小澤喜十	同	同	同	男一人 女六人	七十斤	六人操	座操 明治三年七月		

水力	同	年同月	七人操	八十斤	男	一人	女	七人	同
水力	同	年同月	七人操	八十斤	男	一人	女	七人	同
座操	明治四年六月		五人操	五十斤	男	一人	女	七人	同
同	明治三年六月		四人操	四十斤	男	一人	女	四人	同
水力	明治十年六月		八十人操	二十八百斤	男	十人	女百十五人		盛業
蒸汽	同	年同月	二十五人操	二百九十斤	男	三人	女二十七人		同
同	同十一年六月		十六人操	百七十斤	男	二人	女	二十人	同
同	同	十年七月	四十八人操	八百六十斤	男	四人	女五十一人		同
水力	同十二年八月		二十八人操	五百七十斤	男	二人	女二十八人		益盛業
同	同十一年六月		十二人操	百五十斤	男	一人	女	十二人	同
同	同十一年七月		五十人操	二百九十斤	男	三人	女三十二人		盛衰ナシ
同	同十二年七月		二十人操	二百三十斤	男	一人	女二十二人		益盛業
同	同	年同月	二十人操	二百五十斤	男	一人	女二十一人		同
同	同	年同月	二十人操	二百二十斤	男	一人	女二十一人		同
同	同	年同月	二十人操	百九十斤	男	一人	女二十一人		同
同	同	年同月	二十人操	二百二十斤	男	一人	女二十一人		同
同	同	年同月	二十人操	百八十斤	男	一人	女二十一人		同
同	同	年同月	二十人操	二百斤	男	一人	女二十一人		益盛業
同	同	年同月	十人操	八十斤	男	一人	女	十一人	同

同	同	加島壘太郎	
同	同	井内秀太	
同	同	百瀬章	
同	東黍近村	新井兵治	
同	長藤村	北原正三郎	
同	南向村	香坂彪衛	
同	同	宮下吉兵衛	
同	西黍近村	藤島宇平	
同	同	野溝傳四郎	
同	南箕輪村	有賀又七郎	
同	伊那宮村	野澤善四郎	
同	同	林九平	
同	同	矢島總太郎	
同	同	矢島喜十郎	
同	同	矢島勘兵衛	
同	同	宮澤彌平治	
同	同	宮原勘治	
同	同	田畑藤治	

| | | |

同	同 年同月	十八人操	百八十斤	男 二人	女 十八人	同	同	同	小町谷榮三郎
同	同十二年七月	十六人操	百三十斤	男 一人	女 十六人	同	同	同	小平友一郎
同	同 年同月	十八人操	二百十斤	男 三人	女 二十人	同	同	同	氣賀澤鐵之助
同	同 年同月	十二人操	百三十斤	男 二人	女 十四人	同	同	同	山本代吉
同	同 年同月	十九人操	二百四十斤	男 三人	女二十一人	同	同	同	松崎丑太郎
同	明治七年七月	六十人操	五百斤	男 六人	女五十四人	同	同	宮田村	平澤長造
同	同 九年七月	二十人操	二百斤	男 四人	女 十六人	同	同	同	春日新八
同	同 十年七月	二十人操	二百斤	男 四人	女 十六人	同	同	同	小木曾忠八
同	同十一年七月	十六人操	百五十斤	男 四人	女 十二人	同	同	同	赤羽孫十郎
同	同 年同月	十六人操	百五十斤	男 四人	女 十二人	同	同	同	小町谷謙治
同	同十二年七月	二十人操	百五十斤	男 四人	女 十六人	同	同	同	瀧澤次郎藏
同	同 年同月	二十人操	百五十斤	男 四人	女 十六人	同	同	同	丸山林藏
同	同 年同月	十二人操	百斤	男 二人	女 十人	同	同	同	小田切濱吉
同	同 年同月	二十人操	百五十斤	男 二人	女 十六人	同	同	同	新井孫藏
同	同十一年同月	三十人操	二百六十斤	男 四人	女 三十人	同	同	中箕輪村	千葉廉三
同	同 年同月	百人操	千五百斤	男十五人	女 百人	同	同	同	荻原國助外四人
同	同 十年七月	十二人操	百斤	男 一人	女 十二人	同	同	同	小原民吉
同	同 年五月	二十五人操	五百斤	男 六人	女 三十人	同	同	同	小林德兵衛
蒸氣	明治十一年六月	五十人操	千二百斤	男 八人	女五十五人	益盛業	同	小野村	今井民次郎

製法	開業年月	器械大小	壹ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
蒸氣	明治十年五月	三十六人操	六百七拾五斤	男五人 女四十五人	益盛業	下伊那郡上郷村	松村一郎
同	同年七月	三十人操	四百七十九斤	男四人 女三十二人	同	同市田村	大洞善治郎
同	同年同月	十五人操	百四十八斤	男二人 女十七人	同	同	木村五市郎
同	同年同月	十五人操	二百十四斤	男二人 女十七人	同	同	原泰太郎
焚火	明治十三年七月	二十四人操	二百十五斤	男二人 女二十六人	同	同	三澤藤三郎
蒸氣	同年同月	十五人操	二百三十三斤	男三人 女十七人	同	同	關川宗三郎
水力蒸氣	明治十二年七月	二十人操	百斤	男三人 女二十一人	盛衰ナシ	同	松尾村	松村留彌
同	明治六年八月	二十六人操	百五十斤	男三人 女二十八人	益盛業	同	同	窪田菊藏
水力	明治八年七月	三十六人操	四百五十斤	男二人 女三十六人	同	同	鼎村	五十君與三
同	明治十二年七月	四十人操	五百三十斤	男二人 女四十三人	同	同	同	野口藤六
同水力	明治十年六月	二十四人操	二百六十斤	男一人 女二十四人	同	同	同	原政四郎
水無之時ハ人力	同	二十四人操	百二十斤	男五人 女二十七人	同	同	信夫村	菅沼民之助
水力	明治九年七月	四十人操	五百六十斤	男五人 女四十二人	同	同	龍江村	吉澤小平治
同	明治九年六月	二十六人操	二百斤	男四人 女二十六人	原來水性生絲不適業	同	泰阜村	吉澤藤藏

下伊那郡							
同	同年七月	三十人操	四百五十斤	男五人 女三十三人	同	同	小澤治平

製法	開業年月	器械大小	壹ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
水力	明治十二年六月	十三人操	百三十斤	女十三人	益盛業	諏訪郡四賀村	伊藤孫右衞門
同	明治十三年六月	三人操	三十斤	女三人	同	同	矢崎宇兵衞
同	明治十二年七月	二十人操	七十斤	男三人女二十人	益盛業	同	篠原舊三平
蒸氣	明治六年七月	五十人操	二千百斤	男八人女五十八人	同	同	長谷川範七
水力	同年同月	二十人操	三百斤	男二人女二十二人	同	同	河原平六
同	明治八年七月	二十人操	二百五十斤	男一人女二十四人	同	同	菅沼平八郎
同	明治十年七月	十二人操	二百斤	男一人女十五人	同	同	福澤周作
同	明治九年七月	六人操	八十斤	男一人女七人	同	同	片桐銀太郎
同	明治八年七月	十二人操	百五十斤	男一人女十四人	同	同	小池治郎作
同	明治十二年七月	二十人操	二百十六斤	男二人女二十一人	盛衰ナシ	同	鹽倉代治郎
蒸氣	明治十年六月	四十人操	四百二十斤	男四人女四十二人	方今修繕中ニ付休業	同	倉平岩男
水力	明治十二年七月	二十人操	二百八十斤	男四人女二十五人	益盛業	同	里見村山田安造
同	明治十年七月	三十人操	百九十五斤	男四人女三十二人	漸盛業	同	久堅村山下代三郎
同	同年同月	十二人操	五十斤	男二人女十三人	同	同	同小倉重郎平
同	明治九年六月	十六人操	百六十八斤七分五厘	男三人女十六人	中止	同	上飯田村青木喜助

| | | |

同	明治十年七月	七人操	二十五斤	女 七人	同	同	同	同	戸田和一郎
蒸氣	明治九年七月	八人操	二十八斤	女 八人	同	同	同	同	矢崎仲藏
同	同 年同月	六人操	二十斤	女 六人	同	同	同	同	矢崎政藏
同	明治十年六月	九人操	三十斤	女 九人	同	同	同	同	土橋喜代藏
焚火手廻	明治十二年八月	十八人操	百二十斤	男 一人 女十九人	同	同	中洲村	同	小池權藏
蒸氣水車	明治十三年七月	十八人操	百斤	男 一人 女十九人	同	同	同	同	鮎澤勇助
焚火水車	明治十二年八月	十六人操	八十斤	男 二人 女十八人	同	同	同	政兵衛 金子万兵衛	
焚火手廻	明治十三年八月	十二人操	五十斤	男 二人 女十二人	同	同	同	岩波寅藏	
蒸氣水車	同 年七月	十二人操	五十斤	男 一人 女十三人	同	同	同	岩波新次郎	
焚火手廻	明治十二年七月	十人操	百十斤	男 二人 女十二人	同	同	同	矢澤平兵衛	
同	同 年同月	十人操	百斤	男 二人 女十二人	同	同	同	平林增右衛門	
同	明治十三年七月	十人操	七十斤	男 二人 女十一人	同	同	同	岩波元四郎	
蒸氣手廻	明治十二年八月	十人操	五十斤	男 二人 女十二人	同	同	同	平林正美	
焚火水車	明治十年四月	十二人操	百斤	男 一人 女十三人	同	同	同	矢島忠左衛門	
焚火手廻	明治十二年七月	八人操	五十斤	男 一人 女 九人	同	同	同	伊東房治	
同	同 年同月	七人操	五十斤	男 一人 女 八人	同	同	同	岩波彌兵衛	
焚火水車	同 年同月	七人操	二十三斤	女 七人	同	同	同	岩波惣左衛門	
焚火手廻	明治十三年七月	六人操	二十斤	男 一人 女 六人	同	同	同	新村李左衛門	
同	同 年同月	六人操	二十斤	男 一人 女 六人	同	同	同	伊藤信孝	

蒸氣手廻	明治十三年九月	二十四人操	八十斤	男 二人	女二十六人	同	同	同	岩波三之助
焚火手廻	明治十三年六月	十四人操	百 斤	男 二人	女 十五人	一	同	同	矢島長左衛門
同	同 年同月	十人操	八十斤	男 二人	女 十一人	一	同	同	後町 孫藏
水 力	明治十年六月	二十人操	三百九十斤	男 三人	女二十三人	益盛業	同	湊 村	後町 勝太郎
手 廻	明治十三年六月	十二人操	百 斤	男 二人	女 十三人	追々盛業	同	同	田中半左衛門
手 廻	明治十二年六月	十二人操	百 斤	男 二人	女 十三人	益盛業	同	同	花岡 清吉
水 力	同 年同月	十三人操	百三十斤	男 二人	女 十五人	同	同	同	山岡安太郎
同	同 年同月	十人操	百 斤	男 二人	女 十二人	同	同	同	小坂 久四郎
同	同 年同月	十人操	百 斤	男 二人	女 十二人	同	同	同	小坂定右衛門
同	同 年同月	十四人操	三百斤	男 三人	女 十六人	同	同	同	小坂 八郎
同	同 年同月	二十二人操	二百斤	男 四人	女二十五人	同	同	同	伊藤市藏
同	同 年同月	十一人操	百 斤	男 二人	女 十三人	同	同	同	味澤清八郎
同	明治三年七月	十人操	二十三斤	女 五	人	一	同	本郷村	味澤清八郎
同	明治十二年六月	二十人操	三百七十五斤	男 三人	女 廿二人	益盛業	同	湖南村	小坂當三郎
同	明治九年六月	十八人操	三百七十斤	男 三人	女 二十人	同	同	關 伊助	三井平兵衛
同	同 年七月	十六人操	二百十五斤	男 二人	女 十八人	同	同	牛山保藏	金子長内
同	明治十年七月	十五人操	三百二十斤	男 三人	女二十二人	同	同	金子富吉	關 伊助
同	明治十二年八月	十七人操	二百七十斤	男 三人	女 十八人	同	同	關 利右衛門	牛山保藏
同	同 年七月	十二人操	百六十斤	男 二人	女 十四人	同	同	藤森庄兵衛	金子富吉

同	明治十年七月	十二人操	百六十五斤	男	二人	女	十四人	同	同	同	藤森富左衛門
同	明治十一年七月	十人操	百四十斤	男	二人	女	十二人	同	同	同	藤森甚右衛門
同	明治十年七月	十人操	百四十二斤	男	二人	女	十二人	同	同	同	關初平
同	明治十三年七月	五人操	五十斤	男	一人	女	六人	同	同	同	關喜平次
同	同年同月	五人操	四十五斤	男	一人	女	六人	同	同	同	金子吉右衛門
同	同年同月	四人操	二十二斤	男	一人	女	四人	同	同	同	藤森銀左衛門
同	同年同月	四人操	二十斤	男	一人	女	四人	同	同	同	關軍藏
同	明治九年六月	六十人操	千六百八十七斤	男	九人	女	七十人	同	同	下諏訪村	增澤市郎兵衛
同	同年同月	四十人操	千百二十斤	男	六人	女	四十八人	同	同	同	三井仁兵衛
同	明治十年六月	六十人操	千六百八十七斤	男	九人	女	七十人	同	同	同	岩波芝吉
同	明治九年六月	三十八人操	八百四十三斤	男	五人	女	四十五人	同	同	同	小口佐左衛門
同	同年同月	三十人操	七百三十斤	男	四人	女	三十五人	同	同	同	岩本甚藏
水力	明治十一年六月	八人操	三百二十五斤	男	二人	女	八人	益盛業	同	同	山岡幸藏
同	明治十年六月	四十人操	千百二十斤	男	五人	女	四十七人	同	同	同	小口森藏
同	同年同月	四十人操	千百二十斤	男	六人	女	四十八人	同	同	同	中村平助
同	明治十三年六月	三十人操	七百三十斤	男	四人	女	三十四人	同	同	同	永田國三郎
同	同年同月	十人操	三百斤	男	二人	女	十四人	同	同	同	伊藤彌市
同	同年同月	三十八人操	八百四十三斤	男	五人	女	四十四人	同	同	同	篠遠兼藏
同	同年同年	三十人操	七百三十斤	男	四人	女	三十五人	同	同	同	篠遠六藏

| | | |

水力	明治八年四月	十五人操	百八十七斤五分	男 三人 女 十五人	盛業	同	同	吉田和藏
同	明治九年五月	二十四人操	二百五十斤	男 四人 女二十四人	同	同	同	宮坂嘉右衛門
同	明治十年四月	十六人操	二百斤	男 三人 女 十六人	同	同	同	增澤榮介
同	明治九年五月	十六人操	百五十斤	男 三人 女 十六人	同	同	同	宮坂善吉
同	明治十年三月	二十人操	二百斤	男 三人 女 二十人	同	同	同	兩角傳助
人力	明治十年六月	十六人操	百五十斤	男 三人 女 十六人	同	同	同	武居八十次郎
水力	明治十年四月	二十人操	五百斤	男 八人 女 二十人	同	同	同	增澤清助
人力	明治九年四月	十六人操	二百斤	男 三人 女 十六人	同	同	同	青木增太郎
同	明治九年五月	二十四人操	三百斤	男 五人 女二十四人	同	同	同	青木末太郎
水力	明治九年六月	二十人操	二百五十斤	男 四人 女 二十人	同	同	同	今井要四郎
同	明治十年四月	十九人操	二百五十斤	男 四人 女 十九人	同	同	同	今井幸太郎
同	明治十年六月	十五人操	百七十五斤	男 三人 女 十五人	同	同	同	今井市之助
同	明治十年四月	十六人操	六百十五斤	男 十人 女 六十人	同	同	同	矢島惣右衛門
同	明治十年四月	十六人操	二百斤	男 三人 女 十六人	同	同	同	高橋德太郎
同	明治十年五月	十二人操	百五十斤	男 三人 女 十二人	同	同	同	今井儀左衛門
同	明治十年四月	二十人操	二百五十斤	男 四人 女 二十人	同	同	同	今井喜代太
人力	明治十年四月	八人操	百二十五斤	男 二人 女 八人	同	同	同	小林登一郎
同	同年同年	十人操	百五十斤	男 二人 女 十人	同	同	同	林新一郎
同	明治十年五月	十人操	百斤	男 二人 女 十人	同	同	同	中村清四郎

| | | |

| | | |

同	同　年同月	十人操	二十五斤	男	二人	女	十一人	同	同
同	明治十年七月	十人操	二十五斤	男	二人	女	十　人	同	同
蒸氣	明治九年七月	八人操	二十斤	男	一人	女	八　人	同	同
同	明治十年六月	二十人操	六十斤	男	五人	女	二十三人	同	同
同	同　年同月	十人操	二十五斤	男	二人	女	十　人	同	同
炭火氣	明治十年三月	三十人操	八十五斤	男	二人	女	三十五人	同	同
蒸氣	明治十年七月	二十人操	五十斤	男	二人	女	二十二人	同	同
炭火氣	明治十年六月	六人操	十五斤	男	一人	女	六　人	同	同
蒸氣	明治十年七月	七人操	十七斤	男	一人	女	七　人	同	同
同	明治十二年六月	十八人操	四十五斤	男	三人	女	十八人	同	同
同	明治十年六月	十人操	三十斤	男	一人	女	十　人	同	同
炭火氣	明治九年七月	二十人操	五十斤	男	一人	女	二十人	同	同
同	明治十二年六月	十人操	二十五斤	男	一人	女	十　人	同	同
同	明治十年六月	十人操	二十五斤	男	一人	女	十　人	同	同
同	明治十年七月	十人操	七斤半	男	一人	女	十　人	同	同
蒸氣水車	明治九年七月	三十二人操	五百八十斤	男	五人	女	三十四人	同	川岸村
同	同　年同月	十五人操	二百五十斤	男	二人	女	十七人	同	同
同	明治十二年六月	八人操	百五十斤	男	二人	女	九　人	同	同
同	明治十年六月	十人操	二十五斤	男	一人	女	十　人	同	同
同	明治十年六月	十人操	二十五斤	男	一人	女	十　人	同	同
同	同　年同月	二十四人操	四百斤	男	三人	女	二十六人	同	同

同	同	山田宗兵衛							
同	同	溝口源左衛門							
同	同	山田玉次郎							
同	同	山田清左衛門							
同	同	山田慶助							
同	同	山田甚右ヱ門							
同	同	山田俊平							
同	同	山田德左衛門							
同	同	古田庄太							
同	同	山田初治							
同	同	山田鶴之亟							
同	同	山田長藏							
同	同	渡邊元右衛門							
同	同	山田爲三郎							
同	同	林源吉							
同	川岸村	片倉權助外二名							
同	同	横內傳兵衛外一名							
同	同	横內源右衛門							
同	同	片倉幾太郎外一名							

製法	開業年月	器械大小	一ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
水力	明治十年六月	十八人操	三百三十五斤	男 二人 女 二十人	同	同 同	柳澤善藏
同	同 年同月	十人操	百五十斤	男 二人 女 十一人	同	同 同	中澤金右衛門
手廻	明治十年七月	二十人操	三百斤	男 二人 女 二十一人	同	同 同	兩角金藏
同	同 年同月	四十五人操	千百斤	男 五人 女 五十人	同	同 同	茅野彌右衛門
同	同 年同月	十人操	百八十斤	男 一人 女 十二人	同	同 同	矢島常太郎
同	同 年同月	十六人操	三百斤	男 二人 女 十九人	同	同 同	宮坂榮左衛門
同	同 年同月	二十人操	四百五十斤	男 二人 女 二十三人	同	同 同	藤森源左衛門
同	同 年同月	二十八人操	八百十斤	男 七人 女 三十五人	同	同 同	千野安太郎
同	同 年同月	十六人操	三百斤	男 二人 女 十八人	同	同 同	藤森新太郎
同	明治六年六月	五十四人操	九百斤	男 七人 女 五十四人	同	同 同	小平源三郎
水力	明治五年六月	十二人操	二百斤	男 一人 女 十五人	同	同 上諏訪村	藤森儀右衛門
同	同 年同月	三十二人操	五百斤	男 三人 女 三十四人	同	同 同	片倉光治外一名
同	同 年同月	十三人操	二百三十斤	男 一人 女 十四人	同	同 同	中島奥五郎
同	同 年同月	七人操	百二十斤	男 一人 女 八人	同	同 同	中島常藏
同	同 年同月	十四人操	二百五十斤	男 一人 女 十五人	同	同 同	山崎傳吉

北安曇郡

水力	明治七年十月	六十五人操	千百九十斤	男 四人	女七十五人	益盛業	北安曇郡大町村	伊藤重右衛門
同	明治九年七月	三十五人操	九百八十斤	男 三人	女 四十人	同	同	西澤義一
同	明治十年七月	二十人操	四百斤	男 三人	女二十二人	同	同	淺野末五郎
同	同 年同月	二十人操	四百五十斤	男 三人	女二十三人	同	同	曾根原大吉
同	明治九年七月	二十人操	四百斤	男 三人	女二十二人	同	同	佐藤庄衛
同	同 年同月	二十人操	四百斤	男 三人	女二十二人	同	同	山田儀平
同	同 年同月	十人操	百五十斤	男 二人	女 十二人	同	同	清水才十郎
同	同 年同月	十人操	百五十斤	男 二人	女 十二人	同	同	山本喜助
同	同 年同月	十人操	百五十斤	男 二人	女 十二人	同	同	伊藤文次郎
同	明治十一年七月	十二人操	百六十斤	男 二人	女 十四人	同	同	福島茂一郎
同	同 年同月	十四人操	百五十斤	男 二人	女 十六人	同	同	櫻井智清
同	同 年同月	七人操	百二十斤	男 一人	女 八人	同	同	西山喜六
水力	明治十年七月	十二人操	百四十斤	男 二人	女 十五人	同	同	杉木忠一
同	同 年同月	八人操	同二十斤	男 一人	女 九人	同	同	前田義祐
同	明治十三年建設	三十人操	五百斤	男 四人	女三十五人	本年創業	同	曾根原重三
同	同	七人操	九十斤	男 一人	女 八人	同	同	曾根原嘉造
同	明治十年七月	二十人操	四百斤	男 二人	女二十三人	同	同	淺野烏太郎
同	同	三十人操	三百斤	男 二人	女三十五人	益盛業	池田町村	市川直三郎
同	同 年同月	二十四人操	二百五十斤	男 二人	女二十八人	同	同	矢口文造

製法	開業年月	器械大小	一ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
水力	明治三年四月	八人操	五十六斤	女 八 人	開業故ニ益未分	南安曇郡安曇村	奥原庄藏
同	明治三年七月	三人操	十一斤	女 三 人	益盛業	上野村	齋藤虎次郎
同	明治八年七月	十人操	八斤	男二人女十人	同	梓村	二村彌市
同	明治三年七月	三十人操	百十五斤	男二人女二十八人	同	倭村	丸山兼吉
同	同年同月	十人操	四十斤	男一人女九人	同	同	中野十次
同	明治七年九月	三十人操	四百五十斤	男三人女二十四人	同	明盛村	中野武十郎
同	明治三年七月	六人操	六十斤	男一人女七人	同	温村	波田野茂永太
同	同年同月	六人操	六十斤	男一人女七人	同	同	石曾根駒次郎
同	明治十二年七月	十人操	五百六十三斤	女 十 人	同	科布村	小松甚三
同	同年同月	十四人操	百五十斤	男二人女十五人	同	中小谷村	井口文司
同	同	十二人操	百二十斤	男一人女十四人	本年創業	同	上原一二郎
同	明治十三年建設	十五人操	五十斤	男二人女十六人	益盛業	常盤村	倉科豊次
同	明治十二年七月	十二人操	百斤	男二人女十五人	同	松川村	奥原次郎作
同	明治十三年八月	五人操	四十斤	男一人女五人	同	千國村	太田茂作
同	明治十三年七月	二十人操	二百斤	男一人女二十二人	同	中小谷村	相澤佐曾榮
水力	明治十三年四月	八人操	五十六斤	女 八 人	開業故ニ益未分	南安曇郡安曇村	奥原庄藏

製法	開業年月	器械大小	一ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
水力	明治十年七月	十四人操	百十二斤五分	男一人　女十四人	益盛業	西筑摩郡開田村	原傳之丞
蒸汽	明治九年十一月	二十四人操	三百三十斤	男二人　女二十六人	同	同王瀧村	松原八郎治
同	明治十年六月	十人操	十七斤	男一人　女五人	家内人少ニ付衰業	同	皆戸兵左衛門
水力	明治十年七月	六十人操	六百八十斤	男八人　女七十人	益盛業	同福島村	圓山社
蒸瀛	明治十年七月	二十四人操	二百五十斤	男三人　女二十八人	同	同	中澤善吉
水力	同　年同月	十人操	四十五斤	男二人　女十二人	資金薄較衰	同	古畑伊平
同	明治十年八月	十五人操	二百斤	男二人　女十八人	益盛業	同	松岡九兵衛
同	明治十年七月	三十人操	二百七十斤	男四人　女三十四人	同	同	龜子惣兵衛
同	同　年同月	二十人操	百五十斤	男三人　女廿三人	同	同	小野久助
蒸瀛	明治十年六月	十四人操	百二十五斤	男二人　女十六人	同	同駒根村	原十郎
同	明治九年六月	四十人操	四百三十斤	男四人　女四十六人	同	同	原十次郎
蒸瀛	明治十年六月	十八人操	百三十斤五分	男二人　女二十人	益盛業	同	千村七郎左ヱ門
水力	明治十年七月	十二人操	八十四斤三分	男二人　女十四人	同	同	澤木金九郎

西筑摩郡

製法	開業年月	器械大小	一ヶ年製造高	男女區別	目今盛衰	住所	人名
同	明治五年七月	二十人操	五百斤	男五人　女二十三人	同	同南穗高村	篠崎伯朗
同	明治十年三月	二十人操	百二十斤	男三人　女二十二人	同	同豊科村	本山鐵藏

人名	住所	目今盛衰	男女區別	壹ヶ年製造高	器械大小	開業年月	製法
笹井正平	東筑摩郡北深志町	益盛業	男一人女十七人 女十二人	三百三十七斤五分 百六十八斤七分五厘	十四人操 十人操	明治十年七月 同年同月	水力 同
渡邊何求	同筑摩村	同	男二人女二十二人	五百斤	二十人操	明治八年七月	同
大井榮作	同	同	男三人女四十二人	千斤	四十人操	明治十二年八月	同
山瀨文之助	同大桑村	同	同	三百斤	二十六人操	明治九年六月	同
木下傳助	同	同	男五人女三十人	男三人女三十人	二十六人操	同年同月	同
古瀨年藏	同	同	同	二百五十斤	二十六人操	同	同
川合助藏	同	同	男三人女二十人	三十五斤	十八人操	同年同月	同
古瀨晉次郎	同	同	同	男一人女十八人	九十斤	十六人操	同
原儀次郎	同	同	同	女七人	四十七斤	七人操	同
棚垣玉吉	同	同	同	女八人	十四斤	七人操	同
古根榮作	同	同	同	女八人	十五斤	八人操	同
正木儀左衛門	同	同	男二人女十七人	二十斤	十六人操	明治十二年七月	同
原錠之亟	同讀書村	資金無之休業	同	三十斤	八人操	明治十三年六月	同
西尾千葉吉	同	同	同	同	十二人操	明治十年七月	同
同	同	同	同	同	同	同	同

東筑摩郡

同	明治六年七月	二十六人操	七百五十斤	男	三人	女二十八人	同	岡本村	二木種作
同	明治九年六月	六十人操	三千三百斤	男	七人	女六十五人	同	同	奥澤喜十郎
同	明治十年七月	二十人操	百二十斤	男	二人	女二十二人	同	入山邊村	宮坂林彌
同	明治七年八月	二十六人操	四百五十斤	男	三人	女二十六人	同	新村	長岡敬十郎
同	明治七年八月	二十六人操	二百二五斤	男	二人	女 十六人	同	同	永田鐵太郎
同	明治九年六月	十八人操	百七十斤	男	二人	女 十八人	同	同	津野喜八
同	明治九年八月	八人操	八十五斤	男	一人	女 八 人	同	同	手塚岩太郎
水力	明治十年七月	十五人操	百七十斤	男	二人	女 十五人	益盛業	同	小野淺太郎
同	同 年同月	十人操	百十二斤	男	一人	女 十 人	同	同	篠井米三
同	明治九年七月	九人操	六十斤	男	一人	女 九 人	同	同	西牧五郎平
同	明治五年四月	四十人操	千百三十五斤	男	四人	女四十五人	同	和田村	百瀨寬次
同	明治十年四月	十三人操	二百斤	男	二人	女 十四人	同	同	市川國太郎
同	明治七年四月	十二人操	二百斤	男	二人	女 十三人	同	同	上原源十郎
同	明治八年四月	十二人操	百八十斤	男	二人	女 十四人	同	同	丹羽伴四郎
同	明治十年四月	十人操	百五十斤	男	二人	女 十一人	同	同	上原七郎
同	明治十年四月	十人操	百五十斤	男	二人	女 十一人	同	同	赤羽六郎
同	明治十年七月	二十人操	二百二五斤	男	四人	女 廿二人	同	山形村	山口權十郎
同	明治十年九月	十五人操	百 斤	男	二人	女 十七人	同	同	奥原孫平
同	明治十年八月	十人操	八十五斤	男	一人	女 十一人	同	同	山口吉次郎

| | | |

| | | |

水力	明治十年五月	十人操	五十七斤半	男三人	女十人	益盛業	同	同	中村眞一郎
同	同年同月	十人操	七十二斤半	男三人	女十人	同	同	同	手塚源十郎
同	明治十三年七月	十二人操	五十七斤半	男三人	女十二人	同	同	同	太田與次郎
同	同年同月	二十人操	百五十斤	男四人	女二十人	同	同	同	小澤增藏
同	明治十三年五月	十人操	四十四斤	男三人	女十人	同	同	同	濱野進
同	明治五年五月	十四人操	百五十斤	男三人	女十四人	同	同	同	安藤晉十
同	明治五年六月	三十人操	三百十斤半	男六人	女三十人	同	同	同	八木茂戸
同	明治十三年六月	十人操	百二十五斤	男五人	女十人	同	同	同	田中清作
同	明治十三年七月	十人操	二百六十斤	男二人	女十人	同	同	同	花村八重藏 大和富藏
同	同年同月	十二人操	六十斤	男二人	女十三人	同	同	同	丸山幸四郎
同	明治十三年八月	七人操	三十五斤	男一人	女八人	同	同	同	伊藤佐文治
同	明治十三年七月	十人操	五十斤	男二人	女十一人	同	同	同	百瀨助之丞
同	明治十三年八月	八人操	四十斤	男一人	女九人	同	同	同	横山兵左衞門
同	明治十三年七月	十人操	五十斤	男二人	女十一人	同	同	同	中島源平
同	明治十三年八月	十五人操	七十五斤	男二人	女十六人	同	同	同	米窪淺吉
同	同年同月	八人操	四十斤	男一人	女九人	同	同	同	百瀨彦四郎
同	同年同月	十人操	五十斤	男二人	女十一人	同	同	同	池田源重
同	九年同月	七人操	三十五斤	男一人	女八人	同	同	同	小松長四郎
同	同年同月	九人操	四十五斤	男一人	女十人	同	同	同	小松美佐吾

水力	明治三年十月	七人操	三十五斤	男一人	女八人	益盛業	同	小松駒之助
同	明治三年八月	十人操	五十斤	男二人	女十二人	同	同	濱諫吾
同	同年同月	七人操	三十五斤	男一人	女八人	同	同	小澤亥藏
同	明治十年十月	二十人操	千八百七十斤	男二人	女二十二人	同	鹽尻村	吉江唯七
同	明治十年七月	十人操	千三十斤	男二人	女十一人	同	同	吉江與一郎
同	明治十年九月	十人操	千百三十五斤	男二人	女十一人	同	同	保高喜十
同	明治十年七月	十人操	八百四十三斤	男二人	女十一人	同	同	保高庄三郎
同	同年同月	十人操	千百三十五斤	男二人	女十二人	同	同	米窪勝太郎
同	同年同月	十六人操	三千三百五十斤	男三人	女十九人	同	同	中原小平
同	明治十年七月	十人操	五百六十二斤	男二人	女十一人	同	同	一ノ瀬嘉平治
同	明治十年八月	十二人操	千三百七十五斤	男二人	女十三人	同	同	小松岩松
同	明治十年七月	十人操	千三百十三斤	男二人	女十一人	同	同	米山孫八
同	明治十年六月	五十操	五百五十斤	男三人	女五十五人	同	筑摩地村	古田吉郎治
同	明治十年七月	二十人操	二百斤	男一人	女二十一人	同	同	矢彦澤平五郎
同	同年同月	十人操	五十斤	男一人	女十人	同	同	岩下作平
同	明治十年七月	二十人操	六十三斤	男二人	女二十人	同	刈若原村	中澤要作 山田妻五郎
人力	明治九年六月	五人操	七十七斤	男二	女五人	同	會田村	花村長十郎
水力	明治七年七月	六人操	七十五斤	男一人	女七人	同	本條村	太田平右衛門
同	用治九年六月	二十人操	四百斤	男二人	女二十四人	同	同	山本清一郎

人力	明治十二七月	十四人操	百五十斤	男 二人	女 十七人	同	同	同	小林長次郎
水力	明治十年八月	四人操	五十斤	男 一人	女 五人	同	同	同	宮坂熊平
同	明治八年七月	二十人操	五百斤	男 三人	女二十二人	器械損シテ休業	同	島内村	松尾徳瓢
同	明治十年七月	十人操	百斤	男 一人	女 十一人	資本缺乏ニ付衰	同	同	小原與次郎
同	明治十七年七月	十五人操	二百五十斤	男 二人	女 十五人	益盛業	同	中川手村	滋野一郎
同	明治十年八月	二十人操	百六十斤	男 二人	女二十二人	同	同	波多村	古畑兼藏
同	明治十七年四月	十四人操	二百斤	男 二人	女 十二人	同	同	同	安藤縫治
同	明治十七年六月	十六人操	二百斤	男 二人	女 十八人	同	同	同	安藤善太郎
同	明治十七年七月	十二人操	百斤	男 二人	女 十人	同	同	同	太田榮七
同	明治十七年七月	十四人操	百五十斤	男 一人	女 十五人	同	同	同	百瀬龜作
同	明治九年八月	十二人操	七十九斤	男 一人	女 七人	同	同	同	太田磯次郎
同	明治十七年九月	十一人操	九十斤	男 一人	女 九人	同	同	同	武居保市
同	明治十七年八月	十一人操	七十九斤	男 一人	女 十一人	同	同	同	武居旭次郎
同	明治十七年十月	十人操	二十五斤	男 一人	女 四人	同	同	同	牛丸忠三郎
同	明治十七年八月	十二人操	百四十斤	男 一人	女 十二人	同	同	同	平林與五郎
同	明治十七年九月	二十人操	四百斤	男 二人	女二十一人	器全備セズ盛ナラズ	同	宗賀村	千野耕造外二人

第十一節　生糸改所存廢問題

生絲の粗製濫造取締は維新以後年々之を繰返すと雖も恰も五月の蠅を逐ふが如く隨而拂へハ隨而來り殆んど底止す

る所を知らず。去る明治十三年本縣製絲業者友誼社を設けて其弊を除かんとせしも因習の久しき人心利に急なる容易に改まる能はず。於此明治十五年五月三十日友誼社長麾野正雄を始め縣下十六郡の代表者三十二名連署を以て、提絲は數年來檢査の効果顯はれ多少良製に赴けるも器械製には檢査なきを以て詐僞多く殊に最近揚返器械行はれてより僞造濫製多きを慨嘆し生絲改所を設け縣廳の保護を得て之を實施せん事を請願せり其願書并に改所に關する實施の方法案左の如し。

請願書

抑我縣生絲製出ノ狀況ヲ熟察スルニ數年以前ニアツテハ專ラ提絲ノミニシテ粗製濫造モ亦甚ダ多ク器械製ノ如キハ其數稀少ナルノミナラズ曾テ其弊アルコトナシ玆ヲ以テ當時提絲ハ檢査ノ方法ヲ設ケラレシカドモ器械製ノ隆盛ニ赴クヤ提絲ハ爲メニ多少ノ衰退ヲ來タシ年ヲ追フテ其製額ヲ減スルト雖モ檢査ノ効果ニ至ツテハ大ニ見ルベキモノアリ之ニ反シ器械製ハ日ニ盛旺ニ至ルト同時ニ詐僞ノ弊ヲ生ジ加之揚返器械ノ一度地方ニ行レショリ僞造濫製益々甚ダシク方今ノ勢ヒ純良ナルモノハ殆ド粗濫ノタメニ蹂躙セラレタリト云フベシ豈慨歎ノ至リナラズヤ因テ百方之ガ矯正ノ道ヲ研究スルモ獨リ縣廳ノ保護ヲ仰グノ一點アルノミ伏テ願クハ前陳ノ情況御諒察アツテ特別ノ御保護アランコヲ因テ別紙方法書相添ヘ此段奉懇願候也

但シ方法書ノ如キハ固ヨリ私共ノ鄙見ニ組成セシモノニシテ敢テ電覽ヲ煩スニ足ラズト雖モ其趣旨ニ於テハ只管御裁可アランコヲ副テ奉願候也

明治十五年五月三十日

南佐久郡穗積村　內藤太平

北佐久郡岩村田町　池田由藏

同　郡小諸町　高橋平四郎代

德永與兵衛

諏訪郡平野村

林光幸

同　郡長地村

蜂幡倉藏

西筑摩郡福嶋村沼田九一代

小林增太郎

同　郡長野村古瀨年藏代

古瀨浩

東筑摩郡深志町太田平右衛門代

海沼房太郎

南安曇那東穗高村

望月忠藏

北安曇郡大町村

淺野與七郎

同　郡同村

佐藤庄平

同　郡同町

杉本桂三

同　郡同村

伊藤重四郎

更級郡篠ノ井驛

宮崎軍治

同　郡正和村

宮入三津治

同　郡原村

堀道重

埴科郡屋代町

唐木銀三郎

同　郡松代町

永島新兵衛

同　郡西條村

大里忠一郎

同　郡松代町

島田喜太郎
同　郡豊榮村
神戸文右衛門
下高井郡佐野村
春月與市
同　郡中野町
黒岩喜兵衛
上水内郡長野村
佐藤昌作
同　郡鶴賀村
山口久兵衛
同　郡三輪村
大須賀忠右衛門
同　郡同　村
楠與五兵衛
南安曇郡明盛村
三溝晴見

東筑摩郡洗馬村
塩原重治
上水内郡長野町
松橋藤吉
友誼社副社長
吉田景京
友誼社長
鷹野正雄

長野縣令大野誠殿

生絲改所假規則

第一條

一、生絲改所本部ヲ上水内郡長野町ニ置キ各郡改所及出張所ノ事務ヲ總理スルモノトス

第二條

一、各郡改所及出張所ノ位置ハ左ノ如シ

南佐久郡
臼田村改所
穂積村出張所

平賀村出張所

北佐久郡

岩村田町改所
小諸町出張所
春日村出張所

小縣郡

上田町改所
生田村出張所

諏訪郡

下諏訪村改所
平野村出張所
四賀村出張所
宮川村出張所

上伊那郡

西穗高町改所
南箕輪村木ノ下出張所
宮田村出張所

下伊那郡

飯田町改所
喬木村出張所

東筑摩郡

南深志町改所
本條村出張所
村井町村出張所

西筑摩郡

福島村改所
長野村出所所

南安曇郡

東穗高村改所
明盛村出張所

北安曇郡

大町村改所
池田町村出張所

更級郡

篠ノ井驛改所
稻荷山村出張所
原村出張所

埴科郡

松代町改所
屋代町出張所
坂木村出張所
上高井郡
須坂町改所
小布施村出張所
下高井郡
中野町改所
上水内郡
長野町改所
信岡新町出張所
下水内郡
飯山町改所

第三條

一、本部及改所出張所ヘ左ノ役員ヲ置クモノトス
但シ人員ハ事務ノ繁閑ニヨリテ適宜增減スルモノトス

本部

總理　一名
書記
改所
取締役
檢査人

出張所

檢査人

第四條

一、生絲改方法ハ海外輸出國內用及ビ捻造烏田造鐵炮造ノ別ナク一個ノ內ヨリ一繰乃至二繰宛試驗器ヲ以テ精密ニ檢査シ改ノ證トシテ製造家發行ノ商標或ハ量目紙ヘ改印ヲ押捺シ檢査人ノ名印ヲ加フベシ

第五條

一、甲斗絲生皮苧出殼繭改方法ハ一個毎ニ其物品ヲ取リ出シ精密ニ檢査ヲ遂ゲ梱包ノ括リ目ヘ改印ヲ押捺シ且檢査人ノ名印ヲモ加フベシ

第六條

一、改ヲ請フモノハ左ノ雛形ノ如キ生絲個數貫目住所姓名等明細ニ記載シタル書面ヲ差出スモノトス尤改ヲ請フモノ買次人ニシテ他ニ荷主アラバ荷主ノ姓名ヲモ記載スルモノトス

第七條

一、改方ノ義ハ一郡限リ最寄改所ニ於テ改ヲ受クルモノトス

第八條

一、甲改所ニテ改ヲ受ケタル物品ヲ駄荷ニ纏メ乙改所ニ於テ改ヲ受ケンコトヲ請フモノハ甲所ノ改タル分ヲ除キ手數料ヲ上納スルハ勿論甲所改證ノ消印ヲ受ケ更ニ甲乙ノ合併ノ惣貫目ヲ記載シタル證ヲ請フモノトス

第九條

一、横濱其他管轄外ヘ輸送スル生絲ハ入箱又ハ絲袋表面ヘ量目ヲ明瞭ニ記載セシメ改所ニ於テ必ズ封印ヲ付スルモノトス

第十條

一、檢査ヲ經タル物品ヘハ左ノ雛形ノ如キ檢査證狀ヲ附與スルモノトス

第十一條

一、檢査證若シ遺失又ハ盜火難ニ罹リ再ビ書換ヲ請フモノハ其ノ事由ヲ詳記シタル書面ヲ差出シ更ニ檢査證ヲ請フモノトス

第十二條

一、改所ニ於テ用ユルトコロノ印章ハ左ノ雛形ノ如シ

第十三條

一、改手數料ハ左ノ項目ニ因テ收入シ之ヲ改所諸費ニ充ツルモノトス

生絲器械座繰捻　一個九貫目ニ付　金八十一錢
屑糸絲出殼繭　同　金二十七錢
生皮苧　同　金十八錢

第十四條

一、詐僞濫造ト認ムル物品ハ勿論改所ヲ經ズシテ他管下ヘ輸送スルモノハ其品差押直ニ警察署ヘ告發スルモノトス

上田生絲商會の設立

上田町長岡万次郎・臼井知憲・森田斐雄等專ら同地方製絲の改良を圖り海外直輸の目的を以て上田生絲商會を設立せんとし、明治十五年三月より寄々協議を凝らし三月十二日其一回株主總會を十九銀行内に開き資本金規則等につき決議し、同年六月二十七日設立願を本縣に提出し六月二十九日本縣の認可を得たり。當時の設立願及規則書等次の如し。

上田生絲商會

今般私共共議ヲ遂ケ專ラ地方製絲ノ改良ト海外直輸ノ目的ヲ以テ茲ニ一社ヲ結合シ上田生絲商會ト稱シ別紙規則ニ據リ營業仕度候間御認可成下度卽チ規則書相添發起人連書ヲ以テ奉願候　以上

明治十五年六月二十六日

上田生絲商會發起人
小縣郡上田町平民
長岡万次郎印
同
臼井知憲印
同
森田斐雄印
同　常盤城村平民
矢島精六㊞
南佐久郡千代里村平民
中山彦輔㊞
上田町戸長代理筆生

（朱書）
明治二十三年十月二日
長野始審裁判所上田支廳
明治二十三年四十二號

長野縣令　大野誠殿代理
大書記官　島山重信殿

前書ノ通相違無之奥印仕候也

明治十五年六月廿七日

小縣郡長師岡政學代理
小縣郡書記　小林卷藏印

（朱書）
甲小第七八五號

願之趣追テ會社條例制定迄ハ人民相對ヲ以テ營業不苦義ト可相心得事
但所轄郡役所へ申出鑑札相受ケ營業候義ト相心得ベシ

明治十五年六月廿九日

長野縣令大野誠代理
長野縣大書記官　島山重信印

（吉池力氏所藏）

上田生絲商會創立主意

夫レ貿易ノ盛衰ハ國家物産ノ興廢ニ關ス貿易一度興起スレハ農工百般ノ事業隨テ興リ貿易一度衰廢スレハ農工百般ノ事業隨而廢ル蓋シ貿易ハ商ノ專擔スル所ノモノナリ商ニシテ其道ヲ得サレハ何ヲ以テカ貿易ヲ旺盛ニシ物産ヲ增殖セシムルヲ得ン商業ノ國家ニ重要ナルヿ如是商ヲ以テ世ニ立タントス欲スルモノハ自カラ此要所ニ立チ自カラ其責ヲ負擔

スルモノナレハ一擧一動常ニ商業ノ針路ヲ明察シ卒先其業務ヲ擴張セサル可カラス我國外交以來通商互ニノ道大ニ開ケ外形頗ル盛ナルガ如シト雖モ彼我ノ商勢ヲ對照比較スレハ我商勢ノ彼レニ及ハサルコト實壤モ啻ナラス熟ラ其理由ヲ觀察スルニ我國外交ノ始メニ當リ人智未タ開ケス通商ノ眞理ニ闇ク永遠大利ノ計ナクシテ目前ノ小利ニ汲々シ其甚シキニ至リテハ或ハ商品ヲ詐リ物量ヲ欺クモノアリ如此ハ固ヨリ正理ノ容レサル所ニシテ却テ彼レカ辭柄トナリ純良ノ商估モ亦其意ヲ仲フル能ハスシテ有スル處ノ商權ハ常ニ外商ノ勢下ニ壓屈シ得ヘキ處ノ正益ハ之レカ爲メニ減殺セラル其餘波ヤ漸ク內地ノ產家ニ及ヒ竟ニ物品ノ粗製濫造ニ歸スルニ至ル嗚呼我商業ノ萎靡シ商權ノ張ラサルモ亦宜ナラスヤ今ニシテ之レカ改良ヲ促スハ我商權ヲ回復シ物產增殖ノ道ヲ圖ルノ策ニシテ甚タ緊色ノ事業ナリ然リト雖モ其事業タルヤ重大ニシテ易々一己人ノ能ク爲シ得ヘキ所ニ非ス此ニ於テヤ同感相投合シ互ニ資金ヲ醵集シテ一ノ商會ヲ創立シ本邦貿易品ノ第一タル生絲商業ニ從事シ精粗常ニ分別ヲ亂サス僞ルコトナク欺クコトナク首トシテ改良ノ責ニ任シ通商ノ眞理以テ我營業ノ道タラシメハ內外ノ信用茲ニ於テ厚ク商勢自ラ發揚シ生產ノ益々改良ヲ進メ需要益多キヲ告ケ我貿易ノ旺盛タルヲ期シテ竣ツヘキ也之ヲ本會創立ノ要旨トス請フ同感ノ諸君幸ニ此擧ヲ贊スルアラハ豈獨リ本會ノ幸福ノミニ止マランヤ

明治十五年六月

起業人

（吉池力氏所藏）

（明治二十三年十月二日
長野始審裁判所上田支廳
明治廿三年四十二號）

註、括弧內ハ上田支廳ノ押捺セル朱印ナリ

上田生絲商會規則

第一條　本會ハ長野縣小縣郡上田ニ設置シ上田生絲商會ト稱ス

第二條　本會ノ責任ハ有限タルヘシ

第三條　本會ハ生絲繭及ヒ屑物ヲ賣買スルヲ本業トシ直接海外ニ販賣スルヲ目的トス。

第四條　商品販賣ノ目的ハ前條ノ如シト雖モ本會商業ノ實景未ダ其度ヲ得サルヲ以テ暫ク內地ニ於テ販賣スルヲ主トス

第五條　本會ハ他ノ依托ニ依テハ生絲ノ檢査ヲ引受ケ精粗ヲ鑑別シテ等級ヲ附スル等ノ事アルベシ

但右檢査ニ付テハ規則ヲ設ケ普ク衆人ノ便益ヲ圖ルヘシ

第六條　本會本資金額ヲ五萬圓ト假定シ其株數ヲ一千株ニ分チ壹株金五拾圓トス

第七條　內國人ハ何人タリト雖モ本會ノ規則ヲ遵守スルニ於テハ株主タルコヲ得ヘシ

第八條　本會ニ得タル處ノ潤益ハ之ヲ十分シ其四ヲ役員ノ賞與トシ其六ヲ折半シ參ヲ積金トシ壹ヲ株主ヘ分配ス

第九條　本會株主タルモノハ一株毎ニ株式券狀ヲ附與スヘシ

但　株金拂込未濟中ハ假狀ヲ附與ス

雛形

上田生絲商會株式券狀

何府縣何町村何某殿儀本會規則ヲ遵守シ明治何年月日ヨリ本會株式ノ內金五拾圓則チ一株ノ株主タルコヲ證ス依テ本會ノ印章ヲ捺シ此券狀ヲ附與スルモノ也

上田生絲商會

社長　何某　印

支配人　何某　印

上田生絲商會之印

年號　月　日

第十條　本會ハ當明治十五年七月ヨリ滿五ケ年ヲ以テ一期營業期限トス其之ヲ繼續スルト否トハ株主惣會ノ決議ニ依ルヘシ

第十一條　本會商業上ノ失收ヨリ若シ資本金ニ缺損ヲ生シタルトキハ株主ハ更ニ其缺虧ヲ補塡スヘシ

第十二條　本會ハ非常ノ準備金トシテ益金中ヨリ積立金ヲナスヘシ

第十三條　本會ハ當明治十五年七月一日ヲ以テ開業スベシ

第十四條　本會營業及ビ會計ノ年度ハ該年五月ヨリ翌年四月迄ヲ以テスヘシ

第十五條　本會ニ用ヒル印章左ノ如シ

會印押切封印

上田生絲商會之印章

上田生絲商會之章

絨

第十六條　本會ノ持荷高ハ現在資本金額ノ五倍ヲ超越スヘカラ

ズ

第十七條　本會商品中生絲ハ器械ヲ各三等ニ分チ提絲ハ朱判稀無双無双ノ三銘ヲ附シ常ニ其品位ヲ均一ニシ混亂ナカラシメンコトヲ要スベシ

第十八條　前條ノ區別ヲ詳カニシ混亂錯雜ヲ防クタメ左ノ銘印ヲ製シ之ヲ押捺スヘシ

朱	器械一等	上田生絲商會
青	器械一等	上田生絲商會
樺	器械三等	上田生絲商會
朱	座繰一等	上田生絲商會
青	座繰一等	上田生絲商會
樺	座繰三等	上田生絲商會
朱	小判形	朱判上田生絲商會
青	同	稀無双上田生絲商會
樺	同	無双上田生絲商會

第十九條　本會ハ蠶業ノ都合ニヨリ役員ノ見込ヲ以テ更級郡稲荷山埴科郡松代下高井郡中野ノ三ケ所及ビ其他ニ支店若シクハ出張店ヲ設クルコトアルベシ

第二十條　本會ハ商事ノ運用ヲ計ルタメ隙テ銀行ト金錢取引ノ條約ヲナスコトアルベシ

第二十一條　本會ノ役員ト稱シ會務ヲ管理經營スルモノ左ノ如

シ

社長　一員　本會ヲ總理ス

副社長　一員　社長ニ次ク社長事故アレバ代理スルモノトス

監事　五員　常ニ本會ノ事業ヲ監視シ會議ニ參議ス

支配人　一員　社長委スル處ノ權限ヲ守リ商事百般ヲ通シ會議ニ參與ス

手代未定員　社長及支配人ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ理ス

役員給料及旅費日當ノ表

役名	社長	副社長	幹事	支配人	手代
定員	一員	一員	五員	一員	未定員
給額	年俸百五十圓	同百三十圓	一月俸百圓	同二十圓	一人ニ付十五圓以内

役名	正副社長支配人	手代以下
里程	十里以内	十里以外
旅費	一里ニ付拾錢	京濱出發分一里ニ付八錢
滯在一日	一圓	京濱出發分十五錢 十里以外 十二錢
	一圓五十錢	八十錢 一圓二十圓

附タリ晝夜兼行ハ實費ヲ給シ海外渡航ノ如キハ特別ニ支給ス

第二十二條　社長若シ通常事務ノ外臨時急馳ヲ要スル事アリト認ムルトキハ監事ノ協議ヲ經テ之レヲ施行スルコトヲ得然レドモ事

本會ノ全体ニ係リ極メテ重要ナルモノハ株主惣會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ之レラ施行スルヿヲ得ズ

第二十三條　監事若シ本會事務上ニ就キ果シテ急要ト認ムル事件アルトキハ同僚ノ決議ヲ以テ社長ニ向ヒ其事務ヲ中止シ株主惣會ヲ開キ本會ノ意向ヲ問フヿヲ得ヘシ

此場合ニ於テハ本會ノ意向ニ從ハザルヲ得サルベシ

第廿四條　本會ノ役員タルモノ規則ニ悖リタル取扱ヒヲナシ若シクハ非行ヲ爲シタルタメ本會ニ蒙ラシメタル損害ハ犯者其辨償ノ責ニ任スベシ

第廿五條　本會ハ拾株以上ノ株主中ヨリ監事七名ヲ公選シ監事中互選シテ社長、副社長ヲ選任スヘシ

第廿六條　支配人以下雇人ハ監事之レヲ撰用スベシト雖モ必ズ身元保證ヲ要スルモノトス

第廿七條　本會役員ノ勤務ハ各一ケ年トス故ニ一ケ年經營ノ報告終レバ更ニ株主ヲシテ後任ヲ選擧セシメ以テ交代スヘシト雖モ衆望ニ依リ勤續スルハ素ヨリ妨ケナキモノトス

第廿八條　本會役員ハ總テ俸給ヲ與ヘ他出スルトキハ旅費日當ヲ支給ス其額ハ株主惣會ニ於テ之レヲ定ムルモノトス

但手代以下雇人ノ給料及旅費日當ハ監事之レヲ定ムルモノトス

第廿九條　本會役員タルモノハ純益金中ヨリ賞與金ヲ附與ス其分配ハ社長監事ニ於テ之レヲ定ム

第卅條　本會ハ損益決算ヲナシ事業經營ノ顚末ヲ報告スル等概要事件ノ爲メニ毎年五月中ニ於テ株主惣會ヲ開クベシ

第卅一條　株主惣會ノ決議ハ出席員過半數ノ同議ニ依テ決ス故ニ株主タルモノハ努メテ欠席ナカランヿヲ要ス若シ病氣或ハ旅行等事故アリテ出席シカタキモノハ必ズ委任狀ヲ授シタル代人ヲ出スヘシ事爰ニ出スシテ決議ノ后テ異論ヲ發スルモ一切採用セザルベシ

第三十二條　株主投票發言ノ權ハ所持ノ株券拾株迄ハ一株毎ニ一個ツヽ拾株以上ハ五株毎ニ一個ヲ增スヘシ

第三十三條　本會ノ事務上ニ付株主惣會ヲ要スルヿアリト認メ資本金三分之一以上ニ達シ株主拾名以上ノ同意ヲ以テ之ヲ求ムルトキハ社長ハ本會ノ事務ヲ中止シ株主惣會ノ決議ヲ採ルベシ

第三十四條　本會ハ創業ノ際ナルヲ以テ資本金額ヲ五分シ其一ヲ當明治十五年ノ營業現資トシ其四ハ營業ノ實況ニヨリ株主惣會ノ決議ヲ經テ其徵收ヲ定ムヘシ

第三十五條　前條五分ノ一ノ徵收ヲ二季ニ分チ來ル四月一日ヲ以テ初期トシ半數ヲ收メ七月二十日ヲ以テ終期トシ殘額ヲ收

ムヘシ

第三十六條　本會ノ純益ト指名スルモノハ役員給料ヲ始メ其他ノ諸經費ト資本金ニ對シ年一割五分ノ利子ヲ引キ去リタル金ノ利益ヲ云フ

第三十七條　株主其持株ヲ賣買讓與セント欲スル者ハ必ズ書換ヲ要スヘシ

第三十八條　株主券狀ヲ紛失若シクハ毀損シタルトキ更ニ券狀ヲ請求セント欲スル者ハ貳名以上ノ慥ナル證人ヲ要シ本會ヘ申請スヘシ

第三十九條　前條規定ノ件々增減加除ヲ要スルコアルトキハ株主一同協議ヲ經テ之レヲ校正スヘシ

明治十五年六月

上田生絲商會之印

（吉池力氏所藏）

小縣郡生絲商人の生絲改所無用論

然るに同年六月二十七日小縣郡生絲商二十六名の代表矢島精六臼井知憲兩名より「生絲改所創立檢查の方法を實施せられし以來已に數年の星霜を經たるも殆んど何等の功績なきを以て速に之を廢止せられん事」を請ひ、ついで同年七月二十六日前記矢島精六臼井知憲より上田組生絲荷造所設立願を提出し、從來の荷造法を改正し精粗によりて等級を區別し精粗を混同し或は僞造品を混交するが如き弊風を矯正せんことを出願せり。之に對し縣は同年八月八日甲小第九〇五號を以て「願之趣追テ會社條例制定迄人民相對ヲ以テ設立不苦候事」但シ生絲改所檢查料免除ノ義ハ目下詮議中ニ付キ追テ何分ノ義相達候迄從前之通リ可相心得事」との指令を發せり。

蓋し、上田町に於ては地方製絲改良、海外直輸出の目的を以て上田生絲商會を設け本縣の認可を得しかば、更に上田生絲荷造所を設け、之と呼應して其効果を全からしめんとして此擧に出たるものならん。

勸第百三十三號

郡内生絲商惣代矢島精六ト井知憲ノ兩名ヨリ生絲改所廢止ノ義及出願候ニ付再三再四篤ト懇諭ニ及ビ候ヘ共到底說諭ニ應セズ押テ出縣出頭致度旨申募候ニ付御採用有之間敷ト思認候ヘ共不得止任情願本人出縣爲致候條可然御取計相成度此段申添候也

十五年六月廿七日

小縣郡役所

本縣勸業課　御中

謹デ本縣生絲改所廢止ノ儀ヲ請願シ上ル愚商矢島精六ト井知憲等案スルニ抑モ生絲改所ハ管内生産中提絲ノ粗濫ヲ改良シ其品位ヲ進メ復商間ノ惡弊ヲ除キ奸商佞價ヲシテ跡ヲ社會ニ絕タシムルノ旨趣ヲ以テ管内商賈ノ上請ニヨリ生絲改所ヲ創立檢査ノ方法ヲ實施セラレタリ今ヤ回顧スルニ該所設立以來已ニ數年ノ星霜ヲ經過スルモ何等ノ功績ヲ見ルナシ（僅ニ其枝葉ノ一部卷紙ノ一定セルモノニシテ改所ノ功績ニアラズ）是レ固ヨリ理ニ於テ當然ノ事タリ精六等熟ラ考フルニ彼ノ製絲ノ濫粗ヲ改良シ或ハ商間ノ詐僞ヲ矯正スルハ日下緊要ノ急務實ニ努ムベキノ業ナリト雖モ苟モ其法ニ則ズラ共理ニ從ハズシテ徒ラニ之レヲ施行スルモ豈能ク前陳二個ノ目的ヲ達スルヲ得ンヤ其生絲改所設置タルヤ商賈ノ間ニ介立シ商賈ノ物品ヲ檢閱スルノ名アリト雖モ如何セン其事ノ詐僞姦邪ニ出ルニアラザルヨリハ決シテ法律ノ及ブベキニアラズ且濫粗ノ制ヲ矯正センニハ製造者ニ對シテ隔靴ノ憂ナキ能ハザルヤ明矣是ニ由テ之レヲ見レバ眞ニ物品ヲ上位ニ進メント欲セバ自然ノ通理ニ從テ之レヲ奬勵シ復商間詐僞ノ如キハ固ヨリ法律ノ許サヾルモノトシテ生絲改所ノ有無ニ關セザルモノナリ實ニ該所ハ徒勞徒費ノ業タルヲ免レズ之愚商精六等ガ本縣生絲改所ノ制ヲ戴クヲ欲セザル所以也仰キ願クハ前陳ノ事理御研究在ラセラレ現時ノ生絲改所ヲ速カニ廢止セラレ度因テ愚商等連署上申ニ及ビ候幸ニ明鑑ヲ賜リ愚商等ノ衷情相貫キ候樣御詮議相成

度奉請願候誠恐誠惶頓首

明治十五年六月

長野縣小縣郡生絲商

小口九兵衛
小口定太郎
永野嘉十郎
武井源右衛門
田中長右衛門
宮下勘兵衛
手塚友右衛門
平林傳重
長谷川平右衛門
春原市太郎
小宮山瀧兵衛
內山八三郎
青島勘之助
篠澤新十郎

臼井知憲
佐藤爲三郎
宮下宮三郎
竹內熊一郎
成澤万五郎
矢島精六
吉池富次郎
荒井治右衛門
北島祐左衛門
鹽川脩平
田中忠四郎
長岡万平

右惣代

矢島精六
白井知憲

戶長代理筆生

宮川平太

長野縣令大野誠殿代理
長野縣大書記官　鳥山重信殿

生絲改所廢止ノ儀別紙ヲ以テ奉請願候處其功績アル處ノ生絲卷紙ノ儀ハ猶繼續御施行相成度而實下所ノ如キハ適宜ノ御設ケアラセラレ度此段奉請願候也

明治十五年六月

長野縣小縣郡生絲商

小口九兵衛
小口定太郎
永野嘉太郎
武居源右衛門
田中長右衛門
宮下勘兵衛
手塚友右衛門
平林傳重
長谷川平左衛門
春原市太郎
小宮山瀧兵衛
內山八三郎
青島勘之助
篠澤新十郎
臼井知憲
佐藤爲三郎
宮下宮三郎
竹內熊一郎
成澤万五郎
矢島精六
吉池富次郎
荒井治右衛門
北澤祐右衛門
鹽川脩平
田中忠四郎
長岡万平

右惣代

矢島精六
臼井知憲
戸長代理筆生
宮川平太
上田町戸長代理筆生
畑重次郎

長野縣令大野誠殿代理
大書記官 鳥山重信殿

上田組生絲荷造所設立願

本縣御設立生絲改所ノ方法ヲ按スルニ一ハ管內製絲ノ改良ヲ計リ一ハ詐僞ニ係ハル製絲ノ管外輸出ヲ防ギ愈々我管內生絲ノ品格ヲ進メ永ク聲價ヲ保タシムルノ御主意ニ外ナラザルベシ故ニ愚商等ハ斯ク御保護ノ御手數ヲ煩ハスニ堪エズ玆ニ同業相結合シテ上田組生絲荷造所ヲ設立ナシ本縣勸業ノ御主意ヲ奉ジ別紙申合定款ノ通リ本年新絲ヨリ荷造リ檢查法實行仕度候間荷造所設立ノ義御許可被成下度且當組同盟者ノ買收セル物品ニシテ當荷造所ノ檢查ヲ請クル生絲及附屬品等ハ總テ本縣生絲改所ノ檢查料ヲ御免除相成度依テ上田組生絲荷造所申合定款相添ヘ此段奉願上候也

明治十五年七月

上田組生絲荷造所
同盟人惣代
小縣郡常盤城村
矢島精六
同郡上田町
臼井知憲
上田町戸長代理筆生
山田信保

長野縣令 大野誠殿

夫レ生絲並ニ附屬品ノ粗製ヲ矯メ僞造品ノ製出ヲ防ガント欲セバ宜シク其根原タル製造者ノ注意ヲ厚カラシムルニアリ若シ製造家ニシテ之レガ改良ヲ計ルノ意ナクンバ我輩商估ノ如何ニ改良ニ苦慮ナスモ蓋シ其功績ヲ見ザル

ベシ故ニ生絲ノ改良ヲ計ラント欲セバ先ズ該品製造者ヲシテ自家ノ製造名印ヲ捺セシメ以テ各自ノ製品ヲ詳明ナラシムルノ方法ヲ嚴ニシ商者ハ互ニ協同ナシ該品ノ製造名印ナキモノハ之レヲ購買セザルノミナラズ苟モ其品ノ僞造ニ出ルモノ等ハ直ニ其筋ヘ告發スルノ手續ヲナサバ自然製絲ニ名印ナキモノヽ市上ニ出ズルコトナク從テ粗製ヲ矯メ僞造ヲ防クベシ且產地生絲ノ精粗ヲ鑑別ナサバ其品位ニ相當スル價格ヲ得ルノ方法ヲ需ムルヲ目下ノ緊要トス抑我地方生絲及附屬品荷造ノ慣習タル朱判稀無双無双內國用ノ四種ニ區別スルト雖モ適々其價位ノ騰貴スルニ當リテヤ朱判ニ混スルニ稀無双ヲ以テシ無双ニ加ユルニ內國用ヲ以テスル等ノ弊風ナキヲ保シ難シ就中附屬品荷造リノ如キハ精粗混同更ニ區別ヲナサズ甚ダシキニ至リテハ僞造品ヲモ混交スル等ノ奸商ナキニアラズ如斯不同ナル荷造リヲナシ以テ貿易市上ニ輸出セバ其取引上果シテ如何ナル困難ヲ生ズルヤ測ルヘカラズ殊ニ知ラズ此等不正荷物ノ惡評ハ延テ我地方一般ノ品名ニ及ボシ純然タル品位ノ正シキ物品ノ正價ヲ傷クルコトヲ夫レ一杯ノ濁水ハ能ク一石ノ清水ヲ汚シ一商ノ不正ハ百商ノ名譽ヲ害ス豈慨嘆ノ至リナラズヤ而シテ其精粗錯雜ノ弊風ヲ矯正セント欲セバ宜シク先ズ從來ノ荷造法ヲ改正ナシ精粗等級ノ區別ヲ明ニシ每等品格ノ差違ナキヲ勉メバ外商ノ信任ヲ來タシ遂ニ地方ノ聲譽ヲ博シ多少ノ增價ヲ得ルノミナラズ賣込上ノ手數ヲ省キ容易ニ取引ヲナスニ於テハ商店ノ製造者ヨリ買收スル亦品格相當ノ價格ヲ以テスルヤ明カナリ如斯直正ノ取引ヲナシ彼我相欺クコトナキニ至ラバ製造家ハ皆爭テ良絲製品ヲ製出シ我國生絲ノ改良期シテ俟ツベキナリ是レ我同業者ノ協心戮力シテ玆ニ上田組生絲荷造所ヲ設立スル所以ナリ

上田組生絲荷造所定款

第一條

當荷造所ハ組內各自營業トスル生絲及附屬品荷造ノ節粗密ニ檢查ヲナシ生絲ハ一等二等三等、等外ノ四級ニ區別シ附屬品ハ其種類ニヨリ精粗ヲ分チ每種不同ナキ樣荷造ヲナシ賣却上荷物受渡シノ際手數無之タメ設置ノ場所タルヲ以テ上田組生絲荷造所

ト稱スベシ

第二條

上田組生絲荷造所ハ小縣郡上田町ニ設置スベシ

第三條

荷造所ノ檢査法ハ第一條ノ如クニシテ生絲及ビ附屬品ノ別ナク一提一個毎ニ檢査印ヲ押捺スベシ而シテ其印形ハ左ノ通リタルベシ

生絲ノ部

一等檢査印	上田組上	二等同上	三等同上
			等外同上

附屬品ノ部

玉絲檢査印	上田組上	屑斗絲同上	眞綿同上
			出殼繭同上
生皮苧同上		屑物同上	

第四條

當組同盟者ニ於テ生絲及ビ附屬品ヲ直接他國ニ輸出スルモノ或ハ他國商人ノ買次ヲナス者等總テ該品ノ荷造ヲ爲サント欲スルモノハ豫メ其荷物ノ量目ヲ記シタル書面ニ定額ノ手數料相添ヘ該品ヲ荷造所ニ送リ檢査ヲ受クベシ

但不得止事情ニヨリ荷主ノ請求スルニ於テハ其自宅ニ就キテ荷造檢査ヲナスコトアルベシ

第五條

上田組生絲荷造所役員ハ頭取一名幹事二名ニシテ之レヲ組合同盟者中ヨリ選擧ナシ荷造所總体ノ事務ヲ委任スベシ

但シ頭取幹事ノ協議ヲ以テ檢査役以下ノ役員ヲ雇入レ給料進退トモ其意ニ任スベシ

第六條

荷造所檢査手數料ハ左ノ如シ

生絲	一個ニ付	但目方九貫ヲ目途トス 金二十錢
眞綿	同	同 金十錢
屑斗絲	同	同 金十錢
出殼繭	同	同 金十錢
生皮苧	同	同 金十錢
屑物	同	同 金五錢

第七條

荷造所ニ於テ得ル所ノ手數料及ビ過怠金償金ノ預リハ役員給料其他一切ノ費用ヲ仕拂ヒ尙剩余金アレバ之レヲ當組合同盟者ノ共有積立金トナシ確實ナル銀行ヘ預ケ置キ當組同盟者一般ノ利害ニ係ル事件ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條

第六條ニ定メタル檢査手數料ヲ以テ荷造所諸費ノ仕拂ニ不足ア

ルニ於テハ組合同盟ノ協議ヲ經テ檢査手數料ヲ增ス事アルベシ

第九條

荷造所ニ於テ檢査セシ生絲及附屬品ノ數量ハ一ケ年毎ニ總括製表ナシ之レヲ縣廳並ニ組內同盟者ヘ報告スベシ

第十條

荷造所ノ檢査ヲ受ケズ生絲及附屬品ヲ輸出セル荷主ハ過怠金トシテ其捺印ナキ荷物一個ニ付金五十圓宛ヲ荷造所ヘ差出スベシ

第十一條

當組同盟者ハ製造印並卷紙ナキ生絲ヲ賣買セザルハ勿論タレ𪜈檢査中若其品ノ僞造ニ係ルモノアレバ現品ヲ荷造所ニ留置其筋ノ處分ヲ請フベシ

第十二條

組內同盟中若シ當荷造所檢査濟ノ物品ト未ダ檢査ヲ受ケザル物品トヲ交換ナシ之レヲ輸出シタル后チ僞造品アルヲ發見スルニ於テハ同盟申合セ定款ニ違背シ荷造所ノ体面ヲ毀損セル償トシテ金百圓ヲ荷主或ハ其買次人ヨリ差出サシムベシ

第十三條

荷造所締約年限ハ滿五ケ年ト定メ滿期ニ至リ當組同盟ノ協議ヲ以テ解約繼續トモ評決スベシ

第十四條

荷造所締約年間中ハ營業ヲ廢止スルノ外何等事故アルトモ此同盟組合ヲ脫スベカラズ

第十五條

上田組生絲荷造所ニ於テハ此同盟ニ加入ノ証トシテ鑑札ヲ渡スベシ其雛形左ノ如シ

表面

上田組生絲荷造所之印

長野縣信濃國小縣郡何町村何之誰

第十六條

荷造所役員給料及其旅費日當ハ左表ノ如シ

役員給料表

役名	頭取	幹事	檢査役以下雇人
人員	一員	二員	未定員一人ニ付月給
給額	月給拾圓	年俸五拾圓	拾五圓以內

役員旅費日當表

役名	頭取幹事及檢査役		檢査役以下雇人	
里程	十里以內	十里以外	十里未滿	十里以外
	一里ニ付	一里ニ付	一里ニ付	一里ニ付
旅費	十二錢	十七錢	八錢	十錢
滯在一日	一圓二十錢	一圓七十錢	八十錢	一圓

附タリ晝夜兼行等ハ實費ヲ給ス

第十七條

荷造所ニ於テ用ユル所ノ証印左ノ如シ

上田組生絲荷造所印

上田組生絲荷造所卦印

第十八條

當組合同盟者ハ毎年五月三十日ヲ以テ荷造所ニ集合ナシ頭取及幹事ヲ選擧ナシ且本日迄取扱タル事務ノ要領金錢出納ノ報告ヲ請ケ商業上必要ナル事件ヲ評決スベシ

第十九條

生絲及附屬品ノ等級ハ總テ荷造所役員ノ査定スルニ任セ荷主ハ此等級ニ從フヲ得ズ

第二十條

前條規定ノ件々實施上增減加除ヲ要スルコアルトキハ組合同盟ノ協議ヲ經テ之レヲ校正スベシ

第二十一條

當荷造所組合ニ加盟セント欲スル者ハ外國人ヲ除クノ外生絲及附屬品營業者ハ何人タリトモ加入スルコヲ得ベシト雖モ新ニ加盟ヲ請フモノハ荷造所頭取ニ宛テ左ノ書面ヲ差出スベシ

書式

何郡何町村何番地

何營業　何之誰

私儀向後上田組生絲荷造所組合ニ加入仕度荷造所定款遵守可仕候ニ付加盟被成下度候也

右

年月日

何之誰印

上田組生絲荷造所

頭取何之誰殿

右組合同盟者一統會議決定ノ証トシテ記名調印スルモノ也

同盟人

小縣郡上田町千百二番地

長岡万平

同郡同町

田中忠四郎

同上田生絲商會幹事長

中山彦輔

同郡上田町千百六番地

北澤祐右衞門

同郡同町

鹽川脩平

同郡同　町九百十三番地

長谷川平左衛門

同郡同　町八百二番地

成澤万五郎

同郡同　町

荒井治右衛門

同郡同　町千二百六十三番地

佐藤爲三郎

同郡同　町四百八十一番地

臼井知憲

同郡同　町

小宮山瀧兵衛

同郡同　町

青島勘之助

同郡同　町

内山八三郎

同郡同　町千七十四番地

春原市太郎

同郡同　町千四百九十八番地

平林傳十

同郡同　町千百四十三番地

小口定太郎

同郡同　町

小口九兵衛

同郡常磐城村二百九十一番地

矢島精六

同郡同　村

篠澤新十郎

同郡同　村

武井源右衛門

同郡同　村

島田金四郎

同郡常入村四十九番地

宮下宗三郎

同郡同　村八十番地

宮下勘兵衛

同郡同　村

田中長右衛門

同郡上田町千九十二番地

吉池富次郎

同郡同町

永野嘉十郎

同東商組社長

手塚友右衛門

同郡上田町八百四十一番地

竹内熊一郎

明治十五年　甲小第九〇五號

立案八月五日　決議八月七日　施行八月八日

主務　岡村巖

勧業課

令

書記官

上田組生絲荷造所設立願ノ件

小縣郡上田町同盟人惣代矢島精六外一人ヨリ上田組生絲荷造所設立ノ儀別紙ノ通リ願出候ニ付審査候處定款中敢テ不都合ノ廉モ無之殊ニ生絲販賣上ニ於テハ尤モ要用ノ義ト推考被致候條所願ヘ對シ左案御指令相成候然哉

但シ生絲改所檢査料免除云々ノ義ハ目下詮議中ノ義ニ付其旨但書ヲ以テ御指令相成可然哉

指令按

甲小第九〇五號

願之趣追テ會社條例制定迄人民相對ヲ以テ設立不苦候事

但シ生絲改所檢査料免除ノ義ハ目下詮議中ニ付キ追テ何分ノ義相達候迄從前之通リ可相心得事

前述の如く生絲取締に關し一は更に改所を設けて生絲改を實施せんといひ、一は其無用を唱へて別に生絲荷造所の設立を請願し其言ふ所何れも理あり、而して一得一失は數の免れざる所なれば縣に於ても之れが取捨斷決に困難を來し其利害得失に關し研究せるも名案を得るに至らずよつて松本飯田兩商法會議所に左の諸問を發して答申を求めたり。

諸問案

第一、生絲及附屬品ノ改法ヲ設クル利害及其方法

第二、製絲改良ノ方法

第三、從來提絲改方の成績及其利害

右の諮問に對し飯田、松本兩商法會議所よりの答申書は左の如く、松本の答申は改所の必要を認め之が改方の方法を述べたるに反し、飯田の答申は其眞意略々小縣生絲業者に類し改所の必要は認めざるに非ざるも巨額の費用と適任の人物を得るに非ざれば無利有害なるべき事をのべ、前者の覆轍を履まんよりは寧ろ漸進主義をとりて、自然に放任すべしとの意見にして此答申に於ても所論二分して意見の一致を見るに至らず。

御諮問ノ答議

管下所産ノ生絲近來濫製ノ弊害尠カラズニ付右取締法及其取締ヲ爲スノ利害等御諮問ニ對シ本會ニ於テ審議ヲ遂クル處從來生絲改法ノ成績等ニ至テハ有名無實ニ屬スルヲ以テ其ノ衛弊ヲ廢シ更ニ改法ヲ設ケ大ニ改良ヲ圖リ矯正セスンバ漸々弊害ニ流ルルモ測ルベカラズ因テ本會ニ於テ左ノ條項ノ如ク決議ノ意見ヲ開陳シ以テ閣下ノ下問ニ奉答ス

第一條

生絲及附屬品ノ改法ヲ設クル其方法

第一項　全管有志聯合シテ各郡適宜ノ地ニ生絲荷造所ヲ設置スベシ

第二項　聯合荷造所ハ申合規則ヲ製シ官ノ允許ヲ經テ施行スベシ

第三項　聯合荷造所ハ生絲及附屬品ノ眞僞精粗ヲ鑑定スベシ

第四項　聯合荷造所ハ從來下附セラレタル卷紙印紙ヲ用ヒタル趣旨ニ準據シ更ニ印紙ノ下附ヲ請願シ之レヲ一般生絲及附屬品等ヘモ貼用スルノ許可ヲ得テ實施スベシ

第五項第四項ニ係ハル印紙及改料等ハ官廳ノ認可ヲ得テ相當ノ手數料ヲ收入シ荷造所一切ノ費用ニ充ツベシ

第二條

製絲改良ノ方法

第一項　製絲ヲ改良スルノ目的ハ聯合荷造所ヲシテ擔務セシムベシ

第二項　聯合荷造所ハ全管適宜ノ地ニ製絲試驗場ヲ設ケ生絲ノ製法及工女ノ技術ヲ一体ナラシムルコニ注意シ時々其ノ工拙ヲ試驗スベシ

第三項　聯合荷造所ハ各製絲人ノ内ヨリ優等ノ工女適宜兩三名ヲ製絲試驗場ヘ撰出セシメ試業ノ上術藝熟達ト認ムルトキハ之

レヲ該製絲所ヘ歸シ各工女ノ模範タラシムベシ

第四項　聯合荷造所ハ生絲ノ製法ヲ一体ニシ束度量目ヲ均一ナラシムルヿヲ注意スベシ

第五項　聯合荷造所ハ專ラ生絲ノ製良ヲ謀ランガ爲メ毎月兩度或ハ臨時業務ノ實況ヲ具申シ時トシテハ係リ官吏ノ巡廻シテ各郡製絲ノ改良ヲ諭示奬勵アランヿヲ稟請スベシ

第六項　聯合荷造所ハ各製絲家ヱ提絲ノ製法ヲ一体ナラシメンガ爲メ該製法ノ要點ヲ周示シ精良ニ歸セシムルヿヲ專ラ奬勵スベシ

右當商法會議所ニ於テ御諮問ニ對スル決議ノ意見謹デ上陳仕候也

明治十五年八月　　松本商法會議所

折井庄司
奥澤喜十郎
上條清七
山崎庄三
丸山登
鈴木茂七郎
神田久藏
大池源重

長野縣令　大野誠殿

生絲改所並外二條諮問答議

管下所產ノ生絲從來濫製ノ弊害アルニヨリ之レヲ改良スルノ方法等第三條ヲ御諮問ニ付

答議

第一條答議

生絲及附屬品ノ改法ヲ設クル者蓋シ物品ノ改良ヲ謀ルカ故ナリ其改良ヲ圖ルニ急漸ノ二途アリ方今ノ形勢ニテハ漸次改良ノ緒ニ就クモノト思考ス然ルニ今尙急進ノ主意ヲトリ急遽之レヲ改正セシメント欲セバ利ニ遠ク害ニ近ク利害相償ハザルベシ從前ノ成蹟ニヨリ其害アル所謂ヲ左ニ陳述スベシ

今夫レ急進改良ヲ謀ルニハ先改所及巡回檢査等ノ確乎タル取締法ヲ設ケ精粗ヲ鑑定シ褒貶ヲ行フニアリ該法ヲ施行スルニハ巨額ノ費用ト適任ノ人物ヲ併セ得ルニアラザレバ實行ヲ見ル難カルベシ之レ單純ニ論ズルハ至難ナルヿニハアラザルベシト雖モ從前ノ成蹟ヲ熟考スレバ不利有害ナルモノ多ク今ニシテ改所如キモノヲ再興シ前ノ覆轍ヲ再ビセンヨリ寧ロ漸進主意ヲトリ暫ク時期ノ至ルヲ待テ施行スルモ晩キニアラザルベシ

第二條答議

第一　製絲改良議會ヲ本縣地ニ設立シ一郡中ヨリ二、三ノ製絲老手ノ者ヲ撰ミ春秋二季ニ改良ノ方法得失利害ヲ討論セシメ其ノ決議ヲ以テ各組ヘ報道ス

但製絲實物ノ如キハ共進會ノ依ル所ナリ

第二　勸業課中ヨリ製絲方法ニ練達セル一員ヲシテ臨時ニ巡回セシメ精粗ヲ試驗シ製絲家ノ品行ヲ概察シ器械ノ簡便新製ナルモノアラバ速カニ注意シ固陋ヲ墨守スルヿナカラシメ日新昇等ノ場ニ進マシムルヿ

第三　製絲ノ尤モ優等ナル者ニハ奬金ヲ少クトモ一百圓以上ヲ褒與シ且全管製絲人ニ報ジ其榮譽ヲ表スルヲ要ス從來奬勵ノ方法アルモ無キカ如キノ結果ヲナスハ必竟有名無實ナルヨリシテ眞ニ奬勵ノ目的ヲ達スル能ハズ而シテ其目的ヲ達セントナラバ自然ノ通理ニ因ラザルヲ得ズ自然ノ通理ニ因ルトキハ製絲家希望ヲ滿タシムルニアリ希望トハ何ゾヤ實利ト二ツノ希望ヲ滿タシメズシテ他ニ改良ノ方法ヲ設ケントスルモ木ニ依テ魚ヲ需ルモノナリ

第三條　答議

從來提絲改方ノ成蹟及ビ云々

提絲ハ當地方ニテ製出セザルモノ故改方ノ成蹟如何ヲ試ルニ由ナシト雖モ各製出地方ヨリ傳聞スル所ニヨレバ外面ヲ修飾スルノミニ止リ成功アルヲ聞カズ

右當會議所ノ意見ヲ奉上申候

明治十五年八月

下伊那郡
飯田商法會議所
會頭　奥村收藏

長野縣令　大野誠殿

生絲改所の廢止

如斯生絲改所の存廢に關しては贊否兩論あり久しく決定を見るに至らざりしが明治十五年八月廿六日に至り「提絲に限り檢査を行ふは往々不公平の譏を免れず且、目下の民情に適せざるの嫌あれば右改の制を解き直に販賣を許す」事とし此旨從來生絲改を行ひ卷紙印紙の販賣を行ひ來れる信濃生絲會社に達し、主務省に上申し、神奈川縣令にも此

旨照會し、一般人民には新聞紙上を以て廣告せり。然れども卷紙及び印紙は輸出上便益不尠を以て從來通り貼用の旨各方面に通じ、殊に信濃生絲會社へは「卷紙印紙の義は從前通り貼用可致筈に付其社に於て負擔候義と可心得事」と達し其特權の販賣を維持せしめたり。

明治十五年甲勸第四一號

立案七月卅一日　決議八月廿六日　施行八月廿六日

主務九等屬　岡村巖

令

書記官　庶務課　勸業課

庶務掛

生絲改所廢止ノ件

生絲改所設置ノ儀ハ去ル明治十一年六月中乙第五十七號ヲ以テ布達セラレ爾後客歲八月ニ至リ該改所ノ事務一切信濃生絲會社へ御委任相成居候處右改ノ義ハ單ニ提絲ニ限リ檢査候組織ニ有之往々不公平ノ譏ヲ免レザルノミナラズ大ニ民情ノ適セザル等ノ邊モ有之旁々以テ改所ノ制ヲ解カレ直ニ販賣差許サレ候方却テ穩當ニ有之ヤト認定仕候然ルニ右存廢ニ就テハ曩ニ信濃生絲會社ノ請願ニ對シ別紙添付セル參考書中圈印ヲ附シタル書面ノ通リ指令相成居候ニ付右指令取消方一案ヲ以テ該社へ通セラレ改所廢止ノ義二案甲號ヲ以テ一般ニ御布達相成其旨三案ノ通リ農商務卿へ御上申四案信濃生絲會社へ御達シ五案神奈川縣へ御照會相成可然乎

但改所廢止ノ件ハ大ニ輸出上ニ於テ關係鮮少ナラザル義ニ付凡ソ横濱ノ商人ハ勿論其他當業者へ承知セシメザレバ

往々不都合ノ義出來可致掛合モ有之候條六案ノ通リ東京横濱毎日新聞へ一週間廣告相成可然乎

一案　信濃生絲會社へ達案

丁第三十號　　信濃生絲會社

生絲改及卷紙印紙据置ノ義ニ付本年三月中出頭有之甲水第二百七十五號ヲ以テ及指令置候處右ハ詮議ノ次第有之取消候條此旨相達候事

長野縣令　大野誠

二案　布達案

甲第百十八號

明治十一年六月乙第五十七號御布達生絲改所假規則自今廢止候條此旨布達候事

八月二十六日

長野縣令　大野誠

三案　上申案

生絲改所廢止ノ儀上申

生絲改所設置ノ義去ル明治十一年三月勸甲第五十九號ヲ以テ及上申置候處右改所ノ義ハ單ニ提絲ニ限リ檢査ノ組織ニ有之往々不公平ノ譏ヲ免カレズ故ニ或ハ目下ノ民情ニ適セザル等ノ情勢有之ニ付右改ノ制ヲ解キ直ニ販賣差許シ候條豫メ御聞置相成度此段上申候他

但卷紙印紙ノ美ハ輸出上便益不尠候ニ付從來ノ通リ貼用致候條爲念此段及添申候也

十五年八月廿八日

長野縣令　大野誠

農商務卿西鄉從道代理

內務卿　山田顯義殿

四案　信濃生絲會社へ達案

丁第三十二號

信濃生絲會社

生絲改所及卷紙印紙賣下ノ義客歲八月中其社へ及委任置候處今般生絲改所假規則廢止自今改ノ制ヲ解キ候條相達候事

但シ卷紙印紙ノ義ハ從前ノ通リ貼用可致筈ニ付キ右賣下方其社ニ於テ負擔候義ト可心得事

八月二十六日

長野縣令　大野誠

五案　照會案

管下產出提絲改ノ義ハ去ル明治十一年中發令施行致來候處往々不都合ノ廉不少日下廢セザルヲ得ザル情況ニ付キ右ノ制ヲ解キ自今直ニ販賣差許候尤モ從來取用候卷紙印紙ノ義ハ輸出上大ニ便宜有之且客歲十二月中勸第三百四十八號ヲ以テ御申越ノ趣モ有之旁其儘據置貼用爲致候條乍御手數御管下當業者へ豫メ御示シ有之度此段御照會候也

十五年八月廿八日

長野縣令　大野誠

神奈川縣令　沖守國殿

追テ本文提絲ニ限ラズ器械製絲及附屬品等往々僞造有之趣相聞キ不都合不少義ニ付キ更ニ右取締方法取設ケ度見込ヲ以テ目今取調中ニ有之就テハ右ニ關シ可然御協議ヲ煩シ度此段豫メ御了知有之度候也

六案　新聞紙上へ廣告案

管下產出提絲ノ義本縣改所ニ於テ檢查致來候處今般右改ノ制ヲ解キ直ニ販賣差許シ候條此段廣告ス

但シ卷紙印紙ノ義ハ從前ノ通リ貼用爲致候事

提絲用卷印紙の沿革

生絲改所廢止後も生絲輸出上大に便宜ある故を以て廢止の運命を免れたる提絲用卷紙印紙は明治六年一月太政官より生絲製造取締規則發布され、ついで同年三月大藏省より該取扱規則發布され之に基き各府縣に生絲改會社を設け此會社に於て卷印紙を販賣せしめたるに始る。當時の價格は百枚三錢五厘にして會社へは手數料として其定價の一割を下附する定めなりき。

同十年四月廿五日太政官第三十七號を以て生絲取締規則廢せらるゝと同時に生絲改會社も解散せしかば忽粗製濫造の弊害を生じたるが此際同年六月神奈川縣勸業課長、同縣令の添翰持來本縣へ出頭して本年四月生絲取締規則廢せられたるに付ては提絲用卷印紙は至急發行相成度右は提絲を內國人より外國人に賣渡す節一縣一定の卷印紙にあらざれば該紙代として生絲の斤切を多分に引去られ內國人の損失不尠故に群馬埼玉神奈川山梨等多少提絲を製造する縣には都て卷印紙發行せり、仍て長野縣には第一多分の製造にも有之是非共至急發行相成度」との交涉ありしかば時の縣令楯崎寬直より內務省へ稟伺の上同年七月乙第六十七號を以て卷印紙を發行し從前の生絲改會社にて販賣せしめ定價は百枚二錢五厘該社手數料は定價の一割とせり。

明治十一年生絲改會社廢止され同年六月本縣乙第五十七號を以て各地に生絲改會社設立さるゝや提絲は總て該改所の檢查を經卷印紙を貼用することゝなれり。

明治十四年に至り改所を廢し同所の事務及卷印紙製造販賣を友誼社へ委囑せしが此友誼社は後信濃生絲會社と改稱し卷印紙の製造及賣捌は該社にて引續き行ひ來り同十六年卷印紙製造仕入金として金一千七百圓を信濃生絲會社に於

て本縣より借用して營業を繼續せり。

然るに明治十八年本縣令第四十二號を以て蠶絲業規則發布せられ之に因りて信濃生絲會社へ委囑せられたる卷印紙は該組合本部へ引繼ぐべき事となりしが信濃生絲會社に於て前年借用の卷印紙製造金未納の爲其運に至らず故に該會社の名義にて卷印紙製造及賣捌を取扱ひ來りしに、明治二十三年六月蠶絲商上田組合組長嶋津謙之助副組長塚田林太郎氏より同組合に製造販賣の權を與へられん事を請ふに至れり。然れども前記の借入金未濟の件もあり一方信濃生絲會社々長鷹野正雄より既に仕入濟の事なれば今一ケ年引續き特賣權を與へられん事を請ひしかば上田組の願は聞届けられざりき。かくて其後も引續き信濃生絲會社の名義にに同社長鷹野正雄卷紙印紙製造及賣捌方のことを取扱ひ曩に拜借せる金一千七百圓は五朱の利を附して漸次返納し、殘金七百貳拾八圓五拾七錢貳厘は利引一時上納皆濟し、其製造販賣は同(本)年十二月三十一日限りの願意聞届け相成しが同年縣令第七十五號を以て提絲卷紙の制廢せらるゝに至れり。

信濃生絲組合製造販賣卷印紙價格

卷印紙百枚代	原價一錢五厘	
賣捌人手數料	貳厘五毛	
取扱人手數料	壹厘貳毛五絲	
賣價金	貳錢五厘	
純益金	六厘貳毛五絲	

製絲諮詢會開かる

明治十六年四月來る五月農務局に於て製絲諮詢會を開くに付農務局長より本縣へ左の照會あり

「製絲ノ儀ハ近年各地諸會社陸續興起人民漸次進取ノ氣勢ニ趣候得共未タ同業者ノ氣脉ヲ疎通シ知識ノ經驗ヲ交換シ相共ニ營業ノ利害得失ヲ研究スルノ歩ニ至ラス就テハ此ノ際該業者ヲ招致シテ改良ノ方法ヲ諮詢シ併セテ製絲協會ノ如キモノヲ組織致サセ候ハヽ前陳ノ如キ患モ次第ニ相減シ改良進歩ヲ促スノ一助ト被存候間左起人名ノモノ來ル五月十五日迄ニ當局に出頭候樣御達有之度此段照會ニ及ヒ候也

明治十六年四月十六日　　田中農務局長

大野長野縣令殿

尙出京ノ製絲者ヘハ相當ノ旅費日當支給ノ積リ將タ御縣勸業員モ自然出京相成候ハヽ一層都合宜數事ト存シ候此段申添候也

長谷川範七
鷹野正雄

右の照會により大野縣令より兩人に來る十五日迄に農務局へ出頭すべき旨の通知あり依て兩人は五月十四日上京製絲諮詢會に出席し、其際日本蠶絲協會設立の議起り兩人とも委員に推薦せられたるを以て他の委員と共に協議取調の上結局同會設立の事に決し河瀨秀治日本蠶絲協會の幹事長に任せられたり。

鷹野長谷川兩氏に對しては左の賞與あり

製絲諮詢會中格別勉勵候ニ付爲慰勞金拾圓給與候事

明治十六年五月三十日　　農務局

十人以上器械製絲場調

明治十六年十二月現在

所在地名	工場名	資本金起業年月	器械	蒸氣焚火ノ別	運轉種別	直揚再揚	一ヶ年製絲高同代價	經費	職工數	男女別
南佐久郡入澤村	日向寅五郎	金千圓明治二年八月	器械操四十釜	焚火	水力	再揚	金九、六四〇圓	金三、〇九八圓益ナシ	男五人女四五人	
同豐里村	愛產社	二、五〇〇一三、八	同三〇	同	同	同	三八一、四八六	二七五〇	五二六	
同下中込村	植松恒三郎	二、五〇〇一四、七	同二四	同	同	同	七八二、八〇〇	九〇五〇	四二六	
同三分村	小平重藏	二、一〇〇一三、八	同一五	同	同	同	七五二、〇〇〇	五五〇	二一五	
同下越村	高橋半造	五〇〇一四、七	同二〇	同	同	同	七〇二、五〇〇	五四八〇	一一〇	
同穗積村	黑澤佐左衞門	六、〇〇〇七、八	同二〇	同	同	同	七一三、六五〇	五四六〇	二一七	
同上小田切村	青木久彌	一、〇〇〇一四、五	同三	同	同	同	六三一、三〇〇	四〇〇〇	四一四	
同湯原村	平林茂助	八〇〇一四、八	同二	同	同	同	六〇一、二〇〇	三九九〇	一一二	
北佐久郡五郎兵衞新田村	盛昌社	六、〇〇〇一五、七	同二四	同	同	同	一〇〇一、〇〇〇	一〇、三〇〇〇	一一四	
同望月町	月ノ駒	一、〇〇〇一五、七	同二〇	同	同	同	一八〇四、八三〇	四、八三〇	三一三	
同塚原村	盛絲社	資本金ナシ一三、八	同六	蒸氣	同	同	二五二一〇、三〇〇	二五一二五六	四一三	
同平塚村	信東社	同一三、七	同四	蒸氣	水力	再揚	二三四八、六三	二、一〇三七九	三一四	
同	原田甚之助	同一五、七	同三六	同	同	同	一二六一、一五六	一、一八八五、〇	二一六	

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

同	吉川源七	二、八〇〇	同	四〇	烝氣水力再揚	九八四〇〇	四三	一、〇四五	四三
鼎村		一五、七							
同	松葉軒	五、〇〇〇	同	四八	蒸氣	三、一三三	四四	一、〇四五	四四
同		一一、八				八、九			
同	市瀨鎌吉	三、〇〇〇	同	四六	焚火	三、〇〇〇	四五	一、〇一〇	四五
龍江村		一四、六							
同	林彌源治	一、五五〇	同	二四	蒸氣	一、七一〇	四四	一、〇五〇	四四
同		一二、七							
同	吉澤小平治	五、〇〇〇	同	四〇	同	一、三五〇、五五	五四	一、〇六七、〇	五四
同		九、五							
同	小木曾秀十	一、五〇〇	同	二四	同	一、八〇〇	四二	一、〇五〇	四二
同		一三、六							
神稻村	片桐良作	二、五〇〇	同	二〇	同	二、九〇〇	二一	一、〇七〇	二一
同		七、六							
同	福澤伊三郎	一、〇六〇	同	一五	同	一、三五一	一六	一、〇四八	一六
同		一五、五							
同	小池治郎作	一、一七〇	同	一六	同	一、四八〇	三七	一、〇三三	三七
同		九、七							
同	福澤周作	三、〇九〇	同	二〇	同	二、六三〇	三八	一、〇三二	三八
同		九、七							
同	菅沼平八郎	三、〇九〇	同	三〇	同	一、七一〇	四四	一、〇五〇	四四
同		九、七							
同	橫榮太郎	五、四〇〇	同	一〇	焚火	一五七八	三九	一、〇一〇	三九
千榮村		一四、五							
同	矢澤和吉	五、四〇〇	同	二	蒸氣	一、〇五〇	四二	一、〇一〇	四二
下殿岡村		一四、五							
同	關川宗三郎	七、八〇〇	同	三〇	同	一、九九〇	四一	一、〇一〇	四一
上市田村		一三、七				八、二			

同	座光寺村	今村錄七郎	六、〇九〇	一四、九	同	三六	蒸氣	水力	再揚	一八四	七、三八〇	一、八四五	〇	六四	〇
同	同	松村一郎	六、二〇〇	一〇、六	同	三六	同	同	同	一七八	七、五二三	一、三六三	七一	四四	〇
同	大島村	大洞善次郎	五、七〇〇	一〇、七	同	三〇	同	同	同	一九五	七、九五〇	二、四〇〇	〇	四五	〇
同	駄科村	下平留二郎	五〇〇	一五、七	同	三三	焚火	同	同	二六	九八〇	三三九	〇	二三	〇
同	元大島村	宮下彌四郎	九五〇	一四、〇	同	一〇	同	足踏	直揚	一八	六四〇	二〇〇	〇	一〇	一
同	且開村	金田勘造	六〇〇	一五、七	同	一〇	同	水力	再揚	一〇	五〇〇	一三五	〇	二〇	一
同	生田村	塩倉代次郎	一、三〇〇	九、六	同	二〇	蒸氣	同	同	四五	一、五〇〇	三〇〇	〇	三二	一
同	松尾村	信盛社	一四、五		同	一〇〇	同	同	同	四一四	一六、五六〇	一七三	七三	一五	一
同	上久堅村	小倉嘉一	一四、七		同	三	焚火	同	同	一七	七三	一七三	七三	一三	一
同	同	北澤新十部	一五、六		同	三	焚火	同	同	明治十六年休業					
同	同	小倉祿太	一〇、七		同	三	同	同	同	同					
同	上飯田村	野原文四郎	二、四〇〇	一五、六	同	三三	同	同	同	四五	二、五〇〇	三五〇	〇	三三	一
同	大河原村	前澤市彌	四〇〇	一四、四	同	一六	同	同	同	一八	七三五	六四七	八	二六	一
同	同	青木喜助	二、四〇〇	一六、五	同	一六	同	同	同	四五	二、五〇〇	三五〇	〇	一八	一
同	喬木村	山越久米作	五八〇	一四、七	座繰	一三	焚火	同	同	一八	六四〇	一三〇	〇	一二	一

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

揚繰器械場調

明治十六年十二月現在

| | | |

所在地名	場名	起業年月	揚篶數	運轉	一ヶ年揚返高	職工數男女區別	
北佐久郡五郎兵衛新田村	盛昌社	明治十四年七月	五組	水車	七二貫目	男一	女二四
同 望月町	月ノ駒	一五、七	一五	同	一五三、〇	一	二
小縣郡上田町	擴榮社	一三、六	八〇	同	八九八、〇	三	一五
同 御所村	明產社	一二、七	九六	同	七六、九	二	三
同 上丸子村	均保社	一四、五	六四	同	七〇、〇	三	二〇
諏訪郡玉川村	丸茂文左衛門	一三、六	一二	同	一六、〇	一	一
同 宮川村	五味庄助	一〇、七	一八	同	四〇、〇	一	一
同 同	五味和三郎	八、六	二八	同	九五、〇	一	二
同 同	濱房右衛門	八、五	二〇	同	五〇、〇	一	一
同 同	兩角源之助	九、七	八六	同	四六〇、〇	一	四
同 同	立石與左衛門	一一、八	二〇	同	五五、〇	一	一
同 乙事村	三非平兵衛	一六、七	一二	水力	四五、〇	一	一
上伊那郡片桐村	清香社	一四、八	一二	同	九八、〇	一	二
同 與田切	正信社	一六、七	一四	同	一〇四、三	一	三
同 横川村	下飯沼澤	三、七	二二	同	八一、〇	二〇	一
同 同	一ノ瀨	一四、七	一六	同	四〇、五	九五	一
同 樋口村	仁科藤一	一五、三	一	同	三六、〇	一	二

同	大草	坂本千代吉	一六、六	八	水力	六〇、〇	一	一
同	同	宮下吉兵衛	一一、七	一〇	同	六六、〇	一	二
同	葛糸村	南信社	一五、七	三〇	同	八〇、〇	一	一
同	同	同	一五、七	三〇	同	八八、〇	一	一
同	中澤村	北原政造	一〇、六	七	同	四四、八	一	一
同	同	林伊三郎	一〇、六	五	同	四九、四	一	一
同	同	北原甚四郎	一二、六	四	同	二〇、〇	一	一
同	同	井ノ口清六	一二、六	四	同	一九、二	一	一
同	同	林平造	一二、六	五	同	二〇、〇	一	一
同	同	竹村十三郎	一二、六	三	同	二七、〇	一	一
同	同	宮脇清四郎	一二、六	四	同	二二、四	一	一
同	同	曾倉善吉	一二、六	三	同	一四、九	一	一
同	同	竹村又造	一四、六	四	同	二二、五	一	一
同	同	林晉十	一二、六	三	同	一九、三	一	一
同	同	久保田龜五郎	一三、六	三	同	一七、八	一	一
同	同	竹村熊吉	一二、六	三	同	二二、五	一	一
同	辰野村	加島覺太郎	一一、六	八	同	五〇、一	一	九〇
同	同	矢ヶ崎權三郎	一一、七	八	同	五七、〇	一	一二〇

| | | |

同	同	廣襲社	一六、六	六	水力	四五、〇	一	一
同	同	同	一六、六	五	同	二七、〇	一	一
同	同	小田切末藏	一六、六	五	同	二七、〇	一	一
同	同	友野房吉	一六、六	五	同	二七、〇	一	一
同	同	堀越元三	一〇、五	七	同	八〇、〇	二	二二
同	同	田切村正信社	九、七	一四	同	八一、三	一	二
同	同	南信社	一一、七	一二	同	八一、三	一	一
同	七久保村	南信社	一六、七	六〇	同	四八、〇	四	二五
同	中箕輪村	東洋社	一三、六	一〇	同	四五、〇	一	一
同	同	同	一〇、七	八	同	六〇、〇	一	一
同	同	大槻清吾	一六、七	一五	同	七二、〇	一	一
同	同	桑澤一二	一四、七	一四	同	四五、〇	一	一
同	同	東洋社	一五、七	一〇	同	六〇、五	一	一
同	同	同	一四、六	五	同	三六、〇	一	一
同	同	碓榮社	一一、七	一五	同	一三五、〇	二	一
同	同	唐澤彌平	一六、四	五	同	四九、〇	一	一
同	同	松本長兵衞	一一、六	一二	同	一一〇、〇	一	一
同	同	東洋社	一〇、五	二七	同	二五〇、〇	一	三

同	東伊那村	清水社	一六、七	不祥	同	三一、二	不詳				
同	同	同	一六、七	同	同	二四、七	同				
同	同	同	一六、七	同	同	二三、九	同				
同	同	同	一六、七	同	同	二二、一	同				
同	同	同	一六、七	同	同	二六、七	同				
同	同	同	一六、七	同	同	二六、五	同				
同	同	天龍社	一六、七	同	同	二七、〇	同				
同	同	同	一六、七	同	同	五二、〇	同				
同	同	同	一六、七	同	同	二六、〇	同				
同	同	同	一六、七	同	同	一七、五	同				
同	本郷村	正信社	一六、七	一四	水力	一〇四、三	一	三			
同	伊那村	田畑製社	一五、七	六	同	二七、〇	一	一			
同	同	中村製社	一四、七	一四	同	六四、〇	一	二〇			
同	同	小坂製絲	一六、七	八	同	一八、〇	一	一二			
同	東箕輪村	上田	一四、七	二四	同	七二、〇	一	二〇			
同	同	小林	一四、七	一六	同	九、〇	一	一三			
北安曇郡	大町	伊藤重右衛門	七、六	七〇	同	二二二、〇	一	五			
同	同	西澤義一	九、六	六〇	同	一八〇、〇	一	四			

同	同	山田義平	一一、六	二四	同	八二、〇	一	二		
同	同	淺野權之丞	一三、六	二四	同	八〇、〇	一	二		
埴科郡	松代町	精工社	一三、五	四〇	同	三一、二	四	一〇		
同	同	松榮社	一四、七	三〇	人力	不詳	二	五		
同	千本柳村	北川原	一五、七	四〇	水力	同	三	二		
上高井郡	須坂町	東行社	一一、六	二四一	水力	八、一三九、〇	三四	四九		
同	同	信正社	一六、四	四〇	同	九〇五、〇	三	六		
同	小布施村	高繰社	一三、七	二四	同	三一七、五	二	三		

弗相場の崩落と本縣製絲業者の倒産

明治十六年は絲價春以來漸次崩落し、加ふるに弗相場の下落によりて製絲業者の困憊する者多く、本縣製絲場中にても下高井郡中野製絲場、北佐久郡小諸町高橋平四郎等著名の製絲家の仆産するもの尠からざりき。

當時製絲業者の資本裕ならず、金融機關も不備にして、保護の途も未だ十分に講ぜられるざる時代なれば、絲價の變動、弗相場の上下等による業者の不安と困難は名狀す可らざるものあり。

大日本蠶絲協會長河瀨秀治此に見る所あり、製絲業者の爲に官民協同破產保險法を設けて之を救濟し、以て本邦製絲の改良發達を遂げしめんとし、明治十七年十二月農商務卿西鄕從道に左の建言をなせり。

本邦製絲改良保護の件に付河瀨秀治の建言

本邦繭絲ノ國ヲ利シ從テ之ガ改良ヲ要スルハ今更本會員等ノ辯ヲ待タズ然リ而シテ之ヲ實際ニ改良スルニ至リテハ間接ニ直接ニ其方法固ヨリ一ニ止マラズト雖モ要スルニ第一既往ノ經歷ヲ明ニシ第二緩急順序ヲ審ニシ第三施行ノ時宜ヲ察セザルベカラズ例ヘ其方法宜シキヲ得ルモ我生絲ノ如キハ已ニ貿易上ノ著大ナルモノニシテ萬國一般ノ通商ニ關スルヲ以テ若シ施行ノ方法或ハ本邦ノミノ便益益々偏倚スルガ如キコトアルトキハ忽チ外人ノ論議ヲ來タシ爲メニ一張一弛ノ不幸ニ陷ルノ恐ナキコト能ハズ誠ニ其一例ヲ擧グレバ本邦ノ生絲ヲシテ可成安全ニ且販路ヲ擴張セシムルタメ賣價ノ幾分ヲ政府ニ於テ補塡シ以テ安價ナラシメントスルノ議ノ如キ素ヨリ其功蹟一時ハ著大ナルベシト雖モ若シ本邦ノ絲價ヲシテ一朝米國市場ニ低落ナラシムルトキハ忽チ横濱市場其影響ヲ來タシ本邦一般ノ絲價ヲ落サシムルノミナラズ佛ニ伊ニ清國ニ其平均ヲ及ボスベキハ物價ノ昂低普通ノ正理ニシテ輕忽擧行ナシ難キノ類況ンヤ方今外交上ノ儀ハ實ニ重大ノ時機ニ關シ我政府ニ於テハ最モ注意被爲在候折柄深謀遠慮以テ其宜シキニ處スルノ方法ヲ求メザルベカラズ之レ本會員等ガ最モ注意審案スル所ノ要點ナリ抑モ本邦生絲ノ貿易年ヲ追テ盛大ニ趣キ殊ニ米國ノ如キハ益々本邦生絲ノ信認ヲ篤クシ僅々十年間ニ於テ別表ノ如ク販路ヲ開進セシメタルモノハ一ニ直輸ノ力ト言ハザルヲ得ズ然ルニ該直輸ノ事タル之ヲ横濱賣ニ比スレバ多少ノ不便ヲ免レザルノミナラズ實ニ危險損害ノ大ニ恐ルベキモノアリ諸國機屋ノ破產ハ實ニ直輸ヲ遮斷セシムルノ大障害タリ苟モ現時ノ景況ニ一任シ去ラバ將來生絲ノ販路ハ再度横濱ノ一方ニ止リ僥倖奇利ヲ競ヒ濫製廉惡之レ勉メ益々外人ノ信認ヲ失ヒ明治六七年頃ノ悲境ニ陷ルヘキハ必然ノ勢ナリ本會々員等千辛萬苦之レヲ救護スルノ術ヲ講ズト雖モ米國市場ノ現況幼弱ニシテ本邦絲價ノ低落ニ關シ勢ヒ止ムヲ得サルモノアルハ別冊ニ具スルガ如シ之レヲ以テ方今ノ時勢ヲ察シ勉メテ實際ニ遠サカリ直接ノ關係ヲ脫シ最モ安全ニシ

テ最モ緊急ナルモノヲ擇フニ破産保護ノ一法ヲ設クルニ若カズ此方法タル啻ニ我國民熱血ノ製造物ヲシテ一朝水泡ニ屬セシメザルノミナラズ現ニ直輸者ニ安堵ヲ與ヘ愈々貿易ノ隆盛ヲ來タシ益々改良ノ氣力ヲ促シ有形ニ無形ニ文明ノ薫陶ヲ受クベキハ信シテ疑ヲ容レザル處ナリ因テ左ニ其方法ヲ概記ス

官民協同破産保險概法

第一　本邦製ノ生絲ヲ海外ニ直輸スル日本商人ハ其誰タルヲ問ハズ（當分米國ニ限ル者トス）米國ニ於テ賣上ケタル代價ノ一歩（百圓ニ付一圓）ヲ在該國正金銀行ノ支店ニ蓄積セシムベシ

但シ該銀行ニ於テハ本條ノ積金ヲ預リ之ニ對シテ年六朱ノ利子ヲ附スルモノトス

第二　政府ハ正金銀行ニ命ジ米國ニ於テ日本直賣ノ金員ヲ調査セシメ其賣上高ニ對シ政府ハ一歩五厘ツヽヲ該銀行ニ蓄積スベシ該銀行ハ之レヲ米國支店ニ預リ保管スベシ又該支店ハ政府ノ代理者トナリ日本各生絲商人賣先ノ安否ヲ視察スルノ責ニ任ズ可シ

一、官民ノ積立金ハ一商人又ハ一商社ニ於テ凡一ケ年販賣高ノ十分ノ一ニ充ツルトキハ官積ハ廢止シ民積ハ之ヲ連續セシメ其後民積ノ金額十分ノ一ニ漸達スル數ニ應ジ最前ノ官積ハ漸次ニ之ヲ減退シテ國庫ニ收ムルモノトス

一、官民ノ積立金未ダ全額ニ充タサル（十分ノ一）ノ際不幸ニシテ破産ノ損失ニ係ルコアルトキハ第一ニ民積ヲ以テ之レヲ救護シ尚不足ヲ生シタルトキハ官積ヲ以テ之ニ充ツベシ

然レドモ若シ官民ノ積立金ヲ以テ尚破産損失ノ全部ヲ償ヒ得ザルノ場合ニ於テハ其不足ノ分ハ一時政府ニ於テ之ヲ救護シ該金額ハ無利息年賦ノ方法ヲ以テ之ニ係リタル直輸商ヨリ別途漸次ニ之ヲ償還セシメ積立金ハ前法ニヨリ官民相共ニ蓄積スベシ

以上概法此ノ如シト雖モ其節目ノ如キハ官府ノ御都合及ビ正金銀行並直輸商等ノ便宜ニ應ジ充分御詮議相成候様仕度右ハ本邦特有物産改良ノ基礎ニシテ卽チ今日ノ急務トス本會員等審案熟議ノ上申仕候條速ニ御採用相成度候也

明治十七年十二月九日　　大日本蠶絲協會　河瀨秀治

是年本邦ヨリ輸出セシ蠶絲蠶繭物價左ノ如シ

生絲	二、〇九八、三九八	一、〇〇七、一七二圓
屑絲	二、〇五三、七四六	一、六七七、二九九
繭	四、八二四	二、五八四
屑繭	二五〇、三九四	二五四、九〇四
眞綿	一四八、六二三	二八七、一八一
屑眞綿	九六、〇〇四	一一、七七八
蠶卵紙	五九、七八五枚	四〇、七〇八

是年支那地方蠶病流行且清佛戰ノタメ絲價下向シ十八年ニ繰越高ハ實ニ一萬三千余個ニ上リタリ而シテ本年絲價ノ平均價格ハ一個平均五百二十五弗ニ相當セリト云フ

在紐育領事高橋信吉本邦製絲業者に注意書を送る

明治十七年十月紐育駐在領事高橋信吉より近年支那地方に蠶種の遺傳病發生し其爲生絲の生産減少し、從來下等なる支那生絲を原料として機業を營める米國機業家は恐慌を來たし本邦産下等生絲の需要激增し市價隨而騰貴せしかば

利に舛り易き製絲業者が粗製濫造に陷り折角進歩向上し來れる本邦製絲業に暗翳を投ぜんことを憂へ左の如き注意書を送り來れり。

生絲粗品商況注意ノ儀ニ付紐育領事報告

支那地方生絲遺傳病其他當地商況影響等ノ儀ニ付テハ先般ヨリ號ヲ重ネテ報告シタリシガ玆ニ其影響ヨリ我粗製ノ生絲高價ニ赴キタレバ或ハ其實ヲ窮メズシテ我生絲改良ニ怠慢ノ傾向ヲ生セン□ヲ恐レ卿カ該商等注意ノタメ其理由ヲ開陳シ以テ其弊害ヲ豫防セン□ヲ希望ス

元來支那絲ハ上等品稀レニシテ重モニ下等ノ絲多ク之レヲ以テ粗製ノ絹布ヲ織ルノ用ニ供スルニ過ギズ然ルニ昨年以來彼ノ蠶種遺傳病支那江浙地方ニ蔓延シ大ニ當國ヘノ輸入ヲ減セリ夫レガタメ本年ノ輸入額モ極メテ減少スルナラントノ見込ヨリ一体ニ生絲ノ市價ヲ昂貴セリ就中前述ノ通支那絲ハ粗製ノモノ多キヲ以テ其欠ヲ補フガ爲メニ我國下等品ノ賣レ口ヨク從テ上等絲ノ割ニ比スレバ價値モ昂貴ナリ夫レ然リ我本國ニ在テハ當地ノ實況ヲ窮知セズ唯一時ノ勢ノミニ眩惑シ上等絲ヲ製スルヨリハ寧ロ下等ヲ製スルノ利益アルニ如カズト稱シ遂ニ大切ナル改良ヲ怠リ漸次歐州絲ニ匹敵セントスルノ位置ヲ退歩センコトヲ恐ル今ニシテ我生絲ノ位置ヲ進メズンバ遂ニ再ビ得可ラザルノ好機ナリ故如何トナレバ目下我下等絲ガ利益アリトシテ重モニ下等絲ノ製造ニ傾キ續々輸入シ居ルモ再ビ支那ニ於テ蠶病撲滅根治シ前日ノ如ク生絲ヲ輸入シ得ル時ニ至ラバ我下等絲ハ忽チ捌ケ場ナク進退玆ニ谷ルベキハ火ヲ睹ルヨリモ明カナリ因テハ今支那下等絲ノ當國ニ減少セシコソ幸ナリ此機會ニ乘ジテ我生絲ヲ益改良シ最上ノ絲ヲ輸入シテ支那絲ノ欠ヲ補ヒ之迄支那絲ヲ便用スルニ慣レタル織屋ヲシテ皆我絲ヲ使フニ慣レシムルニ至ラハ其時コソ假令支那絲ガ再ビ恢復シテ盛ニ輸入シ來ルモ彼レハ下等ノ粗品ナリ我レハ上等ノ精品ナリ決シテ彼レ我ニ敵スル能ハズ自ラ逡巡退縮セザ

ルヲ得ザルハ理ノ最モ見易キ所ノモノナリ

之によりて品川商務局長は十月廿三日之を各府縣知事に通達し本縣に於ては十一月十八日各製絲業者に右注意書を熟讀して益々改良の域に達する樣注意する所ありたり

提絲粗製濫造取締建言

明治十七年八月上田生絲荷造所頭取田中忠四郎外三人より近年提絲の價格法外に下落したれば其原因に就き種々探究の結果、一外商より如斯下落を來せるものは「二本揚と稱し二日の繰を一繰に揚くるが爲後日繰返す事能はずして其効用屑物にも及ばざるが爲」なる事をきゝ之が改良監督を圖らんとするも廣範圍にして荷造所の力に及ばざるを以て、國産御擴張の主意により濫製蔓延せざるに先立ち至急嚴重に監督せられん事を請ひ小縣郡長師田政擧よりも二本揚無製造印其他の濫製ありて郡衙の諭示の及ぶ所に非ざるを述べ速かに取締を設けられん事を請ひしかば本縣に於ても熟議の結果嚴重なる取締法を設け之に違犯するものは違警罪を以て罰せんとし同年八月廿日農商務大臣の指揮を仰ぎしも違警罪に處するは嚴に過ぎたるとの議もありし爲か同年十二月十八日之れが下戻をなせり。

提絲濫製監督建言書

小縣郡上田町生絲荷造所

頭取　田中忠四朗

副頭取　長岡万平

幹事　北澤祐右エ門

謹奉建言候當縣下ニ於テ製造セル生絲ノ其最多數ナル提絲ニ近來一ノ大ニ憂フベキ惡ムベキ濫製粗造ノ弊有之爲メニ國產ノ聲價ヲ海外ニ傷ケ既ニ其販路ヲ閉塞スルノ恐アリ冥シク今ニ於テ其濫製ヲ監督シテ之レガ改良法ヲ設ケズンバ遂ニ大ニ損害ヲ招クニ至ルベシ抑モ製絲ノ內提絲ナルモノハ元粗製ニシテ販賣ノ利益尠キヨリ漸ク其額ヲ減少スト雖モ舊習一時ニ脫シ難ク尙十中ノ七、八ヲ保テリ然ルニ兩三年來該製絲ノ價格漸次ニ下落シ今ヤ利益ヲ見ル能ハザルニ至ラントス元來本地製ノ生絲ハ其質良好ナルヲ以テ提絲製ト雖モ他地方製ニ比較スレバ其價格貴ク殊ニ神奈川縣下八王子製ノ提絲ニ比スレバ貿易銀八十枚前後ノ高價ナリシニ昨年及本年ニ至リテモ僅ニ同銀モ三十枚前後ノ高位ヲ保ツニ過ス如斯ナル時ハ數年ナラズシテ其下位ニ至ルモ難計之レ全ク商況上自然ノ勢ナル低落トハ思認シ難ク特ニ提絲製ニノミ斯ク著シキ低落アルハ果シテ如何ナル原因アリテ然ルヤ百方考究スルモ未ダ其原因ヲ發見スル能ハザルニ會々外商ニ就テ略其原因ヲ知ルヲ得タリ彼商人之言ヲ聞クニ曰ク提絲製ノ粗惡ナルハ素ヨリ言ヲ俟ス然ルニ近來一層甚ダシキ濫製アリテ遂ニ信用ヲ失ヒシモノハ夫ノ二本揚ト稱スル二口ノ絲ヲ一繰ニ揚クル之ナリ此提絲ニ至テハ後日繰返ス事能ハズシテ其効用屑物ニモ及ザルガ如ク現ニ英國龍動ニ其種類三千余梱堆積シ置クモ前陳ノ次第ナルヲ以テ需用人無之云々ト爾來當荷造所ニ於テ檢査スルニ果セル哉埴科更級及小縣三郡中ノ提絲ニ往々彼ノ二本揚製アルヲ發見セリ之畢竟目前ノ小利ニ迷ヒテ僅々ノ手數ヲ厭ヒ永遠ノ大到ヲ失フ愚蒙ノ小民輩ノ所爲ナルベシト雖モ其弊大ニ國產ノ衰滅ヲ招クニヨリ陋生等目視傍觀スルニ忍ズ人ヲ派シ現ニ該製絲者ヲ探知シテ改良ヲ謀ラントス欲スルモ如何セン管內ノ廣キ當荷造所僅々ノ手數ヲ以テ此功ヲ奏スルハ素ヨリ期スベキ處ニアラズ今ヤ製絲ノ隆時ニ際スレバ仰キ願クハ國產擴張ノ御立意ヲ以テ該濫製ノ漫延セザルニ先チ至急嚴重ナル監督法御取設ケ相成既ニ失ヒタル信用ヲ回復スル

ニ至レバ商人等ノ幸福ノミナラズ實ニ御國益ニ關スベク思惟仕リ候間何卒前陳ノ次第御洞察ノ上良法御取設相成度御國産ノ衰頽スルヲ傍觀スルニ忍ビズ聊カ鄙見ヲ開陳シテ此段建言仕候恐惶敬白

右

中村知憲
長岡万平
田中忠四郎

明治十七年八月

長野縣令　大野誠殿

乙勸第一六八號

提絲濫造ノ儀ニ付丙勸第一一三號ヲ以テ御照會ニ付キ卽主任郡書記派遣シ夫々一時取締致シ候儀ハ乙勸第一二二號ヲ以テ御回答旁意見申晉置候後生絲荷造所ヨリ規約書差出候ニ付乙勸第一二四號ヲ以テ爲御參考及御廻送置尙其後晉ク巡回爲致候儀ニハ無之候得共御用序有之郡書記巡廻等ノ節ハ戶長役場ニ就キ製絲人印鑑調査爲致候處何レモ届出有之趣先製造判ノ義凡履行致居候ト被考候且該件ニ付テハ精々注意相加ヘ居リ候ヘ共生絲荷造所ヨリ二本揚ノ濫製品郡下下驒尻村ニ於テ製造候趣ヲ以テ差出候ニ付爲御參考通運便ニ托シ及御送致候取締方法不日相達可相成御照會モ有之相待居候處今ニ何等ノ御沙汰モ無之精々注意候テモ下塩尻村ノ如キ濫製之アリ更級、埴科、佐久等ハ舊ノ通リニテ製絲判モ無之趣ヲ以テ荷造所ヨリ這般規約書差出置候第三條中但書削除致シ候儀決定ノ旨別紙ノ通リ届出郡衙ニ於テモ最早諭示ノ及ブ處ニアラズト思惟候間速カニ取締方御布達相成候樣願度此旨申晉候也

明治十七年九月三十日

小縣郡長　師田政擧

勸業課長

五等屬　吉松集躬殿

明治十七年九月二十六日當生絲荷造所同盟人總會仕リ明治十七年九月五日附ヲ以テ生絲改良ノ件ニ付キ上申ニ及置候尙荷造所追加案第三條但書ヲ削除ト決行仕候

前書之趣生絲荷造所同盟人總會ノ上決行仕候ニ付上申ニ及候也

生絲荷造所同盟人會頭

明治十七年九月二十七日　　田中忠四郎

小縣郡長師岡政擧殿

甲勸第一二八號ノ二

提絲取締伺書御下戻之儀上申

管下製出ノ提絲ハ近來粗製濫造ノ弊害ヲ釀生シ其勢ヒ益々蔓延スベキ兆候有之ニヨリ本年八月中申勸第一二八號ヲ以テ該絲取締ノ儀相伺候處該件ハ尙調査スベキ廉有之候條御下戻相成度此段上申候也

明治十七年十二月十八日

長野縣令木梨精一郎

農商務卿候爵松方正義殿

野農甲第四一號

貴縣下製出ノ提絲取締之儀ニ付客年八月中甲勸第一二八號ヲ以テ本省ヘ伺出相成候處今般下戻方甲勸第一二八號ヲ以

テ御上申ニヨリ別紙及御返却候也

明治十八年一月十九日

柳谷農商務書記官

木梨長野縣令殿

甲勸第一二八號

提絲取締之義ニ付伺

明治十年四月第三十七號公布ヲ以テ生絲取締諸規則廢モラレ候ニ付同十一年三月內務省ヘ上申ノ上提絲ニ限リ取締法ヲ設ケ各所ニ生絲改所ヲ置キ實施候處右方法タル完全ナル組織ニ非ラザルヲ以テ十五年八月（甲勸第四十一號ヲ以テ上申セリ）之レヲ廢止セリ然ルニ近來ニ至リ提絲ノ價格漸次低落品位倍々劣下スルヲ以テ殆ド利益ヲ見ル能ハザルノ域ニ陷ラントス抑モ管內生絲ノ事業タル明治七八年以來頗ル進歩ノ効果ヲ呈シ既ニ十五年ニ至リテハ輸出ノ惣額殆ド一萬千有余梱ニ及ベリ而シテ精良ノ生絲ハ器械製ニアラザレバ目的ヲ果タス能ハザルハ一般人心ノ注射スル所ナリ十二三年ノ頃ヨリ靡然トシテ製絲場ヲ設立シ大ニ提絲製ノ舊習ヲ矯正シ相競フテ改良ノ點ニ傾向セリ然レモ舊習一時ニ脫シ難ク今日ニ至ルモ尙五千有余梱ノ產出アリ元來提絲製ト雖モ其質善良ナルヲ以テ品位ハ勿論價格ノ如キ敢テ他縣ニ一歩ヲ讓ラザリシニ輓近往々其下位ニ立ツニ及ベリ仍テ之レヲ旣往ニ徵シ成績ニ考フルニ是全ク商業上自然ノ勢ナル低落トハ認メ難ク果シテ何等ノ原因アルアツテ然ルヤ百方搜索候處甚ダ憂フベク惡ムベキ濫製粗造ノ弊ヲ二、三地方ニ發見セリ則チ玉絲引包（提絲ノ中心ニ混入スルモノ）尙一層甚シキハ二本揚ト稱スルモノ之ナリ（二緒ヲ一枠ニ採リ之ヲ一繰ニ大枠ニ揚ルモノヲ云フ）此提絲ニ至リテハ後日繰返スヿ能ハザルノミナラズ其功用屑物ニモ及バズ到底廢物ニ歸セザルヲ得ズ如此濫製品ヲ正品ニ混入セシメ往々輸出セルモノアリ爲メニ管內製ノ提絲ニハ概ジテ混入セルモノト想像ヲ下シ大ニ外商ノ信用ヲ失ヒタルヨリ忽チ價格ニ變動ヲ來タシ其損害ヲ蒙ル實ニ鮮少ニ非ラザルナリ

畢竟些少ノ時間ヲ偸ミ僅カノ手數ヲ厭ヒ永遠ノ利害得失ヲ辨識セザル小民輩ノ所爲タリト雖モ此幣害ヤ正業者ニ對シ妨害ヲ與フルノミナラズ本邦特産ノ聲價ヲ海外ニ傷ケ最モ容易ナラザル儀ニテ國家經濟上瞬時モ觀過スベカラザル一大要件ニ有之候今ヤ幸ヒ漫延セザルニ先ケ速カニ一令ヲ下シ右等不正ノ製造法ヲ禁遏シ以テ此ノ弊ヲ脫除セザレバ他日如何ナル大害ヲ惹起スルモ難計ニ付斷然禁止セザルヲ得ズ而シテ之レヲ禁止スルモ之レガ裁制力ヲ有セザル時ハ或ハ徒法ニ屬スル恐アリ因テ該達ニ違背スルモノハ縣限リ制定ノ違警罪ヲ以テ處分シ嚴重取締相立既ニ失ヒタル信用ヲ挽回セシメ正業者ヲ保護致度候ニ付右御取締法相設ケ候テ不苦哉且下至急ヲ要スル件ニ付迅速何分ノ御指揮有之度此段相伺候也

長野縣令大野誠代理

明治十七年八月廿日　　長野縣大書記官　鳥山重信

農商務卿　西鄕從道殿

本文伺濟之上ハ凡ソ別紙布達案ノ通達方可取計候條豫メ御聞置相成度此段追申候也

布達案

管下產提絲ノ儀往々粗精濫造之聞有之候處就中近來玉絲引包（提絲ノ中心ニ玉絲ヲ混入スルモノ）及ビ二本揚（二緒ヲ一枠ニ採リ之ヲ一繰リニ揚クルモノ）等ノ惡弊有之候趣右ハ本邦特產ノ聲價ヲ墜落スルノミナラズ正業者營業上ノ妨害少ナカラズ片時モ忽諸スベカラザル儀ニ付自今右不正ノ製造禁止候條該製造人ハ勿論關係ノ商買ニ於テモ右等不正ノ提絲ニ限リ一切取扱ヲ爲スベカラズ

但シ本文ニ違背スルモノハ本縣甲第何々號布達違警罪ヲ以テ處分スベシ

右布達候事

年　月　日　　縣　令　署　名

明治二十四年四月六日小縣縣蠶業商上田組合組長嶋津謙之助以下小縣、南北佐久の蠶業商連名にて提絲の粗製に陷らん事を憂へ提絲卷紙を一定にせられん事を本縣知事に請願したるに、同月廿四日本縣告諭第一號を以て提絲卷紙の量目は同業者一定のものを卷用すべき事を規定せられたり。

然れども提絲の粗製濫造は未だ止まらざりしが如く翌二十五年六月十七日本縣告諭第二號を以て不正僞造を誡しめ且規則違反のものは蠶絲業取締規則に依り嚴重に處罰すべき事を警告し、適宜團体を組織し、可成揚籔場を設置し又は漸次器械座繰製に改良すべきことを諭せり

尙上田組の提出せる建議書及び二十五年六月本縣告諭第二號は次の如し。

提絲卷紙一定ニ爲スノ建議書

明治廿三年縣令第七十五號ヲ以ヲ提絲卷紙干涉保護ノ制ヲ廢セ當業者ノ自治ニ放任セラレタルハ單ニ商權伸張ノ主意ヲ重シラレタル特典ニアリ吾々當業者ハ其寬大ヲ享受シ從前ノ慣行ニ倣ヒ貿易上一定ノ標準ヲ爲スニハ提絲用卷紙ハ本縣下各製絲人ニ寸法量目稍一定ナルモノヲ使用爲サシムルニアリ然リ而シテ其方法タルハ各產業組合ヲ設ケ普及スベキヲ務ムルニアリト雖モ縣下ノ廣キ當業者ノ多キニヨリ又組合ノ爲シ能ハザル場合モ不尠就テハ吾々卒先シテ卷紙ノ一定ニ製シ各當業者ニ頒チ使用爲サシメ若シ區々タル卷紙ヲ使用シ貿易上ノ障害アルヲ未前ニ防ギ庶素志ニ有之候ヘ共衆多ノ當業者ノ內ニハ眼前ノ利欲ニ迷ヒ氣隨氣儘ノ所業ヲ以テ或ハ用紙ニ故ラニ重量ヲ附シ寸法モ一定ナラザル卷紙ヲ使用販賣スル如キニ至ラバ直接ニハ正當ノ營業者ヲ害シ間接ニハ國產ノ聲價ニ波及シ價格低落爲スガ如キ實

ニ恐ルベキ影響ヲ來タスト豫想セリ何卒勸業奬勵保護ノ御主意ヲ以テ各當業者ハ必ズ申合一定巻紙ヲ使用スベキ樣至急御布達相成度依テ本年度製絲期以前普ク當業者ノ差支無之樣御發令ノ程ヲ吾々謹デ希望スル所ナリ爰ニ要主ヲ開陳シ建議仕候也

明治廿四年四月六日

小縣郡蠶業商上田組合

組長　嶋津謙之助

副組長　塚田林太郎

幹事長　岡万平

同　塩川脩平

北佐久郡小諸町同商

樫山峯作

藪原小左衛門

鹽川清之助

大井靜吉

同　郡岩村田町同商

星野嘉助

原國助

出澤廣助

南佐久郡平賀村生絲商　山岡弘太郎
同　郡野澤町同商　田村善作
前島武助
前嶋代太
同　郡臼田村同商　田島徳重
田島惣作
同　郡同村東信社長　川村清造
同　郡切原村同商　布施佐助
同　郡榮村同商　丸山喜代松
北佐久郡高瀬村同商　依田善太郎

南佐久郡野澤村同　商
臼田勝太郎

長野縣知事　內海忠勝　殿

提絲ノ義ニ付告諭案

長野縣告諭第二號

縣下製產ニ係ハル生絲提造之義ハ近來粗製濫造ニ流レ其甚シキハ玉繭ヲ挽キ包ミ或ハ粗品ヲ包裝スルセノアリ之等不正ノ手段ヲ施スモノアルガ爲メ既ニ昨年外國ニ輸出セシ提絲ノ內更ニ之ヲ積ミ戻セシモノ往々有之內外ニ對シ大ニ本縣下提絲ノ信用ヲ墜シ施テ正業者ノ不利ヲ招クコト少ナカラズ今ニシテ之ガ矯正改良ヲ加フルニ非ラザレバ殆ド該業ニ從事スル數万ノ者其業務ヲ失フノ慘狀ヲ見ルニ至ルベク因テ右等不正ノ所業アルモノニ對シテハ蠶絲業取締規則ニ依リ嚴重ニ之レヲ罰スベクハ勿論ナリト雖モ此業ニ從事スルモノハ宜シク全般ノ利害ヲ考ヘ相共ニ戒省シ適宜ニ團体ヲ組織シ製絲ノ精粗ヲ明ニシ可成揚籾場ヲ設置シ又ハ漸次器械座繰製ニ改良スルノ方針ヲ採リ協力以テ此弊害ヲ矯正スルコトヲ勉ムベシ

明治廿五年六月十七日

第十二節　生絲同業組合

本縣勸業課の生絲同業組合設立の勸誘

明治十四年以降蠶絲界の不況により、破産者續出し延て地方經濟に惡影響を及ぼせしかば本縣は此衰頽せる製絲業

を挽回し財界不況を打開する一方法として生絲同業者をして一致團結せしめ以て之に當らめんと欲し明治十七年四月一日左の趣意書幷に準則を與へて豫じめ協議を遂げしめ、後埴科外十二郡（更級及ビ上下水内ヲ除ク）に課員を出張せしめて其實行を奬勵せり。

明治十七年

立案四月一日

主務七等屬　岡村　巖

令　勸業課

書記官　常務掛

商工務掛

庶務課

調査掛

支出可然乎

案

生絲組合準則印刷之件

今回生絲營業者同業組合設置方奬勵ノ都合ニ有之不日各郡適宜ノ地ニ當業者召集ノ筈ニ有之候條豫メ左ノ準則ヲ設ケ協議セシメ候ハヾ一層ノ便宜ト可相成ト被考候條則四百部印刷方申付可然乎

但印刷費ハ十六年度地方稅勸業費中臨時報告費ヨリ

利ノ顯ハルヽ所ハ害ノ伏スル所ニシテ利害相隨フハ天下ノ通患ナリ今ヤ生絲社會ノ現狀ヲ觀察スルニ明治十四年以降商機振ハズ爲メニ產ヲ破リ業ヲ廢スルモノ往々ニシテ之アリ實ニ管下物產ノ消長ニ關スルノミナラズ金融ノ澁滯一ニ之レニ起因スト云フモ敢テ過言ニアラザルベシ故ニ此衰頽ヲ挽回シ以テ物產ヲ擁護スルモノ特ニ團結ノ利アルニ如カザルナリ依テ當業者諸君ヲ一場ニ會シ左ノ各款ヲ協議セントス又以テ害ヲ未前ニ防ギ利ヲ永遠ニ及シ併セテ今日ノ衰頽ヲ挽回シ以テ物產ノ聲價ヲ恢復スル所以ナリ諸君夫レ審議スル所アレ

生絲組合準則

第一條　製絲ニ從事スルモノハ一郡或ハ數町村ノ區畫ニ依リ組

合ヲ設置スベシ

第二條　組合ノ名稱ハ適宜タルベシト雖モ可成何々生絲製造組合ト稱スベシ

第三條　組合ハ左ノ目的ヲ以テ定ムベシ

第一項　粗製濫造ノ弊ヲ矯メ美良ノ生絲ヲ製出スルヿ

第二項　デニールヲ一定シ可成同一ノ生絲ヲ製造スルヿ

第三項　揚枠尺度ヲ一定スルヿ

第四項　結束及荷造方ヲ均一ニスルヿ

第五項　生絲ノ品類ニヨリ各一定ノ商標ヲ用ユルヿ

第四條　組合中ニ本部一ヶ所ヲ設ケ組合ニ關スル一切ノ事務ヲ管理スベシ

第五條　各組合ニ正副組長及檢査人數名ヲ置キ正確ナル檢査法ヲ設クベシ

第六條　組合ノ生絲ハ悉ク其本部ニ差出シ必ズ檢査ヲ受クベシ

第七條　組合ニ關スル費用ハ各組合員ノ協議ヲ以テ之レヲ定ムベシ

第八條　右各條ノ外組合ニ於テ必要トナス事項ハ適宜ニ其規約ヲ設クベシ

明治十七年　丙勸第四十八號ノ二

立案四月一日　施行四月二日

主務七等屬　岡村巖

令

勸業課

書記官　常務掛

商工務掛

庶務課

庶務掛

審査部

生絲當業者召集ノ義郡役所達之件

生絲同業組合設置方奬勵ノ爲メ不日課員出張ノ都合有之候條一案郡役所御達相成二案本課ヨリ照會取計可然乎

達案

丙第五十號　埴科、上下高井、小縣、南北佐久、東西筑摩、南北安曇、上下伊那、諏訪各郡役所

生絲同業組合設置方奬勵ノ爲メ今般勸業課員ヲ派出シ各

郡適宜ノ地方ヘ當業者ヲ召集シ協議セシメ候條前事派出員ニ打合セ不都合無之様可取計此旨御達候事

明治十七年四月二日

長野縣令　大野誠代理

長野縣大書記官　鳥山重信

照會案

生絲同業組合役置方奬勵ノ義ニ付今般丙第五十號ヲ以テ御達ノ次第モ有之不日課員出張ノ都合有之候條豫メ當業者ヘ御達置相成度尤モ召集位置及日限等ハ追テ出張員ヨリ御協議可及筈ニ付右様御了知相成度此段及御照會候也

長野縣勸業課

埴科外

十二郡役所　御中

信西社々則

明治十七年四月本縣勸業課に於て前述の如く生絲同業組合の設立を勸誘せる結果各郡に但合設置せられたれるが如くなれども其當時の書類の今日に殘れるは殆ど稀なり。左に揭ぐるは本縣公文編冊中にのこれる當時の西筑摩郡を一團とせる信西社と稱する生絲營業人の團結せる社則にして、蠶絲業組合準則發布以前に組織せられたる此種組合規則の最も古きものにして、黎明期の生絲同業組合規則を知るべき參考資料として全文を揭ぐる事とせり。

昨明治十七年本郡製絲家一同聯合製絲改良ニ從事スルタメ別冊規則ヲ設ケ以テ之レヲ實施セリ未ダ事創始ニシテ完然ノモノニ非ラズト雖モ暫ク寫シ併セテ商票ヲ附シ社員出品者ニ代テ茲ニ其組織ヲ現示ス

明治十八年二月十九日

長野縣下西筑摩郡信西社副社長

沼田九一

信西社規則

第一條　本社ハ全郡生絲營業人聯合團結シテ改良ヲ計ルヲ旨トス

第二條　本社ノ名稱ヲ信西社トシ其位置ヲ上松村ニ置ク

第三條　聯合營業人ヲ甲乙兩組ニ分ケ福島以東ヲ甲組トシ上松以西ヲ乙組トス

第四條　荷造所ヲ福島上松ノ兩町ニ設ケ各自ノ製絲ヲ集合シ社名ヲ以テ販賣スルモノトス

但　長野藪原ノ兩村ハ時宜ニヨリ出張ノ上檢査スルヿアルベシ

第五條　荷造所ニ於テ集合ノ生絲ヲ檢査シ優劣ニ隨テ等級ヲ三等ニ區分スルモノトス

第六條　本社輸出ノ生絲ハ橫濱賣込問屋ト約定シ販賣ヲ囑託スト雖モ時宜ニヨリ社員中ヨリ出港スルヿアルベシ

第七條　前條生絲輸出ニ付キ橫濱問屋ヨリ販賣ノ可否ヲ問合アルトキハ賣不賣ハ出荷者過半數ノ意見ニ因リ回答スル者トス

第八條　本社輸出ノ生絲賣捌代價ハ總テ等級ニ據リ配附スルモノトス

但　生絲百斤ニ付二等ハ一等ヨリ十弗ヲ減シ三等ハ二等ヨリ十五弗ヲ減ズ其他等外ハ協議ニヨリ其價格ヲ定ムルモノトス

第九條　正副社長一名宛ヲ社員中ヨリ公撰シ一切ノ社務ヲ總理モシムルモノトス

第十條　正副社長ハ總テ本社ノ事業ヲ總理スル勿論ナレモ生絲爲替金及販賣上ニ關スル件ハ幹事出荷者協議ノ上之レヲ執行スルモノトス

第十一條　甲乙兩組ニ幹事各二名宛ヲ選擧シ組內ノ事務ヲ掌リ荷造リ及檢査等ノ整頓ヲ負擔スルモノトス

第十二條　幹事ハ正副社長ヲ補佐シ生絲爲替金及販賣上ニ對スル件ニ參與シ及組內費用ノ收出ヲ管理スルモノトス

第十三條　製絲事業ニ熟練ノ者一名本縣勸業課ヘ請願シ相當ノ者ヲ雇入檢査員トシ等級ヲ査定セシメ余暇ニハ同盟製絲家ヲ巡回シ製絲ノ改良ヲ計ルモノトス

但シ檢査員ノ月給金拾貳圓以下トス

第十四條　各組內ニ檢査掛三名ヲ置キ生絲等級檢査ノ際ハ檢査員ト圖リ其査定ヲ確實ナラシメンヿヲ旨トス

第十五條　本社役員ノ任期ハ總テ一ケ年毎ニ改選スルモノトス

但前任者ヲ再選スルモ妨ケナシ

第十六條　本社ハ毎年三月ニ於テ社員總會議ヲ開キ社務一切ノ事業ヲ商議スルモノトス

但會議原案及開會ノ期日ハ社長ヨリ報告スルモノトス

第十七條　毎年總會ノ會場ハ福島ニ於テ開會スルモノトス

第十八條　總會議ニハ勉メテ出頭スベシ若シ病氣又ハ他出等ニテ不得止場合ニ於テハ必ズ代理人ヲ差出スベシ

但出頭セズシテ決議ノ後異議ヲ容ルヽヲ許サズ

第十九條　總會議ハ過半數出席ニアラザレバ決議ノ功ナキモノトス

第二十條　總會議ノ決議ハ出席員過半數ノ同意ニ依ルモノトス

第二十一條　生絲ノ等級ハ檢査員及檢査掛ノ査定ニ對シ異論スルヲ許サズ

第二十二條　製絲檢査方法ハ別ニ細則ヲ設ケテ執行スルモノトス

第二十三條　工女取扱及檢査方法ハ社中均一ニスベシ

但其方法ハ別ニ細則ヲ定ムルモノトス

第二十四條　揚枠尺度及綾振結束等ハ總テ均一ニスベシ

但其方法ハ別則ニ定ムルモノトス

第二十五條　デニールハ毎年總會議ニ於テ其適度ヲ定ルモノトス

第二十六條　本社役員ハ總テ年給或ハ日當若干ヲ給ス

但其額ハ毎年總會議ニ定ムルトコロニ因ル

第二十七條　役員ノ旅費日當ハ郡内一日金五十錢郡外一日金壹圓トス

第二十八條　本社ニ關スル事件ニ付東京及横濱ヘ出頭スルトキハ日當金壹圓五十錢ヲ支給スルモノトス

第二十九條　檢査員巡回旅費ハ一日金三十錢ヲ支給ス其出途方法ハ組内ノ協議ニ據ルモノトス

第三十條　本社事務ノ景況及ヒ社費ノ收出精算ヲ社長ヨリ總會議ニ報告スルモノトス

第卅一條　前條々總會ノ決議ニ據リテ更正或ハ增補スルヿアルベシ

右ノ條疑ヲ約定シ其確實ヲ証スル爲各自記名捺印スルモノナリ

西筑摩郡藪原村　篠原重兵衛

同　郡西野村　原　覺次郎

同　郡王滝村　松原八郎治

同　郡福島村　皆戸兵左衛門

同　郡福島村　小野久助

同　郡福島村　沼田九一

同　郡福島村　龜子惣兵衛

同　郡福島村　中澤男三郎

同　郡福島村　小野清助

同　郡上松村　松岡九兵衛
同　郡上松村　宮木光太郎
同　郡上松村　原　十次郎
同　郡上松村　武居積助
同　郡上松村　武居清兵衛
同　郡上松村　植原丈太郎
同　郡上松村　吉澤助藏
同　郡上松村　田口政之丞
同　郡上松村　樋口嘉兵衛
同　郡上松村　林　ち惠
同　郡上松村　樋口半藏
同　郡上松村　竹原定次郎
同　郡上松村　田中作兵衛
同　郡小川村　佐々木主計
同　郡小川村　松葉三之助
同　郡荻原村　澤木斧太郎
同　郡長野村　山瀬幹之助
同　郡長野村　川合助藏
同　郡殿村　古瀬浩
同　郡殿村　木下伊左衛門
同　郡野尻村　阿寺吉兵衛
同　郡山口村　楯織三郎
同　岡原秀太郎

信西社申合細則

第一章　印章及商票

第一條　本社ノ印章ハ左ノ様式ニ因ルモノトス

印章

信西社之印

信西社甲組荷造所印

信西社乙組荷造所印

信西社

信西社封印

第二條　商票ハ左ノ雛形ニ因ルモノトス

但雛形ヲ略ス

第二章　檢査法

第三條　製絲ノ檢査ハ毎月甲組廿日乙組十五日ト定メ規則第四條但書ノ場合ニ於テハ檢査日ノ外臨時出張スルコトアルベシ

但シ何組ヲ問ズ至急出荷ヲ要スル場合ニ於テハ定日ノ限ニ

アラズ

第四條　每月甲乙兩組共檢査當日前ニ同一ノ絲結ヲ爲シ未ダ東絲ニ致サスシテ各自定日荷造所ヘ持參ノ上檢査執行スルモノトス

第五條　製絲ノ品位ハ一組毎ニ檢査シ左ノ項目ニヨリ等級ヲ附シ同等ノ品位ヲ併合シテ荷造ヲ爲スモノトス

（第一、光澤五十點）（第二、デニール三十點）（第三、節ムラ二十點）

第六條　得點十分ノ八以上ヲ一等トシ六以上ヲ二等トシ四以上ヲ三等トシ但等内ニ入ラザルモノハ本社ノ商標ヲ附セザルモノトス

第七條　總テ檢査ハ甲乙組合ノ檢査掛相共ニ臨席執行スルモノトス

第八條　檢査員ニ於テ檢査掛ノ投票不適當ト見認ルトキハ其理由ヲ辨明シ再投票ヲ成サシムコトアルベシ

第三章　製造法

第九條　揚枠ノ尺度ハ五尺七寸トス綾振り揚巾ハ二尺三分トス

第十條　總テ製絲ハ右總トシ廿五總ヲ壹束トシ壹束目方ハ五百目ヲ度トス

第十一條　結絲ハ薄淺キ色ノ絲ヲ用エルコト

第四章　工女取扱

第十二條　工女ヲ使役スルニハ每一ケ月ヲ以テ實業ノ巧拙ヲ調査シ別紙工女事業等級凡例ニ依リ各自ノ得點多少ニ隨ヒ等級ヲ定メ相當ノ給料ヲ支給スルモノトス

第十三條　別紙凡例ニ依リ等級ヲ定メ給料ヲ支給スルモノハ一等金五圓二等金四圓五十錢三等金四圓四等金三圓六十錢五等三圓三十錢以下三十錢遞ヒ一等宛落等スルモノトス

但本年中ノ目的ハ四升繰四十目取ヲ四等ニ當ルモノトス

第十四條　社中ニ於テ何レノ製絲家ニアル工女ニテモ幾月ヲ重ネテ事業拔群ニ勝レ平生ノ品行方正ニシテ衆人ノ龜鑑トナルベキ者ニハ若干ノ賞品ヲ附與スルモノトス

第十五條　社員ノ工女ヲ縱ニ雇入ルヽヲ得ズ

但雇主ト熟議ノ上ハ此限リニ非ラズ

第十六條　各製絲場内ニハ正當ノ規則ヲ設ケ妄リノ擧動ヲ戒メ專ラ事業ヲシテ勉勵セシムベキノ目ヲ掲クルモノトス

第十七條　寄宿工女ハ雇主其父母ニ代リ不行狀無之樣事ノ緩急ヲ斟酌シ精々信意ヲ以テ取扱ヒ就中夜行等ハ禁スベシ

且事業ノ餘暇アルトキハ可成裁縫若シクハ讀書、習字等ヲ爲サシメ婦德ヲ涵養セシムルモノトス

ついで明治十八年五月一日縣令第四十二號を以て蠶絲製造及蠶絲商組合規則を布達し、長野町に本部を置き各組合を統轄せしめ、正副頭取は縣令の特選とせり。然れども同年十一月農商務省令第四十一號を以て蠶絲業組合準則を發布せられ、長野縣に於ても之に則りて翌十九年二月十五日縣令第二十一號を以て蠶絲業組合規則を發したれば、本令は殆んど其運用を見ずして廢止に至れるものゝ如くなれども蠶絲業組合規則發布に至る過程としてかゝる規則の布達せられたることを附記す。

前に明治十七年四月本縣勸業課が生絲同業組合設立の勸誘をなせる結果各郡に同業組合の組織せられたる一例として西筑摩郡に於ける信西社々則を掲げしが、其後本縣に於ては、生絲同業組合設立の結果如何に就て、各組合に報告を求めしに、多くは組合設置の爲製絲改良進歩に向ひ粗製濫造の弊も減じ、且、營業上の利便を得て內外人の信用も增進せりとの報告をなせり次に揭ぐるものは北安曇郡生絲同業組合得信社の報告なり。

北安曇郡役所ヨリ生絲同業組合設置以來ノ景況報告

生絲組合景況報告

第一項　社名　得信社ト稱ス

第二項　組合設置以來規約實施ノ景況

組合創設以來其規約ヲ實施スル所其方法完全ニシテ益々進歩ノ勢ヲ呈セリ

第三項　組合設置以前ニ比シ營業上ノ利害及便否

組合創設以前ニハ一定ノ規約ナク戶々其製ヲ異ニシ爲メニ善良ナル生絲ヲ製造スル能ハス且之レヲ行ハ適々善良ナル生絲ヲ製スルモ製造高ノ僅少ナルヨリ其價額モ下廉ニシテ之レヲ販賣セリ然ルニ組合設置以來社員心ヲ一ツニシ

テ實地ヲ試ミ檢査ヲ嚴ニスルヨリ日一日ヨリ精密ヲ極メントス。其製絲ハ之ヲ横濱生絲問屋ヘ輸出シ置賣却方ヲ委任セリ且近年商標製造以來大イニ洋人ノ信用ヲ得其賣價ノ高貴ナル吾カ信州中屈指ノ位置ヲ占有セリ之ヲ從前ニ比スレハ其利害便否雲泥ノ差違アリ

第四項　組合ノ名義ヲ以テ輸出販賣セシ生絲ノ斤量

明治十七年度　壹萬百廿五斤

第五項　組合ノ名義ヲ以テ販賣セシ價格

明治十七年度平均價格百斤ニ付壹等六百四拾圓　貳等六百參拾貳圓　參等五百九拾五圓

第六項　組合營業上ノ便否及將來ノ希望

組合設立以來大ニ便益ヲ加フト雖モ尚滿望トナスニ足ラス將來一層勉勵シ實地經驗シ便否ヲ熟考シ汲々改良ヲ加ヘ榮譽ヲ萬世ニ垂レンコヲ希望セリ。

（「池田町村ノモノハ日下ノ急務ハ工女ヲ優等ナラシムルニアリ依而適當ナル教師ヲ傭入シテ工女ヲ奬勵セシメ以テ改良ヲ謀ラントス」トアリ）

右ノ通取調候也

明治十八年六月五日

北安曇郡長　窪田畔夫殿

北安曇郡大町外二ケ村戸長　高橋平兵衛

明治十八年六月九日農商務省は蠶絲集談會を東京京橋區木挽町東京商工會議場に開き、衆議蠶絲業組合組織に決すこれ蠶絲業組合準則發布の因をなすものなり。當時本縣よりは大里忠一郎、鹽澤佐七集談會員として出席せり。

かくて同年十一月一日農商務省令第四一號を以て蠶絲業組合準則を發布せられたり。

明治十八年八月各組合器械製絲場數並本年製絲見積高一覽表　蠶絲業組合本部調

郡名	組名	製絲場數	繰數	蒸氣 炭火 焚火	水車 手廻シ 蒸氣	工男女數	製絲高	提造絲 座繰絲 長手造絲
南佐久	蠶絲業修業組	四	一五一人	蒸 四	水 四	男 一一人 女 一二〇	四七〇、〇〇〇匁	提 一八、〇〇〇匁
同	共益社蠶絲業組	二	四六	同 二	同 二	四 四九	二一六、〇〇〇	〇
計	二	六	一九七	同 六	同 六	一五 一六九	六八六、〇〇〇	提一八、〇〇〇
北佐久	蠶絲業北佐久組	一一	三七三	同 一一	同 一一	五二 四一四	一九二一、〇〇〇	提 一六〇〇、〇〇〇 長 九〇、〇〇〇
小縣	蠶絲業上田組	一	二〇	焚 一	同 一	— 二〇	三〇、〇〇〇	提 一三、五〇〇、〇〇〇
諏訪	蠶絲業白鶴組	二一	五八一	蒸 二一	水 二〇 手 一	八六 七一八	四、三〇九、〇〇〇	〇
同	上諏訪蠶絲業組	四九	九四五	蒸 三三 炭 一七	水 四一 手 八	— 九四五	五、一七七、五〇〇	〇
同	蠶絲業開明組	二三	七〇二	蒸 二三	水 一三 手 一〇	五五 七八一	五、五一〇、七〇〇	〇
同	湖西蠶絲業組	四七	一、二四三	同 四七	水 四四 手 三	— 一、二四三	一〇、九七二、四〇〇	〇
計	四	一三九	三、五七一	蒸 一二三 炭 一七	水 一一五 手 二三	一四一 三、六八七	二五、九六九、六〇〇	〇

| | | |

| | | |

| | | |

下水內	蠶絲業下水內組	〇	〇	〇	〇	〇	〇	座	三三四、〇〇〇
								提	一八、〇〇〇
合計	一六	四二	六一一	一三、二八四	蒸 三六八 炭 九四 焚 一四八	水 五五八 蒸 三 手 四二	一、〇三五 一四、〇六七	六九、四六六、八七六	座 五、六三五、〇〇〇 提 一八、五五一、二〇〇 長 二五二、〇〇〇

蠶絲見積製造高價格總計表

種類	箇數	斤量	價格	百斤平均額
器械	七、七一八、五個分	四三四、一六七、九七五斤毛	二、四四六、五三六、五三九一圓毛	五六三、半弗
座繰	六二六、一	三五、二一八、七五〇	一九〇、一八一、二五〇〇	五四〇、〇
提絲	二、〇六一、二	一一五、九四五、〇〇〇	四九八、五六三、五〇〇	四三〇、〇
長手造	二八、〇	一、五四五、〇〇〇	五、八二七、五〇〇〇	三七〇、〇
小計	一〇、四三三、八	五八六、八七六、七二五	三、一四一、一〇八、七八九一	—

同附屬品

種類	箇數	斤量	價格	百斤平均額
熨斗	一、六六九、四個	九三、九〇五、〇七五斤毛	九三、九〇五、〇七五〇圓毛	一〇〇、〇弗
生皮	二、五〇四、一	一四〇、八五七、六一二	八四、五一四、五六七五	六〇、〇
出賣繭	未定	同上	同上	同上
小計	四、一七三、五	二三四、七六二、六八七	一七八、四一九、六四二五	—
合計	一四、六〇七、三	八二一、六三九、四一二	三、三一九、五二八、四三一六	—

第十三節　蠶絲業組合

蠶絲業組合の設立

明治十八年十一月一日農商務省令第四十一號を以て蠶絲業組合準則發布されたるにより、本縣に於ては同年五月一日縣令第四十二號布達の蠶絲製造及蠶絲業組合規則を廢し、更に十九年二月十五日甲第二十一號を以て蠶絲業組合規則を定め同年四月一日より施行する旨を布達せり。

是を以て蠶絲當業者は右布達に從ひ四月十三日縣廳に於て創立會議を開き同二十九日其議定したる規約及收支豫算等を縣廳に提出して認可をうけ、卽日開業式をあげ、次で五月一日舊蠶絲業組合本部より諸般の引繼を了せり。

是より先四月二十八日長谷川範七蠶絲業組合頭取に、佐藤八郎右衞門副頭取に選任せられたり。長谷川範七の御受書次の如し。

御受書

蠶絲業組合取締所頭取ニ特選ス

明治十九年四月二十八日

長谷川範七

長野縣

右謹而敬承候也

右

長谷川範七

佐藤八郎右衞門印

明治十九年四月二十八日

長野縣令　木梨精一郎殿

佐藤八郎右衞門の受書次の如し。

受書

蠶絲業組合取締所副頭取御特選書

右拜受候也

明治十九年四月二十八日

長野縣知事　木梨精一郎殿

因に當時の長野縣蠶絲業會議員姓名次の如し。

長野縣蠶絲業會議員姓名一覽表　明治十九年四月

○副組長ハ組長ノ補欠員タルヲ以テ本表ニ掲ク

甲組

南佐久郡

十三番　前山村　組長　箕輪久五郎

四十番　海瀨村　副組長　相馬右馬之助

八番　海瀨村　坂田町村　參會理事　木村周三郎

同　下小田切村　新貝國平

北佐久郡

三十番

組長　高橋平四郎　小諸町

副組長　別所春房　岩村田町

參會理事　小山量平　小諸町

同

廿四番

四十二番

小縣郡

廿三番

組長　田中忠七　上田町

別所村

副組長　南條吉左衞門

上丸子村

參會理事　工藤善助

四番

明科村

同　南條島太郎

廿八番

諏訪郡

組長

下諏訪村

廿五番

副組長　兩角五哉

小諏訪村

廿六番

參會理事　小池貢

下諏訪村

同　菅沼屯

乙組

九番

上伊那郡

廿一番

赤穗村

組長　小町谷虎作

中箕輪村

副組長　千葉政雄

飯島村

參會理事　下平邦藏

南箕輪村

同　松澤源五郎

廿一番

下伊那郡

組長

別所村

廿七番

副組長　原六右衞門

鼎村

丙組

廿七番　參會理事　牧野元　南安曇郡　豊科村

松尾村　組長笠原宗司

廿二番　同　福島孝一　二十番　豊科村

東筑摩郡　松岡村　副組長藤森新吾

十二番　組長金井潭　四十一番　科布村

南深志町　參會理事淺野正人

副組長奥澤喜十郎　北安曇郡　大町

會田村　組長栗林幸一郎

十四番　參會理事横田國次郎　十七番　八坂村

大小屋村　副組長坂井孔一郎

十八番　同　荻上兵五郎　七貴村

西筑摩郡　參會理事宮下武市

福島村　廿四番　稻荷山町

廿五番　組長安井新七　更級郡　組長小出五十二

福島村　廿二番　副組長

副組長遠藤彦作　御幣川村

日義村　六番　參會理事宮入三津治

廿三番　參會理事都筑讓二

稻荷山町

十五番　同　山口今朝吉

埴科郡八代以南

坂本村

五番　組長　宮原生吉

粟佐村

副組長　堀内賢郎

南條村

十九番　參會理事　瀧澤漸

埴科郡八代以北

松代町

十一番　組長　大里忠一郎

松代町

副組長　湯本轍

清野村

十六番　參會理事　小林藤太

丁組

上高井郡

須坂町

七番　組長　牧茂助

須坂町

副組長　小田切豊太郎

保科村

二番　參會理事　小宮山玄又

押羽村

同　町田仲右衛門

下高井郡

佐野村

卅六番　組長　春日與一

中野町

副組長　小林直

金井村

卅八番　參會理事　綿貫多喜治

上水内郡

長野町

組長　中澤與左衛門

長野町

卅九番　副組長　佐藤昌作

長沼大町

十番　參會理事　林清作

新町村　　飯山町

卅九番　同　清水文助　副組長　林吉藏

下水内郡　飯山町

飯山町　三番　參會理事　田中慶次郎

一番　組長　島津忠貞

然るに同年同月蠶絲業組合中央部創立會を京橋區木挽町商工會議事堂に開き正副議長を選定したるに、議長に鈴木善恭、副議長に島津忠貞當選し、本部規約起草委員に、星野長太郎・鈴木善恭・島津忠貞・丹羽敬太郎・小野光景當選し、本部を東京日吉町十九番地蠶絲協會跡に置く、又幹事四名の選擧を行ひたるに、星野長太郎・長谷川範七・谷合彌七・鈴木善恭の四名當選せり。

是を以て長谷川範七は頭取を辭任せしかば副頭取佐藤八郎右衞門の下に、明治四年以來本縣勸業課に奉職し、明治十四年本縣製絲業者の懇請により本職を辭して友誼社長となりし鷹野正雄書記長兼會計監督として執務する事となりしかば、事務は概ね此人によりて處理せられたるが如し。而して翌二十年四月二十五日佐藤副頭取も亦辭せしかば鷹野正雄に頭取代理を命ぜられしが同年五月二十一日小林元辰頭取を命ぜらるゝに及び鷹野正雄の頭取代理を免ぜしも、小林頭取同年七月二十二日病死せしかば鷹野氏再び頭取代理となり、幹事を兼ね以て蠶絲業組合の解散に至れり。

明治十九年四月蠶絲業組合成立するや四月廿九日蠶絲業組合取締所申合規約成り、副議長金井潭より縣知事へ提出し同年五月二日知事の認可を得、更に蠶絲業組合取締所會議々事細則は五月二十一日に、蠶絲業組合檢査手數料及賦課法は五月七日に各認可となれり。

かくて此蠶絲業組合規則に基づき各郡に成立せる組合左の如し。

認可年月日	組合名	組長名	
明治十九年五月廿日	埴科郡北部蠶絲業組合	組長	大里忠一郎
同　年同月廿四日	上高井同		牧茂助
同　年同月廿六日	埴科郡南部同		宮原生吉
同　年同月廿七日	北安曇郡同		栗林幸一郎
同　年同月同日	下高井郡同		春日與市
同　年同月同日	上水內郡同	副組長	佐藤昌作
同　年六月一日	東筑摩郡同	組長	金井潭
同　年同月同日	更級郡同	同	小出五十二
同　年同月八日	西筑摩郡同	同	安井新七
同　年同月十日	北佐久同	同	高橋平四郎
同　年同月同日	南佐久同	同	箕輪久五郎
同　年同月同日	南安曇同	同	笠原宗司
同　年同月十一日	上伊那同	同	千葉政雄
同　年同月廿二日	諏訪郡同	同	小川耕三
同　年同月廿五日	下伊那同	同	安東欽一郎

同　年九月十七日　下水內同　同　島津忠貞

而して蠶絲業組合規則發布後、該規則により組合規約例を配布し、之に準據して規約を設け、三月三十一日限認可をうくべき旨布達せるも、其後地方の實情は到底期限迄に提出し能はざる狀況なりしかば甲第三十一號を以て五月十九日迄に延期せり。

蠶絲業組合規則發布後本縣の蠶絲業奬勵

蠶絲業組合規則發布後本縣に於ては戶長勸業委員等をして專ら蠶絲業を奬勵せしめんとし三月四日次の如く內達せり。

戶長
勸業委員

頻年金融閉塞其他ノ原因ヨリ來ル所ノ影響ハ民業上非常ノ衰態ヲ現ハシ漸ク慘苦ノ域ニ陷ルモノ尠シトセス要スルニ之カ救濟ヲナス農ニ商工ニ各其業ヲ奬勵シ自營ノ精神ヲ擴起セシメ根基ヲ培養スルノ外、他ニ求ムルノ術ナシトス就中蠶絲ノ如キハ管下ノ良產ニシテ其消長ハ民生ノ休戚ニ重大ノ關係ヲ有スルモノナレバ宜シク深思遠慮以テ勸奬ヲ加フヘシ

右及內達候事

長野縣令木梨精一郎代理
長野縣大書記官　鳥山重信

明治十九年三月四日

然れども當時未だ官尊民卑の風未だ去らず、戶長勸業委員等のみの奬勵にては、表面一遍の命令に終らん事を憂へ更に郡書記を巡回せしめ蠶絲業につき親しく奬勵せしむる爲左の如き通牒を發せり。

今般民業奬勵の爲戸長及勸業委員別紙之通内達相成候間爲御心得及御回附候且客年五月中内達相成候勸業最急要務取調書中蠶絲改良蕃殖ノ件ハ其當時ヨリ十ケ年ヲ期シ目的ヲ果スベキ見込ニ付該業未盛ノ地方ハ當春期ヨリ漸次桑樹ヲ植栽セシメ蕃殖ヲ計リ度候條御用都合御見計主任書記派出セラレ專ラ誘導有之候樣致度尙委細ハ不日本課主任者巡回可及打合筈ニ付可然御叶議相成度依命此段及御照會候也

勸業課長
長野縣四等屬　吉松集躬

各郡長宛

長野縣蠶絲業組合規則の改正

明治二十年四月七日縣令第五十一號を以て昨十九年二月甲第廿一號布達蠶絲業組合規則を改正し、長野縣蠶絲業組合規則を發布し、縣下各組合をして組合規約を更正し六月十日限り縣廳へ申出さしめたりしが翌二十一年三月縣令第三十一號を以て更に之を改正し尙同年同月十五日右縣令第三十一號更正に追加せり。

昨十九年蠶絲業組合設立以來生絲檢査法を設けて之れが優劣を判別し一方には工男女使傭規程を定めて其取締をなし其他種々の方法手段を以て改良を誘導したるを以て大いに本縣製絲の品位を增進せしめたれども、工女に關する紛議は製絲業の發達と共に年々之有りしが本年の如きは一層其數を增加せり。之れ蓋し相互、工女使傭規程の實行を忽諸に附せしに基因するものとす。

本年釀生したる紛議の重なるものは諏訪郡組合開明社員林國藏外五名は本年始業の際より上伊那郡明十社就業工女

拾名を、同郡組合員兩角傳助は下伊那郡組合員市ノ瀨謙吉の就業工女三名を私かに傭入れ製絲に從事せしめたる爲上下伊那兩組合事務所は諏訪郡組合事務所に向つて數回其引戻しを要求せしも容易に解決に至らず遂に被害者側の要求により同組合事務所は、工女使傭規程の定むる所により違約の處分を取締所に請求するに至れり依て取締所より原書記を派遣し事實を審查し、同地方の組長等とも協議を遂げ百方盡力して數月後纔かに和解するを得たり。又上高井郡に於ても同上の事件ありしも、頭取代理及處員の出張により圓滿に解決するを得たり。

翌二十一年十月廿二日蠶絲業組合取締所常備委員會に於て工男女使傭規程を改定せり。

（其改定規程は工男女の部に記す）

蠶絲業組合規則の廢止

明治二十年十一月諏訪郡に蠶絲業組合無用論起り（註一）ついで同二十一年七月十九日蠶絲業上田組合は現在の蠶絲業組合規程の欠陷を指摘して養蠶、蠶種、生絲の三組合に分立せしめられん事を出願せり。之に對し同年八月蠶絲業組合取締所頭取代理應野正雄は反對の意見を上申せしも三業の分立は縣下一般の輿論なりしが如く、明治二十二年五月十四日縣令第四十四號を以て、明治二十年四月縣令第五十一號蠶絲業組合規則廢止され、同日縣令第四十五號を以て蠶絲業取締規則を發布し、組合の設立を自由に任せたるを以て、蠶絲業組合各地に設立さるゝに至れり。

而して本縣の蠶絲業は元來蠶種業を中心として發達し來りたるものなるを以て、此際設立せられたる組合にも、蠶種業に關するもの大部分を占め、製絲に關するものは左の數組合に過ぎず。

製絲商上田組合　　南佐久郡上田村南佐久製絲社

上伊那蠶絲業組合　小縣郡東内村蠶絲興業社

小縣郡上田町信濃製絲組合　同郡依田村生絲製造飯沼會社

同郡鹽田社　下伊那製絲業組合

然れども製絲業は漸く盛大に赴き其規模の如きも東行社の一、四〇五釜を始めとし俊明社の一、二六四釜開明社の八〇〇釜等、之につぎ本邦有數のもの尠からざるに至れり。左に蠶絲業組合調査明治二十一年製絲工場調を掲ぐ。

明治二十一年製絲工場調

郡	社名	設立年月	位置	工場數	社長	現在工男女數 男	現在工男女數 女	横濱委托商店	沸湯	運轉	繰釜數	就業日數	就業時間	製絲高
南佐久	南佐久製絲社	明治十三年五月	南佐久郡	四	金澤九一郎	二六	一二三	原善三郎	蒸氣	水力	一二一	一二八	一二	五二一、二二〇匁
同	日向製絲場	同十一年四月	同郡入澤村	一	日向寅五郎	二	四七	茂木惣兵衛	同	同	四〇	二〇〇	一二	三三一、八五〇
北佐久	鹽川清之助	同十九年三月	北佐久郡小諸町	一	鹽川文之助	六	九〇	澁澤商店	同	同	八八	一五〇	一四	五〇二、八八九
同	阿部器械	同十八年六月	同郡望月村	一	阿部元三郎	四	三四	小野商店	焚火	同	三三	一五〇	一二	二〇三、九五四
小縣	吉池製絲場	同十九年八月	小縣郡上田町	一	吉池富次郎	二	五一	若尾幾造	炭火 焚火兩用	人力	四五	二〇〇	一〇	四七三、八〇〇
同	親睦社	同十八年六月	同郡和田村	一	羽田半三	一	七	三井	焚火	水力	一二	一一四	一〇	一五、三五〇
諏訪	改良社	同六年七月	不詳	一三	濱半三郎	二三	四五四	澁澤商店	蒸氣	水力 人力	四三四	一七六	一二	三、六八五、四六〇
同	兩全社	同十三年六月	諏訪郡中洲村	二	小池權藏	六	六二	澁澤茂木 若尾	同	人力	六二	一三五	一二	三九〇、三四六

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

同	友政社	同	八年七月	同	郡町	四	中山庄五郎	五	一〇七	澁澤商店	蒸氣焚火	水力	一〇七	一五〇	一三	五四八、六七九
上水内	長野製絲場	同	十一年八月	上水内	群長野町	一	佐藤昌作	三	六八	同	蒸氣同		五〇	一六九	一三	四五、〇〇〇
同	北澤製絲場	同	十九年六月	同	郡新田町	一	北澤馬吉	六	三五	茂木商店澁澤	炭火	人力	三〇	一三	一〇	一三、八八

（註）

明治二十年十一月諏訪郡ニ蠶絲業組合無用論起リ蠶絲業組合書記原勇、頭取代理鷹野正雄同地ヘ出張シ鎭靜ニ力ム

其事情左ノ如シ

諏訪郡長鳥居義處ヨリ鷲湖・白鶴開明ノ三社ニ向テ蠶絲業組合規則發布以來功力ノ有無ヲ諮問シタルニ三社ハ卽答ヲ避ケ鷲湖社員武田禎三主唱トナリ本郡製絲家集メ協議ノ結果「効力ナシト」ノ意見多ク其旨郡長ニ文書ヲ以テ報告セシニ端ヲ發シ而シテ愈々効力ナシト認ムル以上蠶絲業規則全廢ヲ建議セントシソレニハ各郡ノ同意ヲ求ムルノ必要アリトナシ武田禎三、片倉兼太郎ノ二氏諏訪郡ヲ代表シテ上下伊那ヘ出張セシヨリ問題益々重大化シ遂ニ蠶絲業組合ヨリ原書記及ビ鷹野頭取代理出張鎭撫ニ努ムルニ至レリ而シテ諏訪郡ノ主張スル所モ當時ノ組合ノ半面ノ缺點ヲ指摘スル點モ多カルベシト信ズルガ故、原紙ノ入手セル諏訪郡製絲家ノ秘密ニ決議セル事項ナルモノヽ大要ヲ左ニ採錄スベシ

一、組合設置以來已ニ二ケ年費ス所ノ費額ハ得ル所ノ利益ト相償ハズ却ツテ營業上ノ障碍ヲ惹起スルハ組合組織當ヲ得サル爲ナリト斷ジ組合規則ハ杓子定規ニシテ之ニヨリ生絲業者ノ營業ヲ縮少セシムルハ支那婦人ノ纏足ノ如ク天然ノ伸度ヲ害スルモノナリトシ組合ノ組織ヲ改正シテ自由組合トナサンコヲ述ベ

二、次ニ蠶種檢査ノ弊害ヲ論ジ

蠶種ノ良否ヲ顧ミズシテ證紙ヲ貼付シ猥リニ檢印ヲナス檢査人

證紙貼用ヲ口實トシテ愚直ノ良民ヲ賺シ不良ノ種ヲ賣付クル奸商

之ガ爲ニ信用地ヲ拂ヘル組合ノ檢査及ビ檢査證印ノ事ニ及ビ他府縣ニ於テ再檢査ヲ經ルニ非ザレバ販賣シ得ザル現狀ヲ論シ內國ニ於テサヘ不信用ノ品ヲ以テ外國人ニ信用ヲ博セントスルハ水無キニ舟ヲ造ルガ如シト論ジ、農商務省ハ十九年八月令第九號ヲ

以テ蠶種檢査ハ總テ管轄廳ノ保護ニ歸セリ然ルニ本縣ニ於テハ檢査ヲカカル不信用ナル組合ニ托シ監督官廳之ヲ監督スルニ止マルノ由希クハ管轄廳ノ手中ニ檢査ヲ悉皆歸セシメラレタシ

三、生絲檢査無効有害ナルコ

檢査人ハ製絲證紙ヲ貼付スル迄ニシテ生絲檢査ニ非ス十分檢査ニハ時間ト人ヲ要ス云ハヾ證紙代徵收ノ爲ノ檢査ナレバ之ニヨリテ生絲ノ品位ヲ知ルコト能ハズ一工場ノ製品中スラ品質ヲ一定スルコト困難ナルニ全縣下幾百ノ工場ヨリ製出スル生絲ヲ一ノ證紙ヲ以テ證明スルヤハ玉石混淆シ優良品ノ生産者モ意外ノ損失ヲ蒙ルコト多ク外商ハ其證紙ヲ見テ直ニ賣約ヲナスコト能ハズ

四、役員ノ弊

役員ハ居辨慶ニテ實地ヲ研究セス單ニ統計表ヲ製シ外面ノ体裁ヲ文ルノミ

五、常備員ノ弊害

組合員ハ養蠶家數ニ於テ最モ多ク從ツテ常備員ニモ其方面ノ人多ク五人位ノ議員ニ不平均ノ結果ヲ來シ紛擾ノ原因トナルハ必然ナリ要スルニ製絲家側ノ議員少ク其利益ヲ擁護スルコト困難ナリ

六、補助ノ弊害

限リアル利益(補助金)ヲ以テ限リナキ人情ニ充ルヤハ其ノ根元ヲ枯ラシ終ニハ其枝葉迄モ枯スニ至ル、其金額モ直ニ業者ノ補助トナラズシテ徒ニ事務所取締所等ノ費費ニ充ツルノミ、又補助ハ怠惰心ヲ生ゼシムルコト痛論シ、恩ニ馴レ乞食ニ食ヲ與フルト同一ナリト極言セリ

七、屑物檢査ノ弊害

檢査ノ不徹底ヲ論シ之ヲ徹底セシメントセバ現在ノ三倍ニ人員ヲ增加セサル可ラズ而モ其檢査ノ結果證印ハ賣買ノ際何等ノ權威ナシ

八、繭檢査ノ弊害

生繭檢査ハ他府縣製造人ニ賣リ檢査ヲ免ルルモノアリ乾繭檢査ハ種類ノ錯亂セサルモノニツキ行フベキ筈ナルモ事實到底行ハレ難キモノトシテ證紙ヲ貼付シ種類ノ何物ヲ問ハス之ニ捺印ス若シ檢査ヲ十分ニセントセハ賣買ノ時期ヲ失ス云々

九、組合成立ノ大害

當組合ハ、養蠶家、蠶絲商、同製造人、蠶種商、同製造人ノ五種混合シテ一見氣脉ヲ通ズルモノノ如クナレドモ實ハ利害得失ヲ同フセズ此五種ヲ一ノ範圍内ニ拘束セントスルハ害アリテ利ナキヲハ已往二ケ年ノ事實ハ雄辨ニ之ヲ物語ルモノト斷ズ

十、議員選擧ノ不權衡

養蠶家出身者十分ノ五六

商人　十分ノ一

製絲家　十分ノ二三

縣下如斯ナレハ中央組合モ同一ナリ

而シテ其權利ヲ得ルモノハ十分ノ七八ニ居ル養蠶家最權利薄キモノハ商人ナリ之ニ續クモノハ蠶種製造人製絲家ナリ然ルニ製絲家ノ關係スル範圍ハ廣クシテ實ル所ハ多シ云々

要之當業者ニ幸福ヲ與ヘントノ旨意ニシテ却ツテ各營業ニ不幸ヲ與フル夥多ナル本規則ノ如キハ廢止スベキモノナリ」

ト云フニ在リ

製絲組合の設立並に規約

明治二十二年五月十四日縣令第四十五號製絲業取締規則に基づき設立せられたる生絲商及び製絲業組合中其規約の存するもの左の如し。以て當時組合組織の一般を知るに足らん。

今般第四十五號ヲ以テ行絲業取締規則御發布之御趣旨ニ基キ我々同業者共同團結シ別紙規約ノ通リ製絲商組合設立致シ候間此段及御届候也

製絲商上田組合員總代

明治廿二年六月

長岡萬平

田中忠七

塩川修平

小縣郡元上田町外二ケ村戸長

岡村巖

長野縣知事　木梨精一郎殿

製絲商上田組合規約

名稱及位置

第一條　當組合ハ製絲商上田組合ト稱シ事務所ヲ上田町第二百十八番地ニ設立ス

目的

第二條　當組合ハ力メテ動作ヲ一致シ製絲商業ノ便益、生絲及附屬品ノ繁殖ヲ圖リ因テ起ル處ノ弊害ヲ矯正シ製絲改良ノ方案ヲ講究實施スルヲ目的トス

第三條　組合ノ業務ハ左ニ類別ス

製絲部　製造人

商業部　生絲商及附屬品商

役員選舉及職務

第四條　當組合ハ左ノ役員ヲ置ク

顧向員　三　員

組　長　一　員

副組長　一　員

幹　事　無定員

書　記　無定員

檢查員　無定員

但シ製絲部各小區域ニ幹事一名ヲ置ク

第五條　顧向員正副組長ハ會員ノ公撰トシ各小區域幹事ハ其區域ニ於テ組合員ノ互撰トス

第六番　顧向員ハ常職ニ任セズ組合事務ノ全体ニ就テ其得失ヲ查察シ常ニ組長副組長ヲ補翼ス又必要ノ事項ト認ムル中ハ常備議員ト謀リ會員ヲ召集スルノ權ヲ有ス

第七條　組長ハ組合事業ヲ總理シ副組長ハ組長ヲ補佐シ又ハ代理ノ權ヲ有ス

第八條　書記檢查人ハ組長ノ指揮ヲ受ケ各自擔任ノ事務ヲ整理ス

第九條　各小區幹事ハ一區域内ノ事務ヲ擔任改良ノ事ヲ斡旋ス

組合員

第十條　製絲商業ニ從事スルモノハ郡ノ自他ヲ問ハズ當組合ニ同盟スルコヲ得

但製絲業者ハ十名以上ノ團結シタルモノニ團体ノ名稱ヲ以テ加盟スルモノトス製絲商者ハ此限リニアラズ

第十一條　組合員除名セントスルトキハ組合事務所ニ其事由ヲ届出組長ノ承諾ヲ得ベシ

但シ製絲業者ハ其小區域ノ幹事ヘ届出ベシ

第十二條　組合員ハ當組合規約ヲ遵守シ連名簿ニ記名調印スベ

シ

但シ製絲業者ハ團体ノ名稱ヲ以テ調印スルヲハ別ニ其小區域内同盟人名簿ニ幹事ノ調印ヲ以テ差出スベシ

第十三條　當組合ニ於テ用ユル處ノ印章ハ第一號雛形ニヨルベシ

第十四條　當組合ニ於テハ第二號雛形ノ證紙ヲ製シ製絲及附屬品檢査ノ上之レヲ貼用ス

第十五條　證紙料ハ檢査ノ際直ニ收入ス

第十六條　證紙料ヲ定ムルヿ左ノ如シ

一、製絲證紙一枚　金五十錢

一、附屬品證紙一枚　金二十錢

事務規程

第十七條　製絲附屬品檢査及荷造規定ハ別途ノ規定ニ依リ執行ス

第十八條　統計及報告ノ調査ヲナシ左ノ類別ニ從ヒ組合一般ニ告知スベシ

一、製絲及商業上ニ關スル議會評決

一、生絲及附屬品ノ調査

一、會計決算報告

經費

收入ノ部

第十九條　當組合ノ經費ハ左ノ項目ニ依テ徵收ス

第一項　生絲證紙料

第二項　附屬品證紙料

但シ附屬品ハ屑糸絲、生皮苧、出殼繭トス

第三項前項目ノ徵收ニテ不足ヲ生ズルヲハ議會ニ附シテ更ニ課賦法ヲ設クベシ若シ過剩アルヲハ徵收額ニヨリ返附スルヿノトス

支出ノ部

第二十條　左ノ項目ニヨリ支出ス

一、事務所役員額

一、會議費

一、諸雇及小使給

一、事務所家賃

一、報告費

一、備附品買上費

一、需用費

一、雜費

第二十一條　各小區幹事給及諸費ハ其區内ニ限リ支收スルモノトス

會議

第二十二條　總會ハ毎年四月ト定メ臨時會ハ顧向員組長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ會員十名以上ノ請求アリタルトキ之レヲ開ク

第二十三條　議員ハ商業部ヨリ二十名ヲ撰出シ製絲部ハ各一小區毎ニ一名ヲ撰出スルモノトス

第二十四條　議長ハ毎會出席員ノ互撰ヲ以テ定ム

第二十五條　出席議員中ノ互撰ヲ以テ常備議員七名及補欠員三名ヲ撰擧シ任期ハ一ケ年トス毎總會ニ於テ改撰スルモノトス

但シ再撰スルコヲ得

第二十六條　顧向員ハ議員ヲ兼ルコヲ得

但常備議員タルヲ得ズ

第二十七條　會議ノ方法ハ順序ハ普通會議ノ慣例ニ依ルモノトス

第二十八條　常備議員ノ通常會ハ毎月一回トシ臨時常備議員會ハ顧向員組長ノ招集又ハ常備員過半數の意見ヲ以テ之レヲ開ク

第二十九條　總會ハ左ノ各項ヲ議決ス

一、經費收支ノ豫算

一、組合規約改正

一、役員撰擧

一、役員給料

一、事務報告

第三十條　常備議員會ハ左ノ各項ヲ議決ス

一、第二條ニ關スル實行

一、臨時急施ヲ要スル件

一、豫備費支出ノ件

第三十一條　臨時總會ハ官衙ノ諮問ニ對シ又ハ組合全般ニ關スル重大ノ件

役員及議員ノ任期

第三十二條　顧向員ノ任期ハ三ケ年トシ組長副組長及ビ組合議員ハ二ケ年トス

附則

第三十三條　此規約上役員給料ノ內正副組長及書記ハ當分無給トシ議員ノ日當モ當分之ヲ附セズ

但書記ニハ相當ノ報酬ヲ爲スモノトス

第三十四條　常備議員會ノ協賛ヲ以テ臨時教師ヲ巡回セシムルコアルベス

第三十五條　此規約實施ノ上差支アルトキハ會議ノ決議ヲ經テ更正加除スルコヲ得ベシ

右之條々決定シタルヲ證明スルタメ各記名調印候也

明治二十二年六月六日

第一號



一寸六分

四分

第二號

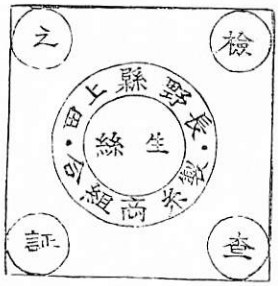

方八分



同上

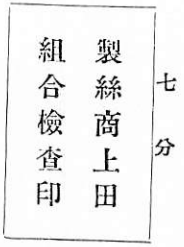

四分

七分

蠶絲附屬品檢査規定

第一條　檢査方法ハ左ノ二種トス

各區製絲揚返シ所檢査

事務所檢査

第二條　揚返シ所檢査ハ各區揚返シ所ニ於テナシ事務所檢査ハ共同荷造所倉庫ニ於テ執行ス

第三條　揚返シ所檢査ハ第五條各項ノ成績ヲ帶紙ヘ記載シ幹事之ニ檢印ス

第四條　事務所檢査ハ製絲附屬品每筒丼印ノ上ニ證紙ヲ貼用シ檢査印ヲ以テ消印ス

第五條　揚返シ所檢査ハ左ノ各項ニ依ル

第一項　檢査ノ要點ハ（デニール）（類節）（切斷）（春夏秋ノ區別）

第二項　デニール檢査ハ試驗器ヲ以テ檢シ類節檢査ハ肉眼ヲ以テス

第三項　類節ハ左ノ四級ニ區分シ及ビ印章ヲ捺印ス

無類	類ナキモノ
小類	類節僅少ニシテ容易ニ見能ハザルモノ
中類	類節僅少ナルモ見易キモノ
大類	類節多キモノ

第四項　切斷ハ左ノ三種トシ各印章ヲ捺印ス

無切斷	切斷ナキモノ
僅切斷	一繰切斷二回以下ノモノ
多切斷	一繰切斷三回以上ノモノ

第五項　各揚返シ所ニ於テ左ノ印章ヲ以テ帶紙卷止メニ封印スルモノトシ

何々揚返所印

第六條　事務所檢査ハ左ノ各項ニ依ル

第一項　器械絲及座繰絲ハ四級ニ區別シ品位ノ良否ヲ定ムルヿ左ノ如シ

デニール（十ヨリ十二半マデ／十二半ヨリ十五マデ／十五半ヨリ十七マデ）

壹等　絲質精良ニシテ類ナク光澤純美ナルモノ

二等　絲質光澤稍劣リタルモノ

三等　絲質ハ光澤佳良ナラズ少シク小類アルモノ

四等　絲質惡ク切斷アリ光澤ヲ失ヒ小類アルモノ

デニール十七半以上十以下ハ總テ等外トス

第二項　本條一項ノ檢査ヲ爲シタル上ハ各級ノ印章ヲ以テ商標ヘ割印スベシ

第三項　提絲ハ左ノ四種ニ區分ス

一等　朱　判

二等　稀無双

三等　無　双

四等　無　銘

第四項　附屬品檢査ハ物品ノ等級ヲ不附不正品ノ有無ヲ檢スルモノトス

第七條　肉眼檢査ニ係リ等級不適當ト認ムルトキハ組長之ヲ判定ス

製絲及附屬品荷造規定

第一條　當組合ハ共同倉庫ヲ設置シ製絲及附屬品荷造ヲナシ各品ノ檢査ハ倉庫ニ於テ執行ス

第二條　當組合ハ倉庫ニ於テ物品取扱中天災其他危險ヲ保護スルタメ相當ノ會社ニ保險請負ヲ爲サシムベシ

第三條　當組合倉庫ハ各銀行ト定約シ各物品ニ對スル當組合倉庫預リ手形ヲシテ之ヲ抵當トナシ各荷主ニ於ケル金員融通ノ辨利ヲ爲サシムベシ

第四條　製絲荷造ハ左ノ各項ニヨル

第一項　本器械絲　踏器械絲　座繰絲

提造絲ノ各種ヲ區分シ合併荷造スルコヲ得

第二項　本器械絲　踏器械絲　座繰絲ハ左ノ定度ニヨリ各個ヲ區分ス

デニール　十ヨリ十二半マデ　十二半ヨリ十五マデ　十五ヨリ十七マデ　十七ヨリ二十マデ

第三項　提絲ハ檢査法第六條第四項ノ區分方法ニヨリ

第五條　器械絲座繰絲ハ二繰重ネヲ以テ一捻リトシ三十捻リヲ以テ一束トシ十五束ヲ以テ一個トス

第六條　倉庫頭取ハ組長之レヲ兼勤ス

南佐久製絲社規則

御届書

今般生絲製造事業改良ノ爲メ同業者協議之上別冊ノ通リ規則ヲ設ケ實行候條此段御届候也

南佐久郡臼田村

南佐久製絲社長

明治二十二年七月一日　竹澤鷹三郎

長野縣知事　木梨精一郎殿

南佐久製絲社規則

第一條　本社ハ全部生絲製造人共同シテ事業ノ改良增殖ヲ計ルガタメ之レヲ設ク

第二條　本社ノ名稱ハ南佐久製絲社ト稱ス

第三條　本社ハ信濃國南佐久郡臼田村ニ設置ス

第四條　本社ノ印章左ノ如シ

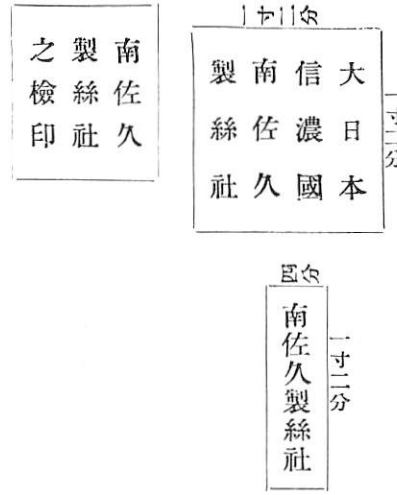

第五條　本社ハ明治十七年第十八號公布登錄商標條例ニヨリ商標ヲ定メ生絲販賣上ノ便益ヲ計ルモノトス

第六條　各工場ノ事業改良ニ緊要ナル項目ヲ規程シ年々會議ノ決議ヲ經テ之レヲ實行スルモノトス

第七條　本社ハ各工場ニ於テ年々新技ノ工女ヲ養成シ妄リニ他ノ工女ヲ使傭セズ

但他ノ工女ヲ傭入ヘルキ要用ノ事故アルキハ必ズ前傭主ト談示ヲ遂グベシ

第八條　本社ノ工場ニ於テ使傭スル工女ハ其父兄又ハ身元引受人ト就業年期ノ約定ヲ爲スモノトス

第九條　本社ニ於テハ工女事業等級例ヲ設ケ現業調査ノ上相當ノ給料ヲ支給スルモノトス

第十條　生絲荷造ハ特ニ檢査法ヲ設ケ檢査人ヲシテ品位ヲ鑑別セシメ其優劣ニヨリ等級ヲ付シテ正實ノ販賣ヲナスモノトス

第十一條　檢査法ニヨリ鑑別シタル五等以上ノ生絲ニハ必ズ商標ヲ付シ本社ノ名義ヲ以テ販賣スルモノトス

第十二條　檢査法ニヨリ鑑別シタル六等以下ノ生絲ニハ決シテ商標ヲ附セズ本社等外絲ノ名義ヲ以テ販賣スルモノトス

第十三條　生絲販賣ハ大約横濱到着賣ヲ以テ目的トナスト雖モ商況ノ變動ニヨリテハ直輸出ヲナスコアルベシ此場合ニ於テハ必ズ會議ノ決議ヲ要スルモノトス

第十四條　本社ハ豫メ横濱賣込問屋ト約定シ直輸出ヲ爲サザル生絲ハ其問屋ヘ販賣方ヲ依囑スルモノトス

第十五　條本社ノ役員ハ左ノ如シ

社　長　一名

副社長　一名

幹事　二名
檢査人　無定員
書記　無定員

第十六條　社長ハ本社ノ事務ヲ總理執行スルモノトス

第十七條　副社長ハ社長ヲ補翼シ社長事故アルトキハ之レガ代理ヲナスモノトス

第十八條　幹事ハ社長ヲ補佐シ社務ノ圓滑ヲ計リ又ハ社長ノ諮問ニ應答シ至急ヲ要スル事件ハ社長ト其方法ヲ議定スルモノトス

第十九條　檢査人ハ社長ノ指揮ヲ受ケ生絲檢査ノ事ヲ掌ル

第二十條　書記ハ社長ノ指揮ヲ受ケ諸文書及諸帳簿ヲ整理ス

第二十一條　正副社長ハ社員ニ於テ之レヲ公撰シ其任期ハ二ケ年トス尤モ滿期后再撰スルコヲ得

第廿二條　幹事ハ毎年通常會ニ於テ公選シ其任期ハ一ケ年トス

但シ前任者ヲ再選スルコヲ得

第廿三條　檢査人以下ハ社長之レヲ任免スルモノトス

第廿四條　本社ハ毎年通常會ヲ開キ社務及經費收支豫算ヲ議定スルモノトス

第廿五條　社長ニ於テ例會ヲ待ツベカラザル會議ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ社員過半數以上ノ請求ニヨリテハ臨時會ヲ開設スルモノトス

第廿六條　會議ハ社員過半數ノ出席ニアラザレバ議事ヲ開クコヲ得ズ

第廿七條　本社會議ノ議事ハ普通ノ方法ニヨリ過半數ノ同意ヲ以テ決定スルモノトス

第廿八條　本社ノ議員ハ社員ヲ以テ之ニ充ツモノトス

第廿九條　會議ノ議案ハ社長之レヲ發スルモノトス

第三十條　社務取扱ニ關スル申合規則ヲ設ケ會議ノ決議ヲ經テ之ヲ實施スルモノトス

第三十一條　生絲出荷ノ期日ハ社長豫メ幹事ノ所見ヲ採リ之レヲ定メ五日間前ニ於テ社員ヘ通達スルモノトス

第三十二條　社長ヨリ荷造ノ期日通達アリタルトキハ各社員ニ於テ既製ノ生絲ハ悉皆荷造ノ用意ヲナシ其前日迄ニ本社ヘ送致スルモノトス

但シ出荷セザルトキハ其事由ヲ詳記シ必ズ前日迄ニ本社ヘ届出ベシ

第三十三條　生絲結束及荷造ハ本社ニ於テ總テ一定ニナスモノトス

第三十四條　商況ノ變動ニヨリ橫濱問屋ヨリ販賣ノ可否及價格等ノ照會アルトキハ社長ハ臨時會ヲ開設シ其決議ヲ以テ回答

スルモノトス

但シ至急ノ照會ニシテ臨時會ヲ開設シ難キ場合ニ於テハ幹事會ノ決議ヲ要ス

第三十五條　生絲實上代價ハ荷造ノ際鑑別シタル等級ニヨリ一等ヲ下ル毎ニ百匁ニ付二匁宛ノ引目ヲナシ配當金ノ精算ヲ爲スモノトス

第三十六條　本社ノ印章並商標及諸文書帳簿ハ社長ニ於テ保管スルモノトス

第三十七條　本社ノ經費項目左ノ如シ

一、役員給料
一、役員旅費滯在費
一、會議費
一、商票調製費
一、電信及郵便費
一、荷造費
一、運送費
一、役員及工女賞與費
一、需用費
一、雜費
一、生絲製造量目高
一、生絲束數
一、人員
一、雜收入

第三十九條　經費徵收方ハ社長ニ於テ支出ノ性質ニヨリ適當ノ項目ニ配賦シ豫算議案ヲ編製スルモノトス

第四十條　事務ノ景況及經費收支精算ハ社長ニ於テ每年會議ニ報告スルモノトス

第四十一條　本社ヲシテ將來ノ旺盛ヲ計ラム爲メ會議ノ決議ニヨリ積立金ヲナスモノトス

第四十二條　規則實施ノ上差支アルトキハ會議ノ決議ヲ以テ之レヲ更正增補スルヿアルベシ

右之條款ヲ規定シ其確實ヲ證スルタメ各自記名捺印スル者也

南佐久製絲社

明治廿二年七月一日

竹澤鷹三郎
篠原戶市
栗原安太郎
新津潤五郎
關口佐平
田中三重

蠶業商上田組合規約

御認可願

本年縣令第四十二號蠶絲業取締改正規則ニ基キ當組合規約別冊ノ通議定候條御認可可被成下度爰ニ請願仕候也

小縣郡蠶業商上田組合會

明治廿四年一月廿四日　議長　島津謙之助

同郡同組合

副組長　塚田林太郎

長野縣知事　內海忠勝殿

（朱書）

長野縣指令小第六五號

書面之趣認可ス

明治廿四年二月廿日

印割

長野縣知事　內海忠勝

長野縣知事內海忠勝

蠶業商上田組合規約

第一章　總則

第一條　當組合ハ蠶絲商業ヲ營ムモノヲ以テ組織シ蠶業商上田組合ト稱シ事務所ハ上田町第七百四十六番地ニ設置ス

第二條　當組合ハ動作ヲ一致シ商業擴張ヲ計リ從來ノ弊害ヲ矯正シ力メテ實利ヲ得ルヲ目的トス

第三條　當組合ノ業務ハ左ニ類別ス

繭、器械絲、提造絲、島田造絲、熨斗絲、生皮草、出穀繭

第四條　當組合ニ於テ用ユル處ノ印章ハ第一號雛形ニ據ルベシ

第二章　役員撰擧及職務

第五條　當組合ハ左ノ役員ヲ置ク

組長　一名

副組長　一名

幹事　三名

書記　一名

檢査員　一名

理事　未定員

第六條　正副組長幹事ハ通常會ニ於テ公撰シ理事ハ各區加盟者ノ互撰スルモノトス

第七條　區域ハ郡村ノ大小廣狹ヲ問ハズ加盟者三十名以上ヲ以テ一區域トス

第八條　正副組長及幹事ハ名譽職トス但シ實費ノ辨償或ハ報酬ヲ受クルコトヲ得

第九條　書記檢査員ハ有給トシ正副組長ニ於テ任免ス

第十條　組長ハ組合全体ノ事務ヲ總理シ責任ノ職務ヲ執行ス

第十一條　副組長ハ組長ヲ補翼シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ノ權ヲ有ス

第十二條　幹事ハ正副組長ト協議シ組合事務ヲ整理シ又ハ正副組長事故アルトキハ各幹事ノ内ヲ以テ其職務ヲ代理スルモノトス

第十三條　書記檢査員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ各自擔任ノ事務ヲ整理スベシ

第十四條　書記ハ事務ノ都合ニヨリ正副組長ヨリ特任スル場合ニ於テハ代理權ヲ有スルモノトス

第十五條　理事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ各區域限ノ事務ヲ掌ルモノトス

第十六條　正副組長幹事ノ任期ハ二ケ年トシ理事ノ任期ハ三ケ年トス前任者ヲ再撰スルモ妨ケナシ

第十七條　組長ハ事務章程ヲ規定シ各職員ニ遵守セシムルモノトス

第三章　組　合　員

第十八條　第三條ニ規定セル營業商ニ從事スル者ハ郡ノ自他ヲ問ハズ當組合ニ加盟スル事ヲ得

第十九條　組合員ニハ當組合ノ規約及連名簿ニ記名調印シ組合ヨリ交付スル證票ヲ携帶爲スモノトス

但シ手代ニハ附屬證票ヲ交付ス

第二十條　組合員ニ於テ除名ナストキハ證票木札共必ズ組合事務所ヘ返還スルモノトス

第二十一條　新ニ組合ニ加盟セントスル者ハ第二號書式ニ依リ加盟書二通ヲ製シ證票料金五錢ヲ添ヘテ事務所ニ差出スベシ

第二十二條　代幷轉居若クハ紛失毀損等ニ依リ證票ヲ書替又ハ再渡ヲ要スルトキハ請求書二通ヲ製シ手數料金五錢ヲ添ヘテ事務所ヘ差出スベシ

第廿三條　組合員ニ於テ退去ナサントス欲スルモノハ毎年通常會ヘ申出承認ヲ得ベシ

但シ臨時退去ヲ爲ス場合ハ轉廢業又ハ他管轄ヘ移住爲ストキニ限ルモノトス

第四章　檢　査　方　法

第廿四條　器械絲、座繰絲、提造絲、島田造絲、毀斗絲、生皮苧、出殼繭ヲ他府縣ヘ出荷セントス欲スルトキハ當組合ノ檢査ヲ受クベシ

第廿五條　器械絲、座繰絲、提造絲、島田造絲ハ出荷主當組合ノ檢査ヲ受クル際ハ各自ノ記名証印ヲシタル票札ヲ必ズ一

束或ハ一提毎ニ添付スベシ

第廿六條　生絲器械絲、提造絲、島田造絲ハ一束又ハ一提毎ニ住所氏名ヲ明記シタル印章ヲ押捺スベシ

但シ數量未滿ノモノヲ買集シ販賣スルモノハ其販賣人ニ於テ必ズ印章ヲ押捺スベシ

第廿七條　提造絲卷紙ハ量目一定ナラサレバ將來貿易上障害モ可相生ニ付別紙雛形ニヨリ之ヲ調製シ組合内當業者ニ頒ツベシ

第廿八條　生絲及附屬品出荷主ハ當組合事務所ヘ記名証印ナシタル各商票ニ用ユベキ印鑑ヲ豫メ届出置クモノトス

第廿九條　當組合ニ於テハ第三號雛形ノ証紙ヲ製シ生絲及附屬品檢查ノ上之ヲ貼用ス

但シ組合外ニ於テ檢查ヲ要シタルモノト雖再檢查ヲ爲スモノトス

第三十條　証紙料ハ檢查ノ際直ニ收入スルモノトス

第五章　事務規定

第三十一條　生絲、附屬品檢查及荷造ハ別途規定ニヨリ執行ス

第三十二條　統計及報告ノ調查ヲ爲シ左ノ類別ニ從ヒ組合一般ニ告知スベシ

一、事務所會議決議ノ要點ヲ報告スベシ

一、生絲及附屬品ノ調查

一、會計決算報告

第六章　經費

第三十三條　當組合ノ經費ハ証紙料、証票料、卷紙料及雜收入ヲ以テ之レニ充ツ若シ不足ヲ生ズルトキハ通常會ニ於テ適宜賦課法ヲ設ケ補充シ又剩餘アルトキハ翌年度ノ繰越金トナスベシ但シ會計年度ハ六月ヨリ翌年五月迄ヲ一期トス

第三十四條　証紙料ハ第廿四條ニ揭ケタル各種ニ付キ通常會議決ノ定額ニヨリ徵收スベシ

第三十五條　經費收支ノ課目左ノ如シ

收入之部

一、証票料
一、証紙料
一、卷紙料
一、雜收入

支出之部

一、役員報酬及給與
一、役員出張及巡回旅費
一、會議費
一、諸傭及小使給

一、事務所家賃
一、郵便電信其他通信費
一、需用品費
一、備品買入費
一、報告及印刷費
一、理事々務取扱費
一、証紙調製費
一、証票調製費
一、巻紙調製費
一、雑　　費

第七章　會　　議

第三十六條　通常會ハ毎年四月ト定メ臨時會ハ組長ニ於テ必要ト見認ムルトキ又ハ組合員五分ノ二以上同意或ハ議員過半數ノ同意見アルトキハ何時ニテモ開設スベシ

第三十七條　議員ハ各區毎ニ同盟者三十名迄ハ一名ヲ公撰シ人員三十名增毎ニ議員一名ヲ增員ス

第三十八條　組合員五分ノ二以上同意ヲ以テ臨時會ヲ請求シタルトキハ組長ニ於テ其請求ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之レヲ開ク若シ開カザレバ請求人自ラ開會スルコトヲ得

第三十九條　正副組長及幹事ハ議員ヲ兼ヌルコヲ得

議員ノ任期ハ二ケ年トシテ一ケ年毎ニ其半數ヲ改撰ス前任者ヲ再撰スルモ妨ケナシ

第四十條　正副議長ハ其會出席議員ノ互撰ヲ以テ之レヲ定ム

第四十一條　會議ハ議員半數以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ

但シ同會議ノ再招集ニ應セザルトキハ此限ニアラズ

第四十二條　議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否相半スルトキハ議長之レ決ヲス

第八章　不正濫造違約者處分法

第四十三條　左ノ項目ノ品類ハ一切賣買ナスベカラズ

第一項　良繭ニ玉繭ヲ混ジ黐絲ニナシタルモノ

第二項　生絲ニ不正ノ物質ヲ以テ故ラニ量目ヲ增加ナシタルモノ

第三項　屑糸絲生皮苧類ニ石粉又ハ糊粉等ヲナシ或ハ藥品若クハ鹽水等ヲ以テ量目ヲ增加ナシタルモノ

第四項　楮皮麻苧杯ヲ以テ屑糸絲生皮苧ニ類似贋造ナシタルモノ

第五項　出穀繭ノ中ヘ土砂雜穀類ヲ混入シ故ラニ量目ヲ增加ナシタルモノ

第四十四條　第四十三條一項ヨリ五項ニ至ル各項ノ物品ヲ賣買

ナシタルモノハ金一圓以上金五十圓以内ノ違約金ヲ出サシム

第四十五條　第四十三條各項ノ賣買者ハ違約金徵收ノ上事情ニヨリ組合ヲ除名シ一般ヘ公告スベシ

但シ本條ノ處分ニ際シ悉皆過失ニ出デタル事實判明情狀宥恕スヘキモノハ本條ノ限リニアラズ

第四十六條　第四十四條第四十五條ノ處分ハ正副組長幹事ノ協議會ニ於テ輿論ニ決ス

第四十七條　第二十九條ニ掲ケタル物品ヲ無檢査無届出爲シタルモノハ出品類ニ貼付スヘキ証紙料ノ五倍ヲ違約金トシテ徵收ナスモノトス

第四十八條　總テ違約者ヨリ徵收シタル金額ハ當組合事務所ノ雜收入トス

第四十九條　組合員ニ於テ自己ノ故意ヲ以テ此ノ規約ニ從ハザル所業アルト認ムルトキハ會議ノ決議ヲ經テ退去ナサシメ新聞紙其他ノ手續ヲ以テ公ニ廣告スベシ

第五十條　第四十三條ニ違背シタル不正品ハ處分後直ニ組合員タル本人立會ノ上原質ニ復サシムヘシ

第五十一條　第四十三條各項ノ不正品取扱上組合員外ニ渉ルトキハ當本組合於テ本縣第四十三號蠶絲業取締規則ニヨリ直ニ其筋ヘ申告スベシ

第八章　規約更生增補

第五十二條　此規約實施ノ上更正增補ヲ要スルトキハ會議ノ決議ヲ經テ縣知事ノ認可ヲ得之レヲ更正加除スルコトヲ得ベシ

提造絲卷紙雛形

一、用紙西ノ内百枚ニ付量目六匁

長サ五寸五分　巾八分

第一號

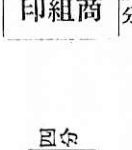

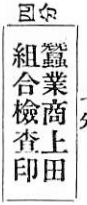

楕圓形ノモノトス
七分



第二號

加盟証

拙者儀蠶業商ニ從事候ニ付テハ今般當組合ニ加盟シ諸規約確守可致候間証票御交付相成度候也

何郡何町村第何番地

年　月　日　　何之誰印

何郡何町村
理事何之誰印

甕絲商上田組合御中

第三號



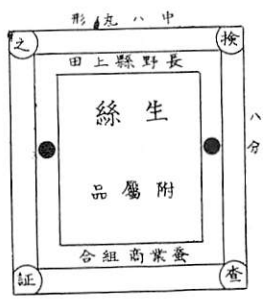

製絲並附屬品檢査及荷造規定

第一條　製絲ハ左ノ各項ニ據リ檢査ス

第一項　（デニール）（類節）（切斷）（春夏秋ノ區別）ニ付テ點檢ス

第二項　（デニール）檢査ハ試驗器ヲ以テシ類節檢査ハ肉眼ヲ以テ檢ス

第二條　器械絲及座繰絲ハ四級ニ區分シ品位ノ良否ヲ定ムルコト左ノ如シ

一等　絲質精良ニシテ類ナク光澤純美ナリ（デニール）十ヨリ十二半迄ノモノ

二等　絲質光澤稍劣リ（デニール）十二半ヨリ十五迄ノモノ

三等　絲質光澤佳良ナラズ少シク小類アル（デニール）十五半ヨリ十七半迄ノモノ

四等　絲質惡ク切斷アリ光澤ヲ欠シ大小類アリ（デニール）十七半以上十以下ノモノ

第三條　提絲ハ左ノ四種ニ區分ス

一等　朱判

二等　稀無双

三等　無双

四等　無銘

第四條　附屬品ハ物品ノ等級ヲ附セズ不正濫造ノ有無ヲ檢スルモノトス

第五條　肉眼檢査ニ係ル等級不適ト認ムル時ハ組長之ヲ判定スス

第六條　檢査員ハ規約第廿九條ノ証紙ヲ貼用シタルヤハ必ズ消印スルモノトス

第七條　檢査員檢査ノ節故意ヲ以テ不正ノ檢査ヲ爲シタルヤハ組長ハ役員協議ノ上相當ノ處分ヲナスベシ但シ其全ク過失ニ出ルモノナルトキハ此限リニアラズ

第八條　製絲ハ左ノ各項ニ據リ荷造リスルモノトス

第一項　器械絲、座繰絲、提造絲、島田造絲ノ各種ヲ區分シ合併荷造スルヲ得ズ

第二項　提絲ハ第三條ノ區別方法ニヨル

第九條　器械絲、座繰絲ハ二繰重ネヲ以テ一捻リトシ三十捻リヲ以テ一束トシ十五束ヲ以テ一個トス

第十條　熨斗絲ハ器械熨斗平熨斗ノ二種ニ區分シ生皮苧ハ器械生皮苧、平生皮苧ノ二種ニ區分シ出資繭ハ春夏秋ノ三種ニ區分シ荷造リスルモノトス

檢査員任用規程

當組合ノ檢査員タルモノハ從來製絲業ニ從事シ其業務ニ經驗成蹟アルモノ普通ノ文章算筆ニ通シタルモノ試驗ノ上採用スルモノトス

但シ從前蠶絲業事務所ニ於テ檢査役ニ從事シ其成蹟判明ナルモノハ直ニ任用スルモノトス

甲第四號

規約御認可願

信濃小縣郡上田町

小縣郡產絲業上田組合

當組合ハ從來信濃製絲組合ト稱ヘ來リ候處今回會議ニ於テ前記ノ通リ改稱致シ其規約別冊ノ通リ議定仕候間御認可被成下度此段奉願候也

小縣郡蠶絲業上田組合會

明治廿三年九月廿二日　議長　齋藤喜右衛門

小縣郡蠶絲業上田組合

組長　田中忠七

長野縣知事　內海忠勝殿

長野縣指令甲小第八五七號

書面之趣認可ス

但シ規約第四十六條末文「本人立會ノ上之レヲ廢業スベシ」ト訂正スベシ

明治廿三年十月八日

長野縣知事　內海忠勝　印

小縣郡蠶絲業上田組合規約

第一章　名稱位置及目的

第一條　當組合ハ小縣郡蠶絲業上田組合ト稱シ事務所ヲ小縣郡上田町ニ設置ス

第二條　當組合ハ蠶絲業ノ改良ヲ專ラニシ販路ノ弊害ヲ防ギ業務ノ安固ヲ圖リ荷造ヲ一定セシムルヲ以テ目的トス

第二章　組合員ニ對スル規定

第三條　絲繭用養蠶家並生絲製造及生絲商業者ハ組長ノ承認ヲ經テ當組合ニ加盟スルコヲ得

第四條　新タニ組合ヘ加盟セント欲スル者若シクハ手代ヲ使用セント欲スル者ハ雛形第一號ノ書式ニヨリ書面一通ヲ認メ事務所ヘ差出スベシ

但シ其年度中ノ賦課金ハ同時ニ納ムル者トス

第五條　組合員ハ當組合ノ經費ヲ分擔シ及ビ當組合ノ規約諸規程ヲ遵守シ組合會議ノ決議ニ從順ス可シ

第六條　組合員ニシテ當組合ヲ脫セント欲スルトキハ分擔スベキ經費（未納ナラバ）ヲ納メ雛形第二號書式ニヨリ書面一通ヲ認メテ事務所ニ差出ス可シ

第七條　組合員代替轉任若シクハ紛失毀損等ニヨリ証票書替又ハ再渡ヲ要スルトキハ雛形第二號ノ書式ニヨリ書面一通ヲ認メ書換手數料金三錢ヲ添ヘ事務所ヘ差出ス可シ

第八條　組合員ハ雛形第三號ノ証票（手代ハ附屬証票）ヲ所持ス可シ

第九條　組合員ヨリ事務ヘ差出ス書類ニハ必ズ其町村委事員ノ連署ヲ要ス可シ

第三章　役員ノ選擧及職務

第十條　當組合ハ左ノ役員ヲ置ク

組長　一名

事務長　一名

事務員　無定員

檢査員　同

書記　同

第十一條　各町村ニ委事員ヲ置キ組長ノ委任件ヲ分掌セシム

第十二條　組長ハ任期三年トシ會議ニ於テ公選ス

第十三條　事務長ハ組長推選シ議會之レヲ選任ス

第十四條　町村委事員ハ任期二ケ年トシ其町村組合員ニ於テ互選セシム

組合員十名ニ充タザル町村ノ委事員ハ組長ノ意見ヲ以テ最近町村ノ委事員ヲシテ兼任セシムルコトアルベシ

第十五條　町村組合員ノ便宜ニヨリ適宜世話役ヲ設クルコトヲ得

第十六條　書記檢査員其他有給役員ハ組長之ヲ任免ス

第十七條　組長ハ組合ノ事務ヲ總理シ其責ニ任ズ

第十八條　事務長ハ組長ノ委任ニヨリ諸般事務ヲ代理總理ス

第十九條　檢査員ハ組長ノ指揮ニ從ヒ檢査ノ事務ニ從事ス

第廿條　書記ハ組長ノ指揮ニ從ヒ庶務ニ從事ス

第廿一條　委事員ハ其町村ノ情況ヲ視察シ利害得失等ヲ調査シ時々事務所ヘ報告スル可シ

委事員ハ組長ヨリ時々指示スル所ノ事務ヲ整理スベシ

第四章　役員ヘ俸給及報酬

第廿二條　組長ハ名譽職トシ俸給又ハ日給ヲ給セズ

第廿三條　組長ハ其勞ニ因リ會議ノ決定ヲ以テ報酬ヲ與フ

第廿四條　町村委事員ハ相當ノ手當ヲ給ス

但シ支給額及配付法ハ毎通常會ニ於テ之レヲ決定ス

第廿五條　組長以下有給役員ハ實費ノ辨償ヲ受ク

第廿六條　事務長以下役員ノ俸給又ハ日給ハ會議決定額以内ニ於テ組長其支給額ヲ定ム

第五章　會　議

第二十七條　會議ノ開閉ハ組長之レヲ掌ル

第二十八條　會議ハ通常臨時ノ二會トシ通常會ハ毎年三月之レヲ開ク

臨時會ハ組長ニ於テ必要ト認ムル時又ハ議員ノ半數以上ノ請求ニヨリ隨時開會スル者トス

第廿九條　會議ノ決議ヲ以テ必要ヲ認ムルトキハ委事員ノ集會ヲ開クコトアル可シ

第三十條　會議ノ決議スベキ概目左ノ如シ

一、第二條ノ目的ヲ實行スルニ要スル諸規約及諸規定

二、組合ニ於テ起スベキ事業

三、組合ノ經費收支豫算

四、組合ノ爭訟又ハ訴願

五、臨時急施ノ事業ニ係ハル豫算外ノ經費追認

第三十一條　出常議員中互選ヲ以テ常議員七名補欠員三名ヲ撰擧ス

常議員ノ任期ハ一年トシ毎通常會ニ於テ改選ス

但シ前任者ヲ再選スルコトヲ得

第三十二條　常議員ノ決議スル可キ概目左ノ如シ

一、組長ノ諮問ニ應若ス

二、臨時急施ノ要スル事件

三、支出豫算各費目ノ流用
四、決算報告ノ認定
五、會計上ノ監査及其處分ニ對スル意見
六、規約規定補則ニ定ムル事項

第三十三條　議員ハ一町村一名トシ其町村組合員互選ヲ以テ定ム

第三十四條　正副組長ハ毎通常會出席議員ノ互選ヲ以テ定ム

第三十五條　會議ハ議員總數ニ對シ半數以上出席スルニアラザレバ開會スルコヲ得ズ

第三十六條　議事則ハ會議ノ定ムル處ニ據ル

第三十七條　議員ハ任期二年（通常會二回）トス
但シ前任者ヲ再撰スルコヲ得

第三十八條　議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否相半スルトキハ議長之レヲ決ス

第三十九條　各町村ニ於テ組合會補缺員一名ヲ撰擧シ議員事故アリテ出席シ難キトキハ其會限リ出席セシムベシ

第六章　事務規定

第四十條　第二條ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認ムル補則及諸規定ハ會議ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第四十一條　事務所ニ於テハ雛形第三號ノ証票及附屬証票ヲ調製シ縣廳ノ檢印ヲ受ケ組合員ニ交付ス可シ

第四十二條　組長ハ左ノ各項調査表ノ雛形ヲ調製シ各町村委事員ヲシテ定期調査セシムルモノトス

生絲製造高及其價額
絲繭川産額價格及其用桑量
} 毎年十二月廿五日限リ

第四十三條　事務所事務整理ノ爲メ必要ナリト認ムル規定ハ適宜組長ニ於テ定ムルコヲ得

第四十四條　組長ハ常議員ノ協賛ヲ經テ町村幹事ノ事務規定ヲ設クルコヲ得

第四十五條　事務所ニ於テ用ユル印章ハ雛形第四號ニヨル可シ

第七章　取締規則違犯物品處分規程

第四十六條　本縣蠶業取締規則違犯物品ニシテ該則第十七條ニヨリ組合ヘ下附セラレタル生絲ハ本人立會ノ上廢棄ス可シ

第八章　經費收支方法

第四十七條　當組合ノ經費ハ賦課金（人員割）及預ケ金ノ利子雜收入等ヲ以テ之ニ充ツ

第四十八條　賦課金ノ額ハ毎通常會ニ於テ之レヲ決定ス可シ

第四十九條　元小縣蠶絲業組合事務所經費殘余金ニシテ當組合ヘ配當ヲ受クル金額ノ內幾分ヲ以テ準備金ヲ置ク可シ

第五十條　準備金ハ確實ノ方法ヲ以テ增殖ヲ謀リ常費ニ使用ス

ルヿヲ得ズ

但シ收支豫算ニ不足ヲ生ジタルトキハ常議員ノ決議ヲ以テ一時操替置キ翌年度通常會ニ於テ之レヲ處分ス可シ

第五十一條　組合ノ經費收支豫算ハ毎通常會ニ於テ之レヲ議定ス

第五十二條　當組合ノ會計年度ハ其年四月ヨリ翌年三月迄トス

第九章　報　告

第五十三條　組合ノ經費收支決算及事務ノ顚末ハ精密調査ヲ遂ゲ毎年四月三十日以前ヲ期シ組合員ニ報告ス可シ

第五十四條　製絲及養蠶ノ事項ニシテ實業上ノ參考有益ト爲ル可キ事柄ハ驗速組合員ヘ報告ス可シ

第十章　罰　則

第五十五條　組合員ニシテ本規約第五條ノ規定ニ違背シタルモノアルトキハ組長ハ宜シク事實ヲ審察シ常議員會若シクハ本會ノ議決ヲ經テ組合ヲ除名スルヿヲ得

本條ノ場合ニ於テハ其事情ニヨリ新聞紙ヲ以テ廣告スルヿアル可シ

第五十六條　組長以下諸役員ニ於テ當組合規約及諸規定ニ違背シ若シクハ名義ヲ毀損シタルトキハ會議ノ決議ヲ以テ相當ノ處分ヲ爲ス可シ

但シ有給役員ニシテ組長ノ任免ニ屬スル者ハ組長之レヲ專行ス

第十一章　規約ノ更正加除

第五十七條　此規約實行ノ上不都合ノ廉アルトキハ會議ノ決議ヲ經テ更正加除スルヿヲ得

但シ官ノ認可ヲ得ルニアラザレバ無效トス

雛形第一號　（用紙ハ各中折界紙）

組合加盟之証

拙者義貴組合ニ加盟致度諸規約確守可致候條証票御交附相成度此段相願候也

信濃國何郡何町村大字何々

年　月　日　　加盟人　何之誰印

委事員　何之誰印

小縣郡蠶絲業上田組合

組長　何之誰殿

附屬證票請求書

何郡何町村

何之誰（手代之名）

右者拙者手代トシテ使傭致度候條附屬證票御交附被成下

度候也

何郡何町村

年月日　組合員　何之誰印

右

委事員　何之誰印

小縣郡蠶絲業上田組合

組長　何之誰殿

雛形第二號

證票書換再渡請求書

信濃國何郡何町村大字何々

一、證票第何號　所有者　何之誰

右ハ何々ノ理由ニヨリ(書換再渡)相成度手數料相添へ此段請求候也

年月日

右

何之誰印

委事員　何之誰印

小縣郡蠶絲業上田組合

組長　何之誰殿

組合退去届

拙者儀(何々ニヨリ)組合退去致度候條名簿除名相成度證票返納此段及御届候也

信濃國何郡何町村大字何々

年月日　退去者　何之誰印

委事員　何之誰印

小縣郡蠶絲業上田組合

組長　何之誰殿

雛形第三號

縣印

二寸三分

三寸三分

第何號

何郡何町村

何之誰

長野縣下

小縣郡蠶絲業上田組合之證

明治何年何月

長野縣下小縣郡蠶絲業上田組合事務所

事務所印

事務所印

一、蠶絲業取締規則ハ勿論組合規約ヲ遵守ス可シ

一、組合退去スルトキハ其組合事務所ニ返還ス可シ

一、此証票ハ毎年三月限其組合事務所ノ檢印ヲ受クルニ非ラザレバ無効タル可シ

廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年
事務所檢印				
廿八年	廿九年	卅年	卅一年	卅二年

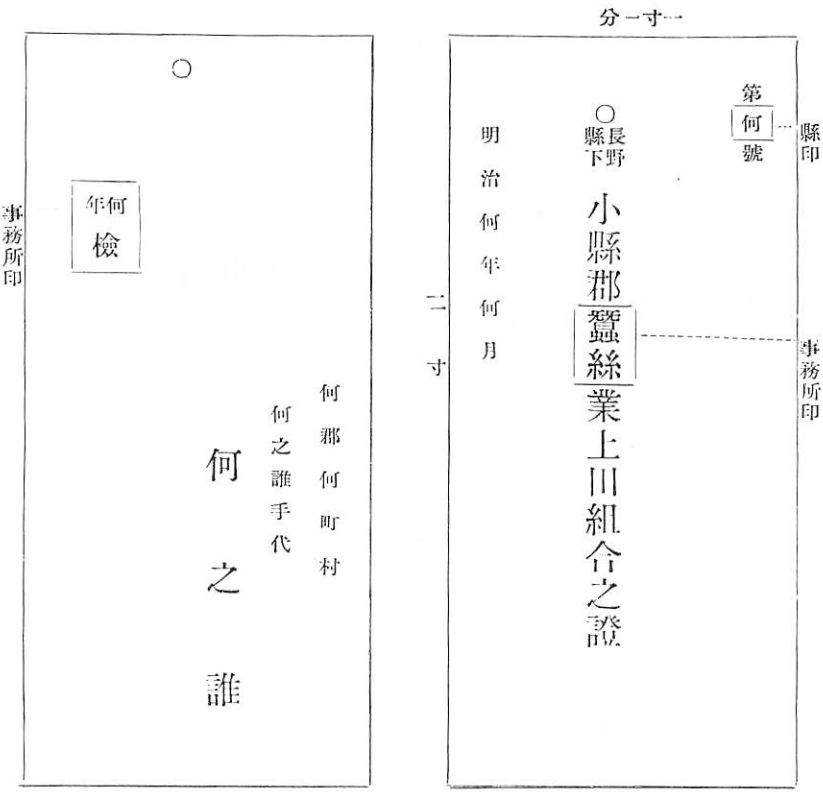
一寸一分
第何號
縣印
○長野縣下
小縣郡蠶絲業上田組合之證
明治何年何月
二寸
事務所印
○
何年檢
事務所印
何郡何町村
何之誰手代
何之誰

文字小篆

方一寸二分



小縣郡蠶絲業上田組合規約補則

第一條　生絲檢査

第一款　生絲檢査ハ製絲期中毎年八月一日ヨリ十月三十一日迄檢査人ヲシテ各町村ヲ巡回檢査セシムル者トス

第二款　生絲ハ左ノ各項ヲ標準トシ肉眼及器械檢査ヲ行フモノトス

第一項　絲質ノ善惡光澤ノ良否、細太、不均、結合ノ良否類節多少切斷ノ多少以上肉眼檢査

第二項　デニール强力多少伸度ノ長短以上器械檢査

但シ器械檢査ハ當分デニールヲ檢査スルニ止ム

第三項　本縣蠶絲業取締規則及組合規約補則等ニ違犯ナキヤ否

第二條　改良法奬勵

第三款　組長ハ時々檢査人其他ノ適任者ヲ派出巡回セシメ製絲及絲繭用養蠶改良法トシテ左ノ事項ヲ奬勵スベシ

第一項　製絲法ヲ一定シ其品位ヲ精良ニシ努メテ同一ナラシムルコト

第二項　總テ製絲ニ供スル繭ハ種類ヲ撰別シ良否大小ヲ混淆セシメザルコト

第三項　從來ノ提絲ハ漸次一階ヲ進メ終ヒニ器械製絲ニ改良セシムルコト

第四項　揚簇一尺度ハ五尺ニ一定スルコト

文字六皇朝エン分

七分



第五項　場返シノ際切口ハ親切ニ結ビ合セ又絲口ノ留メ方ハ本末ノ緒ヲ一纏メニシ割留ニスルコト

第六項　捻造力絲ハ水淺黄ヲ以テ一絇ヘ違掛ケ二ケ所ヲナシ二絇ヲ累ネ輪掛ト爲シ一操トナスコト

第七項　捻造絲ハ一操量目廿匁ヲ目的トス可シ

第八項　提絲ハ一操量目九匁ヲ目的トス可シ

第九項　提絲ニ用ユル元結ノ量目ハ百本ニ付六匁ヲ超過ス可ズ

第十項　養蠶ノ情況ヲ視察シ其飼育ノ適否ヲ監査スルコト若シ飼育法ニシテ不完全ノ廉アルトキハ製篤利害ヲ說明スルコト

蠶絲業組合時代の製絲檢查法

明治十九年蠶絲業組合取締所創設さるゝや共規約に基き蠶種、干繭、製絲及附屬品檢查方法を設け、又、檢查手數料及賦課金を議定し縣令の認可を得て之を施行せり。其蠶種に關するものは蠶種篇に繭に關するものは養蠶篇に述ぶるを以此篇に於ては製絲之部を主として記載せり。

蠶種干繭製絲及附屬品檢查方法

製絲之部

第五項　器械及座繰製絲（捻造）ハ製造人若シクハ荷主ニ於テ豫メ區分セル等級ヲ以テ並列シ左ノ順序ニヨリ檢查スベシ

第三條　雜則

第四款　器械座繰製絲ニ使用スル卷紙ハ事務所ニ於テ一定ニ調製シ原價ヲ以テ製絲人ニ賣渡ス可シ

第五款　器械座繰製絲人ハ前款定ムル所卷紙ヲ使用ス可シ

第六款　器械製絲場及諸器械製絲人座繰製絲人座繰揚蠶場等ノ取締法及之ニ必要ナル規程ハ組長之レヲ調製シ常議員ノ協賛ヲ經テ執行スルモノトス

生絲檢查員任備規程

一、生絲檢查員ハ製絲器械場ニ入學修業シタルモノ若シクハ製絲器械場ニ從事シ製絲法ニ通曉シ生絲ノ良否ヲ鑑別シ得ル者ヲ以テ任備ス

第一節　檢查人及參會ノ各製造人若クハ荷主ニ於テ各自ノ製絲ヲ點檢シ全体上ニ就テ品位ノ精粗ヲ鑑定シ第六節ノ點數ニヨリ投票シ、組長ニ出シ組長之ヲ平均シテ得ル處ノ點數ヲ別紙表目中相當ノ欄内ニ記入スベシ

但シ自己ノ生絲ニ對シ投票スルコトヲ得ズ

第二節　檢査人ニ於テハ仕立方及光澤ノ良否ヲ鑑別シ否ナルモノハ第六節ニヨリ其點數ヲ記入スヘシ

第三節　器械檢査ハ各自ニ於テ區分セル等級ニ付テ三等迄フ檢査區域トナシ抽籤ノ上該當シタル製絲（例ヘバ一等ノ當籤ナレバ各自ノ一等ヲ悉ク檢査絲トナスヲ云フ）ノ中ヨリ各四綟（隱シ札ヲ附ス）ヲ拔取一綟毎ニ左ノ手續ニヨリ四回ノ檢査ヲナスベシ

第一類ハ四百回器ヲ以テ平面ニ百回ヲ綟取シ、其大小ノ數ヲ算シ第六節ニヨリ點數ヲ記入スヘシ

第二切斷ハ四百回ニ付一斷アル毎ニ第六節ニヨリ點數ヲ記入スヘシ

第三「テトロ」ハ「デニール」器ヲ以テ之ヲ檢シ第六節ニヨリ其差毎ニ點數ヲ加ヘ之ヲ記入スヘシ

第四節　右手續ヲ終リ表日中器械檢査點數ノ小計ヲ合算シ總計ノ欄内ニ記入シ而テ之ヲ十六分シ以テ平均點ヲ定ム

第五節　肉眼檢査小計點數ト器械檢査平均點ト合算シ眞ノ點數ヲ得等位ヲ定ムルコト左ノ如シ

二十點未滿　甲位

四十點未滿　乙位

六十點未滿　丙位

以下之ニ準ズ

第六節　品位零點ヲ第一位トシ十點ヲ以テ極點トス

仕立方前段ニ同ク一位ヲ下ル毎ニ三點

光澤前段ニ同ク一位ヲ下ル毎ニ五點

大類一箇ニ付五點

小類二十五箇ニ付五點

切斷一箇ニ付五點

テトロ（標準ヨリ二分五厘ノ差ニ付）五點

第七節　檢査人ニ於テハ右手續ヲ完了シ結束センタメ更ニ區別セル等級ニ就テ其組ミ合セ方ノ當否ヲ檢シ等級ヲ定ムヘシ

第六項　提絲及長手造ハ左ノ節目ニヨリ一提又ハ一束毎ニ肉眼檢査ヲナシ等級ノ當否ヲ審定スヘシ

第一節　品位組ミ合セ方ノ精粗

第二節　絲質光澤ノ良否

第三節　細太ノ均否類節ノ多少

第七項　附屬品ノ檢査ハ總テ其種類ニ應シ精粗又ハ贋造物混淆ノ有無ヲ判定スヘシ

第八項　總テ檢査シタルモノハ其種類ニ應ジ相當ノ証紙ヲ貼付シ之レニ檢印スヘシ

第九項　總テ檢査ハ組長立會檢査人二名以上ヲ要ス　若不得止一名ニテ檢査ヲナスカ又ハ一時ニ多數ノ檢査ヲ要スル場合ニ於テハ製造人又ハ荷主中ヨリ助手セシムルコヲ得ヘシ

明治　年　月　日　檢査表

| 肉眼檢査之部 | | |

奇貨とし準則の下に立つ組合地區內に於て行商する事を得ざらしめ以て本縣蠶種の移入を阻止せんとする等幾多の障碍起りしかば、時の本縣知事內海忠勝は速かに準則を改正せられ度、若し改正ぜざるものとせば速に現行の準則を廢し、各府縣通商の便を與へられん事を內申し、且、時期切迫せるを以て實況陳述の爲特に書記官小野田元熙を出京せしめ前田次官と交涉の結果省中會議を開き遂に大臣の決裁を仰き閣議に上程せんとせる際大臣の更迭あり新大臣は本件に關し暫く勘考の上にて回答すべしとの事にて速に決定を見る能はざりき。

其爲本縣蠶種業者の蒙りたる損失と困難とは蠶種篇に讓るも實に今日より想像し能はざる悲慘のものなりきといふ。

されバ縣下蠶種業者よりハ速に新蠶絲業組合の設立を希望したれども製絲、養蠶業者等は寧ろ反對の意見を持し居たり。左に下伊那製絲業組合五十四名惣代吉澤利八頭取代理原勇馬よりの「建議」を揭げて當時製絲業者の意嚮を知るの參考に供せんとす。（蠶種篇參照）

建　議

新聞紙上ニカニ傳フ吾農商務省ハ本邦蠶業上施政ノ方針ニ就テ各縣ヨリ委員ヲ召集セラレ諮問スル所アリ而シテ其委員ハ之レニ向テ曾テ吾縣下ニ組織セシ組合法ニ彷彿タル答案ヲ呈シタリト此報ヤ稍信ニ近シ然ラバ本省ハ早晩之ニ據テ準則或ハ規則ノ大綱ヲ制定シ發布セラルヽコアルニ至ラン若シ準則或ハ規則ニシテ發布アリシ以上ハ之レガ縣下ノ實施方法ハ御廳ノ裁策ニ出ズルヿ當ニ然ルベキナリ去レバ御廳ノ裁策ハ吾々當業者ノ安危ニ關シ又實業ノ消長ニ影響ヲ及ス少ナカラザルヲ以テ謹テ玆ニ郡下五十有余名當業者組合ノ議會ニ於テ輿論ヲ問メ建議シテ明府閣下ノ御參考ニ供セントス

第一ノ希望抑モ吾々カ従事スル製絲ノ事業タルヤ一部ハ工業ニ屬シ一部ハ商業ニ係ハル故ニ其運動ノ範圍廣漠トシテ他ヨリ之レヲ箝制スベカラズ譬ヘバ工業上ヨリ言ヘバ器械ノ裝置完全ヲ望メバ費用嵩ミ製法ノ吟味嚴ナレバ自ラ工女ノ賃銀ヲ高メ加フルニ産額ヲ減ズ荷造ヲ整備セシメントスレバ徒ラニ時間ヲ要スル等ノ如キ患アリ去リトテ一概ニ之レヲ粗濫ニ委シテ顧ミル所ナクレバ忽チ信用ヲ損スルノ關係アリ之等ハ工業經濟ノ最モ研究ヲ要スベキ所ニシテ吾々正ニ業ニ當ル者數年ノ經驗ニ於テ猶其宜シキヲ裁計スルニ難キヲ苦ム、況ヤ一定不變ノ法ヲ以テ之カ宜シキヲ制セントス何ソ夫レ得ヘケンヤ又商業上ヨリ之レヲ言ヘバ原料ノ仕入ヨリ製造ノ時期或ハ物品ノ販賣ニ至ル迄吾々當業者ノ措置運動ニ依テ一刻千金ノ得失相岐ル、ニ至ル眞ニ商機ノ忽ニスベカラザル斯ノ如シ然ルニ法ヲ以テ其措置運動ヲ箝制セントス豈危險ナラズヤ

夫レ然リ而シテ吾々ノ事業ハ孤立ニ失アリテ共同ニ得アリ粗製ニ損アリテ改良ニ益アルハ各自已ニ覺悟スル所ニシテ今ヤ國中至ル處合同結社シ互ニ競爭シテ改良增進ヲ謀ルノ氣運ニ達セリ彼ノ不正奸策ヲ働キ一時ヲ僥倖スルモノ、如キハ此合同結社外ニ點々散在スル一小部分ノ者ノミ敢テ意ニ介スベキモノニアラズ

之レヲ以テ吾々ノ事業ニハ最早今日ニ於テ故ラニ法ヲ設ケ之ヲ制裁スルノ要アルヲ發見セズ之レ客年舊蠶絲業組合取締所會議ニ於テ御廳ニ請フ所アリ御廳ハ本省ニ稟議セラレ遂ニ本縣ハ準則ヲ範圍外ニ立チ自成組合ニ委シテ當時ノ組合解散ヲ許サレタル理由ナリト信ズ。然ルニ爾來歲月ヲ經ル尙未タ淺ク此方針ノ成蹟如何ナル結果ヲ呈スルヤ判然セザルノ今日ニ於テ若シ法ヲ制シテ組合ヲ成サシムルノ要アリトスルガ如キアラバ吾々當業者ハ大ニ服スル能ハザル所タリ況ンヤ本郡ノ如ク事ト時トニ當テ必要ヲ減ジ自ラ奮起シタル既成ノ組合アリテ漸次業務擴張ノ氣運ニ進ミツヽアルニ於テヲヤ故ニ當製絲ノ事業ニ向テハ斷然今日ノ儘自由組合ニ放任シ置カレンコヲ之レ第一ノ希望トス

第二ノ希望前段陳ベ去リタルハ法ヲ設ケテ組合ヲ成サシムルノ不必要タルヲ說キシニ外ナラザレ𪜈萬一本省ニ於テ準則或ハ規則ヲ發布セラレ勢ヒ縣下モ之レニ依テ組合ヲ成サヾルヲ得ザル場合ニ至レバ之レ止ムヲ得サルナリ之レニ就テ尙閣下ニ希フモノアリ曩キニ木梨前縣知事カ吾蠶業ノタメニ發布セラレタル蠶絲業組合取締規則ハ歲月ヲ經ルニ及ビ事業人智ノ進歩ニ從ヒ漸ク當業者ノ喜ハザル所トナリシノミナラズ互ニ軋轢ノ狀ヲ現ハシ固執相解ケザルノ結果遂ニ組合解散ノコトニ決セシハ深キ理由アリテ存セリ今其理由ノ重ナルモノ一、二ヲ擧ケン

蠶絲業ト言ヘバ其內製絲、養蠶、蠶種ノ三部ニ分業シアルハ自然ノ勢ナルニ前規則ハ之ヲシテ混同組合ヲ成サシメ諸般事業ノ規定等ニ至ル迄混同ノ議會ニ於テ評決セシメタルカ故ニ處決皆酒造家ヲシテ菓子製造法ヲ議定セシメタルト一般ノ感アリテ常ニ不適不平ノ出來事ヲ免カレズ之レ吾々同業者カ不可ヲ唱ヘシ大原因ナリ

議員選擧法モ從來論議紛紜ナリシニモ拘ハラズ遂ニ未ダ良案ヲ提出セシモノナクシテ止メリ此法タル實ニ出色非凡ノ良案ヲ得サレバ三業者ノ滿足ヲ購フコト蓋シ難シトス何トナレバ三業ヲ區分セズシテ選擧セシムレバ言ズシテ養蠶部ニ議員ノ多數ヲ占メラルヽハ明カナリ好シ又之レヲ三業ニ區分シ選擧セシメントスルモ勢ヒ法ハ養蠶部ヲシテ多數ヲ占メシメザル可カラズ若シ強テ之レヲ同視シ三部同數ノ議員ト爲スモ混同合議セシムルニ於テハ一部二部合スレバ三部ニ勝チ二部三部合スレバ一部ヲ制シ一部三部合スレバ二部ヲ厭スルノ弊害ハ必ズ惹起セザルヲ得ザルノ經驗アリ之レ吾々同業者ガ從來不幸ヲ蒙ムリシ根元ニシテ不可ヲ唱ヘン一因ナリ

元來前規定ハ此弊害ヲ拒ム能ハサリシヲ以テ組合ノ大本タル議會ハ軋轢止ム時ナク常ニ圓滑ナラズ從テ處決偏頗ニシテ爲メニ規則規約ノ實施成ラズ遂ニ無効ノ評ヲ爲サシムルニ至リシモノナリ

既ニ此弊害アリ之レヲ矯正スルヲ得ハ可ナリ若シ矯正ナラズンバ役員ノ選擧經費ノ決議檢査法等ノ評決ノ如キ何分

公平無私タルヲ得ル難シ殊ニ吾製絲業部ノ如キハ業者ノ員數少ナキニ從テ議員數モ勢ヒ多數ヲ占ムル能ハズ多數ナラザレバ會議法ニ於テ他ニ制セラルヽハ理ノ見易キモノナリ之レニ引キ換テ吾事業ハ運轉資本ノ高取扱荷物ノ額共ニ少々ナラザルヲ以テ利益ノ有無ニ拘ラズ外見ニ對シテ經費ヲ賦課セラルヽカ故ニ常ニ他ノ業務ト權衡ヲ失フノ歎ヲ免カレズ之レ亦不平ノ一因ナリ

以上弊害ト爲ス所ハ其最重ナルモノニシテ以下細微ナル故障ニ至テハ枚擧スルニ遑アラズ想フニ之等ノ諸弊ヲ矯正センコトハ蓋シ容易ノ業ナラズ之レヲ矯正セザル組合ノ如キハ曾ニ必要ナキノミナラズ必ズ相互ノ間ニ大害ヲ釀スニ至ルベキヲ信ズ之レヲ以テ吾蠶絲業者ニハ混同擔合ハ頗ル不適當ニシテ到底圓滑ノ實施ハ得ヲ望ムベキモノニ非ラズト考フ依テ本省ノ準則或ハ規則ニ付テ之レガ實施ノ方法ヲ裁策セラルヽニ當ラバ閣下宜シク各郡ノ實況ヲ糺シ事情又ハ經濟ノ許サヾルモノハ萬止ムナキモ吾郡ノ如キ三業部共ニ獨立シ得ベキモノハ自由ニ各業獨立ノ組合ヲ組織シ得ベキ樣御裁定アランコヲ之レ第二ノ希望トス

右建議仕候若シ夫レ筆紙ノ及ハザルモノヽ如キハ特ニ諸間ヲ辱フセバ倶ニ陳狀スル所アルベシ時下業期ニ接シ準則ノ計畫繁多ニシテ章句文字ノ撰修ニ暇ナク自然敬意ヲ缺クナキモノヲ得ズ幸ニ高恕アランコヲ請フ恐惶頓首

下伊那郡製絲業組合五十四名惣會

明治廿三年五月

議長　吉澤利八

右組合

頭取代理　原勇馬

長野縣知事　內海忠勝殿

蠶絲業組合の事業

明治二十二年三月十三日蠶絲業上田組合ハ同地方製絲ノ改良を圖らんか爲に弐千五百圓の費用を投じ生絲踏器械一千臺を購入し組合員の請求によりて之を貸與せんとし左の規程を設け監督員五名を置きて該器械の貸與使用法と奬勵指導せしむ。其書類次の如し。

官第六號

御認可願

小縣郡蠶絲業上田組合

一、製絲踏器械貸與規程

一、明治廿一年度經費收支豫算追加ノ件

右之二項目急施ヲ要スル件ニ付今回當組合臨時會議ニ於テ別冊ノ通リ議定致シ候條至急御認可相成度此段奉願候也

明治廿二年三月十三日

小縣郡蠶絲業上田組合臨時會

議長　倉澤良治

同　郡蠶絲業上田組合

副組長　倉島稱平

組長　藤本善右衞門

蠶絲業組合取締所

幹事　鷹野正雄

長野縣知事　木梨精一郎殿

製絲踏器械貸與規定

第一條　製絲踏器械一千臺ヲ置キ當組合員ノ請求ニヨリ第六條貸與例ニ照シ之レヲ貸與ス

第二條　踏器械ノ新調方貸與御使用奬勵方等總テ此規定ニ係ハル一切ノ事務ニ就キ組長ノ補佐トシテ監督委員五名ヲ置ク

第三條　監督委員ハ會議ノ意見ニヨリ投票又ハ組長ノ撰拔ヲ

以テ之レヲ任命ス其任期ハ三ケ年タルベシ

第四條　監督委員ハ給料ヲ附セズ

但シ出張巡回等ハ組長ト同額ノ旅費日當ヲ支給ス

第五條　組長ハ監督委員ノ勤勞ニヨリ報酬スベキモノト認ムルトキハ相當ノ額ヲ會議ニ請求スルコトアルベシ

第六條　製絲踏器械貸與例

第一項　當組合員ニシテ忠實ニ當蠶絲業組合ニ係ル規則規約等ヲ確守シ且生絲揚枠場（デニールヲ証明スル確實ノ檢査人アルモノ）ヲ有スルカ又ハ之ニ組合タルモノハ一人三臺以内踏器械ヲ貸與スルコヲ得

第二項　踏器械借受願望者過多ナルトキハ各揚返場ノ規模ト實際大枠連設數トニ割當テ組長監督委員ノ認定ヲ以テ分配貸與スルモノトス

第三項　踏器械借受願望者ハ左ノ雛形ニ準ジ當事務所ニ請求書ヲ差出スベシ其許否ハ追テ事務所ヨリ本人ニ通知スルモノトス

（用紙中折罫紙）

製絲踏器借受請求書

何町村何某何女又ハ姉妹

一、踏器械何臺　　工女　何之誰

……

……

前記器械貸貸御許容相成度此段請求仕候也

何町村何揚枠所主又ハ組合人

年月日　　何之誰

世話役　　何之誰

理事　　何之誰

組長宛

第四項　踏器械借受願望者事務所ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ借受証書ト使用料持參シ事務所ヨリ器械ヲ受ケ取ルベシ

一錢印紙

製絲踏器械借受証

何町村何ノ某何女又姉妹

工女　何之誰

一、踏器械何臺

……

……

一、製絲踏器械貸與規定一部

右正ニ借受候依テ御渡ニ相成候製絲踏器械貸與規定ヲ忠實ニ確守可仕候若シ右規定ニ違犯スルカ又ハ牴觸ヲ生シ候節ハ同規定ニ照シ相當ノ御執行ヲ受ケ聊カモ異議申間敷候也

何町村

年月日　何之誰

組長宛

第五項　一人ニテ長ク借受使用スル者ノタメ賃貸時間ヲ分ケ四期トナシ器械一臺毎期ノ使用料左ノ如シ

第一期　翌年四月迄　金一圓
第二期　第一期ノ次年四月迄　金七十錢
第三期　第二期ノ次年四月迄　金五十錢
第四期　第三期ノ次年四月迄　金三十錢

第六項　使用料ハ毎期前納タルベシ若シ返却セント欲スルモノハ翌期ニ至ラザル前組合事務所ニ器械ヲ返納シ差シ出シ置キタル踏器械借受証書ヲ受ケ取ルベシ

第七項　第一期ヨリ四期迄使用料ヲ皆納セシモノニハ何時ニテモ其器械ヲ無代價ニテ譲與スベシ

第八項　毎期中途ニ返却スルモ既ニ拂ヒ込ミタル金員ハ還付セズ

第七條ノ場合モ亦同ジ

第九項　天災地變ニヨリ踏器械滅失シタルトキハ借受人之ヲ償却スルニ及バズト雖モ盜難其他ノ事故ニテ失ヒタル場合ニハ器械償却金トシテ翌年期分ノ使用料ヲ差出スベシ

第七條　踏器械借受人若シ此規定ニ違背シタル時ハ直ニ事務所ニ於テ其器械ヲ取戻スベシ

明治廿一年度經費收支豫算追加

一、金二千五百七十一圓九十錢	支出金額	
此譯		
金二千五百圓	生絲踏器械一千臺新調費	
但シ一臺金二圓五十錢ノ積算		
金六十七圓二十錢	生絲踏器械貸與方監督委員巡回旅費日當	
但シ一人一日金七十錢延日數九十六日ノ積算		
金四圓七十錢	生絲踏器械貸與規定一千部印刷費	
但シ一部金四厘七毛一千部ノ積算		
一、金二千五百七十一圓九十錢	收入金額	

前年度經費殘余金ヲ以テ支辨ス

蠶絲業振興に關する各種の施設

明治十八年蠶絲業組合準則發布以來、蠶絲業に關する各種の法規等中央及地方の官廳より發せられ民間に於ても之に則りて各種の規約組合等の發生を見しが明治二十一年八月新任農商務大臣井上馨は長野群馬の二縣の縣官、蠶絲業家等二十余名を其磯部の別墅に招き蠶絲業上の諮問をなさんとし本縣に照會し來れるを以て、本縣は左の通牒を發して其出席を促せり。

「井上農商務大臣より蠶種絲ノ件ニ付諮問ノ儀有之候來ル五日群馬縣下磯部同大臣邸に出頭方可取計旨農務局長ヨリ照會ニ付同日出頭可致此段相達候也

明治二十一年八月一日　　長野縣

右の通牒により磯部に出張し八月五日井上農商務大臣邸へ出頭し其諮問に應へ、又、大臣の意見を聞きたる人々は長谷川範七鷹野正雄（本縣公文及三吉米熊「三吉先生ニヨル」等なりしが如し。（「三吉先生」によれば同氏の井上農商務大臣訪問は八月二十七日ならんとあり）

人絹發明の反響

明治十八年（一八八五年）佛國に於て人造絹絲發明せられ其報一度本邦に傳はるや本邦製絲界に一大衝動を與へたり。ことに本縣は蠶絲業を以て生命とせるを以て渡邊驥を幹事長とし中村彌六、田中平八、小野田元熙を幹事として明治二十二年十二月創刊號を發行せる信濃殖產協會雜誌には早くも之に對する諸名士の意見發表せられたり、今其主なるものを採錄すれば次の如し。

「蠶絲業家の勁敵現はる」

絹絲は從來養蠶家の特有産物とせし所にして蠶を養はざれば他に絹絲を得るの道なきが故に養蠶の業は年に豊凶あること普通一般の農業よりも甚だしくして爲に往々不測の損失を招くの恐あるにも拘はらず外に之と競爭するの敵手なきこと實に安心の至りなりしが方今學術の進歩は實に旭日の昇るが如く遂にいつ迄も此養蠶家の安心を許さゞるの大敵を生出する事とはなれり。此大敵とは卽本年佛國の萬國博覽會に始めて世間に其評判を廣めたる彼の人造の絹絲にして蠶を養ふことなくして絹絲を製するの法を發明したるの人は實に佛國の「シヤルドンネー」氏なり。今左に氏が多年の工夫によりて發明したる方法の概略を記して學術の効力は實に貴重すべきものなることを示し彼の學理を輕視するの徒に向つては其の迷を破らしめ養蠶家に對して此の大敵と競爭するの覺悟を以て熱心に其事業の改良を計らんことを切望せんとす」と述べ次に人造絹絲の製造方法を説明せり。（信濃殖産協會雜誌明治二十二年十二月一號）

「勁敵いよ〳〵猛し」

佛國シヤルドンネー氏が人造生絲の新發明は蠶絲業の一大勁敵なり、——我蠶絲業も遠からずして此勁敵と競爭せざる可らざるの命運に際會すべし蠶絲の業を以て國脉を繼ぐ我國殊に我信濃の如きは今より豫め之が覺悟をなしてゆめゆめ用意を油斷あるべからずと前號の紙上に其大略を報じたりしが今又ニユーヨークタイムスの報ずる處によれば此勁敵は米國に於て其勢を猖獗ならしめいよ〳〵天然生絲を壓倒せんとの意氣込を以て其事業を始むるに至れるが如し年々百萬ポンドを生産すべき人造生絲の機械所は特に一大合本會社を以てニユーヨーク近傍に新築されんとし米國無數の絹商人等は爲に數回の集會を開きていたく其頭腦を病せり。我蠶絲業家諸氏如何ぞ之を對岸の火災視すべけんや今左に此合本會社の設立に至れる次第を明にし其實に容易ならざる勁敵たるの事實を證し兼て此人造生絲の發明に

關する一二の新聞を掲げて玆に前號の遺漏を補ふべし。（同誌第二號二十三年一月發行）

「人造絹絲に就て　農學士　齋藤祥太郎」

近頃佛國に於て絹絲の製法を發明せるものあり其製法に係る絹絲を以て之を蠶兒の絹絲に比するに硬軟強弱光澤等は異る處なくして代價に至つては殆んど三分ノ二を減ずといふ。嗚呼人工の妙それ既にこゝに至れるか、日本は養蠶の國なり、養蠶は日本國富の大部分をなす者なり而して日本に於て養蠶の最も盛なるは信濃地方なり。余は嘗て信濃に於て數年の鹽を盡したる者なり。豈人造絹絲に就て信州の爲に一言せざるを得んや」とて安きを取り高きを捨つるの人情、彼は取られ此は捨てらるゝの結果を生ずる事なきを得べきか」と案じ支那國産の空青が「アルトラマーン」に壓せられ「ベツセメル」の製鋼法起りて鑄鐵の復た鐵軌として用ひらるゝ事なきに至れる實例をあげ」然も是等は必要品に屬するものなれバ然るも驕奢品に屬するものは之と趣を異にすとて僞珊瑚發明せられても眞珊瑚愛せられ、硝子にて造れる金剛石は眞の金剛石に妨害を加ふる事能はず、電氣鍍金如何に巧妙なりとも金滿家のメツキ時計をかけメツキ指輪を用ふるを聞かず絹絲絹布も驕奢品なり人造品世に出づるも貧窮にして天然品を用ふる事能はざる者の外は之を顧るものなかるべしと福翁に似たる意見をのべ人絹盛に世に行はれたる後の影響を表記して

一、貧人も絹布を纏ふ。

二、貧人も絹布（人造）富客も絹布（天然）といふことゝなりて兩者の區別甚だ困難なるに至るべし。

三、富客は今日の物より余程精選の物を欲するに至るべし。

四、貧人と見られんより富客たらん事を欲するはこれ其情なり故に人絹行はれて非常に廉價を唱え品位下等社會に適すと定まる以上は天然絹絲を購買するもの意外に多かるべし。

といひこれ故に人造絹絲を以て蠶業の大敵となすは蓋し杞人の憂たるを免れざるべし、余は信濃人の必要品と驕奢品との區別を熟思しこの絹絲の評判に惑はされて肝要なる蠶業を等閑に附するが如き事なからん事を希望す。（同誌第三號二十三年二月發行）

「人造絹絲に就き農商務省五等技師高橋信貞氏說」

一、佛國政府に於て外國輸入の繭絲に課稅するに至りたること。

二、人絹の價格天然生絲の三分ノ二乃至四分ノ三といふ事に疑なき能はず。

三、專賣權五十萬弗は世界絹絲の價格に一大變動を與ふるものとしては安きに過ぐ。

と述べ終に予輩が實驗する所を示して果して蠶絲の代用を爲すにる足や否やを詮述せんとて。

一、爆發燃質ありて人体に近づくる能はざる事。

二、色澤の不佳なること（鼠色除くには經費を要す）

三、強彈力の弱きこと。

四、手觸りの柔軟ならざる事。

五、織維抱合の緊密ならざる事。

等をあげ右五項につき十分說明せる後、以上臚列せる如く人造絹絲は未だ一も天然絹絲の資格を具有せざるものなり發明者は向後學理の應用を以て如何なる造化の私藴を穿ち如何なる奇功を奏し得べきかは之を知るを得ざれども今日予輩の見る處を以てせば人造絹絲の發明は或一種の織料となすを得べきも天然生絲の代用を爲すに至るが如きは予輩の未だ容易に信ずる能はざる所なり、然るに外國の報道一たび我新聞雜誌に見はるゝや蠶業幼稚の地方に在ては將

に栽培せんとして現に購求したる桑苗を投棄せんとし或は從來已に栽培したる桑樹をも之を抜き捨てんとする者あり又或は計畫の成りたる製絲場の建築をも之を廢せんとし或は其已に建築したるものをも之を毀たんとする者ありとの報道續々其筋に達せりとぞ又予輩にも遙々書を寄せて意見を問ふもの日に幾通なるを知らず因て茲に予輩の意見を吐露して彼我應問の便を謀らんとす。

予輩が人造絹絲の報道に對する疑團及び該絲に對する意見は前既に述ぶるが如し。然らば我蠶業は將來如何なる方針をとるべきか(中略)我蠶絲の價格が今日より二割乃至三割の低落を見るの日早晩之あるべし假令之あるも當業者の伎倆の進歩如何によりては尚其命脈を維持するの余地なきに非ずとは余輩の常に主張せる所なりされば人造絹絲が發明者の企圖せる如き一大成功を奏するに至るも我當業者は豈躊躇すべき秋ならんや況んや其成功は渺漠として之を測度すべからざるに於てをや而して佛國蠶業の運命如何を看察する時は彼の蠶業は最早其極點に達したるものにして外國より輸入の繭及蠶絲に課稅する如き政略上の保護を得るに非ずんば得失相償はざるに至れり、譬へば我は恰も旭日昇天彼は夕陽將に西に沒せんとするが如きものなり、故にもし我蠶絲にして低落の困難に遭遇する事あらんか必死の覺悟を定めて勇奮突進して競爭場裡に勝を制するの手段を施すべし。これ余輩の大聲疾呼して當業者諸氏に望まんと欲する所なり、終りに臨み尚一事の當業諸氏に望むべきものあり諸氏も知る如く本邦より年々海外に輸出する蠶絲類の總價格は殆んど三千餘萬圓の多きに達せるに非ずやもし本邦に蠶絲産出せざらんか何を以て國内の經濟を維持し何を以てか海外の貿易に供用せん。記憶せよ蠶絲は本邦の富源たること、此富源にして一度涸渇せんか焉んぞ國家の命脈を保つことを得て、記憶せよ蠶絲は平和の戰爭に於ける本邦の一大利益たる事を此一大利益にして一度缺損せんか焉んぞ國家の體面を全ふする事を得ん嗚呼蠶絲の本邦に於ける重且大なること斯の如し故に陸産なり海産なり此蠶絲

に代ふべき三千餘萬圓の輸出を他に求め得るの方略あらんには強て蠶絲の事のみ主張せざれども其之を得ざるに於ては當業者諸氏は前途如何なる勁敵の競爭に遭遇するも百方對策を盡し飽迄此蠶業を維持し斃れて後止むの精神なかる可らず、然るに未だ人造絹絲の何たるをも審にせずして僅に其發明のあるを聞き遽に周章狼狽して降旗を皐頭に樹てんとするに至りては長大息の外あらざるなり。見よ今日佛國蠶業の境遇は如何なるか、內は勞力賃銀の高貴に苦しめられ外に伊太利及東方アジア殊に支那日本の劇しき競爭に遭遇し其業を維持するの困難なること前段に述ぶるが如くにして本邦蠶業の價格の二割若くは三割を減少するが如き比に非ざる事を、然れども佛人は猶よく千難を忍び萬苦を堪へ飽く迄之を維持せんとするの勇氣實に感ずるに餘あり我當業者諸氏豈愧づる所なからん哉。（二十三年三月發行同誌第四號）

「人造絹絲に就ての報知

農科大學　助教授
理學士佐々木忠次郎より父佐々木長淳氏への報知」

今回養蠶期に當り伊佛墺の三國巡回の際曾て御質問の人絹の事を佛國モンペリエー蠶事學校長デュスゾー氏に問合せしに成程人工にて絹絲を製出するを得れども容易に燃燒する性質あり、且光澤宜しからず到底絹絲に及ぶべき筈なしといへり。其後伊國パドウ蠶事學校長ペルソン氏に面會し又墺國醫事學校長ボルレ氏にも面會せしに人工絹絲の件は何れも同樣の思想に出て候因是見れば目下本邦養蠶家の彼れ是れ言ひ囃し之に惑はされて桑畑を漆椿畑に改めんと試むるが如きこと若し事實なりとせば驚愕の外なし假令ひ這後大學者輩出し天然絲と同樣の絹絲を製絲する場合ありとするも決して養蠶家に損もあることなしと確定せり況んやシャルドンネー氏の考案に係る人造絹絲の如きは取るに足らず是れ單に珍奇の玩弄物として觀るべしと雖も未だ以て實用に適するに足らず云々（明治廿三年八月發行同誌第九號）

而して此人造絹絲は明治二十二年佛國巴里に於て開會さるゝ萬國博覽會に出品され、これが發達如何は本邦産、天然絹絲の將來に至大の影響を及ぼすべきを以て、之が調査研究の爲全國より十八名の蠶絲業家を撰拔し、明治二十一年十月十五日より三日間農商務省に會議を開き、本縣よりは大里忠一郎三吉米熊兩氏出席せしが、會議の結果出席者中より四名の代表者を選び人絹調査の爲巴里に派遣する事となり、三吉大里兩氏の外群馬縣田中甚平埼玉縣木村九藏の四氏其選に當り案内役として高島得三(北海)を遣はす事となれり。

三吉米熊の洋行

明治二十二年二月九日農商務省技師高嶋得三(後の北海畫伯)非職長野縣屬三吉米熊歐洲出張を命ぜられ、本縣六工社長大里忠一郎、埼玉縣競進社長木村九藏、群馬縣吾妻蠶種業社長田中甚平等と共に海外視察の途に上る。大里氏等は廿二年八月歸朝せるも三吉氏は尚留りて伊佛の蠶絲業を視察研究し二十四年七月二十一日歸朝せり。

而して其際井上農商務大臣より指示せられたる視察要項次の如し。

今般伊佛兩國蠶絲業ノ狀況視察トシテ渡航候ニ付別紙條項取調方委囑候依テ手當トシテ一ケ月金百七十圓宛五ケ月間給與候詳細取調歸京ノ上復命スベシ

明治廿二年三月七日

農商務大臣伯爵　井上馨

第一　伊佛ノ蠶種業ハ如何ナル方法ニヨリ如何ナル順序ヲ經テ今日ノ進歩ヲ來タシタルモノナルヤ

第二　伊佛中央政府又ハ地方政府ハ從來蠶絲業者ニ對スル規則若シクハ準則又ハ他ノ方法手段ヲ以テ如何ナル保護ヲナセシカ又其保護ハ如何ナル場合ニ於テ如何ナル點ニマデ及ボシタルカ

第三　伊佛中央政府又ハ地方政府ガ現時蠶絲業者ニ規則準則或ハ他ノ方法手段ヲ以テシタル點ハ如何ナル場合マデニ至リ

居ルカ其規則等ヲ要スル時ハ如何ナル手續ニ因テ之レヲ送リ事實ニ適用セシムルカ

第四　蠶絲業組合ハ中央政府又ハ地方政府ノ法令ニヨリ之レヲ組織シ居ルモノナルヤ將タ單ニ當業者ノ營業自治ヨリ協同團結シ相互ノ規約ヨリ成立シ居ルモノナルヤ

第五　當業者相互ノ規約ヨリ成立シ居ルモノナルトキハ政府ハ如何ナル點ニマデ干渉スルカ凡テ當業者ノ自治ニ放任シテ毫モ之レニ干渉ヲ加ヘザルカ又法律規則ハ自由ニ任スモ他ノ方法手段ヲ以テ保護ヲ與フルカ

第六　蠶絲業組合ハ政府ノ法令ノ下ニ成立ツト民約上ヨリ成立ツトヲ問ズ各縣各郡ヲ通ジテ劃一ノ規則又ハ規約等ヲ遵守セシムル都合ナルヤ或ハ土地ノ狀況ニヨリ各其方法ヲ殊ニスルモノナルヤ

第七　蠶絲業組合ハ各縣各郡ニ於テ自由ノ運動ヲ爲シ更ニ各五合ヲ總理スベキ本部或ハ取締所等ノ設ケ無之モノナルヤ

第八　蠶絲業組合ハ養蠶、製種、製絲、蠶種商、生絲商等各組合ヲ異ニスルモノナルヤ又ハ蠶業ニ係ハル一切ノ營業者ハ一組合ニ加盟シ居ルモノナルヤ

第九　蠶絲業組合ニ加盟スベキモノノ資格ハ各自業務ノ多寡ヨリタルモノナルヤ將タ之レガタメ寡ニハ關係セザルモノナルヤ

第十　蠶絲業組合ノ經費ハ組合員業務ノ大小ニヨリ之ガ負擔モ亦輕重アルベシ此賦課方法ハ如何ナルモノナルヤ

第十一　蠶絲業組合員ノ資格ハ單ニ經費負擔ノ多寡ニ資スルモノナルカ將タ地區ニヨリ員數ヲ限ルノ制アルカ

第十二　蠶絲業組合ノ役員ハ其組合員ノ互撰ヨリ出ヅルモノナルカ將タ別ニ適當ノ者ヲ傭聘シ事務ヲ取ラシムル都合ナルヤ

第十三　蠶絲業組合ハ業務ノ改良進歩ヲ圖ルカ爲メ各組合ノ事業ヲ視察シ改良ノ方針ヲ示シ得ベキ熟練ノ者ヲ巡回セシムルカ如キコトヲ爲サザルヤ

第十四　蠶絲業組合ハ組合員ノ營業ニハ立チ入ラザル性質ノモノナルガ將タ營利ノ事業ニマデ立チ入リ組合ノ自治ヲ謀ルノ權利ヲ有スルモノニアラザルヤ

第十五　蠶絲業組合民約上ヨリ成立チタルトキハ其規約ハ府縣知事又ハ農商務省等ノ認可ヲ經テ實施スルモノナルヤ果テ之レニ認可不認可ノ特權アラバ實施スベキ規約上ノ保護モ加ヘザルベカラザルモノト考フ之等ハ如何ナル都合ナルヤ

第十六　蠶絲業組合員組合規約ニ違ヒ又ハ脫退組合又ハ組合ニ入ルコヲ拒ム者アルトキノ處分方法ハ如何

第十七　蠶絲業組合ニテハ蠶種生絲等ノ檢査ヲ爲シ之レニ檢査印又ハ組合證紙等ヲ貼付シ品位ノ精粗ヲ明カニシテ需用者ニ販賣スルノ都合ナルヤ又組合團結シ居ルト否トニ拘ラズ凡テ其同業者中ノ習慣等委細ニ取調ルコト

第十八　桑園ト定リタルモノアラバ其桑園我一町歩ニ對スル稅如何若シ定リタルモノナキトキハ桑樹一本ニ對スル凡稅如何

第十九　桑園ノ仕方及栽培方肥料ノ分量其種類並一反歩ニ關シ桑葉收穫ノ量ハ如何ナルカ

第廿　桑園培養品ノ類ハ組合ニテ一手ニ求メ分配スルノ習慣ナルヤ

第廿一　養蠶室ノ構造大小ノ事

第廿二　養蠶家ハ收繭ヲ製絲家ニ賣リテ製絲ハ兼業セザルモノナルカ又養蠶家ハ其收繭ヲ製絲家ニ賃練セシメ自ラ之レヲ販賣スルガ如キ習慣ナルヤ

第廿三　養蠶ノ小作法ハ廣ク行ハルルカ其組織方法ハ如何ナルモノナルヤ桑苗ヲ營業スルモノト植桑者ノ間、植桑者ト養蠶者ノ間養蠶者ト製絲者ノ間ノ凡利益ノ自然分配法其連絡ハ如何ノ習慣アルカ統計表アラバ持歸リノコト

第廿四　製絲家カ生絲ヲ賃繰スルトキハ生絲一基ニ付幾許ノ繰賃ヲ得ルヲ通例トスルカ又賃繰專業者ノ製絲家アルヤ若シ之レアラバ其組織方法ハ如何

第廿五　養蠶家ノ合同ヨリ成立ツタル製絲場ニシテ單ニ各自ノ收繭ヲ繰絲シ生繭賣入ノ煩ヲ省キ最モ鞏固ナル製絲工業ヲ營ムモノハナキヤ若シアラバ其組織方法ハ如何

第廿六　製絲ノ浸蝕ニ殘リタル絲ノ分ヲ以テ紡績シタル佛語「アレブシー」ト云フ絲ハ如何ナルモノニテ一基ノ價凡ソ如何

第廿七　佛國ニテ織物製絲ノ業ヲ爲ス者ノ簿册ヲ設クベキ爲メニ定メタル千八百五十年三月七日ノ法律及其後改正アラバ其改正ノ件其取調ノ事

第廿八　製絲工女ト雇主ト約定書ノ雛形

第廿九　幼年ノ製絲工女ハ職工ノ雇入ニ非ズシテ徒弟ノ契約多キカ

第卅　製絲工女勞役履歷書ノ雛形

第三十一　伊佛兩國農會ノ組織

但其規則書ノ類アラバ持チ歸リノコト

第三十二　農會部長會頭ノ類官民混同ナルヤ或ハ官員ノ方多キカ人民ノ方多キカ

第三十三　製絲業モ農會中ノ一部ニ在ルヤ又ハ商法會ニ屬シ居ルヤ工業會ニ屬シ居ルヤ

第三十四　伊佛兩國農產物中普通ノ物品ハ何等ノモノ多額ナル　法

カ而シテ其利益我一町歩ニ比シ何程ナルヤ

第三十五　特別ノ職業ニ因リ官民共同体ノ會社アラバ其組織方　第三十六　不動產ノ人民所有大小集合ノ如何

三吉氏一行は三月十日横濱を出帆して四月十五日佛國マルセーユに着し、それより里昂に赴き、こゝに本據を置きて巴里に赴き万國博覽會を視察し、再び里昂に歸り佛國蠶絲業の視察を終へ、五月二十六日伊太利國ローマに赴き約一ケ月伊國の蠶絲業を視察し六月下旬再び里昂に還りて佛國各地を視察し、豫定の五ケ月間を終り、大里木村田中の三氏及高島北海は八月マルセイユを出發し米國を經て十月二十二日横濱に歸着せるも、三吉氏は、此僅々五ケ月の視察研究にては意、尚歉らずとなし更に滯歐一年有餘にして、明治二十四年七月二十一日神戸に上陸し、一旦故郷長府に歸り嚴父愼藏翁に見え、翌年二月再び長野縣に來れり、

爾來氏は長野市城山館歡迎會席上に於ける伊佛蠶業の沿革並に蠶病に關する演說、上田町の歡迎會に於ける歐洲桑樹栽培に關する演說を始めとして信州各地に招聘せられて熱心に歐洲の蠶絲業事情を說けり。是より前三吉氏の洋行に當り各地の知友書を寄せて蠶業に關する疑問を提起して其研究を委囑し、今又歸朝するに及んで蠶業に關する質問を爲す者多し、氏は一々是等質問者に解答を與ふるの煩多きのみならず、他に參照の具を缺き首尾瞭然ならざらん事を恐れ、一括して之に答へんとして「伊佛蠶業事情」（菊判百六十四頁附岡十九頁）を著し明治二十五年四月上田町信濃蠶業同攻會より發行せり。

三吉氏の信州各地に於ける講話演說並に質問應答と、本書とが元來研究心強き信州人に與へたる影響は頗る大なるものありしや元より疑を容れず。同年五月小縣郡立蠶業學校が天下に魁けて開校せられたるを始めとして、本縣に於ける蠶業教育蔚然として起り、本縣蠶絲業に關する施設經營亦氏の說に聽きて興り、他日本縣が蠶絲王國として天下に誇り得るの基礎を築くに至れり。

蠶業奬勵法案生絲檢査所設置法案第三議會に提出さる

第三帝國議會に議員鹽田奥造外七名より、蠶業奬勵法案、生絲檢査所設置法案提出せられたるも否決されたりしが後明治廿七年第七議會にて通過せり。

大日本蠶絲會の創立

此年二月十五日大日本蠶絲會創立され毎月一回會報を發行する事となり、又、同年六月河瀨秀治、神鞭知常、江原衞六、星野長太郎、八田達也等の發起によりて蠶絲振興會設立せらる。其目的とする所は、㈠養蠶の改良增殖㈡蠶種改良㈢製絲を改良して光澤纖度を均一ならしむること㈣檢査所を設けて生絲の信用を固くすること㈤生絲輸出を擴張し及販路を開拓する事等なり。

製絲工場の激增

二十五年は春蠶不作にして俯舒甚だよからず加之原料缺乏して製絲家の困難する所なりしが夏秋蠶稍好果を得殆んど製絲額は前年に等しく而して絲價は未曾有の高値に昂り意外の利潤を得しもの少からず縣下全體の收入は最も巨額に達せり同年未調査による製絲場數百六十七ヶ所に達す。

長野縣生絲工場表　明治廿六年十月　（器械ノ部）

郡	町村名	工場名	起業年月	釜數	繰湯別	運轉別	繰婆別	一ヶ年ノ製造額	百斤ニ對スル製造費
南佐久郡	臼田町	臼田製絲社	明治廿三年七月	五〇	蒸氣	水力	再繰	三六九貫	九圓九〇〇厘
同	青沼村	大成社分社	日向器械	二、七	二〇	同	同	同	一四一	九二、〇〇〇

同	田口村	小	平	二三、四	一〇	同	同	同	三三	九三、〇〇〇
同	畑八村	大成社	畑八分社	二五、八	二四	同	同	同	一二八	九三、〇〇〇
同	平賀村	同	平賀分社	二一、七	四一	同	同	同	一四七	九三、〇〇〇
同	切原村	同	切原分社	二三、三	二六	同	同	同	六三	九三、〇〇〇
同	田口村	同	田口分社	二三、七	五〇	同	同	同	一五三	九三、〇〇〇
同	小海村	同	小海分社	二三、七	二〇	同	同	同	五五	九三、〇〇〇
同	内山村	同	内山分社	二三、七	三三	同	同	同	九七	九三、〇〇〇
北佐久郡	伍賀村	碓氷社	分社	二六、七	二〇	同	同	同	—	—
同	協和村	比田井清右衛門製絲場		二五、六	三〇	同	同	同	一八四	八四、七五〇
同	同	依田源次郎		二五、六	三〇	同	同	同	一五一	六八、三五
同	同	吉澤三祖太郎		二五、七	五	同	同	同	六八	六六、三五
同	大里村	純水館		二三、七	一〇〇	同	同	同	一、〇〇七	一三五、〇〇〇
同	五郎兵衛新田村	八岳社		二三、六	二四	同	同	同	二〇	九〇、〇〇〇
同	高瀬村	大成社鳴瀬分社		二三、八	一三	同	同	直繰	一〇〇	三〇、〇〇〇
同	本牧村	八岳社		二三、七	二〇	同	同	再繰	一四四	一一〇、〇〇〇
同	同	大成社		二三、七	二〇	同	同	同	一六〇	一一〇、〇〇〇
同	三都和村	眞瀬垣製絲		二一、八	一〇	同	同	同	五〇	七〇、〇〇〇
同	小諸町	淺岳社		二四、六	一〇〇	同	同	直繰	六六	一三三、〇〇〇

同	春日村	櫻井彌吉	二三、五	二〇	同	同	再繰	六三	一三〇、〇〇〇		
同	岩村田町	清水姥助	三五、一〇	一三	同	同	同	三五	八八、八八八		
同	同	清水虎藏	三三、七	二〇	同	同	同	九一	一〇八、四四三		
同	南御牧村	純水館	二一、六	二八	同	同	同	一四〇	一〇〇、〇〇〇		
同	布施村	八岳村	二一、六	三〇	同	同	同	一五三	一一〇、〇〇〇		
小縣郡	大門村	依田社㊂製絲場	三三、七	二〇	同	同	同	一三五	一三〇、〇〇〇		
同	長村	本原村四阿社 眞田支社	二六、七	二五	同	同	同	—	—		
同	同	大日向支社	二六、七	二〇	同	同	同	—	—		
同	同	横尾支社	二六、七	一〇	同	同	同	—	—		
同	長瀨村	山岸製絲場	二一、七	一三	同	同	同	一一九	一〇〇、〇〇〇		
同	中鹽田村	中塩田製絲場	二六、七	二〇	同	同	同	—	—		
同	同	若万生絲製造場	二六、七	一〇	火氣	同	同	—	—		
同	滋野村	清水館	二六、七	一四	蒸氣	同	同	—	—		
同	殿城村	依田社㊂製絲場	三三、七	二五	同	同	同	一五六	八八、〇〇〇		
同	依田村	國分社㊅製絲場	三三、七	三〇	同	同	同	一八五	一六六、〇〇〇		
同	同	依田社㊇製絲場	二六、七	四〇	同	同	同	—	—		
同	室賀村	清水舍	二一、八	二八	同	同	同	一八〇	九〇、〇〇〇		
同	神川村	國分舍	三三、七	五〇	同	同	同	四五	九〇、〇〇〇		

同	同	神川社	二三、五	五〇	同	同	同	三〇六	九五、〇〇〇
同	同	青光社	二三、七	二六	同	同	同	一七五	九七、〇〇〇
同	武石村	依田製絲元社	二一、八	一五	同	同	同	四三	九五、五五〇
同	丸子村	一 依田社	二三、七	七〇	同	同	同	六三〇	一一〇、〇〇〇
同	同	四 依田社	二四、七	二〇	同	同	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	同	五 依田村	二三、六	二〇	同	同	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	同	六 依田社	二四、六	二〇	同	同	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	同	七 依田社	二五、八	二六	同	同	同	二三〇	一一〇、〇〇〇
同	同	九 依田社	二三、七	二〇	同	同	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	富士山村	鹽田社	二三、一〇	二四	同	同	同	七〇	八〇、〇〇〇
同	上田町	信陽社	二三、七	一四八	同	同	同	一、三五〇	七二、〇〇〇
同	本原村	四阿社	二六、四	一〇〇	同	同	同	—	—
同	城下村	眞篤社	二三、七	三〇	同	同	同	三二〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	城下社	二三、七	二〇	同	同	同	一八〇	九六、〇〇〇
同	和田村	東上田社	二三、六	三〇	同	同	同	二、九九〇	一〇〇、〇〇〇
諏訪郡	川岸村	横内源右衛門製絲場	一三、六	三〇	同	同	同	四五〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	横内龜三郎製絲場	一七、六	增五二五	同	人力	同	四一四	一〇〇、〇〇〇
同	同	片倉角左衛門製絲場	九、六	二〇	同	同	同	三三三	一〇〇、〇〇〇

同	同	片倉傳太郎製絲場	二、六增四一二〇	同	水力	同	二、五一〇	九六、〇〇〇
同	同	片倉幾太郎製絲場	二三、六同一〇五四	同	同	同	八二八	九六、〇〇〇
同	同	花岡作太郎	一七、六同一〇二六	同	同	同	四一四	一〇〇、〇〇〇
同	同	林　金左衛門	一七、六同一〇三〇	同	人力	同	四五九	一〇〇、〇〇〇
同	同	花岡民藏	一三、七同四一〇	同	水力	同	三三三	九六、〇〇〇
同	同	宮澤保金治清正館	三三、四	三〇	同	同	一八五	一一〇、〇〇〇
同	同	鮎澤兵左衛門	三三、五	一〇	同	人力	同	七〇	一一〇、〇〇〇
同	同	片倉久兵衛	三三、四	三〇	同	水力	同	二一六	一一〇、〇〇〇
同	同	小松小一郎	三三、四	三三	同	同	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	同	宮澤九十郎清正館	三一、八	三〇	同	同	同	一五三	一一〇、〇〇〇
同	同	山崎勝右衛門	三三、四	一六	同	同	同	一三五	一一〇、〇〇〇
同	同	堀川丑彌	三三、四	一五	同	同	同	一三五	一一〇、〇〇〇
同	同	金原木工太郎	三三、四	一八	同	同	同	一六二	一一〇、〇〇〇
同	同	林　治良右衛門	三三、四	一五	同	同	同	一三五	一一〇、〇〇〇
同	同	鮎澤熊藏	三五、六	一〇	同	人力	同	八五	一一〇、〇〇〇
同	同	鮎澤三郎兵衛	三五、五	三〇	同	水力	同	一八〇	一一〇、〇〇〇
同	平野村	武居國吉	六、六增三〇四八	同	氣力	同	六三	一一〇、〇〇〇
同	同	武居兵吉　小松勘藏	六、六同九八四	同	水力	同	六〇八	一一〇、〇〇〇

同	同	柿澤　賜	六、六	三〇	同	人力	同	三四	一一〇、〇〇〇
同	同	武居代次郎　濱　視之助	六、六同六、一〇〇		同	氣力	同	一、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
同	同	濱　元三郎	三、六	一一	同	人力	同	九五	一一〇、〇〇〇
同	同	尾澤　金左衞門	六、六同一〇〇	二〇〇	同	水力	同	二、七〇〇	一一〇、〇〇〇
同	同	同	六、六	三一	同	人力	同	三三四	一一〇、〇〇〇
同	同	林　繼次郎	一八、七同三、六〇		同	氣力	同	八四〇	一一〇、〇〇〇
同	同	林　市十	六、七同一〇、三〇		同	人力	同	二七〇	一一〇、〇〇〇
同	同	林　源左衞門	一七、六同二、一〇		同	同	同	三一五	一一〇、〇〇〇
同	同	林　新一郎	六、六同一〇、三〇		同	同	同	二七〇	一一〇、〇〇〇
同	同	林　國藏	六、六同一三〇、二一〇		同	水力	同	二、七〇〇	一一〇、〇〇〇
同	同	小口晉次郎	八、七同一〇、六三		同	人力	同	五九四	一一〇、〇〇〇
同	同	橋爪卯之吉	六、七	三〇	同	同	同	三一五	一一〇、〇〇〇
同	同	橋爪爲左衞門	二、八同一〇、二〇		同	水力	同	一、三五	一一〇、〇〇〇
同	同	林　登	三、六同四、六三		同	人力	同	三三三	一一〇、〇〇〇
同	同	尾澤辰之助	六、六同一二六、一五〇		同	同	同	一、三六〇	一一〇、〇〇〇
同	同	中村　甫助	三、六	一五	同	同	同	一三五	一一〇、〇〇〇
同	同	林　兵太	三、六	二四	同	同	同	二三五	一一〇、〇〇〇
同	同	小口亞藏	三、六	三	同	同	同	三〇〇	一一〇、〇〇〇

同	同	尼澤增十郎	三、六	同	同	四三
同	同	中村万右衞門	三、六	同	同	三一三
同	同	林　勘助	三、六	三六	同	三五三
同	同	高木卯之助	三、四	三一	同	二八八
同	同	橋爪運吉	三、六	三五	同	三一六
同	同	小松勝左衞門	九、六	增四六	同	六三〇
同	同	林　清吉	一六、六	同四〇	一〇〇	一、三六〇
同	同	林　瀨平	一六、六	同一三〇	一七〇	三、〇五〇
同	同	林　仙左衞門	一六、六	同四六	一〇〇	九九五
同	同	林　要吉	一六、六	同九	三四	三八七
同	同	林　利三郎　林　熊吉	九、六	同一五	四〇	五四〇
同	同	小松常吉　小松宗太郎	一五、六	同五三	一〇〇	六三〇
同	同	小松　平重	三、六	三〇	同	四〇
同	同	林　增藏	三四、六	四〇	同	四〇
同	同	薩摩住藏	三六、三	一〇	同	—
同	同	林　用六	三四、六	三三	同	三五五
同	同	小口留藏	二〇、七	同一〇	一〇	一六〇
同	同	小口吉三郎	三六、六	三四	同	—

同	同	尼澤增十郎	三、六	三四	同	四三
同	同	中村万右衞門	三、六	二四	同	三一三
同	同	林　勘助	三、六	三六	同	三五三
同	同	高木卯之助	三、四	三一	同	二八八
同	同	橋爪運吉	三、六	三五	同	三一六
同	同	小松勝左衞門	九、六	增四六	同	六三〇
同	同	林　清吉	一六、六	同四〇	一〇〇	一、三六〇
同	同	林　瀨平	一六、六	同一三〇	一七〇	三、〇五〇
同	同	林　仙左衞門	一六、六	同四六	一〇〇	九九五
同	同	林　要吉	一六、六	同九	三四	三八七
同	同	林　利三郎　林　熊吉	九、六	同一五	四〇	五四〇
同	同	小松常吉　小松宗太郎	一五、六	同五三	一〇〇	六三〇
同	同	小松　平重	三、六	三〇	同	四〇
同	同	林　增藏	三四、六	四〇	同	四〇
同	同	薩摩住藏	三六、三	一〇	同	—
同	同	林　用六	三四、六	三三	同	三五五
同	同	小口留藏	二〇、七	同一〇	一〇	一六〇
同	同	小口吉三郎	三六、六	三四	同	—

同	同	尼澤增十郎	三、六	三四	同	四三
同	同	中村万右衞門	三、六	二四	同	三一三
同	同	林　勘助	三、六	三六	同	三五三
同	同	高木卯之助	三、四	三一	同	二八八
同	同	橋爪運吉	三、六	三五	同	三一六
同	同	小松勝左衞門	九、六	增四六	同	六三〇
同	同	林　清吉	一六、六	同四〇	一〇〇	一、三六〇
同	同	林　瀨平	一六、六	同一三〇	一七〇	三、〇五〇
同	同	林　仙左衞門	一六、六	同四六	一〇〇	九九五
同	同	林　要吉	一六、六	同九	三四	三八七
同	同	林　利三郎　林　熊吉	九、六	同一五	四〇	五四〇
同	同	小松常吉　小松宗太郎	一五、六	同五三	一〇〇	六三〇
同	同	小松　平重	三、六	三〇	同	四〇
同	同	林　增藏	三四、六	四〇	同	四〇
同	同	薩摩住藏	三六、三	一〇	同	—
同	同	林　用六	三四、六	三三	同	三五五
同	同	小口留藏	二〇、七	同一〇	一〇	一六〇
同	同	小口吉三郎	三六、六	三四	同	—

同	同	小口善重	一一、七同一七三 二九三	同	蒸力	同	三、一〇〇	一三五、〇〇〇	
同	同	小口村吉	一八、七同一一〇 一四〇	同	人力	同	一、四〇〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	小口福五郎	二四、六 三三	同	同	同	二一〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原房吉	一一、七同七一一〇	同	同	同	一、九八〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原禎藏	二四、六 八	同	同	同	一八	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原龜吉	二一、六 三五	同	同	同	三四三	一一〇、〇〇〇	
同	同	濱 八郎	二一、六 增八 二八	同	同	同	二三五	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原嘉八郎	二〇、六同三五 三〇	同	同	同	四四〇	一一、〇〇〇	
同	同	清水平八郎 清水廣吉	二四、八 三一	同	同	同	一四〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	高橋德太郎	九、六同二三	同	水力	同	一八〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原福太郎	九、六同三七	同	同	同	七〇〇	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原源兵衛	二一、八同四 一〇	同	同	同	二三三	一一〇、〇〇〇	
同	同	吉田和藏 吉田嘉代藏	二一、四同八 一〇	同	同	同	一、一三五	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原太藏	二〇、六同一八 四〇	同	同	同	三五三	一一〇、〇〇〇	
同	同	笠原喜助	二四、六 一二	同	同	同	一九八	一二、〇〇〇	
同	同	小口治助	二〇、六同二 三八	同	同	同	三三三	一一〇、〇〇〇	
同	同	宮坂政壽	二六、六 一〇	同	人力	同	一	一	
同	同	宮坂嘉十郎	二一、六同三 四四	同	同	同	三九六	一一〇、〇〇〇	

| | | |

同	同	今井要四郎	六、六同三六	同	水力	同	四六八	一〇八、〇〇〇	
同	同	增澤玉三郎	一三、六同三〇五	同	同	同	四五七	一一三、〇〇〇	
同	同	增澤三四郎	三、六	三六	同	同	三一六	一〇五、〇〇〇	
同	同	矢島德十郎	一〇、六同一五四	同	同	同	二四〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	矢島清次郎	一〇、六同一五三	同	同	同	二四〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	今井與一郎	一〇、六同一五八	同	同	同	二四三	一〇〇、〇〇〇	
同	同	矢島忠兵衞	一〇、六同二一三	同	同	同	一〇八	一〇〇、〇〇〇	
同	同	今井梅藏	一〇、六同二〇一〇〇	同	同	同	四四五	一一八、〇〇〇	
同	同	今井治之助	一〇、六同二一三	同	人力	同	一二一	一〇五、〇〇〇	
同	同	今井久作	三五、七	一六	同	水力	同	一三六	一一〇、〇〇〇
同	同	宮坂增吉	三四、六	三四	同	同	同	一八四	九五、〇〇〇
同	同	林竹五郎	六、六	六	同	氣力	同	—	—
同	同	八幡山兵衞	六、七	八	同	水力	同	一〇六	一〇〇、〇〇〇
同	同	鮎澤久五郎	三五、六	四八	同	同	同	三一三	九六、〇〇〇
同	同	井上傳兵衞	三六、六	三五	同	人力	同	—	—
同	同	山田爲三郎	九、六	一六	同	水力	同	三四三	九〇、〇〇〇
同	同	山田藤助	三六、六	一四	同	同	同	—	—
同	同	溝口源左衞門	一二、六	二〇	同	同	同	一九八	九〇、〇〇〇

同	同	山田杉三郎	三、六	二一	同	同	一七一	九〇、〇〇〇	
同	同	山田玉次郎	九、六	二四	同	同	二八八	九〇、〇〇〇	
同	同	小松謙三	二、六	三五	同	同	三七八	九〇、〇〇〇	
同	同	渡邊豊治	二、六	五〇	同	同	六八四	九六、〇〇〇	
同	同	高木政太郎	三、六	四〇	同	同	一三五	九六、〇〇〇	
同	同	山田七三郎	三〇、六	七五	同	同	一七〇	九六、〇〇〇	
同	同	武田庄右衞門	一七、六	五〇	同	人力	同	九六、〇〇〇	
同	同	鮎澤政治郎	四、六	一八	同	同	三三三	九〇、〇〇〇	
同	同	齋藤彌三郎	六、六	一三	同	同	二四三	九〇、〇〇〇	
同	同	林近三郎	三五、六	三三	同	水力	同	九〇、〇〇〇	
同	同	中村鎌次郎	九、六	増五九五	同	同	八六〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	三井仁兵衞	九、六	減三四一七六	同	同	一、五五〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	小河原繁藏	三、六	六四	同	同	六〇〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	井上善次郎	一八、六	増五一三	同	同	七四〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	永田國三郎	三、六	同一〇七	同	同	六五〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	横川洸四郎	三、六	二四	同	同	二〇五	一〇〇、〇〇〇	
同	同	篠遠傳義	三、六	六〇	同	同	五四〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	小河原喜右衞門	三、六	一八	同	同	一五三	一〇〇、〇〇〇	

| | | |

同	北條喜源太	二六、七	三〇	同	同	同	同	一	一	一
同	畑　政一郎	二六、六	三三	同	同	同	同	一	一	一
同	久保田喜三郎	二六、七	三六	同	同	同	同	一	一	一
同	上諏訪町 大和茂平治	三三、六減五三	同	同	同	同	同	一、〇三六	一〇二、〇〇〇	一
同	茅野彌右衞門	九、六同四一四	同	同	同	同	同	一、〇九七	九八、〇〇〇	一
同	柳澤善藏	一〇、六増七	三〇	同	同	同	同	三一八	九三、〇〇〇	一
同	横川庸賢	三一、六同四	三三	同	同	同	同	二八五	九七、〇〇〇	一
同	藤森源左衞門	一〇、六同六	二六	同	同	同	同	一四五	九八、〇〇〇	一
同	同	三三、六	三四	同	同	同	同	二八二	九八、〇〇〇	一
同	宮坂康光	三三、六	二〇	同	同	同	同	一五〇	九九、〇〇〇	一
同	小林伊助	三一、六同六	二六	同	同	同	同	二〇五	九八、〇〇〇	一
同	宮坂善吉	二六、四	二〇	同	同	同	同	一	一	一
同	小口金一郎	二六、四	二〇	同	同	同	同	一	一	一
同	塩原淵	二五、四	一八	同	同	同	同	二四三	一三四、〇〇〇	一
同	丸茂米作	二四、六	四〇	同	同	同	同	三六九	九五、〇〇〇	一
同	小口重則	二四、七	一一	同	同	同	同	九〇	一三五、〇〇〇	一
同	藤森藤作	二六、六	二八	同	同	同	同	一	一	一
同	四賀村 柿澤喜左衞門	二一、六	一〇	同	同	同	同	七八	九八、〇〇〇	一

同	同	茅野丑太郎	一〇、六	一〇	同	同	同	同	一三三	一〇〇、〇〇〇
同	同	濱　波之助	元、六	一三	同	同	同	同	一四六	一一四、〇〇〇
同	同	北澤久藏	一三、六増三一八	同	同	同	同	同	二七〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	五味文七	九、六	一八	同	同	同	同	二〇一	一一〇、〇〇〇
同	永明村	小川駒吉	一三、八	三五	同	同	同	同	三一五	一〇四、〇〇〇
同	同	矢崎仲藏	一四、七	三〇	同	同	同	同	二七〇	一三五、〇〇〇
同	米澤村	森元與助	一三、六	三〇	同	同	同	同	一三〇	一一六、〇〇〇
同	湖東村	保科幸藏	渡邊源次郎	一三、五	三八	同	同	同	四三六	一五七、〇〇〇
同	同	堀内友吉	清水第三郎	一三、六	三一	同	同	同	二四九	一五七、〇〇〇
同	同	堀内彌五兵衛		一三、六	一〇	同	同	同	一一一	一五七、〇〇〇
同	同	堀内重助	堀内力藏	一三、六	一六	同	同	同	一八四	一五七、〇〇〇
同	玉川村	田中梅藏		一四、六	二六	同	同	同	二七〇	一三四、〇〇〇
同	同	伊藤周吉		一三、六	四一	同	同	同	四五九	一一五、〇〇〇
同	同	丸茂重五郎		一三、六	五〇	同	同	同	三三一	一三〇、〇〇〇
同	同	丸茂米作		一三、六増一九〇	三六	同	同	同	二、九〇六	一三〇、〇〇〇
同	原村	小池玉吉		一六、七	三六	同	同	同	一	—
同	富士見村	細川博愛		一四、六	二〇	同	同	同	一六三	一〇〇、〇〇〇
同	同	折井長左衛門		一三、六	三三	同	同	同	九六	一〇〇、〇〇〇

同	金澤村	野口音重	二三、六	八〇	同	同	同	六三〇	一〇五、〇〇〇
同	宮川村	兩角源之助	九、六	減一四四 六〇	同	汽力	同	七六〇	一〇六、〇〇〇
同	同	兩角庄内	二六、七	一三〇	同	水力	同	—	—
同	同	五味米五郎	一〇、一	増五六 九四	同	同	同	九〇〇	一二四、〇〇〇
同	同	濱久兵衛	二五、七	一五	同	同	同	六三	一一五、〇〇〇
同	同	兩角永一郎	三五、六	七〇	同	同	同	八三〇	六五、〇〇〇
同	中洲村	鮎澤勇助	一三、六	二三	同	同	同	一六三	八九、〇〇〇
同	同	小池鯉鮒藏	一三、六	同一六 四六	同	同	同	三六〇	八九、〇〇〇
同	同	後町源左衛門	一三、六	三三	同	同	同	二八八	八九、〇〇〇
同	同	平林正邦	一三、六	増一三 四〇	同	同	同	三一五	八九、〇〇〇
同	同	後町總八	一三、五	三三	同	同	同	二七〇	八九、〇〇〇
同	同	河西惠一郎	三五、六	三四	同	同	同	二七九	八九、〇〇〇
同	湖南村	關伊助	一一、六	同一六 四六	同	同	同	七三六	一一六、〇〇〇
同	同	關利右衛門	一一、六	同一〇 四〇	同	同	同	五九九	一一六、〇〇〇
同	同	關初平	一一、六	同一三 三九	同	同	同	五八八	一一六、〇〇〇
同	同	金子長内	一一、六	同一六 三〇	同	同	同	三八一	一一六、〇〇〇
同	同	牛山保藏	一一、六	同一四 三四	同	同	同	三一三	一一六、〇〇〇
同	豐田村	伊藤助藏	一〇、七	同四 二〇	同	同	同	二三三	一〇〇、〇〇〇

同	同	伊藤平藏外三名	三三、五	六七	同	同	同	六四五	100、000	
同	湊村	五味歌次	二一、六	一七	同	同	同	一五三	100、000	
同	同	伊藤市藏	二三、六	二五	同	同	同	三三〇	八〇、000	
同	同	小坂定右衞門	二一、七	二〇	同	同	同	一八一	104、000	
同	同	小口忠藏	二三、六	二四	同	人力	同	三七九	九三、000	
同	同	小口齊一郎	二三、六	二八	同	同	同	二七〇	110、000	
同	同	山岡音次郎	二四、三	三三	同	同	同	四二九	九三、000	
同	同	山岡晉	二六、六	二七	同	同	同	—	—	
同	同	山岡千代吉	二一、六	增八三〇	同	同	同	三三五	100、000	
同	北山村	柳澤清八	二三、六	一六	同	水力	同	八一	八〇、000	
上伊那郡	赤穗村	太陽社	一七、六	三一				—	—	
同	同	中伊那組 小平友一郎	一一、七	二四				—	—	
同	同	同 松崎丑太郎	一〇、七	一				—	—	
同	宮田村	蠶業社	二三、六	二九一	蒸汽	水力	再繰	一、七一八	九〇、000	
同	同	太田組	一四、七	一八				—	—	
同	西箕輪村	小坂關太郎	二〇、六	七				—	—	
同	東春近村	新井兵治	五、六	四				—	—	
同	手良村	春日製絲場	二三、八	二〇	同	同	直繰	九〇	100、00	

同	中箕輪村	那須金次郎	二三、六	三	同	同	再繰	一五五	九三、〇〇〇
同	伊那村	小澤安太郎	二三、三	二三	同	同	同	一八〇	七三、〇〇〇
同	南向村	小池治三郎	二四、六	八〇	同	氣力	同	五八五	六〇、〇〇〇
同	小野村	小野社	二三、六	五〇	同	水力	同	五三七	一一六、〇〇〇
同	同	同	二五、六	一〇	同	同	同	五三	一一六、〇〇〇
同	東伊那村	伊藤勝次郎	九、五	四				—	—
同	片桐村	寺澤增次郎	二四、七	五	同	同	同	二五	一一〇、〇〇〇
同	美篶村	白鳥傳十郎	二五、八	三				—	—
同	高遠町	明十社	一〇、七	二四				—	—
同	同	荒井龜次郎	一〇、七	五				—	—
同	同	黒河内近一郎	二三、七	二五	同	同	同	二四〇	一一五、〇〇〇
同	伊那富村	加島覺太郎	一一、七	五				—	—
同	同	小松桃藏	二三、六	一三	同	同	同	一六六	一一〇、〇〇〇
同	同	栗林喜代作	二四、六	一七	同	同	同	二一七	一一〇、〇〇〇
同	同	林乙三郎林三郎	二六、六	三〇	同	同	同	—	—
同	朝日村	門村市之亟	三、一	一八	同	同	同	一四九	一〇〇、〇〇〇
下伊那郡	下川路村	菅沼民之助	一〇、七	四三	同	汽力	同	四九五	一一〇、〇〇〇
同	神稻村	菅沼製絲場	九、七	三〇	同	水力	同	三〇〇	一〇〇、〇〇〇

同	同	福澤製絲場	一〇、五	一〇	同	同	同	同	一〇〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	片桐製絲場	一五、七	一〇	同	同	同	同	三五〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	清水製絲場	一八、七	三〇	同	同	同	同	四〇〇	一〇〇、〇〇〇	
同	同	原製絲場	二六、七	一三	同	同	同	同	—	—	
同	生田村	長峰製絲場	三三、六	一六	同	同	同	同	二六	九〇、〇〇〇	
同	下條村	下條製絲場	三三、六	二四	同	同	同	同	一七〇	九〇、〇〇〇	
同	上鄉村	山田製絲場	三三、六	二〇	同	同	同	同	一八九	九〇、〇〇〇	
同	且開村	金熊館	一六、八	二〇	同	同	同	同	一四一	一一〇、〇〇〇	
同	座光寺村	古瀨製絲場	二六、六	一六	同	同	同	同	—	—	
同	同	小島製絲場	三三、六	一五	同	同	同	同	三三〇	一〇五、〇〇〇	
同	同	北原製絲場	二四、六	二八	同	同	人力	同	六九〇	一三〇、〇〇〇	
同	同	今村製絲場	一四、八	四四	同	同	水力	同	三五五	七三、〇〇〇	
同	喬木村	湯澤鶴吉	三三、七	二〇	同	同	同	同	三八	一〇八、〇〇〇	
同	同	羽生小市	三五、八	二〇	同	同	同	同	三九六	一〇三、〇〇〇	
同	龍江村	藤本工場	二三、四	六四	同	同	同	同	三五	九五、〇〇〇	
同	同	熊谷工場	二三、四	二四	同	同	同	同	三〇	九五、〇〇〇	
同	同	市瀨工場	九、六	四八	同	同	同	同	四三	九五、〇〇〇	
同	同	長沼工場	一〇、四	四八	同	同	同	同	四五	九五、〇〇〇	

同	吉澤工場	六、六	四〇	同	同	同	四三五	九五、〇〇〇
同	大島村	宮下製絲場	二六、七	一七	同	同	一	一
同	下久堅村	丸絲製絲場	二三、七	二〇	同	直繰	二三五	一〇二、〇〇〇
同	伊賀良村	木下製絲場	一七、六	二四	同	同	三〇六	九〇、〇〇〇
同	同	同	二三、六	二三	同	同	一八〇	八九、〇〇〇
同	同	久保田製絲場	二三、七	二〇	同	同	二三五	八五、〇〇〇
同	同	平田製絲場	二四、六	二三	同	同	八一	八一、〇〇〇
同	千代村	千代製絲場	二三、七	二〇	同	同	二三〇	八五、〇〇〇
同	同	森山製絲場	二五、七	二〇	同	丹繰	二六〇	八五、〇〇〇
同	同	清井製絲場	二六、七	一〇	同	同	一	一
同	富草村	富草製絲場	二四、七	二三	同	同	二五〇	八八、〇〇〇
同	同	梅田製絲場	二六、一	一三	同	同	一	一
同	根羽村	名稱ナシ	二三、七	一〇	同	同	九〇	一八〇、〇〇〇
同	龍丘村	同	二六、七	三〇	同	汽力	一	一
同	泰阜村	南山組	一四、五	四六	同	水力	四五七	一四三、〇〇〇
同	同	清水軒	一七、七	三〇	同	汽力	三一〇	一一〇、〇〇〇
同	市田村	關川製絲場	一三、七	五三	同	水力	五七五	一〇〇、〇〇〇
同	同	上沼製絲場	三一、六	二四	同	同	三一三	九〇、〇〇〇

同	同	大洞製絲場	一〇、七	四〇	同	同	三七〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	木村製絲場	一七、七	三〇	同	同	三四〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	原製絲場	三一、七	一〇	同	同	九六	一四四、〇〇〇
同	同	會地村春日製絲場	三三、七	三一	同	同	一六三	一一〇、〇〇〇
同	同	駒場製絲場	二六、七	三一	同	同	—	—
同	同	鼎村切石軒	二五、七	一〇	同	同	四五	九五、〇〇〇
同	同	遠州屋	二六、七	一五	火氣湯	同	—	—
同	同	松葉軒	二六、三	一一〇	蒸汽	同	—	—
同	同	飯田町櫛原助作	二五、七	三一	同	同	一四四	一三五、〇〇〇
西筑摩郡	木祖村華榮社		一四、六	六四	同	同	二四四	九一、七四三
同	福島町北部信西社		三三、六	一五三	同	同	一四六四	一〇〇、〇〇〇
同	同	南部信西社	三三、六	八四	同	同	八一六	一〇〇、〇〇〇
同	同	棧東社	三三、八	三〇	同	同	三一〇	一一〇、〇〇〇
同	同	木會製絲會社	三三、六	二〇	同	同	一八〇	一〇一、一〇〇
同	同	館榮社	一四、七	三四	同	同	九〇	一〇〇、〇〇〇
同	駒根村第一號繰進社		一六、七	二〇	同	同	一三六	一四六、五〇〇
同	同	第二號繰進社	一六、七	三	同	同	一〇三	一四五、〇〇〇
同	同	第三號繰進社	一六、七	一五	同	同	九〇	一四五、〇〇〇

同	同	第四號繰進社	一八、五	一八	同	同	同	同	八五	一四一、〇〇〇	
同	同	第五號繰進社	一六、七	二六	同	同	同	同	一四〇	一四〇、〇〇〇	
同	同	第六號繰進社	一六、七	三三	同	同	同	同	一三九	一三五、〇〇〇	
同	同	第七號繰進社	一六、七	四〇	同	同	同	同	一三四	一三六、〇〇〇	
同	同	第八號繰進社	一六、七	一八	同	同	同	同	九八	一三六、五〇〇	
同	同	第九號繰進社	一八、五	一四	同	同	同	同	七三	一三六、五〇〇	
同	同	宮木六花組	一三、七	二〇	同	同	同	同	一〇八	一一〇、〇〇〇	
同	同	丸兒六花組	一三、七	三〇	同	同	同	同	一四九	一一〇、〇〇〇	
同	同	原六花組	八、七	四五	同	同	同	同	二三六	一一〇、〇〇〇	
同	同	武居六花組	一三、七	三三	同	同	同	同	一四三	一一〇、〇〇〇	
同	同	植原六花組	一四、七	一四	同	同	同	同	五三	一一〇、〇〇〇	
同	同	西村六花組	三〇、七	一八	同	同	同	同	六八	一一〇、〇〇〇	
同	大桑村	山瀨文之助	文政十一年五月	二六	同	同	同	同	一三七	一一三、〇〇〇	
同	同	常盤井宇吉	明治十七年六月	一九	同	同	同	同	一〇五	一一五、〇〇〇	
同	同	伊勢市右衞門	一八、六	一六	同	同	同	同	一四一	一一五、三三八	
同	同	小林長次郎	一九、七	一六	同	同	同	同	六七	一一四、五五〇	
同	同	木下玉助	一〇、五	三〇	同	同	同	同	九八	一一八、〇〇〇	
同	同	古根利左衞門	三五、六	一五	同	同	同	同	五八	一一〇、〇〇〇	

東筑摩郡	坂井村	小河原製絲場	二五、七	一〇	火氣	同	同	八〇	八〇、〇〇〇
同	中山村	横山製絲場	二三、六	二五	蒸汽	同	同	一三五	九〇、〇〇〇
同	朝日社	南開通社	二三、六	二〇	同	同	同	一八〇	九〇、〇〇〇
同	筑摩地村	横澤製絲場	二四、六	一六	同	同	同	一三〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	青木製絲場	二五、六	三二	同	同	同	三八九	一〇〇、〇〇〇
同	同	横澤製絲場	二五、七	一八	同	同	同	一八〇	一〇〇、〇〇〇
同	廣丘村	信明社	二六、五	三	同	同	同	—	—
同	片丘村	上條製絲場	二四、五	一〇	同	同	同	六七	九〇、〇〇〇
同	同	青木製絲場	二四、一〇	一八	同	同	同	七〇	九〇、〇〇〇
同	波多村	深澤製絲場	二四、八	一五	同	同	同	四八	九〇、〇〇〇
同	本城村	嘉禰喜工場	二三、六	一〇	火氣	同	同	三七	九〇、〇〇〇
同	同	太田製絲場	二四、七	二三	蒸汽	同	同	九九	九〇、〇〇〇
同	今井村	丸山製絲場	二三、八	一三	同	同	同	一〇八	一〇〇、〇〇〇
同	同	藤澤製絲場	二三、八	一三	同	同	同	一六三	一〇〇、〇〇〇
同	洗馬村	南發元社	二五、四	六四	同	同	同	七六五	一〇〇、〇〇〇
同	五常村	屋滿登組	二三、七	七	同	同	同	四八	一〇〇、〇〇〇
同	塩尻村	上條館	二三、六	五〇	同	同	同	三三四	九〇、〇〇〇
同	松本町	片倉製絲場	二三、六	一六八	同	同	同	二、八三五	一〇〇、〇〇〇

同	同	信	明	社	二六、六	二五	同	同	同	一	一
同	同	犀	上	館	二六、七	七〇	同	同	同	一	一
同	同	信	明	社	二三、六	二〇	同	同	同	一八〇	一〇〇、〇〇〇
南安曇郡	東穗高村	穗	高	社	一五、五	三六	同	同	同	三〇六	七一、五〇〇
同	安曇村	奥	原	甚三	一四、七	二五	同	同	同	二〇〇	九五、〇〇〇
同	同	奥	原	儀太郎	一三、七	一六	同	同	同	一二〇	九五、〇〇〇
同	同	上	條	由平	二〇、七	二一	同	同	同	一三五	九五、〇〇〇
同	同	川	上	鶴太郎	一六、七	一六	同	同	同	一〇三	九五、〇〇〇
同	小倉村	松	澤	茂平治	二〇、六	一三	同	同	同	一八〇	一〇〇、〇〇〇
同	同	塚	田	千代吉	二五、六	二九	同	同	同	九〇	一〇〇、〇〇〇
同	西穗高村	本	郷	和四郎	二四、六	二〇	同	同	同	一八〇	五〇、〇〇〇
同	倭村	上	條	松次郎	一五、八	二〇	同	同	同	一三五	六〇、〇〇〇
同	同	中	野	十次	一三、二	二六	同	同	同	二三四	九〇、〇〇〇
同	同	岩	岡	國治	一三、七	二〇	同	同	同	九〇	六〇、〇〇〇
同	烏川村	中	堀	製絲場	二〇、六	一三	同	同	同	九九	四八、三〇〇
同	溫村	二	木	喜三郎	一八、七	二五	同	同	同	一八九	一三五、〇〇〇
同	同	中	村	爲三郎	二六、六	二五	同	同	同	一	一
同	同	柴	野	周藏	二一、六	三〇	同	同	同	一九八	一三五、〇〇〇

同	有明村	協	精	社	三、八	三〇	同	同	同	一八〇
同	同	同	矢野口今朝十	同	三、八	一〇	火氣	同	同	三三
同	同	同	手塚龜十	同	二四、九	一〇	同	同	同	三五、〇〇〇
同	同	同	赤沼春藏	同	三、八	一四	同	同	同	三五、〇〇〇
同	同	同	丸山玉吉	同	二五、三	一三	同	同	同	三五、〇〇〇
同	同	同	小川彌八郎	同	二五、三	一〇	同	同	同	三三
北安曇郡	七貴村	最	信	社	三、七	一六	蒸氣	人力	同	八〇、〇〇〇
同	同	南	最信	社	二五、六	三〇	同	水力	同	八〇、〇〇〇
同	社村	横澤	製絲	場	二五、六	二八	同	同	同	一四一
同	池田町村	平林	製絲	場	二五、六	三〇	同	同	同	四三三
同	同	松岡	製絲	場	二五、七	二四	同	同	同	一八九
同	常盤村	倉科	製絲	場	一、六	四〇	同	同	同	二七〇
同	南小谷村	丸一	製絲	場	二五、八	一〇	火氣	同	直繰	一八
同	池田町村	上原	製絲	場	一	一六	蒸氣	同	再繰	一一七
同	會染村	山崎	製絲	場	一	八	同	同	同	二七
同	同	竹内	製絲	場	一	四	同	同	同	一八
同	大町	得	信	社	一	六一	同	同	同	一、八一八
更級郡	村上村	信	心	社	六、七	一三	同	汽力	同	一

同	更級村	更級	社	二六、六	五〇	同	同	—	—
同	信田村	信英	社	三、七	三六	同	水力	同	一六六、〇〇〇
同	更府村	信英	社	二、七	三〇	火氣	同	同	八八、八八〇
埴科郡	戸倉村	共進	社	二五、七	三〇	蒸氣	同	同	一〇〇、〇〇〇
同	埴生村	有明	社	二三、七	八〇	同	汽力	同	一三〇、〇〇〇
同	同	埴科	社	二六、六	五〇	同	同	—	—
同	森村	東埴科	社	二六、七	二八	同	水力	同	—
同	雨宮縣村	飯島製絲	社	二六、七	三八	同	汽力	同	—
同	松代町	六工	社	二、五	三〇	火氣	水力	同	八八、八八〇
同	同	絲王	館	二六、三	二一〇	蒸氣	汽力	同	—
同	同	三工	社	二三、七	一〇〇	同	同	同	八〇、〇〇〇
同	同	二工	社	九、六	五四	同	同	同	三六〇
同	同	松代製絲會	社	二一、七	二一〇	同	同	同	一、五三三
同	東條村	松城館合資會	社	二一、七	三五	同	同	同	二、七三八
下高井郡	中野町	日出松	社	二〇、五	一三四	同	水力	同	一、三四〇
同	穗波村	中山莊五郎		八、七	三	火氣	同	同	九〇
同	延德村	小林愛作		二三、七	一三	同	同	同	八三
同	同	柴本仁惣右衞門		二五、七	二	同	同	同	五

同	同	黒崎	壽助	三、七	一三	同	同	同	八三	九〇、〇〇〇
同	中野町	小林清之助		一五、六	一六	同	同	同	八	六八、五〇〇
同	穗波村	朝日鶴社		八、七	一六三	同	足力	同	三四〇	五〇、〇〇〇
同	延徳村	木村藏之助		三、六	一一	同	同	同	四〇	七〇、〇〇〇
上水内郡	長野町	岡本製絲場		三四、六	五〇	蒸氣	汽力	同	二七〇	一〇〇、〇〇〇
同	大豆島村	風間製絲場		三三、七	二〇	同	同	同	九九	一〇〇、〇〇〇
同	三輪村	楠	喜十郎	三、七	二〇	同	人力	同	一四一	八〇、〇〇〇
同	同	北島	宇兵衛	三三、七	四〇	同	汽力	同	二八二	八〇、〇〇〇
下水内郡	常盤村	名稱ナシ		三三、七	一〇	火力	人力	同	三一	七八、〇〇〇
上高井郡	須坂町	東行社		九、五	一三	—	—	—	—	—
同	同	俊明社		一八、九	一〇三	—	—	—	—	—
同	保科村	北野民作		二六、七	三五	蒸氣	水力	同	—	—
同	井上村	小林幸三郎		二六、七	四一	同	同	同	—	—

本表ハ廿一年以後新設ニ係ルモノヲ調査シ其以前ニ於テ設立セルモノハ增減ノ釜數ヲ記載スルノ例ナルモ廿一年以後製絲會社ノ分合興廢等多ク且ツ廿一年以前ノ設立ニ係ルモノニシテ釜數ノ增減亦頗ル著シキカ故ニ其增減ニ就キ調査スルハ却テ錯雜ヲ來スノ患ナキ能ハザルノ謂ヲ以テ南佐久、諏訪、西筑摩、南安曇、埴科、下高井ノ六郡ハ現在ノ調査ヲナセリ尤モ諏訪郡ニ屬スル分ハ現在ニ就キテ之レヲ調査スト雖モ其明治廿一年以前既設ノ工場ニシテ同年以後ニ係ル釜數ノ增減ハ現在釜數ノ傍ニ朱字ヲ以テ揭記セリ

一ケ年製造額及百斤ニ對スル製造費ハ重ニ廿五年分ノ総算ヲ掲記セリ

今玆ニ廿一年調査ニ對シ各郡釜數ノ増加ヲ摘記センニ

南佐久郡	九九	北佐久郡	四七七	小縣郡	九二二	諏訪郡	五、一〇七
上伊那郡	六四三	下伊那郡	一、三五三	西筑摩郡	四五二	東筑摩郡	六四八
南安曇郡	六	北安曇郡	五〇七	更級郡	二三〇	埴科郡	八一一
上高井郡	二一二	下高井郡	三七	上水内郡	九〇	下水内郡	一〇

合計 一一、六〇四

即チ廿一年ニ比シ實ニ一萬一千六百四個ノ増加ヲ見ルニ至レリ

長野縣生絲工場表 (座繰之部)

郡町村名	工場名	起業年月	釜數	繰湯運轉ノ別	繰糸一ケ年製造額	百斤ニ對スル製造費
北佐久郡 御代田村	孝榮社	明治廿三年六月	一〇	火氣	水力 直繰	三六	五〇、〇〇〇円 厘
同 南大井村	土屋作彌	二四、六	一〇	同	人力 同	二七	八〇、〇〇〇
同 小諸町	碓氷社	二五、七	一三五	同	水力 再繰	五六〇	二九、六〇〇
下伊那郡 飯田町	堀口杉吉	二三、六	一〇	同	同 同	四五	一一三、〇〇〇
同 同	市村角太郎	二三、七	二〇	同	同 同	一四四	一六〇、〇〇〇
同 同	鳴海彦太郎	二三、六	一〇	同	同 同	五四	一三〇、〇〇〇
東筑摩郡 松本町	信松社	二四、六	一六	同	人力 同	一八〇	七〇、〇〇〇

上水内郡	吉田村	立岡重五郎	不詳	八	同	同	直繰	六三	四〇、〇〇〇
同	同	伊藤惣兵衛	同	二〇	火氣	同	同	八一	四〇、〇〇〇
同	同	水澤啓助	同	六	同	同	同	二七	四〇、〇〇〇
上高井郡	須坂町	土屋甚三郎	二五、七	一三	同	同	再繰	九	九五、〇〇〇

備考

本表ニ掲クルモノハ挽テ廿一年以後ノ創設ニ係ハルモノニシテ全ク廿一年ニ對スル釜數合計二百六十個ノ增加ヲ顯ハスニ至レリ

春挽製絲廢止に就て小野光景より淺田知事への來翰

明治二十七年六月二十五日横濱市辨天通一町目廿番地小野光景より本縣知事淺田德則宛に、縣下諏訪郡製絲家が春挽と稱して毎年三月下旬より五月下旬頃迄製絲を營み來れる慣習に對し其不利なる點を述べて春挽嚴禁の論達を發せられん事を請へり。(註一)元來同氏は本縣上伊那郡小野村の出身にして橫濱著名の生絲商なれバ春挽製絲が一般に光澤惡しく、品質劣り、且春挽絲の市場に出る頃は前年の殘絲も賣却を急ぐ際なれバ旁々不利なれバ之を禁ぜられん事を請へるものにして極めて懇切なる忠言なるを以て淺田知事は直ちに之につき諏訪及上下伊那の三郡へ左の五項目につき諮問したり。

一、最近三ケ年間春挽一梱に對する損益の模樣

一、春挽絲の光澤を失ふは繭の貯藏法宜しきを得ざるにあるか、又は氣候の關係雪水を使用する等に因るか

一、年々釜數の增加に從ひ工女の不足を告げ其取合の爲め謂ふ可らざる弊害あるもの〻如し之を救ふの方法如何

一、前項工女取合に關係ある上下伊那、諏訪等の當業者に於て一般規約同盟するの利害及方法。

一、一般に春挽を廢止するの見込如何

一、近年製絲工女雇入の競爭より春挽製絲を爲すもの漸く相增し候處右は製絲業上利害の關係少からず聞く處によれバ春挽を爲すものにして損失を釀さざるもの殆んど稀にして其結果は橫濱港取引先の問屋に於ける負債の增加するに至り遂には問屋の不信用を來して金融の途を杜絶し重要之事業を壞收に歸せしむるに至り候もの有之趣實に本郡（スワ郡）特產たる製絲事業に取り大に憂慮すへき義に付追て春挽製絲計畫の時機差迫り候に付製絲家をして組合を設け規約を結ぶか又組合を設けさるに其各自相互の利害を保護し弊害を排除する目的を以て盟約し春挽製絲を廢止するは如何、若し一朝廢止し得ざる事實有之候ハヾ實際の理由を記し意見書差出すべし。

一、製絲業の開閉期日を一定せさる爲め新繭購入上少からざる影響を及ぼし是又大に憂ふべき儀ニ付劃一に定むる方法を設くるは如何、若し期日を劃一に定むる事を得さる事實ならバ實際の理由を記し意見書差出すべし。」と

然るに龍上館長小口善重、東鷲湖社長丸茂米作東英社長關伊助代理金子長門開明社長片倉兼太郎代理小口音次郎より右諮問に答へて、損益は相半し春挽絲の光澤四月中製造のものは十二月中製絲のものに勝る。春挽製絲は猶本縣のみに非ざれバ僅二三郡にて同盟休業するも効果なかるべし等々の理由を以て春挽製絲を中止せざりき

於此小野氏は同年八月再び書を淺田知事に呈して春挽の不利を述べ其光澤を失ふ爲自然品質を低下し、氣候寒冷なる爲薪炭を要する事多く、日の短かき爲製絲高少く、寒き爲能率擧らず結局生產費を要する事多く、又、販賣に當りては季節後れの爲相場安く到底收支相償はざるにも拘はらず、之を爲すは工女爭奪の點にある事を力說し、當時に於ける工女募集の困難と、工女雇傭に關する惡習慣とを述べ要するに春挽を爲す者にして損失を釀さざる者なく其結果橫濱に於ける取引先問屋に負債を增加し遂には問屋の不信用を來して金融杜絶し折角の事業も壞敗に至るべきを述べ

春挽廢止を唱へ、更に製絲業の開閉を一定すべき事を提唱しこゝに於ても其原因は工女誘致の爲他店よりも一日も早く開業して優良の工女を網羅せんが爲採算に合はざる高價なる繭を早場に出張して購入する爲、益々不利に陷るの狀況をのべ、最後に附記して、山梨縣下の製絲家も同樣の事情あれバ同縣へ協議の上實行を希望せり。註(二)

之によつて淺田本縣知事は再び春挽廢止、製絲開閉時期の一定につき種々同業者に懇論せるも實行頗る困難なりき。

於茲小野氏は三度書を裁して淺田知事より來諭の横濱問屋合同して春挽製絲家に警告を與へ其取引を謝絶し又は金融を斷るが如きは、決議は出來得るも實行不可能の事情をのべ自分だけは「不利と知り乍ら春挽を營むが如き不堅實の製絲家に對して斷然金融を斷る」覺悟なる事を言明し、更に、長野縣は製絲業の外に物産殆んど無く斯業の盛衰は實に信濃全州に重大の關係を有する物なる點より說き起して、製絲國として信州の位置は㈠交通運輸不便にして原料、製品薪炭其他運搬不便にして且多く經費を要し、㈡氣候寒冷にして年中の營業不叶等不利の點をあげ、たゞ古來斯業に對する經驗と熟練とが本縣業者の他府縣製絲家に優る強味なることをのべ、是とても他の後進製絲家の努力によつて既に出藍の譽あるものもある程にて、かゝる勁敵の現れたるをも知らずして信州製絲家の營業振兎角堅實を欠き信用の有らん限り資本を借りて徒らに事業の間口をのミ擴張し退いて實際の得失を研究する事を知らず、況んや永遠の基礎を確立するの心掛なく、又不時の變に備ふるの準備もなし、殊に同業者目前の利害の爲に競爭疾視して永遠に共同の利益を圖る事を知らざるが如く、製絲を開業して十數年を經て實際に富を成したるもの極めて少く、常に重き負債を荷ふて其利を拂ふが爲に營業を爲すの類多きを指摘し、財界平穩の際はかゝる薄弱の製絲家にても遣繰手段を以て何とか營業を續け得べけんも、一朝財界の大變動に際會せバ忽ち瓦解して一敗又恢復す可らざるに至らん事鏡に

かけて見るが如しと斷じ、今にして大いに永遠の謀を爲し、其基礎を堅固にするの方針を採り、鞏固なる組合を組織して共同して製絲上の利害を研究し、製絲の改良より、春挽廢止、開閉期日一定の如きは他の勸告を俟たずして之を行ひ進んで輸出稅存廢の問題、鐵道敷設に關する前後緩急、工女問題、燃料問題等自ら率先して其利害を研究し地方及中央政府の參考に供し、退いては同業者間の紛紜競爭等の惡弊を洗除し、齊力に應ぜざる企業を禁ずる申合をなす等同業者の現在及將來の爲に共通の利益を專らとするの計畫を立てしめむことを勸め最後に要之「不利の營業を止め其手を縮めて營業を鞏固ならしめん」との按に外ならざる事をのべて擱筆せり(註三)これ實に明治二十七年十一月にして從來信州生絲を主として取扱ひたる同店が斷然之を廢止せるは此再三の忠告にも拘はらず不利と知りつゝ春挽其他の舊弊を脫する能はざる信州製絲家に愛憎をつかしての事ならんか。此の忠告の如きは今日之を諏訪及各地の製絲家に聽くも皆其理の當然なるを知れども斷行の勇氣なかりしに基くものゝ如し。

註(一)　春挽製絲廢止に就て小野光景より淺田知事へ來翰

拜啓先以向暑之候御座候處愈々御淸適被爲入候段大慶至極奉存候陳者御縣ハ諏訪郡製絲家ニ於て毎年三月下旬頃ゟ五月下旬迄春製絲ゟ相唱ヘ製造致來候處御承知之如く御縣下は他縣下と違寒氣最も甚敷就中諏訪郡の如きは一層寒氣嚴敷場所柄故其製造之生絲ニ於而第一光澤を失ひ一見未開蠶業地方之座繰製之如きものニ有之毎歲同時季橫濱市場之景況ハ前年之殘絲賣却を急ぐ折柄故市場之沈靜ハ例之如き有樣ニ御座候

然るにも不拘前陳之通毎歲春季ニ製絲致候爲め莫大の損失と相成假令ハ前年多少之利潤を得候者も春製絲致し而ハ利益を皆無致候上多分之損失を見るに至る其愚實に唉ニ堪たる事ニ御座候何故ニ此愚を俱ニ學候哉と申に同郡ハ近年

追々製絲業之進歩ニ伴ひ同業者年々歳々ニ増加致終ニ工女之取合競争と相成則ち損失を知りつゝ春季製絲を始め工女之引張合致し事と相成候

右之惡習を嚴禁不致時ハ諏訪郡之製絲家其大半ハ近年ニ破産可致事ハ火を覩るより明也と奉存候就而ハ右之事實其筋之者猶御糺問被成度拙者ゟ申上候事實ニ有之候時ハ製絲家財産御保護之御趣意を以て直ニ春製絲嚴禁之御諭達被成下ハ獨り同郡同業者之利益耳ニ無之他郡内ニ於て同郡同業者と同一之方針を採る者之爲めニも非常之利益と奉存候間内々御手元迄上申候速ニ御詮議被成下度奉懇願候

匆々謹言

六月廿五日（明治二十七年）　小野五衛

淺田德則殿

右之來翰につき知事より諏訪及上伊那郡、下伊那兩郡長へ左ノ五項につき諮問したり

一、最近三ケ年間春挽絲一梱に對する損益の模様

一、春挽絲の光澤を失ふハ繭の貯藏法宜しきを得ざるあるか又ハ氣候ノ關係雪水を使用する等に因るか

一、年々釜數の増加に從ひ工女の不足を告げ其取合の爲め謂ふべからざる弊害あるものゝ如し之を救ふの方法如何

一、前項工女取合に關係ある上下伊那、諏訪等の當業者に於て一般規約同盟するの利害及方法

一、一般に春挽を廢止するの見込如何

一、近年製絲工女雇入ノ競爭ヨリ春挽製絲ヲ爲スモノ漸ク相增シ候處右ハ製絲業上利害ノ關係少カラス聞ク處ニヨレバ春挽ヲ爲スモノニシテ損失ヲ釀サヾルモノ殆ント稀ニシテ其結果ハ横濱港取引先ノ問屋ニ於ケル負債ノ增加スル

ニ至リ遂ニハ問屋ノ不信用ヲ來シテ金融ノ途ヲ杜絶シ重要之事業ヲ壞收ニ歸セシムルニ立至リ候モノ有之趣實ニ本郡（スワ郡）特產タル製絲事業ニ取リ大ニ憂慮スヘキ義ニ付追テ春挽製絲計畫ノ時機差迫リ候ニ付製絲家ヲシテ組合ヲ設ケ規約ヲ結フカ又組合ヲ設ケサルモ共各自相互ノ利害ヲ保護シ弊害ヲ排除スル目的ヲ以テ盟約シ春挽製絲ヲ廢止スルハ如何若シ一朝廢止シ得サル事實有之候ハヽ實際ノ理由ヲ記シ意見書差出スベシ

一、製絲業ノ開閉期日ヲ一定セサル爲メ新繭購入上少ナカラサル影響ヲ及ホシ是又大ニ憂フヘキ儀ニ付晝一ニ期日ヲ定ムル方法ヲ設クルハ如何若シ期日ヲ晝一ニ定ムルコトヲ得サル事實アラハ實際ノ理由ヲ記シ意見書差出スヘシ

諏訪郡生絲製造營業人惣代

明治廿七年十月十六日

龍上館長　小口善重

東鷺湖社長　丸茂米作

東英社長關伊助代理

金子長內

開明社長片倉兼太郎代理人

小口音次郎

より右諸問に對する答申

一、答　生絲一個ニ對スル損益精否、難出來モ大体ヨリ見ル時ハ損益相半スルモノヽ如シ

二、答　絲ノ光澤ヲ失フハ繭ノ貯藏法如何ニヨラス單ニ氣候ノ關係ニ因スルモノヽ如シ今同業ノ繭ヲ以テ閉業期前（十二月中ニ）製造スルト翌年春挽（四月中ニ）製造スルトヲ比較セハ却テ春挽ノ方光澤勝レルアルヲ信ス

三、答　同業組合ヲ設ケ相當ノ規約ヲ締結スルニ如カス

四、答　今製絲ノ業タル猶本縣下ノミニ止マラサレハ僅一局部ノ二三郡ニノミ規約同盟スルモ其効ナキモノト認ム

五、答　今ヤ春挽生絲ノ計畫準備モナセシ事故一般ニ明年ハ之ヲ廢止スルヲ得サルモ將來春挽ノ廢止ヲ望ムモノハ當業者中半數餘ニ位スルモノヽ如シ

六、將來春挽生絲ノ廢止ヲ望ムモノ當業者中半數ニシテ他ノ半數ニ於テ廢止ヲ肯ゼザル傾向ナリ其理由タル本挽閉業期前ニ於テ製造スル生絲ヨリ翌年春季ニ至リ製造スル方光澤絲量及工費ノ三點ニ利益アルヲ以テ一朝廢止ヲ肯ゼザル次第ニ候

七、答　開閉期日ハ御諮問ノ通畫一ニ定ムルハ同業者全般ノ取引上頗ル便宜ノ事ニ候得ハ將來畫一ニスルノ方法ヲ設クベク候

註(二)　春挽廢止意見

謹啓　時下益々御清福の段來賀上候陳者御管內製絲業の弊事矯正方に就き實業奬勵に御熱心なる貴下の御高配煩し度儀有之近頃唐突の至りに候得共玆に愚札呈上致候

偖右申上度第一は春挽製絲の一條に御座候御承知の如く信州製絲家は例年三月末より開業春挽絲製出致居候得共多年の實驗上右は到底收支相償はず實際勘なからざる損失と相成可申其次第は寒氣の爲めに第一生絲の光澤を失ひ自然品質等級を降し且多量の薪炭を要する上短日の事とて製絲高く少くして製産費已に不廉なるに歐米生絲市場の實際は今年の需用高は前年よ暮頃か遅くも其年の年初迄に歸了るの慣行にて季節後其の春挽絲は僅かに需用不足の分に買入るるに過ぎざるを以て毎年其相場又必ず格外に安き事情に基くものに御座候而して製絲家の多數は何れも此損失を知

らざるにあらず十分に其不利なるを合點し居れども損と知りつゝ尚春挽を製するものは製絲第一の要素たる工女雇入の上に容易ならざる關係あるに因るものと存候卽ち信州就中諏訪郡を中心として上下伊那安筑四郡の製絲家は御承知の如く何れも優等の工女を雇聘せんと欲するの餘り賃金を前貸するは勿論賃錢外に多額の手當、心附を爲して工女の歡心を結び開業以前より雇入方を約束するの常態なれども近年其競爭は次第に激烈に相成此約束未だ必しも當にならず多數工女の中には幾多の雇主より前金を取りて二重、三重に約束し期に至りて之を破り其最も賃金の高き方に赴くのみならず已に約束濟みて一旦入場したるものも何程か高き賃錢を以て誘はるれば何時にても種々の口實を設けて他に轉ずるの惡風を生じたるを以て各製絲家は一般に工女を其工場の構內に閉込めて一切外出を禁ずる迄に甚しく相成申候斯る事の次第なれば春挽を爲して春初より工女を使用するや否とは此競爭上に非常の優劣あるを以て爭ふて瓦に春挽を營み四五年前迄は其數指を屈する程なりしが今は諏訪郡地方の製絲家殆んど春挽を爲さざるものなく春挽を爲すものにして損失を釀さざるもの稀なる其結果は當港取引先の問屋に於ける負債を增加するに至り遂には問屋の不信用を來して金融の途を杜絶し折角の事業を壞敗に歸せしむるに立至可申族も往々有之實に信州の特產たる製絲事業に取り目下大に憂慮すべき危難の事實と奉存候左れば若も玆に工女雇入競爭の弊害を除くの良法を得ば製絲家爭ふて春挽を廢するに至るべくして此上なき仕合なれども御承知の如く信州地方の工女は實際製絲釜數より少くして需用供給大に相懸隔したるの今日此競爭を防ぐべき名案を得ること容易ならず故に此儀は追て研究することゝし差向き以上の危難を免るべき愚案は斷然此不利なる春挽を廢止して製絲家の損失を免れしむるの一條に御座候但縣廳の理事者より命令的に之を行はしむること能はざるは勿論に候得共幸に貴下に於て之を管內の有力家に諮問し、勸業熱心家に質し、又當業者に告諭し縣廳主として間接直接に此件に御盡力相成候に於ては實行思の外容易なる可く其次第は前段申上候

如く製絲家は一般に春挽の不利益なることを可知し居れども事、工女雇入に關係して爲めに年末の事業を廢止せざるを得さるの恐あるを以て據なく之を營み居るものにて心中何れも之を厭ひ若しも或方法にて製絲家仲間一般に之を廢することを得ば無論喜んで之に應するの內情顯然たるものあればにて御座候、現に諏訪郡製絲家の有志中には相談の上一同春挽を廢すべしとの說を有するもの有之候得共同業者今日の事情に於而も競爭上の私情容易に纏り難きを察して口を開かず唯廢業よりハ聊か優れりと觀念して此不利益なる春挽を爲すものなりと申居る者有之有樣ニ御座候

其第二は製絲業の開閉期日を一定せる事に御座候諏訪郡の製絲家は繭購入の點より開業期日一定せるの利を曉りて是迄實行し來りたれども他に先ちて開業すれば工女の雇入方に便利少からざるを以て動もすれば行ハれ難き工女雇入競爭の爲め尙此相談纏まらず一日も早く開業して優等工女を網羅せんとて駿、遠、參、尾の早場に出張し横濱市場の相場に拘らず格高の新繭を購入したるものなり、爲めに、其、餘響を關東の繭相場に及ぼし大に憂ふべき模樣相見え候に就き小生等二三の同業者は之を坐視せるに忍びず相談の上速に開業期を一定すべき旨を忠告し漸く之を定めたるの次第ニ御座候這は春挽の事件に比すれば較々事態の輕重を異にし實行も又容易に候得共序を以て此儀も畫一に期日を決定せるの方案相立候ハヾ此事業上少なからざる利益と存候

右二ケ條ハ小生の目擊して差當り至急に矯正を要せる事件と存候御一覽の上事實一通り御調査相成幸に御同感にも候ハヾ早速御配慮被下明年度より實行候樣御取計の程希望に堪へず候文辭意を盡さず所言前後の場所も不勘幸ニ御推讀被下度候匆々敬具

明治廿七年八月

神奈川縣横濱市辨天通壹丁目第廿番地

小野光景

長野縣知事　淺田德則殿

追尚本文の件は山梨縣下の製絲家も同樣の事情有之隨而兩縣下連合して實行不仕候てハ事實其効有之間敷ニ存候間乍御面倒同縣へ御協議の上御實行希ふ處に御座候

註(三)　春挽廢止意見

謹啓仕候陳者過般貴縣下製絲業の義に就き愚見申上候處幸ニ微意御採許早速夫々御配慮相成候趣にて其成行逐一御報被下奉謝上候唯斯業に熱心なる貴下の御配慮にも拘はらず當業者の不明なる日下直ちに春挽製絲廢止を決行し得さる段殘念に候得共尚引續き御親切の勸誘被成下候ハヾ追て實行の機到來可仕と存候

御來諭の金融上當港各問屋同盟の一條を各店何れも春挽製絲の不利を知らさる者なきを以て相談容易に纏り可申候得共御承知の如く各地方の製絲家に對する當港各問屋の競爭甚しきものあり往々他店よりも多額の金融を與へて以て他の得意を自店に引かんとする程の實況なれバ問屋仲間の相談決議は毎度形のみにして、其實、行れざるもの有之候得む製絲家に對して事實強力の刺戟を與ふること到底難相叶被考候事情御諒察被下度候但小生は他店に構はず過般取引先へ注意仕候通今後不利と知りながら春挽を營むが如き不堅固の製絲家に對しては金融を斷り可申覺悟に御座候

御回送被下候諏訪郡製絲家の答申再應熟讀仕候處答辭漠然として取留もたる所無之中には顧みて他を言ふと可申答も有之一々要領を得ずと存候答申者にして若し春挽製絲の利害の外に何か考ふる所あるにあらず眞實に右答申の如く考居るものとすれば着實なる當港の問屋は其淺墓なる心掛に對して金融を與ふるの一層危險なるを感悟することゝ奉存候

偖毎度差出ヶ間敷候得其序を以て信州製絲業に對し平素懷抱罷在候姿心の概略を左に申上度幸に御一讀被下候ハヾ

望外之仕合に御座候小生の常に心配する所は元來長野縣下には製絲業の外に物産と申すもの無之斯業の盛衰と實に信濃全州に重大の關係在る事も頓着爲ず今日の有樣に放任し置きて能く今後も今日の盛況を維持し永く國産の重要品たるを得べきかと申す一條に御座候御承知の如く信州の製絲は年々に其産額を增加し當港市場に於ても評判概して惡しからず全縣下一ケ年の收得金幾百萬圓と稱し他府縣の人々遠く之を羨望し爭ふて製絲の模範を信州に取り候次第なれば盛況と申す外無之候得共詳かに其內情を察し製絲家の心掛と其所業とを熟知するときは前段の心配坐ろに湧出して禁へがたきもの有之候即其次第は製絲國として信州の位置は決して他府縣に比し優等なる天惠を有するにならず山岳起伏して運輸の便惡しきが爲め原料製品薪炭等の運搬に非常の難儀あり氣候寒冷にして周年の營業相叶はず等天然の障害は却つて後進の他の製絲國に勝りたるものあり今日の處唯斯業に對する經驗と熟練が他地方製絲家に優る所あるを以て僅かに此盛況を維持するに外ならず候得共此經驗と熟練とは殊に信州製絲家の專賣にならず信州を手本として開業したる他府縣後進の製絲家にして業に已に經驗と熟練とを得て出藍の譽あるものも少なからず又今日こそ尙後進の位置にあれ他日必ず信州製絲家と同等若しくは之に優るの伎倆を得るに至るものなきに非ずして此等は何れも信州製絲家の爲めには營業上恐るべき勁敵に御座候而して顧みて信州製絲家殊に諏訪地方の實況を視れば該業者中には他府縣に此等恐るべき勁敵あるを知らざるが如くにして營業向き兎角堅固ならず信用のならん限り資本を借用して徒らに事業を擴め退て何ら實際の得失を研究するを知らず況んや永遠に事業基礎を確固にするの心掛なく又不時の變に備ふるの準備もなく殊に同業者互に目前の利害の爲めに競爭疾視して永遠に共同の利益を圖ることを知らざるに似たり左れば製絲を營業して玆に十幾年と稱するものにて實際に富を成したるもの極めて少く常に重き負債を荷ふて其利子を拂ふの爲めに營業を爲すと云ふの類多き中に御座候故に經濟社會平穩の際には斯る薄弱の製絲家にても遣操手段を

以て辛く營業罷在候得共假りに外國と戰爭を開くか又は他の事情にて製絲の賣口面白からず金融亦必迫する等不穩の事情に際會する時ハ忽ち其餘響を受けて營業困難を來し一敗又恢復すべからざるに至らんこと鏡にかけ見るが如くに御座候定に斯る事の成行ともならバ信州製絲業の盛名は一朝に消亡して他府縣の奪ふ所となり一ケ年幾百萬圓の收得云々は昔日の夢と化して一國の衰勢を免れ申間敷假令又幸にも斯る不測の變なしとするも他府縣の製絲家着々營業を堅固にし其基礎を定めて漸次其業を擴むるもの次第に增加するの今日優勝劣敗の致す所遂に斯る薄弱なる製絲家は此種強健なる製絲家に壓倒せられ永く其業を營むこと能はざること明白に御座候是故に信州製絲家の爲めに謀るに幸に盛名を博し盛況を呈する今日に於而大に永遠の謀を爲し徒らに其業を擴張するよりも其基礎を堅固にするの方針を取り優者は劣者を助け弱者は強者と相和し相互に提携して共に永く信州製絲業の盛名を維持することを勤むる外有之間敷と奉存候而て之に處するの方案如何と云ふに愚考を以てすれば先づ堅固なる同業者の組合團体を組織し同業者互に共同して製絲業上の利害を研究し近くは製絲改良法より春挽製絲の事及び製絲開閉業日を一定する如きも他の勸告說諭を待ずして當業者間自ら其利害を講じ不利の營業を爲さざるは勿論之れを大にしては全縣下の各組合聯合して例へば輸出稅存廢の製絲業に與ふる利害、鐵道敷設の前後緩急に關する當業の得失、工女雇入に關する弊害の矯正法、薪炭欠乏に對するを山林培養の方按等當業者自ら率先して其利害を明らめ中央政府及地方廳施政の參考に供し之を小にしては同業者中の紛伝競爭の惡弊等未然に之を除くの方案を工夫し又營業を堅固にせん爲めには組合規約中に其資力に應ぜざる企業を禁ずる等の申合を爲す等同業者現在未來の爲めに共通の利益を專らとするの計畫を立てしむること肝要と存候

之れを要するに信州製絲家の欠點は徒らに輕進を事として、其營業向不堅固を極め事業の基礎鞏固ならざるにあり

て過般春撚製絲廢止の件御配慮相願候も微意は此等不利の營業を廢止し其手を縮めて以て營業を鞏固ならしめんとの一按に外ならず猶申上度義も有之候得共不文意を盡さず玆に擱筆仕候幸に御高說に合し候處も有之候ハヾ勸業の御施政にて右改良案實行相成候樣當業者を御誘導被成下度信濃全國の爲め希望之至りに御座候先ては御挨拶旁如斯に御座候匆々敬具

明治廿七年十一月　日

横濱市辨天通一丁目廿番地　小野光景

長野縣知事　淺田德則　殿

第四章　日清戰爭より歐洲大戰に至る時代

明治二十七八年の戰役は我國[1]曩古の大戰にして其前途につきては遽に逆睹すべからざるものあり、外國人は固より我國に於ても其連戰連勝を得たるが如きは寧ろ豫想の外に出たり。

されバ戰役の初に當つては其前途に對する諸說或は悲觀或は樂觀し財界は爲に動搖不安の狀態にありしが戰役の進展に伴ひ我國の勝利確定的となりしかば生絲貿易には殆んど影響なく却つて活氣を帶び好成績をあげ、二十八年の如きは意外の好況となり、ことに同年四月馬關條約成立後發展の意氣當る可らざるものあり。加ふるに明治二十六年信越線の全通せるを始めとして三十五年篠ノ井線、四十四年中央線の開通によりて原料其他交通運搬の便を得、明治三

十年三月より金本位制を布ける爲從來の如く弗相場の高下によりて損失を招くが如き事なく、銀行、繭絲會社、倉庫會社等製絲經營上必要なる機關の整備と相俟つて、其購繭區域を擴大し殆んど全國に其手を伸ばし、更に製絲工場を縣外各地に設立して大規模に工場制器械製絲を營むに至り、之に伴ひて蚕蠶、蠶種等の業も益々活況を呈するに至れり。

而して此十數年間に於ける世界の大勢を見るに、各國は十九世紀の終りに競つて獲得せる遺利の拾集、利權の獲得に狂奔し、爲に東亞にありては支那に於ける利權の奪取より遂に支那分割論にまで及び鈍重老大の支那國民をして扶清滅洋を叫ばしめ遂に北清事變を惹起せしむるに至り、爲に同明治三十三年の絲況の如き漸次低落して製絲家は大損失を招くに至れり。

又久しくモンロー主義を執り來れる北米合衆國も各國のかゝる形勢に獨り晏如たる能はず明治三十一年の米西戰爭を一轉機として太平洋上に進出を試みゝ遂に布哇及び比律賓を併合するに至りしかば、米西戰爭の報に一時不況に傾きし絲況も佛國の好況と相俟つて明治三十二年は未曾有の好況に轉ぜり。

明治三十三年の北清事變後露國の東亞に對する野心益々顯著となり、カシニー密約の實現となり明治三十四年には其シベリア鐵道は遂に浦鹽斯德港に達するに至れりされバ我國に於ても之に對する警戒を怠らず內に國力の充實を圖ると共に、外は列國との協調を保ち明治三十五年には日英同盟締結せらるゝに至りしが、此年米國に於てもキューバ共和國の成立せるありて、絲況頗る活氣を呈し、一昨三十三年の欠損を償ふて余りある狀態なりきといふ。

日露戰役當時歐洲にありては十九世紀末（一八九九年）英國が南阿を攻略して二十世紀の初頃遂に之を併合し、佛

國亦モロツコを占領しアルジエリアを併せしに、偶々佛の同盟露國が極東に於て我國に慘敗せるを機とし佛國のアルジエリア併合に關し獨逸の異議を唱ふるあり遂に明治三十八年乃至三十九年（西暦一九〇五年同一九〇六年）アルジエシラスに歐洲列強十三ケ國の會議を開き獨佛の協商を見るに至れり。此年（明治三十九年）より翌年春撓迄の絲況は頗る順調にして本邦生絲輸出總額遂に一億圓を突破し、大日本蠶絲會は四十年一月第二回總會と共に一億圓突破祝賀會を東京華族會館に開くに至れり。

然れども明治四十年には米國財界恐慌の爲夏以來不況となり四十一年も之に引續き、四十二年には北米西部に排日問題起る等幾多の試練は絶えず我蠶絲業者を困脆に陷らしめんとせり。

然れども國家の將に興隆せんとする時其前途の障害艱難の如きは恰も登山の際に於いて險阻に遭遇せる場合一險阻を越え來れば其處に言ひ知れぬ愉快を覺え更に登攀の勇氣を增すが如く險を冒し難を越えて、個人經營の小規模より匿名組合又は會社組織の大規模經營に、縣內より縣外に、着々として發展し行く壯觀は眞に實業に奮闘する人々をして血湧き肉躍るの慨あらしむるものありき。

此の間に於ける本邦蠶絲關係各種團体の活動並に本縣製絲家の縣外發展、鐵道の開通と本縣製絲業との關係等につき以下項を逐ふて略述せんとす。

第一節　蠶絲業各種團体の活動

全國蠶絲業者大會

日清戰爭直後の二十八年四月二日より四日迄全國蠶絲業者は、京都公會堂に於て大會を開き次の諸件を決議せり。

㈠各地製絲家團結して品位荷物一定改良を圖るべき方法は製絲家結合して便宜の地に共同揚返所を設け其規約は同業者の協議に任す。

㈡製絲に適する繭品種選定の方法は農務局蠶業試驗場の擴張と各府縣蠶業試驗場の設置を促し良種の選定をなすにあり。

㈢繭貯藏法を講究し、併せて金融の便を圖るべき方法と、便宜の地に共同倉庫を設け完全なる殺蛹を行ひたる繭を貯藏し銀行其他の金融會社と聯絡すること。

㈣蠶種共同購入。

㈤全國を關東、關西、九州東北の四區に分ち毎區に於て毎年一回大會を開く。

㈥全國の大會は各府縣の代表を以て組織す。

㈦各地方に於て繭絲の品評共進會を開く。

㈧第九議會の開期中は各府縣より一名の委員を上京せしむること。但代議士へは上京前請願事項の贊成を促し其贊否

を豫め本部へ通知する事。

(九)第一回及第二回の決議を貫徹する爲に要する本部委員は會頭に於て特選の事。

(十)本會は各團体聯合大會へ出席の事。

大日本蠶絲會の活動

明治二十八年十月大日本蠶絲會々長前田正名は全國蠶絲業大會の決議に基き政府及び議會に左の件に付運動す。

(一)蠶絲檢査法制定

(二)蠶絲業組合制定

(三)桑樹萎縮病原因及其豫防法國費を以て講究の件

明治三十八年八月會の組織を變更して社團法人となし同日伏見宮殿下を總裁に奉戴し益々會務を擴張す。

此年大日本蠶絲會は伊勢に戰捷記念品評會を開き共際一等賞を得たる繭、生絲、蠶種等を　天皇陛下に献上したるに天覽を賜はりたる後蠶種を常宮、周宮兩殿下に下賜せられ高輪御殿に於て之を飼育し、良絲を得たまひ之を大日本蠶絲會に下賜せられたり。

生絲檢査法の發布

明治二十八年六月十七日法律第三十二號を以て生絲檢査法發布せられしが、翌二十九年四月横濱神戸の二ケ所に生絲檢査所を設け本邦生産の生絲を賣買するものは內外人を問はず、檢査所に之が檢査を請求し得る事とし生絲檢査所官制を發布し、神戸は六月廿八日横濱は八月五日事務を開始す。後明治三十四年神戸生絲檢査所は廢止せられたり。

ついで三十七年生絲檢査所内部組織改正され、七月一日農商務省令第十二號生絲檢査施行細則發布され同年十二月同省令第十三號により改正せらる。

生絲同業組合の活動

明治十七年本縣勸業課は同十四年以來衰頽せる製絲業を挽回せしむる策として生絲同業者を團結せしめんと欲し準則を示して之を奬勵し其後組合の成立せるは既記の如くなり。然れども組合の團結未だ鞏固ならず其活動又見るべきもの尠かりしが明治三十年四月法律第四十七號を以て重要輸出同業組合法發布せられ、同法は同業者相謀り營業上の弊害を矯正し其利益を增進する目的を以て輸出生絲又は之に密接の關係ある營業者は豫め一定の地區を定めて組合を組織する事を得るの規定なりしかば之に基きて同業組合を設けんとする際（同法は明治三十一年四月より實施）法明治三十三年三月律第三十五號を以て重要物産同業組合法發布されしかば之に基づきて生絲同業組合の設立せらるゝもの續出せり。今其主なるものを列記すれば

認可月日	生絲同業組合名
明治三、九、一四	信濃五郡生絲同業組合
同 三三、二、五	上伊那生絲同業組合
同 三四、三、七	諏訪生絲同業組合
同 三七、三、二	北安曇生絲同業組合

同　三七、八、三　　下伊那生絲同業組合
同　三七、一二　　須坂生絲同業組合
同　四二、一〇、二五　　松本生絲同業組合

尙次に同業組合規約の一例として諏訪生絲同業組合定款並に同郡中右組合に加入し得ざる國用製絲家の非加入認可願を掲げ、組合業務成績の一例として信濃五郡生絲同業組合明治三十七年度業務成績を揭げ、又組合發起認可申請當時之が認可申請に關し如何なる事情により認可せられしかを知る爲に木曾組合の調査せる事項を揭ぐ。

信濃國諏訪郡諏訪生絲同業組合定款

第一章　組合ノ名稱

第一條　本組合ハ信濃國諏訪生絲同業組合ト稱ス

第二章　組合ノ組織事務所ノ位置

第二條　本組合ハ明治三十三年法律第三十五號ニ依リ長野縣諏訪郡器械生絲製造業者ヲ以テ組織ス

第三條　本組合事務所ハ諏訪郡上諏訪町ニ設置ス

第三章　目的及業務

第四條　本組合ハ同業者協同一致シテ斯業ノ便益ヲ計リ信用ヲ保持スルヲ以テ目的トス

第五條　本組合ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ漸次右ノ事業ヲ施行ス

一、同業者間ニ生ジタル紛議ヲ仲裁スルコト

二、組合員業務上ノ利害得失ニ關スル事項ノ質問及調査ヲ爲スコト其他斯業ニ關シ有益ト認ムル事項

三、本組合ノ議決ニヨリ他ノ組合ト氣脈ヲ通ジ便利ヲ圖ルコト

四、本組合會ノ議決事項ニ依リ行政廳ニ申請スルコト

五、販路擴張ヲ圖ルコト

六、交通運輸ノ便利ヲ圖ルコト

七、金融機關ヲ完全ナラシムルコト

第四章　組合員ノ權利義務

第六條　組合員ハ組合ノ經費ヲ負擔シ定款及諸規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第七條　脫退者ハ本組合ノ財産ニ對スル總テノ權利ヲ失フモノトス

第五章　加入及脫退

第八條　本組合ノ地區内ニ於テ新ニ器械生絲製造ノ業ヲ開始スル者ハ組長ニ届出ヅベシ

第九條　組合地區外ニ轉居シ又ハ改名廢業等諸般ノ異動ハ直ニ組長ニ届出ズベシ

第六章　役員選擧及權限

第十條　本組合ニ左ノ役員及事務員ヲ設ク

一、組長　一名
二、副組長　一名
三、評議員　三十一名
四、事務員　若干名

第十一條　正副組長及評議員ハ總會ニ於テ選擧シ事務員ハ組長之ヲ任免ス

第十二條　評議員ノ選擧區域及其人員ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一區　川岸村、平野村、港村　二十人
第二區　下諏訪町、長地村　四人
第三區　上諏訪町、四賀村、永明村、北山村、米澤村、湖東村、豊平村、玉川村、泉野村、原村、本郷村、境村、落合村、富士見村、金澤村、宮川村、中州村、湖南村、豊田村　七人

第十三條　役員ノ任期ハ滿一ケ年トス

第十四條　組長ハ組合一切ノ事務ヲ司リ總會及評議員會ノ決議ヲ執行シ外部ヘ對シ組合ヲ代表ス

第十五條　副組長ハ組長ヲ輔佐シ組長事故アルトキハ之レヲ代理ス

第十六條　評議員ハ組長ノ諮問ニ應ジ及業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

第十七條　事務員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第七章　組合總會

第十八條　組合總會ハ通常臨時ノ二種トシ通常會ハ每年五月十一月ノ二回臨時會ハ組長ニ於テ必要ト認ムルトキ之レヲ招集ス

組合員三分ノ一又ハ評議員三分ノ一以上請求アルトキハ組長之レヲ召集ス

第十九條　組合總會ハ組長ヲ以テ議長トス

第二十條　組合總會ノ議決權ハ五十釜迄ヲ一權利トシ以上五十釜ヲ增ス每ニ一權利ヲ加フ但シ一名ニシテ五十權利以上ヲ有スルコヲ得ズ

第廿一條　組合總會ハ人員ノ過半數及權利數ノ過半數以上出席ニ非ラザレバ開會スルヲ得ズ

但シ同一ノ議事ニ付招集再回ニ及ブモ尚半數ニ滿タザルトキハ出席現員ヲ以テ成立スルモノトス

第二十二條　總會ニ於テハ組合一切ノ重要事件ヲ議定ス其概目左ノ如シ

一、歲入出豫算ヲ定ムルコト

一、決算報告ヲ認定スルコト

一、組合費賦課徵收方法ヲ定ムルコト

一、役員選擧

第二十三條　總會ノ決議ハ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之レヲ決ス但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ妨ゲズ

第二十四條　組合總會ニ出席シ能ハザルトキハ他ノ組合員又ハ平素其業務ヲ擔當スルモノヲシテ代理セシムルコトヲ得但委任狀携帶ヲ要ス

第二十五條　議長ハ書記ヲシテ議事錄ヲ調製シ議長及出席員四名以上之レニ署名捺印スベシ

第八章　評議員會

第二十六條　評議員會ハ組長ヲ以テ議長トス

第二十七條　評議員會ハ組長之レヲ招集シ又ハ評議員三分ノ一以上ノ請求ニヨリ組長之レヲ招集ス

第二十八條　評議員ハ三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ同一ノ議事ニ付招集再會ニ及ブモ尚定員ニ充タザルトキハ此限ニアラズ

第二十九條　評議員ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、財產管理方法及處分ニ關スルコト

一、違約者ニ對スル處分ヲ決定スルコト

一、組合施設事業ニ關スルコト

一、斯業ニ關スル建議又ハ請願ニ關スルコト

第卅條　評議員會ノ決議ハ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

第卅一條　議長ハ書記ヲシテ議事錄ヲ調製シ議長及出席員二名以上之レヲ署名捺印スベシ

第九章　會計

第三十二條　本組合ノ會計年度ハ其年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十三條　本組合ノ役員ハ無給トス但シ別ニ定ムル規定ニヨリ報酬及實費ヲ支給ス

第三十四條　翌年度ノ歲入出ノ豫算並ニ徵收法ハ每年十一月中ニ總會ノ議決ヲ經テ農商務大臣ノ認可ヲ請フベシ

第三十五條　組長ハ每年會計年度後三ケ月內ニ組合事務成績及收支決算表ヲ評議員ノ承認ヲ經テ組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スベシ

第三十六條　本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ其賦課標準ハ左ノ如シ

一、經費十分ノ一　戸數割

一、同　十分ノ九　製絲釜數割

第三十七條　新ニ本組合ニ加盟シタル者ハ其年度經費賦課標準ニ依リ徵收ス

第十章　違約處分

第三十八條　組合員及組合役員ハ組合ノ名若クハ組合役員ノ名義ヲ以テ營利事業ヲ爲スコヲ得ズ犯ス者ハ金五百圓以上五千圓以下ノ過怠金ヲ徵ス

第三十九條　違約處分ヲ執行シタルトキハ新聞紙ヲ以テ廣告スベシ

第四十條　組合經費ノ納入期限ヲ經過シ二週間ヲ過グルモ尙差出サヾルトキハ釜數一釜ニ對シ金一圓宛ノ過怠金ヲ徵ス

組合總會ニ於テ議決シタル夏挽開業期日ニ背反シタル者ヨリハ製絲工場一ケ所ニ付金壹千圓持釜一釜ニ付金二十圓ノ過怠金ヲ徵ス

組合總會ノ議決ニ反シ工男女ニ物品ヲ給與シタル者ヨリハ製絲工場一ケ所ニ付金一百圓持釜一釜ニ付金十圓ノ過怠金ヲ徵ス

第十一章　定款ノ變更並解散

第四十一條　定款ノ變更及解散ノ場合ハ組合總會ニ於ケル組合員全數及權利金數ノ各三分ノ二以上ノ同意ニ依リ之レヲ決定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十二條　組合解散ノ場合ニ於ケル清算人ノ職務權限左ノ如シ

一、債權取立債務ノ辨濟

二、殘金財產ノ分配

三、財產ノ賣却

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フニ必要ナル一切ノ行爲ヲナス權限ヲ有ス

第四十三條　組合解散ノ場合ニ於ケル清算上ノ剩余ノ財產ハ之レヲ現金ニ換ヘ最近組合經費負擔金額ヲ標準トシテ之レヲ配當シ債務辨濟ノ不足アルトキハ最近經費負擔金額ヲ標準トシテ組合員ニ賦課ス

第十二章　印　章

第四十四條　本組合及組長印章ハ左ノ如シ

方一寸五分

組長之印

方八分

組長之印

諏訪生絲同業組合非加入認許願

明治三十三年三月法律第三十五號重要物產同業組合法ニヨリ明治三十四年一月諏訪生絲同業組合組織相成候處本郡製絲事業ハ輸出向生絲製造ト國用向生絲製造トノ二種ニ分レ居リ其間自ラ利害ヲ異ニシ到底同一組合ノ下ニ營業ヲ爲スヿ能ハザル特別ノ事情有之候ニ付左ニ其理由ヲ陳述シ同法第四條但シ書ニヨリ組合以外ニ營業シ得ラルヽ樣御認定ノ儀懇願仕候

一、資　本

輸出向生絲製造者ニアリテハ原料購入ノ時期自ラ略一定シ居ルト規模ノ廣大ナルニ依リ巨額ノ資本ヲ要スレ𪜈國用生絲製造者ニアリテハ原料ノ購入時ヲ定メズ且規模狹小ナルヲ以テ小資本ヲ運轉シ反覆シテ事業ヲ營ムヿヲ得要スルニ輸出向生絲製造ハ大資本家ノ事業ニ屬シ國用生絲製造ハ小資本家ノ事業ニ屬ス大資本家ト小資本家ノ事業ニ於ケル經營ハ只ニ天壤ノ差異アルノミナラズ強弱混合シテ同一組合ノ下ニ加入スルハ小資本主ノ堪ユルヿ能ハザル處ナリ

一、原料ト賣込先

輸出向生絲製造者ハ前陳ノ如ク一定ノ期間ニ於テ一ケ年間營業ニ使用スベキ原料ヲ購入準備スレ𪜈國用向生絲製造ニアリテハ然ラズ其原料ヲ輸出向生絲ノ原料中其使用ニ堪ヘザル撰出物ニ仰ギ時々購入スルモノナレバ製造ノ目的ヲ異ニスルト共ニ製作品ノ賣込先總テ其軌道ヲ異ニシ到底同一組合ノ下ニ在テ同一方針ヲ執ルヿ能ハザル所以ナリ

一、營業期間

國用生絲製造ハ本絲用撰出繭ノ供給如何ニヨリ或ハ俄カニ事業ニ着手シ又俄カニ事業ヲ廢止スルカ如キ性質ヲ有スルモノニシテ要スルニ安價ナル原料ト安價ナル工賃ヲ仕拂フ時ニ非ラザレバ到底利益ヲ得ルヿ能ハザルモノナリ而シテ

原料ノ尤モ供給ニ富ミ且ツ多クノ利益ヲ收ムルコヲ得ルハ蓋シ輸出向生絲製造ノ休業間ニアリトス之レ其利益ヲ異ニスル所以ナリ

一、工　女

輸出向生絲製造者ニ在リテハ工女ノ供給缺乏セルヲ以テ其雇入ニ付キ競爭ヲ爲スノ弊ナルヲ以テ組合ノ規程ニヨリ開業期日ヲ確守スルノ必要アルベシト雖モ國用生絲製造ニ在リテハ之レニ使役セル工女ハ總テ十二三才ノ少女ニテ足ルヲ以テ斯ノ如キ弊害ナク所謂一種ノ製絲工女傳習所トモ稱スベキ者ニ過ギザレバ開閉業ノ期日等ハ營業者ノ都合ニ任セテ更ニ他ニ影響ヲ及ボサヾルハ同業者ノ共ニ認ムル處ナリ之レ其組織ヲ異ニスル所以ナリ

前述ノ如ク利害得失全ク相反スルニ係ラズ同ジク製絲業ノ名稱ノ下ニアルヲ以テ組合ニ加入セザル可カラザルカ如シト雖モ若シ強テ之レヲ實行スルニ於テハ法ノ爲メニ現在得ラルベキ利益ヲ捨テ不利益ナルノ時ニ於テ事業ヲ爲サヾル可カラザルニ至リ數年ヲ出ヅシテ國用製者ハ總テ產ヲ破リ家ヲ亡スノ悲境ニ陷ルヤ必然ノ勢ニ候間冀クハ事實上特別ノ御詮議ヲ以テ願意御聽許相成度此段奉願候也

長野縣諏訪郡湊村三千三百七十七番地

小口杉太郎

明治卅五年六月十六日

農商務大臣男爵　平田東助　殿

信濃五郡生絲同業組合明治卅七年度業務成蹟

一、組　合　員

年度末明治卅八年三月卅一日現在ノ組合員及其釜數左ノ如シ

郡別	人員	前年ト比較		釜數	前年ト比較	
		増	減		増	減
南佐久郡	一八名	二名	—	五八三個	二〇個	—
北佐久郡	八	一	—	七一四	五〇	—
小縣郡	三九	—	一	一、九二〇	五〇	—
埴科郡	八	一	—	二、三三〇	二六五	—
更級郡	一	—	一	二〇三	—	二五五
計	六四	差引二	—	五、七五〇	差引二六〇	—

附記　南佐久郡ニテ新加入者三名此釜數計七十個休業者一名釜數五十個差引二十個ヲ増シ北佐久郡新加入者一名釜數五十個小縣郡ニ於テハ三名ノ休業者ト二名ノ新加入ト外ニ釜數ヲ増加セシモノアルヲ以テ差引人員ニ於テ一名ノ減少ニ反シ五十釜ヲ増セリ埴科郡ニ在リテハ加入者一名此釜數八十個外ニ増釜數百八十五個計二百六十五個ヲ増加シ更級郡廢業者一名此釜數百二十五個ニシテ全部計上スレバ前表ノ如ク人員ニ二名釜數二百六十個ノ増加ナリ

二、生産額

郡別 ＼ 項目	器械製絲生産額	價格	金	屑糸、生皮苧産額	價格	金
南佐久郡	八、七二八、三八二	五〇六、四七八、五〇	錢	一、八三五、八〇〇	一〇、七三一、〇〇	錢
北佐久郡	九、六九四、一〇〇	五五八、七一五、三五		二、〇三三、〇〇〇	一三、一八九、三三	
小縣郡	三五、一九六、三〇七	一、四八八、五九二、九三		五、〇九八、〇〇〇	三四、二七三、五九	

埴科郡	二八、六六二、三八六	一、七一三、三七七、三八	七、一六〇、一三一	五六、二五九、三四
更級郡	二、三一三、〇〇〇	一三一、四五五、五〇	五四〇、〇〇〇	三、五六〇、五〇
計	七四、五九四、一七五	四、三九八、六一九、五六	一六、六四五、九三一	一七、〇〇三、七五

更ニ之レヲ斤數ニ換算シ百斤ニ對スル各郡ノ平均直段並ニ生産力ノ比較ヲ對示スル左表ノ如シ

價格對照

項目 / 郡別	生絲産出斤數	生絲百斤ニ對スル價格	屑物産出斤數	屑物百斤ニ對スル價格
南佐久郡	五四、五五二、斤分三	九二八、四三錢	二、四一一、斤分二	九三、五〇錢
北佐久郡	六〇、五八八、一	九二六、五三	二、六三七、五	九六、四五
小縣郡	一五七、四七六、九	九四五、二三	三一、八六二、五	一〇七、五七
埴科郡	一七九、一二六、八	八九五六、四五	四四、七五〇、八	一三五、五〇
更級郡	一四、四五六、〇	九〇九、三五	三、三七五、〇	一〇五、五〇
計（平均）	四六六、二三、一	九四三、四七	一〇四、〇三七、〇	一二三、四七

一、組合施設事業

一、本業ニ關スル講話會開設

第二回講話會講師横濱生絲檢査所技手德田實也氏ヲ聘シテ左記ノ通リ開催

三十七年五月七日　北佐久郡岩村田町　公會場

同　　八日　小縣郡上田町　明倫堂

同　　九日　埴科郡松代町　町立高等小學校內

第三回講話會ハ卅八年度ニ於テ開設スベキ處講師ノ都合ト聖路易萬國博覽會視察員下村龜三郎氏ノ講演ヲ兼其時期ヲ繰リ上ゲ本年度內ニ於テ左記ノ場所ニ開設セリ

講師　橫濱生絲檢査所技師足立元太郎氏

聖路易萬國博覽會並米國機業地視察員下村龜三郎氏

明治卅八年三月十三日　北佐久郡小諸町　高等小學校內

同　　十四日　埴科郡松代町　高等小學校內

一、鐵道貨物混載積日本鐵道會社ニ於テ廢止ニ付キ從前ノ通リ局社線連絡輸送復舊ノ件遞信農商務兩大臣並ニ鐵道作業局長野運輸事務所ヘ建議申請ノ件

一、生繭專用貨車配給方ニ付鐵道局並ニ日本鐵道會社ト協商特定ノ件

一、燃料輸入方法ニ就キ鐵道局長野運輸事務所並ニ日本鐵道會社ニ交涉ノ件

一、白牙義國利榮濠萬國博覽會出品ニ關スル事務ノ件

長野縣木會生絲同業組合發起認可申請ニ關シ取調事項

一、組合員タルベキモノ、營業ノ種類

器械生絲製造業

二、同業者ノ員數

三、豫定地區

長野縣西筑摩郡一圓

四、豫定地區內ニ於ケル其產物ノ最近五ケ年間ノ每年ノ數量及價格

年次	器械生絲數量	價格
明治四十年	七、〇九八、六〇〇	四四七、二一三
同四十一年	七、五五六、〇〇〇	四六〇、九一六
同四十二年	七、一六九、〇〇〇	三七二、一六七
同四十三年	七、六八一、〇〇〇	四一七、六二〇
同四十四年	八、二三二、〇〇〇	四三七、五四六
平均	七、五五五、三二〇	四三五、〇九二

五、地方經濟上諸物產ノ重要ノ程度及組合設置ヲ必要トスル理由

本郡物產ノ總生產力ハ約二百十萬圓ニシテ其內五萬圓以上ノ生產力ヲ有スルモノヲ擧グレバ繭、生絲、米、漆器、木材、馬、櫛、蠶種等ノ八種ニシテ就中蠶絲業ニ屬スルモノハ約百萬圓ナリトス又生絲ノ產額ニ就テハ其內約四十

五、六萬圓ヲ上下セリ以上ハ以テ斯業ト地方富力トノ關係カ如何ニ重且ツ大ナルヤヲ知ルコトヲ得ベシ然ルニ當業者ノ多クハ各任意ニ之レガ經營ニ從フヲ以テ製品ノ統一ハ勿論原料ノ購入工女ノ養成待遇及製品販賣ノ方法等區々

ニ亘リ加之毎年工女雇傭ニ就テハ不利不便ヲ見ルコト少ナカラザルヲ認ムル故ニ組合ヲ設置シ之等ノ救濟ニ努メ其利益ヲ增進セントスルハ蓋シ時宜ニ適シタル所爲ナリトス

六、現ニ營業上ノ弊害アルモノニアリテハ其事實及之ヲ矯正スベキ方法如何

現ニ營業上ノ弊害トシテ指適スベキモノニ在リテハ前項ニ於テ旣ニ之レヲ述ベタルモ仍其內主ナルモノヲ抽象スレバ

一、工女ガ技術ニ熟練セルモノ乏シキカ故ニ其製品ノ自然精緻ナルモノヲ得ルコト尠ナキコト

二、工男工女ノ雇傭ニ就テハ各工場主トノ連絡ナキヲ以テ勢ヒ其掠奪ニ苦メラルヽコト

三、養蠶家トノ連絡方法備ハラザルヲ以テ原料ニ優良品ヲ得ルニ苦ムコト

四、當業者ノ事業ノ規模ハ何レモ狹小ナルニ依リ其製品ハ品位ニ於テ同一ナルモノヲ多數產出スルコト能ハザルト共ニ市場ノ販賣價格ニ於テ損スル所尠シトセズ

以上ノ弊害ヲ矯正セントスルニハ先ズ組合ヲ設置セシメ之ガ事業トシテ左ノ事項ニ從ハシメントス

一、工女養成ノ方法ヲ講スルコト

二、工男工女ノ待遇ヲ豊ニスルト共ニ雇傭上ニ關スル取締方法ヲ設クルコト

三、養蠶家トノ連絡方法ヲ講ジ原料ノ優良ヲ圖スルコト

四、漸ヲ以テ共同揚返及荷造所ヲ設ケ竝ニ共同販賣ノ方法ヲ執ラシムルコト

七、營業品ノ檢查ヲ行ハントスルモノニ、アリテハ其檢查ノ方法順序

差當リ營業品ノ檢查ヲ行ハズ

八、創立費及經費ノ概算並ニ收入ノ財源、創立費及經費ノ額ハ未知數ニ屬ス然レトモ創立費ノ如キハ極メテ少額ニテ足ル仍收入ノ財源ハ組合員ノ釜數割及分頭割ヲ以テ支辨スル見込ナリ

九、發起人ノ員數營業ノ種類及其重ナルモノ、同業者間ニ於ケル位置經歷並性行ノ概要

一、發起人ノ員數

八

二、營業ノ種類

器械生絲製造業

三、其重ナルモノヽ同業者間ニ於ケル位置、經歷並性行ノ概要

何レモ相當ノ資產ヲ有シ且ツ事業ノ經歷ハ比較的古クシテ等シク同業者間ニ推重セラレアリ又性行ノ如キモ概シテ議スベキ點尠ナクシテ良行ナリ

上田繭絲米穀取引所の設立

明治二十七年(二、五五四)五月十一日小縣郡上田町長岡万平外四十八名は繭絲米穀取引所を設けんとし其設立趣意書を農商務大臣に提出せり。而して其趣意書の冒頭繭絲が本邦輸出品中の首位を占むる重要物産たる事を述べ上田は其中心市場たる所以を地理上より說明し交通運輸金融倉庫等の諸機關皆備れる事實を擧げ、製絲場製絹所等同町若くは其附近に集中し、生絲繭屑物等の集散頗る多き事を陳べ次に繭絲集散の沿革を述ぶる事詳細を極め最後に最近明治

二十六年一月より十二月に至る一ケ年間の繭生絲屑物の集散高を記せり元より多少の誇張は免れざるべきも上田地方蠶絲業の沿革の大要及明治廿六年頃の同地方の製絲業並に繭絲類集散の狀況等を知り得べき極めて興味ある資料なれば左に其概要を掲ぐ。尙此請願は十月廿三日農商務大臣より認可せられ翌廿四日より開業せり。

繭絲ハ本邦輸出品中其品質ト云ヒ價格ト云ヒ將タ數量ト云ヒ他品ノ比肩ス可ラサル貴重ノ物産ニシテ繭絲業中全國ニ首冠タルノ土地ハ信濃ナリ信濃國中又其多額ヲ産出スルノ土地ハ小縣郡ニシテ小縣郡ハ上田ヲ以テ産地ヲ公稱ス（生絲ニアリテハ朱判稀無双等織物ニアリテハ上田縞上田紬ノ如シ）是レ敢テ誇張過實ノ言辭ニアラス苟モ橫濱埠頭ノ輸出品ニ實見シタル者及各地製絹家ハ誰人モ皆首肯シ得ベキ事實ノ證明ナリトス

蓋シ其然ル所以ノモノハ獨リ土地ノ當業者カ熾ンニ産出力ニ汲々タルノミナラズ需用供給ノ二者相供ニ俱シ此地ニ來テ賣買取引ヲ便ナリ利ナリト爲スヲ以テ物貨ノ四集シ又四散スルハ自然ノ大勢ナリ斯大勢ヲナシタルハ集散ニ便ヲ與フル運搬ニ便ヲ與フル地理ノ關聯頗ル大ナレバ先ツ順序トシテ地理及位置ノ大要ヲ略記セントス

信ノ地タル四周山岳大河四流シ地盤亦廣大十州ニ界シ中ニ四都會アリ其西南ニ在ルモノヲ松本ト云ヒ其北隅ニ在ルモノヲ長野ト云ヒ其南隅ニ在ルモノヲ飯田ト云フ而シテ上田ハ其中央ニアルヲ以テ四方ニ扣制ス、換言スレハ陸路ノ港灣地ニシテ所謂四通八達ノ街衢ナル左ノ事實ニ於テ見ルヲ得可シ

信越鐵道ハ國道ト沿敷シ直江津港ヲ發シ當地ヲ經過シ高崎線ニ連絡シテ東京及橫濱ニ至ル上田市場ノ繁昌ヲシテ倍舊ノ觀ヲ呈シタル一基因焉ニ在リテ存ス

第二線路（上田松本間）ハ國ノ中央ニ橫臥シ交通ヲ怛ミ運輸ヲ障ゲ人情ヲ疎隔ナラシメタリ巨嶽峻嶺ヲ開鑿シ三年ノ星霜ト三拾余萬金トヲ費シタル縣下最要道路ニシテ此道路ノ竣工ヲ告グルヤ遠キハ京阪尾濃及近キハ南信數郡ノ交通

運輸ハ一ニ此線路ニ注射シ來リ上田ハ其衝要地トス

上州街道ハ群馬縣ノ北部所謂ル北上州ヨリ上田ヘ通スル街道ニテ群馬縣ノ北部ノ當業者ハ其産出品ノ重ナル繭絲及馬鈴薯ハ之ヲ自縣ニ販路ヲ求ムルモ運輸ノ不便ト一定ノ相場モ立タザルトニ依リ産出品ハ上田ヘ輸出シ同地ノ問屋若クハ仲間人ヘ販賣シ自縣ノ用タル米穀並ニ雜貨ヲ上田ヨリ購入シ往復日ニ頻繁ヲ加フルヲ以テ縣會之ヲ公認シ縣道ニ編入シ縣稅支辨ノ修繕ヲ施シ運輸交通ノ便ヲ與ヘントノ計畫ナレハ後來益々利便ヲ得ルニ從ヒ物貨ノ輸出入モ亦多額ヲ加フルハ豫見シ易キ事實ナリトス

諏訪街道ハ上田ヨリ諏訪及坂下飯田ヲ串貫シ豊橋及ビ岡崎名古屋ヘ通スル要路ニシテ殊ニ千曲川ノ難所ト稱セシ大屋橋ハ已デニ架橋ノ成工ヲ告ク今亦和田嶺ノ改修工事ニ係レハ其竣工ト同時ニ上田ヨリ諏訪並ニ伊那地方ヘ輸出スル製絲用繭工女ノ食料ニ供充スル米穀又同地方ヨリ上田ヘ輸入スル生絲並ニ附屬品(蛹斗絲生皮苧等)ノ運搬ハ通路ヲ烏ニ採リ運賃モ亦低落シ(馬背ニテハ壹駄ノ運賃貳圓五十錢ヨリ下ラサルモ運送馬車ナラハ壹圓廿五錢ニ上ラス)彼我交通ノ增加ヲ來スハ自然ノ結果ナリ。

以上地理ノ關係上ヨリスルモ每ニ物貨ノ四集シ又每ニ物貨ノ四散スル中心點ハ上田ニ在ルヲ以テ當業者ニ取テハ信ノ都會ヲ擧示スルニ至レハ長野ハ寧ロ地方政治ノ集合點タランモ其商權ヲ掌握シ物貨ヲシテ左右スベキ地ハ上田町ニシテ上田ハ一ニ商業地ト公稱スルハ爭フ可ラサルノ事實ナリ試ニ商業機關ノ重ナルモノ及ビ其一ケ年間ノ實買價格並ニ數量ヲ擧クレハ正ニ左ノ如シ

一、銀行ハ第十九國立銀行、上田銀行、信濃預金銀行、第四十國立銀行支店、共益株式會社、西脇株式永續會社ノ六社ニシテ其資本金合計ハ金參拾六万六千圓也

一、貨物運送店ハ內國通運會社支店信濃中牛馬會社、帝國中牛馬會社出張所、日本運輸會社支店、町島運送店ノ五店

ニシテ其一ケ年間ノ貨物取扱總額ハ貳百拾數萬駄ナリ

一、上田倉庫會社ハ已テニ允許ヲ得繭絲荷預リヲ以テ營業ノ目的トシ目下建築工事中ナレハ取扱荷數ハ未ダ實算シ得ラレズト雖モ其資本金ハ三万圓也

一、製絲場ハ信陽館（釜數百五十箇）上田社（釜數百四十箇）ヲ首メ上田ト連擔地若クハ近傍ニ在テハ國分社（釜數百十箇）四阿社（同上百八十箇）依田社（同上三十五箇）神川社（同上五十箇）其他東上田社、有誠社、縣社、飯沼社、城下社、眞篤社及一個人所有ニ係ルモノ等總テ貳拾貳ケ所此釜數合計ハ壹千零六拾五個ナリ

製絹所ハ羽二重織工場ニシテ創業日尚ホ淺ク未ダ豫期額ニ達セズト雖モ、織出額ハ五百疋（壹疋六十ヤール）ニシテ此原價壹萬圓ナリ其他近在織出額ハ上田縞斜子ヲ始メ絹布總額ハ一ケ年五萬反ニシテ此金額ハ金拾八万圓ナリ

一、生絲集散總額ハ六万八千八百五拾五貫參百九十四目ニシテ其金額ハ金貳百四十五萬九千百貳拾壹圓貳拾錢ナリ

一、繭集散總額ハ拾壹萬參千參百四石七斗八升ニシテ其金額ハ參百九十六萬五千六百六拾七圓參拾錢ナリ

一、屑物（駄斗絲生皮苧）集散額ハ六萬千五百七拾七貫六百貳拾目ニシテ其金額ハ參拾萬〇七千八百八拾八圓拾錢ナリ

（以上ノ調査ハ明治二十六年中當業者ノ調査ニ係ル）

（中略）

生絲ハ上田提絲島田絲ハ獨リ內國ノ需用タルノミナラズ施テ海外ニ至ルマデ名聲ヲ博シ織物業ニ在テハ上田縞斜子紬類ノ如キ土地ノ物産トシテ世ニ好遇セラレ繭ニ在テハ蠶種ノ本場所トシテ飼育並ニ種類改良ノ發達ハ毎ニ先鞭シテ精品ヲ產出スルヲ以テ其名ヲ得タリ去レバ遠キハ西京西陣近江長濱其他桐生足利八王子ノ各地ヲ首メ近年又越前福井加州金澤等ノ各製絹家並ニ織物家近キハ諏訪須坂伊那松代等ノ製絲家ハ皆其原料タル繭及生絲ハ其品質ノ良好ナルト

銘柄揃ヒタル多數トヲ得ラルトニ依リ上田ニ出張シ問屋若クハ仲買人ノ手ヲ經テ之ヲ購入シ又供給者ニ取テハ自縣若クハ自郡ニ於テ少數商人ヲ對手トシテ價格外ノ低價ニ販賣センヨリハ繭絲地ノ名實アル上田ヘ輸出シ時價相當ニ販賣スルヲ利益トシ且ツ鐵道開通以來時間短縮運賃低下ノ利ヲ得タルヨリ茨城栃木埼玉群馬ノ各縣ヲ始メ自國ニ在テハ埴更ニ郡ハ云フモ更ナリ上下水内南北佐久東筑南安ノ諸郡ヨリ諏訪伊那地方ニ至ル迄生絲並ニ生繭ヲ輸入シ來ル之ヲ要言スレハ需要者タル購買家供給者タル販賣家二者相供ニ上田ニ來テ取引賣買スルヲ以テ今ヤ上田ハ宛然繭絲ノ一市場タルノ實体ヲナシ上田ノ立相場ヲ以テ各地小取引ノ標準ト爲スカ故ニ上田相場ノ一昂一低ハ縣下及隣縣繭絲界ノ一昂一低ヲ指示スル實權ヲ有スルニ至レリ

（中略）

繭絲米穀集散ノ沿革及現況

上田町ハ古來ノ城市ニシテ廢藩置縣ノ際ハ上田縣ヲ置キ又鎭台分營ヲ置カレタル一都會ナリ殊ニ維新以降舊藩廓地ヲ變シテ市街地トナシ商家從テ加ハル（明治七年廢藩置縣ノ際ハ戸數三千三百六十二戸人口一萬六千七百十二人、明治二十年ハ戸數三千七百七十六戸人口一萬九千九百三十人ニシテ、明治二十七年ニ至リテハ戸數四千〇廿五戸人口貳萬〇五百二十五人トナル）其位置信地ノ中心商業ノ要路ニ當レルガ故ニ商業地ノ名稱ヲ博シタル「前記ノ如シ、而シテ上田町ガ斯ノ商業界ニ聲價ヲ得テ賣買上ノ牛耳ヲ採ル所以ノ源流ヲ索ヌルニ古來製絲業ハ農間ノ副業トナシ今ヨリ凡百年以前寛政ノ初年ヨリ手挽提絲及嶋田絲ヲ製出シ尋デ文化十五年頃ニ至リ次第ニ增殖シ當時之レガ販路ハ桐生足利及西京岐阜地方ナリキ自來上田絲ノ名聲追々聞ヘ品位モ漸ク善等ヲ生シ上中下ノ三等ニ區別シ大櫻、中櫻、小櫻ノ名稱ヲ附シタリ而シテ其西京ニ輸出シタルモノハ上方地方ヘ往クヲ以テ世俗之ヲ「ノボセ」（爲登ノ意）絲ト呼ビ終ニ操絲ノ銘柄ト爲スニ至ル此時ニ當リ隣郡ヨリ來テ製絲法ヲ受クル者多ク隨而各地ヘ傳播シ今日尙「ノボセ」ノ名稱信越兩野

ノ諸國其他地方ニ存唱スルモノ蓋シ之レガ爲メナリ以來製絲業大ニ進ミ降テ天保年間上田藩廳モ當業者ヲ勸奬シ「上田物産改所ヲ」設置シ一ハ製絲及織物業ノ粗製濫造ヲ防キ一ハ資金ヲ貸與シ事業ノ發達ヲ計レリ嘉永年間米艦一タビ浦賀ニ投錨シ尋テ安政年間横濱ヲ開クニ當リ製絲業界ニ一大恐慌ヲ惹起シ絲價大ニ亂高下ヲ示シ製絲家及ビ當業者ハ幾多ノ困苦ト幾多ノ悲境トヲ經過シ製絲上ニ革新法ヲ加ヘ海外人ノ好嗜スル精撰品輸出ノ方針ヲ把リ提絲ノ如キ本朱判並朱判稀無双無双等ノ名稱ヲ附シタルハ全ク上田特有ノ銘柄ニシテ實ニ安政六年六月ナリキ而シテ文久二年頃ハ絲價稍々一定シ元治、慶應年間ニ至テハ種々ノ藩制ヲ頒布シ粗製ヲ防遏シ又殖産法ヲ勸奬セリ明治元年以降輸出之額大ニ增殖セシモ濫造ノ弊害モ亦相踵デ起リ一貶外商ノ擯斥ヲ受クルニ至リシガ同六年生絲取締規則ノ發布ト横濱問屋トノ間ニ協議ヲ遂ゲ生絲改會社ヲ設立シ提絲ニハ卷紙ヲ卷用シ不正品ノ産出ヲ防キタルト同八年生絲巡回檢查法ヲ實行セシトニ依リ絲價名聲復タ擧回スルニ至レリ爾來或ハ官設ノ取締法或ハ民間相互ノ規程ヲ結ビ品位改良ニ努メタリ玆ニ於テカ製絲業漸々進涉シ同十二年七月上田町ニ「擴榮社」（後ニ上田社トナル）起リ座繰製絲器械ヲ創設シ同十八年上田製絲組合ニ於テ工女賞與法ヲ設ケ同二十一年七月提絲製絲改良法ニ關スル書冊ヲ刊行シテ提絲ノ改良セサル可ラサルノ理由ヲ懇切篤示シ同二十二年踏器械ヲ製造シテ當業者ニ貸與シタルカ如ク直接間接皆以テ改良精撰ヲ催シタリ此年又上田町ニ信陽館國分村（上田ノ接近地）ニ國分社、依田村（上田近傍）ニ依田社等起リ自來各町村ニ器械製絲ノ續興ヲ見ルニ至リ器械製絲業大ニ增進セリ斯故ニ一方提絲ノ產出ハ漸々減少セリト雖モ一方器械製絲ノ增加ヲ見ルハ蓋シ製絲業發達上自然ノ數ニシテ提絲、器械絲ノ銘柄コソ異ニスルモ產出額ハ日增月加ノ實像ヲ現出シタルハ別記集散物現況ニ明記シタルガ如シ

製絲已ニ斯ノ如キ進步ヲ爲シ來レルガ故ニ之レガ原料タル繭ハ或ハ原野或ハ磽地ヲ開墾シ桑園地ト爲シ繭ノ產額モ

漸々增殖シ曩キニ蠶業ハ農間ノ副業トナセシモ今ヤ本副其地位ヲ異ニシ以テ本業ト爲スニ至ルノ實況ナレバ明治二十五年上田町ニ郡立蠶業學校ヲ建テ本縣モ亦必要ト認メ經費ヲ補給シ以テ生徒ヲ薫陶養成ス實業學校ノ興ル盖シ地方ノ嚆矢ト爲スト同時ニ蠶業地タルノ眞相ヲ知ルニ足ル。

（中略）

自明治十六年一月
至同　年十二月　繭集散表

繭五万六千六百五拾貳石三斗九升　　輸入總額

內

參萬六千五拾三石七斗六升　　上田町產出及郡內各町村ヨリ輸入額
七千九百八十二石四斗一升五合　　埴科郡ヨリ輸入額
二千八百三十二石八斗八升　　更級郡ヨリ同
一千五百八石八斗八升　　上下水內郡ヨリ同
三千百六拾四石八斗一升五合　　南北佐久郡ヨリ同
五百拾七石一斗　　埼玉縣ヨリ同
四拾四石　　千葉縣ヨリ同
八拾參石　　茨木縣ヨリ同
四拾九石二斗　　靜岡縣ヨリ同

同貳拾六石貳斗貳升

一千百參拾貳石九斗四升

百三拾九石六斗八升

四百七拾石

二千六百四拾七石五斗

散之部

一、繭五萬六千六百五拾貳石參斗九升

內

四千百參拾參石七斗七升五合

參萬五千六百五拾四石八斗五升

二千七百十四石三斗七升

八百八拾一石九斗

九百四拾八石參斗九升

二百參拾五石貳斗

四拾五石

六千七百七拾五石一斗

六拾貳石壹斗三升

山梨縣ヨリ同

群馬縣ヨリ同

上下高井郡ヨリ同

諏訪郡ヨリ同

東筑摩郡ヨリ同

輸出及消費總額

小縣郡ヘ輸出

諏訪郡ヘ同

上下伊那郡ヘ同

東筑摩郡ヘ同

上高井郡ヘ同

埴科郡ヘ同

南北佐久郡ヘ同

群馬縣ヘ同

埼玉縣ヘ同

五百五拾石

四千六百五拾一石八斗六升五合

自明治廿六年一月
至同　年十二月　生絲集散表

一、生絲參萬四千四百貳拾七貫六百九拾七目

內

九千七百九拾壹貫七百五拾九目

九千二百拾五貫四百貳拾目

二千九百七拾五貫六百七拾壹目

四千五百二十五貫五百目

四千三百九貫貳拾目

一千七百八十九貫參百二十七目

參百參拾八貫目

七百貫目

七百八拾參貫目

散之部

一、生絲三萬四千四百貳拾七貫六百九十七目

愛知縣へ同

土地織物用消費額

輸入總額

土地產額及小縣郡ヨリ輸入總額

塩田地方ヨリ輸入額

依田地方ヨリ同

埴科郡ヨリ同

更級郡ヨリ同

上下高井郡ヨリ同

南北佐久郡ヨリ同

諏訪郡ヨリ同

縣地方ヨリ同

輸出及消費總額

內

壹萬六千五百九拾五貫五百五拾目　海外輸出ノ爲横濱ヘ輸出額
四千五百六拾五貫參百九拾七目　群馬縣ヘ輸出額
參千九百六拾貳貫百六拾目　北越地方ヘ同
二千四百五拾二貫六百四拾目　西京地方ヘ同
四百參拾四貫　岐阜地方ヘ同
三百三拾七貫目　八王子地方ヘ同
二百四拾六貫參百參拾目　福井地方ヘ同
千五百五拾八貫四百九拾目　石川縣ヘ同
五拾貫目　愛知縣ヘ同
二千七拾五貫六拾壹目　小縣郡ヘ同
二千百五拾壹貫六拾九目　織物用ノ爲土地消費額

自明治廿六年一月
至同　年十二月　生絲附屬品(屑糸絲生皮苧)集散表

集之部

一、生絲附屬品　參萬七百八拾八貫八百拾目　輸入總額

內

一萬千三百參拾貫七百四拾目

九千八百拾九貫八百五拾目

五千八百參拾七貫四百貳拾目

參千八百貫八百目

散之部

一生絲附屬品　三万七百八拾八貫八百拾目

內

一萬七千百九拾七貫四百七拾目

四千三百五貫六拾目

九千二百八拾七貫貳百八拾目

上下水內　上下高井　埴科　更級　地方ヨリ輸入

諏訪　伊那　地方ヨリ同

東西筑摩南北安曇地方ヨリ同

土地產出及小縣郡ヨリ同

輸出及消費總額

海外輸出ノ爲横濱へ輸出額

西京及其他へ輸出額

土地織物用ノ爲同上

認第二六四號

農商務省指令第一〇六八六號

長野縣小縣郡上田町

長岡萬平　外四十八名

明治廿七年五月十一日付申請株式會社上田繭絲米穀取引所發起ノ件認可ス

但地區ハ追テ指定スル所ニ依ル可シ

明治廿七年十月廿三日

農商務大臣子爵　榎本武揚　印

開業申告書

當取引所儀本月二十四日付開業仕候ニ此段申告候也

明治廿八年十月十九日

上田繭絲米穀取引所

理事長　伊藤源太郎㊞

農商務大臣子爵　榎本武揚殿

第二節　長野縣製絲家の縣外發展

明治九年絲價好況に乘じて縣内各地に製絲工場簇出せしが、翌十年西南戰役勃發し、此際政府は不換紙幣を發行せる爲一時物價の暴騰を來たせしが戰亂平定の後、其反動として諸物價は下落し一般財界は不況となり其影響をうけて製絲業者は多大の損害を被りて倒産閉業者續出し、續いて明治十四年生絲直輸出問題に關し内外商の間に葛藤起りて生絲の販路一時梗塞し加ふるに佛國財界の不況による絲價支拂延期等の事ありて製絲家の被れる瘡痍は容易に癒ゆる事能はざりしが明治十二年始めて府縣會開かれ同十四年國會開設に關する詔を下し給ひ、八年には官制を改革し同二十年樞密院を創設し廿二年には大日本帝國憲法を發布せられ廿三年第一帝國議會を開會さるゝ等國内の秩序漸く整ひ強力なる内閣の出現を見るに至りしかば財界亦漸次安定し縣内經營製絲工場の充實を圖ると共に縣外に向つて進出

せんとするの氣運漸く擡頭し來れり。

原料繭移入の時代

器械製絲の發達に伴ひ其原料繭消化高は到底座繰製絲の比に非ず從つて本縣内生産の原料繭のみにては不足を來し豫て蠶種行商時代より關係深く且道程も近き山梨埼玉群馬等にまづ原料繭の購入を始めたり。

卽埴科郡六工社は明治七年創業後間もなく勝山宗三郎との關係にて上州繭を移入製絲せることは六工社の沿革に詳說せるが如く諏訪郡開明社員は明治十八年上州倉賀野方面より始めて繭を仕入たりといひ、(平野村誌)下諏訪の白鶴社にては明治十四年岩尾保十廣瀨慶次郎等の緣引によつて甲州繭を買入れ(三井十一談)上諏訪大和の鷲湖社にては茅野吉三郎談によれば「明治十九年に徵兵に行く前に增澤米二と本庄深谷方面へ繭買に行つた」と稱する等先づ關東地方の繭を購入し碓氷、和田等の嶮路をへて諏訪松代須坂等に移入したるものゝ如し。

而して購繭の巧拙は製絲業の上に最も大なる影響を及ぼすものなるを以て其購繭に當つては社長自ら出馬して之に當れることは開明社に於て所謂社長組と稱する片倉、尾澤、林等の人々が自ら關東地方に出張して購繭に從事せる如き、或は明治廿六年支那繭購入には今井五介、尾澤琢郎有賀長內等自ら購繭に出掛け清國人の迫害に遭はんとして苦力服を着て危急を脫せる如き如何に其力を購繭に注ぎ居れるかを知るべし。

而して購繭地としては關東につぎては奥州次は中部地方近畿三丹州といふ順序にして、購繭の爲には嶮難を厭はず不便を嫌はず寧ろ交通機關不備にして養蠶家は絲價は元より繭價に關する智識を缺き、繭量器も權衡も完全なるもの無き地方を求めて買き歩行きたるやの感あり。

諏訪郡北山村にて故老の談を聞きしに明治初期に甲州方面より來れる繭買商人の如きは繭買の約束を爲して容易に引取に來らず黄昏時に至りて漸く來るを常とし以て目方を誤魔化し甚しきは二三百目も違ふ所に錘をおきてかけ、錘の下に銅貨を貼り付け、或は一メ目位の小秤を以て少量づゝはかり一々秤を強くし或は絲を引く等の事を敢てし、一握の汚繭を手早く好繭中に投げ入れ、之を拾ひ出して如斯汚繭あるものは高價に買ふ事を得ず等種々狡猾なる手段を設けて安値に踏倒したり然れども成繭後七日以上生繭の儘にて置くこと能はざる代呂物なれば不得止彼等の言ふがまゝに賣却せりといふ。こは他國商人の話なれども信州商人にありても、之に類する事皆無と斷言すべからず、或は養蠶家の無知に乘じて濱相場下落せりと稱して相場以下の安値にて買ひ不正の秤枡等を用ひて其方面に於て利する等の事は之有りしならん。

されば繭買商人の新場を求めて移動するは當然の歸結にして養蠶家の智識高まり繭價に關する認識を具ふるに至れば漸次購繭範圍を擴大して養蠶業の幼稚なる地方若くは製絲業未開の地に購繭區域を擴張し遂に朝鮮支那等に及ぶに至れり。左に大正元年より同四年に至る時代の購繭地域別購繭總石數を記して其購繭區域の廣範圍に亘れるを實證せん。

購繭地域別總石數

府縣＼年次	大正元年		大正二年		大正三年		大正四年	
	購繭總石數	購繭者數	購繭總石數	購繭者數	購繭總石數	購繭者數	購繭總石數	購繭者數
東京府	二、〇四九・一石	四	五、四五五石	一四	一四、六八九石	一五	二三、五七石	一九

| | | |

岩手縣	二、一〇〇九・〇	六	一三、五六〇	八	二一、〇一七	一三	二二、五二〇	一八
青森縣	四〇四・〇	二	三、〇〇〇	一	九、八九四	六	一、〇六三	五
山形縣	—	—	一、〇〇七	四	一六、七五五	八	四、三〇六	六
秋田縣	七九三・五	一	七〇	二	七、六一六	五	一、一〇四	三
福井縣	—	—	—	—	一、一一九	二	—	—
石川縣	—	—	三、〇六〇	五	八、四三六	三	一、五七七	五
富山縣	二三一・〇	一	三五〇	二	一四〇	一	三〇〇	一
鳥取縣	七、三八七・〇	一〇	一〇、四九九	一一	一〇、九八四	一三	一五、三八九	二〇
島根縣	八三五・五	三	二、七三四	五	七、五三九	七	一六、三一一	一〇
岡山縣	六八三・七	一	三、七一六	七	一〇、三三一	四	三、二六五	五
廣島縣	—	—	一、四七〇	二	八二五	二	八八	二
和歌山縣	—	—	二六三	一	七七三	二	二一七	一
德島縣	四、九一一・五	九	五、四二一	一〇	一九、四〇六	一〇	一四、六九五	九
香川縣	—	—	一、一五四	一	一、〇九九	二	九九〇	二
高知縣	三七五・〇	一	一、六七七	五	一、三三五	五	一、〇〇〇	二
福岡縣	—	—	四二七	二	一七五	一	八五〇	一
大分縣	—	—	三、五五〇	一	三、六八八	二	六、一八五	二
佐賀縣	三八二・三	一	二、〇一三	一	一、五〇〇	一	三六二	一

熊本縣	—	—	五、七三〇	五	八、六二一	五	二、四六九	二
宮崎縣	—	—	八四〇	一	二九三	一	六五九	一
鹿兒島縣	—	—	二、九〇〇	二	四六	一	三、八五四	三
北海道	五〇・〇	一	—	—	—	—	八〇〇	一
朝鮮	—	—	—	—	—	—	三、〇〇九	一
不詳	四、〇五二・八	二	六、一九〇	二	—	—	一三三、三一九	二
合計	三三五、五五八・九	三三一	五三五、四六八	五三三	六四四、四一八 天秤盤一五〇、〇〇〇粒	六九七	七〇九、〇七七	八〇七

縣外製絲場經營

縣外製絲場經營の原因

一、工場建築　長野縣の製絲工場特に岡谷川岸の兩村を始め諏訪郡内製絲工場地帶は元來湖水と山とに制約せられて耕地乏しく比較的人口稠密の地帶なりしに維新後勃興せる製絲工業の爲に耕地は工場の擴張に伴つて益々縮小せられ工男女の移入によつて人口は急激なる增加を來たし之に伴へる各種の商店其他の增加により地價の暴騰を來せしかば新に工場を建築せんとせばまづ其敷地に多大の資本を投ぜざる可らず、加ふるに建築材料其他諸物資も概ね之を縣外に仰ぐ同地方にありてはそれ等の費用も亦巨額に上ることは免れざる所にして烟眼なる諏訪地方の製絲家は此湖盆の小天地に局背して蝸牛角上の爭を爲すに安んぜず多年の經驗による手腕技倆を縣外に向つて發揮せんことを試みんと欲せり。而して何れも製絲業未だ發達せず比較的地價の安く建築諸材料を得るに便利にして然も附近に原料繭等豊富なる地方の中心に日覆を置けるは蓋し當然の結果といふべきなり。尙製絲工場建築に當つて考慮すべき諸點大要左の

如し。

二、原料繭　原料を出來得る限り近距離より購入するは購繭費、運搬費等に於て利するのみならず、其繭質を損する事少く從つて繰絲能率絲質等に良好の結果を齎らすべきは明かなる事實にしてことに同一地方にありては繭品種飼育方法等も類似する事多きを以て略々一定の繭を得べく此點より見るも優良の絲を生産し然も生産費を低減する事を得べし。

三、工女募集　工女を工場附近より募集する方が其費用の比較的少額にて濟む事は長野縣内に於ても大部分の工女を郡内より募集し得る南北佐久地方にありては工女一人當募集費四十錢なるに對し之を縣外より多く募集し得る事多き諏訪地方に於て二圓三十五錢を要するに見ても明瞭なる事實なりとす。ことに其工女賃錢の如きも工場法によりて制限せられざる以前にありては自宅より通勤し得るの故を以て極めて低廉なる賃錢にて雇入るゝ事を得たりしを以て是等の利益も亦尠からざりしといふ。因に、昭和八、九年中著者が信州各地を旅行して製絲工場主等より聞き得たる所によれば最近の不況によりて工女側よりいへば最低賃銀以下にても無職にて遊び居るよりは就職を希望し工場主側よりいふも絲價の暴落に逢ひて可成生産費を低減せんと欲して賃銀の値下を希望すれども工場法の嚴として存するが爲に値下を爲す事能はざるを卿ち居るもの多かりき。

四、燃料　明治初期の如き主として薪炭を燃料とせる時代にありては薪炭林に富める山麓地帶が最も之を得るの便あり且其動力も溪流を利用して水車を運轉せるを以て工場もかゝる地點を選びて起れることは松代六工社、須坂、諏訪等皆然らざるはなかりき、然りと雖も其後製絲業の發達釜數の增加に伴ひて燃料の不足を來たし之を縣外に仰ぐに至りては稍もすれば元價より運搬費の方大なる薪炭の如きものにありては意外の費用を要するを以て漸次石炭又は重油

等を使用するに至り此點より見るも關東地方奥羽地方の如き他の條件も宜しく、且、常磐炭田を控ゆる地方に進出したるは蓋し當然の歸結といふべし。

五、運搬及販賣上の便利　原料繭其他諸材料の運搬等につきては既に記せるが如く、且、製品の運搬及販賣に關しても關東地方の如き交通の四通八達せる地方に於てする方が中央綠開通以前の諏訪地方に於てするより便利多かりしは言を俟たず。其他食料品等に於ても米は之を越後に野菜は枇杷島に仰き日用雜貨は之を東京又は名古屋に仰ぐもの多き長野縣にありては是等のものを節約する點より考ふるも工場の縣外進出は自然の趨勢なりといふべし。

長野縣製絲家の縣外工場經營の濫觴

本縣製絲業の發達に伴ひ地方産原料繭の不足を來し、之を縣外に求め、繭購入所を縣外に設くるものあるに至りしが、其後進んで縣外に工場を新設する者を生ぜること前述の如し。

而して率先縣外に製絲工場を創立せるを下伊那郡飯田町寺馬町の人吉澤利八とす。同家は代々綿商を業とし、尾、遠、參及甲州地方との取引多く綿の仕入販賣等の爲に各州に往來せしが、明治維新後紡績事業の進歩により、從來の手紡衰退するに及び、炯眼なる氏は祖先傳來の綿商を捨て、明治十七年同町木下孫六と共同して鼎村上茶屋にて二十人繰の製絲所を開始し、ついで同十九年木下孫六と共同して飯田町馬場之町へ長姫製絲所を設け、伊那社に加盟せり。

かくて、明治二十年には嘗て綿商時代の關係より尾遠參地方に出張して原料繭を購入し、同二十一年には伊那製絲株式會社を設立し、飯田常盤町の東端に五百餘坪の倉庫を建築し、尾張參河遠江等に繭購入所を設くるに至れり。

其後社業の擴張に伴ひ原料繭を要する事多く之を他府縣に仰ぐに至りては、交通不便にして生繭の運搬不可能なりしを以て、苦心研究の結果多管式乾燥法により乾繭の上遠く關西九州等より原料繭を移入せり。

然れども共手數を要する事多きと、多額の運搬費を要する事とはいたく利益を減殺せしかば、寧ろ製絲業の未だ發達せざる地方に工場を設け其地方の原料繭を其地方に於て製絲するの勝れるに如かざるを覺り、明治二十二年愛知縣春日井郡小牧町の綿問屋㊄マルハク鰕屋治郎左衞門を勸かし、共同にて機械製絲所を設立せり。これ實に本縣人の他府縣に製絲工場を設けたる嚆矢にして同地方蠶絲業發達史上見逃す可らざる事蹟なり。

同年又周防國岩國町に繭買入所を設け、又長州萩に機械製絲所の設立を企て翌二十三年を以て落成し甲南製絲所と稱し伊那製絲會社の支社とせり。ついで同年豊前中津肥後熊本に繭買入所を設け明治廿七年伊那特有物産誌ニハ明治廿四年トアリ三重縣飯南郡松江村有志の需めにより同地に伊勢製絲所を設け、明治廿八年には肥後國熊本町に同廿九年には相州湯本村に製絲所を設置し錢製製絲機械を以て製絲を行ひ秋田千代三郎を同所の支配人となせりといふ。

同氏が如斯本縣各地の大製絲家に先んじて全國的に製絲工場を設くるに至りしは嗣子利次氏の語る所によれば同氏の企業熱旺盛なりしと、先代茂木惣兵衞の信任を得て製絲業に關する資金を十分に供給せられたるによるものなりといふ。

同氏の企業熱旺盛なりし一例を擧ぐれば

明治十七年澁澤榮一今村清之助に依頼して測量家上野熊太郎を聘し和合より平谷へ抜け矢矧川に沿ひて足助に出て名古屋に至る道路の測量をなしついで信尾鐵道の開鑿を企て澁澤今村の手により機長德造を聘して測量をなし株主を募集し第三回には技師澁澤信五郎を聘して下條より三河に至る道路を測量せり。

明治廿四年大分縣大分町小野惟一郎と謀り同縣下蠶種改良の目的を以て同郡鶴崎町へ畑地四町餘歩を購入し桑樹を栽培し蠶室を建て、研究指導をなす。

同年北海道後志に六十餘町歩の土地貸下を出願開墾し桑樹栽培を計畫し同二十七年北海道に農場を設け弟誠藏をして管理せしむ同二十九年北海道樺戸郡新十津川字ソツチにて九十万坪の土地拂下をなし弟誠藏をして開墾せしむ。

明治三十七年弟誠藏妻ゆき渡米カリフオルニヤ州ペタルマに農場經營。

其他各種の事業に關係し、又政界にも活躍せんとせしかば製絲工場の經營思ふに任せず加ふるに日露戰爭後財界の大動搖に遭ひて其打撃を蒙り、明治三十九年北海道吉澤農場は小作人に分讓し、伊那製絲株式會社を解散し、翌明治四十年四月百五十釜の敷島館を設立し四十二年三井物産に勤務し居たりし長男利次を辭せしめ製絲業に從事せしめしが、大正二年よりは敷島館も正木浪治郎の名義となり、大正六年には上飯田生産組合へ敷島館を讓渡し、翌七年流行性感冒に罹り遂に死亡するに至れり。

卽同氏の末路可憐と雖其率先製絲工場を縣外に設けて各地の製絲業者を刺激し信州製絲家縣外發展の先驅をなせる功は沒す可らざるものなり。　下伊那特有物産誌、伊那繁昌記、吉澤利八履歷、黒田忠一、佐々木兼松、中村良三郎等談

日清戰爭後の發展

日清戰爭は日本國民をして總べての方面に於て自覺を促がし國民の實力を自ら信ずるに至らしめ、且所信に向つて斷行するの勇氣を生ぜしめ、資本主義經濟の自覺と共にまづ諏訪地方の製絲家をして內に充溢せる實力を縣外に向つて伸ばさんとするに至らしめ、從來購繭に出張してよく其事情の知れる關東地方にまづ製絲工場を經營せしむるに至

れり。

即明治廿九年二月諏訪郡平野村林清吉は埼玉縣本庄村に大星館を同三十二年一月同郡宮川村兩角市次郎は同縣深谷町に富岡館を同三十三年二月には平野村小口宗雄は深谷工場を同年四月には林瀨平は熊谷に工場を建築し、同三十四年には川岸村片倉兼太郎は大宮に大宮工場を同年平野村尾澤琢郎は熊谷工場を設置する等信州製絲家の縣外進出目覺ましく日清戰後十ケ年間に於て埼玉縣內に十工場群馬縣內に三工場、神奈川縣一、宮城縣一ケ所合計十五工場を數ふるに至り。

而して以上十五工場中十四ケ所は關東地方にあり爰に購繭地として、早くより信州製絲家と關係ありし地にて、唯一ケ所の奥羽地方の工場は機を見るに敏なる片倉兼太郎氏が早くも奥羽地方の好繭に着眼し明治三十八年六月仙台市に設立せる㈱仙台製絲場(三〇〇釜—六六二釜)にして信州より工女を連れ行きて開業し漸次地方の工女を採用し以て奥羽地方に於ける一大根據地となせるものなり。

日露戰爭以後世界大戰勃發に至る約十ケ年間の發展

日清戰爭以後著しく我國民の自覺を高めたりと雖、之を日露戰爭以後のそれに比すれば固よりいふに足らず。日清戰爭以後漸く世界の舞台に登場せる我日本も日露戰爭以後所謂世界一等國の伍班に列し、或は七大強國の一と稱せられ五大強國の一と稱せられしもポーツマス條約は國民の期待に副はず一時の不平は國民を狩りて日比谷事件を惹起せしむるに至りしも元これ國家實力の問題にして貧國強兵は國民の自覺する所となり日清戰爭後は其清國より得たる償金を以て財界を潤し爲に各種の事業興れるに反し、日露の役は多大の戰費と十萬の貴き犧牲を拂つて償は更に得る所な

く國民は戰時特別負擔の重きに苦しみ乍ら猶且「戰後經營」の一句は恰も日清戰後の「臥薪嘗膽」の一句の如く國民の腦裏に異常の響を與へ、普通戰捷の後には何れの國にも起るべき驕奢の風幸にして起らず、各自、用を節して富力の增進を圖り我國をして名實相伴ふ一等國たらしめ富國强兵の實を擧げんことに努力精進せしめたり。

而して當時外資を吸收して國富の增進を計らんとする者はまづ眼を輸出品の大宗たる生絲に注げるは寧ろ當然過ぎる程の當然にして、日露戰役の直前、信濃教育會に於て海軍中將肝付兼行氏を聘して其講演を聽ける際、氏は「心細いよたゞ一すじの絲は日本の命づな」の一句を我信濃教育會の人々に贈りて以て信州の特産物生絲が日本の生命線なることを力說せられし事の如き其一端を示せるものといふべし。

されば信州製絲家の戰後に於ける活動も頗る活潑にして時に一張一弛を免れずと雖も戰前より擴張し來れる關東地方に工場を增設せる外新に奥羽地方に手を延ばし片倉組は明治四十年山形縣長井に同四十二年三月同縣高畠に工場を設け、又奥羽地方にありて製絲業も幼稚なりし岩手縣に於ては明治三十七年以來種々の奬勵法を設け製絲業の發達を圖り來りしに明治四十年かつて明治三十二年より三十五年二月迄長野縣知事たりし押川則吉同縣知事たりしより、縣下製絲業者を刺激して其開發を速ならしむるには信州人を招きて一大製絲場を新設するに若くはなしと考へ、之を信州製絲家にはかりしに諏訪郡平野村尾澤琢郎は同年六月盛岡に三百釜の工場を新設し、明治四十三年には同族尾澤福太郎、花卷に五十二釜の工場を設け四十四年に山十組は西磐井郡山日村一ノ關に五百四釜—後八百八十二釜とす—の大工場を設くるに至れり。

又古來折返絲を以て有益なりし福島縣も其經營法時代の進運に伴はずして漸次衰退せるに乘じ、明治四十五年二月片倉組は郡山に四百三十釜—後に七九二釜—の大工場を設け以て東北に雄視せり。

次で中部地方に進出し、明治四十一年片倉組が愛知縣一ノ宮に三三二釜の大工場を新設せるを始めとし、明治四十三年二月山十組は同縣木曾川町に(三七八釜—七〇二釜)の工場を設け續いて四十四年五月には上高井郡須坂町の山丸組越澤三郎は同縣安城町に二百四釜—後に七三八釜の製絲場を新設し同年林組は同縣稻澤町に三六〇—五五一釜の工場を設るなど續々信州製絲家の製絲場設立を見、同年中靜岡縣金谷町にも諏訪郡宮川村兩角市次郎經營の富國館(一一二釜—一八〇釜)の設立を見るに至れり。

又、常に新場の開拓獲得に努力しつゝある片倉組に於ては大正二年五月高知縣高知市外鴨田村に朝日製絲場(一二四釜—四三二釜)を新設せるも是より先明治四十年二月諏訪郡平野村小口卷太の德島縣名東郡鳥田村に設立せる弐製絲場を以て、四國地方に於ける信州人經營製絲場の嚆矢とす。

又日本蠶絲業史によれば「高知縣に於ては地方有力者は縣下斯業の奬勵上他縣人の手に委するよりも縣人に於て之に從事したいと云ふので岩崎家に依頼し其莽旋助力により三十万圓一釜當り六百圓を以て買取り又德島鴨島の佐渡製絲場二百釜二万五千圓一釜當り二百七十五圓を以て買入れ大に氣勢を擧げたるも後大正十一年遂に全部片倉組の手に歸し前記越智製絲(明治三十年創立二百三十一釜)も同樣片倉製絲に移り其他長岡製絲場高岡製絲場等も皆片倉製絲に合併された」とありて所謂鎖縣主義をとり信州人の浸入を防止せんと試しも開港以來幾多の試驗を經て堅實なる歩を續け來れる片倉組の向ふ所大勢自然の勢滔々として防ぐ事能はず悉く信州製絲家に風靡されしを見る、又痛快ならずとせず。

日露戰役後最も多く縣外に工場の設立せられたるは明治四十年の十一工場なりとす。これ前年三月絲價千三百三十圓に上り春挽の利益多かりしに刺激せられしものゝ如し。同年十月より米國財界恐慌によりて絲價暴落し、年末には九百五十圓となり翌四十一年春挽は八百三四十圓位なりしかば此年に設立せられし工場僅々一ケ所に過ぎず、翌四十

二年も同様一ヶ所なりしが翌四十三年には漸く安定せしと見えて縣外新設の工場七ヶ所四十四年には五ヶ所に及びしが、四十五年には昨年來絲價安の影響をうけて、縣外に設立せられし工場一ヶ所を數ふるに過ぎず。

大正時代

大正時代の十五ヶ年は本邦財界にとりて最も波瀾曲折の多かりし時代にして、此期の初に勃發せる世界大戰は世界經濟界の大恐慌を捲き起し延いて繭絲價の暴落を來せしが大戰直前の大正二三年に於ては大正元年及二年好況の影響によりて縣外工場も相當に建設せられ信州製絲家の經營せる縣外工場は從來工場の存せし關東奥羽中部の外更に關西地方に向つて進出し、彼前期に於て進出し始めたりし四國地方及び近畿、中國を始め遠く九州地方迄手を延ばすに至れり。

然るに大正三年世界大戰の勃發によりて本邦未曾有の經濟界大恐慌襲來し六月以降市價は慘落に次ぐに慘落を以てし戰前相場より二百八九十圓の下落を來せしかば關係者は各種の救濟策を講じ、長野縣製絲家は夏挽閉業期を繰上げて十一月三日とし春挽開業期を三月一日と定めて繰業短縮を行ひ或は夜業を廢して生產の調節を圖り大正四年には蠶絲業救濟の爲に政府の補助を得て第一次帝國蠶絲株式會社を設立し生絲の買收を行ひ以て絲價の維持をはかるに至れり。

幸にして其効果顯はれ市場引締り絲價も漸く騰貴し、一方大戰の爲に大打撃を蒙りて一時頓挫せる米國財界も戰時工業の勃興歐洲製絲の生產減等によりて好轉し來れる爲本邦產生絲の需要激增し製絲家の利益も增大し、續いて翌大正五年も好況打續きしかば翌大正六年には全國各地方に亘り新設製絲工場二十三ヶ所といふ空前の大發展をなし翌大

正七、八年には朝鮮地方に迄工場の新設を見るに至り、大正九年には二十一ケ所といふ、大正六年につぐ增設振を示し、玆に製絲業全盛時代を現出するに至れり。

然るに大正九年三月以降絲價は暴落に次ぐに暴落を以てし、加ふるに横濱七十四銀行の破綻によりて益々財界の不安動搖を深めしかば、蠶絲中央會は之れが救濟策を政府に稟請し、同年六月政府は一千萬圓を支出して養蠶家を援助し製絲家は繰業を短縮し、問屋の荷受制限を五割減とし十月二十日後年末迄賣約あるもの以上は一切荷受せざる事等を決議し尙第二次帝國蠶絲株式會社を設立する等百方救濟に努めたりしも、右の如き急激なる絲價の暴落に値ひて大正五年以來利せる所を銷耗し猶且多大の負債を生じて沒落の運命に陷れるもの若くは沒落に至らざるも休業の止むなきに至れるもの二十七工場の多きに達せり。

此期間にありて信州製絲家の他府縣に新たに設立せる工場を見るに關東地方にありては大正二年一月山十組が埼玉縣本庄に六百五十釜の本庄製絲場を設けしを始とし同三年三月に渡邊綱治は同縣鴻巢に三百四十九釜の兌製絲場を設け同九年二月に筒井傳吉は同縣上尾町に三百九十釜の工場を設け同年三月林今朝作は同縣本庄に信榮館二百四釜を新設し、續いて山十組は九年六月に山十第二五百八十六釜同十一年十一月に六百五十釜の工場を同縣本庄町に新設し同十二年五月片倉組は同縣北足立郡小谷村に二百五十釜の小谷工場を設けしより埼玉縣は殆んど信州の勢力範圍に入れり。

群馬縣に於ても大正四年三月片倉久登が前橋に㊦製絲場(五四〇釜)を新設せしを始めとし同六年四月丸茂文六は新町に四百五十釜の工場を設け同九年二月には前橋市に筒井傳吉の二百釜の工場出來續いて同年同月高崎に小松英重の丸万製絲株式會社高崎製絲場(二五〇釜)同十二年二月同じく丸万の五百釜の工場高崎に設けられ、同十二年に山十組

前橋製絲所二百五十七釜及び二百三十二釜の工場設けられ、同十二年一月小口三平の高崎工場五百四十釜同年三月小松米藏の㊁高崎分工場百八十三釜設立せられて群馬縣下を風靡せる產業組合製絲と相對せり。

又栃木縣下に於ては大正二年三月大和組片倉島吉の三百六十釜(始め百二十釜)の工場を狩野村に設けしを始とし、大正五年二月山十組は五百二十釜の工場を小山に設け、茨城縣には大正六年四月小口勝太郎二百五十二釜後に四百八十八釜の㊁製絲場を建て同十一年六月山田邦太郎は友部村に百八十釜の製絲場を設けたり。

福島縣に於ても大正時代に入りて大正五年五月小口理一は郡山に三六〇釜後に五八八釜の工場を設け大正六年三月笠原繁太郎は福島市に六五〇釜後に七八〇釜—の大工場を設け同年山十組も同地に九一〇釜の大工場を同年兩角幸助も同市に二一〇—三〇〇釜の富國館を設け同年三月笠原組清水今朝五郎は同縣須賀川町に五三〇釜後に五九〇釜—の工場を設け更に同年四月同町に二〇〇釜後五八五釜の工場を設け同九年三月には小口仲治は郡山市に七七二釜の岩代製絲場を設け二本松製絲場以來古き歷史を有する福島縣の製絲界も信州製絲家に壓倒さるゝに至れり。

山形縣にては大正七年五月兩角慶一長井町に二一〇釜—二四〇釜の羽陽館を設け、岩手縣にありては大正九年三月野澤健造山目村に三九〇釜の工場を設けたる外今井五介は岩手縣是製絲株式會社の社長に任ぜられ同社の經營も亦、信州絲製絲家の掌中に握らるゝに至れり。

此他北陸道に於ては新潟縣高田市に㊁組の高田支店二百釜か大正九年六月に設けられ富山縣に於ては同年五月富山市に河西寅吉の設けし㊁富山河西製絲場の二〇八釜設けらる。

愛知縣豊橋市には大正四年三井周一郎の百六十釜及三井十一の百六十八釜の工場設けられ大正二年牛久保町に設けられたる青木房次郎經營の牛久保製絲場百六釜につぎ續いて大正六年には小松組の小松福太郎三百五十四釜—後に四

百七十五釜の大工場を大郷村に設け翌七年には北原源左衛門百九十六釜の工場を矢作町に設け同八年には同縣二川町に林組の三五〇釜の工場設けられ同九年には名古屋市に信産館愛知支店百六釜の工場設立せらる。

靜岡縣にありては大正六年三月山十組五百二十釜の大工場を沼津に設け大正九年四月には林菊次郎同地に三百釜後增して八百三十四釜とす—の工場を設け大正十一年六月には山田邦太郎据野驛に伞製絲場百二十釜を設けたり。又、神奈川縣にて大正六年三月純水館茅ケ崎製絲場二百四釜設けられ、山梨縣に於ては同九年二月甲府市に丸茂文六經營の三百五十釜の工場設けられたり。

岐阜縣にては大正六年二月古田七老中津町に百釜の工場を設けしに始まり同年三月田中新之助三六六釜—七二八釜の田中製絲場を岐阜市に始めついで大正九年三月今井高造二四〇釜—三六一釜の金山製絲株式會社支店を設け、陸川董杭瀨村に癸製絲場を設け、大正十一年五月には土岐町に舍出張所八〇釜—二二四釜設置せられ大正十五年四月には片倉組の瑞浪製絲一九六釜—二〇八釜設けられたり。

中國地方にありては大正三年六月廣島縣福山町に小口金三郎が五〇釜の小工場を設けしを始とし、同五年十月同縣沼隈郡神村に小口槇太五〇釜の工場を設け、同年十二月小口房吉は兵庫縣關宮村に一一〇釜の己製絲場を設け同六年三月片倉禎一は姫路市に二四〇釜—七二〇釜の工場を設け、同年四月片倉兼太郎は同縣城南村に七〇五釜—八七五釜の大工場を設け同年同月今井眞平も同地に三〇〇釜—八七〇釜の工場を設け同年同月小口組は同縣養父郡大藏村に和田山製絲場三六〇釜—七七六釜の工場を設け日本海斜面に於ては大正六年三月片倉直人鳥取縣日下に三二二釜—六〇八釜の工場を設けしを始め大正八年三月山十組は鳥取縣米子に一三〇釜—六三四釜の工場を設け大正九年二月筒井和臣は廣島縣福山市に二白釜の工場を設け、大正十一年三月山十組は同地に一八〇釜—二七九釜の工場を同年四月小口

今朝吉は同地に一八〇釜―の工場を設け大正十五年片倉組は備作製絲會社二八二釜及び作州工場一五五釜を設け。昭和五年七月片倉製絲紡績株式會社は廣島縣三原町に五八六釜の三原製絲所を設立せり。

九州地方に於ても大正二年六月片倉組が大分縣に宇佐製絲場(七〇釜―一八八釜)を設けたるを信州製絲家九州進出の最初となし續いて同三年一月山十組は福岡縣二日市に七一五釜―七三四釜の大工場を設け同年六月片倉組は佐賀縣鳥栖に二七一釜―一、〇〇六釜の工場を新設し製絲業好況時代に入りては片倉兼太郎は大正六年四日大分縣大分市に㈱製絲場二四〇釜―七二〇釜を設け同年山十組は宮崎縣宮崎市に五二〇釜―一、〇〇八釜の大工場を大分市上野町に三〇〇釜―六六〇釜の工場を設け同年四月尾澤組は熊本縣飽託郡白坪村に二四〇釜―四四〇釜の工場を設け後片倉組と合同せり同年同月坂井環吾は熊本市に四二〇釜―四四二釜の工場を設け大正八年四月には土屋粂三郎福岡縣太宰府町に一五〇釜の工場を建て同九年二月には宮崎縣都城に小口組の三六〇釜―七〇四釜の工場設けられ、同年五月には佐賀縣小城町に片倉源重の經營になる二〇〇釜―三一〇釜の工場設けられ、大正十二年六月には大分縣大分市に山十組四八〇釜―六六〇釜の大工場設けられ大正十五年五月には佐賀縣三養基郡に中山久吉の金四製絲所基山支店設けられたり此他長崎縣に於ても大正九年に片倉組の島原工場、諫早工場等設けられ鹿兒島縣に於ても大正八年伊知地峻等の努力により設立せられたる鹿兒島製絲株式會社も片倉製絲の委任經營となりて九州一圓殆んど信州製絲家の經營にかゝらざる製絲工場なきに至れり。

朝鮮地方も明治四十三年併合後縣督府に於て蠶絲業の保護奬勵を行ひことに寺內總督時代桑苗を與へ蠶種を配布し、飼育栽培を怠る者は嚴罰に處する等の干渉政策をとりしかば蠶業大に進歩し、産繭の額も增加せしかば大正五、六年以來の蠶絲業好況に惠まれたる信州製絲家は遠く朝鮮に迄進出して製絲を營まんとせり。

卽大正七年三月山十組は率先して朝鮮大邱に三九〇釜—六五〇釜の製絲工場を起し翌八年には片倉組は二四〇—五〇六釜の工場を同地に起し大正十五年八月山十組は平壤に二六〇釜—六五四釜の製絲場を起せり。

昭和時代に入りて同二年七月片倉組は京城に一二二釜の京城製絲所同三年二月全州に二四〇釜の製絲所及二九五釜の咸興製絲所を起し昭和五年十月館石貞雄は慶尙南道密陽邑に館石製絲密陽工場(七四釜)を建設せり。

昭和時代

大正九年の大暴落以後絲況軟弱にして同年十月以降漸次上騰し年末には二千圓を突破するに至りしも翌十一年に入りて漸落の傾向を辿りしが其後二千二百圓台に迄恢復し、且生産制限等によつて絲價の暴落を防ぎしかば相當の利益を收め得たるが如く帝蠶會社は八百九十余萬圓の利益を收めて解散する狀態なりしかば工場の縣外に新設せらるゝもの九ケ所に及べること既に述べたるが如し。

然れども其後大正の末年より昭和に入りては信州製絲家の縣外に工場を新設するもの漸減し、ことに絲價の大變動によりて只さへ浮沈常なき群小製絲家の一起一仆するもの數ふるに遑なく、昭和十年度の長野縣製絲工場調によれば長野縣製絲家の縣外製絲工場總數三十九工場に減じ最も多かりし昭和四年の八十七工場に比すれば其半數に足らざる迄に減少するに至れり。

これ最初信州人獨特の事業の如く看做されたりし製絲業も、其後漸く他府縣企業家の注目する所となり、次第に其地方資本家の投資によりて製絲業を經營する者多くなりし事と、連年蠶絲業界の不安動搖によりて、少資本家は此怒濤を乘切る事能はず可成資本を合同して其經營を合理化するの必要に迫まられたるとによりて、小資本の製絲家は沒落若くは合同せられたるに依るものにして左表は其間の消息を窺ふに足るものなり。

昭和十年度長野縣製絲家經營縣外工場數

組名	工場數	百分比
片倉製絲紡績株式會社	二六	六八%強
其他（林組二、大和組三、渡邊組一、丸ト組二、笠原組一、㊇組一、館石一）	一二	三二%弱

卽昭和四年度迄片倉組と對立して遜色なかりし山十組は同年度に於て其代表者小口村吉の名義を藤田秀雄に改め、昭和八年度製絲工場調には遂に山十組の名を見る能はざるに至り、又、諏訪製絲と對立せる須坂製絲家の巨頭越澤三郎の經營せる山丸組も昭和五年以降影を沒したる後は信州製絲家の經營せる縣外製絲工場は工場數に於て二十七工場六十一%製絲釜に數於て一萬一千六百三十六釜六十三%強は所謂製絲王國片倉組によつて經營せらるゝ事なりたり。

尙其企業組織に於ても工場規模の擴大に伴ひ最も大規模の經營に適せる株式會社組織のもの大部分を占め、三十八工場中二十九工場約七十六%強に達し其他は合名會社三工場匿名組合三工場個人經營三工場に過ぎざるに至れり。

明治以降に於ける發展の概括表

長野縣人經營縣外工場設置表（長野縣製絲工場調ニヨリ其年度ニ設立セラレタル數ノミヲ掲グ）

年度	工場數	年度	工場數
明治二十九年	一	同三十二年	一
同三十年	〇	同三十三年	三
同三十一年	一	同三十四年	四

同	同	同	同	大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六年	五年	四年	三年	正二年	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	七年
二二	四	三	五	六	一	六	六	一	一	一二	一	四	三	〇	一	三
同	同	同	同	同	同	昭和二年	同十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	八年
〇	〇	三	二	二	三	一	三	〇	二	五	九	二	二〇	五	三	九年

長野縣人經營縣外製絲工場調（釜數其年度ノ總數ヲ記ス）

年度	工場數	經營者數	釜數	年度	工場數	經營者數	釜數
明治四〇年	二四	一五	五、八六八	一一	五七	五四	二八、九六四
四一	二三	一五	六、八〇〇	一二	五三	四二	二七、三九七
四二	二七	一五	七、五五八	一三	六三	—	三〇、九〇〇
四三	三三	二〇	九、〇一四	一四	七七	六二	三八、六六五
四四	三一	二五	一〇、四七三	昭和元年	七七	—	四〇、一〇九
大正元年	三一	二〇	一一、五〇二	二	八二	五〇	四一、八九七
二	三六	二四	一二、四二一	三	八五	—	四二、九五五
三	三九	二七	一四、七九七	四	八七	三〇	四二、六六九
四	三九	二八	一四、九六三	五	八二	三〇	四〇、二六七
五	四二	三二	一八、〇二一	六	六四	二八	二九、七一五
六	六四	五〇	二七、二九二	七	五〇	二〇	二二、九二〇
七	六〇	四八	二八、一三五	八	四四	一一	一八、四一八
八	五七	四六	二九、四五七	九	四一	一一	二三、〇一六
九	六九	四六	二三、七二四	一〇	三八	九	三一、六四七
大正一〇年	五七	五七	二八、七一〇				



東京府
1、小宮 明治 35
2、赤羽 明治 38

茨城縣
1、小田 明治 38
2、水戸 明治 40
3、朝日 同
4、眞鍋 同
5、石岡 大正 6
6、友部 大正 11

群馬縣
1、新町 明治 38
2、高崎 大正 9
3、前橋 同
4、桂萱 大正 12
5、世良田 昭和 4

埼玉縣
1、本庄 明治 29
2、深谷 明治 32
3、熊谷 同
4、大宮 明治 34
5、神保原 明治 34
6、上尾 明治 43
7、大倉 明治 44
9、與野 明治 44
8、鴻巣 同
10、小谷 大正 12

神奈川縣
1、中和田 明治 31
2、愛川 明治 43
3、茅ヶ崎 大正 6
4、山北 昭和 5

愛知縣
1、一ノ宮 明治 41
2、木曾川 明治 43
3、稻澤 明治 44
4、安城 同
5、中牛久保 大正 22
6、豊橋 大正 4
7、大郷 大正 6
8、矢作 大正 7
9、二川 大正 8
10、名古屋 大正 9

自明治四十年至昭和十年長野縣製絲業者經營縣外製絲工場起業調（長野縣製絲工場調ニヨル）

工場所在地	工場名稱	釜數	經營者住所	氏名	起業年月
埼玉縣兒玉郡本庄村	㊅大星館	八四—三三一	諏訪郡平野村	林清吉＝林寛一	明治二九年二月
神奈川縣鎌倉郡中和田村	㊐和泉館	一二五—一二六	同同	尾澤琢郎	同三一、五
埼玉縣大里郡深谷町	富國館	七五〇—一〇五〇	諏訪郡宮川村	兩角市次郎＝兩角幸助	同三二、一
同縣同郡同町	深谷工場	九〇八	諏訪郡平野村	小口宗雄	同三三、二
同縣同郡熊谷町	合資會社林組熊谷支店工場	五四〇—八二八	同同	林瀨平＝矢島幸俊	同三三、四
埼玉縣大里郡深谷町	開國館	四八二—一〇六〇	同同	林國藏	同三三、六
埼玉縣北足立郡大宮町	㊂大宮工場	一二〇—七〇〇	同川岸村	片倉兼太郎＝今井五六	同三四、五
同縣大里郡熊谷町	㊍熊谷工場	八〇—八六二	同平野村	尾澤琢郎＝武井眞太郎	同三四、六
同縣兒玉郡神保原村	不製絲場	二〇〇—五三〇	同川岸村	片倉吉五郎＝片倉利鬼造	同三四、六
同縣大里郡熊谷町	㋑熊谷工場	二七一—六四〇	同平野村	尾澤福太郎	同三四、六
東京府南多摩郡小宮村	㋩八王子工場	二六〇—六〇六	同川岸村	片倉兼太郎＝片倉修一	同三五、三
埼玉縣北足立郡大宮町	大宮工場	三〇	同平野村	尾澤琢郎	同三七、六
同縣同郡同町	合資岡谷製絲會社大宮館	三六〇—六七〇	同同	小口音次郎＝小口宗雄	同三七、六
同縣同郡同町	㊄製絲場	六〇	同同	尾澤福太郎	同三七、六
群馬縣多野郡新町	新町製絲場	二四八		矢島志摩助	同三八、二
同縣同郡同町	仐新町製絲場	四八〇—七四四	同同	小口村吉＝藤田秀雄	同三八、三

東京府下赤羽町	五 製絲場	二四四—五三七	諏訪郡平野村	小口房吉＝小口三平	同 三八、五
宮城縣仙臺市東八番町	(チ) 仙臺製絲場	三〇〇—六六二	諏訪郡川岸村	片倉兼太郎＝林利三郎	同 三八、六
茨城縣筑波郡小田村	(ス) 筑波社	一四四—一四四	同 郡同村	小林五郎外一名＝小松吉五郎	同 三九、六
山形縣西置賜郡長井村	(テ) 長井製絲場	五〇	同 同	片倉兼太郎	四〇
茨城縣水戸市	(ヨ) 篠遠組工場	一〇〇	同 郡下諏訪町	篠遠兼義	四〇
德島縣名東郡島田村	六 製絲場	一三八—四三	同 平野村	小口卷太	同 四〇、二
茨城縣稻敷郡朝日村荒川中驛	合資岡谷製絲場荒川沖工場	三二〇—四五八	同 同	小口得次郎＝小口宗雄	同 四〇、三
同 縣新治郡眞鍋村	合資岡谷製絲會社第三支店眞鍋製絲場	六〇—四七八	同 同	小口金三郎＝小口宗雄	同 四〇、三
埼玉縣大里郡熊谷町	(ヘ) 林組	五三〇		林勇藏	同 四〇、三
千葉縣東葛飾郡我孫子町	合資會社林組我孫子支店工場	二三〇—三六五	同 同	林瀨平＝矢島幸俊	同 四〇、五
埼玉縣北足立郡大宮町	越製絲場	二二八—六二八	上高井郡須坂町	越壽三郎	同 四〇、五
岩手縣盛岡市	(モ) 盛岡工場	一〇〇—三〇二	諏訪郡平野村	尾澤琢郎＝中村嘉吉	同 四〇、六
埼玉縣大里郡熊谷町	(イ) 熊谷製絲場	一五〇—五四二	諏訪郡川岸村	片倉兼太郎＝片倉方平	同 四〇、六
栃木縣那須郡西那須村	(ヤ) 西那須製絲場	一〇〇—一六〇	同 同	片倉吉五郎＝小口勝太郎	同 四〇、六
千葉縣山武郡横芝町	出澤館	一四〇—二〇〇	北佐久郡岩村田町	出澤千之助＝出澤加太郎	同 四〇、六
愛知縣一ノ宮町	片倉組愛知製絲場	三三二—四四三	諏訪郡川岸村	片倉兼太郎＝塚田喜代春	同 四一、四
山形縣東置賜郡高畠町	片倉組兩羽製絲場	二一四—三二〇	同 同	片倉兼太郎＝林一夫	同 四二、三
埼玉縣北足立郡上尾町	(ヒ) 製絲場	一五〇	同 同	今井七老	同 四三、〇

神奈川縣愛甲郡愛川町	囚製絲場	一〇八—一〇一	同	同	尾澤琢郎＝尾澤良一	同	四三、〇
岩手縣稗貫郡花卷町	囮製絲場	五三	同	同	尾澤福太郎	同	四三、〇
愛知縣葉栗郡木曾川町	仐組 金製絲場	三七八—七〇三	同	同	小口重吉＝藤田秀雄	同	四三、二
新潟縣岩船郡金屋町	㊃ 金山製絲場	七八—一一六	同	同	宮坂今朝市郎	同	四三、〇
埼玉縣兒玉郡本庄町	三井本庄支店	一三五—二〇〇	同	下諏訪町	三井十一	同	四三、三
靜岡縣榛原郡金谷町	富國館	一一二—一八〇	同	宮川村	兩角市次郎＝兩角哲	同	四四、一
岩手縣西磐井郡山目村	仐組一ノ關工場	五〇四—八八三	同	平野村	小口重太郎＝藤田秀雄	同	四四、二
埼玉縣北足立郡大信村	大信館	五五六	同	同	小口金三郎	同	四四、〇
埼玉縣北足立郡與野町	丸渡邊大宮製絲場	一八〇—二五五			渡邊綱治	同	四四、三
愛知縣中島郡稻澤町	林組 稻澤支店	三六〇—五五一			合名會社林組＝矢島幸俊	同	四四、四
同縣碧海郡安城町	合資會社安城山丸製絲場	二〇四—七三八	須坂町		越壽三郎	同	四四、五
福島縣郡山町	㊁ 岩城製絲場	四三〇—七九二	諏訪郡川岸村		片倉勝衛	同	四五、四
埼玉縣兒玉郡本庄町	本庄製絲場	六五〇—七三三	諏訪郡平野村		小口吉三郎＝小口重衛	大正	二、一
滋賀縣伊香郡木ノ本村	木ノ本製絲場	一三〇—四九六	同	同	小口清人＝藤田秀雄	同	二、一
栃木縣那須郡狩野村	大和組製絲場	一三〇—三六〇	同	川岸村	片倉島吉＝小口勝太郎	同	二、三
高知縣高知市外鴨田村	五 朝日製絲場	一二四—四三	同	同	片倉修一	同	二、五
愛知縣寶飯郡牛久保町	中牛久保製絲場	一〇六—一五五	東筑摩郡東筑摩地村		青木房次郎＝青木勝治	同	二、五
大分縣宇佐郡北馬城村	三宇佐製絲場	七〇—一八八	諏訪郡川岸村		片倉佐一＝河西民藏	同	二、六

福岡縣筑紫郡二日市町　二日市製絲場　七一五—七三四　同　平野村　小口吉三郎＝笠原鈴吉　同　三、一

埼玉縣北足立郡鴻巢町　㐂　製絲場　三四九　渡邊綱治　同　三、三

佐賀縣三養基郡鳥栖町　ト　製絲場　二七一—一、〇〇六　今井眞平＝片倉耕介　同　三、六

廣島縣深安郡福山町　福山館　五〇　諏訪郡平野村　小口金三郎　同　三、六

滋賀縣犬上郡彦根町　三　製絲場　三六〇—四〇〇　同　同　小口善重＝小口大一　同　三、六

群馬縣前橋市　㊦　製絲場　五四〇—五六〇　片倉政雄＝片倉孝多　同　四、三

愛知縣豐橋市　豐橋製絲場　一六〇—一七〇　三井周一郎＝三井周太郎　同　四、五

同　縣同市花田町　三　井　組　一六八—一八〇　諏訪郡下諏訪町　三井十一　同　四、六

栃木縣下都賀郡小山町　小山製絲場　五三〇—　同　平野村　矢島廣之助＝仝組＝藤田秀雄　同　五、二

福島縣安積郡郡山町　刁　製絲場　三三〇—三六八　同　同　小口理一　同　五、五

廣島縣沼隈郡神村　㊎　信州館　五〇　同　同　小口横太　同　五、一〇

兵庫縣養父郡關宮村　七　製絲場　一一〇　小口房吉　同　五、一三

岐阜縣惠那郡中津町　甲　製絲場　一〇〇　古田七老　同　六、二

岐阜縣岐阜市　岐阜田中製絲場　三六八—七三八　田中新之助＝三輪重雄　同　六、三

靜岡縣駿東郡沼津村　仝　沼津製絲場　五二〇—五五〇　小口朝重＝藤田秀雄　同　六、三

福島縣福島市　福島製絲場　六五〇—七八〇　笠原繁太郎　同　六、三

鳥取縣東伯郡日下村　六　製絲場　三三—六〇八　片倉道人＝吉田忠衛　同　六、三

大分縣大分市　㊇　製絲場　三六〇—九五五　片倉彌太郎　同　六、四

兵庫縣姬路市　㊦製絲場　二四〇—七三〇

福島縣福島市太田町　仝　九一〇—九一〇

同縣同市　富國館　二一〇—三〇〇

福島縣岩瀨郡須賀川町　笠原組須賀川工場　五三〇—五九〇

愛知縣西春日井郡大郷村　刀小林組　三五四—四七五

神奈川縣茅ヶ崎　純水館茅ヶ崎製絲場　二〇四

宮崎縣宮崎市　宮崎製絲場　五二〇—一、〇〇八

茨城縣新治郡石岡町　石製絲場　二五三—四八八

兵庫縣多紀郡城南村　七製絲場　七〇五—八七五

福島縣岩瀨郡須賀川町　㊅笠原組　二〇〇—五八五

兵庫縣姬路市　七製絲場　三〇〇—八七〇

大分縣大分市上野町　仝六製絲場　三〇〇—六六〇

熊本縣飽託郡白坪村　㊄尾澤組　二四〇—四四〇

兵庫縣養父郡大藏村　刀和田山製絲場　三六〇—七七六

群馬縣多野郡新町　仝製絲場　四五〇—四九一

熊本縣熊本市　熊本製絲場　四三〇—四四二

愛知縣碧海郡矢作町　矢作製絲場　一九六—二〇八

朝鮮大邱府　仝組製絲場　三九〇—六五〇

片倉禎一＝片倉久登　同　六、三

小口村吉＝藤田秀雄　同　六、三

西角幸助　同　六、三

清水今朝五郎　同　六、三

小松福太郎＝小松勝左衞門　同　六、三

小山信全　同　六、三

小口卯之助＝藤田秀雄　同　六、三

小口勝太郎　同　六、四

片倉兼太郎　同　六、四

清水今朝五郎＝笠原房吉　同　六、四

今井眞平＝横內竹十　同　六、四

小口村吉＝藤田秀雄　同　六、四

尾澤琢郎　同　六、四

小口房吉＝小口善重　同　六、四

丸茂文六＝丸茂米重　同　六、四

坂井環吾＝山岡政市　同　六、四

北原源左衞門　同　七、三

小口今朝吉＝藤田秀雄　同　同

山形縣西置賜郡長井町	羽陽館	二一六—二四〇
鳥取縣西伯郡米子町	仐組米子製絲場	一三〇—六三四
滋賀縣犬上郡彥根町	冂彥根支店	四六〇—四六四
朝鮮大邸府	㊅製絲場	二四〇—五〇六
福岡縣筑紫郡太宰府町	株式會社土屋製絲場	一五〇
愛知縣渥美郡三川町	林組支店	三五〇
宮崎縣北諸縣郡沖水村	小口組 七都城	三六〇—七〇四
埼玉縣北足立郡上尾町	筒井上尾製絲場	三九〇
群馬縣前橋市	筒井前橋製絲場	二三〇—二三六
廣島縣福山市	筒井福山製絲場	二〇〇
群馬縣高崎市	丸万製絲株式會社高崎製絲場	二五〇
山梨縣甲府市	甲府製絲場	三五〇
埼玉縣兒玉郡本庄町	信榮館	二〇四—一九五
福島縣郡山市	岩代製絲場	七七二—七九二
三重縣鈴鹿郡井田川村	古久庄製絲場伊勢支店	一二〇—一〇〇
名古屋市東區矢田町	信產館愛知支店	一〇六—二三八
岐阜縣岐阜市	金山製絲株式會社支店	二四〇—三六一
同縣安八郡杭瀨村	癸製絲場	二〇〇

兩角慶一	同	七、五
小口村吉＝藤田秀雄	同	八、三
小口大一＝小口三藏	同	八、三
片倉修一＝橫內竹十	同	八、四
土屋粂三郎	同	八、四
林菊次郎	同	八、一〇
小口三郎	同	九、二
筒井傳吉	同	九、二
筒井傳吉＝筒井和臣	同	九、二
筒井和臣＝大池圓一	同	九、二
小松英重	同	九、二
丸茂文六＝小島百助	同	九、二
林今朝作	同	九、三
小口仲治	同	九、三
平林仲次郎	同	九、三
平澤恭平＝平澤源藏	同	九、三
今井高造＝小口主吉	同	九、三
陸川薫	同	九、三

岩手縣西磐井郡山目村　山目製絲場　三九〇
德島縣麻植郡鴨島町　鴨島製絲場　二六〇—二六一
靜岡縣駿東郡沼津町　合名會社　林組　三〇〇—八三四
三重縣一志郡久居町　神　稻　館　二一〇
富山縣富山市牛島町　㐂富山河西製絲場　二〇八
佐賀縣小城郡小城町　小城製絲場　二〇〇—二一〇
新潟縣高田市關町　㐂組　高田支店　二〇〇
埼玉縣兒玉郡本庄町　㐂第　二　五六—五六〇
三重縣鈴鹿郡石藥師村上田　加佐登製絲場　二〇〇
高知縣高知市　高知製絲場　四九六—四八〇
同　縣同　市御免町　長岡製絲場　一八八—二五八
德島縣麻植郡鴨島町　片倉組鴨島製絲場　二七〇
廣島縣福山市　㐂組福山製絲場　一八〇—二七九
同　縣同　市　福山製絲場　一八〇
岐阜縣土阜郡土岐町　㐂出張所　八〇—三四
靜岡縣駿東郡小泉村裾野驛　㐂製絲所　二一〇—二四〇
茨城縣東茨城郡友部村　仆同　一八〇—二四〇
埼玉縣兒玉郡本庄町　㐂組　同　五五〇—五三〇

野澤健造＝藤田秀雄　同　九、三
横田　碧＝塚原信雄　同　九、三
林　菊次郎＝矢島幸俊　同　九、四
片桐且久　同　九、四
河西寅吉　同　九、五
片倉源重　同　九、五
小口吉一＝小口吉左衞門　同　九、六
小口村吉＝藤田秀雄　同　九、六
小口金三郎＝小口宗雄　同　一〇、四
下元鹿之助　同　二、一
岩波富一郎　同　二、一
片倉兼太郎　同　二、一
小口村吉＝藤田秀雄　大正二年三月
小口今朝吉　同　二、四
有賀道雄＝味澤定義　同　二、五
山田邦太郎　同　二、六
同　同　二、六
小口村吉＝藤田秀雄　同　二、二

群馬縣高崎市	丸萬製絲所	五〇〇—五二四	小松米藏	同	一三、二
埼玉縣北足立郡小谷村	小谷工場	二五〇	片倉信一＝片倉清一	同	一三、五
群馬縣多野郡桂萱村	仐製絲株式會社 前橋製絲所	二五七	小口村吉＝藤田秀雄	同	一三、五
大分縣大分市	仐組 大分製絲所	四八〇—六六〇	小口重太郎＝藤田秀雄	同	一三、六
群馬縣前橋市	仐組 前橋製絲所	二三二	小口村吉	同	同
同 縣高崎市東三條町	五 製絲所	五四〇—六〇〇	小口三平	同	一三、一
同 縣同 市鶴見町	(万) 高崎分工場	一八三	小松米藏	同	一三、三
岐阜縣土阜郡瑞浪町	仝 瑞浪製絲所	一九六—二〇八	福島誠	同	一五、四
佐賀縣三養基郡基山村	金四製絲所基山支店	二八三—二七六	中山久吉	同	一五、五
朝鮮平壤	山十 平壤製絲所	二六〇—六五四	小口村吉＝藤田秀雄	同	一五、八
朝鮮京城	片倉製絲紡績株式會社 京城製絲所	一一一—一二三	片倉兼太郎	昭和	二、七
同 全州	同 全州同	二四〇	同	同	三、二
朝鮮咸興府	片倉製絲紡績會社咸興製絲所	二九五	片倉兼太郎	同	三、二
和歌山縣日高郡湯川町	片倉製絲紡績株式會社 紀南製絲所	二五二—二七二	同	同	三、六
群馬縣新田郡世良田村	(万) 境工場	三〇三	小松米藏	同	四、二
和歌山縣有田郡湯淺町	(万) 湯淺工場		同	同	四、七
神奈川縣足柄上郡山北村	(正) 林 山北製絲所	二五六	林要吉	同	五、六
廣島縣御調郡三原町	片倉製絲紡績株式會社三原製絲所	二五	片倉兼太郎	同	五、七

朝鮮慶尙南道密陽郡密陽邑	館石製絲密陽工場	七四	館石貞雄	同	五、一〇
兵庫縣養父郡大藏村	日本製絲株式會社和田山工場	七七六	小口修一	同	六、三
福島縣郡山市	同	郡山工場	五八	同	同	六、八
茨城縣新治郡石岡町	同	石岡工場	四八八	同	同	六、八

備考　本表中には既に廢業せるものを含む

第三節　鐵道の開通と製絲業

鐵道開通以前の信濃は土地高峻にして山岳重疊せるが爲交通頗る不便にして次の諸街道ありしに過ぎず。

一中山道　江戸時代に於ては東海道とならびて江戸より京都に通ずる重要道路の一にして美濃國落合宿より木曾に入り洗馬塩尻諏訪をへて和田嶺を越え小縣に出で、佐久を通り碓氷峠を越えて上州坂本にいたり江戸に通ずる道路にして德川幕府時代には諸大名が參勤交代の爲に往復せし要路なるも「木曾の棧太田の渡し碓氷峠がなけりやよい」と謠はれたる如く交通を阻害すべき碓氷、和田、鹽尻等の諸嶺は然も製絲業の最も盛なる諏訪地方に入る障壁をなしたるは勿論なり。

二北國街道（一名加賀街道）　中山道追分より分岐して佐久、小縣、埴科、更級、水内を經て越後に入る街道にして比較的道路平坦にして險所少し。

三北國西街道（一名善光寺街道）　中山道洗馬驛より分岐し堅石、鄉原、松本、岡田等をへて刈谷原峠に登り坂北に出猿ケ馬場峠を下りて更級に出で篠井にて北國街道に合する街道にして松本地方と善光寺地方の唯一の交通路なり。

然るに其途中峠の二ケ所も通過せざる可らざるを以ても其困難を察すべし。

四保福寺通　岡田宿にて北國西街道より岐れ稻倉峠、保福寺峠をへて上田に出づる松本と上田の交通路なり。

五伊那路（一名三州街道）　鹽尻より岐れ伊那谷を通り三州岡崎に至る街道にして支線に豊橋街道遠州街道秋葉街道あり古來中馬の往來盛にして繭生絲等多く中馬によりて三州吉田（豊橋）に送られたり。

六糸魚川街道（一名仁科街道又ハ千國街道）

松本より岡田村松岡に出こゝにて北國西街道より分岐し鹽倉、養老坂、下平瀬、熊倉こゝにて犀川を渡る池田大町千國をへて糸魚川に至る。北街道に當れる成相新田、穂高、池田、大町等の各驛、何れも中央に水路をとり其兩側を交通路とせる特別のものなりき。

而して此街道によりて運搬さるゝ貨物は入荷毎日百駄海産物、鹽、越中木綿、高岡の金物能登の輪島塗九谷燒等を主とし出荷百駄は麻荷を主とす。運搬には池田以北は牛を利用し冬期は「ボツカ」の背による。「ボツカ」は大切なる要務に任ずる者として南に向ふ時は士人に對しても道を譲らざる特權あり、北に向ふ時は私用として假令重荷を負ふ時も必ず道を避けしといふ。

七飛驒道　宿驛の設備なし、松本町の伊勢町より出て大野田橋にて梓川を渡り木曾の入山、角ケ平を過ぎ再び安曇郡大野川を經信濃峠を越え飛驒國平湯へ出、高山町に至る。加賀●能登●越中よりの最捷路にして飛驒鰤は、越中より飛驒を經て松本及伊那地方に入れり。又飛驒より野麥峠を越えて奈川に出福嶋より權兵衛峠をへて伊那に入る道あり。

八武石通　松本餌差町より山邊をすぎ武石峠を越え武石村に出、長窪にて仲山道に合する道にして本道より六里近し

然れども江戸時代には脇道として正式の場合には通る事を得ざりしといふ。要するに信州の地は本邦の屋根と稱せらるゝだけありて、何れの方面より入るも嶮岨なる峠を越えざる可らず。從つて繭の如く內に生き物籠り、しかもそれが數日にして出蛾若くは腐敗する如き物の運搬には、頗る困難を感ぜし爲或は乾繭の方法を講じ或は之を絲に繰りて移出する等の方法も自ら講究せられしならん。

明治の聖代に及び養蠶製絲の業益々盛大となり大規模の器械製絲行はるゝに及び原料繭の運搬燃料及日用品の輸送成品の輸出等に和田鹽尻等の峻嶺を越えざるを得ざりし諏訪地方の製絲家は元より、其他の地方の製絲家にありても頗る苦心慘憺せしものなりしといふ。

然るに明治二十一年信越線碓氷を除き直江津迄開通し同二十六年信越線全通せしより關東地方の原料繭は鐵道により大屋迄運ぶことを得たりしも猶これより和田嶺を越えて諏訪に入る迄は人馬の背又は手車若くは荷馬車によりて運搬せしが明治三十五年篠井線全通して、之に依る事を得たり。然れども猶鹽尻峠を越えざる可らず然るに明治三十八年中央東線岡谷迄開通し始めて總ての物資を鐵道により諏訪迄運搬する事を得るにいたり、ついで明治四十四年四月中央線の全通を見て關西繭の輸入も自由となれり是等鐵道の開通以前と開通後とに於ける本縣蠶業發達の經路は頗る興味深きものならんと考へらるゝも、本書に於ては深く是等の點につきて考究するの余裕なかりしが、從來原料燃料、肥料米穀其他日用必需品を始め製造せる生絲の運搬は勿論職工の傭聘輸送等多大の不利不便を感じ居たりしもの忽ちにして其恩惠に浴し凡ての經濟關係殆んど一變せる爲本縣の製絲業界延ては蠶絲業一般の劃期的發展を見隨而別項記載の如き工女募集の競爭、工女爭奪戰を見るに至り、之が爲に明治四十三年本縣は工女募集取締規則を發布して其矯正につとめ一方大製絲家は縣外に向つて發展するに至り製絲業の資本主義經營の色彩愈々濃度を加ふるに至れ

り。

元より交通機關の發達のみが唯一の原因には非ざるも然も一大原因たるは又疑を容るゝの余地なきが如し。左に鐵道開通後製絲釜數及生絲生産額增加の割合を示して其一班を窺ふの參考に供せんとす。

交通狀況種別年表

交通狀況種別	年次	釜數	生絲生産額（貫）	同上增加割合
鐵道無かりし時代	一四―一六 一七―二一	三年平均 五年平均	六、八六八 三四、九八三	一〇〇
明治二十一年信越線碓氷峠を除く外完成	二一―二六	五年平均	七、八八八	三三
同二十六年碓氷峠完成信越線大屋驛より運搬時代	二七―三二 三三―三六	五年平均 五年平均	一一、八〇三 一二、五三三	四九 六一
同三十五年篠井線開通鹽尻に至る時代	三七―三八	二ヶ年平均	一四、六六六	七三
同三十八年十一月中央線岡谷に至る時代	三九―四三	五ヶ年平均	一七、八二七	二七九、二〇三
同四十四年四月中央線全部開通時代以後	四四―四五 大一―九 一〇―一四	五ヶ年平均 五ヶ年平均 五ヶ年平均	二六、七七四 三八、三四二 三八、三七三	四三八、八九〇 六九七、五四九 七八二、八三三	一、一七 一、七五六 二、七九〇 三、一三一

其後開通せる鐵道又は電鐵

大正時代に入りては明治時代の主要交通運搬路の外に舊三州街道方面に伊那電及三信鐵道、絲魚川街道方面に信濃鐵道池田鐵道大糸南線、飛驒道方面に筑摩鐵道あり。佐久地方には佐久鐵道草津鐵道布引鐵道あり。小縣には丸子鐵道あり。溫電あり。更級高井方面には、河東線及長野電鐵あり。水內方面には飯山鐵道及長野電鐵あり。此他和田鹽

尻の兩嶺には省營バスあり。各地に民間經營のバスありて交通運輸の便頗る備はれり。是等交通運輸機關と本縣蠶絲業發達との關係亦頗る興味ある問題なれども今はしばらく之を他日に讓る事とせり。

第五章　大正時代

第一節　製絲改良發達に關する本縣の施設

明治四十二年一月蠶絲課設置以後蠶絲業各方面の改良發達に力を致せりと雖特に製絲業に於ては日露戰後各府縣共所謂戰後經營の一として蠶絲業の改善に力を注げる結果、單に舊時の如き奮闘努力而已にては却つて後進諸國に凌駕せらるゝの傾あるを以て、常に最新の學理と進歩せる技術とを應用し合理的經營をなすの急務を曉り、工場の組織を改善し規模を大ならしめ獨り縣内のみならず廣く縣外各地にも工場を增設する者多く遠く朝鮮に迄工場を創設する者あるに至れり。（縣外發展參照）

内外の形勢如斯なりしかば本縣當局に於ても明治四十三年（宮澤技師の談によれば四十二年四月）始めて製絲專門の技師一名（藤崎卓爾）技手一名を置き指導奬勵の任に當らしめ同時に教婦六名を置きて製絲工女養成に（工女之部參照）從事せしめたるに其効果大なりしを以て大正四年以來技手の員數を增して十二名と爲し大正八年に至りては主任技師一名技手男三名女三十名を常置し製絲技術員派遣規程（註一）に依り製絲工女養成所を設置したる者に對し其申請に基き之を派遣する事とせしが、

翌大正九年よりは女技手を二十五名とし（昭和八年より二十二名とす）大正十五年よりは技師一名を増して二名とし昭和元年度に於ては産業組合製絲發達の現狀に鑑み專ら是が指導に從事せしむる爲に技手一名を設置せしが後昭和三年より更に技師一名を增して專ら組合製絲の經營指導の任に當らしめたり昭和七年三月に至りて行政整理の結果技師一名を減員せり。

後、同年十月に至り昨年三月制定せられたる製絲業法の實施に伴ひ技手一名を增し結局技師二名技手三名となり以て昭和九年三月に至れり（十年三月技手一名を減ず）

註 (一)

製絲技術員派遣規程

長野縣告示第百十五號
大正八年三月二十四日

第一條　本規程ノ定ムル所ニ依リ製絲工女ヲ養成セムトスル者ニハ其ノ申請ニ基キ製絲技術員ヲ派遣ス但シ其ノ申請ニシテ豫定數ヲ超ユル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ外傭聘者ノ申請ニ依リ其ノ傭聘ニ係ル技術員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ本縣製絲技術員ヲ囑託スルコトアルヘシ

一　二十歲以上ノ女子ナルコト

二　東京高等蠶絲學校敎婦養成科卒業又ハ之レト同等以上ノ技能ヲ有スルコト

三　身體健全志操堅實ナルコト

第二條　技術員ノ派遣又ハ其ノ囑託ヲ申請セムトスル者ハ製絲業者又ハ製絲ニ關スル團體ニシテ定員二十名以上ノ製絲工女養成所ヲ設置スルモノタルコトヲ要ス

第三條　工女養成ノ期間ハ一箇年トシ四月ヨリ翌年三月迄トス

第四條　養成工女ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一、十二歲以上ニシテ尋常小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルコト

二、本縣內ニ於テ製絲工女タラムトスル志望確實ナルコト

三、品行方正ニシテ身体健全ナルコト

第五條　工女養成所ニハ其事務ヲ處理スル爲管理者ヲ常置スヘシ

第六條　工女養成所ニ於テハ其養成工女ニ修身及製絲ニ關スル學科並技術ヲ左表ニ依リ修得セシムヘシ

科目	第一期（入所後三ヶ月間）	第二期（第一期修了後三ヶ月間）	第三期（第二期修了後六ヶ月間）
修身	一週二時間	一週一時間	同上
製絲法	一週五時間	一週二時間	同上
製絲實習	每日十二時間以內	每日十三時間以內（學科當日十二時間以內）	每日十四時間以內（學科當日十三時間以內）

第七條　養成工女ノ數五十名ヲ超ユル場合ニ於テハ五十名迄ヲ增ス每ニ第一條第二項各號ニ該當スル資格ヲ有スル技術員一名以上ヲ增置スヘシ

第八條　技術員ノ派遣ヲ受ケムトスル者ハ左ニ揭クル事項ヲ具シ每年二月末日迄ニ知事ニ願出ツヘシ

一　工女養成所ノ位置、建物ノ種類別、坪數及其平面圖

二　工女養成所ノ繰絲釜數

三　養成工女ノ員數

四　工女養成所規程

五　養成ニ必要ナル設備ノ大要

六　工女養成所管理者ノ住所氏名

製絲技術員ノ囑託ヲ請ハムトスル者ハ前項各號ノ外當該技術員ノ履歷ヲ具シ每年四月末日迄ニ知事ニ願出ツヘシ

第九條　第八條各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其旨届出ツヘシ

第十條　知事ハ必要ト認メタルトキハ第八條各號ノ事項ニ付其變更ヲ命シ又ハ工女養成上必要ト認ムル事項ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條　養成工女入所シタルトキハ其住所氏名年齡及學歷ニ戶籍抄本ヲ添附シ退所シタルトキハ其氏名並理由ヲ遲滯ナク知事ニ届

出ツヘシ

第十二條　工女養成ヲ了リタルトキハ一箇月以内ニ其修了者ニ就キ左ノ各號ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

一　養成ノ狀況

二　養成ニ關スル經費ノ明細

三　養成工女ノ体格檢査成績

四　技術ニ關スル成績

第十三條　工女養成ヲ了リタルトキハ其翌年ヨリ五箇年其修了者ニ就キ前年六月ヨリ一箇年間ニ於ケル成績ヲ毎年七月末日迄ニ左表ニ依リ届出ツヘシ

	大正何　年修了者	大正何　年修了者	大正何　年修了者	大正何　年修了者
勤續員數				
就業日數				
一人一日平均繰絲量				
全工場一人一日平均繰絲量				
對全工場一日繰絲量				
出切一斤				
一人一ヶ年最高所得金額				
一人一ヶ年最低所得金額				

一人一ヶ年平均所得金額				

第十四條　技術員派遣ノ指令ヲ受ケタル者ハ知事ノ命シタル金額ヲ納付スヘシ

前項納付金ハ三月以上技術員ヲ派遣スルコト能ハサルトキハ二箇月目ヨリ月割ヲ以テ其ノ月數ニ應シ之ヲ還付ス缺勤引續キ三月以上ニ渉リタルトキハ四箇月目ヨリ月割額ノ半額ヲ其ノ月數ニ應シ還付ス

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ技術員ノ派遣ヲ停止シ又ハ其ノ嘱託ヲ解クコトアルヘシ

一　事業遂行ノ見込ナキトキ

二　本規程又ハ本規程ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ

三　故ナク技術員ノ指揮ニ從ハサルトキ

第十六條　本所ノ課程ヲ修了シタル者ニハ試驗ノ上修了證書ヲ附與ス

第十七條　本規程ニ依リ差出スヘキ願届ハ工女養成所所在地ノ郡市役所ヲ經由スヘシ

附　則

第十八條　本規程ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條　明治四十三年告示第七十二號ハ之ヲ廢止ス

第二十條　從前ノ規定ニ依リ差出シタル派遣又ハ嘱託ノ願書ハ本規程ニ依リ之ヲ差出シタルモノト看做ス

高等製絲講習開催

製絲業に從事する者に對し最新の學理を授け其普及を圖り之を應用して合理的に經營せしむる爲從來製絲現業員講習會を開き縣技術官を派遣し主として製絲技術の改善工場管理上の智識を普及せしめたるに其成績良好なりしを以て大正七年度第一回高等製絲講習を開催し以後毎年一回宛之を開催し以て今日に至れり其概況次表の如し。

高等製絲講習會累年成績表

年次	回數	講習場所	講習科目		修了生
大正七年度	第一回	諏訪郡平野村（七日間）	製絲原料論	蠶業試驗場 松下技師	五一〇名
			絹織維論	上田蠶絲專門學校 井上教授	
			生絲ト彈性	京都高等工業學校 萩原教授	
			生絲檢查論	生絲檢查所 平林技師	
			製絲論	東京高等蠶絲學校 山本教授	
大正八年度	第二回	松本市長野縣工業試驗場（八日間）	織維論	井上教授	九八
			乾繭論	東京高等蠶絲學校 小松教授	
			工場衞生論	長濱工場監督官	
			繭質論	松下技師	
			染織上ヨリ見タル生絲ノ性狀	絹業試驗場 栁橋教授	
			工場法規	里見工場課長	
			米國絹業事情	伊藤技師	
			製絲論	三谷教授	
大第	△第一部諏訪郡		製絲繭品種論	山本教授 岩坪原蠶所長	

大正十年度					正九年度				
第四回					三回				
北佐久郡小諸町純水館再繰所（八日間）	第一部下伊那郡役所（八日間）				平野村	△第二部上田市市役所（七日間）	岡谷倶樂部（六日間）		
生絲取引ト其檢査法	絹絲ト化學トノ關係				工場衞生	蠶品種論	生絲檢査論		
製絲經營	製絲經營				生絲檢査論	工場法規	工場法規		
工場法規	蠶ノ品種ニ就テ				工場法規	工場衞生			
蠶ノ品種ニ就テ	生絲取引ト其ノ檢査法				製絲經營	製絲經營			
蠶質ト化學	工場法規				煮繭分業ニ就テ				
平林技師	古谷講師				遠藤工場監督官	三谷教授	里見工場課長		
三谷教授	山本教授				生絲檢査所藤本技師	里見工場課長	藤本技師		
里見工場課長	生駒所長				里見工場課長	遠藤工場監督官	水井原蠶所長		
水井原蠶所長	平林技師				水井原蠶所長	三谷教授	里見工場課長		
非上教授	里見工場課長				工業試驗場田村技師		遠藤工場監督官		
上田蠶絲專門學校	上田蠶絲專門學校								
七一	一四三				四二	九五	三一六		

大正十一年度					
第五回					
松本市公會堂（八日間）					
本縣蠶絲業ノ現狀	長野縣技師	宗像宗吉			
勞働問題ト製絲業	農商務省技師	明石弘			
伊佛蠶絲業	絹業試驗場技師	棚橋啓三			
生絲格付法並米國ノ絹業					
製絲金融ニ就テ	日本銀行松本支店長	青木隆			
電氣ノ應用ニ就テ	長野縣技師	小濱整治			
繭ノ解舒ノ研究					
汽鑵汽機ニ就テ	上田蠶絲專門學校教授	井上柳梧			
製絲經營論	長野縣技師	若林仁			
	蠶業試驗場技師	松下憲三朗			一四〇

大正十二年度					
第六回					
上田市公會堂（五日間）					
製絲研究ノ一端	工業試驗場技師	田村熊次郎			一四二
歐米絹業事情ト本邦ノ製絲業	大日本蠶絲會參事	重富三男三			一四九
製絲業ノ企業組織ニ就テ	上田蠶絲專門學校教授	早川直瀨			一四一
人造絹絲ノ將來	絹業試驗場技師	角替利策			一三二

大正十三年度					
第七回					
平野村岡谷寶座（三日間）					
我國製絲業生産缺陷改善ニ就テ	農商務省技師	小松嘉藏			
生絲ノ纖度ニ就テ	絹業試驗場技師	卷島庄之助			六一八
作業能率ノ人的要素ニ就テ	能率研究所員	增田幸一			

大正十四年					
第八回					
上田市小縣郡役所上階					
体力消耗試驗ヨリスル作業能率增進ニ就テ	商工省嘱託醫學博士	高橋孝太郎			
纖物上ヨリ見タル生絲ノ品位ニ就テ	商工業絹業試驗場技師	棚橋啓三			二五〇

年度	回				
大正十五年度	第九回	諏訪郡平野村岡谷諏訪製絲研究會樓上（四日間）	生絲ノ正量取引ト生絲ノ檢査ニ就テ	國立生絲檢査所技師	服部八三郎
			繭ノ乾燥ト貯藏法	國立蠶業試驗場技師	角館喜一郎
			生絲相場ノ豫測	東京高等蠶絲學校教授	福本福三
			製絲法並繭ノ格付ニ就テ	縣立工業試驗場技師	田村熊次郎
			勞働問題ノ所感		四四六
			新聞記事ノ讀方並ニ米國視察談	古村敏章	
昭和二年度	第拾回	北佐久郡小諸小學校（四日間）	製絲作業能率ニ就テ	東京高等蠶絲學校助教授	中川房吉
			生絲檢查上ヨリ觀タル生絲品位ノ改良格付及其經過	生絲檢查所技師	肥後後彦
			製絲經濟（主トシテ企業形態）	上田蠶絲專門學校教授	早川直瀨
			製絲金融	日本銀行松本支店	成瀨關次郎
			勞働問題	長野縣工場課長	平木弘
					一七二
昭和三年度	第十回	諏訪郡平野村岡谷（四日間）	製絲業ノ經濟的絲餐	横濱高等商業學校教授	井上鎧三
			生絲市場ノ商習慣ニ就テ	佛國法學博士	石崎政一郎
			製絲金融ニ就テ		成瀨關次郎
			製絲原料繭ニ就テ		岡村源一
					四〇二

年度	回				
一	上高井郡須坂町（二日間）	生絲ノ格付ニ就テ 生絲ノ格付ニ就テ 製絲原料繭ニ就テ	神戸生絲檢査所長	沖濤治 同人 岡村源一	一八二
昭和四年度	第十二回	岡谷生絲同業組合（四日間）	織物纖維ノ現狀ト將來 支那蠶絲業現狀並將來 製絲能率增進トセリプレン問題 職工ノ採擇ト繰絲能率ニ就テ	福井縣工業試驗場長 中央會 東京高等蠶絲學校助教授 長野縣工業試驗場技手	岩下龜太郎 上原重美 中川房吉 依田寛之介
昭和五年度	第十三回	岡谷 上田 （　）	蠶品種の性狀に就て 製絲經營に就て 生絲第三者檢査實施に就て	長野縣蠶業試驗場技師 上田蠶絲專門學校教授 農林省生絲檢査所技師	酒井文三郎 早川直瀬 松本萬太郎
昭和六年度	第十四回	諏訪生絲研究會事務所樓上 （　）	繰絲張力の研究に就て 絲條斑の要素に關する研究に就て 米國及歐洲に於ける絹業並に蠶絲業事情に就て	上田蠶絲專門學校教授 長野縣工業試驗場技師 神戸生絲檢査所技師	林貞三 田村熊次郎 卷島庄之助
昭和八年度	第十五回	岡谷 松本 上田 （　）	米國絹業事情に就て 生絲檢査上より見たる製絲業の改善 昭和九年の生絲貿易と製絲業 最近の原料繭と煮繭方法	農林省横濱生絲檢査所技師 長野縣生絲共同出荷組合横濱出張所長 長野縣工業試驗場技師	松本万太郎 同氏 森田三郎 岡村源一

昭和九年度	第十六回	岡谷 飯田 松本 上田 須坂（各一日）	生絲格付檢査法改正に對する製絲法	東京高等蠶絲學校助教授 中川房吉	八〇〇 四五〇 二五〇 二〇〇 一五〇

屑繭の整理

養蠶業の發達に伴ひ其副産物たる屑繭の數量亦相當の額に上れり。然るに之れが利用に留意するもの少く或者は本繭の附屬として殆んど無代に等しき安價にて繭仲買人に賣り拂ひ或者は屑繭賣買を業とする小商人に捨賣同樣の安價にて賣り又は自家用として玉絲を製造するものあるも固より品位粗惡にして進歩せる機業原料に適せず、本縣各地方中物産として多少名を知られたものは僅に上田、松代地方の座繰、松本の玉絲、長野飯田地方の眞綿等に適ぎず。然も其製品は大いに改良を要するのみならず、之れが技術の改善を指導し、製品販賣の方法を講ぜは農家若くは地方小商工業者の副業として頗る適切有利の事業なるが故に明治四十二年以來縣は郡市町村の施設と相俟つて之が改善發達を期さんとし、明治四十三年より郡市若くは町村講習會の教婦たるべきものを養成する目的を以て長期の講習會を開催し專ら中絲玉絲並に眞綿製造に關する管理及技術を教授し、更に大正四年より眞綿加工品の製造をも行ふに至れりこれ從來本縣産の眞綿は京濱地方の需要に適せず、爲に販路狹少、價格亦低廉なりしを以て之を指導改善して製絲を一定ならしめ品位を向上せしめんが爲なり

ついで大正八年には座繰又は玉絲業者に於て製絲の改善統一を期する爲産業組合を組織し製絲技術員を設置して製絲の改良を圖るものに對して補助金を交付する事とし大正八年度に於ては一千圓九年度に於ては一千五百圓の豫算を計上せり。

尚明治四十三年以來行へる屑繭整理講習成績左の如し。

年次	縣開催講習會		郡市又ハ市村開催講習會		年次	縣開催講習會		郡市又ハ市村開催講習會	
	開設數	修了生數	開設數	修了生數		開設數	終了生數	開設數	終了生數
明治四十三年	一	三七	二〇	五四〇	同 十二年	一	二二	—	—
同 四十四年	長野ニテ行フ	四七	一三五	四、二一七	同 十二年	一	二〇	—	—
同 四十五年	一	二六	二二五	四、六五六	同 十四年	一	二四	—	—
同 二年	一	二六	二四五	五、二五五	大正 十五年	一	二四	—	—
同 三年	一	三一	一一七	四、二七四	昭和 二年	—	—	—	—
同 四年	一	二五	一一三	三、六六五	同 三年	—	—	—	—
大正 五年	一	二五	—	—	同 四年	—	—	—	—
同 六年	一	二三	—	—	同 五年	—	—	—	—
同 七年	一	二二	—	—	同 六年	—	—	—	—
同 八年	本年ヨリ工業試驗場ニテ行フ	二二	—	—	同 七年	—	—	—	—
同 九年	一	二一	—	—	同 八年	—	—	—	—
同 十年	一	二二	—	—	同 九年	—	—	—	—
同 十一年	一	二二	—	—	同 十年	—	—	—	—

第二節　世界大戰の影響

世界大戰の勃發と製絲業

大正三年六月廿八日バルカンの一角に起れる墺洪國對セルビヤの問題は延て歐洲及世界に大なる波瀾を捲き起し、七月遂に大戰勃發し、八月我邦亦對獨宣戰之詔勅喚發せられたる爲、同年五月上一番千三十五圓を唱へ居りし生絲も八月一日より八日迄取引杜絶し十月十九日には七百圓迄に暴落せり。

之が爲に先約の解除を要請するもの受渡延期を願ふ者等の事故續出し隨而生絲輸出量の如きも七月以前　九九、〇九一俵にして前年の九六、六八七俵より遙かに多かりしに八月以後は七一、六六五俵にして前年の一〇五、五四四俵に比し三分ノ一に減ぜりされば本縣に於ては擧縣一致して其救濟若くは對策に苦心奔走し、横濱生絲貿易商同業組合は夏秋蠶繭買入資金の融通を中止し繰業短縮生産制限を勸告し、大日本蠶絲會を始め各種蠶絲業關係團体亦時局に對する善後策を講ぜり。今其主なるものを列記すれバ

九月二日全國製絲家大會　年産五百梱以上の製絲家八十名會合生産調節價格協定絲價維持の決議をなす。

十月廿九日横濱蠶絲貿易商有志の通知により大日本蠶絲會中心にて活動十二月十四日帝國ホテルに各派代議士を招待し、救濟補償案の贊成を得十九日の帝國議會に蠶絲業救濟補償案提出されしも議會解散の爲議題に上らず。

二月二十六日蠶絲業救濟實行委員にして本縣製絲家たる尾澤琢郎、工藤善助は長野縣製絲家の熱望により全國蠶絲

業大會の開會を要求し即日開會。

三月三日第三回蠶絲業大會を築地精養所に開會、尾澤琢郎開會の辭をのべ工藤善助議長となり決議文を朗讀す。又各方面陳情委員中農商務大臣には本縣製絲家矢崎源藏大藏大臣に前田健次總理大臣に佐野市造をあげ運動す。

帝蠶會社の創立

如斯大日本蠶絲會始め各種團体、救濟實行委員等寢食を忘れて奔走せる結果帝國蠶絲株式會社の成立となり三月二十日創立總會を開き小野光景座長となり定款を議了し取締役に原富太郎茂木惣兵衛澁澤義一渡邊文七若尾幾造木村庫之助監査役に伊藤長次郎大谷幸之助を指名し更に相談役に澁澤榮一吉川重吉益田孝小野光景を推擧し評議員二十名をあげしが本縣よりは工藤善助、尾澤琢郎、今井五介の三氏其選に當れり。

次に社長には取締役にて互選の結果原富太郎就任し總會を終れり。

三月廿九日政府は帝國蠶絲株式會社に對し四ケ條の命令書と共に助成金五百万圓を交附せしかば、會社は横濱市本町五町目舊内務省生絲試驗所に事務所を置き政府よりの助成金五百萬圓に會社出資の百萬圓を合し更に借入金一千八百萬圓を加へ市場の景況に應じ生絲の買入をなし絲價維持の目的を達したれバ同年五月二十一日農商務大臣よりの命令により六月十五日第一回株主總會を開きて收支決算を可決し次で臨時總會に移り會社の解散を決議せり。帝蠶會社の解散發表と共に一時市場は不況に陷りしが歐洲に於ける蠶絲生産の減少と米國及本邦に於ける軍需品工業其他の爲忽ち好況に轉じ大正五年一月八日千百圓となりしかば豫てより機を覗ひ居たる帝蠶會社は持荷の處分を決意し同年三月末迄に全部賣盡し、輸出向不合格品は四月下旬地遣向に賣拂ひ次て全く其使命を了せり。同社の賣上計算次の如し。

目標	斤量	金額	和百斤平均價格
總賣上高	六七八、八八一・七三斤	七、四七九、三一四・八九円	一、一〇一・七一円
買入總高	六八二、八七〇・一二	五、六一〇、六三二・五三	八二一・六三
差引目切千分ノ五十八	三、九八八・四〇	賣上利益 一、八六八、六八二・三六	百斤ニ付益金 二八〇・〇八

かくして政府よりの助成金五百萬圓を完納し同時に其利益金百六十九萬二千五百五十二圓四十五錢を政府に納入し株主拂込百萬圓に對する年八朱の配當金九萬六千二百圓の拂戻を行ひ六月十五日株主總會の承認を得て解散せり。

大正九年の大恐慌

經濟界の好況に乘じ絲價は大正九年一月二十一日には最優格四千四百八十圓信州上一番四千三百六十圓といふ空前にして恐らく絶後ならんと思はるゝ開港以來最高記錄を現出し、此好況に乘じ「蠶絲大學設立」の建議が同月三拾日蠶絲中央會長清浦奎吾より中橋文相に提出せられたる有樣なりき。

然れどもこれ勢に乘ぜる變調相場にして普通の相場に非ず、而も如此高値相場にて取引せられたる實際の數量は極めて少く、只掛聲のみ大なりしが如し。須坂町小田切常三郎（俊明社長）の談によれバ「大正九年一月二十三日四千四百五十圓で二千斤あつた內一千斤だけ賣り殘りは三千三百圓で賣つたが春挽は千八百圓であつた」といふ。これ其一例に過ぎざれとも最高相場は僅々一二日にして今日迄の騰貴によりて賣り了りたる人もあるべく手持は意外に少く持ち居たる人々も小田切氏の如く全部は賣り得ずして僅半分位賣り居たる間に相場は急轉直下下落の一方に傾き機會を逸したる人々多かりしなるべし。

二月には日米間海底電線不通の爲殆ど新規商談を見ず定期現物とも低落を續け三月十五日には諸株式一齊に暴落し財界の大恐慌時代を現出し生絲も上一番三千百八十圓となり、一月二十一日に比し千百八十圓の下落を來せり。之が爲四月七日大坂增田ビルブローカー銀行の破綻を始とし銀行會社の破產するもの續出し、東西株式市場綿絲期米等の全國取引所一時休止するの止を得ざるに至り。五月に入りて生絲は益々慘落して上一番千八百圓となり、加ふるに各地機業界も工場閉鎖若くは破產者續出し前途益々憂慮すべき狀態なりしかば五月三日橫濱蠶絲貿易商組合有志會を開き左記四項を決議し全國製絲家に對し勸誘をなせり。

㈠五月三日の賣買値段千八百以下賣上の事。

㈡取引所の立會を出來得る限り停止し置くこと。

㈢輸出爲替を圓滑ならしむる爲正金銀行に交涉すること。

㈣生絲市場入荷を調節する爲、新絲挽き初め期日を各地共三週間延期することを製絲家に勸告すること。

五月二十四日に至り橫濱七十四銀行は三週間の休業を發表し茂木商店は破產せしかば財界益々不安動搖に陷り加ふるに米國財界不安の入電あり、千八百圓以下賣止の決議を維持する能はず、二十九日組合總會を開き之を撤廢するに至れり。

又、五月二十八日には大日本蠶絲會理事者並に地方當業者會合して蠶絲救濟問題に付協議し同日蠶絲業同業組合中央會絲價調査委員會開催絲價暴落につき對策を協議せり。

かゝる情勢なりしかば本縣に於ては、此未曾有の經濟界恐慌に對する處理法を講究し各郡市長へ通牒を發し本縣農會及養蠶組合聯合會等も亦各々農家に對する警告を發せり。

六月三日蠶絲業同業組合中央會は蠶絲業救濟策の協議會を開き左の決議をなせり。

一、政府より標準絲價上一番格千七百圓維持の目的を以て在荷を處理する爲め帝國蠶絲組合又は新に作りたる「シンジケート」に對し之に必要なる補償金の支出を請ふ事。

二、繭價を維持する爲め政府に對し日本銀行及關係銀行又は産業組合を通じて低利資金八千萬圓以內の融通を求むる事。

三、蠶絲業者は協力して當面の事態に要する爲め左の事項を處理する事。

イ、養蠶家は成るべく製絲家に交渉して生繭預入れの方法を執る事。

ロ、製絲家は預入れに對し正量に取引又は相當の內渡金を爲すこと。

ハ、預入れ實行困難なる場合に於ては養蠶家は可成養蠶組合に依るか、又は、大字若くは一村聯合して産業組合又は農業倉庫と交涉し其産繭を乾燥し之を入庫して金融を圖ること。

四、製絲家は養蠶家に對し乾燥繭及其貯藏の依頼に應ずる事。

本縣に於ては蠶絲業救濟の爲縣會に於て乾繭保管案を通過し低利資金融通の爲內務部長稻葉健之助上京畫策せり。

又、中央會の決議に基づき其實行委員の運動に對し六月九日山本農相より今井五介若尾幾造尾澤琢郎三委員の出省を求め若し當業者に於て資本金弐千萬圓の「シンジケート」を設立せば政府は之に年二朱を以て二千萬圓を一ケ年貸與し別に養蠶業救濟の爲に一千萬圓を融通すべしと傳へられしに對し「シンジケート」設立は急速に運び難ければ取敢へず養蠶家救濟資金の融通を請ひしに右養蠶家救濟資金一千萬圓は勸業銀行を通じて各府縣農工銀行をして貸付しめ期間を大正十年三月三十日限とし金利日歩二錢三厘とせり。

八月九日　蠶絲業同業組合中央會は絲價維持調査委員會を開きたる結果左の決議をなせり。

一、大正九年九月一日より十二月三十一日迄毎日の繰業時間を九時間とし毎月四日間休業すること。

一、大正九年十月二十日以後に於ける地方よりの出荷は十二月三十一日迄横濱にて荷受せざる事。

一、製絲家及貿易商は何等の名義を以てするも定期取引所に於て賣繋ぎを爲さざる事。

前三項に對しては決議以前に約足せしせのは除外す。

一、地方に於て生絲を擔保として金融の途を開くことを政府に請求すること。

但實行委員三名を擧ぐること。

一、本會絲價調査委員會に於て蠶業に關する根本政策の樹立を期する事。

ついで八月十日横濱蠶絲貿易商同業組合主催全國製絲業大會を横濱開港記念館に開きしも論爭盡きざりしかば二十名の特別委員をあげ工藤善助委員長に推され熟議の末前揭中央會案を採用し是に「大正十年一月一日以降の出荷は同日以後賣約成立したるものに限り荷受するものとす」の一項と「本大會の決議は將來好況及絲價の如何に拘はらず實行すべき事」との一項を加へて大會に提出し決議せり。

同日本縣に於ては諏訪郡二十四ケ町村長連署を以て「國力を以て速かに、蠶絲業家救濟の方法を講ぜられん事」を請願し、九月七日には長野縣蠶絲業聯盟會長稻葉健之助より㈠政府より一億圓の資金を支出し適當の救濟策を講ぜられたき事㈡一般養蠶家に對し最も簡易の方法を以て低利資金を融通せられん事」を政府に請願せり。

九月十日蠶絲業同業組合中央會は絲價調査委員會を開き㈠資本金一千萬圓の「シンジケート」を組織すること　㈡政府は右シンジケートに對し年利二朱にて五千萬圓を貸し附ること　㈢貸附期限は二ケ年とし必要ある時は延長する

事 ㈣絲價を最低百斤(上一番)千五百圓見當に維持する事を決議し、山本農相高橋藏相に陳情せしに同日の閣議も蠶絲救濟に決し政府は特殊銀行をして低利資金五千萬圓を帝國蠶絲株式會社に貸付期限二ヶ年利子五分銀行手數料六厘計五分六厘とし、其他諸種條件を附せり。

第二次帝國蠶絲株式會社

大正九年九月廿五日東京麹町區內幸町二丁目蠶絲同業組合中央會に於て創立總會を開き發起人一同にて株式全部を引受、定款を議定し、役員を定め事業を開始する事となれり。

重役　○印長野縣

淺田德則　原　富太郎　○今井五介　若尾幾造　○尾澤琢郎
武藤金吉　渡邊文七　○工藤善助　○降旗元太郎　西谷金藏
遠藤三郎兵衛　前田健次　網野豊次郎　笹山駒次郎　○小口善重
(以上取締役)
澁澤義一　富田勘之丞　新井高四郎　○龍野周一郎　○小口今朝吉
(以上監査役)

重役會に於て社長に淺田德則副社長欠員とし專務取締役に若尾幾造尾澤琢郎選任され原富太郎、今井五介專ら社長の職務を補佐する事とし別に四十五名の評議員を定め以て事業を開始せり。

かくて同年十月十八日第一次買入を發表し二十七萬三千四百七十七斤一五十二月四日第二回六十七萬五千二百六十

五斤七九を買入れしも絲況益々不振會社は資金の不足を來し大正十年一月第三回拂をなさしめたるも猶不足を感じたれば大正十年一月二十四日蠶絲同業組合中央會總會に於て帝蠶會社專務原富太郎は會社の既に餘力なき事を話し更に第二期計畫をたてざる可らざる事を同會に諮り、絲價維持委員長工藤善助は更に政府より三千萬圓の助成金を得ば對策を樹立し得べしとの說明を行ひ、政府に向つて三千萬圓事業助成金交付の陳情を行ふ事を決議せり。

かくて政府に陳情の結果政府は會社の請願を容るゝに決し蠶絲業救濟貸付金補償案を議會に提出したるに三月八日衆議院を通過し二十五日貴族院亦之を可決せしかば會社は資力豊富となり買入を實行せしかば形勢漸く好轉し加ふるに米國機業界の恢復、紐育の在荷激減等により五月末には橫濱に於ける在荷減少して二萬五千梱となり買入の必要なきに至りしかば帝蠶會社は其買入を打切る事とせり。

會社が第一期及第二期を通じて買入たる生絲合計左の如し。

梱數	斤數	金額	平均値段
七二、六六〇	四、二三七、六一八・〇二	六四、九八一、〇四一・三一	一、三三三、四三

會社は此買入生絲の保管には頗る苦心し生絲檢查所とも合議の上硫黃燻蒸及蒸氣藥物を併用し消毒して倉庫に保管せしめしが買入の進行に連れ倉庫の不足を生じ遂に鑵詰貯藏法を案出し神奈川日本リンネット株式會社に交涉して其工場の一部と帶川式火力乾燥機を借入れこゝに於て乾燥せしめたる後鑵詰として貯藏せり。

かくて此持荷は市場に惡影響を及ぼさゞる樣大正十年十二月二十三日より翌年三月廿三日迄に第一回の賣却を斷行し、第二回は同年五月三日より九月二十六日迄に全部賣却して其絲價維持の目的を達し、且興業銀行よりの借入金は最後期限の十二年十月十四日に先ち十一年一月十七日より同年八月十九日迄の間に於て全部返濟し、十二月一日株主

總會を開き決算報告、殘絲財産處分及會社解散の件を附議して原案通り可決し、清算人として淺田德則、原富太郎、今井五介、若尾幾造、武藤金吉、渡邊文七、河杉信勇の七名をあげ大正十二年三月二十一日清算事務結了と共に株主總會を開きて報告をなし玆に全く帝蠶事務所を閉鎖せり。

會社の純益金八百七十三萬七千百九十三圓十三錢の處分は左のく如くなりといふ。

一、六七一、二三一・五三	株主配當金
四五〇、〇〇〇・〇〇	重役並評議員慰勞金
五五〇、〇〇〇・〇〇	蠶絲同業組合中央會寄附金
二〇〇、〇〇〇・〇〇	横濱取引所取引員組合寄附金
二、一八六、一五九・六九	所得稅總額
六七七、七〇九・五〇	附加市稅
二、〇九二・四一	清算期間の經費中に組入
一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	生絲檢査所擴張費として農商務省寄附金
一、八〇〇、〇〇〇・〇〇	横濱に生絲絹物專用倉庫建築資金として農商務省へ寄附金

かくて未曾有の大恐慌も政府の補助と養蠶業同業組合蠶絲業中央會、大日本蠶絲會其他各種團体の活動と帝蠶會社役員の苦辛慘憺たる努力とにより救濟する事を得たるのみならず意外の好成績を得て終局を告ぐるを得たり。（河杉信勇溢大正九、十年第二項蠶絲業救濟の顚末）

又此際に於ける本縣製絲業者の活動次の如し。

世界大戰ト生絲貿易

大正三年八月歐洲戰亂突發スルヤ我生絲貿易界ハ甚大ノ打撃ヲ蒙リ生絲取引ハ全然休止ノ狀態ニ陷リ當業者ハ殆ド爲ス所ヲ知ラズ時ニ本縣ノ如キ蠶絲業ヲ以テ主命トスル地ニアリテハ其影響殊ニ甚大ニシテ深憂ノ極ニ達シタリ玆ニ於テ副組合長工藤善助、評議員今井五介、代議員尾澤琢郎ノ三氏ハ急遽上京大日本蠶絲會臨時大會並ニ全國蠶絲業者有志大會ニ出席シ極力各方面ニ向ツテ救濟ノ方策ヲ講ジタリ而シテ其當時ノ情況ニ就テハ大正三年八月二十四日「本組合ノ取リタル時局ニ對スル行動」トシテ印刷シ汎ク聯合組合ニ配付シタリ

其後組合ニ於テハ前記三氏ノ外ニ越藩三郎、武井覺太郎兩氏ヲ加ヘテ實行委員トナシ他府縣當業者ト氣脈ヲ通ジ專ラ之レガ救濟ノ實行ニ務メタリ其結果大正四年三月中旬ニ至リ政府ハ金五百万圓ヲ差出シテ帝國蠶絲會社ノ設立ヲ見當業者稍焦眉ヲ開クニ至レリ其外前記ノ諸氏ハ總會ノ決議ニ基キ或ハ金融ノ方法ニ或ハ生絲取引ノ禁止ニ或ハ營業稅ノ輕減等ニ付テ自己ノ業務ヲ擲チテ奔走シ目的ノ貫徹ニ務メラレタリ

飜テ又組合ハ九月二日横濱蠶絲貿易商組合主催トナリ同地ニ於テ開催シタル全國製絲業者協議會ノ決議ニ基キ再度總會ヲ開催シテ生産ヲ制限シ絲價ヲ調節スル爲メ繰業ノ短縮ヲ決議シ各者相俟チテ損害ノ輕減ニ務メタリ

製絲ノ原料繭ハ春繭五分穫シテ中細(デニール十二中眞)トス夏繭一分五厘秋繭三分五厘多クハ太製(デニール十四中眞)ヲ目的トシテ製造ス例年ハ春繭ヲ太製トシ夏秋繭ヲ細製トスルノ傾向ナリシモ本年度ハ歐洲戰亂ノタメ販路杜絶セシヲ以テ夏秋繭ヲ太製トシ米國向ニ製造セリ販賣方法ハ前年ノ通リ横濱市場ヘ輸送シ問屋ノ媒介ヲ經テ外商ニ販賣ス又商機ヲ視、先賣約定ヲ爲シタルコトアリ。

生絲檢査機關設立の建議

大正十年九月二十六、七の兩日に亘り本縣生絲蠶種養蠶三組合合同協議會を開き繭質整理統一並に實行方法につき審議の上協定品種を決定せしが、此際生絲業者の間に本縣內に生絲檢査機關を設立すべしとの議起り、松本市石井祐助外二十七名よりは、一、生絲檢査所設立に關する建議　二、縣立工業試驗場に於て電熱煮繭試驗研究につき建議を知事に提出し、又、長野縣生絲同業組合聯合會組長工藤善助よりは本縣知事岡田忠彥宛別項の如き「生絲檢査機關設立に關する建議案」を提出せり。

これ昨年三月以來の絲價大變動によりて生絲檢査機關の必要を痛切に感ぜるが爲ならん。

生絲檢査機關設立に關する建議案

優良なる生絲は優良なる蠶品種の統一に待たざる可らざるは勿論なりと雖大量に生産せられたる生絲の良否は生絲檢査の結果に待たざる可らず。然るに本邦に於ける生絲檢査の機關は橫濱市に於ける農商務省生絲檢査所の外僅に福井及金澤市に縣立生絲檢査所の存するのみにして而かも前者は主として生絲取引上に於ける參考檢査に止まり後者は地方に需要せらるゝ生絲の檢査を爲すに過ぎざる狀態にあり而して國立生絲檢査所は其設備に於て稍々完備せるが如しと雖も全國僅に一個所なる爲に利用者多くして急速に其結果を知る能はざる事は甚だ遺憾とする所なり。

蓋し生絲檢査に關する機關は生絲取引上に於て必要のみならず、平素に於て當業者が其生産せる生絲の未だ出荷せざるに先ち豫め其品位を知りて製絲の方針を定め更に進んでは其結果に基き絲格の標準を示して取引上の資に供する事は現在に於ける生絲取引の弊害を打破し公平なる取引を爲すに於て極めて必要の事に屬せり況んや昨年の如き絲

況不振の場合に際し徒らに製品を市場に搬出せしめ益々絲況を沈衰せしめんよりは寧ろ地方に貯藏して絲價の恢復を俟つの利益なる事あり然るに本縣に生絲檢査所の設備無きを以て金融業者倉庫業者は擔保とすべき生絲の品質を知るに由なく爲めに折角の機關を有し乍ら相互に之を利用し能はざるの缺陷あり。故に、速かに地方に生絲檢査所を設置して是等の缺陷を補ふ事は當事者は勿論關係者をして其利益に均霑せしめ得べく其利益たるや蓋し鮮少にならさるを信ず。希くは閣下明鑑を垂れ速かに之が機關を創設せられん事を總會の決議に基き此段及建議候也

大正十年九月廿六日

建議者

組長工藤善助

長野縣知事岡田忠彦殿

好況時代

大正の初年より昭和の初頭に至る約二十年間は藤本氏の所謂波瀾重疊時代にして一張一弛變幻不測、大正二年の好況の次には歐洲大戰勃發による不況時代來りしも米國は大戰の當初其渦中に投ぜず却つて軍需品供給の爲黃金の洪水に見舞はれ、一九一七年獨逸と交戰狀態に入りしも翌一九一八年には休戰となり、一九一九年には講和成立するに至しかば、戰役に參加せること僅少にして然も戰勝國たるの名譽を擔ひ、且、それが米國の參戰による結果なるが如く考へられしより、全國には戰捷氣分橫溢し驕奢の風漲り從來貴重品として上流に用ひられし絹物も一般に用ひらるるに至りしかば生絲の需要增加し大正七八年（西曆一九一八年乃至一九一九年）の好況時代を現出せり。

然れどもこは好況時代中の好況時代とも稱すべき時代にしてこれ以前にありても大正四年第一次帝蠶會社解散の頃既に形勢好轉し來れる事明らかにして、其後歐洲蠶作の不良、大戰の影響等によりて生產減少し、米國に於ける農作物の豐作、軍需品供給に伴ふ戰時好景氣により絹物需要者の激增等により市價漸次昂騰し同年六月より生絲市場活況を呈し、大正五年の出超三億八千余圓に達し生絲輸出新記錄を作れり。此好況に乘じ本縣に於ては同年の通常縣會に於て染織業に關する試驗研究並に講習を行ふ爲製絲部設置の議決をなすに至れり。

大正六年二月米獨國交斷絶の報傳はり橫濱定期市場大混亂を呈し立會停止となりしが其後米國の參戰は生絲市場に影響なく順次好調に向へり。

此頃政府は臨時蠶業調査局を設け、二月十日勅令を以て同官制を公布せしが本縣に於ても三月二日蠶絲業調査會を設け、蠶絲業に關する重要事項を審議せり（長野縣告示第六十六號）

かくて蠶絲業の發展に伴ひ蠶種製造養蠶等の業も漸次擴張せられしかば同年縣告示第百八十一號を以て蠶業取締支所出張所三十三ケ所を設置するに至れり。（蠶種篇參照）

大正七年は最も波瀾曲折の多かりし年にして一月生絲市場大活況を呈し八日二十萬斤の大手合行はれしも、二月米國貿易制限說傳はりて一時悲觀に傾きしが其後制限なき事明かとなりて三月迄は順調に進みしに、四月歐洲戰局連合軍に不利、露國革命皇軍出兵說等の惡材料によりて軟調となりしも、內地機業界好景氣の爲市場活況を呈せしに五月又々米國の生絲輸入制限說傳はり、染物撚絲工場の同盟罷工說等行はれ、ことに八月物價騰貴に伴ふ米騷動起りし爲國用絲に惡影響を及ぼし、夏秋蠶繭の暴騰等ありて他府縣に在る信州工場は操業休止の決議を爲す狀態なりき。

十月二十一日米國絹織物其他工業に對する生産制限を行ふ形勢ありとの入電あり、定期絲は大暴落を告げしかば十一月七日全國蠶絲業者大會を横濱開港記念館に開きて對策を協議し、㈠繰業短縮、㈡金融に關する件、㈢工女爭奪に關する件を決議したりしも、月末米國の絹業制限不實行の報傳はり、加ふるに十一月十一日獨逸の降伏によりて五ケ年に亘る歐洲大戰も休戰となりしかば十一月廿九日には時局の變異により繰業短縮解除さるるに至れり。

かかる狀態なりしかは製絲家としては一喜一憂悲喜交々至り常に不安に襲はれ居りしが然も大体に於て景氣は常に上向き居りことに養蠶家としては五月十五日松崎に於ける初繭取引最高十圓二十五錢最低八圓九十五錢買馴九圓四十錢といふ空前の高値を示し、夏秋蠶は百掛を唱へしかば、蠶種も從つて暴騰し國蠶支十二號某地にて一蛾十圓即原種一枚二百八十圓を唱へしといふ。之が爲に產繭、產種共に全國第一位を占むる信州養蠶家の意氣大に昂り、上田松本兩原蠶種製造所の擴張と共に新に飯田町に原蠶種製造所を新設し、松本工業試驗場に製絲試驗部を設くる等、積極政策行はれ、製絲家にありても伞組小口今朝吉、朝鮮大邱に三九〇釜の製絲場を設くる等大發展を試むる者續出せり。

（本縣製絲家の縣外發展參照）

大正七年末千五百三十圓を維持したる絲價も八年二月千二百七十圓に低落せしが其後漸次昂騰し四月には千七百圓となりて昨年の最高値段を突破し六月には遂に二千圓を突破し十一月末には三千圓となり年末は三千四百二十圓といふ未曾有の高値を現出せり。

隨而繭價も亦高く、下伊那郡龍丘村小林文治郎の記錄によれば春蠶上繭一貫目十四圓夏蠶も同樣十四圓秋蠶は一貫目十三圓五十錢なり。

これ、諸物價の騰貴、ことに毛織物、綿織物等の暴騰と伊佛の戰禍による生産減、支那の生産減等に加ふるに、戰

後の好景氣につれて消費の急激に增加せる爲にして、蠶絲國たる本縣蠶絲業者の鼻息荒く、二月十三日米國絹業視察として我が國當業者十八名渡米せる際には本縣製絲家より團長今井五介を始めとして九名の參加を見、尙縣廳よりは技師伊藤義一も之に加はりて彼地に赴き當同年七月伊太利美蘭に於て日伊製絲業者の會合行はるるに際しては渡米團長今井五介、佐野理八、鈴木俊一郎等出席し、又、十一月十一日國際勞働會議の際には蠶絲業代表顧問として本縣選出代議士工藤善助渡米せり。

又、本縣に於ては製絲技師一名技手二名女技手二十名（大正九年より二十五名昭和八年二十二名）を常置し大正八年三月縣告示第百十五號を以て製絲技術員を派遣規程を設けて、其申請に基きて之を派遣し以て製絲技術の進歩をはかり、高等製絲講習をなす等本縣蠶絲業の發達に努めたり。

又、明治十四年本縣に赴任以來名利に走らず榮達を求めず、只管本縣蠶絲業教育の爲に精進せられたる小縣蠶絲學校長三吉米熊先生は此年六月十四日農學博士の學位を授けられたり。先生は夙に駒場農學校を出たる農學士にして明治二十二年伊佛に留學して同國斯學の大學に就て學び佐々木長淳同忠次郎父子練木喜三松永五作等と共に本邦蠶絲學者としての大先輩にして多年蠶絲國長野縣に奉職し、本邦蠶絲業の發達に盡瘁せられたる功績により見るも博士號の獲得は寧ろ遲きに失するの感あれどもこれ又先生の名利に淡き一面を現はせるものにして、蠶絲界好況時代中の好況時に於て東京高等蠶絲學校長本多岩次郎及び前に本縣蠶絲課長にして當時蠶業試驗場長加賀山辰四郎前生絲檢査所長紫藤章等と共に此學位を得られたるは本縣蠶絲業界にとりても意義深きものといふべし。

第三節　關東大震火災と製糸業

大正十二年九月一日突如として京濱地方を襲へる所謂關東大震災は其被害の範圍廣汎にして、十余万の生靈と巨億の富とを一朝にして灰燼に歸せしめしが之を蠶絲業の方面より觀察すれば本邦唯一の生絲貿易港たる横濱港をして焦土と化せしめ、五万六千余梱の生絲を燒失し、總ての生絲貿易機關は破壞燒失され本邦輸出の大宗たる生絲貿易も一時廢絶に歸せんとするが如き觀ありき。

然れども安政開港以來着々其根柢を築き、世界大戰以後新興の意氣に燃えし横濱蠶絲貿易關係業者は九月七日大震火災の余燼未だ燻りつゝある中に早くも横濱貿易復興を策し同月十日創立總會を開き原富太郎を理事長とし十二日には蠶絲業組織調査委員會を組織し二十七名の委員を囑託せり。此際本縣人としては降旗元太郎、今井五介、工藤善助、馬場歳次等の諸氏委員に選任せられ横濱復興の爲に力を致せり。

横濱港復興の事業としては生絲檢査所取引所現物市場倉庫を始め直接貿易に必要なる輸出機關の復活恢張問題並に燒失生絲善後策、生絲貿易資金問題等幾多の大問題横はり其解決容易ならず。此際慶應三年以來生絲輸出を企てしも屢々失敗の歷史を繰返せる神戸港に於ては、關東大震火災に際し横濱の復舊には相當の日子を要すべく、其爲に貿易の大宗たる生絲輸出を杜絶するは國家の大損害にして憂慮に堪えずとなし、神戸を輸出港として生絲貿易の速進を期せんとし、九月十二日には輸出計畫をなし、同日生絲約百二十梱をエンプレヤオブェシヤ號にて輸出し、十月二十五日には關西製絲大會を開き、大正十三年九月資本金三百万圓の會社を設立し十一月二十日には其創立總會を開き取締役

に川西傳兵衛、瀧川儀作、森田金藏、遠藤三郎兵衛、專務には有馬唯一就任し專ら橫濱に對立して生絲絹織物の輸出をなさんとせり。

然れども橫濱に於ける當業者の復興に對する意氣慨まじく、十二年九月十七日本町バラックにて現物市場を開きしがその前日たる九月十六日には武州大宮山丸製絲の生絲十九梱自動車にて澁澤商店へ入荷せり。而してこれ震災後生絲の初入荷にして而かもそれが信州系(須坂町越壽三郎經營)生絲なる點大いに注意すべし。

十三年二月生絲檢査所應急設備成り、京都府檢査所より器械を借入檢査を再開し、ついで、二百九十余万圓の豫算を以て生絲檢査所復舊恢張さるゝ事となれり。

次に燒失せる五万六千梱の燒失生絲善後策については、蠶絲業同業組合中央會は九月十二日華族會館に於て役員會合して講究の結果「銀行問屋輸出商製絲家に於て分擔補塡すべきものなり」との意見に一致せるも未だ具体案を見るに至らざりしが大正十三年一月十日製絲家側委員より燒失生絲の損害負擔に關する意見書を徵し、又、問屋側よりは同二十三日其對案を出さしめたるに兩者意見の扞格甚しくして容易に一致を見ざりしかば遂に第三者の裁定を仰ぐ事とせり。

此時澁澤、牧野兩子爵、志村源太郎の三氏裁定者に擧げられて奔走の末四月九日清浦首相、前田農相、勝田藏相を訪問し政府よりも相當保護を請ひ、五月五日左の裁定書規準を發表せしに一同承伏せり。

㈠問屋又は銀行保管中燒失したる生絲の損害に對しては問屋は其二割を負擔し製絲家は其の八割を負擔する事とし荷爲替付のものは一梱に付二百二十五圓を差引たる殘額を製絲家より問屋に支拂ひ無爲替のものは一梱に付二百二十五圓を問屋より製絲家に支拂ふこと。

㈡看貫濟の後燒失したる生絲の損害に對しては輸出商に於て其全部を負擔すること。

㈢引込中燒失したる生絲の損害に對しては輸出商及問屋は各其二割を負擔し製絲家は其六割を負擔する事。

㈣燒失生絲の損害に關する負擔金は看貫濟のものは五ケ年間に其他のものは八ケ年間に支拂ふ事。

㈤燒失生絲は品質の如何を問はず百斤に付二千圓として評價し一梱は九貫目として計算する事。

㈥火災保險金の支拂をうけたる時は看貫濟の生絲に關しては輸出商の其他のものに關しては製絲家の損害補塡に充つる事。

燒失生糸と長野縣製糸家の損害

關東大震火災に際し信州製絲家の蒙れる損害は凡幾許なりしか未だ調査完成せざるも左記震災前後三ケ年の全國及信州系生絲入荷高によりて推定すれば燒失せる五万六千余梱の約五十五パーセント三万梱内外を燒失せるなるべく隨而其損害金額も三千三百万圓位に及びしならんと考へらる。（調査材料と研究の時日なかりし爲精確の數字を得ざりしは遺憾なり）

年度	全國ヨリ横濱港ヘ生絲入荷高	信州糸入荷高	全國對信州絲入荷ノ割合
大正十一年	五二七、二三六梱	二六二、九〇六	四九、八六%
大正十二年	四七〇、八五一半	二五九、一九八半	五五、〇〇%
大正十三年	五七一、七〇四	三三八、四七八	五九、二〇%

第四節　經營組織の變更

本縣に於ける製絲業は其初め家內工業として起れる極めて小規模のものたりしことは既述の如し。其後器械製絲起るに及びても明治十五六年頃迄は殆んど個人經營のもの大部分を占め某會社某社と稱するものと雖も其內容は個人經營のもの多かりしが如し。

明治六年中野町に設立せられたる中野製絲場は共立と稱し中野町及附近町村有志の醵金によりて經營せられしも半官立の如きものたりしこと中野製絲場の項にのべたる如く、同七年埴科郡西條村に設立せられたる西條製絲場、後の六工社は士族を主とする合資の如きものにして明治九年金祿公債證書ト附せられし後は各自之を出資して資金を調達し次で事業を繼續せる如し。上伊那郡高遠町に於ける盛進社の如きも此六工社と同樣金祿公債を擔保として製絲業を經營せるものなり。明治八年に設立せられし諏訪郡平野村の中山社は九名の共同出資に成れる合資會社の如きものなれども此九名とも武居時次郎一家の同族若くは出入關係のものにして純然たる會社組織に非ず。試に明治十二年以後、明治廿六年に至る間に於て本縣に調査の存する明治十二、十三、十六、十八、二十一、二十六年の各調査につき其會社と思はるゝものを數ふれば次の如し。

年度	總工場數	會社と思はるゝ工場數
明治十二年	三六一	七
同十三年	四八一	一
（御巡幸ニ付調査セルモノニテ南信ノミナリ）		
同十六年	四九五	三七
同十八年	四二組合	不明

一郡一組合を本体とせる如し

明治二十一年	一〇〇	五九	
同　二十六年	四四三	八三	

卽明治十二年一月現在の工場數三百六十一中東行社、中山社、中野、六工社、岡山社の五社は共立若くは合資にして此他に和歌月濱治郎外九名小林繁外三名の二工場を加へて七工場に過ぎず翌十三年　明治天皇御巡幸に際し南信地方のみにつき調査せる四百八十一工場中の一は中山社なり。然るに明治十四五年横濱生絲荷預所問題銀價の變動紙幣整理に伴ふ財界の動搖等により製絲家の倒產者續出し、又資本の合同によりて基礎を鞏固にせんと圖るもの等出でし爲明治十六年には三十七會社となり、二十一年には總工場數は百に激減して會社組織のもの五十九に激增せり。而して其經營の規模も亦大となり明治十二年一月の調査にて百釜以上の工場は

下高井郡中野町

共立中野製絲場	一〇〇

諏訪郡平野村

中山社	一〇〇

上伊那郡中箕輪村

荻原國助	一〇〇

の三にして六工社岡山社は各六十釜に過ぎず然るに明治二十一年の調査によれば三百釜以上のもの左の如くにして

上高井郡須坂町東行社　一、四〇五

同	俊明社	一、二六四
諏訪郡平野村開明社		八〇〇
下伊那郡長谷川組		五八六
同	伊那製絲會社	四五四
諏訪郡	改良社	四三四
同	七曜星社	四三二
諏訪郡	鷲湖社	三三八
北安曇郡大町	得信社	三三〇
上伊那郡高遠町明十社		三〇三
諏訪郡	平野村	三〇〇

百釜以上のもの總計四十四工場を數へ得べし。而して此中最も釜數の多き東行、俊明兩社の如きは本邦中最大規模のものに屬すれども各小工場が合同して成れるものにして其他も名は合資と稱すれども各個人の工場にて個々に製造せるものを共同揚返しを行ひ同一會社の製品として出荷するに過ぎず。

又、明治二十六年農商務省の調査せる「全國製絲工場調」につき二百釜以上の器械製絲工場をあぐれば前記東行社俊明社得信社の外

地方名	製絲場名	創立年月	釜數	地方名	製絲場名	創立年月	釜數
長野上伊那	朝陽社	明治三、六	三四七	長野上伊那	開睦社	二八、三	二九九

東京八王子	萩原製絲場	九、一〇	三九〇	同	諏訪	小口善重	一一、七	二九二
長野松代	合資會社 松城館	三一、七	三三五	同	上伊那	小野社	三五、六	二八四
群馬富岡	富岡製絲場	五、一〇	三三四	山梨	甲府	矢島榮助	一一、七	二五四
岐阜中津川	信勝社	六、六	三〇〇	同		勸業製絲場	七、一〇	二五〇
宮城	旭館	三一、七	二五〇	長野	上伊那	明十社	一〇、七	二三五
長野上伊那	蠶業社	三三、六	二五〇	同	松代	松代製絲場	一一、七	二一〇
同	太陽社	一七、六	二三四	同		絲王館	二六、三	二一〇
同	諏訪 丸茂米作	三三、六	二三六	岐阜	八幡	開祥社	一五、七	二〇三
同	尾澤金左衞門	六、六	二〇〇	滋賀	長濱	近江製絲株式會社	二〇、九	二〇〇
同	林國藏	六、六	二一〇					

にして以上二十四工場中長野縣は其三分ノ二、十六工場を占め其中小口善重丸茂米作尾澤金左衞門林國藏の四工場を除けば他の十二工場は合資組織の工場なり然るに日清日露の兵役を經て國力の發展すると共に製絲業も愈々盛大となり工場規模の擴大と共に其組織にも變化を及ぼし同族同姓相糾合して一經營者の下に事業を營む匿名組合の組織によるもの現出せしが元來血族を糾合して一團となしたるものなるが故其團結も堅固にして所謂一身同体の如く活動するを得たりしも、年所を經るに從つて設立當初の如くなる能はず一族の統制宜しきを得ず或は一族なるが爲に我儘勝手を行ふ者を生じ爲に失敗に陷るものあり、ことに大正時代絲價の變動激甚なる時に於て格別此感を深ふするものあり、於玆責任を其所持する株式金額に限定せる株式組織の會社に改むるもの續出せり。

例へば從來匿名組合たりし片倉組は大正九年三月二十三日資本金五千万圓の片倉製絲紡績株式會社に組織を變更し其創立總會を開き社長に片倉兼太郎副社長に今井五介選任せる如き、又、尾澤組は大正十二年資本金五百五十万圓の尾澤組株式會社に組織を改め更に片倉製絲紡績株式會社と合併せる如き、又、伞組が大正十四年八月十日、資本金貳千五百万圓の山十製絲株式會社に組織を變更し社長に二代目小口村吉當選せる如きこれにして輓近經濟界の複雜にして變化極りなきと凡百の事業が統制經濟の名の下に大資本家に合同せられつゝある情勢に鑑み製絲家も亦かゝる方法によりて益々規模を大にし内容を充實せしめて之に對抗せんとするものゝ如し。

第五節　規模の擴大と工場の增加

日清日露の兩役著しく企業組織の上に變化を來せると同樣規模は益々大となり大正時代に入りては、それが著しく目立ちて見ゆるに至れり試に二五〇釜以上の縣内大工場數及工場數の增加を表示すれば卽次の如し。

年度 ＼ 現模	二五〇―二九九釜	三〇〇―四九九釜	五〇〇釜以上	計	大正二年ヲ百トシタル指數
明治四五年	七	三五	一三	五八六	一〇〇
大正二年	七	三二	一八	五八四	一〇〇
同三年	一二	三二	一九	五七二	九八
同四年	一〇	三一	一八	五五七	九五

同	五	年	一二	三〇	二二	五九七	一〇二
同	六	年	二〇	三二	二四	六六二	一一三
同	七	年	一九	三九	二四	七一九	一二三
同	八	年	一九	四二	二四	七四六	一二八
同	九	年	一五	三〇	三七	七〇二	一二〇
同	十	年	一七	三九	二八	七三二	一二五
同	十一	年	二〇	三四	三三	六八六	一一七
同	十二	年	一七	三六	三〇	六七〇	一一五
同	十三	年	一七	三九	二九	六三三	一〇八
同	十四	年	二〇	四一	二八	六三〇	一〇八
同	十五	年	二二	四七	二七	六一六	一〇六

右の表に於て最も著しきものは五百釜以上の大工場の增加せる事にして明治四十四年迄は五百釜以上の工場は僅に七工場なりしに同四十五年卽大正元年には一躍十二となり好況時代の最高潮に達せる大正九年には三十七工場を數ふるに至れり。これ製絲業が家庭工業より工場制工業化したると、資本主義的經營による會社組織の工場增加せるが爲なり。

第六節　各種機關の發達

繭市場の發達

北安曇郡池田町小田切くま(慶應元年生)の談に「明治十四年に製絲を始めたが一番困つたのは原料の買入であつた。大抵三百目五百目づゝ持つて賣りに來たもので三百目といふのは最も多い方であつた。買出しに自分で出る譯に行かず、仲買人から買ふのだから利益が少かつた」とあり。是は信州に於ても最も養蠶の遲く發達せる地方の實例なれども、其他の地方に於ても原料繭の仕入は製絲家として最も苦心せし所なるべし。其後蠶絲業の發達に伴ひ繭取引にも變化を來せるも養蠶家の自宅販賣或は製絲場持込販賣等多く、繭市場の發達は大正時代に入りてよりならんと考へらる。

而して繭市場の急激に增加せるは大正十一年二月三日縣令第四號を以て繭取引市場規則發布せられ、同日縣令第五號を以て繭賣買業者取締規則を發布せられしより後の事にして、是より長足の進歩を見、昭和七年に於ける取引市場數及取引數量、取引價格等次の如し。

取引市場總數		取引數量(貫)	取引價格
春繭	五一	一、〇八四、四二二、九一〇貫	二、五九六、八一五、二七円
夏秋繭	五五	一、九七三、一二三、〇〇〇	八、八〇二、一九一、五三
合計		三、〇五七、五四五、九一〇	一一、三九九、〇〇六、八〇

如斯繭市場の發達は養蠶家が經濟的に覺醒して其生產せる繭の商品化せることを物語るものにして市場より稍後れて發達せる繭檢定と相俟つて正當なる價格を以て賣買する事を得るに至れり。然れども市場取引は稍もすれば繭質を十分に吟味して購入すべき餘裕なきを以て、製絲家の良絲良繭主我に副はざるものあるにより、玆に特約取引の發達となり一定の良品種を配布飼育せしめ之によりて原料改善による生產費の輕減、絲量の增加、絲質の統一向上を圖り

且購繭に關する苦心と勞費を省くに至れり。

本縣に於ける特約取引は片倉組の今井五介氏が日歐及日支一代交配種奬勵の爲安筑製種家數人と協定し、大正三年該蠶種一千二百枚を配布し、其成繭全部を引取りて製絲し好結果を收めたるに濫觴し、其後同組に於て一代交配蠶種普及團を組織し、蠶品種並に交雜蠶種を製造して、之を養蠶家に責任配布をなし大に好成績を擧げ、爾來蠶品種の改良と優良なる原料繭統一の爲益々蠶種製造設備を充實すると共に蠶種製造所を普及團の外沼津、福嶋、佐賀、福岡、沖繩、朝鮮大邱、永興、龍仁、の八ケ所に設け年額弐千弐百萬瓦の蠶種を製造し特約組合を成立せしめて之に配布飼養せしむるに至れり。

繭絲會社、倉庫會社

製絲金融の部に記せる如く製絲資金の多くは最初横濱の生絲賣込問屋より融通せられ其後銀行の發達によりて之によりて貸附をうけしが日清戰役後製絲業規模の擴張に伴ひ繭貯藏倉庫の必要を生じて繭絲倉庫を建築し倉庫業を營む者を生ぜり。

而して繭絲會社若くは倉庫會社は最初繭若く其他の物品を保管するに止まりしが、其後原料の殺蛹乾繭をも行ひ、又銀行と連絡を保ちて製絲金融の便を圖り或は倉庫會社自身にして金融の便を與へ或は繭市場を兼ね生繭取引をなす者あり、是等の梗概は本節の終に記せる繭倉庫調の名稱によりて略察知せらるべし。

上田倉庫株式會社

明治十年株式會社第十九銀行は資本金十萬圓を以て上田町に設立され、國立銀行條例により、第十九國立銀行として開業せしが、同行頭取黒澤鷹次郎は信州繭の集合地たる上田に之が金融の便なく、且、繭保管の設備なきは本縣蠶絲業の一大缺陷なることを痛感し、倉庫會社設立の急務なる事を唱導し、之によつて明治二十七年一月上田町に上田倉庫株式會社を設立せり。これ本縣繭倉庫業の嚆矢にして當時の狀態を明治二十八年九月京都府下相樂、船井、栗飯原三郡及山城、丹波、丹後三ケ國有志の東國蠶業視察談に記せる所次の如し。

一、倉庫は高さ八間二尺坪數百坪五階造り二棟及び高さ六間坪數百坪三階造り二棟なり。

一、預り繭一ケ年二萬石內外預り賃卽保管料割合左の如し。貸金は一石に付貳拾五圓。

一、繭一石に付（初期（倉入初日より十日間以內を一期とす）金拾五錢／二期（次ぎの十日間以內）金拾參錢／三期以後一期（十日以內）毒に七錢）

但し品質及び預け入れの時期により保管料を割引することあり。

一、干繭　一箇に付（袋入一石五斗以內）　一期間（倉入初日より三十日間以內）金拾錢

一、中繭、玉繭、生皮苧眞綿類　一箇に付（袋入九貫目以內）　同上　金六錢より七錢

一、生絲類　一箇に付（九貫目以內）　同上　金十五錢より二十錢

一、米穀類　一俵に付（十八貫目以內）　同上　金八厘より一錢

一、肥料類　一俵に付　同上　金八厘より一錢

一、繭は庫の上層に貯へたるもの程結果良好なりと。　以上

同倉庫は最初生繭貯藏を目的とせしが、其後率先して生繭の人工乾燥裝置を設け乾繭作業をも行ふに至れり。

後、明治四十二年、同じく黒澤鷹次郎の唱導により諏訪倉庫株式會社設立さるるに及び、同四十三年四月之に併合せられ同社上田支店と改稱し以て今日に及べり。

諏訪倉庫株式會社

諏訪倉庫株式會社は明治四十一年十九銀行頭取黒澤鷹次郎外二十三名の發起により、同四十二年一月設立せられたるものにして、設立當時の資本金二十万圓、宇塚間地籍一万坪の地に倉庫乾燥所其他の建設を行ひ同年六月より繭の受入を開始せり。

同社は第十九銀行と姉妹關係を有し其他縣下各銀行と特殊なる聯絡を保ち原料繭の加工保管を業とし、寄託者の希望によりて倉庫證券を發行し、擔保品の保管を爲すと共に金融の便をも圖れり。

然れども普通には寄託繭を銀行質物の入庫として銀行宛に入庫通知書を發行し倉庫證券に代へ、該質物たる繭は銀行承諾の下に自由に內渡を爲し得る事とせり。

尙同倉庫は大正三年以降日本銀行の指定倉庫となれるが爲其發行せる倉庫證券は割引手形の見返品となし得る事となれり。

次に倉庫自身にて金融の便を與ふるものとしては埴科郡埴生村に屋代繭絲金融株式會社あり同社は大正三年一月五日の設立にして生繭の取引機關たると共に之が乾燥の設備を有し、同時に之が保管を行ひ金融の便を與ふる仕組なりしが大正十三年に至り金融を中信銀行に讓渡し屋代繭絲倉庫株式會社と改名し生繭取引及繭乾燥業倉庫業を主業と

して今日に至る。

現在取引高五万貫乾燥能率は帶川三光式に依り一昼夜一、三〇〇貫なり。繭絲會社としては上田市に於ける信濃繭絲株式會社を一例として其機構を説明すれば同社は養蠶家製絲家其他蠶繭需要者を一定所に會せしめ原料生繭の讓賣を行はしめ賣買兩當事者より一定の料金を徴收する生繭取引の機關なれども又希望者に對し殺蛹乾繭貯藏をなし購繭者に對して支拂代金の立替をも行へり。而して立替金は三日間を限度とすれども信用ある者に對しては特定利子の下に比較的長期の信用貸をも行へり。

以上の外繭倉庫會社にて繭市場を兼ぬるものあり繭市場にして倉庫業を兼ぬるものあり、煩雜を避くる爲左に之を表示す。

繭倉庫調（昭和七年九月現在長野縣製絲工場調ニヨル）

所在地	倉庫名	代表者名	收容能力量累計 石	昭和六年五月末入庫數在庫高 石	乾繭裝置	創立年月日	資本金	備考
南佐久郡野澤町	諏訪倉庫株式會社野澤支店野澤倉庫	黒澤利重	三五、〇〇〇	三四、〇二五	七四四	今村式、帝乾式、帶川式諏訪式 六、五〇〇貫	◎□	
同	臼田町 同 同 臼田倉庫	同	一五、〇〇〇	八、五六	—	共立式、諏訪式四、五〇〇	○□	
同	小海村 東信倉庫運輸株式會社	小池隣平	五、〇〇〇	三、一五三	七九〇	小島式一、〇〇〇無手數料ニテ乾繭競賣斡旋ス		
同	穗積村 合資會社マルト組運送店倉庫部	黒澤恒太郎	二、〇〇〇	一〇〇	ナシ	諏訪式五〇〇		
同	榮村 榮倉庫繭絲株式會社	高見澤浪次郎	六、〇〇〇	九四一	二五	今村式火熱式三、〇〇〇	△	△
同	田口村 三反田繭絲市場倉庫	日向治之助	六、〇〇〇	一、二五三	四五	諏訪式七〇〇	△	

同	中込町	小諸倉庫中込支店	神津藤平	一五、九六二	一五、〇七七	三九六	帶川式、小島式五、〇〇〇	◎□
同	岸野村	有限責任販賣組合岸野農業倉庫	木内四郎	二、〇〇〇	二、一〇六	九七	ナシ	
北佐久郡小諸町		小諸商業倉庫株式會社	小野榮左衞門	一八、〇〇〇	六、二七三	ナシ	今村式特大二號三、〇〇〇	
同	同	小諸倉庫株式會社	神津藤平	二〇、〇〇〇	二四、二六三	二、〇三八	共立式一號二台五、〇〇〇	◎□
同	同	昭和倉庫株式會社小諸派出所	太田勻平	一〇、〇〇〇	二〇、五七三	—	ナシ	○□
同	同	小諸販賣組合農業倉庫	塩川幸大	二、〇〇〇	七〇	九〇〇		
同	岩村田町	佐久繭絲倉庫株式會社	小林正度	三、五〇〇	三、六八〇	ナシ	共立式一台今村式一台谷口式三臺四、八〇〇	△
同	本牧村	望月繭絲倉庫株式會社	小山　登	七、五〇〇	四、六〇五	七四	共立式一台三、五〇〇	△
小縣郡	丸子町	昭和倉庫株式會社丸子支店	小林　暢	三〇、〇〇〇	三七、三六五	ナシ	共立式三台一〇、〇〇〇	◎□
同	縣　村	田中倉庫株式會社	小林喜太郎	五、〇〇〇	一、一三六	ナシ	今村式一台一、五〇〇	
同	同	昭和倉庫株式會社丸子支店田中派出所倉庫	小林　暢	六、五〇〇	一〇、四七八	ナシ	大塚合名會社所屬乾繭機共立式一台今村式一台六、〇〇〇	○□
同	神川村	大屋倉庫株式會社	矢島守太郎	一三、〇〇〇	三、七一〇	一七三	今村式二台三、二〇〇	□
同	長瀨村	長瀨倉庫株式會社	白井常治	七、〇〇〇	五、三七八	一九二	共立式一台三、三〇〇	□
同	本原村	東北倉庫株式會社	三井庄治郎	一〇、〇〇〇	二、九〇四	ナシ	帶川三光式一、〇〇〇	
同	中鹽田村	川西物産株式會社	石井　信	三、八四〇	二、二五五	ナシ	今村式一台三、〇〇〇	△
同	同	株式會社鹽田倉庫	長谷川正人	四、〇〇〇	一、〇七〇	三	片岡式一台七〇〇	
上　田	市	信濃繭絲倉庫株式會社	瀧澤一郎	一八、〇〇〇	九、二三〇	—	今村式一台共立式一台五、〇〇〇	□△
同		田澤炭礦株式會社倉庫部	小島大治郎	三〇、〇〇〇	一三、五〇〇	五三	共立式一台今村式二台	○□△

上田市	諏訪倉庫株式會社上田支店	黒澤利重	四一、三〇〇	二〇、四四八	二六	共立式一台今村式一台六、〇〇〇	◎□
諏訪郡下諏訪町	下諏訪倉庫株式會社	小河原家義	六五、〇〇〇	四三、五〇〇	ナシ	今村式三號二台田端式一號一台四、〇〇〇	○□
同　同	共同倉庫株式會社	河西喜惣治	一〇、〇〇〇	一八、七五〇	九五〇	共立式一台一、〇〇〇	
同　同	湖畔倉庫株式會社	增澤有	五三、七九〇	—	ナシ	ナシ	
同　上諏訪町	上諏訪倉庫株式會社	宮坂重雄	四、〇〇〇	三、五三三	ナシ	蒸氣移管式一台三〇〇	
同　同	宮坂倉庫株式會社	宮坂彦太郎	五〇〇	五四八	四〇	生繭蒸殺の設備有り一日蒸殺三〇〇	
同　平野村	入山岡谷倉庫株式會社	林七六	一〇、〇〇〇	六、五〇〇	三八三	帶川三光式一台一、〇〇〇	
同　同	諏訪倉庫株式會社本店	黒澤利重	三五〇、一七五	四五〇、三八八	三、七三三	今村式一台帝國式一台共立式三台、帶川式五台諏訪式二台三六、四〇〇	◎□
同　富士見村	富士見倉庫株式會社	五味仙之助	七〇〇	—	ナシ	帶川式一台七〇〇	△
上伊那郡伊那町	伊那委託倉庫株式會社	小池新衛	一三、〇〇〇	六、八三〇	一〇〇	帝國式一台一、五〇〇平田式一台	□△
同　同	昭和倉庫株式會社伊那支店	西江伊一	七、五〇〇	七八〇	ナシ	共立式一台一、〇〇〇蒸殺設備一、五〇〇	○□
同　小野村	小野倉庫株式會社	小野三雄	五〇〇	八三一	ナシ	帶川三光式一台會社式一台四、六〇〇	△
同　伊那富村	信濃倉庫株式會社	原安太郎	一五、〇〇〇	三九四	—	御法川式二台四〇〇	
下伊那郡飯田町	南信倉庫株式會社	井村万太郎	七、〇〇〇	三、八八一	四	多管式一、一〇〇	
同　同	帝中倉庫合資會社	近松安太郎	一、五〇〇	一、〇〇〇	—	多管式五〇〇	
同　上飯田町	飯田合同運送株式會社	林忠七	五〇〇	三三〇	—	ナシ	
東筑摩郡五常村	五常倉庫合資會社	山田岩政	五〇〇	五〇	ナシ	蒸殺器七分乾能力五〇〇	

同	中川手村	明科繭絲倉庫株式會社	遠藤八志路	五、〇〇〇	二、三〇〇	ナシ	帶川三光式一、〇〇〇	△
同	芳川村	村井繭絲倉庫株式會社	中村弘	七、〇〇〇	六、八〇〇	四八	宇佐美式百瀨式三、〇〇〇	△
同	新村	新村繭絲株式會社	土屋歡一	四〇〇	三五〇	—	蒸殺設備七分乾能力三〇〇	△
松本市		昭和倉庫株式會社松本支店	小林暢	四〇、〇〇〇	四四、五七〇	一、〇三五	共立式特二號小島式三、五〇〇	○□
同		信州銀行倉庫部	株式會社信州銀行	三、〇〇〇	一、五四一	ナシ	帶川三光式五〇〇	
同		丸松倉庫株式會社	宮坂彌吉	一五、〇〇〇	一三、七五七	七九	帶川式帶川三光式三、五〇〇	□△
同		中央倉庫株式會社	小林久七	三〇、〇〇〇	一、九三六	一、〇八六	帶川三光式六〇〇	□
南安曇郡豐科町		豐科倉庫運送株式會社	小松脩	二五、〇〇〇	一三、五〇〇	二七六	帶川式一台一、〇〇〇 大和三光式一台一、八〇〇	○□△
同	穗高町	穗高繭絲倉庫株式會社	望月國俊	一五、〇〇〇	五、四九五	六〇	帶川三光式二台三、〇〇	□△
南安曇郡梓村		梓倉庫株式會社	金井政雄	五〇〇	—	—	ナシ	
同	倭村	倭昭和倉庫株式會社	竹內淺一	二、四〇〇	三、三八五	一〇	帶川式一、六〇〇	△
同	明盛村	一日市場農業倉庫	百瀨英一	三、〇〇〇	三五八	ナシ	ナシ	
同	南穗高村	產業組合南穗高農業倉庫	飯沼若太郎	五〇〇	—	—	ナシ	
北安曇郡池田町		北安倉庫株式會社	寺島泰治	三、〇〇〇	三九〇	八二	今村式三號一台一、二〇〇	
同	大町	大町繭絲株式會社倉庫	金原周一	三、五〇〇	三、八〇六	—	帶川式一、〇〇〇	□△
更級郡篠ノ井町		有限責任更級繭絲販賣利用組合篠ノ井農業倉庫	立岩休治	四、五〇〇	一三、二〇一	五五六	共立式二台六、〇〇〇	△
埴科郡坂城町		坂城倉庫株式會社	塚田信敏	一〇、〇〇〇	六、八五〇	ナシ	今村式一號三、四〇〇	△
同	埴生村	屋城繭絲倉庫株式會社	市川與平	三、〇〇〇	四、〇〇〇	ナシ	帶川三光式一台一、〇〇〇	△

同	同	昭和倉庫株式會社派出所	小林　暢	四、〇〇〇	九、〇二〇	九〇	汽熱式一台八〇〇		○□
同	戸倉村	戸倉倉庫株式會社	小野榮左衞門	三、〇〇〇	—	ナシ	同右		
同	松代	昭和倉庫株式會社松代派出所	小林　暢	二四、〇〇〇	二四、八二九	—	御法川式土室式八〇〇		○□
上高井郡小布施村		信濃銀行小布施支店倉庫	信濃銀行	三、〇〇〇	—	ナシ	—		
同	須坂町	昭和倉庫株式會社須坂支店	小林　暢	三〇、〇〇〇	三一、六〇〇	一七五	今村式二台五、四〇〇 小島五室　六〇〇		○□
同	同	安田銀行須坂支店倉庫	安田銀行	三〇、〇〇〇	二五、四〇〇	ナシ	—		
同	同	信濃銀行須坂支店倉庫	信濃銀行	四、〇〇〇	—	ナシ	—		
下高井郡中野町		中野倉庫株式會社	畔上古壽	一〇、〇〇〇	三、六四	ナシ	帶川式三光式三、〇〇〇		□
同	同	下高井農業倉庫	山田莊左衞門	四、〇〇〇	三、三七一	六	田端式一台三、〇〇〇 帶川三光式一台一、三〇〇		
下水内郡飯山町		飯山倉庫繭絲株式會社	牧野長藏	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五六六	小島式四台一、八〇〇		□△
同	常盤村	有限責任戸狩農業倉庫信用購買販賣利用組合	水野 三右衞門	一、五〇〇	八三四	ナシ	—		△
長野市		小諸倉庫株式會社長野支店	神津藤平	六、八〇〇	一〇、五四五	ナシ	共立式一台 小島式五台三、〇〇〇		○□
同		吉田倉庫株式會社	落合周造	一〇、〇〇〇	五、六四	三七一	汽熱式一一台 火力式十二台三、〇〇〇		□
上水内郡柏原村		柏原繭絲市場	中村市三	五〇〇	一三〇	一〇	土室四台四〇〇		△

其他

大正十三年四月二十四日全國蠶絲業大會を長野に開き翌二十五、六の兩日松本市に於て第一回生絲販賣組合大會を開く六月十日政府は製絲資金一千万圓融通。

大正十四年一月より橫濱生絲取引所標準格を變更し從來の武州格を矢島格とす。

大正十四年一月農商務省は十四年豫算に繭倉庫並乾繭裝置補助費六十三万圓を議會に提出せしが、同年四月一日農林商工は二省に分立し勅令第六號を以て農林省官制發布せられ、岡崎邦輔初代の農林大臣に任ぜられたり。於茲同月二十三日農林省令第五號を以て共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則公布せられ、之に伴ひ本縣に於ても同月三十日內務部長より各郡市長へ、共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成に關する通牒を發せり。

大正十四年五月十一日英國下院絹業課稅案可決し從價三割三分を課すとの入電あり、我當業者より課稅撤廢の懇請運動をなす。

此年六月絹業試驗場技師棚橋啓三絲條斑表示機を發明。

第六章　現代

第一節　製絲業受難時代

糸價の暴落

大正九年絲價最高四千三百六十圓より急轉直下最低約四分の一の一千一百圓に暴落して蠶絲業界未曾有の大恐慌を

來せるは吾人の記憶に新なる所なり。註㈠然れども此恐慌は四千三百六十圓といふが如き突飛なる高價より急に一千一百圓に低落せる爲の一時的の恐慌にして之が爲に蠶絲業の根幹を覆すが如き問題にあらず、假に一千一百圓前後の絲價に安定すとせば養蠶家も之に應ずる策は樹立し得らるべきものなりき。

然るに昭和五年以來の不況は、昭和七年の最低三百九十圓を始めとし昭和九年の平均五百五十二圓繭價一貫目一圓乃至二、三圓に暴落し其收入は生産費を償ふに足らざるに至れり。註㈡

於茲主蠶縣と稱せらるる本縣に於ては之が對策を講ずると共に蠶絲業果して存續すべきか、或は他に轉業すべきや否やに付眞劍に研究せらるるに至り、産業轉換問題の研究と共に、臨時若くは恒久の對策考究せらるるに至れり。

而して其對策樹立の爲にはまづ不況の因つて來る處を知らざる可らず。

抑最近昭和五年以來不況の原因は一にして足らずと雖、主として米國財界の不況と最近特に發達せる人造絹絲の脅威とによるものの如くことに人絹の脅威は一時的のものに非ざれば左に少しく之につき詳說せんとす。

（註一）

最近絲價變動表

年次	最高	最低	平均	年次	最低	最高	平均
明治四二年	九三五	八一〇	八七六	四年	一、一五〇	七三五	八五〇
四三年	九九〇	八二〇	八六四	五年	一、三五〇	一、〇三〇	一、一四六
四四年	九八〇	八一〇	八五七	六年	一、七五〇	一、一二五	一、三七六
大正元年	九二五	八二〇	八四四	七年	一、六五〇	一、三〇〇	一、四七〇
二年	一、〇二八	八四〇	八九〇	八年	三、二八〇	一、三〇〇	二、一二八
三年	一、〇三〇	七〇〇	八二二	大正九年	四、三六〇	一、一〇〇	一、六六〇

十年	二、〇二〇	一、三九〇	一、五一一	四年	一、三五〇	一、〇一〇	二、二五二		
十一年	二、二一〇	一、五二〇	一、九〇四	五年	八二〇	五一〇	六五二		
十二年	二、四一〇	一、七八〇	二、〇〇四	昭和六年	六八五	四一五	五八七		
十三年	二、一六〇	一、四二〇	一、七八三	七年	一、一一〇	三九〇	七五九		
十四年	二、一三〇	一、七七〇	一、九五七	八年	一、〇九〇	四九五	六九六		
十五年	一、九九〇	一、四二〇	一、五八五	九年	六六〇	四四五	五五二		
昭和二年	一、四八〇	一、二五〇	一、三四二						
三年	一、四二〇	一、二二〇	一、三三三						

人絹の脅威

人造絹絲は明治十八年佛國人シヤルドンネ氏によりて發明せられたる當時は頗る缺點多くして未だ一般に用ひらるるに至らざりしが、其事一度我邦に傳はるや本縣に於ても明治二十三年頃の「信濃殖産協會雜誌」上に於て人絹恐るべし、或は恐るるに足らず等の議論盛に上下されしも、大勢は樂觀に傾き、其後米國に於ける本邦生絲の需要年と共に增加し、其價格には常に消長ありしと雖、漸次順調なる發展を遂げ最近に至れり。

此間我が蠶絲業者は人絹につき常に多少の不安を感じつつも、人絹は寧ろ麻、木綿等の競爭者にして生絲の敵には非ざる如く考ふる者ありしが、一方人絹製造業者は生絲を目標として其品質改善に最善の努力を竭しその缺點を除き生絲に追隨接近せしめ若くは之を凌駕せしむる爲に研究を重ぬると共に他面價格の安定と消費宣傳に幾多の犧牲を拂しかば發明以後僅々半世紀にして從來人絹の欠點と目されし諸點を除くと共に其特長美點を益々助長し、其品質に於

て生絲の壟を摩するに至りしと共に、價格低廉にして然も變動少き事は、織物業者にとりて最も恐るべき企業上の危險を感ずる事なき事となるが故に其需要年々增加し、ことに昭和四年以來米國財界不況の影響をうけて、高價なる絹織物よりも、多少品質に於て劣るも廉價にして新柄のものを購求する傾向となりし爲、人絹の消費年と共に增加し、生絲の需要漸減せるは左表の如く隨而生絲價格の暴落を來せり。

米國に於ける織物原絲消費數量　單位百萬封度

年次＼項目	生絲	人造絹絲	同上指數 生絲	同上指數 人絹	同上割合 生絲	同上割合 人絹
一九二九年	八二、四	一三一、三	二八九、一	一、三八二、一	三、一%	三、三%
一九三〇年	七七、四	一二七、三	二七一、六	一、二三三、七	三、五	三、八
一九三一年	七九、一	一五七、三	二七七、五	一、六五五、八	三、四	四、九
一九三二年	七三、七	一五三、一	二五八、六	一、六〇一、一	三、五	五、三
一九三三年	六二、四	二〇六、八	二一八、九	二、一七六、八	一、七	五、七

之に反し人絹製造業者は販賣の方法に於ても極めて統制ある供給方法をとり、大規模を以て機械的に生產し居るが爲必要に應じて生產の調節をはかる事容易にして、其最大の武器たる低廉なる價格を以て大衆を相手として生絲の外綿絲羊毛蔴等の占むる領域に迄侵入して縱橫に其販路を擴張せしかば其生產の如きも左表の如き躍進振を示せり。

世界人造絹絲生產高

（イ）總生產高

年次	生産高	前年ニ對スル增加割合	昭和元年ヲ基準トセル指數
	千封度		
昭和元年	二一九、〇〇〇	%	一〇〇、〇
同二年	二六六、八六八	一九、七	一二一、八
同三年	三四四、五五四	二九、一	一五七、三
同四年	四〇四、一五五	一七、三	一八四、五
同五年	四一六、七七六	三、一	一九〇、三
同六年	四六七、五〇五	一二、二	二一三、四
同七年	四八三、三三三（推定）	三、四	二二〇、六
同八年	六六〇、一五五	三六、六	三〇一、三

備考　本表ハテキスタイルワールド誌ニヨル

（ロ）種別生産高

種別＼年別	昭和七年		昭和八年	
	生産高	割合	生産高	割合
	（千封度）		（千封度）	
ビスコース	四三四、八一三	八七、九	四一四、七〇〇	八八、八
アステイート	三八、三七六	七、九	三三、八〇五	七、二
キュプロアムモニア	一五、七六三	三、三	一三、〇〇〇	二、六
ニトロセルローズ	四、二六〇	〇、九	七、〇〇〇	一、五

合計	四八三、二三二	一〇〇、〇	四六七、五〇五	一〇〇、〇

世界國別レイヨン生産高（單位千封度）

國別＼年次	昭和五年		同六年		同七年		同八年		同九年	
北米合衆國	一一九、〇〇〇	二九%	一四四、三五〇	三一%	一一九、三八八	二五%	二〇八、五三〇	三二%	二一〇、三三〇	二七%
伊太利	六五、一〇〇	一六	七四、〇〇〇	一六	七七、二〇九	一六	八一、七五〇	一二	八四、一五〇	一一
英吉利	四八、八二五	一二	五四、一六五	一二	七四、七〇〇	一五	八〇、〇〇〇	一二	八八、九〇〇	一一
獨逸	四八、五〇〇	一二	五二、〇〇〇	一一	五一、一六一	一一	六二、〇〇〇	九	九〇、〇〇〇	一二
佛蘭西	四〇、〇〇〇	一〇	三八、三二〇	八	三六、九九三	八	五七、二〇〇	九	六〇、〇〇〇	八
和蘭	一六、〇〇〇	四	二〇、二五〇	四	一六、一四八	三	一九、一五〇	三	二一、九〇〇	三
日本	三五、五〇〇	九	四七、四五〇	一〇	六一、六九九	一三	九八、三〇〇	一五	五三、一〇〇	二〇
白耳義	一〇、四五〇	三	一〇、一五〇	二	九、二一八	二	九、四〇〇	二	九、四〇〇	一
瑞西	一〇、六五〇	三	九、〇〇〇	二	一一、二六四	二	九、一五〇	一	一〇、一六五	一
其の他	二二、七五〇	二	一七、八二〇	四	二五、四五二	五	四〇、五二〇	五	四七、〇五五	六
計	四一六、七七五	一〇〇	四六七、五〇五	一〇〇	四三八、二三二	一〇〇	六六六、〇〇〇	一〇〇	七七五、〇〇〇	一〇〇

（調査資料による）

然れども動物性纖維たる生絲には他の追隨を許さざる特質美點嚴存し、現に米國市場に於ても生絲と人絹との値開約二分ノ一價格を以てしては同國人絹業者も其經營難を嘆じつつある實情なりといひ、又左表に見る如く、生絲の價

格低廉なれば消費量は必ずしも減するものに非ざる事等より考察すれば、今後益々生絲の特質美點を發揮すると共に新たなる機械的若くは化學的方法によりて之に加工し、新用途を開拓し、或は生産費の低下によりて其價格を廉にし以て生絲の需要を增大せしむる等の方法を講じ今日の不況より脫せん事を各方面に於て試驗研究せられつゝあり。

米國物價指數と生絲相場並生絲消費高

年次	米國物價指數	同	紐育生絲現物相場	同	米國日本生絲消費高	同	生絲消費高ノ生絲相場
	（一九二五＝一〇〇）		（一九二五＝一〇〇）			（一九二五＝一〇〇）	（一九二五＝一〇〇）
一九一五年（大正十四年）	一三、九弗	一〇〇、〇	六、四六弗	一〇〇、〇	四一八、九千俵	一〇〇、〇	一〇〇、〇
一九一六年	一三、〇	九三、五	六、一四	九五、〇	四三〇、七	一〇〇、四	九五、五
一九一七年	一三、八	九七、一	五、二六	八一、四	四七八、五	一一四、二	九三、〇
一九一八年	一三、三	九五、七	四、九三	七六、二	五二二、一	一二二、二	九三、一
一九一九年	一二、七	九一、四	四、八九	七五、七	五四〇、八	一二九、一	九七、七
一九二〇年	一〇、八	七七、七	三、三五	五一、九	四七五、四	一一三、五	五八、九
一九二一年	八、八	六三、三	二、四三	三七、五	五〇五、八	一二〇、七	四五、三
一九二二年	七、一	五一、一	一、六〇	二四、八	五二八、八	一二三、八	三〇、七
一九二三年	七、九	五六、八	一、六三	二五、一	四二六、四	一〇一、八	二五、五

米國市場に於ける本邦生絲とレイヨンとの價格比較（一封度）

年次	日本生絲（スペシャルダブルエキストラ）	レイヨン（ウイスコース一五〇A格）	生絲ニ對スルレイヨンノ割合	指數（大正十二年ヲ一〇〇トス） 生絲	指數（大正十二年ヲ一〇〇トス） レイヨン

昭和元年	六、四〇	一、七九	二八	八三	六四						
同二年	五、六〇	一、四九	二七	七三	五三						
同三年	五、一七	一、五〇	二九	六七	五四						
同四年	五、〇四	一、二三	二四	六六	四四						
同五年	二、五九	一、〇五	二九	四七	二七						
同六年	二、六三	〇、七五	二九	三四	二八						
同七年	一、七四	〇、六六	三八	二三	二五						
同八年	一、七一	〇、六一	三六	二二	二二						
同九年	一、四一	〇、五八	四一	一八	二一						

（調査資料ニヨル）

第二節　不況對策

蠶絲業更新五ヶ年計畫の樹立

昭和二年の大霜害により本縣養蠶家は未曾有の大打撃を蒙り其創痍未だ癒えざるに、昭和四年秋以來、本邦生絲の九割を消費する米國財界は極度の不況に陷り、絲價は著しく低落し加ふるに人絹の異常なる發達は本邦蠶絲業に一大暗影を投ずるに至れり。然るに我長野縣は本邦中の主蠶縣にして、其産額全國中の首班に位し、全國總産額に對し、蠶絲は一割五分、繭は一割、生絲は二割五分を占め、本縣總生産額に比するも大正十四年より昭和四年に至る五ヶ年平均によれば、總生産額四億三千萬圓に對し蠶絲額は三億一千四百萬圓卽七三%を占むるの狀態にして、主蠶縣たる色彩極めて濃厚なるものあり。從つて昭和五年以來打續く蠶絲恐慌の打撃は他府縣に比し一層深刻にして爲に農村經濟の根幹に動搖を來し産業轉換の問題識者の間に研究さるゝに至れり。

玆に於て縣は此難局打開に就き鋭意研究したる結果昭和八年二月開會の蠶絲業調査會に蠶絲業更新に關する諸問をなし蠶絲業更新五ヶ年計畫を樹立せり。（其詳細につきては養蠶篇に掲載せり）

共同乾繭保管助成

連年の蠶絲業不況に伴ひ産繭處理圓滑を欠き繭出廻季節に於て不自然なる繭價の低落を來す處れありと認むる場合には、養蠶業者をして適當の時季迄繭の共同保管を爲さしめ之によりて繭の出廻數量を調節すると共に製絲業者には購繭資金の需要を緩和し、以て繭取引の圓滑を期し併せて繭價の維持を圖る目的を以て、昭和五年は縣獨自にて、同七年以降は農村者の助成により共同乾繭保管の助成をなせり。

共同乾繭保管助成一覽

年度 / 項目	昭和五年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
豫算額	二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一〇〇、五六〇	實行豫算 三四九、三六二
內譯 春	—	—	一〇〇、〇〇〇	一五七、八八八
內譯 夏秋	二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇		一八九、二七四
內譯 旅費	—	—	五六〇	二、二〇〇

保管繭數量　九六四、六三七貫　實施セズ　一、〇六〇、八五八

內譯　春　―　實施セズ　五八三、一五一

夏秋　九六四、六三七　―　四七七、七〇七

製絲業應急資金

昭和六年末に於て製絲業者中極端に經營困難に陷れる者多く、職工賃銀の支拂不能者を生じ、社會問題を惹起するに至らんとせしかば、本縣製絲業組合の全組合員を以て「長野縣生絲共同出荷組合を組織せしめ其の組合に對して應急資金の貸付を爲せり。左に其長野縣生絲共同出荷組合及應急資金の貸付及償還方法其他につきて記すべし。

長野縣生絲共同出荷組合

横濱市場生絲現物(最優格)各月平均相場表

年次＼月次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
昭和五年	一、一七四	一、一六九	一、一八五	一、一三一	一、一〇〇	七九五	七〇五	七〇八	六四八	五七四	五八一	六二五
昭和六年	七〇八	六八四	六六六	五九七	五三三	五二七	五八五	五七七	五七三	五四八	五五六	五六七

右の表に見るが如く昭和五年以降絲價漸次下落し來り殊に昭和六年度に於ては非常の慘落を來せる爲製絲業者の蒙

れる損害莫大にして年末に至り職工の賃銀支拂をなす事能はざる者を生ずるに至れり。

於茲同年十月二十八日始めて本縣製絲業者大會を松本市に開き縣よりも蠶絲課長高橋伊勢次郎以下出席して蠶絲業更生策につき種々劃策する所ありしが、此際應急策の一として「製絲業應急資金融通方縣へ懇請の件」を決議し、實行委員を擧げて縣に懇請する事に決定せり。

偶々同年十一月十日本年三月二十八日法律第二十四號を以て發布せられたる蠶絲業組合法による「製絲業組合」組織せられしかば、同組合に於て製絲業應急資金融通の懇請をなす事となり松本の大會に於て擧げられたる委員の外更に十余名の委員をあげて製絲業應急資金實行委員となし研究の上、小口善重、小山邦太郎、小林清之助を陳情委員として知事に陳情せり。

陳情書

近時絲價累年相纏キテ激落ノ一途ヲ辿リ我カ蠶絲界モ未曾有ノ窮況ニ陷リ就中製絲業ハ積年ノ損害ヲ蒙リ爲ニ倒產者頻出スルノ狀態ニシテ辛フジテ繰業ヲ繼續シ得タル者モ今ヤ全ク立ツ能ハザルノ實狀ニ有之本年ノ如キ年末ニ際シ職工ノ賃金ハ勿論來春春挽開始ニ當リテモ其ノ資金調達ニ對スル方策全ク相樹タズ此ノ儘自滅スル者續出スルノ慘情ニ立チ至リ候

蓋シ業界今日ノ悲運ヲ招キタルハ素ヨリ當業者ノ避ク可ラザル責任トハ申セ斯クモ空前ノ慘落ヲ極メタル原因ハ從來ノ夫レトハ全ク其趣ヲ異ニシ世界的不況ノ齎セル結果トシテ其深刻ナルノ程度ハ到底他事業ニ其ノ比ヲ見サルコ

トハ何人モ首肯セラルヽコトヽ存ゼラレ候

斯クテ我長野縣ノ特産タル生絲ヲ製造スル幾多ノ工場ガ枕ヲ並ベテ沒落スルノ悲慘事ハ獨リ業者自身ノ苦痛ニ止マラズ縣下十萬ノ女工中失業者ノ數モ亦蓋シ少カラサルベク延テ之ガ社會ニ及ス影響ノ甚大ナルヲ思ヘバ我々業者ノ責任ノ如何ニ重大ナルカヲ感スルト共ニ徒ニ手ヲ束ネテ自滅ヲ俟ツニ不忍各月來數次ノ會合ヲ開キ種々研究ノ結果縣下ノ業者一致團結シ最モ確實ナル償還方法ヲ樹テ縣ヨリ應急資金トシテ參百五拾萬圓ノ轉貸ヲ受ケ一ハ以テ失業ノ防止ニ努メ一ハ以テ製絲業更正ノ途ヲ講ジ度（賢明ナル縣民代表各位ノ御同情ニ訴ヘ共目的ヲ貫徹致シ度此段及懇請候也）玆ニ五百余名ノ工場主連署ヲ以テ及懇願候也

昭和六年十一月二十日

長野縣生絲同業組合聯合會

組長　小口善重

長野縣知事　石垣倉治殿

長野縣會議長　内山竹一郎殿

右の陳情により縣會に於ても、事本縣の生命たる蠶絲業全般に關はり、且、縣下十余萬の職工の失業、延いては其家族其他出々しき社會問題を惹起する處あるを以て十一月二十八日全員協議會を開き特別委員をあげて研究し、組合側に於ても特別委員をあげ縣會特別委員より通告をうけたる左の調査項目に對し調査書類を作製して提出せり。

調査項目

一、釜數　一、組合員總數　一、出荷組合員名簿　一、從業員總數　一、賃金未拂金額　一、出荷組合ト製絲業

組合トノ法的關係　一、償還方法細目

出荷組合ト製絲業組合トノ法的關係

長野縣製絲業組合ハ組合總會ノ決議ニ依リ其ノ組合員ノ全部ヲ以テ長野縣共同出荷組合ヲ組織シ強制加入セシム。若シ加入ヲ肯ゼザル場合ハ蠶絲業組合法第五十條（製絲業組合ハ命令ヲ以テ規定スル者ヲ除ク外其地區內ニ於テ生絲ノ製造ヲ業トスル者ヲ以テ其組合員トス）同施行規則第十四條（左ニ揭グル者ハ製絲業組合ノ組合員ヨリ之ヲ除外ス、一、玉絲又ハ野蠶絲ノミノ製造ヲ業トスル者、一、座繰ノ方法ニヨリテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者）及製絲業組合定款第二條第十號（前各號ニ揭グル者ノ外製絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル施設）第五十條第一項ノ規定（組合員本組合ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキハ其ノ設備一釜ニ付貳拾圓以下ノ過怠金ヲ課ス）ニ依リ之ヲ處理ス。

製絲應急資金借入竝ニ返濟ニ關スル件

借入ノ方法

製絲業組合ノ全組合ヲ以テ長野縣共同出荷組合ヲ組織シ其ノ組合ニテ應急資金ノ借入ヲナス

一借入金額　金參百五拾萬圓也（一釜五十圓七万釜として）

一借入金ノ使途

(1)參百五拾萬圓ノ半額卽チ百七拾五萬圓ハ工賃支拂ノ爲年末ニ於テ各組合員ニ貸付ヲ爲スコト

(2)前項殘額百七拾五萬圓ハ昭和七年事業資金ノ一部トシテ確實ナル方法ニ依リ各組合員ニ貸付クルコト

一貸付ヲ受クル者ハ昭和六年十月迄運轉シタル者ニ限ルコト

一貸付ノ釜數標準ハ昭和六年八月九月十月ノ三ケ月ノ平均實使用釜數トス

一償還方法

(1)長野縣製絲業組合ハ組合總會ノ決議ヲ以テ「其ノ組合員ノ全部ヲ以テ長野縣共同出荷組合ヲ組織シ其ノ組合員ノ生産シタル生絲ハ必ス同出荷組合ニ出荷セシムル」統制方法ヲ定ムルコト

(2)長野縣共同出荷組合ハ其ノ組合員ニ對シ出荷並ニ積立ニ關スル規約ヲ定メ之ニ違反スルトキハ組合統制ヲ紊スモノトシテ過怠金徵收ノ規程ヲ行フ

(3)長野縣共同出荷組合ハ横濱神戸兩市場ニ其取扱所ヲ設置シ組合員ノ生産セル生絲ヨリ積立金ヲ徵收ス

但國用製絲業者及輸出生絲製造業者ノ和賣ニ對シテハ輸出生絲取扱ヒニ準シタル方法ニヨリ別ニ適法ヲ定メ徵收スルモノトス

(4)長野縣共同出荷組合ハ其契約條項中ニ

「各組合員ハ其ノ生産シタル生絲釜數一釜ニ付毎年金拾貳圓宛ヲ積立テ借入金ノ返濟並ニ斯業ノ進歩發達及統制ニ要スル資金ニ充ツルコト

「釜數一釜當リ四梱(一梱ハ約九貫目)ヲ標準トシ一梱ニ付三圓宛ヲ積立テシメ四梱ヲ超過シタル生絲ニ對シテハ之ヲ免除シ不足額ヲ生シタルトキハ其ノ不足額ヲ追徵ス

一貸付ヲ受ケタル組合員ニシテ增釜減釜又ハ休業ヲナサントスルトキハ組合ノ承認ヲ受クルモノトス

右ノ承認ヲナサントスルトキハ組合ハ債權者タル縣ト協議スルコト

一債務者タル個人若クハ法人ノ連帶者ニ對スル責任債務者タル個人若クハ法人カ借入後返濟ヲ了セサル間ニ於テ廢業シタル場合ハ其ノ理由ノ何タルヲ問ハス直ニ自己ノ借入金返濟殘額ニ相當スル金額ヲ一時ニ返濟セシムルモノトス

前項ノ返濟ヲ確實ナラシムル爲其ノ使用セル設備ノ使用權ヲ擔保トシテ提供セシムルカ又ハ二人以上連帶保證人ヲ

付セシムルモノトス

一製絲業更生策

製絲業經營ノ基礎ヲ確立シ將來ノ更生ヲ期スル爲製絲業統制委員會ヲ設ケ減繭其他ノ機宜ノ處置ヲ講ズルコト

其後十一月三十日縣會特別委員と組合特別委員との第一回協議會により、更に小委員をあげて研究する事となり、縣會側より百瀨興政塩川正已淺沼信太郎瀨戸嘉一、組合側より小口善重小山邦太郎下平晴四小口龜衛丸山長三郎小林清之助をあげ十二月四日小委員の第一回會見をなし、種々忌憚なき意見の開陳をなして研究せり。ついで十二月七日實行委員會を開きて出荷組合の定款を審議し、左記陳情書を作製し知事竝縣會小委員に面會陳情せり。

陳情書

縣ヨリ借入レタル債務ノ返濟ニ當リ其ノ既定計畫遂行ニ支障ヲ來シタル時ハ長野縣生絲共同出荷組合ノ組合員ハ共同責任ヲ以テ其ノ責ニ任ジ決シテ縣債償還上御迷惑相掛ケ申サザルコトヲ相誓ヒ候此段再應及陳情候也

小口善重

外三十六名記名捺印

昭和六年十二月七日

長野縣知事　石垣倉治殿

十二月十日愛國婦人會長野縣支部内に於て製絲業組合臨時總會を開き「長野縣製絲業組合の組合員全員は長野縣生絲共同出荷組合を組織すること、共生産したる生絲を長野縣生絲共同出荷組合へ出荷すること、長野縣生絲共同出荷組合へ其の組合處定の積立金を爲すこと」を決議し引續き生絲共同出荷組合臨時總會を開きて其定款を議定し役員を

選任せり。（定款ハ十二月十九日改正ノ分ヲ後ニ掲グ）

此日縣會に於ても全員協議會を開き製絲應急資金として當業者の要求せる額の半額の縣債を認め同日の本會議に於て左記意見書を可決せり。

意見書

深刻ナル財界不況ニ直面シ縣下製絲業者ノ困憊極度ニ達セリ此際縣ハ最高限度百七十五萬圓ノ縣債ヲ起シ應急資金トシテ轉貸ノ方法ヲ講シ速ニ善處セラレントヲ望ム

積立金取立方法

一、輸出生絲製造業者ニ在リテハ縣內各銀行ニ依賴シ荷爲替取組毎ニ生絲一梱ニ付參圓宛指定銀行ニ於テ徵收セシム無爲替出荷又ハ地賣ヲナシタルモノハ共都度處定ノ積立金ヲ組合ノ指定銀行ニ納入セシムルモノトス

二、國用生絲製造業者ニ在リテハ每月所定ノ積立金ヲ納入シ之ト引替ニ組合所定ノ證紙ヲ受取リ生絲一括毎ニ貼付セシムルモノトス

應急資金ノ使途貸付方法

一 借入金額

金百七拾五萬圓也

一 借入金ノ使途

縣ヨリ借入レタル資金ハ職工賃金ノ支拂ニ充當スルモノトス

一 貸付條件

一 貸付ヲ受ケ得ル者ハ昭和六年十月迄運轉シタル者ニ限ルコト

但シムヲ得サル事情ノ爲九月ノミ休業セルモ更ニ十月ニ至リ繰業ヲ開始セル者ハ之ヲ有資格者トスルコト

一貸付ノ基準釜數ハ昭和六年八月九月十月ノ三ケ月ノ平均實使用釜數ニ依ル其ノ査定ハ役員會ニ於テ決定ス

一貸付金ハ基準釜數ニ依リ有資格者ノ全部ニ對シテ平等ニ配當スルモノトス

右配當ニ對シテハ豫メ縣ノ承認ヲ受クルモノトス

一貸付ヲ受ケタル組合員ニシテ增釜減釜又ハ休業ヲナサントスルトキハ役員會ノ承認ヲ受クルモノトス

右ノ承認ヲナサントスルトキハ役員會ハ債權者タル縣ト協議スルコト

一債務者カ借入後返濟ヲ了セサル間ニ於テ廢業シタル場合ハ其ノ理由ノ何タルヲ問ハス直ニ自己ノ借入金返濟殘額ニ相當スル額ヲ一時ニ返濟スルモノトス

一債務ノ返濟ヲ確實ナラシムル爲債務者ハ其ノ使用セル設備ヲ債權者ニ賃貸スルカ又ハ債權者ニ於テ許容シタル二人以上ノ連帶保證人ヲ付スルモノトス

組合員ニシテ資金ノ融通ヲ受ケ居ラサルモノヽ取扱方法

新ニ事業ヲ開始セル者及組合員ニシテ借入資格ナク資金ノ融通ヲ受ケサル者ニ對シテハ組合ノ決議ニ依リ積立金ヲ減額セシムルコトヲ得

右積立金ノ減額ニ對シテハ縣ノ承認ヲ經ルモノトス

十二月十九日午後一時より愛國婦人會長野縣支部内會議室に於て生絲共同出荷組合臨時總會を開催し左記議案議定の上小口善重氏は竹中參事と共に知事に面會し融資方最後の陳情をなせるに知事は遂に百萬圓融資を決意承認し同日の縣會に提案する旨の回答を與へたり。

議　案

一應急資金百萬圓借入ノ件　二定款改正ノ件　三役員增員並補缺選擧ノ件

長野縣生絲共同出荷組合定款

第一章　總　則

第一條　本組合ハ長野縣製絲業組合定款第二條第十號ニ據リ製絲業ノ統制ヲ圖ル爲生絲ノ共同出荷ヲナシ且非常時ニ際シ組合員相互ノ擁護救濟ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本組合ハ長野縣生絲共同出荷組合ト稱ス

第三條　本組合ノ事務所ハ長野縣製絲業組合事務所内ニ置キ出張所ヲ横濱市神戸市及縣内必要ナル箇所ニ之ヲ置クコトヲ得

第四條　本組合ノ組合員ハ長野縣製絲業組合ノ組合員ヲ以テ組織ス

第五條　本組合ノ存立期間ハ成立ノ日ヨリ三十箇年トス

但總會ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スル事ヲ得

第六條　本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ其ノ出資額ニ應シ之ヲ算定スルモノトス

第二章　資　産

第七條　本組合ノ資産ハ左ノ如シ

一、組合員ノ出資

二、寄附金

三、本組合ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル收益

四、其他ノ收入

第八條　組合員ハ組合ノ存續期間中其ノ繰絲釜數一釜ニ付毎年金六圓ヲ左ノ方法ニ依リ積立ツルモノトス

生産生絲一梱ニ付金貳圓宛ヲ積立テ三梱ヲ超過シタル分ニ對シテハ之ヲ免除シ若シ六圓ニ達セサルトキハ其ノ不足額ヲ追徵ス

積立金ノ增額ハ理事過半數ノ決定ニヨル積立金徵收ノ方法ハ別ニ定ムル規程ニヨル

第九條　積立金及之ヨリ生ズル利息ハ理事過半數ノ決議ニヨリ確實ナル銀行ニ預ケ入ルヽモノトス

第三章　組合ノ機關

第十條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事　十四名以内

監事　六名以内

理事ハ理事長一名副理事長二名ヲ互選ス

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十一條　理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第十二條　理事及監事ノ任期ハ四ケ年トス但再選ヲ妨ケス

補闕選擧ニ依リ就任シタル理事及監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承

定員ノ增加ニ因リ新ニ選任セラレタル役員ノ任期ハ從來ノ役員ノ任期ト共ニ終了スルモノトス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄其職務ヲ行フ

第十三條　辭任其ノ他ノ事由ニ因リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補闕選擧ヲナスモノトス

第十四條　總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ每年一回二月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ民法第五十九條第四號ノ規定ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、組合員ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキ

第十五條　總會ノ招集ハ少クトモ七日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ組合員ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第十六條　組合員ノ議決權ハ其釜數五十釜又ハ五十釜未滿每ニ一箇トス

第十七條　總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ行フ但定款ノ變更組合ノ解散ニ關スル決議ハ總組合員ノ決議權ノ五分ノ四以上タルコトヲ要ス

第十八條　組合員ハ總會ニ於テ他ノ組合員ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第十九條　總會ノ議長ハ第十四條第三項第二號ノ場合ヲ除クノ外理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ副理事長之ニ當ル

第十四條第三項第二號ノ場合ニ於テハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其二名以上ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル但總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得

第二十條　總會ノ決議錄ハ議長之ヲ作リ決議ノ事項會議ノ顚末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

前項決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十一條　總會ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條　業務上必要アル時ハ總會ノ決議ニ依リ顧問又ハ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

第二十三條　理事監事顧問及相談役ハ名譽職トス、但必要アルトキハ實費ノ支辨ヲ爲スコトアルヘシ
理事監事顧問又ハ相談役ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第四章　事業

第二十四條　本組合事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十五條　本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲事業上必要ナル資金ヲ借入レ之ヲ組合員ニ融通スルコトヲ得
第二十六條　前條ノ借入金ハ第八條積立金ヲ以テ償還スルモノトス
組合員中第八條ノ積立金ヲ以テ償還シ得サル者アリタル場合ハ他ノ組合員ハ其ノ償還ノ責ヲ負フモノトス
第二十七條　事業執行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章　解散

第二十八條　本組合解散シタルトキハ理事清算人トナル

以上

長野縣生絲共同出荷組合役員氏名

理事長　今井五介　副理事長　小口善重
副理事長　小山邦太郎　理事　小口龜衛
理事　下平晒四　同　安井新七
同　青本勝雄　同　細川喜之也
同　福島元治　同　小山鶴太郎
同　神林秋太郎　同　石井祐助
同　小林清之助　同　小宮山善四郎
監事　小口圭吉　同　岩城新吾
同　小野三雄　同　古川雅治
同　越六郎　同　跡部盛一

繭、寒蠶石灰運賃低減の建議

昭和六年十一月　絲價の激落により製絲業者は未曾有の窮地に陷りしを以て之が救濟の爲應急資金を縣より借入れ職工賃銀の支拂をなさんとすると共に一方生産費の低減を圖らんが爲に繭、寒蠶、石灰の運賃の低減をはからんとして本縣製絲業者大會並組合會の決議に基き小口善重、小山邦太郎、工藤善助、今井五介の四名連署を以て蠶絲業同業組合中央會長牧野忠篤宛に同會の名を以て低減方政府へ陳情する樣建議せり。

釜數制限ニ關スル規程

第一條　本組合員ハ縣ヨリ轉貸ヲウケタル資金ノ償還ニ至ル迄ノ間其ノ貸付基準釜數ニ對シ左ノ方法ニヨリ制限ヲナスモノトス　但シ貸付ヲ受クル資格ナキ工場ニアリテハ昭和六年中繰絲シタル最多釜數ヲ基準トス

一、二十釜迄ハ除外ス

二、二十一釜以上五十釜迄ハ二十釜ノ超過シタル分ニ對シ一割ノ割

三、五十一釜以上五十釜迄ハ二十釜ノ超過シタル分ニ對シ二割ノ割

四、百一釜以上ハ前號ヲ適用シタル外百釜ノ超過シタル分ニ對シ三割

第二條　資金ヲ借入レタル者ニシテ前條ノ制限ノ超過シテ減釜ヲナサントスル時ハ組合長ノ承認ヲ經テ三割迄減釜ヲナスコトヲ得

第三條　五十一釜以上ノ工場ニシテ第一條ノ規定ニ依ル減釜ヲナスコト能ハサル事情アルモノハ五十一釜以上百釜迄ハ五十釜ノ超過スル分ニ對シ一割百一釜以上ノ工場ニヨリテハ右ヲ適用シタル外百釜ヲ超過スル分ニ對シ二割ノ範圍ニ於テ組合長ノ承認ヲ經テ減釜ヲナサザルコトヲ得

第四條　組合長前條ノ承認ヲナサントスルトキハ貸付基準釜數中減釜ノナサザル釜數ニ相當スル金額ノ貸付ヲ豫メ遠慮セシメタル後之ノ認スルモノトス

貸付金ノ遠慮シタル釜數ニ對シテモ出荷組合ノ積立金ハ免除セサルモノトス

第五條　本規程ニヨリ減ジタル釜ノ設備ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ズ

第六條　本規程ニ違背シタルモノハ定款第五十條ニ依ル違背者トシテ直ニ處罰スルモノトス

附　則

本規則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年五月六日出荷組合役員會を開き縣よりも平木庶務課長飯塚事務官橋爪工場課長柚木縣屬高橋蠶絲課長宮澤農林技師池田縣屬等出席して一、本縣との借入契約に關する件、二、貸付方法に關する件、三、貸付事務に關する件、四、救濟資金並積立金取扱銀行に關する件、五、借用金證書に關する件、六、國川生絲に貼付すへき證紙に關する件七、釜數制限に關する規程除外例取扱方の件を協議決定し、ついで組合員の生絲販賣に關する統制と經費の輕減を圖

る爲横濱市に出張所を設くる事とせり。

一、横濱出張所にて行ふ事業は次の如し。

イ、生絲ノ委託販賣

ロ、生絲荷爲替ノ引受

ハ、横濱及神戸兩市場ニ於ケル組合員ノ生絲ノ入荷及賣込ノ狀態ヲ調査ス

ニ、以上ノ外組合員ノ生絲ノ販賣ニ付指導並ニ援助ヲナス

二、出張所ノ事業ニ於テ利益ヲ生ジタルトキハ理事會ノ決議ニヨリ其ノ一部ヲ販賣ヲ委託シタル組合員ニ委託數量ニ應シ配當スルモノトス

四、組合員中輸出生絲ヲ生産シタル者ハ出張所ニ出荷スルト否トヲ問ハス出荷ノ都度左記事項ヲ出張所ニ報告スルモノトス

イ、出荷製絲業者名

ロ、出荷月日

ハ、繊度別數量

ニ、荷爲替ノ有無及荷爲替取組銀行

ホ、出荷先問屋業者名又ハ輸出業者名

かくて横濱出張所は諸般の準備を整へ六月廿二日より業務を開始せり。同出張所のアドレス次の如し。

横濱市中區南仲通三丁目三十六番地

㊟ 長野縣生絹共同出荷組合横濱出張所

電話本局 2 三二七四番

電信略號（キシ）又ハ（キ）

而して同所の職員として不取敢伊藤清、高木三治、丸山辰男、森田三郎の四氏入所して事務を執る事となれり。

昭和七年八月十七日午前九時より南縣町長野縣製絲業組合事務所内に臨時總會を開き組合長以下の役員並に名譽顧問工藤善助顧問高橋蠶絲課長宮澤、大澤兩技師南澤技手出席し生絲共同出荷組合積立金に關する件及横濱出張所出荷に關する件に關し左し左の如く決議せり。

一、生絲共同出荷組合積立金ニ關スル件

荷爲替ニ依ラサルモノ及地賣ニ對スル積立金積立方法ニ付協議ノ結果積立金徴收規程第三條ヲ左ノ如ク改正シ從前ノ積立不足分ヲ年二回徴收スル規定ヲ改メ毎月徴收スルコトニ決定第三條前條ノ積立金ヲ徴收スルモ豫定ノ月額（一釜當リ五十錢）ニ達セサルトキハ毎月末日其ノ不足分ヲ徴收ス

二、横濱出張所出荷ニ關スル件

生絲共同出荷ノ實績ヲ擧グル爲左ノ決議ヲ爲シ實施ノコトニ決定

決議

本組合ハ救濟資金融通ノ精神ニ基キ既ニ設立開業セル出荷組合横濱出張所ノ經營ニ資スル爲メ組合員ハ各其ノ輸出生絲年産額ノ最低限度一割以上ヲ同所ニ出荷スルコトヲ茲ニ決議ス

右決議ニ依ル出荷内規

一、輸出生絲年產額ヲ組合指定ノ運轉釜數一釜ニ付二俵ト見做シ其ノ一割以上ヲ出荷スルコト

二、端數ノ出荷ハ十俵一荷ロトナル迄連續出荷スルコト

三、荷爲替ハ絲況ニ應ジ橫濱出張所ト協定スルコト

四、減釜規定嚴守ノ件

絲況好轉ニ伴ヒ減釜規程ニ依ル制限ヲ勵行セザルガ如キ者無キ樣充分組合員ヲ督勵シ嚴重之ヲ厲行ノコトニ決定ン

尙此他

四、大藏省預金部融通購繭資金貳百五十萬圓ノ融通方ヲ其筋ヘ配慮セラレタキ旨ヲ知事ニ申請シ

五、生絲擔保價格增額方ヲ橫濱神戶生絲問屋業組合長生絲輸出業組合長橫濱正金銀行頭取ニ陳情シタリ。

製絲業應急資金償還の方法及償還狀況

償還は貸付後一ケ年据置き爾後五ケ年々賦償還とし每年三月一日及九月一日の二回に組合員の積立金を以て償還する事とせり。而して其年度別償還元金及利子割合左表あ如し。

年度		償還元金	利子
昭和七年度		—	五一、〇一九円六〇
同八年度	九月一日	一〇〇、〇〇〇	一三、九三九、七二
	三月一日	一〇〇、〇〇〇	二三、八五〇、〇〇
同九年度	九月一日	一〇〇、〇〇〇	一〇、四八四、七八
	三月一日	一〇〇、〇〇〇	八、八五二、一一
			五、三三〇、〇〇

同十年度	九月一日	一〇〇、〇〇〇	一三、一四〇、〇〇〇
	三月一日	一〇〇、〇〇〇	一〇、九五〇、〇〇〇
同十一年度	九月一日	一〇〇、〇〇〇	八、七六〇、〇〇〇
	三月一日	一〇〇、〇〇〇	六、五七〇、〇〇〇
同十二年度	九月一日	一〇〇、〇〇〇	四、三八〇、〇〇〇
	三月一日	一〇〇、〇〇〇	二、一九〇、〇〇〇
計		一、〇〇〇、〇〇〇	一六九、四六九、三一一

長野縣生絲共同施設組合の設立

昭和七年九月七日法律第二十九號（昭和八年三月廿九日法律第三十一號改正）によりて製絲業法發布せられ、其第十二條に「製絲業者は共製絲業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て生絲共同施設組合を設立することを得」第三條に「生絲共同施設組合は法人とす」第十四條に「生絲共同施設組合は組合員の製造したる生絲に加工し、又は加工せずして其の生絲の共同販賣を行ふ。生絲共同施設組合は前項の外左の事業を行ふことを得。

一、組合員の營業に必要なる物品の共同購入共同設備の設置及資金の貸付

二、組合員の製造したる生絲の檢查

三、組合員の營業に關する指導研究及調查

四、前各號に揭ぐるもの、外組合の目的を達するに必要なる施設」

等と規定せられ之に基き、最近蠶絲業不況の爲に經營困難に陷れる、中小製絲業者救濟の意味を以て製絲業共同施

設を奨勵せんとし同年九月二十四日農林次官より地方長官宛左の通牒を發せられたり。

製絲業共同施設奨勵ニ關スル件

本邦ノ製絲業ハ中小規模ノ工場所在ニ分散シ之カ經營基礎概ネ堅實ヲ缺キ斯業ノ統制ヲ亂シ共改善ヲ阻クル所少ナカラサルヲ以テ之等中小製絲工場ニ對シ事業ノ共同經營ヲ奨勵スルハ啻ニ中小製絲工場ノ經營ヲ改善スルノミニ止ラズ延テハ製絲業全般ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ緊要ナル事項ニ有之政府ハ本年度ヨリ製絲業共同施設奨勵計畫ヲ樹テ今回之カ實施ノ爲製絲業共同施設奨勵規則ヲ製定公布セラレ候ニ付テハ左記事項御了知ノ上本施設ノ目的達成ノ爲御配慮相成度依命此段及通牒候也

追而貴管下ニ於テ奨勵金ノ交付ヲ受ケントスル者アル場合ニハ共計畫書ヲ具シテ豫メ當省ト打合セヲ了セラレタル上具体的ノ實行手續ニ入ラシメラレ度尚申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ意見書ヲ添ヘ進達相成度申添候

記

一、奨勵金ハ左ノ條件ヲ具備スル共同施設ニ對シ之ヲ交付スルコト

(一) 特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外繰絲機ノ釜數百五十釜以下ノ製絲工場ヲ以テ共ノ所屬工場トスルモノニシテ共ノ所屬工場ノ總釜數ハ三百釜以上ナルコト

(二) 生絲ノ製造設備相互ニ統一セル製絲工場ヲ以テ共所屬工場トスルモノナルコト

(三) 所屬工場ニ於テ製造シタル生絲ニ付揚返、束裝、荷造、又ハ檢查ヲ爲シタル上之ヲ共同販賣スルモノナルコト

二事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

(一) 名稱及事務所

(二) 施設ノ目的及種類
(三) 所屬工場ノ名稱、所在地、繰絲機ノ釜數及一ケ年ノ生絲製造數量
(四) 揚返器ノ窓數
(五) 一ケ年ノ生絲取扱數量
(六) 所屬工場ノ繰絲機及煮繭器ノ圖面
(七) 建物ノ種類及面積竝ニ工作物及器具機械ノ種類員數（既設、新設、增設、改設及買入ニ區分シ一切ノ設備ニ付之ヲ記載スルコト
(八) 起業費ノ收支概算
(九) 事業費ノ收支概算
(十) 原料繭統一ニ關スル施設
(十一) 生絲ノ束裝及荷造ノ方法
(十二) 生絲販賣ノ方法及販賣代金分配ノ方法

三、設備要領書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

（奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル設備ニ付テノミ之ヲ記載スルコト）

(一) 工場ノ所在地
(二) 敷地ノ面積
(三) 建物ノ種類、面積及圖面（各階平面圖建圖及斷面圖）竝ニ仕樣書（新設、增設、改設及買入ノ別ヲ明記スルコ

ト）

(四) 工作物及器具機械ノ種類及員數（新設、增設、改設及買入ノ別ヲ明記スルコト）

(五) 揚返機ノ圖面

(六) 起工豫定年月

(七) 竣工又ハ買入ノ豫定年月

四、費用豫算書ニハ奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル建物、工作物及器具機械ニ付其種類面積又ハ員數單價及金額ヲ新設增設改設及買入ニ區分シテ記載スルコト

五、奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ製絲ニ關シ學識經驗アル主任技術者ヲ設置スルコト

六、奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者事業執行ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ農林大臣ニ之ヲ届出ツルコト」

此通牒によりて本縣に於ても縣下製絲業者に對し、生絲共同施設組合の設立を奬勵する所ありし結果、昭和八年南安曇郡豊科町無限責任丸合生絲共同施設組合の創立を見たるを始とし昭和十年迄に左記九組合の設立を見るに至れり。

長野縣內生絲共同施設組合一覽表　昭和十一年二月現在

所在地	名稱	代表者氏名	技術者氏名	揚返組合窓數	設備釜數	設備費	奬勵金交付額	認可月日
南安曇郡豊科町	無責丸合生絲共同施設組合	細川喜之也	高橋富太郎	元六	四	三〇七	四二、五二三、九七圓	三〇八〇三	昭和八年十二月十八日
上伊那郡伊那町	保責蠶盟社生絲共同施設組合	宮澤朝之助	征矢克郎	三四〇	八	四四七	四六、八八七、〇〇	三一、三六	昭和九年三月二十二日

諏訪郡上諏訪町	保責上諏訪生絲共同施設組合鷲上社	河西剛	篠崎主米夫	五四六	一三	五九三	七三、八五五、三〇	三三、二五九	昭和九年三月二十八日
同平野村	保責丸起岡谷生絲共同施設組合	荒井新之助	田中太郎	五〇〇	九	五九一	六七、四七一、五〇	三〇、〇二二	昭和九年三月二十八日
同下諏訪町	保責下諏訪生絲共同施設組合	藤森今次	杏掛聰	三〇八	一三	四六八	二五、一七五、六〇	五、五八六	昭和九年五月四日
同下諏訪町	保責公明社生絲共同施設組合	今井勝衛		四二〇	一六	四九〇	七一、八七二	二七、二二一	昭和九年五月二十二日
南安曇郡倭村	保責丸産生絲共同郡設組合	降旗太耕		東裝以後ノ工程	三	三五六			昭和九年五月二十八日
松本市渚	無責、寶生絲共同施設組合	加藤秀次郎		二八六	八	四〇五			昭和十年六月二十四日
諏訪郡川岸村	保證責任丸全川岸生絲共同施設組合	矢島豪		五六〇	一九	一、一五一	八〇、二五二、五〇	三一、四三六	同五月二十五日
計	九組合			三、二五六	九三	四、八〇八			

購繭資金の融通

不況に苦める蠶絲業救濟策の一として昭和七年度より購繭資金の融通を行ひ同年度には百五十六萬圓を融通して豫定の通、翌八年三月十五日に全額回收する事を得たれども昭和八年度に融通せる二百萬圓中未回收約三十萬圓あり、之れ絲價暴落に基き製絲家疲弊著しき結果にして此未回收金は分割償還の月法をとり居れり。

次に昭和九年度に於ては百三十九萬余圓を融通せしが其回收順調にして豫定通り三月十五日迄に回收せり。

其他

從來工業試驗場に於ては國內消費絹織物の試驗研究に主力を注ぎ來れるも纖維工業の現狀に鑑み輸出絹、織物製織

試驗の必要を認めこれが設備をなし併せて染織職工長の養成を行ひ、染織講習所を染織試驗場に昇格せしめて專ら機染業の改良發達を圖り、座繰玉絲等を奬勵して養蠶農家の收入を多からしめん事を圖る等の方法を講ぜり。（工業試驗場染織講習所は染織篇參照）

第三節　生絲同業組合沿革

絲仲間時代

古くは生絲同業組合なる名稱存せざりしも信州各地の生絲製造業者が仲間規約を設けて製絲之方法工女の待遇等につき連絡を計り、統制をとり來れる如し、天保九年松本地方の絲師仲間申合規定の如きは卽、其一例なり。

定

一從御上樣桑苗數年之間御領分江被下置候ニ付追々繁榮仕御國益ニ相成仲間一統申合心得違無之樣可致事
一絲挽方之儀はより掛ふし抜隨分細筋ニ可致事
一二軒挽いたし候絲挽仲間一統抱不申事
一絲目方格別不足いたし並蛹出物殘し置候絲挽相斷可申事
一新規絲屋相始度人仲間入いたし其上御役所樣江御届申上相始可申事
一絲出來次第御會所御改請賣買可致抜荷等仕間敷事
一絲師は積金指上候得は蛹買入年々御免札一枚宛被下置候事

一蛹中買いたし候者は札一枚ニ付年々銀三匁七分五厘宛冥加指出可申事

右之通此度但々絲師仲間申合規定致連印候上者急度相守心得違無之様可致萬一相破候者有之候得は連外可致候以上

天保九戊戌年四月　　絲仲間㊞

右によれば絲仲間規定を設け、之に違反せる者は連外として、制裁を加ふる事迄も定めありて法律に基きて組織せるものに非ず全く自發的の會合なれども万事習慣律と道徳上によりて解決せる當時にありては相當權威ありたるものならん。

友誼社の設立

明治十三年二月縣下製絲營業人四十名長野縣師範學校に參集し縣下製絲業者同盟して一社を設くる事を決議し社名を友誼者と定め、社中の交際は信義を厚ふし、業務の得失器械の便否を研究し、內外の商況養蠶の豊凶等に至る迄通信報告し合ひて其連絡をはかり全管下同業者は一家同心の厚誼を結び協力進歩の功を奏せんことを圖れり。而して其事業としては工女取締待遇、揚枠尺度、結束方法、デニール、製絲等級等を一定にし製絲は一定の雛形に從ひ捻造とすべき事を定め會頭には高橋半四郎を撰び社長には本縣勸業課八等屬鷹野正雄に請ひ現職を辭して之に就任せしめたり。

尚同社に於ては生絲改生絲巻紙印紙等を發行し、縣立長野製絲場之事業を繼承して製絲を營む等の事を行ひ、明治十四年横濱生絲荷預所の紛議解決につとむる等本縣製絲業の改良進歩に貢獻せしが、明治十五年五月二十日同社の通常總會に於て信濃生絲會社と改稱する事となり社長は依然鷹野氏就任せり。かくて同社は明治十八年長野縣蠶絲製造

及蠶絲商組合設立に至る迄縣下斯業の改良發達に努めたり。

生絲同業組合設立の勸誘

明治十七年四月一日本縣勸業課は縣下に於て製絲に從事する者に對し一郡或は數町村を一區劃として組合を設くる事を奬勵せんとして更級及上下水內を除く各郡へ左の如き照會を發せり。

「生絲同業組合設置方奬勵ノ義ニ付今般丙第五十號ヲ以テ御達ノ次第モ有之不日課員出張ノ都合モ有之候條豫メ當業者へ御達置相成度尤モ召集位置及日限等ハ追テ出張員ヨリ御協議可及答ニ付右樣御了知相成度此段及御照會候也

明治十七年四月一日　　長野縣勸業課

埴科郡外

十二郡役所御中」

右の照會の結果課員出張協議をとげ各地方に製絲に關する同業組合組織せられしが、翌十八年蠶絲製造蠶絲商組合設立せらるゝに及び自然廢止消滅せり。

蠶絲製造及蠶絲商組合

明治十八年五月一日縣令第四十二號を以て蠶絲製造及蠶絲商組合規則を布達し長野町に本部を置きて各組合を統轄せしめ正副頭取は縣令の特選とせり。該規則は養蠶、製種、製絲三業を打つて一團とする組織にして同年上田町に設立せられたる「蠶絲業上田組」の如きは之に基づきて組織せられたる蠶絲製造及蠶絲商組合の一例なり。

然れども同年十一月農商務省令第四十一號を以て蠶絲業組合準則發布せられしかば長野縣に於ても之に則りて蠶絲

業組合規則を發布し新たに蠶絲業組合を組織するに至れり。

蠶絲業組合

明治十九年二月十五日長野縣甲第弐拾壹號を以て「蠶絲業組合規則」を發布し四月一日より施行の旨布達せられ、同時に十八年甲第四十弐號の布達を廢止せられしを以て縣下蠶絲當業者は規則に從ひ代議人を選出し四月十三日長野に於て創立總會を開き四月二十九日規約及收支豫算等を縣廳に開申し縣令の認可をうけ即日蠶絲業組合取締所開業の式典をあげたり。然れども同組合は蠶種製造家、養蠶家、製絲家の集團なるが故に各自の利害一致せず種々の弊害を生ぜしかば分立を希望するもの及組合無用論を唱ふる者等あり、明治二十二年同規則は遂に廢止せられ、「蠶絲業取締規則」の發布となり組合組織は一變して自治的組織となり蠶種、養蠶、製絲各別に任意組合を組織するに至れり、當時創立せられたる製絲業組合の主なるもの次の如し。

小縣郡	上田町	信濃製絲組合	明治二十二年七月廿五日創立
同　郡	依田村	生絲製造飯沼會社	同　年七月廿八日同
南佐久郡	臼田村	南佐久製絲會社	同　年七月一日同
下伊那郡		下伊那製絲業組合	同　年十一月一日同
上伊那郡		上伊那蠶絲業組合	同　年七月六日同

越えて明治二十九年に至り、明治十七年發布の農商務省の蠶種業組合準則廢止せられ翌三十年重要輸出品同業組合法施行せられ、三十三年其廢止と同時に重要物産同業組合法發布せられたり。

組織組合の沿革

一、信濃五郡生絲同業組合

明治三十三年重要物産同業組合法の發布と共に、明治三十一年十月創設せる信濃製絲協會を解散し、新に發布せられたる重要物産同業組合法により、南北佐久、小縣、更級、埴科五郡の當業者は信濃五郡生絲同業組合を組織し、同年五月二十五日創立總會を開き定款を定め同年七月設立認可申請同九月十四日認可せられたり。最初の組長は羽田桂之進氏にして事業の主なるものは講習會、繭乾燥器試驗、生絲業經濟調査、生絲製造調査、歐米清諸國の絲況囑託調査原料製品の運賃遞減速達方、横濱貿易商に對する諸般の交涉、生繭專用貨車の特設協定、工場法案に對する意見の發表、工女養成並に取締法、生繭賣買、桑樹栽培、蠶兒上簇期に於ける注意方等に及べり。

二、諏訪生絲同業組合

本組合も重要物産同業組合法により明治三十三年三月一日發起認可申請四月十七日認可、同十月三十日設立認可申請、三十四年三月七日認可をうけ創立せるものにして毎年繰絲期日を決定し組合員の統一をはかれり。（諏訪製絲研究會編の蠶絲業紀要には三十五年組織とあり。）創立當時より片倉兼太郎組合長となり同人引退後尾澤琢郎之に代り更に二代目片倉兼太郎組合長となれり。同組合事業の主なるものは優良工女養成、講習講演會、明治三十九年中岡谷下諏訪二驛間一番列車の發車時間に就き鐵道局長及び甲府鐵道作業局出張所長に請願し、同年遞信、農商務兩大臣鐵道作業局長に向つて中央東線石炭運賃遞減の請願をなせる等なり。

三、上伊那生絲同業組合

明治三十四年八月十四日設立の認可を得て創設以來技術員を設置し斯業の改善を圖りつゝあり。

四、下伊那生絲同業組合

明治三十七年八月二十七日の設立にして工男女表彰、模範工女養成所の開設等の事業を行ひ製絲の改善を企て其成績大いに見るべきものあるに至れり。

五、北安曇生絲同業組合

明治三十七年三月二日の創設にして、模範工女養成、組合員買入繭の品評會等を行ひ製絲業の改良發達をはかれり

六、須坂生絲同業組合

明治三十七年十二月の創立にして製絲の改良進歩をはからんが爲に工女養成講習會等の事業を行ひ來れり。

長野縣生絲同業組合聯合會

本縣の製絲業は日清戰爭以後著しく發展し、ことに明治三十年三月金貨本位制施行せられしより財界の變動就中貨幣價値の變動に伴ふ不安を除くを得たりしかば益々斯業の隆盛を來たし各工場間に於て工女の爭奪等をも見るに至れり。

於茲明治三十三年重要物産同業組合法施行以來同法に基づき各地に生業同業組合の起れること前述の如くなるも更に是等各組合の聯絡統一を圖り以て職工爭奪の弊害を除き、共同して販路の擴張、絲價の維持、製絲の改善等に努むるの必要を認め明治三十八年二月五日聯合會設立協議會を長野縣會議事院内に開きしに之に參加せる組合並に代表者數左の如くなりき。

信濃五郡生絲同業組合　七名　諏訪生絲同業組合　三名
下伊那同　一名　須坂同　二名
上伊那同　三名　北安曇同　一名

同年三月二十七日創立委員會を開催せるも決定に至らず。よつて五月十五日創立委員會を開催し定款及經費豫算並に徴收法を議決し次に役員選擧を行ひしに左の諸氏當選せり。

組長　片倉兼太郎
副組長　羽田桂之進
評議員　下村龜三郎
平林正美
竹村熊吉
田口政治郎
平林仲次郎
神林鶴太郎

同年十月三日付農商務省令第六八九九號を以て設立認可となれり。

其後明治四十五年一月松本生絲同業組合、大正二年本會生絲同業組合並に南安曇生絲同業組合等加盟し殆んど縣下各地方の組合を網羅せり。

聯合會の解散と新組合の設置

明治四十四年蠶絲業法發布され翌四十五年より實施さるゝに及び、大正三年六月二十二日從來の組合解散認可の申請をなし、同七月二十七日認可あり、一方蠶絲業法並に重要物産同業組合法により新組合の設立を企て、大正二年十二月八日左の如く發起認可を申請し、同月十六日知事の認可を得たり。

長野縣生絲同業組合聯合會設置發起認可申請書

申請書

本縣各地ニ組織セラルヽ生絲同業組合ヲ以テ蠶絲業法ニ據リ長野縣ヲ地區トスル長野縣生絲同業組合聯合會ヲ設立致度候間發起御認可相成度此段申請候也

大正二年十二月八日

信濃五郡生絲同業組合
組長 小山久左衞門 ㊞
須坂生絲同業組合
組長 越壽三郎 ㊞
北安曇生絲同業組合
組長 西澤濱太郎 ㊞
南安曇生絲同業組合
組長 望月和十郎 ㊞
松本生絲同業組合

組長　今井五介㊞
諏訪生絲同業組合
組長　片倉兼太郎㊞
上伊那生絲同業組合
組長　武井覺太郎㊞
下伊那生絲同業組合
組長　濱島仙藏㊞

長野縣知事　依田銈次郎殿

次で大正三年一月二十三日新聯合會創立委員會を開き本縣より伊藤技師宗像技手臨席し工藤善助氏を座長に推し、定款、創立費、經費收支豫算並ニ徵收の件を審議し、役員選擧を行へり、當日の出席者左の如し。

工藤善助　齋藤繁之助　小口善重　尾澤琢郎　小口金之亟
小松茂老　平林仲次郎　小田切祐次郎　今井五介　石井祐助
片倉兼太郎(委任)　矢崎源藏　小口吉三郎　山田松三郎　河西寅吉
三井十一　關五助　片倉淺藏　林竹五郎　尾澤菊次郎
平林正邦　小田切常三郎　片桐良彌　濱島仙藏　越諒三郎
小山清右衞門　笠原房吉

又、役員選擧は選擧立會人に小山清右衞門、今井五介、矢崎源藏の三氏を指名し開票の結果組長に片倉兼太郎

副組長に工藤善助多數を以て當選せり。

長野縣生絲同業組合聯合會設置の認可

大正三年三月十三日長野縣生絲同業組合聯合會設置發起人總代信濃五郡生絲同業組合長小山久左衞門外七名連署を以て農商務大臣に同會設置認可申請書を提出せるに、同四月十三日左の如く認可の指令ありたり。

指　令　寫

農商務省指令農第二四五〇號

長野縣生絲同業組合聯合會設置發起人總代
信濃五郡生絲同業組合　組長　小山久左衞門
外七名

大正三年三月十三日付申請長野縣生絲同業組合聯合會設置ノ件認可ス但シ定款中左ノ通リ改ムベシ

大正三年四月十三日　　農商務大臣　山本達雄

（附記ハ之ヲ略ス）

聯合組合成立後大正五年東筑摩生絲同業組合加入し、大正十一年には信濃五郡生絲同業組合解體して新に南北佐久上縣、埴科の四生絲同業組合組織せられ何れも聯合會に加盟し、昭和三年十一月には長更水生絲同業組合の加入あり現在組織組合數一四組合員總數四四六を算するに至れり。

聯合會の事業

製絲業の利害得失に關する諸請願
內外蠶絲業に關する調査
製絲業に關する講習及講話會
外國機業及生絲貿易に關する視察並ニ調査職工取締
模範工女養成
勤續模範工男女の表彰
絲價維持に對する對策
會報發刊　（長野縣生絲同業組合聯合會沿革史參照）

現行長野縣生絲同業組合聯合會定款

大正三年四月十三日認可
大正三年十月八日更正認可
大正五年三月三十一日更正認可
大正六年三月十九日更正認可
大正六年十二月二十四日更正認可
大正七年五月十五日更正認可
大正七年十月一日更正認可
大正八年六月十九日更正認可
大正九年三月十七日更正認可
大正九年十二月六日更正認可
大正十年三月十日更正認可
大正十年十二月廿六日更正認可
大正十一年三月三日更正認可
昭和四年二月二十七日更正認可

沿革の大要

第四節　長野縣産業組合製絲組合

本縣産業組合製絲は設立と共に其地方に於ける生絲同業組合に加入し來りしが、漸次組合製絲の發達に伴ひ事實上本質を異にする營業製絲と同一組合內にありて協調することの困難なるを感じ大正三年上伊那の組合製絲は同郡の生

絲同業組合に對し脫退の通告を爲せり。此問題に關し大正三年三月本省より農第一八三二號を以て次の如き通牒あり。

「販賣組合は生産者が個々販賣の不利を避くる爲共同せるものにして商人に非るか故に商人のみを以て組織する同業組合に之を加入せしむるの要なきものとす」

然れども本縣に於ける組合製絲は生絲製造業を營み居り一方共の生産する生絲は輸出貿易の大宗として海外を華客とするが故に粗製濫造防止等を目的とする同業組合には當然加入せしむべきものなりとの論起り大正三月十二月本省に具陳し之が方針には照會したるに次の如き回答あり。

『農第九六〇五號

大正六年三月十九日

農務局長

知事宛

大正三年十二月十七日付農甲發第一八九號照會ノ販賣組合ハ本件同業組合ヘ加入セシメ可然被認候右及回答候也』

よつて右通牒の趣旨を以て大正六年四月廿四日付郡市長に次の通牒を發せり。

『　生絲販賣組合ノ生絲同業組合ニ加入ノ件

標記ノ件ニ關シテハ大正六年四月二日付農甲發一八九號通牒ノ通リ御取計ノコトト被存候ヘ共貴部内ニ於テ未加入ノ向有之候ハバ至急加入セシムル樣御取計相成度此段及通牒候也

其後大正十三年四月全國生絲販賣組合大會を松本市に開催の際生絲販賣組合は同業組合より脫退すべきものとして決議をなし翌大正十四年十月高崎市に於ける第二回全國生絲販賣組合大會に於ても再決議をなせしが、本縣に於ては

大正六年「加入せしむべきものなり」との通牒を本省より受け其後何等正式に方針の變更せる通牒をうけず、組合製絲の組織は産業組合なるも業態は何等營業製絲と異る點を認めさるを以て同業組合に加入せしむるの方針をとれり。

然れども縣下の組合製絲は同業組合を脫退し昭和三年頃には殆んど縣下産業組合製絲と生絲同業組合とは分離し居たりしが、昭和四年三月高知縣に於ける判例に力を得たる上伊那郡生絲同業組合は手良驛賣販賣組合に對し負擔金請求の訴訟を提起し、之に端を發して縣下産業組合製絲と生絲同業組合との間に加入問題再燃せり。

而して組合製絲協會に於ては農林省に對し同業組合法第四條による加入除外の申請をなせしが同省に於ても容易に決定を見ずして紛爭を繼續せしが同年十二月に至り産業組合製絲は別個の同業組合を組織し生絲同業組合と協調する事となり圓滿妥協せり。

次で昭和五年二月長野縣産業組合製絲同業組合發企の認可申請をなし、十二月三日知事より認可の指令に接し、昭和六年三月十日創立總會を開き同十二月設置認可申請をなし五月十六日農林大臣より認可の指令に接せり。

從つて從來の組合製絲協會の必要を認めさるに至りしかば之を解散し、事務は産業組合同業組合に於て引繼ぐことゝなれり。かくて多年の紛爭を解決せるは時の鈴木知事石垣內務部長杉原産業組合課長等の斡旋盡力によるもの多し。

然るに昭和六年三月二十八日蠶絲業組合法公布せられ、七月十五日より實施せらるゝに至りしを以て同組合も新法律により産業組合製絲組合と組織を變更するの必要を生じ昭和六年八月二十四日創立總會を開きて滿場一致創立を可決すると共に九月二日農林大臣に設立認可申請をなし十月十六日認可せられ以て現在に至れり。

第七章　製絲技術の變遷

第一節　原料處理

一、殺　蛹

養蠶が農家の副業として行はれ製絲が婦女子のなぐさみとして行はれし時代にありても、天候又は仕事の都合等にて、自家の收繭を直に製絲し得ざる場合多し。かゝる場合には之を貯へ置き農閑を待つて製絲ナるを常としたれバ自然殺蛹乾繭等の必要を生じ早くより各種の殺蛹、乾繭法行はれたるが如し。

之を本邦の古書に徵するに、元祿十五年野本道玄著の蠶飼養法記には太陽殺及ホイロにて燥殺する方法記載せられ延享元年橘守國著蠶家織布之圖には繭を瓶に入れ鹽にて藏する事を記し、寶曆七年塚田與右衛門著の新撰養蠶秘書には太陽殺蒸殺燥殺の三種を揭げ其圖を載せたり。而して本書の著者は本縣小縣郡塩尻村の人なれバ、信州に於て養蠶の普及せる寶曆の頃には既にかゝる殺蛹法を實施せるものと想像するを得べし。其詳細は同書に、

「永雨の時繭炒やうの事」として

『繭はやとひの日より六日めには早速天日にあてべし、又長雨にて時節遲くなる時には、台所に手前持分の籠に應じ爐を拵ひ、但し高さ三尺にして立杭八本ほど拵、右立やうの次第は、底を一尺ほどにせまく竪ひろにして、木舞をかき壁をぬり、其中へ炭の火澤山におこし、藁を少し燒かけ、火の強をおさへ、火の際より二尺五寸ほど高く竹を三本

わたし、繭籠を置、濕紙を掛其上へ琉球などをかけ、息のぬけぬやうにして暫く過、手を付、まゆにしめり出るものなり、其後又手を付、繭かはきたるを相圖にして籠をとりかへべし、少しも天日にあてたるに違あるべからず、しかし度々心付油斷あるべからず、其外炒やうふかしやういろ〳〵ありといへども、中に此術は繭のぎん又は絲のたちにさはらざるものなり。』

と述ぶ

寛政元年著訂正養蠶秘書には更に次の如く蒸燥殺の方法につきて詳しく記せり。

（塩尻村塚田與右衞門新撰養蠶秘書）

干繭の場所にて雨天打續きうじひるいづる時繭ふかし様並にいり様の事

繭は揚て十日目まで打續き雨天ならば早速蒸すべし、暖氣甚敷年は揚て十二日目よりうじ蛾いづる事あり、其時むし様の術は、先四五斗程入る桶にても又は二斗三斗入る桶にても分量相應なる桶の底へ五分四分の穴を明、其穴へ笊を伏せおき、其おけへ繭八分程入、繭の見えぬ程桑の葉をならべ、其上へ琉球などを掛、釜は水八分入、釜とおけとの間を打藁にて捌へたる巻藁をおき、湯氣のぬけやうにして蒸すべし、則蒸たる時は桑の葉色かはるなり、夫を相圖にして琉球表杯へ明、亦外の繭を入替るなり、第一にふかしたるは繭にねばりありて絲の吟裁だ見事なるものなり但し多くふかす繭は釜へ水を度々入べし、亦炒様の術は繭籠に應じ爐を拵、但し爐の高さ三尺にして底を一尺程にせまく竪横にして杭八本程立、桾（こい）をして壁を塗、其中へ炭火澤山に入、わらを少し焚き掛、火の強きを押へ、火の際より二尺程高く竹を三本渡し、繭籠をおき、其上へ濕紙を掛、火氣のぬけぬやうにして暫過て手を入、繭にしめりいづるなり、其後亦手を入乾きたるを相圖にして籠を取替べし。

（塩尻村塚田與右衞門訂正養蠶秘書）

又、林宗賢の蠶蠶秘傳集には文化十年宗賢七十才之著

「まゆ屋とひの日より六日目ニハはやく天日ニあて干へし。もし長雨ふらはいる事は人の知るなり」

とありて太陽殺と燥殺の二法ある事をのべ次に繭干時之事として「蠶はき始より繭作り今日迄手馴いたわり、わづかの間に福徳を我に與へ今釜中に入、天日に干、痛ましきかな哀かなと桑葉を水にひたし是を手むけ報恩の爲念佛題目地藏の寶號眞言を唱へ蠶母物いみすへし」と翁の信仰より來る宗教的手續を記せり。

藤本善右衞門著蠶かひの學「雨天の時まゆ虫ころし仕やうの事」には

「上あたりの蠶まゆ仕あげても雨天つゞけば、うじ、蛾出て損失す、惜むべき事也。さあらんには、ゐいろにてむし殺すべし。ゐいろの仕かた、常の爐のかたちにあつき板にて井樓をこしらへ、下へゐそ竹の簀をしき、其上へ廣紙をしき、まゆを入、貳三重もかさね、上は切ぶたをして濕紙にてつつむべし。下の火かげんハ、爐のふかさ貳尺余ほり、炭火をつよくおこしごとくをかけ、鍋へ湯を入置べし。火の氣ばかりになく湯氣ある故こげるきづなく、絲のたちにさハらず、湯氣にて虫もはやく死るなり。ころし濟て外のうつハへうつしさます。又、土間を二尺余ほり炭火を置湯なべをかけ兩側にまゆのうつハをつミ外より濕紙にて包むべし。是は一むしにまゆかず貳拾枚も入る故はかどりてよし。又、植木むろへ棚をつり、平めかひかごとうしの類に紙を敷まゆを入棚へさし込、下へ火を入口をふさぎ殺もあり何れの殺し方も絲のたちにさはらず。ためし見るべし。」とありて塚田翁の時代に比し非常に進歩せるを見るべく就中植木むろ利用の方法の如きは明治六年政府より頒布せられたる蒸繭方法書と異なる事なし。

次に明治七年三月信州松代藩士館三郎の著せる生絲製方指南に繭貯方と題し次の如く殺蛹乾繭の方法を述べたり。

繭貯方

養蠶の功既に終り全繭と成て後ち其貯方第一也其扱の適宜ならざれば繭に腐敗を生じ或は蝶蛆等出て繭を損じ絲に繰事ならず損失云ふべからざるなり夫故に繭取入後の貯方尤肝要の事なり眞臥よりかき取の後ち凡十余日にして蛹化して蛆又は蛾となりて繭を喰破り出る物なり是を防ぐの法は種々ありと雖も其二三を誌す眞臥に入て凡七八日頃より必ず十日前後の當り繭をならべ置る籠の儘太陽にさらす事二日程にして中のさなぎを干殺し太陽既に西に沒繭少しくしめり氣の付て後ち家内に取入れ風通し宜しき場所の鉤棚に載せおき毎日繭をかき廻し〳〵貯るなり尤も繭を太陽にさらすに繭をならべし籠の上に白紙の繼合せたるを蓋とし太陽にさらす時は繭に土砂を覆ふ事なく殊に直乾よりは生絲も光澤を增し絲口の立もよく絲と成りても和らかにして宜しと雖も次に記す二法の簡便なるにはしかず

○大釜に湯をたぎらし其上に蒸籠を置き繭四五枚宛を適宜に込め中に桑葉二三枚入れ濕紙様の物を覆ひ蓋として蒸たて桑葉の色變ずるを度としてさなぎを殺すも簡便なり

但し溫度百四十度に至るも三十分日本世俗凡四半時余間に過べからず。

○又大助炭を拵らへ幾段も引出しをつけ何れも底は竹簾又は厚紙などにて仕立此内に繭を込め是も其引出し一段毎に桑葉二三枚を入れ置上より下へと幾度も繰替差かへ桑の葉枯れ乾き手にてもみ試るに粉と成るを度とし蛹を殺す事妙也譬ば是の法を以て數多の繭に用るには凡そ方二間に三間位の土藏を拵へ内面は柱その外とも一般に木品は皆土にてねり隱し舖は土間となし其内左右に鈎棚を拵らへ繭を數段に載置き土間の中央に巾二尺長三尺深さ二尺の地爐を三ケ所に作り其一箇毎に炭火を起し大湯釜の類をかけて火氣と蒸氣とを以て一圓の溫度和らかに廻り絲口の立にも障らず多くの繭を扱ふに甚だ便利なり火加減は炭火を頗る盛になし棟際のくらかけ窓を開き置き出入の戸を閉内外に寒暖計と時計とを備へ置き凡そ一時間に足るべし尤も時々繭籠を上下と操替又一枚の籠中にても内外と込替其度に至り取出し繭の貯

方前に同じ何れも余り火に近きは繭を損ずるの憂あり。

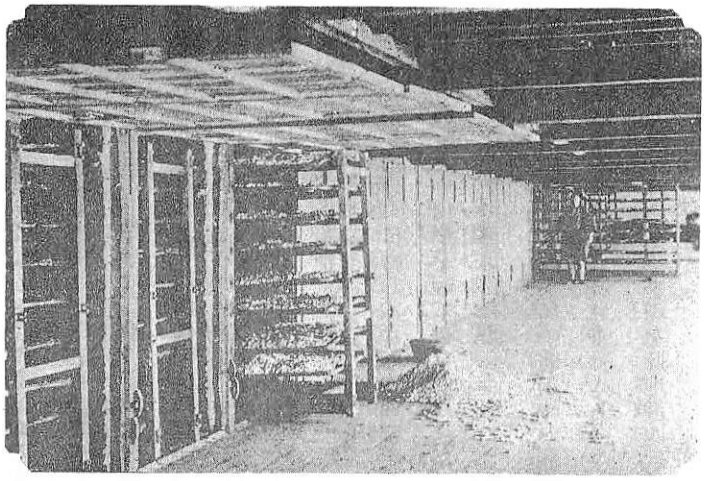

乾繭室（明治卅九年）牛山竹次郎氏藏

但出入口の戸並に明り取の扉にギヤマンを張置内の火度百四十度余に至迄を考へ再び其内に入る時は棟際の窓より明り窓等の戸を開き火氣をきらして其後に入るべし斯緊密に閉て氣を籠め置ば炭素といふ不良の氣室中に充滿してある故俄に入時は忽ち悶絶死に至るの畏あり能々心を用ひ油斷すべからず。

（松代館三郎生絲製方指南）

二、乾　繭

乾繭の方法には自然乾繭法と人工乾繭法の二種あり。最初自然乾繭法行はれ、後次第に人工乾繭法行はれ、各種乾繭機の發明等もありて、機械により合理的に處理せらるゝに至れり。從來信州各地に行はれたる乾繭法中、最注意すべきは自然乾繭法に屬する風乾法にして、其後各種の優秀なる乾繭機の發明を見たる後も、尚彼多窓式倉庫を用ひて盛に行はれ居たり。

風乾法は殺蛹せる繭を薄く繭籠に入れ空氣の流通よき室に繭架を設けて之に挿し置き、最初十日位は毎日三四回、其後二十日間は毎日二回兩後全く乾燥する迄日々一回之を攪き廻し繭の位置を轉換せしむる方法にして、之によりて繭の乾燥を促進せ

しむると共に、其蒸熱徹害を豫防する事を得、

信州の製絲業地帶が此風乾に適する事は三澤勝衛氏の諏訪製絲業發達の地理學的意義中に

「今其乾繭貯藏に最も密接な關係をもつて居る七、八九の三ケ月卽ち夏期本邦中部以東に於ける等溫度線を描いて見るに、其海岸殊に太平洋岸に高く、內地に低い事は當然であつて、從つて八七度の等溫度線は北方宮古から南下して水戶銚子を通り、それより西南に向ひ伊豆半島の沖を掠め潮岬の方へと走つてゐるが日本海岸側では八四—五度を最高とし、其中八四度のものは北方秋田附近から南下し伏木福井の方向へ通つて居る。又、八四度の太平洋方面のものは略々前記八七度のものと竝行して其內側を通つては居るが、關東平野に於ては著しく內地へ彎入し、前橋以西にまでも達して居るのが目につく。然るに八一度のものは日本海岸の加茂附近に起り、西南走して長野の西方に至り。これより其方向を南南東に轉じ當諏訪の西部を掠めて更に南方沼津附近に迄及び俄に引返して千曲川流域に出でこゝより東北の方向をとり山形を經て再び加茂に戻り、其處に細長い「く」字狀の閉曲線を描いて居るそして其屈曲部に當る長野附近に於ては其溫度最も低く僅かに七八度を示して居る。

當諏訪地域內に於ては僅かに午前十時の觀測値を有するのみで從つて直に之を前記のものと比較する事の出來ないのは甚だ遺憾であるが少くとも前記八一度の閉曲線中に含まれて居る事は疑ひなく、試に是を午前十時の觀測値に見るも其七八九三ケ月の平年平均を此地域四近の同時刻のものと比較すれば次の如くである。（大正六年長野縣氣象年報及び甲府測候所報告による）

地　方	濕　度
長野及び篠ノ井	七〇、二
川岸及び上諏訪	七一、八

甲府	七一、九
松本及び豊科	七三、八
飯田及び喬木	七四、〇
臼田及び岩村田	七四、八

是によつて觀ると此諏訪地域の乾燥度が中部以來に於ては前記長野地方のそれにこそ及ばざれ其他の地方に比して其一般に優れてゐる事は明らかである。云々」

と述べて同地方の乾燥せる氣候が乾繭貯藏に適せる原因なりとせり。

又諏訪と對立して信州の二大製絲工業地帶をなせる須坂に於ても、手挽時代には太陽の熱による自然殺蛹と乾繭を兼たる方法によりしが、其後座繰時代に及びて炭火による人工殺蛹を行ひ然る後籠に薄く並べて乾燥せしめしが、其後釜數の增加と共に購繭量も增加し、且繰絲日數も年中を通じて行はるゝに至りしかば之に對する貯繭の必要を生じ貯繭倉庫を建築せしが、此貯繭倉庫は何れも空氣乾燥に都合よき多窓式倉庫にして前述の如く氣候の乾燥せると同地の地形及卓越風を利用して繭を乾燥せしむると共に貯繭の目的をも達せり。

次に人工乾繭法にて最初に行はれたるものは土室式裝置にして、土室內に竹竿二本宛を以て五六段の繭架を作り、各段の間隔を一尺五寸位とし、炭火によつて乾燥するものにして、炭火より約一尺五寸位の上部に鐵板を置き遮熱裝置とせるものなり。

之に續きて用ひられたるものは焰管を土管にて造れる焚火式乾繭裝置にして、明治二十六七年頃諏訪郡岡谷なる㊒製絲場にて之を設けて乾繭せりといふ。

其後製絲經營規模の大となるに及びても須坂地方は其原料繭供給地方が略々善光寺平上下水内上下高井更級埴科に限られたるが故に其處理も容易なりしが、諏訪地方の製絲家は明治二十年以後縣外より購入すること多く然も交通機關備はらず且

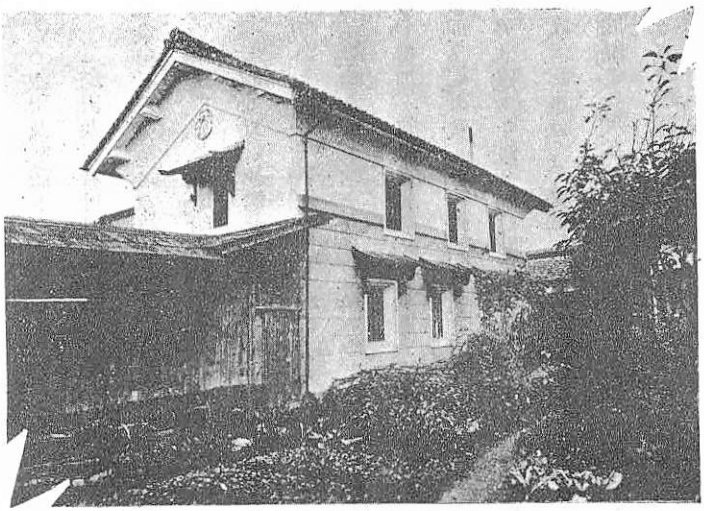

岡谷地方最初の繭倉庫小口吉太郎所有
明治十八年五月竣成
（平野村誌ヨリ）



信州式繭倉庫（一名多窓式）（右）と本乾繭貯藏倉庫（左）
（平野村誌ヨリ轉載）

恰も梅雨期に相當せる爲途中に於て絲の損傷腐敗する事珍らしからず、其爲に多大の損失を招くこと多かりし爲殺蛹乾繭には頗る苦心せり。

明治廿四年岡谷の龍上館小口善重は日本煉瓦株式會社より米國式農業用乾燥器を購入し之を武州深谷の購繭所に備付けて乾繭し[生]製絲場にても二十九年米國式乾燥器を設置せりといふ。

卽本縣製絲家に最初に用ひられたる乾繭器は米國より舶來せる米國式農業用乾燥器なりしなり。

其後本邦に於ても乾繭機の研究旺盛となり御法川直三郎氏は明治廿一年に繭蛹熱殺器を發明しついで二十五年には汽熱利用乾繭器を製作し、同三十二年には鐵管多管式乾燥器を發明し三十七八年更に之を改良し四十一年式乾燥器を製作するに至れり。

明治二十九年—三十年には林庫次郎林式殺蛹乾繭器を發明し、三十年に西ヶ原式乾繭器發明され同年岡谷なる[三]龍上館工場にては之を使用せりといふ。

明治四十二年[合]諏訪倉庫株式會社創立さるゝや、同社は谷口直貞博士の指導により新に諏訪式乾燥機を考案裝置せる爲此式を用ふる者多く大正十三年七月一日の調査にては七〇ヶ所を數ふるに至れり。

是より先明治三十四年中原作太郎は中原式乾燥器を發明せしが明治四十三年小口組に於ては之を使用し、又別に西ヶ原式を改造して小口式と稱し之をも併用せり。

明治四十一年今村式廻轉乾燥器現はるゝや大正二年始めて、飯田及び[合]倉庫にて其第一號及び第二號を採用せしが其後漸次改良せられて、大正の末年には本縣に使用せらるゝ乾繭器中中原式と共に、其數に於て首位を占むるに至れり。

大正六年諏訪の人帶川爲次郎帶川式を發明せしよりこの式も亦多く用ひられて今村式中原式諏訪式等につぎて多く使用せらる。

更に大正九年に帶川式に似たる三光式現はれて是亦多く用ひられて大正十四年より大和三光式は片倉組の平野製絲所に用ひられ、又東京高等蠶絲學校教授小松豊作の發明にかゝる小松式乾燥裝置は單に繭を乾燥せしむるのみならず絲量を增加し、絲質を佳良ならしむといふ。此他今村式系統の帝國式及び共立式を始め秋葉式、田端式等各種の乾繭器使用せらる。

又、昭和二年東京理化學興業株式會社内蠶絲工業所に於て發明せられたる、酸性白土が空氣中の濕氣を吸收する性能を利用して繭の乾燥に供用せる「アドソール乾燥貯藏法の如きも昭和三年平野製絲所に設置せられ、現時本縣内に於て使用せらるゝ乾繭器の種類は二十一種の多きに達せり。

左に大正拾三年七月現在及昭和八年及同九年五月末現在本縣内器械製絲工場設備乾繭器調を揭げて參考に供す。

乾繭器調

（大正十三年七月一日現在）

郡市別 / 項目	南佐久	北佐久	小縣	諏訪	上伊那	下伊那	西筑摩	東筑摩	南安曇	北安曇	更級	埴科	上高井	下高井	上水内	下水内	長野	松本	上田	計
今村式	二	八	一三	二一	一八	—	—	—	五	—	五	三	—	—	—	—	—	三	三	八一
諏訪式	一七	—	一四	二四	二	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一三	七〇
帶川式	二	—	五	一五	八	六	—	一	九	—	—	—	八	—	—	一	五	五	六五
三光式	—	—	—	二	一〇	—	—	二	一〇	九	—	—	—	一	—	一	五	—	四九
帶川三光式	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—	二	二	—	—	一	—	九	

郡市別／項目	南佐久	北佐久	小縣	諏訪	上伊那	下伊那	西筑摩	東筑摩	南安曇	北安曇	更級	埴科	上高井	下高井	上水内	下水内	長野	松本	上田	計
米國式	—	—	二	九	五	二	—	—	—	—	—	—	八	—	—	—	—	一	—	二七
中原式	—	三	—	三六	—	四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	八一
多管式	—	—	二	三	四二	六四	一〇	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一二四
泉式	一	—	—	—	二	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五
小島式	一〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	五	—	—	—	—	一	—	二八
西ケ原式	—	—	—	二一	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五
平田式	—	—	—	—	三	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五
其ノ他	七	七二	六五	六四	五二	三四六	—	一四	八	三	四三	四三	五九	二七	九二	三	一八	二	—	九一八
計	三九	九三	一〇三	二〇四	一三九	四六九	一〇	一九	二七	一八	四五	五一	八六	三〇	九二	四	一九	一九	二〇	一、四八七

（昭和八年五月調）

郡市別／項目	南佐久	北佐久	小縣	諏訪	上伊那	下伊那	西筑摩	東筑摩	南安曇	北安曇	更級	埴科	上高井	下高井	上水内	下水内	長野	松本	上田	計
今村式	二	四	五	三	一	—	—	一	一	一	—	三	二	—	—	—	—	—	四	二七
諏訪式	一六	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八
田端式	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	二
帶川式	二	—	—	七	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一三
帝國式	—	一	—	五	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七
大和三光式	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一

共立式	帶川三光式	谷口式	片岡式	アドソール式	多管式	小島式	百瀬式	西ケ原式	宇佐美式	御法川式	其の他	計
二	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	二	二六
四	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三
五	二	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一三
四	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	二	二六
一	一	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	五
—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	三
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	—	—	三
—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
—	一	—	—	—	—	一	—	—	—	一	二	八
—	—	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	七
—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四
一	—	—	—	—	—	四	—	—	—	—	一七	二三
一	三	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	九
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七
二三	一三	三	一	一	三	二一	一	一	一	一	二三	一五八

器械製絲工場設備乾繭機調

（昭和九年五月末日現在）

能力單位（生繭貫）

乾繭機名	臺數能力	郡市別	南佐久那
土室式	臺數	4	4
	能力	1.460	1.460
帶川式	臺數	2	2
	能力	3.200	3.200
田端式	臺數		
	能力		
高野式	臺數		
	能力		
共立式	臺數		
	能力		
小島式	臺數		
	能力		
多管式	臺數		
	能力		
御法川式	臺數		
	能力		
大和式	臺數		
	能力		
中原式	臺數		
	能力		
今村式	臺數		
	能力		
アドソール	臺數		
	能力		
昭和式	臺數		
	能力		
秋葉式	臺數		
	能力		
帝國式	臺數		
	能力		
小松式	臺數		
	能力		
泉式	臺數		
	能力		
西ケ原式	臺數		
	能力		
平田式	臺數		
	能力		
米國式	臺數		
	能力		
宮脇式	臺數		
	能力		
合計	臺數	6	6
	能力	4.660	4.660

上高井郡	埴科郡	更級郡	北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡	西筑摩郡	下伊那郡	上伊那郡	諏訪郡	小縣郡	北佐久郡
66	10	1	19	13	26	1	173	41	44	15	2
4.320	1.190	500	2.320	3.472	6.565	20	8.603	1.700	3.678	1.055	90
32	2	2	3	3	7	1	7	12	40	3	
48.650	2.200	3.000	2.600	3.300	8.150	1.300	9.318	23.920	54.233	1.540	
					1		1	4	7		
					3.200		1.700	7.350	15.000		
2											
820											
						2	13	8	2	1	1
						2.500	30.850	16.500	2.200	3.000	1.500
2										2	3
450										1.200	1.440
4	1					4	32	37	2	8	1
3.470	30					1.760	4.660	5.340	750	4.000	200
											1
											60
				1			2	4	8		
				1.600			7.000	4.200	17.920		
	2						49	36	19		
	420						7.630	6.050	3.302		
3	3						14	7	19	2	
4.400	8.000						27.385	14.740	29.380	1.700	
	2							1			
	8.000							2.500			
										1	
										1.500	
								1	7		
								1.100	11.745		
							1	6	3	3	
							1.300	13.740	9.500	3.400	
							8	4	3		
							3.000	4.960	6.400		
								1			
								750			
								2			
								800			
							6	1			
							7.970	1.000			
2											
1.500											
							1				
							2.000				
111	20	3	22	17	34	8	307	165	154	35	8
63.610	19.840	3.500	4.920	8.372	17.915	5.580	111.416	104.650	154.108	17.395	3.290

合計	上田市	松本市	長野市	下水内郡	上水内郡	下高井郡
443	3	5	16		2	2
37.521	400	678	1.200		70	200
134	2	15	1			2
178.701	1.500	14.190	600			1.000
17			2			2
35.750			6.000			2.500
4			1		1	
2.820			800		1.200	
33	3	1	1	1		
71.150	9.100	2.500	1.000	2.000		
7						
3.090						
90	1					
20.410	200					
1						
60						
16	1					
33.520	2.800					
108				1	1	
17.842				240	200	
52		4				
94.110		8.505				
3						
10.500						
1						
1.500						
10		2				
14.045		1.200				
13						
27.940						
15						
14.360						
1						
750						
2						
800						
7						
8.970						
2						
1.500						
1						
2.000						
960	10	27	21	2	4	6
577.339	14.000	27.073	9.600	2.240	1.470	3.700

三、選繭

生絲製方指南　明治七年三月　館三郎著「繭撰別方」に「最上の絲を製せんと思はゞ先づ第一に繭の撰み別方專要なり、形の大小、肉の厚薄、眞圓、斜形等を撰み數等にわけざれバ上絲を製す事能はず又繭の大小厚薄揃はざるは素より、蠶種の下品交り種に出ると雖ども又養方未熟手拔け等にて不作繭となる事多し。又土地により桑にあく強くして性の惡きか且その季候不順にして繭は作ると雖蠶蛹と化せず蠶の儘にして死し腐る事多し是等は皆惡繭にて他の良繭迄にもさはる事多し能々撰み別る事專要なり。」と選繭の必要を述べたり。これ本縣人にして選繭につきて記述せる最初のものにして、

製絲の始に選繭を行ふの必要と、選繭の事實は勿論是より以前にもありしも文献としては之を以て嚆矢とす。

選繭の目的は優良なる生絲を製せんが爲に其原料の形質的統一を計るにあるは云ふ迄もなく、之が爲にまづ玉繭、死籠繭、汚繭、薄皮繭、穴明繭、破風、抜繭、胴切繭、出蛆繭畸形繭、簇付繭、黴繭等の不良若くは繰絲不能なる繭を選除し以て煮熟の均一、生絲品質の統一と向上、絲量の増加、繰絲能率の増進等を期するにあり。而して其程度は斯業の進歩發達と共に嚴密の度を加へ來れるはいふ迄もなく、平野村誌によれば同村地方にては世界大戰迄は概ね死籠、汚染、其他揚り繭となるべき繰絲不能繭のみを選別せしが其後一般に品質向上し纖度重要視さるゝに至り更に繭の大小をも選別する事となり、最近セリプレーンによる絲條斑の成績が第一要件となるに至りては養蠶家と連絡をとり蠶品種の改良飼育並ニ上簇法の研究より進んで原料繭の規格統一に進める事を說けり。（同書三二八頁―三二九頁）之を前記館氏の繭撰別方に照して考ふるに同書は明治の初年に於て既に繭の大小肉の厚薄等によりて撰別し以て纖度を均一ならしめんとし、又蠶種の下品交り、養方未熟手抜等飼育法に注意すべきを說けるを見バ同氏の故郷松代地方が夙に信州松代エキストラとして海外に稱讃を博せるも亦偶然に非ざるを



選繭　（明治卅九年撮影）　牛山竹次郎氏藏

知るべし。

從來本縣各地に行はれし選繭には生繭中の撰別貯藏中の選別煮繭前の選別の三種あり。生繭中の選別は繭賣買取引前に行はるる事多し。卽繭かき取の際玉繭、中繭、下繭を除き上繭のみを取引する事一般の風習なれども「玉繭込」と稱し玉繭は區別せずして取引するものあり。又は「かき放し取引」と稱して更に選別せずして取引するものあり、是等は買ひ取りたる後選別せざる可らず。又繭襯の如きも「みがき」と稱して丁寧に之を除去して取引する地方と更に除去せずして取引する所との別ありき。

次に貯藏中の選別とは風乾貯藏時代に於て日々手入の際汚繭、死籠繭、穴明繭、黴繭等を除去する操作をいふ。

煮繭前の選別は繰絲工程の最初の仕事として最重要なる作業なるが故に官立富岡製絲所に於ては凡ての工女に一度此選繭をなさしめたるが如し富岡日記「まゆえり場」の項に「高きテーブルに大勢ならんで一心にえりわけて居ました」とあつて當時の選別（明治六年）は特別の設備なく單にまゆを「テーブル」の上にならべて手で選り分けたるが如く、普通の工場にあつては大部分テーブルもなくたゞ床上に繭を積み置き選別する最も原始的の方法をとりしならん、尤も今日に於ても小規模の工場にありては猶この方法によるもの多し。

而して當時の選別の標準は富岡日記に「えり分方を教へて呉れましたが是が中々六つかしくあります。繭の丈から大さ、しぼのより工合の揃つたので無くてはいけません。針でついた程の汚れがあつても役に立ちません。」とあつて隨分嚴密に選別せることをうかゞひ得べし。

其後製絲事業の大規模となるに連れ、使用繭石數の增加從而選繭の量も增加するに伴ひ從來の床上選別にては間に合はず、まづ繭選別台なる大凡幅二尺五寸長さ四尺乃至五尺五寸高さ七八寸乃至一尺位にて兩側に緣のつきたる台に

より、其側に座し、一方に積みたる繭を少し宛手にて他方に送り乍ら選別する事工夫されついでこの台の面を一寸毎に二分程の間隙をおく格子張として小夾雑物の台下に洩れ落つる装置となせり。尚選繭を充分にする爲め一應右の如き方法により撰別し、更に台の上に硝子を張り下方より光線を入れ死繭繭を撰別する所謂硝子撰りの方法を採るものあり、又撰繭台を動力により移動せしむる方法も大規模のものに於ては行はる。

長野縣器械製絲工場原料繭使用高累年比較表

年次	原料繭使用高	年次	原料繭使用高	年次	原料繭使用高
明治四十一年	六七三、三四〇石	大正六年	一、四五一、五五六石	昭和元年	三三、〇五七、七〇九貫
同四十二年	七五四、七四六石	同七年	一、五五二、六三六石	同二年	三三、五〇五、四六三貫
同四十三年	八三三、三六九石	同八年	一、六七七、六八〇石	同三年	二四、〇六四、九五〇貫
同四十四年	八四八、九三四石	同九年	一、九七七、〇〇八石	同四年	二四、二一一、四八九貫
大正元年	一、〇七一、九二八石	同十年	一、五六四、四四九石	同五年	二四、八九六、五七九貫
同二年	一、〇七三、一九九石	同十一年	一八、一七六、五〇五貫	同六年	三三、八五〇、四三四貫
同三年	一、二四三、〇五一石	同十二年	一、七六二、七四四石	同七年	三一、三五八、九〇七貫
同四年	一、一八七、一三六石	同十三年	一七、二〇四、〇四五貫	同八年	六、八七四、〇八三貫
同五年	一、二六二、五八八石	同十四年	一九、八九八、三七九貫	同九年	七、五六〇、一五一貫

備考　昭和八、九年度ハ乾繭ノ重量、他ハ生繭ナリ。

第二節　繰絲法

第一項　繰絲器械の變遷

繰絲の方法未だ開けざりし時代には繭を口に含みて絲を抽き出し或は煮鍋より直に手にて絲を挽き揚ぐるに過ぎざりしが漸く進みて座繰器、踏繰器等發明せられ、遂に器械製絲に迄進歩せるが如し。座繰法中最も原始的なるものは手繰法にして其器械も亦頗る簡單なるものなり。而して此手繰に胴繰と手挽との二種あり。「胴繰」は本邦に於て最も古くより行はれたる方法なりと雖、現今に於ては東北地方の僻邑に行はるるのみの由にて本縣内には之を行ふ所なし。たゞ僅に其器具の存せるを見るのみ。

胴繰器の構造は桐の如き輕き材にて直徑四五寸幅凡二三寸位の丸胴を造り其徑の中心に小なる捧を貫き之を高さ七八寸位の枠台に掛けたるものなり。

「手挽」は胴繰より進化したるものにして天保の末年迄は全く此方法によりしが天保の末年より座繰器輸入せられ萬延以後益々座繰器普及して手挽器減少するに至れり。

「手挽器」の構造は周圍丸二尺五寸位の四角なる繰枠と其廻轉に便せる枠台との兩者より成り枠台は方一尺高七寸位の台に約一寸二分角位の柱を中央に立て其上部に少しく傾斜せる枠心棒を突出せしめたるもの又は台なき牛つ子と稱する圖の如きものあり。

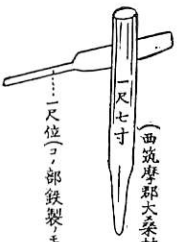

（西筑摩郡大桑村常盤井虎一藏）

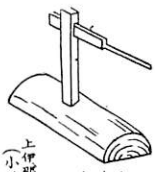

（上伊那郡高遠町小林りよ藏）

「座繰」は手繰の著しく進歩改良せられたるものにして、上州座繰は寛政より享和の頃上州に於て發明せられ奥州座繰は寶暦年間繰車を用ひ文久年間振手を附したるものなりといふ。

而して信州に於ける座繰器械は多くは上州流の物にして間々奥州流の器械を見る。これ第二章江戸時代の信州製絲業の項に於て述たる如く諏訪松代上田等各地方の製絲が範を上州にとり上州より製絲の師を迎へたるが爲なるべし。木曾及飯田地方等の如く美濃及び飛驒より工女を迎へて繰絲せる地方の座繰器は如何なる形式のものなりしか、西筑摩郡大桑村長野常盤井虎一氏所藏の座繰器は或は飛濃式の物ならんか。

飛濃式につぎて信州に移入せられたる座繰器は上州式にして其時期は諏訪にあつては安政萬延の頃なりと雖も、

第二章江戸時代信州の製絲業諏訪地方參照

上田、埴科、松代地方にありては恐らく文化の頃ならん、何者當時既に手挽の絲を産する時代なりしにも拘はらず、同地方にては上州より製絲の教師を聘して其教へを受しと見れば從來の手挽には非ずして寛政の頃より既に上州に於て發明せられたる座繰機を持參して教授せりと想像し得らるればなり。

嘉永二年上田藩にてのぼせ絲仕掛取を禁ずる達に、のぼせ絲の仕掛取は去る天保四巳年に停止し置ける事を記せり註(一)之によりて天保以前に仕掛取即座繰器?を用ひて繰絲せるものありしこと自ら明らかにして其時代は恐らく文化文政の頃ならん。

註 (一)

一のほせ絲仕掛取の義は絲不宜取引上差支ニ付去る天保四巳年停止申付置候若し隱し取致し候者有之は名產を穢し國益を妨げ候罪不輕候條嚴重の咎可申付大工其外指物師平人にても仕掛取の器物拂へ候義是又停止申付置候處中には心得違の者有之哉之趣相聞不相濟事に候得共先此度ハ格別の勘辨を以て令容赦今後改方の者見廻り差出候間此後若隱取候者有之候ハヽ無容赦嚴重ニ咎申付候條心得違無之樣可致候 (下略)

酉 六 月 (嘉永二年)

登せ絲引方之義兼て相觸置候處近來猥りに相成兎角果取候を第一といたし粗末の品多分有之、上方筋上州筋其外諸國共賣先差支候趣相聞御領產の名目にも相拘はり候得者向後粗略の引方無之樣急度心得可申候事

爲登絲引賃定

一 上 々 絲 繭一升ニ付銀五分

一 上 絲 同 同四分五厘

一 中 絲 同 同四分

一 引き習 三揚 無賃

右之通御座候

東筑摩郡島内村下平瀨望月瀨左衞の使用せる一人取座繰機は回轉裝置に齒車を用ひたるものにして恐らく上州式座繰ならん。而して同座繰器には天保十三壬寅年大工——作之長壽屋持用と記載しありて諏訪に座繰器の移入せられしより十八年前長壽屋望月瀨左衞は之を用ひて繰絲せしことを知るを得。同家には別に廻轉に螺旋を應用せる座繰器ありて、之には細工所上篠井川嶋屋作治と記しあり之を使用し見るに年を經し爲が廻轉頗る困難にして實用には適せざ

るもの〻如し。次に奥州式座繰器としては下高井郡穂波村春日與市の使用せるもの現存す。同氏は本縣製絲業の先覺者館三郎につきて教をうけ、明治六年夏自ら二十人取の器械を設備して繰絲せる製絲業熱心家にして、當時使用せる諸製絲器械に交りて、大小二個の溝車に調紐を掛けて廻轉せしめたる奥州座繰器あり。想ふに信州蠶種商人が夙に奥州に往來して蠶種の製造販賣に從事したる關係上奥州式座繰器の信州に入れるもの相當多かりしならんも其後種々の精巧なる座繰器發明せられたる爲今日に於ては其器械の存するもの稀なるに至りしものならん。

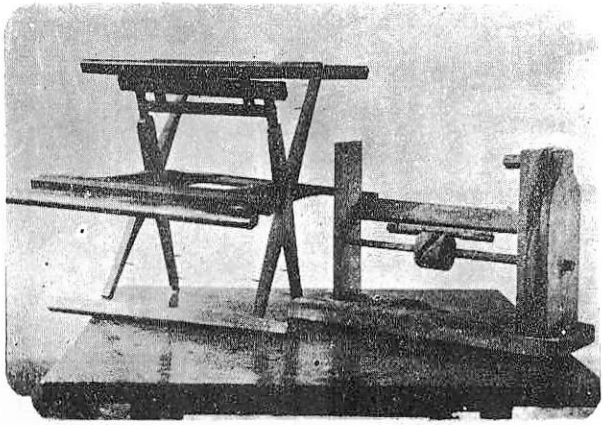

調革ヲ用ヒタルル座繰器と揚返枠　春日賢氏藏

開港以後絲價の暴騰により製絲の利益莫大となれる結果、二ツ取器械と稱する座繰器を用ひて生産高の增加を圖れり。前記島内村下手瀨の望月瀨左衞方には今尚慶應元乙丑年五月吉日長壽屋持用と記せる同器械二個を藏す。明治維新後屢々令を下して粗製濫造を誡しめしより漸く減少して用ふる者なきに至れり。

之につぎて信州に於て用ひられたる座繰器械は松代藩士館三郎發明の磨擦器械とす。同氏は安政四年幕府海軍所に入り軍艦蒸氣船等の製圖構造運轉等を研究實習し、明治維新後は專ら殖産興業に力を致しことに製絲業に熱心せしが元來海軍所に於て機械の製圖構造等につき十分に研究せし人なりしを以て從來の座繰器の欠點を改良し、伊佛の製絲器械の長所を採りて之を補ひ前記磨擦器の外に座繰器に於ては明治四年に横踏自轉車及前踏自轉車と稱する足踏器械を發明し、又前記座繰

器を漸次改良して左圖の如き一人繰萬力機械を發明せり。

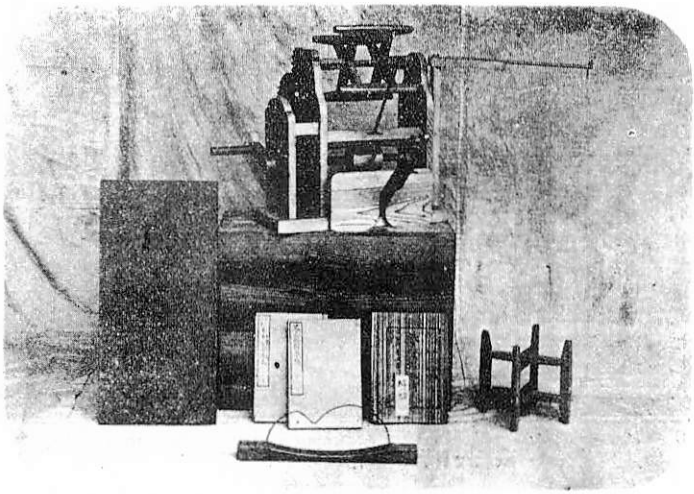

新實驗形　一人座繰萬力及解說書　唐木鷹三郎氏藏

箱は器械一式を容れ又腰掛となすべく、之に略說書として同氏著の養蠶輯要補及生絲製方指南各一冊を添えたり。

又、附屬品として絲寄器（片板に眞鍮線を折り曲げて嵌入したるもの圖の本の下方にあり）及絲枠一個を添ふ。

尙本器の特長とする摩撚（まねん）器械は左圖の如し。

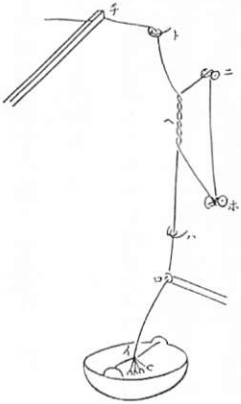

「イ」の絲寄器にて絲をまとめ「ロ」毛一筋の輪に通し「ハ」の環に通し「ニ」の小車に達し「ホ」の車に引下げて「ハ」より「ニ」に達する間「ヘ」にて絲を撚合すこと三四十撚にして「ト」の環に通し「チ」の綾振に達し枠に卷揚ぐ

「足踏器」は足轉器又は踏轉器とも唱へ俗に踏器機又は「ダルマ」とも稱し、本縣に於ては自轉車とも稱ふ。

明治の初年洋式製絲機械輸入せられしも一般には資本を要する事多く且工場組織の經驗なき爲容易に普及するに至らざりき。

此際在來支那にて用ひ來りし繰車に洋式抱合裝置を加味して簡單に製絲し得らるゝ樣に工夫せるものを本器となす。

前に座繰機を發明せる松代の人館三郎は明治四年既に此器の一種横踏自轉車を發明し、順次改良を加へたれば、使用の輕便なると價格の低廉なるとにより頗る好評を博し、下高井郡中野町擴益社の如きは悉く此器を用ひたり。本器は又枠懸台の位置によりて前踏、背後踏の種別あり九三〇頁に掲げしは同じく館氏發明の前踏自轉車器械なり。

其後明治十九年蠶絲業組合規則發布されし後も下高井郡蠶絲業組合にては此器を用ふる者多かりし爲同年七月十日同組長春日與市より足踏自轉車繰絲認可願を出し縣令の認可を得て之を使用せり。以て本器が下高井地方に廣く且長期に亘りて行はれたる事を見るべし。

願書

本年蠶絲業組合規則第廿三條座繰製絲改良器械ハ類扱鼓ヲ附シタルモノヲ可用御制規ノ處本郡下ニ於テハ從來別紙圖面ノ如ク足力ヲ以テ自轉ノ操法營業致シ居リ候者有之右ハ絲質上品ニシテ器械製絲ニ等シク出來シ單ニ一手ヲ以テ二ツノ口附ヲナス濫製品トハ異ナル一良器ナルヲ以テ昨明治十八年六月廿四日付伺上候處伺ノ通リ御指令ヲ給リ候ニ付各自轉製造者依然ト該營業罷在候得共本年御廳甲第廿一號蠶絲業組合規則第廿三條ノ例ニ因リ更ニ奉願候間右自轉車製造器御許可被成下度別紙圖面相副ヘ此段奉願上候也

明治十九年七月十日

下高井郡蠶絲業組合事務所

組長　春日與市

長野縣蠶絲業組合取締所

副頭取佐藤八郎左衛門代理

鷹野正雄

長野縣令　木梨精一郎　殿

願之趣聞届候條所轄警察署及分署へ届出へシ

長野縣令　木梨精一郎

古來提絲の本場として著名なりし上田地方にありては久しく器械製絲發達せず、明治二十一年の製絲工場調によれば僅四十五釜の吉池製絲場及び十二釜の親睦社（和田村）あるのみにして依然として座繰製絲全盛を極めたり。されば明治二十二年三月十三日蠶絲業上田組合は二千五百七十一圓九十錢の巨費を投じて踏器械一千台を購入して之を業者に貸與し五名の監督員を置きて其使用法其他につきて指導せしめたり。從而同地方には當然足踏器械の普及を見しが如く共後明治二十六年（日清戰爭直前）に於て小縣郡內に新設せられたる器械製絲場は合計二十七工場釜數合せて九百二十四に過ぎず。之を新設年度別に見れば

明治二十一年	三	明治二十二年	六
同　二十三年	八	同　二十四年	二
同　二十五年	一	同　二十六年	七

にして此內最大なるは明治二十二年七月上田町に設置せられたる信陽社の一四八釜二十六年四月本原村に設立せられし四阿社の百釜にして他は悉く百釜以下の小工場にして依田社の如きも明治二十二年七月創立の二工場が七十釜なる

のみにして以下ヨより丸迄の八工場を合するも一九一釜に過ぎず。其一ケ年生絲製造高も合計 八、三四五貫にして之を同年の小縣地方生絲製造高二二、七六五貫八五〇目より減ずれば其殘一四、四二〇貫八五〇目は座繰（足踏器械にて製造せるものを含む）製絲ならんと想像せらる。

又諏訪郡永明村の大工、土橋榮助は明治十三年左圖の如き自轉器械を發明し其販賣を許可せられん事を縣令宛に出願せり。

生絲器械販賣願

諏訪郡永明村

工　土橋榮助

古今勸業ノ道日ニ月ニ駸々乎トシテ殆ント盛大ノ域ニ至リ物産ノ增殖諸製作ノ精工日月ニ進歩セリ此ニ於テ拙工私勸業擴張ノ御趣意ニ基キ數年來生絲器械ヲ製造スレ𪜈多クハ水車器械ニシテ水理ナキ地ノ製絲人該器ヲ設ケント欲スレ𪜈不能又人ノ手力以テ運轉スルモ終日堪兼ヌレハ二三人交代人夫ヲ雇用セサルヲ得ス雇用スレハ費用モ增加シ從テ利潤モ淺少トナリ製絲人ノ憂スル一日ニアラス故ニ拙エヲ不顧新器ヲ製造シ以テ一ハ御國産增進ヲ祈リ一ハ其憂ニ換ヘン一ヲ欲シ別紙圖面ノ自轉器械ヲ發明シ屢々檢スルニ水車ニ結構セル器械ニ於テ製スル所ノ生絲ニ異ナルナク尚繭ノ良否絲緒ノ強弱ニ從ヒ強ハ強ニ由リ弱ハ弱ニ從ヒ運轉製造シ毫モ他絲ニ劣ルコナク該器之義追々講求スルモノ日ニ增加シ自今大ニ便益ニ相成候間別紙圖面ヲ以テ尊覽ニ供シ候也

明治十三年四月廿六日

右

長野縣令　楢崎寛直殿

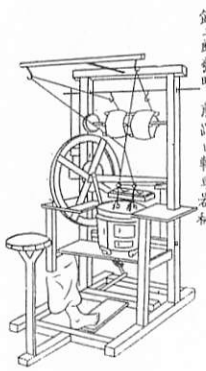

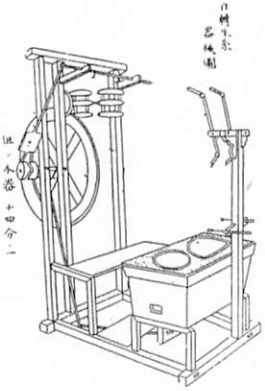

右戸長　土橋榮作㊞

金井義質㊞

「煙取」東筑摩郡誌に煙取の事をのべて「連續せる竈を作り一方に焚口を設け大釜を裝置し大釜と相並んで適當の間隔を保ちて取鍋あり而して焚口にて火を焚けば大釜中の水を煮沸せしめ繭を煮、其余煙は竈の中を通じて最後に裝置しある煙突より外に出づ斯くて其煙に依りて各取釜を熱するの裝置なり。而して此方法に於ては勿論煮繭分業にして煮繭を各工女に分配せざる可らず」とあり。こは次に記す須坂の六人一器械の方法に似たれど本文によれば東筑摩郡のものは焚口は一箇なるに反し須坂のものは六人にて大なる炉を一箇持ち焚口は各自にあるの差あり。尚須坂に於ては此六人一器械繰の繰法が蒸汽々罐の採用さるる迄は用られたる旨を明記しあれども、東筑のものはいつ頃用ひられたるものなりや其時代を明に知り難し。明治十三年共進會申告當段中藤彌太郎の報告に「小野組蒲生庄七の機械を模し

て宅地内に据付二十人取を始めしも該器輕便ならず、自ら工夫し翌八年一種煙取器械を新創せり於是器械の繰用大に輕便を得利益亦隨而多きに至る十三年中藤彌太郎之を受けつぐ」云々とありこの煙取を新創せるは中田貢といふ人にして此人の廢業後中藤彌太郎之を繼承せるものにして東筑摩郡誌の記事は之を指すか或は他にありしものか須臾く記して後日の參考となす。

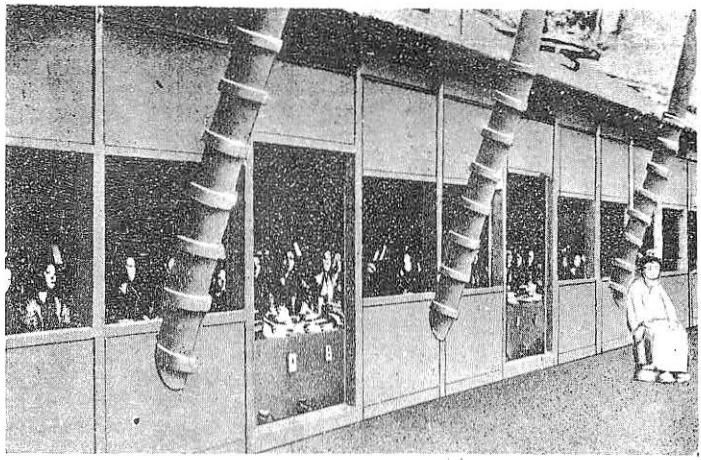

六人取一器械之圖　當時ノ工女服裝　今非誠太郎氏藏

「須坂の器械製絲の構造は至極簡單なもので六人を一器と稱して六人に就て一本の煙突を持つて居り、焚火は個人焚であつた。卽ち六人で大きな炉を一箇持ち、焚口は各自にあり、各自の焚いた煙は皆一本の煙突へ集る仕掛で枠の運動は水車動を以てした。故に一工場につき釜數は六釜或はその倍數が多いのである。而して煙突數は六釜の倍數器だけの數があつたので蒸汽々鑵が採用される迄はこの型式が續いた。

當時は現在の様な蒸汽々鑵はなく銅の大釜に蓋をしてそれより「ホース」で湯を導いたもので安全計等は勿論ない幼稚極まるものであつた。（須坂の製絲業に就て　今非誠太郎）

この銅の大釜より「ホース」にて湯を導きたるものは松代六工社の汽罐より學びたるものならん。それ須坂町俊明社長小田切常三郎氏の談に「松代の海沼房太郎といふ人が今日な

らば技師といふ格で須坂へ來て器械製絲を敎へてくれた」といひ東行社長神林秋太郎氏も同樣に話されたり。又富岡後記卷末記には明治八年東行社設立の際は松代の大里忠一郎氏横田ゑい子等來りて指導せる事を記せる等によりて推定するを得べし。

三　枠取器械

諏訪郡鵜湖社中丸千製絲場には先頃三枠取の器械を工夫し既に四十人取たけ改造し目下試驗中なる由聞くが如くんば此新器械と在來の二枠取器械とを同等の工女に使用せしめて比較すれば舊器械が一枠の絲を製し上ぐる時に新器械は凡そ一分程多く絲を製し得べく、又舊器械にて八升（春秋蠶）乃至一斗（夏蠶）を製し上ぐる時には新器械にては一斗乃至一斗二升を製し得べき概算なりといふ（明治二十二年信濃植産雜誌第一卷第一號）

第二項　煮繭法

明治三年科野國埴坂東澳牧穗彦著蠶桑要略には繭八升を一揚げとし一升づゝかけ鍋にて清き水を沸騰し其一升を入れ繭水色に成るを度とし繭を引上げ、水に浸し置、又、新に湯を仕立指を入らるゝ程の加減の處へ右繭を入れ夫れより繭の數四ツ位合せ一筋として小わくにかけべし。」といひ、明治七年三月館三郎著の生絲製方指南には「繭の煑嵩は季候により一度に凡そ五七合宛煑をよしとす、例へば一升一度に煑ることありとも、是を煑揚て後其內七八合程外の器にとり別け溫湯に浸し置き先づ二三合程にて日を立て繰はじめ」といひ、又「繭の煑方は取入後の日數に應じて長短ありと雖先沸湯二百十二度に及びし時水少し加へ凡そ二百度內外に戻し其內に繭を投じて能く繭を濡し後再び火を強め湯を煑たて繭一回透明したるを度とす。尤も繭煑取の後ち蓋を覆ひ蒸す事等は繭の厚薄性質取入後の日數に應じ種々

手品ある事に製絲人の試驗自得を專要とす、又繭の煑あく取捨、さし湯の加減等も種々あり是も亦熟知を要とすべし。」といひ小縣の人吉池貞助の明治十二年七月著せる製絲要解には「繭は一度に凡そ二合宛一升を五度に煑るべし。例へば一升を一度に煑て口を立つる時は其中の良繭のみ先に口立ちて繰る故に半以後は次品の繭のみになりて、絲口も細く力も弱く切れ易く之を繼げば節多く粗品となるなり。」一升の絲首と尾と細太異なりて品格不揃にて上品ならず偖又繰る時間二合の繭にて口を立る時間凡七分時繰時間凡十二分として一升を五度に煑ても一時三十五分程に繰り終る様にすべし。」とあり、これ世に「プリユーナ」直傳と稱せらるゝものと其煑方を同じふするものなり。

信州に於ける器械製絲に伊佛の二大系統ある事は既述の如くにして其伊太利式のものは煑繰分業なりし事は云ふ迄もなし。

然れども信州各地の製絲場に於ては伊佛の長所をとりて別に信州流なるものを案出せり。其方法は煮繰兼業にして夏挽用の原料繭は殺蛹後棚挿貯藏のものにして一回の煑繭分量は三四十粒、華氏二百八度(諏訪に於ける沸騰度)の湯の中に入れ金網を以てよく浸し一定の溫度(二〇八度)にて煮沸し、中途一度金網を用ひて裏返を行ひ適當の熟度に及んで繰鍋に移すものなれども十分煑熟せず極めて若煑の程度をよしとせり。夏秋蠶繭等にありては殺蛹せるものを煮繭せず直ちに繰湯に浸して繰絲せしといふ。勿論夏挽の末期及春挽の原料に供する繭は本乾燥もしくはそれに近き迄の風乾を施せるものなるを以て煑繭工程も自ら其程度を異にせりといへり(平野村誌)須坂に於ても煑繰兼業にして各工女は一揚宛渡されたる繭を一握宛煑鍋の中に投じ金杓子にて之を抑へて煑繭しよく乾燥せるものは繭の透明に至る位迄煑て繰鍋に移して繰り夏秋蠶繭などのよく乾繰せざるものは煑鍋に入れて湯を潜らす程度にて直に繰湯の中に入れて繰絲せりといふ。然れども諏訪の如く、全然煑繭工程を略するが如き事はなかりしといふ。

而して此信州流煮繭法は絲量を多からしめ、作業の能率を高むることを主とせるものなるが故に生絲の品質は概して低く所謂上一番程度のもの多かりしが、大正七年十一月世界大戰も休戰となり戰時中軍需品其他にて莫大の利を得たる米國は未曾有の好景氣となり、從來貴重品扱されたりし絹織物等が一般に使用せらるゝに至りしより優良なる生絲を要望するに至りしかば、本縣製絲家も生絲品質の向上に努力するに至り煮繭法にも改良を加ふるに至れり。

煮繭法に畫期的進歩を來せるは彼煮繭器の發明にありとす。

明治の初年歐洲より輸入せられたる器械製絲は其汽罐汽機の價格頗る不廉にして固定資本を要する事多く、其購入も容易ならざりしかば一般の製絲家にありては其繰絲機械は稍々歐洲に模し、動力は水車又は人力を用ひ溫熱は薪炭により可成汽罐汽機を省略するの方法をとれり、ついで作業上の不便を避けんが爲、煮繭場を設けて煮繭を行ひ之を工女に配布する方法も行はれしが其結果面白からざりし爲多くの製絲家は之を廢して歐洲式に改めたり。

然るに山形縣に於ては此煮渡煮繭法につきて苦心考案の結果多勢龜五郎山形流沈繰法を始め羽前エキストラとして(信州上一番より百圓高)名聲を博するに至れり。

明治四十年十月米國に起りし財界大恐慌は、三月千三百三十圓位なりし絲價、十一月には千圓、十二月には九百五十圓に暴落し爾後數年間上向かず製絲家の困難甚だしかりき。

於玆製絲家は生產費の輕減によりて活路を得んとし種々に苦辛せしが偶々山形縣に於ける沈繰法が生產高多くして(一ケ年一釜當り三梱半乃至四梱全國製絲工女の能率一人一日平均七八十匁なるに山形縣の記錄は最高二百五十匁平均百二十匁)絲質亦優良なるを聞き之に倣はんとせる者多かりし際農商務省に於ても大正二年原蠶種製造所に命じて之が研究を行はしめ大正四年二月蠶業試驗場に於て沈繰法の短期講習を開き其普及につとめたる結果此法を採用する工場漸く增加せり。

當時浮繰法と沈繰法との利害得失に就て學者技術家の間に是非の論囂かりしが、岐阜縣技師服部柳太郎氏は大日本蠶絲會報大正三年二月號誌上に於て浮沈兩繰法の比較研究は妙なるも、其優劣を定めんとするは愚なりと喝破し、京部府蠶業講習所も亦同樣の見解を發表せり。

大正四年京部府技手森正恒煑繭前處理法を考案し東京高等蠶絲學校教授山本竹藏氏に圖りしに同教授は其後研究を積み改良を加へて煮繰分業の浮繰法を完成し、大正六年十二月發行製絲の友に發表せり。大正九年本縣小縣郡依田社は此山本教授の方法を實驗して有利と認め同社佐藤金六氏は之に適合するYD式煮繭器を發明し純水館神奈川縣茅ケ崎工場等にて之を應用するに至り、從來大部分浮繰法なりし信州に於て廣く行はるゝに至り、又、長野縣工業試驗場に於ても種々研究を積み、大正八年田村技師は長工式煮繭器を發明し煑繭法の器械化に一生面を開くに至れり。

沈繰法の普及と半沈繰法の行はるゝに至りしとによりて煮繭法の研究益々進歩し煮繭器の發明せらるゝもの多かりしが其中本縣に關係深きものを擧ぐれば次の如し。

一中原式煑繭器　沈繰法煑繭分業に適するものにして明治四十一年三月第一三八二號を以て特許を得、翌年特許第一四四一號を以て其追加發明發表さる。

發明者中原作太郎は萬延元年信州伊那郡に生れ、煑繭器發明後、明治四十二年四十九歳を以て逝く。

二、長工式煮繭機　大正八年十月本縣工業試驗場技師田村熊次郎氏發明　浮繰分業進行式煮繭器として廣く世に行はる。

三、YD式煮繭器　大正十一年十一月特許、本縣小縣郡依田社佐藤金六發明

四、佐久式立体進行煮繭器　東京高等蠶絲學校助教授和久田唯雄の發明本縣佐久社に於て研究完成せるを以て此名あ

り。浮繰分業の煮繭器に屬す。

五、移閙式煮繭器　上田蠶絲專門學校教授三谷徹の同校職員林貞三神原春彦內藤榮吉等と共に發明せる半沈繰法の煮繭器として大正十二年四月特許を得たるものなり。

六、其　他

煮繭器名	發明者氏名	特許月日	特許又ハ新案特許
加壓煮繭器	井上柳梧　平澤勝	大正十三年八月	特
複列式進行同	今井五六	昭和三年六月	新
進行式同	片倉武雄	同五年四月	新
煮繭機	增澤龜之助	同七年十一月	新
進行式	山口常雄	同八年二月	新
進行式加壓高溫煮繭機	上田蠶絲專門學校教授井上柳梧ノ研鑽ヲ基礎トシ其指導ノ下佐藤五郎竹中三郎ノ共同研究ニ成レルモノ	昭和七年八月	

尙昭和七年度長野縣內に於ける煮繭法別製絲釜數は左表の如くにして浮繰分業卽半沈法八七%を占め沈繰八%沈繰五%に過ぎず。

煮繭法別製絲釜數調

繰絲鍋の變遷

（岡谷地方にて使用せるものを標準とす）

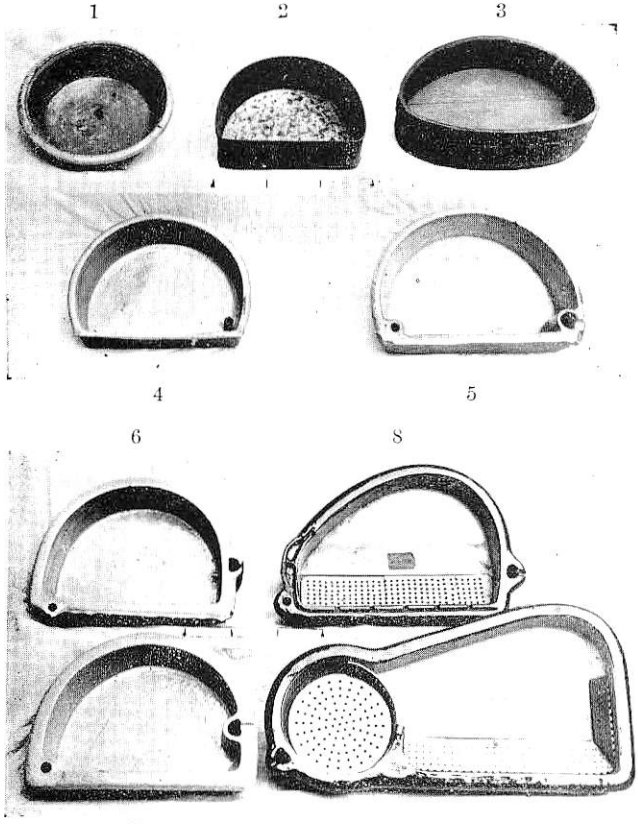

1、明治七、八年頃　岡谷間下ノ武居代次郎氏方ニテ用ヒシモノ　陶製　圓形

2、明治七年頃　岡谷間下ノ武居圓吉氏方ニテ用ヒシモノ　銅製　半圓形

3、明治七年頃　岡谷小口ノ吉田氏方ニテ用ヒシモノ　桶製　同

4、明治十年頃　二ツ枠用　陶製　同

5、明治十二年頃ヨリ岡谷地方ニ用ヒラレタル噴氣孔ヲ有スル半月陶器鍋ハ之ヨリ稍小ナリシト思ハルヽモ今現物ナク之ハ明治三十年頃ヨリ長ク用ヒラレタルモノ　陶製二ツ枠用　同

6、明治末期ヨリ用ヒラレシモノ
噴氣孔外側ニアリ
三ツ枠四ツ枠五ツ枠用
陶製　半月形

7、明治四十年前後ヨリ用ヒラレシモノ
陶製半月形孔ノ内側ニアルモノ
四ツ枠　五ツ枠用
陶製　半月形

8、大正末ヨリ昭和初ニ用ヒラレシモノ
蚕繰分業時代ノモノ
現在岡谷地方ニ此型ノモノ最多シ
陶製　歪三角形

9、昭和四年頃ヨリ
自動索緒用ノモノ
陶製　瓢形

（寫眞尺度ハ三十粍）

煮繭法別 / 郡市別	浮繰分業	浮繰	沈繰
南佐久	一、二五二	四五	—
北佐久	二、二四四	九〇	—
小縣	三、六六五	一六五	一九三
諏訪	三〇、一一四	一、五四〇	六九六
上伊那	五、七八八	二二	四七六
下伊那	六、二一〇	三〇四	三二四
西筑摩	五一二	二〇	一〇〇
東筑摩	一、三二六	一九六	三六〇
南安曇	六四八	八一	五五
北安曇	六二一	—	三五八

煮繭法別 / 郡市別	浮繰分業	浮繰	沈繰
更級	三九二	—	四五
埴科	一、九〇二	一二一	三〇
上高井	二、三三六	二六一	三九六
下高井	一〇〇	—	五五六
上水内	六二	一	一〇〇
下水内	九九	—	—
長野市	四四九	五八	二六二
松本市	三、〇七九	三三五	一、五三七
上田市	七四二	二〇二	二九六
合計	六一、五四一	三、四四〇	五、七八四
百分率	八七%	五%	八%

繰絲鍋　座繰用の繰鍋は湯を充たして煖爐に懸け之を煮繭を浮べて繰絲するものにして鑄物製、ブリキ製素燒製等あり其口徑は一尺內外のもの多し。

明治五年諏訪郡深山田に伊太利式器械製絲行はれ明治七年には埴科郡西條村に富岡製絲場に模せる佛蘭西式器械製絲始まりしが「深山田」を始め信州各地に於ける伊太利式の製絲場は小野組の直接經營若くは後援ありし爲其器械等も最初より當時に於ける完全なる物を用ひたる如く、平野村誌に武居文炳氏所藏の銅製煮繭鍋及繰絲鍋の寫眞を揭げられたり。明治七年小野組の手代木村淺治と上伊那郡宮田の平澤長造とにて經營せる宮田製絲場にて使用せるものは木

村氏東京より持來せるせのなりといふ。前記平澤長造の子息源吉の妻てい女八十四歲の談によれば「煉瓦で竈を築いて槇を短く切つたもので各自に繭を煮て、跡へ冷えぬ樣炭をおこして入れておいた。鍋の白がはげるから訪から職人が來て白をかけた。」とあり同家には今尙此銅製半月形の繰絲鍋二箇を所持せり。「蠶史」に「東洋蠶史手記」を引用して平澤長造は明治六年小野組古川市兵衞が東京築地に設立したる繰絲場は同年九月小野組破產の際官沒となりたるものを購求し水車を裝置し本年始めて七十人繰製絲所を建設す」とあるによつても同家に存するものは築地より來れる事前記てい女の談話と符合し又本縣公文小野組破產に關する書類とも符合す。たゞ蠶史に小野組破產を六年九月とせるは全然誤謬にしてこれは七年十一月なる事明らかなり。

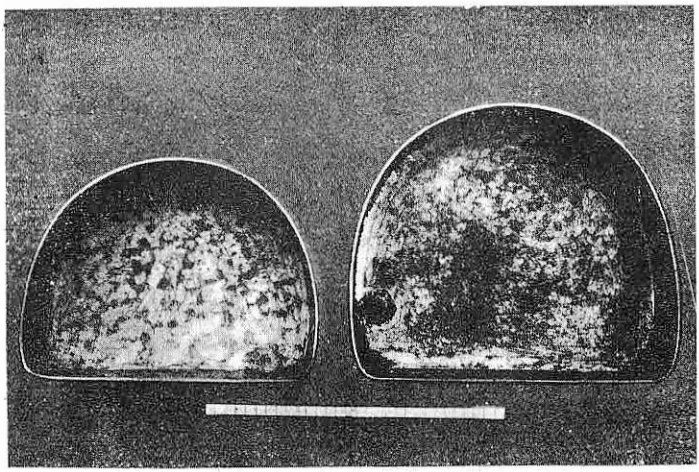

武居文炳氏所藏ノ銅像繰絲鍋　　平野村誌所載

次に西筑摩郡大桑村長野常盤井虎一所藏の鍋は圓形銅製のものにして徑六寸八分深二寸五分なり。又、下高井郡穗波村佐野の春日賢所藏の館三郎考案に成る繰絲釜は鐵製鍔釜にして徑一尺二分五厘深さ四寸三分七厘五毛あり、內部には銹を防ぐ爲に漆を塗れるが如し。煮鍋は銅製徑一尺八分七厘五毛深五寸八分七厘五毛の丸型鍋にて內部には白を塗れり。

人物篇館三郎傳參照

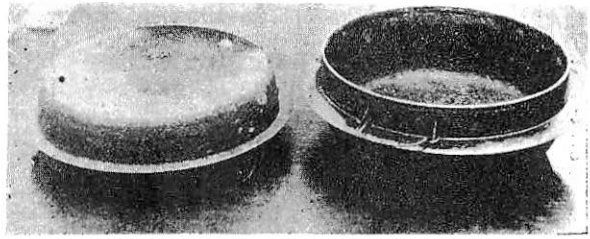

館三郎の鐵製繰絲鍔釜底淺く内部に漆を塗る
春日賢氏藏

其後松代に於ては煮鍋繰鍋共に同地の製陶業者に製造せしめ其形も始圓形なりしが明治十一年頃より半月形となれりといふ。

增澤壬子吉の話に「煮鍋繰鍋は陶器で作つた。これは松代の製陶業者にやかせたがしみに強いといふわけで素燒にした。蒸氣を導く銅のパイプは舊松代藩の鐵砲鍛治に作らせたが一本の長さ漸く三尺位しか出來ず、互に嵌めて作つた。そのパイプから更に支管を出してこれを煮繭繰絲兩鍋の底へ導入し、そのパイプに小孔を穿つて蒸氣を噴かせる樣にした。これはその後も色々考案し或はパイプを横に通した事もある或は又其小孔へ絲がからむのを避ける爲にパイプの上へ蓋をしたこともある。又繭が繰鍋の向側に片寄り作業しにくい爲め中程へ木の境を拵へて見たこともあつた。之を半月形に改造したのは明治十一年頃と思ふ」（平野村誌）

とあり、卽六工社の鍋は最初圓形素燒のものなり、然るに諏訪郡平野村中山社のものは上伊那赤羽製陶場にて製造せしめ其形は最初より半月形の釉藥を施せるものにして、今向同村增澤龜之助氏方に其最初のものを藏す。木曾大桑村常盤井虎一氏所藏のものもこの諏訪式のものにして短徑五寸七

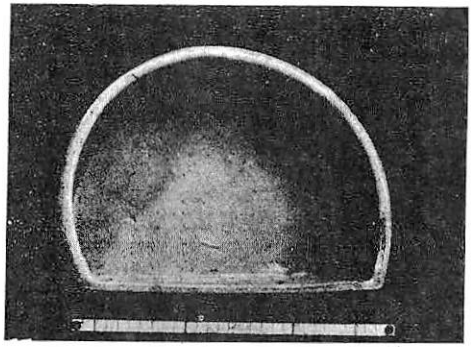

增澤龜三助氏所藏の最初の陶製繰絲鍋
平野村誌所載

分長徑九寸五分の半月形陶製のものなり。

世界大戰後生絲需要國たる米國の好景氣により優良絲の需要增加し絲質本位の繰絲法行はるゝに至り、煮繰分業行はれ種々の煮繭器發明さるゝと共に繰鍋の形狀も頗る多樣の變化を見㈢增澤商店が滋賀縣甲賀郡深川工場に於て製作しつゝある專賣特許增澤式陶製繰絲鍋の如きは煮繰兼業用、分業用煮繭鍋、浮繰用繰絲鍋、半沈用繰絲鍋、沈繰用繰絲鍋、索緒分業用多條繰絲鍋等各々數種若くは十數種の形狀あり、尙不斷の研究を續けつゝあれば今後益々變化を見るならんと想像せらる。

汽罐　信州に於ける最初の器械製絲場たりし上諏訪町み山田製絲場に於ては明治五年築地製絲場に入場して見學し來れる藤森儀右衞門主任となり、同郡神宮寺へ註文して製造せしめたる瓦にて同年七月十六日よりクド築立に從事し、銅鍋は松本銅壺屋市右衞門及大和村銅壺屋藤助に製造せしめ八月二十二日開業の運に至り、又、之につぎて明治六年七月七日に開業せる上高井郡雁田關菊之助の製絲場も其後明治十三年共進會に提出せる申告書によれば

「當製絲場起元ハ明治五年ニシテ、東京築地新榮町小野組ノ製絲器械ノ竈ヲ模寫シ煉瓦石ヲ以築立（信州諏訪郡上諏訪町藤森儀右衞門築造）銅鍋ヲ用ヒ」

とありて「み山田」同樣煉瓦にて築ける竈に鍋製煮繰鍋をかけ煮繰分業三人一組にて繰業せる事明かにして別に汽罐を用ひざるが如し。

然るに翌明治七年に開業せる西條製絲場にいたり始めて銅製の汽罐を用ひて製絲せるも其極めて不完全のものたりしや論なし。增澤壬子吉氏談に「汽罐は最初上田の鍋屋に註文して鑄造させたけれど使用に堪えず松代の銅壺屋に銅で張らせて見た。浦鉾形で下方にこれを貫く焚火孔があり上部には注水口があつて木栓をなし又蒸氣を送り出す孔も

あつたそして其大部分は土を以て塗り埋め時々塗り直しを行つた。明治七年ブリュナ視察に來場の節汽罐室に入るや其危險なる設備に恐れ驚き顏色を失つてとび出してしまつた位であつた。」とあるにて略々其狀態を察するを得べし。

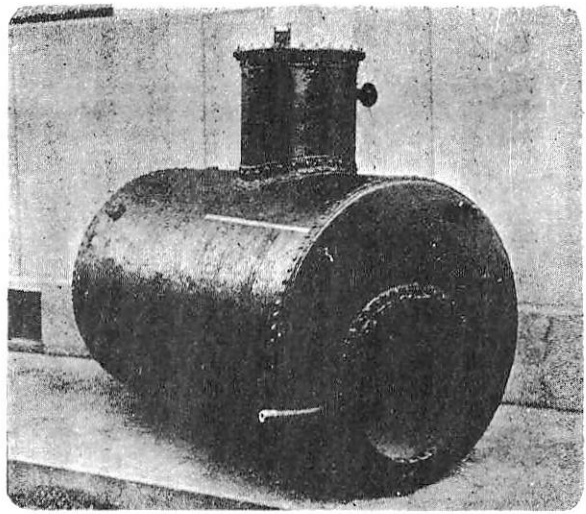

片倉尾澤製絲所所藏の汽罐明治十二、三年頃製造長さ三九尺寸直徑二尺四寸五分焚口の徑一尺一寸七分上部送氣筒の高さ九寸五分直徑一尺一寸八分　平野村誌所載

明治八年諏訪郡平野村に中山社起るに及び汽罐には松本の鍋屋に命じて特に立石入位の大鍔釜を造らしめ之にネヂ止とする鑄物製饅頭笠形の蓋を作らしめ、上部の口より蒸氣をパイプに送る裝置となせるものを用ひたりといふ。此釜は頗る輕便なりしが爲諏訪地方及松本地方にも相當用ひられたるが如し。第三章第三節中山社參照　又、松本市外淺間溫泉にて製絲を營める二木種作の明治十三年申告書には「明治九年富岡へ赴き製絲を熟覽すると雖規模宏大にして微力の素より及ぶ所に非ざるが故に簡便の汽機に改補す。就中汽罐の如きは松本の鐵工丸山彌平なる者と謀り同年より十二年迄四ケ年間に五度改造し漸く輕便の汽罐を發明し其價五十圓乃至百圓にて三十釜乃至五十釜に充用せらる」とあり、其汽罐製造に苦辛せしを見るべく、此汽罐が相當行はれしことは木曾福島の中澤男三郎（昭和九年八十五歲）及大桑村常盤井虎一兩氏とも松本の丸山彌平から汽罐を買つたといひ常盤井氏の方は運搬に不便の爲か同家へ來て毎日トンカン〳〵と製造して組立たとの事にて其形も略今日の如きものなりしといへば或は外焚圓筒形汽罐類

似のものなりしならん。

ついで明治十年に創立せる上伊那高遠町明十社の記錄によれば「蒸汽機械ノ便利ナルコヲ知ルト雖資力ノ及バザルヨリ一朝改良スルコト能ハザルヨリ空シク歳月ヲ經過セリ。然ルニ本年ニ至リ年來工夫セル桶胴汽罐ヲ實驗スルニ頗ル輕便ニシテ功力更ニ異ナルコナク第一價格廉價ニシテ薄資ノ製絲者ノ爲ニ大ニ益スルコナレバ博ク之ヲ傳播シ、手繰ノ粗製ヲ一變セント圖ル、此時ニ當リ近鄉製絲者相踵テ其法ヲ需メ現ニ三ケ場ノ機械場ヲ增立セリ。」とあり。

模範製絲場として本縣に於て明治十一年に設立せる長野製絲場の如く汽罐代に二千二百三十六圓六錢六厘を投ぜるもの或は明治八年既に蒸氣機罐を購入して製絲せる大町の伊東重右衞門の如きを除き一般の製絲家若くは所謂薄資にして製絲を營まんと欲する先人の苦心蓋し吾人の想像の外にあらん。

平野村誌によれば明治十一二年頃より横釜と稱する横据式の釜が使用され始め、明治十四年六月「汽罐屆出書綴」によれば松本に於て製作せるもの最多く活栓汽量器等を有するものは殆んどなし」とあり。松本に於て製作せるは前記丸山彌平ならんか。又この「汽罐屆出綴」なるものが平野村役場に保存せられたるは頗る興味ある事にて明治初期の汽罐は其構造不完全なりし爲往々破裂して工男女に傷害を與ふる事ありしより屢々縣官員を派遣して汽罐の檢査をなさしめたる記事及屆出しめたる記事等縣公文中に存すれども汽罐屆出綴なるものなき爲當時の汽罐はいかなるものが何程存したるかを知る能はざるなり。

左に掲ぐる汽罐破裂の屆出をなせる盛絲社は明治十三年八月の創立、六十八釜の工場にして創業日尙淺きにも關はらずかゝる珍事を惹起せるは當時の汽罐の不完全なりし爲か或は又其使用法に習熟せざるが爲か。而して卽死せる岡田貞次郎は松代の士族なれば恐らく當時斯業の先進地たる松代より技術員として聘せられたる人なるべし。

第七百九十六號

北佐久郡塚原村生絲會社

盛　絲　社

前揭社場ニ於テ去ル十九日曉第五時三十分蒸汽釜破裂別紙ノ通卽死怪我人有之候旨卽日通信委員ヨリ及御通報候得共猶該村戶長衞生委員並社長ヨリ醫師診斷書ヲ以テ届出候ニ付此段及御通報候也

明治十三年十一月廿二日　　北佐久郡役所

本縣衞生課勸業課御中

卽死　長野縣下埴科郡松代町　士族　岡田貞次郎

同　縣下北佐久郡塚原村　平民　小林志ま

怪我人　同縣同郡同村　平民　青木きう

同　縣下諏訪郡下諏訪村　平民　鮎澤さめ

同　神奈川縣下横濱住吉町當時塚原村寄留　平民　菊間鐵五郎

明治十三年七月に至り中山社に於て甲府の山田庄左衛門に依頼してコルニツシュ型厚サ三分徑四尺長さ八尺のものを据付たるを初として諏訪地方は追々松本町にて製造せる横釜のもの廢れコルニツシュ型に改められたるも明治二十年頃迄は甲府松本等にて製造せるものを移入せしが其後同地方にも製絲工場用汽罐其他の製造を目的とせる鐵工場起り、コルニツシュ型に改良を加へて實用上及び經濟上遙かに優れたる多管半通筒式のものを考案され全國各地に用ひられるゝに至れり。

又汽罐を用ふるに至れる頃より設けられたる煙突も最初は鐵板を以て造れる圓筒多かりしが其後煉瓦造のもの又は鐵筋コンクリート造のもの等出で來れり。小工場にては素燒の土管を用ひ棒にて枠を立て針金を以て所々を縛りて支ふるもの又は細木を針金にて圓形に組み之に土を塗れるもの等ありしといふ。

抱合裝置

一、單繰式　本邦に於ける最初の器械製絲は伊太利式にして、信州に於ける最初の器械製絲も小野組の經營若くは其後援によりて經營せるものは築地製絲所より系統を引く伊太利式のものなりしかば抱合裝置にも伊太利に於て發明せられたる單繰式の「ケンネル」を用ひたるもの多し。而して最初のケンネルは眞鑄製一尺以内のものなりしが後には木製にして伊國式より長く撚り掛り弱く且撚數少きを以て作業容易く切斷少く絲目多かりし爲大量生產主義に進める本縣各地に普及せり。彼松代館氏發明の磨撚式も此伊太利式を參考して考案せられしものゝ如し。之についで一般に行はれしは同じく單繰式の「イナヅマ」にして諏訪を始め須坂等に於ても早くより用ひられたるが如し。

須坂町浦野茂八氏藏同家にて明治八年器械製絲開業の際購入せる諸道具記錄に左の如き圖あり其最初にあるものは其形より見て「イナヅマ」なるが如し。

明治八乙亥歳ヨリ至ル

鱗壹浦野近之助持

記



廿丁
十八丁

（イナヅマ？）

小數壹百

（小車又ハ竪？）

小數ハ十

（わらび手）

卅　六本

水汲箱廿數
三寸五分角



煎（煮？）籠廿



ボテ　三十



廿　本



腰掛二十五
高サ壹尺三寸



惡水落し十八



（煮）
煎鍋十八



引（挽）鍋十八

涌（枠）健器械　工女十八人

残テ　内　十弐人
　　六人

信商
浦野
須坂

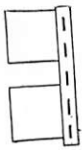

十八口

鐵釜口十八　註文之事
揚枠器械　弐本立
揚枠四本
小枠七十弐
内廿四數
殘テ四十八



壹挺

四百回リ

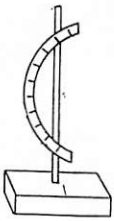

壹挺

紙帳絲タテ五
麻繭タテ五
シブ紙弐枚
繭揚入袋三十
繭ホラジ



壹器械

青竹差渡シ三寸



五本

右之圖中一より三迄は抱合裝置に要する器具他は之に關係なしと雖當時十八人取位の製絲を營むに要する器械の一般を知る料にもと、序を以て書き添へたるなり。

二、複繰式　富岡製絲所が佛式にして抱合裝置も複繰式共捻式なりし爲信州に於ても之に倣ひて創業せる六工社は

勿論、諏訪方の中山社等も始め電式なりしが一時此式を用ひしが僅々兩三年にして再び元の電式に復せりといふ。

平野村誌に「共撚を行つたのは中山社の外に增澤清助のみで其他は村内全部電式であつた」とあり而して其中山社迄電式に復せるを見れば諏訪地方に於ては殆んど共撚式を用ふるものなかりしものか、要するに共撚式は生絲の品位を佳良ならしむれども繰絲工程困難なるが爲、繰絲量少く、且、絲量を減ずるを以て絲質よりも絲量本位の製絲家には不向なりし爲なるべし。

松代に於ては館三郎、明治七年出版の生絲製方指南第二十六圖に於て此共撚法を說明し居り、六工社等亦良絲主義の繰絲を行ひ、須坂地方に於ても、今尙「桑は元右衞門絲は共撚」と稱へつゝあると見れば同地方に於ては共撚式も相當行はれたるものなるべし。

然りと雖其後ケンネル式は漸次改良を加へられ製絲の品位に於ても共撚式に劣らざるものを生產し得るに至り、ことに安東式ケンネルの發明せられし後は全國的にも共撚は漸次減少し大正の末年には全く其影を沒するに至り、本縣に於ても明治三十八年以後漸次減少せる狀況は左表の如し。

調査年次	明治卅八年五月末	同四十一年七月末	同四十四年七月末	自大正三年六月至大正四年五月	自大正六年六月至同七年五月	自大正十年六月至同十一年五月
長野縣	一四(工場) 二、七〇六(釜)	一、一四八	二 二四	—	八 一六五	—
全國	五八八(工場) 九四五(釜)	四〇七 一八、二五四	二九〇 一四、三五三	一五七 八、四六〇	一三八 六、七五三	五三 二、八七六

前表に於て大正十一年に共撚式の殘れるは三重(一、〇三三釜)愛知(二四二)福島(五四〇)岩手(一五四)鳥取(一三五)愛媛(二、八〇二)大分(一七〇)なりしか大正十五年には愛媛にも其影を沒し三重縣伊勢室山製絲場も昭和二年を以て全廢して遂に本

邦に於ける共撚式は全く終熄をつぐるに至れり。（日本蠶絲業史）

緒三節の變遷　口立蔟又は素緒蔟と稱し繰繭の緒絲を索むるが爲に用ゆるものにして、手捉時代には「うつぎの葉」又は「茄子の葉」を用ひたりといふ（山繭養法秘傳抄）又所により藁の「みご」又は草の根、蔟に製造する「もろこしきび」の穗などを用ひたり。

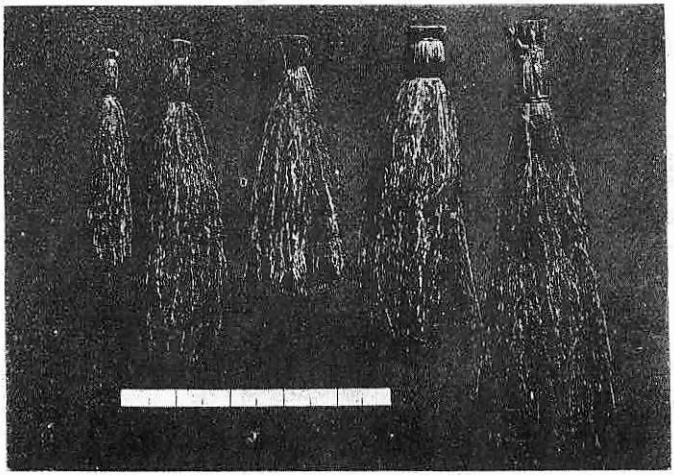

口立蔟ノ變遷　　平野村誌ヨリ

又生絲製方指南には「信州高井郡邊にては日用の火附木を用ひて糸口を立つること卽便第一にして殊に糸口を損せざる事妙なり其仕方は附木の裏面を外とし曲げて木のさか目いら立しを二三枚並らべ持ちて繭の浮みたる所をなでる時は糸口速に其さか目に附て揚るなり」とて「火附木」を利用する事をのべたり。

明治十三年共進會申告書中には緒立蔟は舶來の「ブラセエル」を用ゆる事を記せるものあり富岡製絲所あたりを見學して之に倣へるものなるべし。

又吉池貞助の製絲要解には「糸口を挽立るに各地方種々の習慣あれども多くは糸口立たざるうち繭に疵付釜の底に沈み終に糸とならず故に其損失少からず富岡の官工場にては法國産（佛蘭西）の草の如き柔らかなる木の枝を蔟にして之を用ゆる（ブルイエール、の事ならん）故此憂少なし之を扱ふ方は湯を釜に滿し別

釜に煮たる繭を移し、其中央に浮べて口を立つるなり、其時箒を繭にスリツケル際に徐々として手輕く繭の皮に疵付かぬ様に注意して箒を扱ひ釜中滿面の繭を三、四度に口立つべし又戻斗を引き出すには釜に湯を滿し純糸と交らぬ様注意し手を低くして扱ひ必、釜より四五寸以上揚げる可からず」とあり。本縣に於ては其後一般に藁の「稲莖（ミゴ）」を用ひ其長さは漸次短くなれるが如し。

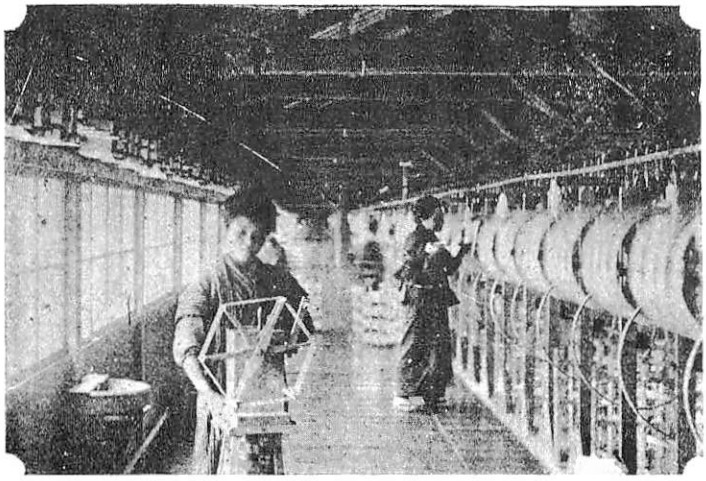

揚返場　明治卅九年撮影　牛山竹次郎氏藏

第三節　共同揚返

信州に於ける共同揚返の起源は上高井郡須坂町東行社に於て行へるものを以て嚆矢と爲すべし。

同社より明治十三年共進會に提出せる「業務沿革總説」に「去る明治八年春各地の器械を折衷し最も水利の便なるにより工場を數所に設く當時同盟僅に十名に足らず、工人漸く八十名を過ぎず、而して其技術粗なる故に販賣價格貴きを得ず、然れども協力耐忍以て其技業に汲々乎として撓まず頗る刻苦を嘗め漸く同年の末に至り稍〻價を得たり。」とあり。又、翌明治九年四月同社にて定めたる製絲方法規則簿に「銘々賣込方便宜のため製絲方法百事同一に可執計」といひ又、其第九條同盟製

絲場に不時立越共に檢査可及事。第十條荷物輸出之節は擔任より廻達次第迅速製絲持參可致事。第十一條製絲荷造之義は同盟一同品位檢査之區別三等に相立輸出之事等によりて品位を均齊にし荷嵩を多くし聲價を高め販路を擴張せんが爲に共同檢査及共同荷造を行へる事を知るべく、此時の加盟者は小田切武兵衛以下二十五名なりき。然るに十年に至り資金を募集し、社則を定め、官准を得て始めて東行社と號し（東行社の創業實は明治八年なるを十年とせるはこれによる）翌明治十一年五月始めて揚籌所を新築せり。十三年の業務沿革總説に

「之レヨリ曩キ我工場ハ數所ニ配置シアルヲ以テ万一製絲粗惡ニ流レン事ヲ恐レ繰返シ場ヲ新築シ各支所ノ製絲ヲ纏メ同一ニ繰返サシム爾后益々入社スル者日ニ月ニ旺盛ニ至リ現時社員六十有余名工女一千百有余名ナリ」

とあり。卽明治十一年以後は新築せる揚返場に於て六十余名の社員の生産せる製絲の共同繰返しを行へる事を示し、尙良絲を生産せんには原料繭を精撰せざる可らざる事を痛感し原料繭の購入に注意せる事は同書に

「原繭精撰檢査委員を社中より若干名を設け日々各支所の原繭精撰を匡正し傍ら製絲工女を監査し其技業の優劣を正し賞罰を履行せしむ之に依て品位大に優等を增したり」

とありて、共同揚返により大いに効果をあげしを見るべし。

最初東行社に加盟せる人名は不明なれども明治九年四月製絲方法規則簿に記名せるものは二十五名をあげたり。恐らく翌十年始めて東行社と命名せし時代の同盟員も之に若干名を加へたるものなるべし。左に同規則簿を揭ぐ。

製絲方法規則簿

須坂町　東行會社

銘々賣込方便宜之タメ製絲方法百事同一ニ可執計目途相立結社同盟決定條約左之通

記

第一條

今般水車器械製絲之義御規則ニ照遵シ品位之磨擧擧達ヲ要シ且一御布告之趣堅相守可申事

第二條

一工女召抱之上者社則之趣懇說可致事

第三條

一繭繰方之義糸目初中末共四百廻リニテ壹分五厘ニテ節ムラ無之光澤有之ヲ第一等ト相定候事

附リ一日ニ繭五升以上繰上且糸目至當ニ有之上等之製造之工女ヱハ適宜ノ褒美可差遣事

第四條

一操賃之義繭一升ニ付

上等二錢　中等一錢五厘　三等一錢

第五條

一工女夜遊等一切不相成事

第六條

一休日毎月二日ト相定候事

但定日之義ハ各家勝手可爲事

第七條

一工女賄之義朝夕一汁晝漬物之事

但毎月一ノ日ハ夕飯之節野菜可用事

第八條

一製絲場へ諸商人其外無用之者出入製禁之事

第九條

一同盟製絲場ヲ相互ニ不時立越共ニ檢査可及事

第十條

一荷物輸出之節ハ擔任ヨリ廻達次第迅速製絲持參可致事

第十一條

一製絲荷造之義ハ同盟一同品位檢査之區別三等ニ相立輸出之事

附リ三等迄ヲ荷造ヱ相加ヘ外ヲ等外ト致本人ヱ相返シ可申事

小田切武兵衞　小田切豊太郎　青木松之助　遠藤万作

牧　類之助　小林善右衞門　青木甚九郎　浦野近之助

神林淺吉　小田切又三郎　牧　友之助　内山榮五郎

村田藤治郎　小山安兵衞　中澤仁作　神林民藏

小柳寅吉　田中錄助　青木忠兵衞　上原吉之助

小林延太郎　神尾甚七　牧　丹三郎　田中半兵衞

牧　清三郎

前顯之通同盟連印確定候上者聊無異漏屹度相守日々ニ益々月々ニ盛大ニ相成樣共和勉勵可致萬一右條約之内一ケ條タリ共違犯之者有之者一同評議之上如何樣之過怠被申開候共一言之異議申間敷候以上

會社擔任　小田切　武兵衞

遠藤萬作

青木甚九郎

明治九年第四月

（須坂町浦野茂八藏）

其後明治十七年四月に至り東行社長たりし小田切式兵衛以下數名東行社を辭して別に俊明社を創設し同じく共同揚返を行へり。

東行社分裂直前、明治十六年の器械製絲場調を見るに

社名	釜數	蒸氣焚火ノ別	運轉種別	直揚再揚	一ケ年製絲高	職工數 男	職工數 女
東行社	一〇六 一、一一〇	蒸氣 焚火	水力 同	再揚 同	八七五貫 二、一五〇貫	一一〇	二一六 一、三〇八

にして分裂後明治二十一年製絲工場調

社名	釜數	蒸氣焚火ノ別	運轉種別	直揚再揚	一ケ年製絲高	職工數 男	職工數 女
東行社	一、四〇五	蒸氣 焚火	水力	再揚	九、八二貫三一〇	一〇五	一、四六五
俊明社	一、二六四	同	水力	再揚	八、三〇〇、八〇	九	一、三六〇

に比し二社に分立し乍ら何れも益々好成績をあげつゝあること右の表にて一目瞭然たり。

東行社は本縣に於ける共同揚返の先驅をなせるものにして開明社を始め諏訪地方の各製絲場も範をこゝにとれるは一般に認むる所なり。然れども其創業時代の規則の如きは固より不備の點多かりしかば、明治二十三年　曩に本縣勸業課八等屬にして此方面に精通し、明治十四年縣下製絲業者の團結たる友誼社の懇望により其社長となり（同社は明治十五年信濃生絲會社と改む）後信濃生絲會社々長たりし鷹野正雄を聘して其改正を依囑せり。同氏は同年六月八日其改正に着手し十一月之を完成せり（鷹野正雄傳參照）

最近當時の印刷物を現東行社長神林秋太郎氏方にて發見せり。而して同書には東行社の沿革を始め諸種の規程類をも掲載せるも最も力を用ひて記せるものは左の「揚枠所事務規程」なり。

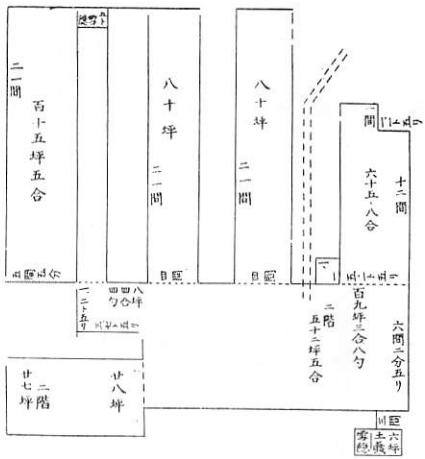

東行社

揚枠所事務規程

第一款　役員及科目之事

第一條

揚枠所ニ左ノ役員ヲ置ク

監督　一名

副監督　一名

揚枠所取締役　七名

第二條

監督ハ揚枠所取締役ノ協賛ヲ得各科一切ノ事務ヲ統理シ職員ノ勤惰ヲ監督シ總テ帳簿ノ檢査ヲナスベシ

第三條

副監督ハ監督事故アルトキニ限リ代理スルモノトス

但規程外ノ事件ハ荷組當番ニ稟議ノ上執行スルモノトス

第四條

揚枠所取締役ハ所内全体ノ事ニ注意スベシ

第五條

揚枠所ニ左ノ九科ヲ設ケ職員ヲ置キ科毎ニ一名ノ科長ヲ其科員

中ヨリ兼務セシム

受附科　無定員

小枠運搬　貳名

小枠受附　一名　外一名豫備員ヲ置ク

小枠渡シ　一名　外一名豫備員ヲ置ク

掃除及荷造　一名　外一名豫備員ヲ置ク

回轉科　貳名

回轉場監査　五給名　外五名豫備員ヲオク

揚返シ工女　七名

テトロ取　一名

大枠科　貳名

大枠受取　一名　外一名豫備員ヲオク

大枠檢査　一名

絲捻科　小女七名

上　編ミ　貳名

絲外シ　拾貳名　外二名豫備員ヲオク

糸捻リ　貳名

秤量科　貳名

デニール檢査　貳名

秤　量　貳名

光纏科　貳名　內壹名補助

光澤檢査　四名

纏　東　一名

巡檢科　一名

罰金調査　一名

日札罰絲渡シ　一名

計算科　三名

札紙調査　三名

計　量　一名

調度科　一名

金錢出納　一名

庶　務　一名

第二款　受付科

第六條

小枠運搬

第一項　各製絲家ヨリ小枠ヲ受取ルトキハ其數ヲ通帳ニ記載シ受取ノ數ト通帳ト相違ナキヲ要ス

第二項　揚枠所ニ小枠運送ノ都度其枠ト通帳トヲ受附ニ出シ通帳ニ割印ヲ受クヘシ

第七條

小枠受附

第一項　運送方ヨリ小枠ヲ受取ルキハ其數ヲ改メ小枠受附度數帳ニ記載シ運送方ノ通帳ニ受取ノ割印ヲ押スヘシ

第二項　揚返シ工女ニ小枠ヲ渡ストキハ小枠渡シ帳ニ工女ノ據印ヲ取ルヘシ

第三項　每日小枠受渡シノ數及殘額ヲ帳簿ニ記載シ每夕日計ヲナシ監督ノ檢印ヲ受クヘシ

第八條

掃除及荷造

第一項　朝夕家屋內外ヲ掃除シ及受附ノ指揮ヲ得テ本水車ノ掛ケ外シヲナスヘシ

第三項　雨天ノ節ハ受附ノ指揮ヲ得テ炭火ヲ起シ之ヲ回轉場ニ配置スヘシ

第三款　回轉科

回轉場監査

第一項　回轉場ヲ巡視シ工女取締規程第五條第六條第七條第八條ニ注意シ第八條ヲ犯ストキハ直チニ監督ニ申出ヘシ

第二項　テト口取ノ受持ヲ定メ其取方ニ相違ナキ樣注意スヘシ

第三項　勤情帳ヲ製シ置キ工女及テト口取ノ勤情優劣等ヲ記載シ半月卽チ十五日目每ニ調査シ等級ヲ按シ監督ニ出スベシ

第十條

揚返シ

第一項　工女ハ一名每ニ通帳ヲ以テ受附方ヨリ小枠ヲ受取、監査方ノ指揮ヲ請ケ大枠ノ受持ヲ定メ負擔スヘシ

第二項　前項ノ小枠ヲ受取ルトキハ該小枠ニ結付シアル目札ニ據印ヲ押スヘシ

第三項　工女ハ切斷ノ用紙ヲ受附ヨリ受取揚返シノ節切斷ノ數ヲ記スヘシ

第四項　糸綛ハ二重編ミトシ中編ミハ揚枠工女之ヲ致シ編絲ハ唐絲水淺黃ヲ用フヘシ

第十一條

テトロ取

第一項　監査方ノ指揮ヲ受ケ回轉場大枠ノ受持ヲ定メ負擔スヘシ

第二項　テトロハ大枠一箇ニ付弐ケ所ツヽ之レヲ取リ直チニ大枠ノ目札ニ結付スヘシ

第四款　大枠科

第十二條

大枠受取

第一項　揚返シ工女ノ異動ヲ調査シ工女取締規程第弐條ノ約定證ヲ徵スヘシ

第二項　大枠ヲ受取切斷用紙ノ點數ヲ檢査シ罰金ニ當ルモ

ハ帳簿ニ記載シ直チニ該製絲家ニ報道スヘシ

第三項　前項檢査濟ノ上ハ大枠ノ數ヲ改メ帳簿ニ記載シ大枠檢査方ニ渡スヘシ

第十三條

大枠檢査

第一項　大枠ハ附類ツナキフシ裏等ヲ檢査シ罰金ニ當ルモノハ帳簿ニ記載シ直チニ製絲家ニ報道スヘシ

第二項　前項檢査濟ノ上ハ大枠ノ數ヲ帳簿ニ記載シ絲捻科ヘ回送スヘシ

第五款　絲　捻　科

第十四條

上編ミ

絲捻科員ノ指揮ヲ受ケ大枠科ヨリ大枠ヲ受取器械ヲ以テ上編ミヲナスヘシ

第十五條

絲外シ

絲捻リ科員ノ指揮ヲ受ケ絲綛ヲ外シ目札並ニテドロヲ添ヘ渡スヘシ

第十六條

絲捻リ

鍋釣形ノ器械ヲ以テ獨リ捻トナシ通帳ニ捻リ絲本數ヲ記入シ秤量ニ渡スベシ

第十七條

デニール檢査

第一項　絲捻リ科ヨリ生絲ノ本數ヲ受取時ハ受取印ヲ通帳ニ押スヘシ

第二項　テドロヲ檢シデニールノ量目ヲ朱ニテ目札ニ記入シ罰金ニ當ルモノハ帳簿ニ記載シ直チニ製絲家ニ報告スベシ

第三項　捻リ絲ハ明細ニ帳簿ニ記載シ每夕日計ヲナシ監督ノ檢印ヲ受クベシ

第十八條

絲目檢査

絲目檢査ハ二綛ヲ壹括トシ秤量シテ疊ニテ目札ニ目方ヲ記入シ光纏科ニ渡スベシ

第七款　光　纏　科

第十九條

光澤檢査

第一項　光澤檢査ハデニールト光澤ヲ比較シ金銀朱ノ三種ニ區別シ最モ粗製ナルモノハ別送リトナスヘシ

第二項　補助ハ檢査方ノ指揮ヲ受ケ生絲ノ色艷ヲ復査スベシ

第三項　前檢檢査濟ノ上ハ目札ニ等級ノ印ヲ押シ札紙渡シ帳ニ記載シ計算科ニ渡ス

第四項　秤量科ヨリ受取タル生絲ノ數ト纏束シタル分及殘余

等ヲ區分シ帳簿ニ記載シ毎夕日計ヲナシ監督ノ（檢ナラン）驗印ヲ受クヘシ

第二十條

生絲纏束

檢查濟ノ生絲ハ等級ニ從ヒ纏束シ荷組帳ニ記載シ直チニ箱詰ニナスベシ

第八款　計算科

第廿一條

札紙調查

第一項　目札ヲ取調接續用紙ヘ壹名毎ニ記載シ切斷ノ上之ヲ目札ト共ニ社員ニ分賦スベシ

第二項　罰絲ノ目札ハ別ニ接續用紙ニ記載シ前項同樣取扱フヘシ

第三項　生絲出荷ノ節ハ製絲等級精算簿ニ記載スヘシ

第廿二條

計算

札紙ニ關スル總テノ計算ヲ取扱フヘシ

第九款　巡檢科

第廿三條

巡回檢查

第一項　社則ニ從ヒ罰絲ノ金ヲ調查シ荷組當番ノ指揮ヲ受ケ製絲家ヨリ之ヲ請取ルベシ

第二項　監督ノ指揮ヲ受ケ各工場ヲ巡回スルコトアルヘシ

第廿四條

目札罰絲渡

第一項　計算科ヨリ調查濟ノ目札ヲ受取リ製絲家ニ渡シ請取證ヲ取ルヘシ

第二項　製絲家ヨリ罰絲受取方申出ツルトキハ秤量科ヨリ之ヲ受取製絲家ニ相渡シ請取ノ證ヲ取ルヘシ

第十款　調度科

第廿五條

金錢出納

第一項　生絲爲換金配當方ハ荷組當番ノ指揮ヲ受ケ計算帳簿ニ記載シ之ヲ取扱フヘシ

第二項　揚枠所必要ノ物品ヲ買入ントスルトキハ荷組當番ヲ經テ本社用度掛ヘ照會ノ上之ヲ買入ヘシ

第三項　本所ニ於テ取扱フ金錢ハ受拂帳ニ記載シ日計ヲナシ監督ノ檢印ヲ受クヘシ

第廿六條

庶務

第一項　職員ノ異動及出勤簿ヲ整理スベシ

第二項　各地ヨリノ電信ハ荷組當番ノ指揮ヲ受ケ迅速ニ之ヲ

取扱フヘシ　本所評議役ノ協賛ヲ得ルニ於テハ此規程ヲ更正增補スルヲ得ヘシ

第三項　諸文書ノ往復ハ當番ノ指揮ヲ受ケ取扱フヘシ

第廿七條

共同揚返場の續出

（須坂町　神林秋太郎藏）

明治十四年共同生絲荷預所問題につき內外商間に葛藤を生じたる爲生絲輸出を妨害し、又、邦人によりて企てられたる同仲社其他の直輸計畫も外商の妨害に遭ひ爲に我蠶絲界は大打擊を蒙り、續いて明治十六年は春以來絲價は低落の一路を辿れるに糸加へて弗相場の崩落により製絲業者の沒落する者多かりき。

而して當時の製絲業者は概ね小資本家なるが故に共經營は過小に陷り、從而生產費は嵩み販賣には不利の點多かりしかば、同盟結社して資本を糾合し、團結を固くして信用を篤くするの必要を生じ、又、一方に於ては檢查人を巡廻せしめて繰絲を監督し精粗によりて等級を分ち同一品位の生絲を多量に生產し、以て生產費の低減を圖ると共に品位を向上せしめて其聲價を高めて販路を擴張するの利なるを覺り共同揚返を行ふもの續出せり。

一、開明社　東行社につぎ諏訪地方に於て率先共同揚返を行へるものを開明社となす。

之より先信州各地の製絲場に於て荷口を多からしめん爲共同荷造をなす結社組織を見しが開明社も夙に共同荷造を行ひ原料の共同購入迄も行ひしが更に百尺竿頭一步を進めて共同揚返を行ひて品位の統一をはかるに至れるなり。明治二十年八月開明社提出の博覽會生絲出品申告書に

「明治十七年一月社中相謀り揚返しを一体に改良せん爲水車運轉の揚返場（建坪二百六十六坪六枠三百三十設備）を新築し（此所に於て一社社務をも取扱ふ）明治十七年六月開業則其目的は是迄各製絲場にて揚返をなすが故に精粗一ならざるにより、外國需要者の患害を免れ

ず。依て一の繰返場を建設し一所に取纏め一手に繰返しをなすが故に再繰の際、縒れの患なく、各製絲家にとりても揚返しの勞なく製方一圖に注意するの益あり。檢査を一体になし精密平等の益あり社務取扱に雜費を省く益あり此の如く三箇の利益あり。」云々

とありて開明社共同揚返所設立の趣意を明にせり。明治二十三年四月二十五日信濃殖産雜誌に濱視之助の寄せたる「諏訪製絲業沿革」にも再繰に附帶せる利益を揚げて

「一、大に製造費を減じ

二、又光澤の良否デニールの細大により等級を別ち賞罰を課するを以て各自競ふて精製を謀り、從つて原料買入に注意して上品を撰み

三、養蠶家は上下價格の差甚しきを以て下品を多量に得んよりは寧ろ上品を少しく得んと勉むるに至り自然蠶業全体を改良するに至る」

といへり。

開明社の共同揚返場設置に當り天龍川の水力を利用せんが爲水車を設けんとせるに際し、中筋湖岸の村々より故障出しも、程なく解決し、同年五月には「開明社規則」及び「職制並檢査法」を定めて縣令の許可を請へり。此届書に署名捺印せる社員は左の二十四名なり。

平野村　林倉太郎　林源左衛門　橋爪卯之吉　林　市重　松勝左衛門　林仙左衛門　林清吉

小林登一郎　小口音次　尾澤金左衛門　尾澤辰　川岸村　横内源右衛門　片倉角左衛門　片倉幾太郎　横之助　林熊吉　林佐金治　林瀬平　林要吉　小　内龜三郎　片倉兼太郎　花岡作太郎　花岡民藏

林金左衛門　花岡坦治

職制並檢査法

小枠運ヒ六人

一右六人ニテ各製絲場ノ小枠ヲ運送ス

一小枠通帳銘々一帳宛請取置候事

一右通帳ヘ其度々受取ノ小枠數ヲ記サセ見留印請候事

一請取ノ小枠ヲ會社請付ヘ渡シ請取ノ檢印ヲ請クベシ

小枠受附方

一運送ノ小枠ノ數ヲ通帳ニ引合目札ノ有無ヲ改メ請取ノ捺印ヲナスヘシ

一小枠受取ノ帳簿ヲ制シ置、一日分ノ合計ヲナシ、取締役ノ面前ニ於テ小枠通帳ト引合セ之ニ檢印ヲウクヘシ

一揚枠檢査表ヲ制シ置繰返シ工女ノ届出ル毎ニ表面ヘ記入シ日々ノ合計ヲナシ回期ニ（一回ハ十五日）至レハ該表ヲ取締ニ差出ヘシ。

繰返シ工女

一事業ノ巧拙ニ應シ多少請持ヲ定メ負擔スヘシ。

一揚枠ノ度々受附ヘ届出ヘシ

一毎回試驗ニヨリ等級ヲ定ム。

デニール取

一繰返シ場ニ於テ順次ニナスヘシ。

絲捻リ

一取扱念入ニナスヘシ。

絲目改メ方

一絲貳捻ヲ以テ絲目ヲ秤量シテ札ヘ記スヘシ。

デニール改方

一四百回ノ目方相改メ札ヘ記スヘシ

生絲檢査方

一生絲ノ品位ヲ三等ニ分チ、目札ヘ等級ノ印ヲ捺スヘシ

纏束方

一等級ニ隨而纏束シ終日取扱所ノ數ヲ計算シ取締ノ檢印ヲウクヘシ

計算方

一絲目明細帳ヘ目札ノ表面ノ如ク記入シ日計ヲナスコト

左ノ如シ

絲目明細帳書式

工女番號	日	デニール	品位	絲目
五	二	十五	一等	四十目
二	二	十四	二等	四十一目
十	一	十三	一等	四十一目
二十	三	十	三等	四十二目
二十五	三	十五	三等	四十一目
七	一	廿	三等	四十目

メ貳百四拾五目

內譯　一號　八十一目

貳號　四十一目

三號　百二十三目

賣上ケ計算割賦法

貳等ハ壹等ヨリ十圓下ケ

三等ハ一等ヨリ貳拾五圓下ケ

巡回檢査人

一毎日各所ノ製絲場ヲ巡回スヘシ。

一計算方ノ明細帳ヲ寫取、デニール檢査表ヲ制シ、規則ニ照シ賞罰ヲ行フヘシ

工女番號　デニール檢査表　開明社　何ノ誰

一　十五十三十三賞十四十三賞十三十五十三賞十三

二　十三十一罰十四十三十二十三十四十三賞十三

三

工女賞罰規則

賞金

デニール十三十四十五

一日六十目以上試驗三度續候者　金五錢

同　斷　五度續候者　金十錢

一日六十目引以下三度續候者　金貳錢

同　斷　五度續候者　金四錢

工女一ケ月皆勤ノ者（但シ下等工女ハ此限リニアラス）　金十錢

罰金

十一　十七　十八　金十錢

十　十九　金廿錢　算書ヲ社員ニ報告スヘシ。

九　廿　金壹圓　副社長

八以下　廿以上　金貳圓　一副社長ハ社長ノ事務ヲ代理セシム。

右ノ賞金ハ工女ニ與ヘ罰金ハ製造人ヨリ出ス。

取締役　社長

一社中一切ノ事務ヲ總理スルノ權ヲ有ス。

一他ノ役員ヲ推糺シ總テ帳簿ノ檢査ヲナシ年末ニ至リ精　規則及ひ職制檢査法はその後屢々變改せられたり。

開明社が共同揚返を行ひて好成績を收めしより、平野村は勿論諏訪郡各地に亘りて之に倣ふもの多く上諏訪の鵜湖社、下諏訪の白鶴社、七曜星社、平野村の改良社、平野社、矢島社、金山社、明進社、信英社、龍上館等諏訪郡内のみにても十數社を數ふるに至り、或者は多量を以て或者は上製を以て鳴れり。而して當時に於ける絲の品位よりいへば鵜湖白鶴開明七曜等の順序にして其絲價の開きは十二枚半乃至十五枚なりしといふ。又全國としては山陽製絲、伊勢室山、宇都宮大濤商會等の製絲が最も品質良く是等は鵜湖社より五枚方上にして高遠の明十社は略々鵜湖社に等しく須坂の東行社、俊明社等は白鶴社より幾分落ちたりといふ。元下諏訪町長小口小次郎氏談

二、鵜湖社　同社は明治十年の設立にして器械生絲の良品を製出する爲に苦心せる事は既に述たるが如し。而して良品を製出するには良繭を撰び、製絲の方法を精密にし、優等の工女を使傭するに非ざれば其効果を收め難きを以て創業より明治十八年迄各自の總絲を持寄り、檢査の上共同販賣をなせしが明治十九年社則を改め開明社に倣ひ、共同揚返場を設け社長に茅野彌右衞門を擧げて生絲の精製、規格の統一を圖りしかば益々盛大となり、明治二十四五年頃には上諏訪下諏訪四賀等に亘りて社員十五六名釜數五百餘釜に達せり。又、同社員竹田禎造は學識技術共に優れたる敏

腕家にして頗る斯業に熱心し深く名譽を重んじ精良なる生絲を製造し、之を海外に輸出して本邦の名譽と共に社名を海外に轟かさんことを勉め改良に改良を加へたり。當時之が爲に宮内省より御料用として御註文を忝ふし、又、各地の博覽會等に出品して賞を得る事頗る多かりき。然れども精製改良に急にして經營（ことに經濟方面）の方面に於て闕くる處ありしと其柱石たりし竹田氏の早逝せるが爲に事業に蹉跌を來たし解散の止むなきに至れるは惜むべし。

鵜湖の諸規則中特に注目すべきは第十條製絲方に於て煮繭前の處理をなせること、工女賞罰定則が開明社のそれよりも一層細密嚴重なること、製絲家罰則の存する事等なりとす。左に之を掲ぐ。

製絲家罰則

一デニール外レ

十二　十六　三點ツヽ、

十一　十七　六點ツヽ、

但シ以上以下トモニ壹デニールヲ增減スル毎ニ壹倍ヲ加フ、四十八點以上六十點ヲ極度トス　償壹點ニ付金五錢宛トス。

但右罰則ノ工女ヲ解傭セバ償金ヲ免除ス。

一製絲帳銘細帳ト照合ノ上不引合分ハ左ノ償金出スモノトス。

一デニール外レ壹點ニ付　金拾錢ツヽ、

一デニール上ケ違壹點ニ付　金三錢ツヽ、

一切斷上ケ落シ壹ツニ付　金三錢ツヽ、

一光澤上ケ違ヒ壹ツニ付　金三錢ツヽ
一ヨリ附　フシ中留ナシ片枠取上ケ落シ一ツニ付　金三錢ツヽ
一切斷四ツニ付　壹點
一繋キフシ長キ　壹點
一中留ナキ　壹點
一大フシ　壹點
一小フシ多キ　壹點
一撚リ附　參點
一壹目以上ノ片枠取　壹點
右壹點ニ付金參錢ツヽ
一右償金ハ爲換金或ハ賣揚代金ノ內ヨリ引取社費ニ充ツベシ。
右之通良絲ヲ製出スルタメ社員同盟協議決定シタル證トシテ記名調印致スモノ也

社長　茅野彌右衞門　㊞

かかる嚴重なる規約の下に協心同力して改良につとめしかば其進歩著しきものありたることは次の改良社の盟約中に見るが如し。

三、改良社　これも從前共同荷造を行へるものが明治二十年に至り平野村小井川字妙巫に間口二十間奥行四間四尺の工場三棟五十八坪の事務所其他附屬建物より成る共同揚返場を建築し大釜二百四十挺を設備して共同再繰を行ふに至

れり。而して其主唱者兩角傳助宮坂嘉右衞門、小口吉左衞門、宮坂清之丞の四名が明治十九年十一月連署作成せる「盟約證」に

「抑皇國の物産多き中に生絲は其一二に出る。幸に今や當郡は小なりと雖、本國の二三と他より唱せらるるを以て衆人等相競ふ。就中開明社は去年中揚返し場を建築し日々の利を得るに至る。已に鵜湖の進歩を見るにしのびず。依而我輩等相謀て繰返し場を建築し、永く盛業を計り益々研究せん事を」云々

とあるによりて其設立の趣意並に開明社鵜湖社の好成績に鑑み此企をなせるを知るべし。共同揚返場の設立は開明社の設立以後明治二十二三年頃迄打續きことに二十二年度は一般に十分の利益ありしを以て製絲釜數の增加共同揚返場の建築繭倉庫の建築等にて大工其他の繁忙一方ならず大晦日も元日も用捨なく雪中雪を排して土台を据え工事を進めたりといふ。先に記せる明進、信英、龍上七曜星社等は皆二十三年の建築に成れるものなるはこの二十二年の影響をうけたるものなるべし。

如斯一時流行せし共同揚返場も其後關係各工場の釜數の增加規模の擴大整備等によりて共同の必要薄らぎ、或は社員個人の失敗廢業等によりて退社する者を生じて存立の意義を失ふ等の事情によりて、明治二十八年改良社まづ解散し續いて平野社鵜湖社等解散して明治三十年頃には殆んど全く解散し盡し其今日に存續するものは信英社のみなりといふ。（平野村誌一九四―二一三）

第四節　燃料の問題

製絲業に燃料の必要缺く可らざるものたるは云ふ迄もなく、其燃料としては薪炭、木炭、石炭、重油等を重なるものとす。

而して燃料として以上四種各々其特長あり短所あれども之を歴史的に視察する時は初期の製絲業には主として薪木炭等を用ひ、次で石炭、重油等を用ふるに至り最近に至りては電熱を利用して製絲業を營む者を生ずるに至れり。之を本縣の製絲業につきて見るも大凡左の三期に區分する事を得べし。

第一期　薪炭を主とせる時代　　明治二十五年頃迄
第二期　薪炭石炭併用時代　　日露戰役頃迄
第三期　石炭を主とせる時代　　日露戰後以後

尙須坂地方にては明治三十三年頃より同三十九年頃迄重油を使用せる重油時代あるも全縣的にあらざるが故にここに加へざる事とせり。

右の表に示せる如く座繰時代より器機製絲の初期にありては煮繭法は重に七輪又はクドを用ひ各自に薪を焚きて繭を煮、炭火を以て繰湯の溫度を保つ方法をとりし爲に燃料としては專ら薪炭を用ひたり。されば當時製絲業を始むる者は原料繭、工女、水利と共に燃料問題を考慮して創業せる事は屢々聞く所なり。幸、信州は山多く谷深くして到る處其谷壁の斜には薪炭となすべき雜木の繁茂を見しかば之によりて容易に製絲燃料を得ることを得たり。

卽製絲業の最も盛なる平野村に於ては澤山(横河山)より薪を採りしが製絲業の隆盛に赴くにつれて不足を生じ東俣官林の拂下(明治十七八年)をなし、或は上伊那郡横河山御料林の拂下をなして其需要を充たし下諏訪町に於ても東俣御料林の拂下、或は砥澤山、赤澁山等より薪炭を得て製絲を營みしが砥澤山赤澁山等は濫伐の爲遂に薪炭の缺乏を

來し、燃料の爲同地方の製絲業は危機に瀕せりといふ。（元下諏訪町長小口小次郎氏談）又、埴科郡松代町に於ては其近郊西條村其他の村落は雜木林に富み慶藩以前は同地方の農家は薪炭を町に鬻ぎて副業となせる者多く慶藩後は此薪炭の販路減少せる爲地方の經濟に影響を及ぼし六工社は一面此問題解決の爲にも製絲を始めたるものなりといへり。次に諏訪と對立せる須坂町に於ても上信國境より連亘せる仁禮谷（南山）高井谷（東山）等に生産せる薪炭は從來その谷口聚落たる須坂町を集散地として搬出されしを以て此處に製絲業をなす人々は燃料に於ては頗る天惠的位置を占めたりといふべし。

燃料の消費額　薪炭時代に於ける一釜當り燃料消費額は幾許なりしか、勿論座繰と器械の相違によりてもそこに幾分の違ひあらんと考へらるれども座繰時代の資料は知るに由なきを以て須臾く措き器械製絲の燃料につき明治二十一年——二十四年頃本縣にて調査せるものを見るに、夏期冬期を通じて繰釜百箇に付平均一日十五駄即六十束（生材にして一束七貫五百目）を用ふるを例とし其價格は夏冬平均一駄（四束を一駄とし三十貫）三十八錢なりきといふ。

但しこれは左記十四工場につきての調査なり。

製絲工場名	汽罐數	所在地
日の出松社	一ケ	下高井郡中野町
東俊行社	一〇二ケ	上高井郡須坂町
六工社	七ケ	埴科郡松代町
三工社		
二工社		
松代製絲會社		
松代工業館		

長野製絲場	一ケ	上水内郡長野町
信陽館 國分製絲場 榮社	三ケ	小縣郡上田町
純水館 淺岳社	二ケ	北佐久郡小諸町
汽罐總數	一一六ケ	繰釜數 四千個

而して薪と石炭との當時に於ける價格より以上四千釜に就て共利害を比較すれば百釜に付一日平均薪十五駄即六十束（生材にして一束七貫五百目）として四千釜にては六百駄一万八千貫を要す。各製絲場平均一ケ年就業日數百五十日とすれば二百七十万貫にして平均一駄（四束三十貫）三十八錢とすれば總許三万四千二百圓となる。

石炭一に對する薪（針葉樹）二、七 の比として薪百萬貫に石炭三十七貫の割合なれば小樽にて石炭一噸（千六百八十斤）の價四圓五十錢新潟迄の運賃二圓同港より長野迄の運賃二圓合計八圓五十錢にして一貫目は三錢八厘に當り、薪一貫目は一錢一厘なれば、薪百萬貫代一萬一千百十一圓十一錢一厘石炭三十七萬貫代一萬一千六百四十圓〇七錢五厘に當る旨を記せり。

之による時は石炭に比し薪の有利なること明らかにして縣下全体を通じては依然として薪の使用多かりしによることは次の表によりて知るべし。

明治二十三年製絲釜數調

郡名	釜數	郡名	釜數
南佐久	二四一	諏訪	八、〇九七

北佐久　二九二
小縣　四九一
更級　二三八
埴科　一、一三三
上高井　三、九三一
下高井　一、二九五
上水内　一五〇
下水内　一
合計　七、七七一

總釜數　二萬三千〇九十一釜

燃料調

一ケ年　薪五拾壹万九千五百四拾七駄五分

此目方千五百五拾八萬六千四百貳拾五貫

此價拾九萬七千四百貳拾八圓〇五錢

南部　壹萬五千參百貳拾釜

薪參拾四萬四千七百駄

此目方千〇參拾四萬千貫

此價拾參萬〇九百八拾五圓九拾錢

上伊那　二、二九六
下伊那　一、七〇二
西筑摩　一、八七二
東筑摩　五〇
南安曇　九五
北安曇　一、二〇八
合計　一五、三二〇

北部　七千七百七拾壹釜

薪拾七萬四千八百四拾七駄五分

此目方五百弐拾四萬五千四百弐拾五貫

此價六萬六千四百四拾弐圓拾五錢

卽一ケ年五拾一萬九千五百四拾七駄五分約五十二萬駄といふ驚くべき數量の薪を使用する事となり、製絲釜數の增加に伴ひて此數量は益々增加するを以て信州各製絲業地とも燃料の不足を訴へ之を他町村他郡市より移入し或は官有林の拂下を願ふに至れり。今其二三の例をあぐれば次の如し。

出願年	出願官林名	出願者
明治十二年十一月十二日	東筑摩郡 三嶽社上地官林	東筑摩郡鹽尻村米山彦四郎　外三名
明治二十五年	上伊那郡 横河山御料林立木 二十萬本	諏訪郡平野村開明社
明治二十七年	西筑摩郡 楢川村御料林	諏訪郡改良、金山、明進、矢島社

然れども薪炭材の不足は製絲家をして石炭使用を餘儀なくせしめ諏訪地方にありては明治二十年頃より東筑摩郡西條産出の西條炭を使用し始めしも當時篠井線中央線共に未開通の時代にして馬の背又は荷馬車によりて運搬せしかば運賃高くして採算とれず、且之を使用する時は汽罐の損傷甚だしく危險なりと稱せられしかば明治三十年代に入りても平野村内製絲工場の石炭使用は總釜數の三割位に過ぎず三十六年には横濱石炭商の手によりて九州炭始めて小口組に移入され翌年にも少量來りしが其後は再び西條炭のみを使用するに至れり。ことに明治三十六年篠井線松本迄開通

し同年末には鹽尻迄延長され、又、鹽尻より平野村間下に鐵索を架設して三十七年四月より運轉を開始し西條炭の輸送を行ふ者を見るに至り、石炭の消費量は俄然增加して石炭時代を現出するに至れり。

又、須坂中野松代等は豊野若くは屋代を距る僅々二里半に過ぎざるが故に明治二十一年信越線碓氷を除く外開通せる後は北海道炭を直江津港より移入し、豊野若くは屋代より先は運送馬車手車等にて運搬せり。長野、上田、小諸等停車場の所在地が之を移入せるは元よりいふ迄もなし。然れども北信地方に於ても石炭の使用に慣れざると、石炭使用の爲に汽罐を破損する事多き等の理由によつて薪と併用せる事は諏訪地方と同じく爲に流石豊富なりし同地方の薪林も伐採し盡して山肌を露はし、遂に下高井郡の山地又は千曲川を越えて上水內郡山部地方より薪炭の供給を仰ぎ且六人一臺械の製絲場に於ては之に使用する爲特に樵割人足を傭ひて二つに挽き切らしめたり。

かくて此薪石炭併用時代は明治三十二年迄續きたりしが明治三十二年より新潟縣柏崎にて生産せる重油を薪の代用として使用せしに運搬費を加ふるも尙薪の三分の一以下の費用にて十分なりしかば北信地方に於ては明治三十三年より三十九年迄薪を廢して重油を使用する事となり重油時代を現出せり。

重油使用調　明治三十三年

凡例　細字は三十三年一月八日に至る使用量
太字は同九月より十二月に至る使用見込量

郡市別＼使用別	製絲場	繭乾燥場
南佐久	一〇五、九石斗 **三二六、九**	—
北佐久	四六〇、六 **五七二、〇**	—

小縣	八〇〇、〇	二、二八一、五
更級	一、八	七五七、二
—		—
埴科	二、七一五、一	四一八、〇
	六、〇五九、四	五二、〇
上高井	六、九一二、〇	—
	八、五八八、〇	
下高井	一、〇三六、六	—
	二、四八六、七	
下水内	五〇、〇	—
	一八〇、〇	
長野	—	—
合計	一二、〇八二、〇	四一八、〇
	二一、二五一、七	五二、〇



中央須坂重油長屋間口八間奥行九尺　今井城大郎氏藏

右の表につきて見るも、三十三年一月より八月迄の使用量一萬二千八十二石に對し後期の九月より十二月に至る四ヶ月分の使用見込量が二萬一千二百五十一石七斗に達せるを見れば其後の重油使用が益々增加せしを推知すべく須坂町には最近迄東行社の重油貯藏所が重油長屋として須坂町梅屋敷地籍に存せしも昭和九年道路開鑿により取壞されたり。

然るに其後化學の進歩により重油の新用途發見さるると共に其價格急激に騰貴せしかば三十九年頃より再び石炭を使用せしが鐵道交通の便開くると共に最初北海道炭を直江津よ

り移入せしもの九州炭常盤炭を併用するに至り最近は殆んど常盤炭を購入するに至れり。

而して其運搬につきても、最初は豊野驛より馬又は運送馬車によりて運ばれしが、大正六年に至り、吉田驛より横町に鐵索を設けて運搬するに至り、大正十一年六月十日には長野電鐵須坂驛迄開通し河東線も亦同年開通せしかば自由に石炭を移入し得るに至れり。

諏訪地方にありても明治三十八年中央東線岡谷迄開通し同四十四年には中央線の全通を見しかば常盤炭九州炭を始め撫順炭等をも移入さるるに至れり。大正元年以來岡谷驛に到着せる石炭數量左の如し。

年次	數量	年次	數量	年次	數量
大正元年	五五、二六四	大正七年	一〇四、一四五	大正十三年	一〇三、四八二
大正二年	六〇、二六四	大正八年	一〇一、九二〇	大正十四年	一一〇、三三七
大正三年	五四、〇九七	大正九年	八七、八四四	大正十五年	一〇八、七一六
大正四年	七四、〇九八	大正十年	九九、三一一	昭和二年	一一六、九九六
大正五年	九三、一三五	大正十一年	九七、三六七	昭和三年	一〇七、七〇七
大正六年	一〇三、二五八	大正十二年	一〇六、九三七	昭和四年	一〇七、七六四
昭和五年	一〇六、九六六				
昭和六年	九四、八六九				
昭和七年	八五、六九五				
昭和八年	七七、三九八				

大正九年の蠶絲界大恐慌以後、業者は生絲生産費の低減につきて苦心考究の結果燃料費節約の一法として本縣に豊富なる電力を利用して電熱煮繭を行はんとし、其試驗研究を本縣工業試驗場に於て行はれん事を請へり。

電熱煮繭試驗の義に付上申

製絲業經營の要決は生産費の減少を以て第一義とす生産費を節約するの方法多々ありと雖も就中燃料費を減ずるを

以て緊要なる問題と思惟す本縣製絲業の要する燃料の大部分は他地方よりの移入に係り運賃增嵩比較高價の石炭を要するのみならず海陸運輸の都合に依りては時として甚しく燃料輸送調節を欠き爲めに事業の休止するの止むを得ざる如き從來其例尠からず斯の如きは製絲經濟上地方的缺陷にして當業者の常に苦痛とする所なり。

本縣の地勢田來山岳河川に富み落差あり到る處發電の利便あるを以て石炭燃料に代ふるに電熱裝置に因り煮繭に應用せば獨り製絲經濟上得策なるのみならず技術上の利便尠からざるべく而かも將來は早晩其時代に到達せんことを確信す依而希くは大正十一年度より縣立試驗場の施設事業として試驗研究を遂げ早く其實績を擧げ當業者の指針たらしめられんことを謹て玆に卑見開陳す。

大正十年九月

官有林拂下願

明治十二年十一月十二日

小原忠道

同

勸業課

東筑摩郡鹽尻村米山彦四郎外三名ノ者共製絲百人繰器械建設セント欲シ百方遏慮盡力スルモ最寄木材ニ乏シク不得止該村內三嶽社上知官林立木拂請度ニ付當長野山林局出張所添翰別紙ノ通リ願出候條一應事由ノ顚末承糺候處本來鹽尻村ノ義ハ舊筑摩縣所轄以前卽チ舊伊那縣ニ於テ娼妓營業ヲ廢シ正業ニ就カシメル爲說諭スルモ從來ノ產業ニ離レ苦情百出恰モ追分宿ノ民情ト一般漸々衰頽ノ色ヲ現ハシ眞ニ憫然ノ趣相聞ヘ候間左案山林局長野出張所ヘ添簡御下渡相成可然哉

勸甲第二百五十二號

東筑摩郡鹽尻村米山彦四郎外三名ノ者共製絲百人繰器械建設將來國產繁殖ノ基本ヲ擴充セント欲シ百方盡力苦辛旣ニ

建築資本金ハ充備スルモ如何セン用材ニ欠乏終ニ實際手ヲ下ス能ハズ不得止該村所屬三嶽神社上地官林内ニ於テ立木拂下ノ義別紙ノ通リ請求願出一應事由調査候處抑モ該村ノ位置タル山麓ニ村落ヲ結フト雖モ大ニ森林ニ乏シク現ニ日用必需ノ薪炭スラ間々缺乏ニ苦シム程ノ義ニシテ眞ニ憫然ノ至リニ有之候加之製絲ノ事業タルヤ其影響スルトコロ獨リ本邦物産ノ隆衰ノミナラズ海外貿易上ノ盛衰ニモ關シ今日忽諸スベカラザル業務ニ付特別ヲ以テ何分ノ御會議相成樣致度依而願人並請願書トモ一同差出候條可然御取計有之度此旨申進候也

明治十二年十一月十二日　　長野縣

山林局長野出張所　御中

第五節　原動力

器械製絲場創設時代に器械運轉の動力として用ひられたるものは主として水力及人力にして、ことに水力は初期工場經營の動力源として欠く可らざるものたりしことは上伊那吉田吉郎の沿革に「明治十一年富岡に模して器械を製造し、横井百間餘穿ちて水口を得圓徑七尺の水車を運轉せしも水不足の爲又竝（竪）井を穿つ、又、水不足人力繞車をなす十三年に至り僥倖なる哉水口を得て器械場を去る七百餘間の地より水を引く」云々と、卽、横井を穿ち又竪井を穿ち苦心慘憺して尙且水車運轉せず、人力を以て車を回轉せしめしに、三年目に至り七百餘間隔絶せる水口を得て狂喜せる有樣彷彿として眼前に展開し來るを見る。又東筑摩郡今井村倉橋增藏は「明治十二年少しく器具を修して製絲に着手す。技業漸く進むと雖惜い哉天旱し用水非常に乏しく水車施動中止し、之が爲に損耗頗る多し」といへり。之

に反し須坂町の如きは最も水利に富み地名の示す如く須く坂にして落差大なる裏川用水路あり。然もそれが夙くより穀商に利用せられて水車を運轉し或は締油業者に利用せられて居りし事が、器械製絲の勃興と同時にそれに轉ずる契機となり、明治八年初めて數人の人々により此水車を動力とせる器械製絲創めらるるや、僅々三年にして明治十一年には水車動力器械製絲場七十四ケ所を數ふるに至り、如何にも其轉向の速かにして容易なるを示せり。これ固より、同地方に原料繭の潤澤にして、燃料豊富、工女を得易かりし事等の諸原因にもよれども他に比して頗る簡單に運轉動力を得らるる事が一大原因をなせる事は彼佛國に於て里昂附近に機業の發達せると同一理由によるものならん。

同町内にても屋敷内に用水路なき爲、小田切常三郎氏の如きは墨坂神社の西側を通れる用水路に水車を仕掛其處より二十五間の長さの輪棒をつけて道路を横ぎり屋敷内へ動力を引入れたりといふ。

從而、水車動力時代同町に於ける宅地の價格は其宅地内の瀧の高さと傾斜の如何によつて決定され、瀧の高さ一尺に付拾圓以上の價格の相違あり、郊外の疇地にても瀧の取り得らるる場所は爭つて高價に買收せりといふ。

されば屋敷を改修せる爲隣屋敷の水車の運轉に支障を來し、遂に「瀧訴訟」を起せる事珍らしからざりしといふ。

明治十七年東行社より分離して俊明社結社され明治二十二年には此東西、南北各十町足らずの小地域内に百〇一ケ所の製絲用瀧と水車とが製絲動力として活躍せりといふ。

其後電動力の用ひらるるに至り裏川水車も漸次減少せるも、昭和四年調同町の製絲工場は三十八ケ所中殆んど全部が舊來の場所にありて、移轉せるものは極めて少く現在の須坂町の製絲工場の系列は裏川用水の流路と一致し須坂製絲業發達の經路を雄辯に物語れり。

前に記せる吉田吉郎倉橋增藏の如き特別のものを除けば、本縣は概して水量豊富にして落差に富める扇狀地若くは

河岸段丘等多きが爲、器械製絲發達の初期に於て天龍川釜口の岡谷地方を始め早くも水力を利用せる器械製絲各地に勃興し明治十二年には三百六十一工場を數ふるに至りついで明治十六年には四百九十五工場に增加し明治十八年には六百十工場を算せり。ついで明治二十一年の調査には百工場に激減せるも、これ明治十四五年の失敗に鑑み組合組織に變更して品位を均齊にし聲價を高進せしめ商事を擴張せん事を圖れる爲にして東筑摩郡に於ける屋滿と組筑摩社開進社松本組等の如く數十工場合同して一組名として登錄せる爲にして、實際に於て減少せるに非ず。明治二十六年には四百四十七工場に復せり是等工場について其運轉の動力を調査すれば實に次の如くにして明治二十六年頃迄、動力は殆んど水力に依れるものなる事を知るべし。

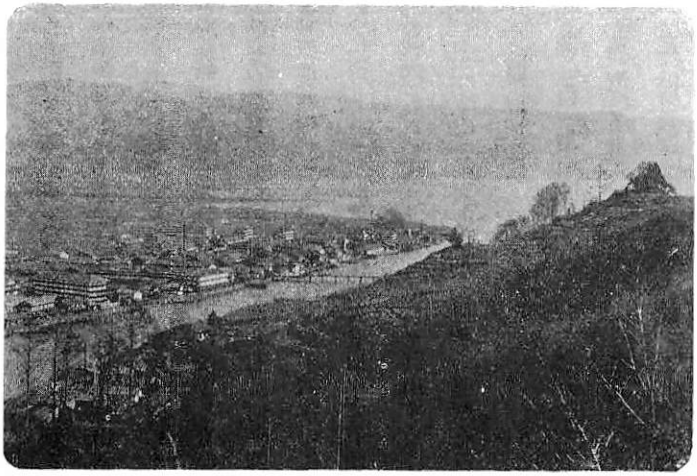

天龍川口製絲場羅列之圖　明治三十九年撮影　牛山竹次郎氏藏

年次 / 運轉力	明治六年	同七年	同九年	同十二年	同十六年	同十八年	同二十一年	同二十六年
水力	三四一	四五三	五五八	八七	七	三七九		
人力	一七	四三	四三	六	七	四四		
足力	三	一	三	—	—	—		
蒸氣力	—	—	—	—	—	三		
不明	—	—	七	—	—	—		
計	三六一	四九五	六一〇	一〇〇	七	四四七		

右の表に於て見るが如く明治時代には人力によりて器械を運轉せしむる工場相當の數に達し、或は腕力によりて車軸にとり附けたる把手を押し或は足にて歩根を踏みて車を廻轉せしめしが人力を以て行ふ事なれば疲勞の爲に廻轉の速度に不均齊を來すを免かるゝ能はず。勿論水力と雖も灌漑用水等を利用する場合には水田の灌漑水を多く要する場合には水量に變化を來たし爲に水車の廻轉に不均齊を來すことあり。又、水量少き河水等にて旱魃等の場合運轉不能に陷る事無きにしも非ざれども人力によるものに比すれば其差當に寄壤のみに非ざりき。

蒸氣力を動力に利用するに至りしは何年頃なりしか頗る不明なれども明治二十一年の工場調には未だ一ケ所も蒸氣を動力に利用せる工場なく明治二十六年の工場調に二十二ケ所を數ふるに至れるを見れば恐らく二十四五年頃より用ふるに至りしものか、其後漸次增加して今日に至れるものならん。

其後大正時代に入りても水力を利用することは繼續して行はれ大正七年十人以上の製絲工場にて水力を利用せるもの八百三十七工場ありて全工場數の三割を占め世界大戰後の大正十四年に於ける原動力の種類等次の如し。

原動機	實馬力
蒸汽機關	二、七九一
蒸汽タービン	二五六
瓦斯機關	一七
石油機關	四一
タービン水車	六四
ペルトン水車	九
	一九、一五一
	九六一
	二六三
	一六八
	二三五
	二一

日本型水車	四九九	八六三
電動機	三、四二三	七、六八一
計	七、一〇一	二九、三四四

平野村誌には明治四十一年山十組にて揚水機に電動力を用ひたるを電動力を製絲工場に用ひたる最初となし、ついで四十二年同組に於て再繰場運轉力としてモーターを用ひて好成績を收めしより之に倣ふもの多く、大正二年天龍川に架設せる水車を撤廢する事となりてより急激に增加せりと記せり。本縣に於て電動力を最初に用ひし工場及年代に就ては此他に記せるものあるを知らず。

第六節　製絲用水

信州に於ける明治初期の製絲業者は、水力を利用して器械を運轉せしめ以て、蒸氣機關を設備するに比して固定資本を最少限度に止むると共に、燃料其他の費用を節約せんが爲に、山麓地帶の丘陵地、河岸段丘、扇狀地等水車を運轉するに便なる地に製絲場を建築せり。

然るにかゝる地方の水は其湧出する水源地を距ること遠からざるもの多かりしが爲に其水中には炭酸石灰の如き製絲に有害なるものを含む場合少からず、從つて動力源としては十分利用せられたるも製絲用水としては適當ならざるもの多かりしが如し。

例へば高遠明十社の如きも「水質惡しき爲絲目が切れて利益なく失敗せり」とは同地方故老の談にして、高遠町木

曾屋老夫婦（七十二才）の談をきくに同地士族にて企てたる銀行會社等は何れも失敗せしが盛進社だけは何とかして地方繁榮の一策として存續せしめたしと片倉組にて二年程試みしも絲目ガ切れて採算立たず遂に廢業せりといひ、須坂の如きも最初同地を流るゝ裏川用水を使用して繰絲せしが明治十九年コレラ病流行の爲水門を鎖して裏川水の使用を禁止せる爲一時工場を閉鎖せし事あり其爲、繭に殘を生じ之を諏訪に賣脚せるに須坂にては百匁に付絲量二十八匁なりしもの、諏訪にては三十匁以上出たる事を聞き其原因を調査せるに、當時須坂にて製絲に使用せる裏川用水の本流市川の上流米子川の河水は仁禮地震の影響をうけて硫酸分を混じ來り製絲に不適當なる事を確むるを得たり。

於茲同業者一同苦辛探索の結果市川の支流灰野川の伏流水を小日向地籍に發見し、之を土管にて引用せんことを企て、明治二十年五月廿四日縣に出願して其許可を得て直に工事に着手し、同年中に完成する事を得、始めて良質の煮繭繰絲用水を得るに至れり。

而して此土管式の簡易水道は、須坂の地形が坂にして傾斜多き爲敷設に頗る好都合なりしといふ。

其後釜數の增加と一般の人々の飲用水に供せる爲、簡易水道のみにては不足を生じ、横町尻、馬場町、春木町等の製絲家は井戸を堀りしも、十間以上も堀らざれば湧出せず汲み上ぐるにも困難なりし爲再び瀘桶を使用して裏川の水を混用する者、又は、湧泉地帶に工場を移轉する者等あり、又、千曲川揚水等の議も起りしが、大正十四年上水道の完成するに及び此問題は解決したるが如し。

本縣製絲場中始めて水質試驗（定性分析）を行へるを長野製絲場となす。同製絲場は明治十一年縣費を以て縣下の模範として設立せるものなれば其設備につきても費用を惜しまず建設せるにも拘はらず水利に乏しく且水質極めて悪しく井を穿つこと三ヶ所に及びしも其成績別表の如くにしに何れも思はしからずよつて貯水槽を設けて汚物を濾過し

或は曝露法によりて水質を改善する等苦心の結果漸く清水を得て良質の絲を製造し得るに至れりといふ。

長野製絲場用水定性假試驗表

明治十三年四月　病院藥局　小柳祥一調査

	第一號鐘井堰流水	第二號同　上	第三號汲間井水
石灰	著明	多量	多量
苦土	著明	著明	多量
曾青母	少量	適量	同上
剝篤斐母	少量	少量	同上
硫化水素	不應	同上	同上
暗母尼亞	痕跡	不應	痕跡
亞硝酸	僅微	痕跡	極微
硝酸	極微	極微	同上
遊離炭酸	不應但シ蒸發ノ際飛散セシモノナラン	同上	同上
硫酸	著明	同上	多量
塩酸	多量	適量	過多
燐酸	ナシ	同上	同上
亞硫化鐵及酸化鐵	ナシ	同上	同上
有機物	僅微	少量	同上

反應	中性	同上
清濁及色	蒸發セルモノ淡褐色ヲ帶ブ	同上
臭	蒸發セルモノ微ニ腐木ノ如キヲ覺ユ	同上

	同上
	同上
	同上

又本縣最初の製絲場たりし深山田製絲場に於ても明治六年七月二十日水質試驗を行へること小野器械方記の記す所によりて明らかなり。

而して、此時試驗に供せる水は諏訪湖水、愛宕水角間川水の三種にして其結果左の如し。

第一等　愛宕水及び角間川水

第二等　愛宕日向水　愛宕水を暴露して日向水となせるもの

第三等　諏訪湖水

但し此等級は絲目によつて附せるものにして光澤に於ては愛宕日向水最も劣れる事を記せり。

一般に諏訪製絲業の發達は其湖水の水質が製絲用水として最適なるが爲なりと唱へられるゝも、此深山田製絲場の試驗にも明らかなるが如く、當時の人々は湖水よりも寧ろ清澄なる河水泉水の方が絲質絲量の上に好結果を齎らすと考へたるが如し。從つて明治十年頃迄の製絲工場は深山田製絲場を始め中山製絲場、鵜湖社白鶴社等著名の工場は水車運轉の關係もあれど皆、其、附近の小川の水を用ひたゞ其濁を除く爲に簡單なる濾過桶を備へたるに過ぎず。

然るに逐年釜數の增加作業日數の增加等は到底從來の如き小川泉水等少量の水にては其用を充すこと能はず。ことに雨天の爲水の溷濁せる場合又は旱魃の爲に水量の減ぜる場合或は水田灌漑の爲に停水せる場合等には休業せざる可らざるに至りしかば、かゝる場合に應ずる爲貯水池を設くるに至れり。

當業者が其工場附近に百坪乃至百五十坪位の池を作り小川の水を堰入れ木管又は鐵管等により工場に通水する設備は明治二十年頃より大正末年頃迄行はれたりしがこれ前記の如き水量の不足なからしめんが爲の準備貯水たりしなり然るにそれか自ら夾雜物の沈澱作用を行ひ曝露によりて用水改良の役目をなせる事は偶然の結果にして、其後製絲技術の進歩に伴ひ曝露効果を大ならしむる爲に貯水地中に仕切をつけて水の流動距離を長くする等の工夫も行はるゝに至れり。

諏訪湖及び天龍川に於ては自然に沈澱、濾過等の理學的作用行はれ、又、十分太陽空氣等に曝露し、水中に含有せる重炭酸塩の石灰曾達苦土鐵等に化學變化を起さしめ、不溶解性と爲して水中に沈澱せしめ自然に水質を改良するが故に製絲用水として好適せるは論を俟たず。

然し乍ら最初之を使用せる人々はかゝる水質に着眼して創業せしに非ず寧ろ泉水何水等の清きを求めたるは前述の如し。

始めて天龍河畔に製絲場を建設せるは林國藏片倉兼太郎等にして後年製絲王と稱へられし片倉兼太郎は明治十一年川岸村三澤區内なる天龍河畔に三十二人繰の洋式器械製絲場を設け六月五日を以て開業し地名を冠して垣外製絲場と稱し、林國藏氏亦自村平野村に於て天龍河畔に工場を設け小口苦藏氏は諏訪湖岸に製絲場を設けしより湖岸又は天龍河畔に工場を設け湖水を使用する者漸次增加せり。

而して動力源として用ふるには勿論水車を用ひたる事、片倉兼太郎同光治連名にて明治十三年共進會に出品せる申告書にも水車圓徑三丈七尺九寸とあるによりて知るべく、製絲用水としては始め足踏等人力による水揚卿筒を使用するものと動力用水車に小なる汲上器を附設し水車の廻轉につれこれ等の器に汲上げられたる水は上部の水槽にあげら

る裝置も多かりしが明治四十一年頃より電力によりて揚水する事行はれ、大正三年には丸山製絲水道組合成立し同年六月岡谷丸山丘上のタンク建設工事に着手し十月竣成し、湖水及天龍河の水を用ふるもの益々增加せり。

明治二十一年頃中林素友其他二十六名によりて飯山町に設立せられたる協心社製絲場も亦此用水には頗る苦心し數ケ所に井戸を掘りしも何れも硬水にして思はしからず、たゞ城山の西にありし井戸は一ケ所だけよろしかりしといふ又篠井長太郎氏受持の上町の製絲場は千曲川の水を蒸氣にて揚水して用ひたる時代もありしが收支償はずして廢せりといふ。

尙、本縣製絲用水に關しては長野縣工業試驗場技手早乙女新一郎氏の研究になれる「諏訪地方並に上下伊那地方の水質とその製絲工業に及ぼす影響について」長野縣工業試驗場彙報第一號昭和四年六月及び第十四號昭和五年六月に詳細なる實驗成績揭載せられたり。

第七節　生絲整理

第一項　揚返しと絡交

上埴守國の著せる養蠶秘錄（享和二年出版）及び成田重衛著の養蠶綱節（文化十年出版）にも旣に小枠より大枠に絲を卷きかへる圖あれば再繰は我邦に於ても相當早くより行はれしなるべし。又、信州にては松代の館三郎生絲製方指南（明治七年三月出版）に「直揚の事」と題して「直揚にて繭を煮たる器より直に大枠に繰揚る事先年一時流行しが其絲筋こはく且絲の附着する氣味ありて惡しき故、其後漸々に用ゆる人も稀なりしが、今又洋風に倣ひ種々の器械を用ひ或は洗淨方

とて第八圖の如くにして大枠に繰揚るもあり先年の大枠繰とは雲泥の相違にして絲筋美良と雖も唯奇を好み器械を名とする迄にて其實一度小枠に繰揚げ再度大枠に移す方生絲は上品となるなり。」云々とありて古來直揚法ありしも欠點多く用ゆる人も稀なりしに、明治の初年深山田製絲場を始め伊太利式製絲場にて行へる直揚法は古來の法より勝れるも、しかも再繰の方がより以上、上品の生絲を製し得るを說き更に「大枠揚返の方」に於て

「生絲を小枠より大枠に繰返すには小枠を湯又水に浸し濕すなれども、是も唯枠の角々而已濡るゝ位をよしとす。余り水の多く濕りたるは繰揚て後ちに絲筋こわくなりて甚よろからず。又、大枠も是迄用ひし繩〆の枠は不便利なりと雖、今國々に用ゆる所凡そ繩〆の大枠なれば一時に改正すは又難きことなり。去れば其繩を〆るに及び能々心を用ひてゆるまぬ樣にすべし。又金物にて五六ケ所せんくさびを以て〆るも可なり。各工夫のありたき事なり、何となれば繩のゆるむに隨ひ枠のちゞみて絲張たるむ故に自然と絲に縮出て甚だ見惡しく、唯大枠に卷揚、內外ちゝむことなく絲筋通り幾萬筋も一筋となりスツキリとして繰返す時速かなるを宜しとす。先年此縮を態々附し事あり、是愚にして人を僞るの端なり、又大枠に繰揚る後は早く乾くをよしとす別して雨天などの節は入念に火の氣を用ひ能々乾し然る後はずし取ても是を其國々の習ひに結び又結ばづとも貯ふるには濕氣をきびしく防ぐべし是は其絲の縮み且は光澤も自然ときゆるを畏るゝなり」

と述たり。之によりて當時古來よりの繩〆の枠を用ひたる事、大枠に繰揚たる後に早く乾燥せしむべき事等を說き大枠の改良にも言及せり。又本書にては繰返す際小枠を湯又は水にて濡すべき事を說けるも小縣の吉池貞助著製絲要解明治十二年七月縣へ提出せる書によれば「絲を小枠より大枠へ移し揚ぐるには成るべく速なるを良しとす。而て小枠の角々絲の結着凝固せしを解き揚げ安からしむるには其日の繰り湯と同じ熱度なる湯を以て角々のみをよく濕して揚げ移すべし。決し

て水にて濕す勿れ。若水にて濡す時は絲硬くなりて品位下るなり注意すべし」とありて絶對に水にて濡す事を禁ぜるの相違あり。直揚法に就ては更に記す所なし。これ當時の趨勢は直揚を喜はず、又本邦の如き濡氣多き國に適せずと爲す者多かりし爲ならんか。左に明治十六年及二十六年本縣製絲工場調より直揚と再揚別工場數を摘出して表示すれば次の如し。

年次 / 直揚再揚別	明治十六年	百分比	明治二十六年	百分比
直揚	八	一・六一%	一〇	二・二四%
再揚	四八七	九八・三八%	四三七	九七・七六%
計	四九五	一〇〇・〇〇%	四四七	一〇〇・三〇%

揚返法について信州最初の器械製絲場たる深山田社は明治五年八月創業の際は大枠直揚なりしを六年に至りて小枠取繰返し器械に改めたること、六年八月卅一日附永山筑摩權令より大隈參議宛生絲獻納之書類にあれバ同製絲場は創業の際一ケ年たけ直揚なりしも翌年より再揚に改めたるが如し。

明治五年築地入舟町の製絲場に學び深山田最初の工女たる上諏訪町桑原町藤森けん女（安政三年生）の談に「とつた絲はすぐ大枠にあげた其後小枠へとつて大枠へとり返す樣になつた」とあり。

ついで翌六年半官費を以つて設立せる中野製絲場も當時の圖面に枠揚置場繰返場あり、又、富岡製絲所に模せる六二社にも其圖面に二間三八に七間の繰返し場あればいづれも再揚を行ひたるもの、如し。

然れども是等の製絲場に於ける揚返しの方法につきは記錄のよるべきものなく、其詳細を知ること能はず。たゞ明

治八年に創業せる中山社の揚返方法につき平野村誌に「揚返」場は同建物の上段にあり、揚返器械はその中央に複列式に取付けてあつた。大枠は檜材を以て作り周圍五尺六寸五分の四角形で、其停轉裝置は踏止式絡交裝置は平綾連振で原器には山路又は菱形の物を用ひ現在繰絲器械に於て使つて居るものと略々同樣のものであつた。揚返手續は繰絲場で繰り終つた小枠へ工女の氏名月日等を記した札紙をつけた上揚返場に渡され、揚返場では、これを受け入れて更に揚返工場に渡す工女は小枠絲を水に浸した帊布若くは生皮等でしめし大枠へ繰返した。大枠生絲の乾燥設備としては揚返器械一窓おきに炭火を入れた火鉢を置いた。小枠の半ば巻き取られた頃中編を施し尙途中デニール絲を取る。揚返の終つた綛絲は赤色の木綿双子絲を以て編み結留をした」（武居文炳氏談）とあり。

明治十七年共同揚返場を設けて揚返を行へる諏訪開明社の揚返器械は三百三十窓にして之を複列式に裝置し、其器械構造は大体今日と大差なかりしといふ。大枠は周圍五尺の四角枠を用ひ枠手の長さ一尺六寸にして、伸縮裝置は枠手を麻繩にて縛り生絲を外す時は之を解きてゆるめ、大枠停轉裝置は手止式にして楔形の板の引きさしにより、絡交は連振式平綾にしてその原器は山路を用ひ大枠乾燥裝置なく摺輪は木製曲物にして其構造は今日と同一にして大さは直徑一尺なりしといふ。

繰返方法は社員各自の工場より送り來れる小枠を揚返場の小枠受附方が小枠運搬人の持參する小枠通帳と對照して其數と目札の有無とを改め小枠受取帳に記入し兩帳に割印して受取の證とし、受取れる小枠は直に揚返工女に渡して揚返さしむ。

工女は自己の受持窓數に該當するだけの小枠を其作業場に持込み目札に自分の番號を捺し、小枠絲を冷水に浸せる布にて露し之を横壁の枠挿にさし揚返しを行へりといふ。富岡日記に「小枠から揚げますにまづ水でしめして下の台

に小枠をさす棒がありますそれにさしまして六角の上に眞鍮の丸い板金をのせるのであります絲が角にかゝらぬ様に致しまして、ガラスの上から下がつて居るかぎにかけそれよりあやふりにガラスのワラビの形の物がありますそれに通して大枠にかけるのであります」とあり。

小枠の位置は床上四尺許の高さにして揚返器械の大枠よりは七尺程の距離にありしといふ。而して當時の揚返法は主として横揚法なりしといふ此式による時は小枠絲の早く乾かぬ事、絲の切端の見出し易き事、絲の通過距離長き爲比較的よく乾燥する事等の長所を有せりといふ。又開明社に於ても中山社の如く完全なる大枠乾燥裝置なく中山社の方法と同じく一窓おきに直徑一尺三寸深さ一尺位の陶製丸火鉢を置き之に炭火を入れて乾燥せりといふ。されば其煙及灰埃の爲生絲の色澤を損じ、且固着絲、濕氣綛多かりしといふ。當時此炭火の配給者は始業前迄に全部を配給し且作業中にも火の絶えざるやう注意し、傍らデニール絲をとる事を擔當せる爲隨分大仕事なりしといふ。普通火鉢一箇一日の木炭消費量は六七百目にして雨天等には一貫目以上を使用せりといふ。尙デニール絲は一枠より四百回卽ち四百七十六米宛をとれり。明治十七八年頃の同社の揚返工女は年令三十才以上のもの多く一人の受持大枠數は十二挺より十五六挺一日に三十挺乃至四十挺位揚返すを普通とし、揚返工場一棟に一人の見番を置き、作業監督、器械修繕、揚枠の計算等をなさしむ。

一枠の揚返半ばに中編と稱して一ヶ所を四編みし全部終れバ同様の方法にて力絲を施し、力絲には青色木綿四十番手の双子絲を用ひ緒留法は割留なきりき。絲、乾けば大枠を外し共儘檢査所に持參し、大枠檢査係より綛絲に付類節、裏絲、濕氣綛、渡り絲、枠返切斷、緒留力絲の掛け方等につき檢査をうけ若し缺點あれば繰絲工女揚返工女はそれ〴〵罰點を附せられたり。

次に絲を大枠より外し絲捻りは之をうけて捻造りとなし絲目デニールを調べて檢査室に渡し、こゝにて最後の檢査を行ひ絲色及び光澤等により一、二、三等の等級を定め、纏束方はそれに從つて別々に括に作り荷造を行ひ出荷するに至る。かくして工場名、工女番號日附等を各工場に於て記入し、其部分を撚りて小枠につけ來れる日札は揚返場各掛の手を順次にへて絲目デニール切斷粗製等級等の事項を更に書き加へ最後に計算方へ廻り絲目明細帳に記載されそれがやがて各社會の絲代金精算及び工女賃銀計算の基本となれりといふ。（平野村誌鮎澤二郎氏談）

如斯器械製絲も各工場の規模小なる中は互に氣脉を通じ共同揚返所を設けて一方にはお互に經費を節約し、又一方に於ては品位を向上統一せしめ同一格の荷口を多からしめ販賣上の利益を得る事につとめたりき。

揚返方法の變遷

揚返方法も明治の初期以來或は縱揚横揚或は、六角枠、四角枠等と種々研究變遷せしが横枠四角枠の、成績良好なりしかば明治二十四、五年頃には全部之に改りしが其後四角枠は枠回轉に際し抵抗力を多く受け生絲の仲度は幾分失ふの傾あると共に絡交作用を減殺せらるゝを以て六角枠漸次增加の傾向となり。又デニール絲の取り方も其頃に至り四百回を廢して二百回となせり。

釜數と揚返設備

	調査工場數	大枠の種類		同上百分比例	
		四角モノ	六角モノ	四角モノ	六角モノ
明治四十年	一、三二六	一四三	一、一八三	二	八五
大正四年	八二一	五〇	七七一	六	九四

明治の初期は釜數に對し揚返設備少く其末年に至りても約半數位なりしが、大正三年以後一代交雜種の普及繰絲法の改善、賣繭法の改良等により繰絲能率增進の結果揚枠は繰絲釜と同數の設備を要するに至り揚返場の改造增築等行はれたること左表の如し。

繰絲釜數と揚返窓數との關係表

年度	工場數	釜數	揚返窓數	繰釜百ニ對スル揚返窓數ノ比
明治四十年末	五二二	四三、三九八	二四、五四七	五六、五四
昭和八年度	八三七	六五、九八二	五五、二四七	八三、七三
昭和八年度共同揚返場	二一	一一、六八二	一二、九一五	一一〇、五五

座繰製絲と揚返

明治六年一月生絲改會社第十二條二ッ取器械の欠點をのべて大枠へ繰返し候節に至り極めて切れ口多く云々とあり明治初期の座繰製絲未だ衰へざりし時代に群馬縣等に於ては座繰製絲も亦揚返を行ふべき旨訓令せりとの事なるが本縣に於ても小縣郡を始め更級埴科上下高井郡の一部古來提絲の盛なりし地方は明治二十年代に入りても座繰盛に行はれしが揚返をなさざるものは繰返しの際糊着して頗る不都合なりしかば揚返を行ひたる如く明治二十一年長野縣蠶絲業組合にて調査せる座繰揚返場の數實に左表の如し。以て座繰製絲にも揚返しを奬勵せるを見るべし。

座繰揚返場　明治二十一年調

郡社名	設立年月	位置	社長又ハ工場長 社長ハ◎	工女現在數	横濱委托店	運轉	揚枠ノ數	就業日數	就業時間	始業終業
小縣郡弘業社	明治二十一年八月	別所村	◎倉澤良治	一八	—	水力	二〇	六四	九	八月三日 十一月六日

| | | |

同	常田善吉	同	十九年七月	浦野町	◎常田善吉	二〇	一	同	二〇	一二五	三	七月十日	十一月十五日
同	横島八郎右衞門	同	同	同町	◎横島八郎右衞門	三	一	同	三	一〇三	九	八月十日	十二月二十七日
同	戸島榮藏	同	十九年八月	仁古田村	◎戸島榮藏	三	一	同	二〇	一一〇	三	七月十日	十一月八日
同	矢島彦三郎	同	同	同	◎矢島彦三郎	三	一	同	二〇	一一〇	三	七月十日	十一月八日
同	久保田極一	同	十九年七月	岡村	◎久保田極一	一五	一	同	二〇	一一三	九	八月二日	十月二十七日
同	信濃製絲協會支社	同		同村	◎村田代治郎	二五	一	同	二〇	一一〇	三	七月十五日	十一月十五日
同	泉林平	同	二十年九月	同村	◎泉林平	三	一	同	二〇	一一三	六	九月五日	十一月三十日
同	横澤島太郎	同		當鄉村	◎横澤島太	三〇	一	同	一〇	六六	六	九月十四日	十一月二十日
同	關豐右衞門	同	十九年八月	同村	關豐右衞門	一〇	一	同	一〇	六〇	四	九月十日	十一月十日
同	早川源作	同	十九年七月	同村	早川源作	三五	一	同	一〇	八〇	五	九月十二日	十一月三十日
同	山本周作	同	十九年八月	同村	山本周作	八	一	同	一一	一一〇	六	七月十六日	十一月十五日
同	落合寬孝	同		同村	落合寬孝	一〇	一	同	一〇	一二八	六	八月二十五日	十二月十五日
同	山浦與三治	同	二十年九月	同村	山浦與三治	一五	一	同	一〇	九八	七	九月十二日	十二月十八日
同	羽田作彌	同	十八年七月	和田村	羽田作彌	一	一	水力	四	七〇	不詳	七月二十日	九月二十日
同	信濃製絲協會和田支會	同	十九年七月	同村	上野新次	一	一	同	二〇	八三	九	七月二十日	十月十日
北安曇郡	太田茂作	同	五年五月	千國村	◎太田茂作	二〇	一	人力	二〇	五二	一〇	七月十五日	九月十七日

| | | |

同	小西菊治	同	同村	小西菊治	四	一	同	五	一五一	一三	八月二十二日
下高井郡	擴益社	同	十八年六月	中野町	◎伊藤善助	三〇	茂木小野商店	水力	一三七	一四	七月一日十一月三十日
同	星川社	同	六年	佐野村	◎巻日喜一郎	六	原澁澤商店	人力	六〇	九五	七月一日十月三十日
同	兒玉社	同	十九年六月	平穩村	◎兒玉己代作	四五	原商店	水力	三〇	六六	七月七日十一月十日
同	高野社	同	二十年七月	高野社	◎小林茂右衞門	三五	茂木商店	人力	三〇	一一〇	七月七日十月三十日
同	田中組	同	十七年七月	中野町	◎田中關太郎	三五	原商店	同	一〇	一三〇	七月十一日十一月十一日
同	蓬來社	同	十八年七月	平穩村	小林小兵衞	四〇	—	水力	三〇	六五	七月七日九月十日
同	島田元吉	同	十八年	堺村	島田元吉	四	—	不詳	一〇	七二	七月一日九月十一日
上水内郡	更水社	同	十九年六月	斯町村	中澤元右衞門	六	澁澤商店	人力	一〇	三〇	六月二十五日十一月九日
下水内郡	川口養治	同	二十年四月	飯山町	川口養治	三〇	茂木澁澤商店	同	一〇	六〇	七月八日十月三十日

揚返しと乾燥裝置

中山社又は開明社時代に於ては揚返しに乾燥裝置なく火鉢に炭火を入れて乾燥せしめし爲灰埃に汚れ色澤を損せること、既に述べたる所の如し。然るに日清戰後著しき製絲業の發展に伴ひ明治二十九年小枠暖管裝置始められ同三十二年には大枠暖管裝置も行はるゝに至れり。明治二十九年四月横濱神戸の二ケ所に生絲檢査所を設け本邦產生絲を賣買するものは內外人を問はず檢査所に檢査を請求し得る事とし神戸は六月廿八日、横濱は八月五日より事務を開始したことに三十三年一月横濱內外生絲貿易商間に締結せられたる協約中水分檢査の結果正量と原量との間百分の二以上の

減量は賣主より買主に辨償さるゝことゝなりし爲生絲の含水量について一般に注意せられしかば乾燥裝置は忽ち普及するに至り爲に綛絲の固着等も減じ、色澤も優良となり品位向上するに至れり。

手挽時代には繰絲の際絡交を用ふる事なかりしが開港後需要者よりの忠告により綾振を施すに至れり。而して絡交は最初伊佛の式を模倣せしが明治二十三年二月、六工社長大里忠一郎伊佛蠶業事情調査の爲歐洲に出張し其歸朝の途米國機業地視察の際繰返しの良否は綾の如何に關する事を見聞し、且同國機業家（アダム氏？）より網綾に改むべしとの注意を得て二十一中の器械を持ちて歸朝せり。當時六工社にありし羽田桂之進氏この器械に基きて考案せるもの即六工社の改良綾なりといふ。（羽田桂之進氏談）

果して然りとせばこれ本邦に於て鬼綾を使用せる嚆矢ならん。日本蠶絲業史製絲史には明治二十六年横濱同仲社の高木三郎宮城縣佐野理八等米國絹絲業視察の際本邦生絲が再繰の際切斷多きを見聞し、其改良の要を悟り、歸朝後御法川直三郎に謀り、同氏苦心研究の結果鐵製菱形絡交器を發明し、且從來の連振を改め銘々振となせり。本縣に於ても上伊那郡の伊那社、長陽社、蠶業社、下伊那郡の伊那株式會社、野口製絲場、長信社等も續々之に改良せりとあり。

又、小縣郡依田社に於ては明治三十七年社長下村龜三郎聖路易萬國博覽會を機とし生絲需要地の狀況を視察したる結果、諸般の改良を斷行せしが就中絡交は全國に率先して「グランド」綾に改めたるを以て絲格の向上を見たると共に取引上の便利を得ること尠からざりしといふ。

ついで明治三十九年頃より和田式鐵製一、二、三、四號伊藤式木製絡交器、鐵製絡交器又は角二式等考案せられ、諏訪郡平野村㈢增澤商店にては增澤式綾振器各種を創作して發賣せり。

絡交器の歯車の切り方は最初平歯とし次て三角歯となり更に現在使用さるゝ形式のものに進歩せり。

又、大枠伸縮裝置に就ては繩〆枠改良の要ある事は明治六年館三郎の夙に唱導せる所なりしが明治三十八年頃諏訪郡岡谷の安藤歳滅によりて安藤式發明され、又、(二)増澤商店にては木捻大枠止器、蝶捻大枠止器、蝶番式大枠伸縮器輕便大枠伸縮器等を考案發賣し、四十二年大枠々手の角に竹を挿入すること工夫されしより之を六角枠に應用し、檜製竹入大枠として發賣せり。

尚、又、横揚法を再び縦揚法に改むるに至りしは明治四十三年頃なりといふ。

絡交の一般に鬼綾に改まりしは大正時代に入りてより後の事にして、明治四十三年頃より横濱にては綛の鬼綾に改めたる生絲は百斤に付五圓高に購入して之を奬勵せしかば數年ならずして鬼綾に改まるに至れりといふ。左表は明治三十九年より十ケ年間の生絲綛整理調にして大正四年の分を闕くと雖も其趨勢は之によりて略察知するを得べし。

最近十年間全國生絲綛整理調

生絲檢査所

年次	絡交百分比		綛の種類百分比		
	平綾	綱綾	合揚	重揚	單揚
明治三九	九八	二	八〇	一四	六
四〇	九八	二	七〇	九	二一
四一	九九	一	六二	五	三三
四二	九五	五	四五	六	四九
四三	九〇	一〇	三六	三	六一
四四	八七	一三	二七	一	七二

四五	八〇	二〇	二六	少ナシ	七四
大正元	六七	三三	二六	一	七三
二	六七	三三	一〇	一	八九
三	五五	四五	一二	一	八七
四					

第二項　結束

明治維新前後信州生絲結束法は、明治六年十二月松本生絲改會社々長野口吉十郎より筑摩縣廳へ差出せる生絲繭類産出取調書によれば提造、髷造鐵砲造の三種にして明治六年にありては提造最も多く一萬四千九十七貫二百五十九目髷造之につぎて七千六百三十三貫六百目鐵砲造最も少くして三千三百七十八貫二百四十一目なり但し當時の筑摩縣は信飛兩國を管轄せるが故に此數字を以て南信地方に提造多かりしとはいひ難し提造の多きはむしろ飛驒の方にてありしかと考へらる。北信地方にも之と同樣の調査ありしならんも其書類を闕けり。然れども上田松代等北信地方は提絲の盛なる地にして、此頃も提絲造の行はれたりと見るべき一證にして併せて提絲造の方法を示せるものに、明治六年五月「生絲製造取締規則」中長野縣下に適用されては差支を生ずる件につき縣下生絲改會社總代埴科郡屋代村唐木銀三郎の陳情書に「縣下には提造多く其造り方は煮繭器より小枠へ引立小枠より大枠へ八繰宛うつし揚右五揚を取合量目三百二十目位より四百目位迄を一提とする事を許容されたき事」を述べたり而して各製絲家より問屋に出す場合は次の如く袋入とせしが、問屋にては其三十提正味九貫目を一箇として油紙を敷あたる箱に詰めて蓋をなし更に其上を莚包とし繩を以て縱橫にしばりて送荷せり。

又、鐵砲造は一升宛繰りたる生絲を小枠より大枠（周圍四尺八寸）に繰返し其凡三十總絲量三百目を結束器にかけ紐にて

五ヶ所結びたるもの一把とし之を三十把合せたる正味九貫目のものを一箇とし琉球包として出荷せり。

又飯田地方に行はれたる飯田絲の作りは奥州絲に類似し、繰返しは一本の絲を極めて小さき穴に通して綾無しに揚げたるものにて三百目位を一束とし生絲の紊亂を避くる爲長手には兩方に元結を通して緊く縛りたるものなり。

（蠶絲大辭書）



器械製絲の創業と共に伊佛に行はれたる捻造の方法傳へられ其後一般に捻造に改まるに至れり。而して捻造の最初も製絲と同じく一は伊太利系統の深山田製絲場より、二は佛國式の六工社より始まれるが如し。

明治五年三月（平野村誌による但しこれは大陰曆か、太陽曆にては五月ならん）東京築地製絲場に入りて製絲を傳習し歸りて直に深山田製絲場につとめたる上諏訪町桑原町藤森けん女（安政三年生八十才）の談に『明治五年月日は忘れたが私共二十二人（平野村誌には二十四人とあり）男衆に連られ一週間かゝつて東京築地入舟町貳丁目の製絲場へついて製絲をした。その中私共六人は八十日で歸つてすぐ深山田の工場につとめた。私共の歸つた時は工場がすつかり出來て居た。（中略）中山社へは小松かねさんと二人で教師に行つた（中略）東英社が湖南村に出來てから小松かねさんと二人で行つて四年ばかり捻り造をした』とあり卽ち伊太利式築地製絲場直傳の藤森けん小松かね等が捻り造をも教授せることを見るべし。其方法は二人相對して綛の兩端に眞鍮棒を通し双方にて引き合ひ絲條を整へたる後一人が下撚をかけ中央より折り上撚を三回施して箸を抜き猪口を造りて其個所を紬木綿絲にて結び一方の人に渡し、受取れる人は猪口を他の絲端の間を通し箸を抜き卷を作りつゝ猪口を締めて固く捻り最後に猪口の結絲を除き去るなり。（平野村誌）生絲の結束は特殊の技能を要する爲一種の專門的職業をなし、各製

絲家を巡廻して之を行ふ者あるに至れり。木曾福嶋中澤男三郎（嘉永三年生八十六才）の談によれバ諏訪の大工に喜兵衛なる者ありて製絲機械を製作し傍ら捻り作上手にして木曾各地を捻作をなしあるきたりといひ、又平野村今井の今井次之助は捻作の上手として知られ伊勢室山の伊藤小左衛門に招聘されたりといふ（平野村誌）。佛國系統のものは松代より富岡製絲場に入れる横田ゑい子等の學び來りて傳へしものなることは「富岡日記」に「五月末頃には六工社の工事も餘程出來致しましたとの事で、私の父から尾高様へ其旨申上げまして製絲業一通りの事覺えさせて頂き度く願ひましたとの事で私は六月一日頃から絲結びを致します事を命ぜられました。同時に和田初子さんも申付られました。此絲結びも中々六づかしくあります上手な人が結び方、なれぬ人が捩り方を致すのでありますが兎角丸くなります所々潰れます。中々一月や二月で結び方には致しませぬが、尾高様から私共の事御話になつてありましたと見え一週間餘で教へて下さる人が結んで見ろと申されますから、結びましたが、とかく蛤の所が捩れます。實に心配でなりません。毎夜部屋で和田さんと兩人で手拭を繼合せて絲の幅位にして、結び方になつたり捩り方になつたりして稽古を致しました」とあり短期間に製絲業一通りを覺えことに特別の技能を要する絲結びの如きを習ふに苦心せるかを見るべし。かくて松代に歸りたる後六工社の絲結びは最初横田英子が中村金作の母を相手としてなせる事富岡後記に見えたり。同書二十五頁「絲結び」の項に『開業以來絲結びの捩り方は中村氏の母御でありました。（中略）此絲結びでも實に私は困難致しました。（中略）せめて大枠でも十分かかつて居れば「習ふよりなれろ」と申す諺の如く一心不亂に致して居りますから段々上手にもなりますが何を申すも綾が少しもかかつて居りませぬ。あやふりはありますが、大枠何廻に何度と申すきまりなしに動いて居るばかりでありますから、絲をはやしますと皆眞直になつて仕舞ます。丁度座繰の大枠のと少しも違ひませぬ。中村氏の御老母とてもはや御老年の事でありますから、御手に脂がありませぬ。花の先が皆

つぶれて仕舞ひます。又若き人に申す様に喧しく申されませぬ。實に仕上げが悪しくなりますのにほと〳〵降參いたしました。此御老母が御宅に御用でもあつて御不在の時は大里様始め、中村宇敷の兩名代り代りに振り方を遊ばしました』とあり最初の捻造をなせる人々の苦心慘憺たりしを見るべし。此捻造行はれ始めしより座繰絲迄從來の提造を廢して捻造になさんとする者出たり。

御願書

製絲御規則之義追々御達し相成承知奉畏候然ル處近來生絲提造ニ相認横濱表へ運輸賣捌候處右提造リ絲を不好趣甚だ賣捌方に差支自然低價に相成誠に迷惑仕候依て本年ゟ一際入念ニ相製し捻造りに相認賣捌申度尤認方器械製絲ニ紛レ候ニ付今般更ニ提造リヲ捻造リニ仕立稱候區別御改印被成下度左候得は紛敷義無之勿論捻造りにいたし器械絲ニ紛レ高價ニ賣捌候抔之心得等少しも無之只々賣捌方差支不申様いたし度義ニ候間何卒右之始末御賢察之上絹換許可相成候様此段御願申上候　以上

明治八年七月十三日

大野郡高山町

谷　忠七

生絲改會社御中

而して此願は高山生絲改會社より筑摩縣權令に伺ひの上「手捻なり共捻造ニ相改差支無之義と存候」との同縣の回答を得て實行せられしものゝ如し。

須坂町俊明社長小田切常三郎氏の談によれば同地方も最初は提造りなりしが一時島田造となせしも明治十六年横濱

より捻造にして出せとの注文ありて捻造となす事となり前橋より捻器を持ち來りて捻造となせりといふ。

須坂生絲改會社子年調高書上記(牧茂助藏)によれば同年（明治九年ならん）提造百七十五箇千五百七十八貫四百二十匁。器械製絲百四十四箇千貳百九十九貫百三十七匁にして提絲生産高の多きを示せり。



生絲結束　明治卅九年撮影　牛山竹次郎氏藏

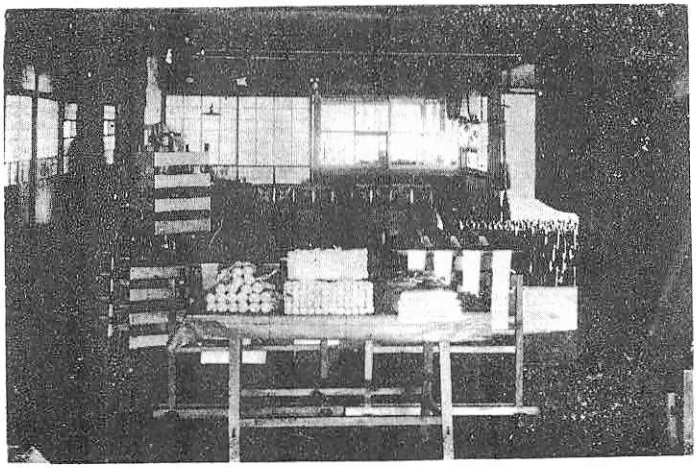

生絲括造　明治卅九年撮影　牛山竹次郎氏藏

爾來器械製絲の全部座繰製絲も大部分捻造に統一さるゝに至れり。

次に括造の法は捻絲六本宛を眞鍮の串に刺し括箱に入れて平に並べ順次五串を重ねて都合三十本を詰め、上より長き板の蓋をなし其蓋板の兩端と矢張横に長く出居る底板とを麻繩にて卷き固く締めつけたる後括絲を五回廻し三ケ所を結び麻繩を解き括箱を崩して取出せるものなり。此括箱もかゝる組立式のものより進みて明治二十四五年頃には鐵製螺旋を利用せる壓搾裝置にて括を締め簡便に緊縛し得らるゝものを開明社にて創作せしより、漸次之を使用するに至り最近岡谷の增澤式等簡便なる括箱も行はるゝに至れり。

又生絲捻も二人掛りにて手を以て行ふものより獨捻りに進歩せしがそは主として開明社に於て絲捻鉤の考案せられたるによる。

開明社にて絲捻鉤を發明せるは明治二十二年にして同年一月五日の開明社日誌に「獨捻り＝改正致度事。但し横濱＝問合スベシ」

とあるにより、其時期明了にして之により著しく能率增進し從來二人に一日四百本位を捻るに過ぎざりしもの一人にて一日六七百本を捻ることを得るに至れり。

又絲捻は始め左捻にて左方より手を廻し右の方へ捻りしも不便なりしかば明治三十年頃より右方へ手を廻し下より左方へ捻ることに改められ、ついで三十九年頃より横濱生絲檢査所に絲捻講習開かれしより佐久間式絲捻括造法傳はり爾後一般に此法による事となれり。

第三項　生絲檢査　生絲品位

延喜式時代既に生産する生絲の品位によりて生絲産出國を上絲國中絲國竝絲國の三等に區別せるを見れバ當時に於

ても生絲を品位によりて區別する事行はれたるが如し。

信州に於ては文化五年藤本善右衛門等提絲の端緒を開き、藤生善藏は製絲の適否を檢しこれが證認をなせる事信濃蠶絲業沿革資料及び小縣郡誌藤本善右衛門傳に見えたり。藤本善右衛門は更に提絲の品位を定め、等級を附し三ツ櫻四ツ櫻五ツ櫻の三種とし其標式によりて製絲の位を一目瞭然ならしめ西陣機業家の好評を博し櫻號の名知らさるものなきに至れりといふ。松代侯善右衛門が其殖産興業に盡せる功を賞して左の賞狀を賜はれること眞田家文書に見えたり。（小縣郡誌所載のものとは多少其文言を異にす）



生絲檢位　明治卅九年撮影　牛山竹次郎氏藏

塩尻村　善右衛門

其方儀爲登絲の儀最初より立入、其深切取計追年相弘り候に隨ひ彌心添致し、去年中に至り候ては絲名目も相定り、荷印を以て通用等の致手初、奇特事に候。依之申渡方も可有之、哉之所彼是故障の筋も有之哉に相聞候ニ付暫く褒美不及沙汰且年來深切之取訪方の義は其筋にも相通居候段

四　月　（文化十四年）

其後天保十二年上田藩にては爲登絲肝煎を次の如く定め且爲登絲の品譯を五段に分つべきことを定めたり。

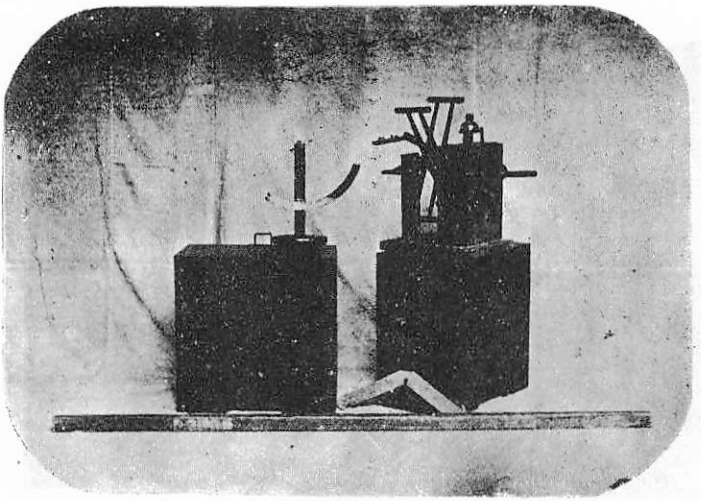

自明治六年
至同十一年　生絲巡回檢査時代の四百回機及三日月　唐木鷹三郎氏藏

爲登絲取締役　土屋仁助　島田參助
爲登絲仕入方　嶋田万助　白木屋增太郎
爲登絲吟味役　山口屋市太郎
買　役　白木屋勘三郎　和泉屋甚三郎

開港以後生絲の海外輸出急激に增加し從つて其利益も莫大なりし爲人々一時に競つて製絲業に投じ粗製濫造の弊に陷れり。於茲內外より苦情起り可惜名產の聲價を失墜せんとせしかば其弊害除去の方法を講ぜんが爲に明治五年大藏省は地方生絲商の有力者及横濱生絲賣込問屋を招集して協議の上生絲改會社をたて檢查を行ひ、合格者には卷紙及印紙を與へしも多くは形式に流れ生絲改會社は卷紙及印紙を賣るに過ぎざるが如き觀ありて早くも一部に其無用論を唱ふる者ありき

當時使用せる卷紙次の如し

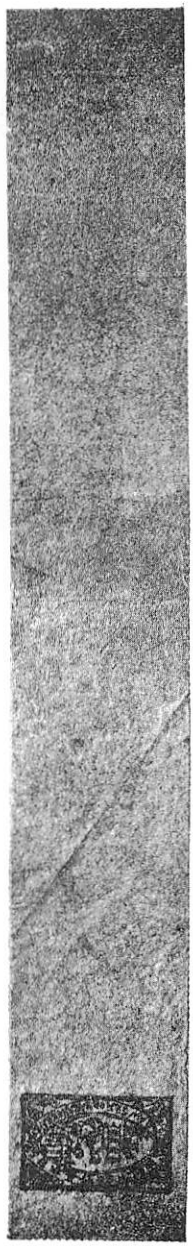

又檢査には檢査料四百回機等を用ひ各村を巡廻して檢査を成せる由にて屋代町唐木鑑三郎氏所持の生絲改會社時代四百回機は次頁の寫眞の如く之を春慶塗の箱に入れ、棒を通して撚き廻り之によりて生絲太細のむら又は繭數等を糺したり。寫眞右方のもの即是にして、枠（角廻り四尺に作れり）に繊度を計らんとする絲をかけ把手を廻轉すれバ廻轉一百度毎に鐘を鳴らす裝置に作られたり。又、左方の俗に「三日月」又は「テドロ」と稱する物は前記檢尺器にて檢せし絲長の重量を衡る簡單なる器械にして、本縣に於ては明治六七年頃より此兩器を用ひて生絲檢査を行へるが如し。

富岡後記にも「大里氏と四百廻」の章に著者横田英子（後の和田英子）が『私が創業以來一日も欠かさず一人に付二つづゝ四百廻をとつて居ますので、折々御出になりましては、「横田さんそんなにとらないで置いて下さい、目が切れて困るから」と申されますが、此の一事は決して御言葉に從ひませぬ。いつも笑ひながら、「此の事ばかりはいくら大里樣の仰でも御聞き申す事は出來ません。繭が惡いから絲の見惡いのは仕方がありませんが六工社の絲にむらがあつたといはれましては六工社の恥になります。小さく申せば六工社の恥、大きく申せば國の辱、何を申すも西洋人を相手の仕事だから、私がこゝに居ます內は此の事ばかりは止めません」と申しますと、いつも苦笑ひをして、「さう言はれると困るなあ」と申されました。』とあり、即同社に於ては明治七年八月創業以來四百廻によつて檢査を行へること明らかなり。

又、松代町館三郎は明治六年に著せる生絲製方指南に於て既に四百廻及三日月（テドロ）の圖をかゝげ其使用法を

示し以て濫製を防ぐべき事を述べたり（館三郎傳參照）

長野縣公文によれば明治八年七月十三日十三等出仕三井舛一更埴兩郡、森謙介水內更級兩郡本多勝柄高井郡製絲場

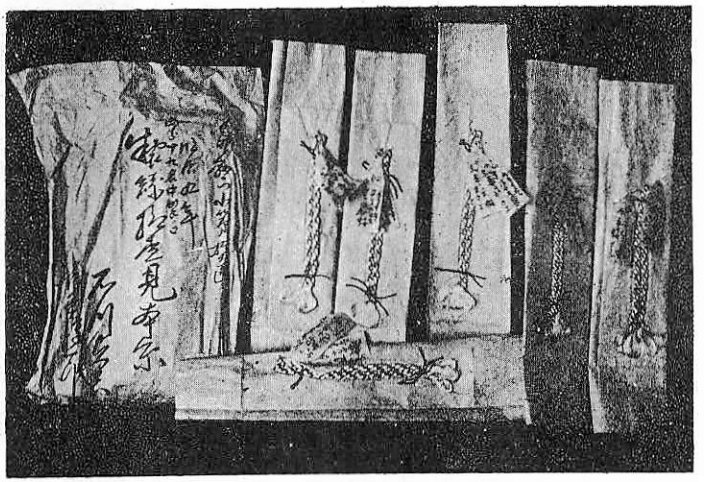

生絲改會社時代の製絲檢查見本絲　（吉池力氏藏）

生絲巡回檢查せり。

寫眞は生絲改會社時代飯沼村生絲改會社々長たりし吉池定之助（吉池力氏會祖父）の保存し置きたるものにして一カ年毎に檢查月日雇主　名、工女名十二半十四半等織度を記せり。六十一年を經たる今日更に變質せず誠に美事なるものなり。

生絲檢查に關する規則としては平野村誌に中山社のものならんと推定せる「審查方法概略」及長野縣設置の長野製絲場檢查規則等は最も古きものなるべし。（第三章第九節長野縣製絲場參照）

諏訪郡鷲湖社第二期（自明治十九年至明治廿八年）定則第四製絲家定則第十一條工女取扱第六項には

「檢查人工場ヲ巡回シテニール調查ノ際二百回ヅツ二枠ヲ取適度ヲ得ルモノハ左ノ通賞與スルモノトス

二繰共十四ヲ優等トシ十三、五ヨリ十四、五迄ヲ一等トス、

十三ヨリ十五迄ヲ二等トス賞品ハ其時宜ニヨリ取捨スベシ、

賞罰トモ製絲場ニ揭示スルモノトス」

とあり以て檢査の際は第一纖度に注意せるを知る。次に

工女賞罰定則

一四　百回デニール　十四、　貳　點
一同　十三五　十四五　壹點ツヽ
一光澤上五ニ付　壹　點
一一杯ノ絲量一期間ノ總絲量ヲ合算シ總杯數ニ除シ平均ヨリ絲量壹目增　壹　點
　但シ壹目以上壹目ヲ增ス毎ニ壹點ヲ加フ各家平均ノ事
一壹目ノ繰目社中壹期間ノ總絲量ヲ合算シ總就業日數ニテ除シ平均ヨリ十目增　壹　點
　但十目以上十目增毎ニ壹點ヲ加フ。
一端數五分迄ハ切捨ヲ六分以上壹點トス
一無切斷　壹　點
一、デニール賞點一期間ノ內十點ヲ得ルモノハ特別賞トシテ五點ヲ附與シ十五點ヲ得ルモノハ七點半、二十點ヲ得ルモノハ十點以上五點ヲ增スコトニ二點半ヲ加フ右賞點合格ナルモデニール罰點アル者ハ半減ヲ附與シ罰點九點以上ノ者ハ附與セサルコト
　但特別賞ノ儀ニ付惣點ノ內罰點アルトモ差引ヲ加ヘザルコト
一一期間ノ內デニール罰點ナク十月以上就業ノ者ヘハ三杯ニ付一點ツヽ、特別賞トシテ賞點附與スルモノトス
　但書右ニ同ジ

一賞一點ニ付金一錢ヲ附與スルモノトス

但商況ノ景況ニヨリ增減スルモノトス

罰　點

一デニール　外レ　十二　十六　三點ツヽ

一同　十一　十七　六點ツヽ

但シ以上以下トモデニールヲ增減スル毎ニ一倍ヲ加フ。

一光　澤　中　一點

一同　下　二點

但繭質下等ニシテ中等以下ト見認ルトキハ中等以下ノ檢查ヲ受ケ工女ノ罰ニスベカラザルコト

一切　斷　四ツニ付キ一點

但四切斷以上二切斷毎ニ一點ヲ加フ。

一一杯ノ絲量一期間ノ惣絲量ヲ合算シ惣杯數ニ除シ平均ヨリ一目減　一點

但以下一目減毎ニ一點ヲ加フ各家平均ノ事

一一目ノ繰目社中壹期間ノ惣絲量ヲ合算シ惣就業日數ニ除シ平均ヨリ十目減　一點

但以下十目減毎ニ一點ヲ加フ

一繫キ類長キ　一點

一ヨリ附アル者　三點

一大フシ　一點
一小フシ多キ　一點
一中留ナキ者　一點
一一目以上片枠取　一點

之を中山社のものに比すれバ賞罰共に其點數は減ぜるも檢査の方法は略々相似たるが如し。

須坂町東行社の明治廿三年「揚籠所事蹟報告」によれば、揚枠所に九科を設け其中秤量科はデニール及び絲目を檢査し、光纏科に於ては光澤檢査をなし、巡檢科に於ては巡回檢査をなせり。

開明社は最初社員中より選出せる檢査人が檢尺器及デニール器を持ち各工場を巡回して纖度檢査を行へるも、此方法による時は水量の差異により正しき纖度を知る事能はず不公平に陷るの恐れあるを以て後には纖度絲を採取し、蚊帳布張りの小箱……當時其構造上より螢籠といはる……に入れ封印の上一日製絲場に置き乾かし翌日檢査する事となせり。

秤量は天秤によりてかん〳〵を行ひ、光澤は肉眼により鑑定せられたり。（平野村誌）

次の寫眞は生絲改會社時代屋代町生絲改會社長唐木銀三郎使用の物にして氏の「たま川日記二編上卷に記せる所によれバ明治六年以前に買入たるものゝ如く、同年十二月四日の條に京橋區銀座一丁目須藤四郎に天秤の玉代四圓四十八錢五厘五毛拂へる旨を記し、尙終に先年四郎兵衞と言しが御一新にて四郎と改稱せることを附記せり。

生絲の品位により等級を附する事は文化時代、藤本善右衞門の考案にて三ツ櫻、四ツ櫻、五ツ櫻の三種としたることと本節の始に記せるが如し。

横濱開港直後上田地方の提絲を城下村小牧太郎左衛門の考案にて無双、稀無双、朱判等に區別して輸出し、須坂町

生絲改會社時代の天秤二種

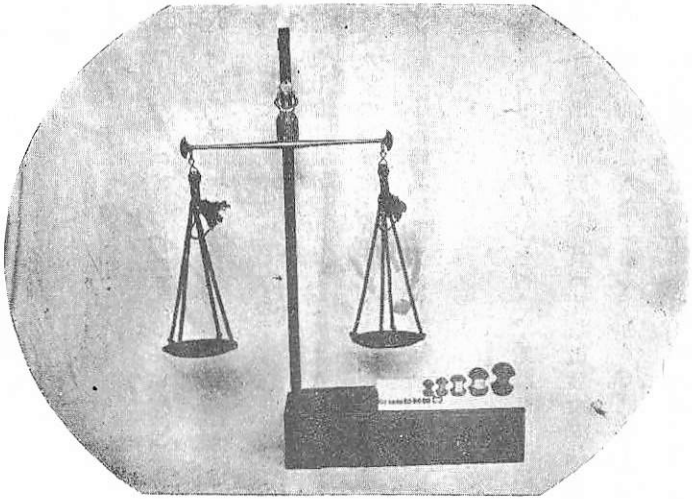

張打秤二種法馬形分銅ノ方古シ　唐木鷹三郎氏藏

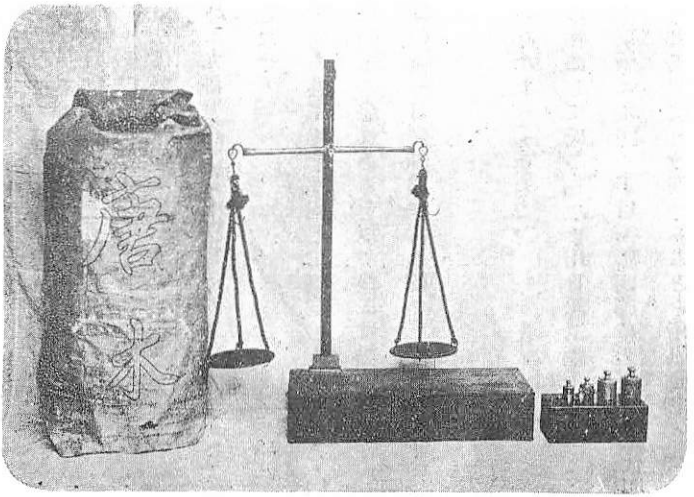

屋代町　唐木鷹三郎氏藏

東行社に於ては金銀朱の三種に分ち米國向デニール中眞を十四とし十一デニールより十七デニール迄の範圍とし其他

は等外別商標を附せり。其區別の方法は次の如し。（明治二十三年）

金	拾貳六ヨリ	十四五迄
銀	拾壹〇ヨリ 拾四六ヨリ	十貳五迄 十五五迄
朱或ハ黒トス	拾五六ヨリ	十七〇迄

右の外は別朱及牡丹とし等外品として販賣せるが如し。

又上諏訪町鷲湖社に於ては明治十九年頃一等二等の二種に分ち之につぐものを湖東社一等同二等の別商標を用ひ餘は凡て國用とせり。

而して上田提絲の商標朱稀、朱判、稀無双無双は本邦商標の始なりといふ。（日本蠶絲業史）

日本蠶絲業史生絲貿易史に「信州提は明治年間になつてから商標を附ける事になつた。卽ち朱稀、朱判、稀無双、無双であつて之が抑々も商標である」とあり、明治初期信州の横濱と稱せられたる上田町第一の提絲商田中忠七氏の談にも開港後生絲の輸出と略々同時に最初無双の商標を附し、之より勝れたる物として稀無双とつけ次に朱判、稀朱判と附するに至れりとあり。

其後六工社にて唐獅子の毬を弄せる商標、中山社の婦人の絲枠を持てる商標、鷲湖社の白菊印、白鶴社の伊太利人「ジュサンジ」の考案になれりといふ（同社長三井十一氏談）白鶴の國旗を咬へたる商標等顯はれ、本縣に於ても商標は生産者が自己の責任を明にし品質を保證し生絲使用者が之によりて製造者を一目して知るを得購求者の信用を博する上にも必要なりとして明治十八年縣下製絲業者に其商標を届出さしめ、同年十二月には「商標觀覽所」を設けて之を觀覽せしめ一般の參考に資したり。當時觀覽所にて告示せる「商標觀覽所旨意書」次の如し。

商標觀覽所旨意書

商標トハ商品ニ附クル目印ノ云ヘニシテ圖繪文字花押又ハ印影紋章ノ類凡ソ何ニテモ商品ニ附ケテ目印トナスモノハ卽チ商標ナリ元來此商標卽チ目印ヲ附クルノ要ハ其物品ヲ製造シタル人又ハ之ヲ賣捌ク者ガ此品ハ私方ニテ販賣スルモノニ相違ナク其證據ニハ斯樣ノ目印ヲ附ケタリ夫レヲ見當ニ購求スベシト云フ意ニテ物品ニ誌シ以テ世ノ信用ヲ求ムルニアリ然レバ此目印ハ製造人又ハ商人ニ取リテハ誠ニ大切ノモノニシテ其物品世ノ所好ニ適ヒ盛ニ行ハルヽニ於テハ遂ニ製造者ノ誰ナルヤ云フモノナク唯目印ノミヲ見テ買ヒ求ムルニ至ルベシ之レ目印ナルモノハ必ズ眞正ノ品タルコトヲ知レトナリ斯程ニ商標ハ貴キモノナルヲ世ニハ狡猾者アリテ其品ノ捌方宜シキヲ見レバ忽チ僞物ナドヲ造リ出シ同ジ目印或ハ紛レカハシキモノヲ附ケ公然販賣スルモノ間々有之ヨリ正當ノ業ヲ營ム者爲メニ損害ヲ蒙ルコト少ナカラズ抑モ正業者ノ相競フテ良品ヲ製シ內外ノ愛顧ヲ受クルハ取モ直サズ國ノ品位ヲ進ムルノ基ニシテ最モ緊要ノ事ナルニ若シ此ノ如キ狡猾者世ニ跋扈シ詐僞騙欺到ラザル所ナクンバ遂ニハ我國商況不振ニ陷ルモ計リ難シ故ニ正業者ノ爲ニ此惡習ヲ防グハ啻ニ本人ノ爲メノミナラズ一國經濟ノ道ニ於テ欠クベカラザルモノトス之レ今般商標條例ヲ發布セラレシ所以ニシテ此條件ノ本旨ハ專ラ正業者ノ商標ヲ保護シ以テ狡猾者ノ之レガ僞造ヲ成シ或ハ紛レガハシキ者ヲ用ヒテ世人ヲ瞞着シ且ツ製造者ノ販賣ノ業ヲ妨害スルヲ嚴ニ防グニアレド商品又ハ製造物ノ信用ヲ世ニ博サント欲スルモノハ努メテ登錄ヲ願出スルニアラザレバ條例施行ノ日卽チ十七年十月一日ヨリ以後舊ク用ヒ來レル商標ニセヨ又新ニ造リ出スニセヨ其登錄ヲ願出ズルトキハ篤ク吟味ヲ遂ラレ條例ニ觸レル廉ナシト認メラルヽニ於テハ登錄ヲ聞屆ケラルベシ斯ク登錄ヲ經タル商標ハ十五ケ年ノ間已レ獨リ專用スルノ權利アリ此年限中ハ他人ヨリ之レト同シ樣ナル商標ヲ同ジ類ノ商品ニ用エントテ登錄ヲ願出ズルトモ決シテ差シ許サレズ又願出ズシテ右樣ノ所業ヲナシ被害

者卽チ商標登錄主ヨリ訴ヘ出スルヰハ之レヲ差シ止メラレ或ハ罪科ニ處セラルベシ玆ニ於テ公有商標ヲ所有スル者ハ登錄商標ニ觸レザル樣時々觀覽所ニ備ヘ置キタル商標ニ付テ縱覽シ決テ紛レカハシキモノヲ用ユベカラズ勿論登錄主ヨリ訴訟ヲ起サシメ爲メニ不慮ノ損害ヲ要求サレザルニ注意スルコト緊要ナリ又商標ノ登錄ヲ願出ルモノニ於テモ最前登錄ヲ經タル商標ハ如何ナル模形ナルカ自己願出ノ商標ト紛レカハシキモノナルヤ否ヲ熟覽シ果シテ抵觸ナキニ於テハ該條例ニヨリ願出ベキコトニアリ之レ商標觀覽所ヲ設ケ登錄商標ヲシテ衆庶ニ觀覽セシムル所謂ナリ。

月　日　　長野縣

觀覽人心得

一、每日午前第九時ヨリ午後三時マデ衆庶ノ來觀ヲ許ス
但シ每日曜日祝日及每年十二月廿九日ヨリ翌年一月五日迄ハ閉場トス
一、來觀ヲ請フモノハ住所姓名ヲ記シタル名刺ヲ郡役所受付掛ヘ差出スベシ
一、本場ノ都合ニ據テハ一時來觀ヲ止メ又ハ臨機人員ヲ限ルコトアルベシ
一、狂疾又ハ酩酊者ト認ムルトキハ來觀ヲ許サズ
一、手荷物ヲ携帶シ入場スルヲ許サズ
一、場內ニ於テ一切吸煙ヲ許サズ
一、商標上ニ關シ質問スヘキ廉アルトキハ掛員ニ就テ請フベシ

月　日　　長野縣

登錄商標觀覽所

明治十八年本縣公文商標の部に縣下製絲業者の提出せる商標あり次の如し。寫眞なきものは實物を貼付しあらざりしものなり。

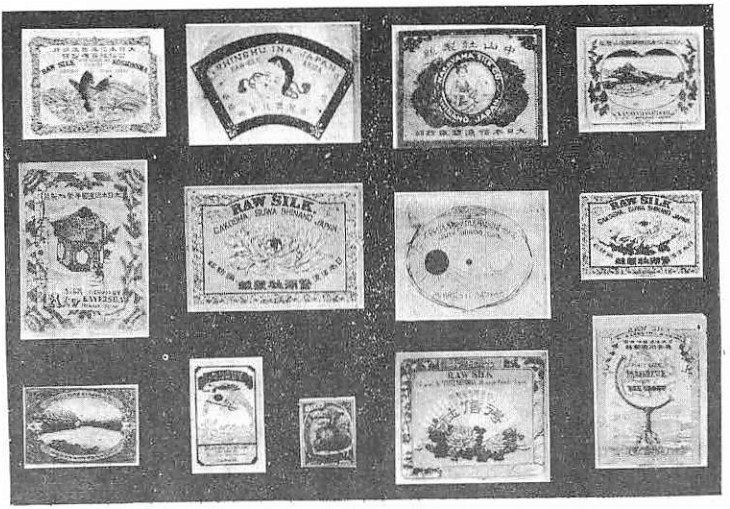
RAW SILK
RAW SILK
RAW SILK

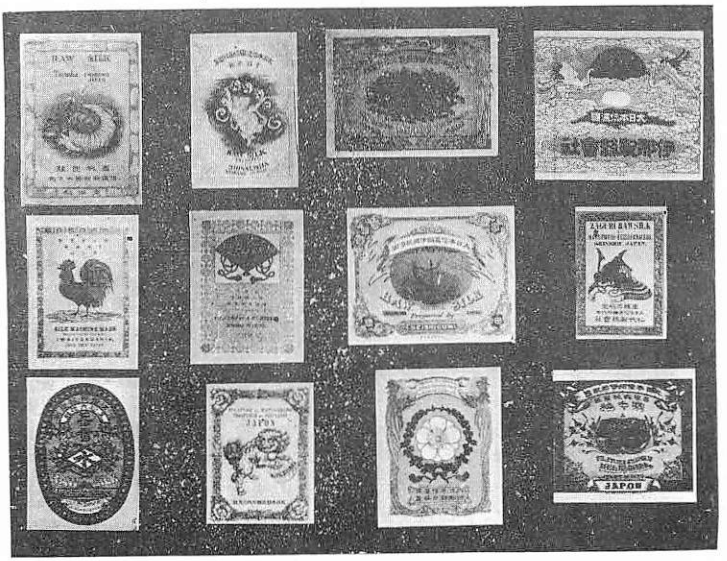
RAW SILK
JAPON

一、楕圓形に生絲捻造を描き中に富士山と日月を現はす

唐獅子	埴科郡	六工社長 大里忠一郎
不明	諏訪郡	東英社長 關　伊助
兜	埴科郡	松代製絲會社々長 山崎藤助
不明	上高井郡	東行社々長 小田切新藏
地球儀	下伊那郡	長谷川組々長 長谷川範七
不明	埴科郡千本柳村	信榮社々長 竹內清重
太陽	上伊那郡	太陽社々長 鹽澤佐七
雞と太鼓	諏訪郡	矢島器械 矢島惣左衞門
鹿	同	開明社々長 林　倉太郎
檜扇ニ菊花	北安曇郡	得信社々長 曾根原大吉
日の出鶴雲	下伊那郡	伊那製絲會社々長 野口藤六
白鶴國旗ヲ咬ヘタル圖	諏訪郡	白鶴社長 三井仁兵衞
デニール權衡器	上伊那郡	宮田製絲組々長 代田吉郎平
絲枠三個	同	明十社々長 春日佐七

金色檜扇ニ日の丸	小縣縣	擴榮社々長	田中忠七
龜瑞氣を吐く	上伊那郡	東洋社々長	小林德兵衛
不明	同	清水社々長	伊藤治三郎
白梅	同	白梅社長	春日新八
絲枠を持つ婦人	諏訪郡	中山社々長	武井兵吉
雞	上伊那郡	勇力社々長	杉田惣太郎
鯉	諏訪郡	公信社々長	兩角庄內
菊と鳳凰	下伊那郡	南信社々長	松村一郎
諏訪湖と神社	諏訪郡	確榮社々長	青木增太郎
諏訪湖	同	金山社々長	宮坂市郎兵衛
日月星三光圖	同	同	同
富士八ヶ岳諏訪湖	同	鰲湖社長	茅野彌右衛門
白菊	同	同	同
白菊花三輪と枝	同	同	同
おかめ面	上伊那郡		有賀兵右衛門
岳雪井水印	西筑摩郡	六花組々長	原十次郎

雷　神　　同　　信西社々長　松岡治三郎

三寶と御供　　同　　華榮社　篠原武兵衛

尙、明治十七八年頃には商標は既に重要なる物となれる證としては琵湖社の「白菊印」と南信社の菊印とか類似せるを以て變更せんことを求めたるに對し、茅野社長より白菊印は横濱表七六番館、八九番館一六四番館等に賣込信用ありて變更は不得策なり、又、獨乙領事バビール氏及諸商館も變更せざる様希望せる理由を以て變更せざる様明治十九年十一月卅日農商務大臣山縣有明へ出願せるを以ても知らるべし。

然れども是等の商標中海外迄生絲に貼付して輸出されしものは果して幾許あるべきか、元六工社長羽田桂之進氏の談によれバ是等商標の大部分は横濱の輸出貿易商にて原票を剝脫し問屋又は輸出商の貿易上都合よき私票を貼付して輸出するを普通とし横濱の生絲倉庫中には是等商標の剝き捨てられたるもの山積せりといふ。

信州（主として諏訪郡平野村地方）絲が横濱に於て信州上一番の名を以て呼ばるゝに至りし年代及所以につきて平野村誌には「この地方生産の生絲が横濱に於て所謂信州上一番の名を以てよばるゝやうになつた正確な年代は不明であるけれど大体明治三十年前後のことゝ思しく合資岡谷製絲會社（明治三十年五月九七九釜）の白雞印商標絲をその標準としてゐたしかして信州上一番絲は銘柄の上に於て輸出市場の裕物格とされ、その製絲法は上一式と稱せられたのである。蓋しこの地方の製絲業が極めて急速なる發展を遂げ、其原料を遠く諸方に求めることゝなるや、繭質は勢雜駁なるを免れず、且輸送中の損傷も多く從つてその原料を以て優良なる生絲を繰製せんことは採算上極めて不利な事情を有してゐた。又當時未だ完全なる生絲檢査の行はれなかつた頃の横濱に於ける生絲の格付は、大體武州物を武州格、八王子物を八王子格、甲州物を矢島格といふが如くその標準を主として生産地によつてきめて居た。

しかして岡谷地方の製絲にして、これに準ずるものはそれ〴〵その相當格を附して可なるべきを、實際は然らずして諏訪絲としいへば品質の良否を問はず悉く信州上一とされてゐた由である。當業者の談によれバ、僅々一二里天龍川を下れるのみの伊那の生産品で絲質諏訪絲と何等甲乙なきものすら、時に伊那格と稱して上一番の上位に置いた程であつたといふ。その爲こゝに此地方業者の經營方針として採られたものは多量生産主義であつた。卽工場規模を擴張し比較的粗末なる器械と工場とを以て繰絲を行ひ、絲質より絲目、繰目に重きを置いて專ら生産費の低減を圖つたのは所謂上一式の製絲法である。故に信州上一格の生絲は纖度不整にして類節及び再繰、切斷數も多く、觸感粗硬甚だ趣味に乏しいと評されてゐたのであるが、しかしこの方策は當時にあつては甚だ機宜に適した經營法であつて、この業者の明が明治年代に於けるこの地方製絲業の躍進的發展の重大なる一因由であるといはれて居るのである」とあり。信州各地製絲業者興亡の迹を尋ぬるに、製絲業の急速なる發展に比して原料繭の供給之に伴はず、機械及諸設備の不完全にして工女亦未熟なりし時代に於て優良なる製絲を爲さんとせるものは、其生産費に多額の費用を投せる爲多くは失敗に歸せり。上諏訪の鷲湖社長茅野彌右衞門、大町の伊東重右衞門、小諸の高橋平四郎、赤穗の塩澤佐七、喬木の長谷川範七等の諸氏卽是なり。生絲生産費の項參照

細川幸重氏著「生絲の格と取引」によれば大正七年頃の格付は左の十一級に分たれ信州上一番格は其最下位にあり。

一、最優等大飛切格　二、同飛切格　三、最優等格　四、羽子板格　五、毬格　六、矢島格　七、準矢島格　八、八王子格　九、準八王子格　一〇、武州格　一一、信州上一番格

然れども信州産の生絲が全部信州上一番格式のものに非ず、優良なるものも製造せられしと雖、本邦生絲の最大生

産地たる岡谷地方の製絲が大部分此上一な式なりしが爲、信州生絲といへば總て上一式の物なりと考へられ、其後蠶種の改良、養蠶術の進歩によりて原料繭改善せられ、製絲機械及製絲技術の進歩によりて絲質の改良せられたる時代に於ても此誤解を解くに頗る苦心せるが如し。

大正時代に入りて、蠶品種の改良、養蠶術の進歩等により漸次絲格の向上を見大正十年頃には概ね八王子格以上となれり。當時の本縣生産生絲格付次の如し。（昭和三年長野縣蠶絲業調査會錄事）

一、最優等格
二、優等格
三、準優等格
四、八王子格

是より先大正七年紫藤横濱生絲檢査所長の米國に於て生絲格付に關し發表せる意見書は米人間に大なるセンセーションを起し、豫て日本絲の格付に對し不滿を懷き日米共通の標準格付を希望せる米國需要者より（米國絹業協會）紫藤所長の歸朝に際し格付調査の件に就き公式に日米該業者相會して生絲格付の調査研究を行はんことを請へり。

於茲蠶絲業同業組合中央會及大日本蠶絲會は各十五名の委員をあげ共同協議の末中央會より大正八年一月開會の總會に諮り左の回答文を米國絹業協會に送れり。

我國生絲製造工業の現狀に於て生絲の格付を最も精確に定むることは頗る困難なる事業に屬す然れ共目下其方法に付充分攻究中なり其結果相當の時期に於て貴會と協議することあるべし。

追て今回貴國絹業視察の爲め我邦の主なる蠶絲貿易商及製絲家十數名渡米の筈につき本問題に關し懷抱せらるゝ

御意見は隔意なく御話下され度願上候

同時に中央會は格付委員を擧げ調査研究を行ふ事となりしも横濱生絲檢査所に於て生絲格付に關する研究を開始せるを以て中央會の研究は中止せり。

而して大正八年二月渡米せる我絹業視察團十八名中本縣製絲家九名及び本縣技師伊藤義一氏を加へて十名に達し彼地に於て二回の協議會を開きて生絲格付に關する意見の交換をなし、次で翌九年四月米國絹業團チニー一行來朝の際格付問題に關し協議せり。ことに一行入信の際長野市城山館に於て團長チニー氏演說中格付に關し「我々の買はんと欲するは商票に非ずして生絲なり、隨て最も知らんと欲する處は如何なる絲なるやの一點にあり。（中略）

玆に於て始めて我々が年來主張し來れる生絲格付の必要を認むるなり。格付の上には工場の名稱も又歷史も不必要なり。只其の生產したる生絲の現品に就て科學試驗を行ひたる上直ちに絲格を定むるにあり」と格付の必要をのべたり。

大正十一年十二月三十日我國より第二回の絹業視察團渡米し此際も本縣より九名の製絲業者之に參加し親しく彼地の生絲需要の實況を視察し、優等生絲の需要激增せるを目擊し一行中の越泰藏氏の如きは此時セリプレン檢查器械を購入して歸朝せりといふ。（越氏のセリプレン檢查器は橫濱着後震災の爲沈ミ翌十三年再び購入して檢查を始めたりといふ　越六郎氏談）

大正十二年四月米國絹業視察團ゴールドスミス氏の一行入信し四月二十二日城山館にて協議會開催の際にも一行中のチニー氏は日本生絲にムラの多きことケバの立つ事の欠點を指摘し、『假令ば十年前の信州上一番といふものは、今日の信州上一番と稱するものではない、今日市場に於て最優格として出されて居るものは十年前の八王子格以下のものであります。私は皆さんが再び昔諸君等の產出せられた樣な立派な品質の優良なるものを造られんことを切望致し

ます。貴下方は何故生絲の格付を澤山造るのでありますか、斯ふ云ふ樣に餘計に作らなければならぬといふことは一体貴下方の間違ひでありますか、若もそれが貴下方の間違でありますならば、どうか少くとも五つ位の格付に止めて戴きたいと思つて居ります。それを格付を造られた時許りでなく明年も明後年もづーと同じ樣な格を保つて戴きたいと思ひます。(中略)私共が十年後に同じ最優等を買つても最優等なるものは同じ品質の品物であつて頂きたいと思ひます。十年前には信州上一番といふ生絲は大分良いのがありました。然るに御覽なさい今日では米國市場には信州上一番といふ絲はございませぬ、(中略)米國に於ては日本の生絲といふものは毬格であるとか羽子板格とか最優等であるとか或は最々優等であるとか色々難しい名前をお付けになつて色々の格を御造りになりました(下略)』と知るべし絲格の數を多くし、名稱のみ最優等最々優等等と稱するも絲の品質之に伴はず、日本の附せる格付に安心して買ふ能はざるに至れることを。

然れどもこの前後二回に亘れる我渡米視察團の實地見聞と同じく二回に入信せる米國絹業團の忌憚なき忠告とにより我製絲業者も大いに製絲の上に改良を加へことに生絲檢査の上に於て絲條班の檢査を勵行するに至り大いに絲質の向上を見たり。

大正十五年本縣産生絲の絲格を分つこと左の如し。

一、最優百圓高以上
二、最優六十圓高以上
三、最優二十圓高以上
四、最優十圓高最優等格

五、八王子格

絲格別本縣生絲生產高（長野縣製絲工場調ニヨル）

絲格＼年度	大正十三年			大正十四年			大正十五年			昭和二年		
	輸出	地遣	計	輸出	地遣	計	輸出	地遣	計	輸出	地遣	計
最優等格百圓高以上	—	—	—	—	—	—	一六六、七九六	一、九六五	一六八、七六一	三四三、九八七	三、四五八	三四七、四四五
最優等格六十圓高以上	—	—	—	—	—	—	四、九四九	六三三	五、五七三	九、〇〇一	二七五	九、二七六
最優等格二十圓高以上	—	—	—	—	—	—	四七、九八三	二、五八三	五〇、五六六	八、〇六一	三四五	八、三〇六
最優等格十圓高	二三六、五六七	二、六一三	一三九、一八〇	一五一、四五八	五、一〇九	一五六、五六七	八、八四三	六四	八、九〇七	二、五六八	—	二、五六八
優等格	三、八一六	一、四八三	三三、二九九	二八、九六七	八一八	二九、七八五	—	—	—	—	—	—
準優等格（羽子板毬矢島ヲ含ム）	一六、六七〇	二、二九七	一八、九六七	九、七一七	五〇七	一〇、二三四	七、五八〇	七四〇	八、三二〇	—	—	—
八王子格	二、五六〇	三五	二、五九五	四七〇	八三	五五三	九〇〇	—	九〇〇	—	—	—

本縣に於てセリプレーン檢査器械を設備して檢査を行ふに至れるは極めて最近の事にして前記越泰藏氏の米國より輸入し來りて須坂町山丸組にて大正十三年より使用せるを以て最初となすべきが如し。之につぎては上伊那郡の組合製絲龍水社に於て大正十四年四月横濱市場に於けるセリプレーン檢査の嚴密なるに鑑み率先して機械を設備し、絲條斑及類節に注意するあり、同年六月には片倉絹絲紡績株式會社平野製絲所、高木館下平製絲所、西筑摩郡福島製絲株式會社等何れも之を設置使用せり。（以上各社の報告による）

昭和三年十二月よりは一般にセリプレーン檢査の結果を採點して工女の成績に加へ工賃算出の主要條件となすに至れり。

セリプレーン檢査實施の當初に於ては其內容も十分に理解されざりし爲、從來の纖度を主とせる檢査成績とは往々一致せず、優等工女却つて不成績を得るが如き事もありて繰絲工女の之に脅かさるゝこと多く種々なる悲喜劇を生ぜり。

茲に於て各製絲場にありては優良生絲奬勵規程を設け或は優良生絲競技會を開催して專ら生絲品位の向上に努めたり。

又大正十五年三月輸出生絲檢査法の公布により昭和二年七月よりすべて正量取引に改められ、輸出生絲は生絲檢査所の正量檢査を受けざる可らざるに至りしかば各工場に於ては生絲の乾燥に付ても細心の注意をなすに至れり。

昭和三年四月十九日より五月五日に亘り横濱生絲檢査所に於て日米生絲格付技術員協議會開催せられ、翌昭和四年十月十五日より北米合衆國紐育に於て第二回日米格付協議委員會開催されしが此際は伊太利、支那、佛、英、加奈陀等の委員も參加して國際生絲技術協議會となり十一月九日終了せり、共當時も日本案格付によれバ絲格を次の八階級に分てり。

一特等　二A　三B　四C　五D　六E　七F　八G

昭和六年三月輸出生絲檢査法改正され輸出生絲は單に其正量のみならず品位をも國立生絲檢査所若くは主務大臣の認めたる公共團体の生絲檢査所に於て檢査をうけざる可らざる事となり、同年七月の勅令により、翌七年一月一日より施行されたり。これ所謂第三者格付法にして、生絲檢査所は輸出生絲檢査法施行規則の定むる所により、一荷口（一俵乃至十俵）を單位とし、第一主要器機檢査（一、絲條斑檢査　二、纖度偏差檢査　三、强靭節檢査）第二補助器機檢査（一、再繰檢査　二、纖度偏差檢査　三、强力及伸度檢査　四、抱合檢査　五、平均纖度檢査）第三肉眼檢査の各項目につきそれ〴〵所定の品位檢査を行ひその成績により等級を定むる事となれり。此時定

められたる格の等級はAAA AA A B C D E F Gの九種にして生絲格付の基準となるべき綜合點は左記四項目の成績（各百點法）に各その下記百分率を乘じて之を合計せるものなり。

絲條斑平均　四〇%
絲條斑劣等　三〇%
小　類　二〇%
大　類　一〇%

格の等級は次表綜合點及び主要檢査各項目の最低限度の規定により決定す。但し補助檢査に於ては同じく次表の規定に從ひ前項當該格より纖度偏差の成績が一格もしくは二格下位にある場合は之を一格下げとし、三格下位にある場合は一格を減じたる格數だけ格下げをなす。再繰・彈力・伸度・抱合につきては、其成績が一階級下位にある場合は一格下げ、二階級下位にある場合は二格下げとし以下之に準ず。又肉眼檢査に於て荷揃又は整理の成績稍劣れる場合に於ては器械檢査による格の等級を一格限り格下げをなす。

格付表

格等級	綜合點限度	主要檢査限度 絲條斑平均	絲條斑劣等	小類	大中類
AAA	八八、〇	八九	八〇	八九	八五
AA	八五、五	八六	七七	八六	八五
A	八三、五	八四	七四	八五	八三
B	八一、五	八二	七二	八〇	八〇
C	八〇、〇	八〇	六九	七七	七五
D	七七、〇	七七	六五	七二	七〇
E	七三、〇	七三	六〇	六七	六五
F	六七、〇	六七	五四	六七	六〇
G	六七、〇未滿	六七同	五四同	六七同	六〇同

補助檢査許容限度

	a	b	c	d
纖度偏差（一五デニール以下一六デニール以上）	一、一〇 一、一四〇	一、一〇 一、一五〇	一、一五 一、二〇	一、三〇 一、七〇	一、四〇 一、八〇	一、五〇 一、九〇	一、六〇 二、一〇	一、六〇以上 二、三〇同
階級								
再繰（一七デニール以下一八デニール）	五〇 四〇	六〇 五〇	七〇 六〇	八〇 七〇	八〇以上 七〇同
強力	三、二	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇未滿
伸度	一八	一七	一七	一六	一六同
抱合（一五デニール以下一六デニール以上）	二五 三五	二〇 三〇	一五 二五	一五 二五	一五同 二五同

AAA格ニシテ綜合點九十點以上ノ成績ヲ有スルモノハ特別優等品トシテ特別（special）AAAヲ以テ示ス

右の格付表による昭和九年度絲格別長野縣生絲生產高次の如し。

年度 / 絲格	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
特AAA			二一、五四二
AAA			五九、六九八
AA			一三四、五四〇
A			三〇六、八六八
B			四一二、七〇七
C			三八九、〇三〇

D		三五五、五六五
E		一〇五、七四〇
F		一五、五三三
G		一、二一五
計		一、八〇二、四三八

第八章　經營史

第一節　企業形態の推移

第一項　營業製絲

個人經營の時代

今日本邦纖維工業界の王座を占むる製絲業も、明治維新前の手撚時代より明治初年の座繰時代若くは器械製絲の創業時代に於ては大部分副業として行はれ極めて微々たる個人經營のものなりき。

維新前後稍々專業的に經營せるものに下伊那郡龍丘村の木下金作、東筑摩郡（當時安曇郡）下平瀬望月瀬左衞等に多少當時の史料の殘れるは既に記せる所なり。

須坂に於ては嘉永七年の絲屋仲間連名覺によりて調査せる所にばよれ、全部副業にして穀商九名綿商七名締油商五名農業二名醸造業二名古着、藥種、瀬戸物、建具、士族、仕立屋、古道具商、各一名不明六名となり。座繰時代百四十名につき調査せるものを見るに、穀商十九名、綿商十二名、締油商十一名、煙草商六名、建具商六名、農業一名、仲買四名、菓子商四名、醸造業三名、蠶種業三名、古着商三名、紺屋商三名、雜貨商三名、呉服商三名、藥種商二名薪炭商二名、宿屋業二名、仕立屋二名、材木商二名、士族二名、豆腐屋一名、織物業一名、不明四十六名となる。而して合計數の多きは兼業のあるが爲にして、當時の製絲業が如何なる地位にありしやは之によつて察知し得べし。

ついで元治元年の「須坂村家業御改帳」につきて見るに、農五十二名傘職十一名、建具職卅五名、爲登絲商三十二名、日雇三十名、穀商廿八名、小間物荒物廿四名、綿商二十名、大工職十九名、古着商十五名、煙草商十四名、菓子饅頭商十四名、紺屋七名、桶屋七名、肴屋七名、金具鍛冶鐵鍛冶七名、手掾七名、豆腐六名、材木五名、締油五名、其他七八名にして、此中爲登絲商三十二名も兼業多く、純粹の爲登絲商人は僅二名、他は綿商兼營十五人、穀商五人古着五人、締油三人、小間物三人、煙草三人、質貸及荒物各一名等にして就中綿商との兼業最も多く、爲登絲座繰は夏期の副業として行はれ、冬期は地方産の實綿を以て繰綿とし、撚子を製造せりといふ。

須坂の製絲業は地形、水利に惠まれ、水車を所有し之を運轉し居たる人々が、時代の推移によりて製絲業に轉ぜるものなれば其轉換の比較的容易なりしは言を俟たず。

而も從來穀商、綿商、締油商等として穀類、實綿菜種等を買ひ求め居たる地方の人々が養蠶家となりて、是等の人々より原料繭を購入し、燃料も地方産の薪炭にて充分なりしかば製絲企業も極めて容易に行はれたるものゝ如し。

然れども如斯簡易に企業し得らるゝ反面に於ては其規模過小となるを免れず。從つて歐米各國を顧客として取引せ

んには合資若くは株式等によりて資本を合せ、規模を大にせざる可らず。卽ち上高井郡須坂町に於ては明治八年早くも合資組織の東行社生れ出たり。

長野縣最初の製絲工場調なる、明治六年『生絲製造器械調』によれば縣内の工場數僅かに十四ヶ所にして、其内十三ヶ所は個人經營に屬し殘る一ヶ所だけ共同經營なり。然も此共同經營製絲場は僅か十人取の小工場を五人（東筑摩郡古見村上條保次郎、鹽原三彌、上條元衛、鹽原儀藏、塩原啓吉）にて出資經營せるを見れば如何に當時經濟の基準が低かりしかを想像するに足らん。

明治四十年以前の製絲工場調はまとまりたるものなく其調査の形式も一定せざる爲個人經營のものと合資又は株式會社組織のものとの區別判然せざれども、前述の如く經濟界の基準低き時代なりしが爲に稍々大規模のものは合資組織によれるが如し。

個人企業とは企業の主体が一自然人たるものを稱するものなるが故に其企業の結果たる利害得失は悉く企業家一個人に歸するを以て企業家は其事業に對し、細心周到の注意を拂ひ十分なる利益を得んが爲に努力するのみならず、製絲業の如く一外電毎に相場の變動する事業にありては、事にのぞみて敏速果斷の處置をとる事を得。之を諏訪須坂等の本縣製絲業中心地方に見るも、規模の小なりし個人經營時代にありては、經營主自ら購繭、職工の傭入、工場の管理、生産品の販賣は勿論薪割釜炊きより枠廻し作業に至る迄自らこれに當り文字通りの奮闘努力をなせし人も多かりしといふ。今日諏訪地方の古老が『初は製絲も半分勞働であつたから始める事は比較的容易であつた』といひ、須坂の小田切常三郎氏が「須坂で製絲を始めるのは極めて容易である、裏川で水車を廻はして運轉の動車として內に女子供の二三人もあれば近在から繭を買つて來てすぐ始める事が出來る』と談られしなど、皆この經營者及び其家族の勞働力が企業上重大なる要素なることを示すものにして、諏訪及び須坂地方には今尙この習慣を存し、工場主自ら法被

股引姿にて従業員に立ち交り活動する風あるを見る。西筑摩郡野尻の伊勢製絲場の如き、此個人經營の長所を遺憾なく發揮せるものにして、場主伊勢佐吉氏は大桑村第一の多額納稅者にして昭和七八年の製絲業不況時にも購繭資金の厄介にならざるのみならず、工場を新築し、器械を新調し綽々として餘裕あるを示し居るにも拘はらず、自ら法被股引姿にて購繭は元より燃料の仕入、食糧品米は越後より野菜は名古屋市批把島よりの購入、工場の監督、生産品の販賣等に日夜東奔西走し、年額三千六百十二貫昭和九年度の生絲を生産しつつあり。如此個人企業製絲は幾多經營上の利益と美點とを有すれども、經濟社會の進歩發展は工場制製絲經營を生じ、又、生絲貿易の發展に伴ひ同質生絲の生産額の大なる事が其販賣の重要條件の一となれる爲に製絲經營規模の擴大を必要となすに至り、個人の力にては其資本に於ても勞力に於ても不足を感ずるに至り。ここに製絲工程上の或部分を共同經營によりて行はんとする、共同揚返、共同荷造等を行ひ或は共同販賣を爲す者を生ずるに至れり。

明治八年春創業せる須坂町東行合資會社の如きは本縣否寧ろ本邦に於ける此種共同經營の嚆矢にして、最初同業者數名結社し製絲の規格統一をはかり、粗製濫造を誡しめ、共同再繰、共同出荷によりて荷嵩の增大をはかると共に、賣捌上の經費を節約し、需要者の信用獲得を目的とせるものなりしが其結果頗る良好なりしかば順次社員增加し、其釜數の如きも、明治二十六年調査豊商務省「全國製絲工場調」によれば一千三百七十一釜にして、明治十七年東行社より分離して別に一社を創めたる俊明社の一千六百七十釜と共に當時本邦に於ける千釜以上の二大製絲場たるに至れり。

本縣内に於て東行社につぎて同盟結社せるを諏訪の開明社となす。同社も始めは製絲の改良を目的とし明治十一年十五名にて結社せるに始まり、最初は煮鍋取鍋を銅より鐵に鐵より陶器に改良し、或は工女一人一日の繰絲能率の向

上明治十一年には三十五 夂十四五年頃は五十目を謀る等盡力せしが明治十七年一月水車運轉の共同揚返場建坪二百六十六坪 大枠三百三十裝置を新築し共同揚返をなせしより同社の信用高まり明治十八年には釜數六百九十一に達し同二十一年には八〇〇釜に達せり。

東行社、開明社等が共同經營によつて好成績を收めしより當時之に倣ふもの多く須坂には俊明社あり諏訪には、改良社、鵝湖社、矢島社、七曜星社、平野社、白鶴社等あり上伊那には明十社、東洋社、太陽社等あり。下伊那には伊那製絲會社、長谷川組等あり。木曾には信西社、信友社あり。北安曇郡に得信社、最信社等あり。是等よりやや後れて明治二十三年小縣郡丸子村に依田社組織され、北佐久郡小諸町に純水館組織されしが、いづれも社員協力一致して專ら生絲の整理統一と共同販賣の實行につとめ、進んでは原料繭の購入にも競爭を避けて共同提携をなすに至れるものなり。

然るに其後各共同揚返を行へる社員中には、損失の爲若くは其他止を得ざる事情の爲退社せる者も若干存すれども多くは各、組合員個人の經營規模を擴大せる爲に、共同の必要減じ或は共同を困難若くは不便とするに至り、漸次解散して個人經營となり若くは其社解散せるが爲に新に結社し、或は他社に加入する等の事行はれ、當時の共同揚返にして今尙其形式の存するは、東行社、俊明社、信英社、依田社等數社に過ぎざるに至れり。

要するに、共同揚返の制度は、個人の經濟力餘りに過小なりし時代に於て海外を對手として貿易を營む場合の一時の便法にして、明治十年頃より約十余年間非常なる發達を來せしも、日淸戰後、本邦經濟界の基準の高まると共に、各自獨立の個人經營に移れるものの如し。

其一證と見るべきは別表（規模の擴張の項に揚げたる明治六年より最近に至る製絲經營規模擴張表）明治十三年には一五〇釜以上の製絲工場皆無にして工場總數四七六に達し同十六年にも一五〇釜以上の工場皆無にして、五百釜以

上一工場を存し。工場總數四八八なるに、明治二十一年には一五〇釜乃至二百釜の工場十五、二〇〇乃至二四九のもの七釜、二五〇、乃至二九九のもの四　三〇〇乃至四九九のもの七　五〇〇釜以上四を數ふるに至り、然も工場總數は一〇〇に激減せり。これ共同揚返を行ふ東行社俊社開明社等從來數工場に分立せるものを一工場として作表せる爲にして其後明治二十六年に至りて四四七工場となり同三十九年に五五〇工場となれるは、新たに營業者の增加せるにもよれど、亦、共同揚返の爲の結社が解散して各自獨立して工場を經營せるに因る所多し。

平野村誌所載の同村內製絲業經營の企業組織別釜數變遷表は次の如し。

組織別＼年次	明治二四	三〇	三五	四〇	大正元	六	一一	昭和二	三	四	五
申合組合（共同揚返）	三、四六一	三、九五五	三、八四二	二、二七九	三、三九一	三、六二四	二、四二一	二、四四四	二、四九九	九三三	八五六
個人經營	—	一、〇五四	三三〇	一、五〇〇	一、七二六	五九三	四、四六五	三、五五三	四、六五七	五、七八八	六、三六一
匿名組合	—	—	五六二	二、六五七	五、五八五	五、七三六	七、三七八	二、四九九	二、六一五五	三、〇三四	二、九八四
會社	—	五四〇	一、一〇二	二、一六三	三、三四六	四、六三四	七、一八八	一三、一四五	一一、〇三八	一一、〇三三	一〇、五五〇
計	三、四六一	四、八八九	五、八二六	八、五九九	一三、九四八	一九、九〇四	二一、四五三	三〇、六四一	三〇、八〇九	三〇、七一七	三〇、七六〇

匿名組合

匿名組合は商法第二百九十條乃至三百四條に規定されたる一種の組合にして、組合員が營業者の爲に出資し、該出資は共有又は貸付に非ずして營業者の財產に歸し組合員は、第三者に對し、何等の機利義務を有せず。

而して、組合員は其營業によりて生ずる利益の分配を受け、損失を見たる時はそれだけ出資の減少を來たす事と成る。卽ち其營業者に全幅の信賴を置かざれば成立し難き組合なり。

されば同族親近の人々が組合員となりて出資し、最も經驗に富み手腕を有する人を經營者として、其人の統率の下に一致團結して事業を爲すに適する組合にして諏訪地方に於ける片倉組、尾澤組、小口組、林組、小松組、山十組等是なり。

卽片倉組は片倉兼太郎同佐一（二代目兼太郎）新宅片倉俊太郎、新家片倉光治、今井五介等の兄弟同族結合し本家片倉兼太郎を推して組長とせるもの、尾澤組は明治二十七年尾澤金左衞門が其二子福太郎琢郎をして共同經營せしめたるもの、今組は明治三十六年小口村吉、同重吉、同吉三郎、同重太郎、同今朝吉等の一族兄弟によりて組織され小口村吉を組長とせるものにして其他も多くは父子兄弟叔姪等の近親者を以て組織せられたるものなり。

如斯匿名組合は多く近親者の間に於て組織せられたるものなるが故に年代の經過と共に其組合員相互の人事關係設立當時と異るに至るは當然の事なると共に、匿名組合は資本に關する注律上の保護薄く信用亦低きが上に、經營者其人に全幅の信賴を置きて之に一任するものなるが故に其人の一擧一動により會社の興廢を來たすが如き場合尠しとせず、爲に此法は明治三十五年頃より大正時代迄を全盛期とし大正七八年蠶絲業好況の爲製絲業の擴大を來たせし以來漸次衰微し匿名組合より會社企業に其組織を變更する者多きに至れり。

會社組織

會社組織には合名、合資、株式、株式合資の四種類あれども、何れも其事業の規模大にして個人の力にては其勞力若くは資力に於て不足を感ずる場合に組織せらるる企業形態の一なり。

本縣の製絲企業は、其初め個人の經營せる家內工業より進んで數人若くは數十人の工男女を使用して手挽若くは座繰器によりて生絲を製造し之を自家用若くは爲替絲として國內用に使用するに過ぎざりしが橫濱開港以來歐米を顧客

として製絲業を營むに至り、從來の組織にては資本に於ても勞力に於ても不足を感じ一家一門の共同事業たる合名會社を生じ、ついで合資會社をも生ぜり。

明治維新後政府は資本合同の必要を認め、明治四年立會略則及び會社辨を出版して會社企業の範を示し、明治五年國立銀行條例を發布せしより株式會社の經營を見るに至れり。當時經濟界漸く順調となり加ふるに廢藩置縣により金祿公債を給せられたる士族等の之を利用して事業を爲さんとせるもの多かりしかば是等によりて製絲事業を興せるもの尠からざりき。彼、埴科郡西條製絲場及伊那郡高遠の盛進社等卽、是にして合資若くは株式會社に類せる組織なりき。ついで明治八年創業の高井郡須坂町東行社は合資、同年創業の諏訪郡平野村中山社は合名會社に類せり。然れども明治二十六年施行の商法に準じ正式に製絲業の會社として登錄せられたるは東行社等なりとす。

明治二十六年本縣公文中に存する東行合資會社契約の序文に「本社は明治十年八月十日長野縣の認可を得て之を創設し爾來事業を保續し益々社運隆盛に至る玆に商法實施に遭遇し從來の規約を改正し左の契約を締結、明治二十六年十二月廿六日登記公告を了す」とあり。其他の會社も之と同樣の理由によりて、規約を改正し同年登記を爲せるも其實体は會社法實施以前より存せり。

諏訪に於ては明治三十年五月創立の山共合資岡谷製絲會社、明治三十一年三月創立の武居合名會社同三十三年創立の金山製絲株式合資會社等會社法實施以後正式に登錄せられたる製絲會社中古きものに屬す。又匿名會社より轉じたるものとしては、明治三十八年諏訪の小松組が合資會社に四十年には山一林組が合名會社に四十四年吉田館が合資會社に組織を變更し、金山製絲株式合資會社は大正五年五月解散して金山製絲合資會社となり、大正八年十二月に至更に株式會社となりて金山製絲株式會社となれり。

片倉組は初め初代片倉兼太郎の個人經營によりて企業し、其後明治十三年一月平野川岸兩村の有志十六名にて開明社を組織するに及びて之に加入して三十二釜の受持となり（各自一定釜數を負擔せるは株式會社に類す）明治二十八年には匿名組合組織の片倉組となり、大正九年三月には資本金五千萬圓（一株五十圓百万株）の片倉製絲紡績株式會社に組織を變更せり。

此、片倉組の組織變更が本縣製絲業界に與へたる刺激は實に甚大にして爾後本縣內製絲家中大規模經營者の之に倣ひ株式會社に組織を變更する者相踵ぎ、製絲企業上一大劃期を作れり。就中著名なる片倉組と共に諏訪郡に於ける大製絲たりし今組は大正十四年十月創立總會を開きて資本金貳千五百万圓の山十製絲株式會社を設立し、昭和三年には岡谷製絲會社も株式會社に變更し同四年二月には山一林組亦其組織を變更して株式會社となれり。

大正時代に入りて最近本縣內製絲業者の企業組織が合資會社、株式會社等の會社組織に推移しつつなる事は左記本縣製絲業者企業組織別工場調によりて知る事を得べし。

企業組織別工場調（長野縣製絲工場調ニヨル）

年次＼組織別	個人經營	申合組合	匿名組合	共同經營	産業組合	株式會社	合名會社	合資會社	株式合資會社	計
大正十三年	四一七	—	—	—	七九	六六	二二	四七	一	六三三
同　十四年	三九四	—	—	—	七八	七六	二三	五七	二	六、三〇
昭和　元年	三五三	—	一三	—	七五	八八	三〇	五七	二	六一六
同　二年	三五九	—	一八	—	八〇	八九	三〇	六二	三	六四一
同　三年	三九四	—	一六	—	八四	九九	三三	六七	二	六八四
同　四年	四一九	—	一九	—	八六	九七	三〇	七三	二	七一五

同五年	四三五	—	二三	二	九四	八六	三	六七	二	七三一
同六年	四三一	七	一七	—	九三	六七	一八	七一	三	七〇八
同七年	三八〇	一	二	二	九六	七三	一九	七九	三	六六四
同八年	三二九	一	一	三五	一〇〇	六九	一五	八五	二	八三七
同九年	五三	—	—	二四	九八	六七	一五	八〇	二	八〇八

（備考　大正十三、十四年は個人欄中に匿名組合等を包含す）

「最近連年絲價の下落に伴ひ本邦蠶絲業は未曾有の不況に陷り、蠶絲王國を誇れる本縣の製絲業亦頗る打撃を蒙り經營困難狀態に立到れる者少からず。由來生絲の取引は買人に於て之を檢査し、看貫し、共價格をも定むる商習慣なりし爲、常に彼等の商略に飜弄せられて絲價の騰落常なく製絲業者は止を得ず商機を狙ふ事にのみ心を注ぎ需要者の要望を省みるの暇なく單に目先の採算を逐ふて走る狀態にして、工業經營の本義に合致せざるもの多く殊に未曾有の不況に際會し、其企業形態の如何を問はず多くは行詰りの狀態を呈するに至れり。

ここに於て片倉製絲紡績株式會社々長片倉兼太郎は本縣製絲業經營の上に新機構を立て斯業復興の計をなさんとし其爲にあらゆる犧牲を惜まざる決意を示せり。恰もよし昭和六年三月輸出生絲檢査法改正により曩に正量取引となり居たりし生絲は更に公正なる格付により輸出さるる事となりしにより片倉修一二代目兼太郎の立案に基き小口修一及び古村敏章等の人々と謀り、且第十九銀行の援助をも得て新たに商工分離の經營組織により既設工場を活用してカルテル（Kartell）組織の丸興製絲株式會社を設立し黒澤剛共社長に就任せり。

同社は資本金八十萬圓にして本社を平野村三、八〇八番地に置き專ら原料の購入、生產品販賣に任じ之に加盟せる

工場は原料に相當する格の生絲を製造することに專念する仕組にして、加盟工場主の本社に對する關係は請負契約の形式をとれり。

今、其實際の狀況を見るに原料の仕入に就ては關東及信州地方に主力を注ぎ乾燥能力の充實を計り、更に諏訪倉庫株式會社に本乾燥と保管とを委託し、原料格付は片倉會社㊨工場內に五十釜の格付工場を設け、加盟工場より技術平均の職工を選出して、各荷口毎に採れる供試原料につき嚴密公正なる繰絲試驗を行ひ其の絲量纖度及び繰絲時間等による原料格付表を作り、本社は之に基き賃挽料率を決定し、各加盟工場の設備職工の技倆、其他の特徵並に製品販賣上の都合をはかり、又可成同一原料を同一工場に繰絲せしむる樣原料繭を配分す。此場合選繭は本社に於て之をなし、秤量は諏訪倉庫株式會社之を行ふ定なり。工場主は原料繭と共に送致さるる「原料格付表」及(註)「賃挽料率決定通知書」により本社の指定する格合の生絲を製造すべく、仕掛繭の保管繰絲揚返整理包裝荷造等の作業につとむ。

『第　號　賃挽料率決定通知書

昭和六年六月八日附貴殿ノ差入レタル製絲請負契約書條項ニ依リ賃挽料其ノ他左記ノ通リ相定メ候

一、原料繭種類　期第　合併　産　本繭

二、同　數量　石　斗　升

三、指定纖度　中

四、絲量壹斗ニ付　匁ヲ基準トシ其增減ハ貴殿ノ所得又ハ負擔トス。

五、出荷斤量一荷口拾俵壹千參拾斤トス

六、指定格合國立生絲檢查所ニ於ケル　格ト定メ、上下格差ニ依リ貴殿ノ所得又ハ負擔ニ歸スヘキ差金額ハ別ニ

定ムル標準ニ據ルモノトス。

七、前項檢査ノ結果清算市場ニ於ケル渡品ニ合格セサル品位ノモノヲ生シタルトキハ、其ノ損害額ハ當會社之ヲ決定シ貴殿ニ賠償セシム。

八、當會社カ國立生絲檢査所ノ檢査ヲ受ケスシテ賣却シタル場合ニハ、貴殿ノ所得又ハ負擔ニ歸スヘキ損益額ハ當會社ノ決定ニヨル。

九、賃挽料率生絲百斤ニ付金　　圓　　錢トス。

右御承知相成度別紙原料格付表相添へ御通知申上候也

昭和　年　月　日

丸興製絲株式會社

工場主

殿

製造生絲の販賣に就ては專ら穩健なる賣拔方針をとることにし、加盟工場從來の取引關係にある問屋へ出荷し、舊債あるものは賣込手數料の割引及び會社の配當金を以て逐次償却することに諒解を得たり。

かくて本社の出現は加盟工場の空氣を一新し工費の遞減せるにもかかはらず絲質の向上と能率の增進を見、斯業界に一大刺戟を與へて直接間接稗益する所尠からず。又企業の合同による信用增加は本社に對し中央一流銀行の直接放資を見るに至れり。」（平野村誌）

主なる營業製絲

一、片倉製絲紡績株式會社

出來製絲業は絲價の變動甚だしきが爲に、其興廢の速かなること他の職業の比にあらず。本縣八〇八製絲工場中、

明治初年創業以來今日迄存續せるもの稀にして、辛うじて存續するものも極めて小規模の工場か然らずんば名義は同一なるも所有權は既に他に移動せるもの多し。然るに片倉組は明治初年創業以來（初代片倉兼太郎君事歷、事業の概況等に明治六年父市助製絲を創め翁は父を助けて又斯業に從ふとあり。明治十三年十月五日片倉兼太郎提出の履歷書には製絲創業より今日に至る十余年間機械を改造すること既に三廻とあり。之によれば明治元年頃創業せるが如し。）年と共に隆盛に赴き以て今日の盛大を致せり。

而して其創業時代に初代片倉兼太郎氏の苦心經營せる狀況は明治十三年十月五日同氏及弟光治連名にて本縣に提出せる左記履歷書及び明治十八年開明社長として片倉兼太郎氏の提出せる履歷書等によりて想像し得べし。

長野縣諏訪郡開明社ノ工女三十二人ノ受持

同　郡川岸村四十九番地平民製絲營業

片倉兼太郎㊞

同　郡同村三十九番地平民製絲營業

片倉光治

製絲創業ヨリ今日ニ至ル十餘年間機械ヲ改造スル既ニ三回ナリ第三回目ニ裝置セシハ現ニ存在ノ器械場ニシテ明治十一年二月兄弟相謀リ之ヲ構造ス而シテ後チ漸次ニ技業進捗シテ本年ニ至リ一ケ月ノ製額凡二百斤餘當初工女三十二人ニ教師壹名（名ヲ忘ル）ヲ初メ業務ヲ受ル明治五年小野組ニテ本郡上スワ字ミヤマタニ機械ヲ設立スルニツキ該組ニテ女子十九名（其内一人ナリ）ヲ東京ニ遣シ築地製絲場ニ入レ修業ノ上ミヤマタニ入リ三年ヲヘテ該場廢止トナリシニヨリ所々經歷スルコト三ケ年明治十一年五月以來雇入ス

ヲ雇入シ生絲ヲ製スルト雖モ工女ノ技業熟練ナラサルト絲價ノ低落トニ際シ大ニ損耗ヲ招キタリ

昨十二年ノ如キハ技術ノ進捗ト價格ノ昂騰ニ因リ非常ノ純益ヲ得テ漸ク經濟ノ回復ヲ得タリ又明治十三年一月ヲ以テ平野川岸兩村ノ有志十六名ト謀リ製造會社ヲ設立ス之ニ官准ヲ得テ明治十三年四月ヨリ開業ス則チ社則ニ因リ三十二

釜ノ受持トナル

明治十三年十月五日　　出品主　片倉光治

同　片倉兼太郎㊞

前書之通相違無之段保證仕候也

長野縣信濃國諏訪郡川岸村戸長代理筆生

三澤與三衞門㊞

右の履歴書に「明治十一年二月兄弟相謀り之を構造す」とあるもの即、自村三澤區に設置せる垣外製絲所にして、寫眞に見るが如く天龍河畔に長さ十三間奥行七間の製絲所を建築し、又圓徑三丈七尺九寸の水車を天龍川に仕掛け水力を利用して器械を運轉せしめ、別に三石七斗入の釜を以て蒸氣を發せしめ、工男二人に工女三十六人を使役し、三十二釜を以て當時の所謂洋式器械製絲を行ひ明治十一年には生絲七百三十斤を製造し賣上代金四千八百圓を得、翌十二年には生絲製造高一千斤に增加し價格も一躍八千三百七十圓（明治十三年申告書による）に增加せり。

又前記履歴によれば明治十三年一月平野川岸兩村の有志十六名と謀り開明社を設け同年四月より開業し、共同販賣の機關となせしが、十七年一月社中相謀り揚返しを一体に改良せんが爲水車運轉の揚返し場（建坪二百六十六坪大枠三百三十裝置）を新築せり。明治十八年一月開明社長片倉兼太郎の申告によれば「之迄各自製絲場にて揚返しをなすが故に精粗一ならざるにより外國需用者の患害を免れず因て一の繰返場を建設し一所に取纏め一手に繰返しをなすが故に再繰の際縺れの患なく製絲家にとりては揚返しの勞なくして製方一圖に注意するの益あり、檢査を一体になし精密平等の益あり、」とあり、共同再繰場を設けて絲質の統一を圖り改善の方法を講ぜるを見るべし。

是より先同族片倉俊太郎（初代兼太郎の父市助の弟權助の長男）明治九年横内龍三郎同萬右衞門片倉林右衞門と共同して機械製絲場を村内字市之澤に設け深澤社と稱せしが此年同社より解れて垣外製絲所へ合同するに及び片倉家は一家一族を擧げて同心協力以て製絲業に全力を傾注するに至れり。

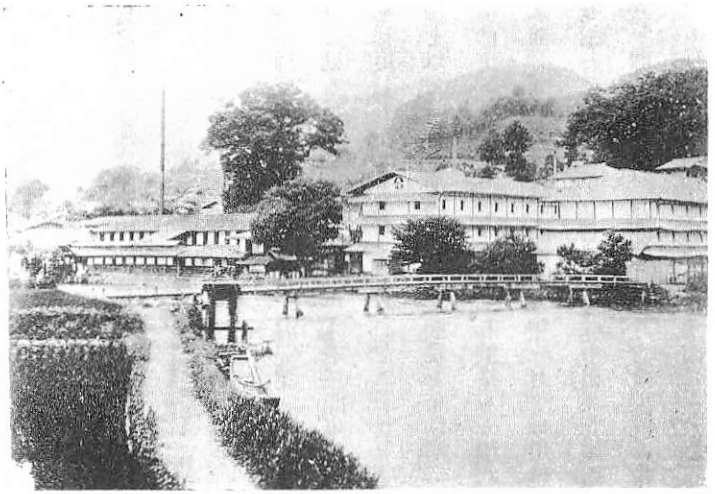

（片倉組垣外製絲所）
左端天龍川＝仕掛々ルル大水車＝注意

明治二十三年東筑摩郡松本町に松本製絲所（釜數四十八）を新築し從弟片倉俊太郎氏をして之が經營の衝に當らしめしが會々曩に米國に留學せる三弟今井五介氏業成つて歸朝せしかば翌年を以て同所に長たらしめたり。これ實に片倉製絲郡外發展の第一着手なり。

明治二十七年自村に川岸製絲所を新設し三全社と稱し、其釜數三百六十を算し當時海内第一の稱ありし富岡製絲所の三百釜を凌駕すると共に片倉製絲は其釜數及び產額に於て當時既に全國に冠たるに至れり。

明治二十八年片倉組組織せられ初代片倉兼太郎嗣子佐一（二代目兼太郎）從弟片倉俊太郎次弟片倉光治三弟今井五介の共同經營と成るや翁は押されて組長の任に就けり。當時片倉組の繰絲釜數實に六百八十八に達し其產額全國に冠たり。爾來益々事業を擴張し明治三十一年東京府下千駄ヶ谷に製絲所（三十二釜）を新設せりこれ片倉組縣外發展の嚆矢にして同三十四年埼玉

縣大宮町に移轉し大宮製絲所と改稱せり。

かくて大正九年には本縣内を始め東京府、埼玉、宮城、福島、山形、愛知、兵庫、島取、佐賀、大分の一府十縣及朝鮮大邱府に亘りて製絲工場十九ヶ所設備釜數一萬一千有餘及び福島縣郡山に絹絲紡績工場を有し一ヶ年の産額は生絲三萬八千餘梱絹絲紡績製品二十七萬斤を産出するに至れり。

元來製絲業は其經營上に於ける知識經驗と熟練堪能なる技術者とを要するは勿論なれど其原料繭精良ならざれば優良なる生絲を製造する能はず。茲於明治三十五六年の交より蠶品種の改良統一を叫ばれしが片倉組は茲に見る所あり大正三年日歐及日支一代交配種一千二百枚を安筑二郡の製絲家及養蠶家に無償配布して試育せしめ其成繭全部を引取製絲せるに豫期以上の好結果を得たれば、翌四年大日本一代交配種普及團を組織して優良蠶種の普及につとむると共に養蠶家を指導して其飼育法の改良につとめ來りしが、大正九年時代の要求に鑑み蠶種、養蠶製絲貿易業者互に氣脈を通じ、且つ從業者に利益を分配し所謂共存共榮勞資協調の實を擧げんと欲して資本金五千萬圓の片倉製絲紡績株式會社を設立することに決定し一株五拾圓總株數百萬株の中七十万株は發起人賛成人引受殘三十萬株を額面超過金三十圓以上を以て公募せしに時恰も絲價四千圓以上の大好況時代なりし爲株式の應募頗る多くプレミアムの如き最高百二十圓に達する有様なりき。かくて大正九年三月二十三日創立總會を開き其成立を見たりき。此際上伊那郡伊那富村武井製絲場一、〇一六釜上高井郡須坂町田中製絲場九五八釜を併合せり。

かくて同社は大正九年佐賀縣小城郡是、同十一年德嶋縣鴨島、高知縣高知の各製絲所を買收し次で大日本一代交配種普及團を併せて蠶種の製造を兼營し同十二年四月日東洋紡績株式會社を創設し、同年十一月長野縣諏訪郡平野村なる株式會社尾澤組二、資本金五百五十萬圓釜數二千八百卅社長尾澤福太郎(二千七百〇一)を合併し會社の資本金を五千二百七十五萬圓に增資し、同年九月一

日露東大震災により生絲貿易一時杜絶するや我國經濟の命脈たる斯業の復興は寸時も猶豫す可らざるを以て、生絲の直輸出を企て震災直後九月廿六日社員を米國に派して紐育に支店を設け之が對策を講ずると共に生絲取引の改善に努めたり大正十五年岐阜縣瑞浪製絲所を買收、昭和二年朝鮮京畿道の經營に係る恩賜授産京城製絲所を繼承し翌三年朝鮮に全州製絲所を、和歌山縣に紀南製絲所を新設し、昭和四年朝鮮咸鏡道に感興製絲所を新設、同五年廣島縣に三原製絲所を新設、同八年武州製絲株式會社を併せて東武製絲所を設くる等著しき發展振を示し、現在資本金五千三百五十五万圓製絲工場三十五ケ所、釜數一万四千九百五十釜從業員二万六千余人一ケ年の生絲産額九十五万二千貫に達し、外に傍系會社十七ケ所設備釜數五千余釜、試驗研究講習所四ケ所、醬油醸造所三ケ所、蠶種製造所普及團外八ケ所を有して一ケ年蠶種二千二百萬瓦を製造し、本店を東京に置き前記工場の外出張所を横濱、大阪、紐育等八十余ケ所に設け、其産出する生絲は本邦産生絲の約一割を占むるに至り本邦は素より支那、伊佛に渉り製絲業の覇王として活躍するに至れり。

片倉組發展の經路(あと)を其創設以來の製絲釜數及び生絲生産數量等によりてうかゞふに左表の如し。

片倉組創設以來製絲釜數製産數量價格の年度別表

年度	種別	釜數錘數	製産數量	價格	販賣狀況
明治十一年	生絲	三	三俵	一〇、六三円	生絲は製産高の約十分の九は輸出向十分の一は内地向にして輸出向は横濱市生絲賣込問屋を經て日本輸出商又は外國商館に販賣し米國を主として歐洲へも輸出せられ内地向は福井金澤、京都、八王子を主として各地機業者へ販賣す以下同じ
十二年	同	三	三四	二、五六六	
十三年	同	三	三五	二三、三五	
十四年	同	六〇	四四	三三、六八〇	

十五年	同	六〇	六四	三三、二三七
十六年	同	六〇	六二	二三、九七六
十七年	同	九〇	八六	二八、二七九
十八年	同	一六〇	一一九	三九、七四四
十九年	同	一六〇	一五一	五九、一五九
二十年	同	一六〇	一四七	五四、二八一
二十一年	同	一六〇	一八八	六四、三八四
二十二年	同	一六〇	二六九	一〇一、四三九
二十三年	同	二〇八	三〇三	一〇三、七九七
二十四年	同	三二八	五三九	一六三、八四三
二十五年	同	三二八	五一〇	二一三、二八三
二十六年	同	三二八	四五一	一八九、九六八
二十七年	同	六八八	九五〇	三八五、九三五
二十八年	同	七六〇	一、三〇一	五七〇、六三三
二十九年	同	七六〇	一、〇三九	四三七、〇三八
三十年	同	七七八	一、六四三	七五七、四八一
三十一年	同	八七八	一、七〇四	八三五、三六一
三十二年	同	一、一〇六	二、五九九	一、四八七、九五九

三十三年	同	生絲絹絲紡績	一、三一〇	二、八〇三	一、三五三、六七三	
三十四年	同	同	一、三〇四	三、〇六五	一、四七一、七三五	
三十五年	同	同	一、四七八	三、六七〇	一、九五四、六九九	
三十六年	同	同	一、五九四	三、六八四	一、八七六、八一一	
三十七年	同	同	一、六八五	三、四四一	二、一六八、九一三	
三十八年	同	同	二、二四九	五、五一三	三、〇一三、七四二	
三十九年	同	同	二、四一六	七、二〇六	四、五九〇、七四〇	
四十年	同	同	二、六二一	八、六八〇	五、一六八、五六二	
四十一年	同	同	三、二〇三	一〇、七八一	五、四五五、〇六三	
四十二年	同	同	四、二八三	一三、四三〇	六、四七一、三九三	
四十三年	同	同	四、二四七	一四、九三七	七、四四四、五七七	
四十四年	同	同	四、八五一	一六、五九四	七、八二〇、七四四	
大正元年	同	同	五、六三八	二〇、一七二	九、六八〇、八七〇	
二年	同	同	六、二〇八	二三、九七〇	一二、二七一、七三四	
三年	同	生絲絹絲紡績	六、七五三	二三、五七二	一〇、七六一、六三九	
四年	絹絲紡績	生絲	七、二八一 八、四〇〇	二七、七二三 三〇、八〇九	一四、五五七、〇九三 四〇五、二〇〇	絹絲紡績の内絹綿は横濱市屑物賣込問屋を經て外國へ輸出せられ絹絲及紬絲は内地の各機業地にある仲介業者を經て販賣す以下同じ
五年	生絲絹絲紡績	生絲	七、七九六 九、六〇〇	三〇、四六四 三四、六六七	三、〇一八 四四〇	
六年	生絲絹絲紡績	生絲	九、四六八 一、四五〇	三六、六七五 五二、四四二	二八、七六二、三八五 一、〇二七、〇六八	

七年	生絲	一〇、三三五	三九、八三二	三五、八一六、二三七
	絹絲紡績	四、四五〇	七一、七九三	二、〇五五、八八三
八年	生絲	一二、二二七	三五、〇八二	五三、七七二、八五二
	絹絲紡績	四、四五〇	二九、五二六	一、四五三、一一四
九年	生絲	一四、六四六	三八、五一七	三四、七二六、六三六
	絹絲紡績	四、九二〇	三〇、四四五	一、〇四七、八七二
	蠶種		二三、一九〇枚	二四、七三七
十年	生絲	一五、一一〇	五二、〇五五	四六、四二三、二七七
	絹絲紡績	四、九二〇	一八、九一九	六一九、三一九
	蠶種		二二、四八七	二五六、四五七
十一年	生絲	一五、八一〇	五一、六一八	五八、七〇六、六八二
	絹絲紡績	七、〇二〇	二三、一六二	八二九、八一〇
	蠶種		二一一、六六一	三〇八、〇三八
十二年	生絲	一六、七三九	五七、五六九	六六、五一二、〇九八
	蠶種		三一六、〇五六	四三七、九五〇
十三年	生絲	一八、一六一	七五、九五七	七七、八七七、四九二
	蠶種		三九七、八六七	四七四、四一七
十四年	生絲	一八、一七一	八〇、七〇四	八七、一八六、七四三
	蠶種		三八八、二八九	五〇〇、七八二
昭和元年	生絲	一八、二七七	八七、九〇二	七五、四〇四、四九五
	蠶種		三七一、八〇四	四九一、四五九
二年	生絲	一八、二七八	九〇、六六六	七一、三八五、八四一
	蠶種		四七三、七八二	七二三、八八六
三年	生絲	一八、〇四〇	（八八、四四四）梱	六六、八六三、〇〇〇円
	蠶種		七九六千貫	六一九
			四、二三九グラム	
四年	生絲	一七、七六五	（九一、六六七）梱	六八、三九二、〇〇〇
	蠶種		八二五	八〇九
			五、五一八	
五年	生絲	一七、一八七	（九七、四四四）	三九、〇四四、〇〇〇
	蠶種		七八七	一、一〇六
			九、八五五	

生絲は製産高の約十分の九は輸出向十分の一は内地向にして輸出向は横濱、神戸兩市の生絲賣込問屋を經て日本輸出商又は外國商館に販賣し一部は横濱及紐育の出張所に於て直接販賣す米國を主として歐洲へも輸出せられ内地向は福井金澤京都丹後八王子を主として各地機業者へ販賣す

絹絲紡績の内絹綿は横濱市屑物賣込問屋を經て外國へ輸出せられ

絹絲及紬絲は内地の機業地にある仲介業者を經て販賣す

蠶種は全部一代交配種を製造し内地を主として朝鮮及支那山東省等へ販賣す

六年	生絲 蠶種	一六、六一六	(一〇一、四四四) 九一三 一〇、二三三	三六、〇六二、〇〇〇 一、〇四八
七年	生絲 蠶種	一五、一〇六	(九七、七七八) 八八〇 一六、七九六	三九、二三九、〇〇〇 一、三三六
八年	生絲 蠶種	一五、一七〇	(一一三、八八九) 一、〇二五 一六、九六六	五二、五一八、〇〇〇 一、八〇〇
九年	生絲 蠶種	一四、九五〇	(一〇五、七七八) 九五二 一四、一七七	三五、〇六五、〇〇〇 一、〇五八

備考　蠶種は社用にして販賣せず

二、小口組

小口組は諏訪郡平野村下濱にあり。明治三十六年の創立にして當時の組員は小口善重（初代）小口定吉小口清助小口權之助小口傳吉小口房吉の六氏にして小口善重氏組長たり。明治三十八年には平野村の五工場合せて千十五釜東京府下赤羽工場百八十釜大和五條町工場八十五釜合計千二百八十釜を有せしが逐年擴張して組長小口善重氏の歿せし大正五年には二千六百釜となり、同氏歿後二代目善重氏つぎて同組長となり益々事業を擴張し昭和五年には同組經營の工場縣内七工場二千九百六釜内（村内六工場二、三三〇釜 下諏訪一工場五七六釜）縣外六工場三千五百六十八釜に達せしが、同年以降の不況によりて大打撃を蒙り昭和六年八月遂に同組分裂せり。

此際其一部は組織を改めて株式會社組織とし小口善重氏社長となり株式會社丸山小口製絲所繰絲部及同企工場の二工場八百十三釜（現在使用釜數四百七釜）を經營して現在に至れり。

三、合資岡谷製絲會社

同社は天龍河畔平野村岡谷にあり、明治三十年五月三十一日の創立にして創設當時三百六十人取なりしが逐年擴張して明治三十八年頃には九百六十七人取とし武州大宮に三百二十釜の工場を有し合せて千二百八十七人取となれり。創立當時の社員は小口晉次郎、橋爪卯之吉（諏訪案内には忠三郎とあり）横内源右衛門、小口彦次郎（前書に彦次とあり）林市十、高木卯之助、尾澤增十郎の七氏にして小口晉次郎氏社長たり。資本金は初八万八千圓なりしが後增資して三十万三千圓となせり。昭和三年五月十一日解散して岡谷製絲株式會社之を繼承し資本金六百万圓となり、昭和五年七月には村內工場三ケ所釜數一千四百十七縣外五ケ所二千六百二釜を經營し小口宗雄氏社長たりしが、同年以來の絲價慘落によりて經營困難となり、昭和六年八月同社を解散して山共製絲株式會社を作り小口宗雄氏社長となれり。

現在（昭和十一年五月）岡會の二工場合せて設備釜數七百三十六使用釜數五百四十三釜に減ぜり。

四、東行社と俊明社

諏訪と共に世界の生絲生産地として名高き須坂に於ける製絲業發達の諸原因につきてほ第二章第五節に述べたるが如し。而して須坂製絲の名聲をして如斯大ならしめたる所以のものは東行、俊明の二社與つて最も力ありしものと稱せらる。されば該二社の沿革を叙するは卽須坂地方製絲業發達を物語るものなれば以下少しく之につきて述べんとす。

須坂の製絲場も本邦に於ける諏訪其他の大製絲場と同じく、其創始時代は極めて微々たる小規模の個人經營たりしなり。

之を東行社創立以來の社員にして現に同社長たる神林秋太郎氏に聞くに　當時須坂の人々は今日よりも裕福にして

多少の資本を有し、且原料繭は地方の養蠶家より提供され、地形、水利の便宜しきが爲に、運轉には水力を用ふるを得しかば其企業極めて容易にして水力を利用し得る町にありては殆んど戸毎に製絲を營み所謂絲街(いとまち)の名に背かざる盛況を呈せりといふ。同家の如きも最初は下女一人に繰絲せしめたるに始まり、松代の人海沼房太郎氏の來りて指導するに及び「六人一器械」と稱せられたる土竈を築き焚火によりて煮繭繰絲する様式に改め漸次擴張して今日に至れりといふ。

されば東行社創立以前の如きは技術未熟にして其製繰の粗惡なりしは言ふ迄もなく、經營過小なる爲個人にては容易に出荷する能はず(一ヶ年に三四梱位の製造に止まる者あり)隨而資本の運轉も容易ならず、販賣の價格にも販賣先にも常に困難を感ぜり。於茲明治八年春神林初藏、牧熊吉、青木政藏、神尾甚七、遠藤德三郎、霜田元之助等の同志相謀り、共同の力により其缺陷を補はんとして東行合資會社を創設せり。(神林秋太郎氏談)爾後俊明社分立に至る迄の沿革は明治十三年十月東行社長小田切武兵衞副社長青木甚九郎同遠藤万作の申告によれば次の如し。

(上略)

「抑モ我高井全部ノ地形タル南北大約二十余里ニシテ東西僅ニ三里余ニ過ギス、東南ニ山脈屏立シ地勢頗ル凹凸アリ氣候稍寒ニシテ土壤過半ハ瘠薄ナリ、故ニ雜穀ヲ栽培スルモ適セザルヲ以テ多ク桑樹ヲ植エ殊ニ西ハ千曲川ヲ界トス川沿擧ナ砂漠ニシテ能ク桑樹ニ適ス、就中須坂町ノ如キハ東西ノ連山ニ接近シ西北ハ斜ニ低シ故ニ流水駛々トシテ水車ニ便ナル他ノ地方ニ稀ナリ、其源ヲ米子山ニ發シ漸次回流シテ須坂町ニ入リ數派ニ分流スル恰モ一根ノ樹木ニ數枝ヲ有スルモノヽ如シ、且、桑園ノ廣濶ナル桑樹ノ巨數最モ前記開陳スルカ如キ地位ナルヲ以テ當地ノ商人ハ多ク製絲ニ從事スルノ習慣タリキ、然ルニ開港以來蠶種ノ輸出隆盛ニ至リ頗ル聲價ヲ得タルニヨリ、各商等爭競シ

テ業ヲ蠶種ニ轉セリ之ニ依テ製絲ノ品位ヲ落シ稍衰頽セリ、然リ而シテ蠶種モ奸商ノタメ外人ノ望ミヲ失シ遂ニ土崩ニ屬セリ我輩有志者ハ永遠不朽之産物タル製絲ノ品位墮落セシヲ憂ル久矣、殊ニ外交益盛ニシテ物産起ラザルハ豈何ヲ以テ外人ト文明ヲ競ハンヤ、況ンヤ輸出入ノ權衡ヲ失シ到底財政ニ困難ヲ見ルハ論ヲ俟タズ故ニ苟モ愛國心ヲ有スル者ハ傍觀座視スルノ秋ニ有ラザルヲ以テ只管製絲ノ改良ヲ謀リ去ル明治八年春各地ノ機械ヲ折衷シ最モ水利ノ便ナルニヨリ（運轉ニ水車ヲ用ヒ湯沸ハ焚火ヲ以テス）工場ヲ數所ニ設ク、當時同盟僅カ十名ニ足ラズ工人漸ク八十名ヲ過ズ。而シテ其技術粗ナル故ニ販賣價格貴キヲ得ズ、然レモ協力耐忍以テ其技業ニ汲々乎トシテ撓マズ頗ル刻苦ヲ嘗メ漸ク同年ノ末ニ至リ稍聲價ヲ得タリキ。翌九年ノ春ニ及ビ俄カニ同盟スル者三十有名（四十余名）工人六百有余名巨額ニ至リ（切磋勉勵シ百斤洋銀千百弗余ニ販賣シ得ルノ絲ヲ製出シ）大ニ業務ヲ擴張セリ、且汽機百人繰ノ機械ヲ增加ス同十年（二月）資金ヲ募リ社則ヲ制定シ吏員ヲ置ク社長一員副二員評議員八名世話掛十二名等之ナリ社長ハ社內一切ノ事務ヲ總理ス、副ハ社長ノ缺ヲ補ヒ評議員ハ社內一切ノ事項ヲ評議論決ス世話掛ハ社長ノ指揮ニ從ヒ諸傳達ヲ掌ル總テ吏員ハ社員ヨリ選任ス、然レモ人氣ヲ纏メンガタメ暫ク給料ヲ附セズ、加之渾テ過飾ヲ省キ專ラ實務ニ勉勵セリ、同年二月官准ヲ得テ始メテ東行社ト號ス、以還粗製ヲ矯正スル方法益々嚴ニシテ彌々外商ノ需求ヲ來タシ頗ル聲價ヲ得タリ、同年內國勸業博覽會ニ出品シ鳳紋賞牌ノ光榮ヲ辱セリ、爰ニ於テ三井物産會社ノ紹介ヲ以テ歐洲直販賣ヲ試ミタリキ、（又）十一年ニ至リ歐洲某商社ノ需求ニ應ジ同社ニ囑託シ則チ直販賣ス以來米國輸出盛ナルニヨリ歐國向ヲ廢シ更ニ米國向ヲ製造スルニ至ル、十二年佛國リオン府某商社ヨリ直賣買ノ道ヲ開キ彼我ノ公判ヲ謀ラント書翰ヲ以テ促ス事既ニ數回ニ達シタレモ我社員ノ論議決セザルヲ以テ終ニ應ゼズ、同年横濱共進會ニ出品シ二等賞卽チ銀貨三十圓ノ賞與ヲ辱セリ、（十三年十二月佛國博覽會出品ノ賞牌ヲ賜フ、十六

年五月濠洲出品ノ賞與ヲ賜得ス）之ヨリ曩キ我工場ハ數所ニ配置シアルヲ以テ万一製絲粗惡ニ流レン事ヲ恐レ（十一年五月揚籠所設立）繰返シ場ヲ新築シ各支所ノ製絲ヲ纏メ同一ニ繰返サシム爾后益入社スル者日ニ月ニ旺盛ニ至リ業ニ已ニ現時社員六十有余名工女一千百有余名ナリ。夫レ創業以來間僅カ五六ノ星霜ヲ經ザルニ如斯ク宵壤ノ差ヲ顯出セシハ我輩社員ノ康福而已ナラズ爲メニ我高井全郡ノ景況ヲ一變シタリキ回想スルニ我東行社創立以前ハ成繭半ハ蠶種家ニ屬シ半製絲家ニ屬スト云フ者ノ尚餘嬴アリテ上武州ニ輸出セシモノナリ、然ルニ蠶種家失敗セシ后ハ成繭皆製絲家ノ一手ニ歸スルモ尚足ラズ故ニ現今ハ他郡ヨリ輸入ヲ仰ガザルヲ得ズ　然ルニ昨十二年度ハ歐洲諸國養蠶不熟ノ影響ニカ外商等ハ品位ノ優劣ヲ問ズ徒グ茲レ競買スルノ情態アリシニ付我社員機ニ乘ジ過度ノ製造セシヨリ尚十三年春製絲原繭ニ至リテハ大ニ缺乏ヲ生ジ正質ノ良否ヲ鑑別スルニ暇ナキニ及ビ遂ニ精粗錯雜ナル下等繭マデ製造セシニヨリ一朝外商ノ嫌疑ヲ受ケ製絲百斤ノ價格ニ付二三十弗ノ降落ヲ見ルニ至リ愕然トシテ始メテ原繭精撰粗洩ニ流レシヲ歎欷嚱臍、奮然トシテ俄カニ原繭精撰檢査委員ヲ社中ヨリ若干名ヲ設ケ日々各支所ノ原繭精撰ヲ匡正シ傍ラ製絲工女ヲ監査シ其技業ノ優劣ヲ正シ賞罰ヲ履行セシム之ニ依テ品位大ニ優等ヲ益シタリ。（以上明治十三年申告ニヨル括弧内ハ明治十八年申告ナリ）

以上により明治十一年五月揚籠所を新築して共同揚返しを行ひ共同出荷をなせしを知ると共に好況時代に粗製濫造を行ひ外育の信用を失ひ愕然として奮起し更に原料繭の精撰に迄想到せる事情を述べたり。

然して此頃より既に東行社内部に分裂の空氣雲蒸せられしにや、元來同社は多數の社員が異りたる工場に於て繰絲する關係上絲格を一定する事能はず、（金星、銀星、朱星、別朱、牡丹等に區別すと雖）ことに器械製絲と座繰製絲との間には著しき絲價の相違あり。於茲器機製絲家は多くの資本と勞力とを費し苦心の結果純良なる製絲をなせる爲高

價に賣れたるものなれば賣上金の配當も之に應じて多くすべしと唱へ、座繰側は同一會社たる以上利益は總て平等割となさん事を主張して互に相譲らず遂に明治十三年所謂七人組（清水奉右衞門、北烏忠兵衞、牧清三郎、小柳勘兵衞、同善兵衞、小平啓吉、青木松之助）は東行社を脱退して信正社を創設せりこれ俊明社の前身とも稱すべきものなりといふ（小田切常太郎氏談）

明治十八年四月十一日俊明社長小田切又三郎の申告書には此間の事情を「奈何セン同盟者ノ多キ或ハ議協ハズ之レヲ施スニ術ナシ、然レモ吾輩等ノ熱心自ラ禁止スル能ハズ遂ニ東行社ヲ辭スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ、嗚呼之レ吾俊明社ヲ設置スル起因ナリキ」と記せり。又、東行社の同年報告には「社長小田切武兵衞病身ノ爲舍兄小田切辰之助代理出頭年アリ十七年四月武兵衞病身ニ付廢業脱社、小田切氏我所有ノ機械ヲ以獨立ス其後退社スル者多シト雖本社ハ益々製絲方法ヲ嚴ニシ改良進歩ヲ專務トス故ニ開業以來更ニ失敗セズ」と前揭小田切氏談と對照して考察せば略其間の事情を察知し得べし。

創立當時の俊明社は同盟僅かに十名工女漸く三百有余名、其製絲高も一万二千八百五十余斤なりしに翌十八年には社員二十八名工女八百名其他雜役する男女二百十七人の多きを見るに至り（十八年四月十一日俊明社長小田切又三郎申告書に基く）（農業大辭書には十八年釜數一、三二九工女一、三二二口取五六三口取七六三とあり。）又、東行社も十七年度に於て釜數二百有余を增加し、舊來揚返狹溢を訴へしにより、水車一輪を增築し、大籔二百五拾を加設し、製絲繁雜に際すれば一日に仕揚生絲量目和斤四百五十斤余に逮び、明治十八年四月現在の社員五十五名、工女千二百四十三名、揚返人六十人、教師廿五人、絲結十八人、檢査人十人、書記計算方五人、繭配り小使共百二十人、繭撰百六十人等を合せ男二百五十人女千四百人合計千六百五十人を使用し明治十七年度の製絲高五万二千〇四斤に達せり（明治十八年四月東行社申告書による）

如斯兩社とも孜々として改良進歩につとめたる結果明治二十一年長野縣蠶絲業組合調査製絲工場調による兩社の狀

況は左の如し。

	工場數	社長	現在男女數	繰釜數	就業日數	就業時間	製絲高
東行社	一	青木彌七	男 一〇五 女 二、四六五	一、四〇五	一六〇	二	九、八二七貫
俊明社	一	小田切豊太郎	九 一、三六〇	一、二六四	一六〇	二	八、三〇〇、八〇

次に明治二十三年東行社揚籠所事蹟報告によれば同二十二年は社員五十名釜數一千七百四十三製絲高一千百七十四梱に增加し二十三年には社員四十八名に減じたるも釜數は依然として向上の一路を辿り千八百三十四となれり。

東行俊明の兩社は前述の如く明治十七年分立以來常に其改良進歩を競ひ雁行して發展せりと雖、元來同一町內の姉妹會社なるを以て常に兩社協調を保ち來れるは左記の記錄によりても證すべし。

社員ニ對スル賞罰

一、繭賣渡シ捻絲貳本トス此量目三十四匁ヨリ四十二匁迄トシ範圍外ハ罰金參錢

金六〇一ヨリ七〇〇迄　賞金三錢

銀（五二一ヨリ六〇〇迄）（七〇一ヨリ七五〇迄）　賞罰ナシ

朱或ハ黑七五一ヨリ　八二九　迄罰金三錢

標準外ノ太罰

八三〇以上　金十錢

八八〇以上　金貳十錢

九三〇以上　金參拾錢

九八〇以上　金五十錢

十〇三以上　金七十錢

十〇八以上　金一圓

一、光澤ノ麗否ハ左ノ形印ヲ以テ區分ス

○印　賞金一錢

□印　賞罰ナシ

△印　罰金一錢

但シ△印ノ內劣等品ハ別荷造リトス

右兩社協議之上決定候ニ付本社ニ於テ計算スルモノ也

明治廿四年七月

製絲繰賃並ニ製造方法

一、生絲拾匁ニ付繰賃金貳錢ヲ給ス

外ニ一ケ月間ノ稼ギ高ニ應ジ左ノ割合ヲ以テ賞金ヲ增給ス

三拾五渡シ以上　賞金　五　錢
四　拾渡シ以上　賞金　拾　五　錢
四拾五渡シ以上　賞金　三　拾　錢
五拾渡シ　以上　賞金　四拾五錢
五拾五渡シ以上　賞金　六拾五錢
六拾渡シ　以上　賞金　九　拾　錢
六拾五渡シ以上　賞金　壹圓廿錢
七拾渡シ　以上　賞金　壹圓六拾錢
七十五渡シ以上　賞金　貳　圓

一、デニール標準ハ貳百回ヲ以テ試驗ス

金六一二六ヨリ　七二五迄　賞金壹錢五厘
銀（六五〇ヨリ　（七二六ヨリ　賞罰　ナシ
　六二五迄　　七七五迄
（黒）（朱）七七六ヨリ　八五〇迄　罰金　壹錢

右範圍外ノデニールハ左ノ割合ヲ以テ罰金徵收ス

太　罰

外壹洋秤八五一ヨリ九〇〇以上　金　五錢
同貳　同　九一〇ヨリ九五〇以上　金　拾錢
同三　同　九五一ヨリ拾〇〇以上　金十五錢
同四　同　十〇一ヨリ十〇五以上　金廿錢
同五　同　十〇五ヨリ十一〇以上　金廿五錢
同六　同　十壹一以上　金卅錢
細外　五四九　以下　罰金五錢ヲ徵ス

一、光澤〇印ハ賞金五厘ヲ給シ△印ハ罰金五厘ヲ徵ス□印ハ賞罰ナシ

一、量目增減

出目一匁ニ付金一錢五厘ヲ給シ
減目一匁ニ付金一錢五厘ヲ徵ス

前縣兩社協議上決定候也

明治廿四年七月

春製絲兩社申合

一、繰絲ハ昨年之通リ精算シ之ニ六掛之事

一、出目切目之賞罰ハ各金弐錢之事

一、稼高賞與ハ昨年之通リニシテ則日割ヲ以テ賞與スルモノトス

一、揚籠賃ハ壹揚金壹錢五厘トシ薪炭筆墨其他悉皆會社ニ於テ負擔ス

一、製絲壹個ニ付金五拾錢宛揚籠處修繕料トシテ會社へ收入シ其他實費支辨之事

右兩社協議之上確定候也

明治廿五年三月

兩社協議所

明治二十六年調査農商務省全國製絲工場調によれば東行社は一千三百七十一釜俊明社は千六百七十釜にして本邦に於ける規模の最大なるものなりき。然れども社員各自の規模は依然として小なりしが如く明治二十三年東行社揚籠事蹟報告中に揭げられたる製絲産額種別調によれば左の如し。

姓名	釜數	姓名	釜數
牧新	二四〇	遠德	六〇
遠万	七八	牧茂	五二
牧藤	六四	青祉	五〇
牧支店	六〇	持藤	五〇
神淺	六〇	田新	五〇
高庄	六〇	田錄	五〇
綿芳	四八	中吉	三〇
田秀	四八	勝六	三〇
神民	四六	霜元	三〇
田多	四六	小仲	三〇
田作	三六	神祉	二八
山五	三四	牧六	二六
土榮	三〇	神新	二四

青	芳	二四	中	仁	二二	土	虎	二〇	保	清	一五
牧	友	二四	市	久	二二	内	新	一八	遠	六	一三
梅	鶯	二四	牧	辰	二一	北	喜	一八	小和多		一二
土	喜	二四	青	嘉	二〇	米	兵	一八	合	計	一、八三四
小	正	二二	宮	忠	二〇	北	雄	一八			
牧	沖	二二	安	喜	二〇	神	幸	一八			
小	善	二二	小	又	二〇	松	駒	一七			

東行社にありては明治二十年商法の實施に伴ひ從來の規約を改正し明治廿六年十二月廿六日登記公告を了せり。當時の規約は現存せる同社規約の根本をなせるものなれば左に之を掲ぐ。

東行合資會社　明治二十六年の書類也

本社ハ明治十年八月十日長野縣ノ認可ヲ得テ之レヲ創設シ示來事業ヲ保續シ益々社運隆盛ニ至ル玆ニ商法實施ニ遭遇シ從來ノ規約ヲ改正シ左ノ契約ヲ締結明治廿六年十二月廿六日登記公告ヲ了ス

東行合資會社契約

第一條　社名ヲ東行合資會社トス

第二條　組織ハ合資會社トス

第三條　本社ハ長野縣上高井郡須坂町六百三十一番地ニ設置ス

第四條　會社ノ存立期限ハ明治十年八月十日ヨリ明治四十九年八月九日ニ至ル滿四十ケ年トス
但滿期繼續ハ總會ノ決議ニ依ル

第五條　會社ノ營業ハ生絲賃繰返シ及ビ生絲依託販賣スルモノトス

第六條　本社ハ利益ヲ目的トセズ專ラ依託者ノ生絲ヲ迅速販賣スルモノトス

但社員ニ限リ依託ヲ受ケ他人ノ依頼ニ應セズ

第七條　會社ノ販賣スル生絲一束毎ニ本社ノ商標ヲ貼用スルモノトス

第八條　會社ガ依託ヲ受ケタル生絲ハ一定ノ費用ヲ領收シ依託者ト協議ノ上賣却爲スト雖モ時宜ニ依リ擔當社員ニ於テ直ニ取計フコトアルベシ

第九條　會社ガ依託ヲ受ケタル生絲繰返シ料荷造料横濱迄ノ運搬賃等其他總テノ諸費ヲ合テ生絲拾貫目ニ付金十二圓トス

但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルベシ

第十條　營業上ノ都合ニヨリ擔當社員決議ノ上社名ヲ以テ九千圓以内ノ金員ヲ預ケ又ハ借受ルコトヲ得

但シ預ケ金又ハ借金九千圓以上ハ總社員ノ決議ヲ要ス

第十一條　會社ノ資本ハ金八千六百八十圓トス

但シ營業ノ都合ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ增減スルコアルベシ

第十二條　本會社ヲ組織シタル各社員ノ氏名及其出資額左ノ如シ

一金五百十圓	小林新兵衞
一金三百七十圓	持田藤治郎
一金三百十五圓	青木甚九郎
一金五百圓	遠藤万作
一金四百十圓	神林民藏
一金五百四十圓	神林鶴太郎
一金百五十圓	牧友之助
一金五百二十圓	高橋庄右衞門
一金三百九十圓	田中秀太
一金三百八十圓	田中新藏
一金三百三十五圓	○遠藤徳三郎
一金二百圓	土屋榮七
一金二百圓	田中作之助
一金三百二十五圓	田中錄助
一金百二十圓	宮崎忠三郎
一金二百三十圓	田中喜太郎
一金百九十圓	○霜田元之助
一金百四十五圓	小林伸太郎
一金百四十五圓	梅本鶯太郎
一金百三十圓	牧辰之助
一金二百十圓	山本五三郎
一金百十圓	内山新作
一金八十五圓	保阪清治
一金百三十五圓	土屋喜兵衞

一金百二十五圓　神尾やゑ
一金百二十五圓　中澤仁作
一金百四十圓　久保田久一郎
一金百五十圓　神林新作
一金百六十圓　牧　六郎右衞門
一金四百七十五圓　○牧　熊吉
一金百八十五圓　勝山六太郎
一金百五圓　北澤喜八
一金七十圓　小林和太郎
一金百二十五圓　牧　冲三郎
一金百三十五圓　青木嘉兵衞
一金百二十五圓　小松又三郎
一金百十五圓　安藤喜市

第十三條　社員ノ出資額ハ本社營業ニ關スル建物諸器械購入其他修繕等ノ爲メ費消スルモノトス

第十四條　會社ノ存立ハ有限ナルヲ以テ退社セントスル社員ハ總會ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之レヲ許サズ

右ノ場合ニ於テハ六ケ月前ニ豫告ヲ爲シ且事業年度末ニ限ルモノトス

第十五條　本社員退社スルモ本社維持ノ爲メ出資額ヲ返戻セズ退社員ハ何等ノ理由アルモ出資額ヲ返戻セズ退社員ハ何等ノ理由アルモ出資額ノ返戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十六條　社員中死亡若クハ疾病其他事故アル者ハ其相續人及管財人又ハ代務人ヲ以テ營業ヲ保續セントスルモノハ業務擔當員ノ承諾ヲ受クベシ

第十七條　社員其持分ヲ賣却又ハ讓渡サントスル者ハ六ケ月前ニ買受人讓受人ニ於テ本社ノ契約ヲ確守スヘキ旨ノ書面ヲ以テ社長ヘ豫告スベシ此場合ニ於テ社長ハ業務擔當員ノ總會ニ於テ許否ヲ決ス

但シ此處分ニ對スル異議ノ申立ヲ許サズ

第十八條　本社員ガ依託ヲ受ケタル物品又ハ販賣ノ後該金ニ對シ天災其他ノ事變ニ依リ損害耗失ニ係リタルトキハ依託物品所有主ノ損失ニシテ本社辨償ノ責任ナシ

第十九條　本社ノ利益損益ハ出資額ニ依ラズ依託物品ノ高ニ應ジ所有主ニ利益ヲ配當シ損害モ亦所有主ノ負擔トス

第廿條　各社員ハ會社ニ對シ勉勵注意ヲ爲ス責任アリ若シ其責務ニ背キ會社ニ損害ヲセシメタル場合ニ於テハ相當ノ賠償ヲ爲スベシ

第廿一條　各社員ハ何時ニテモ業務ノ實況ヲ監察シ會社ノ帳簿及書類ヲ檢査シ且意見ヲ述ブルコヲ得

第廿二條　本會社ノ業務擔當社員トシテ左ノ役員ヲ置ク

社　長　一　名
副社長　一　名
理　事　若干名

第廿三條　第廿二條ニ定メタル社長以下ノ役員ハ名譽職トシテ俸給ヲ支給セズ

但シ總會ノ決議ヲ以テ若干ノ報酬ヲ給スルコトヲ得

第廿四條　社長ハ會社全体ノ事務ヲ總理ス

第廿五條　副社長ハ社長ヲ補翼シ社長事故アルトキハ代理スルモノトス

第廿六條　社長副社長ハ裁判上ト裁判外トヲ問ズ總テ會社ノ事務ニ付會社ヲ代理スルモノトス

第廿七條　會社ノ事業上便宜ノ爲メ第廿八條ヨリ第三十二條ニ至ル掛リ員ヲ置キ理事社員ヲ以テ之レニ充ツ其職務ハ總テ社長ノ命ヲ受クルセノトス

第廿八條　金錢會計掛リハ會社全体ノ金錢ノ出納ヲ管理ス

第廿九條　物品會計掛リハ會社物品ノ出納ヲ管理ス

第三十條　揚枠掛ハ生絲繰返シ及荷造其他總テノ工男女ヲ管理ス

第卅一條　建築掛ハ建物建築及修繕等ヲ管理ス

第卅二條　交際掛ハ交際上ニ關スル會社ヲ代表シ交際スルモノトス

第卅三條　社員中ヨリ業務擔當社員トシテ若干名ヲ總社員四分ノ三以上ノ出席者ノ多數ヲ以テ撰擧ス

第卅四條　第廿八條ヨリ第三十二條迄ニ規定シタル役員撰擧ハ業務擔當社員互撰ヲ以テ之レヲ定ム

第卅五條　業務擔當社員ハ其業務執行中ニ生ジタル會社ノ義務ニ對シ其責任ハ連帶無限トス

此責任ハ退社後二ケ年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第卅六條　業務擔當社員ノ任期ハ滿一ケ年トシ毎年通常總會ニ於テ改撰ス

但シ再撰スルコトヲ得

第卅七條　毎年十二月總社員ヲ招集開會ス之レヲ通常總會ト稱ス其他必要ノ場合ニ於テ臨時開會スルモノヲ臨時總會ト稱ス

第卅八條　總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ七日前ニ各社員ニ會議ノ目的ヲ通知ス

第卅九條　社員五名以上連署ヲ以テ議案ヲ提出開會ヲ請求スルトキハ臨時總會ヲ招集スベシ

第四十條　通常會及臨時會ノ議案ハ出席社員四分ノ三以上ノ出席者ノ多數ヲ以テ之レヲ決ス

第四十一條　各社員ニ於テ集會ノ通知ヲ受ケ會議ニ出席セザル社員ハ本會ノ決議ニ必ズ服從スルモノトス

第四十二條　通常總會ニ於テ社長ハ事業實際報告ヲ爲シ併テ結果表ヲ作リ總會ノ認諾ヲ受クベシ

第四十三條　社長ハ總テ重會ノ議長ニシテ社員ノ質問ニ應ジ說明及答辯スルモノトス

第四十四條　社員ノ議決權ハ平等均一ニシテ等差ナシ

第四十五條　本會社ノ業務擔當ノ任アル社員ヲ除ク外各社員ノ責任ハ有限トス

第四十六條　本契約施行細則ハ業務擔當社員ノ惣會ヲ以テ別ニ定ムルモノトス

第四十七條　本契約ノ改正ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非ラザレバ變更スルコヲ得ズ

但シ多數ヲ以テ決定スルモノトス

第四十八條　會社ガ登記ヲ受ケタル事項ノ變更ハ總テ七日内ニ登記公告ヲ受クベシ

若シ怠リタルトキハ業務擔當ノ任アル社員ハ罰則ニ觸ルヽモノトス

右締結ノ證トシテ各自署名捺印ス

明治廿六年十二月廿七日

長野縣上高井郡須坂町七十七番地

小林新兵衞

外三十六名連署ス

其後日清戰爭以後本邦製絲業の規模一般に大となり、日露戰爭後益々此傾向甚しく、各個人の經營規模大となりたる爲共同揚返の必要を痛感せざるに至り漸次分解作用行はれて社員に增減あり、昭和五年には拾參名に減じ然も創業以來の社員は神林民藏牧熊吉霜田元之助遠藤德三郎の數氏に過ぎざるに至れり。尙現在社員は十二工場數は十四釜數七八九を示せり（昭和九年度製絲工場調）

然れ共同社が本縣に於ける最初の合資組織の會社として、又、最初に共同揚返共同出荷を行へる會社として範を全縣下に垂れ今尙嚴然として存續せるは獨り須坂町の誇たるのみならず實に製絲國信州の誇といふべし。

俊明社も亦社員數に消長あり、分解、結合の行はれしこと東行社に似たり。ことに昭和二年從來俊明社長たりし越

憲三郎が山丸組再繰部を設け二千四百釜を以て分離せるが如きは著しきものとす。かくて同社現在は小田切常三郎氏を社長とし社員合せて十四名釜數六百七十一となれり。

五、依田社

上田地方は信州に於ける蠶絲業の先進地にして蠶種の製造は元より、養蠶に於ても將又染織の業に於ても夙に全國的に其名を知られ、製絲に於ては上田提絲の本場として藩政時代より改良を加へ來りしも、明治維新以後器械製絲興るに及び諏訪、松代、須坂等各地の製絲家は忽ち器械製絲に改めしにもかゝはらず上田地方は舊慣を墨守して容易に器械製絲に移らず、次の御届書の如きは其一證なり。

御届書

器械製絲之儀調書可差出旨
御達ニ付夫々申聞候處
當所井筒屋眞六儀は高井郡中條村は中器械ニ御座候間明細書御縣え差出申候得共當上田之儀は端繭取位之事故器械與申計り品トテモ無數書上ケ候程も無之候間此段御取次被下度同人申出候
小井田村宮原辨治同梅治之儀は未タ萬事不行届當年は繭買入等も不仕程之儀ニ御座候
此段同人申出ニ候右兩所共夫々取糺候處申出候儀相違無御座候此段御届奉申上候以上

明治七年十一月

上田町生絲改會社
副社長　深町茂太郎㊞

長野縣參事　楢崎寛直殿

其後明治二十一年蠶絲業組合にて調査せる長野縣製絲工場調によれば小縣郡内にて器械製絲場として揚げられたるものは吉池製絲場（四十五釜）和田村親睦社（十二釜）の二工場に過ぎず。此年上田町長岡萬平農商務省の諮問會に出席せるに農商務大臣より信州製絲改良の必要を說示され之に刺激せられて翌廿二年同地に百人取の製絲場信陽館を設立し損益に拘はらず努めて優良絲を製造せんことに留意し、明治廿八年京都府の三郡長等の同工場視察調査報告に「當館は關東屈指の良絲を出すを以て名高し、之れ長岡氏血涙の致す所なり」と稱せらるゝに至れり。

然れども同館は其後失敗して小山久左衞門氏の經營に移り大正五年火災にあひて後は小宮山氏其跡に製絲場を建て以て今日に至れり。

長岡氏と同時に製絲改良を標榜して率先器械製絲場を創立せしものに同郡丸子町下村龜三郎あり、氏は明治廿二年居村丸子町に二十釜の器械製絲場を創立し依田社と號し以て製絲改良の範を示せり。是、同地方に於ける器械製絲の嚆矢にして其後之に倣ふもの續出せり。翌、明治廿三年依田社を組織し、再繰場を設置し、社員協力一致して專ら製絲方法の改良を圖り規格を統一し、共同販賣の實行に努めたりしが、明治三十七年聖路易萬國博覽會の開會に際し下村社長縣より實業視察員を囑託せられて渡米し、親しく需要地の狀況を視察して歸朝せる結果諸般の改良を施せしが就中絡交の如きは全國に率先して「グランド綾」に改めたるを以て絲格一段の向上を爲し取引上の便利を得しこと勘からざりしといふ。

明治四十三年より同社附屬事業として屑物晒練所を設け製絲副産物たる生皮苧揚り繭等を各工場より生の儘該工場

へ搬入し、直に之に晒練加工し、其製絲は晒乾綿又は展綿とし絹絲紡績の原料として供給せしが其後紡績工場を設け大正九年より盛に紡績絹絲を製出するに至れり。

又、同年蛹工場を創立し各工場より出づる絲蛹を蒐集し其蛹襯は之を晒練所に送りて晒練し、蛹は壓搾裝置により油を搾り蛹粕は乾燥して肥料とし油は之を石鹸工場に送れり。

後明治四十五年研究的に蛹油を原料として石鹸を製造し、其製品は絹練用、洗濯用として各地に販賣せるに好評を博したるを以て大正三年石鹸工場を新設し其製造を開始し漸次其産額を增加せり。

又模範工女の養成につとめ、生絲檢査部を置きて官立生絲檢査所に準する檢査を施し直に之を輸出包裝に荷造し以て取引上の改善を施せり。

又、專屬病院を設け職工に對し健康保險醫として每日各工場に就き衞生上の施設監督指示及診察に當らしめ、傳染病舍、レントゲン科を設け醫療衞生に遺憾なからしめん事を期せり。

大正二年一月下村社長物故するや工藤善助氏其後を襲ひ大正三年組織を變更して產業組合法により有限責任信用販賣購買組合依田社と改め、大正四年には優良蠶種の普及を圖る目的を以て製絲、蠶種、養蠶の三業者を連絡協同せしめ蠶種類革新實行會を組織し、更に生絲の品位を改良する一方法として、組合員の原料共同購入をなし、又、大正五年には製絲試驗所を設け主として生絲の檢査繭價に關する試驗及研究繰絲に關する試驗を施行し、其決定にして非なるものは直に之を改め可なるものは斷行せり。

又、同社に於て考案し特許及實用新案權を得たるもの十數種あり、就中佐藤金六氏發明大正十年十一月特許を得たるＹＤ式煮繭機ＹＤ式繰絲釜ＹＤ式索緒等ＹＤ式ケンネル裝置等を著明なるものとす。

大正八年十月工藤社長米國華府國際勞働會議に資本家代表顧問として參列の序を以て、親しく彼地の機業狀態等を視察し更に大正十二年紐育國際絹絲展覽會の際にも米國絹業視察團長として再度渡米し、彼地機業家と取引密接なる關係を結び尚歐洲に渡り、伊佛の繅絲業を審かに視察し、歸朝後鋭意絲格の向上を計り一躍グランド、ダブルエキストラに取引せらるゝに至れり。

昭和四年工藤氏老齢の爲社長を辭して顧問となり二代目下村龜三郎氏其後任となりしが偶々同年秋頃より米國に起れる財界不況の影響をうけて繅絲業界未曾有の不況時代に直面し、鋭意其更正に努めしが不幸二歿の冒す所となり昭和九年遂に病沒し、小林誠之助氏之に代つて今日に及べり。

同社創立に當りては既述の如く僅々二十釜に過ぎざりしが、其盛時には組合員五十三名其所屬工場主二十名、工場數二十ケ所釜數四千二百九十四を算し、揚返窓數二千九百八十一台從業者總數男八百人女五千六百人に達せしが昭和九年度本縣製絲工場調によれば工場主十、釜數二千〇二十三、使用釜數一千三百六十九、揚返窓數一千九百四十窓、從業者總數男二百六十二人、女一千六百七十八人に減ぜり。

六、純　水　館

北佐久郡小諸町には、明治七年高橋平四郎の創業せる繰製絲場ありしも、明治十五年に失敗して閉業せしより、明治十八年迄器械製絲と稱すべきものなかりき。

明治十八年塩川清兵衛、淺嶽社と稱し、八十八釜の製絲場を創設し、明治二十五年迄之を經營せり。

是より先明治二十三年小山久左衛門は大里村「諸」に清泉湧き出て製絲に宜しきを以て、同地に百人取の製絲場を新設し、館に名づくるに純水の名を以てせり。

其後明治二十六年七月「淺嶽社」を合せて之を純水館第二工場となし、同二十七年八月には柏山峰作の四十釜を加へて第三工場とし、同二十八年には掛川鐵哉の五十釜又加はりて第四工場となり合計二百七十八釜に達せり。

其後小山清右衛門、平井音次郎、清水清重、掛川國太郎、掛川鐵也、小山丈助等の同志を得て基礎漸く固く、明治卅二年創業十周年當時は釜數三百五十七、工場五ヶ所となり、明治四十二年創業二十周年當時には釜數八百三十七工場十一ヶ所となれりといふ。

小諸町星野喆之助氏は明治元年より今日に至る込小諸町に起れる重要事項を丁寧に記帳して保有せり。同記錄によれば明治四十二年の純水館釜數は左の如くにして前記のものと百五十八釜の相違あり、參考の爲之を記す。

明治四十一年北佐久郡製絲工場釜數調

純水館	四二五釜	第一工場	二五〇釜
		第二工場	一二五釜
		第三工場	五〇釜
川邊	〆	四〇釜	
島川原	〆一	五〇釜	
赤坂	㊦	四〇釜	
小原	㊆	五〇釜	
御代田	〆五	三四釜	
大里	㊇	二〇釜	
川邊	㊈	二〇釜	

最近純水館經營釜數次の如し。長野縣製絲工場調による

工場名＼年度	昭和七年	昭和八年	昭和九年
第一工場	二四〇	二六〇	二六〇
丸純工場	三五〇	三五〇	三五〇
丸久工場	三〇〇	三〇〇	三〇〇
丸東工場	二〇四	二〇四	休業
屋代工場	二八六	二八六	二八六
長野工場	五三二	五三二	五三二
計	一、八五二	一、八七二	一、六六八

七、合名會社渡邊組

渡邊組は明治拾壹年六月、渡邊豊治炭取と稱する方法にて僅か拾貳釜の繰絲を始めたるより起り、明治拾八年汽罐を据付け始めて三十二釜の器械製絲に變更增釜し、下諏訪町伏見屋と稱する工場と共同荷造をなし出荷せり。

明治二十年四拾釜に增釜し同志十三名と下諏訪町に七曜星社を設立し、共同再繰を營めり、當時の社長は初代小口善重なりき。

明治二十三年小口氏は其經營を他に讓渡し下濱に歸り新に二百五十余釜の工場を建設し、且、下濱に共同揚返所龍上館を設立せり、此際氏は井上善次郎と共に七曜星社を繼承し井上は社長氏は副社長となれるが如し。平野村誌三丹鄕土史東國蠶業視察談山十組沿革等ニモル

明治三十二年八拾釜に增釜して意外の利益を得、翌三十三年四拾釜に減釜せしが同年獨立して、渡邊製絲場と稱し、同三十八年六月百九拾釜翌三十九年六月には四百釜に、同四十年には四百三十七釜に增釜（借工場十五釜ヲ含ム四）せしが、同四十二年借工場を返却して四百十五釜となり四十三年再び借工場五十釜を加へて四百九十五釜となれり。

明治四十四年六月埼玉縣北足立郡與野町に㊀渡邊大宮製絲所を創設し、大正十三年二月には同縣同郡鴻ノ巣町に㊁渡邊鴻ノ巣製絲所を新設して以て今日に至れり。而して明治四十四年支店設置以來各工場に於ける釜數の增減等左表の如し。

年次	明治四四	四五	大正二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	二	三
㊀工場	四四四	五六八	五七〇	五七〇	五七〇	六三六	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三	七二二	七一四	
	借五〇																	
㊁工場	一八〇	二四〇	二四〇	二六〇	五〇〇	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇	六〇〇	五九七	五九七	六五〇	六五〇	六〇〇	
㊂工場																二〇〇	二〇〇	二七〇
計	六七四	八〇八	八一〇	八三〇	一、〇七〇	一、二〇六	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、三三三	一、五一〇	一、五一〇	一、六四二	一、六二二	一、五六四	

年次	四	五	六	七	八	九
㊀工場	七一四	七一四	七一三	七一三	七一三	七一三
㊁工場	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五二五	五二〇
㊂工場	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三四九	三五三
計	一、五四四	一、五四四	一、五四三	一、五四三	一、五八六	一、五八五

同組が興亡迅速なる製絲業界にありて常に堅實なる經營振を示し、最近大正三年の不況時代同九年の絲價大暴落等の際も更に動搖せず、ことに大正十二年の大不況の翌年鴻ノ巣㊂製絲所を創設するの余裕を示し、昭和四年以後の不況

にも依然として經營を繼續し漸次多少增釜をなし常に煮繭方法及同器械の改善、繰絲方法の改良、原料繭の精選等を行ひて優良なる生絲を製造せんことに苦心し、又大正四年十一月十日、大正天皇御大禮記念事業として工場主よりの寄附金を基本財産として共同出資の渡邊組共濟會を設け、會員中不幸にして傷病死者ある場合に弔慰金を贈り、負傷者又は兵役に服するもの及び災害に罹りたるものに金品を贈り其他職工修養娯樂の設備をなし方法を講ずる等中堅製絲家として見るべきもの多し。

八、株式會社高木館下平製絲所

上伊那郡は本縣に於ける産業組合製絲の發祥地とも稱すべき地方にして、産業組合組織の製絲場頗る多く昭和九年度本縣製絲工場調によれば其工場數二十三に達し、營業製絲としては個人經營の小規模のもの最も多く同年製絲工場調によれば十釜以下の小工場三十四に達せり。（二釜―一　三釜―二　四釜―二　五釜―九　六釜―一　七釜―四　八釜―六　九釜―三　十釜　六）

此中にありて營業製絲として片倉兼太郎氏の經營する株式會社武井製絲所につぎて大なるものを高木館製絲所とす。

同館は明治四十五年四月八十釜を以て上伊那郡伊那村に創業し、大正五年六月上伊那郡伊那町なる現在の土地に移轉し、百八十釜に增釜し、ついで大正七年四百釜に、大正九年には六百釜に增釜せしが、製絲器械及び技術の進歩に伴ひ昭和四年九月工場の一部を五條繰六條繰に改築變更し、四八六釜に減釜し以て製絲の改良と能率の增進を圖り、昭和六年九月全部を五條及六條繰となし、現在四〇四釜にとなれり。

今其製絲改良の主なる點を擧ぐれば左の如し。

一、煮繭方法及煮繭機

最初は各工女、徑六寸位の陶器製絲煮釜を備へ各自に煮繭せしが、大正八年より佐久式立体型煮繭機を設置し、昭和二年征矢式自然滲透煮繭機二台を設置し、昭和七年右機械を改造して二回滲透とし、昭和八年右機械に覆蓋裝置をなし壓力を加ふる設備とせり。

二、繰絲方法及繰絲機械

最初は煮繰兼業半沈繰絲法によりしが、大正八年より煮繭分業半沈繰絲法とせり。從つて最初半月型繰絲釜四緒繰なりしが大正八年より煮繭分業となすに及び昭和四年よりYD式繰絲釜を用ひ以て今日に至れり。

三、其　他

昭和九年十月揚返器を改造せる事、夙に平綾をバビール式に改めたる事、生絲檢査の方法を精密にし大正十四年六月セリプレーン檢査器を設備し、絲條班及び類節の檢査をなせり。

當館につきて特に記すべき事は工男女の工場生活改善に努力せる事なるべし、かつては休日も休養時間もなく隨つて就業時間の制限もなく未明より就寢迄作業せる慘めなる工場生活は、昭和五年工場法の施行により、定休日、休憩時間、就業時間の制限等を設けられたる爲、職工に自由の時間生ぜるを以て之を利用して、補習教育を施し、或は修養慰安の設備を設くる等職工の待遇改善、福利增進につとめたり。

寄宿舍の改造　最初の寄宿舍は一棟一室にして天井もなき極めて不完全のものなりしが、順次改善して各室十疊乃至十五疊とし天井は勿論押入、棚等を設くるに至れる、現在の設備次の如し。

室數	一室の廣さ	一室人員	總人員
三六	一五疊	一〇人	三六〇人

一二	一〇疊	六人	七二人	
計 四八	—	—	四三二	

講堂の設備

昭和六年五十坪百疊敷の講堂を設け、映寫壁、ピアノ、演台等を設けて、活動寫眞（昭和三年映寫器購入）修養會、音樂會等を行ふ。

工男女取締　初は總監督、檢番等を置き取締に當らしめ、寄宿舍には、老年の婦人を世話係りとして置きしが、昭和四年より總監督檢番の制度を廢して各自、自治的の生活をなさしむる事につとめ、工場内に常設安全委員會を組織し毎日男女子各々委員の當番を置き、工場内外特に炊事場、洗濯場、便所等の取締をなさしむるに至れり。

（昭和十年五月十五日高木館報告ニヨル）

第二項　組合製絲

長野縣蠶絲組合製絲の濫觴

本縣に於ける産業組合製絲は其歷史比較的新らしきものなりと雖、産業組合法發布以前既に佐久小縣等の地方に於ては其前身ともいふべきものゝ存在を見たり。

而して佐久小縣地方にかゝる結社の起れるは明治九年頃絲價の昂騰に連れて生絲の粗製濫造行はれ爲に信州製絲の信用を失墜し從來の名稱にては殆んど輸出不可能に陷りたる事ありき。此際佐久小縣地方製絲家の或者は地理相接近し古くより取引行はれたりし關係上群馬縣の碓氷社下仁田社等に加盟して共同揚返しを行ひ同社の商標を貼りて之を

輸出するに至れり。

當時群馬縣に見る甘樂社、碓氷社、下仁田乃ち所謂上州南三社の行へる組合製絲は、組合員各自に生産せる繭を以て主として座繰製絲法によりて各自生絲を製造し之を持寄りて共同揚返しを行ひ再束裝の上之を其品位によりて分類し共同販賣を行ふものなりき。

從つて工場は自然短期間運轉するに過ぎずして固定資本利用の不經濟を來し製絲技術の統一も不便にして極めて缺點多きものなりき。而して當時前記二社に加盟せる佐久小縣地方の組合左の如し。

器械製絲之部

組合名	釜數	起業年月	
下仁田社 野澤組合	二八	—	
下仁田社 境田組合	一二〇	明治	三五、七
下仁田社 川西組小松製絲部	四八	—	

共同揚返之部　座繰

下仁田社 大日向組合	六〇	明治	三五、九
同 社 青沼組合	四〇	同	三五、七
同 社 切原組合	九〇	同	三五、八
同 社 田口組合	五〇	同	三五、六
同 社 中平組合	一〇〇	同	三二

同	社野澤組合	二二〇	同	三一、六
同	社中津組	一五〇	同	三七、七
同	社三都和村支社	二〇	同	三九、八
碓氷社	岩村田組	一二八	同	三四、七

（明治四十年長野縣製絲工場調）

有誠社　小縣郡中鹽田村附近に於て明治二十一年頃座繰製絲の共同揚返しを目的として設立せられたる有誠社揚返場も亦下仁田社に類似せる機構によりて組織せられたるものにして、明治三十六年頃にありては屑繭の製絲をなし共同揚返しを行ひ共同出荷販賣となせしが後には精繭の繰絲をも行ふに至れり。

今創立當時に於ける有誠社揚返場を列記すれば次の如し。

所在地	工場名	代表者氏名	釜數	起業年月
中塩田村	有誠社附屬揚返場	中村里之助	一七五	明治二一、八
同村	同社舞田揚返場	福澤熊太郎	一九一	二一、八
同村	同社小島揚返場	和田美壽平	一四七	二一、八

（明治四十年長野縣製絲工場調）

然るに碓氷下仁田兩社所屬のものは不幸にして其成績思はしからず大部分は數年ならずして解散の止むなきに至り、現在に存續せるは小縣郡中鹽田村の有誠社が明治三十三年產業組合法發布後、同法に基く產業組合製絲「河西生絲販賣利用組合有誠社」として存するのみとなれり。

伊那地方の組合製絲

伊那地方組合製絲の起因

由來上下伊那の地方は氣候風土蠶絲業に適し、桑の繁茂生育縣下第一と稱せられ繭の生産多く、古く飯田絲の産地として知られ、明治初期に於ても、赤穗の太陽社、高遠の明十社、阿島の長谷川組等ありて盛んに製絲を行ひしが、何れも失敗に歸し、其後蠶絲業好況時代に於て古來副業として行ひ來れる養蠶業が殆んど本業に迄發達し、生活を斯業に托する者大部分を占むるに至り、繭の生産も增加せしも之を消化すべき製絲家地方に乏しく、他地方商人の來るを俟つて之を賣るの狀態なりしかば、頗る産繭の處理に苦しみ、折角の良繭も狡猾なる繭仲買人等の爲に叩き買ひにさるゝの憂目に逢ひ、又は製絲家に貸賣して不慮の損失を蒙ること尠からざりき。

於茲同地方の識者は、如何にして此産繭を有利に販賣すべきかに就きて、種々研究を中ね工夫を凝らせしも、容易に其目的を達する事能はざりしが、遂に自ら生絲を製造販賣するの最良の方法たるべきに想到せしも明治初年以來幾多製絲家失敗の歷史を見る時其製絲經營を如何にすべきかにつきて頗る苦心焦慮し、或は合資の方法により或は共同して工場を設立する者ありしも豫期の如き好結果を得る事能はざりき。

當時上伊那郡東春近村字下殿島に飯島國俊なる者あり、率先地方有志を糾合し東春近村に合資組織の産繭處理會社上伊那生絲販賣組合を設立せり。これ實に伊那地方産業組合製絲の濫觴にして、又實に長野縣に於ける産業組合製絲の權輿なり。同氏は万延元年に生れ當昭和十年七十六才の高齡にも拘はらず今尙矍鑠として元氣壯者を凌ぎ徐ろに當時を追憶して曰く

「明治十七八年以後毎年三峰川や天龍川の水害に遭つて耕地が減る一方で普通農事だけでは立つて行けぬ様になつたそこで養蠶を始めたが幸に桑もよく茂り繭も澤山とれた。其中製絲が盛んになつて來て本村にも製絲家が出來たが間もなく皆失敗して繭代は勿論飯米迄も借りて拂はないで潰れてしまつた。そこで繭の出盛を過ぎれば買人が來ない。生繭を持つた者にとつては繭買の來ない程氣の揉める事はない、そこへつけ込んで仲買が買叩きをするいくら安くても賣るといふ事になる。そこで明治三十年の冬あたりから合資組織で自分のとつた繭を自分で絲にし様といふ談がおこつた。明治三十一年に三十釜の設備をして始めて製絲にとり掛らうとしたが五月十六、十七兩日の霜害の爲に春繭は少いそこで繭の買入をしやうといふ事になつたが賣入れる資金がない。當時此地方には金融機關としては松本の貯金銀行の支店があつた丈で然も製絲資金などは融通してくれぬ。そこで自分の所有地、地價千貳百圓の土地を低當にして漸く五千圓の金を準備して始めた。絲況がよく組合も追々にふえ翌三十二年には市場に賣るより一貫目に付一圓宛高くうれた。三十三年には供繭が增加して繭が餘るといふ様なわけで漸く前途の見込もつく様になつた。創立當時の役員は理事四名幹事三名で八ケ村に跨つて四十四人の組合員があつた。

經營の方針は可成固定資本をかけぬ様に古い、前に破産した製絲家の建物を買つて始め様といふ話も出たがそれはまづいので絲さへ引ければ何でも構はぬ十年間も使用出來ればよい十年經つても建替の出來ない様では組合で經營する價値がないといふので極めて粗末な工場を造つて始めたが幸に順調に行つて工場も立派に新築する事が出來る様になつた。

三十三年には富縣に二ケ所西春近に二ケ所伊那村、本鄕、田切等に合資組織の工場が出來たが富縣、西春近等のは皆潰れてしまつた。それは、後の人のは利があるでやるといふので出發點が違ふ。だから固定資本などに多くかけてし

まつて不結果に終つた。

資先に苦しむ、＝資本が少いから千斤と出來る迄待つて居られぬ。五百斤で出す、品が少いから問屋で相手にせぬ最初茂木商店へ出荷したが五十六斤二分五厘のものが五十四斤になる卽二斤以上も減る十分乾燥して出したものがそんなに減る筈がないから貫看（カンカン）に立會はせてくれといつても面倒をいふなら品を出して貰はなくもよいといふ樣な事を言はれる、實に癪にさはるが仕方がない。卽、値が幾分よければ看貫で誤摩化される。そこで三年目から神榮へ出荷した。

そこで組合合同して出荷し樣としたが、伊那村組合、田切組合等は下仁田社へ加盟して長絲で出して居た、西箕輪村原寛一郎の南信館、本鄕、七久保、南向等の組合に說き下伊那でも下久堅三穗上鄕等も出してくれる事になつた。

組合設立の經緯＝明治三十七年時の長野縣知事關清英に組合法によつて製絲を行ひたいといふ事を出願した所が製絲業は大資本でなすべき事で組合等でなすべき事ではないといふので不許可となつたが關西方面の米の例をとつて等しく農家の生産した物でいづれも金額の高いものであるが米の組合は許可されて繭の方が許可されぬ理由がないといふので色々陳情した結果本省へ出す事にたり、本省へ出したが矢張り却下されたが尙陳情した結果本省から齋藤萬吉博士が調査に來て全く組合で引く繭は組合員の生産した物である事が明瞭となり三十八年一月漸く認可となつた。

此頃郡下に產組法による組合は中箕輪と藤澤とにあつたのみで、吾々の組合も生絲の販賣のみを行ふ組合であつたが大正元年には信用組合を大正十二年には利用部購賣部を併せて經營する樣になつた。」云々

同社は設立の當時其社名を「上伊那生絲販賣組合と稱せしが事業の發展上信用組合を兼ぬるを便とし大正元年其名稱を改めて「上伊那信用販賣組合」とせり。今尙同地方の人々には組合を呼ぶに「合資」と稱し或は「生產」と稱する者あるは最初合資を以て組織せる名殘にして其名稱の變遷は組合發達の沿革を物語れり。

同社設立の當初其區域は一町八ケ村にして組合員數一四三、受入れたる繭三百六十石なりしが大正元年には組合員二二四受入たる繭數量八百二十石に及び大正二年三月産業組合中央會長野支會より優良組合として表彰さるゝに至れり。

之れ現在本縣各地に行はるゝ供繭受附制度に依る組合製絲の起源にして爾來益々隆昌に趣き當局の指導奬勵と相俟つて縣下各地に組合の設置せらるゝもの多く就中大正初年より十年頃迄を最旺成の時期とし同六年の如きは一ケ年の設置組合數二十を算するに至れり。

産業組合聯合會龍水社の設置（龍水社の沿革と現況、龍水社報告、龍水社の研究、故社長山田翁の事績等ニヨル）

組合製絲は其經營は合理的なりと雖、生絲販賣の實際に於ては不利益多く、前記東春近村の組合製絲の如きも値は五十圓乃至百圓位高く買ひて目方に於て誤摩化さるゝ事ありしこと飯島氏の談の如く又絲價の變動に際しては組合內部に動搖起り堅實なる事業の繼續困難なりしを以て、各組合相聯合することによりて、より規模を大にし、共同荷造共同販賣を行ひ市場に於ける信用と勢力を高め、資金の回收を迅速にし、絲價の動搖に際しては機を逸する事なく販賣するの必要を覺り、當時田切信用販賣組合長たりし山田織太郎は前記上伊那生絲販賣組合長飯島國俊を訪ふて其諒解を得玆に聯合會設立を企つるに至れり。

産業組合法による聯合會組織は七組合を單位とする規定なるに當時上伊那郡下に於ては全郡に七組合の設立ありしのみにして全部の贊同を得ざれば成立し能はざるを以て、氏は飯島國俊と共に各組合を訪問し熱心、勸告に力め大正二年十月廿六日赤穗に於て協議會を開催するを得、爾來回を重ぬること二十數回或は他組合の幹部と共に縣內外の各聯合會を視察し、或は横濱に於ける生絲問屋と折衝し、或は他郡下に存在する組合の參加を求め、一方に於ては新規

組合の創設を勸誘し翌大正三年四月廿四日聯合會設置の認可を得るに至り。名稱を有限責任伊那生絲販賣組合聯合會龍水社とし出資額は十圓を一口として毎一口に付拾圓とし本社を赤穗村に置けり。

龍水社創立當時の役員左の如し。

會　長　飯島國俊

副會長　滿澤勝太郎　森谷定吉

專務理事　山田織太郎

理　事　澁谷九市

監　事　小杉大八　原寛一郎

かくて大正三年六月廿五日借家にて事業を開始せしがこれ本縣に於ける產業組合聯合會の嚆矢にして、第一年度に於ける加入組合數八組合釜數合せて三百三十八出資口數二十七口　拂込金千三百五十圓生絲販賣高五百十七梱貳拾貳万四千五百九十七圓に達せり。

是より先同郡飯島村大字本鄉に於ても產繭の販賣意の如くならず常に製絲家繭仲買人等の意のまゝに買叩かれ利益の大部分を削がるゝを慨し明治三十三年頃先覺者相謀り、共同の製絲事業を創設し、三十八年に合資組織として現在の組合の製絲に等しき方法によりて經營せしも明治四十三年產業組合法により經營するを合理的にして時代に適應せるものとし合資會社を解散して明治四十四年に組合製絲本鄉生絲販賣組合を設立し大正三年信用部を兼營せしが同年四月伊那生絲販賣組合龍水社設立せらるゝに及び之に加盟するに至れり。

其後加入組合數漸次增加し、大正五年には加入組合總數十三となり大正七年には下伊那郡よりの加入をも見るに及

び總數二十六組合となれり。

大正八年下伊那郡に聯合會伊那社設立せられし爲め加盟組合數減じて十九組合となりしも、製絲品質の向上及び統一の實績大に擧り基礎愈々鞏固となり、翌大正九年の大恐慌にも其影響を蒙ることなく、大正十年には總計二十組合一千九百七十九釜となり、其製品も著しく向上して最優格として取引せらるゝに至れり。

大正十一年事業の發展に伴ひ資金增額の必要を生じ從來の有限責任を保證責任に變更して信用の度を高め、且つ、利用部を兼營して所屬組合の必要に應じて資金の融通をなす事となれり。

其後大正十二年關東大震災の爲生絲燒失其他の被害甚大にして、全國蠶絲業者は其影響をうけて大恐慌を來せしも從來の方針宜しきを得たりし爲其禍災の爲事業上支障を來すに及ばざりき。

昭和二年出資口數を倍加して三百五十九口として資金の充實を圖り、又同年二月組合製絲の全國的聯合を目的とする大日本生絲販賣聯合會の設立に際し率先之に加入したり。

次で昭和四年五月財界に大變動起り支拂猶豫令の發令を見るに至りしも、會社は卽時に百萬圓以上の資金を容易に調達し得たるを以て、各組合は經濟上の困厄を免かるゝを得たり。

其後昭和八年に至り、原料繭の統一を企て同年一月蠶種部を設置し、伊那町狐島にある、元、上伊那蠶種同業組合の經營になれる蠶業講習所の建物を讓り受け、同年二月十七日より事業を開始し主として撰定品種の基礎的調査を行ふと同時に管內蠶種家並に一般組合員に配給すべき原蠶種と普通蠶種との製造を行ひしに成績極めて良好なりしにより順次其事業を擴張するに至れり。尙龍水社の事業の主なるものを示せば次の如し、

龍水社の事業

一、所屬組合の委託を受け、生絲及其副産物の販賣を爲す。

所屬組合に於て繰絲したる生絲を長絲にて受入れ、檢査、束裝荷造を爲し、大日本生絲販賣組合聯合會に出荷し販賣す。而して製品の統制は各組合別に本社所定の檢査法に依り檢査をなし、格付の上其品等に應じ、共同計算に依り絲代の配分を爲す。

二、所屬組合の訓練及從業員の敎養を爲す。

所屬組合に對し指導訓練を爲すと共に、繰婦の敎養に重きを置き、大正十年より養成工場を設置し毎年百五十名以上の工手を入所せしめ、技術的敎育に加へ精神的訓練に意を用ひ、其の技能の啓發に勉め、以て所屬組合に於ける職工の基礎を確立す。

三、所屬組合に對し、必要資金の融通を爲す。

所屬組合の供繭受入資金として又事業資金として生絲代假渡金を融通し、以て金融の圓滑を計る。

四、所屬組合に對し、養蠶及製絲の指導を爲す。

養蠶並に製絲の技術員を設置し、專ら其の改善を圖ると共に所屬組合の原料繭改善施設に對し、助成の方法を講ず

五、所屬組合に對し、產業に關する各種の施設を利用せしむ。

利用部を設け、工手の養成を爲すと共に購買部を兼營し、蠶種の製造を爲し、優良蠶種の自給策を講ず。

龍水社供繭成績其他（「龍水社沿革」による）

年次	組合數	釜數	組合員數	出資口數	出資金	準備金	供繭數量	受入生絲數量
					円	円	貫	貫 匁
大正三	八	三九八	二、〇一六	二七	一、三五〇・〇〇	一三三・〇〇	六六、六〇八・八〇〇	四、五七九・六七一五

四	一一	四九九	二、三三〇	三九	一、九五〇・〇〇	四八九・〇〇	一〇〇、〇八五・二〇〇	六、二五四・七一八、五
五	一三	五七七	三、〇一一	五一	二、五五〇・〇〇	二、八七三・〇〇	一一八、〇〇三・一〇〇	一〇、九〇五・五八四、五
六	二五	一、三〇三	六、〇六六	九六	一九、二〇〇・〇〇	四、一二八・〇〇	二四八、四一二・〇〇〇	一八、七八九・九一五、〇
七	二二	一、三九四	六、四二〇	一三九	二七、八〇〇・〇〇	一、四九九・九三	二一二、〇五三・六〇四	二五、八六三・〇三三、〇
八	二九	一、〇九三	七、二三五	一一六	二三、二〇〇・〇〇	六、〇七五・〇〇	二四七、五九〇・七一六	二二、五三九・五七八、五
九	二〇	一、四四二	八、五五〇	一二九	二五、八〇〇・〇〇	六、八三九・七三	三一一、三四三・二九五	二四、二六七・二五五、〇
一〇	二三	一、八五四	八、八八七	一七〇	三四、〇二〇・〇〇	一四、〇八五・三七	三〇五、〇三五・〇一九	三六、三〇四・一六六、〇
一一	二二	一、九八三	九、〇七八	一七五	八七、五〇〇・〇〇	一三、八八三・四七	三二一、五一五・〇三〇	三三、三二一・二〇四、五
一二	二二	一、九八三	九、二二二	一七五	八八、五〇〇・〇〇	震災燒失生絲代損失塡補ニ充ツ	三七四、八五一・四四五	三五、八七二・〇九六、〇
一三	二二	一、九八三	九、三七八	一七五	八八、五〇〇・〇〇	九、五一六・一一	四二二、七七二・〇六五	四四、五六〇・四二〇、〇
一四	二二	一、八八一	九、五三七	一八二	九一、〇〇〇・〇〇	一三、九〇九・五一	四七九、六三九・一一〇	四七、五二六・九五三、〇
昭和一	二二	一、八三八	九、七九四	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一一、七七三・〇二	五五七、〇五六・九三〇	五三、二〇〇・〇六二、〇
二	二二	一、八三〇	一一、〇四一	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一五、九四九・八五	六二八、八〇七・六三五	六一、三〇二・七九一、〇
三	二二	二、一四八	一一、四六一	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一〇、六二六・二一	五九五、七六二・九四〇	六四、四五二・七八七、〇
四	二二	二、二三七	一二、一四四	三七一	一八五、五〇〇・〇〇	一〇、六三一・二一	六九四、五八八・五七〇	六二、三三八・七五一、〇
五	二三	二、四二七	一二、九一一	四三七	二一八、五〇〇・〇〇	九、〇七七・二四	八一一、五八九・六三〇	九九、六〇四・六五三、〇
六	二二	二、二二〇	一二、八一五	四一一	二〇五、五〇〇・〇〇	九、三四七・三二	六六五、〇九四・五二〇	七〇、一五八・四六一、〇
七	二二	二、二七二	一二、八四五	四一一	二〇五、五〇〇・〇〇	二、〇七四・五七	五八九、〇五九・四六〇	六五、六八八・六七〇、〇

三　二、二七七　一三、八八三　四二　二〇五、五〇〇・〇〇　五、三七・八八　六八七、四三九・八八〇　七八、六五五・一五九、〇

上伊那郡下組合製絲配分金對生繭時價比較表（同上）　△印ハ損ヲ示ス

年次	生繭壹貫目市場賣買時價	生繭壹貫目配分金	損益	年次	生繭壹貫目市場賣買時價	生繭壹貫目配分金	損益
明治四十四年	四・四三	四・六三	二〇	大正十一年	一〇・一九	一二・〇四	一・八五
大正元年	四・六三	四・九三	三〇	同十二年	一〇・四五	一〇・六九	二四
同二年	五・一一	五・四三	三一	同十三年	九・九六	一一・一一	一・一五
同三年	三・五五	四・九〇	一・三五	同十四年	一〇・七五	一一・三五	六〇
同四年	四・三三	五・九九	一・七七	昭和元年	八・八三	八・六四	△一八
同五年	六・〇八	七・三六	一・二八	同二年	六・〇〇	七・三三	一・三三
同六年	七・六九	八・一五	四六	同三年	六・一六	七・四一	一・二五
同七年	八・二七	九・八七	一・六〇	同四年	七・一五	六・九四	△二一
同八年	一二・九七	一六・五一	三・五四	同五年	二・八四	三・二一	三七
同九年	六・四八	七・〇六	五八	同六年	三・三四	三・一六	△一八
同十年	七・〇七	八・四三	一・三六	同七年	三・七七	四・〇六	三一

天龍社の沿革

下伊那郡は長野縣の南端に位し氣候溫和にして地味肥え桑樹の繁茂頗る宜しく其反當收葉量の如きは縣下第一と稱

ぜらる。從つて養蠶業夙に發達し、江戸時代に於ては手挽の絲を製して美濃國中津川若くは三州吉田等に送り、或は「のぼせ」と稱して京都西陣に鬻ぎ、以て農家經濟上重要なる物産たりしが、明治維新以後養蠶業益々發達して繭の生産額增加するに及び手挽座繰等にては之を消化する事能はず、偶々器械製絲を起す者あるも一起一仆殆んど成功せる者なく、加ふるに交通運輸の便惡しかりし爲繭の販賣上不便尠からざりしかば、何等かの方法によりて此産繭を有利に處理せんと苦心攻究せるも容易に其目的を達する事能はざりき。偶々大正二三年の絲價不況に遭遇し營業製絲家の極端なる買叩きをうけ、益々適當なる産繭處理法を講ずるの急務を痛感するに至れり。

然るに、之より先上伊那郡に於ては産業組合法に基きて製絲業の經營を始め好成績を收めつつあるを聞き、下伊那地方の養蠶家も之に倣ひて大正三年より産業組合製絲を始めたるに、幸、組合製絲創立以後絲況益々好況となり加ふるに當局の保護奬勵ありしかば、忽ち全郡に普及し、龍丘、神稻、座光寺、上郷等は其村にありし營業製絲を買收して一村一組合となす事を得たり。卽本郡に於ける組合製絲の發達は全郡的なりし爲營業製絲も之に讓る氣持となり、或者は組合式營業製絲を起すに至れり。

如斯組合製絲發達せるも規模小にして資金の不足なる爲販賣の際不利尠からざるを以て、共同販賣の必要を感じ大正七年に至り、山本組合を始め上久堅、龍江、下久堅、河野、智里、平岡、大鹿の八組合共同して南龍社と稱し生絲の共同荷作販賣の事業を始めたるも、上伊那郡に於ける龍水社に比すれば個々の組合の力比較的弱く各々嘗て生絲販賣の經驗を有するを以て生絲の販賣に苦まず、加ふるに横濱生絲問屋の運動等ありて十分發達する事能はず、以後屢々調査研究し協議を重ね二十四組合の贊同を得て大正九年五月南龍社を解散して新に聯合會を設立し伊那社と命名せり。當時の組合及役員左の如し。

生田組合　座光寺組合　下市田組合　吉田組合
上郷同　龍江同　陽光同　鼎同
下久堅同　川路同　山本同　河野同
上飯田同　平岡同　智里同　牛牧同
伊賀良同　大鹿同　喬木同　上久堅同
扶桑同　千代同　信三同　松尾同

役員　會長理事　平野桑四郎
理事　倉澤卯之助　三石誠一郎　江塚善三　吉澤幸三郎
松澤數一　佐々木平四郎
監事　北原源三郎　熊谷寛太郎　金澤丘伍

其後順次組合の加盟するもの增加し昭和四年には郡下組合製絲中、山吹、三穗の弐組合を除くの外全部所屬組合となるに至れり。然るに伊那社の販賣方法に不滿をいだく數組合中には單獨出荷販賣をなすものありて、所屬組合、自ら二派に分れ小規模のものは連合によりて共同出荷をなさんとし、大規模のものは單獨出荷によりて利せんとして稍もすれば統制困難に陷れり。

然るに昭和五年の不況以來統制の必要を痛感し、輸出絲には長絲と直送とを問はず伊那社の商標を貼付する事となし、長絲のものは伊那社横濱出張所を經由して米國ジヤリート直接取引を開始せり然るに昭和六年二月に至りジヤリ

ートの取引は一時中止の止を得ざるに至り直輸出は僅に其端を開きたるのみにして其實績を擧ぐるに至らざりしと雖同社の主唱により從來商館の拒否せる國立生絲檢査所強制檢査の實行を促し遂に公正なる第三者の格付檢査により市場の取引を實現するに至りたる効果は大なりといふべし。

其後所屬組合中單獨販賣をなす組合漸次增加し共同出荷組合は十四組合に減少するに至りしが、蠶絲業の不況益々深刻化し、之が打開策を協議研究の結果、組合製絲の經營を改善し原料繭及製品の統一、技術の統制を計り生産費の低減を計らざる可らざることに意見一致したるを以て、昭和八年十二月目的變更に依る定款の變更を行ひ同九年六月八日之が認可を受け名稱を保證責任下伊那生絲販賣購買利用組合聯合會と改め出資金壹口貳百圓を五百圓に增額し同年九月事務所を鼎村二八一番地に移轉し同年十一月に至り養成工場（一五〇釜）繰絲試驗場（一〇釜）再繰工場（一四〇釜）捻絲工場等成り十二月養成事業を開始するに至れり。

又、原料繭の統一を圖り以て製品の統一を圖らんとし蠶種自營をもなすに至れり。

如斯內容上の變革を行ひ事務所の移轉を行ふ等形式內容共に從來の伊那社と異なるに至れるを以て社名を天龍社と改め所屬組合數二十九設備釜數三千八百九十釜組合員數一萬四千九百六十八人を有するに至れり。

今、天龍社の概況により其事業を擧ぐれば左の如し。

「一、販　賣　所屬組合の委託を受け生絲及其副產物を加工し又は加工せずして販賣す。

二、購　賣　所屬組合の產業に必要なる物を買入れ之に加工し又は加工せずして若くは生產して所屬組合に賣却す。

蠶種、蠶種の製造、蠶種の催靑。

三、利用＝所屬組合の產業に必要なる設備をなし之を利用せしむ。

1、従業員養成上必要なる設備
2、製絲設備
3、繰絲試驗設備
4、蠶種貯藏並催青設備
其他所屬組合に對し製絲及養蠶の指導をなす。」

組合製絲の短所

天龍社專務理事　原　唯一　談

經營規模小なり
供繭を主とするが故營業日數少し
勞働日數少く出荷數少し
能率低し　工女は組合員の子女を主とするが故に優良なる者のみを撰拔して使用する能はず。比較的我儘なり。監督に對して成張る傾向あり、下伊那の某組合にて嚴重なる監督をなせしにストライキを起せりといふ、幸組合員中によく組合精神を理解せる者ありて其不心得を諭し組合長及監督に謝罪し留任を請ひしにより表面化せずして止みしといふ。

龍上社の設立（諏訪郡組合製絲及ビ龍上社ニ報告ニヨル）

製絲王國を以て世界に誇りし諏訪郡、從來營業製絲家のみの諏訪郡に組合製絲の誕生を見たるは多少他と異りたる

理由なくんば非ず、卽近代工業的生産の部門に其獨占的威力を逞ふせる資本主義經濟に對し統制經濟を表榜せる協同組合の抗爭を意味せるものなりと言はざる可らず。

日清日露の兩戰役を經て世界一等國の伍班に列し新興の勢を以て各方面に進出せる日本は實業の方面に於ける發展著しく、ことに蠶絲業の如きは從來の副業的位置より進んで農家收入の大部分を占むるに至りたり。

然るに大正三年歐洲戰亂の勃發によりて繭價の暴落を來し經濟界の大恐慌を來すや大小資本家は種々惡辣なる手段を以て繭價を正當相場以下に低下せしめたるに、何等對抗の手段を有せざる養蠶家は生産後七日以上放置する能はざる生絲を抱へ唯々として購繭者の蹂躙に委するの外なき悲境に沈淪したりき。

於玆淳朴なる農家の間にも橫暴惡辣なる資本家に對し協同團結の力を以て之が打開策を講ずべしとの議起り當時既に非常なる發達をなし居たる伊那地方組合製絲の組織に倣ひ組合製絲を設立すべしとの議起り官民一致して其設立運動に邁進するに至れり。

是より先大正六年同地方には信富、落合、四賀の三組合製絲創立せられしも何れも五十釜未滿の小規模にして經營上不利なりしかば同年三月代表者相協議し洲羽社を設立し事務所を四賀生絲組合內に置きしが大正七年不便の爲に宮川村茅野に事務所を移し社名を龍上社と改めたり。然るに信富、上川の二組合は理事者の經營不愼と組合員の理解不徹底との爲大正九年蠶絲界未曾有の反落に遭ひ瀰縫する能はずして遂に大正十年及十一年に相次いで解散するに至り、其結果各方面に多大の衝動を與へ他組合に迄動搖を來さしめ組合製絲不信の聲さへ起るに至れり。

而して龍上社も亦多大の缺損を生じて存廢の岐路に立ちしが殘存せる四組合協議の結果更生の決意を堅くし新たに濱庄左衞門を社長に推し內容の整理革新を行ふと共に所屬組合との結合を固くし、堅實第一主義を以て經營を續けた

る爲基礎漸く鞏固となり、加盟組合數も七組合以上に達せるを以て産業組合聯合會たるの資格を生じ昭和五年四月一日長野縣より設立認可の指令を得、有限責任諏訪生絲販賣組合聯合會龍上社と稱し、更に昭和七年三月より蠶種の購買事業の認可をうけ名稱を有限責任諏訪生絲販賣購買組合聯合會龍上社と稱し更に昭和八年六月より組織を保證責任に改め以て今日に及べり。

組合製絲の統制運動

本縣に於ける産業組合製絲は年と共に發達し其聯合會も龍水社を始め伊那社（現在の天龍社）龍上社中信社等數社の創立を見何れも順調なる發達をなしつゝありと雖、現今の如き蠶絲業不況に直面しては組合製絲の經營容易の業に非ず、ことに其生産にかゝる生絲の販賣には種々の困難を伴ふを以て組合製絲が今後益々大なる發展をなさんと欲せば其經營を合理化して生産費の低減をはかると共に全國的に大同團結を行ひ、生絲の共同販賣を行ひ相互協力に依つて其基礎を鞏固ならしむるの必要を感じ、まづ長野縣一圓を統一せんとし、大正八年産業組合製絲の元祖たる龍水社は其創立五周年祝賀會に際し、信濃社創立の趣意書を發表して知事に建議し、伊那社と共に之が成立に努力し大正十年五月一日其設立協議會を開くに至りしも未だ其實現を見るに至らざりき。

然るに大正十三年四月産業組合中央會長野支會主催の下に松本市に第一回組合製絲大會開催せられ、同大會に「全國生絲販賣組合聯合會設立の件」議題として提出せらるゝに及び「全國生絲販賣組合に對する共同荷受及販賣の事業を實行するは組合製絲發達上極めて緊要の事に屬すと雖も、之が組織事業經營の方法等に就ては愼重に攻究を要すべ

きを以て、之を宿題となし各組合各聯合會に於て研究をなし、尙産業組合中央會に對しても之が調査を依頼すること」との決議を見玆に始めて組合製絲の全國聯合會設立表面の問題となれり。

翌十四年十月高崎市に於て開會せる大會に於て「本問題は先づ組合製絲協會を設立し全國聯合機關たらしめ更に進んで全國生絲販賣組合聯合會設立を期する事」と決議し、

翌十五年十月熊谷町に於て開會せる第三回大會に於ては「全國生絲販賣組合聯合會設立促進の件」の提案となり「産業組合中央會組合製絲協會に於て之が設立に關する實行草案の作成を急速に取運ばれたき事」の要望となり全國聯合會設立の機運漸く熟するに至れり。

玆に於て産業組合中央會並に組合製絲協會に於ては設立に關する具体案を作成し大正十五年十一月組合製絲協會は五聯合會十二組合に對し設立者たることの承諾を求め、次で昭和二年一月産業組合中央會事務所に於て設立者總會を開會し定款作成の件定款に記載すべき理事監事選任の件を議了し引續き出資第一回拂込を了し三月四日神奈川縣知事宛設立認可の申請をなし、同十五日付許可の指令に接したるを以て、直に臨時總會を開き、事業開始に必要なる事項を議決し、四月二日より事業を開始するに至れり。

要之長野縣下組合製絲及同聯合會は組合製絲經營上最も困難とする生絲共同販賣の機關を設立して販賣費用の節約を計り以て製絲業の經營を經濟的ならしめんが爲に率先聯合會設立の必要を高唱し遂に共目的を貫徹するに至りたる功績は永久に沒す可らざるものなり。

産業組合製絲組合設立の經過

産業組合法に依る組合製絲の起源は群馬縣に於ける南三社の如き古き歴史を有するものあれども、其長足の進歩をなして蠶絲業界に於ける一大勢力となりしは大正時代にありとす。而して長野縣は全國に卒先して組合製絲の異常なる發展をなし大正十五年十月八日第五回長野縣製絲販賣組合大會に於て本縣製絲組合協會設立の件を滿場一致を以て可決し直ちに設立總會を開催して會則の議定竝に役員の選任をなし同會の設立を見るに至れり。

當時縣下に於ける組合製絲は組合數七十四組合釜數八千六百八十五にして縣下蠶絲業界に漸次其勢力を增大するに至れり。

生絲同業組合脫退問題

是より先、本縣産業組合製絲は設立と共に其地方に於ける生絲同業組合に加入し來りしが、組合製絲の漸次發達するに伴ひ、事業上、其本質を異にする營業製絲と同一組合内にありて協調することの困難なるを感じ、分離問題擡頭するに至れり。

偶々大正三年上伊那郡下の組合製絲は同郡の生絲同業組合に對し脫退の通告をなせしより縣下の組合製絲は事實上生絲同業組合を脫退するに至り、昭和三年頃には殆んど縣下産業組合製絲と生絲同業組合とは分離せしが、昭和四年高知縣に於ける判例に力を得たる上伊那生絲同業組合は、手良信用購買販賣組合に對し負擔金請求訴訟を提起せるに端を發し縣下産業組合製絲と生絲同業組合との間に分離問題再燃し、組合製絲協會に於ては農林省に對し同業組合法第四條に依る加入除外の申請をなし農林省に於ても容易に之が決定を見ずして紛爭を繼けしが、同年十二月時の本縣知事鈴木信太郎、内務部長石垣倉治産業組合課長杉原定藏等の斡旋により、産業組合製絲は別個の同業組合を組織し

生絲同業組合と協調することの案により圓滿に妥協成立せり。

次で昭和五年二月一日長野縣産業組合製絲同業組合設置の認可申請をなし、同年十二月三日知事より認可の指令に接しついで昭和六年三月十日創立總會を開き同十二日設置認可申請をなし、同年五月十六日農林大臣より認可の指令に接せり。

然るに昭和六年三月二十八日蠶絲業組合法公布せられ七月十五日より施行せらるゝ事となれるを以て、同業組合も同法により組織變更の必要を生じ、同年八月二十四日長野縣産業組合製絲組合の創立總會を開き滿場一致之を可決し九月二日農林大臣に設立認可申請を爲し十月十六日認可せらるゝに至れり。

（産業組合製絲參考資料）

繭販賣と組合製絲供繭との比較

賣繭一貫目と供繭一貫目配分金との比較に於ては調査者によりて或者は賣繭に利あり或者は供繭に利ある反對の現象を呈す、卽日本銀行松本支店調査及び某技師調査等によれば賣繭に利ある年多く、共進社、共榮社、龍水社、四賀組合等の調査によれば配分金に利ある年多し。（一〇八〇頁上伊那郡下組合製絲配分金對生繭時價比較表參照）

長野縣某組合製絲組合員ノ供繭賣繭比較表ノ一　　日本銀行松本支店調査

年次	繭種類別	營業製絲ニ對スル賣繭		組合製絲ニ對スル供繭	
		數量	代金	數量	代金
		貫	圓	貫	圓
大正十四年	春繭	三八、八三	四五四、三〇	一〇、九〇	一九、六三
	夏繭	八、八〇	九九、四四	八、二四	九八、七〇
	秋繭	二九、七二	三五一、七一	三二、〇九	三八一、八八
	計	七七、三五	九〇五、四五	五〇、三三	七四、二〇

大正十五年	春蘭	一〇、一〇	九八、八八	四八、九九	四五、九九	
	夏秋蘭	一五、七八	一三七、二六	六四、一八	六三、一二	
	計	一六、一三	一四三、八七	一〇、六二	八三、四〇	
		四二、〇一	三八〇、〇三	六六、七九	六三、五一	
昭和二年	秋蘭	一七、七八	一九、七七	三四、九〇	三六、一四	
昭和三年	春蘭	三四、〇三	二四三、九三	四五、〇一	三〇、九九	

（註）昭和二年春繭ハ霜害ニヨル大減收ノ爲調査不能ニシテ又、昭和三年夏秋繭ハ調査未了ナリ

長野縣某組合製絲組合員ノ供繭賣繭比較表ノ二

日本銀行松本支店調査

年次	繭種類別	賣繭一貫目價格	供繭一貫目配分金	供繭ノ方 益 △損
		円	円	円
大正十四年	春繭	一一、七〇	一〇、〇六	△ 一、六四
	夏秋繭	一一、三〇	一一、九八	△ 〇、六八
	平均繭	一一、八六	一〇、九〇	△ 〇、九六
		一一、六二	一〇、九八	△ 〇、六四
大正十五年	春繭	九、七九	一〇、一二	〇、三三
	夏秋繭	八、七〇	七、八四	〇、八六
	平均繭	八、九二	七、八五	△ 一、〇七
		九、〇一	八、〇六	△ 〇、九五
昭和二年	秋繭	六、七三	六、四八	〇、三五
昭和三年	春繭	七、一七	七、一三	〇、〇四

（註）比較表ノ一ニ示ス供繭並ニ賣繭ノ價格ヲ各一貫目ノ價格ニ換算シテ示セリ

蠶絲課某技師調査
昭和八年九月

組合製絲供繭ト繭市場販賣比較

年度	三期平均絲量	掛目	配分價格	市場賣上價格	增減（差）
			円		
大正九年	一〇、四八	七〇	七、三四	六、七五	〇、五七
同十年	一〇、〇六	八三	八、三五	七、五八	〇、七七

同	十一年	一〇、六〇	一〇九	一〇、五五	一一、四一	(一)	〇、八六
同	十二年	一〇、七一	九一、四	九、七九	一〇、二六	(一)	〇、四七
同	十三年	一〇、五七	一一六、二	一一、三五	一〇、六三		〇、六三
同	十四年	一一、三三	九六、〇	一〇、七八	一一、九五	(一)	一、一七
同	十五年	一一、四三	七三、三	七、七七	一〇、〇〇	(一)	三、三三
昭和二年		一〇、三四	六一、三	六、三四	七、四三	(一)	一、〇七
同	三年	一一、一三	六六、〇	七、三五	七、〇三		三三
同	四年	一〇、五一	五六、九	五、九八	七、八八	(一)	一、九〇
同	五年	一一、二七	二六、〇	二、九三	三、四〇	(一)	〇、四七
同	六年	一〇、九三	三三、六六	二、四七	三、五六	(一)	一、〇九

備考 (一) 高井社所屬養蠶家ニシテ義義額ヲ供額セル殘額ヲ中野市場ニ販賣ス

(二) 絲量掛目配分及市場價格ハ何レモ三期ヲ平均セルモノナリ。

長野縣ニ於ケル賣繭ト供繭トノ比較

赤穗信用販賣組合（共進社調査）

年次	三期平均生繭一貫目代金	同社生繭一貫目配分金	差引供繭益△損
大正五年	六、〇八	七、三六	一、二八
同 六年	七、六九	八、一五	〇、四六
同 七年	八、二七	九、八七	一、六〇

生絲販賣利用組合（共榮社調査）

年次	三期平均生繭一貫目價格	同社供繭一貫目配分金	差引供繭益△損
大正五年	—	—	—
同 六年	七、二九	八、一〇	〇、八一
同 七年	八、一〇	九、五〇	一、四〇

同	八年	一二九、七	一六、五一	三、五四	一一、四〇	一五、八八	四、四八				
同	九年	六、四五	七、〇六	〇、六一	六、三四	六、八三	〇、四九				
同	十年	七、〇七	八、四三	一、三六	七、一四	八、三〇	一、一六				
同	十一年	一〇、一九	一三、〇四	一、八五	一〇、五七	一一、七三	一、一五				
同	十二年	一〇、四五	一〇、六九	〇、二四	九、六〇	一〇、一七	〇、五七				
同	十三年	九、九六	一一、一一	一、一五	九、三五	九、八五	〇、五〇				
同	十四年	一〇、七五	一一、三五	〇、六〇	一〇、七一	一一、一七	〇、四六				
同	十五年	八、八二	八、六四	〇、一八	八、四五	八、九四	〇、四九				

長野縣上伊那郡　組合製絲經營生繭時價對配分比較表

龍水社　河野理事調査

年次	生繭一貫目市場賣買時價	對生繭一貫目絲換算配分金	損益	年次	生繭一貫目市場賣買時價	對生繭一貫目絲換算配分金	損益
明治四四年	同 四四、四三	同 四四、六三	二〇	大正一一年	一〇、一九	一三、〇四	一、八五
同 四五年	四、六三	四、九三	三〇	同 一二年	一〇、四五	一〇、六九	〇、二四
大正一二年	五、一二	五、四三	三一	同 一三年	九、九六	一一、一一	一、一五
同 三年	三、五五	四、九〇	一、三五	同 一四年	一〇、七五	一一、三五	〇、六〇
同 四年	四、三三	五、九九	一、七七	同 一五年	八、八三	八、六四	損 〇、一八
同 五年	六、〇八	七、三六	一、二八	昭和一一年	六、〇〇	七、三三	一、三三

同　六年	七、六九	八、一五	〇、四六	同　三年	六、一六	七、四一	一、三五		
同　七年	八、二七	九、八七	一、六〇	同　四年	七、一五	六、九四	損　〇、三一		
同　八年	一三、九七	一六、五一	三、四四	同　五年	二、八四	三、三一	〇、三七		
同　九年	六、四八	七、〇六	〇、五八	同　六年	三、三四	三、一六	損　〇、一八		
同　十年	七、〇七	八、四三	一、三六	平　均	七、一四	八、一〇	六六		

備考　明治四十四年ヨリ大正十一年迄十一ケ年間ハ五十釜乃至六十釜工場ニ付テ調査以後十年ハ九十釜乃至百釜工場ニ就テ調査ス

生繭一貫目ノ配分ハ絲量ニヨリテ換算セシモノ

四賀生絲販賣購賣利用組合

昭和八年九月調

年次	項目	組合員數	供繭數量	供繭一貫匁當配分金	奬勵金配分金	生繭一貫匁當市場利益	供繭一貫匁平均一人一日繰練量	販賣計金	釜數	絲格
		名	貫	円	錢	円	匁	円		
大正五年		一五八	—	—	—	—	—	—	五〇	—
同　六年		一六一	八、一五〇	七、一九	—	七、六〇	(一)、一四	一一六	七二、一九三	五〇	武州格
同　七年		一九三	一一、一七一	九、三〇	—	八、五〇	、八〇	一三五	一三四、三八一	五〇	八王字格
同　八年		二六二	一六、五七三	一三、八三	—	一一、六〇	一、三三	一一七	二六二、九六五	一〇三	矢鳥格
同　九年		五一九	二七、二〇三	六、四三	一五	六、四九	(一)、〇七	一三〇	一八八、二六一	一〇三	同
同　十年		五三一	三三、二六七	八、五三	一〇	七、七〇	、八三	一三三	二六八、六三三	一〇三	毬格
同　十一年		五三一	三三、三三八	一一、八四	二七	一〇、六一	一、三三	一四六	三三一、七〇	一〇三	羽子板格

同　十二年	五八三	三〇、九九	一〇、四五	二三	一〇、三三	、一三	一五八	四一六、三三〇	一〇三	最優格
同　十三年	六一三	三三、〇九八	一〇、四八	三三	一〇、〇五	、四三	一六四	四四八、三五〇	一〇三	最優格八十圓高
同　十四年	六三九	三一、〇八七	一〇、九五	一四	一一、三七	(一)、四三	一五九	四一三、九〇四	一〇一	同百圓高
同　十五年	六四五	三八、四三	、三四	三三	九、二五	(一)、〇一	一八七	三九四、八三七	一〇一	同百卅圓高
昭和二年	六六六	四一、一六一	七、四二	一七	六、三〇	一、一三	一五九	三九七、六七六	一一三	同二百圓高
同　三年	七四一	四〇、〇一七	七、〇〇	二〇	六、四五	一、一九	一五〇	四一一、三九四	一三五	同二百圓高
同　四年	七四一	四五、六五三	六、六五	二六	七、一三	(一)、四七	一六六	四一〇、六九一	一三五	同二百圓高
同　五年	七四〇	五七、五九七	三、二三	二四	二、八五	、三八	一六六	三五八、六三八	一五五	同二百圓高
同　六年	八七三	五七、六〇六	三、三七	三七	三、三三	、〇四	一七四	三〇六、六三一	一五五	A格
同　七年	九〇三	五二、五二三	四、七七	一八	四、九九	(一)〇、三三	二〇六	三一二、四五三	一五五	A格
同　八年	—	—	四、〇四	—	四、九七	(一)、九三	—	—	—	—

備考

配分金ノ内大正十二年度決算ニハ燒失生絲損失金參萬參千圓（四萬四千圓ノ内保險及ビ問屋見舞金壹萬壹千圓ヲ差引キタル金額ヲ差引配分ス

組合製絲經營上の得失

產業組合製絲は其組織上必然的に職工募集費、購繭費、倉敷料、運賃等營業製絲に比すれば少く諸稅等無く其資本

金の如きも産業組合中央金庫又は縣信用組合聯合會等より容易に低利に借入るゝ事を得るのみならず、兼營信用組合若くは組合員等よりの融通を得る等頗る恵まれたる條件にあり、又、原料繭は同一地方の産出なるが故に略々統一せられて優良なる生絲を生産し得べき條件の下にあり從つて縣下組合製絲中には優良の成績を擧げ居るものも少からざれども多數組合中には成績極めて不良にして組合員に多大の赤字を負擔せしむるのみならず地方經濟界に悪影響を及ぼし組合製絲の名を聞いて戰慄せしむるが如き人々をも生ぜしむるに至れるものあり。

而して是等失敗の沿革を叙して前車の轍を履まざらん事を努むるも亦必要なる事項なるも成功の場合と異り失敗の場合は多く史料も散逸し當事者も容易に其實を語らず之が調査には相當の日子を要し短時日のよく成し得べき所にあらざるを以て之を他日の研究に俟つ事とせり。

然れども最近に於ける高井社の大破綻の如きは縣下は勿論全國にも著名の事實にして安曇社の失敗の如きも斯界に及ぼせる影響尠しとせず此他未だ表面化せざるも薄弱なる組合製絲も相當多數に上るといふ。かくの如きは多く組合員の組合精神の不徹底より來るものにして組合員にして供繭を怠り或は役職員にして職務を怠り、甚しきは不正を行ふ等より來ること多し、就中供繭不足は組合製絲に於ける最大の惱にしてこれが爲に營業日數、少く從つて勞働日數少く工場其他の設備をして運轉休止の止む無きに至らしめ、役職員を始め男女職工をして徒らに休業せしむる結果となり利益の大部分を減殺せらるゝに至る。左に昭和十年度に於ける縣下産業組合製絲供繭數量を表記す。

昭和十年度供繭調

地力別	東信諏訪	上伊那	下伊那	中信	北信	合計	昭和九年度
春繭	二九、三一〇貫	一一三、五八一貫	二七八、五五三貫	六〇五、七三九貫	二〇三、八八六貫	七三、九六〇貫	一、三〇三、〇六九	一、六九九、七一〇

夏秋繭	六六、九六五	一五二、四八一	三三五、五二七	四三〇、六六二	四三九、三〇五	七三、四六五	一、三八七、四〇五	一、五五六、二〇一
計	九六、二七五	二六四、〇六二	五〇四、一三〇	一、〇三六、四〇一	六四二、一九一	一四七、四三五	二、六九〇、四七四	三、二五五、九二一
昭和九年度計	一〇一、六〇六	三三五、九三四	六五〇、四四五	一、二七三、三五七	六五六、六三二	三三八、一一三	三、二三五、九二一	

尚之を昭和十年度に於ける產繭處理上より見れば次の如し。

	戸數	割合	數量	割合
春蠶繭	三九、三九一	三一、四三	一、二九三、四三二	三六、三八
夏秋蠶繭	四五、九九六	三〇、七八	一、三八三、二九五	三三、一〇

組合製絲釜數使用繭數量及生產生絲調

（長野縣製絲工場調）

年度	工場數	使用釜數	繭使用額	生絲產額 輸出	生絲產額 地遣	生絲產額 計
大正七年	六〇	五、〇五七	七九二、三三三貫	七八、九九二貫	二、五四三貫	八一、三三五
同八年	六三	五、四五六	一、〇六九、五四〇	九二、〇八一	三、一一一	九五、一九二
同九年	六四	六、四六五	一、〇四八、九一〇	九二、一七一	四、二三一	九六、四〇三
同十年	七一	七、六四四	一、一六三、三一〇	一二、五八一	四、九〇九	一七、四九〇
同十一年	七三	七、九九七	一、三一九、一五三	一三八、五四	—	一三八、五三四
同十二年	七〇	七、八五五	一、六六八、五三〇	一三五、九七二	七、一五五	一四三、〇八七
同十三年	七四	八、六三八	一、七七七、〇〇六	一八七、六一三	六、四五四	一九四、〇六七
同十四年	七三	八、六二六	一、九七六、〇五五	一九〇、六一二	七、六二六	一九八、二三八

同　十五年	七四	八、六八五	二、三五四、九九〇	二三二、〇五一	六、九六〇	二三九、〇一一
昭和　二年	七六	九、〇四三	二、四三四、八八七	二六三、六一七	三、九七八	二六七、五五五
同　三年	八三	一〇、五七三	二、七八九、四〇三	二九二、八九三	一四、〇九五	三〇六、九八八
同　四年	八三	一〇、一五九	二、七六三、九四二	二八二、八八六	六、四四三	二八九、三二八
同　五年	八五	一〇、四七八	三、三三三、五九六	三八八、五六三	六、五四五	三三五、一〇八
同　六年	九三	一三、〇三三	四、二〇八、四三五	三九八、九七〇	一四、〇八九	四一三、〇五九
同　七年	九六	一一、五五〇	三、三八八、二〇五	三八二、九三五	一三、八八六	三九六、八一一
同　八年	九六	一三、七八六	三、三三二、二八〇	三三一、九二三	一六、一一〇	三四八、〇三三

組合製絲生產能率調

（製絲工場調ニ依ル）

年度	對一釜使用原料繭	對一釜生絲生產量	對一釜一日平均繰絲量	就業日數
大正七年	一四四貫	一四、九三七貫	六四、一匁	二三三日
同　八年	一九六	一七、四四七	八六、四	二〇三
同　九年	一六三	一四、九一一	六五、七	二三七
同　十年	一五三	一五、三七〇	七九、四	一九六
同　十一年	一六四	一七、三二一	七八、七	二三〇
同　十二年	二一三	一八、一四七	八六、四	二一〇
同　十三年	二〇六	二三、四六六	九七、一	二二一

同	十四年	二三九	二三、九七六	九五、一	二三一
同	十五年	二六〇	二七、五一〇	一一三、六	二三四
昭和	二年	二六九	二九、五九四	一一七、八	二五一
同	三年	二六四	二九、〇三五	一一八、五	二四五
同	四年	二七三	二八、三七五	一一八、二	二四〇
同	五年	三〇八	三一、九七二	一三一、四	二四四
同	六年	三二三	三一、六九五	一二〇、〇	二六四
同	七年	二八五	三四、三五六	一四四、三	二三八

累年產業組合製絲生絲百斤生產調

年次＼項目	工女募集金	工賃	諸給料	賄費	燃料	公課負擔金	其他	計	平均一釜一日絲量	調査工場數
大正九年	一三、一九円	一二七、九〇円	四六、六四円	六九、六四円	七七、七五円	一、三四円	一七一、五七円	五〇七、九二円	—	—
同十年	九、二八	一一六、四一	四六、〇四	五三、一八	六一、九四	一、〇二	一四四、四一	四三一、二八	—	—
同十一年	四、四七	一二五、七〇	四二、〇二	四六、五四	五五、九二	一、〇八	二〇〇、五五	四七六、二八	一〇九、七	—
同十二年	三、九七	一一五、〇九	四〇、五九	四一、五七	五二、八六	一、三〇	一七三、三〇	四二八、六八	一二〇、〇	—

同　十三年	五、五四	二三、四五	三五、五五	四四、七五	四三、三〇	二、〇九	一四七、三三	四〇三、〇九	二九、七	六八
同　十四年	二、三三	一三〇、四三	三七、九六	四五、一一	四三、四六	二、三〇	一五三、一九	四一四、七八	二七、〇	六四
同　十五年	一、九四	一三三、三三	三四、六三	三九、二五	三九、一五	二、二四	二二七、五二	三六七、九八	二七、九	六六
昭和　二年	七八	一二七、七七	三四、五五	三七、一四	三五、四九	二、一四	一三三、八八	三六〇、八四	二四、九	六六
同　三年	六六	一〇五、〇八	三一、九五	三四、八六	三三、四〇	二、一五	一四九、四一	三五七、五一	二四、〇	七三
同　四年	六〇	九八、九六	一八、七七	三一、二九	三〇、五八	二、三〇	一四一、二六	三三、七六	二四、四	七九
同　五年	二四	八〇、一四	二五、一三	三三、四〇	二六、六七	一、六六	一〇三、五六	三五八、七九	二七、五	七六
同　六年	一一	五九、五七	二一、六〇	二〇、四五	二一、九二	二、五五	九七、三四	二三三、五四	一四三、三	七九
自昭和七年六月至同八年五月	—	五七、五六	一三、四九	一八、四七	二〇、六三	一、八四	七九、一三	一九一、一二	一三八、四	九六

産業組合生絲販聯合會狀況

（昭和七年度末）

名稱	事務所	經路	區域	設立年月日	會長名
保　伊那生絲販賣利用組合聯合會龍水社	上伊那郡赤穗村	中央線辰野驛分岐赤穗村	上伊那郡	大正三、四、二四	河野正一
保　下伊那生絲販賣組合聯合會伊那社	下伊那郡飯田町	中央線辰野驛分岐伊那電終點ヨリ十一町	下伊那郡　同	九、五、三五	大平久雄

有　諏訪生絲販賣購買組合聯合會龍上社

有　生絲販賣購買利用組合聯合會中信社　諏訪郡永明村　中央線茅野驛所在地

松本市大字筑摩字巾上　松本驛ヨリ約一町　諏訪郡　東筑摩郡　南北安曇郡　昭和五、四、三　濱　庄左衞門　同五、一〇、三　神戸入郎

長野縣產業組合製絲場分布圖

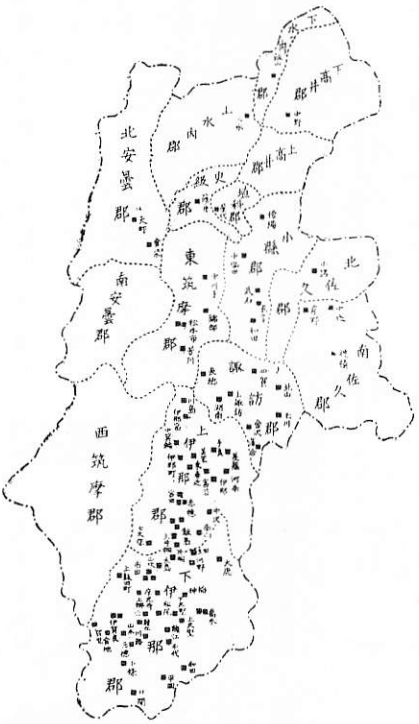

長野縣生絲販賣組合一覽表

（昭和七年度末）

組合名	所在地	設立年月日	組合長名	區域内養蠶家戸數	組合員數	出資口數	出資金總額	拂込濟出資額	諸積立金	固定設備費	借入金	簽數（多條簽△）	供給額（印△滿）	販賣價額
保 協同製絲販賣組合	南佐久郡岸野村	大正九、六、一〇	岩下幸平	四、〇一五戸	四八九人	一、一〇五	五五、二五〇円	四三、九四二円	一円	七二、九七九円	一七八、七四七円	一〇〇△	二八、九三五貫	一六九、五六七円
有 共愛社製絲販賣組合	同穗積村	同二、八、一六	篠原千代造	三、四三〇	六二八	一、七六三	八八、一五〇	四三、六〇一	—	四六、八九四	一六八、四九〇	八〇	一一、四〇三	六一、五二八
有 利愛社製絲販賣組合	同中込町	同一四、二、一九	水間倉之助	五、一一五	一、六四三	二、二三九	一一、一五〇	五一、四六二	—	二二、五八八	三三、七六八	二七〇	三三、六四三	一一〇、〇九三
有 小諸生絲販賣組合	北佐久郡小諸町	昭和五、九、三	市川多萬吉	—	七四七	一、二〇三	三六、二一〇	九、七七七	—	三八、三〇八	四〇、〇二〇	一〇四	九、二〇九	五五、九〇〇
無 信州販賣組合長生社	小縣郡長窪古町	大正四、五、二六	米澤七太郎	一、四〇〇	一八〇	九八八	四九、四五〇	二、一二八		四八、七八二	一三三、八二六	四一	八、三五五	四八、三六五
保 信販購利組合和田社	同和田村	同四、一〇、四	長井次郎	九五〇	八二〇	一、七六五	八八、三〇〇	六三、九六七	三、四八九	四七、一二七	一四七、三六四	七四	六、七一三	四九、六三六
有 武石製絲販賣組合	同武石村	明治三六、五、九	柳澤賢次郎	七五三	三〇四	四八三	二七、〇〇〇	一四、四〇一	一八〇	三七、〇〇〇	九四、八〇六（五三）	一〇三	一三、五九〇	八、七八一
有 川西生絲販賣組合	同中鹽田村	同三五、三、一〇	上原直一郎	三、七六一	八七五	四八四	二五、七〇〇	一四、四四四	二、九〇四	二四、〇〇〇	八三、五四六	八二	四三五	三三、一〇〇
有 生絲販賣組合傍陽	同傍陽村	同六、六、四	三井庄次郎	三、二〇〇	三一一	四八四	二五、七〇〇	二、九〇四	五、九二五	二八、五四六	五九、八〇〇	五〇	一二、六八八	七五、七四四
有 社賀生絲販賣利組合	諏訪郡四賀村	昭和六、六、三	矢島千里	九七〇	九一〇	二、八二三	一四一、一五〇	一二五、五五七	三、二九二	三一、六二二	一〇三、〇一三	一五五	一三、四五八	二九、五六一
保 諏訪中央製絲販賣利組合	同湖南村	同八、一、二六	太田岩重	一、一一六	一、一一六	二、二三八	一七〇、八二四	一一〇、六九〇	二三、二三九	四五、二四九	一七〇、六九一	六五、七五二	二〇五	三五、一四九
有 落合生絲販賣利組合	同落合村	同六、三、三〇	五味仙之助	一、六五六	一、一三三	三、九〇五	一四七、八六八	四四、八一八	七、六二八	一二八、九五八	四一、三五三	二〇九	四七、九五三	一〇八、四四七
有 諏訪町生絲販賣利組合	同上諏訪町	同九、五、八	大和仁平	六二八	五〇八	六〇五	六一、三〇〇	一四、七〇一	五、七七八	三五、二一一	一八、三九八	九〇△	一七、五八五	七五、七四四
有 金澤生絲販賣組合	同金澤村	昭和二、三、二八	山田重一	一、六五〇	四三一	七五四	三七、五〇〇	一四、四〇一	三、二九二	三四、八五〇	一八、三九八	八二	二〇、三六二	一二〇、三三三
有 湖北生絲販賣組合	同長地町	同三、二、二七	高木繁平	一、二四六	四五五	七九〇	三九、五〇〇	一二、八〇一	二、九二二	一〇、三五五	五、〇五七	一〇一	二四、一六二	二九、一六七

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

發達せるもの若くは明治維新以後常職を失ひたる士族授産の爲に興れるものにして其資本乏しく、辛うじて工場を建築すれば資本既に竭きて購繭の資に窮し、最初より賃挽を行ふもの、或は資本を他に仰ぎて事業を創始せるも資本主の失敗によりて開業後僅々一―二年にして廢業の止を得ざるに至れるもの、或は絲價の變動によつて忽ち倒産するもの等相つぎ、其永續せるもの極めて稀なり。

凡、何れの事業と雖、時に利不利あるは數の免れざる所なりと雖、其隆替の迅速なる事製絲業の如く甚だしきもの蓋し尠かるべし。

其原因固より多かるべしと雖、主として絲價の急激なる變動に基くものにして、明治の初期に於ては、更に銀相場の騰落之に加はりて其打撃を一層大ならしめ、資金薄弱の業者をして益々經營難に陷らしめ、加ふるに金融機關の不備を以てせしかは恰も嬴顧劉蹶して興亡常なき隣邦支那の如く盛衰興亡の速かなること實に驚くに堪えたり。

此間にありて幾多の困難に堪え窮乏を忍び一意專心斯業に邁進して最初數人の挽子を有するに過ぎざりし小工場より漸次發展して世界的大製絲會社となれる片倉會社の如きありと雖多くは財界の怒濤に飜弄せられ、明治時代創業の製絲工場にして今日に存するもの極めて少く長野縣製絲工場調によれば次の百三十八ヶ所に過ぎず、然も明治十年以前創業と稱するもの、中には其當時の長野筑摩兩縣の器械製絲場調に揭載無きもの多ければ眞に明治時代創業の製絲場は此内尚幾割かを減じたるものならん。以て製絲業經營の容易ならざる一端を窺ふに足らん。

明治時代創業の製絲工場　　昭和九年三月調

| | | |

| | | |

訪町に七曜星社を創設し共同揚返をなせしが、明治二十三年分離して平野村下濱に龍上館製絲場を設け小口善重を社長とし、小口村吉副社長となりて經營せり、其後明治三十五年之を解散し、翌明治三十六年より一族を糾合して鞏固なる一團を組織し、山十組と稱せり。當時其製絲工場は第一、第二の二工場釜數合せて四百五十なりしが、其後一致協力積極政策を以て斯業に邁進し、遂に大山十組を完成するに至れり。當時の山十組の組織を窺ふべき小口家の系圖並に明治三十七年以後創設せる工場を表示すれば次の如し。

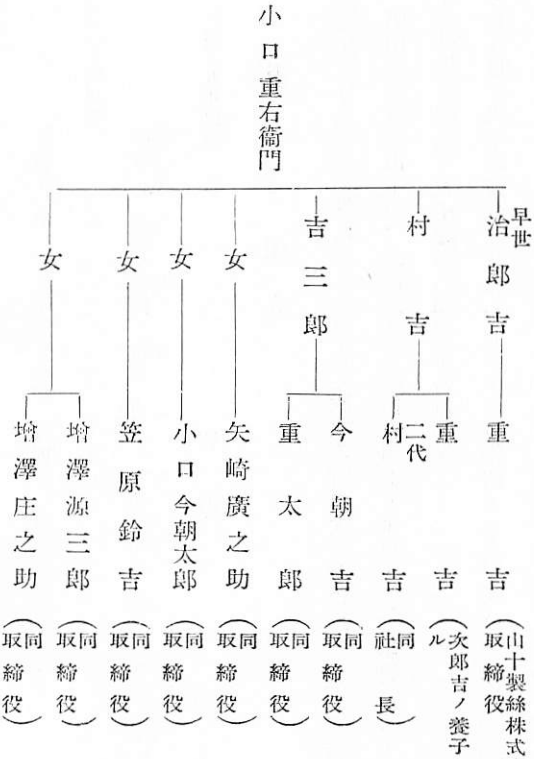

公工場

諏訪郡平野村下濱　明治三十七年　新町工場　武州　明治三十八年

仐工場	諏訪郡平野村下濱	同四十年	公工場	諏訪郡下諏訪町	同四十二年
木曾川工場	愛知縣	同四十三年	一ノ關工場	岩手縣	同四十四年
金工場	諏訪郡平野村下濱	同四十五年	本庄工場	武州	大正二年
木ノ下工場	滋賀縣	大正二年	二日市工場	福岡縣	大正三年
小山工場	栃木縣	大正五年	大六工場	諏訪郡平野村下濱	大正六年
福島工場	福島縣	大正五年	沼津工場	靜岡縣	大正五年
宮崎工場	宮崎縣	大正五年	大邱工場	朝鮮大邱	大正七年
米子工場	鳥取縣	大正八年	田中工場	長野縣	大正九年
福山工場		大正十一年	前橋工場	群馬縣	大正十二年
大分工場	大分縣	大正十二年			

かくて山十組は家長たる小口村吉を組長として異常なる發展を遂げしも、元來匿名組合は親近なる一族が一人の統率者の下に結合せるものにして其結合の鞏固なる間は都合よきも一朝其間に不和を生じ或は統制を紊す如き行動を爲す者を生じたる場合には忽ち破綻を免れず。且、又世界大戰以後事業の擴張に伴ひ、益々資本を增大し資本主義的經營に適する組織に改むるの必要に迫まられ、大正九年片倉組まづ株式會社組織に改めしが、山十組も大正十四年十月十日資本金貳千五百萬圓の株式會社に組織を變更し、取締役社長に二代目小口村吉、取締役に小口今朝吉・小口重吉・矢島廣之助・小口今朝太郎・小口重太郎・笠原鈴吉・增澤源三郎・增澤庄之助等就任し繰絲釜數壹萬六千余釜となれり。昭和二年十一月株主總會の決議により社長を廢して代表制となす事となり藤田秀雄代表取締役に就任せり。昭和五年七月

現在經營の工場縣內八工場三、二一一釜、縣外十八工場一一、二六二釜合計壹萬四千四百七十三釜を有する大會社なりしが、昭和二年代表制となせる以前より既に統制宜しきを失ひ各自勝手の行動を行ふものを生じ、一意家業に專念せず、加ふるに不況の襲來にあひて之を突破すること能はず遂に昭和五年を以て沒落の運命に陷れり。

現今山十組製絲工場跡には明治三十六年山十組組織前の名稱をとれる龍上館製絲場あり株式會社組織にて山十組と關係深き笠原龜之助氏社長となり第一工場二〇八釜第二工場四〇九釜合計六一七釜の運轉をなしつゝあり。

山丸組

山丸組は明治二十年六月上高井郡須坂町に於て越澤三郎が蒸氣汽罐を使用し二十六釜を以て製絲場を創設せしに始る。ついで明治二十五年四月山木製絲所を經營し、同三十年六月には金丸製絲場を始め、同四十年には埼玉縣大宮町に八一二釜の大製絲工場を創設し、同四十三年には丸製絲場を設け、翌四十四年には愛知縣安城町に七五四釜の工場を創設し、大正元年には上高井郡日瀧村に二一六釜の分工場を設け、大正六年には公製絲場を設置し、大正七年には大倉喜八郎男を慫慂して生絲業に投資せしめ、大倉製絲場を須坂町に創設したりしが、大正十三年地方人共存共榮の趣旨により大倉製絲場より分離して長野製絲株式會社を設立して其社長となり、大正十四年長野市吉田町に工場を增設し、大正十五年には信越製絲株式會社を起して之が社長となり、新潟縣村上町に工場を設置せり。

山丸組は創業以來俊明社に加入し明治二十七年二月組長越澤三郎は俊明社長に擧げられ、專ら製絲の改良に努め來りしが、其組の規模擴大し、須坂町に於ける同組の繰絲釜數のみにても二千數百釜を數ふるに至りしかば、獨立せる再繰所の必要を認め昭和二年揚返窓數二千數百を有する山丸組再繰所を設けて、同組經營の「山丸」「金丸」「山木」「金

ト』『山一』『金七』等各工場の揚返は全部此所に於て之を行ふに至れり。

山丸組に於ては製絲改良の爲夙に工男女養成の機關を設け、又、工男女修養慰安の道を講じ、明治四十一年長野市に開催せる一府十縣共進會の際の演藝館を購入し來りて職工慰安所を建て又病院を建築して各科專門醫を聘して診療に當らしむること當時の長野赤十字病院の如くする等專ら職工の福利增進を圖れり。是より先蠶品種改良叫ばるゝや三井物産の伊藤精一氏に依頼し率先して伊太利よりバール系黃繭種を輸入し初め德島地方にて飼育せしめ、大正五年蠶匿部を設け、須坂町の近郊相森に桑園を設けて優良桑を栽培せしめ蠶室參棟及冷藏庫其他蠶種製造所を新築して蠶種製造を開始し最初梅津某を主任とせしが後に工藤芳彥を主任として專ら優良蠶種を製造せしめ繭品評會を開きて共普及宣傳につとめ優良蠶種を配付して其產繭を引受くる等特約組合の先驅をなせり。卽ち山丸組は明治二十年越氏が僅か二十六釜を以て創業せしより漸次發達し約三十年間にして其所有製絲工場の釜數六千七十八釜使用男女亦六千餘人に達し、南信の片倉組と相對して南北の兩大關と稱せられ、ことに個人經營としては其釜數に於ても工場組織の完備せる點に於ても嶄然として群を拔けるものなりき。

同組の組織は諏訪地方の何組と稱する匿名組合とは大いに其趣を異にし、全く越德三郎個人の力によりて經營せるものにして、氏は年少十五才にして實社會に投ぜられしより、多年の体驗によりて得たる活ける、社會教育によりて其人格を完成せるものなるが故に、よく人を見るの明を有し、適材を適所に用ひ以てよく其大を致せり。氏の股肱として活躍せる水野德作は、氏が東糀屋小田切新藏より分家の際、所謂家付番頭として氏に從ひ來れるものにして爾來大正十年其死に至る迄、山丸組の事業の經營劃策に參與し、事業上の事は一に彼の意見に聽きて決行せりといふ。彼大正八年來絲價奔騰せる際にも氏は、翌九年正月より水野を横濱に派して盛に賣らしめ、嗣子泰藏氏等が猶騰貴すべしとの

思惑より密に賣止せんとせる際にも、水野に電話して之を知り依然として賣拔かしめ遂に最高四千四百四十圓迄賣らしめ同年三月約三百萬圓の利を得たりといふ。當時此の如く賣り拔ける人は氏の外僅々二三人に過ぎざりきといふ、以て氏が機を見るに敏にして製絲經營に非凡の天才を有せしを見るべし。

然るに大正十年水野の死につぎて、翌十一年組織を變更して株式會社と爲さんとの計畫略々成りしも嗣子泰藏氏の阻止する所となりて行はれず加ふるに、世界大戰の影響による財界の大動搖と米國財界の不況による絲價の大暴落とに逢ひ、さしも「信州越」の名を以て京阪の財界に重きをなせる山丸組も昭和五年を以て沒落の悲運に際會せるは痛惜に餘りありといふべし。

然りと雖、氏が多年製絲業の爲に盡せる功績は一般の認むる所となり、大正八年七月皇太子殿下長野市へ行啓あらせらるや、龜井侍從を御差遣遊ばされ、大正十三年には、閑院宮殿下親しく氏の工場に御台臨あらせらるゝの光榮に浴し、昭和三年には實業に精勵し業民の模範たるの故を以て勅定の綠綬褒章を賜ひて其功績を表彰せらるゝに至る。加ふるに氏の心血を濺げる金丸製絲所（五五四釜）並に山丸組母繰所は女婿越六郎氏之を經營しつゝあり氏亦以て瞑すべきなり。（人物篇越壽三郎參照）

第二節

第一項　工場の設備

工場敷地及建物

開港以前の純然たる副業時代は勿論工場の設備なかりしも幕末に及びやゝ專業的に製絲を行へるものにつきて見るも其設備は極めて簡單なるものなり。

東筑摩郡波田村中島勝次郎（文久元年生七十五才）の談によれば『祖父菊彌の時代より製絲をした。製絲は下で二階には飛驒から來た工女が五六人もとまつて居た。父民藏の時代は十人位であつた。此頃は炭取の座繰で鐵の二升鍋で一日に三升位挽いた繭四百匁が一枚でこれを二枠にあげて二かなにした。裏二階は揚枠になつて居て揚返は母の仕事であつた。のぼせは松本飯田町の佐原市右衞門本町三町目近藤壽一郎に賣つた。開港當時菊彌は江戸へ行く途中甲府で絲の外國へ賣れる話を聞いて、其所から不寢に引返し佐原に話してやつたら。えらいもので佐原は夙くに知つて居た』云々以て其家が工場たり寄宿舍たり、又揚返場にして一家を擧て斯業に從事せる家內工業時代の有樣を知るを得べし。

次に天保時代より製絲を營める同家所藏の座繰器に記載せり安曇郡（現今は東筑摩）下平瀨、望月瀨左衞の後裔なる望月初枝氏母堂の談によれば『明治三十四年二月二十八日の火災で燒けてしまつたがそれ迄は絲引屋といふ細長い長屋があつてそこで工女が絲を引いて居た。二階は工女を寢せる樣になつて居た。工女は飛驒あたりから來た、其中の一人中野はなといふ人はこちらへ緣付いて生きて居るたしか八十五才位とおもふ。又より屋があつて挽いた絲を撚つて染めて賣出した。』といひ。又、文化七八年頃より爲登絲を製造せる下伊那郡龍丘村木下金作氏につき木下秀男氏母堂の談によれば『木香屋（木下金作の屋號にして別に木金ともいひ其方がよく通つた）は此地方切つての大製絲家で繭は近村は勿論赤穗、飯島、七久保邊から買ひ求め上繭を撰つて挽かせた（これ飯田絲の名聲を博せる所以まゆえり二三人で始終撰つて居た。えり出し繭は八十人位の工女に七日に一遍づつ挽かせた。

絲長屋があつて下は土間で絲をとる所となり二階は寄宿舍であつた。井の水質頗るよく木金の絲といつて有名であ

つた。深さ十三間もある井だが夏挽が終ると水も涸れた。朝の五時から午後四時迄休みなしに挽いた。挽賃は一升十二錢位。一日に五升位挽く。

出し枠といつて子供老人等が毎朝來て量つて貰つて繭を持つて行つて挽く。この爲に繭配り人足が三人位いつも居た。

とつた絲を浸す舟があつて十七枠位一度に其舟の中に入れる。

値の定まるのはゑびす講で、勘定も其時にする必要な金は其時々に借りて行つて遣ふ。

荷印は㊥であつた。明治十四年に初代目金作が死んで、法名　興信院大周全鼎居士、から製絲業を廢し、二代目金作は遊んで暮した。孫の修一は始めて此地方に自動車三台を買入れて來て自動車屋を始めたが、すつかりなくしてしまつた。』

卽、望月瀨左衞といひ木下金作といひ幕末より明治初年にかけてやゝ專業的に製絲を行へる人々は住宅の外に絲引屋若くは絲長屋とよべる製絲工場を建築して製絲業を行へるを知るべし。

然れども一般に未だ此絲引屋すら有せず下諏訪町白鶴社長三井十一氏の談によるに「明治初年は藏の前に庇を出しそこにて座繰をとらせた」といひ上諏訪小口銀助（安政三年生　八十一歲）の談によれば製絲王片倉兼太郎氏の如きも最初は鍋取で藏の前に庇を出し五六人の工女に挽かせ居たりといふ。

然るに明治三年小野組經營の築地製絲場成り、ついで同年計畫せる勸農寮直營の富岡製絲場明治五年に開業するに至りしかば之に倣ひて本縣各地にも大小の機械製絲起れり。

而して當時本縣各製絲場がとつて以て範となせし築地製絲場の敷地并に建築物等は知られざるも富岡製絲場につき

ては本縣公文中に左の如き平面圖あり以て其設備の一般を窺ふを得べし。

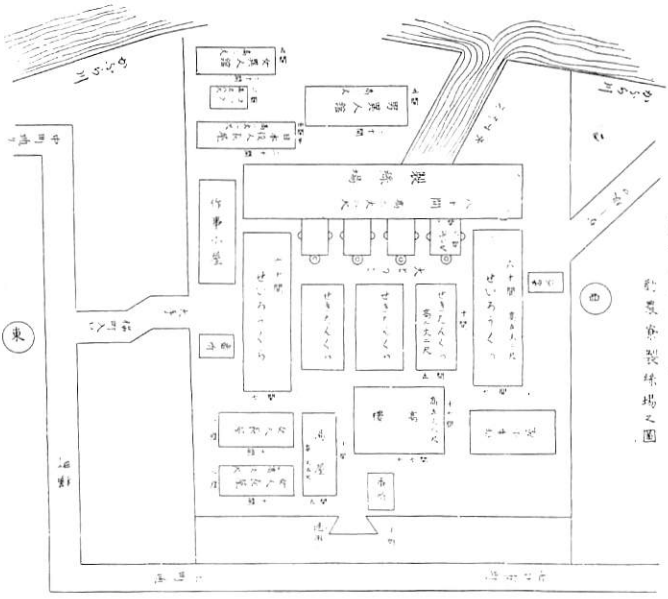

上州甘樂郡富岡表
勸業寮製絲場之次第

惣かまへ四町三方ねりべいにて高一丈二尺南ハかぶら川がけ十丈水あげ口三ヶ所横町大手御門入口ニ南北へ六十間東西へ七間高五丈二尺のせいろう藏立此北ニ東西三十間南北へ六間高二丈二尺の中ろうか日本女人長屋二棟立上下六十部屋ヅヽアリ此西ニ十間ニ五間高一丈五尺の湯どの立上町通用口ヲ入テ西ニ南北六十間東西七間高五丈二尺のせいろう藏立此東ニ十七間四面三階にて五丈八尺の高どの立此南に五間に十間高二丈二尺の石炭藏三ヶ所立此南に三間四方深七尺の唐銅の大どうこ四ヶ所有此目方何れも五千貫目此鐵炮丸サ一丈二尺長サ二間目方千貫目小鐵炮八本長サ八尺丸サ四尺五寸何れも目方四百貫目此南に東西八十間南北八間高サ三丈二尺箱むね六尺兩方ギヤマン板ニテ張切立方土台三尺切石にて積上げ其上柱尺角屋根下瓩煉瓦石にて積立此辰巳に東西三十間南北四間半高サ二丈二尺日本役人長屋立此南に五間に三間高サ一丈八尺のコックと云ふパンせいし場立此南に東西廿間南北五間高サ三丈惣板張女異人館立此南西に東西廿間南北五間高サ三丈男異人館立當分出來あらましを世上へ御案内致候

當分入込　オランダ八ばん　ブリウナ様

差圖役　外二十五人

製絲場　フランス
ちはん役　女異人五十人

日本製絲女　八百人

まゆ蒸せいろう惣數拾貳萬

異人けいご　七日市　小幡

富岡製絲場は元より天下の模範工場として建設せるものにして、其工費の如きも當時の金にて十九萬八千五百七十二圓を要したりといへば、其設備の完全なりしは論なく、地方民間經營の製絲工場の如きは、之に模倣せんとするも及ぶ可らざりしならんも專ら範を之にとりし事は松代六工社の增澤壬子吉氏の談に「六工社の器械の樣式や寸法は全く富岡の通りにした、但し富岡のやうに費用をかけるわけには行かないから或は材料をかへ或は製作を簡易にするなど種々工夫を凝した』とあるによりて略々其苦心を察するを得べし。

信州に於ける器械製絲場の最初は明治五年諏訪郡桑原村に創立せられたる深山田製絲場にして同場は同年見學の爲東京築地製絲場に入場して歸鄕せる藤森儀右衞門主として其設備の任に當りたれバ萬事範を築地にとれる伊太利式のものたりしなるべしと雖、其敷地、建築物等につきては詳細を知る能はず、土橋年太郎氏所藏の「諏訪器械絲場總調」に壬申器械入用千三百十五圓十九錢明治六年仕ツキ（但家作諸道具クリカヘ蒸し具共）千四百圓六十二錢とあるによりて其設備費の一般を知るを得ると、明治六年三月に諏訪藩學長善館の稽古所（七間梁拾九間）を拂下げ七間梁九間三階造りに改造し、揚返場、支

配人居室、食事場、繭置場等となし、最下層は物置及薪置場となせること「深山田絲場建續繪圖面仕樣書」によりて知るを得るのミ。

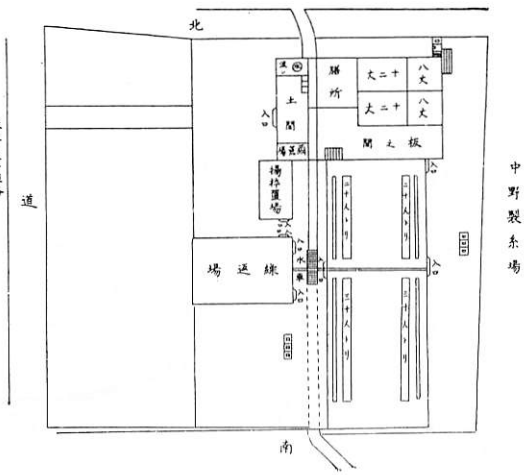

明治六年高井郡中野に設置せる中野製絲場は平野村誌一四六頁註(15)に小野組が信州に設立し若くは資力を藉して設立せしめたる器械製絲場中に擧げられども長野縣公文編冊明治六年生絲之部によれバ、縣費より一千圓を支出し其他は中野町及附近町村有志の寄附によりて設立せられたるものにして、同書に添付せる平面圖によれバ最初百人取の製絲場、事務室(二階ハ繭置場及ビ工女寢室)炊事場、繭蒸場、揚枠置場等を備へ其規模の大なる當時官設富岡奥州二本松製絲場と共に本邦三大製絲場と稱せられたりといふ。(小野組よりは購繭資金の融通をうけたる如し)

明治七年埴科郡西條村に建設せられたる西條製絲場(現在の本六工社通常六工社と稱す平野村誌一四八頁にも西條村字六工にあるを以て六工社と稱した、とあれども本縣公文によれバ西條製絲場にして當時の錦繪などにも西條製絲揚とあること寫眞に見るが如し)は約六百坪の敷地に左圖の如く繰絲場、揚返場、工女部屋、帳場即事務所炊事所、浴室、土藏、薪置場、物置等を建築せるものにして、總工費二千八百六拾貳圓を要したりといふ。

而して、こは當時にありては頗る贅澤の設備なりしことは六工社を視察せる諏訪製絲家の評によりて想像する事を

得（増澤壬子吉氏談「諏訪邊りからもよく視に來たが此所の設備を見て算盤をとつてやる仕事だからこんな大名仕事は出來ぬといつて別の式をとつたと聞いて居る」とあり）

諏訪郡西條村製絲場略圖

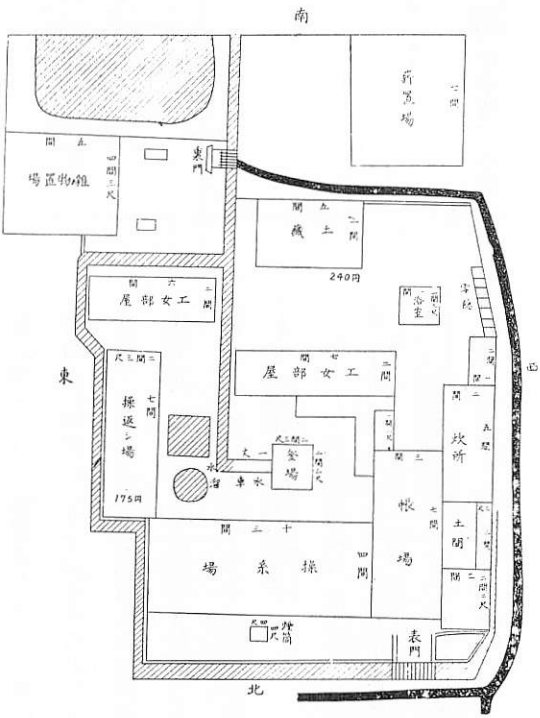

明治八年諏訪郡平野村に建築せられたる中山社は、武居文炳氏所有地九畝十八歩、井上壯吉氏所有地三畝十二歩合計一反三畝の敷地に、六間に十二間の繰絲場（二階は繭置場）九間に五間の帳場兼食堂兼揚返場の二棟を設けたるのみにして、明治八年三月武居孫次郎外八名の連名にて筑摩縣令永山盛輝に出願せる「生絲製造場願書」に添付せる左圖を前記西條製絲場の圖と對照せば、諏訪地方製絲家が如何に簡易實用を主とせるかを察するを得ん。

（尚左圖は平野村誌三〇八頁所載濱浩平氏所藏の圖とは異るも。本縣公文編册明治八年生絲之部所載の圖によるものなり。）

明治九年六月開業せる諏訪郡川岸村三澤區の深澤社の如きも其構造は中山社に類するものにして、同區熊野社より一町程登りたる一ノ澤川の上流を利用して水車を仕掛、運轉せるものにして、其工場は二階造とし、階上は揚返場、階下は土間にて繰絲場となせりといふ。横内一郎氏の談によれば該工場は民家となりて今尚存すといふ。

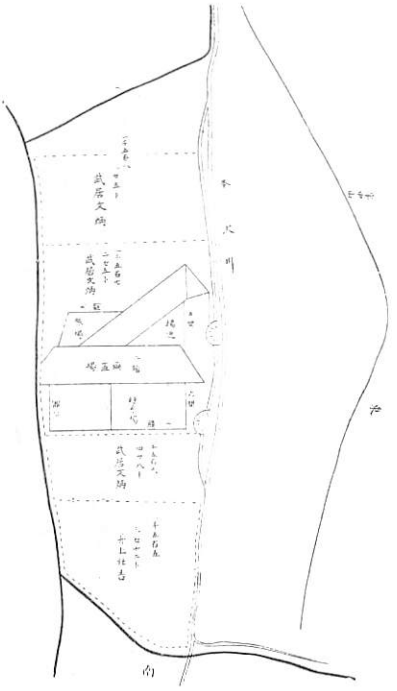

明治十一年縣下の模範工場として、長野町に設けられたる長野製絲場は、富岡製絲場に模したるものにして、敷地總坪數七反七畝二十四歩にして一釜當り（明治十一年設立當時二十五釜なれども明治十二年より五十釜となりしを以て五十釜として計算す）四六、六八坪に當り、極めて餘裕ある敷地のとり方にして、明治十六年諏訪郡平野村製絲工場の平均四、四一坪の約十一倍に當る。

其建物の如きも、製絲場のみにて間口二十三間奥行五間百十五坪なれば一釜當り二、三坪に當りこれ又平野村の平均一、二九坪の約一、七八倍に當れり。而して此外に食堂事務所、工男寄宿所、工女寄宿所、蒸氣釜場、揚返所、結束

所表門番所等あれば當時の設備としては殆んど間然する所なかりしものならん。

左に其平面圖を示す。尙動力としては英國製六馬力の蒸氣機關を用ひたれども當時一般の製絲工場にて用ひたるが如く鐮鑄川の水力を利用し水車を仕掛けたること圖に見るが如し。

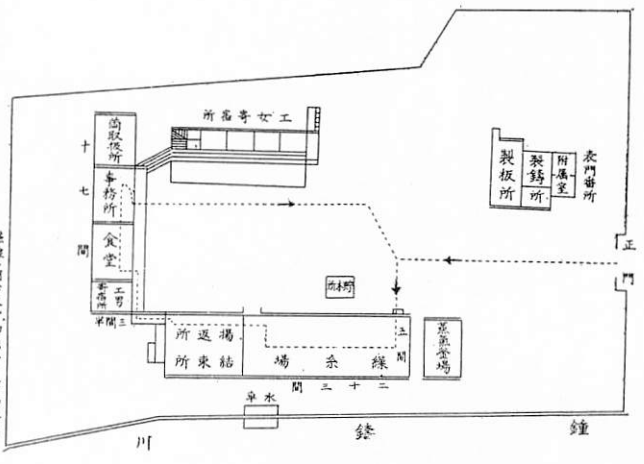

東行社につぎて早く共同揚返を行へる開明社の建物は入口より正面に二階建の事務所ありて其一部は檢査室、束裝室、食堂等に充て階上は工女寢室となり、之と直角に三間に二十三間の細長き揚返工場並列して作られ各其一端は正面建物に接續して其排列平面は恰も櫛齒狀を呈せり。而して此樣式は其後各共同揚返場及び製絲工場の建築に用ひられ、爾後同地方に於ては次第に之に類似せる一定の形式をとるに至り、諏訪地方獨特の形式として採用せらるゝに至れり。卽ち繰絲場は概ね奥行三間半の細長き長方形にして並行する工場と工場との間隔は三間、その方向は南面して稍東に傾くを常とし事務室は、此工場と直角にその前方に接續して二階建となし階上を工女の寢室に充つるを常とせり。揚返場は繰絲場と並行して建てられ其一端の事務室に連ることも同樣にしてたゞ其奥行は三間にして繰絲工場より稍狹く、時に二階建のものも存せり。

大正八年頃より横揚廢され縦揚行はるるに至りしより、土地を經濟的に利用せん爲略々方形に近きものを作り屋根を鋸齒狀硝子張としてそこより採光する如き建築方法をとる者をも生せり。

繰絲場の構造は高さ四尺幅六尺の硝子窓を兩側全部に作り、之に面して繰絲器械二列を裝置するが故に工女は二列背合せをなして作業す。屋根には中央一間を隔てゝ高さ一尺五寸幅六尺の廻轉窓を相對して作り換氣作用をなさしむ。諏訪地方は冬期寒冷なるが爲工場は奥行を狹く高さを低くし特に冬期は二吋パイプ二本に蒸氣を通じて場內を煖むる裝置をなすを普通とす。

此他製絲工場の建築物としては煮繭所（煮繰分業の場合）乾絲室、檢絲室、仕上室、繭受附所、殺蛹乾繭所、貯繭庫、機關室、貯炭所、物置、寄宿舍、病室、休養室、便所、役員住宅、門衞所、門、廊下、講堂等あり。

又工場法實施以來從業員の保健衞生に大いに意を用ひ、娯樂室、運動場等の設備をなせるものあり、又工女寄宿舍の改造又は新築せらるゝものありて此方面の設備も大いに改善せられたり。工女の部參照

第二項　工場規模の擴張

本縣の器械製絲は本邦中最も早く普及發達せしも、其最初にありては極めて小規模のもののみにして、明治六年には十人乃至四十九人取の工場最も多く百人取以上の工場は一ケ所もなかりしが明治七年中野製絲場初めて二百人取となりしも內容充實せず、明治十年迄、此狀態を持續せり。其後須坂の東行社組織さるゝに及び始めて五百釜以上の工場本縣製絲工場調に現れしも數工場の連衡になれるものなること後に說く所の如し。

明治十一年五月太政官は布告して蠶絲業に關する煩雜なる條例規則を廢止し區々たる取締撤廢せられしかば總ての

施設經營人民の自出となりしが、明治十四年聯合生絲荷預所問題の爲內外商の間に紛議を醸し之が爲に大打撃を蒙り破産せる製絲家も少からざりしが其後漸次恢復し、ことに明治十九年蠶絲業組合規則發布せられ地區を定め組合を設けしめしより、其規模大となれるもの多く、明治廿一年本縣蠶絲業組合に於て調査せる製絲工場調によれば、二百釜以上の工場左記二十三ケ所に達せり。

郡名	製絲場名	創立年月	釜數	社長	郡名	製絲場名	創立年月	釜數	社長
上高井郡	東行社	明治八年一月	一、四〇五釜	青木彌七	上伊那郡	中伊那社	一七年七月	二五四釜	小平友一郎
同	俊明社	一七、四	一、二六四	小田切豊太郎	同	東洋社	九、五	二五〇	小林德兵衞
諏訪郡	開明社	二、三	八〇〇	片倉兼太郎	東筑摩郡	屋滿登組	二、五	二四八	太田耕造
下伊那郡	長谷川組	六、五	五八六	長谷川範七	上伊那郡	天龍社	一〇、六	二四四	北原正造
同	伊那製絲會社	八、七	四五四	不詳	西筑摩郡	信西社	一〇、三	二三九	松岡治三郎
諏訪郡	改良社	六、七	四三四	濱半三郎	北安曇郡	最信社	一三、六	二三五	上原一二郎
同	七曜星社	一〇、六	四三二	小口善十	同	得信社	九、六	二三〇	曾根原大吉
同	鷺湖社	一〇、六	三六八	茅野彌右衞門	西筑摩郡	信友社	九、六	二二七	古瀨浩
上伊那郡	明十社	一〇、一〇	三〇三	春日佐七	埴科郡	六工社	七、八	二一三	大里忠一郎
諏訪郡	平野社	八、	三〇〇	小松常重	上伊那郡	宮田製絲組	一〇、七	二〇六	不詳
同	白鶴社	九、六	二九〇	三井仁兵衞	同	太陽社	七、五	二〇二	塩澤佐七
同	矢島社	七、六	二七八	矢島清次郎					

然れども其大部分は明治十九年の蠶絲業組合規則によりて組合を組織せるものか然らざれば共同販賣若くは共同揚返を行はんが爲に數個の工場が連衡せるものにして個人の經營にて二百釜以上に達するものは一もなかりしなり。

其後明治廿二年に至り、蠶絲業組合規則を廢して自由ならしめ別に縣令第四十五號を以て蠶絲業取締規則を發布せしかば之に基づきて製絲業組合を設けて斯業の擴張をはかるもの增加し「明治二十六年長野縣製絲工場調」による本縣內二百釜以上の製絲工場次の如く漸次其規模の大となれるを見る。

郡名	工場名	創立年月	釜數	社長
上高井	東行社	一〇、八	一、三七一	
同	俊明社	一八、五	一、六七〇	
北安曇	得信社	一四、七	六七六	
上伊那	朝陽社	三七、六	三四七	
同	合資會社松城館	二一、七	三三五	
上伊那	開陸社	一八、三	二九九	
諏訪	小口善重	二一、七	二九三	

郡名	工場名	創立年月	釜數	社長
上伊那	小野社	二五、六	二八四	
同	蠶業社	三一、六	二五〇	
上伊那	太陽社	七、六	二三四	
同	丸茂製絲場	三一、六	二三四	
諏訪	尾澤金左衞門	六、六	二一〇	
埴科	松代製絲場	二一、七	二一〇	
同	絲玉館	二六、三	二一〇	

而して同年調査「農商務省全國製絲工場調」中二百釜以上のもの二十三ケ所中本縣製絲工場十四ケ所を數へ然も第一位より第四位迄は悉く本縣製絲工場なるを見るとき本縣製絲業が當時嶄然として頭角をあらはせるを知るべし。

日清戰後約四億圓の償金を得たる事は本邦經濟界に好影響を與へ各種產業發達に必要なる資金比較的潤澤となり、所謂戰後經營の名目を以て各種の事業勃興し、之に伴ひて製絲業の如きも其活動目覺しく本縣製絲家の縣外發展も此

頃に始まれること其項に說く所の如し。

加之明治二十七年七月日英改正條約の成立を始とし久しく行惱みたる條約も着々改正せられ、明治卅二年七月より內地雜居實施せらるゝに至りしがば經濟的海外發展は著しく助長せられ生絲貿易に於ても其販路歐洲方面より新興米國方面に大發展を見るに至れり。

從つて製絲業も其需要の增加に伴ひ從來の家內工業的規模の經營漸く衰へ工場化機械化せる經營法をとるに至れることは日淸戰爭前の明治廿六年には縣下に二百釜以上の工場僅八ヶ所なりしに日淸日露の兩戰役を經たる後の明治四十年には四十九工場に躍進し、大正七八年の好況時代には百二十三となり昭和四年には最高百四十五工場を數ふるに至れり。

之に反し十釜未滿の小工場は明治四十一年には皆無となり、歐洲大戰中の好況時代には再び群小製絲工場の擡頭を見しが大正十三年以後共影を沒せり。

長野縣製絲工場規模の擴張（規模別工場調）

年度＼規模	一〇人取未滿	一〇—四九人取	五〇—九九人取	一〇〇—一四九人取	一五〇—一九九人取	二〇〇—二四九人取	二五〇—二九九人取	三〇〇—四九九人取	五〇〇人取以上	計
明治 六年	一	一二	二	—	—	—	—	—	—	一四
同 七年	一	一七	四	—	—	—	—	—	—	不明七三〇
同 九年	一四	三七	九	—	—	—	—	—	—	六〇
同 一〇年	二	四〇	四	二	—	—	—	—	—	九二
同 一二年	—	三五〇	一七	三	—	—	—	—	一	三六一

同 一三年	一〇三	三五五	一六	二	—	—	—	—	—	四七六			
	一〇釜未滿	一〇—四九釜	五〇—九九釜	〇〇—一四九釜	一五〇—一九九釜	二〇〇—二四九釜	二五〇—二九九釜	三〇〇—四九九釜	五〇〇釜以上				
明治一六年	一	四六五	一七	四	—	—	—	—	—	四八八			
同 二一年	六	二三	一八	一六	一五	七	四	七	四	一〇〇			
同 二六年	一三	三四四	五三	二一	八	四	三	一	—	四四七			
同 三九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五五〇			
同 四〇年	四	二五九	一三〇	五五	二五	一七	九	一七	六	五三三			
同 四一年	〇	二三五	一一七	五七	二三	二〇	一一	二〇	七	四九〇			
同 四二年	〇	二四六	一三八	六八	二六	一九	一三	二〇	七	五三五			
同 四三年	〇	二三四	一一八	七二	二八	二四	八	二八	七	五三〇	不明一		
同 四四年	〇	二四三	一二四	七一	三四	二三	七	三一	七	五四一	釜數不明二		
同 四五年	一	二五八	一三九	七六	三四	二三	七	三五	一三	五八六	釜數不明一		
大正 二年	〇	二四七	一四八	七四	三三	二五	七	三三	八	五八四	釜數不明一		
同 三年	一	二三六	一四〇	七三	四〇	一九	一二	三三	一九	五七三			
同 四年	一	二三九	一三一	七七	三六	二三	一〇	三一	一八	五五七			
同 五年	〇	二四一	一四六	七八	三八	三〇	一二	三〇	二一	五九七			
同 六年	一一	二四七	一八四	七七	三九	二八	二〇	三三	二四	六六三			
同 七年	一三	二六六	一九二	九三	四三	三三	一九	三九	二四	七一九			

| | | |

座繰製絲の減少

器械製絲が晩近科學の進歩と共に其技術益々精巧の域に進み、近時絹織物需要の增加に伴ひ其工場釜數の年々增加し、ことに大規模經營の工場增加しつゝあるに反し、座繰製絲は漸次減少の傾向を示せり。卽明治二十一年長野縣蠶絲業組合の調査によれば座繰製絲工場數五十八　釜數一千百三十二なりしが其後明治四十一年には座繰製絲釜數六千百六十五にして同年の器械製絲釜數四萬四千七百四十八に對し一二、一一%に當りしが翌明治四十二年より急激に減少し、昭和三年には皆無となるに至れり、最近繭價暴落蠶絲業不況の爲座繰製絲を行ふ者あれども極めて微々たるものにして未だいふに足らず。

座繰製絲の減少

年次	器械製絲釜數	座繰製絲釜數	玉絲製絲釜數	百分比 器械製絲 %	百分比 座繰製絲 %	百分比 玉絲製絲 %
明治　四十年	四三、二九八	五、八三三	—	八八・一五	一一・八五	—
同　四十一年	四四、七四八	六、一六五	—	八七・八九	一二・一一	—
同　四十二年	四七、四五七	九三四	—	九八・〇九	一・九一	—
同　四十三年	四九、〇一六	八四五	—	九八・三一	一・六九	—
同　四十四年	五三、三七七	七〇一	—	九八・七〇	一・三〇	—
大正　元年	六〇、七九八	五四五	—	九九・一一	〇・八九	—
同　二年	六三、〇六八	七九二	—	九八・七六	一・二四	—

同三年	六四、二七九	四二七	八二	九九・二一	〇・六六	〇・一三
同四年	六四、四二九	三五七	一四二	九九・二六	〇・五四	〇・二〇
同五年	六八、九八七	五四五	四四	九九・一五	〇・七八	〇・七〇
同六年	七六、四三三	四〇一	六八五	九八・九八	〇・一三	〇・八九
同七年	八三、五五〇	一四〇	六三六	九九・〇九	〇・一七	〇・七四
同八年	八五、六三六	一六一	六四二	九九・〇七	〇・一九	〇・七四
同九年	九〇、〇一〇	二四	四九三	九九・二一	〇・二五	〇・五四
同十年	九〇、二六六	一八〇	一、三三三	九八・三五	〇・二〇	一・四五
同十一年	八六、三〇〇	二〇五	六三〇	九九・〇四	〇・二四	〇・七三
同十二年	八四、八二五	二三	二九三	九九・五一	〇・一五	〇・三四
同十三年	八二、四八一	七五	四六七	九九・三五	〇・〇九	〇・五六	〇・〇四
同十四年	八〇、五三九	六三	三一一	九九・五三	〇・〇八	〇・〇四
昭和元年	八〇、九二〇	一三九	五一八	九九・一九	〇・一七	〇・七四
同二年	八三、一五五	一一八	四〇三	九九・三八	〇・一四	〇・四八
同三年	八七、三四九	—	三三三	九九・六三	—	〇・三八
同四年	八六、一三五	—	四〇〇	九九・五四	—	〇・四八
同五年	八四、一七七	—	四三〇	九九・四九	—	〇・五一
同六年	八一、六三九	—	四三四	九九・四八	—	〇・五三

同七年	七〇、七六五	三四	二四七	九九・六〇	〇・〇五	一	〇・三五	
同八年	六五、九八二	一	四三〇	九九・三五			〇・六五	

第三項　工場管理と能率増進

工場管理

製絲が家内仕事として行はれし時代は勿論、家庭工業時代に進むに及びても、主人（工場主）以下家族の人々も共に打交りて製絲の業を分擔して營める時代には工場管理の必要も無かりしならんも、工場の規模漸く大となるに及びては多くは青年男女の聚合なれば勢ひ管理の方法を考慮せざる可らざる至れり。

本邦器械製絲工場の模範工場として建設せられし富岡製絲場に於ては佛國人ブラット、ベラン（男）クロレンド、マリー、ルイズ（女）の二人をして全部の見廻りをなさしめ日本人（男）十四名、女十數名をして場内を監督せしめ、絲の細大湯加減しけの出し方蛹の出し方等につき嚴重に注意し工女の風儀等につきても相當苦心したるが如し。幸富岡製絲場開場當時の工女は全國各藩の士族の士女多く、明治初年にありては最も教養ある子女なりしかば其秩序井然たることは富岡日記中廻りの次第の項に「實に規則正しいものであれでなければ眞の良品は製されぬかと思ひます」とあり、又「アルキサン」の項に佛國より來れる製絲教師アルキなるもの明治五年の暮に自分の教へ居りし工女より蜜柑を貰ひし事フリユーナ氏の發見する所となり製絲女教師中第一番製絲は上手なりしも禁足申渡され居りし事あるを見れば其規律の正しかりし事を見るべし。而して本縣に於ける製絲工場も大部分之に範をとれるか爲に工場管理等比較的嚴格に行はれ居たるが如し富岡日記「中廻りの次第の終りに「私は後年に至りましても兎角富岡風で通しました」と

あるは其一端を示せるものなり。

本縣最初の器械製絲場たる諏訪郡深山田製絲に於ては「小野器械方記」七月朔日の條に

一、宗支配　絲改不絶見廻り一人

とあるもの即工場管理人に相當する如く、其任には土橋彦太郎關鑑藏の兩人之に當れりといふ。ついで明治七年八月開業せる西條製絲場に於ては「富岡後記」部屋長と規則の項に南惣部屋長に和田初子部屋長には福井龜子北惣部屋長横田英子部屋長酒井民子之に當り、又別に取締に樋口某なる人之に當れる旨を示し各工女につきては「皆お宅でお行儀正しくお育ちの人々でありますから寢ころんだり足を出したりする人はありませぬ。いよ〳〵休みます時分入湯致します時の外細帶一つで居る人もありませぬ。（中略）大勢居りますから餘程きつく致しませぬと末は豚小屋の様になるであらうと思ひましたから」とありて其寄宿舍生活の規則正しかりし事をのべ又「蒸汽元釜の注連繩」の項に於ては釜場の四方に七五三繩を張りて婦人が立入つては釜場が汚れると稱して圍内へ一歩も入れざる様にし以て嚴に工男との間に不品行又は過失を未然に防ぎたり。此横田英子は明治八年須坂に東行社の設立されし時も大里忠一郎氏と共に教師として招聘され又、明治十一年八月長野縣にて長野に模範工場として設立せる長野製絲場には教師として奉職せしが最初に「兎角富岡風で通しました」とある如く富岡時代の規律正しき風を失はずして傳へられたる如し。六工社の增澤壬子吉氏談に「お英さんは偉い人でありました。たゞ業を教へるばかりでなく工女の躾をよくしてくれました」とありて嚴格なる監督をなす一方に於て行儀作法等をも躾けしかば工女はよく之になつきしといふ。

明治八年設立の中山社には中山社々則條例に「製絲掛り一なるものありて其任務は「世話方之義者社中壯年の者日々五名宛交番致都而製絲方檢査致粗製無之様注意可致事」とありて製絲掛りは教師と共に工場を管理監督し、且指導

の任に當れり。

然れども日清戰役後以前に於ては其工場の規模大ならざりしかば多くは工場主若くは其家族の者にて管理し來りしが工場の規模大となるに及び專任の管理者をおくに至れり。

元來工場管理は主として最も感情に左右され易き時代の青年男女を管理監督するものなれば其、實嚴宜しきを得て工場能率を擧ぐる事は容易の業に非ず初代片倉兼太郎翁が大片倉組の工場を巡視して惰眠者等を發見せる場合其ドア若くはテーブルの上をコツ〳〵と叩き默々として去れりといふ。これ卽ち川合信水氏の所謂「管理といふ事を考へずして管理する」ものにして、治むるも人治めらるゝも人なれば互に其人格を尊重し皇國第一の產物を生產せんが爲に協心戮力せんとせる心遣を見るべきなり。

世界大戰後勞働問題喧しく勞働時間の短縮、最低賃銀の制定等叫ばれ勞働運動熾烈となるに及び工場管理の如き益々困難となりしが、大正五年工場法の實施と共に工場管理人の責任及權限明となり、工場管理は科學的技術的專門的に進步せり。卽ち工場法第十八條に

「工場主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得。工場主本法施行區域內ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選出スルコトヲ要ス。工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ、但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役業務擔當員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス」

第十九條「前條ノ工場管理人ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場

合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其法定代理人又ハ理事業務ヲ執行スル社員會社ヲ代表スル社員取締役業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同ジ」

とありて工場管理は從來の如く茫漠たるものに非ざるに至れり。

能率增進

製絲能率の增進については本縣製絲家の夙に着眼せる處にして、明治十八年一月開明社長片倉兼太郎より本縣に提出せる業務沿革總說に「明治の初年獨立營業の頃は工女一人一日製絲高三十五目品位下等なりしが結社以來器具及び製絲方に改良を促せり、就中實功を奏せしものは煮鍋取鍋の銅鐵製のパイプを解除するものなり、從前煮鍋取鍋銅製パイプを用ひしに絲色に銅色を帶び又鐵製の煮鍋を用ゆるものは鐵氣を帶びて薄黑色を生じ二つながら光澤を支へ器具は絲色に感染を及すの甚だしきことを發明し之に因て銅製パイフを解除し陶器パイプ附の煮鍋取鍋を製造せしめ之を用ゆるに絲質の精良のみならず扱方に便利あるが故に工女一人一日製絲高五十目品位も亦進歩せり」と器具の改良によりて能率の增進せることを物語り。工女技術の練磨によつて能率をあげたる實例は富岡日記桝數の項に一等工女の日々繰ります桝數は四升五升位が其頃通例でありました。（中略）其の頃同じ切の南台東の角に武州押切と申す所から出て居りました慥か小田切せんとか申す十九か二十才位な人が居りましたが中々元氣な人で桝數も六七升とつて居りましたが或日其人が八升上げました。是が富岡創業以來初てと申す桝數でありました。」下略とあり其後横田英子も八升とる樣になつたので如何にして繰るかを見に來るものありしことをを記せる次に「しかし別にとり方が違ふ譯ではありません只油斷がないのと絲を切らさぬ用心を致しまして湯を替へるにもとりながら追々さきして、わざ〳〵手

間を潰して替へると申すやうな事を致さぬ様に氣をつけて居りますばかり、すべて無益な時間のかからぬ用心のみ致しました。」と以て其能率増進につき苦心せるを想像すべし。然れども能率の増進は單に工女の技術の進歩のみにて好結果を得べきに非ず、其原料繭の優良なること工場設備の完全なること器具機械の優良なる事等は能率増進に缺く可らざる條件なりとす。されば是等の諸點に關し餘り注意せられざりし明治時代に於ては繰絲能率は遲々として進まず、東筑摩郡波田村中島勝次郎翁の談に「維新前後手挽若くは座繰にて一人一日に三升位繰つた」といひ木曾福嶋町中澤男三郎翁談に「生繭でも一日に四升とる人は珍らしく干繭になると二升位しかとれなかつた」とあるに對し本縣の調査せる明治時代の工女一日繰絲繭量は

自明治三十七年　四ヶ年平均　四升八合
至同四十年
自明治四十一年　五ヶ年平均　六升
至大正元年

にして富岡日記に揚げられたる明治六年頃に比し更に進歩の跡なし然れども富岡の一等工女は優等繭のミを撰きし事なれバ原料に於て優り、又設備の完全なりしは論を俟たざれば之と本縣全体との比較は十分考慮の餘地を存すれども兎に角明治時代を通じては餘りに進歩せざりし事は先に記せる開明社にて工女一人一日五十目をとるにいたりたるに對し明治四十年には五十一匁にして二十二年をへて約一匁の増加に過ぎず。これ良種選擇の聲が日清戰役後擡頭せる所以なり。

かくて明治三十五年には二月早々良種選擇の一着手として蠶種名稱の整理縮小を行ひついで蠶品種の統一をはからんとせり。其後明治三十九年外山博士により一代交雜種の有利なること提唱せられ、大正時代に入り歐洲支那等外國原蠶種輸入せられ大正三年片倉組によりて一代交配種の試育及同繭よりの製絲行はれしより俄然一代交配種全盛時代

を招來し解舒の良好絲量の豊富は相俟つて製絲能率の增進となり、又工場建物の採光、保溫衞生等の設備の改善と、繰絲方法が從來の浮繰法により山形式沈繰法に更に半沈法にと變遷し、又大正の末年より煮繰分業の普及煮繭器の發明ありて著しく能率の增進を見（昭和二年本縣内繰絲法別成績ニヨレバ煮繰兼業一〇〇ニ對スル煮繰分業一三五）又御法川氏によつて多條繰絲器發明されしより各種多條繰絲機本縣に於ても發明せられて益々能率增進せり。

又原料繭に就ても優良品種の普及をはかりたるのミならず飼育法、上簇法等の改善、乾繭及び貯繭方法の改良、生繭及乾繭取扱法より輸送の方法に至る迄細心の注意を拂ふに至り、又、工手の養成訓練等により技術の向上をはかり、技師を設置して、其指導監督を受くる等能率增進につき努力し、最近昭和八年本縣蠶絲課にて立案せる蠶絲業更新五ケ年計畫によれバ一ケ年の作業日數二七五日、對一ケ年一釜當生絲生産數量三七貫對一日一釜生産數量一三五匁を目標として精進しつゝあり。左に本縣器械製絲能率の變遷表を揭げて參考に供す。

長野縣器械製絲能率の變遷

年次	就業日數	對一釜生絲製造高	對一釜一日繰絲量	備考
明治四十年	—	一二、七二三匁	五一匁	
大正元年	—	一五、二七三	六〇	在來種萬能時代輸入系純粹種固定種時代
同二年	—	一五、九六二	—	一代交雜種普及時代
同三年	二五一	一七、七一五	七一	
同四年	二三二	一六、〇〇三	六九	
同五年	二五九	一七、一一二	六六	一代交雜種統一時代

同六年	二四七	一七、九四七	七三		
同七年	二六三	一七、七七二	六八		
同八年	二五六	一八、六九四	七三		
同九年	二四五	二一、四八八	八八		
同十年	二五七	一五、四五五	六〇		
同十一年	二五三	二〇、八八九	八七	一代交雑統一時代	
同十二年	二三八	二〇、一七六	八五		
同十三年	二四四	二一、四六〇	八八	煮繰分業普及	
同十四年	二六二	二五、一七七	九六		
同十五年	二六四	二八、一一四	一〇六		
昭和二年	二六六	二九、四八七	一一二	製絲器械ノ改良發達製絲法ノ改善	
同三年	二六九	二八、八八〇	一〇七		
同四年	二六六	二九、二〇五	一一〇		
同五年	二五一	三一、五六一	一二六	就業日數ノ少キハ絲價暴落ノ爲ノ繰業短縮ニヨル	
同六年	二六〇	二九、〇〇一	一一二		
同七年	二三六	三二、三三九	一三七		
同八年	二一六	三六、一六七	一二一		

繰絲能率の增進

繰絲能率は原料繭の改良、工女の教育程度の向上技術の熟達、繰絲器械及び繰絲方法の改良進歩等によりて著しく增進せり。「富岡日記」の「枡數」と題する所に「一等工女の日々繰ります枡數は四升五升位が通例でありました」とありて、當時本邦第一の完備せる工場に於て嚴選せる優良繭を繰りても四升乃至五升を以て通例とし六七升を繰る者は稀なりしが其後小田切せん女の八升を繰れるに刺激され、熱心に繰れる結果、横田英子其他の者も八升を繰り得るに至れる事を記せり。

信州最初の機械製絲場たる深山田製絲場に於ける繰絲能率は明治六年六七月には一人一日平均二升九合六才（一升に付平均絲量六匁六九二なるが故繰目は十九匁八に過ぎず。）明治七年八、九月には一人一日平均三升四合一勺九才（一升の絲量平均八匁强繰目は二十七匁三五となる）又平野村中山社初期の繰絲量は明治十年七、八月平均四升一合、九月同四升三合、十月同三升八合二勺、明治十一年四月三升一合、七月四升三合五勺、八月四升五合四勺、九月五升五合三勺、十月三升三合、十一月三升、十二年六、七月四升五合、八月五升五合八勺、九、十月五升八合三勺にして、

十三年六、七月

甲一等	四升二合以上（三十二人）	乙一等	四升二合ゟ三升七合迄（廿二人）
甲二等	三升六合ゟ三升三合迄（十二人）	乙二等	三升二合ゟ三升迄（八　人）
甲三等	二升九合ゟ二升六合迄（八　人）	乙三等	二升五合ゟ以下也（十五人）
甲一等	三升五合以上（四十三人）	乙一等	三升四合ゟ三升一合迄（二十人）
甲二等	三升ゟ二升八合迄（七　人）	乙二等	二升七合ゟ二升六合迄（八　人）

八月

甲三等　二升五合ノ二升四合迄　（七　人）　乙三等二升三合以下（十一人）

甲一等二升九合以上　（十八人）　乙一等二升六合　（廿三人）

甲二等二升三合　（廿六人）　乙二等二升一合　（九　人）

甲三等一升九合　（十　人）　乙三等一升八合以下（十九人）

甲一等四升以上　（三十四人）　乙一等三升六合　（廿六人）

甲二等三升三合　（十一人）　乙二等三升　（九　人）

甲三等二升七合　（十三人）　乙三等二升四合　（廿一人）

（平野村誌所載　中山條例）

十四年　春　挽

六、七月

此「中山條例」による時は明治十三年十四年には枡數は却つて減少し居れども其理由不明なり。尚中山社舊工女談によれバ一日の繰目八十匁位が最優なりしといふ。

「清水久左衛門生絲製造簿」に據れば明治八年より十四年迄一人一日繰絲原料繭枡量最多六升位のものも稀にあれども普通は四升なりといふ。（平野村誌）

明治十八年一月開明社長片倉兼太郎の申告せる「業務沿革總說」によれば、明治の初、獨立營業の頃は工女一人一日製絲高三十五目品位下等なりしが、改良鍋を使用するに及び一人一日の製絲高五十目品位も亦進歩せる旨を記せり。

更に明治二十三年の「八社既往十ヶ年製絲報告書」により平野村誌に明治十四年以降三ヶ年毎の平均を算出せるものを見るに次の如し。

明治十四年　三十七匁　同　十七年　三十八匁八
同　二十年　四十六匁九　同　廿三年　五十四匁一

長野縣全体の器械製絲能率の變遷をうかがふべき明治時代の資料は未だ見當らざれども、長野縣の製絲業を代表すべき諏訪郡の製絲業に關し、諏訪蠶絲業誌に記せるものより、器械製絲能率の變遷を窺ひ得べきものを摘記すれば次の如し。

長野縣諏訪郡器械製絲能率の變遷（諏訪郡蠶絲業誌）

年次	釜數	工男女數	製絲概算數	平均一人ニ對スル工女挽産製絲高
明治一四年	一、三六九	一、六〇二人	六、六六一貫、四五四	五四、八
一五	一、二九〇	一、五二〇	六、六七〇、一八七	四六、五
一六	一、三〇一	一、五二二	七、二七四、七二八	五二、八
一七	一、六二四	一、九〇〇	一一、一〇一、三六四	五二、四
一八	二、二四二	二、六二二	一七、九六六、六一九	五四、九
一九	二、五七二	三、〇〇九	二四、七七九、五二	五六、七
二〇	三、一五九	三、六九六	二九、四二七、七八〇	五八、六
二一	四、二三四	四、九五三	四一、六三四、六〇九	五四、四
二二	五、三五二	六、二六二	五三、二五二、六三四	五八、六
二三	七、三三七	八、五八四	七〇、〇八七、一五五	五四、四
二四	七、四五二	一〇、四四五	七九、三九二、五六六	六〇、八

二五	八、四二〇	一〇、八九〇	一〇二、六四六、〇六八	七〇、五
二六	一〇、八八三	一二、六八一	一一一〇、一三三、三一八	五九、一
二七	一三、四二六	一四、九九五	一四四、一三一、七〇〇	六〇、三
二八	一三、四九九	一五、一一〇	一五三、六五七、六八五	六三、五
二九	一二、二一二	一二、四一五	一二六、三三五、七七九	五九、七
三〇	九、九〇九	一〇、九二六	八五、九五六、一四四	四九、二
三一	九、九六九	一〇、六五七	一〇二、八三六、八九七	五五、四
三二	一〇、六五三	一一、四二四	一三五、九七八、三〇七	六三、九
三三	一〇、九六三	一二、〇一二	一四七、三八六、六四五	六四、〇
三四	一〇、六三四	一一、四七八	一五〇、〇三七、〇〇〇	七五、〇
三五	一三、三八三	一四、八二六	一五四、六四七、〇〇〇	六八、〇
三六	一四、四九五	一六、二二五	一七四、四八六、〇〇〇	六八、〇
三七	一二、九一七	一三、六六八	一八一、四九九、〇〇〇	七五、〇

右の表による時は明治時代に於ける繰絲能率の進歩は極めて遲々たるものにして、二十四ヶ年を經て一、二二倍となれるに過ぎず。

又、工女一日繰絲繭量の變遷を見るに次の如し。

蠶品種ト工女一日繰絲繭量（長野縣蠶業試驗場松本支場編 蠶絲業發達資料による）

年代	平均年數	工女一日繰絲量
自明治三十七年至明治四十年	四ケ年平均	四升八合
自明治四十一年至大正元年	五ケ年平均	六　升
自大正二年至大正六年	五ケ年平均	六升九合
自大正七年至大正十一年	五ケ年平均	七升五合
自大正十二年至昭和二年	五ケ年平均	九升八合

明治四十年代の資料としては「明治四十年矢島社上原製絲場製絲決算報告帳」に同年の一日繰目養蠶五十匁三三六夏掻七十匁一とあり、四十一年開清館の申告書には一台一日生産高一ケ年平均生絲六十目、生皮苧十八匁とありて矢島社のものと略々一致すといふ。

之を前記深山田社の明治六年十九匁八同七年二十七匁三五に比すれば驚くべき進歩といはざる可らず。

卽、信州に於ける製絲工業能率は最初極めて低く一日の繰絲量を多からしむる爲には、唯單に長時間の勞働を工女に强ふるに止るが如き狀態なりしが、日清戰爭以後漸く、雜駁なる原料繭にては優良なる生絲を製造する事能はざる事に注意するに至り、蠶種類調査會を設け、或は蠶品種の整理統一改良等の爲に、長野縣蠶絲業同盟會を設けて優良蠶種を選拔し、之が普及を圖る等蠶品種の改良につとめしが、政府も亦明治四十四年原蠶種製造所官制を發布し、同年十一月種繭審査會規則を發布する等之に力を盡せり。

大正時代に入りては一代交配種の飼育行はれ、本縣に於ては松本市片倉組今井五介、一代交配種奬勵の爲大正三年該蠶種千二百枚を安筑兩郡の蠶種製造家及び養蠶家に無償配布し、其成繭全部を引取、繰絲せるに豫期以上の好成績

を收めしより、「大日本一代交配種蠶種普及團」の誕生となり速に品種の改良を行ふ事を得たり。

政府に於ても明治四十四年原蠶種製造所（大正三年六月より蠶業試驗場となる）を設けて品種改良につとめ、又本縣に於ては蠶品種整理統一事業の完成と、蠶業各種の試驗研究を行はんが爲に蠶業試驗場を設置して指導奬勵に努めしかば、優良蠶種の普及を見て、在來品種の原料繭に比し、繰絲能率の增進を見るに至り、又繰絲法の研究行はれ、大正十三、四年以來煮繰分業法を實施するもの多く大いに繰絲能率を增進せること次の表に見るが如し。

縣內器械製絲工場數釜數並生絲製造高累年比較表　（製絲工場調による）

項目 / 年次	工場數	釜數	原料繭使用高	生絲製造高	就業日數	對一釜生絲製造高	對一日一釜生絲製造高
						貫匁	匁
大正元年	五八八	六〇、九七八 釜	—	九二六、三八一 貫	? 日	一五、二七三	六〇
同二年	五八五	六三、〇六八	—	一、〇〇六、六七五	?	一五、九六二	?
同三年	五六八	六四、二七九	—	一、一三八、七〇五	三五一	一七、七一五	七一
同四年	五五六	六四、四二九	—	一、〇三一、〇七六	三三一	一六、〇〇三	六九
同五年	五九七	六八、九八七	—	一、一八〇、五二八	三五九	一七、一一三	六六
同六年	六六一	七六、四三三	一、四五一、五五八石	一、三七一、六九一	三四七	一七、九四七	七三
同七年	七一九	八三、五五〇	一、五五三、六三六	一、四八四、七四五	三六三	一七、七七二	六八
同八年	七四六	八五、六三六	一、六七七、六八七	一、六〇〇、九九九	三五六	一八、六九四	七三
向九年	七〇三	九〇、〇一〇	一、九七七、〇〇八	一、九三三、九三七	三四五	二一、四八八	八八
同十年	七三三	九〇、二六六	一、五六四、四四九	一、三九五、〇三五	三五七	一五、四五五	六〇

同	十一年	六九四	八六、三〇〇	一八、一七六、五〇五貫	一、八八九、〇五三	二五三	二〇、八八九	八七
同	十二年	六七一	八四、八一五	一、七六二、七四四石	一、七二一、一九五	二三八	二〇、一七六	八五
同	十三年	六三三	八二、四八一	一七、二〇四、〇四三貫	一、七七〇、〇二四	二四四	二一、四六〇	八八
同	十四年	六三七	八〇、五三九	一九、八九八、三七九	二、〇二七、七八九	二六二	二五、一七七	九六
同	十五年	六一六	八〇、九一〇	二二、〇五七、七〇九	二、二七五、六九四	二六四	二八、一一四	一〇六
昭和二年		六四一	八三、一五五	二三、五〇五、四六三	二、四五一、八三五	二六六	二九、四八七	一一三
同	三年	六八四	八七、三四九	二四、〇六四、九五〇	二、五三三、六七六	二六九	二八、八八〇	一〇七
同	四年	七一五	八六、一三五	二四、二一一、四八九	二、五一五、六三一	二六六	二九、二〇五	一一〇
同	五年	七三三	八四、一七七	二四、八九六、五七九	二、六五六、六九七	二五一	三一、五六一	一二六
同	六年	七〇八	八一、六二九	二三、八五〇、四三四	二、三六七、六二三	二六〇	二九、〇〇一	一一二
同	七年	六六四	七〇、七六五	二一、三五八、九〇七	二、二八八、四七一	二三六	三二、三三九	一三七
同	八年	八三七	六五、九八三	六、八七四、〇八三	二、一五二、七九七	二一六	二八、一六七	一二一
同	九年	八〇八	六二、八九一	七、五八〇、一五一	二、四五四、一三七	二三八	三九、六五三	一六七

備考　一、工場數ハ其ノ年ノ七月一日現在ノ調査ニシテ其他ハ前年ノ六月ヨリ其ノ五月ニ至ル一ケ年間ノ實績ナリ。

二、昭和八年原料繭使用高ハ乾繭重量ナリ。

煮繰分業の繰絲法に伴ひ、煮繭器の研究亦行はれて各種の煮繭器發明普及せられ、ついで繰絲器械の研究も亦旺盛となりて專賣特許をうくるもの簇出せり。

本縣内に於ても長野縣工業試驗場技師田村熊次郎氏は長工式進行滲透煮繭機、長工式MO型煮繭機等を發明し、㈠

增澤商店に於ては、增澤式自働滲透煮繭機、增澤式各種繰絲機等を發明せり。かくて是等進歩せる器械の使用は、蠶品種の改良、原料繭の改善と相俟つて著しく繰絲能率を增進せしめたり。

本縣器械製絲能率の變遷

年次	對一釜生絲製造高	對一釜繰絲量	備考
明治四十年	一二、七二三	五一 匁	在來種萬能時代
大正元年	一五、〇七三	六〇	
同五年	一七、一一二	六八	輸入系純粹種固定種一代雜種
同七年	一七、七二二	六八	
同八年	一八、六九四	七三	
同九年	二一、四八八	八〇	一代交雜種統一
同十年	二五、四五五	六〇	
同十一年	二〇、八八九	八七	
同十二年	二一、〇七〇八	八五	
同十三年	二一、四六〇七	八六	
同十四年	二五、一七〇	九六	
昭和元年	二八、一一四	一〇六	煮繭分業普及製絲器械ノ改善發達、製絲法ノ改良
同二年	二九、四八七	一一二	
同三年	二八、八八〇	一〇七	
同四年	二九、二〇五	一一〇	
同五年	三一、五六一	一二六	
同六年	二九、〇〇一	一一二	
同七年	三二、三三九	一三七	

同　八年　二六、一六七　一二一

同　九年　三九、六五二　一六七

作業日數の增加

明治初期の製絲業に關しては記錄の完備せるもの無く、諸所の記錄の斷片を集めて漸く其一班を窺ふに過ぎざれバ精確なる作業日數を知る事は殆んど不可能なりと雖、概して最初は少く年を經るに從つて日數も增加せる如し。

一、武居代次郎日記　明治二年五月二十日より八月十日迄七十二日

一、六工社(富岡日記ニヨル)　明治七年八月二十二日より十二月二十二日迄百十三日
明治八年には七月より十二月迄とあれば凡百四十日位、
明治十年春挽三月廿五日より五月十九日迄五十六日
夏挽不詳

一、清水久左衞門生絲製造表」によれば同家の作業日數は次の如し。

明治八年　百五日　同九年　百十五日
同十年　百三十七日　同十一年　百十七日
同十二年　百四十二日

一、開明社、改良社、平野社、矢島社、龍上館、金山社、信英社、明進社の八社より提出せる「過去十ケ年間製絲成績報告書」により平野村誌の記す所によれバ次の如し。

明治十四年　一四〇日、　同　十六年　一五三日、　同　十八年　一九八日、　同　二十年　二〇三日
同二十二年　二一一日

一、明治二十一年長野縣製絲工場調によれば、最多二〇〇日　最少七三日　平均一四六日

一、平野村役場書類より平野村誌に採錄せる其後の日數は次の如し。

	最多	最少	平均
明治三十三年	二六五日	一八五日	二二五日
同　三十八年	二六四	一八七	二三九
同　四十四年	三〇〇	八八	二五一
大正四年	二八五	四八	二三〇

一、大正七年以降の就業日數（長野縣蠶絲課　製絲工場調）

大正七年	二六三日	同　八年	二五六日	同　九年	二四五日
同　十年	二五七	同　十一年	二五三	同　十二年	二三八
同　十三年	二四四	同　十四年	二六二	同　十五年	二六四
昭和二年	二六六	同　三年	二六九	同　四年	二六六
同　五年	二五一	同　六年	二六〇	同　七年	二三六
同　八年	二一六	同　九年	二三八		

大正七年以降の就業日數は七百以上の工場の平均數にして明治初期の一、二の工場若くは數工場の平均と比較して論ずるは當を得たるものに非ざれども概して就業日數の增加せるは爭ふ可らざる事實なり。

又一日の就業時間においては最初は十二時間を普通とせる如く明治七年諏訪郡生絲製造人惣代、生絲改會社にて定めたる規約にも「毎日始業之儀者午前六時ヨリ午後六時迄勉勵可致事」とあり、明治二十一年の製絲工場調につき集計せるに調査工場數百中各時間に對する工場數次の如し。

八時間	一	十時間	八	十一時間	十五	十一時同半	一
十二時間	四十八	十三時間	十六	十四時間	十	十五時間	一

右の表によれば調査工場百ケ所中、十二時勞働の工場四十八工場にして其前後の十一時間及十三時間勞働之につぐの狀態なれども、平野村誌明治三十二年のものは五十九工場中十三時間勞働の工場二十四ケ所にして最も多く十二時間之に次ぎて二十ケ所を占む。これ同書に記せる如く諏訪地方が多量生産主義に傾ける爲なるべし。尙同書によればカンテラ、ランプ等の照明設備出來しより秋彼岸頃より夜業を行ふことも普通なりしといへば、其就業時間數の如きは或は二十時に達せるものもありしなるべし。

大正五年工場法の公布により就業時間は制限せられ、一般保護職工の就業時間は一日十二時間を限度と定められ製絲工業は特に大正十年八月迄は十四時間、大正二十年八月迄は十三時間に延長する事を認められしが、大正八年第一回國際勞働會議に於て一日八時間勞働一週四十八時間勞働を原則とすべき案上程せられしより、勞働時間短縮の問題が論議されしが大正十三年工場法の改正により、一日の就業時間十一時間最大限度十二時間に短縮せられ、翌四月一日より實施さるゝに至れり。

かくて、午前午後各一回十五分宛及び晝食後三十分の休憩時間を除き正味十一時間勞働となりしが、大正九年三月の經濟恐慌以來八時間勞働制度に對する資本家側の反對緩和せられ、勞働者の側に於ては、就職難と失業苦との爲極

度に其生活を脅かされ、勞働時間の問題を論議するの餘裕なき有様となり、時に『勞働時間の制限と最低賃銀の制度あるが爲に、工場主も工場所在地あたりの工男女を傭入るゝ事能はず、是等工男女より言へば勞働時間長くとも、或は最低賃銀以下にても傭はれ度希望を有するも傭はるゝ事能はざるを呻つものあり。

されば工場法の定むる猶豫期間は昭和六年迄なりしが、蠶絲中央會は一ケ年を繰上げ、昭和五年八月一日より一日の就業時間を法定の十一時間となす事を決議し、本縣内製絲工場に於ても之が實施を見るに至れり。

第三節　職工

製絲工女

製絲業は古來婦女子の手によりて行はれ、殆んど女子の專業の如き觀あり。手挽、座繰の時代は言ふ迄もなく器械製絲時代に至りても、其器械力利用の範圍は僅少にして、主として妙齡なる婦女子の指頭の動作に俟つ事多きを以て熟練を要する事多く從つて工女の養成訓陶に相當の時間を要すると同時に、各自の天稟に負ふ所亦多く單に機械工業としてのみ見る事能はず。其工女の天稟と訓陶と熟練とによりて完成せられたる一種の藝術品とも見るべく隨而工女は一個の藝術家とも稱すべきものなり。而して製絲勞働者は專業勞働者に非ず、維新以前には所謂農間稼（のうまかせぎ）として行はれ、明治五年以後器械製絲の發達に伴ひ勞働期間は漸次延長せられたりと雖、猶季節的勞働たるを免かれざりき。

一、工女雇傭の沿革

製絲工業に於ける勞働者の大部分は女工にして男工の如きは今日に於ても一割内外に過ぎず。況んや江戸時代家内

工業として營める時代にありては殆んど女工に限られたるが如し。

信州に於て初めて工女を雇傭せる記錄は飯田細釋記に「元祿六年飯田池田町本田孫藏美濃國關の庄より絲繰女八人を呼出し絲取を始む。」とあるものにして、之につぐものは寶曆十年六月上田にて飛驒より吉右衞門なる者工女十二人を同道し來れる內の一人高山小坂村女きよを聘して製絲を敎導せしめん事を願出せるもの、やゝ降つて文化五年上鹽尻村藤本善右門等上州前橋在原の鄕高山要七夫妻を迎へて製絲の方法を傳へしめし事、又埴科郡森村にては上州碓氷郡室田村大工仁右衞門の妻を聘して享和文化の頃製絲を傳へしめし事等にして、要するに地域の相近接せる美濃、飛驒上州等より最も多く工女寧ろ敎婦とも稱すべきものを雇ひたるが如し。

又、別に記錄なきも北安曇郡小谷地方南安曇郡安曇村地方東筑摩郡波田村附近木曾地方等に於て幕末製絲業を營める人々は殆んど皆飛驒より工女を聘せしと傳へ、伊那地方に於ても美濃飛驒より工女を聘せりといふ。

これ美濃、飛驒、上州等の地方は製絲業の先進地にして熟練せる工女多く、且我信州に近くして雇傭するに便なりし爲ならん。

明治五年始めて諏訪郡深山田製絲場に於て雇ひたる工女は器械製絲創業の際とて同地方の女子廿二人（或廿四人といひ十九人ともいふ）を東京筑地なる小野組經營の工場に派遣し傳習せしめたる人々を以て始めたるが如く又伊奈郡宮田村生絲製造所（小野組木村淺治主任宮野田村平澤長造關係）に雇入たる工女等は同組破產の際歸鄕之旅費支給に付筑摩縣權令永山盛輝より大藏卿大隈重信に上申せるものによれば同所の工女中旅費支給の要あるもの

東京雜司ヶ谷羽里組後寶院

同　小日向東古川町
宮　島　與　吉
妻　竹　金
娘
濃州郡上郡八幡町杉下五兵衛
養女　あ　い
右同所　杉平逸平
養女　ふ　き
信州高井郡押切村曾我市之亟
養女　絲
以上七名總計金拾六圓八拾七錢五厘に達し、又、高井郡中條村雁田工場の工女中旅費支給の要あるものは
越後國高田町
溝　口　き　よ
同國同町
陀　羅　尾　よ　そ
同國同町
佐　藤　ま　ち

同國同町　白倉きん
同國同町　上原みを
同國同町　木賀との
同國同町　松永なを
信州水內郡下境村　藤牧津彌
同州伊奈郡供野村　片桐音重
同人妻　てつ
同人子　重吉
同人娘

せき

同州　同郡同村

熊谷ます

東京材木町

奈免川ぬみ

同　八丁堀

鈴木常吉

西京上鴨村

中島とよ

同

本丸周次

旅費合計弐拾五圓四拾錢八厘弐毛にして地主關菊之助（小野組經營なれども雇田工場の經營者）一時立替支拂へるを以て、相當の利子を加へ小野組御所分濟之上にて取揚金之内より下戻し方相成候樣仕度」と楯崎長野縣參事代理權參事小倉勝善より大藏卿に伺之書面あり。此二記錄によれば東京又は西京より工女を傭へるが如くなれどもこれ小野組が東京より派遣若くは連れ來りたるものにして越後及縣内よりの工女とは其趣を異にす。卽其後器械製絲業の大に發達せる時代に於てゐ縣内の工女最も多く新潟群馬山梨等近縣の工女之に次げるを以て證すべし。

二、工女の素質

本邦器械製絲創業の當初にありては前橋、築地、富岡等何れも外國人の指導によりて設置せられたるが故に、工女の募集頗る困難を極め富岡日記によれば「信州は蠶蠶が最も盛んな國であるから、一區に付何人（慥か一區に付十六人）十三才より二十五才迄の女子を富岡製絲場へ出すべしと申す縣廳からの達しがありましたが人身御供にでも上る樣に思ひまして一人も應じる人はありません。父も心配致しまして、段々人民に勸めますが何の効もありません。やはり血をとられるの、あぶらを絞られるのと、大評判になりまして、中には「區長の所に丁度年頃の娘が有るに出さぬのが何よりの證據だ」と申すやうになりました。それで父も決心致しまして私を出す事に致しました。」とありて横田氏が最愛の娘英子を富岡製絲場へ入場せしむるに至る迄の苦心の程も想像せらる。

然るに爾後其疑念漸く薄らぎ希望者增加し松代藩中より十三才より廿五才迄の女子十六人を選拔して富岡に送り其他は滿員にて謝絶するに至れりといふ。

而して各地より此富岡に送れる工女は富岡製絲所長租稅權大屬尾高惇忠女ゆう（十四才）を筆頭に各地の士族若くは地方名望家の士女にして敎養ある者のみなりしかば營利を度外し蠶業報國を念としたること富岡日記の左の記事中によつても窺ふを得べし。富岡日記

「父よりの申渡し」の項に

「扨此の度國の爲に其の方を富岡御製絲場へ遣はすに付てはよく身を愼み國の名家の名を落さぬ樣に心を用ふるやう入場後は諸事心を盡して習ひ他日此地に製絲場出來の節差支へこれ無きやう覺え候やう、假初にも業を怠るやうの事をなすまじく、一心にはげみまするやう氣を付くべく」と申渡しました。』とあり、

又母への誓ひに

「此の度お前を遠方へ手放して遣はすからには常々の教を能く守らねばならぬ。又男子方も澤山居られるだらうから萬一身を持ちくづすやうな事があつては第一御先祖様へ對して申譯がない。又父上や私の名を汚してはなりませぬ」と申しましたから私は「母上様決して御心配下さいますな。たとひ男千人の中へ私一人入れられましても手込めに逢へばいざしらず心さへ慥かに持ち居りますれば身を汚し御兩親の御顔にさはるやうな事は決して致しませぬ」と申したとある如く、送る人は一は國家の爲一は他日其地方に製絲業を起す時の指導者たらしめんが爲に送り出すものなれば其身の行を正しうすべき事を諭し、行く者は「たとひ男千人の中へ一人で入れられても身を汚し兩親の顔に障る様な事せぬとの決心を以て入場せる當時の工女の見識は實に感歎の外なく又他地方よりの入場者も概ね之に類せるが如く同日記に

扨長野縣はと申しますと、實に入場者の多き事二百名近くありまして私共が一番後から參つたやうに思はれます。（明治六年四月調富岡製絲場備付の表によれば百八十名なり）小諸、飯山、岩村田、須坂等の方々は中々上品でありました。すべて城下の人は宜しい様に見受けました。とあり又明治七年松代六工社（創業當時は西條製絲場といふ）創立せられ。前記横田英子等歸郷して工女を養成するに當りても、工女の選抜には十分意を用ひたる如く、富岡後記「六工社工女の選み方並に工女取締」の項に「六工社もいよ〳〵開業になりました。新入工女は皆身元正しいれつきとした良家の娘さん方ばかりであります。殊に明治七年未だ世の中が開けませぬ時でありますから製絲場に寄宿致させますには餘程大丈夫と父兄が思はれませんでは出し手はあるまいといふ大里氏初め元方一同の御考から、元松代公の御刀番を御勤めになりました樋口旗之助様と申す方を工女部屋取締にお頼みになりますと同氏も快く御承知になりまして同氏の息女元子睦子上原しと子さんなどを初めと致して士族の娘さんが多くありました。たとひ平民の人でも前申しました通り一人

としてあやしい人はありませね。」とあるが如く工女を嚴選し又取締を十分にして、製絲工女なるが故に良家の妻女になられぬが如きなき様十分注意せる爲、工女の品行等に就きて世間より批難をうくるが如き事なかりしといふ。

其後明治九年頃より器械製絲の急激なる發達に伴ひ工場の設立さるゝもの多く工女を要する事も隨つて多かりし爲次第に工女の素質低下し世間より『機械工女』として兎角の評をうくるに至れり。

三、工女募集

製絲工場の增設に伴ひ工女の不足を來し、募集に苦心するに至りしは富岡製絲場の如き官立製絲場に於てすら工女の募集意の如くならざりし如く尾高場長より小諸町高橋平四郎宛の手紙には

『然ば村瀨直藏（上田町の人にして明治六年より富岡製絲場に勤める人）歸省に付工女雇入之義心得罷在候處其談判之模様に寄而ハ給料前借不致而は難行屆義も有之哉存候附而ハ多少金子入用之節ニハ同人申出に任せ貸渡し之義賴入候尤證書は其許名宛ニ而受取置候樣致消却法ハ月々當方ニ而引去候可致候事（下略）

五月十八日　　尾高惇忠（尾高）

高橋平四郎殿』

とあり卽此頃既に工賃前貸の方法によつて工女を得んと苦心せる狀を見るべし。尙高橋平四郎は小諸町の富豪にして當時大藏省御用達を勤め主として富岡製絲場使用の繭を買ひ送り傍ら明治七年より小諸町にて器械製絲を行へる人なりついで明治十年十一月には同じく富岡製絲所長山田令行より工女募集につき高橋氏宛

『時下向寒ニ候處愈々御靜寧賀上候然ハ御地ハ追々寒氷水車之製絲ハ不遠休業可相成と致推察候然ル處當所熟練之工

員五月中ヨリ多人數歸鄉欠員不少候間過般御出岡之際及御依頼候工女相雇度給額等考案候處年期之者同樣支給候而ハ件ニ差支モ有之候間更ニ別法ヲ設ケ左ノ給額ヲ以日傭ノ如ク取扱候ハヽ差響モ無之亦各自ニ於テモ期限等不取極上ハ自由ニシテ去就トモ隨意ニ相成可申且昨年申被遣候上等工員ハ當四五月頃ハ一日七升貳三合平均ノ製絲高ニ付壹升貳錢トシテ一ケ月二十六日ノ積リ金三圓七拾錢余ニ相成敢テ不相當モ有之間敷存候得共銘々見込モ有之候ハヽ詳細御申越有之度御手數ニ候得共可然御驅引成丈ケ上等之工員多人數入業候樣御取計有之度此段及御依願候也

十年十一月七日　　山田令行

高橋平四郎殿

工員給額

一寄宿スル者ハ現賄ヲ給ス

但通勤スル者ハ賄料ヲ給ス

一繭　壹升

此製絲賃貳錢

〃　〃

との書狀を送り熟練工女歸鄉して工女不足の窮狀をつげ工女の待遇につきて詳述し、月額約三圓七十錢余の工賃となり、他の職業に比して有利なることを述べて多數工女を送られん事を依頼せり。

長野縣に於ても明治九年同十三年等に於ては絲價の昂騰に伴ひ、工場の新設又は增釜せらるゝもの多く、爲に工女の拂底を來たし他府縣に迄工女を募集せんとして縣令の添翰を請ふものあり。次に揭ぐるものは其一例なり。

御添翰願

北佐久郡塚原村九十九番地
池田又三郎
同郡同村七十五番地
池田源助
私共儀

營業ノ爲メ數十名結社ノ上本年百五十人取リ生絲製造器械方今專ラ造立中ニ有之然ル處邊陬ノ場所工女ニ不足ヲ生ジ營業上困難仕候間之レヲ他邦ニ仰ギ度因テ愛知縣下ニハ多分雇女モ有之趣ニ付直ニ該地エ出向工女ニ充テ候者五十名程是非ニ雇入仕度候間願意夫々御注意被下置候樣同縣勸業課へ向ケ御添翰頂戴被仰付可被下候此段奉懇願候以上

右

明治十三年五月五日

池田又三郎
池田源助
戸長池田由壽

長野縣勸業課御中

又、工女の爭奪及び工女にして賃錢の多き方に走るの惡風は明治以前にもありしが如く天保九戊戌年四月松本地方絲仲間の「定」の中にも「二軒挽いたし候絲挽仲間一統抱ふ申事」といふ條項ありて、所謂浮浪工女の制裁らしきもの見え明治時代に入りては左記の如き嘆願書を提出し工女の養成の容易ならざるをのべて之が取戻し方を陳情する者を見る

に至れり。

「絲繰工女取戻シノ歎願書

明治十三年七月　　上高井郡雁田村闘菊之助代

山崎長八

乍恐以書付ヲ奉歎願候

右上申仕候闘菊之助儀明治六年ヨリ製絲營業罷在絲繰工女ノ儀ハ夫々幼年ヨリ相雇置連々習業ノ上就業仕來候處該工女ノ內下水內郡蓮村松永てう外三人ノ者本年春中須坂町東行社牧金作儀右工女ヲ實家ヨリ雇入絲繰爲致候ニ付私方ヨリ屢々取戻シノ催促ニ及候處未ダ返戻不仕當今專務ノ季節ニ至リ營業上差支ヲ釀シ難澁仕然ルニ本年春中全管製絲營業人集會決議ノ規則モ有之儀ニ付其節ノ幹事靑木甚九郎へ迫リ戻シ吳レ候樣依賴及候處右靑木甚九郎ヨリ只管說諭致シ吳レ候得共存外ノ不當申拒ミ相戻シ不申困難至極罷在候何卒特別ノ儀ヲ以テ右牧金作被召出速カニ相戻シ候樣御說諭被成下置度伏テ奉歎願候　以上

右

山崎長八

明治十三年九月十九日

長野縣令　楢崎寬直　殿」

又工女中貸銀の高きを求めて今日は甲家に働き明日は乙家に去るのみならず、仲間の人々をも煽動して去らしむるが如き所謂浮浪工女も此頃既に存せしと思しく、伊那郡長藤村北原正三郎は是等の弊を矯正せんが爲明治十一年六月八日製絲工女雇入に關する規則制定の必要を力說し其按を具して縣廳に建言せり其建言書左の如し。

伊那郡長藤邨

生絲製造人　北原正三郎

右正三郎製絲工女ノ儀ニ付謹而奉懇願候方今駿々製絲繁盛ノ時ニ至リ百方器械ノ設アリ屢々御巡廻モ被爲有厚キ御說諭モ奉拜承候通リ一層注意ヲ加フルハ勿論タリト雖モ爰ニ惜ムラクハ工女召雇法未ダ一定セズ爲メニ大ナル妨害アリ抑モ其原因ヲ接ズルニ從來製絲工女ト唱フル者ハ專ラ窮民ヨリ糊口ノ爲メニ出デ愧態陋風恣マヽニナルヲ悅喜シ御國産ノ何者タルモ辨マエズ憚々トシテ一ツ功劾モナク荏苒星霜ヲ越エ今ニ於テ漸ク民心發明シ婦女子アルモノハ擧而此業ニ就カザルナク日々月々ニ功業ヲ起スノ情態アリト雖モ嫖心未ダ洗除セズ稍モスレバ舊習ヲ慕ヒ製造上緊用ノ注意ヲ加レバ彼等ハ卑屈ナリ遊戲スル能ハズ同等ノ日當ヲ得ンニハ勤勞少ナキ家ニシクナシ、此家ハ日當ニ遠アリ直ニ去ルベシト甚シキニ至而已レ一人而已ナラズ衆女ヲ煽動シ遍ク一日モ勉强スルナク今日ハ甲之製絲家明日ハ乙ノ製絲家ト移リ正路ニ製造候者迄モ之レガ爲メニ失收ヲ招キ殆ド錯雜不品光ノ製造ニ立至リ候ノ弊害尠ナカラズ就中本年ノ如キ陸續製造家ノ增員スルニ及ンデハ突然工女ニ差閊ル者十ニ八九故ニ彼ヲ招キ是ヲ招キ其指術ノ如キニ至而ハ未ダ幾干ノ功業アルヤ知ラズ識ラズ賃價ヲ增シ精製上緊用ノ試驗モナク一時我身ニ欠乏ナキヲ大ナル僥倖ト誇リ往々共々濫製ニ墜入ノ一端タルヲ顧ミズ螽々味々トシテ經過シ未ダ何等ノ一變則モナク今日ヲ送ル而已元來器械製絲タルヤ物産ノ擴張スルノ其一ニ位シ精進良製ニアラズンバ往々外人ノ信用ヲ失ヒ畢竟御國益ノ進路ヲ妨碍シ終ニハ各々産業ヲ閉塞スルノ基本ヲ釀シ候得バ深ク御趣意ヲ奉戴セズンバアルベカラズ工女ハ亦器械中ニ於テ最モ欠クベカラザルノ一器械ナレバ製造者宜シク斟酌ヲ加ヘ善ヲ賞シ不善ヲ戒シメ毫モ陋風ナカラシメン事ヲ要ス假令萬機備ハルト雖モ此附屬中ニ於テ前件奉縷述候如キノ惡習日々ニ流染シ妄ニ轉身等致候而ハ幾億萬中ノ成繭一顆モ良製トナツテ充分ノ

聲價ヲ取ルヿ難シト想像仕傍觀スルニ忍ビズ乍恐別紙心得書ヲ以テ大略上申仕候間特別御尊儀ヲ以テ當御管下同一激ノ規則被仰出不朽ノ法方相立候ハヾ實ニ製造矯正ニ進ム而已ナラズ國産擴張ノ基ト奉存候幾重ニモ御採用ノ程伏而奉哀願候也

右

明治十一年六月八日

北原正三郎
副戸長伊東一郎治
戸長池田貞人

長野縣權令楢崎寛直殿

前書之通願上候ニ付奥印仕候也

區長

岡村忠禮」

「製絲家ニ於テハ工女雇人規則最專務ニ付必ズ其約ヲ堅クシ永ク業ニ就カシムルコト緊用ト奉存候間左ノ件々大略上申仕候

女ハ其父兄タル者ニ相對契約ノ上必ズ年限ヲ定メ少クトモ三ケ年以上ヲ取結ビ雇入度候

但シ疾病緣談等ニ依テ退身ヲ乞フ者ハ此限ニアラズ

一、工女給料ノ儀ハ一等ヨリ六等位迄ニ分別シ一等工女繭量一件ニ付三錢三厘ヲ定額トシ（是者一日ニ付三升ヲ挽揚矯正ニシテ其繭相當ノ絲目出ル者ナリ）二等工女ハ三錢（是ハ三升ヨリ以下二升五合ヨリ少ナカラズシテ同相當ノ絲目アルモノ）三等工女ハ二錢三厘（之レハ二升五合ヨリ以下二升ヨリ少ナカラズ同斷）四等工女二錢（之レハ二升ヨリ少ナカラズ絲目同斷）五等六等ニ及ンデハ各製絲適宜ニヨルト雖モ四等位迄ハ確然ト取定置申度候

但右ハ共撚器械ヲ以テノ見込ナレバ稻妻挽ニテハ升高一層挽登リ候得バ之ニ準ジテ別ニ確定致度候

一、一般日當取定入相成以上其定額ヲ破リ妄ニ引上ゲ候者ハ斷然其違約ヲ責問シ直ニ改正爲致候樣仕度候

一、甲ノ製絲家ニ於テ一度約ヲ結ビ雇入ルヽノ以上謂レナク乙家ヘ轉ズルトキハ乙家直ニ報知スルハ勿論ナリト雖モ若シ其儘捨置時ハ速カニ引戻スノ權ヲ有スル樣仕度候

一、敎授ノ爲メ乙家ニ於テ甲家ノ工女ヲ依賴シ傳習ヲ受度者ハ其事情ヲ述ベ公然ト依賴スベク甲家ニ於テモ能ク是レヲ斟酌シ其授業上最モ功效アル者ヲ貸渡シ共ニ注意心實ヲ盡シ候樣仕度候

右大略不定則ノ廉々上申仕候條御參議ヲ奉仰候也

明治十一年六月八日

伊那郡長藤邨

製造人　北原正三郎

長野縣權令　楢崎寬直　殿」

かゝる情勢なりしかば長野縣蠶絲業組合に於ては明治二十一年工男女使傭規程を定め、組合事務所へ届出工男女證を受けて勞働し、解傭の節は解傭の證印を組合事務所より得て、更に他に傭はれ又は轉職するを得る制度となし、其他必要なる條項につき次の如く規定せり。

甲第八號

認可願

蠶絲業組合取締所常備委員會

明治廿一年十月　議長　島津忠貞

今般當會ニ於テ臨時急施ヲ要スルモノト認メ別紙製絲工

蠶絲業組合取締所頭取代理

男女使傭規定ヲ改定候條御認可被度下度此段奉願候也

幹事　鷹野正雄

長野縣知事木梨精一郎殿

甲水第一五六四號

書面認可候事

明治廿一年十月廿二日

長野縣知事　木梨精一郎

工男女使傭規程

第一項　工男女ト稱スルハ勞銀ヲ得テ繰絲ノ業ニ從事スルモノヲ云フ

第二項　總テ組合員ハ此規程ノ手續ヲ履マザル工男女ヲ使傭スベカラズ

第三項　組合ノ工男女ヲタラント欲スルモノハ父兄若シクハ身元引受人ト連署シ本籍組合事務所ヘ願出テ工男女證ヲ受クベシ尤モ本籍他組合ヘ移轉ノ節ハ工男女ノ證ヲ添ヘ届出ツベシ但本籍他府縣ニ在ルモノハ最初就業ノ地ノ組合事務所ノ工男女證ヲ受クベシ

第四項　工男女證ヲ所持スルモノハ何レノ組合ヲ問ハズ自由ニ傭主ヲ撰ミ繰絲ノ業ニ從事スルヿヲ得

第五項　工男女ヲ傭入スルトキハ傭主被傭主協議ノ上（最初養成ノ時ハ五ヶ年以内普通工男女ハ二ヶ年以内）傭期限ヲ定メ工男女ノ父兄若シクハ身元引受人ノ連署ヲ爲シタル書面ニ双方調印シ工男女證ヲ添ヘ組合事務所ヘ届出ヅベシ又工男女ヲ解傭スルトキハ更ニ双方連署シテ届出ツベシ但工男女原籍他組合ニアルモノハ届書正副兩通ヲ差出スベシ

第六項　工男女證ハ被傭期限内就業地ノ組合事務所ニ預リ置キ解傭ノ節裡面ヘ解傭ノ證印ヲ捺シ返付スルモノトス

第七項　組合事務所ニ於テハ別紙第一號書式ノ如キ工男女籍簿ヲ備ヘ置キ工男女證ノ請求アルトキハ其父兄又ハ身元引受人及本人ノ住所姓名ヲ登記シ別紙第二號雛形ニヨリ工男女證ヲ製シ契印及所印ヲ捺シテ交付スベシ

第八項　組合事務所ニ於テハ工男女傭入ノ届出アルトキハ工男女證ヲ預リ工男女籍簿適當ノ欄ヘ傭主ノ住所姓名傭期限ヲ記入シ第三號雛形ノ就業證工男女ヘ交付スベシ

第九項　組合事務所ニ於テハ工男女解傭ノ届出アルトキハ交付シタル就業證ヲ受取リ工男女證ノ裏面ヘ解傭ノ證印ヲ捺シ返付シ其年月日ヲ工男女籍簿適當ノ欄内ヘ記入スベシ

第十項　組合事務所ニハ元籍他組合ニアル工男女ノ爲メ別ニ寄留工男女籍簿ヲ備ヘ置キ第八項第九項ノ手續ヲ爲スベシ但シ此場合ニハ届書ノ副本ヲ原籍組合事務所ヘ送付スベシ

第十一項　前條ノ届書副本ノ送付ヲ受ケタル組合事務所ハ工男女籍簿適當ノ欄内ヘ傭主ノ住所姓名期限又ハ解傭ノ年月日ヲ

記入スベシ

第十二項　工男女給料ハ毎年各組合通常會ニ於テ支給額ノ標準ヲ定ムベシ

第十三項　工男女給料ハ毎月決算シ翌月中ニ之ヲ渡スベシ

但毎月決算表ヲ工場ニ掲示スベシ

第十四項　工男女ハ傭期限内ト雖モ傭主ノ事業ニ差支ナキ季節ハ他ニ從事スルヿヲ得ベシ

但本條ノ場合ニ於テハ傭主ノ承諾ヲ受クベシ

第十五項　被傭者ニ於テ左ノ各項ノ事由アルトキハ傭期限内ト雖モ傭主ニ解傭ヲ求ムルヿヲ得

一、傭主ニ於テ其年八月十日以前ニ事業ヲ始メザル事實アルトキ

一、工男女一ケ年以上就業セザル事實アルトキ

一、通工男女工場移轉ノ爲メ其住所ヨリ二十町以外ノ距離ヲ生ジタルトキ

一、人ノ夫妻トナリタルトキ

一、傭主工男女ノ体軀ニ堪ヘザル使役ヲ爲ス事實アルトキ

一、傭主第十三項ニ背キタルトキ

第十六項　各工場ニ於テハ工男女ニ一定ノ試驗ヲ施シ其等級及人名ヲ各自ノ席上ニ掲示スベシ

第十七項　各工場ニ於テハ就業中放歌雜談ヲ禁ジ專ラ工男女ノ品行ヲ愼正ナラシムベシ

第十八項　就業時間外ト雖モ可成工女ノ外出ヲ停メ裁縫及習字等ヲ授ケ傍ラ平易ノ修身ヲ談ジ努メテ婦德ヲ涵養スベシ

但シ運動ノ際ハ風俗上ニ害ナキ遊戲ヲ爲サシムベシ

第十九條　各工場ニ於テハ通ヒ工女時限簿ヲ製シ毎日修業ノ後其時間ヲ記載シ工女ニ附與シ之レニ父兄ノ檢印ヲ受ケ翌朝工場ニ返付セシムベシ

第廿項　第十五項ノ場合ニ於テ工男女ヨリ解約ヲ乞ヘ傭主之レヲ恒ムトキハ事務所ニ於テ傭主ニ拘ハラズ第九項ノ手續ヲ爲シ解傭スベシ

第廿一項　此規約第二項ニ違背スルトキハ傭主ヨリ工男女一人ニ付金十圓ノ違約金ヲ出サシムベシ

但被害者アルトキハ二倍ノ違約金ヲ出サシメ其半額ヲ組合事務所ニ收メ其他ヲ被害者ニ交付スルモノトス

第廿二項　總テ此規程監督執行ハ組合事務所ニ於テ爲スベシ

第廿三項　出釜工男女ハ此規程ノ範圍外トス尤モ其組合ニ於テ適宜方法ヲ設クベシ

第一號式

工男女籍簿

何郡何町村身分
父兄又ハ身元引受人　何ノ誰

何郡何町村何ノ誰女又ハ姉妹
何ノ誰

工男女證割印
〃〃第　號
割引
明治年月日

番號ノ頭ヘ本籍組合名稱ノ略字ヲ冠セシムベシ

就業證割印
第　號
傭期限
明治年月日

割印

再渡就業證割印
第　號
傭期限
明治年月日

割印

解傭年月日

第二號　雛形表面

番號ノ上ニ組合名稱ノ略字ヲ冠セシムベシ

第　號

長野縣下蠶絲業組合工男又女證

何郡蠶絲業組合事務所　印

第二號　雛形裏面

事務所割印

一、此證ヲ有スルモノハ縣下何レノ組合ヲ問ハズ傭主ヲ撰ミ繰絲ノ業ニ從事スルヿヲ得

一、此證ハ被傭ノ屆ヲ事務所ニ爲ストキ共ニ差出シ被傭期限中預ケ置キ解傭ノ節左ノ欄ヘ事務所ノ證印ヲ受クベシ

一、此證ハ傭期限二期ヲ終ヘタルトキハ書換ヲ請求スベシ

明治年月日被傭　明治年月日解傭

事務所証印　事務所證印

第三號　雛形表面

第　號

何郡何町村
傭主　何ノ誰

何郡蠶絲業組合工男又ハ女就業證

父兄又ハ身元引受人　何郡何町村身分　何ノ誰
何郡何町村被傭主　何ノ誰

事務所印

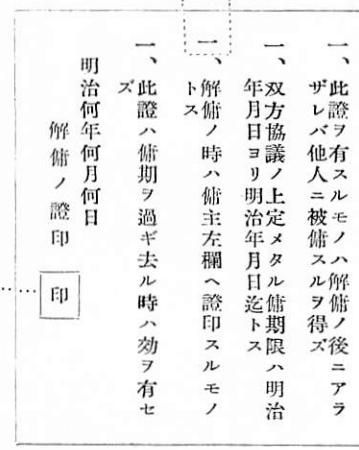

これ後に諏訪郡に於て行はれたる工女登錄制度に類するものなり。

然れども明治二十年頃迄は募集上の困難も左迄甚しからず多くは工場主自から工女の募集を行ふと共に賃錢の支拂等をもなし來りしが其後製絲業益々發達し、經營の規模大となるに及びて工女を要すること多く、日清戰爭前後より工女募集に困難を感ずるに至り、從來工場主自身、若くは親戚知己等の緣故者が募集と云ふよりは寧ろ世話するといふ程度なりしもの、漸く工揚の見番從業員等をして募集せしむるに至り。ついで專門の募集員を置き、更に補助募集員ともいふべき其土地の人にも依囑して募集するに至れり。

されば募集員が工女の家庭を訪問するに當り金品を與へて其歡心を求め或は賃銀の前貸を行ひて工女を自己の工場に誘致せんとする者を生ずるに至り工女若くは其父兄は賄與金品前貸金等の多少により諾否を決する者も多く爲に各

製絲場間の競爭を益々激甚ならしむるに至り狡猾なる父兄中には之を利用して双方の工場より金品を收受する所謂二重契約者を生ずるに至れり。かくて其弊害益々甚しからんとするの傾向ありしかば明治三十六年三月信濃五郡製絲同業組合は組合長羽田桂之進の名を以て縣令を發布して之が取締を勵行せられん事を知事に請願せり。

『工女誘拐爭奪の弊を矯正し二重契約の弊を除く爲、歐洲に行はるゝ職工證の制度をも斟酌し至急縣令を發布せられん事を切望す。

信濃五郡生絲同業組合

明治三十六年三月廿一日　　組長　羽田桂之進

長野縣知事　關　清英　殿』

又、明治四十四年本縣製絲業者は政府より製絲工女に關する取締規程を發布せられん事を要望するに至れり。

『一、製絲工女ニ關スル取締規程ヲ發布セラレタキコト

理由

製絲業ノ發達ニ伴ヒ製絲工女ノ缺乏益々甚シク其結果今ヤ何レモ優良工女ヲ得ントシ種々ノ手段ヲ構ヘ他ノ養成シタル者及既ニ契約シタル工女ト雖モ盛ンニ掠奪シ爲メニ幾多ノ紛擾ヲ來タスノ現況ナリ。

工女ノ掠奪斯クノ如クナルヲ以テ近時各製絲場何レモ工女ノ養成ニ努メズ又工女ハ何レモ業ニ忠實ナラズ只目前ノ小康ト賃銀ノ高カランコトニノミ汲々トセリ從テ徒ニ生産費ノ增加ヲ來タスノミニシテ生絲ノ品質粗惡ニ絲量減耗シ斯業經營上寒心ニ堪ヘザルモノアルノミナラズ國家經濟トシテ亦憂フベキノ大事ナルヲ信ズ故ニ本縣ハ之等ノ弊害ヲ防止センガ爲メ曩キニ工女ニ關スル取締規則ヲ發布シタルモ此問題ハ獨リ本縣內ニ於テノミノ關係ニアラズ各府縣ニ亘リ

廣ク之ガ實行ヲ期スルニ、アラズンバ効果極メテ尠少ナルヲ知レリ故ニ速カニ之等弊害ヲ剪除シ製絲業ノ發展ヲ期スルニ足ルベキ取締規程ヲ國トシテ發布セラレンコトヲ望ム。

製絲同盟會の發生

是より先縣下諏訪郡平野、川岸、湊三ケ村左記三十一名の製絲業者相會し協議の上工女爭奪に關する申合をなしついで明治三十五年十二月終に十八條に亘る規約を締結せり。これ製絲同盟會の濫觴なり。

明治三十三年加盟者調

主ナル荷印	加盟者氏名	工場數	釜數
㊃	堀川丑彌	一	二八
今	片倉島吉	三	二七五
㊦	片倉久兵衛	二	二五〇
又	片倉長松	一	三八
刈	横內半次郎	一	三〇
三	小松小一郎	一	四六
三	横內龜三郎		六八
㊦	片倉兼太郎	六	一、五一一
金	合資岡谷製絲會社	一	一、〇一八

林文藏　六二
林國藏　四　七九六
尾澤福太郎　五　九三八
林源左衛門　一　三九
尾澤菊次郎　一　一一四
林豊吉　二九
林兵太　一　四一
中村百太郎　一　二四
稿爪爲左衛門　一　二二
林勘助　一　五五
林清吉　一　三三四
小松勝左衛門　一　一七二
林要吉　一　七六
林瀬平　三　六八四
小松米藏　一　四八
笠原房吉　二　四五〇
陸川董　一　九九

三	笠原嘉八郎	一		七三
企	小口修一	一		一二九
三	小口善重	六		七六七
午	小口吉三郎	二		五四五
申	濱八郎	一		四三
計	三一名	五六		八、八一三

かくて同盟事務所を開明社構内に設置し、事務員一名を置けり。

而して、當時の十八ケ條は秘密にして詳細を知る能はざれども要するに同盟員は互ひに德義を重んじ、斯業の發達を圖る事を前提とし、姓名台帳を設け、受付番號により順次工男女を登錄し、二重契約は先に契約したるものを先取權あるものとし、同盟者中の某家に於て前年度春挽五日以上入場したる工男女は其翌年一年は雇入るゝ事を得ざる事等を規定し、又、募集出張員は質素を旨とし人力車等に乘る可らざる事等の條項もありしといふ。此條文は同三十七年度には三十五條となり四十三年には百三條となり、大正六年十一月には三十六章二百八十條となり。同九年七月には三十七章二百九十三條となり紡績業者を包含せり。これ片倉組が紡績業を兼ねたるが爲なりしも實際に於て必要なかりし爲次の改正には削除せり。

之より殆んど毎年多少の改正をなせしが後には五年目位となせり。左記の規約は大正十三年九月十五日制定同十四年一月一日より十八年十二月まで繼續し得るものにして二十一章百〇四條細則十四章百二十五條より成る。

製絲同盟規約（概要）

第一章　總則

第一條　本同盟は生絲製造業者を以て組織す

第二條　本同盟は製絲同盟と稱し事務所を諏訪郡岡谷に置く

第二章　目的及業務

第三條　本同盟は同盟者間に於ける職工爭奪の弊を防止し同盟者一般の利害に關する件に付き協力一致し德義を重じて一意斯業の發達隆盛を期するを以て目的とす

第四條　本同盟は前條の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ

一、職工の登錄

二、同盟者間に於ける職工爭奪戰防止の協定

三、職工の輸送に關する件

四、職工募集上に關する件

五、製絲業の改善發達に關する事項の調査並に施設

六、其他必要なる事項

第五條　業務施行に關しては規約及細則に定むるものを除く外委員會の決議による

第三章　加盟及脫退

第六條　本同盟に加盟せんとする者は工場所在地經營者氏名釜數荷印所屬共同再繰所等を明記して事務所に申込を爲すものとす

第七條　加盟者は加盟料一釜に付金二十錢宛を三日以內に事務所へ納入するものとす

第四章　權利及義務

第十四章　同盟者は本同盟に對し左の權利を有す

二、本同盟の利害得失に係る事項に付意見の陳述

四、本同盟解散の場合に財產の分配を受くること

第五章　役員及職員

第六章　役員職務權限

第三十四條　副事務所長は事務所長を補佐し同盟者間の調停に努め事務所長不在の時は其の代理を爲す

第七章　會議

第四十一條　評議員會の協議事項

一、事業施設方並に監督に關する件

四、職工關係の紛議仲裁に關する件

第八章　會計

第五十一條　經費は其の半數を釜數割とし半額を職工の登錄筆數割とす

等五十三條　前條の釜數割は各工場其年度內最も多き時の釜數により賦課し中途加盟者と雖も其の年度の金額を負擔するも

のとす

第五十四條　經費は納入期日を指定し該期日に納入せざる時は過怠料として遲延一日に付金一圓を徵收す

第九章　積立金

第五十五條　同盟者は釜數一千釜又は一千釜未滿毎に金一百圓を積み立つるものとす

第十章　釜數

第五十九條　同盟者にして借釜其他如何なる意義の下に營業するも資本共通せるもの又共同再繰其他の關係ある工場は同盟と見做す

第十一章　書類の提出

第十二章　登錄

第六十七條　職工の雇傭契約を證する爲め契約書に第一號樣式の契約書寫を添付して事務所に提出し職工名簿に登錄を爲すものとす

第六十八條　同一契約書を以て再度登錄を爲す事を得ず

第六十九條　年齡十二歲未滿の者は登錄する事を得ず

第七十條　登錄受付始めは毎年一月二日とし受付止めは十一月二十四日とす

第十三章　登錄の失効

第七十一條　職工登錄にして左記各條に該當するものは無効とす

一、本籍と相違したる登錄

二、職工不就業なる場合

三、戶籍上身分の變更ありたる場合

四、同盟者間に於ける職工使用承認の場合

五、解雇又は相當の理由にて抹消したる場合

第十四章　訂正

第七十二條　職工の登錄にして左の各號に該當するものは第二號樣式によりて訂正す

一、戶籍上戶主又は職工の氏名に變更ありたるもの

二、戶籍上戶主に移動ありたる場合

三、全戶轉籍又は絕家、廢家、再興の場合

四、行政上府縣郡市町村の區劃に變更を生じたる場合

第十五章　登錄の重複

第七十五條　職工の登錄重複せるものを左の三種に分つ

一、舊新重複

二、新々重複

三、自家重複

第七十六條　重複は第三號、第四號樣式によりて通知するもの

とす

第十六章　復　活

第七十七條　規約により抹消せられたる登錄と雖も事由を疏明して復活を爲す事を得但し抹消後滿一ケ年を經過したるものは復活することを得ず

第七十八條　登錄を取消したるものは理由の如何に係らず復活することを得ず

第十七章　照　會

第七十九條　登錄せる職工に付照會せんとするものは照會事項所在工場を指定し職工の戸籍謄(抄)本又は證明書を添布し申請するものとす

第十八章　實地調査

第八十一條　職工の關係に付實地調査を申請することを得

第八十二條　實地調査員は左記の權利を有す

一、自由に工場内を縱覽すること

二、關係諸帳簿を閲覽すること

三、立會者の請求及忌避

四、其他必要なる調査

第十九章　違約處分

第八十三條　本規約に違反せるときは金五圓以上五百圓以内の違約金を徵收し尙其重きものにありては總會の決議により除名することあるべし

第八十四條　違約處分の請求は其事由を詳記せる書類に關係職工の戸籍謄(抄)本を添付し申請するものとす

第八十五條　被請求者に於て異議あるときは十日以内に異議書を提出することを得

第二十三章　仲　裁

第八十六條　職工の關係に付當時者間に於て解決せざる場合は仲裁委員の裁決を受くるものとす

第八十七條　仲裁委員は評議員會に於て其數三名とす

第八十八條　仲裁委員に撰任せられたるものは辭する事を得ず

第八十九條　仲裁委員は十日以内に本件を裁決するものとす

第九十條　仲裁委員の裁決に對しては異議申立つる事を得ず

第九十一條　仲裁に要する費用は當時者の負擔とす

第二十一章　雜　則

第九十二條　共同再繰場解散の場合は其の當時の社員により職工の所屬工場を定め届出づるものとす

第九十三條　解散再繰場の同盟上に於ける權利義務は其の當時の社員に於て一切繼承するものとす。

第九十四條　同盟工場を繼承し營業するものは該工場の有せし

權利義務一切を繼承するものとす　十二月三十一日迄とす　以上

第百三條　本同盟の繼續期間は大正十四年一月より大正十八年

（長野縣工場課職工登錄制度の話）

組織當時の同盟工場の總釜數は八、八一三釜に過ぎざりしが爾後次第に增加し、明治三十九年には一四、七四八釜となり。明治四十四年には同盟者は約三倍の八十九名、釜數三一、〇〇七となり大正五年には同盟者百三十七名、釜數四九、三九八となり大正十四年には同盟者百十名釜數郡內三一、九七八郡外七、〇一六縣外一府二十六縣三八、二九二合計七六、二八六に達せり。

然るに、此製絲同盟會の登錄制度は「職工權利」となり、其讓渡及貸借を許容したるを以て人格を無視し、時代に則せざる制度なりとの非難起り、長野縣當局に於ても玆に見る所あり、遂に大正十五年之を廢止せしめしかば、同年五月十二日を以て從來の製絲同盟會は之を諏訪製絲研究會と改稱し、會則を改め、會員相互間に於ける意志の疎通を計り協力一致して德義を尊重し一意斯業の發達隆盛を期し、工場法規の研究、製絲業の改善發達に關する事項の調査研究、各種公私團体及官公衙と聯絡提携して事務の圓滑なる進捗をはかり、職工の團体輸送取扱等苟も製絲業に關係ある百般の事務を取扱ひ其成績顯著なりしを以て昭和二年四月十一日大日本蠶絲總裁閑院宮殿下より表彰狀を下賜せらるるに至れり。

然れども急激なる釜數增加の爲に工女の募集難は益々加はり其經費も益々多額を要する事となれり。ことに大正六七年以後絲價の暴騰につれ工女の爭奪は益々激甚となり時に流血の慘事を見るに至り、又、他工場の工女を誘致する爲に多額の金員物品を與へ前貸金も多きは百圓を超えて大正十二年岡谷警察署管內百八十工場の調査によれば募集費一人當二十圓七十錢前貸金一人當三十八圓七十五錢に當れり。

長野縣製絲工場調

同	社野澤組合	二二〇	同	三一、六
同	社中津組	一五〇	同	三七、七
同	社三都和村支社	二〇	同	三九、八
碓氷社岩村田組		一二八	同	三四、七

（明治四十年長野縣製絲工場調）

有誠社　小縣郡中鹽田村附近に於て明治二十一年頃座繰製絲の共同揚返しを目的として設立せられたる有誠社揚返場も亦下仁田社に類似せる機構によりて組織せられたるものにして、明治三十六年頃にありては屑繭の製絲をなし共同揚返しを行ひ共同出荷販賣となせしが後には精繭の繰絲をも行ふに至れり。

今創立當時に於ける有誠社揚返場を列記すれば次の如し。

所在地	工場名	代表者氏名	釜數	起業年月
中塩田村	有誠社附屬揚返場	中村里之助	一七五	明治二二、八
同村	同社舞田揚返場	福澤熊太郎	一九一	二二、八
同村	同社小島揚返場	和田美壽平	一四七	二二、八

（明治四十年長野縣製絲工場調）

然るに碓氷下仁田兩社所屬のものは不幸にして其成績思はしからず大部分は數年ならずして解散の止むなきに至り、現在に存續せるは小縣郡中鹽田村の有誠社が明治三十三年產業組合法發布後、同法に基く產業組合製絲「河西生絲販賣利用組合有誠社」として存するのみとなれり。

伊那地方の組合製絲

伊那地方組合製絲の起因

由來上下伊那の地方は氣候風土蠶絲業に適し、桑の繁茂生育縣下第一と稱せられ繭の生産多く、古く飯田絲の産地として知られ、明治初期に於ても、赤穗の太陽社、高遠の明十社、阿島の長谷川組等ありて盛んに製絲を行ひしが、何れも失敗に歸し、其後蠶絲業好況時代に於て古來副業として行ひ來れる養蠶業が殆んど本業に迄發達し、生活を斯業に托する者大部分を占むるに至り、繭の生産も增加せしも之を消化すべき製絲家地方に乏しく、他地方商人の來るを俟つて之を賣るの狀態なりしかば、頗る産繭の處理に苦しみ、折角の良繭も狡猾なる繭仲買人等の爲に叩き買ひにさるゝの憂目に逢ひ、又は製絲家に貸賣して不慮の損失を蒙ること尠からざりき。

於茲同地方の識者は、如何にして此産繭を有利に販賣すべきかに就きて、種々研究を申ね工夫を凝らせしも、容易に其目的を達する事能はざりしが、遂に自ら生絲を製造販賣するの最良の方法たるべきに想到せしも明治初年以來幾多製絲家失敗の歷史を見る時其製絲經營を如何にすべきかにつきて頗る苦心焦慮し、或は合資の方法により或は共同して工場を設立する者ありしも豫期の如き好結果を得る事能はざりき。

當時上伊那郡東春近村字下殿島に飯島國俊なる者あり、率先地方有志を糾合し東春近村に合資組織の産繭處理會社上伊那生絲販賣組合を設立せり。これ實に伊那地方産業組合製絲の濫觴にして、又實に長野縣に於ける産業組合製絲の權與なり。同氏は万延元年に生れ當昭和十年七十六才の高齡にも拘はらず今尙矍鑠として元氣壯者を凌ぎ徐ろに當時を追憶して曰く

「明治十七八年以後毎年三峰川や天龍川の水害に遭つて耕地が減る一方で普通農事だけでは立つて行けぬ様になつたそこで養蠶を始めたが幸に桑もよく茂り繭も澤山とれた。其中製絲が盛んになつて來て本村にも製絲家が出來たが間もなく皆失敗して繭代は勿論飯米迄も借りて拂はないで潰れてしまつた。そこで繭の出盛を過ぎれば買人が來ない。生繭を持つた者にとつては繭買の來ない程氣の揉める事はない、そこへつけ込んで仲買が買叩きをするいくら安くても賣るといふ事になる。そこで明治三十年の冬あたりから合資組織で自分のとつた繭を自分で絲にし様といふ談がおこつた。明治三十一年に三十釜の設備をして始めて製絲にとり掛らうとしたが五月十六、十七兩日の霜害の爲に春繭は少いそこで繭の買入をしやうといふ事になつたが賣入れる資金がない。當時此地方には金融機關としては松本の貯金銀行の支店があつた丈で然も製絲資金などは融通してくれぬ。そこで自分の所有地、地價千貳百圓の土地を低當にして漸く五千圓の金を準備して始めた。絲況がよく組合も追々にふえ翌三十二年には市場に賣るより一貫目に付一圓宛高くうれた。三十三年には供繭が增加して繭が餘るといふ様なわけで漸く前途の見込もつく様になつた。創立當時の役員は理事四名幹事三名で八ケ村に跨つて四十四人の組合員があつた。

經營の方針は可成固定資本をかけぬ様に古い、前に破產した製絲家の建物を買つて始め様といふ話も出たがそれはまづいので絲さへ引ければ何でも構はぬ十年間も使用出來ればよい十年經つても建替の出來ない様では組合で經營する價値がないといふので極めて粗末な工場を造つて始めたが幸に順調に行つて工場も立派に新築する事が出來る様になつた。

三十三年には富縣に二ケ所西春近に二ケ所伊那村、本鄕、田切等に合資組織の工場が出來たが富縣、西春近等のは皆潰れてしまつた。それは、後の人のは利があるでやるといふので出發點が違ふ。だから固定資本などに多くかけてし

まつて不結果に終つた。

賣先に苦しむ、＝資本が少いから千斤と出來る迄待つて居られぬ。五百斤で出す、品が少いから問屋で相手にせぬ最初茂木商店へ出荷したが五十六斤二分五厘のものが五十四斤になる卽二斤以上も減る十分乾燥して出したものがそんなに減る筈がないから貫看(カンカン)に立會はせてくれといつても面倒をいふなら品を出して貰はなくもよいといふ樣な事を言はれる、實に癪にさはるが仕方がない。卽、値が幾分よければ看貫で誤摩化される。そこで三年目から神榮へ出荷した。

そこで組合合同して出荷し樣としたが、伊那村組合、田切組合等は下仁田社へ加盟して長絲で出して居た、西箕輪村原寛一郎の南信館、本鄕、七久保、南向等の組合に說き下伊那でも下久堅三穗上鄕等も出してくれる事になつた。

組合設立の經緯＝明治三十七年時の長野縣知事關清英に組合法によつて製絲を行ひたいといふ事を出願した所が製絲業は大資本でなすべき事で組合等でなすべき事ではないといふので不許可となつたが關西方面の米の例をとつて等しく農家の生産した物でいづれも金額の高いものであるが米の組合は許可されて繭の方が許可されぬ理由がないといふので色々陳情した結果本省へ出す事にたり、本省へ出したが矢張り却下されたが尙陳情した結果本省から齋藤萬吉博士が調査に來て全く組合で引く繭は組合員の生産した物である事が明瞭となり三十八年一月漸く認可となつた。

此頃郡下に産組法による組合は中箕輪と藤澤とにあつたのみで、吾々の組合も生絲の販賣のみを行ふ組合であつたが大正元年には信用組合を大正十二年には利用部購賣部を併せて經營する樣になつた。」云々

同社は設立の當時其社名を「上伊那生絲販賣組合と稱せしが事業の發展上信用組合を兼ぬるを便とし大正元年其名稱を改めて「上伊那信用販賣組合」とせり。今尙同地方の人々には組合を呼ぶに「合資」と稱し或は「生產」と稱する者あるは最初合資を以て組織せる名殘にして其名稱の變遷は組合發達の沿革を物語れり。

同社設立の當初其區域は一町八ケ村にして組合員數一四三、受入れたる繭三百六十石なりしが大正元年には組合員二二四受入たる繭數量八百二十石に及び大正二年三月産業組合中央會長野支會より優良組合として表彰さるゝに至れり。

之れ現在本縣各地に行はるゝ供繭受附制度に依る組合製絲の起源にして爾來益々隆昌に趣き當局の指導奬勵と相俟つて縣下各地に組合の設置せらるゝもの多く就中大正初年より十年頃迄を最旺成の時期とし同六年の如きは一ケ年の設置組合數二十を算するに至れり。

産業組合聯合會龍水社の設置（龍水社の沿革と現況、龍水社報告、龍水社の研究、故社長山田翁の事績等ニヨル）

組合製絲は其經營は合理的なりと雖、生絲販賣の實際に於ては不利益多く、前記東春近村の組合製絲の如きも値は五十圓乃至百圓位高く買ひて目方に於て誤摩化さるゝ事ありしこと飯島氏の談の如く又絲價の變動に際しては組合內部に動搖起り堅實なる事業の繼續困難なりしを以て、各組合相聯合することによりて、より規模を大にし、共同荷造共同販賣を行ひ市場に於ける信用と勢力を高め、資金の回收を迅速にし、絲價の動搖に際しては機を逸する事なく販賣するの必要を覺り、當時田切信用販賣組合長たりし山田織太郎は前記上伊那生絲販賣組合長飯島國俊を訪ふて其諒解を得玆に聯合會設立を企つるに至れり。

産業組合法による聯合會組織は七組合を單位とする規定なるに當時上伊那郡下に於ては全郡に七組合の設立ありしのみにして全部の贊同を得ざれば成立し能はざるを以て、氏は飯島國俊と共に各組合を訪問し熱心、勸告に力め大正二年十月廿六日赤穗に於て協議會を開催するを得、爾來回を重ぬること二十數回或は他組合の幹部と共に縣內外の各聯合會を視察し、或は横濱に於げる生絲問屋と折衝し、或は他郡下に存在する組合の參加を求め、一方に於ては新規

組合の創設を勸誘し翌大正三年四月廿四日聯合會設置の認可を得るに至り。名稱を有限責任伊那生絲販賣組合聯合會龍水社とし出資額は十釜を一口として每一口に付拾圓とし本社を赤穗村に置けり。

龍水社創立當時の役員左の如し。

會　長　飯島國俊

副會長　滿澤勝太郎　森谷定吉

專務理事　山田織太郎

理　事　澁谷九市

監　事　小杉大八　原寬一郎

かくて大正三年六月廿五日借家にて事業を開始せしがこれ本縣に於ける產業組合聯合會の嚆矢にして、第一年度に於ける加入組合數八組合釜數合せて三百三十八出資口數二十七口　拂込金千三百五十圓生絲販賣高五百十七梱貳拾貳万四千五百九十七圓に達せり。

是より先同郡飯島村大字本鄕に於ても產繭の販賣意の如くならず常に製絲家繭仲買人等の意のまゝに買叩かれ利益の大部分を削がるゝを慨し明治三十三年頃先覺者相謀り、共同の製絲事業を創設し、三十八年に合資組織として現在の組合の製絲に等しき方法によりて經營せしも明治四十三年產業組合法により經營するを合理的にして時代に適應せるものとし合資會社を解散して明治四十四年に組合製絲本鄕生絲販賣組合を設立し大正三年信用部を兼營せしが同年四月伊那生絲販賣組合龍水社設立せらるゝに及び之に加盟するに至れり。

其後加入組合數漸次增加し、大正五年には加入組合總數十三となり大正七年には下伊那郡よりの加入をも見るに及

び總數二十六組合となれり。

大正八年下伊那郡に聯合會伊那社設立せられし爲め加盟組合數減じて十九組合となりしも、製絲品質の向上及び統一の實績大に擧り基礎愈々鞏固となり、翌大正九年の大恐慌にも其影響を蒙ることなく、大正十年には總計二十組合一千九百七十九釜となり、其製品も著しく向上して最優格として取引せらるゝに至れり。

大正十一年事業の發展に伴ひ資金增額の必要を生じ從來の有限責任を保證責任に變更して信用の度を高め、且つ、利用部を兼營して所屬組合の必要に應じて資金の融通をなす事となれり。

其後大正十二年關東大震災の爲生絲燒失其他の被害甚大にして、全國蠶絲業者は其影響をうけて大恐慌を來せしも從來の方針宜しきを得たりし爲其禍災の爲事業上支障を來すに及ばざりき。

昭和二年出資口數を倍加して三百五十九口として資金の充實を圖り、又同年二月組合製絲の全國的聯合を目的とする大日本生絲販賣聯合會の設立に際し率先之に加入したり。

次で昭和四年五月財界に大變動起り支拂猶豫令の發令を見るに至りしも、會社は卽時に百萬圓以上の資金を容易に調達し得たるを以て、各組合は經濟上の困厄を免かるゝを得たり。

其後昭和八年に至り、原料繭の統一を企て同年一月蠶種部を設置し、伊那町狐島にある、元、上伊那蠶種同業組合の經營になれる蠶業講習所の建物を譲り受け、同年二月十七日より事業を開始し主として撰定品種の基礎的調査を行ふと同時に管內蠶種家並に一般組合員に配給すべき原蠶種と普通蠶種との製造を行ひしに成績極めて良好なりしにより順次其事業を擴張するに至れり。尙龍水社の事業の主なるものを示せば次の如し、

龍水社の事業

一、所屬組合の委託を受け、生絲及其副産物の販賣を爲す。

所屬組合に於て繰絲したる生絲を長絲にて受入れ、檢査、束裝荷造を爲し、大日本生絲販賣組合聯合會に出荷し販賣す。而して製品の統制は各組合別に本社所定の檢査法に依り檢査をなし、格付の上其品等に應じ、共同計算に依り絲代の配分を爲す。

二、所屬組合の訓練及從業員の敎養を爲す。

所屬組合に對し指導訓練を爲すと共に、繰婦の敎養に重きを置き、大正十年より養成工場を設置し毎年百五十名以上の工手を入所せしめ、技術的敎育に加へ精神的訓練に意を用ひ、其の技能の啓發に勉め、以て所屬組合に於ける職工の基礎を確立す。

三、所屬組合に對し、必要資金の融通を爲す。

所屬組合の供繭受入資金として又事業資金として生絲代假渡金を融通し、以て金融の圓滑を計る。

四、所屬組合に對し、養蠶及製絲の指導を爲す。

養蠶並に製絲の技術員を設置し、專ら其の改善を圖ると共に所屬組合の原料繭改善施設に對し、助成の方法を講ず。

五、所屬組合に對し、產業に關する各種の施設を利用せしむ。

利用部を設け、工手の養成を爲すと共に購買部を兼營し、蠶種の製造を爲し、優良蠶種の自給策を講ず。

龍水社供繭成績其他（「龍水社沿革」による）

年次	組合數	釜數	組合員數	出資口數	出資金	準備金	供繭數量	受入生絲數量
					円	円	貫	貫 匁
大正三	八	三六	三、〇一六	三七	一、三五〇・〇〇	一五三・〇〇	六六、六〇八・八〇〇	四、五七九・六七一・五

四	一一	四九九	二、三三〇	三九	一、九五〇・〇〇	四八九・〇〇	一〇〇、〇八五・三〇〇	六、三五四・七一八、五		
五	一二	五七	三、〇一一	五一	二、〇五五・〇〇	二、八七三・〇〇	一一八、〇〇三・一〇〇	一〇、六〇五・五八四、五		
六	一三	三〇三	六、〇六六	九六	一、九、二〇〇・〇〇	四、一三八・〇〇	三四八、四二二・〇〇〇	一八、七八九・九一五、〇		
七	一三	二九四	六、四二〇	一三九	二七、八〇〇・〇〇	一、四九九・九三	二一三、〇五三・六〇四	二五、八六三・〇三三、〇		
八	一三	二七四	七、三三五	一一六	三三、二〇〇・〇〇	六、〇七五・〇〇	三四七、五九〇・七一六	三三、五三九・五七八、五		
九	一四	二四三	八、五五〇	一二九	二五、八〇〇・〇〇	六、八三九・七三	三一一、三四三・三九五	二四、二六七・三五五、〇		
一〇	一三	二五四	八、八八七	一七〇	三四、〇二〇・〇〇	一四、〇八五・三七	三〇五、〇三五・〇一九	三六、三〇四・一六六、〇		
一一	一三	二九三	九、〇七八	一七五	八七、五〇〇・〇〇	一三、八三・四七	三一一、五一五・〇三〇	三三、三一一・二〇四、五		
一二	一三	二九三	九、三三三	一七五	八八、五〇〇・〇〇	震災焼失生絲代損失塡補ニ充ツ	三七四、八五一・四四五	三五、八七二・〇九六、〇		
一三	一三	二七八	九、三七八	一七五	八八、五〇〇・〇〇	九、五一六・一一	四三三、七七二・〇六五	四四、五六〇・四三一、〇		
一四	一三	二八一	九、五三七	一八二	九一、〇〇〇・〇〇	一三、九一九・五一	四七九、六三九・一一〇	四七、五三六・九五三、〇		
一	一三	二八八	九、七九四	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一一、七七三・〇二	五五五、〇五六・九三〇	五三、二〇〇・〇六三、〇		
二	一三	二八〇	一〇、四一	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一五、九四九・八五	六三八、八〇七・六三五	六一、三〇三・七九一、〇		
三	一三	二四八	一一、四六	三五九	一七九、五〇〇・〇〇	一〇、六二六・二一	五九五、七六二・九四〇	六四、四五三・七八七、〇		
四	一三	二三七	一三、一四四	三七一	一八五、五〇〇・〇〇	一〇、六三一・二一	六九四、五八八・五七〇	六三、三五八・七五一、〇		
五	一三	二四七	一三、九一一	三七四	二一八、五〇〇・〇〇	九、七〇七・二四	八一一、五八九・六三〇	九九、六〇四・六五三、〇		
六	一三	二三〇	一三、八一五	四一一	二〇五、五〇〇・〇〇	九、三四七・三三	六六五、〇九四・五二〇	七〇、一五一・四六一、〇		
七	一三	二七二	一二、八四五	四一二	二〇五、五〇〇・〇〇	二、七四四・〇七	五八九、〇五九・四六〇	六五、六八八・六七〇、〇		

三　二、三七七　一三、八八三　四一　二〇五、五〇〇・〇〇　五、三七七・八八　六八七、四三九・八八〇　七八、六一五・一九九・〇

上伊那郡下組合製絲配分金對生繭時價比較表（同上）　△印ハ損ヲ示ス

年次	生繭壹貫目市場賣買時價	生繭壹貫目配分金	損益	年次	生繭壹貫目市場賣買時價	生繭壹貫目配分金	損益
明治四十四年	四・四三	四・六三	二〇	大正十一年	一〇・一九	一二・〇四	一・八五
大正元年	四・六三	四・九三	三〇	同十二年	一〇・四五	一〇・六九	二四
同二年	五・一一	五・四三	三一	同十三年	九・九六	一一・一一	一・一五
同三年	三・五五	四・九〇	一・三五	同十四年	一〇・七五	一一・三五	六〇
同四年	四・二三	五・九九	一・七七	昭和元年	八・八三	八・六四	△一八
同五年	六・〇八	七・三六	一・二八	同二年	六・〇〇	七・三三	一・三三
同六年	七・六九	八・一五	四六	同三年	六・一六	七・四一	一・二五
同七年	八・二七	九・八七	一・六〇	同四年	七・一五	六・九四	△二一
同八年	二二・九七	一六・五一	三・五四	同五年	二・八四	三・二一	三七
同九年	六・四八	七・〇六	五八	同六年	三・三四	三・一六	△一八
同十年	七・〇七	八・四三	一・三六	同七年	三・七七	四・〇六	三一

天龍社の沿革

下伊那郡は長野縣の南端に位し氣候溫和にして地味肥え桑樹の繁茂頗る宜しく其反當收葉量の如きは縣下第一と稱

ぜらる。從つて養蠶業夙に發達し、江戸時代に於ては手挽の絲を製して美濃國中津川若くは三州吉田等に送り、或は「のぼせ」と稱して京都西陣に鬻ぎ、以て農家經濟上重要なる物産たりしが、明治維新以後養蠶業益々發達して繭の生産額增加するに及び手挽座繰等にては之を消化する事能はず、偶々器械製絲を起す者あるも一起一仆殆んど成功せる者なく、加ふるに交通運輸の便悪しかりし爲繭の販賣上不便尠からざりしかば、何等かの方法によりて此産繭を有利に處理せんと苦心攻究せるも容易に其目的を達する事能はざりき。偶々大正二三年の絲價不況に遭遇し營業製絲家の極端なる買叩きをうけ、益々適當なる産繭處理法を講ずるの急務を痛感するに至れり。

然るに、之より先上伊那郡に於ては産業組合法に基きて製絲業の經營を始め好成績を收めつつあるを聞き、下伊那地方の養蠶家も之に倣ひて大正三年より産業組合製絲を始めたるに、幸、組合製絲創立以後絲況益々好況となり加ふるに當局の保護奬勵ありしかば、忽ち全郡に普及し、龍丘、神稻、座光寺、上郷等は其村にありし營業製絲を買收して一村一組合となす事を得たり。卽本郡に於ける組合製絲の發達は全郡的なりし爲營業製絲も之に讓る氣持となり、或者は組合式營業製絲を起すに至れり。

如斯組合製絲發達せるも規模小にして資金の不足なる爲販賣の際不利勘からざるを以て、共同販賣の必要を感じ大正七年に至り、山本組合を始め上久堅、龍江、下久堅、河野、智里、平岡、大鹿の八組合共同して南龍社と稱し生絲の共同荷作販賣の事業を始めたるも、上伊那郡に於ける龍水社に比すれば個々の組合の力比較的強く各々嘗て生絲販賣の經驗を有するを以て生絲の販賣に苦まず、加ふるに横濱生絲問屋の運動等ありて十分發達する事能はず、以後屢々調査研究し協議を重ね二十四組合の贊同を得て大正九年五月南龍社を解散して新に聯合會を設立し伊那社と命名せり。當時の組合及役員左の如し。

生田組合　座光寺組合　下市田組合　吉田組合
上郷同　龍江同　陽光同　鼎同
下久堅同　川路同　山本同　河野同
上飯田同　平岡同　智里同　牛牧同
伊賀良同　大鹿同　喬木同　上久堅同
扶桑同　千代同　信三同　松尾同

役員　會長理事　平野桑四郎
理事　倉澤卯之助　三石誠一郎　江塚善三　吉澤幸三郎
松澤數一　佐々木平四郎
監事　北原源三郎　熊谷寛太郎　金澤丘伍

其後順次組合の加盟するもの增加し昭和四年には郡下組合製絲中、山吹、三穗の貳組合を除くの外全部所屬組合となるに至れり。然るに伊那社の販賣方法に不滿をいだく數組合中には單獨出荷販賣をなすものありて、所屬組合、自ら二派に分れ小規模のものは連合によりて共同出荷をなさんとし、大規模のものは單獨出荷によりて利せんとして稍もすれば統制困難に陷れり。

然るに昭和五年の不況以來統制の必要を痛感し、輸出絲には長絲と直送とを問はず伊那社の商標を貼付する事となし、長絲のものは伊那社横濱出張所を經由して米國ジヤリート直接取引を開始せり然るに昭和六年二月に至りジヤリ

ートの取引は一時中止の止を得ざるに至り直輸出は僅に其端を開きたるのみにして其實績を擧ぐるに至らざりしと雖同社の主唱により從來商館の拒否せる國立生絲檢査所強制檢査の實行を促し遂に公正なる第三者の格付檢査により市場の取引を實現するに至りたる効果は大なりといふべし。

其後所屬組合中單獨販賣をなす組合漸次增加し共同出荷組合は十四組合に減少するに至りしが、蠶絲業の不況益々深刻化し、之が打開策を協議研究の結果、組合製絲の經營を改善し原料繭及製品の統一、技術の統制を計り生産費の低減を計らざる可らざることに意見一致したるを以て、昭和八年十二月目的變更に依る定款の變更を行ひ同九年六月八日之が認可を受け名稱を保證責任下伊那生絲販賣購買利用組合聯合會と改め出資金壹口貳百圓を五百圓に增額し同年九月事務所を鼎村二八一番地に移轉し同年十一月に至り養成工場（一五〇釜）繰絲試驗場（一〇釜）再繰工場（一四〇釜）捻絲工場等成り十二月養成事業を開始するに至れり。

又、原料繭の統一を圖り以て製品の統一を圖らんとし蠶種自營をもなすに至れり。

如斯內容上の變革を行ひ事務所の移轉を行ふ等形式內容共に從來の伊那社と異なるに至れるを以て社名を天龍社と改め所屬組合數二十九設備釜數三千八百九十釜組合員數一萬四千九百六十八人を有するに至れり。

今、天龍社の概況により其事業を擧ぐれば左の如し。

「一、販　賣　所屬組合の委託を受け生絲及其副產物を加工し又は加工せずして販賣す。

二、購　賣　所屬組合の產業に必要なる物を買入れ之に加工し又は加工せずして若くは生產して所屬組合に賣却す。蠶種、蠶種の製造、蠶種の催靑。

三、利用＝所屬組合の產業に必要なる設備をなし之を利用せしむ。

1、従業員養成上必要なる設備
2、製絲設備
3、繰絲試驗設備
4、蠶種貯藏並催靑設備
其他所屬組合に對し製絲及養蠶の指導をなす。」

組合製絲の短所

天龍社專務理事　原　唯一　談

經營規模小なり
供繭を主とするが故營業日數少し
勞働日數少く出荷數少し
能率低し　工女は組合員の子女を主とするが故に優良なる者のみを撰拔して使用する能はず。比較的我儘なり。監督に對して誇張る傾向あり、下伊那の某組合にて嚴重なる監督をなせしにストライキを起せりといふ、幸組合員中によく組合精神を理解せる者ありて其不心得を諭し組合長及監督に謝罪し留任を請ひしにより表面化せずして止みしといふ。

龍上社の設立（諏訪郡組合製絲及ビ龍上社ニ報告ニヨル。）

製絲王國を以て世界に誇りし諏訪郡、從來營業製絲家のみの諏訪郡に組合製絲の誕生を見たるは多少他と異りたる

理由なくんば非ず、卽近代工業的生産の部門に其獨占的威力を逞ふせる資本主義經濟に對し統制經濟を表榜せる協同組合の抗爭を意味せるものなりと言はざる可らず。

日清日露の兩戰役を經て世界一等國の伍班に列し新興の勢を以て各方面に進出せる日本は實業の方面に於ける發展著しく、ことに蠶絲業の如きは從來の副業的位置より進んで農家收入の大部分を占むるに至りたり。

然るに大正三年歐洲戰亂の勃發によりて繭價の暴落を來し經濟界の大恐慌を來すや大小資本家は種々惡辣なる手段を以て繭價を正當相場以下に低下せしめたるに、何等對抗の手段を有せざる養蠶家は生産後七日以上放置する能はざる生絲を抱へ唯々として購繭者の蹂躙に委するの外なき悲境に沈淪したりき。

於茲淳朴なる農家の間にも橫暴惡辣なる資本家に對し協同團結の力を以て之が打開策を講ずべしとの議起り當時旣に非常なる發達をなし居たる伊那地方組合製絲の組織に倣ひ組合製絲を設立すべしとの議起り官民一致して其設立運動に邁進するに至れり。

是より先大正六年同地方には信富、落合、四賀の三組合製絲創立せられしも何れも五十釜未滿の小規模にして經營上不利なりしかば同年三月代表者相協議し洲羽社を設立し事務所を四賀生絲組合內に置きしが大正七年不便の爲に宮川村茅野に事務所を移し社名を龍上社と改めたり。然るに信富、上川の二組合は理事者の經營不慣と組合員の理解不徹底との爲大正九年蠶絲界未曾有の反落に遭ひ蹣跚する能はずして遂に大正十年及十一年に相次いで解散するに至り、其結果各方面に多大の衝動を與へ他組合に迄動搖を來さしめ組合製絲不信の聲さへ起るに至れり。

而して龍上社も亦多大の缺損を生じて存廢の岐路に立ちしが殘存せる四組合協議の結果更生の決意を堅くし新たに濱庄左衞門を社長に推し內容の整理革新を行ふと共に所屬組合との結合を固くし、堅實第一主義を以て經營を續けた

る爲基礎漸く鞏固となり、加盟組合數も七組合以上に達せるを以て産業組合聯合會たるの資格を生じ昭和五年四月一日長野縣より設立認可の指令を得、有限責任諏訪生絲販賣組合聯合會龍上社と稱し、更に昭和七年三月より蠶種の購買事業の認可をうけ名稱を有限責任諏訪生絲販賣購買組合聯合會龍上社と稱し更に昭和八年六月より組織を保證責任に改め以て今日に及べり。

組合製絲の統制運動

本縣に於ける産業組合製絲は年と共に發達し其聯合會も龍水社を始め伊那社（現在の天龍社）龍上社中信社等數社の創立を見何れも順調なる發達をなしつゝありと雖、現今の如き蠶絲業不況に直面しては組合製絲の經營容易の業に非ず、ことに其生産にかゝる生絲の販賣には種々の困難を伴ふを以て組合製絲が今後益々大なる發展をなさんと欲せば其經營を合理化して生産費の低減をはかると共に全國的に大同團結を行ひ、生絲の共同販賣を行ひ相互協力に依つて其基礎を鞏固ならしむるの必要を感じ、まづ長野縣一圓を統一せんとし、大正八年産業組合製絲の元祖たる龍水社は其創立五周年祝賀會に際し、信濃社創立の趣意書を發表して知事に建議し、伊那社と共に之が成立に努力し大正十年五月一日其設立協議會を開くに至りしも未だ其實現を見るに至らざりき。

然るに大正十三年四月産業組合中央會長野支會主催の下に松本市に第一回組合製絲大會開催せられ、同大會に「全國生絲販賣組合聯合會設立の件」議題として提出せらるゝに及び「全國生絲販賣組合に對する共同荷受及販賣の事業を實行するは組合製絲發達上極めて緊要の事に屬すと雖も、之が組織事業經營の方法等に就ては愼重に攻究を要すべ

きを以て、之を宿題となし各組合各聯合會に於て研究をなし、尙產業組合中央會に對しても之が調査を依頼すること」との決議を見玆に始めて組合製絲の全國聯合會設立表面の問題となれり。

翌十四年十月高崎市に於て開會せる大會に於て「本問題は先づ組合製絲協會を設立し全國聯合機關たらしめ更に進んで全國生絲販賣組合聯合會設立を期する事」と決議し、

翌十五年十月熊谷町に於て開會せる第三回大會に於ては「全國生絲販賣組合聯合會設立促進の件」の提案となり「產業組合中央會組合製絲協會に於て之が設立に關する實行草案の作成を急速に取運ばれたき事」の要望となり全國聯合會設立の機運漸く熟するに至れり。

玆に於て產業組合中央會並に組合製絲協會に於ては設立に關する具体案を作成し大正十五年十一月組合製絲協會は五聯合會十二組合に對し設立者たることの承諾を求め、次で昭和二年一月產業組合中央會事務所に於て設立者總會を開會し定款作成の件定款に記載すべき理事監事選任の件を議了し引續き出資第一回拂込を了し三月四日神奈川縣知事宛設立認可の申請をなし、同十五日付許可の指令に接したるを以て、直に臨時總會を開き、事業開始に必要なる事項を議決し、四月二日より事業を開始するに至れり。

要之長野縣下組合製絲及同聯合會は組合製絲經營上最も困難とする生絲共同販賣の機關を設立して販賣費用の節約を計り以て製絲業の經營を經濟的ならしめんが爲に率先聯合會設立の必要を高唱し遂に其目的を貫徹するに至りたる功績は永久に沒す可らざるものなり。

產業組合製絲組合設立の經過

産業組合法に依る組合製絲の起源は群馬縣に於ける南三社の如き古き歴史を有するものあれども、其長足の進歩をなして蠶絲業界に於ける一大勢力となりしは大正時代にありとす。而して長野縣は全國に卒先して組合製絲の異常なる發展をなし大正十五年十月八日第五回長野縣製絲販賣組合大會に於て本縣製絲組合協會設立の件を滿場一致を以て可決し直ちに設立總會を開催して會則の議定竝に役員の選任をなし同會の設立を見るに至れり。

當時縣下に於ける組合製絲は組合數七十四組合釜數八千六百八十五にして縣下蠶絲業界に漸次其勢力を增大するに至れり。

生絲同業組合脫退問題

是より先、本縣産業組合製絲は設立と共に其地方に於ける生絲同業組合に加入し來りしが、組合製絲の漸次發達するに伴ひ、事業上、其本質を異にする營業製絲と同一組合内にありて協調することの困難なるを感じ、分離問題擡頭するに至れり。

偶々大正三年上伊那郡下の組合製絲は同郡の生絲同業組合に對し脫退の通告をなせしより縣下の組合製絲は事實上生絲同業組合を脫退するに至り、昭和三年頃には殆んど縣下産業組合製絲と生絲同業組合とは分離せしが、昭和四年高知縣に於ける判例に力を得たる上伊那生絲同業組合は、手良信用購買販賣組合に對し負擔金請求訴訟を提起せるに端を發し縣下産業組合製絲と生絲同業組合との間に分離問題再燃し、組合製絲協會に於ては農林省に對し同業組合法第四條に依る加入除外の申請をなし農林省に於ても容易に之が決定を見ずして紛爭を繼けしが、同年十二月時の本縣知事鈴木信太郎、内務部長石垣倉治産業組合課長杉原定藏等の斡旋により、産業組合製絲は別個の同業組合を組織し

生絲同業組合と協調することの案により圓滿に妥協成立せり。

次で昭和五年二月一日長野縣產業組合製絲同業組合設置の認可申請をなし、同年十二月三日知事より認可の指令に接しついで昭和六年三月十日創立總會を開き同十二日設置認可申請をなし、同年五月十六日農林大臣より認可の指令に接せり。

然るに昭和六年三月二十八日蠶絲業組合法公布せられ七月十五日より施行せらるゝ事となれるを以て、同業組合も同法により組織變更の必要を生じ、同年八月二十四日長野縣產業組合製絲組合の創立總會を開き滿場一致之を可決し九月二日農林大臣に設立認可申請を爲し十月十六日認可せらるゝに至れり。

（產業組合製絲參考資料）

繭販賣と組合製絲供繭との比較

賣繭一貫目と供繭一貫目配分金との比較に於ては調査者によりて或者は賣繭に利あり或者は供繭に利ある反對の現象を呈す、卽日本銀行松本支店調査及び某技師調査等によれば賣繭に利ある年多く、共進社、共榮社、龍水社、四賀組合等の調査によれば配分金に利ある年多し。（一〇八〇頁上伊那郡下組合製絲配分金對生繭時價比較表參照）

長野縣某組合製絲組合員ノ供繭賣繭比較表ノ一　　日本銀行松本支店調査

年次	繭種類別	營業製絲ニ對スル賣繭		組合製絲ニ對スル供繭	
		數量	代金	數量	代金
		貫	円	貫	円
大正十四年	春繭	三八、八三	四五四、三〇	一〇、九〇	一九、六三
	夏繭	八、八〇	九九、四四	八、二四	九八、七〇
	秋繭	二九、七二	三五一、七一	三一、〇九	三三八、八八
	計	七七、三五	九〇五、四五	五〇、三三	五七四、二〇

大正十五年	春繭	一〇、一〇	九八、八八	四八、九九	四八五、九九	
	夏秋繭	一五、七八	一三七、二八	八、一八	六四、一三	
	計	一六、一三	一四三、八七	一〇、六二	八三、四〇	
昭和二年	秋繭	四三、〇一	三八〇、〇三	六六、七九	六三、五一	
昭和三年	春繭	一七、七八	一二九、七七	三四、九〇	三六、一四	
		三四、〇三	三四三、九三	四五、〇一	三一〇、九九	

（註）昭和二年春繭ハ霜害ニヨル大減收ノ爲調査不能ニシテ又、昭和三年夏秋繭ハ調査未了ナリ

長野縣某組合製絲組合員ノ供繭賣繭比較表ノ一

日本銀行松本支店調査

年次	繭種類別	賣繭一貫目價格		供繭一貫目配分金		供繭ノ方	益△損
大正十四年	春繭	一二、七〇	円	一〇、〇六	円	△	一、六四
	夏秋繭	一一、三〇		一一、九八		△	一、三二
	平均繭	一一、八六		一〇、九〇		△	〇、九六
		一一、六三		一〇、九八		△	〇、六四
大正十五年	春繭	九、七九		一〇、一二		△	〇、三三
	夏秋繭	八、七〇		七、八四		△	〇、八六
	平均繭	八、九三		七、八五		△	一、〇七
		九、〇一		八、〇六		△	〇、九五
昭和二年	秋繭	六、七三		六、四八			〇、二五
昭和三年	春繭	七、一七		七、一三			〇、〇四

（註）比較表ノ一ニ示ス供繭並ニ賣繭ノ價格ヲ各一貫目ノ價格ニ換算シテ示セリ

蠶絲課某技師調査
昭和八年九月

年度	三期平均絲量	掛目	配分價格	市場賣上價格	增減（差）
大正九年	一〇、四八	七〇	七、三四 円	六、七五	〇、五九
同十年	一〇、〇六	八三	八、三五	七、五八	〇、七七

同	十一年	一〇、六〇	一〇九	一〇、五五	一一、四一	(一)	〇、八六
同	十二年	一〇、七一	九一、一四	九、七九	一〇、二六	(一)	〇、四七
同	十三年	一〇、五九	一一六、二一	一一、三五	一〇、六三		〇、六二
同	十四年	一一、三三	九六、〇	一〇、七八	一二、九五	(一)	一、一七
同	十五年	一一、四三	七三、三	七、七七	一〇、〇〇	(一)	三、三三
昭和二年		一〇、三四	六一、三	六、三四	七、四三	(一)	一、〇七
同	三年	一一、一三	六六、〇	七、三五	七、〇三		三三
同	四年	一〇、五一	五六、九	五、九八	七、八八	(一)	一、九〇
同	五年	一一、二七	二六、〇	二、九三	三、四〇	(一)	〇、四七
同	六年	一〇、九三	三、六六	二、四七	三、五六	(一)	一、〇九

備考 (一) 高井社所屬養蠶家ニシテ義義額ヲ供額セル殘額ヲ中野市場ニ販賣ス

(二) 絲量掛目配分及市場價格ハ何レモ三期ヲ平均セルモノナリ。

長野縣ニ於ケル實繭ト供繭トノ比較

赤穗信用販賣組合（共進社調査）

年次	三期平均生繭一貫目代金	同社生繭一貫目配分金	差引供繭益△損
大正五年	六、〇八	七、三六	一、二八
同 六年	七、六九	八、一五	〇、四六
同 七年	八、二七	九、八七	一、六〇

生絲販賣利用組合（共榮社調査）

年次	三期平均生繭一貫目價格	同社供繭一貫目配分金	差引供繭益△損
大正五年	—	—	—
同 六年	七、二九	八、一〇	〇、八一
同 七年	八、一〇	九、五〇	一、四〇

同	八年	一三九、七	一六、五一	三、五四	一一、四〇	一五、八八	四、四八
同	九年	六、四五	七、〇六	〇、六一	六、三四	六、八三	〇、四九
同	十年	七、〇七	八、四三	一、三六	七、一四	八、三〇	一、一六
同	十一年	一〇、一九	一三、〇四	一、八五	一〇、五七	一一、七三	一、一五
同	十二年	一〇、四五	一〇、六九	〇、二四	九、六〇	一〇、一七	〇、五七
同	十三年	九、九六	一一、一一	一、一五	九、三五	九、八五	〇、五〇
同	十四年	一〇、七五	一一、三五	〇、六〇	一〇、七一	一一、一七	〇、四六
同	十五年	八、八二	八、六四	〇、一八	八、四五	八、九四	〇、四九

長野縣上伊那郡　組合製絲經營生繭時價對配分比較表

龍水社　河野理事調査

年次	生繭一貫目市場實買時價	對生繭一貫目絲量換算配分金	損益	年次	生繭一貫目市場實買時價	對生繭一貫目絲量換算配分金	損益
明治四四年	四、四三	四、六三	二〇	大正一一年	一〇、一九	一三、〇四	一、八五
同　四五年	四、六三	四、九三	三〇	同　一二年	一〇、四五	一〇、六九	〇、二四
大正　二年	五、一二	五、四三	三一	同　一三年	九、九六	一一、一一	一、一五
同　三年	三、五五	四、九〇	一、三五	同　一四年	一〇、七五	一一、三五	〇、六〇
同　四年	四、三三	五、九九	一、七七	同　一五年	八、八三	八、六四	損　〇、一八
同　五年	六、〇八	七、三六	一、二八	昭和一一年	六、〇〇	七、三三	一、三三

同	六年	七、六九	八、一五	〇、四六	同	三年	六、一六	七、四一	一、三五		
同	七年	八、二七	九、八七	一、六〇	同	四年	七、一五	六、九四	損	〇、三	
同	八年	一三、九七	一六、五一	三、五四	同	五年	二、八四	三、二一		〇、三七	
同	九年	六、四八	七、〇六	〇、五八	同	六年	三、三四	三、一六	損	〇、一八	
同	十年	七、〇七	八、四三	一、三六	平	均	七、一四	八、一〇		九六	

備考　明治四十四年ヨリ大正十一年迄十一ケ年間ハ五十釜乃至六十釜工場ニ付テ調査以後十年ハ九十釜乃至百釜工場ニ就テ調査ス

生繭一貫目ノ配分ハ絲量ニヨリテ換算セシモノ

四賀生絲販賣購賣利用組合

昭和八年九月調

年次	項目	組合員數	供繭數量	供繭一貫匁當配分金	奬勵配分金	生繭一貫匁當市場	供繭一貫匁利益	平均一人一日繰綿量	販賣計金	釜數	絲格
大正	五年	一五八 名	—	— 円	— 錢	— 円	— 円	— 匁	— 円	五〇	—
同	六年	一六一	八、一五〇	七、一九	—	七、六〇	(一)、四一	一一六	七三、一九三	五〇	武州格
同	七年	一九三	一一、一七一	九、三〇	—	八、五〇	、八〇	一三五	一四、三八一	五〇	八王子格
同	八年	二六二	一六、五七三	二三、八三	—	二一、六〇	一、三三	一一七	二六二、九六五	一〇三	矢鳥格
同	九年	五一九	二七、一〇三	六、四三	一五	六、四九	(一)、〇七	一一〇	一八八、二六一	一〇三	同
同	十年	五二一	二三、二六七	八、五三	一〇	七、七〇	、八三	一一三	二六八、六三三	一〇三	毬格
同	十一年	五三一	三三、三三八	二一、八四	二七	一〇、六一	一、三三	一四六	三二一、七〇	一〇三	羽子板格

同 十二年	五八三	三〇、九九九	一〇、四五	二三	一〇、三三	、一三	一五八	四一六、三三〇	一〇三	最優格
同 十三年	六一三	三三、〇九八	一〇、四八	二三	一〇、〇五	、四三	一六四	四四八、二五〇	一〇三	最優格 八十圓高
同 十四年	六三九	三一、〇八七	一〇、九五	一四	一一、三七	(一)、四三	一五九	四一三、九〇四	一〇一	同 百圓高
同 十五年	六四五	三八、四四三	、三四	三三	九、三五	(一)、〇一	一八七	三九四、八三七	一〇一	同 百卅圓高
昭和 二年	六六六	四一、一六三	七、四一	一七	六、三〇	一、一三	一五九	三九七、六七六	一一一	同 二百圓高
同 三年	七四一	四〇、〇一七	七、六〇	二〇	六、四五	一、一九	一五〇	四一一、三九四	一三五	同 二百圓高
同 四年	七四一	四五、六五二	六、六五	二六	七、一三	(一)、四七	一六六	四一〇、六九一	一三五	同 二百圓高
同 五年	七四〇	五七、五九七	三、一三	二四	二、八五	、三八	一六六	三五八、六三八	一五五	同 二百圓高
同 六年	八七三	五七、六〇六	三、三七	三七	三、三三	、〇四	一七四	二〇六、六二	一五五	A 格
同 七年	九〇三	五二、五二三	四、七七	一八	四、九九	(一)〇、二三	二〇六	三一二、四五三	一五五	A 格
同 八年	—	—	四、〇四	—	四、九七	(一)、九三	—	—	—	—

備考

配分金ノ内大正十二年度決算ニ八燒失生絲損失金參萬參千圓（四萬四千圓ノ内保險及ビ問屋見舞金壹萬壹千圓ヲ差引キタル金額ヲ差引配分ス

組合製絲經營上の得失

產業組合製絲は其組織上必然的に職工募集費、購繭費、倉敷料、運賃等營業製絲に比すれば少く諸稅等無く其資本

金の如きも産業組合中央金庫又は縣信用組合聯合會等より容易に低利に借入るゝ事を得るのみならず、兼營信用組合若くは組合員等よりの融通を得る等頗る惠まれたる條件にあり、又、原料繭は同一地方の産出なるが故に略々統一せられて優良なる生絲を生産し得べき條件の下にあり從つて縣下組合製絲中には優良の成績を擧げ居るものも少からざれども多數組合中には成績極めて不良にして組合員に多大の赤字を負擔せしむるのみならず地方經濟界に惡影響を及ぼし組合製絲の名を聞いて戰慄せしむるが如き人々をも生ぜしむるに至れるものあり。

而して是等失敗の沿革を叙して前車の轍を履まざらん事を努むるも亦必要なる事項なるも成功の場合と異り失敗の場合は多く史料も散逸し當事者も容易に其實を語らず之が調査には相當の日子を要し短時日のよく成し得べき所にあらざるを以て之を他日の研究に俟つ事とせり。

然れども最近に於ける高井社の大破綻の如きは縣下は勿論全國にも著名の事實にして安曇社の失敗の如きも斯界に及ぼせる影響尠しとせず此他未だ表面化せざるも薄弱なる組合製絲も相當多數に上るといふ。かくの如きは多く組合員の組合精神の不徹底より來るものにして組合員にして供繭を怠り或は役職員にして職務を怠り、甚しきは不正を行ふ等より來ること多し、就中供繭不足は組合製絲に於ける最大の惱にしてこれが爲に營業日數、少く從つて勞働日數少く工場其他の設備をして運轉休止の止む無きに至らしめ、役職員を始め男女職工をして徒らに休業せしむる結果となり利益の大部分を減殺せらるゝに至る。左に昭和十年度に於ける縣下産業組合製絲供繭數量を表記す。

昭和十年度供繭調

地力別	東信	諏訪	上伊那	下伊那	中信	北信	合計	昭和九年度
春繭	二九、三一〇貫	一二三、五八一貫	二七八、五三貫	六〇五、七三九貫	二〇三、八八六貫	七三、九六〇貫	一、三〇三、〇六九	一、六九九、七一〇

夏秋繭	六六、九六五	一五一、四八一	三三五、五三七	四三〇、六六三	四三九、三〇五	七三、四六五	一、三八七、四〇五	一、五五六、二〇一
計	九六、二七五	二六四、〇六三	五〇四、一三〇	一、〇五六、四〇一	六四二、一九一	一四七、四三五	二、六九〇、四七四	三、二三五、九一一
昭和九年度計	一〇一、六〇六	三三五、九三四	六五〇、四四五	一、二七三、三五七	六五六、六三三	三三八、一一三	三、三三五、九一一	

尚之を昭和十年度に於ける産繭處理上より見れば次の如し。

	戸數	割合	數量	割合
春蠶繭	三九、三九一	三、四三	一、二九三、四三三	三六、三八
夏秋蠶繭	四五、九九六	三〇、七八	一、三八三、三九五	三三、一〇

組合製絲釜數使用繭數量及生産生絲調

（長野縣製絲工場調）

年度	工場數	使用釜數	繭使用額	生絲産額 輸出	生絲産額 地遺	生絲産額 計
大正七年	六〇	五、〇五七	七九二、二三三貫	七八、六九二貫	二、五四三貫	八一、二三五
同八年	六三	五、四五六	一、〇六九、五四〇	九二、〇八一	三、一一一	九五、一九二
同九年	六四	六、四六五	一、〇四八、九一〇	九二、一七一	四、二三一	九六、四〇三
同十年	七一	七、六四四	一、一六三、三一〇	一二、五八一	四、九〇九	一七、四九〇
同十一年	七三	七、九七	一、三一九、一五三	一三八、五二四	—	一三八、五二四
同十二年	七〇	七、八五	一、六六八、五三〇	一三五、九七二	七、一五	一四三、〇八七
同十三年	七四	八、六三八	一、七七七、〇〇六	一八七、六一三	六、四五四	一九四、〇六七
同十四年	七三	八、六二六	一、九七六、〇八五	一九〇、六一二	七、六二六	一九八、二三八

同　十五年	七四	八、六八五	二、二五四、九九〇	二三二、〇五一	六、九六〇	二三九、〇一一
昭和　一年	七六	九、〇四二	二、四三四、八八七	二六三、六一七	三、九七八	二六七、五五五
同　三年	八三	一〇、五七三	二、七八九、四〇三	二九二、八九三	一四、〇九五	三〇六、九八
同　四年	八三	一〇、一五九	二、七六三、九四二	二八三、八八六	六、四四三	二八九、三八
同　五年	八五	一〇、四七八	三、三三三、五九六	三二八、五六三	六、五四五	三三五、一〇八
同　六年	九三	一三、〇三一	四、二〇八、四三五	三九八、九七〇	一四、〇八九	四一三、〇五九
同　七年	九六	一一、五五〇	三、三三八、三〇五	三八二、九二五	一三、八六	三九六、八一一
同　八年	九六	一三、七八六	三、三三一、二八〇	三三一、九二三	一六、一一〇	三四八、〇三三

組合製絲生產能率調

（製絲工場調ニ依ル）

年度	對一釜使用原料繭	對一釜生絲生產量	對一釜一日平村繰絲量	就業日數
大正七年	一四四貫	一四、九三七貫	六四、一匁分	二三三日
同　八年	一九六	一七、四四七	八六、四	二〇三
同　九年	一六二	一四、九一一	六五、七	二三七
同　十年	一五三	一五、三七〇	七九、四	一九六
同　十一年	一六四	一七、三二一	七八、七	二三〇
同　十二年	二一三	一八、一四七	八六、四	二一〇
同　十三年	二〇六	二三、四六六	九七、一	二一一

同	十四年	三三九		三三、九七六		九五、一		三三一			
同	十五年	二六〇		二七、五一〇		一二三、六		三三四			
昭和	二年	二六九		二九、九五四		一一七、八		三五一			
同	三年	二六四		二九、〇三五		一一八、五		三四五			
同	四年	二七三		二八、三五五		一一八、三		三四〇			
同	五年	三〇八		三一、九七三		一三一、四		三四四			
同	六年	三三三		三一、六九五		一三〇、〇		三六四			
同	七年	二八五		三四、三五六		一四四、三		三三八			

累年産業組合製絲生絲百斤生産調

年次 ＼ 項目	工女募集金	工賃	諸給料	賄費	燃料	公課負擔金	其他	計	平均一釜一日絲量	調査工場數
大正 九年	一三、一九 円	一三七、九〇 円	四六、六四 円	六九、六四 円	七七、七五 円	一、三四 円	一七一、五七 円	五〇七、九三 円	—	—
同 十年	九、二八	一一六、四一	四六、〇四	五三、一八	六一、九四	一、〇一	一四四、四一	四三一、二八	—	—
同 十一年	四、四七	一三五、七〇	四三、〇三	四六、五四	五五、九三	一、〇八	二〇〇、五五	四七六、二八	一〇九、七	—
同 十二年	三、九七	一三五、〇九	四〇、九五	四一、三七	五一、八六	一、三〇	一七三、三〇	四三八、六八	一三〇、〇	—

同　十三年	五、五四	二三、四五	三五、五五	四四、七三	四三、三〇	二、〇九	一四七、三三	四〇三、〇九	二九、七	六八
同　十四年	二、三三	一三〇、四三	三七、九六	四五、一一	四三、四六	二、三〇	一五三、一九	四一四、七八	二七、〇	六四
同　十五年	一、九四	二三、三三	三四、六三	三九、二五	三九、一五	二、二四	二七、五二	三六七、九八	二七、九	六六
昭和　二年	七八	二七、七七	三四、五五	三七、一四	三五、四九	二、一四	二三、八八	三六〇、八四	二四、九	六六
同　三年	六六	一〇五、〇八	三一、九五	三四、八六	三三、四〇	二、一五	一四九、四一	三五七、五一	二四、〇	七三
同　四年	六〇	九八、九六	一八、七七	三一、二九	三〇、五八	二、三〇	一四一、二六	三三三、七六	二三四、四	七九
同　五年	二四	八〇、一四	二五、一三	三三、四〇	二六、六七	一、六六	一〇三、五六	三五八、七九	二七、五	七六
同　六年	一一	五九、五七	二一、六〇	二〇、四五	二一、九二	二、五五	九七、二四	二三三、五四	一四三、三	七九
自昭和七年六月至同八年五月	—	五七、五六	一三、四九	一八、四七	二〇、六三	一、八四	七九、一三	一九一、一三	一三八、四	九六

産業組合生絲販聯合會狀況

（昭和七年度末）

名稱	事務所	經路區域	設立年月日	會長名
保　伊那生絲販賣利用組合聯合會龍水社	上伊那郡赤穗村	中央線辰野驛分岐赤穗村	上伊那郡　大正三、四、二四	河野正一
保　下伊那生絲販賣組合聯合會伊那社	下伊那郡飯田町	中央線辰野驛分岐伊那電終點ヨリ十一町	下伊那郡　同　九、五、二五	大平久雄

有　諏訪生絲販賣購買組合聯合會龍上社

有　生絲販賣購買利用組合聯合會中信社

諏訪郡永明村　中央線茅野驛所在地

松本市大字筑摩字巾上　松本驛ヨリ約一町

諏訪郡　昭和五、四、三　濱　庄左衞門

東筑摩郡南北安曇郡　同五、一〇、三　神戸入郎

長野縣產業組合製絲場分布圖

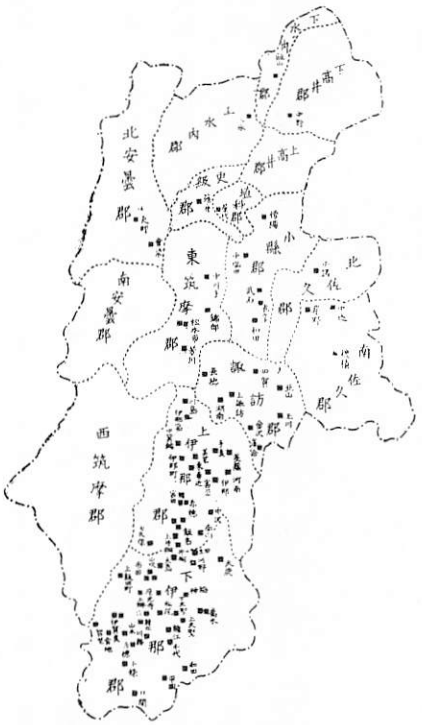

長野縣生絲販賣組合一覽表

（昭和七年度末）

組合名	所在地	設立年月日	組合長名	區域内養蠶家戶數	組合員數	出資口數	出資金總額	拂込濟出資額	諸積立金	固定設備費	借入金	手形多數（）條	供託額（△）印紙金額	販賣價額
				戶	人		圓	圓	圓	圓	圓		圓	圓
保有 協同製絲販賣組合	南佐久郡岸野村	大正九、六、一〇	岩下幸平	四、〇一五	四八九	一、一〇五	五五、二五〇	四三、九四二	一	七二、九七九	一七八、七四七	一六〇	二八、九三五	一九九、一五七
保有 愛社製絲販賣組合	共同	同	篠原千代造	三、四三〇	六二八	一、七六三	八八、一五〇	四三、六〇一	—	四六、八四九	一六八、四九〇	八〇	二、四〇三	三二、五三八
有 興製絲販賣組合	中込町	一四、一二、一九	水間倉之助	五、一一五	六四三	二、三二九	一一、一五〇	五一、四六二	—	一二一、九五八	三三、六四三	二七〇	三、六四三	一三〇、九二五
有 小諸生絲販賣組合	北佐久郡小諸町	昭和五、九、三	市川多萬吉	—	七四七	一、三〇三	三六、二一〇	九、七七七	—	三八、三〇八	四〇、〇三〇	一〇四	九、二〇九	五五、五〇〇
無 信州販賣組合長生社	小縣郡長窪古町	大正四、五、二六	米澤七太郎	一、四〇〇	一八〇	九八八	四九、四五〇	四四、六〇	二、一二八	四八、七八三	一三三、八二六	四一	八、三五五	四八、三六五
保有 信販購利組合和田村	同	同四、一〇、四	長井次郎	九五〇	八二〇	一、七六五	八八、三〇〇	六三、九六七	三、四九九	四七、一二七	一四七、三六四	七四	六、七三三	四九、六三六
有 武石製絲販賣組合	武石村	明治三六、五、九	柳澤賢次郎	七五三	三〇四	四八二	二七、〇〇〇	一四、四〇一	一八〇	三七、〇〇〇	九四、八〇六（五三）	一〇三	一三、五九〇	八、七八一
有 川西生絲販賣組合傍陽社	中鹽田村	同三五、三、一〇	上原直一郎	三、七八一	九七五	八八五	四四、二五〇	三一、〇六一	—	二四、四〇〇	八三、五四六	八二	四二五	三三、一〇〇
保有 生絲販賣組合傍陽社	同	同	三井庄次郎	三、二〇〇	三一一	四八四	一五、七八〇	二、九〇四	五、九二五	三五、三六八	一〇三、〇一三	五〇	一二、六九八	七五、七四四
有 四賀生絲販賣組合	諏訪郡四賀村	大正六、五、三	矢島千里	九七〇	九一〇	二、八二三	一四一、一五〇	一三五、五五七	三、二九二	九八、一三六	一〇三、〇一三	一五五	一三、四五八	二九八、五六一
保有 諏訪中央製絲販賣組合	諏訪町	昭和五、九、八	大和仁平	六三八	五〇八	六〇五	三〇、二五〇	二九、〇五五	七、六二八	二一、九五八	三三、三八四	二七〇	二、三一三	三五、五〇〇
有 落合生絲販賣購利組合	落合村	同六、三、三〇	五味仙之助	一、六五六	一一三	三、九〇五	一五六、二〇〇	一四四、八一八	四四五、三四九	一二、八九八	四〇、〇三〇	一〇四	九、二〇九	五五、五〇〇
有 諏訪町生絲販賣購利組合	同	同九、五、八	大和仁平	六三八	五〇八	六〇五	三一、二〇〇	二九、〇五五	七、六二八	二一、九五八	三三、三八四	二七〇	二、三一三	三五、五〇〇
保有 上諏訪町金澤生絲販賣組合	同	同	太田岩重	一、一一六	一一三	七九〇	三九、五〇〇	三四、〇五五	三、二三八	二三、二五九	一二〇、六九〇	三〇五	三、二三八	三四、〇五五
有 金澤生絲販賣組合	同	昭和二、一二、八	山田重一	一、六五〇	四七三	七五四	三七、〇〇〇	三四、八五〇	二、六二九	二八、九五八	一一八、三七〇	四〇	二、六二九	三四、八五〇
有 湖北生絲販賣購組合	同長地町	同二、一二、二七	高木繁平	一、二四六	四五五	一七〇	八五、〇〇〇	七九、〇五五	二、〇五五	二八、九五八	一一八、三七〇	四〇	二、六二九	三四、八五〇

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

發達せるもの若くは明治維新以後常職を失ひたる士族授産の爲に興れるものにして其資本乏しく、辛うじて工場を建築すれば資本既に竭きて購繭の資に窮し、最初より賃挽を行ふもの、或は資本を他に仰ぎて事業を創始せるも資本主の失敗によりて開業後僅々一—二年にして廢業の止を得ざるに至れるもの、或は絲價の變動によつて忽ち倒産するもの等相つぎ、其永續せるもの極めて稀なり。

凡、何れの事業と雖、時に利不利あるは數の免れざる所なりと雖、其隆替の迅速なる事製絲業の如く甚だしきもの蓋し尠かるべし。

其原因固より多かるべしと雖、主として絲價の急激なる變動に基くものにして、明治の初期に於ては、更に銀相場の騰落之に加はりて其打撃を一層大ならしめ、資金薄弱の業者をして益々經營難に陷らしめ、加ふるに金融機關の不備を以てせしかは恰も贏顚劉蹶して興亡常なき隣邦支那の如く盛衰興亡の速かなること實に驚くに堪えたり。

此間にありて幾多の困難に堪え窮乏を忍び一意專心斯業に邁進して最初數人の撚子を有するに過ぎざりし小工場より漸次發展して世界的大製絲會社となれる片倉會社の如きありと雖多くは財界の怒濤に飜弄せられ、明治時代創業の製絲工場にして今日に存するもの極めて少く長野縣製絲工場調によれば次の百三十八ヶ所に過ぎず、然も明治十年以前創業と稱するもの、中には其當時の長野筑摩兩縣の器械製絲場調に揭載無きもの多ければ眞に明治時代創業の製絲場は此内尙幾割かを減じたるものならん。以て製絲業經營の容易ならざる一端を窺ふに足らん。

明治時代創業の製絲工場　　昭和九年三月調

| | | |

| | | |

訪町に七曜星社を創設し共同揚返をなせしが、明治二十三年分離して平野村下濱に龍上館製絲場を設け小口善重を社長とし、小口村吉副社長となりて經營せり、其後明治三十五年之を解散し、翌明治三十六年より一族を糾合して鞏固なる一團を組織し、山十組と稱せり。當時其製絲工場は第一、第二の二工場釜數合せて四百五十なりしが、其後一致協力積極政策を以て斯業に邁進し、遂に大山十組を完成するに至れり。當時の山十組の組織を窺ふべき小口家の系圖並に明治三十七年以後創設せる工場を表示すれば次の如し。

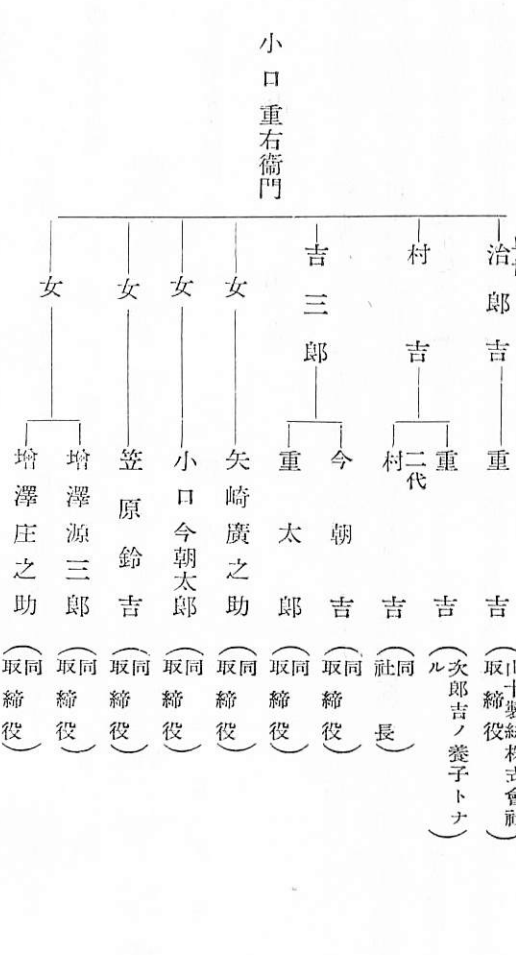

六　工場

諏訪郡平野村下濱　明治三十七年　新町工場　武州　明治三十八年

仝　工　場	諏訪郡平野村下濱	同　四十年	公　工　場	諏訪郡下諏訪町	同　四十二年
木曾川工場	愛知縣	同　四十三年	一ノ關工場	岩手縣	同　四十四年
金　工　場	諏訪郡平野村下濱	同　四十五年	本庄工場	武　州	大正二年
木ノ下工場	滋賀縣	大正二年	二日市工場	福岡縣	大正三年
小山工場	栃木縣	大正五年	大六工場	諏訪郡平野村下濱	大正六年
福島工場	福島縣	大正五年	沼津工場	靜岡縣	大正五年
宮崎工場	宮崎縣	大正五年	大邱工場	朝鮮大邱	大正七年
米子工場	鳥取縣	大正八年	田中工場	長野縣	大正九年
福山工場		大正十一年	前橋工場	群馬縣	大正十二年
大分工場	大分縣	大正十二年			

かくて山十組は家長たる小口村吉を組長として異常なる發展を遂げしも、元來匿名組合は親近なる一族が一人の統率者の下に結合せるものにして其結合の鞏固なる間は都合よきも一朝其間に不和を生じ或は統制を紊す如き行動を爲す者を生じたる場合には忽ち破綻を免れず。且、又世界大戰以後事業の擴張に伴ひ、益々資本を增大し資本主義的經營に適する組織に改むるの必要に迫まられ、大正九年片倉組まづ株式會社組織に改めしが、山十組も大正十四年十月十日資本金貳千五百萬圓の株式會社に組織を變更し、取締役社長に二代目小口村吉、取締役に小口今朝吉・小口重吉・矢島廣之助・小口今朝太郎・小口重太郎・笠原鈴吉・增澤源三郎・增澤庄之助等就任し繰絲釜數壹萬六千余釜となれり。昭和二年十一月株主總會の決議により社長を廢して代表制となす事となり藤田秀雄代表取締役に就任せり。昭和五年七月

現在經營の工場縣内八工場三、二一一釜、縣外十八工場一一、二六二釜合計壹萬四千四百七十三釜を有する大會社なりしが、昭和二年代表制となせる以前より既に統制宜しきを失ひ各自勝手の行動を行ふものを生じ、一意家業に專念せず、加ふるに不況の襲來にあひて之を突破すること能はず遂に昭和五年を以て沒落の運命に陷れり。

現今山十組製絲工場跡には明治三十六年山十組組織前の名稱をとれる龍上館製絲場あり株式會社組織にて山十組と關係深き笠原龜之助氏社長となり第一工場二〇八釜第二工場四〇九釜合計六一七釜の運轉をなしつゝあり。

山丸組

山丸組は明治二十年六月上高井郡須坂町に於て越澤三郎が蒸氣汽罐を使用し二十六釜を以て製絲場を創設せしに始る。ついで明治二十五年四月山木製絲所を經營し、同三十年六月には金丸製絲場を始め、同四十年には埼玉縣大宮町に八一二釜の大製絲工場を創設し、同四十三年には丸製絲場を設け、翌四十四年には愛知縣安城町に七五四釜の工場を創設し、大正元年には上高井郡日瀧村に二一六釜の分工場を設け、大正六年には公製絲場を設置し、大正七年には大倉喜八郎男を慫慂して生絲業に投資せしめ、大倉製絲場を須坂町に創設したりしが、大正十三年地方人共存共榮の趣旨により大倉製絲場より分離して長野製絲株式會社を設立して其社長となり、大正十四年長野市吉田町に工場を增設し、大正十五年には信越製絲株式會社を起して之が社長となり、新潟縣村上町に工場を設置せり。

山丸組は創業以來俊明社に加入し明治二十七年二月組長越澤三郎は俊明社長に擧げられ、專ら製絲の改良に努め來りしが、其組の規模擴大し、須坂町に於ける同組の繰絲釜數のみにても二千數百釜を數ふるに至りしかば、獨立せる再繰所の必要を認め昭和二年揚返窓數二千數百を有する山丸組再繰所を設けて、同組經營の「山丸」「金丸」「山木」「金

ト」「山一」「金七」等各工場の揚返は全部此所に於て之を行ふに至れり。

山丸組に於ては製絲改良の爲夙に工男女養成の機關を設け、又、工男女修養慰安の道を講じ、明治四十一年長野市に開催せる一府十縣共進會の際の演藝館を購入し來りて職工慰安所を建て又病院を建築して各科專門醫を聘して診療に當らしむること當時の長野赤十字病院の如くする等專ら職工の福利增進を圖れり。是より先蠶品種改良叫ばるゝや三井物産の伊藤精一氏に依頼し率先して伊太利よりバール系黃繭種を輸入し初め德島地方にて飼育せしめ、大正五年蠶種部を設け、須坂町の近郊相森に桑園を設けて優良桑を栽培せしめ蠶室參棟及冷藏庫其他蠶種製造所を新築して蠶種製造を開始し最初梅津某を主任とせしが後に工藤芳彥を主任として專ら優良蠶種を製造せしめ繭品評會を開きて共普及宣傳につとめ優良蠶種を配付して其產繭を引受くる等特約組合の先驅をなせり。卽ち山丸組は明治二十年越氏が僅か二十六釜を以て創業せしより漸次發達し約三十年間にして其所有製絲工場の釜數六千七十八釜使用男女亦六千餘人に達し、南信の片倉組と相對して南北の兩大關と稱せられ、ことに個人經營としては其釜數に於ても工場組織の完備せる點に於ても嶄然として群を拔けるものなりき。

同組の組織は諏訪地方の何組と稱する匿名組合とは大いに其趣を異にし、全く越澤三郎個人の力によりて經營せるものにして、氏は年少十五才にして實社會に投ぜられしより、多年の体驗によりて得たる活ける、社會教育によりて其人格を完成せるものなるが故に、よく人を見るの明を有し、適材を適所に用ひ以てよく其大を致せり。氏の股肱として活躍せる水野藏作は、氏が東糀屋小田切新藏より分家の際、所謂家付番頭として氏に從ひ來れるものにして爾來大正十年其死に至る迄、山丸組の事業の經營劃策に參與し。事業上の事は一に彼の意見に聽きて決行せりといふ。彼大正八年來絲價奔騰せる際にも氏は、翌九年正月より水野を橫濱に派して盛に賣らしめ、嗣子泰藏氏等が猶騰貴すべしとの

思惑より密に賣止せんとせる際にも、水野に電話して之を知り依然として賣拔かしめ遂に最高四千四百四十圓迄賣らしめ同年三月約三百萬圓の利を得たりといふ。當時此の如く賣り拔ける人は氏の外僅々二三人に過ぎざりきといふ、以て氏が機を見るに敏にして製絲經營に非凡の天才を有せしを見るべし。

然るに大正十年水野の死につぎて、翌十一年組織を變更して株式會社と爲さんとの計畫略々成りしも嗣子泰藏氏の阻止する所となりて行はれず加ふるに、世界大戰の影響による財界の大動搖と米國財界の不況による絲價の大暴落とに逢ひ、さしも「信州越」の名を以て京阪の財界に重きをなせる山丸組も昭和五年を以て沒落の悲運に際會せるは痛惜に餘りありといふべし。

然りと雖、氏が多年製絲業の爲に盡せる功績は一般の認むる所となり、大正八年七月皇太子殿下長野市へ行啓あらせらるや、龜井侍從を御差遣遊ばされ、大正十三年には、閑院宮殿下親しく氏の工場に御台臨あらせらるゝの光榮に浴し、昭和三年には實業に精勵し業民の模範たるの故を以て勅定の綠綬褒章を賜ひて其功績を表彰せらるゝに至る。加ふるに氏の心血を濺げる金丸製絲所（五五四釜）並に山丸組再繰所は女婿越六郎氏之を經營しつゝあり氏亦以て瞑すべきなり。（人物篇越壽三郎參照）

第二節

第一項　工場の設備

工場敷地及建物

開港以前の純然たる副業時代は勿論工場の設備なかりしも幕末に及びやゝ專業的に製絲を行へるものにつきて見るも其設備は極めて簡單なるものなり。

東筑摩郡波田村中島勝次郎（文久元年生七十五才）の談によれば『祖父菊彌の時代より製絲をした。製絲は下で二階には飛驒から來た工女が五六人もとまつて居た。父民藏の時代は十人位であつた。此頃は炭取の座繰で鐵の二升鍋で一日に三升位挽いた繭四百匁が一枚でこれを二枠にあげて二かなにした。裏二階は揚枠になつて居て揚返は母の仕事であつた。のぼせは松本飯田町の佐原市右衞門本町三町目近藤譲一郎に賣つた。開港當時菊彌は江戸へ行く途中甲府で絲の外國へ賣れる話を聞いて、其所から不寢に引返し佐原に話してやつたら。えらいもので佐原は夙くに知つて居た』云々以て其家が工場たり寄宿舍たり、又揚返場にして一家を擧て斯業に從事せる家內工業時代の有樣を知るを得べし。

次に天保時代より製絲を營める（同家所藏の座繰器に記載せり）安曇郡（現今は東筑摩）下平瀨、望月瀨左衞の後裔なる望月初枝氏母堂の談によれば『明治三十四年二月二十八日の火災で燒けてしまつたがそれ迄は絲引屋といふ細長い長屋があつてそこで工女が絲を引いて居た。二階は工女を寢せる樣になつて居た。工女は飛驒あたりから來た、其中の一人中野はなといふ人はこちらへ絲付いて生きて居るたしか八十五才位とおもふ。又より屋があつて挽いた絲を撚つて染めて賣出した。』といひ。又、文化七八年頃より爲登絲を製造せる下伊那郡龍丘村木下金作氏につき木下秀男氏母堂の談によれば『木香屋（木下金作の屋號にして別に木金ともいひ其方がよく通つた）は此地方切つての大製絲家で繭は近村は勿論赤穗、飯島、七久保邊から買ひ求め上繭を撰つて挽かせた（これ飯田絲の名聲を博せる所以）まゆえり二三人で始終撰つて居た。えり出し繭は八十人位の工女に七日に一遍づつ挽かせた。

絲長屋があつて下は土間で絲をとる所となり二階は寄宿舍であつた。井の水質頗るよく木金の絲といつて有名であ

つた。深さ十三間もある井だが夏挽が終ると水も涸れた。朝の五時から午後四時迄休みなしに挽いた。挽賃は一升十二錢位。一日に五升位挽く。

出し枠といつて子供老人等が毎朝來て量つて貰つて繭を持つて行つて挽く。この爲に繭配り人足が三人位いつも居た。

とつた絲を浸す舟があつて十七枠位一度に其舟の中に入れる。

値の定まるのはゑびす講で、勘定も其時にする必要な金は其時々に借りて行つて遣ふ。

荷印は㊥であつた。明治十四年に初代目金作が死んで、法名　興信院大圓全鼎居士、から製絲業を廢し、二代目金作は遊んで暮した。孫の修一は始めて此地方に自動車三台を買入れて來て自動車屋を始めたが、すつかりなくしてしまつた。』

卽、望月瀨左衞といひ木下金作といひ幕末より明治初年にかけてやゝ專業的に製絲を行へる人々は住宅の外に絲引屋若くは絲長屋とよべる製絲工場を建築して製絲業を行へるを知るべし。

然れども一般に未だ此絲引屋すら有せず下諏訪町白鶴社長三井十一氏の談によるに「明治初年は藏の前に庇を出しそこにて座繰をとらせた」といひ上諏訪小口銀助（安政三年生　八十一歳）の談によれば製絲玉片倉兼太郎氏の如きも最初は鍋取で藏の前に庇を出し五六人の工女に挽かせ居たりといふ。

然るに明治三年小野組經營の築地製絲場成り、ついで同年計畫せる勸農寮直營の富岡製絲場明治五年に開業するに至りしかば之に倣ひて本縣各地にも大小の機械製絲起れり。

而して當時本縣各製絲場がとつて以て範となせし築地製絲場の敷地并に建築物等は知られざるも富岡製絲場につき

ては本縣公文中に左の如き平面圖あり以て其設備の一般を窺ふを得べし。

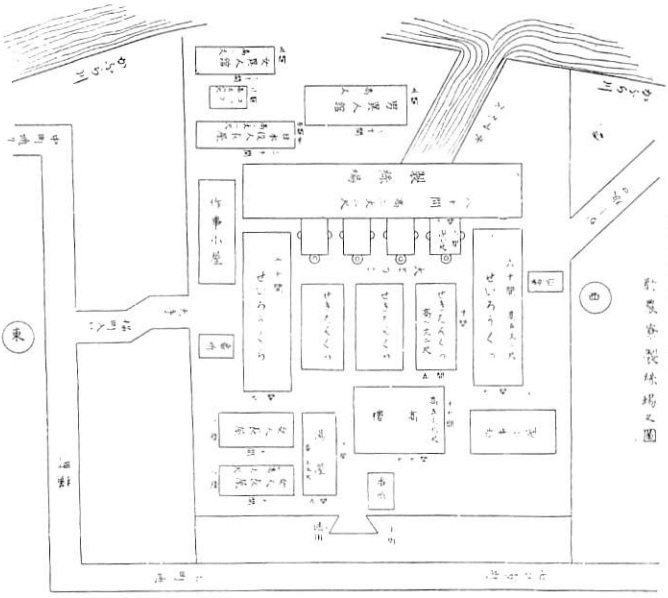

上州甘樂郡富岡表
勸業寮製絲場之圖

上州甘樂郡富岡表
勸業寮製絲場之次第

惣かまへ四町三方ねりべいにて高一丈二尺南ハかぶら川がけ十丈水あげ口三ヶ所横町大手御門入口ニ南北へ六十間東西へ七間高五丈二尺のせいろう藏立此北ニ東西三十間南北へ六間高二丈二尺の中ろうか日本女人長屋二棟立上下六十部屋ヅヽアリ此西ニ十間ニ五間高一丈五尺の湯どの立上町通用口ヲ入テ西ニ南北六十間東西七間高五丈二尺のせいろう藏立此東ニ十七間四面三階にて五丈八尺の高どの立此南に五間に十間高二丈二尺の石炭藏三ヶ所立此南に三間四方深七尺の唐銅の大どうこ四ヶ所有此目方何れも五千貫目此鐵炮丸サ一丈二尺長サ二間目方千貫目小鐵炮八本長サ八尺丸サ四尺五寸何れも目方四百貫目此南に東西八十間南北八間高サ三丈二尺箱むね六尺兩方ギヤマン板ニテ張切立方土台三尺切石にて積上げ其上柱尺角屋根下迄煉瓦石にて積立此辰巳に東西三十間南北四間半高サ二丈二尺日本役人長屋立此南に五間に三間高サ一丈八尺のコックと云ふパンせいし場立此南に東西廿間南北五間高サ三丈惣板張女異人館立此南西に東西廿間南北五間高サ三丈男異人館立當分出來あらましを世上へ御案内致候

オランダ八ばん

當分入込　ブリウナ様

差圖役　外　二十五人

製絲場　フランス女異人　五十人

まゆ蒸せいろう惣數拾貳萬　日本製絲女　八百人

異人けいご　七日市　小幡

富岡製絲場は元より天下の模範工場として建設せるものにして、其工費の如きも當時の金にて十九萬八千五百七十二圓を要したりといへば、其設備の完全なりしは論なく、地方民間經營の製絲工場の如きは、之に模倣せんとするも及ぶ可らざりしならんも專ら範を之にとりし事は松代六工社の增澤壬子吉氏の談に「六工社の器械の様式や寸法は全く富岡の通りにした、但し富岡のやうに費用をかけるわけには行かないから或は材料をかへ或は製作を簡易にするなど種々工夫を凝した』とあるによりて略々其苦心を察するを得べし。

信州に於ける器械製絲場の最初は明治五年諏訪郡桑原村に創立せられたる深山田製絲場にして同場は同年見學の爲東京築地製絲場に入場して歸鄉せる藤森儀右衛門主として其設備の任に當りたれバ萬事範を築地にとれる伊太利式のものたりしなるべしと雖、其敷地、建築物等につきては詳細を知る能はず、土橋年太郎氏所藏の「諏訪器械絲場總調」に壬申器械入用千三百十五圓十九錢明治六年仕ツキ（但家作諸道具クリカへ蒸し具共）千四百圓六十二錢とあるによりて其設備費の一般を知るを得ると、明治六年三月に諏訪藩學長善館の稽古所（七間梁拾九間）を拂下げ七間梁九間三階造りに改造し、揚返場、支

配人居室、食事場、繭置場等となし、最下層は物置及薪置場となせること「深山田絲場建續繪圖面仕樣書」によりて知るを得るのミ。

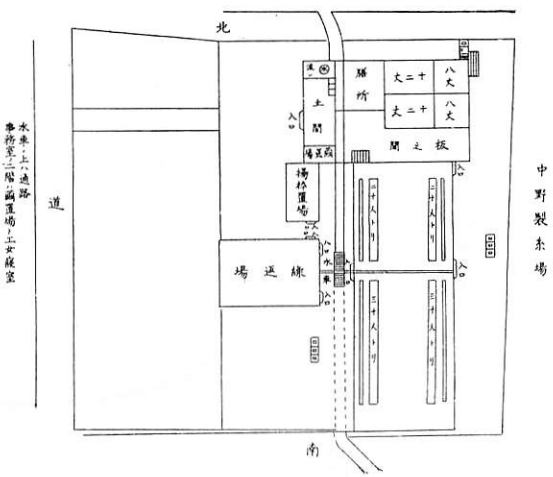

明治六年高井郡中野に設置せる中野製絲場は平野村誌一四六頁註(15)に小野組が信州に設立し若くは資力を藉して設立せしめたる器械製絲場中に擧げられども長野縣公文編冊明治六年生絲之部によれバ、縣費より一千圓を支出し其他は中野町及附近町村有志の寄附によりて設立せられたるものにして、同書に添付せる平面圖によれバ最初百人取の製絲場、事務室(二階ハ繭置場及ビ工女寢室)炊事場、繭蒸場、揚枠置場等を備へ其規模の大なる當時官設富岡奥州二本松製絲場と共に本邦三大製絲場と稱せられたりといふ。(小野組よりは聯繭資金の融通をうけたる如し)

明治七年埴科郡西條村に建設せられたる西條製絲場(現在の本六工社通常六工社と稱す平野村誌一四八頁にも西條村字六工にあるを以て六工社と稱した、とあれども本縣公文によれバ西條製絲場にして當時の錦繪などにも西條製絲揚とあること寫眞に見るが如し)は約六百坪の敷地に左圖の如く繰絲場、揚返場、工女部屋、帳場即事務所炊事所、浴室、土藏、薪置場、物置等を建築せるものにして、總工費二千八百六拾貳圓を要したりといふ。

而して、こは當時にありては頗る贅澤の設備なりしことは六工社を視察せる諏訪製絲家の評によりて想像する事を

得（増澤壬子吉氏談「諏訪邊りからもよく視に來たが此所の設備を見て算盤をとつてやる仕事だからこんな大名仕事は出來ぬといつて別の式をとつたと聞いて居る」とあり）

諏訪郡西條村製絲場略圖

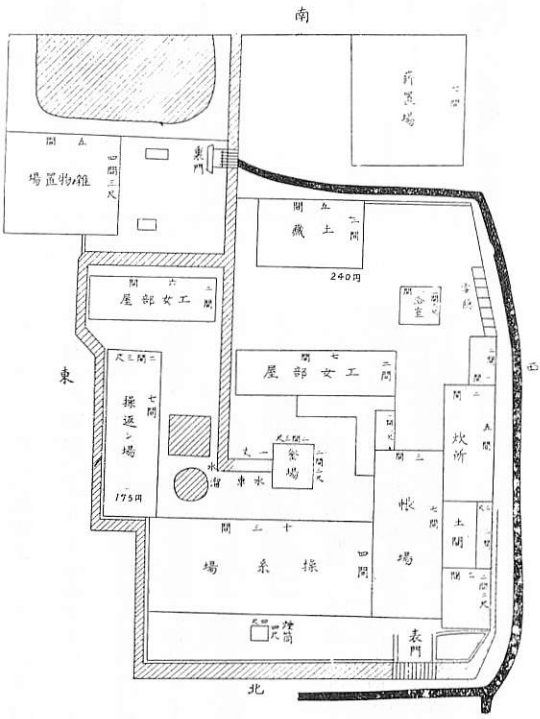

明治八年諏訪郡平野村に建築せられたる中山社は、武居文炳氏所有地九畝十八歩、井上壯吉氏所有地三畝十二歩合計一反三畝の敷地に、六間に十二間の繰絲揚、（二階は繭置場）九間に五間の帳場兼食堂兼揚返場の二棟を設けたるのみにして、明治八年三月武居孫次郎外八名の連名にて筑摩縣令永山盛輝に出願せる「生絲製造場願書」に添付せる左圖を前記西條製絲場の圖と對照せば、諏訪地方製絲家が如何に簡易實用を主とせるかを察するを得ん。

（尚左圖は平野村誌三〇八頁所載濱浩平氏所藏の圖とは異るも。本縣公文編冊明治八年生絲之部所載の圖によるものなり。）

明治九年六月開業せる諏訪郡川岸村三澤區の深澤社の如きも其構造は中山社に類するものにして、同區熊野社より一町程登りたる一ノ澤川の上流を利用して水車を仕掛、運轉せるものにして、其工場は二階造とし、階上は揚返場、階下は土間にて繰絲場となせりといふ。（横内一郎氏の讀によれば該工場は民家となりて今尚存すといふ。）

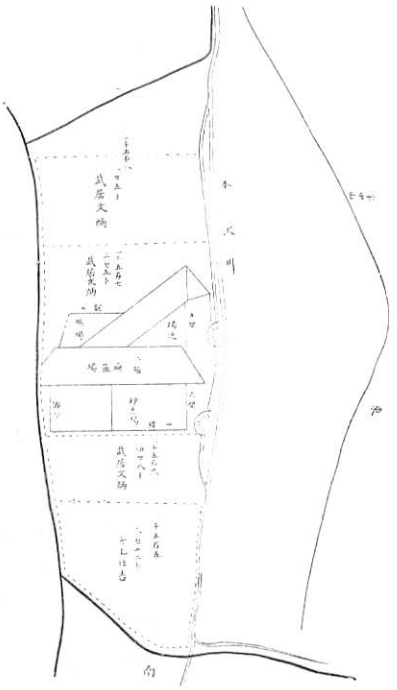

明治十一年縣下の模範工場として、長野町に設けられたる長野製絲場は、富岡製絲場に模したるものにして、敷地總坪數七反七畝二十四歩にして一釜當り（明治十一年設立當時二十五釜なれども明治十二年より五十釜となりしを以て五十釜として計算す）四六、六八坪に當り、極めて餘裕ある敷地のとり方にして、明治十六年諏訪郡平野村製絲工場の平均四、四一坪の約十一倍に當る。

其建物の如きも、製絲場のみにて間口二十三間奥行五間百十五坪なれば一釜當り二、三坪に當りこれ又平野村の平均一、二九坪の約一、七八倍に當れり。而して此外に食堂事務所、工男寄宿所、工女寄宿所、蒸氣釜場、揚返所、結束

所表門番所等あれば當時の設備としては殆んど間然する所なかりしものならん。

左に其平面圖を示す。尙動力としては英國製六馬力の蒸氣機關を用ひたれども當時一般の製絲工場にて用ひたるが如く鐘鑄川の水力を利用し水車を仕掛けたること圖に見るが如し。

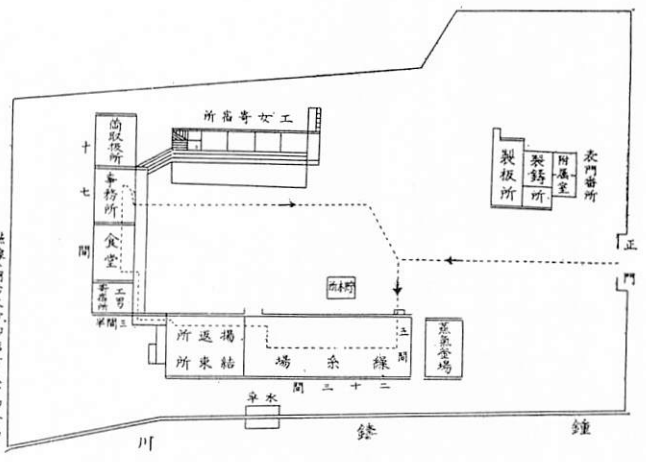

東行社につぎて早く共同揚返を行へる開明社の建物は入口より正面に二階建の事務所ありて其一部は檢査室、束裝室、食堂等に充て階上は工女寢室となり、之と直角に三間に二十三間の細長き揚返工場並列して作られ各其一端は正面建物に接續して其排列平面は恰も櫛齒狀を呈せり。而して此樣式は其後各共同揚返場及び製絲工場の建築に用ひられ、爾後同地方に於ては次第に之に類似せる一定の形式をとるに至り、諏訪地方獨特の形式として採用せらるゝに至れり。卽ち繰絲場は概ね奥行三間半の細長き長方形にして並行する工場と工場との間隔は三間、その方向は南面して稍東に傾くを常とし事務室は、此工場と直角にその前方に接續して二階建となし階上を工女の寢室に充つるを常とせり。揚返場は繰絲場と並行して建てられ其一端の事務室に連ることも同樣にしてたゞ其奥行は三間にして繰絲工場より稍狹く、時に二階建のものも存せり。

大正八年頃より横揚廢され縦揚行はるるに至りしより、土地を經濟的に利用せん爲略々方形に近きものを作り屋根を鋸齒狀硝子張としてそこより採光する如き建築方法をとる者をも生せり。

繰絲場の構造は高さ四尺幅六尺の硝子窓を兩側全部に作り、之に面して繰絲器械二列を裝置するが故に工女は二列背合せをなして作業す。屋根には中央一間を隔てゝ高さ一尺五寸幅六尺の廻轉窓を相對して作り換氣作用をなさしむ。諏訪地方は冬期寒冷なるが爲工場は奥行を狹く高さを低くし特に冬期は二吋パイプ二本に蒸氣を通じて場內を煖むる裝置をなすを普通とす。

此他製絲工場の建築物としては煮繭所（煮繰分業の場合）乾絲室、檢絲室、仕上室、繭受附所、殺蛹乾繭所、貯繭庫、機關室、貯炭所、物置、寄宿舍、病室、休養室、便所、役員住宅、門衞所、門、廊下、講堂等あり。

又工場法實施以來從業員の保健衞生に大いに意を用ひ、娯樂室、運動場等の設備をなせるものあり、又工女寄宿舍の改造又は新築せらるゝものありて此方面の設備も大いに改善せられたり。工女の部參照

第二項　工場規模の擴張

本縣の器械製絲は本邦中最も早く普及發達せしも、其最初にありては極めて小規模のもののみにして、明治六年には十人乃至四十九人取の工場最も多く百人取以上の工場は一ケ所もなかりしが明治七年中野製絲場初めて二百人取となりしも內容充實せず、明治十年迄、此狀態を持續せり。其後須坂の東行社組織さるゝに及び始めて五百釜以上の工場本縣製絲工場調に現れしも數工場の連衡になれるものなること後に說く所の如し。

明治十一年五月太政官は布告して蠶絲業に關する煩雜なる條例規則を廢止し區々たる取締撤廢せられしかば總ての

施設經營人民の自由となりしが、明治十四年聯合生絲荷預所問題の爲內外商の間に紛議を醸し之が爲に大打撃を蒙り破産せる製絲家も少からざりしが其後漸次恢復し、ことに明治十九年蠶絲業組合規則發布せられ地區を定め組合を設けしめしより、其規模大となれるもの多く、明治廿一年本縣蠶絲業組合に於て調査せる製絲工場調によれば、二百釜以上の工場左記二十三ケ所に達せり。

郡名	製絲場名	創立年月	釜數	社長	郡名	製絲場名	創立年月	釜數	社長
上高井郡	東行社	明治八年一月	一四五釜	青木彌七	上伊那郡	中伊那社	一七年七月	二五四釜	小平友一郎
同	俊明社	一七、四	一、二六四	小田切豊太郎	同	東洋社	九、五	二五〇	小林德兵衛
諏訪郡	開明社	二、三	八〇〇	片倉傳太郎	東筑摩郡	屋滿登組	二、五	二四八	太田耕造
下伊那郡	長谷川組	六、五	五六六	長谷川範七	上伊那郡	天龍社	一〇、六	二四四	北原正造
同	伊那製絲會社	八、七	四五四	不詳	西筑摩郡	信西社	一〇、三	二三九	松園治三郎
諏訪郡	改良社	六、七	四三四	濱半三郎	北安曇郡	最信社	一三、六	二三五	上原一二郎
同	七曜星社	一〇、六	四三二	小口善十	同	得信社	九、六	二三〇	曾根原大吉
同	鷺湖社	一〇、六	三六八	茅野彌右衞門	西筑摩郡	信友社	九、六	二二七	古瀨浩
上伊那郡	明十社	一〇、一〇	三〇三	春日佐七	埴科郡	六工社	七、八	二一三	大里忠一郎
諏訪郡	平野社	八、	三〇〇	小松常重	上伊那郡	宮田製絲組	一〇、七	二〇六	不詳
同	白鶴社	九、六	二九〇	三井仁兵衞	同	太陽社	七、五	二〇二	塩澤佐七
同	矢島社	七、六	二七八	矢島清次郎					

然れども其大部分は明治十九年の蠶絲業組合規則によりて組合を組織せるものか然らざれば共同販賣若くは共同揚返を行はんが爲に數個の工場が連衡せるものにして個人の經營にて二百釜以上に達するものは一もなかりしなり。

其後明治廿二年に至り、蠶絲業組合規則を廢して自由ならしめ別に縣令第四十五號を以て蠶絲業取締規則を發布せしかば之に基づきて製絲業組合を設けて斯業の擴張をはかるもの增加し「明治二十六年長野縣製絲工場調」による本縣內二百釜以上の製絲工場次の如く漸次其規模の大となれるを見る。

郡名	工場名	創立年月	釜數	社長
上高井	東行社	一〇、八	一、三七二	
同	俊明社	一八、五	一、六七〇	
北安曇	得信社	一四、七	六七六	
上伊那	朝陽社	二七、六	三四七	
同	合資會社松城館	三一、七	三三五	
上伊那	開睦社	一八、三	二九九	
諏訪	小口善重	二一、七	二九三	

郡名	工場名	創立年月	釜數	社長
上伊那	小野社	二五、六	二八四	
同	蠶業社	三一、六	二五〇	
上伊那	太陽社	七、六	三三四	
同	丸茂製絲場	三一、六	三二四	
諏訪	尾澤金左衞門	六、六	三一〇	
埴科	松代製絲場	一一、七	二一〇	
同	絲玉館	二六、三	二一〇	

而して同年調査「農商務省全國製絲工場調」中二百釜以上のもの二十三ケ所中本縣製絲工場十四ケ所を數へ然も第一位より第四位迄は悉く本縣製絲工場なるを見るとき本縣製絲業が當時嶄然として頭角をあらはせるを知るべし。

日清戰後約四億圓の償金を得たる事は本邦經濟界に好影響を與へ各種產業發達に必要なる資金比較的潤澤となり、所謂戰後經營の名目を以て各種の事業勃興し、之に伴ひて製絲業の如きも其活動目覺しく本縣製絲家の縣外發展も此

頃に始まれること其項に説く所の如し。

加之明治二十七年七月日英改正條約の成立を始とし久しく行悩みたる條約も着々改正せられ、明治卅二年七月より内地雜居實施せらるゝに至りしがば經濟的海外發展は著しく助長せられ生絲貿易に於ても其販路歐洲方面より新興米國方面に大發展を見るに至れり。

從つて製絲業も其需要の增加に伴ひ從來の家内工業的規模の經營漸く衰へ工場化機械化せる經營法をとるに至れることは日清戰爭前の明治廿六年には縣下に二百釜以上の工場僅八ヶ所なりしに日清日露の兩戰役を經たる後の明治四十年には四十九工場に躍進し、大正七八年の好況時代には百二十三となり昭和四年には最高百四十五工場を數ふるに至れり。

之に反し十釜未滿の小工場は明治四十一年には皆無となり、歐洲大戰中の好況時代には再び群小製絲工場の擡頭を見しが大正十三年以後共影を沒せり。

長野縣製絲工場規模の擴張（規模別工場調）

年度＼規模	一〇人取未滿	一〇—四九人取	五〇—九九人取	一〇〇—一四九人取	一五〇—一九九人取	二〇〇—二四九人取	二五〇—二九九人取	三〇〇—四九九人取	五〇〇人取以上	計	
明治 六年	一	二	二	—	—	—	—	—	—	一四	
同 七年	一	一七	四	—	—	—	—	—	—	一	不明七三〇
同 九年	一四	三七	九	—	—	—	—	—	—	六〇	
同 一〇年	二	四〇	四	二	一	—	—	—	—	四九	
同 一二年	—	三四〇	一七	二	—	—	—	—	一	三六一	

| | | |

| | | |

座繰製絲の減少

器械製絲が輓近科學の進歩と共に其技術益々精巧の域に進み、近時絹織物需要の增加に伴ひ其工場釜數の年々增加し、ことに大規模經營の工場增加しつゝあるに反し、座繰製絲は漸次減少の傾向を示せり。卽明治二十一年長野縣蠶絲業組合の調査によれば座繰製絲工場數五十八　釜數一千百三十二なりしが其後明治四十一年には座繰製絲釜數六千百六十五にして同年の器械製絲釜數四萬四千七百四十八に對し　一二、一一%に當りしが翌明治四十二年より急激に減少し、昭和三年には皆無となるに至れり、最近繭價暴落蠶絲業不況の爲座繰製絲を行ふ者あれども極めて微々たるものにして未だいふに足らず。

座繰製絲の減少

年次	器械製絲釜數	座繰製絲釜數	玉絲製絲釜數	百分比 器械製絲 %	百分比 座繰製絲 %	百分比 玉絲製絲 %
明治　四十年	四三、三九八	五、八三三	—	八八・一五	二一・八五	—
同　四十一年	四四、七四八	六、一六五	—	八七・八九	二三・一一	—
同　四十二年	四七、四五七	九三四	—	九八・〇九	一・九一	—
同　四十三年	四九、〇一六	八四五	—	九八・三一	一・六九	—
同　四十四年	五三、三七七	七〇一	—	九八・七〇	一・三〇	—
大正元年	六〇、七九八	五四五	—	九九・一一	〇・八九	—
同　二年	六三、〇六八	七九二	—	九八・七六	一・二四	—

同三年	六四、二七九	四二七	八三	九九・二一	〇・六六	〇・二三	三五・〇
同四年	六四、四二九	三五七	一二四	九九・二六	〇・五四	〇・二〇	一五・〇
同五年	六八、九八七	五四五	四四	九九・一五	〇・七八	〇・〇七	六四・〇
同六年	七六、四三一	一〇一	六八五	九八・九八	〇・一三	〇・八九	三五・〇
同七年	八三、五五〇	一四〇	六二六	九九・〇九	〇・一七	〇・七四	四七・〇
同八年	八五、六三六	一六一	六四二	九九・〇七	〇・一九	〇・七四	四七・〇
同九年	九〇、〇一〇	二一四	四九三	九九・二一	〇・二五	〇・五四	三四・〇
同十年	九〇、三六六	一八〇	一、三三二	九八・三五	〇・三〇	一・四五	九二・〇
同十一年	八六、三〇〇	二〇五	六三〇	九九・〇四	〇・二四	〇・七二	四七・〇
同十二年	八四、八一五	一三二	二九三	九九・五一	〇・一五	〇・三四	二一・〇
同十三年	八三、四八一	七五	四六七	九九・三五	〇・〇九	〇・五六	三五・〇
同十四年	八〇、五三九	六二	三二一	九九・五三	〇・〇八	〇・四〇	二五・〇
昭和元年	八〇、九一〇	一三九	五一八	九九・一九	〇・一七	〇・七四	四七・〇
同二年	八三、一五五	一一八	四〇三	九九・三八	〇・一四	〇・八四	五二・〇
同三年	八七、三四九	—	三三三	九九・六三	—	〇・三八	二四・〇
同四年	八六、一三五	—	四〇〇	九九・五四	—	〇・四四	二八・〇
同五年	八四、一七七	—	四三〇	九九・四九	—	〇・五一	三二・〇
同六年	八一、六五九	—	四三四	九九・四八	—	〇・五三	三四・〇

同七年	七〇、七六五	三四	二四七	九九・六〇	〇・三五	〇・三五
同八年	六五、九八二	一	四三〇	九九・三五	一	〇・六五

第三項　工場管理と能率増進

工場管理

製絲が家内仕事として行はれし時代は勿論、家庭工業時代に進むに及びても、主人（工場主）以下家族の人々も共に打交りて製絲の業を分擔して營める時代には工場管理の必要も無かりしならんも、工場の規模漸く大となるに及びては多くは青年男女の聚合なれば勢ひ管理の方法を考慮せざる可らざる至れり。

本邦器械製絲工場の模範工場として建設せられし富岡製絲場に於ては佛國人ブラット、ベラン（男）クロレンド、マリー、ルイズ（女）の二人をして全部の見廻りをなさしめ日本人（男）十四名、女十數名をして場内を監督せしめ、絲の細大湯加減しけの出し方蛹の出し方等につき嚴重に注意し工女の風儀等につきても相當苦心したるが如し。幸富岡製絲場開場當時の工女は全國各藩の士族の士女多く、明治初年にありては最も教養ある子女なりしかば其秩序井然たることは富岡日記中廻りの次第の項に「實に規則正しいものであれでなければ眞の良品は製されぬかと思ひます」とあり、又「アルキサン」の項に佛國より來れる製絲教師アルキなるもの明治五年の暮に自分の教へ居りし工女より蜜柑を貰ひし事フリユーナ氏の發見する所となり製絲女教師中第一番製絲は上手なりしも禁足申渡され居りし事あるを見れば其規律の正しかりし事を見るべし。而して本縣に於ける製絲工場も大部分之に範をとれるか爲に工場管理等比較的嚴格に行はれ居たるが如し富岡日記「中廻りの次第の終りに「私は後年に至りましても兎角富岡風で通しました」と

あるは其一端を示せるものなり。

本縣最初の器械製絲場たる諏訪郡深山田製絲に於ては「小野器械方記」七月朔日の條に

一、宗支配　絲改不絶見廻り一人

とあるもの卽工場管理人に相當する如く、其任には土橋彦太郎關鑑藏の兩人之に當れりといふ。ついで明治七年八月開業せる西條製絲場に於ては「富岡後記」部屋長と規則の項に南惣部屋長に和田初子部屋長には福井龜子北惣部屋長横田英子部屋長酒井民子之に當り、又別に取締に樋口某なる人之に當れる旨を示し各工女につきては「皆お宅でお行儀正しくお育ちの人々でありますから寢ころんだり足を出したりする人はありませぬ。いよ〳〵休みます時分入湯致します時の外細帶一つで居る人もありませぬ。（中略）大勢居りますから餘程きつく致しませぬと末は豚小屋の樣になるであらうと思ひましたから」とありて其寄宿舍生活の規則正しかりし事をのべ又「蒸汽元釜の注連繩」の項に於ては釜場の四方に七五三繩を張りて婦人が立入つては釜場が汚れると稱して圍內へ一步も入れざる樣にし以て嚴に工男との間に不品行又は過失を未然に防ぎたり。此横田英子は明治八年須坂に東行社の設立されし時も大里忠一郎氏と共に教師として招聘され又、明治十一年八月長野縣にて長野に模範工場として設立せる長野製絲場には教師として奉職せしが最初に「兎角富岡風で通しました」とある如く富岡時代の規律正しき風を失はずして傳へられたる如し。六工社の增澤壬子吉氏談に「お英さんは偉い人でありました。たゞ業を教へるばかりでなく工女の躾をよくしてくれました」とありて嚴格なる監督をなす一方に於て行儀作法等をも躾けしかば工女はよく之になつきしといふ。

明治八年設立の中山社には中山社々則條例に「製絲掛り一なるものありて其任務は「世話方之義者社中壯年の者日々五名宛交番致都而製絲方檢查致粗製無之樣注意可致事」とありて製絲掛りは教師と共に工場を管理監督し、且指導

の任に當れり。

然れども日清戰役後以前に於ては其工場の規模大ならざりしかば多くは工場主若くは其家族の者にて管理し來りしが工場の規模大となるに及び專任の管理者をおくに至れり。

元來工場管理は主として最も感情に左右され易き時代の青年男女を管理監督するものなれば其、寬嚴宜しきを得て工場能率を擧ぐる事は容易の業に非ず初代片倉兼太郎翁が大片倉組の工場を巡視して惰眠者等を發見せる場合其ドア若くはテーブルの上をコツ〳〵と叩き默々として去れりといふ。これ卽ち川合信水氏の所謂「管理といふ事を考へずして管理する」ものにして、治むるも人治めらるゝも人なれば互に其人格を尊重し皇國第一の產物を生產せんが爲に協心戮力せんとせる心遣を見るべきなり。

世界大戰後勞働問題喧しく勞働時間の短縮、最低賃銀の制定等叫ばれ勞働運動熾烈となるに及び工場管理の如き益々困難となりしが、大正五年工場法の實施と共に工場管理人の責任及權限明となり、工場管理は科學的技術的專門的に進步せり。卽ち工場法第十八條に

「工場主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得。工場主本法施行區域內ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選出スルコトヲ要ス。工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ、但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役業務擔當員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス」

第十九條「前條ノ工場管理人ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場

合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其法定代理人又ハ理事業務ヲ執行スル社員會社ヲ代表スル社員取締役業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同ジ」

とありて工場管理は從來の如く茫漠たるものに非ざるに至れり。

能率增進

製絲能率の增進については本縣製絲家の夙に着眼せる處にして、明治十八年一月開明社長片倉兼太郎より本縣に提出せる業務沿革總說に「明治の初年獨立營業の頃は工女一人一日製絲高三十五目品位下等なりしが結社以來器具及び製絲方に改良を促せり、就中實功を奏せしものは煮鍋取鍋の銅鐵製のパイプを解除するものなり、從前煮鍋取鍋銅製パイプを用ひしに絲色に銅色を帶び又鐵製の煮鍋を用ゆるものは鐵氣を帶びて薄黑色を生じ二つながら光澤を支へ器具は絲色に感染を及すの甚だしきことを發明し之に因て銅製パイフを解除し陶器パイプ附の煮鍋取鍋を製造せしめ之を用ゆるに絲質の精良のみならず扱方に便利あるが故に工女一人一日製絲高五十目品位も亦進歩せり」と器具の改良によりて能率の增進せることを物語り。工女技術の練磨によつて能率をあげたる實例は富岡日記桝數の項に一等工女の日々繰ります桝數は四升五升位が其頃通例でありました。(中略)其の頃同じ切の南台東の角に武州押切と申す所から出て居りました慥か小田切せんとか申す十九か二十才位な人が居りましたが中々元氣な人で桝數も六七升とつて居りましたが或日其人が八升上げました。是が富岡創業以來初てと申す桝數でありました。」下略とあり其後横田英子も八升とる樣になつたので如何にして繰るかを見に來るものありしことをを記せる次に「しかし別にとり方が違ふ譯ではありません只油斷がないのと絲を切らさぬ用心を致しまして湯を替へるにもとりながら追々さきして、わざ〳〵手

間を潰して替へると申すやうな事を致さぬ様に氣をつけて居りますばかり、すべて無益な時間のかからぬ用心のみ致しました。」と以て其能率增進につき苦心せるを想像すべし。然れども能率の增進は單に工女の技術の進歩のみにて好結果を得べきに非ず、其原料繭の優良なること工場設備の完全なること器具機械の優良なる事等は能率增進に缺く可らざる條件なりとす。されば是等の諸點に關し餘り注意せられざりし明治時代に於ては繰絲能率は遲々として進まず、東筑摩郡波田村中島勝次郎翁の談に「維新前後手挽若くは座繰にて一人一日に三升位繰つた」といひ木曾福嶋町中澤男三郎翁談に「生繭でも一日に四升とる人は珍らしく干繭になると二升位しかとれなかつた」とあるに對し本縣の調査せる明治時代の工女一日繰絲繭量は

自明治三十七年至同四十年	四ヶ年平均　四升八合
自明治四十一年至大正元年	五ヶ年平均　六升

にして富岡日記に揭げられたる明治六年頃に比し更に進歩の跡なし然れども富岡の一等工女は優等繭のミを撰きし事なれバ原料に於て優り、又設備の完全なりしは論を俟たざれば之と本縣全体との比較は十分考慮の餘地を存すれども兎に角明治時代を通じては餘りに進歩せざりし事は先に記せる開明社にて工女一人一日五十目をとるにいたりたるに對し明治四十年には五十一匁にして二十二年をへて約一匁の增加に過ぎず。これ良種選擇の聲が日清戰役後擡頭せる所以なり。

かくて明治三十五年には二月早々良種選擇の一着手として蠶種名稱の整理縮小を行ひついで蠶品種の統一をはからんとせり。其後明治三十九年外山博士により一代交雜種の有利なること提唱せられ、大正時代に入り歐洲支那等外國原蠶種輸入せられ大正三年片倉組によりて一代交配種の試育及同繭よりの製絲行はれしより俄然一代交配種全盛時代

を招來し解舒の良好絲量の豊富は相俟つて製絲能率の增進となり、又工場建物の採光、保溫衛生等の設備の改善と、繰絲方法が從來の浮繰法により山形式沈繰法に更に半沈法にと變遷し、又大正の末年より煮繰分業の普及煮繭器の發明ありて著しく能率の增進を見（昭和二年本縣内繰絲法別成績ニヨレバ煮繰兼業一〇〇ニ對スル煮繰分業一三五）又御法川氏によつて多條繰絲器發明されしより各種多條繰絲機本縣に於ても發明せられて益々能率增進せり。

又原料繭に就ても優良品種の普及をはかりたるのミならず飼育法、上簇法等の改善、乾繭及び貯繭方法の改良、生繭及乾繭取扱法より輸送の方法に至る迄細心の注意を拂ふに至り、又、工手の養成訓練等により技術の向上をはかり、技師を設置して、其指導監督を受くる等能率增進につき努力し、最近昭和八年本縣蠶絲課にて立案せる蠶絲業更新五ケ年計畫によれバ一ケ年の作業日數二七五日、對一ケ年一釜當生絲生産數量三七貫對一日一釜生産數量一三五匁を目標として精進しつゝあり。左に本縣器械製絲能率の變遷表を揭げて參考に供す。

長野縣器械製絲能率の變遷

年次	就業日數	對一釜生絲製造高	對一釜一日繰絲量	備考
明治四十年	—	一二、七二三匁	五一匁	
大正元年	—	一五、二七三	六〇	在來種萬能時代輸入系純粹種固定種時代
同二年	—	一五、九六二	—	一代交雜種普及時代
同三年	二五一	一七、七一五	七一	
同四年	二三二	一六、〇〇三	六九	
同五年	二五九	一七、一一二	六六	一代交雜種統一時代

同	六年	二四七	一七、九四七	七三	
同	七年	二六三	一七、七七二	六八	
同	八年	二五六	一八、六九四	七三	
同	九年	二四五	二一、四八八	八八	
同	十年	二五七	一五、四五五	六〇	一代交雑統一時代
同	十一年	二五三	二〇、八八九	八七	
同	十二年	二三八	二〇、一七六	八五	
同	十三年	二四四	二一、四六〇	八八	煮繰分業普及
同	十四年	二六二	二五、一七七	九六	
同	十五年	二六四	二八、一一四	一〇六	
昭和	二年	二六六	二九、四八七	一一二	製絲器械ノ改良發達製絲法ノ改善
同	三年	二六九	二八、八八〇	一〇七	
同	四年	二六六	二九、二〇五	一一〇	
同	五年	二五一	三一、五六一	一二六	就業日數ノ少キハ絲價暴落ノ爲ノ繰業短縮ニヨル
同	六年	二六〇	二九、〇〇一	一一二	
同	七年	二三六	三二、三三九	一三七	
同	八年	二一六	三六、一六七	一二一	

繰絲能率の增進

繰絲能率は原料繭の改良、工女の教育程度の向上技術の熟達、繰絲器械及び繰絲方法の改良進歩等によりて著しく增進せり。「富岡日記」の「桝數」と題する所に「一等工女の日々繰ります枡數は四升五升位が通例でありました」とありて、當時本邦第一の完備せる工場に於て嚴選せる優良繭を繰りても四升乃至五升を以て通例とし六七升を繰る者は稀なりしが其後小田切せん女の八升を繰れるに刺激され、熱心に繰れる結果、横田英子其他の者も八升を繰り得るに至れる事を記せり。

信州最初の機械製絲場たる深山田製絲場に於ける繰絲能率は明治六年六七月には一人一日平均二升九合六才（一升に付平均絲量六匁六九二なるが故繰目は十九匁八に過ぎず。）明治七年八、九月には一人一日平均三升四合一勺九才（一升の絲量平均八匁強繰目は二十七匁三五となる）又平野村中山社初期の繰絲量は明治十年七、八月平均四升一合、九月同四升三合、十月同三升八合二勺、明治十一年四月三升一合、七月四升三合五勺、八月四升五合四勺、九月五升五合三勺、十月三升三合、十一月三升、十二年六、七月四升五合、八月五升五合八勺、九、十月五升八合三勺にして、

十三年六、七月

甲一等四升二合以上（三十二人）　乙一等四升二合ゟ三升七合迄（廿二人）
甲二等三升六合ゟ三升三合迄（十二人）　乙二等三升二合ゟ三升迄（八　人）
甲三等二升九合ゟ二升六合迄（八　人）　乙三等二升五合ゟ以下也（十五人）

八月

甲一等三升五合以上（四十三人）　乙一等三升四合ゟ三升一合迄（二十人）
甲二等三升ゟ二升八合迄（七　人）　乙二等二升七合ゟ二升六合迄（八　人）

甲三等　二升五合ゟ二升四合迄　（七　人）　乙三等二升三合以下（十一人）

十四年　春挽

甲一等二升九合以上　（十八人）　乙一等二升六合　（廿三人）

甲二等二升三合　（廿六人）　乙二等二升一合　（九　人）

甲三等一升九合　（十　人）　乙三等一升八合以下（十九人）

六、七月

甲一等四升以上　（三十四人）　乙一等三升六合　（廿六人）

甲二等三升三合　（十一人）　乙二等三升　（九　人）

甲三等二升七合　（十三人）　乙三等二升四合　（廿一人）

（平野村誌所載　中山條例）

此「中山條例」による時は明治十三年十四年には枡數は却つて減少し居れども其理由不明なり。尚中山社舊工女談によれバ一日の繰目八十匁位が最優なりしといふ。

「清水久左衛門生絲製造簿」に據れば明治八年より十四年迄一人一日繰絲原料繭枡量最多六升位のものも稀にあれども普通は四升なりといふ。（平野村誌）

明治十八年一月開明社長片倉兼太郎の申告せる「業務沿革總説」によれば、明治の初、獨立營業の頃は工女一人一日製絲高三十五目品位下等なりしが、改良鍋を使用するに及び一人一日の製絲高五十目品位も亦進歩せる旨を記せり。

更に明治二十三年の「八社既往十ヶ年製絲報告書」により平野村誌に明治十四年以降三ヶ年毎の平均を算出せるものを見るに次の如し。

明治十四年　三十七匁　同　十七年　三十八匁八

同　二十年　四十六匁九　同　廿三年　五十四匁一

長野縣全体の器械製絲能率の變遷をうかがふべき明治時代の資料は未だ見當らざれども、長野縣の製絲業を代表すべき諏訪郡の製絲業に關し、諏訪蠶絲業誌に記せるものより、器械製絲能率の變遷を窺ひ得べきものを摘記すれば次の如し。

長野縣諏訪郡器械製絲能率の變遷（諏訪郡蠶絲業誌）

年次	釜數	工男女數	製絲概算數	平均一人ニ對スル工女捉産製絲高
明治一四年	一、三六九	一、六〇二人	六、六六一貫、四五四	五四、八
一五	一、二九〇	一、五二〇	六、六七〇、一八七	四六、五
一六	一、三〇一	一、五二二	七、二七四、七二八	五二、八
一七	一、六二四	一、九〇〇	一一、一〇一、三六四	五二、四
一八	二、二四二	二、六二二	一七、九六六、六一九	五四、九
一九	二、五七二	三、〇〇九	二四、七七九、五二	五六、七
二〇	三、一五九	三、六九六	二九、四二七、七八〇	五八、六
二一	四、二三四	四、九五三	四一、六三四、六〇九	五四、四
二二	五、三五二	六、二六二	五三、二五二、六三四	五八、六
二三	七、三三七	八、五八四	七〇、〇八七、一五五	五四、四
二四	七、四五二	一〇、四四五	七九、三九二、五六六	六〇、八

二五	八、四二〇	一〇、八九〇	一〇二、六四六、〇六八	七〇、五
二六	一〇、八八三	一二、六八一	一一一〇、一三三、三一八	五九、一
二七	一三、四二六	一四、九九五	一四四、一三一、七〇〇	六〇、三
二八	一三、四九九	一五、一一〇	一五三、六五七、六八五	六三、五
二九	一二、二一二	一二、四一五	一二六、三三五、七七九	五九、七
三〇	九、九〇九	一〇、九二六	八五、九五六、一四四	四九、二
三一	九、九六九	一〇、六五七	一〇二、八三六、八九七	五五、四
三二	一〇、六五三	一一、四二四	一三五、九七八、三〇七	六三、九
三三	一〇、九六三	一二、〇一二	一四七、三八六、六四五	六四、〇
三四	一〇、六三四	一一、四七八	一五〇、〇三七、〇〇〇	七五、〇
三五	一三、三八三	一四、八二六	一五四、六四七、〇〇〇	六八、〇
三六	一四、四九五	一六、二二五	一七四、四八六、〇〇〇	六八、〇
三七	一二、九一七	一三、六六八	一八一、四九九、〇〇〇	七五、〇

右の表による時は明治時代に於ける繰絲能率の進歩は極めて遲々たるものにして、二十四ヶ年を經て一、二二倍となれるに過ぎず。

又、工女一日繰絲繭量の變遷を見るに次の如し。

蠶品種ト工女一日繰絲繭量

（長野縣蠶業試驗場松本支場編　蠶絲業發達資料による）

年代	平均年數	工女一日繰絲量
自明治三十七年至明治四十年	四ケ年平均	四升八合
自明治四十一年至大正元年	五ケ年平均	六　升
自大正二年至大正六年	五ケ年平均	六升九合
自大正七年至大正十一年	五ケ年平均	七升五合
自大正十二年至昭和二年	五ケ年平均	九升八合

明治四十年代の資料としては「明治四十年矢島社上原製絲場製絲決算報告帳」に同年の一日繰目春蠶五十匁三三六夏掃七十匁一とあり、四十一年開清館の申告書には一台一日生産高一ケ年平均生絲六十目、生皮苧十八匁とありて矢島社のものと略々一致すといふ。

之を前記深山田社の明治六年十九匁八同七年二十七匁三五に比すれば驚くべき進歩といはざる可らず。

卽、信州に於ける製絲工業能率は最初極めて低く一日の繰絲量を多からしむる爲には、唯單に長時間の勞働を工女に強ふるに止るが如き狀態なりしが、日清戰爭以後漸く、雜駁なる原料繭にては優良なる生絲を製造する事能はざる事に注意するに至り、蠶種類調査會を設け、或は蠶品種の整理統一改良等の爲に、長野縣蠶絲業同盟會を設けて優良蠶種を選拔し、之が普及を圖る等蠶品種の改良につとめしが、政府も亦明治四十四年原蠶種製造所官制を發布し、同年十一月種繭審査會規則を發布する等之に力を盡せり。

大正時代に入りては一代交配種の飼育行はれ、本縣に於ては松本市片倉組今井五介、一代交配種奬勵の爲大正三年該蠶種千二百枚を安筑兩郡の蠶種製造家及び養蠶家に無償配布し、其成繭全部を引取、繰絲せるに豫期以上の好成績

を收めしより、「大日本一代交配種蠶種普及圖」の誕生となり速に品種の改良を行ふ事を得たり。

政府に於ても明治四十四年原蠶種製造所（大正三年六月より蠶業試驗場となる）を設けて品種改良につとめ、又本縣に於ては蠶品種整理統一事業の完成と、蠶業各種の試驗研究を行はんが爲に蠶業試驗場を設置して指導奬勵に努めしかば、優良蠶種の普及を見て、在來品種の原料繭に比し、繰絲能率の增進を見るに至り、又繰絲法の研究行はれ、大正十三、四年以來煮繰分業法を實施するもの多く大いに繰絲能率を增進せること次の表に見るが如し。

縣內器械製絲工場數釜數並生絲製造高累年比較表　（製絲工場調による）

年次＼項目	工場數	釜數	原料繭使用高	生絲製造高	就業日數	對一釜生絲製造高	對一日一釜生絲製造高
				貫	日	匁	匁
大正元年	五八八	六〇、九七八 釜	—	九一六、三八一	？	一五、二七三	六〇
同　二年	五八五	六三、〇六八	—	一、〇〇六、六五五	？	一五、九六二	？
同　三年	五六八	六四、二七九	—	一、一三八、七〇五	二五一	一七、七一五	七一
同　四年	五五六	六四、四三九	—	一、〇三一、〇七六	二三三	一六、〇〇三	六九
同　五年	五九七	六八、九八七	—	一、八〇、五二八	二五九	一七、一二三	六六
同　六年	六六一	七六、四三三	一、四五一、五八六石	一、三七一、六九一	二四七	一七、九四七	七三
同　七年	七一九	八三、五五〇	一、五五三、六二六	一、四八四、七四五	二六三	一七、七二一	六八
同　八年	七四六	八五、六三六	一、六七七、六八七	一、六〇〇、九九九	二五六	一八、六四	七三
向　九年	七〇二	九〇、〇一〇	一、九七七、〇〇八	一、九三三、九三七	二四五	二一、四八八	八八
同　十年	七三三	九〇、二六六	一、五六四、四四九	一、三九五、〇三五	二五七	一五、四五五	六〇

同	十一年	六九四	八六、三〇〇	一八、一七六、五〇五貫	一、八八九、〇五三	二五三	二〇、八八九	八七
同	十二年	六七一	八四、八一五	一、七六二、七四四石	一、七二一、一九五	二三八	二〇、一七六	八五
同	十三年	六三三	八二、四八一	一七、二〇四、〇四三貫	一、七七〇、〇一四	二四四	二一、四六〇	八八
同	十四年	六三七	八〇、五二九	一九、八九八、三七九	二、〇二七、七八九	二六二	二五、一七七	九六
同	十五年	六一六	八〇、九一〇	二二、〇五七、七〇九	二、二七五、六九四	二六四	二八、一一四	一〇六
昭和二年		六四一	八三、一五五	二三、五〇五、四六二	二、四五一、八三五	二六六	二九、四八七	一一三
同	三年	六八四	八七、三四九	二四、〇六四、九五〇	二、五二三、六七六	二六九	二八、八八〇	一〇七
同	四年	七一五	八六、一三五	二四、二一一、四八九	二、五一五、六二一	二六六	二九、二〇五	一一〇
同	五年	七三三	八四、一七七	二四、八九六、五七九	二、六五六、六九七	二五一	三一、五六一	一二六
同	六年	七〇八	八一、六二九	二三、八五〇、四三四	二、三六七、六二三	二六〇	二九、〇〇一	一一三
同	七年	六六四	七〇、七六五	二一、三五八、九〇七	二、二八八、四七一	二三六	三二、三二九	一三七
同	八年	八三七	六五、九八三	六、八七四、〇八三	二、一五二、七九七	二一六	二六、一六七	一二一
同	九年	八〇八	六二、八九一	七、五八〇、一五一	二、四五四、一三七	二三八	二九、六五三	一二七

備考　一、工場數ハ其ノ年ノ七月一日現在ノ調査ニシテ其他ハ前年ノ六月ヨリ其ノ五月ニ至ル一ケ年間ノ實績ナリ。

二、昭和八年原料繭使用高ハ乾繭重量ナリ。

煮繰分業の繰絲法に伴ひ、煮繭器の研究亦行はれて各種の煮繭器發明普及せられ、ついで繰絲器械の研究も亦旺盛となりて專賣特許をうくるもの簇出せり。

本縣内に於ても長野縣工業試驗場技師田村熊次郎氏は長工式進行滲透煮繭機、長工式M〇型煮繭機等を發明し、㈡

增澤商店に於ては、增澤式自働滲透煮繭機、增澤式各種繰絲機等を發明せり。かくて是等進歩せる器械の使用は、蠶品種の改良、原料繭の改善と相俟つて著しく繰絲能率を增進せしめたり。

本縣器械製絲能率の變遷

年次	對一釜生絲製造高	對一釜繰絲量	備考
明治四十年	一二、七二三	五一匁	在來種萬能時代
大正元和	一五、〇七三	六〇	
同五年	一七、一一二	六八	輸入系純粹種
同七年	一七、七七二	六八	固定種一代雜種
同八年	一八、六九四	七三	
同九年	二一、四八八	八八	一代交雜種統一
同十年	一五、四五五	六〇	
同十一年	二〇、八八九	八七	
同十二年	二〇、一七八	八五	
同十三年	二一、四六〇	八八	
同十四年	二五、一七七	九六	
昭和元年	二八、一一四	一〇六	煮繭分業普及製絲器械ノ改善發達、製絲法ノ改良
同二年	二九、四八七	一一二	
同三年	二八、八八〇	一〇七	
同四年	二九、二〇五	一一〇	
同五年	三一、五六一	一二六	
同六年	二九、〇〇一	一一二	
同七年	三二、三三九	一三七	

同　八年　二六、一六七　一二一

同　九年　三九、六五二　一六七

作業日數の增加

明治初期の製絲業に關しては記錄の完備せるもの無く、諸所の記錄の斷片を集めて漸く其一班を窺ふに過ぎざれバ精確なる作業日數を知る事は殆んど不可能なりと雖、概して最初は少く年を經るに從つて日數も增加せる如し。

一、武居代次郎日記　明治二年五月二十日より八月十日迄七十二日

一、六工社（富岡日記ニヨル）　明治七年八月二十二日より十二月二十二日迄百十三日

明治八年には七月より十二月迄とあれば凡百四十日位、

一、中山社　明治十年春挽三月廿五日より五月十九日迄五十六日

夏挽不詳

一、清水久左衞門生絲製造表」によれば同家の作業日數は次の如し。

明治八年　百五日　同九年　百十五日

同十年　百三十七日　同十一年　百十七日

同十二年　百四十二日

一、開明社、改良社、平野社、矢島社、龍上館、金山社、信英社、明進社の八社より提出せる「過去十ケ年間製絲成績報告書」により平野村誌の記す所によれバ次の如し。

明治十四年　一四〇日、同　十六年　一五三日、同　十八年　一九八日、同　二十年　二〇三日
同二十二年　二一一日

一、明治二十一年長野縣製絲工場調によれば、最多二〇〇日　最少七三日　平均一四六日

一、平野村役場書類より平野村誌に採錄せる其後の日數は次の如し。

	最多	最少	平均
明治三十三年	一六五日	一八五日	二二五日
同　三十八年	二六四	一八七	二三九
同　四十四年	三〇〇	八八	二五一
大正四年	二八五	四八	二三〇

一、大正七年以降の就業日數（長野縣蠶絲課　製絲工場調）

大正七年	二六三日	同　八年	二五六日	同　九年	二四五日		
同　十年	二五七	同　十一年	二五三	同　十二年	二三八		
同　十三年	二四四	同　十四年	二六二	同　十五年	二六四		
昭和二年	二六六	同　三年	二六九	同　四年	二六六		
同　五年	二五一	同　六年	二六〇	同　七年	二三六		
同　八年	二一六	同　九年	二三八				

大正七年以降の就業日數は七百以上の工場の平均數にして明治初期の一、二の工場若くは數工場の平均と比較して論ずるは當を得たるものに非ざれども概して就業日數の增加せるは爭ふ可らざる事實なり。

又一日の就業時間においては最初は十二時間を普通とせる如く明治七年諏訪郡生絲製造人惣代、生絲改會社にて定めたる規約にも「毎日始業之儀者午前六時ヨリ午後六時迄勉勵可致事」とあり、明治二十一年の製絲工場調につき集計せるに調査工場數百中各時間に對する工場數次の如し。

八時間	一	十時間	八	十一時間	十五	十一時同半	一
十二時間	四十八	十三時間	十六	十四時間	十	十五時間	一

右の表によれば調査工場百ケ所中、十二時勞働の工場四十八工場にして其前後の十一時間及十三時間勞働之につぐの狀態なれども、平野村誌明治三十二年のものは五十九工場中十三時間勞働の工場二十四ケ所にして最も多く十二時間之に次ぎて二十ケ所を占む。これ同書に記せる如く諏訪地方が多量生産主義に傾ける爲なるべし。尙同書によればカンテラ、ランプ等の照明設備出來しより秋彼岸頃より夜業を行ふことも普通なりしといへば、其就業時間數の如きは或は二十時に達せるものもありしなるべし。

大正五年工場法の公布により就業時間は制限せられ、一般保護職工の就業時間は一日十二時間を限度と定められ製絲工業は特に大正十年八月迄は十四時間、大正二十年八月迄は十三時間に延長する事を認められしが、大正八年第一回國際勞働會議に於て一日八時間勞働一週四十八時間勞働を原則とすべき案上程せられしより、勞働時間短縮の問題が論議されしが大正十三年工場法の改正により、一日の就業時間十一時間最大限度十二時間に短縮せられ、翌四月一日より實施さるゝに至れり。

かくて、午前午後各一回十五分宛及び晝食後三十分の休憩時間を除き正味十一時間勞働となりしが、大正九年三月の經濟恐慌以來八時間勞働制度に對する資本家側の反對緩和せられ、勞働者の側に於ては、就職難と失業苦との爲極

度に其生活を脅かされ、勞働時間の問題を論議するの餘裕なき有様となり、時に『勞働時間の制限と最低賃銀の制度あるが爲に、工場主も工場所在地あたりの工男女を傭入るゝ事能はず、是等工男女より言へば勞働時間長くとも、或は最低賃銀以下にても傭はれ度希望を有するも傭はるゝ事能はざるを唧つものあり。

されば工場法の定むる猶豫期間は昭和六年迄なりしが、蠶絲中央會は一ヶ年を繰上げ、昭和五年八月一日より一日の就業時間を法定の十一時間となす事を決議し、本縣内製絲工場に於ても之が實施を見るに至れり。

第三節　職工

製絲工女

製絲業は古來婦女子の手によりて行はれ、殆んど女子の專業の如き觀あり。手挽、座繰の時代は言ふ迄もなく器械製絲時代に至りても、其器械力利用の範圍は僅少にして、主として妙齡なる婦女子の指頭の動作に俟つ事多きを以て熟練を要する事多く從つて工女の養成訓陶に相當の時間を要すると同時に、各自の天稟に負ふ所亦多く單に機械工業としてのみ見る事能はず。其工女の天稟と訓陶と熟練とによりて完成せられたる一種の藝術品とも見るべく隨而工女は一個の藝術家とも稱すべきものなり。而して製絲勞働者は專業勞働者に非ず、維新以前には所謂農間稼（のうまかせぎ）として行はれ、明治五年以後器械製絲の發達に伴ひ勞働期間は漸次延長せられたりと雖、猶季節的勞働たるを免かれざりき。

一、工女雇傭の沿革

製絲工業に於ける勞働者の大部分は女工にして男工の如きは今日に於ても一割内外に過ぎず。況んや江戸時代家内

工業として營める時代にありては殆んど女工に限られたるが如し。

信州に於て初めて工女を雇傭せる記錄は飯田細釋記に「元祿六年飯田池田町本田孫藏美濃國關の庄より絲繰女八人を呼出し絲取を始む。」とあるものにして、之につぐものは寶曆十年六月上田にて飛驒より吉右衞門なる者工女十二人を同道し來れる內の一人高山小坂村女きよを聘して製絲を敎導せしめん事を願出せるもの、やゝ降つて文化五年上鹽尻村藤本善右門等上州前橋在原の鄕高山要七夫妻を迎へて製絲の方法を傳へしめし事、又埴科郡森村にては上州碓氷郡室田村大工仁右衞門の妻を聘して享和文化の頃製絲を傳へしめし事等にして、要するに地域の相近接せる美濃、飛驒上州等より最も多く工女寧ろ敎婦とも稱すべきものを雇ひたるが如し。

又、別に記錄なきも北安曇郡小谷地方南安曇郡安曇村地方東筑摩郡波田村附近木曾地方等に於て幕末製絲業を營める人々は殆んど皆飛驒より工女を聘せしと傳へ、伊那地方に於ても美濃飛驒より工女を聘せりといふ。

これ美濃、飛驒、上州等の地方は製絲業の先進地にして熟練せる工女多く、且我信州に近くして雇傭するに便なりし爲ならん。

明治五年始めて諏訪郡深山田製絲場に於て雇ひたる工女は器械製絲創業の際とて同地方の女子廿二人（或廿四人といふ十九人ともいふ）を東京筑地なる小野組經營の工場に派遣し傳習せしめたる人々を以て始めたるが如く又伊奈郡宮田村生絲製造所（小野組木村淺治主任宮野田村平澤長造關係）に雇入たる工女等は同組破產の際歸鄕之旅費支給に付筑摩縣權令永山盛輝より大藏卿大隈重信に上申せるものによれば同所の工女中旅費支給の要あるもの

同　小日向東古川町
宮島與吉
妻竹
娘金
濃州郡上郡八幡町杉下五兵衛
養女あい
右同所杉平逸平
養女ふき
信州高井郡押切村曾我市之亟
養女絲
以上七名總計金拾六圓八拾七錢五厘に達し、又、高井郡中條村雁田工場の工女中旅費支給の要あるものは
越後國高田町
溝口きよ
同國同町
陀羅尾よそ
同國同町
佐藤まち

同國同町　白倉きん
同國同町　上原みを
同國同町　木賀との
同國同町　松永なを
信州水内郡下境村　藤牧津彌
同州伊奈郡佚野村　片桐音重
同人妻　てつ
同人子　重吉
同人娘

せき

同州　同郡同村

熊谷ます

東京材木町

奈免川ぬみ

同　八丁堀

鈴木常吉

西京上鴨村

中島とよ

同

本丸周次

旅費合計貳拾五圓四拾錢八厘貳毛にして地主關菊之助（小野組經營なれども雁田工場の經營者）一時立替支拂へるを以て、相當の利子を加へ小野組御所分濟之上にて取揚金之內より下戻し方相成候樣仕度」と楢崎長野縣參事代理權參事小倉勝善より大藏卿に伺之書面あり。此二記錄によれば東京又は西京より工女を傭へるが如くなれどもこれ小野組が東京より派遣若くは連れ來りたるものにして越後及縣內よりの工女とは其趣を異にす。卽其後器械製絲業の大に發達せる時代に於てゐ縣內の工女最も多く新潟群馬山梨等近縣の工女之に次げるを以て證すべし。

二、工女の素質

本邦器械製絲創業の當初にありては前橋、築地、富岡等何れも外國人の指導によりて設置せられたるが故に、工女の募集頗る困難を極め富岡日記によれば「信州は養蠶が最も盛んな國であるから、一區に付何人（慥か一區に付十六人）十三才より二十五才迄の女子を富岡製絲場へ出すべしと申す縣廳からの達しがありましたが人身御供にでも上る樣に思ひまして一人も應じる人はありません。父も心配致しまして、段々人民に勸めますが何の効もありません。やはり血をとられるの、あぶらを絞られるのと、大評判になりまして、中には「區長の所に丁度年頃の娘が有るに出さぬのが何よりの證據だ」と申すやうになりました。それで父も決心致しまして私を出す事に致しました。」とありて横田氏が最愛の娘英子を富岡製絲場へ入場せしむるに至る迄の苦心の程も想像せらる。

然るに爾後其疑念漸く薄らぎ希望者增加し松代藩中より十三才より廿五才迄の女子十六人を選拔して富岡に送り其他は滿員にて謝絶するに至れりといふ。

而して各地より此富岡に送れる工女は富岡製絲所長租稅權大屬尾高惇忠女ゆう（十四才）を筆頭に各地の士族若くは地方名望家の士女にして敎養ある者のみなりしかば營利を度外し蠶業報國を念としたること富岡日記の左の記事中によつても窺ふを得べし。富岡日記

「父よりの申渡し」の項に

「扨此の度國の爲に其の方を富岡御製絲場へ遣はすに付てはよく身を愼み國の名家の名を落さぬ樣に心を用ふるやう入場後は諸事心を盡して習ひ他日此地に製絲場出來の節差支へこれ無きやう覺え候やう、假初にも業を怠るやうの事をなすまじく、一心にはげみまするやう氣を付くべく」と申渡しました。』とあり、

又母への誓ひに

「此の度お前を遠方へ手放して遣はすからには常々の教を能く守らねばならぬ。又男子方も澤山居られるだらうから萬一身を持ちくづすやうな事があつては第一御先祖様へ對して申譯がない。又父上や私の名を汚してはなりませぬ」と申しましたから私は「母上様決して御心配下さいますな。たとひ男千人の中へ私一人入れられましても手込めに逢へばいざしらず心さへ慥かに持ち居りますれば身を汚し御兩親の御顔にさはるやうな事は決して致しませぬ」と申したとある如く、送る人は一は國家の爲一は他日其地方に製絲業を起す時の指導者たらしめんが爲に送り出すものなれば其身の行を正しうすべき事を諭し、行く者は「たとひ男千人の中へ一人で入れられても身を汚し兩親の顔に障る様な事せぬとの決心を以て入場せる當時の工女の見識は實に感歎の外なく又他地方よりの入場者も概ね之に類せるが如く同日記に

叛長野縣はと申しますと、實に入場者の多き事二百名近くありまして私共が一番後から參つたやうに思はれます。（明治六年四月調富岡製絲場備付の表によれば百八十名なり）小諸、飯山、岩村田、須坂等の方々は中々上品でありました。すべて城下の人は宜しい様に見受けました。とあり又明治七年松代六工社（創業當時は西條製絲場といふ）創立せられ。前記横田英子等歸郷して工女を養成するに當りても、工女の選拔には十分意を用ひたる如く、富岡後記「六工社工女の選み方並に工女取締」の項に「六工社もいよ〳〵開業になりました。新入工女は皆身元正しいれつきとした良家の娘さん方ばかりであります。殊に明治七年未だ世の中が開けませぬ時でありますから製絲場に寄宿致させますには餘程大丈夫と父兄が思はれませんでは出し手はあるまいといふ大里氏初め元方一同の御考から、元松代公の御刀番を御勤めになりました樋口旗之助様と申す方を工女部屋取締にお頼みになりますと同氏も快く御承知になりまして同氏の息女元子睦子上原しと子さんなどを初めと致して士族の娘さんが多くありました。たとひ平民の人でも前申しました通り一人

としてあやしい人はありませね。」とあるが如く工女を嚴選し又取締を十分にして、製絲工女なるが故に良家の妻女になられぬが如きなき樣十分注意せる爲、工女の品行等に就きて世間より批難をうくるが如き事なかりしといふ。

其後明治九年頃より器械製絲の急激なる發達に伴ひ工場の設立さるゝもの多く工女を要する事も隨つて多かりし爲次第に工女の素質低下し世間より『機械工女』として兎角の評をうくるに至れり。

三、工女募集

製絲工場の增設に伴ひ工女の不足を來し、募集に苦心するに至りしは富岡製絲場の如き官立製絲場に於てすら工女の募集意の如くならざりし如く尾高場長より小諸町高橋平四郎宛の手紙には

『然ば村瀨直艱（上田町の人にして明治六年より富岡製絲場に勤める人）歸省に付工女雇入之義心得罷在候處其談判之模樣に寄而ハ給料前借不致而は難行屆義も有之哉存候附而ハ多少金子入用之節ニハ同人申出に任せ貸渡し之義賴入候尤證書は其許名宛ニ而受取置候樣致消却法ハ月々當方ニ而引去候可致候事（下略）

五月十八日　　尾高惇忠（尾高）

高橋平四郎殿』

とあり卽此頃既に工賃前貸の方法によつて工女を得んと苦心せる狀を見るべし。尙高橋平四郎は小諸町の富豪にして當時大藏省御用達を勤め主として富岡製絲場使用の繭を買ひ送り傍ら明治七年より小諸町にて器械製絲を行へる人なりついで明治十年十一月には同じく富岡製絲所長山田令行より工女募集につき高橋氏宛

『時下向寒ニ候處愈々御靜寧賀上候然ハ御地ハ追々寒氷水車之製絲ハ不遠休業可相成と致推察候然ル處當所熟練之工

員之月中ヨリ多人數歸鄉欠員不少候間過般御出岡之際及御依頼候工女相雇度給額等考案候處年期之者同樣支給候而ハ件ニ差支モ有之候間更ニ別法ヲ設ケ左ノ給額ヲ以日傭ノ如ク取扱候ハヽ差響モ無之亦各自ニ於テモ期限等不取極上ハ自由ニシテ去就トモ隨意ニ相成可申且昨年申被遣候上等工員ハ當四五月頃ハ一日七升貳三合平均ノ製絲高ニ付壹升貳錢トシテ一ケ月二十六日ノ積リ金三圓七拾錢余ニ相成候テ不相當モ有之間敷存候得共銘々見込モ有之候ハヽ詳細御申越有之度御手數ニ候得共可然御驅引成丈ケ上等之工員多人數入業候樣御取計有之度此段及御依願候也

十年十一月七日　　山田令行

高橋平四郎殿

工員給額

一寄宿スル者ハ現賄ヲ給ス

但通勤スル者ハ賄料ヲ給ス

一繭　壹升

此製絲賃貳錢

〃　』

との書狀を送り熟練工女歸鄉して工女不足の窮狀をつげ工女の待遇につきて詳述し、月額約三圓七十錢余の工賃となり、他の職業に比して有利なることを述べて多數工女を送られん事を依頼せり。

長野縣に於ても明治九年同十三年等に於ては絲價の昂騰に伴ひ、工場の新設又は增釜せらるゝもの多く、爲に工女の拂底を來たし他府縣に迄工女を募集せんとして縣令の添翰を請ふものあり。次に揭ぐるものは其一例なり。

御添翰願

北佐久郡塚原村九十九番地
池田又三郎
同郡同村七十五番地
池田源助
私共儀

營業ノ爲メ數十名結社ノ上本年百五十人取リ生絲製造器械方今專ラ造立中ニ有之然ル處邊陬ノ場所工女ニ不足ヲ生ジ營業上困難仕候間之レヲ他邦ニ仰ギ度因テ愛知縣下ニハ多分雇女モ有之趣ニ付直ニ該地エ出向工女ニ充テ候者五十名程是非ニ雇入仕度候間願意夫々御注意被下置候樣同縣勸業課へ向ケ御添翰頂戴被仰付可被下候此段奉懇願候以上

右

明治十三年五月五日

池田又三郎
池田源助
戸長池田由譚

長野縣勸業課御中

又、工女の爭奪及び工女にして賃錢の多き方に走るの惡風は明治以前にもありしが如く天保九戊戌年四月松本地方絲仲間の「定」の中にも「二軒挽いたし候絲挽仲間一統抱ふ申事」といふ條項ありて、所謂浮浪工女の制裁らしきもの見え明治時代に入りては左記の如き嘆願書を提出し工女の養成の容易ならざるをのべて之が取戻し方を陳情する者を見る

に至れり。

「絲繰工女取戻シノ歎願書

明治十三年七月

上高井郡雁田村關菊之助代

山崎長八

乍恐以書付ヲ奉歎願候

右上申仕候關菊之助儀明治六年ヨリ製絲營業罷在絲繰工女ノ儀ハ夫々幼年ヨリ相雇置連々習業ノ上就業仕來候處該工女ノ內下水內郡蓮村松永てう外三人ノ者本年春中須坂町東行社牧金作儀右工女ヲ實家ヨリ雇入絲繰爲致候ニ付私方ヨリ屢々取戻シノ催促ニ及候處未ダ返戻不仕當今專務ノ季節ニ至リ營業上差支ヲ釀シ難澁仕然ルニ本年春中全管製絲營業人集會決議ノ規則モ有之儀ニ付其節ノ幹事靑木甚九郎へ迫リ戻シ呉レ候樣依賴及候處右靑木甚九郎ヨリ只管說諭致シ呉レ候得共存外ノ不當申拒ミ相戻シ不申困難至極罷在候何卒特別ノ儀ヲ以テ右牧金作被召出速カニ相戻シ候樣御說諭被成下置度伏テ奉歎願候　以上

右

明治十三年九月十九日

山崎長八

長野縣令　楢崎寬直　殿」

又工女中賃銀の高きを求めて今日は甲家に働き明日は乙家に去るのみならず、仲間の人々をも煽動して去らしむるが如き所謂浮浪工女も此頃既に存せしと思しく、伊那郡長藤村北原正三郎は是等の弊を矯正せんが爲明治十一年六月八日製絲工女雇入に關する規則制定の必要を力說し其按を具して縣廳に建言せり其建言書左の如し。

伊那郡長藤邨

生絲製造人　北原正三郎

右正三郎製絲工女ノ儀ニ付謹而奉懇願候方今駿々製絲繁盛ノ時ニ至リ百方器械ノ設アリ屢々御巡廻モ被爲有厚キ御說諭モ奉拜承候通リ一層注意ヲ加フルハ勿論タリト雖モ爰ニ惜ムラクハ工女召雇法未ダ一定セズ爲メニ大ナル妨害アリ抑モ其原因ヲ接ズルニ從來製絲工女ト唱フル者ハ專ラ窮民ヨリ糊口ノ爲メニ出デ愧態陋風恣マヽニナルヲ悅喜シ御國産ノ何者タルモ辨マエズ憚々トシテ一ツ功効モナク荏苒星霜ヲ越エ今ニ於テ漸ク民心發明シ婦女子アルモノハ擧而此業ニ就カザルナク日々月々ニ功業ヲ起スノ情態アリト雖モ嫖心未ダ洗除セズ稍モスレバ舊習ヲ慕ヒ製造上緊用ノ注意ヲ加レバ彼等ハ卑屈ナリ遊戲スル能ハズ同等ノ日當ヲ得ンニハ勤勞少ナキ家ニシクナシ、此家ハ日當ニ違アリ直ニ去ルベシト甚シキニ至而已レ一人而已ナラズ衆女ヲ煽動シ遍ク一日モ勉强スルナク今日ハ甲之製絲家明日ハ乙ノ製絲家ト移リ正路ニ製造候者迄モ之レガ爲メニ失收ヲ招キ殆ド錯雜不品光ノ製造ニ立至リ候ノ弊害尠ナカラズ就中本年ノ如キ陸續製造家ノ增員スルニ及ンデハ突然工女ニ差閊ル者十ニ八九故ニ彼ヲ招キ是ヲ招キ其指術ノ如キニ至而ハ未ダ幾千ノ功業アルヤ知ラズ識ラズ賃價ヲ增シ精製上緊用ノ試驗モナク一時我身ニ欠乏ナキヲ大ナル僥倖ト誇リ往々共々濫製ニ陷入ノ一端タルヲ顧ミズ蠢々昧々トシテ經過シ未ダ何等ノ一變則モナク今日ヲ送ル而已元來器械製絲タルヤ物産ノ擴張スルノ其一ニ位シ精進良製ニアラズンバ往々外人ノ信用ヲ失ヒ畢竟御國益ノ進路ヲ妨碍シ終ニハ各々產業ヲ閉塞スルノ基本ヲ釀シ候得バ深ク御趣意ヲ奉戴セズンバアルベカラズ工女ハ亦器械中ニ於テ最モ欠クベカラザルノ一器械ナレバ製造者宜シク斟酌ヲ加ヘ善ヲ賞シ不善ヲ戒シメ毫モ陋風ナカラシメン事ヲ要ス假令萬機備ハルト雖モ此附屬中ニ於テ前件奉縷述候如キノ惡習日々ニ流染シ妄ニ轉身等致候而ハ幾億萬中ノ成繭一顆モ良製トナツテ充分ノ

聲價ヲ取ルヿ難シト想像仕傍観スルニ忍ビズ乍恐別紙心得書ヲ以テ大略上申仕候間特別御尊儀ヲ以テ當御管下同一激ノ規則被仰出不朽ノ法方相立候ハヾ實ニ製造矯正ニ進ム而已ナラズ國産擴張ノ基ト奉存候幾重ニモ御採用ノ程伏而奉願候也

右

明治十一年六月八日

北原正三郎
副戸長伊東一郎治
戸長池田貞人

長野縣權令楢崎寛直殿

前書之通願上候ニ付奥印仕候也

區長

岡村忠禮」

「製絲家ニ於テハ工女雇人規則最專務ニ付必ズ其約ヲ堅クシ永ク業ニ就カシムルコト緊用ト奉存候間左ノ件々大略上申仕候

女ハ其父兄タル者ニ相對契約ノ上必ズ年限ヲ定メ少クトモ三ケ年以上ヲ取結ビ雇入度候

但シ疾病緣談等ニ依テ退身ヲ乞フ者ハ此限ニアラズ

一、工女給料ノ儀ハ一等ヨリ六等位迄ニ分別シ一等工女繭量一件ニ付三錢三厘ヲ定額トシ（是者一日ニ付三升ヲ揆揚矯正ニシテ其繭相當ノ絲目出ル者ナリ二等工女ハ三錢（是ハ三升ヨリ以下二升五合ヨリ以下二升五合ヨリ少カラズシテ同相當ノ絲目アルモノ）三等工女ハ二錢三厘之レハ二升五合ヨリ少ナカラズ同斷四等工女二錢之レハ二升升ヨリ少ナカラズ絲目同斷）五等六等ニ及ンデハ各製絲適宜ニヨルト雖モ四等位迄ハ確然ト取定置申度候

但右ハ共撚器械ヲ以テノ見込ナレバ稻妻挽ニテハ升高一層挽登リ候得バ之ニ準ジテ別ニ確定致度候

一、一般日當取定入相成以上其定額ヲ破リ妄ニ引上ゲ候者ハ斷然其違約ヲ責問シ直ニ改正爲致候樣仕度候

一、甲ノ製絲家ニ於テ一度約ヲ結ビ雇入ルヽノ以上謂レナク乙家ヘ轉ズルトキハ乙家直ニ報知スルハ勿論ナリト雖モ若シ其儘捨置時ハ速カニ引戻スノ權ヲ有スル樣仕度候

一、敎授ノ爲メ乙家ニ於テ甲家ノ工女ヲ依賴シ傳習ヲ受度者ハ其事情ヲ述ベ公然ト依賴スベク甲家ニ於テモ能ク是レヲ斟酌シ其授業上最モ功效アル者ヲ貸渡シ共ニ注意心實ヲ盡シ候樣仕度候

右大略不定則ノ廉々上申仕候條御參議ヲ奉仰候也

明治十一年六月八日

伊那郡長藤邨

製造人　北原正三郎

長野縣權令　楢崎寬直　殿」

かゝる情勢なりしかば長野縣蠶絲業組合に於ては明治二十一年工男女使傭規程を定め、組合事務所へ届出工男女證を受けて勞働し、解傭の節は解傭の證印を組合事務所より得て、更に他に傭はれ又は轉職するを得る制度となし、其他必要なる條項につき次の如く規定せり。

甲第八號

認可願

蠶絲業組合取締所常備委員會

明治廿一年十月　議長　島津忠貞

蠶絲業組合取締所頭取代理

幹事　鷹野正雄

今般當會ニ於テ臨時急施ヲ要スルモノト認メ別紙製絲工男女使傭規定ヲ改定候條御認可被度下度此段奉願候也

長野縣知事木梨精一郎殿

甲水第一五六四號

書面認可候事

明治廿一年十月廿二日

長野縣知事　木梨精一郎

工男女使傭規程

第一項　工男女ト稱スルハ勞銀ヲ得テ繰絲ノ業ニ從事スルモノヲ云フ

第二項　總テ組合員ハ此規程ノ手續ヲ履マザル工男女ヲ使傭スベカラズ

第三項　組合ノ工男女タラント欲スルモノハ父兄若シクハ身元引受人ト連署シ本籍組合事務所ヘ願出テ工男女證ヲ受クベシ尤モ本籍他組合ヘ移轉ノ節ハ工男女ノ證ヲ添ヘ届出ツベシ但本籍他府縣ニ在ルモノハ最初就業ノ地ノ組合事務所ノ工男女證ヲ受クベシ

第四項　工男女證ヲ所持スルモノハ何レノ組合ヲ問ハズ自由ニ傭主ヲ撰ミ繰絲ノ業ニ從事スルコヲ得

第五項　工男女ヲ傭入スルトキハ傭主被傭主協議ノ上（最初養成ノ時ハ五ヶ年以内普通工男女ハ二ヶ年以内）傭期限ヲ定メ工男女ノ父兄若シクハ身元引受人ノ連署ヲ爲シタル書面ニ双方調印シ工男女證ヲ添ヘ組合事務所ヘ届出ヅベシ又工男女ヲ解傭スルトキハ更ニ双方連署シテ届出ツベシ但工男女原籍他組合ニアルモノハ届書正副兩通ヲ差出スベシ

第六項　工男女證ハ被傭期限内就業地ノ組合事務所ニ預リ置キ解傭ノ節裡面ヘ解傭ノ證印ヲ捺シ返付スルモノトス

第七項　組合事務所ニ於テハ別紙第一號書式ノ如キ工男女籍簿ヲ備ヘ置キ工男女證ノ請求アルトキハ其父兄又ハ身元引受人及本人ノ住所姓名ヲ登記シ別紙第二號雛形ニヨリ工男女證ヲ製シ契印及所印ヲ捺シテ交付スベシ

第八項　組合事務所ニ於テハ工男女傭入ノ届出アルトキハ工男女證ヲ預リ工男女籍簿適當ノ欄ヘ傭主ノ住所姓名傭期限ヲ記入シ第三號雛形ノ就業證工男女ヘ交付スベシ

第九項　組合事務所ニ於テハ工男女解傭ノ届出アルトキハ交付シタル就業證ヲ受取リ工男女證ノ裏面ヘ解傭ノ證印ヲ捺シ返付シ其年月日ヲ工男女籍簿適當ノ欄内ヘ記入スベシ

第十項　組合事務所ニハ元籍他組合ニアル工男女ノ爲メ別ニ寄留工男女籍簿ヲ備ヘ置キ第八項第九項ノ手續ヲ爲スベシ但シ此場合ニハ届書ノ副本ヲ原籍組合事務所ヘ送付スベシ

第十一項　前條ノ届書副本ノ送付ヲ受ケタル組合事務所ハ工男女籍簿適當ノ欄内ヘ傭主ノ住所姓名期限又ハ解傭ノ年月日ヲ

記入スベシ

第十二項　工男女給料ハ毎年各組合通常會ニ於テ支給額ノ標準ヲ定ムベシ

第十三項　工男女給料ハ毎月決算シ翌月中ニ之ヲ渡スベシ

但毎月決算表ヲ工場ニ掲示スベシ

第十四項　工男女ハ傭期限内ト雖モ傭主ノ事業ニ差支ナキ季節ハ他ニ從事スルコヲ得ベシ

但本條ノ場合ニ於テハ傭主ノ承諾ヲ受クベシ

第十五項　被傭者ニ於テ左ノ各項ノ事由アルトキハ傭期限内ト雖モ傭主ニ解傭ヲ求ムルコヲ得

一、傭主ニ於テ其年八月十日以前ニ事業ヲ始メザル事實アルトキ

一、工男女一ケ年以上就業セザル事實アルトキ

一、通工男女工場移轉ノ爲メ其住所ヨリ二十町以外ノ距離ヲ生ジタルトキ

一、人ノ夫妻トナリタルトキ

一、傭主工男女ノ体軀ニ堪ヘザル使役ヲ爲ス事實アルトキ

一、傭主第十三項ニ背キタルトキ

第十六項　各工場ニ於テハ工男女ニ一定ノ試驗ヲ施シ其等級及人名ヲ各自ノ席上ニ掲示スベシ

第十七項　各工場ニ於テハ就業中放歌雜談ヲ禁ジ專ラ工男女ノ品行ヲ順正ナラシムベシ

第十八項　就業時間外ト雖モ可成工女ノ外出ヲ停メ裁縫及習字等ヲ授ケ傍ラ平易ノ修身ヲ談ジ努メテ婦德ヲ涵養スベシ

但シ運動ノ際ハ風俗上ニ害ナキ遊戲ヲ爲サシムベシ

第十九條　各工場ニ於テハ通ヒ工女時限簿ヲ製シ毎日修業ノ後其時間ヲ記載シ工女ニ附與シ之レニ父兄ノ檢印ヲ受ケ翌朝工場ニ返付セシムベシ

第廿項　第十五項ノ場合ニ於テ工男女ヨリ解約ヲ乞ヘ傭主之レヲ拒ムトキハ事務所ニ於テ傭主ニ拘ハラズ第九項ノ手續ヲ爲シ解傭スベシ

第廿一項　此規約第二項ニ違背スルトキハ傭主ヨリ工男女一人ニ付金十圓ノ違約金ヲ出サシムベシ

但被害者アルトキハ二倍ノ違約金ヲ出サシメ其半額ヲ組合事務所ニ收メ其他ヲ被害者ニ交付スルモノトス

第廿二項　總テ此規程監督執行ハ組合事務所ニ於テ爲スベシ

第廿三項　出釜工男女ハ此規程ノ範圍外トス尤モ其組合ニ於テ適宜方法ヲ設クベシ

第一號式

工男女籍簿

何郡何町村身分
父兄又ハ身元引受人　何ノ誰

何郡何町村何ノ誰女又ハ姉妹
何ノ誰

工男女證割印
〃〃第　號
割引
明治年月日

就業證割印
第　號
傭期限
明治年月日

再渡就業證割印
第　號
傭期限
明治年月日

解傭年月日

番號ノ頭ヘ本籍組合名稱ノ略字ヲ冠セシムベシ

割印

割印

第二號　雛形表面

番號ノ上ニ組合名稱ノ略字ヲ冠セシムベシ

第　號
長野縣下蠶絲業組合工男又女證
何郡蠶絲業組合事務所　印

第二號　雛形裏面

事務所割印

一、此證ヲ有スルモノハ縣下何レノ組合ヲ問ハズ傭主ヲ撰ミ繰絲ノ業ニ從事スルヿヲ得

一、此證ハ被傭ノ屆ヲ事務所ニ爲ストキ共ニ差出シ被傭期限中預ケ置キ解傭ノ節左ノ欄ヘ事務所ノ證印ヲ受クベシ

一、此證ハ傭期限二期ヲ終ヘタルトキハ書換ヲ請求スベシ

明治年月日被傭　明治年月日解傭

事務所証印

事務所證印

第三號　雛形表面

第　號
何郡何町村
傭主　何ノ誰

何郡蠶絲業組合工男又ハ女就業證
何郡何町村身分
父兄又ハ身元引受人　何ノ誰
何郡何町村
被傭主　何ノ誰

事務所印

一、此證ヲ有スルモノハ解傭ノ後ニアラザレバ他人ニ被傭スルヲ得ズ

一、双方協議ノ上定メタル傭期限ハ明治年月日ヨリ明治年月日迄トス

事務所割印 一、解傭ノ時ハ傭主左欄ヘ證印スルモノトス

一、此證ハ傭期ヲ過ギ去ル時ハ効ヲ有セズ

明治何年何月何日

解傭ノ證印 印

……傭主印

これ後に諏訪郡に於て行はれたる工女登錄制度に類するものなり。

然れども明治二十年頃迄は募集上の困難も左迄甚しからず多くは工場主自から工女の募集を行ふと共に賃錢の支拂等をもなし來りしが其後製絲業益々發達し、經營の規模大となるに及びて工女を要すること多く、日清戰爭前後より工女募集に困難を感ずるに至り、從來工場主自身、若くは親戚知己等の緣故者が募集と云ふよりは寧ろ世話するといふ程度なりしもの、漸く工揚の見番從業員等をして募集せしむるに至り。ついで專門の募集員を置き、更に補助募集員ともいふべき其土地の人にも依囑して募集するに至れり。

されば募集員が工女の家庭を訪問するに當り金品を與へて其歡心を求め或は賃銀の前貸を行ひて工女を自己の工場に誘致せんとする者を生ずるに至り工女若くは其父兄は贈與金品前貸金等の多少により諾否を決する者も多く爲に各

製絲場間の競爭を益々激甚ならしむるに至り狡猾なる父兄中には之を利用して双方の工場より金品を收受する所謂二重契約者を生ずるに至れり。かくて其弊害益々甚しからんとするの傾向ありしかば明治三十六年三月信濃五郡製絲同業組合長羽田桂之進の名を以て縣令を發布して之が取締を勵行せられん事を知事に請願せり。

『工女誘拐爭奪の弊を矯正し二重契約の弊を除く爲、歐洲に行はるゝ職工證の制度をも斟酌し至急縣令を發布せられん事を切望す。

信濃五郡生絲同業組合

組長　羽田桂之進

明治三十六年三月廿一日

長野縣知事　關　清英　殿』

又、明治四十四年本縣製絲業者は政府より製絲工女に關する取締規程を發布せられん事を要望するに至れり。

『一、製絲工女ニ關スル取締規程ヲ發布セラレタキコト

理由

製絲業ノ發達ニ伴ヒ製絲工女ノ缺乏益々甚シク其結果今ヤ何レモ優良工女ヲ得ントシ種々ノ手段ヲ構ヘ他ノ養成シタル者及既ニ契約シタル工女ト雖モ盛ンニ掠奪シ爲メニ幾多ノ紛擾ヲ來タスノ現況ナリ。

工女ノ掠奪斯クノ如クナルヲ以テ近時各製絲場何レモ工女ノ養成ニ努メズ又工女ハ何レモ業ニ忠實ナラズ只目前ノ小康ト賃銀ノ高カランコトニノミ汲々トセリ從テ徒ニ生產費ノ增加ヲ來タスノミニシテ生絲ノ品質粗惡ニ絲量減耗シ斯業經營上寒心ニ堪ヘザルモノアルノミナラズ國家經濟トシテ亦憂フベキノ大事ナルヲ信ズ故ニ本縣ハ之等ノ弊害ヲ防止センガ爲メ曩キニ工女ニ關スル取締規則ヲ發布シタルモ此問題ハ獨リ本縣內ニ於テノミノ關係ニアラズ各府縣ニ亙リ

廣ク之ガ實行ヲ期スルニ、アラズンバ効果極メテ尠少ナルヲ知レリ故ニ速カニ之等弊害ヲ剪除シ製絲業ノ發展ヲ期スルニ足ルベキ取締規程ヲ國トシテ發布セラレンコトヲ望ム。

製絲同盟會の發生

是より先縣下諏訪郡平野、川岸、湊三ケ村左記三十一名の製絲業者相會し協議の上工女爭奪に關する申合をなしついで明治三十五年十二月終に十八條に亘る規約を締結せり。これ製絲同盟會の濫觴なり。

明治三十三年加盟者調

主ナル荷印	加盟者氏名	工場數	釜數
㊃	堀川丑彌	一	二八
今	片倉島吉	三	二七五
㊦	片倉久兵衛	二	二五〇
又	片倉長松	一	三八
刁	横內半次郎	一	三〇
三	小松小一郎	一	四六
三	横內龜三郎		六八
㊦	片倉兼太郎	六	一、五一一
金	合資岡谷製絲會社	一	一、〇一八

林文藏　四　六二
林國藏　四　七九六
尾澤福太郎　五　九三八
林源左衞門　一　三九
尾澤菊次郎　一　一一四
林豊吉　二九
林兵太　一　四一
中村百太郎　一　二四
稿爪爲左衞門　一　二二
林勘助　一　五五
林清吉　一　三三四
小松勝左衞門　一　一七二
林要吉　一　七六
林瀬平　三　六八四
小松米藏　一　四八
笠原房吉　二　四五〇
陸川董　一　九九

三	笠原嘉八郎	一		七三
企	小口修一	一		一二九
三	小口善重	六		七六七
午	小口吉三郎	二		五四五
申	濱八郎	一		四三
計	三一名	五六		八、八一三

かくて同盟事務所を開明社構内に設置し、事務員二名を置けり。

而して、當時の十八ケ條は秘密にして詳細を知る能はざれども要するに同盟員は互ひに德義を重んじ、斯業の發達を圖る事を前提とし、姓名台帳を設け、受付番號により順次工男女を登錄し、二重契約は先に契約したるものを先取權あるものとし、同盟者中の某家に於て前年度春挽五日以上入場したる工男女は其翌年一年は雇入るゝ事を得ざる事等を規定し、又、募集出張員は質素を旨とし人力車等に乘る可らざる事等の條項もありしといふ。此條文は同三十七年度には三十五條となり四十三年には百三條となり、大正六年十一月には三十六章二百八十條となり。同九年七月には三十七章二百九十三條となり紡績業者を包含せり。これ片倉組が紡績業を兼ねたるが爲なりしも實際に於て必要なかりし爲次の改正には削除せり。

之より殆んど毎年多少の改正をなせしが後には五年目位となせり。左記の規約は大正十三年九月十五日制定同十四年一月一日より十八年十二月まで繼續し得るものにして二十一章百〇四條細則十四章百二十五條より成る。

製絲同盟規約（概要）

第一章　總則

第一條　本同盟は生絲製造業者を以て組織す

第二條　本同盟は製絲同盟と稱し事務所を諏訪郡岡谷に置く

第二章　目的及業務

第三條　本同盟は同盟者間に於ける職工爭奪の弊を防止し同盟者一般の利害に關する件に付き協力一致し德義を重じて一意斯業の發達隆盛を期するを以て目的とす

第四條　本同盟は前條の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ

一、職工の登錄

二、同盟者間に於ける職工爭奪戰防止の協定

三、職工の輸送に關する件

四、職工募集上に關する件

五、製絲業の改善發達に關する事項の調査並に施設

六、其他必要なる事項

第五條　業務施行に關しては規約及細則に定むるものを除く外委員會の決議による

第三章　加盟及脫退

第六條　本同盟に加盟せんとする者は工場所在地經營者氏名釜數荷印所屬共同再繰所等を明記して事務所に申込を爲すものとす

第七條　加盟者は加盟料一釜に付金二十錢宛を三日以内に事務所へ納入するものとす

第四章　權利及義務

第十四章　同盟者は本同盟に對し左の權利を有す

二、本同盟の利害得失に係る事項に付意見の陳述

四、本同盟解散の場合に財産の分配を受くること

第五章　役員及職員

第六章　役員職務權限

第三十四條　副事務所長は事務所長を補佐し同盟者間の調停に努め事務所長不在の時は其の代理を爲す

第七章　會議

第四十一條　評議員會の協議事項

一、事業施設方並に監督に關する件

四、職工關係の紛議仲裁に關する件

第八章　會計

第五十一條　經費は其の半數を釜數割とし半額を職工の登錄筆數割とす

第五十三條　前條の釜數割は各工場其年度内最も多き時の釜數により賦課し中途加盟者と雖も其の年度の全額を負擔するも

のとす

第五十四條　經費は納入期日を指定し該期日に納入せざる時は過怠料として遲延一日に付金一圓を徵收す

第九章　積立金

第五十五條　同盟者は釜數一千釜又は一千釜未滿毎に金一百圓を積み立つるものとす

第十章　釜數

第五十九條　同盟者にして借釜其他如何なる意義の下に營業するも資本共通せるもの又共同再繰其他の關係ある工場は同盟と見做す

第十一章　書類の提出

第十二章　登錄

第六十七條　職工の雇傭契約を證する爲め契約書に第一號樣式の契約書寫を添付して事務所に提出し職工名簿に登錄を爲すものとす

第六十八條　同一契約書を以て再度登錄を爲す事を得ず

第六十九條　年齡十二歲未滿の者は登錄する事を得ず

第七十條　登錄受付始めは毎年一月二日とし受付止めは十一月二十四日とす

第十三章　登錄の失効

第七十一條　職工登錄にして左記各條に該當するものは無効とす

一、本籍と相違したる登錄

二、職工不就業なる場合

三、戸籍上身分の變更ありたる場合

四、同盟者間に於ける職工使用承認の場合

五、解雇又は相當の理由にて抹消したる場合

第十四章　訂正

第七十二條　職工の登錄にして左の各號に該當するものは第二號樣式によりて訂正す

一、戸籍上戸主又は職工の氏名に變更ありたるもの

二、戸籍上戸主に移動ありたる場合

三、全戸轉籍又は絶家、廢家、再興の場合

四、行政上府縣郡市町村の區劃に變更を生じたる場合

第十五章　登錄の重複

第七十五條　職工の登錄重複せるものを左の三種に分つ

一、舊新重複

二、新々重複

三、自家重複

第七十六條　重複は第三號、第四號樣式によりて通知するもの

されば本縣に於ては勞働者募集取締の爲、大正十年十一月縣令第六十四號を以て職工募集取締規則を發布して其取締に努めしが、其後の情勢に鑑み大正十四年三月十日を以て之を廢止し、更に同日附縣令第七號を以て勞働者募集取締令施行規則を發布して一層其取締を嚴重にし、勞働者募集に關する紛議を防止し、其募集費等の輕減につとめたりしも當時各工場競つて其規模を擴張し工女を要する事多かりし爲、工女の爭奪は容易に緩和せられず、從つて募集費を要する事も多かりき。

今此工女募集費を生絲百斤生産費當に計上すれば左の如くにして大正三年世界大戰の勃發による不況によりて一時緩和されたる工女募集難も五年以後の好況によりて再び激甚となり大正八九年頃最も甚だしく、以後蠶絲業の不況に連れて漸次下向き、現在に於ては産業組合製絲の如きは更に之を要せざるの狀況に至れるを見るべし。

年度 / 種別	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
營業製絲	五、九七円	五、八〇円	四、七七円	三、九五円	七、五四円	九、一一円	一一、四五円	三、九〇円	三三、〇二円	一八、五五円	三三、三四円	一七、〇七円	一四、八四円	一四、五九円	九、七三円	六、九七円	六、九八円	四、五一円	三、八三円	一、九四円	一、三四円	一、三五円
組合製絲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五、〇〇円	一三、一九円	九、三八円	四、四七円	三、九七円	五、五四円	二、三三円	一、九四円	〇、七八円	〇、六六円	〇、六〇円	〇、三四円
																			五年	六年	七年	八年
																			三、三五円	一、三三円	〇、三六円	〇、三四円
																			〇、二一円	—	〇、〇〇円	

四、製絲工女の養成

製絲業の發達に伴ふ工場の增設と釜數の增加とは工女の需要を益々多からしむるも其供給は之に伴はず隨而工女募

集難に陥り工女爭奪戰の展開せらるゝに至れる事は別項に述ぶる所の如し。かゝる狀勢に於ては工女素質の低下は不得止現象なりと雖、時代の進運、製織技術の進歩に伴ひ益々優良なる生絲を要求せらるゝ現代にありては製絲技術を改善して其品位の向上を圖ると共に一面製絲能率を增進せしめて生産費の低減を計る事は製絲經營上極めて緊要の事に屬するのみならず其工女の大部分は妙齡の婦女にして他日農村家庭の主婦として立つべき最も貴重なる人なるを以て之が敎養に努むることは社會政策上忽緒に附す可らざるが故に明治四十三年以來製絲技術員派遣規程を設け製絲工女の養成を奬勵したるに其成績佳良なりしかば技術員の派遣を請ふ者逐年增加し其結果本縣製絲の品位を向上せしめたる功頗る大なるものあり。左に明治四十三年以後二十五ケ年間製絲工女養成所の開設並に修了者數を掲ぐ（第五章第一節製絲技術員派遣規程參照）

年次	養成所數	修了者數
明治四十三年	一二	五〇〇人
同　四十四年	二一	九三九
大正元年	二五	一、〇五七
同　二年	二四	七九二
同　三年	一六	五二四
同　四年	一五	五〇九
大正五年	一六	七〇三
同　六年	二〇	六九六

| | | |

五、製絲工女の勤續奬勵

製絲が一種の藝術ともいふべきものにして、最も熟練を要する技術たることは既に述べたる所の如し。果して然らば其勤續年數の多きものが少き者より其技に於て熟練し精製品を生産し得べきは論を俟たず。

同一の工場にありてすら使ひ慣れたる器械と人の使用せる器械に臨時とりつきたるとにては其製品に於ても工程に於ても多少の相違あり、況んや工場を異にし、若くは土地を異にする時は其氣候ことに濕度濕度との相違、水質、原料、器械、煮繭等總て異なるを以て勢、當分之に慣るゝ迄は優良なる生絲を製造する事能はず。

又、工場主よりいふ時は工女の交代毎に新たなる募集費を要し新入者に對しては萬事に世話が燒け然も製品は劣るを普通とすれば、勤續を奬勵して之を賞するに至るは當然と云はざる可らず。

好景氣時代工女爭奪の激しかりし頃は募集員の甘言に釣られて他に轉ずる者多く、中には自ら僅少の賃錢に眩惑して轉々せる浮浪工女も有之しが、其後と雖も元來女工は前述の如く結婚の爲に制約せらるゝを以て十年以上の勤續は頗る難く十三才より就職するとするも二十三才以上となる次第なれば、多くは此頃に於て他に嫁する事となるべく、それ以上の勤續は寧ろ特例に屬す。又結婚せざるも家庭の事情にて通勤し居たる者が通勤不能となりたる爲他に轉じ或は家に近き工場に轉ずる等の事情も生ずべく、更に是よりも不可避事は工場其ものゝ永續せざる事是也。縣下八三七工場中創業以來二十三年以上繼續して營業する者僅かに百二十二工場にして總數の一割七分弱に過ぎざれば是亦工女の勤續し得ざる原因の一たるべし。況んやこの百二十二工場の大部は極めて小規模のもの多く大工場にして組織の

變更其他の事故なく永續營業せる者極めて稀れなればなり。

然も工女の永く勤續する事は製絲業の發達發展の上より見るも又、工女品性の向上其他の點より見るも、將又地方風敎の上に齎らす結果より考ふるも極めて緊要の事に屬するを以て本縣に於ては明治四十二年以來同一工場に二十年勤續し技術優等業務忠實にして他の模範となるべき者に對し之れが表彰を行ひつゝあり。

左記は大正七年勤續製絲工女表彰式に於ける知事の訓示にして、之に依りて縣が製絲工女の勤續を表彰する意の存する所を窺ひ得べし。

告辭

本日ハ永イ年月同一工場ニ勤續シ技術優等業務ニ忠實ニシテ他ノ模範トナスニ足ルベキ諸子ニ對シ其效績ヲ賞スベク玆ニ表彰ノ式ヲ擧ゲタ次第デアル

扨テ此ノ表彰ノ事タル毎年行ツテ居ルノデアルガ縣下約十萬ノ製絲工男女ニ對シ本日表彰セラルヽモノハ男子廿九名女子卅四名ニシテ卽チ諸子ノ如ク常ニ眞面目ノ精神ヲ以テ忠實業ニ服スル者ハ僅カニ其千分ノ一ニモ滿タズ誠ニ以テ諸子ノ鞏固ナル意志ト平素ノ勤勉トヲ想察シ得ルノデアル。

世ニハ親ノ爲メト稱シ恩顧アル主人ノ迷惑ヲモ顧ミズ只管工賃ノミノ高キヲ追フテ今日ハ甲ノ工場明日ハ乙ノ工場ト渡リ歩ルキヲ事トスルモノガアル昔ノ訓ヘニモ忠臣ハ孝子ノ門ヨリ出ヅトアリ此ノ如キ行ハ孝ニ似テ孝ニアラズ眞ノ孝トハ親ニ安心セシムルト共ニ又主人ニモ忠實ナルベキコトデアル主人ニ忠實トハ常ニ誠實ナル心ヲ以テ蔭日向ナク熱心業ニ服スル事デアル又古語ニ所謂忠臣ハ二君ニ仕ヘスト云フ心掛ハ唯ニ昔ノ武士ノミナラズ今日ト雖モ矢張リ主人持ツ人ニハ此ノ心得ガ必要デアル人ハ一度惡シキ習慣ニ染ムトキハ容易ニ之ヲ脫スルコト能ハズ一度渡リ歩ク習

憤ヲ作レバ何レノ工場ニ行クトモ辛棒出來ズ渡リ〳〵テ遂ニ其身ヲ過ル樣ニ成ルノデアル而シテ其原因ヲ尋ヌルニ此ノ如キ人ハ意志薄弱ナルガ爲メニ日前ノ小利ニ惑ハサレ知ラズ〳〵玆ニ至ルノデ要スルニ辛棒心ガ足リナイカラデアル蓋シ人ハ根氣強ク熱心業ニ從ヘサヘスレバ必ズ成功シ得ベキコトハ丁度彼ノ蟻ヤ蜂ガ小サキ軀ヲ以テ夏ノ暑サヲ意トセズ孜々トシテ働クガ爲メニ冬ノ寒キ日ニモ食料ニ困ルコトナク安穩ニ暮シ得ルト同一デアル此點ニ於テ諸子ノ行ハ洵ニ感心スベク本官ガ諸子ヲ表彰スル所以ノ旨趣モ亦玆ニ在ルノデアル尙ホ終リニ一言シタキコトハ凡ソ國民第一ノ責務ハ君ニ忠ヲ盡シ親ニ孝行ヲ盡スト共ニ忠實業ニ服スルコトニシテ人々此心掛アリテコソ始メテ國モ治マリ家モ榮ユルノデアル國ガ亂レ家ガ亡ビタナラバ如何デアラウカ諸子彼ノ露西亞ヲ見ヨ今ヤ國ハ峰ノ巢ノ如クニ亂レテ殆ンド手ノ付ケ樣ナク國ノ人々ハ一日モ安堵スルコトガ出來ヌ然ルニ我國ハ世界ノ大戰爭ニ參加シ居ルトハ申シナガラ其慘禍ヲ受ケタルコトナク國民克ク各其分ニ安堵シ居ル所以ノモノハ一ニ天皇陛下ノ御稜威ニヨルモノデアル去レバ國民タルモノハ常ニ心ヲ一ニシ忠實業ヲ勵ミ一朝國ニ事アルトキニハ軍人ハ出デテ君國ノ爲メニ一命ヲ睹シテ忠義ヲ盡シ又家ニアリテ留守ニ當ルモノハ男トナク女トナク各々其分ヲ守リテ業務ヲ勵ミ出征ノ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルト共ニ幾百億ノ軍費デモ之レヲ負擔スルノ覺悟ガナクテハナラヌ幸ニ我國ノ生絲ハ外國ヨリ金ヲ受ケ入ルヽニ最モ有力ナル品デ之レヲ製スル業務ハ殊ニ婦人ニ最モ適當ノ職業デアル故ニ業ニ之レニ從事スルモノハ益々之レヲ大切ニ思フテ精勵セラレタシ

尙此席ニハ十ケ年間同一工場ニ勤續シテ組合ヨリ表彰ヲ受ケル人モ多數見受ケルノデアルガ諸子ニ於テモ幸ニ其主旨ヲ充分ニ會得シ他日二十ケ年勤續ノ表彰ニ浴セントノ心掛ヲ以テ今ヨリ一層ノ勤勉努力ヲ希望スル次第デアル以上ヲ以テ本日ノ告辭トス

縣內製絲工女勤續表彰者數（同一工場ニ十ヶ年以上）

年度	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
組合名														
諏訪	七五一	八二一	七七一	八二六	七二九	一、〇三八	一、〇六一	一、〇五五	八六七	一、〇〇七	七〇九	八四七	五九九	五三一
上伊那	一一八	一〇一	一一四	一〇〇	一三六	一五一	一五八	一四三	一一七	一六三	一三三	一四一	一二九	一一〇
下伊那	一〇〇	三五	一一七	一〇三	一二八	一五三	二八九	二一六	四三	六七	六六	五七	三六	三元
木曾	一三	二八	二八	三四	二六	二元	一〇	一五	一五	三一	一四	二五	八	一三
東筑摩	三	一一	一三	六	一一	三三	一一	一四	一三	二八	二〇	一四	四	四
南安曇	八	八	七	五	一六	四	四	七	八	四	一三	一七	七	四
北安曇	四六	一〇一	二四	三一	四四	二七	一五	二一	三三	四〇	二〇	一七	六	二
松本	五三	五七	五三	七八	五四	六五	七九	七四	六九	八一	六六	六七	六二	六八
南佐久	—	—	五〇	四一	二三	二七	四九	二四	二九	三元	五七	三五	一五	五
北佐久	—	—	一九	二〇	二三	四一	四〇	四二	七六	六八	七一	七一	五一	三八
小縣	—	—	一三六	一一四	一一九	一二四	一二九	一八三	一八八	一六五	一七二	一三三	一三三	八三
埴科	—	—	五九	三三	三七	四一	四三	三元	四〇	六四	三八 長野	四七	三一	三〇
須坂	一一五	一一五	八九	九二	一一七	一一八	一三〇	一三一	一七三	一五五	一四六	一四〇	七四	八五
信濃五郡生絲同業組合	二七六	二六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

六、工女の年齢

明治維新前養蠶が婦女子の副業物的に行はれ、製絲も家内仕事として手挽を主とし、漸く進んで座繰製絲を行ふに至りし時代にありては、工女も多くは一家の主婦若くは相當の年輩に達せる者なりしが如し。（既述の記錄何々夫妻を傭ふとか大工某の妻を聘す云々等其一證となすべきか）然るに維新後規模漸く大となりて家内工業の形態を備ふるに及びては老壯幼女相交りて製絲を行へること、上諏訪町鷺湖社の前身小富士製絲場の絲とり歌に「小富士器械はしのだの森よ島田、丸髷餘り葛の葉」とありて、妙齢の島田あり、壯齢の丸髷あり、姥櫻の子持あるを物語れり。而してこは又其工女出身地が工場所在地に近く、多くは通勤のものたる事をも示すものなり。

其後長野製絲場設けらるゝに及び其工女の年齢は十三才より廿五才迄とせられしがこは富岡製絲場に範をとれる物たるや論なく、他の工場も概ね之を標準とせしならんも、工女の需要增加するに隨ひ、年齢の制限に拘泥せず、幼年の者をも使用せしが如し。

日清戰後斯業の發達に伴ひ往々當時の義務教育等常四年未修業にて工女となれる者ありしを以て見れば、或は九才十才位なる可憐の幼女が工女として働きたるものゝ如く、爲に社會問題として論議さるゝに至り、漸く十二才以下の幼年工女の減少を見るに至れり。

左記諏訪郡平野村に於ける統計によれば當時工女の年齢が一般に低かりしを知るべし。

明治十六年工女總數九百七十五人　内（十五才以下子供　四百二十六人／十六才以上　五百四十九人）

明治三十三年工女總數五千八百八十人　内（十三才以下　二百四十七人
　　（十四才以上　五千六百三十三人

（平野村誌）

大正三年五月三十一日調本縣製絲工女年齡別調査表によれば十二才以下三百四人にして之に二十一才迄の者を加ふれば合計四萬七千九百四十九人となり、工女總數六萬六千六百五十五人の約六割二分に當り、又工女數の最も多かりし昭和四年七月一日調によれば工場法實施の結果十二才以下はなく、十二才より二十一才の工女最も多く七萬五千八百十九人にして總數十一萬一千七百廿六人の七割五分に當り、又、最近昭和七年十二月一日の工女七萬二千九百三十五人につきて見るに幼年工女は益々減じ十二才のもの僅に百〇九人に過ぎず。かつて富岡製絲所、長野製絲場等の官立時代に定めたる工女採用規程による十三ヶ乃至二十五才のもの六萬二千三百七十六人にして總數の八割五分五厘二毛強に當り二十六才は一千五百人、二十七才は約五百人を減じて一千五十四人となり、二十八才は八百三十二人二十九才は五百二十六人となる。

之を本縣の結婚年齡と人口千人に對する結婚數との左表に照し見る時長野縣は製絲工女の關係にて比較的晩婚なりと稱せらるゝ點も首肯し得べし。

結婚年齡	人口千人ニ付長野縣結婚者數	同上全國
自十五才至十九才	一三四、八	二四七、三
自二十才至二十四才	五一九、〇	四七七、四
自二十五才至二十九才	二二二、六	一五二、五

次に結婚後通勤する者若くは夫婦にて勤むる者につきて見るも三十才迄は猶六百人臺のもの、三十一才にて急に四百臺となり。四十才迄二百臺のものが四十才にて百臺に減じ、五十才迄百臺のものが五十才にて十臺となる等年齢と共に其數を急に減ずる傾向あるは是又勞働に堪えざるが爲に非ずして寧ろ年齢の高まると共に家事の係累多く、爲にかゝる現象を呈せるなるべし。

器械製絲工女年齢別調（其の一）

（昭和七年十二月一日現在）

年齢別 / 郡市別	南佐久郡	北佐久郡	小縣郡	諏訪郡	上伊那郡	下伊那郡	西筑摩郡
十二歳			1	47	36	5	
十三歳			10	598	87	68	5
十四歳	11	37	70	1.874	277	247	27
十五歳	57	97	219	2.855	455	538	59
十六歳	104	182	305	3.306	495	669	92
十七歳	124	235	363	3.431	643	847	108
十八歳	158	208	399	3.264	670	842	109
十九歳	151	242	389	2.879	597	820	80
十二歳	147	211	286	2.619	623	687	81
十二歳一	113	190	308	2.164	518	636	64
十二歳二	111	163	276	1.809	484	526	38
十二歳三	88	145	233	1.426	385	365	38
十二歳四	54	137	197	1.012	281	310	18
十二歳五	50	102	192	793	242	222	18
十二歳六	28	63	172	467	136	135	15
十二歳七	26	45	76	358	78	128	10
十二歳八	25	24	64	231	71	89	9
十二歳九	11	22	40	169	34	57	6
十三歳	9	12	39	214	49	65	4
十三歳一	6	9	35	173	32	39	4
十三歳二	8	11	33	176	40	45	7
十三歳三	3	7	25	125	34	32	1
十三歳四	2	7	17	143	27	37	1
十三歳五	4	10	22	152	39	29	2
十三歳六	4	3	21	122	41	26	3
十三歳七	3	2	21	102	13	23	2
十三歳八	1	7	17	119	26	24	4
十三歳九	2	2	6	75	20	9	3
十四歳	2	5	12	123	26	22	1
十四歳一			11	63	13	14	2
十四歳二	2		6	80	20	17	1
十四歳三	3	1	16	72	15	9	
十四歳四	2	2	10	54	12	11	1
十四歳五	6		11	76	18	14	2
十四歳六	2		11	38	17	7	2
十四歳七	2		4	58	10	11	
十四歳八	1		5	41	3	5	1
十四歳九			1	36	6	6	4
十五歳	1	1	4	44	11	12	6
十五歳一				41	8	2	1
十五歳二			1	30	3	3	1
十五歳三			1	23	8	3	
十五歳四	1	1	1	33	4	5	
十五歳五			1	29	5	7	1
十五歳六				10		2	
十五歳七				6			
十五歳八				5		2	
十五歳九				3		2	
十六				6		3	
十六歳一				1		3	
十六歳二				8		1	
十六歳三				3			
十六歳四				2			
十六歳五						1	
十六歳六				1			
十六歳七						1	
十六歳八				2			
十六歳九	1			1			
合計	1.346	2.179	3.931	31.592	6.612	7.683	831

合計	上田市	松本市	長野市	下水内郡	上水内郡	下高井郡	上高井郡	埴科郡	更級郡	北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡
109		11					9					
938	15	61				9	49	1		5	3	16
3.117	50	211	10	6		42	144	14	3	15	21	49
5.137	72	274	23	7	3	102	178	50	5	28	26	89
6.493	108	438	41	8	5	89	263	84	18	58	47	181
7.519	141	577	68	16	14	65	320	125	38	64	61	279
7.403	145	559	84	10	17	51	318	146	50	71	66	236
6.966	132	565	90	20	19	39	319	160	81	81	81	221
6.424	157	514	79	22	16	46	323	157	75	65	82	234
5.506	109	418	66	13	26	41	302	143	74	63	84	174
4.803	111	389	67	8	14	31	257	150	59	53	82	175
3.820	92	312	63	8	8	22	186	114	71	61	67	136
2.902	78	242	42	3	18	17	168	91	48	43	54	89
2.286	65	176	25	5	13	12	104	86	35	28	54	64
1.500	53	103	24	2	11	1	89	58	19	31	40	53
1.054	25	86	25	3	4	5	54	48	11	18	21	33
832	27	85	12		1	3	44	62	12	8	21	44
526	17	49	9		3		28	39	7	11	11	13
600	23	57	7	1	1	5	25	25	9	18	15	22
443	20	37	4		1	2	20	30	4	8	8	11
496	14	61	6				34	26	6	3	7	19
368	13	37	9		1	2	23	31	3	7	5	10
325	8	22			3		11	23	3	5	7	9
382	11	20	2			2	19	16	2	8	10	34
349	9	50	2		1		10	23	2	8	4	20
239	6	20	3	1	2	1	11	16	2	3	2	6
297	8	35	1	1		1	13	16	1	4	6	13
176	6	14		1		2	12	14		7		3
287	9	41					10	13		5	3	15
158	6	27	1				11	2	1	3	2	2
177	3	17					10	6	2	3	6	4
157	7	7					6	9	2	2	1	7
136	6	13					10	9	1	2		3
185	5	11				1	15	7		4	2	13
102	1	7				1	9	5		1		1
112	1	10				1	4	3	2		2	4
84	2	5					5	10				6
71		1				1	2	8	1		2	3
105	1	13	1				7	2	2			1
72	2	7					3	6				2
47		5					1	3				
46		5					1	3				2
54		1					2	3	1	1	2	
56		2					2	3			1	4
18		1				1		3	1			
7								1				
9		1					1					
6									1			
9												
4												
9												
4												
2												
2								1				
1												
1												
2												
2												
72.935	1.559	5.597	764	135	181	595	3.432	1.845	652	795	906	2.300

七、工女出身地

明治維新前に於て飛驒、美濃、越中、甲州、上州等より工女を聘せる史料は諸所に散見する所なる事既に述べたるが如く、明治初年にありても猶前記各地より傭入れし工場少からず、東筑摩郡波田村中島豪之助同郡島立村望月初枝等の家には其史料存し、且望月家に傭はれたる飛驒女は同地の人に嫁して今尚健在せる事も既に記せる所の如し。其後生絲が皇國第一の名産として保護奬勵され製絲業の盛大に赴くにつれて工女を要する事も多くなりしも、未だ今日に比すれば規模小にして工女を要する事も少かりしかば大部分土地の人々を以て間に合せ不足の部分は之を隣村及び他府縣に仰げり。尤他府縣と稱するも其地理的關係より見れば須坂に於て新潟縣中頸城郡若くは魚沼郡の人を傭ふは同縣内の伊奈筑摩郡等よりは近く萬事に都合宜しく、諏訪に於て山梨縣巨摩郡邊より工女を聘するも事情又同じ。明治六、七年の交、器械製絲勃興するに及びても餘り大變化なく、上高井郡雁田の製絲場に於て新潟縣中頸城郡高田町の工女七名縣内伊奈郡供野村より工男女四名を聘せるを見れどもこは當時としては頗る大規模の百人取實は九十六人取工場設立せられたる爲に起れる特例にして、須坂の如きは其後明治十年に於ても上下高井（當時の高井郡）内に限り、明治二十五年に及びて漸く埴科郡より八%を雇入しのみ殘の九二%は高井郡出身者なりき。次表參照

而して明治四十年に及び始めて越後越中出身の工女を見しが大正九年以後の絲價の大變動及昭和五年以降絲價暴落の影響をうけて工場釜數等の減少により殆んど、高井、水内、更、埴の六郡卽善尤寺平出身の工女を以て九〇%を占むるの現況なり。

須坂器械製絲工女出身地方別百分率表　今井誠太郎氏調査

出身地方別＼年度	五工場總釜數	明治十年頃	明治二十五年頃	明治四十年頃	大正五年頃	現在
須坂		八〇釜	二〇〇釜	五〇六釜	四六一釜	四〇八釜
上高井		六八%	四〇%	二二%	三二%	三五%
		二七%	四二%	二五%	三〇%	三二%

下高井	上水内	下水内	更級	埴科	越中	越後
五%						
一〇%				八%		
九%	五%	五%		五%	八%	二一%
一五%	六%	四%	二%	三%		八%
一三%	五%	三%	一%	一%		一〇%

又、諏訪に於ても大部分は工場所在地方出身者を主とし、伊那郡より多少傭入れたりしも明治十四年頃より伊那の工女夥しく増加し東西筑摩、南安曇等之につぎ飛驒の工女も入り來り、其後甲州よりも傭入るゝに至れりといふ。

諏訪製絲研究會事務所々藏の「製絲同盟組合登錄工男女數年次地方別表によれば諏訪郡以外にありては上下伊那東筑摩小縣南安曇等を主とすること殆んど前の如く縣外に於て岐阜山梨の夥しく増加せるを見るも依然地理相接近せる地方を主とせり。

年次			明治三六年	同三七年
長野縣内	諏訪		521	580
	上伊那		792	1156
	下伊那		98	131
	西筑摩		4	19
	東筑摩		690	625
	南安曇		161	145
	北安曇		145	87
	南佐久		5	—
	北佐久		49	8
	小縣		117	125
	埴科		36	17
	更級		44	48
	上水内		27	5
	下水内		—	—
	上高井		—	2
	下高井		—	3
	長野		—	3
	計		2689	2954
縣外	山梨		670	783
	岐阜		562	558
	富山		195	31
	埼玉		6	—
	群馬		1	—
	新潟		—	38
	愛知		2	3
	其他		—	—
	計		1436	1413
總計			4125	4367

同 三八年
711
1570
551
72
1052
263
166
75
108
322
52
56
69
2
2
8
一
5079
1173
1119
201
52
12
146
11
6
2722
7801

其他平野村誌所載平野村役場書類中より採錄せる鐵道開通後の工女出身地調（明治四十二年大正二年同七年、十年十三年昭和二三四五年）によるも縣內は上伊那、東筑摩、下伊那の順序に變なく其他に於て多少の變更を見たるのみ又縣外に於ては遠く北海道奥羽等の地方よりも來れども依然數の多きは近接せる山梨、新潟、岐阜、富山、群馬の五縣なり。

而してこれ等諸縣は本縣に近く、且、其縣に於ても古くより養蠶製絲の業發達して之に關する理解を持ち（徒らに工女を輕蔑する風なし）工女としての先輩の誘導もあり且、多少家庭若くは故郷に於て製絲の業を見聞、若くは習得せる者もある關係上容易に工女の募集に應ずると、一面此五縣共耕地の割合に人口多く、小作若くは自小作兼營の過小農家多く從つて家計裕ならずして所謂苦界に身を沈むる者さへありし程なれば同地方に於ては自由勞働者たる製絲工女の如きは喜んで應ずる者ありしとによるものならん。

今長野縣に製絲工女を供給する事多き五縣の農業狀態を揭ぐれば次の如し。

長野縣に製絲工女を供給する事多き五縣の農業狀態（製絲經濟學）

縣	出稼製絲工女數	同縣下製絲釜數	對耕地小作面積百分比	對農家戶數% 小作農家	自小作兼營	計	對全農家戶數五反以下耕作農家%
山梨	七、五六九	一三、二三〇	五五・八〇	四〇・四三	三五・二五	七五・六八	四六・七九
新潟	六、七六〇	四、六九	五四・八六	三四・二七	四二・五四	七六・八一	三五・四〇

| | | |

| | | |

| | | |

	長崎	香川	滋賀	廣島	岡山	○朝鮮	栃木	山形	沖縄	鳥取	徳島	高知	大分	山口	島根	愛媛	佐賀	福岡
							一											
							一	三			一六							
			一一一				一一六	三九			四七	一四	八					
			一				二				九							
			二								九							
			二		二						二		二		一五	一		
			五	一		一	五									一		一
			二	一八		一〇	一五								一五			
			一	一七		三	五	一							四			
			一	五		二八	六	一							五			
		一		三		八	二	二				一		四				
			二〇				一九	三										

鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	一	二	三	二	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	一	一	七	—	一〇四
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六、五一〇	一〇、三四〇	二二、八一一	一二、九六八	一二、三〇六	一四、三五七	一九、一三八	二〇、九二二	二一、九一四	二三、三〇四	二〇、一五九	二〇、八六五
合計	四七、五三七	六一、一九八	八〇、九九七	六九、四六九	六五、五三六	七四、七八二	八二、四一八	八九、一九一	八九、二五七	九〇、七一三	八五、九七七	八九、二一〇

器械製絲工女出身地方別調（其二）

年度 / 出身地	大正一二年	大正一三年	大正一四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
南佐久	三、〇二四	三、〇三六	二、七二一	二、八八三	二、八二〇	二、八八〇	三、一三四	二、九一九	二、五八七	二、二三六	二、一四三
北佐久	四、〇一五	三、八二八	三、九〇七	三、八八一	四、〇二九	三、九五七	四、一二七	三、九〇〇	三、三五五	二、八五一	三、〇二六
小縣	一、二九二	四、八〇七	四、八一一	四、九五八	四、九七〇	五、〇四三	五、五八九	四、六四七	四、九七五	三、八六七	三、五九九
諏訪	六、七一八	六、九六九	八、一〇九	七、三六七	七、九九七	八、五四四	九、二五九	八、六九四	九、一七六	八、四二五	九、二九五
上伊那	九、九六五	八、八二四	八、九七八	九、六五二	一一、三〇六	一〇、四六〇	一〇、五五三	一〇、五九五	一八、七七六	九、〇一二	九、二五七
下伊那	七、九二三	七、七五〇	七、七五五	七、九二三	七、〇五三	八、七七四	九、〇七二	九、二四〇	七五一	八、二四一	八、二四四
西筑摩	一、五六〇	一、三九六	一、二三五	一、三三九	一、五一三	三、〇七一	一、九一九	一、七八六	一、二四〇	一、四四八	一、六三八
東筑摩	七、三二〇	六、五八八	六、五三一	六、八五六	六、九四三	六、四二三	七、六二六	七、三六三	六、八七九	五、八七〇	六、五三九
南安曇	二、四一七	二、四三〇	二、四〇五	二、三四五	二、五八七	二、四〇〇	二、八三八	二、六二九	二、六五七	二、一二六	二、三七八

| | | |

| | | |

香川	滋賀	広島	岡山	○朝鮮	栃木	山形	沖縄	鳥取	徳島	高知	大分	山口	島根	愛媛	佐賀	福岡	鹿児島
					一〇												
	一	二	一	五	七	一六	二								二		
一				九八	一〇	一八	二			一		一					
	二			二六〇	一三	一八	九										
				二三〇	四	二一	一〇	一									
		一		二七九		二三	二										
				二〇一	一	二四	一〇					二					
				二〇〇	一	一三	二					三					
				一九七	一	八	一一					一					
				一四		六						一				一	
				一三		一											

| | | |

同　十四年	八五、三〇七	五五	三三四	八五、六九六	同　五年	八七、六〇六	—	四五三	八八、〇五九
昭和　元年	八八、四三三	一四一	五一五	八九、一七九	同　六年	九一、一七三	—	四三四	九一、六〇七
昭和　二年	九三、五三七	一一五	四四九	九四、一〇一	同　七年	七七、六三一	三四	二四八	七七、九一三
同　三年	九六、四七〇	—	三五六	九六、八二六	同　八年	六九、九三一	—	四〇一	七〇、三三三
同　四年	九七、五八一	—	三七七	九七、九五八	同　九年				

八、賃　銀

工女の賃銀には月給制度あり、日給制度あり仕事の成績により給する出來高支給制度はありて一樣ならず富岡製絲所に於ては月給制度なりしことは同所工女傭入規則第三條に「給料ハ一ケ月左ノ通支給スベシ」とあつて、

取締	取締補	檢査	檢査補	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	外等
四七、五〇	四五、〇〇	四四、〇〇	三三、五〇	三三、〇〇	二二、五〇	二二、〇〇	一一、五〇	一一、三五	一一、〇〇	一、七五	一、五〇

の十一等に分ち工女としては一等三圓卽一日十錢の割合なれども此外に夏冬服料、滿期放免の節の手當等あり。流岩官立製絲所丈ありて頗る裕なるものなれども我長野縣に於ては之に比すれば稍低きを免れず、然も多くは其能率に應じて賃銀を支拂へるが如し。明治六年七月須坂生絲世話方の定めたる生絲製造規定には壹等壹揚廿五錢貳等壹揚貳拾錢參等壹揚拾五錢とあり。（生絲改會社參照）同七年六月諏訪生絲改會社のものは、第一等一日七錢、第二等一日六錢、第三等一日五錢とし附に春蛹四粒捥通壹人、夏蛹捥同六升壹人、春夏蛹五粒付七升壹人、右一等可爲妻」とありて一等の標準工程を示し、（生絲改會社參照）同九年須坂東行社の規程には「操絲之義繭壹升＝付上等貳錢中等壹錢五厘參等壹錢

とありて何れも仕事に應じて賃銀を仕拂ふの制度なりしが如し。又平野村誌に掲げたる清水久左衞門生絲製造簿による明治八年より同十四年に至る仕拂賃銀左表の如し。

	工女一日賃錢		工女一ヶ年賃錢				枠廻男一日賃錢
	最高	最低	一人最高	延人員	總額	一人一日平均	
八年	一〇錢	一	九圓、二三	一、〇三五	不明	不明	二錢、五
九年	一〇	一	一一、〇三五	一、〇六五	不明	不明	一〇、六
十年	一〇	六、三五	一三、三四〇	一、八三〇	不明	不明	一二、七
十一年	一二	四	一一、四九五	一、三四四	一三二、三七三	九、八五錢	一二、七
十二年	一三、五	五	一四、四六五	一、八六八	一七六、三五五	九、四四	一四、〇
十三年	一三	二	一七、六九二	一、八四四	一九〇、八四九	一〇、一三	二〇、〇
十四年	二五	一	二九、四三五	一、五三六	二四五、四三六	一五、九八	二五、〇

又中山社の賃銀も平野村誌に、中山社則條例の末尾に記載されたるものなりとて記されたるものを見るに、左の如くにして當時の物價に比して好收入なりし爲製絲工女となる者次第に增加せしといふ。

明治十年　十三錢

四月　七、八月　九月　十月　十一月

十一年　十二錢　十四錢　十四錢五厘　十四錢　十三錢五厘

十二年　十四錢

	一等	二等	三等
十三年	甲 十三錢五厘	九錢五厘	五錢五厘
	乙 十一錢五厘	七錢五厘	三錢五厘
十四年	甲 二十錢	十五錢	七錢
	乙 十八錢	十一錢	四錢五厘

尙同書に開明社報告累年工男女一日賃錢調あり之によれば左の如し。

年次	男日當平均	女日當平均	年次	男日當平均	女日當平均
明治十三	錢 一四、五	錢 一〇、五 16.9 (25)	明治十九	錢 一五、〇	錢 一二、〇 (26)
十四	一四、五	一〇、五 14.7 (25)	二十	一五、〇	一二、五 (26)
十五	一四、〇	九、五 12.7 (20)	二十一	一五、五	一三、〇 (26)
十六	一三、五	九、五 15·8 (20)	二十二	一六、〇	一三、五 (27)
十七	一四、五	一〇、〇 18.4 (20)	二十三	一六、〇	一三、〇 (25)
十八	一五、〇	一二、〇 23.7 (25)	二十四	一五、〇	一三、〇 (26)

長野縣調査（括弧內の數字）

長野縣製絲場工女等級調（明治十二年十月）によれば工女一ヶ月繰絲惣匁を就業日數に割合、一日の業

絲匁　七十匁以上　金二錢八厘

同　六十匁同　金二錢七厘

同　五十匁同　金二錢六厘
同　四十匁同　金二錢五厘
同　三十匁同　金二錢四厘
同　三十匁以下　金二錢三厘

とあり。

又、明治十九年及同二十年長野縣蠶絲業組合に於て調査せる器械製絲工男女賃銀左の如くにして先扶持工男一日の賃金平均十九年は十一錢七厘二十年は二十七錢工女同八錢七厘及び十五錢二厘入扶持工男八錢二厘及び十一錢八厘工女六錢七厘及び十錢五厘にして之を明治十九年の養蠶日當男十錢女七錢五厘大工日當十二錢米一駄五圓及び二十年の養蠶女日當六錢五厘大工十錢乃至十一錢米一駄四圓六十錢（以上何れも下伊那郡龍丘村小林支治郎氏記錄）に比し有利の賃金なり。

明治十九年
同二十年　器械製絲工男女賃金　長野縣蠶絲業組合調

郡	年次	先扶持工男一日ノ賃金 上	先扶持工男一日ノ賃金 下	先扶持工男一日ノ賃金 平均	同上工女 上	同上工女 下	同上工女 平均	入扶持工男一日ノ賃金 上	入扶持工男一日ノ賃金 下	入扶持工男一日ノ賃金 平均	同上工女 上	同上工女 下	同上工女 平均
南佐久	二十	三三〇	一六〇	一九〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	九〇	一一〇	一四五	四五	九五
	十九	一	一	一	一	一	一	一六八	一三五	九五	一六四	一〇三	六三
北佐久	二十	一	一	一	一	一	一	一六〇	一〇〇	一三〇	二三〇	七五	一五三
	十九	一	一	一	一	一	一	二一三	一四三	一〇八	一七四	一一七	七三
小縣	二十	三〇〇	一三〇	一六三	一五五	一一〇	一三三	一〇〇	一	一〇〇	一一〇	一〇〇	一八
	十九	三〇〇	一三〇	一六三	一三三	九三	一一三	一〇〇	一	一〇〇	一一四	一〇〇	九〇

	諏訪	上伊那	下伊那	東筑摩	西筑摩	南安曇	北安曇	更級	埴科南	埴科北	上高井	下高井
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

| | | |

昭和二年以降製絲工場賃銀の概況

年度	適用工場數	職工數	一人一日ニ支拂タル平均金額 男工	一人一日ニ支拂タル平均金額 女工	一人一年賃金額	一年中賃金總額
昭和二年	七三四	一〇八、〇七五人	九四錢〇	七四錢〇	一八九円八五	二〇、五二八、五七六円五五
三年	八〇五	一一三、一六三	九一、二	七一、九	一七四、六七	一九、五九一、四九六、二五
四年	八四五	一一七、四三三	九一、二	六七、五	一五八、二七	一八、五八四、〇七三、八九
五年	八六三	一一三、〇五八	八一、七	五七、七	一四四、四五	一六、一八九、三三〇、五三
六年	八四四	一〇五、九四三	六三、〇	四二、一	一三七、七八	九、三〇〇、一〇四、一三
七年	七九九	九九、八七七	六二、一	三六、九	八六、四二	六、九〇三、五八〇、二六
八年	七四三	七七、四四五	六〇、四	三六、三	八三、四七	六、五三七、四一九、七四
九年	七〇一	六八、〇一三	六〇、四	三六、七	九七、八一	六、六八七、七九〇、四三
十年	六七三	六六、九七四	六三、五	三八、七	九八、〇四	六、五六五、八一七、九八

前表ニツキ昭和二年ヲ百トセル割合

年度	適用工場數	職工數	一人一日ニ支拂タル平均賃金 男工	一人一日ニ支拂タル平均賃金 女工	一人一年賃金額	一年中賃金總額
昭和二年	100、000%	100、000%	100、000%	100、000%	100、000%	100、000%
同 三年	一〇九、六六五	一〇三、七八三	九七、〇一〇	九七、一六三	九二、〇〇四	九五、四八三
同 四年	一二五、一一四	一〇八、六四九	九七、〇一〇	九一、二一六	八三、三六六	九〇、五七三

同　五年	一二七、四三〇	一〇三、六五五	八六、九一四	七七、九七三	七六、〇八六	七八、九〇〇
同　六年	一二一、九七八	九八、〇二七	六五、九五七	五六、八九二	四六、二三六	四五、三五五
同　七年	一〇三、三九九	七三、九〇九	六六、〇六三	四九、八六五	四五、五三〇	三三、六四一
同　八年	一〇一、〇八三	七一、六五九	六四、三六一	四九、〇五四	四三、九六六	三一、八一三
同　九年	九五、五〇四	六三、九三一	六四、三六一	四九、五九四	五一、五三〇	三三、五九四
同　十年	九二、八〇三	六一、九二〇	六七、五五三	五三、二九七	五一、六四一	三一、九九九

賃銀算出法

繰絲工女の賃銀算出法は明治十年頃迄は、諏訪地方にては壹盃何程といひ、須坂生絲世話方の定には壹揚何錢と唱へ東行社にては壹升何錢とし、其出來高の多少によりて賃錢を仕拂へるが如くなるも、其後生絲の粗製濫造を防ぐ爲に生絲の巡回檢査等行はるるに及び、繰絲能率、デニール、品位、類節ムラ等の有無、絲匁の增減等を斟酌して工女の等級を定め、賞罰を附して賃銀を仕拂ふ事となりし如く、明治十一年長野縣にて模範の爲に設立せる長野製絲場の工女等級調は相當精密なるものにして他の工場に於ても順次之に類する方法によりて賃銀の算出をなせるものならん。左に之を記せば

長野縣製絲工場等級調

一、工女一ケ月繰絲惣匁を就業日數に割合一日の業

絲匁　七十匁以上　　金貳錢八厘

同　六十匁以上　　金貳錢七厘

絲匁　五十匁以上　　金貳錢六厘
同　四十匁以上　　金貳錢五厘
同　三十匁以上　　金貳錢四厘
同　三十匁以下　　金貳錢參厘

とし

一、四百回試驗

一等賞　四錢　十二半　十二半　十二半　十二半　十二半　十二半　十三　十三
二等賞　二錢　十二　十一半　十一半　十二半　十一半　十二半
三等賞　二錢　十一半　十三

四等「賞罰ナシ」　十三　十二半　十二　十三
五等　罰　二錢　十三半　十一
六等　罰　三錢　十二半　十二半　十一半　十三
七等　罰　四錢　十二半　十半　十半　十半
等外　罰　五錢　十〇以内　十四半　以外

一、製絲品位險查賞罰

一等品　賞三錢
二等品　同二錢
三等品　同一錢
四等品　同半錢
五等品　賞罰ナシ
六等品　罰半錢
七等品　同一錢
等外　同二錢

一、絲及增減賞罰一及增賞一點一及減罰一點

一、絲結ビ給料

一等給金　貳圓貳拾五錢　但シ一ケ月就業日數二十五日トス
二等給金　貳圓　同
三等給金　壹圓五拾錢　同
四等給金　壹圓貳拾五錢　同
五等給金　一圓　等

一、揚枠工女給料上等一ケ月金壹圓ノ割　下等一ケ月金七拾五錢ノ割

一、雜業工女給料日當金貳錢五厘

卽普通一日の賃錢は六七錢位なり。又中山社の算出法は一定計算期間の工女取枡（繰絲原料高）を平均し其一日平均高を以て一日標準日當を除し一升の挽賃を求め之を目安として各人の日當を算出せる所謂折衷拂なりし由。其後開明社に於ては更に細密なる檢査法と、それに伴ふ賞罰を制定し之によりて賃銀を算出したりといふ。而して其試驗項目は繰目、絲目纖度及び粗製檢査等なりしといへば多分長野製絲場のものに類するものなるべく、一日の繰絲量の多少によりて等級を定むるは能率の增進を促がす一法たるも下等品を多量に挽き、或は原料繭を不經濟に使用する事ならしめんが爲に、一定量より生ずる絲目の增減纖度品位等を斟酌して等級を附し可成優良品を多量に生産せしむる事に勉めたるなるべし、最近に至りては此外にセリプレーン檢査重要項目となれるは言を俟たず。

而して當時の賃銀算出法には基本賃銀は定れるも最低賃銀の定なく、賞罰の法則は嚴として存するを以て前記長野製絲場の規則によるも纖度六等以下品位六等以下の絲を挽きたる工女の如きは却つて工場主に罰金を支拂はざる可らざる場合も生ずべきを以て大正十五年六月工場法施行令の改正に伴ひ同年八月長野縣令第百〇五號工場法施行細則及び同月縣訓令により工場法令取扱手續を定め、工場主は就業規則を定め地方長官に届出づべき事を規定し、尙內規として最低賃銀を一日一人三十錢養成初年工は同十五錢とし標準賃銀を春挽は一日一人五十錢夏挽は六十錢となすべき事とせるを以て職工は賃銀に就きて最低限度の保障を得るに至れり。

かくて大正十五年以降變更なく行はれ來りたるも昭和五年以降の不況により製絲家の蒙れる打擊頗る大なりしが爲に賃金値下問題起り同六年より暫定的に標準賃銀二割減となり其後も依然不況打續ける爲に回復するに至らず其推移を表示すれば左の如し。

平均保障最低保障賃金ノ推移

長野縣工場課調査ニヨル

	平均保障賃金	最低保障賃金 本職工	最低保障賃金 養成初年目職工
自大正十五年 至昭和五年	春挽 五十錢以上 夏挽 六十錢以上	三十錢以上	十五錢以上
自昭和六年 至同六月	春挽 四十錢以上 夏挽 四十八錢以上	三十錢以上	十五錢以上
自昭和六年七月 至同七年三月	通年 四十錢以上	二十五錢以上	十二錢以上
自同七年四月 至同八年二月	同 三十五錢以上	同	十錢以上 就職七ヶ月以降十二錢以上
自同八年三月 至同年六月	同三十錢以上 産業組合製絲三十二錢以上	二十五錢以上 産業組合二十三錢以上	同
自同八年七月 至同九年三月十五日	同三十五錢以上	二十五錢以上	同
自同九年三月十六日 至同九年六月	同 三十錢以上	同	同
自同九年七月	同 三十五錢以上	同	同

罰金制度の廢止

次に古くより製絲工場に行はれ來りし罰制度に就きては「人を働かせて罰をとる」といふ制度の不合理にして、且人情に悖れるのみならず一日十二時間以上の勞働に從事したる結果場合によりては賃銀を得ざるのみならず却つて借金となる日もあり得べきを以て、縣工場課にては之が改善につきて研究を重ね、昭和四年十月十一日及十九日の二日に

亘り縣下製絲業關係者二百余名並に縣工場課、蠶絲課、產業組合課員等長野市藏春閣に於て縣工場懇和會を開きたる結果事業主より「今回工場課より提案せられたる罰則廢止の趣旨に基く賃金算出案は時代に適するものなるを以て各地方の事情と工場の歷史を參酌して十分研究の上成るべく速に共精神によらんとす」との自發的決議あり、翌五年より多年行ひ來れる罰制度を廢し、豫め一定の基本賃金を定め更に職工各自の技術の巧拙、出來高の多少等によりて稼金高を定め能率の增進技術の向上をはかる事となれり。之實に賃銀算出法の一大變革といはざる可らず。

製絲工女賃銀算出法

一、原　給

就業一人一日に對し金三十錢を均一に支給す。

二、加　給

就業一人一日平均春挽二十錢以上、夏挽三十錢以上を左記採點法に依り成績を考査し其の得點數に依り按分支給す

採點法

一、繰　目

(イ)基　點

一期間に於ける工場總平均繰目の七割乃至八割を採點の基準とし以上の繰絲量に對し十匁に付五點の割合を以て得點を附す、但し絲目の平均が工場總平均絲目の九割五分に達せざる者に付ては此の得點を三點の割合とす。

(ロ)割增點

繰目の平均が工場總平均繰目以上なる者に行きては其の挽增量に對し一割を增す毎に一點の得點を累加し最高五

點に至りて止む。

二、絲　目

一期間に於ける工場總平均絲目の九割五分乃至九割八分を採點の基準とし以上の絲量に對し一匁に付五點の割合を以て得點を附す。但し繰目の平均が工場總平均總目の七割に達せざる者に付ては此の得點を三點の割合とす。

三、品　位

(イ)　基　準

小枠一揚に付左表の得點を附す。

デニール、セリプレーン檢査料絲一揚より一本採取す。デニールは二百回織度(二百二十五米)セリプレーンハ一パネル(十四中五百米、廿一中四百米)とす。

「絲條斑」 「品位等級」 織度	九〇點以上			八五點			八〇點			七五點			七〇點			六五點以下		
	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三
十四	三五	三〇	二〇	三〇	二〇	一五	二〇	一五	一〇	一五	一〇	—	五	二	—	二	—	—
十三	二〇	二五	一五	二五	一五	一〇	一〇	一〇	五	一〇	五	—	三	—	—	一	—	—
十五	二五	二〇	一〇	二〇	一五	五	一五	一〇	—	五	五	—	二	—	—	—	—	—
十二及十六	一五	一〇	—	一〇	五	—	五	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十一及十一	五	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十八以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一、品位等級の區分は左の法に依る。

光澤中、切斷工五回以上、中類、小類多きもの、棒卷、片枠繰は二等とす。

光澤下、切斷三十回以上、大類、小類甚だ多きもの、二子絲は三等とす。

二、絲條斑檢査を除外する場合は表中第三段を準用す。

(ロ) 割增點

一期間に於ける品位點の平均が工場總平均品位點より以上の者に付ては小枠一揚に付五點の範圍内に於て得點を累加す。

以上の控點は原料の良否、環境の如何に依り繰目、絲目は五點品位は十點の範圍に於て變更することあり。

再繰工手賃金算出方法

各職工の勤務年數技術の優劣日常の勤惰等を參酌し左の五等級に分ち、豫め一日定時間就業日給額を定め其の就業日數に應じ其の月一日より十五日迄の分を二十二日迄に、十六日より末日迄の分を翌月七日迄に支拂ふものとす。

等級	日額	等級	日額
一等	八十錢以上	四等	四十錢以上
二等	六十五錢以上	五等	三十錢以上
三等	五十錢以上		

賞金二本揚發見一回に付金五錢

技術の優劣は左の方法に依り考査し次期日給額査定の資料となすものとす。

一、技術點　一期間に工務員檢絲係並に監督者に於て各工手別に調査の上五十點を滿點と定め、各調査別採點の平均を以て一日の得點とす。

二、丁數點　一期間に於ける全工手の一人一日平均の平均點を五十點と定め、總平均再繰枠數を以て除したる一枠平均率に工手の一日平均枠數を乘じたるものを一日の得點とす。

養成工手は初給一日二拾錢以上とし技術の進歩に從ひ增給す。

最近の趨勢

昭和時代に入りてより蠶絲業は益々不況に陷り、ことに最近の不況は人造絹絲の發達が主なる原因をなすを以て、一時的現象に非ずして漸次低落の一路を辿るのみなるが故に、生產費の低減能率增進等によりて之に對抗せざる可らざる事となり、勢職工の賃銀も之に伴ひて低減せらるゝに至れり。

かくて昭和二年以降漸次賃金を切下げ來りしが昭和四五年以來の不況によつて職工數を激減せしむると同時に賃金の極端なる切下げを實行し辛ふじて營業を繼續し來れるが如き狀態にして、昭和四年以降資金薄弱なる工場に於ては賃銀未拂の不祥事を生ぜる所さへあるに至れり。

昭和二年以降賃金左の如し。（長野縣工場課調工場關係參考書）

	一人一日ニ支拂ヒタル平均賃金		一人一年賃金額
	男工	女工	
昭和二年	九四錢〇	七四錢〇	一八九円八五錢
同三年	九一、二	七一、九	一七四、六七

昭和四年	九一、二	六七、五	一五八、二七
同五年	八一、七	五七、七	一四四、四五
六年	六二、〇	四二、一	八七、七八
同七年	六二、一	三六、九	八六、四二
同八年	六〇、四	三六、三	八三、四七

九、娯樂慰安に關する施設

普通毎日十二時宛營々として製絲に專念する可憐なる彼繰絲工女の爲に何等か慰安の途を講ぜざる可らざる事は夙に識者の認むる所なりしも明治初期にありては工場の規模一般に小にして家內工業の域を脫せざるもの多く、且一般に作業日數も少くして七月より十月位迄の季節勞働なりしため、工女は其前後に於て溫かき家庭生活をなすを得るを以て其施設を要すること切ならざりしが如し。然れども富岡製絲所の如く通年繰絲の大工場にありては正月三ケ日鞠つき羽根つきをなし、夏期夕食後役人附添にて高張を建て毎夜盆踊をなせしこと、一ノ宮に遠足をなせる事等の記事富岡日記に見えたり。

其後夏秋蠶の盛んに飼育せらるゝに及び、各工場の作業日數次第に增加し、又原料の增加と生絲販路の擴張とによりて大規模の工場を設けらるゝに及び、益々娯樂慰安機關の設備を必要とするの聲高まり諸種の施設行はるゝに至れり。現今本縣內に於ける約七百の器械製絲工場中娯樂慰安の施設を有するは四百四十四工場にして其中ラジオ聽取の設備あるは二百八十六工場に達し斷然工場娯樂機關の王座を占め、蓄音機の二百六十九、オルガンの二百三十四等之に

つぎ、其他ピアノ、ビンボン、撞球等之につぎ、活動寫眞（講堂の設備あるもの）は映寫壁を設けて）演藝大會、芝居、觀劇等を行ひ、稀には音樂隊を設けて之を行ふものあり。又古來よりの室内遊戲として圍碁、將棋等を行ふものあり。又体育を兼ぬるものとしては、ラジオ体操最も多く行はれ、其他男女工の庭球男工の野球は普通に行はれ、稀には女工にバレーボール男工に擊劍柔道等を行はしむる工場あり。年一回若くは春秋二回の遠足、又は運動會等は多くの工場に行はれ、民謠等も相當行はる。近時登山熱の流行と共に本縣は山岳國にして登山の便利多きを以つて夏季登山を行ふもの、キヤンプハイキング等をなすものも屢々見受けられ、又春の觀櫻會、秋の觀楓會等女工に相應はしき企も行はれ居れり。又上諏訪に於ける片倉會館溫泉浴場の如きも職工に對する好個の娛樂慰安設備といふべし。

因に大正十二年及同十三年縣下八製絲工場に付、縣工場課の調査せるものよりして、是等の施設が工女に與ふる感想、並に、尙福利增進の爲に設けられたき希望を擧ぐれば次の如し。

福利施設に就て樂しいこと。三八〇中

一、運動會ガ嬉シイ。　九五

二、オ茶ガ樂シイ。一ケ月ニ一度ノ茶話會ガアツテ樂シイ。夜終ツテカラ一同デオ茶ヲノム事ガ樂シイ。七六

三、時々ノ芝居ガ樂シイ。　六〇

四、時々慰安ヲヤツテ下サルノガ嬉シク思ヒマス。　二六

五、晩シマツテカラ私達ノ作ツタ花ヤ野菜ニ水ヲカケテ行クノガ、何ヨリ樂シミデス　二二

六、春ノ花見ガ樂シイ。　二〇

七、定休ニテニスヤビンボンヲスルノガ樂シイ。　一八

等にして、亦可憐ならずや。

次に困ることの中に願望の意を含めるものは、

一、洗濯場ガ無イ、若クハ不自由、洗濯場ヲ作ツテ下サイ等洗濯ニ關スルモノ。　一七七

二、物ガナクナツテ困ル、就中下駄物干場ニ干シテアル物等。　一六一

三、盥ガ少クテ困ル。　一三〇

四、物干場ガ狹クテ困ル。　七四

五、結髪場ガナクテ困ル。　四八

等にして、轉た同情に堪えざるものあり。

此他渡邊組㊈製絲場の如く共濟會を設けて、會員中不幸にして傷病死者ある時は弔慰金を贈り、負傷又は兵役に服するもの及不慮の災害に罹りたる者に金品を贈りて慰問するものあり。片倉組の如く、工場法施行令職工扶助規程に依る外、特に同會社にて慶弔規程、慶弔申合規約、遺族弔慰規程を設けて、本人又は家族に慶弔金を贈呈する外、遺族扶助料、又は、一時金を遺族に贈與し、退職給與金規程を設けて退職金を給し。又、從業者利益分配規程によりて、定款に基き、所定の利益ある場合には社員以下一般從業員に之を分配するものありて從業員の福利增進の途講ぜられつゝあり。

一〇、敎化施設

明治七年初めて松代六工社の創設せらるゝや最も其工女撰擇に意を用ひ、曾て富岡製絲場に於て製絲を傳習せる横田英子を初め十六人の人々を室長其他の指導に當らしめ、又工女も概ね士族の女子を用ひ、士族に非ざるも良家の女

子にして當時としては上流の家庭に育ち相當教育をうけたる人々多く、且つ六工社に於ても時々大里、春山等の人々の訓話あり、夜長の時期には讀書習字算術等をなさしめたる事、富岡後記に見えたり。されば工女の品位頗ぶる高く隨つて其製絲も優良のものを出せり。

昭和四年以後財界の大變動によりて、今日事業不振に陷れりと雖も、六工社が久しく信州エキストラとして其良製を誇りしものは大里、羽田氏等の指導方針によると雖も、又一面工女素質の宜かりし事が其原因たりしなるべし。

其後明治九年以後、器械製絲の急激なる發達に伴ひ工女を要する事多く、各工場に於ては十分に工女の撰擇をなすの餘裕なく、ことに當時工女たらんとする人々は概ね維新前後に生れ、舊制度破壞されて新制度未だ備はらず、從來四民の模範階級たりし士族は其常職を失ひて一種の失業者となり、學制は未だ頒布せられざる爲、學校教育を受けし者なき時代なりしかば其品位も隨而低下するを免れざりき。

明治十一年諏訪郡下諏訪村樋口愛之助並に同郡平野村武井國吉より提出せる工女教育機關設置意見は本縣に存する工女教化施設に關する最初の意見にして「當時の製絲工女は中流以下の家庭に生れたるもの多く、十一、二歳より業に就き然も仕事に遂はれて婦女子たるの道を修むる暇なきを以て他に嫁するの機に臨みて婦女子たるの道を全ふする事能はず、或は家に不政を生じ、或は孝貞の道を失ふ者も不少、これ全く幼年にして父母の膝下を離れ、女子修身の教育を受けざる故なるべし」と述べ「授業中に休暇を與へ、人倫の道をも說示せば女子の教育も從つて相成り、今日迄の不品行なるも獨發明して改むるに至り可申、各品行を正しくして只管其業を勵む時は自然製出する所の生絲も上品に成るべし」として工女教育が延いて製絲の良製を來すべき事に言及せり。

工女教育機關設置意見

我等不肖ノ身ヲ不顧上申仕候惣テ天下ノ事物大小共ニ規則無キモノハ或ハ永續成シ難ク或ハ注意届キ難ク元來規則ハ本注意ハ末永續者規則ト注意トノ中央ニ位置ヲシメタル者ト被存候抑我　皇國物産多キ中ニ最生絲ヲ以テ第一トス故ニ厚ク御注意有之所ト奉窺候御管下南北ヲ問ハス年々歳々製造人ノ增加ニ競ベ生絲年々勢ヲ失フハ如何ナル所以ト熟考仕候處只製主ト工女トニ有之候製主ハ製絲ノ惡製ノミヲ責メ工女ハ給ノ厚薄ト不同ナルヨリ種々ノ不平ヲ生シ互ニ誠實ヲ失ヒ製主良製ヲ欲スト雖工女意ニ不從故ニ眞ノ良製稀ナルヲ以テ自然勢相衰候モノト愚存仕候製主各相場ノ上下ニ隨ヒ製絲半タリトモ引下グルト認ル時ハ最初給ニ等ヲ定メ一等ニ雇入レタルモ二等ヲ以テ與ヘ引上クルト認ル時ハ他ノ工女ヲモ二等ニ一等ヲ給セントテ之ヲ奪ヒ其不條理ナル見ルニ忍ヒス聞ニ不忍事ニ候適々御官吏御巡回厚ク御注意アルモ規則無キヲ以相届事無ク誠ニ今日ニ此弊ヲ改メサレハ製絲ハ只繭ヲ以テ絲ニ引クノミヲ事トシ終ニハ大切ツル御國産ヲモ空シキモノト成スニ至候半若然ル時ハ外人ノ笑ヲ受クルノミナラス富國強兵ノ幸福頼テ來ルノ所ヲ失フニ至ル可シト日夜憂慮仕候依之自今此弊ヲ改ムルニハ今一層御保護ヲ加ヘラレ一ツノ製教所ヲ立規則ヲ被クルニ及フ無ク而教師ヲ撰ミテ工女ヲ集メ試驗ヲトゲテ等何等給何圓ノ免狀ヲ與ヘハ各自勉勵ノ念ヲ起シ忽熟煉スルモノ多キニ至リテ眞ノ上品ヲ製出ス可キハ鏡ヲカケテ覽ルカ如クニ候就中其教所ヲ設ケ如此シテ授業中ニ休暇ヲ與ヘ人倫ノ道ヲモ說示セハ女子ノ教育モ從テ相成リ各々今日マデノ不品行ナルモ獨發明シテ改ムルニ至リ可申各品行ヲ正シクシテ只管其業ヲ勵スル時ハ自然製スル所ノ物モ又上品ニ成シ得ヘキハ申スマデモ不可有之凡製絲ノ工女タルモノハ先中等以下ノ人多シトハ乍申十一二歳ヨリ業ニ屬キ他ニ嫁スルノ機ニ臨テ始テ婦女子ノ道ヲ踏ミ或ハ家ニ不政ヲ生シ或ハ孝貞ノ道ヲ失フ物不少モ全ク幼年ニシテ父母ノ手ヲ離レ女子修身ノ教育ヲ受ケサル故ナル可シト被存候實以テ傍觀スルニ不忍憫然ノ至ニ候得ハ彼是今一層製絲ニ御保護ヲ加ヘラレ候樣仕度教所設立方法ノ如キニ至リテハ女工生徒一

人ニ幾分カノ授業料ヲ納メサセ製絲人ヨリハ各教所元資金トシテ釜一ケニ相當ノ金額ヲ積スレハ最容易成功相成可申ハ必然ノ事ニ候現今吾諏訪郡ニ之アル所ノ工女ニテモ凡二千人ヲ下ラズ南北兩郡合併凡五六千人釜數凡五六千ニ下ラサル可カサレバ唯僅ニ繭貿入ノ元資ヲ加ヘラレ候得ハ年々多少ノ御利益ヲ生ルニ至リ加ルニ管下繁盛ノ勢ヲ現ハスニ足ルノミ成ラス其功ヲ奏スルニ於テハ一ツハ國産ヲ盛ンニスルノ術ヲ助ケ一ハ女子修身ノ教育ヲ助ケ彌國家ヲ益スルノ基ト相成リ可申不肖ト雖我等命ヲ蒙ラハ速ニ實効ヲ奏シ申可シ只管御採用在テ國産ノ長タル製絲永續ノ方法ヲ立玉ハン事ヲ伏テ奉希望候也誠惶誠恐　謹言

明治十一年十一月八日

長野縣南拾三大區三小區諏訪郡下諏訪村
當時筑摩郡北深志町逗留
平民　樋口愛之助
同　縣南拾三大區一小區同郡平野村
士族　武井國吉

長野縣令　楢崎寛直殿代理
長野縣大書記官　松野篤殿

同年長野縣は長野に模範製絲場を建てゝ松代より横田英子を聘して製絲教師とし其技術的方面の教育を爲すと共に、工男生徒をも收容して其教育にも努めしが元來長野は佛都にして明治四年以後漸く政治的中心地となりしも經濟的都市としては松本、上田等に比すべくもあらず、ことに製絲業の如きは近くに須坂、松代等古來よりの中心地あり、加

ふるに水質惡しく開業以來僅々三年にして縣の經營を廢するに至れり。

從つて製絲教育、技術的方面及智育德育に關する施設に於ても之が範を示すものなく、頗る遺憾の點多かりしが、

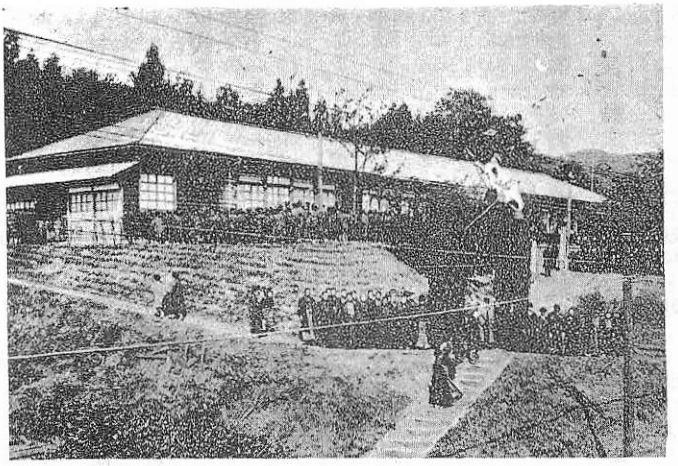

片倉尋常小學校全景

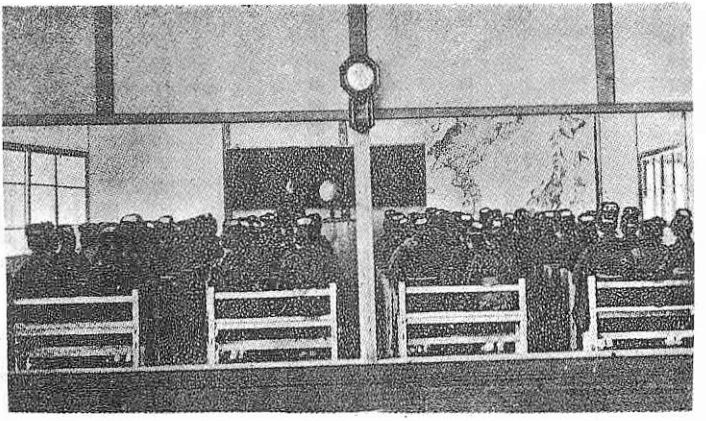

私立片倉尋常小學校教室ノ一部

其後國民義務教育制度實施せらるゝに及び、義務教育未了者に對しては製絲工場に於ても普通教育を授けざる可らざ

る事となり、製絲工場中其施設をなすものを見るに至れり私立片倉尋常小學校の如き即ち是なり。

私立片倉尋常小學校

初代片倉兼太郎翁は其經營せる川岸製絲所内なる工女を教育せん爲に特に私立尋常小學校を開設せんと志し地を川岸村三澤區蔓根崎に卜して其建築を急ぎ曾て川岸尋常小學校長たりし北澤和一郎氏を聘して校長とし着々其計畫を進めしが不幸其竣工を見ずして歿せり。二代兼太郎氏其志を繼ぎ大正六年四月校舍竣工せしかば同月より義務教育未了の幼年女工を收容して毎週交代に小學教育を受けしむることゝなせり。

かくて校舍の設備完成せるを以て同年八月十日赤星知事臨席の下に開校式をあげ、翌七年三月第一回の卒業式をあぐるに至れり。

其後三澤區内なる同業者の請を容れ私立三澤尋常小學校と改稱して同區内なる義務教育未了女工の教育所たらしむるに至れり。

然るに工場法實施の結果義務教育未了者を雇傭する事能はざる規定となり同校存立の必要なきに至りしかば大正十一年遂に之を廢止するに至れり。此間同校より卒業生を出すこと五回人員六百余名に達せり。

又、大正十五年七月青年訓練所令公布と共に片倉製絲紡績株式會社にては同社所屬各工場に私立青年訓練所を設置し、訓練所令により青年從業者に訓練を實施し其中數工場は既に文部大臣より表彰せらるゝの光榮に浴せり。

明治四十四年發布せられたる工場法によれば、保護職工に對しては毎月二回以上の休日を與へざる可らざる事となれるも、其休日の配置に關しては何等の定むる所なき我が國の工場法が保護職工に對して右の加く休日を與ふべき事を定めたるは、一に保護職工の健康保持上の理由によるものなる點より考察すれば連續又は相接近せる二日の休日を

與ふる事を意味する事に非ずして少くとも十五日位の間隔をおきて一ケ月二回の休日を與ふべきものたるや明かなり。

之によつて一齊休業制實施の工場にありては一日と十六日又は十五日と晦日の如く大体十五日の間隔を置きて休業するを常とせり。然るに諏訪郡内の製絲工場に於ては、工場設備の經濟的利用より、此の二日の休日は工場法規定の精神に基きて實施し、然も工場としては一ケ月中一日も休業せざる爲に、所謂交替休業制工場主組合を組織し、誓約書を知事に提出し其認可を得て之を實施するに至れり。

其誓約書並に交替休業制工場主組合規約は次の如し。

交替休業制工場主組合規約

第一條　本組合ハ諏訪郡交替休業制工場主組合ト稱シ、其地域内ニ於ケル工場法適用工場中交替休業制實施ニ關シ本縣知事ノ承認ヲ受ケタル工場主ヲ以テ組織ス。

前項ノ規定ニ拘ラズ、右地域外ノ交替休業制實施ノ工場主ト雖モ便宜加入セシムルコトヲ得。

第二條　本組合員ニシテ將來交替休業制ヲ實施セサルモノハ本組合ニ届出テ脫退スルコトヲ得。

第三條　本組合員ハ工場關係法規ヲ恪守シ、左記事項ヲ勵行スルハ勿論、交替休業制ニ關スル監督官廳ノ命令ヲ遵守スルモノトス。

一、交替休業制實施前ニ於テ交替休業者組別名簿ヲ作成シ、届出ヲ爲スト共ニ、工場内各作業場入口ニ之ヲ掲示スルコト。

二、各組ノ人員ハ少クトモ五名以上トシ、出身地方別又室別等職工ノ便宜ヲ考慮シテ區分スルコト。

三、休日ハ交替休業者組別名簿ニヨリテ必ス之ヲ與ヘ、他ノ職工ノ病氣其他ノ事故ニヨリテ生スル空釜ヲ補充スル等ノ理由ニ依リテ絕對ニ之ヲ變更セサルコト。

四、十五歳以上ノ男工ニモ月一回以上ノ休日ヲ與フルコト。

五、職工ヲシテ休日ヲ最モ有效ニ利用セシムル爲メ別ニ定ムル標準ニ依リ補習教育ノ施設及娯樂慰安ノ設備ヲナスコト。

六、職工ノ休日及休日前夜ニ於ケル外出ハ原則トシテ之ヲ制

限セサルコト。

七、休日ニハ職工各自ノ寄宿舍ヲ休養ノタメ自由ニ使用セシムルコト。

第四條　本組合員又ハ新ニ本組合ニ加入セントスルモノハ左記ニ依リ本組合ニ保證金ヲ提供スルモノトス。

繰絲釜二百釜未滿　百圓

同二百釜以上五百釜未滿　二百圓

同五百釜以上　三百圓

再繰工場ニアリテハ十窓ヲ一釜ニ換算シ、保證金額ヲ算出スルモノトス。

第五條　保證金ハ組合代表者ノ名義ニ於テ確實ナル銀行ニ預金シ組合代表者之ヲ管理ス。

第六條　第二條ニ依リ本組合ヲ脫退シタル組合員ノ保證金ハ其年末ニ於テ之ヲ返還スルモノトス。

第七條　本組合員ニシテ本規則所定ノ事項ニ違背スル行爲アリタルモノハ之ヲ除名ス。

本組合員ニシテ本規約ニ違背シタル者、除名以前ニ於テ脫退届ヲ提出シタルトキハ除名セラレタルモノト見做ス。

第八條　前條ニ依リ除名セラレタル組合員ノ保證金ハ返還セス、之ヲ職工福利施設ノ目的ニ使用スルモノトス。

第九條　第二條ニヨリ脫退シタル者アルトキ、及第七條ニ依リ除名シタル時ハ組合代表者ハ十日以內ニ左記事項ヲ知事ニ届出ツルモノトス。

一、工場名及工場主名　二、脫退又ハ除名日ノ年月日

三、脫退又ハ除名ノ事由

第十條　組合員ノ全部カ將來交替休業制ヲ實施セサルニ至リタルトキハ本組合ヲ解散スルモノトス。

組合ヲ解散シタルムキハ組合ノ財産ハ各組合員ノ保證金額ニ比例シテ分配スルモノトス。

第一項ニヨリ組合ヲ解散セムトスルトキハ、二週間以前ニ左記事項ヲ知事ニ届出ツルモノトス。

一、組合名　二、組合員ノ工場名及氏名

三、解散セムトスル時期　四、解散ノ事由

六、財産處分ノ狀況

誓約書

長野縣諏訪郡　村　番地

製絲所

右經營ノ工場ニ於ケル昨年限リ御承認ヲ得テ、交替休業制ヲ實施致シ來リ候處、本年ヨリ直ニ一齊休業制ニ改ム

ルハ幾多困難ナル事情有之、休日ノ勵行及職工福利施設ノ實行ニ就テハ左記各項堅ク遵守可致御承認ノ上ハ別紙規約ノ通交替休業制實施工場主ノ組合ヲ組織シ組合員相互ニ於テ之カ實行ヲ督勵可致候間試驗的ニ昭和二年中ニ於テモ交替休業制ニヨルコトヲ御承認相成度、若シ其間ニ於テ工場關係法規及之ニ基ク御命令ニ違反シ、又ハ組合規約及左記事項ニ違背シタル等ノコト有之候ハバ直ニ交替休業制ヲ廢止可致、尙中途ニ於テ交替休業制ヲ廢止致候モ職工福利施設ハ之ヲ繼續可致右誓約候也

昭和二年二月　日　右

長野縣知事　高橋守雄殿

記

一、交替休業制實施前ニ於テ、交替休業者組別名簿ヲ作成シ届出ヲ爲スト共ニ工場内各作業場入口ニ之ヲ掲示之より先大正十二年より十三年に亘り長野縣工場課に於て縣下八製絲工場に付女工の工場生活に於ける感想及希望に關する調査を行へるものを見るに、敎化施設に關する感想三七六中最も多きものより示せば、

一、定休ニ色々先生ガ爲ニナルオ話ヲシテ下サルノガ樂シイ。

スル事

二、各組ノ人員ハ少クトモ　名以上トシ

三、休日ハ交替休業者組別名簿ニヨリテ必ズ之ヲ與ヘ他ノ職工ノ病氣其ノ他ノ事故ニヨリテ生ズル空籌ヲ補充スル等ノ理由ニヨリテ絶對ニ之ヲ變更セザルコト

四、十五才以上ノ男工ニモ月一回以上ノ休日ヲ與フルコト

五、職工ヲシテ休日ヲ最モ有効ニ利用セシムルタメ別紙之通補助敎育ノ施設及娯樂慰安ノ設備ヲナスコト

六、職工ノ休日及休日前夜ニ於ケル外出ハ原則トシテ之ヲ制限セザルコト

七、休日ニハ職工各自ノ寄宿舍ヲ休養ノ爲メ自由ニ使用セシムルコト

二、修養會ガ一月ニ一度ヅツアリマスノデウレシイ。

一、雜誌ヲ貸シテ下サルノデ樂シイ。　四四

四、雜誌ヲコシラヘテ自分ノ考ヲ人ニ知ラセルノガ樂シミデス。　四〇

五、定休日ニミシンヤ裁縫ヲ教ヘテ下サツテウレシウ御座イマス。　二三

等にして同じく希望の方面に於ては百人中、

等にして、以て當時各工場に行はれ居たりし教化施設の一班を知ると共に、工女等の希望の存する點をも知り得べし。

其後、工場法の改正、勞働問題の深刻化等によりて是等の施設も漸次改良さるゝに至りしも、交替休業制の實施は更に之に一時期を劃するに至れり。而して交替休業制工場主組合に於て實施せる主なる事項は、

一、職工補習教育。

二、修　養　會

三、娯樂慰安の設備。

等にして昭和三年度に於ては誓約書の文中より試驗的云々の文字を除き益々基礎を鞏固にし、第三條の六號を削除し第四條の保證金を倍額とせり。昭和四年に至りては組合の事業は著しく斯界の認むる處となり、加入人員二十三名、（昭和三年度十四名）六十九工場、釜數二萬一千六百九十八釜、職工三萬百二十七人、積立保證金二萬六千四百圓を超え、益々職工の福利增進の爲に努力するに至れり。

一、事業後ニ勉强時間ガナクテ困ル。　二四

二、裁縫室ガナクテ困リマス、裁縫室ノ道具ヲ設ケテ貰ヒタイ。　一八

三、何カ爲ニナルコトヲ教ヘテ貰ヒタイ。　一〇

四、禮儀作法ヲ教ヘテ下サイ。　八

五、上ヘハ修養會心ハ墮落會。　五

組合員工場、釜數及職工數、保證金增加表

年度	組合員	工場數	釜數	窓數	職工數 男	職工數 女	職工數 計	保證金
昭和二年	一六	四七	一四、四三	八、七〇六	—	—	一六、二七五	八、七〇〇円
同 三年	一四	四七	一四、四九五	一三、六一一	二、四七五	一八、四九四	二〇、九六九	一八、〇〇〇
同 四年	三三	六九	二一、六九八	一七、九〇三	三、五八三	二六、五四三	三〇、一二六	二六、四〇〇

補習教育の實際

教室　片倉會社の如く特別の校舍を有するもの、外は工場、再繰所、寄宿舍等を用ふ。

教科目
- 必修科目　裁縫、家事、修身、國語
- 隨意科目　編物、手工、活花、音樂

教科書
- 甲組　家庭小訓、のぞみ、現代女子補習讀本
- 乙組　高等小學讀本、同修身書、兒童讀本、泉の花、娘に與へたる母の書簡等

教師

普通學科教師

師範學校卒	五人	小學校正教員	四人
蠶絲專門學校卒	四人	蠶絲學校卒	三人
中學校卒	三人	農學校卒	一人
早大商學部卒	一人	蠶絲學校豫備科卒	一人

高等女學校卒　一人

裁縫其他技術學科の教師

小學校裁縫科正教員　一三人　裁縫女學校卒　三人

高等女學校卒　三人　女子職業學校本科卒　二人

裁縫女學校師範科第一年修了　一人　女子職業學校刺繍裁縫科卒　一人

裁縫教員養成所卒　一人　高等女學校豫備科卒　一人

技藝學校教員養成所卒　一人　裁縫女學校速成科卒　一人

而して是等補習教育を受くる者の學力程度如何を昭和四年諏訪交替休業制工場主組合發行組合施設一班によりて窺ふに學制頒布後既に五十九年を經過せるにも拘らず職工總數三万一千六十五人中、八十二・五%、三万五千六百二十人は尋常小學校卒業生にして、高等小學校一學年以上終了者は、五千二百八十二人の十七%、不就學者一六五人〇、五%なるを見る時益々此施設の必要を痛感せずんばあらず。

此他交替休業制組合に於ては圖書閲覧規程を設けて修養室内に於て、圖書を閲覧せしめ或は貸與して讀書せしめ、或は定休日には工場專屬の教師工場主又は講師を聘して講話會を開きて其の修養に資しつゝある事は前記教化に關する感想に見えたるが如し。

然れども工場主と工女は各其立場を異にするが故に工女側より言へば此福利增進施設なり教化施設なりに不滿もあり、より以上の期待も存する事は工場課調査の希望等に、或は修養時間の不足を訴へ、或は電燈の暗きを喞ち、或は裁縫室のなきを嘆ずる等の事項となりて現はれ來れるを見る。

青年訓練所

大正十五年七月青年訓練所令公布後、同規程により私立訓練所設置の認可をうけて工場従業員に對し青年訓練を實施し居る縣下製絲工場名其他左の如し。

工場名	所員
田中製絲株式會社	六人
片倉製絲紡績株式會社武井製絲所	一五人
同　川岸製絲所	五五人
同　飯田製絲所	一三人
同　松本製絲所	四五人
株式會社高木館下平製絲所	二〇人
有限責任生絲購買販賣組合共榮社村井工場	一四人

其他

片倉製絲紡績株式會社の如く特に從業員の爲に蠶業講習所を設け、蠶業に關する學理と技術とを修得せしむると共に國民生活に必須なる教育を施し、更に共德性を涵養せしめ優良なる技術者を養成するものあり。又大工場にありては何れも從業員業手の教育、教婦の養成等にも努むるもの少からず。

一一、職工健康保全施設

職工の健康保全問題につきて論義さるゝに至りしは、極めて最近の事にして、其調査の據るべきものなしと雖も、往時の勞働時間は今日より一層多く其寄宿舍、寢室、浴場、洗面所、食堂、便所、寢具、暖房等の設備不完全にして食物、副食物等の給養も營養價値に於て欠くる所ありしかば、罹病者も比較的多く、ことに傳染病等の流行せる場合は一層甚だしかりしが如し。

平野村誌所載明治四十一年一月より、同十一月に至る村内製絲工場工女總數一〇、七五八人につき調査せる「工女病症調」につきて見るに、其の最も多きものは感冒の一千五十八人、胃病の六百六十五人、子宮病の三百七十五人、眼病の二百五十二人、頭痛の百九十五人、呼吸器病の百五十四人、リユーマチス百三十八人、脚氣百十九人、腸カタル百五人、皮膚病の九十八人等の順序にして、多くは保健設備の不完全、營養の不良、過勞、運動不足等より來れるものゝ如し。

其後明治四十四年工場法の發布によりて、工場、寄宿舍等の設備漸次改善され、又大正十一年四月二十一日法律第七十號を以て健康保險法發布されしも關東大震災の爲、其實施後れ、大正十五年六月勅令第二百四十三號を以て、同施行令發布され、同年七月内務省令第三十六號を以て、同施行規則發布され、同年七月一日より其一部實施さるゝ事となり、昭和二年一月よりは保險給付及費用の負擔に關する規定も實施せらるゝに至れり。

本縣に於ける健康保險施設としては大正十五年十月長野健康保險署設置せられ、十月六日長野市山王小學校の一室を借りて、事務を開始せしに始まり、昭和四年七月健康保險署官制廢止され、同年八月一日より警察部に健康保險課新設され、昭和六年十一月縣令第六十一號を以て健康被保險者の助産手當支給規定を發布し、健康保險産婆を指定告示し、同年十二月十日より助産の手當を實施するに至れり。

然れども工場に於ける罹病者數、疾病の種類等に於ては依然として變らず、製絲工場のみの統計は不幸にして得られざりしも、昭和八年度長野縣警察部健康保險課調被保險者六萬一千二百十八人につきて見るに、療養給付の件數、日數及傷病手當金の支給日數に就て業務上の傷病は之を除き業務外の傷病療養件數の最も多きものより擧ぐれば、

胃カタル	三一、一六五
感冒	三一、〇〇六
眼及其附屬器病（トラホームヲ除ク）	一六、九九六
其他消化器疾患	一一、四七七
齒齦の疾患	一〇、六〇二
急性氣管支炎	一〇、三七一
腸カタル及下痢	一〇、一七八
急性關節リウマチス	八、九七五
濕疹	七、一七七
流行性感冒	六、一五五

等にして、依然天井、雨戸、暖房等の設備なき寄宿舍、照明不完全の寄宿舍、工場、食物の關係等より來れりと見らるゝ疾病多し。

而して右は管下全工場の統計なれども、製絲工場は工場總數の約半數五〇八を占め、被保險者數の九割一分餘五萬五千九百八十二人を占むる點より之を以て、製絲工場の概數と見るも敢て大差なからん。

されば縣工場課に於ては是等設備、榮養、其他の保健施設に關し、工場主と協力して其改善に努め、健康保險課に於ては、一旦罹病せるものは直に之が醫藥療養をなし、傷病の場合には手當金を與へ、分娩の場合には分娩費及出産手當の給付、支給を爲し、死亡の場合には埋葬料を與ふる等あらゆる保護の途を講ぜり。

以上は主として消極的施設なれども、此他積極的に職工の健康を增進し、衞生思想を進歩せしむる爲に講演會並に活動映寫等をなして之を觀覽せしめ、或は運動競技會を開催し、体育講習會を開き、榮養改善運動をなす等の施設をなせり。今昭和八年に於ける健康保險施設事項を擧ぐれば、

一、講演會並活動寫眞映寫　五八回　講演會　一回　十月十五日
二、第六回運動競技會開催　八月十五—十六日
三、第一回軟式野球大會　昭和九年二月十一日
五、第一回スピートスケート大會　昭和八年七月三十日
六、体育講習會　十月二一日
七、イ、榮養改善運動實施　十月二一—八日
　ロ、榮養週間開催
八、糞尿、喀痰、血液等の檢査實施
九、蛔蟲、十二指腸蟲再感染狀況調査
十、五年健康者表彰式開催
十一、結核豫防デー開催

十二、第六回ムシ歯豫防デー開催

工場附屬病院

從業者の爲に特設せられたる病院としては、明治四十年十月松本に設置せられたる松本片倉病院を以て始とし、爾後岡谷病院（明治四十二年）上伊那郡伊那富村私立武井病院（大正三年）私立川岸病院（大正三年）湊村共同製絲病院（大正五年）湖南村東英社病院（大正六年）等の設置を見此他共同出資によりて設立せられたる病院もあり多くは專任の工場醫ありて其診察に從事し專屬の醫師なき工場にありては囑託醫をおき或は健康保險醫によりて診察をうけ、姙婦及乳兒に對しても其保護施設の講ぜられつゝあるは喜ぶべき現象なりとす。

又工場內に於ける病室の設備は（早川博士著製絲經濟學ニヨル）

	總數	有	無	一寄宿舍病室數	一病室疊數
普通病室	六二〇	五六八	五二	二、〇四	九、六三
特別病室	一	三五五	二六五	一、四五五	七、七八

の如く。

囑託醫、看護婦、附添人等の數は次の如し。

	人數	囑託醫	看護婦	附添人
一	三三三	三九	一四四	
二	一〇一	四	一七	
三	三〇	一	一	

長野縣に於ては大正五年十月縣令により工場及附屬建設物取締規則を設け、寢室の收容人員は廊下を除き平均一坪半につき二人を超ゆる事を得ざる事とし。又、昭和二年七月縣令第四十號工場附屬寄宿舍規則施行細則を設けて寄宿舍の構造幷に設備標準を示したれば漸次改良さるゝに至りたれども、湖水も氷る諏訪湖畔の工場に今尙、天井なく雨戸なき部屋に汚れたる煎餅蒲團にくるまりて薄暗き電燈に蒼白き顏を照され疲勞困憊せる身を横ふるものあるは左記調査表によりて略々想像するを得べし。

長野縣製絲工場寄宿舍現況

長野縣工場課調査

一、收容人員對疊數

調査項目 / 男女別	調査工場數	寄宿職工數	一寢室平均疊數	同上收容人員	一人又ハ一組當疊數 最多	一人又ハ一組當疊數 最低	一人又ハ一組當疊數 平均
男工	五八三	六、一五五	一〇、五	三、七	一六、〇	一、三	二、八
女工	四九九	四九、三六一	一七、五	八、四	一五、〇	一、五	二、一
夫婦者							

二、寢室の構造雨戸天井押入暖房等ノ有無　(イ)雨戸アルモノ　(ロ)硝子障子ニテ窓掛アルモノ

調査項目		調査工場數	工場數	寢室數
雨戸有無	有	五七六	二、四四四 (イ)	七、三七七
	無		四、〇七一 (ロ)	
天井有無	有	八六三	六、七六二	
	無		六一〇	
押入有無	有	六、一五五	三、八三五	
	無		三、五四一	
暖房裝置有無	有	五一〇	六六	
	無		一二六	
暖房設備 スチーム			三三四	
暖房設備 湯タンポ			一六〇	
暖房設備 其他計				

三、寢室夜間照明設備　疊一枚當

調査項目	二燭光未滿	二燭光以上	三燭光以上	四燭光以上	五燭光以上
調査工場數	五七六	九一	三七三	七四	五	三四

寢具調査

（早川博士製絲經濟學ニヨル）

調査項目		敷布		一人當掛蒲團		一人當敷布團	
調査工場數		有	無	一枚	二枚	三枚	一枚	二枚
六一〇		四〇一	二一九	一三	五九九	九	六一八	二

結髮室洗面場ノ有無其他

長野縣工場課調

調査項目		結髮室		結髮室鏡		洗面場		冬期間ノ溫湯	
調査工場數		有	無	有	無	有	無	有	無
五七六		三五七	二一九	三三四	二三	五一七	五九	二九二	三三五
				結髮室アルモノニ付				洗面所アルモノニ付	

浴場洗濯場等ノ有無

長野縣工場課調査

調査項目		浴場		男女供用	男女別	洗濯場		構造	
調査工場數		有	無			有	無	土間コンクリート	板張
五七六		五〇八	六八	二四六	二六二	五一八	六〇		
				浴場アルモノニ付					

便所一ケ當リ使用人員

（早川博士製絲經濟學ニヨル）

調査項目	十五人未滿	十五人	二十人	二十五人	三十人	四十人	五十人以上
調査工場數	六一〇	二九九	一〇四	七九	五五	五三	三	八

第四節　製絲金融

製絲工業の資本は之を大別して固定資本と流動資本との二となす。而して固定資本は明治十一年長野縣にて建築せる長野製絲場建築並に設備費を見るに合計一萬一千八百四十六圓四十三錢にして一釜當二百三十六圓九十二錢八厘六毛に當れどもこは所謂模範工場として經費を惜まず建築設備をなし且敷地買上代及以前其所にありし民家買上及移轉手當等をも含むものにして當時としては頗る經費の多くかゝれる特例に過ぎず。是より先明治七年創立の六工社建築及設備費は總計貳千八百六十二圓にして一釜當り五十七圓二十四錢に當り、其後建築せる土藏、繰返場、撚掛器械代等四百五十圓を加ふるも一釜當り六十六圓二十四錢に過ぎず、然もこれ又、一般製絲家より見る時は極めて贅澤の設備たりし事は當時六工社を視察せる諏訪の製絲家が「算盤をとつてやる仕事だからこんな大名仕事は出來ぬ」（富岡後記所載增澤壬子吉氏談）と言へるによりて想像し得らる。

されば當時普通器械製絲と稱するものは恐らくは一釜當り三十圓位にて設備されたるものならんか。諏訪の製絲家が視て「大名仕事」といへる六工社の設備すら富岡製絲場歸りの横田英子の眼に映じたる所は「富岡後記」六工社の初見物の章に「富岡と違ひます事は天と地程であります、銅鐵眞鍮は木となり、ガラスは針金と變り、煉瓦は土間、それは〳〵夢に夢を見る樣に感じました」とある如く、可成經費を節減せん爲に種々工夫をこらし工場の如きも平野村誌一五一頁に「繰絲場の如きも多くは自宅内の土間土藏の軒下等を利用し極めて稀れに小屋を新築してこれにあてるものがあつたのみである」と記せる如く可成簡略にし汽罐及繰絲鍋の如きも種々工夫をこらして簡便の物とし以て固定資本を減ずる方法を講じたれば意外の少額にて濟みたるが如し。

明治十六年十二月現在長野縣下十人繰以上器械製絲場調には各工場の資本金を記入しあり、之によりて一釜當り設備費を算出すれば最高、下高井郡中野町の信陽會社資本金貳萬圓にして之を同社の設備釜數二百釜に割當つれば一釜當り百圓に當り、其他同調による著名のものを擧ぐれば片倉兼太郎四千六百圓、六十釜七十六圓六十七錢、太陽社上伊那郡赤穗村鹽澤佐七　七千五百三十七圓、六十四釜百十七圓七十七錢、長谷川範七　下伊那郡喬木村　五千圓、五十釜、百圓、松葉軒下伊那郡鼎村野口藤六　五千圓、五十釜にして是又一釜百圓、南佐久郡の日向寅五郎の工場は一千圓四十釜二十五圓に當る等頗る區々なれども概ね一釜當り百圓以下にて濟みたるが如し。

其後物價の騰貴貨幣價値の變動等により最近は概ね一釜當り四五百圓乃至六七百圓を要すといふ。早川博士製絲經濟學、平野村誌

而して經營資本としては購繭資金及勞働賃銀を主とし、工男女を寄宿せしむる場合には其食料、燃料、固定資本償却費、公租公課、金利、保險雜費等にして、明治七年十一月松代六工社の報告によれば百斤の生產高六拾七圓八十七錢に當り一ケ年の生產高一千斤にては六千七百八十七圓を要する事となる。

尙本縣內各郡の百斤生產費につき明治十六年の調査より之を抽出して計算すれば次の如し。

所在地名	工場名	釜數	一ケ年製絲高	一ケ年經費	絲百斤當生產費	
南佐久	入澤村	日向寅五郎	四〇	二七〇	二、〇八	一二三、三
諏訪郡	下諏訪村	小口善十	四〇	一一〇	五、四〇〇	之ハ資本金卽固定資本ト同一ニ付除ク
同	上諏訪村	茅野彌右衞門	四八	三二	五、三三〇	三六五、七六
同	宮川村	兩角源之助	九六	四六〇	三、六〇〇	一三五、二六

同	中洲村	平林正美	二〇	八一	四九五	九七、七六
同	川岸村	片倉兼太郎	六〇	二七〇	八五二	五〇、五六
同	湖南村	關伊助	四〇	一三八	一七〇	一九、六八
同	平野村	武居兵吉	五四	三七〇	一、九一六	八三、八八
同	同	矢島惣左衞門	九五	四七〇	二、六一〇	八八、八〇
同	同	林仙左衞門	四〇	二〇〇	一、一一一	八八、九六
上伊那郡	藤澤村	明十社	三三	一二六	七一〇	九一、三六
同	赤穗村	太陽舍	六四	二〇三	一、九一二	一五一、五三
同	宮田村	宮泉社	四四	二五三	一〇、九一〇	六四、六四
同	中箕輪村	東洋社	五〇	二五〇	二、〇〇〇	一二八、〇〇
下伊那郡	鼎村	松葉軒	四八	二一〇	二、二一四	一六〇、九六
同	喬木村	長谷川範七	五〇	三一〇	三、〇〇〇	九六、〇〇
西筑摩郡	長野村	山瀨文之助	二六	一一〇	一、三四四	一八三、三〇
東筑摩郡	淺間村	奥澤喜十郎	六〇	一七一	内 五、一二五 三、五〇〇 一、六二五	四七九、五三 九五、〇〇
北安曇郡	大町	伊東重右衞門	五〇	二一〇	二、二一〇	一六一、二六
同	同	西澤義一	三五	一八〇	一、五〇〇	一三三、二八
上高井郡	須坂町	東行社	一〇六	八七五	六、六七〇	一二一、九三
下高井郡	中野町	信陽會社	六四	二四三	二、一八七	一四四、〇〇

以上二十一工場の平均百斤當生産費百二十三圓五十三錢にして最低は關伊助の十九圓六十八錢次は片倉兼太郎の五十圓五十六錢にして最高は茅野彌右衞門の三百八十五圓七十六錢なり。

而して以上列記せる二十一工場は何れも當時の代表的工場なれども其今日に永續せるものは生産費の少き工場大部分を占むるを見る。

製絲資金の出所

當時一般に工場の規模小なりしかば全縣下の工場中其經營費として使用する一ケ年間の流通資本壹萬圓を超ゆるものは殆んどなく、概ね五千圓以下なるも、國家一年の歳入四五千萬圓にて足れる時代に於ける五千乃至壹萬の金額は決して少額に非ず、而して此流通資金中最も多額を要するは購繭資金にして然も殆んど全部は現金を以て支拂はざる可らざる狀態なりしかば製絲業者は其支出に苦しみ遂に官金拜借を願出づるに至れり。

一、官金拜借

官金拜借を最初に出願せるは下高井郡中野製絲場にして、明治九年中出願し三千五百圓を拜借せるものゝ如し。今其當時の書類は見るを得ざれども明治十一年同製絲場より官金三萬拜借願を提出せる中に「明治九年、金三千五百圓七ケ年年賦返納を以て拜借被仰付以御恩惠燒眉の負債償還仕」とあるによりて知るを得べく、借用の理由も左に掲ぐる十一年のものと略々同樣のものならんと考へらる。

製絲場資本金拜借ノ嘆願

當町器械製絲ノ義ハ明治六年ノ起業ニシテ其目的タルヤ土地物産ヲ精良ニ製作可仕ハ勿論ニ候ヘ共抑モ當地ニ中野縣ヲ置カレタル間ナク御管下黨民燧起爲メニ民屬悉ク毀燒ニ罹リ次デ御廳ヲ長野ヘ被爲移俄然土地衰頽失産ノ小民不勘

故ニ專ラ窮民救助ノ趣意ヲモ兼含建築仕タル義ニシテ其資本金ニ於ケル當所及ビ近隣有志者ヨリモ請集仕既ニ工女二百人分製絲焚釜器械落成候處未ダ何レモ器械製絲ノ業務ヲ辨ヒズ唯ニ工女ノ授業ニ失費ヲ累ネ加之當所ハ蚕繭專業ノ土地ニハ候ヘ共何レモ薄産ノ商夫ニシテ年內場中ノ工女ヘ供給スベキ生繭送付ナスノ資力者無之無據自他小商夫ノ臨時囑託ヲ待テ賃挽營業罷在候ヨリ連年多少ノ損失相立終ニ明治八年ニ至リ負債累積迚モ永續難相成不得止奉願明治九年金三千五百圓七ケ年賦返納ヲ以テ拜借被仰付以御恩惠燒眉ノ負債償還仕就テハ以來年々多少ノ返納金モ有之格別勵精盛業ニ至ラシメ度各地製絲器械ノ狀態等ヲモ遂索問候處焚釜器械ハ要薪多量ニシテ其沸湯等一ナラズ隨ツテ製絲品位上精ヲ得難ク一時資本ヲ要スルモ蒸汽器械ノ輕便ニ如カザル趣傳承如何ニモ累年薪費ノ輕易ナラザルヲ苦心ノ折柄尙製絲改良ノ益アリ旁斷然改革可然ト昨十年三月中之迄ノ器械ハ却テ之レヲ破却シ蒸汽器械ニ變換候處豈圖ラン工事ニ拙ク蒸汽々發薄弱ニシテ意ノ如ク沸湯ニ至ラズ故ニ日々製絲ノ數量ヲ減ジ用薪ハ從前ノ如クニシテ昨十年中器械變革ノ冗費ヨリ該場一般ノ損失金三千圓餘ニ至リ之等畢竟負擔人ノ其方法ヲ推究不仕輕擧以テ醸成仕タル損害ニハ候ヘ共元來疲弊ノ細民事此ニ陷困窮當惑如何トモ爲スベキノ術ナク本年ニ至リ礒ト廢業ノ外無之奉存候ヘ共現ニ該場ニ於ケル前顯拜借金モ有之殊ニ當場ノ建設ナシタル趣意柄ニ於テモ一已一身ノ利益ヲ謀リタルモノニ無之シテ御國産ヲ善良ニ精製隨テ土地生産ノ盛殖ヲ期シ當時失産ノ窮民就業ヲ切要ニ希圖仕リ既ニ建築以來其資本及年々ノ損金ヲ併セ費消スル所ノ金額一萬五千圓餘ニ到リ貧窶ノ小民斯ク迄勞力ヲ盡シタル事業其上輓近養蠶瑣少ノ土地柄ニテモ追々製絲器械ヲ新設ナスノ時勢ニ際シ養蠶主業ノ當所ニシテ多年勞費ヲ累ネ授業ナシタル工女三百餘名モ有之ナガラ目今之レヲ廢業可願ハ如何ニモ心外遺憾ニ不耐假令改築半途ニ斃止スルモ措テ廢潰ヲ云フベカラズ更ニ製絲器械熟練ノ者ヲ以テ負擔員トナシ曠日惰慢ノ弊醜ハ悉ク一洗昨年ノ器械ハ之レヲ除棄シ正良ノ蒸汽器械ニ改造漸以テ器械運轉迄ニハ

及ヒ申候然ルニ元來斯ノ如キ大器械所ノ義ハ第一其原種タル生繭買收ノ資力ヲ有シ而シテ之レヲ築造可仕勿論ノ處先ニ當場新築ノ頃ハ未ダ民業進ミ不申爲メニ賃挽ノ方法ニテモ大約計算相立既ニ先年拜借金奉願候節モ夫々事業ノ目途ヲ立年ノ出納ヲ概算シ返納金割合等モ具申仕置候ヘ共其實前記ノ如キ損耗ニテ返納金ハ一切辨納ナシタル次第今ヤ萬業日ニ進ミ月ニ開ケ器械製絲モ各所ニ設立賃挽ニ於テハ競爭低下シ加之商夫ノ囑託生繭ハ其時々絲繭値段ノ低昂ニヨリ增減度ナク故ニ業務ニ繁閑ヲ生ジ無用ノ人員ヲ傭置ナスニ至リ其甚シキ時機ニ至リテハ滿場工女アルモ一粒ノ生繭無之東西奔走漸商夫ニ邂逅スルモ唯命之聽製絲着業候ヨリ利益ノ細小ナルハ勿論製絲品位ノ精粗ヲ正査ナスノ遑アラズ終ニ器械ノ聲價ヲ損シ期セザルノ損害ヲ蒙ル等是レ資本ヲ有セズシテ賃挽耳ノ方法ヲ以テス必ヤ此ノ弊ヲ免ル能ハズ實ニ當場ノ如キ其起業ヨリ今日迄ノ失敗不幸百辛萬苦以テ器械ハ改造ナスモ尙當場ノ維持ノ術策並製絲ノ粗惡ヲ改良ナスノ見据相立不申此狀態ニテハ唯々日ヲ逐ヒ必至困窮ノ極ニ迫ルヲ待ツニ似テ廢業瓦解正ニ目下ニ到ラント實ニ嘆息悲泣ニ不耐仍テハ新同盟者等ヲ求メ種々永續ノ方法及協議候ヘ共目下一層ノ御救護ヲ不奉仰候テハ何分負擔難仕就テハ誠ニ以數度ノ嘆願奉恐懼候ヘ共當場ノ義ハ他ノ製絲場ト違ヒ抑モ建築ノ主意柄ニ於テモ土地一般ノ開助ヲ慮リタル義殊ニ是迄擔當人ノ失措多キニ居ルト雖モ百折不撓民力ヲ盡シタル事情深ク御諒察被爲成下特別ノ御詮議ヲ以テ別紙ニ上陳仕候資本金三萬圓薄利ヲ以テ十ケ年間御貸下ケ被仰付度然レバ新同盟者ヨリ確實ノ抵當（地價或ハ公債證書ヲ云フ）上納該場ノ永遠存業ノ確法相立製絲濫惡ノ弊ヲ矯メ專ラ最良上製ニ注意仕御管內率先ノ一大器械ノ聲譽ヲ挽回仕度伏テ奉嘆願候何卒願ノ趣速カニ御許容被成下置候樣只管奉懇願候　以上

北第十九大區五小區高井郡中野町

第七十三番地住　　押　鐘　伊　介

明治十一年十一月十一日

第五十三番地住　細野平九郎
第五十九番地住　高幡小平太
第百四十三番地住　奈良武七
第百六十二番地住　鎭目甚助
第二百八十二番地住　山岸精一郎
第四百五番地住　西山武兵衛
第四百十一番地住　岩本辰三
第六十八番地住　畔上半七
第四百二十四番地住　白井長藏
乙第七百十八番地住　新同盟人　中江正直
第四百廿番地住　同　曾我新藏
北第廿五大區五小區水內郡檀田村　荒木佐右衛門
北第廿三大區三小區水內郡長野櫻枝町　山口粂太
北第十三大區五小區埴科郡西條村　同　大里忠一郎

右中野町用掛惣代　　小田切嘉吉
右北第十九大區五小區副戸長　　岩本五八郎
戸長　近山勝右衛門

長野縣令　楢崎寛直殿
代理大書記官　松野篤殿

前書奉嘆願候處情實相違無之ニ付奥印仕候也

明治十一年十一月十一日　　北第十九大區副區長　山田莊左衛門

中野につぎては埴科郡西條製絲場にして田畑反別五町一反四畝二十歩を抵當として千五百圓の拝借金を願出しも許可なかりしが如く、註㈠更に同年三月田畑宅地反別合計六町一反八畝二十四歩を抵當として金壹千圓を四ケ年賦返納の約にて拝借願出漸く許可されしが如し註㈡而して此拝借金願には同製絲場の沿革より官金拝借を必要とする理由等をも述べありて當時の狀況を知り得る事不尠につき左に之を掲ぐる事とせり。

註㈠　　拝借金願　　第十三大區五小區埴科郡西條村製絲場

一金千五百圓也
此抵當物

田畑反別五町一反四畝二十歩
此舊高二十八石五斗三升四合
但同盟人埴科郡西條村春山喜平治墳澤理介土屋直吉岸田總雄所有地

生絲之儀者御國産第一ノ良品ト稱シ御管内ノ出産普ク他邦ニ冠絕ス然ルニ其製造濫粗ニ流レ既ニ御國産ノ名譽ヲ減却スルニ至ルヲ以テ累年厚ク御世話被爲在製絲之方法懇々ノ御説諭ヲ奉拜承過ル明治七年奉願一個ノ製絲場ヲ建築仕ルノ際各所在來ノ竈器械者便利充實ナラズ因テ蒸汽ヲ以テ沸湯自在ヲ得ルニ至ラザレバ其功德ナシ雖然微力之同盟人舶來ノ器ヲ素ヌルノ財本ナシ爰ニ至テ憤然協議ヲ盡シ産ヲ傾ケ各工ノ手數ヲ經テ蒸汽ノ器械稍成功ニ至リ同年八月中開業仕リ候爾來製絲ノ道ニ從事仕ルノ處交易上相當ノ賣込トナル通例座繰製ヨリ百斤ニ付凡百五十圓餘ノ利潤ヲ得ルニ至リ且上洲前橋當國筑摩郡（安曇郡ナリ）大町ノ兩所ニテハ在來ノ器械ヲ毀チ當場ニ倣ヒ取立ントノ器械製造法依頼ニ付當今同盟中出張取立居ノ次第一時隣境ヘ面目ヲ施シ彼ト云是ト云當場ノ僥倖後來ノ目途モ相立候儀ニテ畢竟御説諭之賜ナルヲ奉感銘誠ニ以テ難有仕合奉存候然ル處前申上候次第ニテ建築其他ノ入費等外ニ出加フルニ許多ノ生繭買入代金交客年ノ惣計殆ド壹萬圓ニ昇リ從來微力ノ同盟人一時莫大ノ金員ニテ當今金策ノ道モ相塞リ當惑無量然ルニ季候暖氣ヲ萌セバ右蚕繭ヲ以テ來月十日ヨリ開業ヲ定メルノ處前年ノ負債繰替方開業用意ノ資金ナク進退困難ノ際同業高井郡中野鷹田ノ兩場ヘ拜借金被成下候旨傳承仕リ右故奉願候儀ニ無御座差向開業ノ有無ニ關係仕リ當惑ノ餘リ奉願候何卒特別之御儀ヲ以テ書面ノ通リ拜借金被成下候樣仕度奉願候然ル上者本年製造益金ノ内ヲ以テ無相違返納可仕候且抵當物者猶御差圖次第差出申候間願之趣御聞届被成下度別紙益金調相添ヘ伏テ奉懇願候　以上

明治九年二月廿七日

第十三大區五小區埴科郡西條村住士族
製絲場同盟人惣代　大里忠一郎
同　大區同小區同郡同　村住士族
製絲場同盟人惣代　土屋直吉
村用掛　岸田鐵治
副戸長　松本吉右衛門
同　大區四小區埴科郡松代町生絲改會社

副社長　山崎藤助
社長　豊田傳兵衛

第十三大區
副區長　丸山盈定

長野縣權令　楫崎寛直殿

前書之通願出候ニ付奥印仕リ候也

記

明治九年三月ヨリ十二月迄

一、製絲高五十二箇　但シ一箇ニ付九貫匁
此操賃金三千九百圓　但一箇ニ付金七十五圓

內

金千三百圓　工男女六十八人十ヶ月給料
金八百五十九圓　右同斷賄料
金二百圓　製絲場諸入費
金五百五十圓　薪代
小以金二千九百九圓
差引益金九百九十一圓

一、製絲二千八百六十斤
此賣上代金一萬六千八百五十圓十四錢七厘
但百斤ニ付金五百八十九圓十六錢六厘

內

金八千七百二十八圓十三錢五厘　生繭六百十一石買入代金

但シ一石ニ付金十四圓二十八錢五厘
右繭操賃
賣込諸入費

金三千九百圓
金四百五十五圓
小以壹萬三千八十三圓十三錢五厘
差引益金三千七百六十七圓一錢二厘
益金惣計金四千七百五十八圓一錢二厘
右之通リ御座候以上

埴科郡西條村
大里忠一郎
土屋直吉

註(ロ)

拜借金願書

長野縣下第十三大區五小區
信濃國埴科郡西條村製絲場

拜借願

長野縣下第十三大區五小區信濃國埴科郡西條村
五十人定器械製絲場

一金壹千圓也

但一ケ年壹割ノ加息四ケ年賦返納

右製絲場設立之事故者生絲ノ義御國產ノ上等品ナルモ自今器械ノ精製ナラザルヨリ製絲上許多ノ御國產ヲ減却スルニ至ルヲ以テ連年厚ク御世話被爲在器械ノ便利製絲ノ方法至公至明ノ御說諭有之然ル處當村ノ儀ハ埴科郡松代町ニ境ヲ接シ舊松代城下連綿ノ地形ニ候處廢藩以降暴民ノ擧動有之人家燒毀ノ難ニ罹リ續テ松代縣被廢候ニ付テハ從來僻隅ノ土地存藩中者管下人民輻輳シ僅ニ小都會ヲナス

ト雖現今荊棘ノ土地ニ相變ジ細大ノ人民更ニ活路ヲ失ヒ且隣境都テ養蠶ノ地ニ候處是又近來製絲粗惡ノタメニ漸々價格下落シ金貨ノ融通閉塞仕就中士族者就業ノ道モ不辨數千ノ戸口貧窮ニ陷入リ候ニ付一ニ者御國産ノ聲價ヲ引キ起シ一ニ者細民授産ノ一端ニモ相備度同盟有志ヲ募リ豫メ建設ノ入費見積リ着手仕リ候處豈圖ランヤ弥走爭利之商人一時附會ノ說ヲ唱ヘ群疑沸騰既ニ同盟結約ノ內ニテ瓦解ノ狀ヲ顯シ候ニ付現在ノ同盟人憤然ト協議シ遂ニ一個ノ製絲場ヲ建置スト雖蒸汽器械ノ義者更ニ新器ノ取立ニ付一器試驗ヲ經聊不全ヲ生ズレバ之レヲ廢物トシ幾度モ手數ヲ經テ稍成功ニ至リ候義ニテ算外ノ入費相嵩加之前條群疑ノタメニ製繭依託ノ商人モ無之弧立ノ姿ニ立至リ候ニ付地方生絲改會社ノ協力ヲ得一商人ト盟約シ渭々生繭仕入ノ道相立候處右會盟金等一事兩端ノ出金ニテ惣計莫大之金額ニ昇リ負債金返濟期限切迫ノ向モ有之遂ニ債主ヘ信義ヲ失ヒ候場ニ立至リ且場內未全ノ箇所築造ノ餘財ナク目今營業差支往々衰微ヲ招キ候ノ形狀實ニ不堪慨嘆然ルニ製繭仕入之儀者商法ニ屬シ候義ニテ得失難計事務ニ候間別紙調書ノ通リ賃捴ノ方法ヲ設ケ製絲場永續ノ道ヲ相立器械ノ資本商法ノ財本トヲ區別シ商法ニ關スル事務ハ盟約人ニ擔當セシメ夫々施行仕候義ニテ漸後來確乎タル目途相立現今開業ノ際差向書面ノ金額歲費ノ道ナク必至當惑困難ノ餘御多端ノ御中ヲモ不省拜借金被成下度奉願候然ル上ハ右千圓ノ內五百五十圓ヲ以期限切迫ノ負債ヲ消却債主ヘ信義ヲ全シ殘四百五十圓ヲ以未全ノ箇所ヲ速カニ造營仕リ營業ノ差支ヲ補ヒ製絲法彌盛大相進ミ候樣仕度志願ニ御座候尤モ返納ノ義者賃捴ノ方法ヲ以ヲ每年期限ヲ不失返納可仕且右年限中ハ別テ同盟人共日々出場仕リ場則ニ照シ不締無之樣厚注意仕聊モ等閑之義仕間敷全ク前條申上候通微力之同盟人共萬事艱難ヲ凌ギ當今確乎タル目途相立候際一時金策差支ヨリ一場衰頹ノ場ニ立至リ切迫危急ノ次第深厚御憫察被成下何卒特別之御仁恤ヲ以金千圓也加息四箇年賦返納拜債被成下候樣仕度奉願候則拜借證券案抵當物取調返納方法建築費此他益金積等概略取調別紙之冊相添ヘ此段伏テ奉懇願候以上

長野縣下第十三大區五小區

信濃國埴科郡西條村二百六番地居住士族

願人惣代　大里忠一郎

百五番地居住士族

同　增澤理介

二百五十二番地居住士族

同　土屋直吉

百十五番地居住士族

同　岸田總雄

村用掛　岸田鐵治

副戸長　松本吉左衞門

第十三大區四小區埴科郡松代町

生絲改會社々長　豐田傳衞兵

長野權令　柚崎寛直殿

拜借金證券案

拜借金證文之事

長野縣下第十三大區五小區

信濃國埴科郡西條村製絲場

一金千圓也　但一ヶ年本金ニ付一割利子上納

右返納之定

明治九丙子年十二月二十日期限

金二百五十圓　元金千圓之內返納

金七拾五圓　右千圓ニ付子四月ヨリ十二月迄九ヶ月分年一割ノ利子上納

明治十丁丑年十二月二十日期限

金二百五十圓　元金ノ內返濟殘金七百五十圓ノ內返納

金七拾五圓　右金七百五十圓ニ付丑年分一割利子上納

明治十一戊寅年十二月廿日期限

金二百五十圓　元金ノ內返納殘金五百圓ノ內返納

金五十圓　右金五百圓ニ付寅年一割利子上納

明治十二己卯年十二年廿日期限

金二百五十圓　元金之内追年返納殘金皆納

金二十五圓　右金二百五十圓卯年壹割利子上納

右抵當物

田畑宅地反別六町一反八畝二十四歩

此地代金千三圓四十七錢

但反別箇所地代金附明細別紙ニ奉書上候

右者埴科郡西條村五十人立器械製絲場建築資本金ノ内書面ノ通リ拜借被成下金員正ニ奉請取候處相違無御座候右爲抵當拜借人所有田畑宅地反別奉書上置候返納之義者書面割合期限之通リ年々元利相揃屹度返納可仕候若期限及延滯候節者請人引請辨納可仕候又者右抵當ノ地所御取上如何樣之御處分有之候共決シテ申分無御座候爲後日拜借金證文如件

長野縣下第十三大區五小區埴科郡西條村

二百十二番居住

拜借人　相澤元左衞門

明治九年三月

八十七番居住

同　成本治之助

百十五番居住

同　岸田總雄

百三十三番居住

同　松本仙治

二百五十二番居住

同　土屋直吉

百五番居住

同　　稻澤理介
百六番居住
同　　春山喜平次
二百六番居住
請　人　大里忠一郎
同大區四小區同郡松代町
九十三番地居住
同　　中村金作
六十番居住
同　　宇敷則秀

長野縣權令　楫崎寛直殿

前書之通リ拜借金被成下候ニ付私共申合嚴重取締向相立返納期限割合ノ通リ無遲滯上納爲致尙製絲場盛大相進ミ候樣厚注意可致候依而奥印仕此段申上候以上

長野縣下第十三大區四小區松代町
生絲改會社社長　豊田傳兵衞
副社長　山崎藤助

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕此段申上候以上

副戸長　松本吉右衞門

尙官金拜借を願出し者に上高井雁田村關菊之助、田ノ口藩士小林伊助、熊谷基　高遠藩士龜井則俊、神谷眞七郎、埴科郡西條製絲場（後の六工社）等あり。

關菊之助は明治十一年官金五十圓を拜借して製絲の改良に努めたる事は本編第三章第二節に記せるが如く、又、田

ノ口藩士の拝借金願は次の如し。註(一)

註(一)

明治十二年十二月十五日　　勧業出納課　椎名通信

大書記官

南佐久郡田口村小林伊助外一名ヨリ別紙ノ通リ製絲資本金拝借之儀願出候ニ付篤ト情實及諮詢候處該製絲場ノ義ハ昨十一年中設立創置以來日淺未ダ資金ノ償ヲ得ル不能且本年横濱共進會ヘ出品候處三等賞ヲ受與相成製絲ノ業勉勵ノ者ニシテ錄券抵當ニ差出候義ニ付特別ヲ以テ願意聞届相成度尤該金額ノ義ハ出納課ニ於テ流用貸下相成之積リノ事此段相伺候也

拝借金願

長野縣信濃國南佐久郡田口村

平民　小林伊助

士族　熊谷基

當田口村ノ義ハ僻陬ノ地ニテ從來産出ノ途無之殊ニ舊藩士族輩居住困迫ノ折柄追被仰出有之勸業ノ御趣意ヲ奉戴養蠶製絲業盡力追々隆盛ニ至リ候ニ付昨十一年有志輩協力器械製絲所新設開業致シ候處資本ニ乏シク昨十一年十二月所有ノ錄券抵當ニ仕右資本拝借奉願候願之通拝借被仰付右金ヲ以テ本年之儀ハ一層協力横濱ヘ多分ノ出荷賣込ミニ相成追々盛大ニ立至リ難有奉存候先般右拝借金ハ元利上納相濟申候然ルニ明年ノ義ハ有志輩相增此上盛大ニ仕リ士族輩ノ一助ニモ仕度當今ヨリ繭買入置奉候ニ至リ着手見込ノ處何分資本ニ乏シク困難仕候間尙私共所有ノ錄券千百六十圓抵當ニ奉差上候間金八百圓拝借奉願度何卒特別ノ御詮議ヲ以テ願意御採用被成下度此段奉懇願候也

右

器械惣代拝借人　熊谷基

錄券貸與保證人　衣川培

器械惣代拝借人　小林伊助

右村戸長　高橋文之助

長野縣令　楫崎寛直殿

前書之通相違無之奥印仕候也

明治十二年十二月六日　　長野縣南佐久郡長　平井利貞

高遠藩士にて結社せる盛進社は明治十二年錄券を抵當として壹万五千圓の官金拜借を願出しも容易に指令なかりし爲、更に再願して之を拜借する事を得たり當時の書類次の如し。註(一)(二)(三)

註(一)

明治十二年八月十四日　　勸業課　鷹野正雄

○

上伊那郡東高遠町小谷善信其外ノ者共容年出願ノ製絲資本金拜借願之儀再願候間左按内務省へ再伺相成可然哉

勸甲第百七十九號

高遠町製絲場資本金拜借之義ニ付再伺

當縣管内上伊那郡東高遠町住士族神谷眞七郎其外ノ者共祿券抵當ヲ以テ製絲資本金一萬五千圓拜借ノ義容年九月廿五日付勸甲第二百十四號ヲ以テ伺中ニ候處今般同人共別紙之通再願ニ付事情調査考究スルニ曾テ上申之如ク高遠町ハ廢藩後士族ノ瞿授産ノ目途不相立ヨリ種々方法ヲ廻ラセシニ該地ノ水質ハ生絲ニ適スルヲ以テ製絲器械設立該業ニ從事勉勵候得共器械ノ不良ナルガ故ニ實益ヲ見ザル而已ナラズ甚困難ヲ極ムヨリ資本金拜借之義出願中更ニ改良機械ヲ始メ新築粗落成然ルニ繭買集之季ハ既ニ相過ギ春作ノ分百方盡力聊買集漸就業ニ罷在候得共目今生繭買集ノ期ニ至リ資本金ニ差支術計全ク盡キ看々閉業ニ及ハントスルノ狀況ニ立至リ遺憾無限殊ニ本年ハ生絲ノ價格騰貴ナレバ應分ノ實益ヲ得度見込ヨリ再願候旨ニテ事情憫然ノ次第ニ有之傍觀スルニ不忍候間破格ノ御詮議ヲ以テ這般伺之通リ至急御允許有之度仍テ別紙願書相添此段再伺候也

明治五二年八月廿一日　　長　官

内　務　卿　宛

拜借金御催促願

同盟製絲産業罷在候處器械不良精良ノ品位製造スル不能依テ本年更ニ改良機鑵ヲ始メ新築仕當今粗落成相成候得共兼而資本金拝借奉願置候處今以テ何等ノ御指令無御座然ルニ蔭仕入方之季ハ相過ギ既ニ春作ノ分種々繰合セ聊カ仕入方仕候得共當季出來之分十分仕入不申候テハ機械運轉方モ難仕殆ド困却仕候何卒前情卸洞察被成下至急御許可被下置候樣伏奉懇願候以上

願人

上伊那郡東高遠町

小谷善信

龜井則俊

長谷川正衛

神谷眞七郎

岡村忠陸

戸長清水知嘉

長野縣權令楢崎寛直殿

前書之通相違無之奥印仕候也

明治十二年八月九日

上伊那郡長伊谷脩

註(二)

明治十三年四月八日

鷹野正雄

勸業課

庶務課

記錄掛

出納課

令

上伊那郡東高遠町住士族神谷眞七郎其他ノモノ製絲資本金拝借抵當品今般別紙ノ通リ引替ノ儀願出候間左按内務省へ御上申相成可然

哉

勸第六十四號

拜借金抵當引替之儀上申

當縣管內上伊那郡東高遠町製絲場同盟人惣代同町住士族神谷眞七郎其外ノモノ共該場維持ノタメ祿券抵當ヲ以テ一萬五千圓拜借ノ儀客年勸甲第二百六十八號ヲ以テ御省稟議御貸與相成候處今般不得止事故有之趣ニテ兼ネテ抵當ニ差出置候金祿公債證書引替ノ儀別紙ノ通リ願出無余議事情ニ相聞候間願ノ通リ取計可申仍テ引替抵當寫相濟此段及御屆候也

明治十三年四月十三日　　長官

內務卿宛

註(三)

拜借金抵當之義ニ付願

上伊那郡西高遠町盛進社爲資本金壹萬五千圓拜借奉願候處願之通御聞屆被成下候ニ付右抵當金祿公債證書七分利附額面壹萬九千五百圓前ニ記號番號取調上申仕置候處右者繰合之義御座候ニ付別紙之通記號番號取調上申仕候間御引換之義何卒特別之御義ヲ以テ願之通御聞屆被成下度此段奉願上候以上

明治十三年　　西高遠町

四月五日　　盛進社惣代

龜井則俊㊞

神谷眞七郎㊞

長野縣令楢崎寬直殿

繭仕入金拜借願

西條村製絲場に於ては前述の如く苦心慘憺の結果辛うじて工場の設備を整へわづかに製絲を續け居たりしも購繭資金に窮し、一時小野組より融通をうけて繰絲せしが(富岡後記)同店閉店後は資金を得る事能はず、止を得ずして上州厩橋

なる勝山宗三郎より生繭の送附を得賃挽の方法によりしが、賃挽なるが故に同工場の自由に製絲する能はず、從つて大里氏等の希望する製絲の改良もなすことを得ざるのみならず、其利益も亦僅少なれば僅に製絲を繼續するのみにして事業の盛大をも期する能はざりき。然るに幸當時士族に對し金錄公債證書の恩賜あり士族中此錄券を以て加盟するもの二十余名に達せしかば、此錄券を抵當として政府より購繭資金を拜借せんとし明治十一年十二月本縣に出願し、縣に於ても同工場は縣下二百有余の器械製絲場の龜鑑とも稱すべきものなるを以て之を保護發展せしむるは縣下該業發達に資する事大なるべきを思ひ其貸下方を內務省に內申せるに、內務省に於ても之を諒とし金壹萬五千圓貸下の事となれり。之に關する當時の書類次の如し。

信濃國埴科郡西條村製絲場資本金拜借願

一金壹萬五千圓

右金圓該製絲場資本トシテ拜借奉願上候抑去ル明治四年廢藩尋テ士族ノ職務解却以後將來ノ目途ヲ立ント欲シ同盟結社製絲場建築仕候儀ニ御座候處シ外國貿易ノ道開ケシヨリ遠ク萬國ノ形勢ヲ察スルニ富國ノ計畫最モ專務ニシテ其先ニスル所工業ヲ盛ニスル外他ナシ我皇國現今輸出ノ物品其夥多ナルコト論ヲ待タスト雖モ就中蠶絲ヲ以テ一大品位トス。且當國ハ從來桑田ニ富ミ養蠶ノ業乏シカラサルノ所頻年蠶業益隆盛ニ赴キシカハ生絲製造舊慣ノ手繰ニテハ品位頗ル下等ニ位シ加之近來奸商輩一己ノ利ヲ貪リ麤惡濫製ノ品輸出ニ供セシニヨリ偶々上品輸出セルモ所謂玉石混淆ニシテ遂ニハ物產ノ聲價ヲモ墮スニ立チ至リ當時速ニ此弊毒ヲ一洗シ以テ興產ノ道ニ進マシメンニハ一個ノ製絲場ヲ設置シ精製以テ其益ヲ謀リ先進誘導スルニ如シト協心戮力建設ニ着手セルニ「奸商輩讒說ヲ聲ラスニ當テ內外嫌疑ヲ懷クニ逼ヒ興一朝瓦解ニ屬セントス」爰ニ至テ篤志ノ同盟憤激盡力遂ニ建設ノ功ヲ竣ルモ前顯群疑ノ爲メニ怡資本窘窮

之ヲ保護スルノ道ナク且當時生繭買集ノ期ニ至リ困難ノ際一旦小野組ニ依頼シ同組閉店ニ付無余岐上州厩橋ノ商勝山宗三郎ニ約シ同人ヨリ生繭送附賃繰ノ方法ヲ設ケ、爾後該業ニ從事シ、日夜苦慮セシ處遂事器械ノ得失ヲ研究シ比年該場ノ譽遠近ニ轟キ四方同志之徒陸續依頼シ悉ク我場築造ノ法ニ摸擬セザルハナシ、前顯ノ順序ヲ經蒸氣器械等略備ハルト雖モ賃繰ノ方法故、僅ニ該業ニ從事スルノミニテ其業ノ盛大ヲナスコト能ハス、加之商賈濫製ヨリ品物ノ聲價ヲ落シ外客ニ信ヲ失フニ至ル因テ客歳我場ノ精絲ヲ米國ニ送リ之ヲ試ムルニ果シテ横濱相場ニ比較シ百斤ニ付殆百五十圓ノ利益ヲ得猶多額ヲ請求スルノ情態ニアリ如此實地ニ眞益ヲ見認アルモ資力薄弱ニシテ再擧スルニ最難シ前件陳上スルカ如ク器械及ヒ精製ノ方法ヲ研究スルト雖モ自力以テ効ヲ奏スル能ハサルハ啻我場ノ不利ノミナラズ國家ノ實益ヲ失敗スルニ當リ、痛嘆憂苦ノ甚大ノ所ナリ況テ前約ノ商人俄然トシテ方向ヲ轉シ前約ヲ解キ繭送附ヲ停メシヨリ圖方ヲ失却スル處當般士族輩恩賜ノ祿券拜戴ニ中テ有志者同盟ヲ乞二十余名聊出金ヲナスト雖モ前述ノ企業ニ施スノ因ナク進退維谷困却仕候仰願クハ各自所有ノ祿券抵當上納シ、本書ノ金員該場資本トシテ拜借五ケ年御据置可成輕利ヲ以テ五ケ年賦上納被仰付候様奉願候然ル上ハ益々工業ヲ精練シ外洋直賣ノ捷路ニ進入シ御國産名譽ヲ海外ニ輝シ無産ノ士族活計方向ヲ得將來無窮ノ御恩澤ヲ戴候儀何分モ前條ノ鄙意厚御酌量被成下出格非常ノ御仁典ヲ以テ願情御聽届被成下度製絲高入費取調書履歴書等相副此段謹テ奉上願候以上

長野縣下第十三大區五小區埴科郡西條村

第三百五十七番地

三十二名惣代　士族　宇敷則秀　印

第百六番地

明治十一年十二月

同　　同　春山喜平次印

右小區副戸長

松本吉右衛門印

長野縣令　楢崎寛直殿

前書願出候ニ付奥印仕候也

右區副區長

矢野唯見

拝借金返納豫備積立金調書

明治十二年

製絲賣込收益金ノ內

一金貳千圓　松代第六十三國立銀行へ明治十二年ヨリ同二十一年迄十ケ年季年八朱ノ利ヲ以預ケ金

利金千六百圓

同　明治十三年

一金二千圓　松代第六十三銀行へ明治十三年ヨリ同二十一年迄九ケ年季年八朱ノ利ヲ以預ケ金

利金千四百四十圓

同　明治十四年

一金二千圓　同　明治十四年ヨリ同二十一年迄八ケ年季年八朱ノ利ヲ以テ預ケ金

利金千二百八十圓

同　明治十五年

一金二千圓　同　明治十五年ヨリ同二十一年迄七ケ年季年八朱ノ利ヲ以テ預ケ金

利金千百貳十圓

同　明治十六年

一金二千圓　同　同十六年ヨリ同廿一年迄六ケ年季年八朱ノ利ヲ以テ預ケ金

利金九百六十圓

同　明治十七年

一金二千圓　同　同十七年ヨリ同二十一年迄五ケ年以下同文

利金八百圓

同　明治十八年

一金二千圓　同　同十八年ヨリ同廿一年迄四ケ年同上

利金六百四十圓

同　明治十九年

一金貳千圓　同　同十九年ヨリ同廿一年迄三ケ年同上

利金四百八十圓

同　明治二十年

一金貳千圓　　同　同二十年ヨリ同二十一年迄二ケ年同上
　利金三百貳十圓
同　　明治二十一年
一金貳千圓　　松代第六十三國立銀行へ年八朱ノ利ヲ以預ケ金
　利金百六十圓
　積立元金貳萬圓
　利金八千八百圓
　合計金貳萬八千八百圓
右者拜借金返納爲豫備製絲收益金ノ內ヨリ年々前記之通松代第六十三國立銀行へ預ケ積立置年賦返納期限ニ至リ無相違上納可仕儀ニ御座候以上

明治十一年十二月

信濃國埴科郡西條村
宇敷則秀印
春山喜平次印

低當物調書

六分利附
一金祿公債證書千三百圓
七分利附
一同　千七百圓

信濃國埴科郡西條村
士族　春山喜平次

七分利附一同　千五百圓
六分利附一同　千圓
七分利附一同　千圓
七分利附一同　千圓
七分利附一同　六百圓
七分利附一同　七百圓
七分利附一同　六百圓
七分利附一同　五百圓

同同同　同増澤理介
同同同　同宇敷則秀
同同同　同大里忠一郎
同同同　同岸田義右衛門
同同同　同岸田脩直
同同同　同富岡良右衛門
同同同　同大塚峰治
同同同　同松本仙治
同同同

一同	七分利附	五百圓
一同	七分利附	五百圓
一同	七分利附	五百圓
一同	七分利附	四百三拾圓
一同	六分利附	四百圓
一同	七分利附	四百圓
一同	七分利附	三百五拾圓
一同	七分利同	三百五拾圓
一同	七分利附	三百圓

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	西澤貞取
同	同	同	同	同	同	同	成本治雄	
同	同	同	同	同	同	古川光義		
同	同	同	同	同	吉澤周一郎			
同	同	同	同	宇敷則明				
同	同	同	清水角治					
同	同	駒村佐十郎						
同	相澤芳太郎							
小林林忠								

七分利附一同　三百圓
七分利附一同　貳百五拾圓
七分利附一同　貳百五拾圓
七分利附一同　貳百圓
七分利附一同　八百圓
六分利附一同　七百圓
七分利附一同　七百圓
七分利附一同　五百圓

同　同　同　

七分利附
一同　三百五拾圓

七分利附
一同　三百五拾圓

七分利附
一同　貳百圓

總計　壹萬九千四百三拾圓

內譯

七分利附　壹萬五千三百三拾圓
六分利附　四千百圓

右之通御座候　以上

同　白川稅印
同　同同
同　羽田三藏
同　同同
同　德田房人

製繭仕入金製造費額製絲高取調書

工女六拾名十ケ月ノ業平均一人ニ付繰繭四升五合一ケ月二十七日立
一生繭七百貳拾九名
代金貳萬貳百五拾圓　但シ金壹圓ニ付三升六合直段
外ニ
金六百七圓五拾錢　生繭買入費

〆金貳萬八百五拾七圓五拾錢

此製造費

一金貳千九百八拾五圓

內譯

金七拾圓　頭取　一名
金五拾圓　會計掛　一名
金五拾圓　繭絲出納掛　一名
金八拾圓　差配人　二名
金七拾圓　火夫　二名
金貳拾五圓　小使　一名
金千五百圓　工女　六拾名　但シ一名一ヶ月平均貳圓五拾錢
金九拾圓　操返シ工女　六名
金四拾五圓　絲結工女　二名
金六拾圓　繭撰工女　三名
金三拾圓　屑斗絲工女　三名
金五百四拾圓　眞木五萬四千貫
金百五拾圓　火夫以下工男女七十五名二季爲仕着代

金千四拾圓　出納掛以下八十五名賄代
金百五拾圓　口立等其他雜費
金參拾五圓　補充費

合計金貳萬四千八百四拾貳圓五拾錢

內

金手參百五拾貳圓九拾四錢　熨斗絲貳百參拾貫匁但金壹圓ニ付百七十匁直段

殘金貳萬三千四百八拾九圓五拾六錢

一製絲五百八拾參貫貳百匁　前顯買入繭七百貳拾九石製造絲繭壹升ニ付八匁掟

九貫匁壹箇シメ六拾四箇八分

原價金貳萬三千四百八拾九圓五拾六錢　但シ金壹圓ニ付貳拾四匁八分貳厘餘

一製絲三千五百六拾四斤　前顯製絲六拾四箇八分壹箇五拾五斤立

賣價金貳萬七千四百六拾六圓五拾六錢　但シ百斤ニ付洋銀六百八拾弗相場洋銀六拾八匁立

內

金七百貳拾九圓　賣込諸費

殘金貳萬六千七百參拾七圓五拾六錢

原價差引

三千二百四拾八圓　收益金

內譯

金貳千圓　拜借金上納爲豫備年々松代第六十三國立銀行へ預ケ金可仕分

金千貳百四拾八圓　社中出金高ニ應シ年々配當金

以上

右者當製絲場實況ヲ以取調候處前記通猶外國直買上利益ニ至リ候テハ實地施行之上取調上申可仕儀ニ御座候以上

信濃國埴科郡西條村

宇敷則秀印

春山喜平次印

推名通信

第二課

明治十一年十一月

明治十二年二月廿五日

令

過般相伺候埴科郡西條村製絲場拜借金願內務省へ左案上申可然哉

勸甲第二十二號

製絲場資本金拜借ノ議伺

當管下埴科郡西條村製絲場同盟人惣代該村住士族宇敷則秀外壹名金錄公債證書ヲ抵當トシテ該場維持ノ爲資本金壹萬五千圓輕利十ケ年拜借之件別帋之通願出候ニ付篤ト實際之景況取糺候處右製絲場之儀ハ去ル明治七年中舊松代藩制中篤志之者同盟ヲ募該村へ製絲蒸汽器械ヲ建設以來該業ニ從事孜々奮勵終ニ製絲之適度ヲ得ルニ至リ近年製出セル生絲ニ於テ最モ優等ナラザルナシ、方今治下各村ニ製絲器械ヲ建設其數凡二百有餘ニ渉ルト雖モ彼レノ右ニ出ル工業ナシ

所謂管下一般ノ龜鑑トモ稱スヘキ歟、於玆益々工業ヲ精練シ、國産ヲ擴張シ、以テ外國直賣ノ目途ヲ開カンコトヲ欲セリ、然リト雖モ當今資本微力ニシテ其宿志ヲ達スル不能、抑々該地方タルヤ山間ノ辟陋ニ村居ヲナシ從來養蠶之外餘産無之土地ニシテ、近來萬國交際ノ路開明ニ隨ヒ益々蠶業ヲ振興シ生繭ノ需用至便ニテ加之水質生絲ニ最適シ繰絲ニ對シ百事整備セリ怨ラクハ資力不足ルガ故該業進暢ノ時機ヲ失スルニ似タリ實ニ憫然スベキ狀態ニアリト云フベシ且士族就産之基礎トモ相成ヘク彼是實際難默止事情ニ相聞候間旁特別ノ御詮議ヲ以テ願之通資本金御貸下ケ相成度據テ別帋願幷ニ返納方法書製絲高取調書履歷書等相添此段相伺候也

明治十二年二月七日　　長野縣令　楫崎寛直

內務卿伊藤博文代理

內務少輔　林友幸殿

（朱書）

書面之趣無余義相聞候付特別之譯ヲ以テ金壹萬五千圓明治十二年七月ヨリ五ケ年間無利子置据同十七年七月ヨリ年五分之利ヲ附シ向五ケ年賦每年五月限リ返納之定メヲ以テ其縣へ貸下候條抵當品取立右品書寫相副金額請取方當省へ可申出候事

明治十二年九月廿六日　　內務卿　伊藤博文

明治十四年は横濱聯合生絲荷預所と外國生絲貿易商との葛藤によりて市況不振に陷り製絲業者は多大の損害をうけ翌十五年には洋銀低落によりて又々大打擊を蒙り、更に十六年は米國の絲況不活潑に加ふるに弗相場下落して生絲售れず、打續く三ケ年の不況に製絲家の大多數は非常なる損害を蒙り倒産者續出し、破産せざる者も疲弊困憊して翌

十七年の購繭明近づくも繭の仕入を爲す事能はざる者、製絲場の修理、機械の整備工男女の傭入を爲す事能はざる者多く、資金の拜借を願出づる者多かりき。

是より先富岡製絲所教師速水堅曹に製絲業者のかゝる狀態を目擊して默止するに忍びず時の農商務卿西鄕從道に書を呈して既往に於て官より製絲業者に貸與せる資本金は「五ケ年間据置延納の件」を官より仰出されん事を嘆願せり。

其嘆願書左の如し。

生絲製造人ノ狀態ヲ察シテ嘆願ノ上申

謹テ農商務卿閣下ニ奉上申候抑モ生絲ハ本邦無二ノ物産タルヲ以テ夙ニ富岡ニ製糸場ヲ設置セラレ尋テ蠶種組合條例生絲取締規則製造印紙ヲ始メ内ハ地方製造人ニ資金ヲ貸付セラレ外ハ海外爲替金ノ便利ヲ補助セラルヽニ至ル迄百方奬勸博覽會共進會ニ毎事特殊ノ御誘引有之今日ニ至リ養蠶製絲ノ進歩實ニ思想ノ外ニ出ズ之ヲ明治二三年ニ比スレバ年々數百萬圓ノ國益ト云モ敢テ不當ニアラザルベシ其大略ヲ述ベンニ養蠶ノ進歩最モ著シク上武信州岩代地方等ニ於テハ假令季候ノ變ニ逢フモ不作ノ年柄ニ會スルモ養育ノ術ヲ盡シテ過大ノ損失ヲ蒙ラザル可シ此一點ニ於テハ伊佛ノ人民ト雖モ恐クハ一歩ヲ讓ラザルヲ得サル可シ生絲モ亦伊佛ノ品ニ彷彿タルモノ若干之レアリ其他過半ハ一歩ヲ改良シ尚從前ノ座繰製ト雖モ明治初年ノ品ト同一ノ物ニアラザルヤ明也而シテ米ニ佛ニ人民ノ力ニ開店シ毎便數箇ノ直輸出ヲ成セリ豈非常ノ進歩ト云ハザランヤ之皆政府ノ保護恩惠ト率先有志輩ノ精神トノ結果ニ外ナラズ然レモ不幸ナルヤ生絲ヲ費消スルノ世界一タル佛國里昂府ノ景況ハ明治初年ノ頃ヨリ漸次絹織物ノ價下落シ七八年間絹織物ノ職業ニ更ニ利益ナク此衰頽ノ際ニ於テ麻織物、毛織、木綿織物等頗ル時ヲ得則チ時好ヲ轉シテ絹織物ヲ擯斥セラルヽニ至レ

リ此業ニ連帯セル我生絲製造人ニハ其影響ヲ蒙ルコト論ヲ俟タズ而シテ猶一層ノ甚シキモノ有リ如何ントナレバ貿易ノ始メニ於テ僞製贋造百出シ日本ノ生絲ハ歐洲ノ信用一度地ニ落チタルヲ以テ我國ノ人民改良ニ注意シ前書ノ如キ進歩アリト雖モ其効ノ著ハルヽヤ遥ク其勞ヲ償フベキノ利益ヤ之レ無ク加之本邦ハ工業振ハズ亦工業ニ投ズル資金モナク且借用ノ不融通ノミナラズ利子最高ノ故ニ年々損失ヲ累ネ早晩一度困難瓦解ノ地ニ至ランコト必定ノ景況ナリシガ其勢ヒ甚速カニシテ此兩三年間ノ變動實ニ名狀スベカラズ殊ニ昨明治十四年以來內ハ荷預所ノ葛藤ニシテ數百萬圓ノ損失ヲ釀シ銀貨非常ノ下落等ニテ外ハ佛國里昂ノ如キ株式取引所ノ動搖屈指ノ織屋數軒ノ破產下等人ノ亂暴上等絹物ノ不流行生絲製造人等ニ及スノ災害並起リ比々破產ニ陷リ目今ノ景況ヲ以テ察スルニ殆狂氣ノ如クニ有之可憐元來愛國ノ精神ヲ以テ黽勉此業ニ從事シ自ラ起サヽル風波ノ難ニ罹リ眞ニ危急ニ迫リ周章ノ余リ或ハ虛喝ヲ鳴ラシ或ハ廉恥ヲ棄タシ將ニ風俗ノ變態ニ及バントス嗚呼然ラザル者有ランカ富岡製絲所ノ如キ官行ニシテ近來ノ進歩男女ノ勉勵等ニ感ズルニ余リ有リ且無益ヲ捨テ有益ヲ取ルノ一點ニ至リテハ民業ニ讓ルコトアルベカラズ斯ノ如キノ業場ニシテ尙數萬圓ノ損失ヲ生セリ現ニ此業ニ從事シテ一般人民ノ情實ヲ察スレバ豈寸刻モ默止スルヲ得ンヤ夫レ斯ノ如キ困難ノ際ニ於テ猶怨恕ノ一事アリ聞ク支那地方ニ於テ生絲ノ改良ヲ謀ルニ大ニ官ノ力ヲ添ヘ歐人（先年富岡ニ御雇ノ佛人）ヲ雇フテ一大工場ヲ興シ近ク該絲ヲ以テ米國ニ販賣シ一ポンドニ付六ドル十セントノ高價ヲ得尋テ米國ニ賣店ヲ開カントス若シ果シテ然ラバ支那ノ如キ金利ニ廉ナル（大概年三朱ニ過ギズト云フ）資本ノ大ナル國ニ於テハ忽チ意外ノ改良ヲ見ルナラン是ニ於テ本邦製絲人ヲ形容スレバ彈藥盡キテ大敵ヲ增スニ異ナラズ之レヲ防グノ術ナク遁走スルノ道モナシ切齒噬臍スルノミ之レヲ何ント云ハン乎此困難タル卽チ本邦幾分ノ盛衰ニ關係アレバ閣下深ク洞察セラレ救助ノ道破格ノ御詮議有ランコヲ懇願ノ至ニ堪ヘズ猶內外ノ情實篤ト探求ノ上追々可奉上申候ヘ共差向歎願ノ次第ハ之

迄各地方生絲製造人ニ御貸下金有之或ハ年賦或ハ本年度上納ノ分モ可有之然ルニ前書ノ情實ニ候得者上納等能ク爲シ得ル能ハザル可シ強テ之ヲ爲サシムルモ到底倒ルノ外ナキノ景況ナリ且官金拝借ノ者タル何レモ率先ノ有志輩ニシテ何分ノ効勞モ有之義候ヘバ本年度ヨリ更ニ五ケ年間悉皆据置還納ヲ御猶豫被成下置度之等ノ義ハ些少ノ事ニ候得共下ヨリ出願セザルノ前ニ於テ斷然御延期被成下候得者非常ノ感覺ヲ來タシ製造人等忍耐ノ氣力ヲ加フルニ稗益不少義ト奉存候ニ付衆ニ代リ只管奉歎願候　誠惶誠恐頓首謹言

明治十五年十二月

富岡製絲所教師　速水堅曹

農商務卿　西郷從道殿

其後拝借金願を提出せる者にして縣公文中に原書の存するもの竝に願書寫左の如し。

工場所在地	拝借願人	使用目的	出願年度	金額
下伊那郡	喬木村　長谷川範七	製絲及蠶種改良	明治十二年	五〇、〇〇〇
圓　郡	同村　知久頼謙外二十一名	賄繭資金	同　十七年	二〇、〇〇〇
南安曇郡	製絲營業人三十名惣代	一郡一社ニ結合出荷	同　十七年	一〇、〇〇〇
	屋まと組　二十八名			一〇、〇〇〇
東筑摩郡	筑摩組　四十三名	稲垣郡長の製絲業保護意見書添付	同　十八年	一〇、〇〇〇
開進社　五十七名				一四、〇〇〇

製絲資本金拜借嘆願書

長野縣管轄信濃國伊那郡喬木村二二七番地

平民　長谷川範七

奉嘆願候私儀去ル明治六年中小野ニ倚リ製絲器械ヲ建設仕リ該組ノ力ヲ藉リ弊郡濫製之流弊ヲ矯正センコヲ希望シ勉勵一途ニ從事罷在候處同組瓦解閉店ノ難ニ遭遇シ大ニ失望仕リ候不而已一時方向ヲ誤候處岩代國福島佐野利八ナル者此道ニ盡セルノ傳聞セシヨリ事情ヲ彼レニ議リ長ク應援スルコヲ約シ辛苦六ケ年ノ星霜ヲ經聊カ勉勵ノ甲斐モ顯レ漸々改良ニ進ミ平製絲ノ上ニ位スルコトヲ得候ヘ共之レヲ岩代國二本松ノ製絲ニ比較仕候トキハ稍々不及處有之之レ全ク開港以還信州固有原質善良ノ蠶種ヲシテ濫製不良ニ一變セシヨリ治絲上ニ至リ品位精功ヲ不償一ハ又小器械ニシテ滿年輸出スル處僅カニ三千斤未滿之小數ナルヲ以テ彼レノ籠絡ヲ不脫ト彼レ是相港ヒ此不滿足ニ位スル豈傍看默視スルニ忍ヒンヤ已ニ去明治十年佐野利八ナル者ニ議リ同國丹治梅吉ナル者ノ良製ノ蠶種ヲ移シ純粹精良ノ原種數百枚製造仕リ適否試養ノタメ郡中有志ノ者ヲ撰ミ分配施與仕置候ヲ以テ該年ノ豊熟ニヨリ勢ヒ兩年ヲ不待固有善良之絲質ニ回復ヲ見ンコト粗等證明仕リ然レモ製絲ノ一點ニ於ケル弊郡之製造家ヲ視覘スルニ第一原質ノ不良ヲ不知製絲ノ難易ヲ不言將來ノ如何ヲ不計適々御縣廳ニ於カセラレ勸奬誘導在セラルヽモ敢テ痛痒ナキ者ノ如ク只目下ノ小利ニ姑息シ因習ノ手挽製ヲシテ器械製絲ニ轉移シタル迄ニテ其實未ダ濫製杜撰ニ糊着シアルヲ以テ已ニ歐洲市上ニ於テ信州絲ノ聲價ヲ墜セシコ年一年ヨリモ甚シト聞ケリ實ニ慨嘆ノ至極ニ御座候然ルニ私ニ於デハ少シク彼レニ信憑ヲ得タルモノヽ如クナレモ畢竟彼ノ輩ト混同視サルヽヲ不免ヨリ年々得ル處ノ實價貴ス處ノ費額ヲ償フ迄ニテ多少實益ヲ奏シ勉勵辛苦ヲ慰スルノ佳況ヲ見ザルハ所謂全力ト勉勵ト並立セザレバ全キヲ得ズトハ宜ナルカナ苦心ノ限リニ奉存候素ヨ

リ私ニ於テ金力ノ滿足スルニ非ズ知識ノ此道ニ適スルニ非ズ只管朝旨ノ辱ヲ奉戴仕リ弊郡固有ノ美產ヲシテ濫製ニ安ンズルヲ振起シ此弊害ヲ矯正仕リ御國益ノ幾分ナリ奏シ奉ラントスルノ素志ニ起リ此切迫ニ際シ困難至極ニ罷仕候然シ其精神ハ益々憤勵已ム不能豫テ希望罷在候佐野利八ノ娘絲星野長太郎之坐繰製ナル者ハ人々製絲ノ易ク品位器械ニ比盾スルヲ以テ去々十年中始メテ坐繰器械ヲシテ數百人前製作シ夫々有志製絲人工聊カナガラ資金ヲ添ヘ貸與仕試製候處美良ノ品位ヲ製出シ外商米國「フルーデル」氏ヘ依頼シタルニ相當ノ價格ヲ有シ候ニ付尚去十一年ニ至リ一層增加仕リ賣價半器械同業ニ賣却スルコト得愈々盛大ニ至ルヲ豫期スルニ足レリト又一段ノ精神ヲ進有シ罷在候今爰ニ此進有セントスルノ精神ヲ補助スル資金ニ滿足スルコトアラバ別紙改正法案之通リ速カニ蠶種ヲ改正仕リ養蠶家ノ純益ヨリ漸次製絲上ニ至リ一層ノ鴻益ヲ奏シ今日ノ急務タル輸出入不權衡ノ至難ヲシテ衡平ヲ得セシムルノ一端ヲ起サント聊カ管見ノ改正法案並ニ改正價格比較書ヲ呈シ候間特別ノ御詮議ヲ以テ資金五萬圓額ヲシテ三ケ年間置据ヱ四ケ年目ヨリ向フ十五ケ年則明治廿九年迄年三朱ノ利子ヲ附シ成崩シ法ヲ以テ拜借仕度則チ此抵當トシテ動不動產ヲ以奉差出候御聞屆被成下置候ハヾ去々十年中着手ノ轍ヲ履行シ則蠶種ノ如キハ內國自用之一部分不而已一時外國市場ニ信憑ヲ失ヒシモノモ今日岩代上武秋田ノ如ク彼ノ需用ヲ飽シメ再ビ聲價ヲ挽回仕候儀モ可有之候又座繰製絲ノ如キハ人々自由ノ製造ナルヲ以テ一戶僅少ノ製出タルモ一郡ノ多キニ及サシメハ是又今日ノ價格ニ一層增加センコト確認仕候斯ク重大ノ工業ヲシテ粗洩ノ見ヲ奉奏候義ニ無之製絲蠶種兩ツナカラ粗等試驗ノ上其結果ノ空シカラザルヲ證明仕ルヨリ恐レヲ不顧精神之欲スルニ任セ一途ニ奉奏願候間願ノ趣意特別ヲ以テ御聞屆被下置候樣伏テ奉奏願候誠惶誠恐謹言

明治十二年四月十日

長谷川範七

戶長松島四季造

長野縣令　楢崎寬直殿

第一條

一、器械製絲三千六百貫

此製絲ノ額ハ一郡内二十有余ケ所ノ製造家ヨリ製出スルモノニシテ既ニ去明治十一年中買取或ハ支配絲等ニテ取扱候處區々ノ製造區々ノ品位ニ出ルヲ以テ別紙價格比較書ノ如ク大ニ差等ノ甚ダシキヲ見玆ニ改正ノ目的ヲ起ス其法案概略左ニ

第一節

一、此二十有余ケ所ノ製造家ヲシテ大枠寸法並升目絲目繭ノ精撰方等迄改正規則ヲ設ケ一家自製ノ精絲ヲ出サンコトヲ緊要ニ仕度事

第二節

一、繭仕入ニ際シ資金不足ノ者ヘハ抵當多寡ニ應ジ其資金ヲ貸與シ營業ノ本意ヲ達スルコトヲ得セシメ度事

但シ器械具備スルト雖モ資本借用抵當保證ノ無之者ヘハ別ニ賃挽ノ方法ヲ設ケ繭ヲ以テ貸與仕度事

第三節

一、買絲又ハ支配絲ヲ取纏メノ際ハ第一デニールノ細太ヨリ强力彈力品位優劣ヲ試査シ位ヲ一等ヨリ三等迄ニ區別ヲナシ其等毎ニ保證印ヲ捺シ確實ヲ證明シ信ヲ海外ニ得ンコトヲ專要ニ仕度事

第四節

一、支配賣却ヲ乞者ヘハ生絲結上ケヨリ荷造リ運送賃ニ至ル相當手數料ヲ有シ眞實ノ紹會ヲ專要トシ又本地ニ於テ賣却ヲ乞フ者ニハ其時相當ノ價格ニ買上ゲ本人ノ都合ニ任セ候事

但シ精良ノ品位ヲ製出スルコト緊要タルヲ以テ譬ヘ百目以下ノ少數ナルモ一箇以上ノ價格ニ比屓シテ本人ノ勉勵ヲ償ヒ度事

第二條

一、坐繰手挽製絲二千七百二十二貫

此製絲ハ坐繰並ニ手挽ノ兩種ニシテ内國需用ト海外輸出ト相折半スルモノニシテ百目以下ノ端絲ヨリ多キハ一、二箇ニ限リ人々戸々ヨリ製出スルヲ以テ別ニ杜撰一定セザルノ弊ニアルヲ以テ改正法案左ニ

第一節

一、第一條第一節ノ如シト雖モ百目以下ノ僅少ヲ製造スル者多キヲ以テ一村落中適宜ノ場處ヲ撰ミ共有上ケ返シ場ノ如キモノヲ設置シ一家同製ノ品位ヲ製出仕度既ニ去十一年中數ケ所ヘ造營シ貸與シタル例モ有之ヲ以テ尚開進ショリ此例ニ倣ヒ追々造營貸與仕度又共有設置ヲ欲スルモ造營資金ニ不足スルモノヘハ相當抵當ヲ收シ資金貸與シテ追々擴充セシメ度事

第二節

一、繭仕入ノ際ハ第一條第二節ノ通リト雖モ坪方ニ於テ自作ノ繭ヲ以テ自製セントスル者ヘハ其製絲ヲ抵當トシ一時前金貸與仕リ度事

此坪方ト稱スル者ハ製造營業人ニアラズ自作繭ヲ以テ僅カ百目或ハ二百目ノ端絲ヲ製造スル者ヲ云フ

第三節

一、此營業ヲ希望スルト雖モ困窮ニシテ資金借用抵當保證ナキモノヘハ繭ヲ以テ貸與シ別ニ賃挽ノ規則ヲ設ケ此業營ニ就カシメ度事

但シ坐繰手挽共器械ノ具備セザル者ヘハ器械共貸與仕度

既ニ去々十年中此器械ヲ數百人前製作シ去十一年迄ニ追々貸與シ此營業ニ就カシメ候義モ有レバ尚此例ニヨリ推擴仕度事

第四節

一、買絲父ハ支配絲等取纏ノ際第一條第三節ノ通リト雖モ細太精粗ヲ撰ミ甲ハ海外輸出乙ハ內國用ト區別ヲ立テ內外共其信用ヲ得ンコヲ專要ニ仕度事

但シ此內國用ト相稱スル分ハ從前ヨリ西京西陣機上ニ行レ來ルモノニテ其粗製ナル最モ甚シ依テ此改正法ニ編ミ此方面モ矯正仕度事

第三條

一、蠶種十三萬七千六百枚　御管內全國自用

此蠶種ノ額ハ御管內戶數ニ比較仕候トキハ大ニ養蠶ノ盛大ニ進ミシ如クナレ𪜈其實開進ニヨリ增額セシ而已ニアラズ原質不良加フルニ濫製ナル故ニ各養蠶家ニ於テ不作ノ豫備ノタメ余數ヲ購求スルヲ以テ此鴻大ノ額ニ登ルモノトス是レヲ改正精良ニ至ラシメバ豫備蠶種ノ余數ヲ購求スルモ漸次減卸シ空シク虻蜂トナリ廢業ニ屬セシモノモ變テ生絲ノ額ニ入ルヲ以テ此增減ノ間亦一ノ利益ヲ奏スル等旁々以テ今回改正ノ本意ヲ起セシ其法案概略左ニ

第一節

一、改正蠶種自製ノ外ハ上田地方蠶種本場ナルヲ以テ該地ニ於テ篤實有志ノモノニ謀リ製造仕度既ニ去十一年改正着手ノ蠶種ハ該地上塩尻村古岩井茂三郎ナルモノニ議リ精品數百枚ヲ製シタルヲ以テ此例ニヨリ尚篤實ナル者ヲ撰ミ擴充仕度事

第二節

一、改正原種ハ岩代本場ヲ移シ養成スルヲ以テ豫テ同國丹治梅吉ナル者ニ議リ年々精良ノ原種ヲ送致ノ筈約束取結ビ有之候事

第三節

一、此改正ノ蠶種ニテ養成シタル繭ハ平蠶種繭ヨリ二割或ハ三

割以上ノ價格ヲ賭求スルコヲ粗等約束ヲ結置此弊種ヲ施與仕候事

製絲改正價格比較檀略

一、生絲六千八百四十二貫　伊那郡一郡出來高概略之レハ器械座繰並ニ手挽絲ノ總額ナリ

内

第一條

一　生絲三千六百貫　器械製之額

第二條

一　生絲二千七百廿二貫　座繰手挽之額

此譯

第一條

一　生絲三千六百貫　右器械製絲之額

代價金十四萬八千圓也

是ハ明治十一年輸出高平均ノ賣價ナリ

第一條

一、生絲三千六百貫　範七自製ノ器械ニ見做

代價金十七萬六千圓也

是ハ明治十一年輸出高平均ノ賣價ニテ右平器械ヘ比較ノタメ爰ニ寫シ其差ヲ見ル左ニ

一、此差金二萬八千圓也　增　額

第一條

一、生絲三千六百貫　佐野利八器械ニ見做

代價金十九萬六千圓也

是レハ明治十一年佐野利八ノ輸出高平均ノ賣價ヲ比較ノタメ爰ニ寫シテ其差ヲ見ル左ニ

一、此差金四萬八千圓也　增　額

第二條坐繰並手挽ノ見積リ

第二條

一、生絲二千七百廿二貫　坐繰手挽製絲

代價金九萬九千八百六圓也

之レハ明治十一年内國需用並輸出高平均賣價ナリ

第二條

一、生絲二千七百廿二貫　範七自製座繰ニ見做

代價金十一萬四千九百圓也

之レハ去明治十一年輸出高平均賣價ヲ比較ノタメ爰ニ寫シテ其差ヲ見ル左ニ

此差金一萬五千九十四圓也　增　額

第二條

一、生絲二千七百廿二貫　前橋坐繰製ニ見做

代價金十二萬七千廿六圓也

之レハ去明治十一年前橋ヨリ輸出高平均ノ賣價ヲ比較ノ

タメ愛ニ寫シテ其差ヲ見ルニ左ニ

此差金二萬七千二百二十圓　增額

第二條

一、生絲二千七百二十二貫　佐野利八娘絲ニ見做

代價金十三萬六千百圓也

之レハ去明治十一年佐野利八ヨリ輸出高平均賣價ヲ比較ノタメ愛ニ寫シ其差ヲ見ル左ニ

此差金三萬六千二百九十四圓也　增額

右見積ノ通リ平器械並ニ坐繰手挽ニ至リ私自製ノ品位マデニ至リ該金額ノ差等ヲ生ズ候程ノ義ニシテ況シテヤ蠶種改正一層良好ニ進ムヰハ岩代上毛ノ上ニ出ル不而已生繭ニシテ他ヘ購求サルヽモノモ勢ヒ自製ノ額ニ收入シ聊カ十萬圓以上ノ增額ヲ得ン「多年ヲ不期義ト奉存候

御管內信濃全國蠶種改正價格比較概略

一、蠶種十三萬七千六百枚

但シ他縣下販賣並輸出部分ハ此ノ外ニシテ只御管內自用而已ヲ見積リ候義ニ御座候

一、十三萬七千六百枚　豊凶平均一枚種ニテ五斗ヲ收得スルト見做

此收繭六萬八千八百石平均一石代價金二十九圓四十六錢カヘ代價金二十萬二千二百六十圓也

右者蠶種濫製不良ナル故ニ譬ヘ十分ノ豊作ナルモ原種一枚ニテ結繭一石ヲ得ル者稀レナリ然ルニ豊凶平均スルヰハ五斗ノ收得ヲ不出依テ之レヲ岩代國丹治梅吉ナルモノヽ蠶種ニ比較スルヰハ彼レニ二割ノ增益アリ左ニ比較仕候

一、十三萬七千六百枚　豊凶平均一枚程ニテ七斗ヲ收得スルト見做シ

此收繭九萬六千三百二十石　平均一石代價金三十五圓ト見積リ

此價三十三萬七千百二十圓也

此差金十三萬四千九百六十圓也

右ハ去明治十一年岩代國丹治梅吉ナル者ヨリ移シタル改正着手ニ試養仕候原種ニシテ則一枚種ニ宛リ平均一石一斗余ヲ收得仕候ヲ以テ比較スルトキハ斯ル巨額ノ差等ヲ生シ候義ニテ之レ改正ノ急務ナル須臾モ忽ニスヘカラザルモノト奉存候

右之通リ改正法案並價格概略書ヲ相添奉上申候條本書嘆願ノ趣意特別ノ御詮議ヲ以テ御聞届被成下置候樣伏テ奉嘆願候

前記製絲資本金拜借嘆願書並改正法案二通相添ヘ明治十二年五月二日長官添書ヲ以テ內務省ヘ出願候モ同年十月十日書面伺之趣貸出難聞届シ旨內務卿伊藤博文殿ヨリ御達アリ

製絲資本金拝借再願書

信濃國下伊那郡喬木村
長谷川範七

奉再願候本年第四月中製絲並蠶種改正見込書相添資本金拝借奏願候ニ付而者一應御詮議之趣謹愼奉待仕尚其御模様柄ニヨリ可奉再願本意ニ御座候得共方今製絲期節中ニ付キ去々十年中着手仕候改正法方ヲ踵キ従事勉勵罷在候處何分資本ノ薄弱ヨリ意ノ如ク之レヲ施行スル能ハズ萬縷苦心切迫ニ立至リ候ニ付不顧恐奉再願候出格之御詮議ヲ以テ情願御採用被下置度奉奏願候誠惶誠恐謹言

明治十二年九月五日

平民 長谷川範七
戸長 松島四季造

長野縣令 楢崎寛直殿

製絲營業資本拝借願

長野縣信濃國下伊那郡喬木村
知久賴謙始メ
二十二名

私共儀ハ舊幕府ノ旗下（交代寄合）知久賴謙舊君臣ニテ　維新ノ際賴謙儀ハ中大夫ニ任ゼラレ臣下ハ若干ノ御扶助金ヲ賜リ歸農ノ御所置ニ相成後明治四年九月賴謙儀遊手徒食ヲ恥ヂ共ニ歸農土着仕候得共素ヨリ無産ノ者共更ニ生計ノ道無之殊ニ物價ハ追年騰貴スルニ當リ因循歳月ヲ徒過致シ候テハ益深ク困難ノ境界ニ陷リ其極路頭ニ彷徨スルニ至リ可申ハ必定ニ付千慮万考衣食ノ道ヲ求メ候得共本郡ノ如キハ山間ノ僻地ニテ身ニ應ズルノ職業無之然ルニ養蠶ノ業ハ古來既ニ開ケ方今益盛ニ趣キ候ヘ共生絲製造者ノ如キハ其數少ナク故ニ其收繭ノ半ハ他ノ郡國ニ輸送致シ候程ノ次第ニ候ヘ

バ此地ノ業務ニ適シ身分ニ應ズルノ業ハ生絲製造ノ外ナカルベシト遂ニ去ル明治十四年一月頼謙始メ二十二名ノ者協力結社仕各自所有ノ家産ヲ其資本ニ傾ケ四十四人繰ノ器械ヲ新築仕長谷川組ヘ加盟致シ此年ヨリ營業ヲ始メ專ラ海外ニ直賣仕候然ル所生絲輸出ノ時ニ臨ミ横濱内外商ノ葛藤有之爲メニ販賣ノ好機ヲ失フガ故ニ其年ノ計算大ニ不足ヲ生ジ候ヘ共其損耗ハ商家ノ常ニテ敢テ可懸儀ニハ無之去ル十五年製造ノ生絲ノ如キハ益「新育府」機織家ノ愛望稱賛ヲ受ケ其價格モ常ニ他商上ノニ位スルニ至リ候ハ私共ノ目的ノ達シタルモノニシテ營業上ノ幸福ニ候ヘ共此年生絲輸出ノ際ヨリ洋銀意外ニ低落シテ再ビ損耗ヲ受ケ昨十六年輸出ノ生絲ハ米國市場ノ不活潑ヨリ賣捌方意ノ如クナラザル等ニテ三ケ年間引續キ損耗ヲ蒙リ候ヘ共所謂折閲ノ爲メニ市ヲ止メザルノ古言モ有之候ヘバ益此業ヲ永遠ニ維持仕度然ルニ營業ノ初年ニ於テ其資本ヲ失フヨリ之レヲ他ニ借用致シ候處金融ノ閉塞ト利子ノ騰貴ハ千古未曾有ニテ此上假令販賣ノ利益有之候共以テ利子ヲ償フニ足ラズ到底此業ヲ維持スルノ目途無之候然ルニ此三ケ年ニシテ營業ノ諸器具ハ完全整頓シ職工ノ技術モ熟練シ賣先ノ鐵路モ大ニ開ケ候得共唯其資本ヲ失フガ故ニ既ニ掌握スルノ結果ヲ放擲セザルベカラザルニ至ルハ實ニ切齒ニ不堪愁慮不能措候伏シテ冀クハ年賦返納法ヲ以テ資金二萬圓ヲ貸與被成下候得バ私共一層憤勵此業ヲ維持シ以テ國家經濟ノ一分ヲ裨補可仕候間深ク私共困難切迫ノ情ヲ御洞察被下置速ニ願意御採用被成下度別紙返納方法書並營業豫算書相添ヘ泣血奉懇願候誠恐誠惶頓首

明治十七年五月

信濃國下伊那郡喬木村平民

市瀬唯助

大島熙八郎

矢澤潤彌

市瀬治作
中津川偕造
村川浪二
松永民衛
深谷忠雄
山口愛一
西川嘉雄
東條關太郎
後藤直人
知久壯三
今中良太郎
知久力四郎
岡田耕作
本間恭平
吉澤清藏
佐久間誘

長谷川範七

知久頼謙

下伊那郡喬木村戸長　松島四季造

長野縣令　大野誠殿

御達書寫

今般士卒族錄制被相定候ニ付右倍臣三代並以下之者共別紙ノ通年限ヲ以テ御扶助被成下候間夫々施行可致事

庚午五月　　太政官

別紙之通御扶助被成下候得共往々活計之目的難相立者新開田地ヘ被相移産業相立候様御世話可有之ニ付土着致度者ハ共主人々々ヨリ取調可申出候事

東京府

今般家祿之制度被爲建候ニ付一、二代以上ノ家來共ハ厚キ思食ヲ以テ至當之御所置可被爲在候處其二代以下之者儀一時暇差遣候ヘバ生活ノ道ニ難澁致シ御趣意ニモ不相叶且其方共ニ於テハ從來主從ノ恩義モ有之人情慥然ノ至ニ可有之候ニ付此等之所篤ト相考猥リニ放逐不致又候産業ニ基キ候様手當等合力世話致シ厚ク可取計其次第ニ寄可伺出事

明治二巳年十二月

東京府

履歴

知久頼謙

一、舊幕府旗下交代寄合參府ノ節柳ノ間詰

一、本郡ノ浪合、帶川、心川、小野川四口ノ關門警衛ノ職ヲ奉ス

一、慶應四戊辰年五月十五日本領安堵被仰出同年六月八日中大夫席被仰付明治二巳巳年二月四日信濃國伊那郡阿島居住士族ニ列セラレ明治三年七月願之通伊那縣貫屬被仰付明治四年九月歸農願書進達明治五年正月願之通被仰付候

一、明治六年一月廿五日喬木村八幡神社祠掌拜命同七年十月三日訓導拜命同十四年二月十日權少講義ニ補セラル

製絲營業履歷

一、明治十四年製絲器械三十人坐ヲ設ケ業ヲ創ム

一、同十五年製絲器械十四人坐ヲ增加シ四十四人繰トナス

一、同年十月群馬縣外六縣聯合共進會ヘ生絲ヲ出品シ四等褒賞ヲ拜納ス

生絲製造資本金拜借願

一金壹萬圓

右者今般數町村製絲營業人組合ヲ設ケ生絲取纏メ出港可致旨厚ク御諭達有之敬承感服仕リ依テ本郡營業人集會協議ノ末本郡一社ニ結合仕荷造所ニ於テ等級ヲ分チ品位ヲ揃ヘ出荷致度段結定其旨既ニ及御届候ニ付テハ右施行着手仕度候處如何セン目下金融不便之折柄資金工夫ノ途ニ苦ミ素志ヲ達スル了不能若貸人アルモ土地ノ陋習ニテ高利ナル故ニ營ムモ其利益ヲ見ル了能ハズ勞憂慮此事ニ御座候就而社中銘々所有ノ不動産ヲ抵當ニ奉差上候間爲資本金トシテ前記金額御貸與被成下度尤本年一社製造高凡見積書別紙相添ヘ奉差上候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ所願御採用ノ程只管奉懇願候也

明治十七年五月十九日

南安曇郡製絲營業人三十名惣代

倭村　岩岡國治
同　中野重治
東穗高村　嶋田彌門次
同　荒川隆次

長野縣令　大野誠殿

生絲製造高見積書

一、口附工女　四百五十人

製絲高千八百貫　但一人ニ付四貫目ノ積算
此繭二萬二千五百貫目　但一貫目ニ付八十目ノ積算
代金四万五千圓　但一貫目ニ付金二圓ノ積算

右之通仕入金高積算上申及候也

情願

一金　四千圓　東筑摩郡屋まと組
一金　一萬五千圓　筑摩組
一金　九千圓　開進社

但各組營業人及釜數別冊調査ノ通リ

私共年來生絲製造罷在候處連年ノ失敗ニテ困難ニ陥入リ且一般金融閉塞大ニ製絲業減縮致シ昨年マデ僅カニ其業ニ從事候折柄客冬ヨリ當地方一層差シ迫リ管ニ生絲製造家ノミナラズ人民一般ノ生活殆ド困難ノ狀況ニ立チ至リ到底他ニ財本ノ需ムベキ道ナク本年生絲製造着手ノ期節ニ差シ迫リ候モ起業ノ目途更ニ相立不申一同廢業ノ姿ヲ顯シ歎息極候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ前記願書ノ通リ資本金御貸與被下度則チ拜借方法左ニ上進仕候

一、地價百圓ニ付百圓ヅツ拜借六月初旬御下ゲ金被下置度候

一、拜借金證書ノ義ハ各組合限リ連帶差上申度候

一、返濟ノ期ハ本年十月十一月生絲爲替金ノ內ヲ以テ各月廿五日限リ各組長ヨリ返納可仕候

右之通リ各組合一同協議致シ奉情願候間御採用被下置候樣奉懇願候也

明治十八年五月十三日

屋まと組惣代　太田畊造

小林長次郎

筑摩組惣代　鹽原喜平太

塩原嘉平

市川國太郎

開進社惣代

草間代次郎
八木茂戸
米山孫八
穂高庄太郎
田中右一

長野縣令木梨精一郎殿

各組營業人並釜數取調

屋まと組
營業人　廿八名
釜數　三八四個

筑摩組
營業人　四三名
釜數　八〇〇個

開進社
業營人　五七名
釜數　七〇五個

蠶絲ハ本邦物産中最上ニ位スル所ニシテ凡其半ハ本縣ノ産ニ係リ本縣産額中ノ三分ノ一強ハ本郡ノ産タリ本郡ノ蠶事ハ眞ニ忽緒スベカラズ而シテ其内部ノ實況ヲ察スル時ハ明治六七年ヨリ十三四年ニ至ルノ際蠶事ノ諸業年ハ一年ヨリ增進シ收利モ亦多ク民産ヲ助クル廣大ニシテ去ル十一年頃ヨリ農工商買共營業活潑ニシテ生計モ亦富饒ノ景狀ヲ呈シ金融圓滑ニ物價騰貴農者ハ只蠶ヲ鬻テ納稅ノ義務ヲ全フセリ細民モ亦力役糊口ニ便ナリキ試ニ一、二ヲ擧ルニ

米壹石ノ價値(松本町ノ相場)		炭壹駄(三十二貫)	
明治十一年一月ヨリ十二月迄平均	同　上	同　上	
金四圓八十錢四厘五毛	金一圓三十錢	金三十二錢	
明治十二年ヨリ十二月迄平均	同　上	同　上	
金七圓三十九錢八厘五毛	金一圓四十二錢	金三十二錢二厘	
明治十三年一月ヨリ六月迄平均	明治十三年一月ヨリ十二月迄平均	同　上	
金八圓二十七錢五厘	金一圓九十五錢	金五十五錢	
明治十三年七月ヨリ十二月迄平均			
金十圓五十四錢五厘			
明治十四年一月ヨリ六月迄平均	同一月ヨリ十二月迄	同　上	
金十一圓四十九錢八厘	金二圓六十錢	金七十七錢	
明治十四年七月十二月迄平均			

金十一圓四十錢五厘
明治十五年一月ヨリ六月迄平均　同一月ヨリ十二月迄　同　上
金八圓八十六錢四厘　金二圓三十九錢七厘　金四十五錢五厘
明治十五年七月ヨリ十二月迄平均
金九圓三十三錢二厘五毛
明治十六年一月ヨリ六月迄平均　同　上　同　上
金六圓四十七錢八厘　金一圓九十四錢七厘　金三十五錢
明治十六年七月ヨリ十二月迄平均　同　上　同　上
金五圓三十五錢二厘　金一圓三十五錢　金四十錢
明治十七年一月ヨリ六月迄平均　同　上　同　上
金三圓八十八錢八厘　金一圓　金三十三錢三厘
明治十七年七月ヨリ十二月迄平均　同　上　同　上
金四圓八十三錢五厘　金一圓　金三十三錢三厘

右ノ如ク諸物價格昂低大概準之十四年上半ヲ以テ極度トシ同年下半ヨリ漸ク退却ノ狀況ヲ呈シ農工商買共年々縮退シ去ル十六年下半ヨリ十七年上半ニ渉リ次第ニ衰微シ昨冬ヨリ本年ニ至リテハ全ク反對誂營業澁滯頓ニ收利ヲ失ヒ物價下落農ハ收獲過半ヲ出スモ負擔ノ公費ヲ全クスル能ハズ工手ヲ空フシ商買ハ只物品ヲ換ルヲ善トスル如キ窮迫ニ陷レリ畢竟此狀景ヲ左右スルモノハ實ニ養蠶事業ノ如何ニ因ルモノナリ卽チ十四年上半以上ノ金融圓滑物價騰貴庶民ノ富

儀ヲ致スハ蠶事調査ノ多キガ爲メナリ十四年下半以下ノ金融梗塞物價下落細民ノ糊口ニ難ムニ至ルモ畢竟十四五年ノ生絲商業者失敗頓ニ利潤ヲ見ズ資潤益ヲ見ザルノミナラズ却テ債ヲ負ヒ更ニ家産ヲ傾ケ遂ニ一般ノ營生上ニ及ブニ至リシモノナルハ事實ニ徵シテ明瞭タリ卽チ前項ニ揭クル米價薪炭ノ昂低ノ度ハ正シク蠶絲商況ノ度ト同一轍ナリ本郡蠶事ハ直ニ忽緒ニスベカラズ該業者モ亦實ニ愼重セザルベカラズ

故ニ明治十五年蠶事起業ニ先チ製絲人及蠶事商人ヲ召集シ各個弧立對利ノ弊風ヲ脫シ團結協力自他ノ信用ヲ厚フスルヲ目的トシ互ニ粗造ヲ戒メ荷造ヲ一樣ニシ彼之相助ケ特有物產ノ聲價ヲ維持シ業務確實ナラシメン事懇々說諭候處素ヨリ業務ニ敏キ者共其理由アルヲ知ルト雖モ如何セン前年ノ失敗ヲ受ケ內心營利ニ汲々タルヲ以テ其實功ヲ見ルニ至ラザルノミナラズ各自互ニ私利ヲ爭フノ景況ハ却テ前年ニ加ル如ク遂ニ蠶事營業者ノ失敗破產ハ年々ニ多ク從テ一般農工商ノ業務ニ波及シ俱ニ困難ノ位地ニ陷リ昨十七年民間ノ景況窮迫一層ヲ重ネ而シテ昨冬俄カニ銀貨ノ騰貴ヨリ稍金融ヲ得タル如キモ全ク一時他ニ原因スルモノニシテ本年春季民間ノ景況窮迫ノ度ハ依然タリ

去ル十四年來蠶絲直輸出爲奬勵政府數十萬金ヲ正金銀行ヘ交付セラレ其恩波ノ本郡ニ及ブ景況ハ當初各國立銀行ヲ紹介セシモノナレバ轉々各營業人ニ對シテハ殆ド普通一般ノ貸付金ト大差ナク畢竟名アリテ實ナク各營業者モ亦失敗ノ餘リ銀行者ニ對シ多少義務ヲ欠ク事ナキニアラズ故ニ銀行者モ前年ニ懲リ昨十七年ノ如キ正金銀行當國上田町ニ出張營業ノ確實ヲ求メ他ニ不及モ亦不得止ト雖モ本郡蠶絲輸送ノ都合ニヨリ該所ハ逆爲替トナリ甚不便ヲ覺ヘ第一里程遠隔財本運用ノ便ヲ得ザルヲ以テ遂ニ特別御保護ノ恩波ニ浴スル能ハズ且失敗ノ餘弊蠶事業都テ退却縮小セリ

民間營生上ノ困難ヲ挽回スルニアラザレバ能ハズ蠶事ヲ振起セントセバ各營業者共同一致セザレバ能ハザルヲ感ジ先年來奬勵示諭未ダ其効ヲ奏セズ遺憾ヲ懷ク折柄昨十七年春本縣勸業課員ヲ派出セラレ組合設立方ヲ慫慂幸ニ本郡生絲

製造人協議四組ヲ立テ規約ヲ定ムルニ至ルモ創立ノ際各組充分ノ目的ヲ達シ得サルモ多少組合ノ効驗ヲ見ル如クナレバ大ニ將來ニ望ミヲ屬シタルモ昨冬ヨリ本年春季民間生計上ノ景狀ヲ推シ本年蠶事着手ノ狀況如何ヲ察シ先達テ各組長及幹事ヲ召集シ昨十七年ノ成果ト本年着手ノ計畫トヲ尋問セシニ昨十七年ハ財本不融通ヨリ各充分ノ業務ヲ執ル能ハザリシモ幸ニ爲差支ナク聊カ利潤ヲ見ルモ數年間ノ困弊一時ノ急ヲ補フニ止リ本年着手ノ準備ニ及ボサズ且春來金融梗塞各組共ニ着手ニ難ミ過半ハ業ヲ廢止スルニ至ラント悲歎罷在候狀況ヲ具セリ

昨十七年各組生絲製造高賣價左ノ通リ

生絲二千六百六斤二分五厘　屋滿登組

此販賣價格但三度ニ賣却上中下無之

百斤ニ付銀貨五百九十二枚五分　同五百六十五枚　同五百五十七枚五分

生絲二千八百斤　北開進社

此販賣價格

百斤ニ付上等金六百十圓中等金六百四圓五十錢下等金五百八十三圓

生絲三千六百二十一斤　南開進社

此販賣價格

百斤ニ付上等金六百九十圓中等金五百九十九圓下等金五百五十五圓

生絲八千五百三十五斤五分　筑摩社

此販賣價格

百斤ニ付上等金六百二圓四十二錢中等金五百八十九圓十五錢下等金五百七十一圓二十錢

右ノ如ク事業ノ成果ト實際從事ノ景狀ヲ推察スルニ屋滿登組ハ團結協力業務能ク整ヒタル如ク隨テ果報モ亦多シ南開進社亞之北開進社又之亞筑摩社ハ組合ノ名アルモ實ハ四部ニ離レ每部ニ幹事ヲ置キ業務ヲ執ルモ不整理ニ有之製絲ハ南北開進社ニ讓ラザルモ結合ノ力薄ク諸事區々ニ出デ其結果モ劣レルヲ覺ユ前陳ノ實況約例ヲ擧ゲテ本年着手ノ順序ヲ勸奬督勵スルニ累年內部困弊ニ陷リ各組該營業者何レモ躊躇就業ノ見込難相立情況ニ有之果シテ卽今ノ景況ナレバ只該業者ノ不幸ノミナラズ一般人民ノ生計上ニ關係スル甚ダ大ナリ依テ兩三年來窮迫ノ起因ヲ探リ左ノ如タ示諭慫慂セリ

蠶絲製造者ハ素ヨリ我業務ナレバ充分起業ヲ望ムモ如何セン累年失敗窮迫資金不貨本年ノ着手心ニ任セズ遺憾ヲ懷ケリト云フモ予ヲ以テ之ヲ觀レバ資金ノ缺乏ニアラズシテ自他信用ノ缺乏ヨリ此窮迫ニ陷リタルモノナランカ各ハ財本用運貸借上ニ於テ多少ノ信用ヲ欠キタル事ナキ哉又製絲精好自ラ欺カズ人ヲモアザムカザルヤト自反良心ニ問ハヾ果シテ信認ヲ欠ク事ナシトハ言カタカルベシ或ハ製絲ハ精良信認ヲ欠クナキモ財本運用上ニ於テ多少義務ヲ欠クナキ能ハザルト比々皆然ラン故ニ云フ資金ノ欠乏ニアラズ信用ノ欠損ナリ果シテ然リトセバ假令今數萬圓ヲ得ルモ只一時ノ用ヲ達スルノミ將來起業ノ資本トナスニ足ラザルハ旣往ニ徵シテ明々瞭々掌ヲ指ス如シ現ニ自ラ財本ヲ辨ズル能ハザルハ自ラ奉ズル厚キニ過ギ節約ノ足ラザルナリ人ニ依テ財本ヲ辨ズル能ハザルハ曾テ義務ヲ欠キ信用ヲ失ヒタルナリ製絲精良ナリトスルモ販賣利潤ノ薄キハ團結區域ノ狹隘ナルト各自先ヲ爭ヒ賣却ヲ急ギ互ニ相食ムノ弊ナリ此弊習ヲ匡正脫却セズシテ資金ヲ得ルハ徒勞ニ屬スベシ曾ニ徒勞ニ屬スルノミナラズ窮迫ヲ促スノ媒ナリ依テ本年ハ目的覺悟ヲ一轉シ第一自家ニ奉ズル節約ニシテ財主ニ對スル必ズ勤メ組合條例ヲ奉ジ規約ヲ守リ團結ヲ鞏固ニシ同業相扶ケ

製造ハ可成内輪ニ十分精好ヲ盡シ本年ハ製絲上ノ利益ヲ見ルヲ欲セズ主トシテ自他ノ信用ヲ得ルヲ目的トシ誓テ負債義務ヲ辨償スルヲ勤メトセバ正シク將來ノ資本ヲナシ資金ノ不貲ヲ感ズル事ナク營業彌盛大ニ至ラン。

右ノ目的覺悟ヲ定メ協議セバ銀行者モ共需ニ應ズベシ販路モ亦擴ムヘシト本年着手分ヲ奬勵シ各組惣代人共熟議組內ヲ督勵スヘキ筈ニ決意候モ地方目今ノ景況實ニ金融ノ道ナク未ダ正金銀行出張ノ如何ヲ知ラス若シ出張アルモ昨年ノ例ニ依レバ其効ヲ見ズ不得止資本拜借ノ儀別紙ノ通リ願出書面簡單ニシテ其意ヲ悉サヾル如シト雖モ其狀情眞ニ迫リタルモノト認メ候間特別ヲ以テ本年起業資本金願之通御貸與ノ儀其筋ヘ御稟議相成度然ル上ハ只々該營業者ノ幸ノミナラザルナリ依テ蠶絲業ノ伸縮ハ一般人民ノ生活上適切ノ關係ヲ有スル禮況ヲ具シ相當ノ御保護奉懇請候追々季節差迫候ニ付キ至急御詮議相成度此段及上申候也

明治十八年五月廿三日

東筑摩郡長　稻垣重爲

長野縣令　木梨精一郎殿

請願書

抑モ我國產ノ冠タル生絲ハ山間僻陬ト雖モ之レヲ以テ棲息スルハ言ヲ俟タズ然ルニ連年生絲製造家疲弊ニ及ビ國勢既ニ衰頽ヲ現シ就中本郡ハ製絲家廢業續々トシテ僅カニ其業ニ從事スルモ形勢殆ド風前ノ燈火ニ等シク慨歎ニ堪ヘザル折柄本縣ヨリ官員御派出各製造方區々ニナルヲ以テ品位同一ニ注意ヲ加ヘ且連年失敗各自資本空乏ヲ御憐察被下正金銀行ヨリ前借ノ義照會有之旨屢々御明示ニ付前借ノ一點ヨリ銘々奮發聯合致シ規則連名簿共上申仕正金銀行出張ヲ日々希望罷在候處今回正金銀行代理役員巡回ニ付遂面談候處本行ハ荷爲換ニ限リ前借ノ義ハ不相成旨演舌有之最早成

繭ノ時節ニ至リ一同大ニ失望各自一般意識ニ沈ムヲ實ニ黙スルニ忍ビザルニ付製絲家一同ニ代リテ私共ヨリ奉請願候何卒前顯御憐察被成下別紙ノ通リ金員前借被成下危急御救助被成下度伏テ奉懇願候也

明治十七年六月十九日

倭組長　太田耕造
筑摩組長　上條四郎五郎
開進社長　吉江三十郎

長野縣令　大野誠殿

拜借金調書

一、金壹萬圓　倭組
一、金壹萬圓　筑摩組
一、金壹萬四千圓　開進社

右金本年十一月三十日迄拜借仕度尤證書及抵當等ハ御指揮ニ應ジ銘々ヨリ上呈仕ベク候段奉願候也

明治十七年六月十九日

太田耕造
上條四郎五郎
吉江三十郎

以上の所謂生絲製造資本金拜借願に對し果して政府若くは本縣より資金の貸下ありしや否やを知る能はざれども長

谷川組の出願に對しては許可なかりし如し。

然れども他の方法によりて相當の便宜を與へられしことは次に記す所によりて朧氣ながら知る事を得べし。

横濱正金銀行の製絲資金融通

明治十八年七月廿九日京都府勸業課より、本縣松本第十四上田第十九松代第六十三飯田第百十七の四銀行連署を以て金拾貳萬圓を拜借し生絲荷爲替を取結びたる由を新聞紙上にて拜見當府に於ても將來生絲荷爲替の見込に付該荷爲換取引之組織及其取扱手續を知らせられたし」との照會あり、本縣に於ては之に對し「右ハ管下各國立銀行ニ於テ横濱正金銀行ニ示談シ金參拾萬圓六朱利子付公債證書抵當ヲ以テ借入通常爲換ノ方法ヲ以テ取扱フ」に過ぎず敢て政府より拜借せるものに非ず、尤從來に比し幾分低利なる點は生產者にとりて頗る便利ならんと考ふる旨を回答せり。

而して此資金融通の內容に關しては信濃生絲會社社長鷹野正雄手記によれば『明治十七年三月大野縣令より本縣地方製絲家へ資金融通の儀盡力致すべき旨種々懇談の結果縣令より横濱正金銀行への添書を持參三月六日横濱に出張同行頭取原六郎氏に面會種々交涉の上信州地方より横濱に輸送する生絲荷爲換を同行に於て上田に出張して取組の事に致し其生絲鑑定及び荷物の取扱を信濃生絲會社へ委任するの件を約定締結す。

但し約定期限は明治十七年七月一日より同十八年六月三十日迄とす而して同行は六月廿七日森脇簡外壹名上田町へ出張生絲荷爲替取組に着手す。』

とありて正金銀行より行員を上田に出張せしめて金融の便をはかり、生絲檢查及同荷物の取扱を信濃生絲會社に依托したることを知る。

又、横濱正金銀行の御用爲替が生絲貿易の上に頗る効果あり、延いて製絲業者の金融に資する事大なるものありし

は明治中期本縣製絲家中著名なりし上伊那郡赤穗町太陽社長塩澤佐七の提出せる左記御用爲替繼續延期願を見ても其一班を知り得べし。

生絲貿易維持之義ニ付請願

謹デ奉請願候御維新以來社會ノ大勢ハ百般ノ制度事物ヲ驅リテ改良ノ盛運ニ向ハシメ殖産貿易ノ如キモ亦隨テ增進ノ勢ナキニアラズト雖モ之レヲ泰西諸國ニ比スレバ天地雲泥ノ差アルハ慨歎ノ至リニ堪ヘズ候只生絲ノ業ハ幸ニ地味天候ニ適スルヲ以テ着々トシテ其歩武ヲ進メ目下國家重大ノ貿易品トナリ其盛衰增減ハ忽チ全國民衆ノ喜憂ヲ惹ス事ト相成リ候且ツ之レヲ農家數年ノ實驗ニ徵スルモ蠶桑ノ業他ノ米麥諸作ニ比シテ實益アルハ最早疑フベキニアラザルヲ以テ今ヨリ以往漸ク生絲ノ增額ヲ生ズ可キハ勿論ノ義ト奉存候實ニ蠶業ハ全國財源ノ存スル所國家民衆ノ痛痒ニ關スルモノニシテ經濟上決シテ他ノ產業ト同一視ス可ラザルモノト信認致候政府モ亦夙ニ玆ニ見ル所アリ內ニハ明治三年早ク富岡製絲場ヲ設立シ以テ改良ノ模範ヲ示シ外ハ明治八年官吏ヲ外國ニ派遣シ以テ外國市場ノ實況ヲ內地製造家ニ示ストコロアリ內外相應シテ蠶絲業ノ發達ヲ企圖シ終ニ今日ノ盛況ニ至ラシメタルハ吾々同業者ノ深ク感謝スル所ニ御座候然ルニ該貿易市場タル當ニ橫濱一港ニ止マリ相場ノ高低商機ノ左右ハ一ニ外國人ノ專有スル所ニ係ハリ內國人ノ如キハ恰モ暗夜ニ物ヲ探リ亦盲人ノ明者ニ頤指セラルルモノニ異ナラズ其慘狀實ニ切齒ニ堪ヘザルノ感アリ曩ニ有志相集リ橫濱へ同仰會社貿易會社等ヲ設立シ專意生絲直輸ノ業ヲ營ムニ際シ恰モ政府ニテハ正金銀行ヲ橫濱ニ設ケ專ラ直輸ノ業ヲ勸奬セラレタルヲ以テ該業ノ發達ハ駸々トシテ見ル可キモノアリシガ明治廿二年ニ至リ正金銀行ニ於ケル御用爲替御變更ノ擧アルニ際シ生絲輸出ノ業務ニ挫折セントスルヲ以テ當業者ノ狼狽一方ナラズ政府亦之レニ見ル所アリテ該御用爲替ヲシテ本年六月迄延期セラル然ルニ此期モ亦既ニ盡キントス御用爲替市場ヲシテ停止スルニ至

ルヰハ忽チ伊清兩國ノ生絲ヲシテ米國市場ヲ蹂躙セシメ我國力ヲシテ益々微弱ナラシムルノ結果ヲ合手來スベク一同痛心ノ至リニ不堪仰キ希クハ臣民一致數十年ノ苦心ヲ貫メ漸ク果實ヲ見ントスルノ域ニ達シタル蠶絲業ノ運命ヲ繼續スル樣非常特別ノ御詮儀ヲ以テ何分ノ御沙汰相成樣主務省ヘ事情御陳述被成下度奉請願候

明治廿四年四月十五日

上伊那郡製絲業組合惣代
上伊那郡赤穗村　塩澤佐七
同郡宮田村　木村久太郎
同郡赤穗村　小平友一郎

長野縣知事　淺田德則　殿

明治初期に於ける製絲家は概ね地方の富豪に非ざれば從來座繰手挽等の製絲を營める人々が其規模を大にし或は多少の改造を加へて製絲を營めるものにして、家内工業程度の小規模のものなりしかば資本を要すること少く多くは自己の獨力にて經營し不足分は個人より土地或は建物等を擔保として借入れ以て創業せるもの多し。

されば前記拜借金の如きも六工社、盛進社、田口藩士、知久賴謙等所謂士族授産の爲に企業せる者若くは中野の如く廢縣後の町民授産の意味を以て半ば縣の力によりて創業せるもの、小野組閉店の後をうけたる關菊之助、製絲蠶種

の改良を目的として器具の貸與等を行ふ長谷川組、郡下統一を爲さんとする東筑のやまと、筑摩開進等特殊の人々若くは會社にして諏訪、須坂等の製絲業最も盛なる地方の製絲家には一人も官に依りて拜借を爲さんとする者なかりしを以て知るべし。而して、個人借金又は官金拜借等の出來ざる者は別に賃引の方法によりて繭若くは購繭資金を資本主より借りて營業をなすか、或は古くより取引關係ある横濱の問屋より融通をうけて營業をなすかの二途によりたるが如し。

二、生絲賣込問屋

生絲賣込問屋は元來地方荷主の生絲を委托販賣するを業となせるものなりしも明治十一二年頃より製絲資金の融通をもなすに至りしものなりといふ。この濫觴につきて製絲經濟學には「明治三年三井が生絲店を横濱に開くと同時に支店を當時座繰生絲の一大集散地たりし前橋に設け生絲買入資金の前貸をなし大に荷主の吸收につとめし古習に倣ひしものにして」といひ、安藤敎授は「明治十四年荷預所紛議の場合賣込問屋が政府より無利息で百萬圓の融資をうけ以て滯貨に基く地方荷主の金融梗塞を救ふことゝした頃から問屋金融の端緒開かれしにはあらざるか」といひ、大塚良太郎著「蠶史」には「長野縣下の蠶絲業家の如きは大概横濱問屋に資金を借りて營業する者多くして常に問屋に使嗾せらるゝを以て當時横濱黨は長野縣人等と陰に協同して本部に反對せり」とある如き又明治二十六年横濱生絲問屋にして本縣上伊那郡出身の小野光景より本縣知事淺田德則宛に信州製絲家に春挽を廢止せしむる樣勸告せられたる旨を記して送りたる三通の書狀にも此關係を述べ不堅實なる製絲家に對して他人は兎も角自分は今後製絲資金の融通を謝絶すべきを以てせる等は此間の消息を示すものにして、問屋の資金融通は明治十四年以後漸く盛となり、蠶絲業組合中央部の創立されし明治二十年前後に著しく發達せる事は「蠶史」の記事の如く、小野光景の本縣製絲家に警告せ

廿六年頃より日清戰爭以後製絲家の規模益々大となり縣外に迄發展するに至りては資金を要する事も多く且又製絲業も資本家の投資の對照として經濟社會より重要視せらるゝに至りしかば問屋は自己の資本のみならず時に銀行其他より借入れ更に之を製絲家に轉貸して其便宜を計るに至れり。

問屋の貸付方法は全く信用によるものにして、製絲業者の資產・信用程度・出荷能力・經營狀態等により無擔保にて繰絲一釜當何程と定め爲替手形を用ひて貸與し返濟の期限は之を定むるも（概ね九十日）多くは生絲賣上金の中より順次に償還せしむる方法をとれり。

次の約定證は高遠の盛進社が横濱百六十六番アシロトビリ商會より三千圓前借の約定書及融通をうけたる旨の添書にして問屋との契約書には非ざれども其期間（十三年三月一日より六月三十日迄とあれども實際借用せるは四月六日なれば約九十日なり）利子（一ヵ壹割）製造生絲全部、屑絲迄も同館に賣却する事、賣込百斤代之内より三百圓宛返濟すべき事を約せる等當時の普通問屋より前借せるものと其方法條件等略々相似たれば參考の爲全文を掲ぐる事とせり。

約　定　證

明治十三年第二月日橫濱在留埋地壹百六拾六番アシロトヒリ商會ト長野縣下信州高遠盛進社ト四ヶ月間之製絲高ヲ見込前借約定取締之件々如左

第壹條

一金三千圓前借之事

但シ利子月壹割定洋銀ヲ以テ返濟之節者金壹圓三拾七錢之相場ヲ以テ返金候事

第二條

一右返濟方法者明治十三年三月一日ヨリ來ル六月三十日迄當社生絲製造高凡ソ壹千斤ト見積リ三月貳百斤四月三百斤五月二百斤六月三百斤差送リ是ヲ賣込毎ニ壹百斤之代價之内ヨリ三百圓ツヽ返濟シ來ル六月三十日ヲ以テ皆濟可致候事

第三條

一右返濟之儀ニ付萬々一製造高不足相生候共期限ニ至リ候ヘ者生絲賣込約定ニ不拘速ニ返濟可致候事

第四條

一製絲賣込之價格者信の國六工社並ニ長谷川等之製絲ニ準シ時ノ成行ヲ以テ取極メ可申候事

第五條

一約定中右製絲ヨリ出來候屑絲類悉皆該館江賣込可申候事

第六條

一今年新絲出來候上者見本生絲持參之上更ニ明年新絲迄時之成行相場ヲ以テ該館ト約定取結可申候事

右約定取結候也

明治十三年二月

長野縣下信の國高遠
盛進社副社長
小谷善信㊞

同
同社員會計掛リ
齋藤成隆㊞

保證人　高木大之進㊞

壹百六十六番館
アシロトビリ商會
御中

添書

千八百八十年四月六日アシロドヒツリ商會ヨリ盛進社ニ於テ千弗借受タリ而シテ前借三千圓利貳千百九拾弗ト合シ計三千百九十弗ナリ返辨法ハ盛進社ニ於テ繰絲セシ絲ヲアシロドヒツリ商會ニテ時ノ相場ヲ以テ買受ケ右ノ代價各荷到着次第引去リ返濟之事

但シ他之ケ條ハ前約條書ト同斷之事

長野縣下高遠
盛進社員
明治十三年四月六日　小谷善信㊞

保證高木大之進

右は外國商會より融通をうけたる一例なれども平野村誌に「開明社事務日記」明治二十一年を引用して、五月八日の條に「横濱賣込店ゟ壹釜貳拾圓宛社中連帶ニテ借入スル事」但負債辨償ハ釜割之事。とあり。又同社關係者の談によれば凡そ明治二十年乃至二十五年頃から行はれとあり、明治二十六年發行の「日本之製絲業」に其頃諏訪製絲家一般が盛に横濱問屋の供給資本を利用せる事を記せるを見れば、內地の問屋よりも製絲資金の融通をうけたる事を知るべ

し。

かくて依托をうけたる問屋は自己の資力以外有價證券動產不動產等を擔保とし、又は製絲業者振出しの手形の裏書により、京濱・阪神等の大銀行より借入れ一厘乃至三厘位の利鞘を得て製絲業者に貸付け、其回收は前揭盛進社書類に見る如く生絲賣上金中より次第に控除するを常とす。貸附金の利子は原資金融通に先ち五月中旬三井三菱正金安田第一第十五第百川崎等諸銀行の協商によりて定めらるゝを常となせり。

大正十五年度に於ける製絲資金の日步協定次の如し　（製絲經濟學による）

一、製絲業者振出の問屋引受銀行裏書の手形　日步　二錢四厘
二、製絲業者振出し問屋又は銀行裏書の手形　日步　二錢五厘
三、銀行問屋又は製絲業者の融通手形　日步　二錢六厘

然るに同年十月日本銀行の利下げの影響により十月十六日より製絲資金貸出し日步の利下げを決定し次の如くなせり。

一、當座貸越　日步　二錢三厘
一、問屋裏書　日步　二錢四厘
一、銀行裏書の製絲資金貸出　日步　二錢三厘
一、製絲家自己振出し　日步　二錢五厘

如斯協定せられるども製絲家は格別に委托問屋と交涉して低利の融通を相談し、問屋の之に應ずることも多く、又回收成績によりて決算期に割戻をなす事もありて、大體協定率より低利となるを常とすといふ。

問屋の資金供給が比較的容易に且圓滑に行はれたる事は本縣製絲業發展に貢獻せることは前出大塚氏の「蠶史」の記事及び「日本之製絲業」等に記されたる外各地古老の談の略々一致する所なり。然れども問屋の貸附標準が設備釜數にありしが爲、製絲家中には盛んに增釜をなして多額の前借をなし放漫なる經營をなす者あり、或は工場の濫設設備の不完全等の惡弊之に伴ふありて資金の回收不能に陷れる場合少からずといふ。

三、銀　行

一、小野組

問屋につぎて製絲資金の貸出を行へるものを銀行とす。而して明治維新直後國立銀行條例の未だ發布せられざるに當り、三井、島田等と共に政府の爲替方となり金融を司れるものに小野善助あり、同氏は京都の人にして家號を井筒屋と稱せしより信州に於ては一般に井善とよび小野組と稱せり。此小野組は上田、松本、長野等に支店を有して長野筑摩二縣の爲替方を勤むる外、資金を自由に流用する事を默許され居たりし爲、第三章第二、三節深山田製糸場、宮田、阿島、雁田、西條等各製絲場の沿革及信州製絲業と小野組との關係の項に述べたる如く是等各製絲場に資金を貸與して工場を建築せしめ若くは製絲業を經營せしめ以て本縣製絲業の普及發達に貢獻せること極めて大なるものありしが、明治七年十月突然閉店せる爲、同組の資本によれる製絲場は何れも一時休業若くは廢業の悲運に際會せり。

二、信濃銀行

小野組破產、本縣爲替方閉店の爲縣下財界空前の大恐慌を來せるを見、慨然として起ち奮つて同志を募り長野縣爲替方設立に盡力せるものを黒澤鷹次郎、小坂善之助、牧新七等となす。事創設に係るを以て議容易に協はざりしが黒

澤氏等百方奔走して明治九年漸く其設立を見るに至り名けて彰眞社といひ後改めて信濃銀行と稱し、長野本店の外縣下各地に支店若しくは出張所を置きて製絲資金の供給につとめ、ことに明治三十三年より購繭期には熊谷（後に東京）へ臨時出張して其便宜を計る等製絲資金の融通に努めしが大正十二年十一月安田銀行に合併して益々堅實を加へ本縣製絲金融の爲に努めつゝあり。

三、十九銀行

明治九年政府の改正國立銀行條例を發布するや黒澤鷹次郎同志を募りて國立銀行條例により銀行の設立を謀り、翌十年十月資本金十萬圓を以て政府の允許を得て小縣郡上田町に第十九國立銀行を設立し、選ばれて取締人となれり。

明治十七年商業界未曾有の大恐慌起るや各地の銀行會社の倒産するもの踵を接せしも同行は黒澤氏の晝夜眼勉業務の釐革に努めたる結果幸に仆産の厄を免れ其基礎を確立するを得たり。

明治二十年黒澤氏衆望を以て同行頭取に選擢せらるゝや鋭意其職に精勵し、ことに從來やゝもすれば投機的の事業として企業的危險大なるを以て一般地方銀行より投資を喜ばれざりし製絲資金の融通に對し頗る理解と同情とを以て之に臨み、製絲金融をその主要なる營業目的となす方針を立て、着々取引を擴張して同行と本縣製絲業家との關係は漸次濃厚となり、遂に之と生死を共にする迄の狀態に達せり。日本蠶絲業史製絲工場の財務第一節「資本と金融」の項に「殊に長野縣の如きは銀行に於ける最大の投資先は製絲家である。彼の十九銀行の如きは其最も著名なるもので松本市には日本銀行が支店を設けて居る位である」といひ、製絲經濟學には「長野縣は本邦主要の製絲業地なるが故に銀行業者亦斯業を放資の目的となし縣下の銀行は何れも之に關係を有せざるものなきも殊に十九銀行の如きは製絲放資銀行として有名なり」とある如き何れも十九銀行と製絲業との關係の深きを證せるものにして、又同行が本縣製

絲業の發展に寄與せる事大なるを察すべし。

同行は明治三十年資本金を六十萬圓に增し私立銀行となりて名稱を十九銀行と改め爾后信濃貯金銀行、野澤倉庫株式會社、信州銀行、南佐久銀行、東山銀行、中野銀行等を併せ、昭和六年六月二十七日六十三銀行と合併して株式會社八十二銀行（資本金一三、三一二、五〇〇圓內拂込八、一三七、五〇〇圓）を設立し本店を長野市に支店を縣內四十二ヶ所東京市一ヶ所新潟縣に三ヶ所合計四十六ヶ所に設け依然として製絲業者の爲に融資を行ひつゝあり。

四、須坂銀行

本縣製絲業の二大中心地たる須坂にも最初金融機關なかりしが明治十二年頃（小田切常三郎氏談による）小田切辰之助牧新七等資本金五萬圓を以て須坂銀行を設立し後增資して十五萬圓とし製絲金融をはかりしが明治四十一年頃沒落せりといふ。尙信濃名士傳の著者松下軍次は牧新七傳に明治十四年資本金十五萬圓を募り須坂銀行を設立し其頭取となれる事を記せり。明治初期に於ける小規模の機械製絲にては須坂の如く動力として水力を自在に利用し得べく工場には居宅を利用し工男女は家族の外少數の雇人にて營み最も資金を要する繭は善光寺平一帶より信用を以て多くは製絲賣上の後勘定する約束を以て供給せられたれば實際資金を要する事は極めて僅少のものなりしならん。又、やゝ大規模に營む人々は從來より穀商、締油商等を營み相當の資本と信用を有せる人々なりしかばこれ又資金を銀行に需むるの要少かりしなるべし。

五、日本銀行松本支店

日露戰役後本縣製絲業の經營規模頗る擴大せられ之に伴ひて製絲資金の需要も著しく膨脹せるが爲に地方小銀行にては製絲家の需要に應ずる事能はず、止を得ず中央大銀行より融通をうけて更に之を製絲家に供給し、或は製絲家自身直接中央銀行より資金の借入をなす者續出せり。

かくて大正時代に入りては縣下各銀行の手を經て、又は製絲家直接日本銀行より融通をうくる金額頗る巨額に上りしかば日本銀行は大正二年本縣松本市に支店を設け縣下の製絲金融機關たらしむるに至れり。

而して同行は十九、六三、六九、百十七、安田、中信、信產、安曇、伊那、上伊那、長野實業、信州、松本、東海（上田支店）早川博士製絲經濟學所藏大正十二―十四の十四行を取引銀行として製絲資金の貸出及資金欠乏の場合は中央銀行より借入をなして融通を圖れるは別表の如くなりしが、其後財界の變動によりて取引銀行に異動を來し、昭和八年春季に於ける取引銀行は左記八行となれり。

日本銀行松本支店取引銀行調　昭和八年春

銀行名	所在地	各支店
株式會社八十二銀行	長野市	長野、上諏訪、伊那町、岡谷、須坂、飯田、上田、松本、下諏訪等各支店
信州銀行	松本市	
松本銀行	松本市	
信產銀行	飯田町	
伊那銀行	飯田町	
上伊那銀行	伊那町	
安田銀行		
六十九銀行		

以上八行

其後昭和八年秋季には松本銀行、同十年八月末よりは六十九銀行も取引を中止するに至りしも同行は依然として蠶絲國信州に於ける製絲金融機關として購繭資金の貸出、生絲荷爲替等本縣製絲金融の爲に活躍しつゝあり。

以上の外明治十年七月松本町の人奥澤喜十郎等によりて創立せられたる第十四國立銀行明治十四年五月岩村田町に創立せられたる佐久銀行、松代町六工社等と關係深かりし六十三銀行、天下の絲平と稱せられし田中平八の創立せる田中銀行支店等何れも本縣下製絲業者の爲に資本を供給して其發達に貢獻せしも由來製絲業と銀行業とは脣齒輔車の關係にあり、其一方の興廢によりて一方の盛衰に影響する程度の甚だしき事は前述せる小野組閉店と本縣器械製絲業者の例に見る如く、又、諏訪地方製絲の發達と十九銀行との關係の如くにして製絲家の盛衰興亡の甚しきに伴ひ銀行にも頗る隆替消長あり製絲業者に明治初年より今日に永續繁榮せるもの少きが如く銀行にも永續せるもの稀なり。

此間にありて前述の如く「八十二銀行」及「安田銀行支店」等は堅實なる營業振を以て縣下製絲業者に資金を融通して其事業の發達を援助し、日本銀行も亦縣下製絲資金の融通に多大の便宜を與へつゝあり、縣外に於ても橫濱正金銀行の如きは製絲家の爲に海外諸國に向ひ爲替、荷爲替等彼我貿易の金融を調理し時には製絲業者に直接資金の融通をもなせり。

製糸資金の擔保

地方銀行の製絲資金貸付方法は始め、彼の官金拜借時代の如く土地祿券等を擔保とする者多かりしが其後製絲業は略々順調なる發達を遂げ企業危險の減少せると共に組織の改善を行ひ經營を堅實にせるが爲銀行に於ても明治二十年頃より無擔保信用貸を行ふ者次第に增加せり。

然るに大正九年の蠶絲界の大恐慌以後製絲業者の仆産するもの相踵ぎ、殊に昭和四年後半期以後の不況と人絹の異常なる進出により製絲業の前途に一抹の暗翳を投ぜしより製絲資金の貸出につきても亦警戒を要する事となり信用貸の外繭、生絲爲替其他の擔保をとりて貸出を行ふ事となれり。今日本銀行松本支店調査による本縣下製絲資金貸出擔保別殘高を見るに左表の如くにして繭、生絲爲替等を擔保とせる貸出も相當巨額に達せるを見る。

長野縣下主要銀行製絲資金貸出擔保別殘高

	昭和六年度			昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度			昭和十年度		
	金額	割合		金額	割合		金額	割合		金額	割合		金額	割合	
端境期	千円	%		千円	%		千円	%		千円	%		千円	%	
信用	五、〇七〇	二八	(五月末)	五、一六〇	二九	(六月央)	二、七九七	一七	(六月央)	四、三一四	二三	(五月末)	四、一七一	二六	(六月央)
繭	七三三	四		二六二	二		二三六	一		一、四八二	八		五二八	三	
生絲爲替	六三二	四		四五六	三		八三六	五		一、三〇九	七		三〇四	二	
其他	一一、六二七	六四		一一、六五九	六六		一三、一〇二	七七		一一、七八八	六二		一一、〇二一	六九	
春繭期															
信用	五、九九一	二六	(七月央)	六、四七三	三一	(七月央)	六、五〇七	二三	(七月央)	五、一八七	二三	(七月央)	五、一六五	二四	(七月央)
繭	四、一八九	一八		一、九四九	九		六、五七七	二四		二、八二四	一三		四、〇〇一	一九	
生絲爲替	一、〇八一	五		六三一	三		一、一一三	四		一、五五六	七		八七九	五	
其他	一一、八三七	五一		一一、九八四	五七		一三、七八二	四九		一二、五一六	五七		一、二五〇	五二	
夏秋繭期															
信用	七、二五二	二七	(九月末)	六、一六七	二四	(十月央)	五、五五五	一八	(十月央)	五、三四九	二四	(十月央)	六、三一七	二一	(十月央)
繭	六、〇四〇	二三		六、三六六	二四		一一、一八一	三五		三、八八九	一八		一一、一七四	三八	
生絲爲替	一、二九八	五		八一六	三		一、〇九〇	三		八七三	四		一、〇五五	四	
其他	一一、八四八	四五		一二、六二二	四九		一三、八四三	四四		一一、八一一	五四		一一、〇九九	三七	

繭	信用	六月末	五月末	四、三四	三三	六月末	四、一七一	三六
繭	端境期	五、一二〇	二、七九七	一七	一、四八二	八	五二八	三
繭	生絲爲替	二六二	二三六	一	一、三〇九	七	三〇四	二
繭	其他	四五六	八三六	五	二、七八	六三	二、〇二一	六九
		三	一三、一〇三	七七				
		六六						
		二、六五九						

尙最近昭和四年以降縣下主要倉庫在庫繭月末殘高及び繭一石當り擔保價格は日本銀行松本支店調査によれば次表の如くにして擔保として入庫する繭の量も相當多額に上り、其多少により當時の製絲業の狀況を窺ふ事を得べし。

縣下主要倉庫在庫繭月末殘高表

年次 / 月次	昭和四	五	六	七	八	九	一〇	一一
一	二四五、五二〇石	二九二、九八三石	一五九、八三四石	一七一、七〇五石	一三六、一三八石	三五六、四五三石	一二六、七七一石	一四五、八三三石
二	二三六、八五四	二六七、二八六	一三一、六三〇	一五三、三五三	一一九、三三一	二一九、六一五	一〇四、四六二	一三七、九二七
三	一四四、三七三	一七一、八七一	一一九、五七七	一〇八、六八八	八四、六〇八	一六一、〇四四	六一、一二〇	一〇一、八六一
四	六二、一三五	八七、四〇四	七三、九七一	六〇、五三七	四〇、六八九	一〇九、一五〇	二七、五六四	
五	七、〇六五	一六、六七五	一七、七三八	一九、七八七	八、七四五	五四、〇八五	四、八七六	
六	一三〇、〇五五	二三四、〇〇九	一四六、一九八	一〇七、二四一	一四四、七〇五	一一九、六八八	一一四、〇三〇	
七	一七七、四七一	二三八、三七一	一八七、九九一	一三二、六七六	一三八、七四七	一三七、四六七	一一三、一三一	
八	二六二、五七五	二八九、七三四	二一九、三九八	一九五、二六五	二〇六、一七九	一五六、八四六	一四五、四五二	
九	三六二、九七五	三七四、〇四七	三〇六、七〇〇	二七〇、〇三四	三四三、二五一	二三一、七九二	三五一、九二四	
一〇	四七三、八六三	四一〇、〇七六	三〇八、九〇三	二七四、九一八	三七七、〇四一	二五五、四三五	二七三、一二一	

一一	三五三、六二七	二九五、四二七	二三八、四七八	二〇一、〇一一	三〇一、九一五	一八七、八三〇	二〇七、〇二八		
一二	二九六、九三三	二一〇、〇四五	一八〇、一八三	一四三、七五六	二七一、九二八	一三一、四五三	一四八、三五五		

蘭一石當り擔保價格　　日本銀行松本支店調査による

年次／月次	昭和四	五	六	七	八	九	一〇
六月末	四二円	二五円	一五円	一三円	三五円	一八円	二七円
七月	四三	二四	一六	一三	三六	一九	二八
八月	三九	一九	一七	一七	三一	一六	三〇
九月	三九	一八	一七	二〇	三〇	一五	三〇
十月	四〇	一六	一六	二四	二九	一六	三五
十一月	三九	一七	一六	二三	三〇	一八	三六
十二月	四〇	一八	一七	二三	二八	一九	三六
一月	四八	一八	一七	二三	二八	一九	三六
二月	四〇	一八	一八	二三	二九	二〇	三六
三月	三九	一九	一九	二四	三〇	二〇	三七
四月	三九	一九	一八	二五	三一	二〇	
五月	三九	一九	一九	二八	二八	二四	

蘭倉庫

次に製絲金融機關の補助機關として蘭倉庫あり、元來蘭倉庫業は寄託せられたる蘭を變質損敗せしめず解舒を良好

にし絲量を保有せしめ、且其本來の性質色澤を喪失せしめざる樣之を保管し、或は繭入庫者の依頼により生繭の殺蛹乾燥等を行ひ之を貯ふるを目的となせども時に繭を擔保として自ら金融の便を與へ、或は銀行又は縣の指定倉庫となりて擔保繭の保管をなす事あり。此場合は金融機關の補助機關としての機能を發揮するものなり。

昭和九年十二月末本縣製絲工場調によれば縣下の繭倉庫は次表の如し。

繭倉庫調

（昭和九年十二月末現在）　長野縣製絲工場調

所在地	倉庫名	代表者名	收容能力 石	昭和九年十二月末在庫高 石	乾繭裝置	備考
南佐久郡野澤町	諏訪倉庫株式會社野澤支店野澤倉庫	黒澤利重	三、五〇〇	三八、九〇三	四、四六七	今村氏、帝乾式、帶川式各一臺 諏訪式八臺六、五〇〇貫	◎□
同　臼田町	同　臼田倉庫	同	三〇、〇〇〇	六、六七三	一、〇九五	共立式二臺、諏訪式一臺四、五〇〇	○
同　小海村	東信倉庫運輸株式會社	小池隣平	五、〇〇〇	四、二八九	一、九三	小島式一、〇〇〇無手數料ニテ乾繭競賣斡旋ス	□
同　穗積村	合資會社マルト組運送店倉庫部	黒澤恒太郎	五、〇〇〇	—	ナシ	諏訪式六臺五〇〇	
同　榮　村	榮倉庫繭絲株式會社	高見澤浪治郎	六、〇〇〇	二六〇	六〇	今村式一臺 火熱式一臺三、〇〇〇	△
同　田口村	三反田繭絲市場倉庫	日向治之助	六、〇〇〇	一、九六〇	六四〇	諏訪式一臺七〇〇	△
同　中込町	小諸倉庫中込支店	神津藤平	二七、〇〇〇	三、七四一	一、二六一	帶川式一臺、小島式一臺六、〇〇〇	◎□
同　岸野村	有限責任販賣組合岸野農業倉庫	木内四郎	二、〇〇〇	—	—	ナシ	
北佐久郡小諸町	小諸商業倉庫株式會社	小野榮左衞門	一五、〇〇〇	五、四一四	一、二一七	今村式一臺二、〇〇〇	
同　同	小諸倉庫株式會社	神津藤平	二、〇〇〇	一四、三五	四、五三	共立式一號二臺五、〇〇〇	◎□

同	同	昭和倉庫株式會社小諸派出所	小林暢	一三、八〇〇	二〇、八六一	三、五七八	今村式二臺、帝國式一臺四、〇〇〇	○□
同	同	小諸販賣組合農藥倉庫	塩川幸太	三、三五〇	—	—	—	
同	岩村田町	佐久繭絲倉庫株式會社	小林正度	三、〇〇〇	一、三六七	三五	共立式一臺今村式一臺谷口式三室四、六〇〇	△
同	本牧村	望月繭絲倉庫株式會社	小山登	五、〇〇〇	八六七	一〇〇	共立式一臺二、〇〇〇	△
小縣郡丸子町		昭和倉庫株式會社丸子支店	小林暢	三〇、〇〇〇	三、六四一	四、五四九	共立式三臺一〇、〇〇〇	◎□
同	縣村	田中倉庫株式會社	小林喜太郎	一〇、〇〇〇	六六六	一三〇	今村式一臺一、五〇〇	
同	同	昭和倉庫株式會社丸子支店田中派出所倉庫	小林暢	六、〇〇〇	八、四八〇	二、二〇七	大塚合名會社所屬乾繭機共立式一臺今村式一臺六、〇〇〇	○□
同	神川村	大屋倉庫株式會社	矢島守太郎	一五、〇〇〇	一、四八四	一二七	今村式二臺三、二〇〇	□
同	長瀨村	長瀨倉庫株式會社	白井常治	七、〇〇〇	四、二四六	六〇四	共立式一臺二、四〇〇	□
同	本原村	東北倉庫株式會社	三井庄治郎	一〇、〇〇〇	三、六四九	一、〇三六	帶川三光式二臺二、〇〇〇	
同	中塩田村	川西物產株式會社	石井信	一、七二八	—	—	今村式一臺二、〇〇〇	△
同	同	株式會社鹽田倉庫	長谷川正人	五、〇〇〇	三、三六〇	一四九	片岡式一臺七〇〇	
上田市		信濃繭絲倉庫株式會社	瀧澤一郎	一五、〇〇〇	一三、七七〇	五、四一九	今村式一臺、共立式一臺五、〇〇〇	□△
同		田澤炭礦株式會社倉庫部	小島大治郎	三五、〇〇〇	九、九四六	一、三〇〇	共立式一臺、今村式二臺七、〇〇〇	⊙□△
同		諏訪倉庫株式會社上田支店	黒澤利重	三〇、三〇〇	一三、四五三	一、二七四	共立式一臺、今村式一臺六、〇〇〇	◎□
諏訪郡下諏訪町		下諏訪倉庫株式會社	小河原家義	六五、〇〇〇	四九、三八五	一、九五七	今村式三號二臺、田畑式一號一臺四、〇〇〇	○□
同	同	共同倉庫株式會社	伊藤慶三郎	一三、〇〇〇	一二、六〇〇	一、五六〇	共立式一臺一、〇〇〇	
同	同	湖畔倉庫株式會社	柳澤光二郎	五三、七九〇	一九、六四九	一、六四七	帶川式一臺、アドソール式一臺五、六〇〇	□

同	上諏訪町	上諏訪倉庫株式會社	宮坂重雄	九、〇〇〇	—	蒸汽移管式二臺一、〇〇〇	
同	同	宮坂倉庫株式會社	宮坂彦太郎	五〇〇	—	生繭蒸殺ノ設備アリ一日蒸殺二〇〇	
同	平野村	岡谷倉庫株式會社	林七六	一〇、〇〇〇	三、〇、六五七	帶川三光式一台一、〇〇〇	
同	同	諏訪倉庫株式會社本店	黒澤利重	三五〇、〇〇〇	二九七、一七九	五八、八〇九	今村式二台帶國式五台共立式三台帶川式五台諏訪式二台三六、四〇〇 ◎□
同	富士見村	富士見倉庫株式會社	五味仙之助	七〇〇	—	ナシ	帶川式一台七〇〇 △
上伊那郡伊那町		伊那委託倉庫株式會社	小池源太郎	八、〇〇〇	六、九四三	一三〇	帝國式一台二、〇〇〇 □△
同	同	昭和倉庫株式會社伊那支店	小林暢	二三、〇〇〇	七、五三〇	一、〇三三	共立式一台一、〇〇〇 蒸殺設備一、五〇〇 ○□
同	小野村	小野倉庫株式會社	小野三雄	三三、〇〇〇	五九六	三	帶川三光式一台今村式一台二、九〇〇 △
同	伊那富村	信濃倉庫株式會社	原安太郎	五、〇〇〇	二、四三〇	七五	西ケ原式一台四〇〇
下伊那郡飯田町		南信倉庫株式會社	井村万之助	七、〇〇〇	二、八九七	二、四四八	多管式一、一〇〇
同	同	帝中倉庫合資會社	近松安太郎	五、〇〇〇	—	—	多管式二台五〇〇
同	上飯田町	飯田合同運送株式會社	林忠七	三、〇〇〇	一、八七三	九一〇	ナシ □
東筑摩郡五常村		五常倉庫合資會社	山田岩政	五〇〇	—	—	蒸殺器七分乾能力五〇〇
同	中川手村	明科繭絲倉庫株式會社	竹田信平	四、〇〇〇	一、五三九	三六	今村式一台一、二〇〇 △
同	芳川村	村井繭絲倉庫株式會社	中村弘	七、〇〇〇	四、一二五	九五一	宇佐美式一臺、百瀬式一臺一、八〇〇 △
同	新村	新村繭絲株式會社	土屋歡一	四〇〇	—	—	蒸殺設備七分乾能力二〇〇 △
松本市		昭和倉庫株式會社松本支店	小林暢	四〇、〇〇〇	六五、三三八	二、五八七	共立式特二號一臺、小島式四臺三、〇〇〇 ⊙□
同		信州銀行倉庫部	株式會社信州銀行	三、〇〇〇	—	ナシ	帶川三光式一臺五〇〇

同	丸松倉庫株式會社	宮坂彌吉	二〇、〇〇〇	二、四〇一	二、六〇八	帶川式一臺、帶川三光式一臺二、五〇〇	□△
同	中央倉庫株式會社	堀江浪治	三〇、〇〇〇	—	—	帶川三光式一臺六〇〇	
南安曇郡豊科町	豊科倉庫運送株式會社	小松脩	一五、〇〇〇	一、二六一	一、二四一	帶川式一臺四五〇、大和三光式一臺一、八〇〇	○□△
同	穂高町 穂高繭絲倉庫株式會社	伊藤皎	一〇、〇〇〇	三、六八一	一、〇六三	帶川三光式二臺二、〇〇〇	□△
同	梓村 梓倉庫株式會社	金井政雄	五〇	—	—	ナシ	
同	倭村 倭昭和倉庫株式會社	竹内淺市	一八、〇〇〇	四、四三二	三五三	今村式一臺一、六〇〇	□△
同	明盛村 一日市場農業倉庫	百瀬英一	三四三	—	ナシ	ナシ	
北安曇郡池田町	北安倉庫株式會社	寺島泰治	二、〇〇〇	—	—	今村式三號二臺一、二〇〇	
同	大町 大町繭絲株式會社倉庫	金原周一	四、〇〇〇	一、九五〇	一五六	帶川式一臺一、〇〇〇	△
更級郡篠ノ井町	有限責任更級繭絲販賣利用組合篠ノ井農業倉庫	立岩休治	二、〇〇〇	—	—	共立式二臺六、〇〇〇	△
埴科郡坂城町	坂城倉庫株式會社	塚田信敏	一八、〇〇〇	九、三〇七	一、一四〇	今村式一號一臺二、四〇〇	△
同	埴生村 屋代繭絲倉庫株式會社	市川與平	三、〇〇〇	五、九三四	二、〇三三	帶川三光式一臺一、〇〇〇	△
同	同 昭和倉庫株式會社屋代派出所	小林暢	四、〇〇〇	二、七一六	二七七	汽熱式一臺八〇〇	○□
同	戸倉村 戸倉倉庫株式會社	高野善助	三、〇〇〇	—	ナシ	小島式一臺	
同	松代町 昭和倉庫株式會社松代派出所	小林暢	三〇、〇〇〇	一五、七四七	四、三七八	御法川式一台、土室式一台今村式二台 三、八〇〇	○□
上高井郡小布施村	信濃銀行小布施支店倉庫	信濃銀行	三、〇〇〇	—	ナシ	—	
同	須坂町 昭和倉庫株式會社須坂支店	小林暢	三〇、〇〇〇	一四、七七三	九、八七〇	今村式二台 五、四〇〇 小島五室 六〇〇	○□
同	同 安田銀行須坂支店倉庫	安田銀行	二六、〇〇〇	一二、一六八	一、三六二	—	

同	同	信濃銀行須坂支店倉庫	信濃銀行	三、000	—	ナシ	—	
下高井郡中野町		中野倉庫株式會社	畦上古壽	一〇、八〇〇	六、一二六	一、〇三六	帶川三光式一台一、〇〇〇	□
同	同	下高井農業倉庫	山田莊左衞門	四、00	—	—	田端式一台三、〇〇〇 帶川三光式一台一、二〇〇	
下水內郡飯山町		飯山倉庫繭絲株式會社	牧野長藏	三、000	四、三九二	三、五〇六	小島式四台一、六〇〇	□△
同	常盤村	有限責任戶狩農業倉庫信用購買販賣利用組合	水野三右衞門	一、五00	—	—	—	△
長野市		小諸倉庫株式會社長野支店	神津藤平	一〇、000	一〇、六一六	一、六六七	共立式一台 小島式五台三、六〇〇	◎□
同		吉田倉庫株式會社	落合周造	一〇、000	四、六三一	一、一四五	汽熱式一台 火力式十二台二、〇〇〇	□
同		柏原繭市場	中村市三	五00	—	—	土室四台四〇〇	△
西筑摩郡上松町		上松合同運送會社		一、一五九	一四五			
合計			七三	一、一〇五、一一〇	八四四、九五一	一五三、四五〇		

附記　一、乾繭裝置欄中何々式トアルハ乾繭機ノ名稱ニシテ數字ハ一日本乾能力ナリ

二、備考欄中　◎印ハ日本銀行指定倉庫

⊙印ハ同行準指定倉庫

○印ハ同行臨時指定倉庫

□印ハ長野縣指定倉庫

△印ハ繭市場兼營倉庫ナリ

縣下主要銀行製絲資金貸出の狀態より見たる製絲資金の動き

縣下製絲業者の使用する資金は果して幾何に達すべきか、其正確なる數字を得る事は極めて困難の事に屬すれども

縣下主要銀行より融通する金額は日本銀行松本支店に於て調査せる左記製絲資金貸出殘高によりて知る事を得べく、而して銀行よりの融資は略々全額の八割に達するとの事なれば之によりて大凡縣下製絲資金の概略を察知し得べし。

長野縣下主要銀行製絲資金貸出殘高（單位千圓）　●最高　△最低

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	最低ヨリ最高ノ殘高增加額
大正三	八、八二三	九、〇五七	六、三九五	△四、二九〇	六、五三五	一八、七二一	一七、三七二・三一、七九七	一九、二一一	一五、七五九	一二、四五五	一一、〇五三		
四	一〇、八五五	一一、〇三〇	七、九五七	五、四六四	△三、八五七	一五、一八四	一六、三〇六	二一、一四四・二四、〇五一	一九、六一〇	一二、九三九	一一、八八一		
五	一〇、八〇六	九、八二一	七、三八二	四、八六〇	△三、三六六	一三、八五五	一〇、三〇三	三二、三七四・三八、〇八三	二九、一八〇	一七、八三四	一五、七六一		
六	一四、三三一	一三、四八七	九、九一〇	五、六九八	△三、三三八	二八、三五九	三四、一〇八	四八、二三九・五五、一八六	四七、一三一	三四、九八七	三〇、九四二		
七	二九、三五二	二七、六八二	二一、六五一	一三、六一六	△七、二三五	三七、三三六	三八、四〇〇	五三、四二一・六六、〇三七	五七、〇七七	四三、一二三	四〇、四九七		
八	三八、九六〇	三七、九七五	三四、七七六	二四、一三七	一六、七四八	七三、〇〇八	六八、七六三	八四、七〇七・一〇一、六三四	八六、七七一	六五、七六四	五三、五二一		
九	四八、八八六	五一、八三一	四〇、二八七	二八、一四九	△三、一二一	四四、九四五	四七、三〇二	四九、四九八	五八、〇三九	五六、一九九	五六、四六三	五七、五五九	
一〇	五五、七六九	五三、八〇九	四七、八〇六	三九、四〇八	△三〇、九四七	五一、一〇一	五〇、五五六	五七、七四四・六七、一七六	六三、三〇一	五三、六二五	四七、四五九	三六、三二九	
一一	四七、一二五	四七、〇三七	四三、一三六	三七、〇三九	△二七、〇六六	五八、七八四	五三、九五八	六三、九五八	七〇、〇五〇	七七、二〇一・七二、九七六	五八、九二九	五〇、一三五	
一二	五八、〇二一	五七、〇五八	四九、五三三	四〇、四八三・四七、三〇四	六六、二七五	六六、八一八	七四、九七八	九三、五八三	九八、〇八九・九一、八一九	七九、一四九	七二、四七〇	七一、五〇五	
一三	六五、三二一	六六、〇〇〇	五七、七四七	五一、二五六・△四〇、八七〇	六三、八〇八	六二、五六〇	七三、八〇〇	八八、五三七	九一、五二八・八七、九九三	七三、三九一	六七、四六三	五〇、六五八	
一四	六二、四五四	六〇、七二六	五三、〇四六	四〇、三六三・△二九、〇八四	六七、一四三	七〇、三二三	七七、五〇一	九九、四四五・一〇三、三三六	一〇五、九七八・一〇〇、三四三・九六、九八四	八八、九一〇	八〇、七二四	七六、八九四	
一五	七六、一九六	七二、六〇九	六二、三〇七	五一、四〇〇・△四〇、八〇九	六七、二〇二	七五、八七九	七八、八〇二	九六、一三六	八七、四八一	八一、九一七	五九、五三四		

| | | |

繭出廻期中縣下製絲關係銀行資金放出狀態

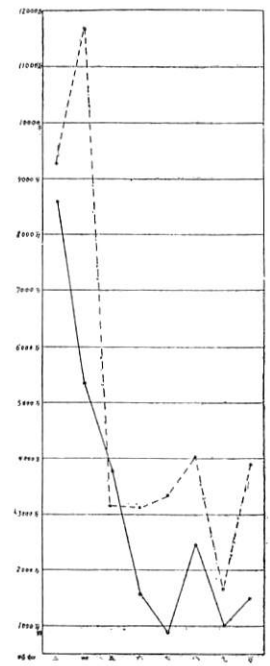

……同　自　夏秋繭期
——自昭和三年至昭和十年春繭期

繭出廻期中縣下製絲關係銀行資金放出狀態

單位千圓
（日本銀行松本支店調査）

年次	銀行數	製絲資金貸出 放出	製絲資金貸出 回收	製絲資金貸出 差引	製絲資金用借入金 借入	製絲資金用借入金 返濟	製絲資金用借入金 差引
春繭期 三四年以自五月初至六月初至七月							
昭和三	二〇	八五、六二八	六七、五一九	+ 一八、一〇九	五五、七四九	四〇、三四三	+ 一五、四〇六
四	一九	五三、三七三	二八、〇一六	+ 二五、三五七	三三、二五三	二〇、一八七	+ 一三、〇六六
五	一九	三七、一〇四	一八、一二五	+ 一二、九七九	三七、一三五	二七、一七四	+ 九、九六一
六	一三	一五、三九四	一〇、四六六	+ 四、九二八	一六、八八五	一二、〇九三	+ 四、七九二
七	九	八、六一五	五、三〇〇	+ 三、三一五	二、二八一	一、〇七九	+ 一、二〇二
八	八	二四、七二五	一三、七一七	+ 一一、〇〇九	四、六八〇	四九〇	+ 四、一九〇
九	八	九、八四一	七、〇〇三	+ 二、八三八	二〇〇	三二五	− 一二五
一〇	七	一四、七二一	九、七九六	+ 四、九二五	二、六五〇	一、二〇〇	+ 一、四五〇

| 夏秋繭期 | | |

高を示せり。これ同時期に於ける資金の流通最も多きを示すものにして然も其大部分は夏秋繭の購入資金として利用せらるゝもの、如し。

斯の如きは製絲資金が他の諸工業と異り、繭出廻時期に於て一ヶ年間の繰絲原料繭の大部分を一時に購入し、且、其取引は主として現金支拂によるが爲にして、之が本縣金融界に及ぼす影響も亦從つて甚大なるものあり。

卽、繭絲價の下落により養蠶家の收入激減し不況に喘ぐ最近十ヶ年の繭收入に於てすら尙且縣下一ヶ年の收入は三千萬圓乃至八千萬圓の巨額に達し、一戶當平均二百圓乃至五百圓の收入となり農產物收入の六一%乃至四一%に上れるに鑑みるも其重要性を認むるを得べし。況んや其收入の時期の如きも春、夏秋の外最近科學の進歩と養蠶技術の發達とに伴ひ隨時掃立をなし得るに至りたる結果、縣下に於ては六月二十日頃埴科郡屋代、坂城地方の初取引を始として桑葉の凋落するに至る迄は一蠶期毎に收入あり、米穀果樹等の概ね年一回の收穫にして秋季に至る迄現金收入の途なき時に當り、農家の金融經濟を滑らかにし、購買力を增加せしめ延いては一般經濟に好影響を齎らしつゝあるは特に注目に値す。

因に昭和二年以降最近に至る本縣產繭收入に關する統計を左に揭ぐ。

（長野蠶絲業調査會資料ヨリ）

年次	產繭額	同上價格	一戶當收入額	對農產物價格產繭價格ノ比
自昭和二年 至昭和十年	長野縣產繭收入調			
昭和二年	八、五三五、九九九貫	四六、八八三、七九九円	三〇一	四五、六四%
同　三年	一〇、三六六、五三一	五八、〇六九、五四七	三六七	五一、七一
同　四年	一三、六八九、〇六四	八三、四六九、九五四	五三〇	六〇、六八

同　五年	一三、〇三三、二六二	三三、二七〇、九八五	二〇七	四一、三一
同　六年	一二、〇七七、五二七	三一、三五二、一七〇	二〇一	四三、二六
同　七年	九、九三三、七三一	三〇、九七一、九三三	二〇一	四四、三三
同　八年	一〇、九八三、五八八	五三、七七六、一九八	三二七	四二、六八
同　九年	九、四三〇、六四四	二〇、五七一、三六九	一三四	四三、一八
同　十年	八、八六四、五〇一	三五、五七八、八四九	二三八	

産業組合製絲の金融

産業組合製絲の資本は言ふ迄もなく組合員各自の出資によるものなれども是等は多く固定資本に利用せられ流通資本は多く之を他に求めざる可らざる狀態にあり。

而して流通資金中大部分を占むるものは購繭資金なれどもこれとても其本來の建前よりいへば原料繭は組合員の供繭によるものなるが故に「假渡金」のみにて事足る道理なれば營業製絲に比すれば少額の資金にて濟むべき理なり。加之其必要なる資金も産業組合中央金庫又は縣信用組合聯合會等其他系統的金融機關より低利資金の融通ありて頗る惠まれたる狀態にあり。早川博士著製絲經濟學に見えたる長野縣産業組合製絲の大正十四年度金融機關別借入高を見るに次の如し。

中央金庫	一、四六八、〇〇〇圓	普通銀行	一、八五七、八二三圓
信用組合聯合會	二、六二六、三七二	組合員ヨリ小口借入	一、一一一、三三〇
購買組合聯合會	一、二四六、七一八	生絲問屋	六五三、一〇〇

兼營信用組合	二、九三五、五八三			其他	八七一、三〇〇
特殊銀行	一〇八、八〇〇			合計	一二、八七九、〇二六

尙本縣に於て調査せる長野縣産業組合製絲最近五ヶ年間の金融機關別借入金高次表の如し。

長野縣産業組合製絲最近五ヶ年間金融機關別借入金高調

年度 金融機關	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
産業組合中央金庫	一、七〇八、七〇〇	一、九七三、四〇〇	二、一六五、二〇一	四、四七〇、一一七	三、一七八、七〇六円
長野縣信用組合聯合會	二、三〇四、八八七	一、七六七、五七六	一、四〇七、一九一	三、三九〇、四四〇	一、〇七三、九九九
兼營信用組合	二、一九二、一三	一、三八四、九一五	一、三三四、五五〇	一、六一八、八七一	七三五、四一三
勸銀農銀等特殊銀行	三〇四、八五〇	四六、二四三	二四、〇二九	六二、八四二	三六、〇七〇
普通銀行	四九七、七五一	一二四、四四六	三一、三四〇	三四四、七六七	一〇六、九三一
組合員ヨリ小口借入	三一〇、四八三	三六九、四八三	一八八、一五七	一七八、七〇三	一六九、九六四
生絲問屋	一三五、〇〇〇	二一五、〇〇〇	一七、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇七
其他	一、一〇八、六四七	一、〇七六、〇〇〇	一、三四五、八五八	七二三、七九六	六〇五、二一九
合計	八、五六二、四四〇	六、七五七、〇六三	七、三〇四、八三六	一〇、七四一、〇三六	五、九〇七、三〇九

最近不況時代の金融

製絲業好況時代に於ては製絲金融は横濱生絲問屋を第一とし其不足は地方銀行に之を需め居りしも大正十二年の震災以來問屋、製絲家共に疲弊し、問屋は製絲家の要求を充す事能はざるに至り、製絲家は資金の調達に頗る苦心せ

り。

ことに昭和四年秋アメリカ取引所恐慌の爲絲價慘落以來製絲家の資金難は一層深刻となりしかば昭和五年には購繭資金貳百萬圓を產業組合中央金庫より五分五厘の低利を以て融通をうけ長野縣農工銀行をして製絲家に貸付をなさしむることゝなせしも借受の希望者なく實施を見るに至らざりき。

然るに翌昭和六年には絲價最高七六〇圓より最低五〇〇圓に慘落し製絲家の蒙りたる損害甚大にして年末には職工賃銀支拂不能者を生ぜしかば、縣は通常縣會の協贊を得て百万圓の縣債を起し製絲應急資金の貸付を行ふに至れり製絲業者は此資金借入の爲共同出荷組合を設け右百万圓を借り受け繰絲一釜當り十四圓宛を貸付け以て一時の救濟をなせり。

又、昭和七年度よりは本縣に於て購繭資金の融通を行ひ以て製絲業者の救濟をはかり、或は縣內生絲共同施設組合を設置せしめて奬勵金を交付する等努めて金融を圓滑ならしめん事を圖れり。（第六章第二節不況對策參照）

購繭資金

製絲業者の資金難に際し、縣は購繭資金竝に產業組合製絲供繭假渡資金融通の圓滑を圖る爲に豫算の範圍內に於て資金の貸付を行ふ事となり、昭和七年度に於て日本勸業銀行より百五十萬圓を借入れ營業製絲家九十三名に對し百三十萬圓長野縣信用組合聯合會に對し二十萬圓の貸付をなし、擔保としては繭一石二十六圓（繭時價の七割）の割合にて各地方繭倉庫に入庫保管せしめ返濟に隨つて解除するの方法をとりしが豫定の如く昭和八年二月末日の償還期限迄に其金額を回收せり。

尙本資金の貸付竝に回收に關する事務の一部を株式會社八十二銀行に取扱はしめたり。

昭和八年に於て融通せる金額は二百萬圓なれども反復貸付を爲したるにより、營業製絲家百二十五名に對し二百四十一萬九千九百十九圓、長野縣信用組合聯合會に對し二十五萬圓（之は一ケ月後返付す）累計二百六十六萬九千九百十九圓の貸付をなせることとなれり。

然るに同年は絲價漸落せる爲擔保繭石當貸付額も次の如く變動し、從つて其回收も豫定の昭和九年三月十五日には大部分回收する能はざりき。

昭和八年石當貸付額

自六月二十日至七月五日	三二圓	自七月六日至八月一日 三五圓
自八月二日至九月末日	三一圓	自十月一日至十月十日 三八圓

仍て縣は資金の一部を償還せしめ擔保繭を解除し、殘餘は分割償還をなさしむる方法及擔保繭を縣にて引取り之を賃挽せしめ生絲を保管するの方法を定め回收に努めしも尙約二十万圓の未回收金ありき。

昭和九年度に於ても、昨昭和八年度後半期絲價漸落の影響をうけて製絲家は極度の不況に陷り、新に休業せる工場四十八、四千二百九十二釜に達し購繭資金の調達に苦しむ者續出せしかば縣は引續き購繭資金の貸出を行ふ事とし二百万圓融通の豫定なりしも實際貸付は營業製絲七十四名、百四万七千百六十二圓。產業組合製絲二十二組合、二十五万圓。合計百二十九万七千百六十二圓にして其回收は頗る順調に行はれ豫定の昭和十年三月十五日迄に全額を回收する事を得たり。

昭和十年度に於ても前年の如く二百万圓の購繭資金を貸出せるに營業製絲家にして之を借用せるもの四十八名に達し、其貸付金額は先約によるもの百五万一千八百三十圓其他四十一万三千七百九十一圓合計百四十六万五千六百二十

一圓にして、長野縣信聯への貸付五十万圓總計百九十六万五千六百二十一圓に達せしが其回收は順調にして豫定の期日に全部回收する事を得たり。

尙製絲金融の補助機關としての繭倉庫等につきては第五章第六節各種機關の發達の部に記したればこゝには之を略する事とせり。

自昭和七年
至昭和九年　購繭資金融通狀態史料

	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
借入金	百五十万圓	二百万圓	二百万圓ノ豫定ナリシモ實際借入ハ百三十万圓
借入先	日本勸業銀行	同上	同上
借入期限	昭和八年末	昭和九年三月	九年十二月廿四日五十万 十年二月末殘額
利子	日歩一錢五厘	一錢四厘五毛 八年八月三十一日迄 一錢三厘五毛 八年九月一日以降	日歩一錢三厘
貸付金額	一、五〇〇、〇〇〇圓	二、六六九、九一九圓	一、二九七、一六二圓
營業製絲	一、三〇〇、〇〇〇圓	二、四一九、九一九圓	一、〇四七、一六二圓
組合製絲	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓
貸付人員	九三	一	七四
營業製絲	一	一二五	七四

| | | |

昭和八年度回收狀況

月別	月末未償還額	其月中の償還額
昭和九年三月十五日	一、二八七、四九四、二〇 円	三月十五日迄ノ償還額 一、三八二、四二四、八〇 円
三月	一、一六四、〇一五、三五	一二三、四七八、八五
四月	八五三、九七八、〇〇	三一〇、〇三七、三五
五月	六〇四、四五四、〇四	二四九、五二三、九六
六月	四三四、九五二、五六	一六九、五〇一、四八
七月	三九六、〇六四、七六	三八、八八七、八〇
八月	三七三、六七六、七〇	二二、三八八、〇六
九月	三四一、四三三、六三	三二、二四三、〇七
十月	三三二、六八六、一六	八、七四七、四七

昭和九年貸付方法（營業製絲）

生絲先約によるもの

對十四中　荷爲替引受金額ヨリ一三〇圓ヲ控除シタル金額ヲ貸付

對二十一中　荷爲替引受金額ヨリ一一圓ヲ探除シタル金額ヲ貸付

生絲一俵ニ要スル見込原料繭數量

春　繭　一四石　一六石

夏秋繭　一六、五石　一八石

成行によるもの

石當貸付額　對春繭　十七圓以內
　　對夏秋繭　十四圓以內

生絲先約成行別貸付調

生絲先約によるもの

		擔保繭
對春繭	九九、九一五圓	四、八〇〇、八一石
對夏秋繭	一八五、五〇〇圓	一一、二六三、八六
計	二八五、四一五圓	一六、〇六四、六七

成行によるもの

對春繭	二八二、八八一圓	一七、二四一、七三石
對夏秋繭	四七八、八六六圓	三六、七六五、五〇
計	七六一、七四七圓	五四、〇〇七、二三

生絲先約別貸付調

先約先	貸付額	擔保數量	人員

出荷組合	二五二、四八五圓	一四、三四四、六七石	一〇
奥村商店	一四、九七〇	六六、〇〇〇	一
澁澤商店	一七、九六〇	一、〇六〇、〇〇	一

尙諏訪郡岡谷地方に於ては明治三十年頃平野村小口の㊫商店湊村山岡忠吉商店等、國用生絲製造を目的とする小規模經營の業者の爲に銀行より資金を調達し之を原料繭仕入費として轉貸し若干の利鞘を得、又、生產生絲出荷の際は荷爲替金立替の如く內渡を行ひ之を委託販賣し、其賣上代金中より立替金元利、諸掛販賣手數料等を控除し尙貸付金をも順次に回收する事を始めしが其後かゝる取引をなす問屋次第に增加し、近年に至りては問屋が自己の計算に於て出荷生絲全部を買收し更に之を他に販賣する事に改まりたりといふ。（平野村誌）

第五節　原料

一、購繭の方法並輸送の狀態

信州に於ける繭の賣買は容量を以て行はれたる如く諏訪郡塚原村万屋染右衞門（現永明村在矢崎源藏）の文化文政頃の日記に「まい何もい」又は「まい何枚」とあり。「一枚」は七升、「一もい」は三升五合なりしが如し。

都塚　まい十五枚壹石五升　代三兩

田中

まい四枚半　三斗一升五合　代一兩

田　中

まい拾枚上物　七斗　代貳兩三分三百五十文

桑　戸

まい三十四はい半　一石二斗七合　代三兩三ト五

一ノ宮

同　四十二はい　一石四斗七升

上岩下

同　三十八はい　一石三斗三升　四兩二朱

同　二十四はい一かま　八斗四升　二兩三分

同　十六はい　七斗七升　二兩一分

同　六はい一かま

同　二十五はい　八斗七升五合　二兩一分二朱

又同じく諏訪郡にても村により或は時代によりても相違ありし如く平野村誌には「一はい」は四升と記され、天保頃は四升にして慶應年間は三升なりし事を記せり。又、一枚は四百目なりとあり。下諏訪町小口小次郎翁の談にも下諏訪地方も一枚は四百目一枚なれども小坂村は合せ一枚と稱し、八百目なること及び明治十七八年年頃より貫にて賣買する様になりたりといへり。

北信地方も古く繭の賣買は枚數にて行はれ一枚は通例五百目とせられたれども所によりて多少相違ありし如し。卽埴科郡雨宮村久保田貢所藏の文書によれば同村は四百八十匁一枚にして、森、倉科邊は四百五十匁なり。又、更級郡鹽崎村宮崎紋藏氏所藏の同村內繭取上高を記せる安永八年の帳簿を見るに、籠何枚、こも何枚、わらんだ何枚と記せり。之によつて考ふるに同地地方も繭の賣買は枚數にて行はれたるが如し。たゞ一枚が何升なるか又は何匁なりしかを知る能はざるを遺憾すれども周圍の事情より考へて恐らく五百匁入なるべし。

原料繭の購入は最初何れも村內より順次隣村に及ぼせるは各地とも同じく諏訪郡平野村武居代次郎天保十一年「金銀當用出入帳」より郡外より繭を仕入たる事項を摘出すれば次の如し。

春蛹五月二十五日　八十五兩を使用人に持たせ甲州蛹仕入に赴かしむ。

六月三日より二十日迄每日五兩乃至二十兩を使用人に持たせ伊那及ひ東筑摩郡內田へ蛹買に遣る。

甲州仕入	百七十一兩一分二朱	使用人一人	
伊那仕入	百十九兩一分	同	二人
松本平仕入	三十八兩	同	三人
計	三百二十八兩二分二朱		

夏蛹七月二十一日より八月廿五日迄の間に於て十四日間日々三兩二分乃至三十兩を持たせ使用人を伊那及び松本平に遣はす。

伊那仕入	三十八兩三分	購繭使用人一人	
松本平仕入	百四十三兩三分	同	二人

又天保十五年の同家「大福帳には郡外の購繭地として伊那郡の伊那部・木下・小野・木曾の八澤等の地名見え十數人の購賣者を出張せしめたる事を載せ其相場は一斗に付二十五六匁なりき。

其購繭の方法は縣下一般に古くは個人取引にして「坪買」と稱し絲師自身若くは使用人をして養蠶家より直接買ひ集むるを常としたりしが其後「居買」又は店買と稱する養蠶家自身製絲家に其生産せる繭を搬入して取引する事も行はれ更に「仲買人持込」も行はれたり。其後繭市場の發達に伴ひ繭市場に持込來れる繭を入札又は讓等により購買し或は養蠶組合の產繭を入札法により一手に買入るゝ事も行はれたり。最近世界大戰中より優良生絲の需要高まりセリプレーン檢查益々重要視せらるゝに及び單に繰絲方法の改良のみならず原料の品質と整一とを繰絲上の一大要件とするに至りしかば、蠶品種の統一、飼育法、上簇法の改善より進んで桑の種類栽培等に迄注意するに至り、稍々大規模の製絲家は所謂特約組合を設置して其供繭を受くるに至れり。

如斯して買ひたる繭は居買の外は、直ちに自身にて背負ひ或は人を雇ひて背負はせ若くは馬背によりて運搬せしめ直に「焙爐」にかけて燥殺せり。

慶應二年塩尻宿問屋が諏訪繭買商人の繭荷物の同地を通過するものに課稅せんとせる時、諏訪五十五ケ村の繭買商人が之に抗議を申立遂に松本御領役所へ出訴に及び吟味中仲裁者ありて和談せる書類に「塩尻在東山家中筋通西山家其外木曾路之內夏蚕買に出向最寄次第止宿坪方蚕買集麻袋入にいたし自背負雇背負せ相送り候。（中略）日數に寄うじ蝶出候蚕者片時を爭晝夜を不分背負せ送り届ケ直様ほいろにかけ蠶を煎留不申候而ハ多分之損毛相立候品ニ而一刻を急ぎ近道を撰ミ背負候品物に御座候」とあり。繭輸送に關する他の史料としては飯田圖書館藏仲馬一件記錄集に寶暦

十二午年中「美濃岩村邊に送候分」の中「まゆ〆百四拾駄同集ノ五」寶暦十三年當國松本〆入荷分に「まゆ五駄程」伊那道間々之村〆入荷の中に「まゆ八拾太程」あり又同書中送り狀に

殿村官兵衛殿

一まゆ大小三本　中村甚五郎殿

りう久　壹枚　下ケ札明和貳年松島〆

太賃五百七十四文

しき錢十九〆

右之通御請取敷駄賃御渡可被成候

六月廿二日　久左衛門㊞

升屋傳右衛門殿

ミ徳く染右衛門殿

一仝貳　外ニ布風呂敷包壹ツ棹壹本陳きち壹荷手金山平四郎殿

一仝貳　一まゆ四本　但貳駄下ケ札明和二年高遠〆

右之通御改御請取太賃金六本ニ付壹分四百文之割御渡可被候　內貳百文此方ニ而御引可被成下候

酉六月廿三日（明和二乙酉年）　局屋幸七㊞

飯田池田町

同書に右之外考書折本ニ而認差上候左之通の中に

「一、蛹の義は生キ物内に籠り居候故一時手遅候而も件之虫喰出まゆ用立不申候」

とあり生蛹輸送の中馬によらざる可らざる事を力説せり。

訪問と對立せる須坂地方製絲家の購繭方法は日清戰爭以前にありては全く「坪買」のみにして然も其範圍は高井、水内、更、埴の六郡に限られ日露戰爭後其經營規模の擴大に伴ひ原料繭の需要激增に伴ひ漸く關東奥羽東海道等の地方へ購繭に出づるに至れり。而して當地方にて旅繭と稱する是等地方の繭は當地方に繭の未だ生産せられざる時代、夏挽への挽糧の爲に購入する程度にして同地消費繭の大部分は大生産地善光寺平盆地を中心とせる地方より購入するものにして其購入方法は依然「坪買」によるもの多し。これ製絲業地としての須坂の地位と製絲創業以前より穀商綿油商等として善光寺平地方農家即其後の養蠶家との間に特別の關係ありて、製絲家としてハよく事情を知れる養蠶家より買ふ爲に見込違ひなく、自宅にて秤量するが故に共重量正確なる事、繭の選別よく行はれ居る事等の便あり。養蠶家としては手數料の不要なる事、十分熟談して賣買する爲不平不滿なき事等の利あり。左記須坂製絲業者原料繭仕入先調によれば神尾氏は今日尚全部「ツボ買」にして神林民藏及同秋太郎兩氏は「坪買」と繭絲會社と半々なりといふ。

須坂製絲業者原料繭仕入先調表

（今井誠太郎氏調査）

氏名 ＼ 年度	明治十年頃	明治二十五年頃	明治四十年頃	大正五年頃	現在

神林民藏	上・下高井ノ一部	上・下高井、上・下水内、更級、埴科	上・下高井、上・下水内、更級、埴科、小縣、北佐久	上・下高井、上・下水内、更級、埴科、關東、東海道	同上
神尾甚七	上高井	上・下高井	上・下高井	上・下高井東海道、關東	同上
神林秋太郎	上・下高井下水内	上・下高井上・下水内	上・下高井内、更級、埴科	同上	同上
青木政藏	上・下高井	上・下高井更級、埴科	上・下高井、上・下水内	上・下高井更級、埴科、關東、東海道	同上
牧熊吉	上・下高井上・下水内	上・下高井、上・下水内更級、埴科	同上、外＝關東、東海道、奥羽	同上外＝越後	同上外＝小縣、南北佐久

従て繭輸送の方法の如きも小規模の時代には前に諏訪地方の部に述べたるが如く自ら背負ひ或は天秤棒にて擔ひ、人の背又は馬の背にて輸送せしめ、稍大規模のものは荷車にて運搬せしめたり。されば信越線の開通篠ノ井線開通等も須坂製絲家の購繭には大なる影響を與ふる事なかりしが如し。最近河東線、長野電鐵等敷設せられ大正十一年六月十日須坂驛開通せるより繭輸送に著しく便利を得たるは言ふ迄もなかるべし。

繭輸送用具としては初は特別のものなく木曾に於て木箱を用ひしこと前述の如く其他の地方にても桑摘籠桑籠背負籠等を利用し或は麻袋に入れて運搬せしが、其後馬背運送馬車汽車等にて運搬するに及び繭籠（鐵砲籠）一般に用ひられ以て今日に及べり。

木曾地方に於ては土地不便なる爲製絲業の初期には養蠶家より繭を持參せしが其後岐阜縣中津川の勝（信勝社の事ならん）にて繭買に來りしより事情一變せしといひ、（大桑村常盤井虎一氏談）上松驛堺重旅館の老婆の談によれば「長持の少し小さい樣な箱に入れて背負つて來た、遠くで買ふ時にはほいろ（焙爐）にかける人から御飯炊まで連れて行つた。」といへり。此長持

の少し小さい様な箱に入れて町の市場又は製絲家へ繭を賣に出る事は今日にても新潟縣中蒲原郡地方に行はる。

福島製絲會社の報告によれば最初は郡内に於て購繭せしも順次廣範圍となる現今に於ては九州山陰愛知の諸地方より買入れ一方特定組合を組織し其供繭を受くるといふ。

佐久地方も繭の生産豊富にして、明治五年富岡製絲場創業の時代には小諸町高橋平四郎は其繭買次を命ぜられ、翌年も租稅寮ヶ富岡製絲場用達を命ぜられ、同じく繭の買次をなせる程なれども同地方には製絲業振はざりしかば、高橋平四郎之を慨きて明治七年㋐製絲最初三十二後五十釜を創立せしも明治十四年聯合生絲荷預所問題及銀暴落の影響をうけて明治十五年破産せしより、一時製絲場なく明治十八年鹽川清兵衛の淺嶽社（八十八釜）起るに及び、再び製絲場の設置を見たれども之に續きて業を創むる者なく、明治廿三年純水館の創立せらるゝ迄は八十八釜より增加せず、從つて購繭につきての苦心少く明治二十三年純水館組合申合規約中原料規約には

第一條　原料繭ノ購入ニ對スル方針ハ工主會議ニ於テ決定スルモノトス

第二條　原料繭ハ總テ全乾燥トス

第三條　原料繭ノ撰別程度及工場出シ順序ハ工主會議ニ於テ協定スルモノトス

第四條　原料繭ガ製絲品種ニ適セザルモノト認ムルトキハ直ニ落符若クハ變更セシムルコトアルベシ

とありて原料繭の選擇に大なる關心を有せるを窺知するを得べし。

小縣郡は本縣中最も古くより蠶業發達せる地方なれども開港以後其主力を蠶種製造業に注ぎしかば製絲業の如きは萎靡不振の狀態にありき。然れども明治七八年以後海外の蠶種需要の激減により大打撃を蒙りしより、從來蠶種製造に注ぎし努力を養蠶業に轉じ爲に製絲用繭の生産增加せしも製絲の方法に至りては徒らに舊慣を墨守して座繰提絲の

製造をなすに過ぎず。器械製絲の稍大規模のものは明治廿二年上田町に長岡万平の設立せる信陽館百人取を以て始とす其後明治二十三年丸子地方に依田社起りて共同再繰共同販賣を爲すに及び漸く盛大となり、ことに明治三十七年下村社長の聖路易博覽會視察歸朝後著しく發展せしが、それ以前に於ては購繭の爲に苦心する事なく、自家生産の繭を以て座繰製絲を行ひ之を整理統一して共同販賣をなすもの、若くは「坪買」及び「店買」をなすもの多く繭出盛期には例の白木綿繭袋と天秤にて擔へる商人等の各村落を徘徊するを見る。

伊那地方は繭の生産豊富にして同地方の製絲家は明治十九年以前は全く原料繭を伊那地方のみより求めたりしが、器械製絲の發達により原料繭の需要增加に伴ひ、勢購繭につきての競爭激しく比較的高價なる繭を買入れざる可らざる事となり、利益減少せるに鑑み、下伊那郡飯田町吉澤利八は明治十九、二十年屢々往復せる尾三遠地方より原料繭を移入して製絲を行ひ爾後引續き同地方より繭を移入せりこれ信州製絲家の尾三遠地方より原料繭購入の嚆矢なり。

又同氏は明治二十一年尾張三河遠江に繭買入所を設けて其主宰する伊那製絲株式會社の原料繭を購入し、同二十二年には周防國岩國町に、二十三年には豊前國中津に、繭買入所を設けたり。これ本縣人にして他府縣に繭買入所を設けたる嚆矢ならん。今日に於ても下伊那地方は原料繭豊富にして片倉製絲紡績株式會社飯田出張の如きは原料繭の大部分を下伊那郡下に仰ぎ養蠶凶作の年には上伊那郡及愛知縣の一部より購入するに過ぎず、又高木館下平製絲所は其原料繭の八十五%は上伊那産にして他の十五%を千葉茨城靜岡岐阜奈良和歌山等の諸縣に仰ぐに過ぎずといふ。

以上述べたるが如く諏訪以外の各地方は概して購繭に苦心を要せざりしも諏訪には大規模の製絲家多く隨而其繭消化量も巨額に達するを以て鐵道開通以前、繭の輸送には頗る苦心せり。卽關東は勿論關西地方の仕入繭に至る迄一旦東京に輸送し、信越線によりて高崎又は横川邊に輸送しそれより初は馬の背により碓氷和田の二峻嶺を越えて諏訪に運

び後には荷馬車によりて運搬せり。明治廿六年信越線全通後は最初は「田中驛」より後二十九年一月「大屋驛」より和田嶺を越えて輸送せし爲繭の損傷夥しかりしといふ。其後篠ノ井線は明治三十五年十一月鹽尻迄全通して和田嶺を越ゆる必要を見ざるに至りしも猶鹽尻峠を越えざる可らざりしに明治三十八年中央線岡谷迄開通し始めて汽車輸送による生繭の岡谷到着を見、翌年六月塩尻迄延長して篠ノ井線に連絡し四十四年中央線の全通を見るに及び各方面よりの繭輸送自在となり、又、殺蛹乾燥裝置も進歩して輸送中の繭いたみを減ずるに至れり。

近年自動車の普及と一般道路の改善せられたるとにより、自動車運搬開始せられ縣内は勿論關東東海道等よりも自動車によりて運搬せらるゝに至りしも本縣工業試驗場の試驗研究の結果によれば自動車輸送と汽車輸送とにては次の如き大なる差ありといふ。以て運搬の方法取扱方法等により原料繭の價値に及ぼす影響の大なるを知るべし。

自動車輸送ト汽車輸送トニヨル生産費比較

項目 / 區別	生絲量	同上指數	對一時間繰絲量	同上指數	絲條斑	同上差	類節	同上差
汽車	匁 一四、〇八	一〇三、四	匁 三四、六	一〇四、三	八九、六七	〇、八四	八三、二	三、〇〇
自動車	一三、七五	一〇〇、〇	三三、五八	一〇〇、〇	八八、八三		九〇、二	

繭振動ト生産費比較

項目 / 區別	生絲量	同上指數	對一時間繰絲量	同上指數	絲條斑	同上差	類節	同上差
標準區	瓦 一三、四三	一〇一、三	七三、三八	一〇三、九	九三、一六	三四、九	九六、〇〇	〇、五〇
振動十時間區	一三、二六	一〇〇、〇	七一、一九	一〇〇、〇	九〇、六七		九五、五〇	

二、購繭地域の擴大並ニ其數量の增加

製絲工場規模の擴大と其經營の工場化とは原料繭の消化を激增し、購繭地域を擴大せしめ其數量の增加を見るに至らしむるは必然の結果なり。

明治八年開業せる中山社が創業早々「五月上旬佐久繭を買收し開業着手に及べり」とあるも其規模當時としては大にして地方繭のみにては不足せるも一原因なるべし。又、矢島惣右工門の購繭範圍及其數量の百分比は松本四十二%地繭二十五%甲州十六%伊那八%佐久五%にして開明社は明治十八年始めて上州倉賀野に人を派して繭を仕入しに、是より先埴科郡西條の六工社にては同地方より繭を購入し居たりといふ。これ六工社は創業後資金不足の爲前橋なる勝山宗三郎より繭の輸送を受けて賃挽をなせる關係にて早くも關東に進出せるものならん。諏訪製絲家の關東進出はこの明治十八年を以て最初とし翌十九年には上州新町武州本庄に、二十一年には福島縣へ進出し、上武地方は諏訪製絲家の活躍場となれり。

明治二十三年平野村物產輸出入表によれば同年の製絲原料繭仕入地と其數量左の如し。

總額四一、一八〇石	四、〇〇石	郡下仕入	(一〇%)
	一六、七三〇石	縣下他郡仕入	(四一%)
	二〇、四五〇石	他縣仕入	(四九%)

之によれば當時購繭の數量は縣內縣外相半ばするの狀態となれり。其後釜數の增加と共に購繭地域は益々擴大され「橋爪氏製絲業雜話」によれば明治二十三年開明社共同買入場所として小諸、上田、佐久、稻荷山、勢州笠間甲州本庄

深谷奥州等の地名記され、二十六年には「本年ハ各社共關西地方三丹州に仕入先を求む社長組の如きは支那繭仕入の計畫なり」、「遠三尾勢繭一貫目三圓八十九錢」などの記事見え明治三十年頃には殆んど本縣の大部を仕入範圍と爲すに至れり。平野村物産輸出入表により明治三十年頃の購繭範圍數量等を示せば次の如し。

年次	縣内他郡			縣外		
	範圍	數量	歩合	範圍	數量	歩合
明治三〇	全縣下	三、〇〇〇石	三三%	山梨、群馬、埼玉、福島、茨城	四、一七八石	六七%
同三三	同	七、四五〇	六%	山梨、群馬、千葉、茨城、埼玉、青森	一〇七、六五〇	九四%
同三六	同	一〇、八〇〇	七%	同	一三五、〇〇〇	九三%

元松代六工社長羽田桂之進氏の談によれば同社にては明治二十五年横濱ヂヤーデンマジソン商會に謀り約千斤の原料繭を輸入せしめ翌二十六年には約三千斤の原料を買入れ之を繰絲し直輸出せり、是本邦人にて支那繭買入れの始なりといへり。

明治二十九年開明社提出の支那繭輸入に關する報告書によれば明治二十六年の輸入高三萬貫にして横濱着後信越線によりて大屋驛に至り、更に和田嶺を越えて諏訪に運搬せることを記せり。

之に刺激せられて龍上館にては小口定吉、清水今朝五郎、矢島廣之助の三人を渡支せしめ、上海及安徽省の奥地にて購繭せしめ、改良社にても三井物産株式會社の手を經て支那繭を購入せり。

其後購繭地域並に其數量は年と共に增加せしが日露戰爭以後本縣製絲業者の縣外に製絲工場を經營する者順次增加し內地は勿論遠く朝鮮、滿洲支那等に於て其地方生產の繭を以て製絲業を營むが故に又、一方に於ては從來製絲業未

開の地方にも製絲業發達して其地方生産の繭を其地方製絲家によりて消化せらるゝが爲に本縣製絲家の購繭府縣數は寧ろ減少せる如き觀あり左に昭和八年度原料仕入地方別調査表を掲ぐ。

原料仕入地方別調（自昭和八年六月至昭和九年五月實績）

長野縣蠶絲課調査

仕入先地方別	郡市別	南佐久郡	北佐久郡	小縣郡	諏訪郡	上伊那郡	下伊那郡
縣内	南佐久	141.972	31.643	2.500	153.938	353	—
	北佐久	68.142	228.732	26.354	57.195	101.248	—
	小縣	2.253	25.842	568.151	101.787	13.474	—
	諏訪	—	—	—	1.145.753	884	—
	上伊那	—	—	—	82.883	1.010.803	42.485
	下伊那	—	—	—	330	14.630	1.745.594
	西筑摩	—	—	—	33.642	653	—
	東筑摩	—	—	—	163.055	34.915	—
	南安曇	—	—	—	48.065	13.511	—
	北安曇	—	—	—	3.640	—	—
	更級	—	1.014	12.252	71.409	—	—
	埴科	—	—	57.507	15.509	5.420	—
	上高井	—	—	—	12.475	1.039	—
	下高井	—	—	—	21.296	1.360	—
	上水内	—	—	26.320	71.257	4.165	—
	下水内	—	—	—	13.144	1.607	—
	長野	—	—	3.220	116.172	24.681	—
	松本	—	—	—	39.924	2.534	—
	上田	—	3.753	63.791	9.367	2.529	—
	計	212.367	290.984	760.095	2.160.941	1.233.806	1.788.079
縣外	京都	—	—	—	407	—	—
	福岡	—	—	—	9.673	—	—
	和歌山	—	—	—	4.450	876	—
	長崎	—	—	—	87	—	—
	北海道	—	—	—	258	—	—
	鳥取	—	—	—	2.922	—	—
	廣島	—	—	—	8.730	—	—
	大分	—	—	—	2.163	—	—
	佐賀	—	—	—	—	89	—
	山口	—	—	—	57.440	1.141	—
	新潟	2.677	—	800	119.495	65.864	—
	山梨	—	—	—	660.209	25.816	—
	千葉	15.753	52.413	9.723	1.941.511	136.241	—
	愛知	—	—	—	136.470	9.293	30.327
	埼玉	13.680	65.381	14.778	1.285.032	70.468	—
	茨城	8.012	15.693	46.586	1.877.375	47.652	—
	神奈川	—	—	—	112.397	7.936	—
	靜岡	—	—	2.824	141.106	15.579	4.513
	栃木	—	6.021	9.013	179.475	18.102	—
	宮城	9.664	—	—	151.199	1.550	—
	石川	—	32.508	43.730	1.029	—	—
	群馬	7.845	—	68.617	308.438	18.725	—
	東京	15.440	4.592	—	459.850	9.562	—
	福島	20.145	—	—	88.494	3.499	—
	岐阜	10.480	8.025	—	209.582	16.589	34.520
	滋賀	7.136	—	—	9.305	—	—
	三重	—	6.441	17.098	103.705	149.878	4.486
	奈良	—	—	—	26.535	7.650	—
	岡山	—	—	—	—	—	—
	秋田	—	—	—	—	1.590	—
	德島	—	—	7.942	22.216	1.527	—
	岩手	—	—	495	7.794	—	—
	宮崎	—	—	—	19.613	—	—
	形	—	—	—	32.283	—	—
	計	110.832	191.074	221.606	7.979.343	609.627	73.846
合計		323.199	482.058	981.701	10.140.284	1.843.433	1.861.925

下水内郡	上水内郡	下高井郡	上高井郡	埴科郡	更級郡	北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡	西筑摩郡
—	—	—	24.360	3.542	1.700	—	—	—	—
—	—	—	2.246	6.415	2.345	—	—	—	—
—	—	—	35.422	—	—	2.850	—	34.006	—
—	—	—	—	—	—	—	—	3.284	—
—	—	—	—	—	—	—	—	9.024	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	91.622
—	—	—	—	—	—	3.202	1.062	431.174	—
—	—	—	—	—	—	548	218.364	29.640	—
—	—	—	—	—	—	88.033	—	52.428	—
—	303	—	68.917	32.016	115.330	15.295	225	13.796	—
—	—	—	34.705	233.009	3.415	—	—	—	—
—	—	16.888	476.481	11.836	1.235	—	—	500	—
—	—	85.551	128.066	—	—	—	—	—	—
—	—	—	147.596	30.201	2.800	—	—	11.162	—
47.020	45.962	—	64.791	—	—	—	—	—	—
—	—	—	43.622	3.802	740	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	547	1.047	1.157
—	—	—	10.897	—	—	—	—	—	10.663
47.020	46.265	102.439	1.037.103	320.821	127.565	109.988	220.198	586.061	103.442
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	5.231	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	19.532	14.600	—	—	—	3.415	—
—	—	—	—	—	—	—	—	2.012	—
—	—	—	12.904	37.412	1.030	12.719	1.875	32.880	—
—	—	—	—	7.140	—	—	—	4.866	21.129
—	—	—	35.604	47.603	3.139	—	9.964	37.704	165
—	—	—	30.126	—	2.265	493	—	1.884	—
—	—	—	821	—	—	—	1.848	3.200	—
—	—	—	8.943	—	—	772	2.303	2.235	1.793
—	—	—	—	—	—	—	—	8.140	—
—	—	—	—	—	—	—	—	2.885	—
—	—	—	—	—	—	—	—	300	—
—	—	—	18.121	9.976	2.185	—	—	—	1.021
—	—	—	7.500	—	—	—	—	—	932
—	—	—	4.939	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2.035	—	—	—	—	—	73.158
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	3.972	—	15.107
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	145.756	116.731	8.619	13.984	19.962	99.521	113.305
47.020	46.265	102.439	1.182.859	437.552	136.184	123.972	240.160	685.582	216.747

尙參考の爲岡谷驛重要貨物發着噸數調査表より大正元年以降同驛着繭噸數並に本數を示せば次の如し。

年次	繭 噸數	繭 本數	年次	繭 噸數	繭 本數	年次	繭 噸數	繭 本數
大正元年	二一、七二〇噸	四六一、三七五本	同 七年	五六、八二三	八六五、四七八	同 十三年	七三、二九八	一、〇二一、八九四
同 二年	二五、四六九	五三一、三三三	同 八年	六一、一二〇	九三九、九三〇	同 十四年	八一、二九二	一、一〇六、一四四
同 三年	二五、七四七	五〇七、一二一	同 九年	四三、五八九	五三五、一七三	同 十五年	七三、八〇三	一、〇八〇、三八九
同 四年	二五、五九四	六三六、一〇四	同 十年	五四、一六六	七六五、二九三	昭和二年	六六、六三八	一、〇〇五、四九一
同 五年	四六、八一四	七四八、九二一	同 十一年	五九、一四六	八三三、三三六	同 三年	五七、八五五	九九〇、〇九七
同 六年	五〇、八九〇	八四三、七二七	同 十二年	六七、二三〇	九一九、六五七	同 四年	四八、九一一	一、〇五八、三七四

合計	上田市	松本市	長野市
376.868	16.860	—	—
574.679	23.121	2.406	56.475
1.005.439	212.673	8.781	200
1.150.321	—	400	—
1.145.195	—	—	—
1.760.554	—	—	—
127.657	—	1.740	—
989.157	3.956	351.733	—
428.634	—	118.506	—
247.477	—	103.376	—
498.203	13.073	141.411	13.162
432.509	23.373	58.907	664
521.828	—	1.374	—
240.881	4.608	—	—
426.759	—	41.516	91.742
172.524	—	—	—
248.760	1.200	2.278	52.945
495.327	—	450.118	—
172.769	71.769	—	—
11.015.541	370.633	1.282.546	215.188
407	—	—	—
9.673	—	—	—
5.326	—	—	—
87	—	—	—
258	—	—	—
8.153	—	—	—
8.730	—	—	—
2.163	—	—	—
89	—	—	—
58.581	—	—	—
236.953	10.570	—	—
706.628	18.591	—	—
2.327.817	—	71.826	1.530
216.205	—	6.980	—
1.714.419	52.998	64.873	13.030
2.124.167	53.092	40.989	—
138.974	—	12.772	—
206.968	5.785	21.115	—
224.041	635	—	2.655
169.090	—	3.792	—
77.567	—	—	—
521.813	61.205	25.680	—
510.274	—	12.398	—
121.677	—	4.600	—
356.133	—	—	1.744
16.441	—	—	—
300.687	—	—	—
136.928	—	102.739	—
1.632	—	1.632	—
6.190	—	4.600	—
31.685	—	—	—
8.289	—	—	—
19.613	—	—	—
32.383	—	—	—
10.300.037	202.876	373.996	18.959
21.315.578	573.509	1.656.542	234.147

同	五年	四四、三九	七九六、三八〇	同	七年	三、八一四	五六四、九五〇	同	九年	—	—
同	六年	三五、七八三	六九五、一九三	同	八年	三四、一七六	六三、九〇八	同	十年	—	—

三、購繭員乾繭夫其他

繭買入の巧拙は直接製絲業の利益に關すること最も大なるを以て本縣製絲家は初期以來出來得る限り業者自身若くは其家族等が購繭の爲に出張するを常とせり。富岡後記にも「此繭買入れ並に集め方は多く中村氏土屋氏が受持つて居られました」とあり土屋氏は後に六工社長を勤められし人中村氏は六工社の夜學の項によれば習字の手本など書きて與へ、又、六工社製絲の賣込等に當られし人にして兩氏とも同社の元方なるにも拘はらず繭の買入に奔走せしを見るべし。

其後製絲工場の規模擴張され原料繭仕入の數量增加し、他町村、他郡市、他府縣と漸次其購繭區域擴大し、購入數量增加するに及び、購繭員の傭入を必要とするに至り、更に購入生繭の蒸殺乾燥、繭取引及び蒸殺乾燥前後の撰繭のため乾繭夫、撰繭夫等の雇傭をも見るに至れり。

購繭員は養蠶上簇期に活躍するのみにして季節的のものなれば平素は他の職業に從事する者多し昭和五年平野村職業紹介所調査「購繭員乾繭夫其他勞働事情調査」によれば購繭員の平素の職業左の如し。

工業及鑛業	四一	土木建築業	二四
商業	一七八	農林業	三〇七
水産業	三三	通信運輸	一六
戸外使用人	八	雜業	二一〇

昭和五年四月二十六日より同六月二十日に至る期間に於ける平野村職業紹介所取扱の購繭員就業者は男八〇八人、乾繭撰繭等の人夫就職者は男四六三人女三三人合計四九六人にして其年齢購繭員は二十一才より六十才迄雜役夫は二十才位より四十才位なり。

購繭員は生繭賣買の免許証を所持する者にして繭質の鑑定に通じ、且購繭の際四圍の狀況を考察して臨機應變の手腕を要し、殊に產繭地に於ける繭出盛期を判斷する能力を最も必要とするが故に多年の經驗を有する事を緊要なる資格の一とするが故に老年者の出動をも見るに至れるなり。

共賃銀は勤務狀況伎倆等によりて算定し年末精算するを常とし二百日基準住込食事付最高四百五十圓普通三百圓內外人夫は日給にして普通一圓內外なれども是等の賃錢絲況により一定たるを得ず。

生繭賣買者に對し取締規則を制定し地方長官の免許制度となせる最初は秋田縣にして長野縣に於ては大正十一年二月三日縣令第五號を以て繭賣買業者取締規則を發布せること養蠶篇に於て述べたる所の如し。

四、繭取引

繭取引は古來生繭を主とせしも製絲業の隆盛に赴くに連れ乾繭取引行はるゝに至れり。これ製絲業者にとりては一時に莫大なる購繭資金を支出し然も乾繭貯繭等に要する費用と手數並に設備等をも省くことを得て隨時必要に應じ購繭する事を得るの利あり、養蠶家としては取引時代には發蛾出蛆等の虞れある爲可成早く賣却せんとして繭賣商人製絲家等に足元を見透されて投賣するの必要なく、時期を見て適當の値にて賣却するを得るの利あり、政府當局に於ても乾繭設備、共同繭倉庫等の普及を計る事となり大正十四年四月二十三日農林省令第五號を以て共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則を發布し、本縣に於ても同年四月三十日內務部長より各郡市長へ共同繭倉庫及び乾繭裝置助成に關す

る通牒を發せり。其後昭和五年以後連年の蠶絲不況により益々乾繭保管の必要に迫られ政府及縣は乾繭保管料補助規則を設けて之を奬勵せり。

岡谷地方に於ては夙に乾繭取引行はれ居たりしも、其賣買兎角公正を缺きしかば、有力なる製絲家及びその關係者は深く之を遺憾とし、昭和三年一月資本金貳拾萬圓の岡谷乾繭委託株式會社を創立し繭の正量取引の仲立及び繭生絲又は之に伴ふ商品の賣買委託並に繭の乾繭保管金融の周旋等をなす事となり諏訪倉庫株式會社の贊助を得全國各地の乾繭倉庫、養蠶組合乾繭業者と岡谷地方製絲業者との連鎖となり主として乾繭の委託販賣を業とせり。而して其取引の方法其他營業上の主なる規定次の如し。

委託品は諏訪倉庫株式會社に委託す

委託繭に對しては公正なる第三者の口撚試驗を行ひ精密なる其成績表を公開し市日に於て競爭目札に附す

買受入札をなし得るのは營業規則による取引員又はその代理人に限る。

荷主の希望によりては取引員との相對賣買の仲立をなすこともある。

荷爲替は時價七割以內の受拂をなし其立替日歩は百圓に付貳錢參厘。

入倉料保管料は荷主の負擔にして諏訪倉庫株式會社の料金規定による。

賣上手數料賣上金額の千分の五。

同社設立後の取引高

年度	數量	金額
昭和三年	二七、六四一貫	四五五、二〇一圓

四年	五四、八二五	一、〇九四、八八四
五年	三五、一七八	四八七、九二一

本縣に於ては繭取引の公正を期する爲に昭和五年四月縣告示第三百十六號を以て繭檢定所規定を公布し同年度より切歩檢定を行ひしが昭和十年度よりは松本及篠井の二ケ所に繭檢定所を新設して繰絲檢定を行ひ正量取引を勵行するに至れる詳細は養蠶篇に述ぶる所の如し。

第六節　生絲生產費其の他

生絲生產費

明治十三年第一回長野縣共進會申告書には既往三ケ年の生絲百斤製造費を記せり、之を平均するに次の如し。

明治十年	百五十一圓
明治十一年	百五十四圓
明治十二年	百五十九圓
明治十三年	百七十二圓

又明治十一年縣下の模範工場として設立せられたる、長野縣立長野製絲場の生絲百斤製造入費を見るに、

明治十一年	二百九十七圓九十二錢
同　十二年	百九十八圓七十二錢

同　十三年　二百三十八圓四十六錢四厘

にして、明治十一年の如きは前者に比して百四十三圓九十二錢多く、最も少き明治十二年にても三十九圓七十二錢多しこれ同工場が官立にして、模範工場たらしむべく生産費を惜しまず只管優良絲を製絲せんとせる結果に外ならずと雖同製絲場の永續せざりし原因も亦玆に存せしなるべし。

因に同製絲場は明治十四年民間に貸與經營せしむる事となり友誼社頭取高橋平四郎之を經營せしがこれ又僅々二ケ年にて失敗せり。（第六章　第九節參照）

明治二十年中山社損益計算表（武居小太郎氏藏）によれば製絲壹個に對する元價諸入費次の如し。

繭代金	三三二、五四九圓	米	五、四六七六圓
薪	六、六四七一	炭	一一七
工男女賞與金共	一六、八六九二	金利	四、六二二七
雜費家賃共	七、九六八	本社諸掛り	一一、二〇一
濱賣込利子共	四、三〇	合計	三八九、七六八六

以上の內繭代金を除く時は五十七圓二十一錢九厘六毛なり。（平野村誌による）

壹箇とあるを九貫目として、之を百斤に換算すれば百零壹圓七拾貳錢三厘七毛となる。

明治二十六年度生絲百斤製造費調　明治二十六年長野縣製絲工場調ニヨル

郡名	最高	最低	平均
南佐久	九二、四〇〇	九二、四〇〇	九二、〇〇

北佐久	一三五、〇〇	二〇、〇〇	八九、六八				
小縣	一三〇、〇〇	六六、〇〇	九六、九五				
諏訪	一三〇、〇〇	七五、〇〇	一〇八、〇〇				
上伊那	一二五、〇〇	七三、〇〇	一〇二、〇〇				
下伊那	一八〇、〇〇	九〇、〇〇	一〇四、〇〇				
西筑摩	一四六、五〇	九一、七四	一二四、五〇				
東筑摩	一〇〇、〇〇	八〇、〇〇	九二、〇〇				
南安曇	一三五、〇〇	四八、三〇	一〇〇、〇〇				
北安曇	一二〇、〇〇	八〇、〇〇	九八、五〇				
更級	一三六、〇〇	八八、八八	一一二、四四				
埴科	一四一、〇〇	八〇、〇〇	八九、〇〇				
下高井	八八、〇〇	五〇、〇〇	七二、〇〇				
上水内	一〇〇、〇〇	八〇、〇〇	九〇、〇〇				

明治二十六年開明社の「生絲百斤に對する製造費調」によれば次の如し。（平野村誌による）

原料	工女				薪		雜費	合計
額	價	數	賃金	食費	數	價		
一七、六〇〇合	六〇八、〇〇〇厘	三〇七人	三六、八四三厘	三一、四九〇厘	一、六〇〇貫	一七、七二〇厘	五八、五八四厘	七三四、六八四厘

開明社及龍上館の「明治二十七年より三十一年に至る五ヶ年間平均器械製絲收支表」による一梱當支出平均次の如

し。

（平野村法による工女寄賄費を缺く）

原料費		生産費					賣込費			合計
繭代	繭買入費	薪炭費	固定利子	營業資本利子	諸係員給料	工女給料	雜費	荷造費	横濱迄運賃	外商館入用	爲替打歩	
三六五、〇〇	三三、五〇	三、五〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	五、〇〇	四二、五〇	五、〇〇	二、四〇	一、三五	六、〇〇	二、〇〇	三八六、五五

これを比較の便宜上百斤當りに換算すれば

原料費	六九〇、六七
生産費	一五二、八九
賣込費	二〇、七一
合計	八六四、二七

となり、生産費のみにては一五二圓八九錢にして賣込費を加ふれば一七三圓六〇錢となる。

明治二十八年九月京都府下の三郡長東國蠶業視察報告中生産費を記せるものは上田町信陽館製絲場のみなれども、之によれば十貫目の製造費金利運送費を除きて七十圓となり、卽百斤百十二圓に當る。

明治四十年調査生絲一梱九貫目生産費

一、信濃五郡生絲同業組合　百十八圓六十錢

一、諏訪生絲同業組合　百五圓七十五錢

　內譯　製絲場工男工女賃金三十五圓、揚返場工男工女十五圓、食費十五圓、薪炭十圓、資本利子十三圓八十五錢、諏訪より横濱迄運賃六十錢、保險料三錢、繭乾燥費九圓、仕入費六圓なり

一、上伊那生絲同業組合百十一圓

內譯　工女給料三十圓、職員給料八圓五十錢、賄費十八圓、薪炭費八圓
賣込諸費九圓、金利見積二十九圓、雜費八圓五十錢

一、下伊那生絲同業組合　六十五圓五十錢（共同揚返賃荷作販賣費利子は計算外とす）

內譯　工女挽賃二十七圓、工女食費十六圓八十錢、工男給料三圓三十錢、工男食費一圓七十錢、薪炭油費十三圓、營業稅一圓七十錢、雜費二圓

一、北安曇生產同業組合　九十三圓

內譯　繰賃三十三圓、賄料十八圓、燃料八圓、揚返費十二圓、雜費十圓外に演出し費用として運賃爲替打歩保險料等に於て十二圓を要す

一、須坂生絲同業組合　百二十六圓三十五錢五厘

內譯　製絲工女給二十六圓九十五錢、事務員及び工男給五圓五十四錢、工女賄料十九圓八十三錢、燃料二十一圓六十一錢五厘、社費及び金利並に横濱賣込費四十四圓十七錢、雜費八圓二十五錢

組合以外の郡市

西筑摩郡　八十五圓（荷造販賣及利子は計算外とす）

東筑摩郡　百〇六圓七十一錢（內譯　工女其他給料五十三圓八十二錢、雜費十三圓、燃料十一圓二錢及び横濱仲買人に賣込む迄には利子其他二十八圓八十七錢を要す）

南安曇郡　七十三圓七十五錢（荷造販賣費及利子は計算外とす）

下高井郡　七十八圓（內譯　繰費三十圓、燃料十三圓、工女食料十五圓、雜費五圓、揚賃十五圓）

上水內郡　六十五圓（共同揚賃荷造販賣費及利子は計算外とす）

下水內郡　八十圓（荷造販賣及び利子は計算外とす）

松本市　百廿七圓七十二錢

內譯　燃料十一圓二錢、工男女賃金五十三圓八十二錢、雜費十三圓、賄費二十一圓一錢、利子十八圓二十五錢、賃貸料十圓六十二錢

六、生絲生產費に關する調査

(イ)　累年然業生絲百斤生産費調

項目	工女募集金	工賃	諸給料	賄費	燃料	公課負擔金	其他	計	一ケ年一釜當生産高	平均一釜一日繰絲量	調査工女數
年次	円	円	円	円	円	円	円	円	瓩	瓦	
大正八年度	二、八〇	一五、四〇	三、九四	六五、六七	五三、〇六	一三、四三	一四〇、八六	四四三、三五	三三、五六七	九三、六	—
同　九年度	二三、〇三	一一四、六七	三七、一七	五六、三九	五三、四〇	二七、八九	一〇五、二五	四三三、七九	二〇、七四四	九三、四	—
同　十年度	一八、五五	一〇九、二一	三五、〇七	四八、四八	三九、四一	一八、三九	一四五、七八	四一四、八三	二四、九五〇	九三、四	—
同　十一年度	二三、二四	一三五、一四	三七、四三	四七、二五	四一、八八	二三、八三	二〇三、七一	四九〇、四八	二三、四八八	九〇、〇	—
同　十二年度	一七、〇七	一一七、六五	三六、〇五	四七、八〇	四二、八五	八、五一	一八七、四〇	四五七、三三	二三、九九八	九八、〇	—
同　十三年度	一四、八四	一三〇、五四	三三、一一	四七、三七	三七、六九	一一、〇五	一八四、一六	四五八、七六	二七、六一三	一〇六、九	九七
同　十四年度	一四、五九	一三八、九八	三四、一八	四六、三四	三一、三三	九、六七	一八八、九三	四五三、九七	二九、三〇九	一一、八	九三
同　十五年度	九、七三	一三三、〇六	三〇、九五	四二、四五	二九、六七	九、九一	一七五、九〇	四一九、六七	三〇、六一二	一一三、五	一〇六
昭和二年度	六、九七	一〇八、九五	二八、三八	三七、七三	二九、四四	六、五七	一七七、一五	三九五、一九	三一、九一〇	二四、七	九九
同　三年度	六、九八	九七、〇〇	二八、〇七	三四、四七	二七、七八	五、三八	一八一、八六	三八一、五四	三三、一〇〇	二一五、〇	九九
同　四年度	四、五一	八七、五三	二七、〇六	三一、三五	二五、七八	五、二九	一六三、一三	三四四、五四	三三、九三〇	二一〇、〇	八四
同　五年度	三、二一	七三、六四	二三、八三	二四、六七	二三、七九	四、一三	一三〇、八一	二八三、〇七	三一、六九八	二一八、〇	四七
同　六年度	一、五三	四八、六五	一六、一三	一七、七五	一六、九〇	二、四三	一〇〇、六五	二〇四、一一	三四、八一五	二三三、〇	五九
同　七年度	—	五一、三〇	一〇、六三	一六、七九	一七、四八	二、六八	八五、五〇	一八四、三七	三一、八九四	一三四、〇	八五
同　八年度	—	四四、九二	八、一三	一五、〇七	一七、三五	四、〇三	八七、五三	一七七、〇三	四三、七〇二	一六一、〇	—
同　九年度	二八、	四五、〇九	七、七五	一五、三九	一九、〇八	一、九六	七五、一三	一六四、六八	四五、八三八	一六七、〇	—

備考

一、本調査は各工場（調査工場數）に照會し其の回答を取纏めたるものなり

二、調査年度は其の年度の六月より翌年五月に至る期間なり

(ロ) 累年産業組合製絲百斤生産調

年次	項目	工女募集金	工賃	諸給料	賄費	燃料	公課負擔金	共他	計	平均一釜一日繰絲量	調査工場數
大正八年度		一五、〇〇	一三八、七〇	四三、一六	七三、一〇	六七、七〇	〇	一七三、九一	五一〇、四七	—	—
同 九年度		一三、一九	一二七、九〇	四六、五七	六九、六四	七七、七五	一、三四	一七一、五七	五〇七、九二	—	—
同 十年度		九、二八	一二六、四一	四六、〇四	五三、一八	六一、九四	一、〇一	一四四、四一	四三一、二八	—	—
同 十一年度		四、四七	一二五、七〇	四三、〇二	四六、五四	五五、九二	一、〇八	二〇〇、五五	四七六、二八	一〇九、七	—
同 十二年度		三、九七	一二五、〇九	四〇、五九	四一、五七	五三、八六	一、三〇	一七三、三〇	四三八、六八	一三〇、〇	—
同 十三年度		五、五四	一二三、四五	三五、五五	四四、七三	四三、三〇	一、〇九	一四七、一二	四〇三、〇九	一二九、七	六八
同 十四年度		二、三三	一三〇、四三	三七、九六	四五、一一	四三、四六	二、三〇	一五三、一九	四一四、七八	一三七、〇	六四
同 十五年度		一、九四	一二三、三三	三四、五五	三九、一五	三九、一五	二、一四	一二七、五一	三六七、九八	一三七、九	六六
昭和二年度		一、七八	一二七、七七	三四、六三	三七、一四	三五、四九	二、一四	一三三、八八	三六〇、八四	一三四、九	六六
同 三年度		一、六六	一〇五、八〇	三一、九五	三四、八六	三三、四〇	二、一五	一四九、四一	三五七、五一	一三四、〇	七三
同 四年度		一、六〇	九八、九六	二八、四八	三一、二九	三〇、五八	二、三〇	一三一、五五	三三三、七六	一三四、四	七六
同 五年度		一、二四	八〇、一四	二五、一三	二三、四〇	二六、六七	一、六六	一〇三、五六	二五八、七九	一三七、五	七六

同　六年度	、二	五九、五七	三一、六〇	二〇、四五	二一、九二	二、五五	九七、二四	二三三、五四	一三三、〇	七九
同　七年度	—	五七、五六	一三、四九	一八、四七	二〇、六三	一、八四	七八、一三	一九一、一三	一三八、〇	九六
同　八年度	—	五三、五三	一一、六七	一七、六一	三三、二四	一、六〇	七四、二四	一八〇、九九	一六一、〇	—
同　九年度	四	五五、五七	一三、一三	三三、〇三	三四、三七	二、一四	七三、七五	一九〇、〇三	一四一、〇	—

備考　一、本調査は各工場（調査工場數）に照會し其の回答を取纏めたるものなり

二、調査年度は其の年度の六月より翌年五月に至る期間なり

次に揭ぐる諏訪郡平野村金山製絲會社の調査になる、同社の生絲一梱當生產費調は、單に一社のものなれども明治三十三年より昭和六年迄繼續調査せる點に於て珍らしき資料なれば特に全部を記すことゝなせり。

金山製絲會社調査同社生絲一梱當生產費

平野村誌

	募集費	稅金	金利賄費	燃料及電力費	營繕費	給料	出荷及賣込費	雜費	貯藏費	製造費計
明治三三	四、九七	—	二八、〇三	一六、五四	一六、八〇	—	三六、二九	七、五六	五、五八	—	一二五、七七
三四	一、六七	—	二一、一九	一三、八八	一三、三三	八一	三八、八五	一三、五八	四、二九	—	一〇六、六〇
三五	一、六三	二一	一五、〇一	一四、六八	一三、〇七	一、九〇	三八、八七	一三、六五	六、八八	—	一〇四、八〇
三六	一、〇五	八	一〇、三三	一四、二八	一〇、〇四	一、九三	三五、八一	一三、五七	五、〇九	—	九一、一七
三七	一、三一	七六	一三、一六	一六、〇〇	一〇、九三	二、七七	三七、〇三	一二、五四	三、四三	—	九五、八一
三八	九一	一、五一	一三、一〇	一四、〇八	一〇、九九	二、〇三	三三、四四	一一、六七	四、四三	—	九〇、一三
三九	一、六三	三、四五	一三、三六	一五、三三	七、八八	一、七五	三四、三三	一〇、三一	四、八五	—	九三、七七

| | | |

一四	一四、七八	二、四七	四七、二五	三三、八八	一三、八九	七、五四	七九、三三	一四、四二	一一、〇六	一三、五三	三三五、〇三		
昭和元	一〇、六八	二、〇〇	四三、六一	一九、九九	一三、〇〇	七、〇六	七四、九一	一〇、四九	一一、三一	八、二五	二〇〇、三一		
二	六、六七	六六	三三、三三	一八、二七	一四、五一	六、四〇	七三、五六	一〇、五一	一〇、五九	八、〇〇	一八三、四九		
三	五、一九	雑費へ算入	二九、一五	一六、九四	一四、二四	九、三〇	七三、二四	九、五八	一三、〇八	八、八三	一七七、五五		
四	四、三九	同	三五、六八	一五、三九	一三、一九	一〇、九五	六七、五四	七、五〇	一四、七三	六、〇三	一六五、四〇		
五	二、二七	同	二四、五八	一三、三三	一三、一〇	六、五〇	五九、九五	七、四四	一〇、六〇	五、三三	一四二、九八		
六	一、四三	同	二三、四四	八、七〇	九、五八	二、七二	三六、六五	七、七一	九、九二	二、八八	一〇三、〇三		

生絲生產費低減方法の研究

生絲生產費の低減は常に製絲家の考慮しつゝある所なれども、近時蠶絲業の不況に直面して一層其必要に迫られ苦心研究の結果、生產費は累年低減せられ殆んど隔世の感あり。

今昭和八年度の生絲百斤當り生產費を十年前の大正十三年度に比すれば次の如し。

	大正十三年度	昭和八年度	增減
營業製絲	四五八、円七六錢	一七七、円〇二錢	減 二八一、円七四
產業組合製絲	四〇二、〇九	一八〇、九九	二二一、〇〇

然れども之を地方別に見る時は營業製絲に於ては次の如くにして、地方により甚だしき相違あるを認む。

佐久地方	一六一、円一五錢	上田小縣地方	一四九、円〇二錢
諏訪地方	一九〇、七六	伊那地方	一八八、二〇

安筑		更埴	
松本	一七四、六七	高井	一七六、三〇
地方		地方	
平均	一七七、〇二		

如此相違は工場所在地の地理的關係、設備の良否、經營方針の如何等によるものにして各項目に付地方的最低經費は現狀に於ける製絲經營上生産費低減の目標となし得べきものたるを以て本縣に於ては差當り（但募集費は實情に鑑み平均額を目標とす）營業製絲に於ては一六一圓〇三錢、組合製絲に於ても一六一圓〇三錢に引下ぐるを以て應急的生産費低減の目標となし之に到達すべく努力しつゝあり。

尙、生絲生産費の根本的低減の方法としては、一、規模の增大、二、設備の改善、三、技術の改良、四、原料政策の改善（特約組合又は養蠶實行組合等より自己生産生絲に適切なる原料繭を購入し、産業組合製絲にありては養蠶實行組合の共同供繭の方法による等）五、副産物に適當なる加工をなし、以て收入の增加を圖り間接に生産費を引下ぐるの策を講ぜり。

第九章　皇室と信州蠶絲業

農商務省農事調査書に「雄略天皇の六年（一、一二二）信濃國より眞綿を獻ず」とあり、ついで元正天皇の養老元年（一、三七七）信濃國より始めて絁の調を貢せしこと續日本紀に見えたり。

これ正史に信濃國の蠶絲業に關して載せられたる最初のものたると共に信濃國産の蠶絲類の皇室に奉獻せられたる最古の記錄に屬す。

爾來今日に至る迄千二百四十年間、時に消長ありと雖我信濃國は蠶絲國としての位置を維持し來り、ことに江戸時代

以後の發展目覺しく明治維新後は諸國に先んじて官設富岡製絲所及び築地製絲所に倣ひて器械製絲を始めしが明治六年八月に至り昨明治五年八月創業せる諏訪郡下桑原村士橋半藏外一名卽深山田製絲場岡谷村林善右衞門外七人より皇后陛下に生絲献納之義を願ひ出しに御採納の光榮に浴し、ついで筑摩郡淺間村浦生庄七、同郡今村小澤三七よりも同樣の出願をなせしにこれ又御嘉納あらせられたり。元より當時の器械製絲の如き、名は器械製絲と稱すと雖伊、佛に模したる不完全のものにして、工女も不熟練の者なれば其製絲の如きも見るべき者なかりしならんも皇國第一の産物御奬勵之有り難き思召を以て御採納あらせられたるものと拜察せらる。當時の書類を縣公文御證印留中より採錄すれば次の如し。

生絲献納之儀申上

當縣管轄信濃國諏訪郡下桑原村士橋半藏外一人縣下爲換方小野善助手代大橋眞六ト申合イタリヤ國製絲器械形壬申八月以來下桑原村へ創業當夏ニ至リ百人拵出來いたし候處大枠直取ニ付尙又別紙圖面之通小枠取繰返し器械ニ仕替右ニ而製造之生絲並ニ同郡岡谷村林善右衞門外七人別紙圖面之通一人取器械を以製造之生絲上品出來上リ候趣を以競而御届旁入御覽度差出候間御一覽之爲差上申候就而ハ新聞誌之內ニ山梨縣より器械製絲御一覽ニ差出且又皇后宮兼而上州富岡製絲場へ行啓被爲在御上覽ニモ相成候趣ニ付同縣製生絲御上覽願出御聞届之趣拜見、縣下器械製絲人共隣縣之事ニ茂有之格別勝劣ハ無之心得ニ而勵競製造罷在候間可相成儀ニ候ハヽ御上覽ニ相備リ候事ニ相成間敷哉左候ハヽ上品製造勉勵之一助ニ茂相成候ニ付圖面並生絲相添此段申上候以上

明治六年八月卅一日　　筑摩縣權令　永山盛輝

大藏省事務總裁

參議大隈重信殿

（長野縣公文　御證印留）

第六千五百六十七

書面申上之通獻納被仰付候條其段製造人共に可申渡事

明治六年　　租稅頭陸奥宗光代理

十月廿三日　　租稅權頭　松方正義　□

（長野縣公文　御證印留）

以書付奉申上候

當御管內御國產之生絲盛大ニ相成候處筑摩郡淺間村溫泉之儀素ヨリ清湯ニテ從來製絲ニ相用至テ艷美上品ニ出來候ニ付當御縣爲換方小野善助名代浦生庄七方ニテ當六月中イタリヤ國製絲器械普請相始八月中出來私共世話方被申付追々製造仕候處絲挽子等モ手馴候ニ付今般右出來之製絲奉入　御披見ニ候以上

第二大區五小區筑摩郡淺間村

右絲世話方　瀧澤作五郎〇

二木立造〇

明治六年十月十六日

筑摩縣權令　永山盛輝殿

生絲差出之儀申上書

當縣爲換方小野善助代浦生庄七當國筑摩郡淺間村へイタリヤ國製絲器械二十人挽造營同所溫泉を以繭煮立製絲候處

艶宜輔殊に黄繭黄色薄ク相成全ク溫泉ノ功ニ可有之ニ付御届旁製絲入御覽度旨申立、且、又、同郡今村農小澤三七儀別紙圖面之通十一人挽器械製造製絲相試候處是又輕便之器械ニ而上品出來之趣ヲ以競而入御覽度申立右ハ先般下桑原村土橋半藏外八名製絲差出候節申上候通　皇后宮御上覽相備リ候事ニハ相成間輔哉左候ハヽ上品製造勉勵之一端ニ茂相成候ニ付尚又圖面生絲相添此段申上候以上

明治六年十月廿三日　　筑摩縣權令　永山盛輝　○

租稅頭　陸奥宗光殿

第七千百七十六號

書面浦生庄七外壹人製絲献納之義別紙之通宮内省ヶ申越候條可得其意事

明治六年　　租稅頭陸奥宗光代理

十一月十三日　　租稅權頭　松方正義　□

筑摩縣下信濃國筑摩郡淺間村へ同縣爲換方小野善助代浦生庄七伊太利國弐拾人挽製絲器械取設同所溫泉ヲ以繭煮立製造候處黄繭殊ニ絲色艶美ニ有之、且、同郡今村農小澤三七十一人挽器械新造製絲候處是又輕便之器械ニテ良好之品位製出最前下桑原村土橋半藏其外之者獻貢之製絲ト優劣無之殊ニ溫泉ニテ製造候品ニ付

皇后宮へ供御覽度旨縣官申出之趣ヲ以生絲二箱相添御掛合之條承知いたし候卽供　御覽候處献納被　仰付之旨被仰出候間其筋へ可然御申達有之度此段御答およひ候也

六年十一月八日　　宮内卿　德大寺實則

租稅頭　松方正義殿

明治天皇の長野製絲場御臨幸

明治十一年九月明治天皇東山道及北陸道を御巡幸あらせられ、群馬縣より碓氷峠を越えて本縣に入らせ給ひ、輕井澤小諸上田等をへて、同月八日の夕刻豫而行在所と定められたる善光寺別當大勸進に龍駕を駐めさせ給へり。陸路迺記に「小諸をすぎてよりは賑はへる村里多く桑畑こゝかしこにしげりてこがひする家もあまたありげなり」とある如く信濃路に入らせ給ひて後は桑園繁茂し、養蠶盛に行はるゝ有樣を御覽ぜさせ給ひ、深く本縣蠶絲業の上に大御心をそそがせ給ひしことと拜察せらる。

かくて翌九日には縣廳師範學校等へ御幸遊ばされたる後、此年本縣において縣下の模範工場として設立せる長野製絲場に御臨幸遊ばされたり。

これより先本縣勸業課に於ては、製絲場へ御臨幸仰出さるゝや奉迎の準備おさ〳〵怠りなく器械製絲の外に座繰製絲、眞綿製造、紬引、機織　秋蠶飼育方、綿絲紡績、器械運轉、撚絲器機運轉等をも同場に於て天覽に供し奉るの計畫をたて、それぞれ斯道堪能の工人を縣下に募りて共事に當らしめたり。

當日御臨幸に關する縣の公文には

勸業工場へ臨幸の節手續書

一、師範學校の儀式畢リ次ノ

臨幸を勸業工場とし警部二名御先導をなし權令供奉す

但第二課の屬は特に　御發輦ならんとするの時、先二名製絲場に至り工女及養蠶藍染等の就業を整頓なさしめ門

外に奉迎す。

一、御着輦　製絲之業並養蠶藍染供　天覽終而還御

とあり。

當日器械製絲三部は製絲教授横田英子檢査工女福井かめ、長谷川とま（以上西條製絲場出身）の外繰絲工女として西條製絲場より六人、中野製絲場より十人、御厨村、大町、諏訪製絲場各三人合計二十五人、四百廻は中山社小松くに絲結びには同じく中山社の田中つや、濱けんの二人操返し工女四人のし絲一人は西條製絲場より撰拔せられて製絲の實況を天覽に供し、又座繰工女も縣下より十一名を撰拔して實演せしめ、此他眞綿掛六名、紬引工女六名、機織二名等も斯業の實際を天覽に供し奉れり。

又當時未だ發達の初期にありし秋蠶飼育方に關して、はかつて明治九年秋蠶飼育法を上れる小縣郡住吉村の人渡邊平太右衞門、を始めとし、筑摩郡信樂村赤羽金次郎、野村孫太郎之を奉仕し、綿絲紡績器械は其發明者筑摩郡波多村の人臥雲辰致等之を運轉せり。

陛下には當日東側正門より長野製絲場に入らせ給ひ、操絲場東北側なる入口より玉歩を操絲場内に進め給ひ、女工繰絲の實況を覽はせ給ひ、揚返場、食堂事務所等御巡覽の後復び正門より還御せさせ給へり。

尙御巡幸の途次上田町に於ては上田縞白紬白斜子等御買上げあらせられたり。

かくて從來稍もすれば投機事業と目されし製絲業も天覽の光榮に浴し、又製絲工女と卑下せられし人々にも製絲の技を天覽に供せる廉を以て、長野縣より賞賜せらるゝに至りしかば、咸、其光榮に感激して斯業に精進し、遂に本縣をして蠶絲王國たらしむるに至れり。

これより後斯業の普及發達に伴ひ各府縣とも其全國蠶絲業上の位置に多少の變動ありとも雖、本縣か常に生絲、繭蠶種等の産額に於て第一位を占めて今日に至れるもの、明治天皇以後特に斯業を御奬勵遊ばされ其後　皇太子殿下を始め奉り各宮殿下が屢々製絲場等に御台臨あらせられ篤く御奬勵あらせられしによるものと拜察せらる。

左に明治時代より今日に至る間に於て皇太子殿下並に皇子、皇族等にて本縣内製絲場等に御台臨遊ばされたる事項を略記せんとす。

華頂宮の六工社御台臨

明治三十二年七月二十九日華頂宮博恭王同妃殿下埴科郡松代町眞田家別邸に御成り遊ばされ同邸にて御晝食後同町六工社製絲場に御台臨あらせられ約一時間に亘り御視察遊ばさる。

皇太子殿下の行啓

明治三十五年五月皇太子嘉仁親王殿下には有栖川宮威仁親王御同行にて御見學の爲御入信遊ばされしが、同月二十二日植科郡松代町眞田家邸に行啓あらせられたり。其際松代町の本六工社六工社白馬館松城館筮田館六文錢合資會社等各製絲場及川中島古戰場等の寫眞帖を献上せしに御嘉納あらせられたり。

有栖川宮の六工社御台臨

明治三十五年七月三十一日有栖川宮裁仁王殿下には川中島古戰場御視察の後松代町に、成らせられ六工社製絲場御見學遊ばされたり。

伏見宮の製絲業御視察

明治三十九年十月三十日伏見宮貞愛親王殿下には諏訪郡上諏訪町に開會せる、大日本蠶絲會信濃支會に御台臨遊ばされしが、其際同郡片倉組川岸製絲所（現在ノ片倉製絲紡績株式會社川岸製絲所）合資岡谷製絲會社（現在ノ山共製絲又ハ岡谷製絲株式會社）及㐧製絲場（現在片倉製絲紡績株式會社㊁製絲所）等各製絲工場につき親しく製絲實況を御視察遊ばされたり。

伏見若宮の製絲業御視察

明治四十年八月四日伏見若宮博恭王殿下同妃殿下御同列にて諏訪郡平野村小口組㊂製絲場に御台臨製絲の實況を御台臨遊ばされ、ついで同年九月九日片倉組、尾澤組㐧製絲場合資岡谷製絲會社より生絲一括づゝを御旅館牡丹屋に陳列して御台覽に供し、且、片倉兼太郎代表して生絲を獻上せしに御嘉納あらせられたり。

伏見宮の小縣蠶病豫防事務所御台臨

明治四十年十月十六日上田町（現上田市）に開催せられたる大日本山林會總會に御台臨あらせられたる伏見宮貞愛親王殿下には同日同地の小縣郡蠶病豫防事務所（現長野縣蠶業取締所上田支所）に御成り遊ばされ親しく桑樹を御植遊ばされたり。

伏見宮の蠶絲會總會御台臨

明治四十一年十月伏見宮貞愛親王殿下には大日本蠶絲會總裁の御資格を以て山梨縣をへて御入信、諏訪郡片倉組川岸製絲所を御巡覽遊ばされたる後上諏訪町牡丹屋に御一泊、翌日長野市城山公園に開催せられたる大日本蠶絲會總會に御台臨遊ばされ尚、同所に開會中の一府十縣聯合共進會を御覽遊ばされたり。

東久邇宮の片倉組御台臨

大正三年九月二十五日東久邇宮稔彦王殿下には、諏訪郡湊村小學校に於ける簡閲點呼に御微行にて御台臨あらせられ點呼後同郡平野村なる片倉組㈡製絲所を御巡覽遊ばされたり。

華頂宮並に伏見若宮片倉組御台臨

大正四年七月二十六日華頂宮博忠王殿下伏見若宮博信王殿下御二方にて諏訪郡平野村片倉組㈡製絲所に御台臨あらせられ親しく製絲の實況を御覽遊ばされたり。

皇子殿下の蠶絲業御見學

大正六年七月二十一日秩父宮雍仁親王殿下並に高松宮宣仁親王殿下には官幣大社諏訪神社御參拜の後諏訪郡平野村片倉組平野製絲所に成らせられ親しく製絲の實況を御覽ぜられ、翌日は松本市なる農林省蠶業試驗場松本出張所に成らせられ蠶兒飼育、蠶種冷藏等の實況及び許多の蠶絲類標本等を御台覽あらせられ、又、歐羅巴種、支那種、日本種等の標本繭二十一種一代雜種及び其子の繭分離の標本を獻上せるに御嘉納あらせられたり。

二十三日には長野市に御成り遊ばされ市內物產陳列所御巡覽の際蠶兒、蠶の絹絲腺、繭、蠶種、絹絲紡績工程等の

標本につき夫々御說明申上げたるに御機嫌麗しく御聽取遊ばされたり。



片倉製絲會社平野製絲場に御成の久邇宮殿下御一行

皇太子殿下の縣下行啓

大正八年七月四日皇太子裕仁親王殿下御入信、同五日長野市内諸官衙學校に行啓遊ばされ物産陳列所に於て各種の物産及び縣勢に關する御說明申上げし際蠶絲業に關する統計に就きて詳細に言上し、翌六日松本市に行啓の際には蠶絲業御奬勵の思召を以て東宮侍從本多正復を松本市片倉製絲紡績株式會社一代交配種普及團へ遣はされ、同日長野市に御歸還の上翌七日同樣の思召を以て東宮侍從伯爵龜井玆常を上高井郡須坂町俊明社製絲場へ御差遣遊ばされたり。又、同日上田市に行啓の際は上田蠶絲專門學校、長野縣小縣蠶業學校に行啓あらせられ蠶絲類各種標本及養蠶實習等を御巡覽遊ばされたり。

久邇宮殿下の平野製絲所御成

大正十二年八月二十八日新潟縣赤倉に御滯在中の久邇宮邦彥王殿下には諏訪郡官幣大社諏訪神社に御參拜あらせられ同夜上諏訪町牡丹屋に御宿泊。翌二十九日午前七時御旅館御出立、御警衞の縣官御隨從の諸員と共に自動車を列ねて平野村片倉製絲紡績株式會社平野製絲所に向はせらる。此日朝

來炎暑甚しかりしも村民は道路を洒掃し戸毎に國旗を揚げて奉迎の誠を竭し御乘車を拜し奉れり。かくて御召の自動車は午前八時平野製絲場に御着、暫時御休憩の後、片倉社長の御案內にて荷受所、殺蛹場、乾繭場、貯繭庫より選繭煮繭繰絲再繰及び生絲檢査束裝等の各作業場を隈なく御巡覽遊ばされ、片倉社長の御說明を御聽取遊ばされ種々御下問あり、八時四十分同場御發、村民の奉送裡を八時五十二分の下り列車に御搭乘御氣嫌麗はしく赤倉溫泉へ御歸還の途につかせられたり。片倉組に於ては御視察記念として製絲の實況寫眞に眞綿を獻上し奉れり。

閑院宮殿下の須坂御視察

大正十三年四月二十三日長野市城山公園に於て開催せられたる大日本蠶絲會第十九回總會に御臨臺の閑院宮載仁親王殿下には總會後上高井郡須坂町越壽三郎氏邸に御成り遊ばされ、同氏經營の金丸組製絲場及び片倉製絲紡績株式會社田中製絲所等御視察遊ばされたり。

北白川宮大妃殿下の須坂御視察

大正十五年九月七日北白川宮大妃富子殿下には上高井郡須坂町越壽三郎氏邸に御成り遊ばされ金丸製絲場を御巡覽遊ばされたり。

同殿下の長野市城山館御成り

又、同殿下が昭和三年九月十三日新潟縣池ノ平溫泉御滯在中長野市城山館に成らせられ御休憩の際、同館に於て桑(數本を花瓶に挿す)蠶種框製二枚、(黃白繭種)蠶兒、(各齡及上簇)繭、(黃白繭各一斗)生絲、(黃白各一括)織物、(縮緬、羽二重正生絹天蠶机掛)染物、(平絹捺染布團地節綿)蠶業統計等を臺臨に供して御說明申上げたり。

朝香宮殿下の工業試驗場臺臨



朝香宮殿下の長野縣工業試驗場御成

昭和七年十月第一師團第一旅團長の御資格を以て御入信の朝香宮鳩彦王殿下には同月二日午後四時五十分松本市なる、長野縣工業試驗場に御臺臨遊ばされ、宗像場長より同試驗場の沿革試驗研究事項、並に事業成績の概要書を差上げ、御說明申上げ、場内及び折柄同場内に開會中の長野縣機染業懇談會主催第十一回染織競技會場を御案内申上げしに、隈なく御巡覽の後無地パレス地一反紋パレス地一反絹洋服地一反御買上げの御沙汰を賜り、又、模様染色の多數陳列せられあるは如何なる譯か、生絲類節は切斷の際生ずる他に起る場合なきか、絹天幕地色合の研究、登山用絹ロープの研究等につき種々御下問あらせられ午後五時五十五分御退去遊ばされたり。

此際同場より御附武官を經て羽二重國旗一對獻上の旨申上げしに御採納あらせられたり。

澄宮殿下の工業試驗場御臺臨

昭和八年八月廿九日澄宮崇仁親王殿下には松本市なる長野縣

工業試驗場に御臺臨あらせられ、宗像場長より同場概要につき御說明申上げたる後、約一時間に亙りて場內御巡覽遊ばされたり。當日陳列せるもの左の如し。

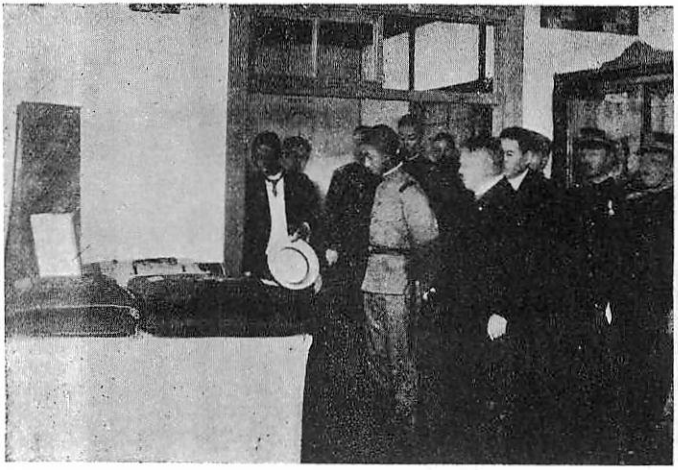

長野縣工業試驗場に御臺臨の澄宮殿下

イ、蠶種各種
ロ、掃立蠶兒より十日十日目の蠶兒に給桑狀態
ハ、簇に營繭したる繭
ニ、生絲、黃白一括宛
ホ、織物無地パレス一反
ヘ、桑皮製紙　材料より製紙仕上げ迄
ト、蛹製醬油　材料より製品迄
チ、天蠶繭及同絲織物
リ、其他同試驗場製染織製品

殿下には御巡覽の際特に左記につき御注意遊ばされ

イ、蠶卵(パラ種箱入)
ロ、蛾　蠶
ハ、蠶(十日目　二十日目)
ニ、蠶蛹利用醬油　同製造工程
ホ、桑皮紙

ヘ、絹天幕

ト、多條繰絲現狀（添緒作業）

チ、紫外光線と蠶繭並に生絲との關係

リ、羽二重國旗の染色實況

御巡覽後田內養蠶係長より殿下の御趣旨なりとて「此の種の研究は國家的重要産業の基となるから充分勉勵せられたし」との御言葉を賜はり全職員に金一封を御下賜あらせられたり。

同場職員は此光榮と有り難き思召に感激し、益々赤誠を以て其本分を盡さん事を誓へり。

久邇大妃殿下の工業試驗場御臺臨

昭和九年九月十七日久邇宮大妃殿下には東伏見伯御同伴にて同場へ成らせられ、宗像場長より試驗場概要御説明申上げ、場長御案內にて製絲部より化學部染織部の順序にて場內を御巡覽遊ばされ、同場より獻上の一越縮緬、一匹絹國旗一對を御嘉納あらせられたり。

宮中御養蠶奉仕本縣人（日本蠶絲業史より）

年度	本籍地	氏名	出身學校名
明治四一	諏訪郡豊平村	竹內禮壽	
四二	同	同	
四四	東筑摩郡洗馬村	高橋憙雄	長野縣立小縣甲種蠶業學校

	諏訪郡四賀村	北澤條衛	同
四五	小縣郡川邊村	倉澤正義	同
	下伊那郡豊村	寒河江正平	同
大正二	小縣郡鹽尻村	齊掛喜	同
三	下伊那郡座光寺村	小島秀一	同
四	下伊那郡喬木村	大島悦司	同
大正五	下伊那郡下川路村	今井正鄕	愛知縣立農林學校
	小縣郡中鹽田村	田中哲太郎	長野縣立小縣甲種蠶業學校
六	同郡同村	遠藤要藏	長野縣立小縣蠶業學校
七	同郡長瀨村	池內清雄	同
八	埴科郡五加村	小泉久喜	同
一〇	下水內郡豊井村	小林齊	同
一一	下伊那郡生田村	大藏朝金	同
一二	同郡同村	小椋鐵一郎	同
一三	北佐久郡横島村	小淵豊次郎	同
一四	更級郡牧鄕村	堤保	同
昭和三	下伊那郡生田村	大藤正純	同

五　諏訪郡下諏訪町　河西槇保　長野縣諏訪蠶絲學校
御養蠶所御製絲奉仕の本縣人

年度	本籍地	氏名	
大正八	更級郡鹽崎村	宮本ちどり	
一〇	同	同	（主任教婦）
一四	小縣郡長久保新町	大井ちよう	
昭和五	上伊那郡中澤村	北原ふ貴子	
六	南安曇郡西穗高村	太田みさ子	
八	小縣郡泉田村	清水みつゑ	（昭和八年奉仕　主任教婦）

第十章　本縣製絲業者の米國視察と米國絹業者の入信

蠶絲業視察補助額

明治二十二年憲法發布され續いて二十三年第一回帝國議會開會されしより、國運の發展に伴ひ製絲業も亦盛大となり漸く原料繭に不足を來すに至りしかば、諏訪郡平野村の製絲家尾澤琢郎は明治二十六年清國に渡航して原料繭を輸入製絲せしが、此際親しく彼地製絲業勃興の狀を目擊して、速に本邦製絲業の改良進歩をはかると共に歐米需要地め

事情を調査研究し、以て製絲改良發達の資に供せんと欲し、明治三十六年八月九日、海外視察費の補助を農商務大臣に請へるも、註(一)未だ遽かに實現の運びに至らざりき。

蠶絲業視察費補助願

蠶絲ノ我邦輸出貿易ニ重要ナルハ勿論ニシテ將來益々發達進歩ヲ計ルヘキハ論ヲ俟タス然ルニ我邦斯業ノ强敵トシテ伊佛ノ兩國アリ殊ニ隣邦清國ノ如キハ天然ノ絲質佳良ニシテ産繭ノ價格頗ル低廉ナルヲ以テ該邦ノ製絲業ハ益々進歩ノ兆候アリ私事去ル明治廿六年同業者ト圖リ彼地ニ渡航シ産繭地方之視察ヲナシ同年ヨリ産繭ヲ購入シ本邦ニ輸入シテ製絲スルニ絲質最モ佳良ニ有之候而シテ最近一兩年間清國ニ於ケル製絲業ノ進歩著シク上海又ハ内地等ニ增加勃興モシモノ甚タ多キヲ以テ將來最モ恐ル可キモノニ候故ニ本邦ニ於テハ一方ニハ我邦養蠶並ニ製絲業ノ改良進歩ヲ計リ一方ニハ海外需用地ノ事情ヲ審カニシ直輸出貿易ノ進歩ヲ計リ伊佛清國ニ先ンジテ進ムノ方法ヲ講ゼザレバ本邦製絲業ハ退歩ノ悲運ニ陷ルモ難計候ニ付此際需用地ノ米國及ビ歐洲ニ渡航シテ該地蠶絲業並ニ機業ノ狀況及蠶絲ノ輸入取引之事情ヲ審カニ視察致シ製絲業並ニ相輸出業改良發達ノ材資ニ供シ度候ニ付渡航視察費ノ補助ヲ仰キ度御詮議ノ上御採許被成下度奉願上候也

長野縣諏訪郡平野村

製絲業　尾澤琢郎

明治三十年八月九日

農商務大臣伯爵　大隈重信　殿

蠶絲業同業組合中央會派遣第一回米國絹業視察團の渡米

然るに其後本縣製絲業は益々發達して其生産額の增加著しく、明治三十年以後、毎十年の生絲製造高を見るに、

明治三十一年　二八四、九七五貫
同　四十一年　六六二、七七八貫
大正　七年　一、六一六、六六六貫

にして、大正七年の生産額は二十年前の　五、六、七倍に當り然も其大部分は米國に輸出さるゝ狀態なりき。

こゝに於て、製絲業者が輸出生絲の最大顧客たる米國絹業者と親しく面接して、互に腹藏せる意見を交換し、或は實地に彼地の人情風俗を視察して其趣味嗜好等を理解し、以て製絲上の參考に資するは將に業者の努むべき緊要事たるを以て、大正七年蠶絲業同業組合中央會に於て米國絹業視察員派遣の企あるや、本縣製絲業者は率先之に參加し、左記九氏並に本縣技師伊藤義一氏を派遣して、米國絹業狀態を視察調査せしめたり。

今井五介　尾澤福太郎　小口善重　小口重太郎　橋爪忠三郎　林菊次郎　片倉直人　越泰藏　武井覺太郎　伊藤義一（長野縣技師）

此際蠶絲業同業組合中央會よりは參事居初寬二郎氏を派遣せしめ一行二十名（横濱ヨリ四名　宮城縣三名　熊本縣一名　愛知縣一名）今井五介氏を團長とし、大正八年二月十二日東洋汽船會社サイベリア丸にて横濱出帆渡米の途につき途中二月二十二日布哇に上陸して同地を視察し、三月一日桑港に着し特に紐育より同地迄出迎られし那須參事の東道にて同地を視察し、三月三日には櫻雌都、同五日には羅府に赴き、同八日にはグランドキヤニオン十日にはカンサス等を視察し三月十一日には聖路易に着し同地視察、三月十三日紐育に着しペンシルベニヤホテルに投宿し、同地に滯在すること三十二日、此間同市は勿論同市を中心とする東部各州の絹業地並に華聖頓ボストン等の諸市を視察せり。就中主なる工場等左の如し。

三月十七日　タンロツフ氏撚絲工場

三月十八日　同氏生絲檢査所
同　　日　チニー氏絹物陳列所
同月二十日　合衆國生絲檢査會社
同　　リバブリガン倶樂部にて生絲に關する意見交換
三月廿一日　パタソンに至り、ウエストングードの撚絲工場、ミーン氏リボン工場、ドハチー、ウオードウースの幅廣絹工場、ナショナル、シルク、ダイイングイシパニー（染物工場）
三月廿四日　スキンナー氏繻子工場
三月廿六日　スクラントンに至りクロツトの撚絲工場、カーボンデール町の同氏撚絲工場ビエンパイア、シルク會社の織物工場
三月廿七日　レオン、フアーレンバツハの撚絲工場、ウイルスバアレイシルクカンパニー織物工場、ヘスゴールドスミス織物工場
三月廿八日　アレンタウンのフニクス、シル商會の工場
三月卅一日　華府着
四月　一日　米國絹業協會にてストラウス氏議長にて十名の米國側委員と生絲格付問題につき研究
四月　三日　費府、生絲檢査所、ノカタシーム靴下工場
四月十四日紐育出發歸途に就き途中市俄古に於てシーヤベツク商會、オスカル、ハイネマン商會の撚絲工場を視察し、同地にて歸途更に歐洲の視察に赴く今井團長佐野、鈴木の三氏と袂を別ち、四月廿一日沙市に出て、同廿四日午後

鹿島丸にて出帆歸朝の途につき五月九日横濱に着せり。

此間日子を費すこと八十七日に過ぎざりしも、米國絹業者は滿腔の好意を以て迎へ、彼我の官憲生絲貿易商並に同地在住の同胞有力者等より多大の援助ありたるを以て日子の短きに比しよく各方面の視察をなす事を得、米國の主なる工場を視察し、主なる業者とは悉く會談商議し、彼地に於ける需要消費の狀況を實地に眺め、日本生絲に對する要望を見聞するを得て其齎せる報告は本邦蠶絲業界を稗益せること尠からず、五月十七日城山館に於ける視察講演會は又本縣蠶絲業者に多大の感銘を與へたりき。

工藤組長の米國絹業視察

大正八年十月米國華府に於て國際勞働會議開催せらるゝに當り資本家代表顧問として九月九日工藤長野縣生絲同業組合聯合會組長出席のことに決定せるを以て同會は十月六日同氏に米國絹業の視察を囑託せり。

國際勞働協約に關する蠶絲業同業組合中央會（長野縣生絲同業組合聯合會も同意見）の意見

第一項　一日八時間又ハ一週四十八時間勞働ノ件

一日八時間勞働ノ原則ハ急速ニ實行困難ナルヲ以テ今後十二年間ハ十二時間（正味）迄延長スルコトヲ得

第二項　失業ノ豫防又ハ救濟ニ關スル件

一、職業紹介所ノ公設

二、共濟組合ノ保護奬勵

第三項　女子ノ雇傭

一、分娩ノ前後ニ於ケル一定期間ノ就業ヲ禁止シ且相當ノ保護方法ヲ設クルコト

二、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル夜間ノ就業ヲナサシメザルコト

第四項　幼年者ノ雇傭

一、幼年者ノ最低年齢ハ十三年トス

二、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル夜間ノ就業ヲナサシメザルコト。

工藤氏は翌大正九年一月二十五日勞働會議及絹業狀況の視察を遂げ無事歸朝せり。而して其視察せる米國絹業狀況は左記報告に示すが如し。

米國絹業視察報告書

去ル十月初旬自分等國際勞働會議參列ノ爲渡米ニ際シ、彼地ニ於ケル生絲取引及絹業狀態ニ付調査ヲ囑託セラレタルニ依リ滯在中彼地當事者ニ就キ調査シタル事項多々アリト雖モ共ノ主ナルモノヲ擧グレバ　㈠原票取引　㈡格付問題　㈢正量取引　㈣需用ノ狀態ノ四項トス依テ各項ニ對スル調査ノ要領ヲ報告スルコト左ノ如シ

㈠　原票取引ハ內地ノ製絲家モ彼地ノ機業家モ共ニ希望スル所ナレド、問屋ノ立場ヨリ言フトキハ荷口ノ揃ハザルモノヲ原票ノミヲ以テ取引スルトキハ次回注文ニ應ズル場合荷口ヲ揃ヘルニ差支ヲ生ズベク卽チ同一原料ニヨリ同一工程ニ依リ製造シタルモノヲ荷纏メスルコト困難ナルノ不便アリサレバ問屋トシテハ容易ニ同一荷口ノモノヲ多數纏メテ賣買スルヲ得バ原票取引敢テ不便ナラザルベキモ今日本邦製絲家ノ實狀ハ其ノ規模ノ大小、設備ノ整否區々ニシテ荷口ノ揃ヘルモノヲ得ルコト困難ナルガ故ニ各所ノ生產ニ係ル成品中ニ付品位ニ應ジ等級ヲ分チ之ニ私票ヲ附シ取引ノ圓滑ヲ講ジツヽアルナリ從テ時ニ問屋ハ上一番ト雖モ其品位ノ優秀ナルモノハ關西イキストラト同

様ノ商標ヲ附シ之ヲ賣却セルヤモ知ルベカラズ又其反對ニ關西イキストラ中ノ劣惡品ニ對シテハ上一番ト同一ノ商標ヲ附スル場合モ之レアルベシ故ニ原票取引ヲ實行セントニハ製絲家ハ團結シテ粗製濫造ヲ愼ミ荷口ノ揃ヒタルモノヲ多量ニ製出スルコトニ努メザレバ其實行ハ困難ナリト思ハル。

(二)格付問題ニツイテハ彼地一小部分ノ機業家ハ機械力ニ依リ正確ナル格付ヲナシ得ベク熱心ニ研究シ居レドモ未ダ機械檢査ノミニ依リテ等級ヲ附シテ誤ナシトノ確信ヲ得ズ故ニ一般當業者ニアリテハ機械檢査ニ依リテ格付スルハ不可能ナリト唱ヘ居レリ。

(三)正量取引ハ一時矢釜敷論議サレタル問題ナルモ今日取引ノ實際ヲ見ルニ機業家ハ水分超過ノ場合ハ其割合ヲ爲サシムルモ規定ヨリ少キ場合ニハ夫ニ對シ割戻ヲ爲シ居ラザレバ彼等ハ寧ロ現狀維持ヲ望ムモノヽ如シ、然シナガラ彼等モ若シ日本製絲家及問屋ニ於テ實行シ得バ意義ナキ所ナリト唱ヘ居レリ故ニ正量取引ハ製絲家ガ團結シテ問屋ニ計リ實行スルニ非レバ實行望ナシト思ハル

(四)需用ノ狀態ハ絹物ニ對スル米國人ノ嗜好旺盛ニシテ其需用ハ無限ナリト稱スルヲ得ベシ今生絲ノ用途ヲ歩合ヲ以テ示セバ大約左ノ如シ。

衣類及裏地	六割
編物靴下類	二割五分
リボン	一割五分

絹物ノ需用益々盛ニシテ停止スル所ナシト雖自分等ガ一月初旬彼地出發ノ當時上一番三千二三百圓ノ生絲相場ニ對シテスラモ彼地企業家ハ餘リニ高價ナリト異口同音ニ之ヲ唱ヘ殊ニ製絲事業ハ原料仕入ヲ一時ニ爲シ居ルコトヲ知

悉セルガ故ニ口ヲ極メテ暴利ヲ貪ル如ク罵レリ故ニ現時ノ四千圓相場ハ彼等ニ一縷ノ不安ト不快ノ念トヲ抱カシメタルコト、思ハル

右及報告候也

大正九年二月　日

工藤善助
金子行徳

（長野縣生絲同業組合聯合會沿革史）

米國絹業協會視察團（チニー一行）の入信

大正八年二月今井五介氏を團長とせる米國絹業視察團は親しく彼地の絹業を見るに及び、生絲の生産、消費兩者間の深き理解の必要を痛切に感じ、此際一行より米國絹業家の親しく本邦の蠶絲業を視察して生絲が如何にして生産せらるゝかを充分に會得せられ、生絲の改良格付等の諸問題に關し、充分理解ある要求及び忠告を與へられたき旨を希望し、米國絹業家も、其意を諒せり。

其後一行の歸朝後蠶絲業同業組合中央會に於て生絲格付に關する委員會を開ける際、此問題の研究には是非とも米國絹業家をして我國に於ける生絲生産狀態を知悉せしむる必要ありとし、その渡米を慫慂することに決し、會長清浦子爵より米國絹業協會長宛勸誘狀を發せり。其結果米國絹業協會も日支兩國の蠶絲業視察の爲、米國絹業協會長チヤールスチニー氏を團長とする視察員を派遣する事となり、大正九年三月十一日横濱入港の南京號にて左記十三名來朝

せり。

米國絹業協會長(團長)　チヤールスチニー氏夫妻

合衆國生絲檢査會社長(廣幅物製造業ステリー製絹會社)　エミル、ジエー、ステリー氏夫妻

ウヰルクスバー撚絲會社及ポスト、エンド、シエルドン會社長　ジヨージ・エー・ポスト夫妻令孃

撚絲製造業ジヨン・ダンロツプ會社　ジヨン・デーダンロツプ氏

チニー兄弟商會理事兼生絲部支配人　ウヰリアム・シー・チニー氏夫妻

米國絹業協會及米國生絲檢査所書記長兼會計　ラムセー・ピユニエー氏

合衆國生絲檢査會社支配人　ダニエン・イー・ダウチー氏夫妻

一行は四日間横濱に滯在後三月十六日長崎出帆の春洋丸にて支那に渡り、廣東、香港、上海、北京等を視察し、四月十九日下關に歸り、それより宮島京都名右屋等を視察して、二十五日上京、四月廿八日午前八時五十二分飯田町發の列車にて入信、午後五時五十六分上諏訪着牡丹屋にて一泊、翌二十九日午前自動車にて下諏訪小口組[illegible]製絲場視察の後平野村に入り諏訪倉庫株式會社・山十組[illegible]製絲場・合資岡谷製絲會社・尾澤組[illegible]工場・片倉組平野製絲場・林組[illegible]工場等を視察して上諏訪に歸り牡丹屋に宿泊し、同夜鶴鳴館に歡迎會開かれ出席者百餘名主客互に隔意なき意見の交換を行へり。

翌三十日は午前七時四十九分上諏訪を發し長野着直に自動車にて須坂に至り。

午後四時三十分長野に歸り、善光寺參詣の後城山の武德殿に於て柔、劍道等を參觀し、城山館にて生花を鑑賞したる後、藏春閣に開かれたる長野縣生絲蠶種兩同業組合聯合會の歡迎會に赴き(琴手踊等の餘興を見たる後)長野縣生絲

同業組合聯合會長工藤善助氏の歡迎の辭につぎて團長チニー氏の謝辭あり那須委員通譯の勞をとれり。チニー氏演說の大意は原票取引の必要、生絲格付の必要、絲價の變動！ことに人爲的變動を避くるの途を講ぜられたき事、橫濱市場の在荷の外地方の在荷をも發表せられたき事、蠶種掃立よりの經過及養蠶經營の內容に至る迄詳細報告せられたき事、生絲積込の際は盜賊の爲に紛失せる場合識別する爲生絲に荷口番號若しくは表番號を附すること等の希望を述べられたり。かくて主客隔意なき意見の交換をなし、同夜犀北館に一泊、五月一日には午前九時十五分長野を發し十時十九分上田に着き自動車にて上田蠶絲專門學校に至り同校參觀、次に丸子町に至り依田社を參觀し、同地にて晝食の後、午後三時三十三分大屋發にて歸京せり。

其後關東及東北地方の蠶絲業地の視察、日光箱根等の觀光をなし、又、五月三日には東京丸之內銀行集會所にて日米協議會を開催し製絲技術及取引に關する諸件につき協議せり。

かくて一行は生絲生產地の實況を視察し、製絲業者と直接隔意なき意見の交換をなし、本邦製絲業に對し忌憚なき切實なる忠言を殘し五月十五日橫濱出帆のエンプレス・オブ・ルシア號にて歸國せり。

チニー氏一行入信の結果は本縣生絲製造に關して十分なる理解を彼等に與へ殊に信州上一番の名稱は決して信州製絲業を代表するものに非ざる事を知らしめ、一方製絲技術及取引上については彼等の忠言によりて得る所尠からざりき。（平野村誌　日本蠶絲業史　長野縣生絲同業組合聯合會沿革史）

米國國際絹物展覽會

大正十年二月七日より同十二日まで米國絹業協會及「シルク・トラベラース」協會發起にて紐育市グランド・セン

トラル・パレースに於て國際絹物展覽會開催せられし際本邦より繰絲器二釜、揚返器二窓、煮繭裝置、括造器、生絲檢査器機、蠶兒より繭、生絲衣服に至る迄の順序を示す實物標本一組を出品し、又、大日本蠶絲會よりは統計圖解を出品せり。此時本縣よりは本邦製絲業の實況を示す爲工女を派遣し繰業せしめたり。

本縣よりの選出者左の如し。外に郡是製絲株式會社より一名

小縣郡丸子町　依田社　中山つねい
諏訪郡平野村　片倉絹絲紡績株式會社　吉岡喜代野
同　尾澤組　五味みちよ

此の時絹業視察として片倉絹絲紡績株式會社姫路製絲所長片倉三平氏も渡米せり。

展覽會閉會後シカゴ商業會議所會頭、米國絹業協會等よりの懇請によりシカゴ市に於て特に本邦工女のみ繰絲の實演を爲せり。

蠶絲業同業組合中央會派遣米國絹業視察團の渡米（第二回）

大正十二年二月五日より同十五日迄米國紐育に於て第二回國際絹物展覽會開催せられ、米國絹業協會にては本邦製絲家及生絲貿易業者の渡米を希望せるを以て蠶絲業同業組合中央會にては更に同國絹業實地視察調査の爲第二回の視察團を派遣せんとし希望者を勸誘し、一行二十名（平野村誌には二十一名とあり日本蠶絲業史によれば二十名なり）工藤善助氏を團長とし大正十一年十二月三十日横濱出帆の天津丸にて出發せり。此行に參加せる本縣製絲家の氏名左の如し。

工藤善助（團長）　片倉直人　笠原善吉　小口金吾
小口朝重　平田健太郎（生業同業組合聯合會沿革史には工藤利助）　山田織太郎

（日本蠶絲業史による）

又、同展覽會には片倉製絲紡績株式會社、依田社、山十組、小口組、岡谷製絲會社、林組、尾澤組、山丸組、龍水社等より生絲を出品せり。

一行は一月十五日桑港上陸、羅府、市俄古をへて一月廿七日紐育に着し左記日程により各地を視察せり。

月	日	曜	午前	午後	夜	
一、	二七	土	九時紐育着	日本輸出商招待晩餐會日本倶樂部ニ行フ	紐育ホテルコモドア泊	
一、	二八	日	自由	自由	同	
一、	二九	月	紐育市街見物		夜日本輸出商芝居見物AB二組ニ分レA組東洋館食事メトロポリタンオペラハウスB組ハ魚半食事ニウアムステルダム座行	同
一、	三〇	火	メクロポリタン美術館ナチラルヒストリウ博物館午餐ハ紐展支配人チヤーレスグリーシ氏招待「ホテルコモドア」ニ於テ			同
二、	一	木	自由			同
二、	二	金	スプリングパーレー行ダンロツプ氏工場視察			同
二、	三	土		二時絹展覽會絹業協會晩餐會（ホテルアスター）		同
二、	四	日	自由			
二、	五	月	メトロポリタン塔見物午餐ハメトロポリタンデーニテホテルコモドアニ招待セラル、チニーアイストン等諸氏ノ店訪問	マリンメン、ヘスゴールドスミス氏店訪問、日本倶樂部晩餐會		同

二、六　火　生絲檢査所視察ニウジヤーデー　デーニテホテルコモドア午饗招待サル　同　工藤、西谷、小野、片倉、平田五氏特ニ個人的ノ招待ヲウケタリ

二、七　水　ニウイングランドデーニテホテルコモドア午饗會　輸出商ニヨリB組ハ東洋館ニテ食事メトロリポリタンオペラハウス見物A組ハ魚半食事ニウアムステルダム座見物　同

二、八　木　「ペンシルバニア」デー午饗（コモドア）　同

二、九　金　「パタソン」行　同

二、一〇　土　自由　「シルクトラベラースアソシエーション」晩饗會　同

二、一一　日　自由　同

二、一二　月　自由　華府着　同

二、一三　火　費府行市街見物　華府泊

二、一四　水　華府滯在

二、一五　木　華府發紐育ニ向フ　紐育着後午後十一時十五分發　寢臺車

二、一六　金　「ホリヨーク」着　「ホリヨーク」發「ハートホールド」行　同地泊

二、一七　土　「ハートホールド」發（自動車）「サウスマンチエスター」行チニー工場視察　同地發ボストンニ向フ　同地泊

二、一八　日　「ボストン見物」　午後六時同市發七時四十五分「ニウベルトホールド」着　同地泊

二、一九　月　「ニウベルトホールド」發「ピロビデンス」着　同地發「ベツツバーグ」ニ向フ　寢臺車

二、二〇　火　「ビツツバーグ」着同地見物　同　地發　同

二、二一　水　「フルレルウン」着同地絹工場視察　同地發「ウエルクスバーレー」着　同地泊

二、二二　木　「ウエルクスバーレー」絹工場視察　紐育着　同地泊

二、二三　金　一行ノ主催ニ係ハル晩餐會

二月二十四日一行の大部分は紐育を出發して歐洲に向ひ各地視察の上更に歸紐。四月十九日エンプレス、オブ、エシア號にて出帆、同月三十日無事歸着せり。此行米國に於て非常の歡待をうけたる事は工藤團長より來信中

「今回の渡米に付ては桑港上陸の當時より商業會議所が主となり非常の歡待にて驚入、紐育に於ては勿論誠心誠意を以て待遇せられ市中途動の際は自動車に警察官二名同乘し日米國旗を掲げ電車と雖も進行止め吾々乘車の進行を自由ならしむる（之は大統領或は外國の主權者の時に用ひるものゝ由）等又は午餐晩餐會不絕實に非常の待遇に有之候」

とあるによりて略々察すべく、又、當時の米國視察によりて得たる感想中注目すべきものは視察報告中人絹進出の恐るべき事を痛感して製絲業者に警告を與へられたる事之なり。

米國絹業視察團（ゴールドスミス氏一行）の來縣

大正十二年三月八日（平野村誌に三月九日とあり）米國絹業協會は同會長「ゴールドスミス」を團長とせる有力なる絹業者を第二回視察員として我國へ派遣せり。一行の氏名左の如し。

米國絹業協會長(ヘス・ゴールドスミス會社長)　ジエームス・エー・ゴールドスミス氏夫妻
米國絹業協會評議員(カール・シエーン絹物株式會社長)　カール・シエーン氏夫妻
チニー會社織物部支配人　オウスチン・チニー氏夫妻
アトウード撚絲機械會社長　ユージニーアトウード氏夫妻
米國絹業協會評議員(アトウード撚絲機械會社副社長)　エドワード・イー・プラツドレー氏夫妻
米國生絲檢査會社副社長　デー・イー・ダウチー氏夫妻
ウオン公・ペーツ及グーツ會社　メイロン・エス・フオルク氏
チニー絹物製造會社　ワード・チニー氏
ジユリアスカイザー絹物會社　エドウイン・エス・ハイヤー氏
米國檢査會社技師　アール・ジエー・シユワルツ氏

一行は着後三月十一日神戸發にて支那蠶絲業視察の途に上り十三日下關に歸着し、關西地方の視察と觀光とを終り左の日程により本縣製絲業を視察し當業者と隔意なき意見の交換を遂げ到る處歡待を受け歸京せり。

月日	曜	午前	午後	宿泊所
四、二〇	金	名古屋發九時	上諏訪着五時四十七分	布半及ビ鷺ノ湯ニ分宿
四、二一		自動車ニテ岡谷ニ至リ一班ハ諏訪倉庫會社、尾澤組、岡谷製絲會社ヲ二班ハ下諏訪小口組、工場、諏訪倉庫會社林組ヲソレ〳〵視察ノ上諏訪製絲同盟事務所着同所樓上協議會		同 鶴鳴館歡迎會

四、二二　日　上諏訪發七時四十九分　長野縣製絲業者ト一行トノ協議會　犀北館
長野着十一時五十三分　晩餐會

四、二三　月　長野發九時十五分　丸子着　依田社視察
上田着十時二十分　上田蠶絲專門學校視察　大屋發一時三十四分　万平ホテル
自動車ニテ上田發十一時三十分　輕井澤五時六分
夫人連ハ長野發九時十五分　輕井澤へ直行

四、二四　火　紳士連ハ輕井澤發八時十四分

四月二十二日午後二時より長野市城山館に於て開會せる協議會は、高島容孝氏の開會の挨拶につぎ、米國側チニー氏を始め、シエーン氏、ダウチイ氏、トムソン氏等より生絲の使用者として（顧客として）本邦生絲に關し忌憚なき忠言及び要望あり、之を要するに當時の本邦生絲は太班、細斑、小節斑、及び繭の品質惡しき爲に起る所の欠點多きを以て品質の向上に努められたき事、格付の數を少くとも五つ位に止められたき事、各製絲場に於て機械檢査をなし格付を見て安心して買ひ得る樣にせられたき事、春蠶繭より製絲せるものと夏秋繭絲との區別を小紙片に記入して入れる事、生絲の價格高きに失する爲人絹の進出著しき狀況を述べて、生絲生產費の低減と品質の向上とを圖るべきこと、十五中問題につきても絲斑の多き爲に細絲の方が幾分か斑のなき絲を製造し得べしとの考より十五中より、十四中を希望せるものなる事等をのべ、ダウチイ氏は日本絲にて織れる實物を示して、日本絲の近來品質低下せるを示しシエーン氏も米國一流の莫絹大小製造場クリサールカイサーに於ても日本絲の品質の惡しきを示せる事を話し、「ドウシテ抱合、強力、仲度類節ソレカラ班トイフコトガ、ズート揃ツテ居ル樣ナ絲ヲ皆サンハ產出スルコトガ出來ナイノデアリマセウカ」と反問し、又「寧ロ改良トカ改善トカイフコトヨリモ昔皆サン方ガ撚イテ居ラツシヤツタ樣ナモノヲドウカ御撚キ下サイト申上ゲマス」と苦言を呈せり。日本側に於ても橋爪忠三郎氏、越澤三郎氏、小口善重氏、今

井五介氏、小山邦太郎氏等より質問及び應答ありて三時四十五分散會せり。

其後一行は各地の視察を終りゴールドスミス氏外六名は五月十二日横濱出帆のエンプレス・オブ・オストレリア號にて歸國し、其他は同月十四日、十七日、十九日の數回に分れ米國又は支那へ向け出發せり。

日米生絲格付技術協議會出席の米國絹業協會派遣員一行の入信

昭和三年四月十九日より五月五日に亘り横濱生絲檢査所に於て日米生絲格付技術員協議會開催せられ、之に參會せる米國絹業協會派遣員左記一行は五月七日東京より本縣に入り上諏訪に宿泊せり。

チニー商會理事	ウヰリアム・シー・チニー氏
米國生絲檢査會社副社長	ダニール・イ・グウチー氏
米國絹業協會格付委員	アルバート・ボスハルト氏
ステリー絹物會社生絲部支配人	ヘンリー・ビー・アルンデール氏
同	ジエムス・エ・ネエリイ氏
米國生絲檢査會社技師	ラルフ・ブキヤーナン氏
同 調査 技師	ジヨーヂ・ビー・マクキヤラム氏
米國生絲檢査會社技師	ジヨセフ・エツチ・エーラス氏
シカゴ生絲試驗所支配人	ウヰリアム・ボヰラー氏
上海生絲檢査會社支配人	
マクキヤラム靴下會社々長	
米國商務官付貿易事務官	
マクキヤラム靴下會社技師	

翌八日自動車にて平野村に到り、A組は小口細刊工場・蠶絲學校・諏訪倉庫會社・山一林組會社・山共岡谷會社

B組は吉田館・蠶絲學校・諏訪倉庫會社・片倉會社平野製絲所・山十會社・大六工場等を視察し午後は花岡公園に至り平野村一帶の製絲地を展望し、紫明閣に少憩の上公園下より湖上舟遊をなし、上諏訪に至り同地に宿泊し、翌日は日動車にて和田嶺を越え、丸子・上田を視察し、それより關西の主要製絲業地をも見、神戸に於て協議會を開き五月十六日その大部分は神戸發プレシデント・リンコルン號にて支那に向へり。

此際の視察に於て諏訪蠶絲學校は殊に一行の注意する所となれるが如く、團長チニー氏は後日特に同校にセリプレーン檢査機一臺を贈れり。（此項平野村誌による）

自明治十五年
至昭和七年　長野縣生絲類生産額

長野縣統計書ニヨル

年次	生絲	熨斗絲	玉絲	屑絲	生皮苧	其の他	合計
明治十五年	一七〇、三〇一貫	一四、三四〇貫	八、七〇二貫	—貫	三、〇三四貫	—貫	二一五、二六六貫
同　十八年	七六、〇七六	四、六〇八	六、八〇五	—	一五、七二九	—	一〇三、二一八
同　十九年	一三七、八五九	一〇、七六	—	五、八〇八	—	—	一四三、八三三
同　二十年	一三〇、三四三	八、七九三	四、九八二	二、六八五	一八、六八八	—	一六五、四九〇
同　二十一年	一三〇、三六一	七、七九九	四三五	二、八七四	一、一〇五	—	一四二、五七四
同　二十二年	一三三、六三四	一三、八九五	五、六六七	三六、一〇三	—	—	—
同　二十三年	一八三、五四四	一二、三八三	五、五二九	四七、二八八	—	—	二四八、七四四
同　二十四年	二一四、〇三五	一七、六五八	三、七三七	四八、九五五	—	—	二八四、三七五
同　二十五年	二四八、一三四	一六、三七六	三、三九〇	六四、二八四	—	—	三三二、一八四

同	二十六年	二八二、六六八	一六、七八三	四、六九五	五八、四七四	—	三六二、六二〇	一、二八七、八七一
同	二十七年	三〇九、二四七	一八、三五七	四、八一〇	七四、一八六	—	四〇六、五〇〇	一、三〇一、三〇一
同	二十八年	三九四、六二七	三一、八六三	七、〇六三	—	六七、二三五	五〇〇、七八八	九八四、四八八
同	二十九年	三三三、〇三九	一三、八五三	六、六五五	—	六〇、七五三	四〇四、三〇〇	一、〇九〇、三〇七
同	三十年	二九五、五八一	一六、一五三	四、一三九	—	五六、七二八	三七二、五九〇	七六八、六八五
同	三十一年	二八四、九七五	一五、三一五	四、三六三	—	五九、一八三	三六三、八三六	七六八、六八五
同	三十二年	三四一、四四五	一七、八〇〇	八、九五九	—	七八、五九八	四四六、八〇三	一、五六八、一九三
同	三十三年	三五九、六一三	三三、五〇七	九、一七三	—	七一、三七七	四七二、六六八	八八九、一九三
同	三十四年	三九二、一〇〇	三七、九八八	九、二四五	—	七四、九八五	五二四、三一八	九八四、四八八
同	三十五年	三八三、〇九九	二三、〇五七	二、三六九	—	七五、四五三	四九二、八七八	九八四、四八八
同	三十六年	四四〇、九二五	四七、五三三	九、〇三三	—	五九、八六五	五五七、三三五	一、〇九〇、三〇一
同	三十七年	四四五、一七七	一三、三八一	六、二六六	—	一三、六一八	五七六、四〇三	六九一、五八六
同	三十八年	四五一、七四四	一四、三八五	六、六三五	—	一三、三〇一	五九六、一〇五	六九一、五八六
同	三十九年	五三三、五七七	一九、一四一	七、九一八	—	一四一、九三〇	六九一、五八六	七六八、六八五
同	四十年	五八〇、三四八	一八、二七三	一三、九四九	—	一五六、三一六	七六八、六八五	八八九、一九三
同	四十一年	六六二、七七八	一七、七九一	三九、五三二	—	一六九、〇八三	八八九、一九三	九八四、四八八
同	四十二年	七五四、四八六	一九、七九一	一三、一四一	—	一九八、〇七〇	九八四、四八八	一、〇九〇、三〇一
同	四十三年	八三三、六六八	二〇、六三六	一四、三四〇	—	二三二、六七七	一、〇九〇、三〇一	一、二八七、八七一
同	四十四年	八六一、三八〇	二八、八五九	二一、四八四	—	三三七、一四八	一、二八七、八七一	一、五一八、一〇一

大正元年	一、〇三六、二二六	一九、七一三	一三、四七〇	—	—	二七二、六七四	一、三四二、〇八三
同二年	一、一二三、六三九	一八、一四九	一一、八二〇	—	—	三〇八、九一四	一、四六二、五二二
同三年	一、一八三、八五八	一五、五七四	九、八七二	—	—	三〇九、二三三	一、五一八、五三七
同四年	一、二五六、八四七	一五、二三七	九、六六〇	—	—	三九三、〇四四	一、六七四、七八八
同五年	一、三二二、三〇三	一八、三三〇	二〇、一六七	—	—	五〇八、九〇二	一、八七九、七〇二
同六年	一、五一三、九一八	二二、六四四	二六、七二六	—	—	一、〇一六、五四四	二、五七九、八四二
同七年	一、六一六、六六六	三四、七八〇	三〇、一二七	—	—	五七二、二二一	二、二五三、七九四
同八年	一、六五〇、一八三	四六、二五二	三七、八六〇	—	—	四八一、七六三	二、二一六、〇五八
同九年	一、六〇一、二一六	一八、八二五	三六、〇五四	—	—	四〇〇、八三八	二、〇五六、九三三
同十年	一、五一三、一一一	二七、〇九二	二四、八〇八	—	—	四八四、八三七	二、〇四九、八四八
同十一年	一、六七八、五八二	一三、三〇七	二二、九一三	—	—	五三九、三五九	二、二五四、一六一
同十二年	一、八三五、九四二	一一、五〇九	二一、六八一	—	—	七一五、四六一	二、五八四、五九三
同十三年	二、〇〇九、三九二	八、九四六	二三、一九四	—	—	七七一、〇七三	二、八一一、六〇五
同十四年	二、一七五、〇六六	一〇、四六四	二一、二〇八	—	—	一、一一七、七七一	三、三二四、五〇九
昭和元年	二、三九一、四八〇	五、〇三二	一一、一九四	—	—	九二四、〇七二	三、三三一、七七八
同二年	二、四七三、九七一	五、八三二	一〇、七四八	—	—	七二五、四四五	三、二一五、九九六
同三年	二、五七七、七六七	五、五〇二	一一、六九三	—	—	九九八、七九五	三、五九三、七五七
同四年	二、七五二、九九九	五、九八四	一四、三三八	—	—	八〇六、九八九	三、五八〇、三一〇
同五年	二、五八七、八九三	四、二四一	一五、八一七	—	—	八二四、九一四	三、四三二、八六五

同六年	二、五三九、〇四三	一、九一八	一三、八三五	—	—	—	七三四、八一八	三、二七九、六一三
同七年	三、二四〇、八一九	一、三七七	一三、六〇〇	—	—	—	七六一、〇六一	三、〇一六、八五七
同八年	二、一一、三八三	—	一三、三四一	—	—	座繰 三〇、〇二九	二、一四三、六三五	

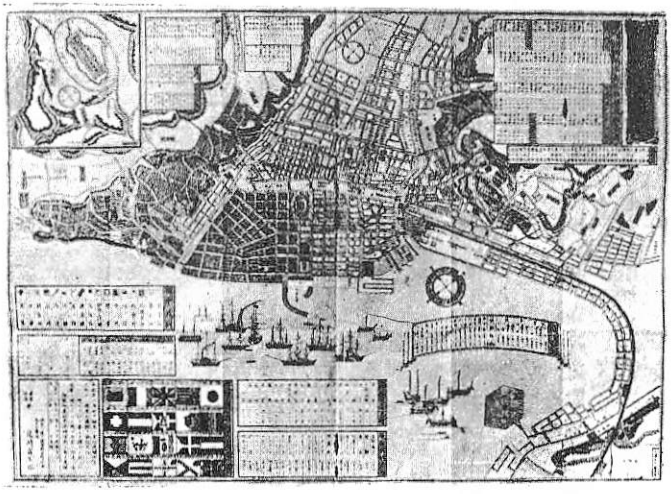

明治十三年出版
改正銅板横濱地圖

高橋平四郎氏藏

第十一章　生絲貿易に關する史料

上田藩に於ては、安政四年（二、五一七）産物會所を創設し、地方の物産は悉く此會社の手を經、上田物産の銘を打ちたる後江戸表の問屋に送り、各地と連絡をとり全國に販賣せしむる仕組となし共掛りを左の如く任命せり。

三月九日　（安政四年）

一御奉行樣夫々被仰渡左ニ

柳澤太郎兵衛

瀧澤助右衛門

右は物産會所御取建ニ付懸リ被仰付

瀧澤利兵衛

伊藤林之助
町田吉五郎
新井甚左衛門
長谷川門藏
沓掛半平

右は御領分産物世話役被仰付候

（宮下日記）

されば安政六年五月横濱開港に先ち上田藩にては町役人を産物會所へ呼出し、「今度紀州、會津、上田、三家より交易を願ひ立て幕府の聞濟みとなり、此三家の交易に關する取扱は芝金杉町撰之助に委任し、來月二日交易手始となるべきに付上田産物品々此度出荷すべしとの申聞あり、此時金杉片町撰之助に取扱はせたる品々次の如し。

一、白絲同織物類　一、眞綿　一、漆　一、木綿　一、紙類　一、生蠟　（上田市史料）

而して上田領産物の輸出に關しては幕府奥祐筆兼神奈川奉行たりし早川能登守の開港に關する記錄に生絲貿易最初の開拓者なりと稱せられたる中居重兵衛など（中黒機庵調査による）大なる關係を持ちたるものゝ如し。そは、昭和十一年五月小縣郡依田村松田鴻海氏方にて發見せられたる昇平日錄（中居剛屏（後重兵衛）の安政六年正月より四月迄の日記）中に左の如き記事あるによりて想像する事を得。

正月廿一日

上田産物會所主人堀壹老君同道交易の儀に付參る。

二　月　四　日

信州諏訪今井氏御狀持參にて山田多宮樣御出

二　月　七　日

上田侯御勘定所え罷出る御奉行稻垣林右衞門樣清水三郎兵衞樣小林藤之助樣外に下役長谷川樣村山樣右御取持山海之珍味御取揃御馳走右席え御家老岡部志津馬樣御側御用人岡部四郎兵衞樣大井右源太樣御出席御産物方御用達被仰付候歸りに村垣樣より親父方へ立寄

二　月　九　日

上田侯勘定奉行より書狀來る

三　月　十　八　日

松平伊賀守樣御勘定奉行松本樣御出御國産御持參御酒出す。（註松平伊賀守は上田藩主なり）

以上は藩に關するものを拔萃せるものなれども正月八日には會津樣え神奈川の繪圖面差上る中野氏え（會津藩交易掛）貿易取調急申達す。正月廿二日紀州産物御調に付長島（紀州藩産物掛）同道にて罷出る。二月五日神奈川御役所並に商館日々諸色御用被仰付度段町御奉行池田播磨守樣え奉願上る。三月六日神奈川御役所向並商館共諸色御用被仰付度段奉申上候處御呼びにて御白須にて御奉行樣御直々御聞屆け之旨被仰渡。等の記事ありて當時開港貿易の急先鋒たりし會津、紀州、上田の諸藩に出入し其産物方御出入若くは産物方御用達となりしこと同日錄中に見え、又、村垣淡路守岩瀨肥後守稻葉正邦水野筑後守等外國關係の幕府要路の大官、佐竹、南部上杉等の諸侯にも出入せることも諸所に散見せり。しかのみならず昇平日錄と共に發見せられたる次の印章は中居重兵衞が依田絲を仕入れて海外に輸入し居た

信州依田生糸
別撰横濱
中居仕入

横濱本町三丁目
中居

りし事實を立證せるものにして其年代も恐らく開港と同時なりしならんことは二月七日既に上田領産物御用達を被仰付し事實に徴して推定に難からず。憾むらくは未だ生絲の輸出取引に關する書類發見せられずして其期日を明確に知る能はざるのみ。

又、諏訪郡平野村(三)杯善左衞門が上田の萬屋平八(註一)と共同して安政六年十月十一日横濱保田屋善藏の手を經て生絲を外人に賣れることは同年十二月保田屋より萬屋茂太郎(茂太郎は萬屋の手代深町茂太郎嘉兵衞は當時横濱へ出張せる丸三の番頭)(三)嘉兵衞宛「さし引帳」に次の如き記載あるにより略々察する事を得。

十月十一日
一ト口千貳百五枚九分九厘　壹斤九十二匁カヘ　絲六百拾壹斤半

十　月
一ト口七百八拾九枚貳分三厘　貳兩貳分壹朱カヘ　絲貳百三拾九斤半

十月十二日
一ト口千貳百枚　臺分八ッ五分五厘カヘ　絲四百三十八斤半

十二月
一ト口千六百七拾貳枚貳厘　壹分十三カヘ　絲四百斤

メト口四千八百七拾七枚二分

此口錢七拾參枚壹分五厘

濱右衞門樣分

中略

一ト口三百三拾壹枚

此口錢四枚九分七厘八分壹厘

九十匁
百十弐斤

後略

以上五口の取引中濱右衛門様分とある一口は岡谷尾澤濱右衛門分にして是等の生絲は保田屋より何れの外商に賣込まれしや不明なれども口錢の記事ある事及び萬屋平八より㊂の番頭政太郎宛九月二十日附の左の書簡により外國への輸出取引なること明らかなり。

『(前略)横濱表上首尾之趣先以御同慶ニ存候。右ニ付飯田絲壹千斤十日渡御手合ニ相成候段、就而者是非共九日迄ニ十八箇丈ケを荷物相揃候様御取計被下候様奉願上候。異人是迄之處追々承候處引合之儀者至而手堅き趣ニ御座候間跡々者兎も角も壹千斤丈ケ者吳々九日迄ニ横はま揃ニ相成候様何分御願申上候(後略)』

之により手合は九月中に行はれ十月十日渡の約定なりしことを知るを得、前記「さし引帳」の記載とも一致せり。

(林茶三氏所藏さし引帳及書簡
平野村誌四三―四四頁參照)

註 (一)

萬屋平八郎は上田町に於ける最も古くして且、富める生絲商にして當時「萬平」又は㊀といへば誰知らぬ者なき人物なりき。明治五年政府にて生絲の粗製濫造の弊を矯正せんとて主なる人物を東京に招集せられし際長野縣下にて財産人物とも相當の者として大藏省より指名されし三人長岡萬平、吉池定之助唐木銀三郎の首に居りしを以ても其信用の高かりしを察すべし。されば㊂林善右衛門との共用といふも萬平が主たる事は前記㊀番頭政太郎宛の書簡にて知るを得べし。後明治廿二年頃上田に百人取の器械製絲場を建て「信陽館」と稱せり。これ上田町に於ける器械製絲の嚆矢にして當時日本一の生絲を製造し格付の標準となれることは其頃の年々の月表の示す所な

り。然れども後失敗廢業して小諸町の小山清右衛門に工場を讓り同氏は「信盛館」と改め百五十人坂の工場として經營せしが大正五年三月出火全燒して今は其影を止めざるに至れり。

又、諏訪郡平野村清水久左衛門は安政六年九月自ら横濱に出港して生絲賣込の商談に關與せりといふ。平野村誌に『清水家について調査した所「安政六年大寶惠」の中に九月十二日より横濱に滯在したる入費を記し、尙』十八、十九、二十日横濱芝や善八殿江泊り』とあつて、久左衛門が最初の商談に關與したらしい事を示して居る。』とあり。尙同書に林今朝夫氏所藏の「安政六年十一月吉日横濱當座帳」に林條右衛門・林倉太郎・小口嘉左衛門の三人共同して保田屋善藏方へ生絲を輸出せる事を記せり。

一二百三十斤六分二厘五毛　此トロ七百廿枚四分
一分十ト二百文　此トロ五枚と壹分四毛
一一斤五分六厘　此トロ九十七枚貳分六厘四毛
一三十一斤二厘五毛

メ八百二十二枚七分六厘八毛

内四枚ト六分九厘　なんきん江
正月廿三日賣込之分　此譯三十六枚八分三厘　貳分(口錢カ)
一千八百四十一枚八分四厘
三月十一日賣込之分　此譯七枚九分七厘六　壹分(同　〃)
一七百九拾七枚六分

尙此帳簿中に小口村林右衛門の生絲正味七貫六百廿一目を委託され、之を銀四貫貳百八十六匁七分九厘トロにして九十一枚八分九厘一毛にて賣却せる事記されより。共荷造、賣込費用等は次の如し。

三匁　油紙壹枚

百文　荷作

百文　總かるこ代

トロ八分　かんかん

同一枚八分三厘七毛　口錢保田屋

壹分貳朱　口錢貳厘歹仝　これは林條右衞門林倉太郎の二人

これを換算すれば合計百五十匁となり、總價格に對し凡そ千分の三十五に當る。（平野村誌による）

次に同年中信州にて横濱より生絲を海外に輸出せりと思はるゝものに伊那郡（現下伊那郡上郷村）別府村中島屋六右衞門の絲荷物請取狀あり。

覺

一絲荷物拾貳個

右之通慥ニ請取申候處實正也則神奈川表に無相違御下シ可申上候　且又右爲替金千九拾貳兩已於彼地右荷物引替ニ請取無相違御渡可申上候爲後日依而如件

安政六年　新町二條台町

未十一月廿二日　越後屋孫右衞門

中島屋六右衞門殿



代銀三拾四貫六百五拾目

合銀百拾七貫九百九拾七匁五ト

内

銀五貫八百九拾九匁　會所入用

八分七厘五毛　口せんとも

同家は安政年間より三但州へ蠶種及生絲を販賣し居たるに（丹後表絲賣上帳同家にあり）今度神奈縣川表へ出荷せるは當然輸出と見做すべきものならん。

開港第二年目の萬延元年には、同家に左の仕切書あり。本縣内にて發見せる最も古き生絲仕切書なり。

覺

一生絲百九斤　但壹斤銀百六十五匁かへ

代銀拾七貫九百八拾五匁

一同四百拾五斤　但壹斤銀百五十七匁五トカへ

代銀六百五貫三百六十貳匁五ト

一同貳百貳拾斤　但右同斷



内
拾壹枚壹分貳厘壹毛　御運上銀
口錢銀引

引〆銀百拾貳貫九拾七匁
六ト貳厘五毛
爲洋銀貳千四百貳枚九ト五リ
右ゑ英商茄士石ゑ賣渡代銀受取
書面之高差引相渡此表出入無御座候以上
申　正　月（万延元年甲申）
海屋久治郎
辻治郎左衛門殿（川路村）
山崎六右衛門殿

之につぎては諏訪郡平野村林善左衛門及甲府の太田屋佐兵衛宛の仕切書にして次の如し。

仕切書覺
越前
一生絲百六拾八斤五分
壹斤ニ付洋銀三枚三分替
代洋銀五百五拾六枚五厘

ペケ絲直引
貫々荷作り
諸色掛り共

貳拾枚
三枚ト銀九匁
此トル貳分八厘六毛
〆三拾四枚四七分毛

差引殘而洋銀五百廿壹枚六分四厘三毛
右者英商貳番ロレル方エ賣渡シ代金請求書面之通リ差引相渡シ申候以上

萬延元年
申七月十日

横濱本町五丁目
石川屋
與助 印

林善左衛門殿
太田屋佐兵衛殿

此仕切によれば越前絲を甲府の太田屋と共同にて輸出せるものなれども當時丸三等が横濱に出荷せる生絲は、地元生絲の外頗る廣汎なる範圍より買收せるものにして林恭三氏所藏の「安政六年八月乘商内買帳」によれば同年萬屋及び太田屋と共同して生絲を仕入たる地は諏訪郡下各村を始め飯田地方に及び甕には信州絲及甲州絲の仕向地たりし岐阜の和泉屋新兵衛の手を經て逆に長濱・曾代・船津・絹立、白川・益田・栗田部等近江美濃飛驒越前の諸國に亘り、尚萬延元年には濃飛の外尾州及奥州米澤より仕入れたる記錄、文久三年に郡上絲を名古屋より直接江戸に送れる仕切目錄等も同家に殘り、同村武居小太郎氏所藏「慶應元年武居代次郎大福帳にも手代を飛州高山に遣はして生絲四千七百兩を購入せる事記されたり。

尚丸三には當時の往復書狀多數保存されあるも年號不詳なるは惜むべし。たゞ其中の一通主人善左衛門より在濱

中の嘉兵衛に與へたる三月十二日附の壹通は萬延元年櫻田門外變直後のものらしく、文中に當時橫濱出港の諏訪地方生絲商人の名前あり、此書簡によつてそれ等の商人が皆丸三を中心として輸出及取引に從事せるらしき事を窺ひ得べし。

『(前略)其後舟も五艘に相成旁商內早取不申、先日後取組不相成候趣致承知候。(中略)江戶表當三日之騷動兩三日已前ヨリ專ら風聞有之候へ共虛實相譯兼候處今夕宇左衞門より委細承り候處實事ニ相違無之無餘義之事に候定而穩便ニ相濟可申候得共いづれ一旦者大不印ニ可相成候間先つ何事も無之內ニ早々御片付可被下候。(中略)且又藏屋尾澤濱右衞門其外全(林條右衞門)一分(林倉太郎)ハマ伊(清水伊兵衞)俵國(伊那本下萩原國助)殿ニも早々御片付被成候樣御傳言可被下候。(後略)』

此他林民之助氏及增澤善太郎氏等も外國人に玉絲又は提絲を賣れる仕切書を所持し、林恭三氏は同仕切書七通文久元年三壹通、文久二年貳通文久三年四通を所持すといふ。以上平野村誌による

以上は諏訪地方にて發見せられたる㈢林善左衞門其他三三の商人の仕切書にして此他に未發見のもの、既に煙滅に歸したるものの多かるべきは想像に難からず。開港當初より逸早く橫濱表に飛出し海外貿易に活躍せる諏訪商人の機敏さと大膽さとを見るべし。

又信州の橫濱と稱せられたる上田地方には萬屋　蔦忠(田中忠七)等の大提絲商ありしも、萬屋は全く失敗して訪ぬるに由なく、田中忠七氏は今尙健在なれども生絲に關する文書は一も存せずたゞ飯沼村現今小縣郡依田村吉池定之助の曾孫、吉池力氏は多數の文書及生絲仕切書等を藏せり。

上揭寫眞は嘉永五年及六年の「絲方書拔控」、「絲賣揚勘定書」にして上州の藤生善重郎より吉池定之助に宛たるもの嘉永五年の「絲方仕入金並賣上金請取控帳」は吉池定之助の控帳にして同氏が開港已前より生絲賣買に從事し居た

る事を示すものなり。





明治二年絲仕切書　　吉池力藏氏

此他同家には維新前のものとしては「嘉永五年絲方出入帳」、嘉永六年絲方諸雜用控帳、嘉永六年荷造諸入用控等あり其取引先は㊀藤生善重郎及び㊁伊勢屋銀助なり。又多數の絲仕切書及書簡を有すれども諏訪の丸三のものと同

じく年號不明なるもの多きは惜むべし。

維新後は横濱辨天通龜屋善三郎と取引せる事一三九六頁の寫眞に見るが如くなれども、安政より明治に至る間の消息は未だ知る事能はず。



（唐木鷹三郎氏藏）

松代藩に於ては文化以來「爲登絲」につき保護奬勵を加へ文化七年領内新地（現今南條村新地）にて絲市を開けるも上田商人の抗議によりて訴訟となり敗訴の結果廢するに至りしが、後松代町中町に於て絲市を開きたり。

文久三年松代藩に於ても上田に對抗して、奉行長谷川三郎兵衛の發議により、松代産物會社を創立し、本社を松代本町におき、産物改所と稱する問屋風の支店を領内各所におき彼の蠶種海外輸出の先驅者として有名なる更級郡羽尾村仙石組、大谷幸藏は文久三年其取締役に任ぜられ註(一)後元治元年産物方御用達となりて松代領内に座繰絲を奬勵し領内産の斜子、紬、麻等と共に之を一手に買ひ蒐めて横濱に出荷し莫大の利益を得之を以て窮迫せる同藩の財政を一時救濟する事を得たりしも、此際發行せる藩札其他につき明治三年の騷動を惹起するに至れり。尾崎隈川著大谷幸藏大平喜間太著松代町史長野縣公文等參照

註(一)

羽尾村仙石組

幸藏

産物改所取締役勤務中苗字帶刀御免申付候也

十一月　（文久三年）

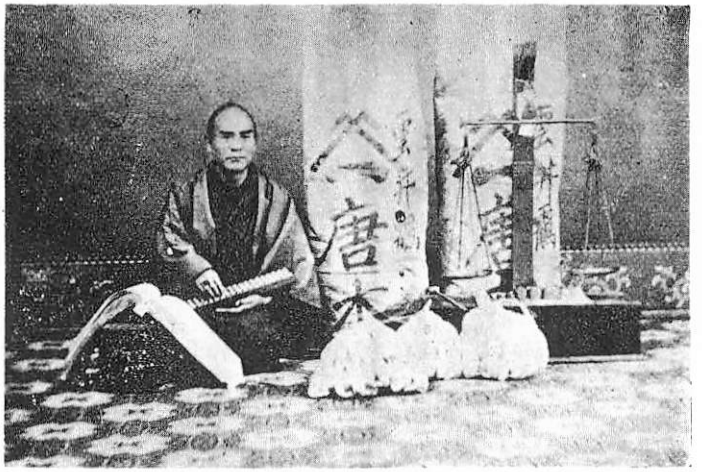

明治七年生絲輸出秤量計算態唐木銀三郎　（唐木鷹三郎氏藏）

領內屋代村唐木銀三郎は開港以後此事に盡力せるを以て生絲肝煎申付られ（六月十二日とあるのみにて年號不詳なれども苗字なき所より慶應二年前なるを知る）ついで慶應二寅七月二日苗字帶刀御免となれること一三九七頁寫眞に示す所の如し。

當時氏は地方提絲を買ひ集め自ら天秤を肩にして上州又は横濱に齎げり。

次の寫眞は明治七年十一月四日撮影せるものにして提絲販賣の歸りなりといふ。

上圖は輸出提絲秤量計算の態にして、最前方にあるは信州提絲、袋は九貫目宛の提絲を入れたる紙袋にして松代に製造人あり生紙に貼り揉紙になしたるものには雲井龜ハは唐木家の商標なり此袋に入れたるものを繩にて締め其上を桐油紙に



提絲商人　唐木銀三郎　（唐木鷹三郎氏藏）

て包み莚包となし、㐂入、〆出と墨にて莚に記し横濱に出せるものなりといふ。

唐木銀三郎は大正八年八十七才の高齢にて沒し共子鷹三郎氏亦七十余才の高齢にて今尚健在なれば生絲商は失敗せるも今尚多數當時の文書を有せり。やゝ後世のものなれども序に明治廿六年横濱茂木商店よりの仕切書及差引書を示せば次の如し。

仕　切　書

五十三斤八分五り廻り
乙九拾番　賣
自　號
至　號

一月十八日

〃　一〆二信州提絲　四　個　此束數　束

元目四拾九メ二百三十壹匁

藏　入　此内正六十六斤へケ
紙上目

渡目　三百三拾八引

内　八斤四分
　五　〃

百斤ニ付
二斤半切

差引三百弐拾九斤五分五厘

和斤二百四拾七斤壹分六厘

六百拾弐枚半替

〃　代拂　千五百拾三枚八分五厘

内拾五圓十四錢　手數料

内弐十錢　五カ賃

〇弐　圓　看貫料

印紙

〃　差引金千四百九拾六圓五十壹錢

右之通ニ御座候也

横濱辨天通弐丁目

明治廿六年一月十八日　茂木商店　㊞

唐木銀三郎殿

差引書

廿五年
十月三十一日
一金三百圓　提絲五箇
荷爲替
十九銀行へ相渡ス

廿六年
一月十八日
入金千四百九拾六圓　乙九拾番賣
提絲四箇

五十一錢　三百圓
十月三十一日ゟ
一金七圓廿錢　一月十八日迄

一月十七日

一金壹圓九十錢　電信料
十一月十八日ゟ
六度

一月十八日

〆金千百八拾七圓四十壹錢　殘

右拾九銀行手形にて送る（朱書）

右之通御座候也

明治廿六年一月十八日　茂木商店㊞

唐木銀三郎殿

下伊那地方は文化文政以後生絲の製造漸く盛となり、專ら西京西陣機業家に賣却して愛用せられしが開港以後横濱に輸送して外國に輸出する事となり其品質の美を以て賞せられたり。今、日本蠶絲業史貿易史に揭げられたる當時の生絲相場によりて見るも其良絲なりし事を察し得べし。

横濱市場に於ける萬延元年十一年廿七日の生絲市場相場（一擔百斤に對し）

前橋一、二等	四七〇弗—五一〇	飯田二、三、四等	四四〇—四七〇
信州	四〇〇—四三〇	江州	三〇〇—三七〇
奥州	三四〇—四四〇	美濃曾代	四三〇—四五〇

文久二年に於ける一ケ年間の平均生絲種別相場

信州飯田提絲一、二等	四九〇―五三〇、三〇弗
前橋提絲中	四八〇―四九〇
美濃會代絲一、二等	四四〇―四七五
奥州二、三、四等	三七〇―三七五
八王子島田絲	三三五―三三五

文久三年十一月二十一日生絲相場

飯田上等	五五〇―五五五弗
同　下等	五一〇―五二〇
前橋中等口別	四九〇―五〇〇
江州下等同	四五〇―四六〇
奥州上等	五三〇―五四五
同　下等	不　明

元治元年二月六日生絲相場（單位弗）

飯田上等	―
同　下等	四九〇―五一〇
前橋中等同	五三〇―五四五

慶應元年十一月二十五日生絲相場（單位弗）

飯田上等	―
前橋提絲上	五〇〇―五三〇
同　下	四五〇―四七〇
奥州一、二等	三八〇―四〇〇
同三、四、五等	三四〇―三五〇
同　中等	五五〇―五四〇
前橋上等	五五〇―五六〇
江州中等同	四六五―四七五
八王子	四〇〇―四三〇
奥州中等	五〇〇―五三〇
愛知産	四六五―四八五
同　中等	五四〇―五五五
前橋上等口別	五五〇―五六〇
同　下等同	五三〇―五三五（下略）
中　等	八三〇―八五〇

同　下等　七五〇―八〇〇　前橋上等　八六〇―八八五

同　中等　八三〇―八五〇　信州下等　七五〇―八一〇

又同書に佛國ロンドー氏著書に日本生絲の初めて歐洲に到りしは一八五八年（安政五年）にして sodai（ソダイ）絲なり、次でイダ（ida）絲前橋絲を輸入し次で奥州絲を輸入せり」とあるをあげ「ソダイ絲は曾代絲なるべくイダ絲は飛驒絲であらう。」と記されしも hida は ida とはなり難ければイダは恐らく飯田ならんと考へらる。ことに飛驒絲は信州上田の提絲商人萬屋平八蔦屋忠七等によりて買出され上田提絲として賣買され、蔦屋忠七氏談　たるを以て一層此感を深くす。

飯田絲は既述の如く原六右衛門、辻治良左衛門其他の人々によりて輸出せられしも、飯田藩に於ては文久三年取締上之を一定の商人に取扱はしむる事となせり。

爲取替申規定證文之事

一、今般御國産生絲之儀是迄諸々エ持込御賣捌被成候處不取締之筋有之候ニ付此度御領主堀大和守様右生絲御掛リ御役人衆中様ヨリ御預有之候ニ付我等方々江引請横濱出店ニ而賣捌可申候。尤右荷物着之節生絲壹箱代金百五拾兩之相場之節三分二之爲替金御用達可申筈且利足之儀ハ金百兩ニ付金壹兩之外ニ爲替打料金弐分並ニ運上所上納賣込口錢賣上之節一同請取差引相渡可申候則利割左ニ

一當月廿六日ゟ翌月晦日迄壹ヶ月利可被下候

一當月朔日ゟ翌月五日迄壹ヶ月利可被下候

右之通御引合申上以候ハ聊相違無之然ル上は壹箱たり共外店江相贈候儀一切無之筈堅規定取極申候

前書之通御對談取極候上ハ聊違變無之候爲後日取爲替規定證文仍如件

江戸南槇町西會所
住友吉次郎名代
泉屋市郎右衛門㊞
同所三田南台町
萬屋安五郎㊞
横濱辨天通二丁目
萬屋四郎右衛門
右店預り人
和三郎㊞

文久三亥三月　日

堀大和守様
御用達　小西業助殿
生絲御取締方　升屋久兵衛殿
近江屋喜代太郎殿
板屋治郎兵衛殿
清水屋平助殿

（大原友次郎氏藏）

當時我邦內に於ては尊王攘夷の論盛にして文久三年には廟堂に於ける攘夷論優勢となり其五月十日を以て攘夷實行

の日と定め長州藩は外艦砲撃を決行し八月には攘夷御親征の議将に行はれんとせる形勢なれば夙に平田篤胤の流を汲める國學旺盛なりし伊那地方に於ては生絲貿易を以て不埒極まる行爲となし文久三年八月十三日の夜　飯田谷川橋の橋桁に鮨の飯粒にて次の如き貼紙をなせるものあり、曰く

「大原屋權藏　異人と生絲の取引をなすは不埒の極みである。今後其取引を停止すれば許してやるが停止せざる時は必ず天誅を加ふべきもの也　神世道之介」

（之は當時伴野村松尾多勢子の家に潜伏せる足利尊氏の木像梟首事件の犯人角田忠行や飯田町櫻井文治郎等の所業であつたといふ。）

又、甲州の人岩崎長世及び信州伊那郡の勤王家松尾た勢子は海外に生絲を輸出するをにくみて次の如き長歌又は短歌を詠ぜりといふ。

生絲貿易と攘夷論者の歌

甲州人　岩崎長世

ゑみしらに絲を買はれて老人の
きる衣うすし風な吹そね。

松尾た勢子

こと國に絲の行けるをなげきてよめる長歌みじか歌

皇の神のみ國にまだまなすかひこのまゆを、こと國の舟のくるより、いつとなく人の心の、ひきはへてかふるうれたさ、うつせがひからのえみしが、白かねの山はなすとも、日の本のますらたけ男にあらぬ身も、吾はほつせじ、まづ

しくありとも

反　歌

しら絲をかふるのみかはよの中の
みだれいかにとくるしかりける。

（川狩敦夫　幕末攘夷運動と生絲貿易）

海外との貿易追々盛大ニ赴きことに生絲貿易の盛となれる事は文久三年正月上田藩にて提絲改料増上納申付の左の御觸書によりて窺ふを得べし。

「産物料錢の義は御領分極難の者御救助之爲御手當法御取立相成候御趣意に候處横濱開港以來白絲之賣買專に相成織物少き故判錢揚り高著く減少いたし殊に御勝手向之義ハ段々申諭候通必至と御難澁相成當今の姿にては極難の者御救之義も如何樣に可運哉と深く御心痛被爲在候處白絲の義近年格別高直に相成多分之利益も有之趣相聞候に付右絲判錢、是迄一提ニ付參分ツヽの處當七月より今年猥猶又參分ツヽ、増上納申付候間御時節柄の程厚く相辨何れも出精書面之通上納可致候事

其後生絲は益々景氣よく元治元年には七八月頃一兩に七八十匁の處九十月頃には四十八匁となる（上田市史料）

然るに其後三月に至り夷軍入洛して攘夷實行之日を五月十日と定め、同月長藩は下關に於て外艦砲撃し、八月には攘夷親征の議行はれんとするに至りしかば生絲貿易に就ても大打撃を蒙るべきを豫想し、其出荷を見合すべき旨を傳へたるが如し。須坂藩にて當時各村へ觸示したるもの左の如し。

「不遠銷港之應接被爲在候。自然外夷ゟ扱爭端候は一同皇國之ため盡力可相働之分被仰出候。依而者兼々申達置候通

蒐一之義有之候共、猥に動揺不致あふれ者等俳徊可致も難計銘々申含致用心相互ニ火之元心付大切ニ可致候

但シ横濱表江絲荷等差出候儀見合可申事

右之趣御領内村々小前末々まで不洩様可被相觸候

亥　九　月（文久三年）　㊞

（日瀧村　井澤儀一氏藏）

日本蠶絲業史生絲貿易史第一章一〇七頁に「文久年間には外人打ち拂ひの攘夷令が出るいとふ様な風評で在横濱の商人は皆程ケ谷へ引上げ夜間は市中に人影をも見ないと云ふ寂莫を極めた事もあつたといふ」と記されたるは此頃の横濱の市況を示せるものにして、前記須坂藩の廻章と對照して當時の狀態を知り得べし。

同年上田藩に於ては生絲奸商取締の爲左の如き注意書を發せり。

「御領産提絲の義他國に勝れ、交易評判宜敷趣ニ候處近年心得違の者有之太元結を卷にいたし、別製目方附候不正の品相用候者有之趣、全く眼前之利益に迷ひ却而國産の名折に相成國益毫微の基に仕出し候義不相辨不埒の至ニ候兼て先年觸置候通内山紙二ツ切幅五分五厘より六分限の卷紙相用ひ都て正路に取扱いたし永く國産の本意不取失様厚く相心得可申候以後心得違之者有之候ニ於ては急度取糺の上曲事可申候」

六　月

「兼て先年觸置候通」とあれば是より前既に不正の卷紙等用ひざる様注意しありたるものと覺ゆ。

慶應二年正月老中松平和泉守より生絲取締につき新絲古絲に不拘五月〆改印をなすべき旨の御觸より、之についで信州に於ても一日須坂等各藩にても領内に觸示す所ありたり。

慶應二年生絲改の爲幕府にて改印を造り、「萬石以上領分之義者改印御貸渡」となり、上田藩にも貸し渡され改の上捺印する事となれり。よつて上田藩にては産物會所に於て改印をうけたる後賞賞すべき様申渡し、同時に、荷造取扱方及冥加銀上納方左の如く申渡せり。

一生絲改受ノ義ハ一提ニ付先ニ相觸置候産物改所ヨリ相渡シ候口紙ヲ以テ巻改印受可申事

一口絲之義ハ生絲一貫目ニ付御國遣ハ拾五匁外國行ハ參拾匁ツヽ、其節ノ相場ヲ以テ代金上納可致事

一他國へ出候絲荷物之義改所へ差出候節御國遣又ハ外國行ハ夫々口譯いたし何れも小提にて一旦改め候上は口絲上納濟ニ付其儘莚包荷造いたし産物會所ニ差出大燒印を受荷造繩括り目を手厚の紙にて封印いたし改印をうけ差出可申候　萬一荷物の内一提にても判洩れ有之候節は横濱關門に於て其荷物不殘御取立相成候趣に付手落無之様精々入念可致事

一改印請他に賣渡申間敷候。萬一心得違之者於有之嚴重之處可申付候事

但川中島武石へ出張取計可申事

（上田市史料）

須坂藩に於ては製絲業者に對し慶應元年七月中左の如く「御運上」被仰出たり。

慶應元年七月御運上被仰出

一手絲金百兩ニ付銀三拾匁

一買絲金百兩ニ付銀十五匁

右之通被仰付仲間一統難澁ニ付御免願致候得とも御聞濟無之、惣代青木屋甚九郎、山田屋重右衛門相願押而以願書歎願仕御領内一同ニ而金四拾兩獻上申立御聞濟相成然ル所綿内村絲師ゟ金貳兩貳分爲差出〆テ四拾兩納申候

爲後念印置候如件　　（東行社藏）

翌慶應二年には更に左の如く觸渡せり。

生絲御取締之儀ニ付當春中從
公邊被　仰出候通銘々可相心得候且改所之儀ハ須坂町於勘定藏――改印いたし候間是又相心得製作之生絲差出改印を受賣買渡世を實意ニ可致候依而取極振　御冥加上納等左之通

一生絲之儀は壹括リツヽ口紙卷改印致候事

一御國遣生絲之儀は
公邊ニ御冥加絲目壹〆目ニ付十五匁ツヽ、御極被　仰出候

一外國行生絲之儀は
公邊ニ御冥加絲目壹〆目ニ付三拾匁ツヽ、御極被　仰出候

一在町ニおゐて自分製之絲を以絹紬其外相仕立候分是亦生絲ニ而前同樣改印御國遣之通御冥加可相納事

一御冥加銀之儀は須坂町日々之相場を以御極被仰出候間實意取調書上可致事

一御冥加銀之儀は改印相濟次第早々相納可申事

右之趣被　仰出候間生絲渡世之者に不洩樣可被　相觸候

五月九日（慶應二年）　郡代　　御判

尙々改印之儀ハ係り之者ゟ委細申聞候改日限之儀近日取極可及沙汰候以上

水野和泉守樣御渡候御書付並御覺書共貳通黑川近江守樣御觸元

五月十一日（慶應二年）大目付に

（須坂町年寄小田切藻兵衛書留）

須坂藩にては慶應三年二月更に生絲改に關し嚴重に觸示す所ありたり。而して其改料は從前通なり。

「生絲並蠶種紙其外とも今般被仰出候次第其筋より案內有之條々左之通り。

神奈川表におゐて生絲並蠶種紙改方之儀是迄定例之印無之品內に無印又は紛敷印有之品取交持來候分ハ撰出差留其儘荷物差戻し來候處追々右樣之送り荷物相聞以之外之儀ニ付以來定例之印ニ相振レ候分ハ神奈川奉行おゐて改之上無用捨取上增印付相渡し候ニ付心得違無上樣可致候

但し增印押渡し之儀ハ無印又ハ紛敷印有之處へ增印ヲ押相下ケ候事

一、生絲改之儀他之改所に流入候弊有之哉ニ相聞候間以來小括卷紙御料（領）ハ白紙小給處寺社領黃紙、万石以上領分ハ落紙ニ而色分ケ可致事

一、外國行冥加之儀ハ昨年之通リ可相心得候右之趣被　仰出候間不洩樣可被相觸候

慶應三　卯年

二月

御郡代御役所

生絲師共に

（東行社藏）

生絲貿易の隆盛に伴ひ横濱問屋に於ても混雜の爲問違起り、藩主の苦腦荷主の難儀斯からざりしかば各藩に於ては

確實なる問屋と特約取引せしめたること曩に記せる飯田藩(文久三年)の如きものありしが、其後益々其必要を感じ須坂藩にては慶應二年次の請書に見る如く小松屋平兵衛・絲屋萬吉兩問屋を取引店と定めたり。

奉差上御請書之事

近年横濱表に生絲向宜敷　追々出荷仕同處絲問屋之儀は銘々向々之問屋に荷物差入商賣仕候處右絲荷物之儀は御改印も有之殊に代高金之品に付自然混雜間違等差起り奉蒙　御苦惱候義且は荷主共及難澁候義茂難計厚以　思召、横濱慥成絲問屋小松屋平兵衛、絲屋萬吉兩問屋に荷主共爲筋に相成候段御掛合被成下右兩問屋限りに荷物差入商賣可致旨錢向之義同處取究振合之外別段相增之義無之右問屋共不執計之儀致候ハヾ孰レ之問屋に引越荷物差入商賣仕候而も不苦趣被　仰渡御座候に付仲間一同談判仕候處右御趣意一同奉畏難有仕合奉存候依之爲後鑑御請證文奉差上候處仍而如件

慶應二寅年十一月

横町下組

絲仲間行司　牧　藻助
四郎右衛門組　持田藤治郎
同組々頭　栗田清之助
横町下組々頭　忠之助

御役場

前書之通絲師年行司に御請證文奉差上候に付私共奥印仕奉差上候以上

町年寄

小田切藻兵衛

名主

土屋榮七

絲師御運上掛り

牧九郎右衛門

（町年寄小切田藻兵衛御用留　中澤吉四郎藏）

上田藩にては明治二年五月特に御領産賣捌取扱頭取及御領産賣捌取扱五軒を定め領内の産物は左記五軒の問屋へ出荷賣込を命ぜり。

横濱表交易賣捌方取締人　肥前屋七右衛門

御領産買捌取扱頭取　（絲屋万之助）（肥前屋治郎兵衛）

御領産賣捌取扱　（大和屋三郎兵衛）（不入屋修助）小橋屋傳右衛門

（上田市史料）

生絲の粗製濫造の弊を矯正すべき事に就て上田藩の如きは天保四癸巳年にのぼせ絲仕掛取を停止し、大工指物師平人にても仕掛取の器物製造迄停止せるを始とし、同十二年には取締役吟味役等を置きて監督を嚴にし、嘉永二年安政五年等にも粗略の引方無之様に觸示されことに安政五年には「御領産の名目にも相拘はり候得者向後粗略の引方無之様急度心得可申候事といひ更に其引方につき「細絲」を要求して「已來絲引方入念致し可成丈細口に製し可被下候」

と注意及注文し、次に文久三年には既記の如く太元結を巻き別製目付の不正品を用ゆる事を止むる様注意し、明治四年五月には上田商法社にて次の如き製造規則を定めたり。これ蓋し信州に於ける生絲製造規則の嚆矢ならん。是につきては明治六年須坂製絲改會社　明治七年諏訪生絲改會社のものあり。製絲篇參照

明治四年五月生絲製造規則

一近來生絲製造方猥りに相成、外國人本國へ差送り候處繰戻しに相成兼候之絲分有之、西洋一般品評惡しく既に機屋職も持て餘し候生絲　佛英兩國にて四萬箇も其儘積込有之賣買相成兼候趣、右ニ付昨夏中より賣込値段日增下落　當春ニ相成候ては麁製にて値段に不拘不揃之品横濱にも澤山有之日本商人案外の損失いたし候義實に可歎之至りに候何卒當年より相改製作方聊表裏之品無之樣格別入念いたし自然西洋諸州迄信義相立不易之御國益相成候樣致し可申候依て左之通製作可致事

一、車挽にても手挽にても二口取無用、一口取ニ限可申事

一、繭挽始め五ツ附末に至り候はゞ六ツ附に致しのりを掛可申上は絲細く末太く挽候事堅く無用　惣て裏表無之樣挽末に至り候はゞ水を取り替精々上絲に製し可申事

一、大わくへ揚け候節絲切れ候はゞ聢とつなき附繰返し出來候樣揚け可申事

繰返しに相成兼候節ハ西洋迄參り候ても積戻しに相成挽主へ返り可申義も可有之哉精々深切ニ製作可申事

一、ふし上り不申樣氣を附成丈むらなしの上絲に製し可申事

一、絲卷紙へ挽人の名前相印し賣買可致候

賃挽の者も同斷名前を出し可申事

但名前の印は判形にいたしたく候事

一、卷紙の義は内山紙幅五分堅二ツ切ニ致し可申事

右之趣聊心得違なく入念製作いたし候ハゞ御國益は勿論之事銘々とも分に應じ利益可相成ニ付何々にも厚く相心掛可申候事

辛未五月　　上田商法社

卽生絲製造規則には相違なきも、專ら粗製濫造を矯正する目的を以て定められたるものなり。

左の「風聞書」は年月不詳なれども美濃紙一枚に木版にて印刷せるものにして、横濱五十九番本町通の外國問屋仲間が、亞米利加並に歐羅巴の生絲商人に依頼せられ、本邦製絲家に反省を求め希望を述べたるものなり。

先づ最初に日本の生絲年々其品質の低下せる事をのべ次に奥州、甲州等にて製造せる絲を上州前橋或は信州の提絲に紛はして賣る事より、束收紙の重きに過ぐる事其他の不正、製法の粗なるを責め、隣邦支那に於ては漸次改良進歩しつゝあるに、日本絲は之に反せる點を指摘し今にして改めずんば噬臍の悔あらん事を忠告せり。文中に西洋に微粒子病毒の蔓延せることをのべ、これが撲滅も左程手間取るまじき事を記しある點より見て明治初年のものならんと考へられ面白き史料なれば左に全文を掲ぐ。

横濱外國問屋仲間ヨーロツパ並にアメリカの生絲商人に頼まれて日本の生絲をはくる人々に當國より積送りし生絲の事に付て風聽致したき事左の通り

一、日本乃至生絲年々ゝ其品乃くだる事

一、奥州甲州等ゝできる絲をさげ絲に仕立あげ上州前橋信州の絲ゝゝせまぎらし賣る事

一、多くのさげ絲繰るゝと惡しき故繰返す時ゝ屑多く出て買ひし人の損する事

一、さけ絲乃たハね紙の重きる事

日本のまゆも色々ゝして皆ゝと〳〵く細き絲の樣に繰返す事かゝず西洋のもゝ屋ゝて日本諸州の絲を用ゆるにハ各其出所ゝ隨て用ゆる所を異ゝせり○已前ハ日本の絲其出所ゝにまたがつて各それ〴〵の仕立なりし故外國乃もゝ屋其仕立方を目當ゝして其品を見分これを選とりて相當の所に用ゆるを得たりしが當時も色々の絲を皆さけ絲ゝ仕立あぐる故ゝもた屋度々其仕立にあざむかれて其品を取違ふ事あり○已前も日本乃生絲多くは奇麗にしてつや有りて強く細く其節かくして打揃ひしに當時ハ日本のまゆを繰る者善惡のまゆ差別なく打まぜ念を入れずして繰ると見へ絲のあがり甚きたかく不揃にして色つやも亦あしゝ○已前も日本乃さげ絲もたやすく繰返す事を得て屑の出る事甚少かりしゝ

當時も其きげ絲によりこれを繰返す事難ふして百斤の内ゝ十斤二十斤又も五十斤の屑出る也○ある時ハ絲もつれて繰返す事ならずこれを皆屑絲ゝして賣るより致方のなき事あり其あしききげ絲の見本ヨーロツパよりかへされ來りて横濱表外國問屋仲間の會計に有なれもこれを日本の生絲をつくる人々に見せたき者也○昨年外國問屋仲間ヨリたむね紙の重きこととがめしゝよりて今も少し輕くなりしを見れども右も百斤ゝ付て二三斤の風袋に過ぐべからざる筈なりしゝ今ゝなを百斤ゝて二十斤ゟ四十斤程の紙の目形ありこれをもかりて其目形を差引勘定可致事なれ共是もひまどり且爭論等の基なるべし○先年ヨウロツパゝてまゆの病ありて生絲の産少かりし當事の事なり依之外國人日本の生絲の空しき内ゝこれを高直ゝかひあり併日本の絲其のち追々品くだりし故當時ハ其絲外國のもた屋に向ぬ樣ゝなりたり○まゆの病とても長く募るへきものゝもあらじ若一旦回復致さは彼諸國ゝてよき絲をつくり出すへし然る時も外國人日本に來りてこのあしき生絲を買ふ者あらんや○支那ゝも多くよき絲を作出せり已前もつくれゆ其絲を繰りしが當時もこれを甚だ細く繰りて日本乃きけ絲ゝゝせたりしかれば支那ゝても生絲乃作方追々巧者ゝなり行とあろを日本ゝても其道ぶん〴〵ゝ衰微するは日本人の益ゝなるべき事か○實ゝ日本の生絲の評判もとより善かりしこと次第ゝあしくなりし事これゝ依りて横濱外國問屋仲間ゟ日本乃生絲を作る人々ゝ前書の條々を深く勘考し玉ハん事を偏ゝあひ願ふと云

五十九番本町之通

外國問屋仲間

明治十一年四月上高井郡東行社見本絲を墺國へ送らんと願出しも、細きに過ぎ、旦、質和かにて之を輸出せば却て本邦絲の聲價を落すべきに付見合はすべき旨勸商局より通知あり。（縣公文）

又此頃東行社は佛國リヨン、デスグラント會社と直取引をなさんとして照會せるに對し次の如き回答ありたり。

近ク二三年ノ間絹絲貿易ノ現景ニ注目シ其經由セザル可カラザル成規等ノ繁雜ナルト之レガ爲得利ノ少薄ナルトニ付今ヤ日本國產者ハ歐洲市場ニ關係ノ益々親密ナランコヲ要シ又消費者ノ爲ニハ從來ノ如ク奸商ノ爲ニ射ラルヽ所ノ徒費ヲ被ルノ患ナク直接ニ產者ニ就テ所好ノ品物ヲ購得可キ自由ヲ與フルノ方法ヲ設ケ可キ時運ノ到來セルモノヲ發見シタリ實ニ二者ノ間ニ直接交通ヲ開キ果シテ此ノ利運ヲ與フルノ虛想ナラザルヲ證スルモ亦難キニ非ズ且ツ全然實行シテ違ヘザル時ハ其傾向スル所終ニ、一ノ常習トナルヤ必セリ余輩只恐ル後レテ人ニ制セラレンコヲ依テ今弊社ノ企望スル所ハ貴社產出ノ絹絲ヲ歐洲中弘ク製造ノ業ヲ強ユル者其他凡テ得利ノ最多キ市ニ躍クノ媒介タランコヲ欲スルノ意ニ外ナラズ

「譯者曰ク此一項我國會社ノ他方ニ支店ヲ派出シ數社或ハ數人ヲ經歷スルトモ到底本社ノ名ヲ以テ商務ヲ行フガ如ク媒介タランコヲ欲スルノ意ハ乃チ支社トナラント言フガ如シ」

岩シ又弊社ノ景狀等ニ付探問ヲ要スル件アラバ貴國橫濱ニ在ル某銀行ホンコン、上海銀行、東洋銀行、商社銀行等ニ通ジテ巨細ノ報道ヲ得ベシ貴社產出ノ絹絲ニ付クノ素質等ハ我同業ノ貴國ニ在留スル者ヨリ已ニ了知セルトコロナレバ同輩ヲシテ定約ノ事ヲ管理セシムルモ亦容易ナレバ單ニ弊社ノ視點ヲシテ貴社ノ意ニ的中セシメハ互ニ履行スヘキ規約及計算上ノ明細ニ至ルマデ悉皆貴社ノ最便ニシテ最利トスル所ノ方法ニ從フ可シ想フニ二社ノ間ニ金錢受與ヲ管理スルノ方ヲ定ムルハ敢テ難シトスル所ニアラズ試ミニ某ノ月日某ノ船舶ニ托シ什物若干ヲ運輸セリトノ報道ト共ニ荷造リ其運搬ノ爲メニ費用セシ金高ヲ記載セル差紙ヲ郵送セラレントセバ弊社ハ之レヲ受ケ直ニ橫濱某銀行ニ於テ此金高ヲ相渡ス可キコトヲ電報セントス又物品ノ代價ニ至リテハ勿論品物賣拂次第同樣取計フベシ現今絹絲貿易ノ不景

氣ナル價ノ下位ナル甚シト云フ可シ今弊社ニ於テ賣値段ヲ定ムル左ノ通リナリ

第一業品金印紙貼用ノ分　一キログラム毎ニ　ｂ三フランク
第二業品銀印紙貼用ノ分　同　ｂ一フランク
第三業品赤印紙貼用ノ分　同　五八フランク

佛國リヲン府
デスグランド會社
英國倫頓分社
佛國マルセリー分社
佛國クレフエルト分社
日耳曼ズーリツチ
エチイン出張
メイランド出張

日本國信濃州須坂
東行社監事御中

明治十一年及十二年に於て信州生絲の横濱より輸出せられし數量及價格につき本縣勸業課より神奈川縣勸業課に照會せる回答左の如し。

尙明治十三年度分須坂町牧茂助氏所藏のもの平野村誌に記載ありたれば參考の爲附記せり。

勸第五百四十九號

貴縣下ヨリ當港へ輸送相成候生絲類去ル明治十一、十二兩年分荷數及代價取調ノ儀御依頼ノ趣承知別テ當檢査所へ相達シ取調候處荷數別紙ノ通リ有之候尤モ該品賣却代價ノ儀ハ各問屋ニ無之テハ難相分處數十軒ノ賣込問屋へ相達取調候テハ多分ノ日數ヲ費シ却テ不都合ノ儀ト被考候ニ付兩年分ハ各一ケ年平均相場取調置候書類ノ內ヨリ書抜差進候條宜シク御了知相成度御答旁此段申進候也

明治十三年九月廿七日

神奈川縣勸業課

長野縣勸業課御中

信州生絲並附屬品一ケ年平均表

種類	代價 十一年分		代價 十二年分	
器械取生絲	洋銀	六三四、三八 枚分厘	洋銀	六六〇、〇八 枚分厘
手取生絲（捉絲）	同	五一三、二〇	同	五五六、八三
屑斗絲	同	四七〇、〇〇	同	一三〇、〇〇
玉絲	同	—	同	三〇〇、〇〇
眞綿	同	一八〇、〇〇	同	一九〇、〇〇
出殼繭	同	八五、〇〇	同	一〇五、〇〇
キビソ	同	五〇、〇〇	同	九五、〇〇
山繭絲	同	—	同	四七五、〇〇

明治十一年中信州生絲入荷調

器械取ノ分　但一箇何レモ九貫目當リ

上田	一五二、五三（個分厘）
諏訪	七五〇、〇五
伊那	一三六、六六
木下	二、九〇
飯田	五五、三七
宮田	二八、八三
中野	三二、九七
松本	二三一、八六
須坂	一九四、一〇
阿島	一八、六九
高遠	三三、四三
長野	三三、七〇
四賀	三、九〇
赤穗	四〇、六一
大町	三、六六
小諸	一三、七六
木曾	一六、二二
小布施	三、七〇
山本	四、九六
福嶋	八、三四
川中島	七、八一
坂島	五、二九
佐久	四、六六
松代	七一、八一
合計	一、八五五、七一

手取ノ分

上田	二、六一一、七六
佐久	三六、七二
屋代	一五七、八二
諏訪	一一八、四五
小諸	一六九、八五
伊那	一〇、〇一

松代　二一二、三七
飯田　四、八九
中野　一五八、〇七
高遠　八、四〇
松本　七六、二八
生田　一四一、〇一
長野　五六、一〇
福島　二、一六
赤穂　二、一三
飯山　二〇、〇七
須坂　三八、〇八
四賀　一三、一一
依田　二二、一八
岩村田　二三、一一
穂積　四、一二
合計　三、八七五、七〇
山蛹絲　四、九四
松本　三口合計　五、七三六、三五

同附屬品

眞綿　六、〇一
屑糸絲　五二二、五八
出殼蛹　七五七、四九
生皮苧　二、〇三六、一六

明治十二年中入荷調

器械取ノ分

松代　二一八、二三
上田　四六九、四九
諏訪　一、二七四、九一
伊那　二一四、五五
中野　四二、七四
松本　三八一、七八
飯田　五六、七六
木下　二四、七一

須坂　二六五、六六
宮田　五四、四四
長野　八二、七四
阿島　九、七五
高遠　五九、一一
赤穂　六五、五九
小諸　二二、三一
岩村田　二四、三六
小布施　四、六七
佐久　一四、三四
木曾　二、九九
鹽尻　二、八〇
岡ノ谷　一七、三四
稻荷山　三、一三
淺間　一、九八

合計　三、三一四、七八

手取ノ分

松代　三四三、〇六
生田　七、五二
中野　一〇一、七七
屋代　五九、九四
上田　三、七三六、九一
松本　六一、五五
小諸　一二七、四〇
諏訪　二四、八三
長野　六五、三七
伊那　一〇、四五
木下　九、〇八
高遠　八、九七
依田　四、一一
飯山　一五、六一
須坂　六、〇四
岩村田　八、三三
佐久　七、三四

稲荷山　二、一三
赤　穂　七、六二
合計　四、五九九、九三
山蛹絲　〇、九九
眞　綿　二、九五
玉　絲　三、七一
熨斗絲　八四三、八八

明治十三年　自一月至十二月

器械及座繰捻造製絲

諏　訪	一、四二四、四〇	個
上　田	七〇四・八九	
松　本	四一六・七一	
須　坂	四九九・四〇	
松　代	四三三・六八	
伊　奈	三一五・〇三	
長　野	八七・二九	
赤　穂	一四・一七	

提造及折返し鐵砲撚造製絲

計	六・六七	個
	三、一一六・一八	
	二〇・二七	
	八・〇九	
	二〇四・一三	
	五・二八	
	四九・〇二	
	—	

出殼蛹　九七二、五七
生皮苧　四、〇九八、九三

右ハ長野縣ヨリ御照會ニ付明治十一、十二右兩年度同縣下ヨリ生絲並ニ附屬品當港ヘ出荷ノ分取調可差出旨御達ニ付取調候處前書ノ通相違無之御座候也

明治十三年九月廿日　生絲檢査所

勸業課御中

| | | |

計　四、四六五・九〇　三、八二二・八三　八、二八八・七三

（平野村誌所載牧茂助氏藏）

次に之を「横濱生絲驗査所輸入調表」及び、製絲團結同仲社第一次絲方報告、及び同第二次絲方報告により、明治十二年より同十五年に至る四ケ年間の國別生絲入荷量を檢するに、信濃は常に第一位を占めことに器械及び座繰捻造製絲に於ては斷然群を拔けり。

左表によれば明治十二年信州器械及座繰捻造製絲横濱入荷高は全國の四二%十三年には四五%十四年には四二%十五年にも四二%に當れり。

	明治十二年自一月至十二月				明治十三年自一月至十二月			
	器械及座繰捻造製絲	提造及折返し鐵砲揚造製絲	計		器械及座繰捻造製絲	提造及折返し鐵砲揚造製絲	計	
信濃	三、三四・七八	四、五九九・九三	七、九一四・七一	個	四、四六五・九〇	三、八二三・八三	八、二八八・七三	
上野	一、七〇六・七三	六、三九六・二五	八、一〇三・九八		一、八六三・七八	五、二九二・一二	七、一五五・九〇	
甲斐	一、〇〇〇・八四	一、〇三八・七九	二、〇三九・六三		一、五三三・八六	五一九・八〇	二、〇四二・六六	
飛彈	五〇四・九二	六〇・五九	五六五・五一		四八四・六六	五・六四	四九〇・三〇	
武藏	二九五・二九	三、四一四・九一	三、七一〇・二〇		四九九・四八	二、九一五・一三	三、四一四・六一	
兩羽	二六九・五一	二七七・六三	五三七・一四		二九四・七一	九四・〇二	三八八・七三	
美濃	一八一・六七	一三六・七三	三一八・四〇		二一三・七三	五二・二二	二六四・九五	

下野　八六・五〇　七・六四　九四・一四　四〇・三三　七・〇三　四七・三四
岩代　六九・九三　五、三八三・一五　五、四五二・六八　一〇六・九八　四、五八八・〇七　四、七〇五・〇五
加賀　五三・九八　—　五三・九八　六五・二七　—　六五・二七
近江　五一・六八　三・二七　五四・九五　七五・八八　—　七五・八九
尾張　四七・六四　五・六七　五三・三一　四八・二六　—　四八・二六
伊勢　四三・六六　—　四三・六六　三九・八九　—　三九・八九
越前　四二・一〇　一〇・三一　五二・五三　三一・〇三　—　三一・〇三
越中　三九・五三　三六・一六　六五・六九　三七・八五　七・九六　四五・六一
越後　三九・〇九　四一〇・二四　四四九・三三　五九・三三　二六九・八六　三九・一九
但馬　二一・三五　—　二一・三五　八・一七　—　八・一七
肥後　一八・〇〇　—　一八・〇〇　一四・五四　—　一四・五四
伊豆　一五・四五　一・二七　一六・七二　一〇・五〇　〇・五〇　一一・六一
磐城　一二・五〇　三・五七　一六・〇七　一一・四四　一・一七　二一・二一
遠江　九・五七　—　九・五七　二一・二一　—　二一・二一
駿河　八・三八　一・三三　九・七〇　一七・一七　—　一七・一七
山城　八・三〇　—　八・三〇　一八・三〇　—　一八・三〇
美作　六・七六　—　六・七六　一四・二〇　—　一四・二〇
陸中　四・五六　九・六四　一四・二〇　—　—　—

備中	四・五五	一・六〇	六・一五	〇・七一	—	〇・七一		
筑後	三・六六	—	三・六六	三・六三	—	三・六三		
日和	三・六一	—	三・六一	—	—	—		
陸奥	—	一、〇三三・四三	一、〇三三・四三	一・三三	八八四・九一	八八六・一三		
常陸	—	五・三〇	五・三〇	—	八・六四	八・六四		
遠江	—	〇・九八	〇・九八	—	—	—		
三河	—	〇・七八	〇・七八	四・二七	—	四・二七		
若狭	—	—	—	六・九一	—	六・九一		
豊後	—	—	—	五・二一	—	五・二一		
上総	—	—	—	一・四八	—	一・四八		
伊豫	—	—	—	〇・四〇	—	〇・四〇		
陸前	—	—	—	—	一六・六八	一六・六八		
計	七、八四・〇三	三三、八一〇・七七	三〇、六八四・八〇	九、九六一・五〇	一八、四九六・三七	二八、四五七・八七		

横濱問屋茂木惣兵衛發行「横濱生絲驗査所輸入調表」平野村誌所載ニヨル

絲價

明治十四年生絲其他附屬品入荷國譯一覽表

國名	器械及座繰絲	提雜絲	國名	器械及座繰絲	提及雜絲
上野	三、七七八、一七 梱分厘	六、五六二、五五 梱分厘	武藏	七八二、〇四 梱分厘	四、〇三四、八五 梱分厘

信濃	五、六五三、一七	三、五八〇、三六	備前	一三、七六	—		
岩磐	四三四、三四	六、六三〇、一六	伊勢	二七、八七	—		
飛彈	六六〇、八七	五七、七八	駿河	六、六九	—		
甲斐	一、六二五、八六	四七九、三三	陸前	一六、一五	一、九一六、四六		
越中	四四、〇四	一三、四八	陸中	三五、一三	二、七三		
尾張	二九、九三	六、〇〇	下總	八、六四	—		
美濃	五〇七、五六	三八、八〇	常陸	一三、六一	九、四三		
越後	九五、二九	七五一、六一	伊豆	九、一六	—		
羽前	三四、一五	四五一、三四	美作	三、六三	—		
下野	一〇〇、三八	—	加賀	七、九〇	—		
遠江	三一、三三	四、五一	日向	六、三三	—		
但馬	五九、六〇	—	羽後	四、二一	—		
山城	一七、〇〇	—	三河	八、八七	—		
越前	三七、八四	四、一三	備中	九、三〇	—		
近江	八三、六八	三、〇〇	以上通計	一三、四〇三、六一	三五、三〇三、一八		
筑後	一一、六九	—	合計	三八、七〇五、七九			
豐前	一三、八六	—					

（製絲同伸會社第一次絲方報告）

明治十五年十二月ヨリ一月迄各地方ヨリ入着生絲及屑物一覧表

國名＼品名	器械絲及座繰絲	提絲折絲鐵砲造其他	眞綿	熨斗絲	出殼	生皮苧	繭	玉繭	玉絲
信濃	個 七、〇四七	個 四、三二一	個 八	個 一、三四五	個 一、八二一	個 三、四八一	個 二一	個 二六五	個 一
上野	二、六二九	八、三三八	一	七、五〇〇	一、五二三	三、八〇九	一	一七八	一
武藏	九三六	四、四三八	一	一、二四四	二八七	三、四八一	二一	一九一	三三
美濃	八〇〇	七三	一	三五八	九	一、八四九	一	一	一九
岩代	六三九	七、二八八	一、二七一	二、四三六	九〇一	二、三五三	三三六	一、五三八	一三八
飛彈	六七〇	七一	一	一	一	九三	一	一	一〇
甲斐	二、五九〇	二三八	一	三一八	一五五	二、四三三	一	四	一
羽前	二八七	一三一	一	六三	一二八	四五九	一	一一	四
越後	一七三	五三〇	一	一五八	一	一六一	一	一	一
近江	一五八	一	一	二五三	四八	二、一一一	八	一	一
下野	八八	三〇	一	三三	一	四三	一	一	一
但馬	八三	一	一	一〇四	一	二四〇	一	二〇	一
尾張	一〇一	一	一	五	一	三六	一	一	一
越中	七三	一	七	四	一	六九	一	一五	一
伊勢	五〇	一	一	一三	一	一四	一	一	一

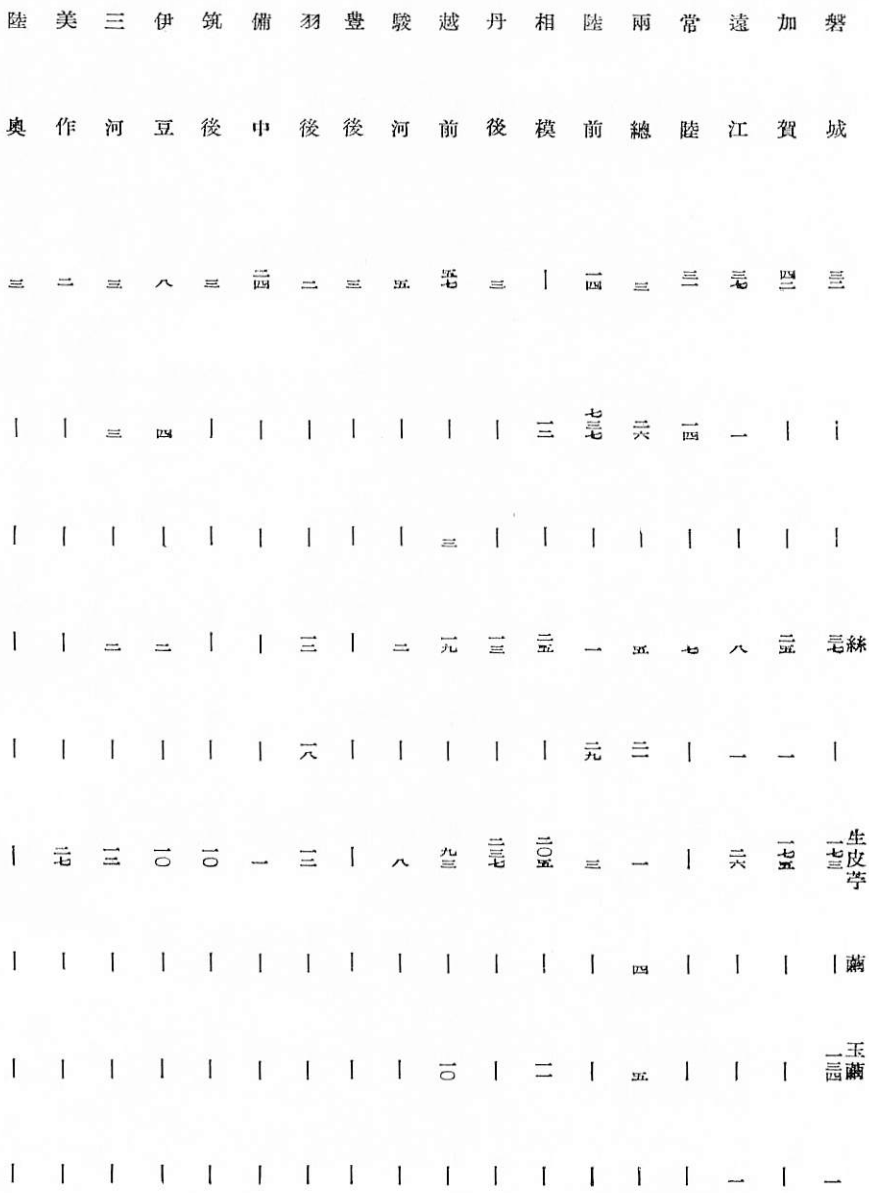
磐城 三 一 一 一

陸中	四	六八									一八
周防	二										
山城			四					一〇			
若狭								六			
豊前								四			
肥前								二			
合計	一六、六一〇	三六、三一	一、三九五	一三、八八四	四、九四三	三一、四九九	三九〇	二、三六八	三九		

（製絲團結第二次絲方報告）

製絲團結　同仲社第一次絲方報告中に見へたる明治十四年中の信州生絲價格次の如くにして、當時上田地方は猶提絲全盛にして、上田（若くは信州）朱判、稀無双等は提絲としては最高の價格を保ち、器械製絲に於ては六工社及び東行社等は甲州矢島製絲と比肩して頗る優良の生絲を生産せるを見るべし。

明治十四年の絲價中本縣關係のもの

一月八日　富岡提絲五百四五拾弗　信州稀無双五百五十弗上信の器械絲上等六百三四十弗中等五百八九十弗等にて內外ともに賣買ありしが如何の事か甲九十番は去暮約定せし器械絲其他上田朱判五百六十弗等兩三口破談となり。

（下略）

二　月　信州朱判　稀無双等五百六十弗秩父五百四十弗前橋五百二十五弗、八王子四百九十弗前後の割合にして日々可なり約定あり多きは八百余梱少なきは百余梱にして決然たる取引にてありき。

三　月　器械最上六百八十五弗より七百弗上等六百五六十弗中六百壹弐拾弗、富岡提絲及上田稀無双五百八九拾弗前橋五百五七拾弗八王子五百弐拾弗、折返し絲六百二十弗より六百七十弗

五　月　越前勝山器械六百弐拾七弗半東京在石神井器械六百十七弗信州器械六百五十二弗半の見當下旬に至り山梨縣勧業場器械六百七拾弗信州器械上等六百六七十弗中等六百壹弐十弗なり。

七月十四日　來る十七日佛國便船出帆なれば各館買進み、八王子五百三十弗より三十五弗、前橋五百七十弗、大間々五百九十弗、新器械絲甲州矢島七百弗、甲信普通物六百七十五弗、八王子矢島六百六十五弗、須坂東行社古絲六百七十弗にて亞壹番へ賣込となりし

二十五日　此程信州六工社器械七百弗にて七十五番へ賣込たるは米國向き太と筋にて注文品同様なるが爲少しく高點なり。

近來米國に於て我國の製絲を需求するは最も盛大にして時としては米國向太と筋の方高價に賣れ行き又は佛國向き細筋の方高價なることありて製絲家の迷心一方ならず就中昨十三年九月以後は細筋もの格高なりしを以て其後製造は過半佛國向細筋を製絲せり爰に於て目下米國船出船に際したれども彼地へ適する品缺乏なるが故取組甚少し。

八　月　八日に至り市況活潑信州東行社器械六百八十弗甲信器械六百六十弗より九十弗、前橋提絲五百四五十弗、安中五百六十弗、富岡五百八十弗等

十八日頃屑物

ノシ絲　キビソ

岩　代　百五、六十弗　百二十弗

信　州　百四、五十弗　百十弗
上　州　百二十弗　五、六十弗
三春握り　百三十弗

十　月　武州川越改正會社器械絲六十貳法七十五參、信州小諸高橋器械絲六十貳法五十參、上州研業社器械絲六十二法、磐城白河器械絲六十法五十參、上州甘樂精絲社坐繰五十九法五十參、上州提上等五十五法

（製絲團結同伸社第一次絲方報告）

明治十三年奥州二本松佐野但紐育支店在勤の福井信、山田修の二氏、當時日本生絲輸出高及び製絲家中粗製濫造の生絲を輸出し紐育市場に於ける本邦生絲の聲價を失墜せしめつゝあるを慨き、偶々墺國博覽會出張の途次同地に立寄れる商務局長河瀨秀治に「紐育市場生絲取引形況」と題する一書を呈し日本生絲改良の要點をのべたり。仍て河瀨氏は歸朝後二氏の意見に基き改良を施すと共に其全文を商務局雜報第卅六號に掲げて一般製絲業者の參考に資せり。

次に掲ぐるもの即、是にして、明治六年より生絲改會社々長たりし飯沼村（今、依田村）吉池定之助の曾孫力氏の所藏なり憶ふに當時長野縣下十一ケ所の生絲改會社及び筑摩縣下二ケ所の生絲改會社へも配布せられたるものならん。

商務局雜報第卅六號　明治十三年七月刊行

紐育市場ニ於テ日本生絲商賣ノ近況

左ニ擧ル所ノ紐育府市場日本生絲取引景況ト題セル一編ハ本年五月吾カ局長河瀨君ガ濠洲博覽會出張ノ途中同府經由ノ際佐野組出店ノ代理人福井信山田脩兩氏ヨリ同君ニ申呈セル者ナリ其書タル全ク兩氏實際ノ經驗ニ出テタル者ニシテ我生絲貿易上實ニ至要ノ事件タリ故ニ特ニ之レヲ本報ニ掲載シ以テ同業者ノ參考ニ供スト云因ニ云我ガ外國トノ貿

易ヲ談シ我カ輸出ノ富源ヲ語ル者ハ口ヲ開ケハ輒チ生絲ノ利ヲ贊揚セザル者ナシ蓋シ開港以還我國ノ利源トナリテ出入ノ權衡ヲ維持（幾分カ）セル者ハ生絲ノ力實ニ之レカ首位ニ居レリ顧ルニ明治二、三年ノ頃歐洲市場我蠶卵ト生絲トノ聲價驟カニ揚レルノ日ニ當リテ我カ商人ハ徒ラニ一朝ノ浮利ニ眩メキ蠶卵ハ固ヨリ生絲ノ製造粗濫百出セシヲ以テ我ガ生絲ノ信用ヲシテ殆ド地ニ墜チシメントスルノ慘況ニ陷チ入リタリキ然ルニ幸ニ當時愛國篤志ノ士深ク此ニ憂慮スル者アリ百方苦慮力ヲ矯弊改良ノ事ニ盡シ明治七、八年以還生絲製造ノ業始メテ起リ爾來其業漸ク進ミテ曩ニ一旦地ニ墜チントセシ信用ヲ挽回シ重テ外人ヲシテ望ミヲ我製絲ニ屬セシメ現ニ昨今ノ進況ヲ見ルニ至レリ苟モ我ガ生絲商人中有志諸君ノ堅忍不撓力ヲ改良ニ盡スニ非ルヨリハ安ク此可欣的ノ効果ヲ覩ルヲ得ンヤ

然リト雖モ今日我生絲ノ商況ハ之レヲ宇內生絲ノ市況ニ對比スレハ寔ニ微々細々タル者ノミ世界產絲ノ國土其方域ノ洪大ナルヿ我邦產蠶ノ地ニ幾百倍シ其輸出生絲ノ量モ亦我レニ十倍ス而モ其絲ノ天質ト人工トニ至テモ亦我產絲ニ超越シ若シクハ我產絲ニ抗立スル者枚擧ニ遑アラズ就中佛伊二國ノ如キハ其生絲及絹帛ヲ業トスルノ人民ハ專心勵精一日モ敢テ怠ルヿナク內ハ益ス紡絲織絹ノ富ヲ進メ外ハ彌其輸出ノ利ヲ擴ム此時ニ當リテ假令我カ生絲ヲ業トスル者夙夜汲々其心力ヲ改良ニ盡サシムルトモ猶且勁敵ノ四ニ峙チテ動モスレバ我カ特秀ノ利源ヲ奪フ者アランヿヲ患フ而モ況ンヤ我生絲商人中蠹ノ所謂有志諸賢ヲ除ク外ハ今猶依然トシテ一朝ノ奇貨ト偶占ノ浮利トニ垂涎シ客歲歐洲蠶凶歉ノ余響ニ由テ絲價ノ騰貴セルト售途ノ開達セルトヲ僥倖シ得タルカ爲ニ此一僥倖ニ滿足シテ而モ又彼粗製濫造ノ惡企ヲ施ス者アルヲヤ夫我生絲ヲ業トスル者幾千萬人其中苟モ一人タリトモ如是奸詐不正ノ行ヲ爲ス者アレハ則其不正ノ結果タル惡評ハ豈其不正者一人ニ被ルノミナランヤ一罈ノ糖水之レニ投スルニ一掬ノ鹽ヲ以テセバ則全罈ノ糖水ハ將タ之ガ爲ニ其味ヲ傷ハン生絲貿易モ亦之レニ均シ一人ノ不正一包ノ粗造ハ之レガ爲ニ全國ノ生絲ヲシテ其体面ヲ

穢サシメンコト必セリ然ルヲ我生絲商人等ガ甘ジテ不正粗惡ノ所行ヲ爲スハ是レ自ラ泥土ヲ取リテ以テ己レノ体面ヲ塗抹スル者ニ非スシテ何ソヤ若夫且体面既ニ穢レ聲價既ニ墜チナハ曩ノ特ミテ以テ利ト爲セル所ノ者豈能ク永ク存センヤ殷鑒不遠彼蠶卵紙ニ在リ

我カ輸出生絲ノ粗惡不正ニ流レタル惡評ハ本年紐育ノ報告ニ著ハレタル者アリ

今左ニ紐育府著名ノ絲商力査兒德孫（リチヤルドソン）氏ノ報告（三月卅一日付）中最モ痛嘆スベキ語ヲ擧ケテ以我生絲ノ惡弊ヲ療スルノ一砭針トセン

其語ニ曰ク

近頃着荷ト日本清共ニ著シキ惡紡ノ生絲アリ吾カ東洋ノ商友卽日本及清ノ生絲商ガ至惡ノ手ヲ以テ至善ノ貿易ヲ穢コソ嘆カシケレ近來日本器械絲及掛田絲ノ包ミ方ニ不正不實ノ痕跡頻リニ發覺セラル、者アリ一錢ニ智ニシテ百弗ニ愚ナルノ猿猴的智慧ヲ働クハ日本絲商ノ爲メニ深ク悼惜ニ堪ヘザル所ナリト云々

力査兒德孫氏ハ未ダ我國內部ノ絲況如何ヲ審ニセザルモノナレハ其日本絲ヲ評スルヤ那ノ瑕ヲ指シテ全面ヲ抹却スルノ失ナキニシモ非ルベシ然レモ之レヲ福井山田二氏ノ諸說ニ參着スレハ別力査兒德孫氏ノ言ハ決シテ矯激ニ非ルヲ知ルベキ也

之レヲ要スルニ我ガ生絲製造人及ビ商人中有志者其人ニ乏キニ非ルモ我國民中一人タリトモ前段所述ノ如キ惡企ヲ施ス者ノ在ルアレバ之レガ爲メニ生絲商業全体ノ信用ト聲價トヲ毀損スルニ至ランコトハ斷ジテ疑ヒヲ容レザルナリ豈深ク之レヲ警戒シテ以テ其弊ヲ未前ニ矯正セザルベケンヤ庶幾クハ生絲ノ業ニ從事スル人々ハ善ク此ニ反省シテ勵精力行以テ改良ノ實ヲ奏センコトヲ

◎紐育市場日本生絲取引形況

當國ニ於テ我日本生絲ノ需用ハ年一年ヨリ增加シ既ニ明治六年七月ヨリ同十年六月ニ至ル三ケ年間ニ有テハ歲々多少ノ增減アレ𪜈之レヲ平均スレハ僅ニ年百箇內外ニ止マレリ然ルニ明治十年以來俄然ト日本生絲ノ需用增加シ昨今ニ至リ尙著シキ巨額ニ登リ昨十二年七月ヨリ本年四月ニ至ル十ケ月間ニ輸入スル所四千六百九十四個ノ多キニ至リ僅カニ三ケ年ヲ不出シテ我生絲ノ如是商況ヲ當市場ニ顯ハセシモノ全ク當國製絹ノ進歩從テ機場增加セシト我日本生絲ノ漸次進歩セシニ依ルト雖モ我生絲ノ進歩ハ未ダ眞ニ改良セシニアラズ又當國製絹ノ進歩モ充分ノ位置ニ不達最良品ハ勿論下等ノ絹布ト雖モ廉價ニ製スル不能ヨリ今猶佛及瑞西等ノ輸入ヲ仰ギ以テ國用ニ供スル其高モ亦不少則チ別紙ニ記載セシ如ク明治五年以來昨明治十二年迄ノ輸入比較表ヲ以テスレハ僅カニ其減額ヲ見ルノミ然レ𪜈當國製絹家ノ目スルトコロ皆困苦憤勵シ益良品廉價ノ製ヲ盡シ輸入ノ製品ヲ脫却セントシ各其業ヲ勉ム其製ノ歲月進歩スルモ亦驚クベキ形況ニシテ竟ニ見込ノ點ニ達スルモ決シテ遠キニアラザルベシ假令其極ニ至ラザルモ歲々幾分カ絹布ノ輸入ヲ減スルニ至ラン加之當國一般ノ貿易上ヲ見レハ輸出品ノ輸入ニ超過スル別紙ヘ記載スル如ク近年ニ至リ實ニ意外ノ巨額ナリ如是歲月富ヲ重ヌルヲ以テ自然人民奢侈ニ趣キ益絹布ヲ用ユルニ至ルノ情モ少ナシトセス旁當國ニ於テ生絲消費ノ額ヲ增加スルハ疑ヒヲ容レザル所ナリ如是情實アルヲ以テ生絲ニ關係ノ我商ヘハ專ラ該品改良ニ心ヲ用キ益直實善良ナル製造アルニ於テハ其需用數年ヲ不出シテ必ズ盛大ナルニ至ルハ指シテ可見ナリ然ルニ昨今輸出スル所ノ我日本生絲ヲ熟見スルニ品位進ミシモノ僅カニシテ却テ品位ノ退歩セシアリ殊ニ掛田絲ノ如キ中ニハ非常ノ粗製濫造品アリ其一二ヲ陳スレハ表ニ上絲ヲ置キ中ニ惡絲ヲ入レ上ニ良繭ヲ挽キ中心ニ惡蛹ヲ挽キ込ミ或ハ二本口ヲ同一ニ揚返シ又ハ切斷セシ生絲ヲ包ミカクシ唯外面ヲ飾ルノ如キ所爲實ニ名狀ス可ラザルナリ如是濫造アルヲ以テ偶々良品アルモ決テ

我生絲ノ當市場ニ信ヲ得カタキノミナラズ我商估ハ未開ノ人民ト愚視セラレ自然商權ヲ彼レニ掌握セラル、モ決テ無理ナラザル可シ實ニ貿易上ノ大患害ニシテ其進張ノ遲ソキ所以ナリ我生絲商工ノ言ニ外國ノ情ニ暗ク其適否ヲ知ルニ由ナク製造ニ苦ムト果シテ然ラバ譬ヘ適否ヲ誤ツモ右ノ如キ濫造アルノ理ナシ前件ノ如キハ所謂姦商姦工ノ所爲決シテ不免如是人心未ダ開進セサルニ當リ獨リ製品ノ改良ヲ求ムルハ實ニ難ク容易ニ改良シ得能ハサルノ理ナレトモ方今ノ形況ニアツテハ到底我生絲商業ノ振張スルノ道ナク却テ退歩スルニモ至ラン我輩等當市場ニアリテ親シク該品ノ取引ノ間ニ接シ其情況ヲ見實ニ遺憾ニ不堪ノ情アリ依テ當國需用ノ適否及ヒ我日本生絲改良スベキ要件並該品輸入ノ增額等ヲ別紙ニ詳記シ以テ閣下ニ呈スル生絲商工御奬勵可相成御參考ノ一端ニモ相或候者幸甚ノ至リニ不堪候　謹言

在紐育

明治十三年五月

福井信

山田脩

商務局長

河瀨秀治殿

當國使用生絲適否並我日本生絲改良スベキ要件

一、生絲ノ細太ハデニール十四ヨリ十六ヲ以テ當國使用ニ適當トス然レモ追々製絹ノ進歩ニ從ヒ稍々細キヲ好ミシ十七ノ太キニ過クルハ人々大ニ是ヲ嫌ヒ十三ノ細ソキニ誤ツハ左迄意トセザルノ情アリ尤モ良品ニ至リテハ伊佛生絲ノ十三、十四デニールナルヲ用ユ依テ我生絲ノ太キニ過ルモノハ譬ヘ細太不同ナルモ高料ヲ得ガタシ故ニ勉メテ太キニ誤タサル樣注意スルヲ要ス

一、我日本生絲ノ中枠ノ周圍甚ダ大ニ過ギ當國製絹家ノ器械ニ不適モノアリ故ニ枠ハ周圍五尺二寸ヨリ五尺五寸迄ヲ好トス然レ𪜈當國用ノミヲ製スルニ非ラザレバ强テ改正ヲ求メ難シト雖モ當國ヘ輸入スル所ノ支那及歐洲生絲ヲ見ルニ概略右ノ寸尺ニ同ジナレハ改正アルモ決テ歐洲輸出ニ害ナカルベシ

一、一繰ノ生目ハ概略十二匁内外ヲ以テ好トス多量ナルハ再繰ノ際絲口ヲ失スルトキ之ヲ見出スニ難ク爲メニ絲屑ヲ生ジ繰返シノ不便ノミナラズ絲量ヲ減ズルノ憂アルヲ以テ製絹ノ大ニ嫌フ所ナレハ多量ナラザルヲ要ス

一、絲口ヲ留ムルハ容易ニ之レヲ見出スノ便利ニシテ各國生絲ニ口留ナキモノ少ナシト雖モ日本生絲ニ於テハ口留ヲ爲サズ或ハ切レ口ヲ結合ハセズシテ揑揚ケ又ハ繰返シ置クモノ多シ故ニ再繰ニ至リ絲口ヲ見出スノ不便ヨリ大ニ時間ヲ費スノミナラズ屑絲ヲ出スノ憂アレハ必ズ生絲ノ始メ終リノ口ヲ丁寧ニ結合成ル可ク見出シ易キ樣注意シ且切口ヲ結ビ合セ決シテ粗洩ナキコヲ要ス

一、絲ノ綾組少ナキハ再繰ニ至リ切斷セシ折リ之レヲ見出スニ苦シム前條ニ同ジキ憂アルヲ以テ之又人々大ニ嫌ヘリ故ニ十分綾組ヲナシ右ノ害ナカランコヲ要ス

一、器械座繰ヲ不問品位ヲ分チ等級ヲ附スルハ尤モ緊要ニシテ之レヲ綿密ニ區分スルハ各至當ノ價格ヲ得ルニ至ルト雖モ我製絲家及ヒ生絲商ハ此ニ親切ナラズシテ只外面ニ由テノミ區分スルカ故細太一樣ナラズ又精粗混交セルヲ以テ取引ニ臨ミ譬ヘ良絲過半ニ居ルモ買人ハ概シテ粗惡品ト見做シ極メテ低價ヲ付シ到底至當ノ價格ヲ得カタキ憂少ナカラズ依テ等級ノ區分ハ如何ニモ綿密ニナシ必ズ粗洩ナキヲ要ス

一、一抱ノ生絲ニ光澤不同アルハ精撰ノ粗洩ニヨリ一繰ノ生絲ニ光澤不同アルハ揑湯ヲ不換ニ由ルナルベシ右ノ不同アルハ假令ヘ細太ニ不同ナク又實用ニ左迄害ナキモ唯外面不宜ヨリ極メテ低價ニシテ至當ノ價ヲ難得依而成可ク光

澤不同ナキ様注意センコヲ要ス

一、器械生絲ハ坐繰絲ニ比シ一般ニ細太ノ不同アルコト少ナシト雖モ伊佛ノ製ニ較フレハ甚ダ不同アルヲ知ル故ニ當國ニ於テ上等織物ヲ製スルハ纔ネ伊佛ノ絲ヲ經絲トシ我器械絲又上等掛田絲等ヲ以テ緯絲トス我器械絲ノ内二三種ヲ除クノ外上等製品ノ經絲ニ用ユルモノ少ナキハ只細太ノ不同ナルニ由ルコト多シ故ニ伊佛上等絲ノ價格ヲ得カタキ原因ノ一ナリ依テ一層ニ注意ヲ加ヘ可成ク細太一様ナラシムルコヲ要ス

一、我器械製ノ内二三種ヲ除クノ外上等器械絲ト雖モ無地ノ織物ニ縞ヲ生ズル少ナカラズ個ハ何レニ源因スルカ我輩等モ未ダ之ヲ審ニセザルヲ以テ其改良ヲ報ズルニ苦ム所ナレ𪜈既ニ右ノ害アル故上等織物ノ經ニ用ヒ難キ所モ又少ナカラズ依テ製絲家ハ一層委ニ注意ヲ加ヘ此原因ヲ研究シ速ニ改良スルヲ要ス

一、我生絲ハ器械手挽ヲ不問ガム質強ク枠角ノカタマリ甚ダ堅キヨリ再繰ニ至リ右カタマリヨリ切斷スルモノ少ナカラズ又遠路ノ輸送ナレバ此カタマリアルカ爲メ途中大ニ生絲ヲ損サス害モ少ナシトセス依テ勉メテ枠角ノカタマリ少ナキ様注意スルヲ要ス

一、掛田折返シ造リハ兩三年前ニアツテハ品位正シク其質モ又美ニシテ當國需用ニ適シ人々競求スル器械製ノ右ニ出ル勢ヒナリシニ近來殊ニ粗惡ニ流レ品位不正ナルモノ頗ル多キヨリ大ニ聲價ヲ落シ方今ニアツテハ我生絲ノ内尤嫌惡セラルヽ所ニテ取引甚ダ六ツカ敷若シ迅速改良アラザレバ該品ハ必ズ意外ノ衰体ヲ顯ハスニ至リ再ビ聲價ヲ復スルコト難シ依テ前條ニ陳伸セシ箇條ニ由リ速ニ改良アランコヲ要ス

一、前橋捻リ造リハ再繰ノ易キヨリ人々好ミシ需用益相增スヘキ形況ナレドモ追々該品ノ增加スルニ從テ方今輸送シ來ル所ヲ見ルニ段々粗惡ナルモノ少ナカラズ若シ注意ノ薄キニ於テハ必ズ掛田絲ノ今日ニ於ケル覆轍ニ至ルモ遠カ

ラザルベシ故ニ一層注意ヲ加ヘエンコヲ要ス

一、提絲ハ昨年以前ニアツテハ中等品ヲ製スル繰絲ニ相用ヒ其消費スル所モ多量ナリシカ該品ノ造リ方極メテ粗惡ニシテ爲メニ生絲切斷スル少ナカラズ故ニ甚ダ再繰ニ苦ミ譬ヘハ上等器械絲ヲ繰返スニ一婦六七十枠ニ擔任スル提絲ニ於テハ僅カニ三十枠内外甚シキハ二十枠ヲモ擔任スル能ズ依テ費用一倍金ヲ拂フニ至リ當國ノ如キハ手間至テ高料ナルヲ以テ其費用大ニ當ミ加フルニ絲量ヲ減ジ又ハ時間ヲ費スコト甚シ故ニ聊安料ニ求ムルニ其費用ヲ償フニ不至是レ近年該品ノ需用ヲ減セシ原因ニシテ昨今殆ド取引ナキ所以ナリ加之先般某器械場ニ於テ繰返工女共提絲ヲ返スハ實ニ難堪情アリ若シ提絲ヲ返スニ於テハ暇ヲ請フト迄申シ出タセシ事アリ如斯情實アレハ該品ハ尤モ迅速ニ造リ方ヲ改良スルヲ要ス然ラサレハ益賣行キガタキニ至ルコト必然ナリ

前條ニ陳仲セシ箇條ニヨリ改製シ決テ狹猾姦商ノ所爲ヲナサス一層直實ナル良絲ヲ製出スルニ至ラバ我日本生絲ハ意外ノ商況ヲ表シ我國産出高ノ半ヲ需用スルノ多キニ至ルモ遠キニアラザルベシ旁迅速改良アランコヲ切望スル所ナリ

明治七年七月ヨリ同十三年四月迄米國ヘノ生絲輸入表

年度	支那及歐州ヨリ輸入高	日本ヨリ直輸入	合計
自明治七年七月一日至同八年六月廿日	九、一八六俵	九一俵	九、二七七俵
自明治八年七月一日至同九年六月廿日	一一、五五五	九〇	一一、六四五
自明治九年七月一日至同十年六月廿日	一〇、四四九	一二三	一〇、五七二

自明治十年七月一日	八、七一三	一、三八四	一〇、〇九七
至同十一年六月卅日			
自明治十一年七月一日	一二、五九〇	三、三一五	一五、九〇五
至同十二年六月三十日			
自明治十二年七月一日	一二、九三四	四、六九四	一七、六二八
至同十三年四月三十日			

但　此最末ノ一項ハ十ヶ月間ノ輸入高ナリ

一、支那及歐洲ヨリ輸入ト記セシ高ノ中凡百分ノ九十六ハ支那絲ニテ伊佛絲ハ僅ニ百分ノ三ニ過ギズ殘リ百分ノ一ハ英佛市場ヨリ來ル日本絲トス（之レヲ詳細ニ調査スルニ由ナシ因テ爰ニ概別ス）

一、日本絲一俵ノ量目ハ和ノ英百斤卽チ英百三十三斤伊佛絲ノ分ハ百キログラム則チ英二百二十斤強ニテ支那絲ハ英百斤ヲ以テ各平均一俵ノ斤量ト看做スベシ

明治八年ヨリ同十二年迄米國へ屑物並出殼繭輸入高

明治八年中		六八八俵
同九年中		一、〇七四
同十年中		一、七二三
同十一年中		三八三
同十二年中		三、一〇一

明治五年ヨリ同十二年迄米國へ絹物輸入高

自明治五年七月	
至同六年六月	二九、八九〇、〇三五弗
自明治六年七月	
至同七年六月	二三、九九六、七八二

自 明治七年七月 至 同八年六月	二四、三八〇、九二三		
自 明治八年七月 至 同九年六月	二三、七四五、九六七		
自 明治八年七月 至 同十年六月	二一、八三〇、一五九		
自 明治十年七月 至 同十一年六月	一九、八三七、九七二		
自 明治十一年七月 至 同十二年六月	二四、〇一三、三九八		

右輸入高百分ノ八十五ヨリ九十八佛及ビ瑞西等ニテ其餘ハ各國ヨリ輸入ス

明治七年ヨリ同十二年迄米國輸出入比較

年度	輸出高	輸入高	輸出ノ輸入ニ超過高
自 明治七年七月 至 同八年六月	六〇五、五七四、八五三 弗	五五三、九〇六、一五三 弗	五一、六六八、七〇〇〇 弗
自 明治八年七月 至 同九年六月	五九六、八九〇、九七三	四七六、六七七、八七一	一二〇、二一三、一〇二
自 明治九年七月 至 同十年六月	六五八、六三七、四五七	四九二、〇九七、五四〇	一六六、五三九、九一七
自 明治十年七月 至 同十一年六月	七二八、六〇五、八九一	四六六、八七二、八四六	二六一、七三三、〇四五
自 明治十一年七月 至 同十二年六月	七三五、四三六、八八二	四六六、〇七三、七七五	二六九、三六三、一〇七

明治十二年七月ヨリ本年四月ニ至ル十ケ月間ノ輸出入景況ヲ見ルニ輸出ノ輸入ニ超過スベキ高貳億六千万弗ニ下ラザルベシ（吉池力氐藏）

同伸社の設立と本縣製絲家

速水堅曹は明治三年瑞西人ミュラーを聘して前橋に器械製絲所を設けついで同場長となりて本邦に於ける器械製絲の先驅をなし、後明治十二年四月富岡製絲所長となりて大いに本邦製絲の改良に力めたるは萬人の等しく認むる所にして又贅するを要せざるなり。

されば明治九年十月松方勸業頭の內命により「生絲改良基礎意見書」を發表し、又、明治十年及十一年には上武信各州の製絲場を巡回して實地につき大に指導する所ありき。

然れども製絲業も利益を目的とする生產業たる以上其發達は單り製絲方法のみを改良せんとするも其販賣の方法に於て闕くる所あれば折角の努力も仲間業者の搾取によりて其利を全ふする能はざるを以て、之れが販賣の方法に就て深く考慮をめぐらし、遂に生產者より直接消費者に物品を供給するに非ざれば其目的を達する事能はざるに想到しこゝに生絲直輸出の機關たる生絲輸出商店新設の企を起すに至れり。

偶々明治十二年十一月横濱に於て生絲繭等の共進會開催され、全國多數の當業者參集せしが同月廿四日、其褒賞授與式に於て伊藤內務卿松方勸農局長等何れも直輸の必要を演說せられしかは益々其氣勢を高め同會閉會後東京八百松樓に於て懇親會を開き其席上に於て速水氏は多年抱懷せる所信を披瀝して直輸機關の必要を絶叫せしかは之に共鳴する者多く、横濱に改良絲店を開き米佛に支店を設置せんことを謀れり。これ實に翌十三年に至りて同伸社設立を斷行するに至れる原因なりとす。

而して明治十三年には新年早々此計畫の實現に着手せしが如く速水氏より小諸町高橋平四郎宛一月十二日附書狀にはまづ年頭の賀詞を述べ次に同會社の發起人を定めて其署名を求め、次に株主を募集し、定款を定むる事等を記し設立の主意書幷に發起人名簿を送り來り、高橋氏に發起人に書加へて當然の人は誰ニ而も書加へられん事及び設立主意

書の文面も心附の點は加筆の上返戻せられたしと懇請し來り、然も未發表のものなれば發起人以外には他見被下間敷との注意あるを見れば高橋氏が腹心の同志たりしを知るべし。（四、〇八三―四、〇八四速水氏書簡參照）

明治十三年一月生絲歐米直輸出商店ヲ開設スベキ會社發起人定ル之レ昨年横濱共進會ノ終ニ於テ速水堅曹ノ同志ニ向ツテ演説セル主意ニ賛成シタルノ結果ニ出ヅル者ナリキ之ヨリ先キ速水堅曹ハ明治八年以來夙ニ政府ノ力ヲ仰ギ製絲業改良進歩ノ策ヲ遂行セント百方計畫シ故大久保内務卿松方勸農局長河瀬勸商局長頗ル同人ノ主意ヲ翼賛スル所アリシモ時ヲ與ヘズ西南ノ役起リ一時天下ノ心ヲ動搖セシメ實業ノ事少シク躊躇スルノ止ムラ得ザルアリ之ニ加フルニ大久保内務卿ハ刺客島田一郎ノ爲メニ暗殺セラレ事ヲ計ルベキ道ノ失スルニ至ラントス

於茲斷然政府ニ於テ事ヲ謀ルノ念ヲ斷チ地方有志ト事ヲ謀ラント横濱共進會ノ終リテ於テ抱負ヲ發表シ遂ニ能ク此會社ノ設立ヲ見ルニ至レリ而シテ發起人協議ノ上社名ヲ同仲會社ト稱シ左ノ主意ヲ以テ營業ヲ開始セント議定スル

同仲會社設立ノ主意

抑モ製絲家營業ノ易カラザルハ内外各國ヲ論ゼルナリ然ルニ本邦第一ノ物産タルヲ以テ淺見姑息ノ器械ヲ濫設シ該品改良ノ目的ヲ以テ却テ困難ヲ招クノ類陸續之レアリ然レモ之ガ貿易ノ商人ニ於テモ現業ノ困難ヲ知ラザルヨリシテ終ニハ製絲人ノ望ニ適スルノ價ヲ得セシムル能ハズ又之ヲ買取リタル横濱寄留ノ外人ト雖モ一商家ノ代理タルニ過ギズシテ製絲及機織ノ現業ヲ知ラズ眞ノ良否ヲ鑑別スルノ眼力ナキヲ以テ精粗適當ノ代價ヲ拂フ能ハズ斯ク如クノ情態ナレバ製絲人ノ望ヲ遂グル能ハザルノミナラズ到底國益ヲ增加スルニ足ラズ切歯ニ堪ヘザルノ次第ニ付常ニ二三ノ有志ト相議シ横濱ニ一商家ヲ設生絲ニ老練ナル人ヲ置テ以根基トナシ地球第一ノ絹布ヲ製スルノ佛國ニ向テ直ニ貿易ス

ルノ宿志ヲ定メ既ニ此事ヲ謀ルコト久シ然レ𪜈好機會ヲ得ズ志ヲ達スル能ハザルコト六、七年間也幸ニ米國ノ如キ富田鐵之助君神鞭知常君ノ盡力アリ佐藤百太郎氏開店スルニ當リ星野長太郎ノ弟新井領一郎氏ヲ以テ佐藤氏ニ託スルニ始リ次テ佐野利八氏ハ代理ヲ置キ目下大ニ此路ヲ開キ進歩ノ實績アリト雖モ如何セン米國ノ如キハ「ハトルソン」及「サウスマンチスター」ノ二ケ所ニ於テ使用スルニ過ギザレバ誠ニ僅少ニシテ我輩等宿志ノ一分ヲ達セント云フニ過ギズ此際ニ當リ客歲横濱ニ於テ繭絲ノ共進會アリ襍該業ノ有志𪜈集リ內藏兩卿𪜈演說セラレ種々ノ感應ヨリ何レモ奮勵ノ心ヲ發シ同伸會社ヲ開キ以テ積年ノ志ヲ達シ製絲家ノ望ヲ全フスルノ議ヲ決ス然レ𪜈此株主タル各地方ノ製造家ナルヲ以テ隔所ニ跨リ通信ノ遲延ナルノミナラズ生絲買入新絲製造ノ時ニ於テ會社ノ事業ヲ議スルノ暇ナク漸新繭ノ期節ヲ去リ本年九月ヲ以テ衆議ヲ開キ創立ノ議ヲ定メ順次着手ノ折柄俄ニ貿易商會ヲ始メ五六ノ直賣會社起ツテ何レモ憤發ノ勢ヒ寔ニ雀躍ノ至リ則同志相愛スルノ情ヲ興シ共ニ謀テ直輸ノ道ニ進ミ積年ノ本志ヲ達スベキト假定ス然レ𪜈斯ニ又困難ノ一點アリ如何トナレバ我輩等ノ因テ起ル所以ノモノハ則製造人ニシテ滿足セシムベキノ精神ナレバ生絲ノ爲メ緊要ノ地タル佛國里昂ノ如キ實況ハ時々社中ニ向テ報告セザル得ザルノ義務アリ若シ此義務ヲ以テ他ノ社ニ託シ自然同伸會社ヲ創立スルノ性質タル本意ニ於テ足ラザル所アレバ決シテ望ヲ遂ゲズ又ハ社中ニ遂ゲシムル能ハズ止ヲ得ズ此義務ヲ負擔シ斷然里昂ニ支店ヲ設ケ他業一切ヲ顧ミズ生絲ノ一部ニ於テ精神ノ有ル所ヲ盡シ而シテ米國佐藤組英國及其他ハ尙追々立テ諸會社ノ尤𪜈絲業ニ熟心着實ナル者ヲ撰ミ販賣ヲ附託シ且其報告ヲ交通シテ之レヲ製造人ニ告ゲ方向ヲ定メテ以テ駸々該業ノ進歩ヲ謀ルハ此社ノ大目的ナリ依テ差向佛國ヘ一兩名派遣シ英米ノ際若シ監督ヲ要スルニ至レバ人撰シテ派遣スベシ

發起人

深澤雄象　星野長太郎　宮崎有敬　神山雄一郎　碓氷製絲社　◎長谷川範七　◎關菊之介　◎大里忠一郎　◎奥澤
喜十郎　◎野口藤六　◎北原正三郎　◎武居周吉　川村傳衛　堀尾重興　杉本正春　齋藤治三郎　清水宗德　外村
兩平　外村與左衛門　◎小田切武兵衛

◎印は本縣人にして二十人中八人を占む。（大日本蠶史）

新春之御慶目出度納候先以御揃愈御清榮奉賀候扨舊年ハ度々御來車ヒ下候處每々失敬御免可被下候其砌御盡力之會社一件追々取調候處確實ナル方法ニ致候ニハ中々手數之モノニ御座候間先以發起人取極候上株主ヲ募リ其上定款申合規則等仕立候順序ニ御座候然ルニ發起人モ確定不致候間凡見込ヲ立別紙之通草稿相認試候而シテ更ニ問合置候間其內各所ゟ返書到來可致發起人彌相極候ハヽ今一度面會之上評議ヲ盡活判等ニ仕立株主募リ方ニ取掛可然と奉存候間別紙名前之外發起人へ加書へ當然之モノハ誰ニ而も御書加被下文モ何トカ御心附も候ハヽ御加筆之上御戻シ被下度御地之如ヶハ能聞リ居候間追々株主も御心掛置被下候而も宜兎ニ角御一同ニ代つて相認候

其積リニて御覽被下度併未承知速印之品々無く且發起人ニ致し候モノヽ外へは他見被下間敷候此內東京横濱等ハ東申遣其內歸京直々申談可申と奉存候小田切武兵衛等へは別ニ不申遣候間御序之節比書其意ニ者御談合被下度先つて用ヰノミ書外後便ニ讓匆々

一月十二日　　頓首

高橋平四郎樣　　速水

御直披

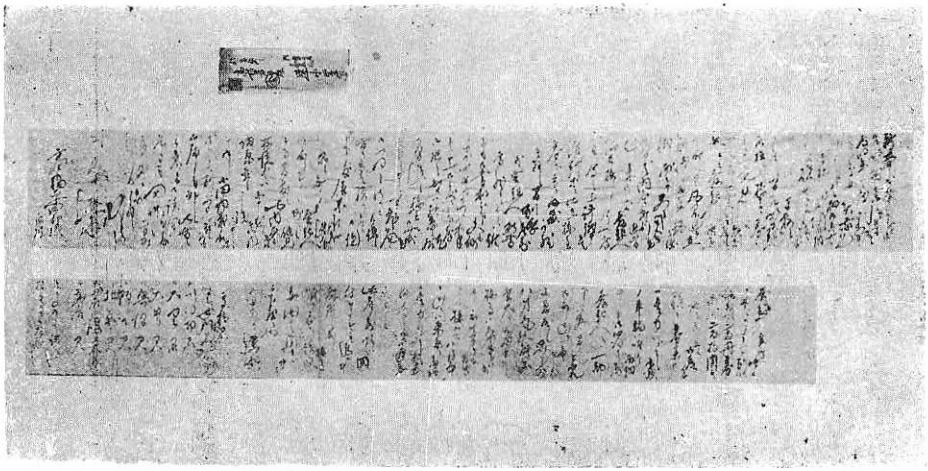

次に三月十八日の書狀には頗る同社の創立を急ぎ發起人總會を後にし設立主意書及募集紙を送り定款の草稿取調中なることを述べ株は三十万募集の豫定なれども、五十万でも百万でも構はず出來るだけ多く募集し八月二十日迄に東京に着する樣盡力を請ふとの通知あり宛名は高橋氏及び長谷川範七小田切武兵衛大里忠一郎大井榮作奥澤喜十郎野口藤六北原正三郎岩波芝吉武居岡吉の十氏にして此内長谷川、大里奥澤、野口、北原、武居、小田切の七氏及關菊之助の八氏は發起人名簿に名を列せり但し同發起人氏名中に高橋氏の名を見ざるは頗る不審とする所なり。而して其書狀並に其後確定せる本縣内同仲社株主名左の如し。

發起人集會ハ時日ヲ費シ候ニ付差止別帳活刻二百冊募集紙二百枚關氏へ託シ差立候御落手精々募集方御盡力可被下候定款ノ草稿ハ唯今取調中ニ付御心得之爲發起人へハ一部ツヽ近日中とふれ廿五日迄ニハ御届申度取急居候思之外八方氣込能必盛大ニ相成可申株高ハ三十萬トハ云モノヽ五十萬テモ百萬テモ構ハズ八月三十日迄ニハ東京ニ着候樣御盡力可被下候其上總會之義ハ通知可申候　此名前順ハ國分ケナレトモ追テ本規則之節ニ株高順ニ致スノ積リ也委細ハ關ヨリ御

聞被下度候也

三月十八日　速水

高橋君（平四郎）
とせ川君（範七）
○小田切君（武兵衛）
○大里君（忠一郎）
○大井君（榮作）
○奥澤君（喜十郎）
○野口君（藤六）
北原君（正三郎）
○岩波君（芝吉）
○武居君（圓吉）

追テ○印之諸君ハ早々株高ヲ御通知可被下候

同伸社長野縣下株主姓名

住所	第一回入金高	株數	姓名
小諸町三九三	二千九百圓	百四拾五株	高橋平四郎
埴科郡松代町	六百圓	三拾	大里忠一郎

伊那郡長藤村	一	三拾
下伊那郡喬木村	千圓	五拾
小縣郡馬越村	一	拾五
下伊那郡鼎村四七一	一	拾
小諸町七〇〇	一	十
上高井郡須坂町	一	十
小諸町四六九	百圓	五
松代町精工社	百圓	五
平野村一九五	百圓	五
諏訪郡下諏訪町	一	五
埴科郡松代町	四拾圓	弐
北佐久郡小諸町八二六	四拾圓	弐
埴科郡東條村松井社	二拾圓	壹
埴科郡豐榮村豐榮社	二拾圓	壹
上高井郡雁田村	二百圓	拾
長野縣廳	二拾圓	壹
長野市櫻枝町	二拾圓	壹
長野市岩石裏	一	壹

北原正三郎	長谷川範七	大井榮作
野口藤六	掛川守太郎	小田切武兵衞
柳田茂十郎	金兒彌高	武井文炳
岩波芝吉	山崎藤助	小林平八
小林繁	神戸文右衞門	關菊之助
本多勝柄	鷹野正雄	吉田景京

上伊那郡木下町	一	五	小林德兵衞
埴科郡屋代町	二拾圓	壹	唐木銀三郎
埴科郡松代町	二拾圓	壹	朝日吉左衞門
上伊那郡藤澤村	二拾圓	五	秋山甚三郎
上高井郡大島村	二拾圓	一	吳羽彌八
上高井郡小布施村	六拾圓	參	關谷新作
東筑摩郡松本町	百圓	五	奥澤喜十郎
上伊那郡西高遠町盛信社	一	拾	岡村忠陸
北佐久郡大久保村三〇	二百圓	拾	柳澤貞三
埴科郡南條村	六拾圓	參	瀧澤漸
埴科郡松代町	四十圓	弐	東山社

〆三拾名内　第一回入金濟二十二名
未ダ　入金無之分八名

明治十三年十一月速水堅曹は富岡製絲所長を辭すると共に内務省御用掛をも辭し同仲社頭取となり本格的に生絲直輸出の事に當る至れりこれ本縣勸業課長たりし本多勝柄氏が退職して自ら中野製絲所の經營に當りしと同時代同一の精神に基くものにして當時の官吏が國利民福を念とし、自己の利欲に恬淡にして出所進退の鮮なりしは欣慕すべきものあり。

同月二十五日速水氏より高橋氏宛書狀には同仲社も漸く纏り不日開業の順序に立至れる事をのべ同仲社の創立と略

々時を同ふして同様の會社他にも設立せられし爲掛川氏（小諸町掛川守太郎）の如きは頗る前途を悲觀し自暴酒を煽り居たるが如く、而して同人が小諸に到りて悲觀説を流布せん事を慮れて之を取揚げざる様、豫じめ高橋氏に了解を求むる所ありたるが如し。

尚、他會社の本縣に於ける活動は同仲社中、中山智倚、福田乾一より高橋氏宛三月十日の書面に見るが如し。

拝　啓

愈御清榮奉祈賀候陳ハ野生等過日長野ニ滯留中ハ毎々御懇諭ヲ蒙リ兎ニ角用向モ好都合ニ陸取リ全ク御配慮之成果ト奉多謝候偖拝別後ハ鴈田村へ赴キ關菊之助殿方へ一泊致翌日須坂ヲ經テ松代ニ到リ大里字敬ノ兩君ニモ面晤致候所該地ハ扶桑貿易兩社ノ爲メニ幾分カ同仲社ノ人氣ヲ障害セヲレ殊ニ貿易商會抔ハ該地銀行ヲ中間ニ介立セシメ實際少々宛モ原資ヲ製絲人等へ貸與致候手順ニ相運候故歟製絲人等ニ左視右顧ノ姿ニテ同仲社ノ事業確實ナルニ拘ラス目下金融ノ一點ヨリ漸ク他社ヲ顧ルノ情狀ナキニアラサレハ大里君等ニ於テモ心配被致居候折柄ニ付是非共野生等一日滯留致製絲人等ニ面接之上本社事業之目的ヲモ克ク説話被致度旨被望候故一日滯留致大里君等該地ノ製絲人ヲ招集スルヲ待テ夫々面會致少ク同仲社之効能ヲ述ヘ又他社之虚喝ニ眩惑セラレサル様辨明致置候是又大里君等之御配慮ニ出リ稍々好都合ニ至リ候義ニ付御面會之序モ有之候ハヽ可然御致聲奉賴上候野生歸京後ハ長野ニテ面會之諸君へ大概本社定款及書狀差出シ入社又ハ出荷之義賴遣シ置候間是又可然御含置被下度候且野生等佛國へ出發ハ當月十九日ト粗々決定致候得共實ハ其頃迄ニ富岡之出荷着濱不致候得者四月二日出帆之佛郵船ニ乘込之事と可相成申候餘後暫ク拝顔モ得難ク候得共彼地到着之上ハ時々商況ヲモ御通報可申上候派出滯在中應分ノ御用モ有之候ハヽ御申越被下度此段得貴意候

右過般來御懇情之謝辭旁如斯ニ候　拝具

同仲社々員

三月十日（明治十四年ノ消印アリ）　中山智倚
福田乾一

高橋平四郎様

詩史

其後は不得拝眉御無音ニ相過候條御用捨可被下候共進會ニも是非出張仕度處何分種々之都合ニヨリ罷出兼甚失望仕候御骨折ニ而無滞相濟候段ハ長谷川出京ニ而委細承リ由候扨兼々之會社一件モ漸相纏リ不日開業之順序ニ有之候處團結社之成立ヨリ競爭心を發し頗ル種々ノモノ出來混雜ヲ極候ヘ共結局實地馬行之度難ヲ忍ヒ到底之大至眼ヲ極ルノ外無他事ト奉存候掛川氏ハ兎角淺慮之事ノミ唱ヒ毎夜酒ヲ呑取止リ無キ事ヲ主張シ遂ニ無沙汰ニ歸國致し候次第定而同人ヨリ種々之論說モ可有之候ヘ素ヨリ老兄之御取揚可有之筈無之候ヘ共近來非常ニ多事外様へも一寸罷越候ヘ共尊兄之絲荷ハ有之候ヘ共其賣却殘金ヲ以社入金等之義ハ一向ニ左右無之段申述一寸御模様御伺度定而御操合之御都合も可有御座事と奉存候ヘ共掛川氏之辟論ヶ出スルノ一點ハ無之哉ト心痛之餘リ御内意伺度呈寸楮候多事亂毫御用捨可被下候　敬白

十一月廿七日（消印ニヨレハ明治十三年ナリ）　速水生

高橋老兄

貴下

而して同伸社と略々同時に設立せられたる重なる會社は製絲團結同伸社第一次絲方報告によれば次の如し。

明治十四年輸出高

社名	輸出國 米	輸出國 英	輸出國 佛	計
開通社	五五	｜	｜	五五
三ッ井	一〇九	四二	三五	一八六
安西（德兵衞）	二三	｜	｜	二三
日本商會	七三	｜	｜	七三
貿易商會	八二一	八二	八九八	一八〇一
扶桑商會	一四	一九	一三一	一六四
同伸社	八四四	｜	四一六	一二六〇

斯くて明治十三年十二月資本金二十萬圓（最初十萬圓後二十萬圓トナル）の同伸社成立し同十五日横濱尾上町に同社を設立し米佛二國へ生絲直輸出の事業を開始するに至れり。是實に本邦生絲直輸出の先驅にして其業務として米國領事たりし高木三郎を招聘入社せしめて取締役兼副頭取（副社長）たらしめたり。

而して同社の業績は左表の如くにして他の邦人經營の會社に比して一頭地を抽けるを見るべし。

內國商生絲直輸表

（日本蠶絲業史ニヨル）

明治年度	社名 / 國名	開通社	三井物産會社	同伸會社	日本貿易商會	安西德兵衞商會	扶桑商會	山田イロハ駒吉商會	合計
一三年七月ヨリ一四年五月デマ	佛	六三一俵	一〇九支	一〇七俵	｜	｜	｜	｜	｜
	英	二八七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	米	一、四〇八	三七	三七一	｜	｜	｜	｜	｜
									二、八五〇

一四年四月ヨリ一二月マデ	佛、英、米	五五	一八六	一、二六〇	七三	一、八〇一	二三	一六四	—	—	三、五六二
一五年	佛	—	—	三七六	—	四八七	—	—	二三七	—	七、〇三四
	英	—	—	—	—	—	—	—	八八	—	
	米	—	一四	一、三七九	二九	八九六	—	—	—	—	
一六年	佛	—	—	七三五	—	一、五四六	—	—	—	二〇四	七、〇三四
	英	—	一五三	—	—	三三九	—	—	二一	八〇〇	
	米	—	—	一、八四四	—	一、三五二	—	—	—	四〇	
一七年	佛	一三	—	三九七	—	二、〇七九	—	—	—	—	五、八九六
	英	三八	—	—	—	—	—	—	—	八一	
	米	一三	—	二、二六七	—	一、〇〇九	—	—	—	—	
一八年	佛	—	—	二八三	—	一、三五〇	—	—	—	—	三、一五八
	米	—	—	一、三八五	—	一四〇	—	—	—	—	
一九年	佛	—	—	五二九	—	一、〇一九	—	—	—	—	三、六三六
	米	—	—	一、九五六	—	一三二	—	—	—	—	
二〇年	佛	—	—	三八三	—	九四	—	—	—	—	四、〇九一
	瑞	—	—	五三	—	—	—	—	—	—	
	米	—	—	三、五六一	—	—	—	—	—	—	
二一年	佛	—	—	四五三	—	六三四	—	—	—	—	三、三〇二
	伊	—	—	—	—	四〇	—	—	—	—	
	米	—	—	二、一七五	—	—	—	—	—	—	
二二年	佛	—	—	七五三	—	三〇五	—	—	—	—	二、二七六
	米	—	—	一、二一八	—	—	—	—	—	—	

其後明治十八年速水堅曹同伸會社々長を辭し川瀬秀治代つて其後を襲ひ、二十八年株式組織となるに及び、渡邊洪基を迎へて社長として三十一年更に合資會社に變更さるゝや高木三郎を社長とせり。本書は同伸會社につきて詳說するの餘裕なきも同社が單なる營利本位の會社と異り設立の當初より本邦製絲業者の指導となり生絲の改良增產に向つ

て努力し常に海外事情の通信をなして本邦蠶絲界業に貢献する所勘からざりしを思へば設立當初より之に關係したる本縣人の多かりし點より見て本縣製絲家の斯界に對する功績も亦偉なりとせざるを得ず。（同伸社の項は大日本蠶史及日本蠶絲業史第一卷による所多し）

明治十八年六月二十五日同伸社副頭取高木三郎より同社里昂支店より請求ありしにより長野縣製絲見本一等品七捻二等品七捻を相當の代價を以て賣渡す樣斡旋方を本縣勸業課に願ひ來り勸業課は之に應じて該見本を送れり其依頼狀次の如し。

謹呈陳ハ弊社創立以來御縣下各製絲場ノ御愛顧ヲ蒙リ米佛支店ノ如キモ輸送ノ多キニ隨ヒ漸次織屋ニ信用ヲ博スルニ至リ候段實ニ不堪感謝候然ルニ此度里昂支店ヨリ申越候ニハ御縣下御製絲ハ其絲質光澤ノ美ナルモ實用上既ニ試ミタル織屋モ不勘故時々註文買ノ依頼モ有之レモ其レニ應スルノ荷物見本ヲ備ヘ置カサルカ爲ニ約束ヲ結ブ能ハス、空シク手ヲ束ネテ好得意ヲ他ニ讓ルノ場合不勘是レ常ニ支店ノ遺憾トスル處ニ有之候附テハ何卒右見本ヲ蒐集シ支店ニ備置カハ時々註文ニ應スルノ便アルノミナラス常ニ買客ヲ誘引シ需要ヲ擴張スルノ媒介トモ相成寔ニ兩全ノ策ニ可有之義ニ御座候依テ愚考仕候ニ此義ハ海外消費地ノ實況ヲ親敷製産地方ヘ通スルハ至便ノ良法ト考ヘ候得共今之ヲ横濱市場ニ於テ蒐集スルヤハ自然品物ノ不揃ヲ免レズ又直ニ製産家諸君ニ謀ルモ或ハ事情通セサルアリ其品一時ノ裝飾ニ流レ實際見本タルノ本意ヲ失スル樣ニテハ啻ニ其功ナキノミナラズ却ツテ信用ヲ傷フノ基トモ相成ベクト心痛仕候間何卒御課ヲ煩シ奉リ御縣下重ナル本年新絲製絲見本別紙ノ通リ相應ノ代價ニ御賣渡相成候樣御手數奉願度是レ獨リ弊社ノ幸ノミナラズ販路擴張ノ一端トモ可相成奉存候委細ハ御出京ノ御課草川一成ヘ御話申上候得共尚書信ヲ以奉願希上候也

同伸會社

明治十八年六月廿五日　　副頭取　高木三郎

長野縣勸業課御中

一、壹等品　七捻

一、貳等品　七捻

但右商標貳枚ツヽ御添ヲ希度其内容見本貳捻ト商標壹葉ハ弊本店へ備置其他ハ支店へ送致可致事且又見本之爲ニ殊更ノ御製造相成候テハ却テ見本タルノ實用ヲ失ヒ可申ニ付吳々御注意ヲ奉希上度候

一、右絲壹ケ年御製造高ノ概算

但等級幷ニ青白ノ區別ヲ概算御記入被下度候

右之通ニ御座候也

明治十三年本縣製絲營業人は製絲の改良を業者の連絡統制を圖らんとして友誼社を設けしがたま〳〵翌十四年より從來長野縣に於て經營せる長野製絲場を民間に貸與して營業せしむる事となり、まづ友誼社に於て之を引受け同社會頭小諸町高橋平四郎其經營の任に當り小諸町の工場にて製造せるものと共に之を佛國に輸出せり、今同家に存せる仕切書によりて其數量價格の明らかなるものをあぐれば次の如し。

友誼社同仲社と高橋組との關係

第回	俵數	爲替高	銀貨	社名	年月日
第一〇回	（二）俵	一、八二九円一五	一、一二〇円	友	明治十四年九月十九日
同	（三）俵	二、五二七、三五七	一、五五五円	高	十四、九、十九

第十三回同	三俵（四俵）	二、二六三、八〇三、三七八、五五	一、三二〇円一、九七〇円	乙（友）本（高）	十四、十一、十八十四、十一、十八	
第一五回同	（）	二、〇二七一、二九一	九、八二〇法八二参六、二五四法八九参	甲（高）友	十四、十二、二十四十四、十二、二十四	
第一七回第一七回	五俵（三俵）	二、三七三一、六五四	一一、四〇〇法七三参七、九九七法〇九参	乙（友）甲（高）	十五、一、二十一十四、一、二十一	
第三回	三個			高	十五、六、十一	
	五個			甲（高）	十五、七、二十九	
	六個			甲（高）	十五、七、二十九	
	四個			舊（友）	十五、七、二十九	
				乙（友）	十五、九、十五	
				乙（友）	十五、九、十三	
				本（高）	十五、九、十三	
				乙（友）	十五、九、十三	

備考　（友）ハ友誼社（高）ハ高橋平四郎ノ名義ニテ出荷セルモノニシテ同家ニ現存スル仕切書ニヨリ作表セルナリ

横濱正金銀行と直輸貿易

明治十四年七月政府は一般の直輸貿易を保護する爲、荷爲替融通の金額を定め正金銀行に諭示して之を取扱はしめたり。

元來同行は普通銀行と異り、專ら海外諸國に向つて爲替、荷爲替の業を開き彼我貿易の間に介して金融を調理し之を內にしては直輸出者の便益を謀り以て益々我財源を開き之を外にしては外國より正金を吸收して以て金銀輸出入の權衡を持するの機關たらしむるの目的を以て設立せられたるものにして之によりて生絲貿易の如き主として海外諸國との取引を爲す業者の利便頗る大なる筈なりしも、同行設立の當初は外國貿易未だ盛ならず生絲の如きも多く外商の手によりて輸出せられ加ふるに明治十四年內外商の間に生絲貿易に關して葛藤を生じ生絲貿易停頓し、爲に絲價の暴落を來し次で十五、十六兩年の內地の不景氣は同行の基礎をも動搖せしむるに至れり、今左に內外商葛藤の大略と之に對する本縣及び本縣製絲家のとれる態度につき略說せんとす。

横濱聯合生絲荷預所と外商との紛議

自十四年九月
至十四年十一月

明治十四年八月横濱生絲賣込商結合して、生絲賣込の慣習を改め外商の專橫を矯正せんとし、聯合生絲荷預所を設

立し政府より金百萬圓を無利息にて借入れ、之を地方荷主の金融に充て、後來生絲取引上に於ける外商の專横を抑制して、其弊害を矯正し以て公平の貿買取引を爲さんと欲し、同年九月十五日横濱本町六丁目八十四番に於て開業せり而して其開業に當りて發表せる意見書及び定款左の如し。

聯合生絲荷預所定款

聯合生絲荷預所設立意見書

方今通商日ニ進ミ貿易月ニ熾ナルノ運ニ會シ苟モ事ニ互市ニ從フ者ハ口ヲ開ケハ皆曰ク商權ヲ我レニ復シテ以テ對等ノ利柄ヲ維持スヘシト殊ニ識ラス其商權ナルモノハ全ク無形ノ名ニシテ固ヨリ其所有ヲ界限スヘカラサルハ其之レヲ委スルト復スルトハ唯我レニ在リテ存セルノミニシテ亦タ他ノ物品若クハ約款ノ如ク日ヲ刻シ時ヲ限リテ其權利ヲ彼我ノ間ニ授受スヘキモノニアラザルヲ惟ルニ我邦通商互市ノ開クルヤ人文未開ノ時ニアリテ吏胥其事ニ精シカラズシテ法制多ク其宜ヲ失シ商賈其業ニ暗クシテ販鬻常ニ其度ヲ誤ル或ハ因依約ヲ違フモノアリ或ハ譎計奸ヲ謀ルモノアリ遂ニ外人ヲシテ厭忌ノ念ヲ長セシメ其極我ヲ輕視侮慢シテ百事其簸弄ヲ受クルニ至ル沿襲ノ久シキ餘弊今尚存シテ而シテ人視テ以テ之レヲ常トスルモノアリ是レ實ニ商權ノ彼レニ歸スル所以ニシテ其之レヲ致スモノ固ヨリ我レニ在リト謂ハサルベカラス然ラハ則チ今ニシテ之レヲ復スルモ亦唯我ガ勉强ニ在リテ能ク其業ニ精シク其言ニ信アリテ苟モ舊習ヲ改良スヘキモノアルヲ見ント敢爲之レニ當リ剛毅之レヲ爲スノ氣象ヲ發達スルニアリテ決シテ姑理ヲ論シ虛榮ヲ求ムルノ間ニアラザルナリ抑モ智識ト資力トハ商勢ノ赴ク所タリト雖モ今ヤ萬邦軌ヲ同フシ百度揆ヲ一ニスルノ機ニ會シテ敢テ彼我ノ小軒輊ニ區々シテ以テ進取ノ念ヲ妨碍スヘカ

ラズ是レ我儕カ此聯合生絲荷預所ヲ設立セント欲スルノ素志ナリ若シ夫レ生絲ノ我カ輸出品中最要ノ部ヲ領シテ而シテ從來其販賣ノ方法ニ於テ言フヘカラサルノ惡弊アルガ如キハ世人ノ熟知スル所タルヲ以テ敢テ此ニ喋々スルヲ須ヒサルナリ冀クハ同業ノ諸君我儕ノ微衷ヲ諒察シテ賛成スル所アレヨ

發起人某等敬白

聯合生絲荷預所定款

第一條

當荷預所ハ下條ニ連名ノ者協議各自營業トスル生絲及眞綿、繭出殼繭屑品等貯藏ノ爲メ設置ノ場所タルヲ以テ聯合生絲荷預所ト稱ス可シ

第二條

聯合生絲荷預所ハ橫濱本町六丁目八十四番地ニ設置スベシ

第三條

聯合生絲荷預所資本金ハ十萬圓ト定メ一株ヲ金一千圓トシ而シテ其ノ責任ハ有限ニシテ該資本金及ビ之レニ由テ得ル處ノ荷預所資産一切ニ止マルベシ

第四條

聯合生絲荷預所ノ聯合ニ連ルヿヲ得ヘキモノハ橫濱港内ニ店舖ヲ開キ現ニ生絲及附屬品等外國商店ヘ賣込業ヲ（所謂賣込問屋ヲ云フ）營ム者ニ限ルヘシ

第五條

聯合生絲荷預所聯合締約年限ハ設立ノ日ヨリ滿十ケ年ト定メ滿期ノ前六ケ月内ニ於テ總會ノ協議ヲ以テ解散繼續トモ議決スヘシ

第六條

聯合生絲荷預所締約年限中ハ株主ハ賣込營業ヲ廢止スル等不得止ノ場合ヲ除クノ外此聯合ヲ脫スヘカラス

但本文不得止ノ場合ト雖モ頭取ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ其事ヲ行フヲ得ズ

第七條

株主ハ其所持ノ株式ヲ社外ノ人ニ讓與又ハ賣買ヲ爲スベカラズ尤モ第六條記載ノ賣込營業ヲ廢停等不得止場合ニ於テ其持株悉

皆又ハ幾許ヲ社中ノ人ニ譲與スルハ此限ニ非ラズト雖モ尚第六條但書ニ依テ之ヲ取行フヘシ

第八條

右ノ場合ヲ以テ所持ノ株式ヲ悉皆譲與スルモノ者又ハ本則ニ違犯シ總會ノ決議ヲ經テ除名ト決セラレタル者ハ此社中ヲ除名スヘシ

第九條

資本金額十萬圓ニ充チタル後此聯合ニ加入ヲ望ム者アル時ハ第四條ノ趣旨ニ準據シ總會議決ノ上之レヲ許スコトモアル可シ

但加入株金ハ資本金ヘ增加スベシ

第十條

右ノ手續ヲ經テ新加入ノ書ハ必ズ一株以上五株迄ノ株式ヲ所持シ聯合生絲荷預所ノ諸規則ヲ確守スル盟約書ヲ差入ルベシ

第十一條

株主タル者ハ其引受ケタル株式一個ニ付株券一通宛受領スルヲ得ベシ株式雛形左ノ如シ

株式雛形

第十二條

右ノ株券磨耗或ハ紛失スルノ故ヲ以テ書換ヲ乞フキハ其事實證明ナルニ於テハ更ニ株券ヲ渡スベシ

第十三條

聯合生絲荷預所ハ株帳ヲ製シ株主ノ氏名株式ノ員數及ビ讓渡シノ年月ヲ登錄シ株主ノ望ミニ應シ檢閲ニ供スベシ

第十四條

聯合生絲荷預所ハ取締役五名ヲ株主中ヨリ公選シ五名ノ内ニテ頭取一名ヲ選舉シ聯合生絲荷預所一切ノ事務ヲ委任スベシ

但シ事務上ニ於テ要スル所ノ諸役員ハ頭取及ビ取締役ニ於テ雇入レヽヲ任スベシ

第十五條

頭取、取締役在職期限ハ滿一ケ年トシ滿期ニ至リ解任勤續トモ例式總會ニ於テ決スベシ

第十六條

官府ニ對スル諸願届又ハ官府ニ對スル證書、約定書往復文者等ハ總テ聯合生絲荷預所ノ稱號ヲ用ヒ社印ヲ捺シ頭取、取締役ノ中ニテ之ニ記名調印スベシ

第十七條

聯合生絲荷預所事務ノ要件ハ例式總會又ハ臨時總會ヲ以テ議スベシ而シテ例式總會ハ六月、一月兩度ヲ以テ之レヲ開キ臨時總會ハ頭取、取締役ノ見込ニ從ヒ招集スベシ

第十八條

聯合生絲荷預所ハ生絲及ビ附屬品ノ貯藏ノタメ堅牢ナル倉庫ヲ設クベシ且此倉庫ハ非常保險ヲナシ得ベキ樣建設スヘシ

第十九條

社中ノ者荷受主トナリ各地方荷主ヨリ內外商人ニ賣却ノ爲メ或ハ白家營業ノ爲メ買取當港ニ輸入ノ生絲及ビ附屬品ハ悉皆聯合生絲荷預所ニ附托シ該倉庫ニ貯藏スベシ

但シ見本トシテ自家ヘ引取ノ數量ハ品類ニヨリ左ノ通リ

提絲	一ト口ニ付	一個ツ			
折返	同斷	眞綿同斷			
器機	同斷	繭同斷			
鐵砲造	同斷	出殼繭同斷			
鳴田造	同斷	生皮苧及屑品類同斷			
長手造	同斷				
玉絲	同斷				
熨斗絲	同斷				

第二十條

社中ノ者社外人ヨリ當港ニ於テ生絲及ビ眞綿、繭出殼繭附屬品等買入ルヽトモ其品物ハ總テ第十九條ニヨリ貯藏スヘシ

第二十一條

聯合生絲荷預所ハ生絲及ビ附屬品ヲ檢查スル爲メ檢查室及器械室ヲ設置スヘシ

第二十二條

聯合生絲荷預所ハ別ニ荷物品位調查所ヲ設ケ荷主ノ頼ミニ任セ左ノ三法ノ調查ヲ爲スベシ

第一法　强力、彈力、細太、眞量

第二法　細太及現量

第三法　眼通シ及現量

但シ荷主要求ナキモ第三法ハ入庫ノ荷物毎ニ必ズ之レヲ施行スルモノトス提絲、掛田絲、器械絲トモ品位ヲ調查シ追々調查表ヲ以テ內外國ニ賣買出來候樣盡力スヘシ

第二十三條

荷主ヨリ聯合生絲荷預所ニ貨物ヲ送致スル時ハ品類數量記號番號及年月日等詳記シタル入庫目錄ヲ差出スヘシ聯合生絲荷預所ハ該目錄ニ照合シテ品位數量ヲ每個查定ノ上之レヲ領收シ品類數量ヲ詳記シタル預手形ヲ渡スヘシ

但此手形ハ貯藏ノ惣額又ハ分割シテ數紙ニ記スモ荷主ノ望ミニ應スヘシ

第二十四條

貯藏貨物ヲ出庫セント要セハ荷主ハ預リ手形ヲ以テ其旨ヲ聯合生絲荷預所ニ申込ミ其貨物手形面ノ惣額ナレハ手形ト之レヲ引換ヘ若シ內渡ナレバ數量品種ヲ記入シテ之ヲ引渡スベシ

第二十五條

各地方荷主ヨリ送致シ社中ノ者荷受主トナリ輸入ノ貨物貯藏中ハ聯合生絲荷預所ハ該荷受主ヲ總テ貨物主ト見做シ其貨物ニ付テ照會締約等ハ總テ其荷受主ヘ對シテ之レヲ爲スヘシ

第二十六條

貨物主預手形ヲ燒失又ハ紛失等シタルトキハ書面ヲ以テ其紛失シタル事由ヲ聯合生絲荷預所ニ通知シ聯合生絲荷預所滿足スル二人以上ノ證人ヲ立テ新手形ヲ請求スルヿヲ得ヘシ尤モ本所ハ二週間新聞紙ヲ以テ其紛失ノ事由ヲ廣告シ尙之レヲ發見シ得ザルトキハ廢物トシ更ニ新手形ヲ發スヘシ

但本條ノ廣告料ハ請求主ヨリ之レヲ辨償スヘシ

第二十七條

聯合生絲荷預所倉庫ヘ貯藏ノ諸品內外商人ニ賣却方締約ノ上其趣ヲ貨物主(賣込問屋ヲ云フ)ヨリ届出テ候節ハ第二十八條第二十九條ニ揭載スル取扱ノ順序ヲナシ貨物ト代金トノ受渡ハ總テ聯合生絲荷預所內ニテ取行フヘシ

但荷物ノ調査及ヒ代金未濟ノ荷物ハ他ヘ持出スヿヲ許サス

第二十八條

聯合生絲荷預所貯藏貨物賣買ノ節貨物受渡シニ用ユル衡ハ英國用風袋ハ金巾製ト相定メ衡風袋トモ聯合生絲荷預所用具ヲ以テスベシ

但眞綿繭出殼繭生皮苧屑物等ニ相用候風袋ハ此限ニ非ラズ

第二十九條

賣買ノ節貨物貫目改メ受渡シハ生絲一衡ニ付(英斤七十五斤ヲ目途トス)其余ノ諸品ハ(英斤百五十斤ヨリ二百斤迄ヲ目途トシ)其取扱ヲナスヘシ

第三十條

聯合生絲荷預所ハ其倉庫ニ貯藏スル荷物ヲ監護保存スルノ責ニ任ス故ニ其倉庫ノ不堅牢若シクハ監護ノ不注意ヨリ荷物紛失スルカ又ハ損傷スルトキハ貨物主ニ對シ相當ノ代償ヲ辨償スヘシ

但繭出殼繭屑物ノ類ニテ品物ノ性質ニ因リ生シタル損傷ハ一切共責ニ任セザルヘシ

第三十一條

天災火災其他抗拒スベカラサル事故ニヨリ生シタル損害ハ聯合生絲荷預所ハ一切其責ニ任セサルヘシ

第三十二條

貯藏貨物藏敷料檢査料及受渡手數料ハ左表ノ通リ相定メ貨物庫出ノトキ之ヲ領收スヘシ

但本條定料變改ヲ要スルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之レヲ改ムヘシ

品名	箇數	手數料	藏敷料	例
生絲	一	七十五錢	十錢	表中揭クル所ノ藏敷

眞綿　一三十錢五錢　料ハ日數十日ヲ以テ一期ト定メ一期分一個ニ付キ金十錢二十日ヲ二期トシ即二期分金二十錢但シ十日以内ニテモ一期分金十錢十一日ナレハ二期分金二十錢ヲ領收ス以上前割合ヲ以テス

出殼繭　一三十錢五錢

繭　一三十錢五錢

熨斗絲　一三十錢五錢

玉絲　一三十錢五錢　組合中甲ヨリ乙ヘ賣買シ荷物ハ其儘藏置ノ分ハ其都度手數料一箇ニ付金二十五錢ヲ領收ス屑物類ハ一箇ニ付金十五錢ヲ領收ス

生皮苧　一三十踐五錢

屑物類　一三十錢五錢

第三十三條

倉庫建設及檢査室並器械設置諸入費ハ資本金ノ内ヲ以テ仕拂ヒ殘余ノ金額ハ公債證書ヲ買ヒ入レ聯合生絲荷預所ニ備置クヘシ

第三十四條

頭取、取締役ハ明細正實ナル計算簿ヲ備置キ此ノ帳簿ハ營業時間中ハ何時ニテモ望ミニ應ジ株主ノ檢閲ニ供スベシ

第三十五條

聯合生絲荷預所損益計算ハ一ケ年一度トシ毎年六月ヲ以テ決算スヘシ

第三十六條

聯合生絲荷預所ハ各々貨物主ヨリ領收シタル藏敷料及手數料ノ内ヨリ社費一切ヲ仕拂ヒ殘高ヲ以テ純益トシ株高ニ應ジ其配賦ヲナスヘシ但此配賦方ハ例式總會ニ於テ議決スヘシ

但純益金ノ内ヨリ其若干ヲ準備ノ爲メ積金ト爲スハ協議ノ上追テ之レヲ定ムヘシ

第三十七條

頭取、取締役ハ毎季六月例式總會ニ於テ資産明細表及損益計算表ヲ報告シ之レヲ印刷シテ株主ニ頒布スヘシ

第三十八條

聯合生絲荷預所ハ自ラ荷受主トナリ或ハ内外商人ノ間ニ立入賣買ノ取扱ヲ爲ス可ラズ

第三十九條

役員ハ荷預所有金ヲ以テ本業外ノ商業ヲナシ或ハ自他ノ爲メ貸借スルヲ嚴禁トス

第四十條

役員ハ社名又ハ社ノ役名ヲ以テ自他ノ爲メ本務外ノ證書ヲ作リ又ハ他人ノ爲メ證書ニ調印シ及保證人トナルヘカラズ

第四十一條

此ノ定欵ニ掲載ノ條項實際不便ナルカ又ハ遺洩ノ件アルトキハ社中ノ衆議ヲ以テ之レヲ補正スルヿヲ得ヘシ

右之條々確守スルヿヲ盟約セリ其證トシテ各姓名ヲ記シ且調印致シ候也

明治十四年八月

名　連　名

此横濱聯合生絲荷預所の成立に對し、外商は從來自家の獨占せる利益を奪はれん事を怖れ日耳曼倶樂部に會合して其不當を鳴らし同年九月廿一日を以て聯合生絲荷預所より生絲を買取らざる事を決議し、更に同日新聞紙上を以て同所とは生絲類一切の取引を爲さざる事を三十六名の名を連ねて廣告せり。

日本生絲製造者及該營業者へ進呈スルノ忠告書

今般横濱在留生絲商業ニ關係アル外國商人等ハ左ニ開陳スル件々ニ付日本生絲製造人及營業者ノ注意ヲ喚起センコヲ切望ス

第一條

外國商人ハ通例商業ヲ營ムニ其仲間ノ組合「ギルド」或ハ連合ヲ成サズ都テノ取引上ニ關シテハ各自ノ自由ニ任セ自立シテ營業ヲナスモノナリ蓋シ其理由タルヤ斯ノ如キ仲間ノ結合ヲナスニ於テハ其斜向ハ常ニ二三ノ商家ニ特別ノ利益ヲ與フルノミニシテ一般ノ商業ニ妨害アレバナリ之レニ反シ各自自由ニ競爭營業スルトキハ其斜向ハ公益ヲ起シ都テ百般ノ商品ニ十分ノ時價ヲ得セシメ且各人ノ行爲ヲ自由ナラシムルヲ得ベシ

第二條

然レモ外國商人等ハ今回ノ場合ニ於テハ在横濱日本商人ノ結合シ生絲商業上從前ノ慣習ヲ變換シ以テ外人ヲ籠絡セントスルニ抵抗セン爲メ止ムヲ得ズ結合セザルヲ得ザルニ至レリ右從前ノ慣習ハ日本開港以來今日ニ至ル迄存在セシモノニシテ更ニ不條理ナラズ且善良ナルハ生絲商業ノ斯ク速カニ隆盛ニ趣キタルヲ以テ證スルニ足レリトス外國商人等二三ヲ除クノ外常ニ之等ノ慣習ハ信實ヲ以テ遵守セリ故ニ賣買ノ兩者共其慣習ヲ以テ充分滿足セシ所ナリ若シ此ノ慣習ヲ濫用シ或ハ爲メニ不當ノ利益ヲ得ントス欲スルモノアレバ日本商人ハ斯ノ如キ弊害ヨリ生ズル處ノ損害ヲ要償スルノ道ヲ得ルコト容易ニシテ又外國商人ト雖モ其要償ヲ得セシムルニ補助ヲ與フルコトニ汲々タリシナラン何ントナレバ外國商人ニアツテモ二三ノ輩ヲ益スルノ好策ヲ以テ公衆ノ利益ヲ妨害スルニ當テハ其關係更ニ日本人ト異ナルコトナケレバナリ然ルニ外國人等未ダ曾テ右濫用ノ苦情アルヲ聞カズ又一般斯ノ如キ件ニ付相談ヲ受タルコトナシ然ルニ日本商人等ハ今回自ラ舊來ノ慣習ヲ變換シ向來ノ商業ハ都テ新法ニヨリ營業スベシト決定シ右決議ヲ突然外人ニ廣布シタルヲ以テ外人ハ不敬ノ待遇ヲ受ケ且商業上新タニ甚シキ不便ニ服從セシメラレンコヲ要求セラレタリ

第三條

外國人ニシテ斯ノ如キ法方ヲ承諾スルヲ拒ムハ又自然ノ勢ナリ況ンヤ其法方タルヤ實ニ不條理ノモノニシテ或ハ其廣告シタルモノヽ外猶他ニ目的アルヤヲ疑ハシメ且該日本商人ノ結合ノ切望スル處ノモノハ日本生絲商業ノ商權ヲ專有シ社外ノ者ニシテ該營業ニ關係アル者ハ內外人ヲ問ズ悉ク損害ニ陷ラシメントスルヤヲ疑ハシムル斯ノ如キ結合ハ屢々橫濱日本商人ノ間ニ起ルモノニシテ且該聯合生絲荷預所社員中或ハ現ニ外國直輸商業ノ主唱者アルヲ以テ今回ノ聯合モ猶斯ノ如キノ趣旨ヨリ成立シタル者ナランカノ疑惑ヲ增サシム

如何トナレバ內地ニ於テ生絲ノ價格ヲ低落セシメ二三ノ商會ニテ安價ニ生絲ヲ買入レ輸出セント欲スルヤハ一大勢力アル仲間ノ組合ヲ設立シ以テ販賣ノ市場ヲ制限シ製絲者ノ賣路ヲ檢束シ且煩勞ナル規律ヲ制定シ外商ノ買入レニ障碍ヲ與フルヨリ他ニ良策アラザレバナリ

第四條

尤モ外商等ハ日本商家ノ切望スル直輸商業ニ附テハ毫モ故障無之事ヲ玆ニ明言ス唯其確信スル處ハ日本人自ラ外國へ輸出スル時ハ製絲人ノ爲メニハ寧ロ橫濱市場ニ於テ速カニ販賣スルヨリ却テ利潤少ナカルベシト然レドモ右ノ如キハ全ク各自ノ自由ニ任セ而メ其結果ノ如何ニ依リ得失ヲ自決セシムルヲ以テ足レリトス然シナガラ外國人等ハ橫濱ナル二三ノ商家ガ日本ト外國トノ間ニ取結ビタル條約上ニ認可サレタル商業ノ自由ヲ妨害シ或ハ內地ノ商人又ハ製絲者ヲシテ其商品ニ對シ相當ナル價格ヲ得セシムルヲ妨ゲ或ハ適意ニ販賣セント欲スルヲ妨ル等ノ奸商ニ對シテハ飽迄抵抗スベキナリ

第五條

故ニ今般外國商人ハ日本生絲製造人及其商人ニ訴ヘ其助勢ヲ得ンコヲ望ム處アリ卽チ今回聯合生絲荷預所ニ於テ履行セント欲スル如キ籠斷ナル處直ニ對シテハ其何質ヲ不論必ズ抵抗セザルヲ得ザルモノナレバ該件ノ如キモ其抵抗ノ助勢ヲ望ム處ナリ又外國商人ハ公衆ノ高慮ヲ望ムコトアリ則チ生絲及其他ノ商品ニ於テモ其賣買ノ自由ハ法律ノ許ス處ニシテ何人ニテモ外人ト直接ノ取引ヲ爲サント欲スルモノハ之レヲナスノ權利ヲ有スルコヲ顧慮アランコトヲ故ニ今般左ニ記名スルモノ共ハ何人ヲ問ズ至當ナル方法ヲ以テ直接ニ取引セント欲スル諸君ハ丁寧ニ待遇シ信義ヲ以テ交通センコヲ約ス而シテ斯ノ如ク直取引ヲナスキハ損失ヲ防ギ失望ヲ避クルノ便アルノミナラズ亦總テ日本物產ニ充分ナル價格ヲ與ヘ且常ニ銀貨ヲ以テ速金ニ代價ヲ受取ルノ便利アリ

第六條

前條ノ外猶五ニ面識ヲ得ルヲ以テ內地ヨリ出港セラルヽ正直ナル諸君ハ奸計欺策ニ對シ自己ヲ警護スルノ道ヲ知ルヲ得ベク且

又開港場在留ノ外國人中ニハ許多ノ正實ナルモノアリテ斯ノ如キ人ト直接ノ取引ヲナスハ更ニ難事ニモアラク亦危險モナキコトヲ發見スルヲ得ベシ然レバ目下相互ノ間ニ現存スル疑惑モ忽チ氷解シテ自然商業ノ繁榮隆盛ニ至ルハ期スベキナリ

故ニ左ニ記名ノ者共ハ前文ニ開陳スル件々ニ付謹ンデ日本人民ノ高慮ヲ仰ギ而シテ詐僞ノ口實ニ迷ヒ或ハ口ニ商業ノ改良ヲ唱ヘルト雖モ恐クハ自己ノ私利ノ爲メニ大旦貴重ナル物品ヲ掌握セント欲スル輩斷者ノ口實トナス處ノ僞報國心ニ瞞着セラルヽノ不幸ニ陷ルコトナカランコトヲ希望ス

於横濱千八百八十一年九月（明治十四年九月）

一　番　ジアデン、マゼソン商會
二　番　ウヲルシユ、ホール商會
三　番　ウヰルキン、ロビソン
三　番　ビージレツ
四　番　イーウイトール
六　番　フインドレー、リチアードソン商會
八　番　ヘクト、リリエンサール商會
二十二番　ジョン、ミドルトン
二十四番　アドルフ、シユルズ
二十五番　ダブリウ、サアーゲル
三十三番　モルリアン、ハイマン商會
三十三番　ジヲージ、ヱチ、アルコツク
三十四番　コーンス商會
四十七番　ジーグラー商會
四十八番　モリソン、フレイザー商會
四十九番　トーマス商會
五十四番　シー、イリス商會
六十三番　ダブリウエム、ストラカアン商會
七十五番　エフ、シヤイト
七十六番　バビエール商會
乙八十九番　キングドン、ショヲビー商會
丙八十九番　支那日本商會
九　十　番　シーバー、ブランウワルト
乙九十番　シーバー、ワサー
九十一番　デルヲロ商會
百四十三番　フレイザー、フアレー商會
百六十四番　ピー、ドリル
百六十四番　エフ、ビバンテー
百六十六番　エチ、ロードウイツク商會
百六十八番　ジー、ギサニー
百七十六番　エチ、シー、モルフ商會
百七十七番　ショヲーネ　モチヨー

百七十八番　スミス、ベイカー商會
百八十番　グロサト商會
百九十六番　ボール、ハイナメン商會
百九十八番　二百番　フレイザー商會

於玆聯合荷預所は折角の計畫も外商の爲に頓挫せられん事を憂ひ全國當業者に向つて外商の脅威と誘惑とに迷ふことなき樣左の告知書を發せり。

此告知書は稍々長文に亘れども當時生絲貿易上如何なる弊害ありしかを知るに足るべき貴重の史料なれば繁を厭はず之を揭ぐる事とせり。

告知書

我ガ貿易品ノ第一タル生絲ノ賣込ニ付テハ云フベカラザル陋習アリテ常ニ外國商人ノ爲メニ其商權ヲ專ニセラルヽガタメニ大ナル國損ヲ蒙ルコトハ諸君等モ既ニ詳知アル所ナリ我々親シク其衝ニ當リ殊ニ切齒ニ堪ヘズ何卒シテ此陋習ヲ破ラント冀ヒシコト爰ニ年アリシニ今ヤ幸ニ時運ノ開運ニ當リ濶ク出港ノ各地諸君ト此改良ノ事ヲ謀リ諸君モ我々ト憂ヲ同フシテ大ニ之ヲ贊成セラレシカバ遂ニ同業幾力協同シテ聯合生絲荷預所ヲ設立スルニ至レリ實ニ千載ノ一遇ト云フベシ然ルニ當地在留ノ外國人等ハ此擧ノ己レ等ニ不便ナルヲ以テ或ハ專横ト罵リ或ハ不當ト唱ヘ百方妨害巧ミニシ來三十六名黨ヲ結ビ荷預所ノ規則ニ從ヒテハ取引ナサヾルベシト結約シタル旨ヲ荷預所ヘ通達シ中外ノ諸新聞ニ廣告シ尙又近日各地方製絲家諸君及生絲賣買ニ從事ノ諸君ニ向ヒ謂レナキ報告ヲ頒布シタリ之レ蓋シ我ガ荷預所ニ對シ數次攻擊ヲ試ミシモ我々賣込商ガ當地滯留ノ荷主諸君ト共ニ斷乎トシテ動カザルニ遇テ攻擊ノ策盡キタレバ手ヲ袖ヘテ更ニ各地ノ諸君ニ向ヒ文ヲ舞シ辭ヲ巧ニシテ諸君ヲ蠱惑セント試ミシモノナリ其報告文ヲ玆ニ擧ゲンハ頗ル冗長ニ涉ルヲ以テ敢テ贅セズ只其意ノアル所ヲ察スレバ云ク商業ハ仲間組合等ノ連合ヲ爲サズ銘々ノ自由ニ營ムヲ以テ利

益アリ生絲賣買モ從前ノ陋習ノ如クニテ敢テ不都合ナシ然ルニ此聯合生絲荷預所ハ內地ニ於テ價格ヲ低落セシメニ三ノ商會ノ利益ヲ占メントスルモノナリ內地ノ荷主ノ外人ト直ニ取引ヲ爲サント欲スル方ヘハ丁寧ニ待遇シ信義ヲ以テ交通スベク橫濱在留ノ外國人中ニハ許多ノ正實ナルモノアリ抔ト云ヒテ無稽ノ贅言ラ臚列シテ諸君ヲ籠絡セント欲スルニ過ギス苟モ生絲業ニ從事スル諸君ハ此如報告ニ蠱惑スルコトナキハ我々ノ信ズル所ナレモ或ハ親シク實際ニ通曉セザル人々ヲシテ危疑ヲ抱カシムルコトナキヲ保シ難ケレバ玆ニ聊カ實況ノ概略ヲ陳ジテ豫メ萬一ノ危疑ヲ排拆セン從來生絲取引上ニ於テ外商ノ專橫ナル擧テ數フルニ遑アラズト雖モ姑ラク其著シキモノヲ擧クレバ外國商人ニ賣込問屋ヲ廻リ生絲ノ見本ヲ以テ直段ヲ取極メ直ニ己等ガ商館ノ倉庫ヘ爲引入然ル後拜見（絲ノ善惡ヲ檢査スルヲ云フ）シテ始メテ本取引トナルコトナレバ未ダ金員ヲモ拂ハズシテ自家ノ倉庫ヘ引込ミ一片ノ證書ヲモ交付セザルノ一事ニテモ既ニ尋常商業ノ正道ニ適ハザルコトヲ証スルニ足レリ然ノミナラズ本國ノ氣配ヲ測リ投機ヲ以テ生絲ヲ買レ入レントスルモノ多ケレバ概ネ生絲ヲ引キ入レサセシ後チ數日間乃至十日以上モ拜見ヲ爲サズシテ本國ノ報知如何ヲ待テ氣配善シト報ジ來レバ通例ノ通リニ拜見ヲ濟シテ買入レ氣配惡シト報ジ來レバ拜見ノ時ワザト荷物ニ種々ノ難癖ヲ附テ「ペケ」（破談ヲ云フ）トシ甚シキニ至リテハ電信ノ報知惡シトテ斷然「ペケ」ニスルコトアリ又現ニ五百個ノ買入レヲ爲サントスルニ先ツ八百個ノ約定ヲナシ引キ入レサセ一時外國銀行ヘ對シ融通ノ助トシ事濟テ後破談シテ差戻スコトアリ其引込持歸リノ運賃ハ何レモ皆荷主ノ失費トナリ彼ハ毫モ其損失ヲ負擔スルコトナシ其間若シ賣込問屋ヨリ異議ヲ云フ時ハ暴威ヲ以テ恐赫スル等言語同斷ノ振舞アリテ斤量掛改（カンノ事ヲ云フ）ノ如キモ其風袋ハ各商館ニ製シ置キ（薄地ノ金巾ニ用ユ）實量半斤（六十目位）內外ナルヲ七分五厘（九十目）或ハ一斤（百二十九目）凡（九貫目）ト定ルヲ以テ目前一秤ニ付三十目乃至六十目ノ差ヲ生ジ且我一個ヲ一秤トスルガ普通ナルガ故ニ小分シテ一個ノ

七分乃至半分ヲ以テ一秤トシテ其差ヲ增加セシムルニ至ル加フルニ一斤以下ノ端數ヲ切リ棄ツルヲ以テ生絲一個ノ差ハ少クモ一斤ニ下ラズ之ヲ横濱取扱ノ生絲荷高三萬五千個ニ乘スルキハ三萬五千斤ニシテ此價（平均百斤ニ付六百弗トシテ）二十一萬弗トナリ之ニ屑物ヲ合スレバ必ズ四十五萬弗ノ巨額トナル之皆彼等ノ專横ヲ以テ不當ノ利益ヲ壟斷スルモノナリ去レバ彼等ガ自ラ從前ノ陋習ノ如クニテ敢テ不都合ナシト云フハ竟畢已レ等ニ取リヲ不都合ナキノ謂ニシテ我國人ノ不都合ヲ顧ミザルモノナリ今我々ガ設立セシ荷預所ノ規則ニ從フ時ハ之等ノ專横ハ一掃シテ跡ヲ絶ツベシ現ニ近日荷預所ニ於テ斤量ヲ掛ケ改メシモノヲ尙外商館ニテ從前ノ手續ヲ以テ掛ケ改メシニ百箇ニ付九十三斤餘ノ不足アリト云ヘシ如キハ決シテ斤量ノ不足ニアラズシテ掛ケ方ノ異ナルヲ以テナリ如斯再ビ彼等不當ノ利ヲ罔スルニ道ナケレバ此斤量ノ差異ノ如キハ明ニ我國ノ公益ニアラズヤ此外ニ尙間接ノ利益アリ其第一ハ一ケ所ニ取リ纏メテ取引ヲ爲スガ故粗惡ノ製絲ハ終始賣レザルヲ以テ荷主モ各良絲ヲ撰ミ製絲家モ從テ注意ヲ加ヘ漸次改良ヲ促スベシ第二ハ問屋銘々ガ別々ニ取扱ニ比スレバ此荷預所聯合ノ信用ヲ以テ銀行ト取引ヲ爲ス事ハ金融上ノ便利ヲ廣クシ益々生産ノ增加ヲ見ルニ至ルヤ必然ナリ之等ノ利益ハ皆公平無私ナルコト豈識者ヲ待テ後ニ知ランヤ然ルヲ外國商人等ガ辭ヲ巧ミニシ一二ノ商會ガ私利ヲ謀ルナドト謗リ諸君ヲ蠱惑セントスルハ卑劣ノ所爲ナリト云ハンカ如此無稽ノ報告ニ眩惑サルヽモノナキハ我々素ヨリ疑ハザル所ナレドモ實ニ今日此一大事業ノ成立スベキ機會ニ際シ萬一ニモ一着ヲ誤リ彼ガ術中ニ陷ルキハ復之ヲ救フニ難キヲ以テ冀クハ諸君倍々百折不撓ノ精神ヲ發揮シ此一擧ヲ確立セシメ我商權ヲ恢復シ永ク公平ノ利益ヲ共有スルノ道ヲ求ムルニ熱心セラレンコトヲ我々切望ノ至リニ堪ヘズ拜具謹言

明治十四年九月

横濱生絲賣込問屋組合仲間一同

各地荷主　御中

外商も亦再び全國當業者に通知書を送りて挑戰し各地に人を派し、或は內地人の名義を以て直接生絲の買入を爲さんとせしかば荷預所に於ても又々地方荷主に檄文を飛ばして極力初志を貫徹せんとせり。

此際本縣に於ては荷預所を支持せんとし大野縣令は本縣生絲業者の團結なる友誼社に左の下問書を發せり。

下問書　友誼社

曩に橫濱生絲賣込商等團結聯合生絲荷預所を設置し大に彼我賣買上の流弊を洗除せんとせしに外商等は却て之れが組織を不當專橫なりとし該預所設立を挫折せんことを圖れり。此擧や實に本邦貿易上に採り不容易の影響を保つのみならず今回內外商の間に於て釀生せし紛議の結果如何に因りては商權の伸縮に相關し加之我管下の如き生絲所產の地方に於て民產一般の盛衰にも關係すべき事件にして苟も生絲に關する業を營むものは耐忍不撓の氣象を奮揮し一致協力を以て商權を恢復するの希望を遂げ固有の民產を擁護せざる可らざるの秋也然るに近來外商等頻りに黜策を廻らし手代或は本邦人の名義を以て各地方に派出し生絲取引をなすもの有之、且、內商も亦今回の葛藤を奇貨として無上の利を射んとするもの有之乎に相聞候右は商業上互間の取引なれば素より爲し得べき筋には候へども之れが爲め折角の結合も忽ち崩壞し全体の敗衂を致すが如きは却て外商の冷笑するところとなる而已ならず商權を恢復し固有の民產を擁護するの秋は將た何れの日乎之れあらんや右等の要點に就きては如何の思想を下し、如何の方法を以て商權の回復と民產の擁護とを成すべき乎旨下參考に供す可き義有之諸問候條其社の意見至急開陳可致此旨相達候事

但聯合生絲荷預所開業以來の顚末書及聯合組合賣込問屋告知書參考のため一部宛下附候事

明治十四年十月十九日　　長野縣令　大野誠印

之に對し友誼社は如何なる答申書を呈せしやは知る由なきも同廿五日横濱に於て大集會開設の旨を以て社長に來會すべしと本部より電報ありしを以て鷹野社長は廿三日上京同集會に出席し談判委員に推選せられ他の委員と共に奔走し遂に平和に局を結ぶを得たり。

此際友誼社の採れる態度は十月廿二日會社より横濱聯合生絲荷預所に送れる左の書面に明かなる如く極力横濱聯合生絲荷預所に應援せるものなり。

前略陳者貴所設立の儀は開港以來の一大美擧にして吾人の多年熱望に堪えざる所なりしは今更喋々を俟たず然るに外商等は之に利ならざるを見て之を挫折せんことを企てしより遂に一大紛議となりしは之れ萬止むを得ざるに出るものにして勢の免れ難き處と推考致候抑々我國商權の振はざるは玆に十數年今や、幸に諸君の御奮勵により從來の弊習を一洗し固有の商權を回復せんとするの機正に至れり。實に千載の一遇とや申すべく苟も日本國民たるもの誰か此擧を稱贊し、此快事に左祖せざるものあらんや聞く處によれば外商等も亦畢生の力を極め百方妨害を加へん事を計畫候得ば固より易々すべきの敵に無之因て弊社に於ても充分の所見を吐露し各支社へ通告し夫々勉戒を加へたりしり各々奮而贊成の意を表し飽迄貴所へ向つて應援すべしと決し猶盟約を固ふせんが爲め會議を開かん事を切望し目下各支社に於て開會中に有之候得ば其盟約の如きは追々御報導可致候得へ共其主腦たる徹頭徹尾貴所と興廢を共にせん事を誓へり因て襄きに頒布せし別紙告知書等相添此段御通報旁々申進候也

明治十四年十月二十二日　　友誼社

横濱聯合生復荷預所御中

又、此内外商葛藤の際上田に於ても明治十四年十月三十日森田斐雄、中山彦輔中島精一等第十九國立銀行に會し横

濱聯合生絲荷預所を應援し、商權回復の計を議し結局、直輸同盟會を組織して生絲を直接海外に輸出する事となり上田市商人は聯合生絲荷造所を設置せんとし十一月五日其會議を中學校に開き發起人三十九名を定め十一月六日には規則案成り七日には規則案製本成り九日には中島氏川西へ遊説に赴きしに十一日橫濱より中山、田中成澤三氏へ

「ヒキトリヤ　チウサイワカイシタ　ヲヽママトコリ　サンバンヘデキタ　アトテガミ」

との電報あり、卽、內外和解せしを以て十五日株主總會を開き將來の方向を定めんとし十四日發起人の集會を開き森田會頭より「今回の和解を滿足なりと思惟するや否や」の問を發せしに不滿足と思惟するもの多數にして、更に會頭より「本會の存續を望むや否や」の問に對し存續を望むもの大部分なりしかば之を存續する事に決せしも時恰も年末に際し各自事務多忙なるを以て翌年之を決定する事とせり。

かくて翌十五年二月十二日の會合に於て直輸同盟解散の決議をなし同會の昨年十月三十日より十五年二月千二日迄の經費は三十九名の發起人に於て償却し、新たに會名を公益商會と稱して成立せしむる事となりしも同年六月廿九日上田生絲商會と稱して長野縣の認可を得たり。

註(一)　直輸同盟會の經過に關する詳細なる記錄は次の如し

直輸同盟會創業記錄

明治十四年十月卅日

森田、中山、中島、第十九國立銀行ニ會シ橫濱聯合生絲荷預所ヲ應援シ共ニ商權回復ノ計略ヲ議シタリ討論ノ末其計畫ハ生絲ヲ海外ニ直輸シ公正ナル商業ヲ營ミ信義ヲ以テ彼ニ交通シ當時在港外商ノ專橫ニ抗敵スルニ在リトス若カズ主唱者トナリ直輸同盟會ナルモノヲ設立シ同心戮力先ズ自ラ損得ノ責ニ任ジ而シテ之ヲ一般ニ奬勵センニハト幸ヒ當市生絲商人ハ聯合生絲荷造所設置ノ爲メ會議ヲ中學校ニ開キ參集セルヲ以テ中澤莞爾氏ヲ誘ヒ同所ニ出頭シ商人各自ノ意向ヲ試ミタルニ皆俱ニ意ヲ同フセルモノノ如シ依テ以テ本會ヲ起スニ決心セリ時ニ會スル者左ノ如シ

森田斐雄　中山彦輔　中島精一　中澤菟爾　佐藤次郎兵衛　塩川義路

長岡万次郎　北澤祐右衛門　田中忠四郎　成澤志之助　塩川修平　外十餘名

三十一日

創業手順相談ノ爲メ十九銀行ニ會ス

森田斐雄　中山彦輔　佐藤治郎兵衛　中島精一　長岡万平　北澤祐右衛門

塩川修平　臼井知盡

決議

直輸同盟會ト稱

資本金額五萬圓ヨリ下ラザルモノト假定ス

壹株金五拾圓トス

應募ノ實況ニヨリ資本額ヲ增加スベシ

株數六百株ニ至ルヲ得レバ直ニ事務ニ着手スベシ

株金拂込期限　金二十圓十一月五日　金十五圓宛十一月三十日

十二月十五日

來ル十一月五日初集會ヲ中學校ニ開クベシ

起業人トナルモノヲ定ム其姓名

森田斐雄　中山彦輔　中島精一　佐藤治郎兵衛　瀧澤助右衛門　小林嘉十郎

長岡万平　田中忠四郎　北澤祐右衛門　塩川脩平　成澤万五郎　臼井知盡

吉池定助　吉池富治郎　竹内造酒平　荒井治右衛門　春原市太郎　青島勘兵衛

小宮山瀧兵衛　内山八三郎　小口定太郎　小口九兵衛　平林傳十　武井源右衛門

篠澤新十郎　手塚友右衛門　宮下宗三郎　長谷川平左衛門　小林甚五　西澤小平太

塩川義路　矢島精六　倉島彌平　佐藤八郎右衛門　中澤菟爾　宮下勘兵衛

荒井房太郎　　田中長右衛門　　佐藤爲三郎　　以上　三十九名

十一月一日

起業人一同十九銀行内席ニ會ス　但夜會ナリ

申込証三百枚ヲ製ス

明二日ヨリ株主募集ニ着手スベシ

同日中起業人持株ノ數ヲ定メ申出ルニ決ス

二　日

申込証紙ヲ分配ス

中山、中島稻荷山村ヘ派シ彼地有志ヲ聯合セシムルノ談ヲナス

佐藤、竹内、依田地方ヲ遊説ス

五　日

十月三十日ノ決議ニヨリ中學校ニ會同スルモノ森田、中山外二十餘名

決　議

第十九銀行内ヲ假ニ事務所トスベシ

各起業人ハ株主申込ノアル毎ニ事務所ニ報ジ其數六百株金三萬圓ニ至ルヲ得レバ本會ハ已ニ成立シタルモノト見做シ委員ハ其事務ニ着手スベシ

創業事務扱ノ爲メ當今ノ株主中ヨリ委員拾名ヲ公選シ事務ヲ扱フベシ其選ニ當ルモノ

長岡万平　　田中忠四郎　　佐藤治郎兵衛　　臼井知憲　　中島精一　　森田斐雄

中山彦輔　　北澤祐右衛門　　成澤志之助　　吉池貞助

規則案ヲ附議ス

決　議

委員ニ托シテ審査セシメ假ニ規則トナシ以テ株主ニ分配シ總會ニ於ヲ審議決定スベシ

小出八郎右衛門　　高橋平四郎　　塩川清兵衛　來ル

六　日

委員事務所ニ會シ規則案ヲ議定ス

規則案製本ナルヲ待テ委員ハ適宜ニ株主ヲ募集シ來ル廿日ヲ以テ第一期結會ノ資本ヲ定ムルニ決ス

佐藤規則案ヲ清書ス

規則案四百部ヲ製スベシ

七　日　出頭中島

中山出京、規則案製本成ル但百部内五十部高橋平四郎、塩川清兵衛ベ送ル

五部　十九銀行　五部　田中忠四郎

十部　十九銀行　五部　臼井

五部　北澤　五部　成澤

五部　吉池　五部　中島

五部　長岡

八　日

委員集會出頭

森田、佐藤、長岡、田中、北澤、臼井、吉池、成澤、中島、株主募集受持ヲ定ム

川西一圓　長岡、吉池

但　小牧ヨリ中之條ヲ除ク

畑山ヨリ洗馬及二千石　田中、臼井

東在一圓　森田、竹内、北澤

埴　科　成澤

長野、大久保、金剛寺　倉　島

規則案三百部製成ル

渡　方

五十部　長岡、吉池
二十五部　森田、竹内
三十部　北澤
二十五部　佐藤
十　部(十日)　布施銀行
一　部(九日)　下伊那
一　部(十日)　高田
一　部(十日)　東京
五部(十一日)　松井

二十五部　田中、臼井
二十五部　成澤
十　部　倉島
十　部　中島
四十部(十日)　小諸銀行へ
一　部(九日)　諏訪
一　部(十日)　長野
十部(十一日)　塩川
四部(十一日)　倉澤

九日出頭　森田

中島　川西へ遊説
申込証二百枚ヲ製ス内　百枚七日
百枚十日

内

十日四十枚　小諸銀行　十一日　六十枚　同行
十一日五枚　松井　十一日　五枚　倉澤

十日出頭　森田

北澤、長岡ノ兩氏ハ上田商人申込証書ヲ出セリ

十一日出頭　森田、臼井、中島

倉澤良次、松井貞次郎兩氏ハ該地誘道ノ爲メ來訪規則案申込証共ニ持參來ル十四日迄ニ應募ノ數ヲ報ゼンコトヲ約セリ

申込証百枚ヲ製ス

委員集會出席　田中、臼井、北澤、吉池、中島、横港ヨリ電信、中山、田中、成澤

ヒキトリヤ　チウサイワカイシク　ヲヽマヽトコヲリ　サンバンヘデキタ　アトテガミ

決　議

内外葛藤和解報告前ノ如シ依テ來ル十五日ヲ以テ株主總會ヲ開キ將來ノ方向ヲ決定スベシ

來ル十四日起業人豫會ノ事

報　告　案

本會資本金三萬圓以上ニ至リ已ニ成立シタル處昨十一日午後九時電信ヲ以テ生絲取引上内外商人ノ葛藤媾和致シ候趣報導ニ附キ更ニ御協議及度儀有之候條來ル十五日午前十時上田中學校ヘ無欠席御出頭可被下候也

直輸同盟會

創立事務委員

株主宛

明治十四年十一月十二日

十二日

報告書百葉製成ル

小諸銀行ヘ手翰添三十葉送ル

各株主ヘ告知書ヲ附送ス

十四日集會ヲ起業人ヘ通達ノ爲メ回章ヲ發ス

十四日起業人集會　午後一時ヨリ

出頭員　北澤、臼井、中澤、成澤、成澤次、荒井治、吉池、小口九、武井、篠澤、青島勘、佐藤、竹内、小口定、内山、倉島、長岡、佐藤爲、平林、森田、中島　以上二十一人

會頭　森田

問題　横濱連合和解ヲシテ滿足セリト思惟スルカ將タ不滿足ナルモノナリト思惟スルカ

不滿足ナル和解ナリト思惟スルモノ左ノ如シ

北澤、臼井、中澤、成澤、成澤金、吉池、荒井治、佐藤爲、竹内、小口定、倉島、長岡、佐藤、平林、森田、中島、以上十四人外會頭

本會ヲ存スルカ將タ廢スルカ存スルヲ望ムモノ

北澤、臼井、中澤、成澤金、吉池、荒井治、佐藤爲、竹内、小口定、倉島、長岡、佐藤、青島、篠澤、内山、武井、中島、森田、小口九、以上十九人

依テ會ヲ散ス

十五日　株主總會ヲ中學校ニ開ク會スルモノ

倉島、長岡、工藤、當田、武井、島田、平林、佐藤爲、臼井、工藤善助、小林賢

依托人名

宮原生吉　沓掛久藏　瀧澤嘉十郎　春日權一　吉池悦之助　吉池宇之助

工藤庄五郎　工藤助三郎　唐木銀三郎　小宮山豊太　松尾作右衛門　宮島安太郎

吉澤梅作　柳澤淺吉　竹内榮十　柳澤半助　小林孝右衛門　吉池忠之助

瀧澤信一郎

公益商會起業人名

森田、中山、佐藤、倉島、長岡、北澤、田中、吉池、青島、小宮山、佐藤爲、内山、小口九、小口、臼井、成澤、竹内、宮下、宮下期、成澤金、中澤、小林嘉、春原

右委員

森田、佐藤、長岡、田中、中島

十二月廿六日

公益商會株主募集遷延中已ニ今日ニ至リタルニ付協議ノ上左ノ報告ヲイタセリ

公益商會株主募集ノ義豫テ御協議及ビ置候處御來荏苒遷延中已ニ今日ニ押寄セ年内餘光モ無之御同樣事務多忙ノ時期ニ立至リ候ニ付

會事關係ノ義ハ年内ハ此ニ中止致シ來ル十五年一月上旬ニ於テ更ニ協議ノ上尚引續キ結會ノ運ヒ相附候樣致シ度右一月會日ノ期ハ猶更ニ御通達可致候條御承知有之度此段御報導及ビ候也

明治十四年十二月廿六日

森田斐雄
中山彦輔
佐藤治郎兵衛
中島精一

起業人一同へ宛

追而至急順達認調印ノ上廻リ留ヨリ森田斐雄方へ御返却有之度候事

十五年二月十日報告但回章

直輸同盟會終瓦御結評ヲ要シ候條來ル十二日正午十二時第十九銀行内假事務所へ御出頭有之度至急ノ義ニ付御欠席無之樣最モ注意有之度候也

直輸同盟會
假事務所

明治十五年二月十日

起業人一同へ宛

二月十二日會スルモノ左記ノ如シ

森田、中山、佐藤、澁澤助、成澤、臼井、吉池、春原、竹内、中島

決議

直輸同盟會十月三十日ヨリ十五年二月十二日マデノ諸經費ハ起業者三十九名ニ於テ償却スベシ而シテ本會ハ爰ニ全解シ尚更ニ公益商會ノ起廢ヲバ一ニ有志ノ思望ニ任ズベシ

經費ハ起業者各人頭ニ割賦召集スベシ

明治十四年十一月襄ニ紛擾ヲ生ジタル彼我ノ商人等漸ク和解ヲ遂ゲ因襲ノ久シキ陋習ノ幾分ヲ矯正シ將來ノ取引ヲ純

正ナラシムベシト約束ヲ遂ゲ親睦ノ宴ヲ横濱町會所樓上ニ開ク於茲市上ニ久シク停滞セシ生絲ノ賣買モ從前ニ復シ荷主モ稍々焦眉ヲ啓キ市上ノ衰勢漸ク挽回スルニ至レリ

生絲商業上紛議一件ニ付私共取引商人仲裁ニ立入候處外國生絲商人聯合會ニ於テ仲裁申込ノ趣意可決相成候旨左ノ如ク回答有之候間不取敢此段御報告候也

明治十四年十一月十八日

横濱取引商惣代

聯合生絲荷預所御中

回答書寫

生絲賣買人間ニ生ジタル紛議御仲裁ニ付諸君ヨリ御申込ノ約定書並ニ右約定書第一條ニ付諸君ヨリ御保証相添ヘ本月十四日付ヲ以テ御照會ノ趣拜承仕候右ニ付昨夕當商法會議所ニ開キタル生絲商聯合會ノ會議ニ於テ今般取引商ト外國特別委員トノ間ニ協議ヲ遂ケ取極メタル約束ノ箇條ヲ承諾候事ニ衆議一決致シ候間此段御通知申上候其約束ノ箇條ハ左ノ通リニ御座候

第一條　日本商人ハ便利ナル場所ニ於テ共同倉庫一ケ所ヲ便利ニ建築シ其規則章程及用意ノ整フル等ノコトハ日本賣込人ト外國買入人トノ間ニ協議ヲ遂ゲ以テ相互ニ賣買人双方ノ權利ヲ保全スルノ鴻足ヲ得而シテ生絲賣込上一般ノ方法ヲ改良スルニ於テハ之ヲ承諾スベシ

第二條　生絲見本ト均一ノ絲ヲ渡スベキ事

第三條　前二ケ條ノ事業整頓ニ至ルマデ生絲檢査ノ爲メ賣込人ハ商ノ倉庫ニ持込ムベシ

外國買入人ハ其檢査ヲ完ク終ルマデ荷物預リ証書及火災保險ノ証書ヲ渡スベキ事

第四條　賣買ヲナスニ當リテハ双方ノ記名シタル約定証書ヲ取替セ其書面ニハ代價及檢査ノ爲メ許シタル時間又ハ賣込人ヨリ至當ナル生絲ノ品位ヲ渡スベキ旨ヲ記載スベキ事

第五條　斤量掛渡ハ公平ニスベシ

第六條　紛議ヲ生ジタルトキハ双方ヨリ一人若クハ數人ノ裁判人撰ミ之ニ從フベキ事

右約條書ニ添ヘ諸君ヨリノ保証左ノ如シ

此約定書第一條ニ記載シタルガ如ク後日共同倉庫ヲ建築費トモ決シテ專賣ヲ謀ル等ノ爲メニハ無之又此場所ヲ以テ專賣ノ目的ニ向テ使用スル等ノ義ハ萬無之又聊カタリトモ專賣ニ關係無之者也

生絲商聯合會々頭

トムヽトーマス

横濱於千八百八十一年十一月十八日

横濱取引商人惣代

中村總兵衛様　木村利左衛門様

堀城角次郎様　三浦兵輔様

杉村甚三郎様　大濱忠三郎様

本多武右衛門様　薩摩治兵衛様

前川太郎兵衛様　柿沼政吉様

和解勧導

本年九月十五日當生絲荷預所開業以來當港外國生絲商人トノ間ニ生ジタル葛藤ノ義ハ要スルニ從來生絲取引上ニ付キ外商ノ專横ヲ抑制シ其弊害ヲ矯正シテ以テ公平至當ノ賣買法ヲ定メントシ然ルニ外商ハ飽迄舊慣ヲ保守シ我荷預所ノ規則ニ從テ之ヲ買ハザルベシト云フニ起リタルモノニシテ我輩決シテ爭ヲ求メントスル者ニアラズト雖モ萬一此擧ニシテ蹶跌スルガ如キコトアルニ於テハ我邦ノ商權ハ幾ント回復スルノ期ナカルベシ實ニ貿易上ニ於テ不容易關係ヲ有スル儀ト思惟シ終ニ之ニ應ズルノ策ヲ施シ正理ニ依リ公道ニ訴エ飽迄其目的ヲ達センコトヲ計畫シタルニ幸ヒ各地有志者ハ皆擧テ此ノ擧ヲ贊成セラレ之レヲ今日ニ維持スルコトヲ得タリ然ルニ當港引取諸氏ハ此紛議ノタメ內外商業上ニ云フベカラザルノ損害ヲ生ゼンコヲ憂ヒ彼我ノ間ニ媾和ヲ申込マレタルニ外商モ亦漸ク我輩ノ首唱スル處果シテ正義ニ違ハザルヲ知リ終ニ諸氏ノ仲裁ヲ容レ別紙約定書（前ニ揭ケタルヲ以テ之ヲ略ス）ノ如ク昨夜外商ノ總會ニ於テ之ヲ承諾シタルニ依リ今十八日ヨリ其約款ニ基キ彼我ノ間取引ヲ開クニ至レリ嗚呼此擧ヤ我輩不肖其局ニ當リ日夜汲々共ニ從フテ怠ラザリシト雖モ各地有志諸君ノ贊成微カリセバ焉ンゾ今日ノ好結果ヲ見ルヲ得ンヤ今ヤ媾和ノ顚末ヲ報道スルニ當リ我輩謹ンデ玆ニ其厚意ヲ鳴謝スルコト如此頓首謹言

聯合生絲荷預所取締役

明治十四年十一月

馬越恭平

朝吹英二

茂木總兵衛

原善三郎

明治四十二年一月本縣知事より横濱生絲合名會社絋育支店に對し本縣産生絲の米國に於ける狀況につきて照會せるに同社「アール、ヴイ、ブリーソン」氏より左の如き返翰を送りて速に蠶品種を整理統一して優良なる生絲を産出し得べき蠶種を飼育すべき事、生絲の粗製濫造を誡しむべき事、價格を一定すべき事等につき左の如き懇切なる忠告書を送り來れり。

横濱生絲合名會社絋育支店アール、ヴイ、ブリーソン氏より大山本縣知事宛來信譯文

謹啓一月十二日付の貴翰正に拜誦仕り候、野生は閣下が不相變貴國の生絲に就て御注意被遊候事を拜承し欣喜罷在候千九百七年十一月二日付拙翰に於て野生の所感申上候處今玆に日本生絲特有の長所に付て次の數語を差加候

一日本生絲は白色にして其練減歩合は百分の十八なり

一歐洲生絲(譯者註歐洲生絲とは專に伊太利産を指す)は黄色にして其練減歩合は百分の二十四なり

凡そ生絲の白色なる天然性は(換言せば白色は不偏的なり)之を歐洲産の黄色若くは青色の生絲に比すれば染色の巧緻を顯はすに能く適應し且つ容易なるの便有之候又練減に於て日本生絲は一斤に付百分の十八卽ち一割八分を減耗するに止まり生絲の正味十三オンスを得へしと雖ども歐洲生絲は百分の二十四卽二割四分を減耗し正味十一オンスより十二オンスを得るに過ぎず乃ち日本生絲は其白色性にして染工上の利便あると練減の寡少なるとに依りて歐洲生絲に優越せる次第に御座候

然るに我米國に於て今尙歐洲生絲の多額の需用ある所以は如何なる理由の存するに因る乎と云ふに日本生絲は其材料たる蠶繭の多種混交なる事と日本製絲家の工場經營餘りに經濟的に過ぐるとの故に外ならずと存申候尤も野生の經

濟的と申候は製絲家が雇役する工女の數並に其使用する粗末なる舊式機械に就て申儀に有之候而して日本製絲家は概して一日に出來得る丈多量の生絲を製出せんことを希ひ隨て其品位を毀損するの結果を生じ申候

野生が今玆に申述べ候儀は獨り信州生絲に就てのみの事に無之一般日本生絲に對する儀に御座候尙又野生の批難は品位の最高なると最下なるとを問はず一般生絲に對して適用致候儀に御座候

工女が早朝受取りたる滿笊の繭繭は其全量を繰絲し了るにあらざれば其日の工程を終了せず而して定められたる時間に於て之を繰絲し終りたらんには賞與を得べしとせば良工女にして善良の絲を製出する者に對しても亦た其繰絲量の多少に拘らず均しく賞與を爲すを至當と存候然るに日本製絲家は手早く仕事を爲し多量の繰絲を爲すにあらざれば之を與へず是大なる誤謬に有之候

我米國の製絹業者は生絲の相場に應して相當の利益を製絲家に拂ひ能ひ候否常に之を拂ひ居候但機業家の困難を感する所は生絲相場の絶えず亂高下なることに有之候再昨年十一月野生か書信を閣下に送呈せし時の如き信州岡谷生絲の市價千二百圓に有之候處今日に於ては僅に九百〇五圓と相成候而して機業家は同一生絲に對して此兩價を拂ひ申候若尙今日於ても千二百圓の市價ならは之を買ひ候より外なき次第に御座候

閣下の御書面中現時日本生絲が我米國市場に於て如何に迎へられつゝありやとの御尋ねに對しては賣れつゝありと御答申上候併ながら幷は目下日本を除きて米國の需用に應ずべき程の生絲產出國なきが爲めにして日本生絲の優秀なるが故に無之候

日本に於ける商品の販賣方法は米國と甚しく相違有之候米國にては製造家は凡べて其製品の原價を見積るには資金の利子、原料代金、機械修繕費、經營費及工賃給料等を加算し之に相當の利益を附加して賣價を定め可成其全產額の

賣納を爲さんことを希望致候然るに日本に於ては之と正反對に有之無頓着に製品の原價に利益を加算し而して常に市況に注目し需用あれは相場を引上げ之なければ引下げ其高下の價格の差は時としては驚くべき程に御座候如此は製絲家に甚だ不滿足なる結果を與へ候事と思考仕候如何となれば其年の營業成績は最終の一ベール（譯者註生絲を輸出するにはアンペラ包の俵裝となすを常とす而して之を英語ベール、佛語バール即俵と云ふ）を賣りたる後にあらざれば知ること能はざるが故に御座候而して此事亦た米國當業者の計算を攪亂することと相成候即餘程の愚人にあらざれば原料の市價を基礎として製品を賣約する能はざるは當然の儀に御座候

野生が斯業に從事して以來玆に三十二年と相成候處昨年度及本年度ほど日本製絲に就て多くの苦情を聞きたること前年來未曾て之なき所に御座候譯けても本年度に於ては其批難最も甚しく候而して其苦情は重に生絲纖度の不齊なると一般生絲の品位に信を措き難きとの點に有之候即ち初めには好良なる品物を送り越し候へ共次の便船には粗惡の品を積み來るが如き荷口の區々なること苦情を招く所以に御座候

多年來我横濱生絲合名會社は米國機業家の信用を得て市場に於ては最高の位置を保持し來り申候幷は吾人が生絲の檢查に於て幷に生絲の格付に於て最も愼重嚴密を旨とし吾人が表明に違はさる所の精良の生絲を供給することに勉め居り候故に御座候然れども今や不幸にして日本生絲の品位の信頼すべからざるものあるが故に我社は漸次信用を失墜しつゝあり而して一面に於ては機業家の生絲需用高年々增加し日本の生絲產出も亦益增加し隨て米國人たる輸入業者の取扱荷數も今や巨額なるに至れり於是乎彼米國人たる輸入業者と我社との間其驅くところの生絲の品位に何等優劣の差なき以上は機業家が人種的自然の感情に依り日本人たる我社よりも同國人たる米國輸入業者に好意を表するは勿論に御座候現時に於ては日本生絲の不良なるは一般の狀態に有之尙其不良の程度は增進するの傾向あり而して其不良

の程度增進すればする丈吾人は精良の生絲を撰擇するに困難を感じ申候今日に於ては只だ日本商人は如何に安價に賣放ち得るやの價格の問題に付てのみ外商なる輸入業者に對抗しつゝあるに過ぎる次第に御座候

今や日本に要求すべき最大急務は何なりやと云はゝ第一蠶繭の學術的研究をなし不良の生絲を産出する所の凡べて蠶蟲と蠶種とを殺滅し而して製絲家が精良なる生絲を製造するの決心を以て一致結合する事に有之候且其投機心を根絶して實價に付て正當なる利益を加算し以て價格を一定し長期間の製品賣約を締結するに甘心せむこと切望に堪さる次第に御座候

以上は貴翰に對する返狀たることを信し申候終りに臨て閣下の幸福を祝し奉候　敬具

千九百〇九年三月十日（明治四十二年）

紐育市に於て

アール、ヴイ、ブリーソン

日本長野縣知事　大山綱昌閣下

信州系器械生絲横濱入荷高調（日本銀行調査ニヨル）

年次＼項目	全國生絲入荷高	内信州系入荷高			全國對信州系入荷割合
		入荷高計	内縣内 入荷高計ノ	内縣外 入荷高計ノ	
大正七年	四六八、六八八俵	三五一、五五五俵	一七三、三九〇俵	七九、一六五俵	五三、五%
八年	五一三、六四四俵	二七三、六三三俵	一八二、二八三俵	九一、三五一俵	五三、三五
九年	三八九、六三七	一九三、五四八俵	一二三、七一五	七〇、八三俵	四九、六八

十年	四六八、五七八	二四〇、〇〇三半	一五二、〇一六	八七、九八七屯	五一、二一
十一年	五二七、二三六	二六二、九〇六	一六五、九九二	九六、九一四	四九、八六
十二年	四七〇、八五一半	二五九、一九八半	一六〇、四三四半	九八、七六四	五五、〇〇
十三年	五七一、七〇四	三三八、四七八	二〇六、〇二七	一三三、四五一	五九、二〇
十四年	六四八、三三	三八六、三七四	二三〇、〇一一	一五六、三六三	五九、五九
十五年	六九一、六八九	四一三、三六〇	二四六、八七五	一六五、五一四	六〇、一〇
昭和二年	七一六、六一九	四一四、一八〇	二五〇、九六〇	一六三、三九五	五七、八〇
三年	六九六、四五三	三八七、一三九	二三七、七〇四	一四九、四三四	五五、六〇
四年	七四六、〇五一	四二三、五七五半	二五八、二七九	一六五、二九六	五六、七〇
五年	七五九、六〇一	四三三、八〇〇	二六三、五四八	一六九、二五二	五七、〇〇
六年	三七八、一三九	二一〇、五六二半	一三二、九六七俵	七八、五九四俵	五四、四〇
七年	三七一、六〇八	一九六、一〇八	一〇八、〇一六	八八、〇九二	五三、八〇
八年	三九六、六一一	二〇七、一〇九	一一三、〇一八	九四、九〇五	五三、二〇

輸出品總價格對蠶絲類輸出價格

年次	輸出品總價額	蠶絲類輸出價額
明治元年	一五、五五三、四七二円	一〇、三六四、四一三円
二年	一二、九〇八、九七八	八、六五九、〇八七
三年	一四、五四三、〇一二	七、二四六、〇一六

四年　一七、九六八、六〇八
五年　一七、〇二六、六四七
六年　二一、六三五、四〇〇
七年　一九、三一七、三〇六
八年　一八、六一一、一一〇
九年　二七、七一一、五二七
十年　二三、三四八、五二一
十一年　二五、九八八、一四〇
十二年　二八、一七五、七七〇
十三年　二八、三九五、三八六
十四年　三一、〇五八、八八七
十五年　三七、七二一、七五〇
十六年　三六、二六八、〇一九
十七年　三三、八七一、四六五
十八年　三七、一四六、六九一
十九年　四八、八七六、三一二
二十年　五二、四〇七、六八一
二十一年　六五、七〇五、五一〇

九、九一九、四七六
八、二〇三、一〇八
一〇、八九八、五二六
六、六〇一、八〇四
六、四六九、一九〇
一六、二一〇、八九七
一〇、六六七、九九五
九、四三六、〇〇二
一二、一九一、五五三
一一、〇六五、一六二
一三、四二八、九七二
一九、二六一、三五八
一八、五六二、五六七
一三、二八一、六二六
一四、四七三、三九二
二〇、三〇〇、四〇四
二一、九二〇、八九七
二八、七八三、七九六

二十二年　七〇、〇六〇、七〇五
二十三年　五六、六〇三、五〇六
二十四年　七九、五二七、二七二
二十五年　九一、一〇二、七五三
二十六年　八九、七一二、八六四
二十七年　一一三、二四六、〇八六
二十八年　一三六、一一二、一七七
二十九年　一一七、八四二、七六〇
三十年　一六三、一三五、〇七七
三十一年　一六五、七五三、七五二
三十二年　二一四、九二九、八九四
三十三年　二〇四、四二九、九九三
三十四年　二五二、三四九、五四三
三十五年　二五八、三〇三、〇六四
三十六年　二八九、五〇二、四四二
三十七年　三一九、二六〇、八九六
三十八年　三二一、五三三、六一〇
三十九年　四二三、七五四、八九二

二九、二五〇、〇四八
一六、七三七、四一八
三二、一七五、八八七
三九、九一四、九五四
三一、五九一、八三一
四二、八九二、七四八
五〇、九二八、四三五
三一、七一二、四一一
五八、七一八、〇九八
四四、七六八、九三九
六六、七一七、五一一
四八、八一八、三四五
七九、一三六、〇九八
八二、五七三、二七一
八一、三八六、二二四
九四、三三一、四二九
七八、三三〇、四七七
一六、三三九、一二九

四十年	四三二、四一二、八七三	一二三、二九二、二五九
四十一年	三七八、二四五、六七三	一一七、二四一、二五七
四十二年	四一三、一一二、五一一	一三二、四五九、五八三
四十三年	四五八、四二八、九九六	一四一、五六〇、六六五
四十四年	四四七、四三三、八八八	一三九、〇〇一、二一〇
四十五年	五二六、九八一、八四二	一六三、三二八、二八四
大正二年	六三二、四六〇、二一三	二〇三、三一六、三四四
三年	五九一、一〇一、四六一	一六九、七二〇、七七五
四年	七〇八、三〇六、九九七	一六一、二六二、二八七
五年	一、一二七、四六八、一一八	一、八二、六一七、三一六
六年	一、六〇三、〇〇五、〇四八	三八二、六一四、一一九
七年	一、九六二、一〇〇、六六八	四一二、八四八、九〇四
八年	二、〇九八、八七二、六一七	六五六、五一九、二四五
九年	一、九四八、三九四、六一一	四一八、一四〇、七八五
十年	一、二五二、八三七、七一五	四二九、七七八、六三九
十一年	一、六三七、四五一、八一八	六八七、五一七、七七〇
十二年	一、四四七、七五〇、七二〇	五七八、三三六、〇五五
十三年	一、八〇七、〇三四、八三七	七一〇、三三一、一四五

十四年　二、三〇五、五八九、八〇七
十五年　二、〇四四、七二七、八九一
昭和二年　一、九九二、三一七、一六五

九一二、五六六、六三〇
七五一、六八九、五八三
七五四、七一五、七七二

編輯後記

信州は本邦蠶絲業先進地の一にして上田地方の蠶種は近古以來上品として天下に定評あり。殊に開港以後信州蠶絲業の躍進は蠶種、繭生絲等の生産額に於て常に全國の首位を占むるに至り蠶絲王國を以て自他共に許すに至れり。然るに從來其發達の迹を繹ね先人苦辛の事績を知るに足るべき蠶絲業史の纏りたるものなきは識者の以て昭代の恨事となせる所なり。

從來歷史部門中產業史の如きは稍もすれば等閑に附せられ勝にして、殊に蠶絲業史の如きは、業其者が古來農家の副業として行はれたるに過ぎず、從つて農家が之に大なる關心を有せざりしこと、及び本業に忙殺せられて餘暇少かりしこと、一般農業者に文字なかりし事等の爲、史料極めて乏しく纔に蠶種業者が多少の記錄を遺せる程度に過ぎず。又、製絲業は最近の發達なるにも拘はらず、主として歐米を顧客とせる爲世界財界の變動に左右せらるゝこと甚しく、其盛衰興亡の速なる恰も走馬燈の如く、好景氣時代には其經營畫策に汲々として他を顧る暇なく、不況時代には局面の打開策に齷齪として記錄の餘裕すら無きが如くなりき。況んや衰亡の場合に於ては失敗の歷史を記すも懶く、偶々記錄せるものも散逸して傳はらざる場合多かりしが如し。然るに安政開港以來既に八十年、明治維新以後亦已に七十年を經過し近代蠶絲業の建設に惡戰苦鬪せる人々は概ね物故し、偶々生存せる人々も眼霞、耳聾して談話自由ならざる人多く、或は其記憶正確を缺き、往時豪華を極めたる製絲工場の如きも今は麥壠菜圃と化して其址を訪ぬるに由なきもの多し。

卽今にして史料を蒐集し之を編纂するに非ずんば當時を物語るべき古老も跡を絕ち貴重の史料も煙滅して訪ぬるに由なきに至らん。

憶ふに信州の蠶絲業は獨り本縣經濟界を支配せるのみならず、延いて縣政百般の事業上に影響する所大にして、極めて天惠薄き本縣に於て夙に普通教育の普及發達し、土木交通政治文化等の進步せるは蠶絲業の行はれたる結果富力の平

均せるに負ふ事多く、維新當時伊佛に蠶種を輸出せる結果此山國にも夙に自由民權の思想を胚へたるが如く、歐米各國との交涉は不知不識の間に本縣人思想文化の上に影響する所大なるものあり。

此意味に於ても信州蠶絲業史の編纂は頗る有意義の事業たるを失はず。

大日本蠶絲會信濃支會玆に見る所あり、不肖に囑するに信濃蠶絲業史編纂の事を以てす。余固より淺學菲才加ふるに蠶絲業に關する何等の知識經驗なき者たるにも拘はらず、大膽にも此事業に着手する事となれり。於玆昭和八年七月信濃蠶絲業沿革資料調査項目を定めて縣下十六ケ所の蠶業取締所支所に配付して各其地方資料を調査蒐集し之を報告せんことを請へり。然るに當時昭和四年秋以來の不況に遭遇して所員は之が救濟及び不況對策等に忙殺せられて寸暇なく資料蒐集の事業は殆んど進捗せず、一方既刊の書籍雜誌等に據るべきもの殆んど無かりしかば、別紙參考書目に揭げたる如き、本縣知事官房文書課所管明治四年以降最近に至る迄の公文編冊、町村誌、郡誌等を始め縣下各郡にて編纂せる郡誌、市史、町史等を捜獵して必要の箇所を採錄し、尙、之によりて發見せる資料所藏者を訪問して專ら史料の蒐集に努め一年有餘にして略々一段落を告ぐるに至れり。於玆昭和九年十一月より編纂に着手し同十一年八月漸く脫稿することを得たり。

其編纂の方針としては信濃に於ける蠶絲業史資料を出來得る限り各方面より蒐集し可成「生」のまゝ之を系統的に配列し資料としての價値を保たしめんことを努め、筆者の主觀により經濟史論的に論述することを避けたり。

最初編纂の体裁は資料を栽桑、蠶種、養蠶、製絲の四篇に分ちて記述し附錄として本縣特産たる天柞蠶の沿革史を加へ、染織史に關する資料の如きは製絲篇中の一章として揭ぐる豫定なりしも其後資料の新に發見せられしもの等多く、是等をも獨立せしめて編述する方本書の利用上便益多かるべしとの考より豫定を變更し天柞蠶、染織、人物の三篇を加へて合計七篇となし左の如く上中下三卷に收むることとせり。

上卷　栽桑篇、養蠶篇、人物篇、年表、引用書目

中卷　蠶種篇、染織篇

下　卷　製絲篇

本書は最初約二ケ年の豫定にて編纂を託せられたるにも拘はらず、筆者の微力なると、資料の頗る廣汎に亘れる爲、茫茫歲月を費し、編纂に着手以來滿三年有半を經て漸く完成を見るに至れるは衷心忸怩に堪えざる所なり。

然れども本縣蠶絲業史として最初の試なる本書の編纂が兎も角も完成を見るに至れるは偏に前蠶絲課長高橋伊勢次郎氏、現蠶絲課長荒井馬次氏を始め蠶絲課員諸氏、縣下蠶業取締所支所長始め所員諸氏、長野縣蠶業試驗場、同工業試驗場、同染織試驗場、同繭檢定所、知事官房文書課等の職員諸氏並に今井登志喜、今井誠太郎、市村成人、岩崎長思、大西芳雄、栗岩英治、小林郊人、所三男、早川直瀨、藤本實也、藤澤直枝、山口菊十郎、渡邊世祐、小口珍彥（五十音順）等諸氏の御指導による事多く、又、本文中に記載せる資料所藏者各位並に古老諸氏の御厚意によるもの多し。殊に高橋氏は栽桑篇を除く殆んど全部に亘り約一萬二千頁の原稿につき一々校閱の勞を執られ日高技師は栽桑篇井口技師は製絲篇を校閱せられ中島技師及大西氏は桑園分布圖の作製に努力せられたり記して深く感謝の意を表する所なり。

本書は其範圍の廣汎なる割合に編纂の時日少く、且微力を以てせし爲、粗漏杜撰の誹は元より甘受する所なれども、製絲篇に於て各郡市に於ける發達を郡市別に記載する豫定なりしも之を果さざりし事、座繰製絲の變遷及國用製絲及副産物處理に關する沿革資料を蒐集し得ざりしこと其他遺憾の點頗る多し。他日機會を得ば增補訂正せんことを希ふものなり。冀くは讀者諸賢叱正の勞を惜まれざらん事を。

昭和十二年二月十一日

妻科の寓居にて

江口善次誌

昭和十二年六月一日
昭和十二年六月五日

〔全三卷實費金貳拾五圓〕

—信濃蠶絲業史—

大日本蠶絲會信濃支會藏版

編纂者　長野市南縣町長野縣廳內　江口善次
發行者　長野市南縣町長野縣廳內　大日本蠶絲會信濃支會代表者　高井八十七
印刷者　長野市妻科一七三番地　荒馬方次
印刷所　長野市南縣町六五七番地　大日利雄　信濃每日新聞株式會社

發行所　長野市長野縣廳內　大日本蠶絲會信濃支會

（發賣所）
長野縣南長野市七五六町
信濃每日新聞社出版部
（電話代表四・三六一）
振替長野一二〇